販売所一覧

■政府刊行物サービス・センター（大蔵省印刷局直営）

(名称)	(郵便番号)	(所在地)	(電話)
札幌	060	札幌市北区北八条西2-1-1（札幌第1合同庁舎内）	011(709)2401·2402
仙台	980	仙台市青葉区本町3-2-23（仙台第2合同庁舎内）	022(261)8320·8321
霞が関	100	東京都千代田区霞が関1-2-1（農林水産省別館前）	03(3504) 3885㈹
大手町	100	東京都千代田区大手町1-3-2（大手町合同庁舎第2号館内）	03(3211) 7786㈹
名古屋	460	名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館内）	052(951)9205·9341
金沢	920	金沢市広坂2-2-60（金沢広坂合同庁舎内）	0762(23)7303·7304
大阪	540	大阪市中央区大手前1-5-63（大阪合同庁舎第3号館内）	06(942)1681·1682
広島	730	広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎2号館内）	082(222) 6012㈹
福岡	812	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎内）	092(411)6201·6204
沖縄	900	那覇市久米2-30-1（久米庁舎内）	098(866)7506·7508

■官報販売所（大蔵省印刷局指定）

(名称)	(郵便番号)	(所在地)	(電話)	
北海道	060	札幌市中央区南二条西9丁目 サンケン札幌ビル1階（北海道官書普及㈱）	011(231)	0975
青森県	030	青森市本町2-7-16（今泉書店）	0177(76)	3611
岩手県	020	盛岡市南大通り1-16-2	0196(22)	2984
宮城県	980	仙台市青葉区宮町3-8-12	022(222)	6486
秋田県	010	秋田市大町2-2-2（石川書店）	0188(62)	2129
山形県	990	山形市本町2-4-11（㈱八文字屋）	0236(22)	2150
福島県	960	福島市大町7-20（㈱西沢書店）	0245(22)	0161
茨城県	310	水戸市宮町2-2-31（川又書店駅前店）	0292(31)	0102
栃木県	320	宇都宮市馬場通り2-1-6（㈲うちやま集英堂）	0286(33)	4094
群馬県	371	前橋市本町1-2-33（㈱煥乎堂）	0272(35)	8111
埼玉県	336	浦和市高砂1-3-4（㈲岩渕書店）	048(822)	7633
千葉県	260	千葉市中央区市場町6—14	043(222)	7635
神奈川県	231	横浜市中区相生町4-75（㈱横浜日経社）	045(681)	2661
東京都	101	東京都千代田区神田錦町1-2（東京官書普及㈱）	03(3292)	2671
新潟県	950	新潟市東大通り1-5-24（㈱北越書館）	025(244)	5297
富山県	939	富山市大泉東町1-3-7（中田図書販売㈱）	0764(92)	1192
石川県	920	金沢市広坂1—1—30〈宇都宮広坂ビル〉（㈱うつのみや）	0762(34)	8111
福井県	910	福井市中央1-4-18（㈱勝木書店）	0776(24)	0428
山梨県	400	甲府市中央4-2-18（㈱柳正堂書店）	0552(35)	2201
長野県	380	長野市大門町66-1（㈱長野西沢書店）	026(233)	3187
岐阜県	500	岐阜市泉町5（㈲郁文堂書店）	058(262)	9897
静岡県	420	静岡市追手町10-121 新中町ビル（㈱静岡県官報販売所）	054(253)	2661
愛知県第一	460	名古屋市中区栄3-27-30（㈲愛知県第一官報販売所）	052(264)	9155
愛知県第二	450	名古屋市中村区名駅3-25-5（共同新聞販売㈱）	052(561)	3578
三重県	514	津市中央12-12	0592(28)	4812
滋賀県	520	大津市中央1-5-2（㈲澤五車堂）	0775(24)	2683
京都府	604	京都市中京区河原町通六角下ル東入（㈲京都官書普及会）	075(221)	4444
大阪府	550	大阪市西区江戸堀1-2-14（㈱かんぽう）	06(443)	2171
兵庫県	650	神戸市中央区北長狭通5-4-3（㈱兵庫県官報販売所）	078(341)	0637
奈良県	630	奈良市大宮町6-1-9（㈱啓林堂書店奈良店）	0742(33)	8001
和歌山県	640	和歌山市本町1-18（㈱宮井平安堂）	0734(31)	1331
鳥取県	680	鳥取市末広温泉町164（㈱富士書店）	0857(23)	7271
島根県	690	松江市殿町63（㈴松江今井書店）	0852(24)	2230
岡山県	700	岡山市幸町3-22（㈲有文堂）	086(222)	2646
広島県	730	広島市中区国泰寺町2-2-17（㈱広島県官報販売所）	082(242)	4680
山口県	753	山口市道場門前1-3-11（㈱文栄堂）	0839(22)	5611
徳島県	770	徳島市一番町3-22（㈲小山助学館）	0886(54)	2135
香川県	760	高松市番町1-9-16（㈲香川県官報販売所）	0878(51)	6055
愛媛県	790	松山市三番町4-6-13（㈲愛媛県官報販売所）	089(941)	7879
高知県	780	高知市本町5-2-21 城寶ビル1階	0886(72)	5866
福岡県	810	福岡市中央区天神4-5-17（政府刊行物普及㈱）	092(761)	1151
佐賀県	840	佐賀市白山1-2-18	0952(23)	3722
長崎県	850	長崎市出島町5-15（㈲長崎県官報販売所）	0958(22)	1413
熊本県	860	熊本市新町4-1-19（長崎次郎㈱）	096(352)	5069
大分県	870	大分市中春日町5-22	0975(32)	4308
宮崎県	880	宮崎市橘通東3-6-19（㈱田中書店）	0985(24)	0386
鹿児島県	890	鹿児島市上之園町33-14	0992(85)	0015
沖縄県	900	那覇市久茂地1-1-1 パレット久茂地ビル7階（㈱文教図書）	098(863)	5288

平成8年5月号

定価は表紙に表示してあります。

平成8年6月25日印刷発行

編集及び印刷・発行 **大蔵省印刷局**

東京都港区虎ノ門2—2—4　〒105

販売に関する問い合わせ，普及管理官室　03（3587）4302

編集に関する問い合わせ，官報課　03（3587）4299

落丁・乱丁本はお取り替えします。

ページ	段	行	誤	正
一四五六	二	三	免、字孫二、	免、字孫三、
一四六六	三	終りから一二	常陸海浜公園	昭和記念公園
一四八八	上	〃 一二	について、なお	については、なお
一四八九	三	五	発許番号	特許番号
一四九〇	一	九	（監理技術者）	（監理技術者）、
一四九一	〃	終りから一〇	終了後	終了後
一四九二	四	〃 一六	館」から	館から
一四九四	四	二四 }	[注」	[注]
一四九五	一	一〇 }		
〃	三	二一	〇月）超えた	〇月）を超えた
〃	四	終りから一五	機械品具	機械器具
一四九六	一	一三	準ずるものみ含	準ずるものを含
〃	〃	終りから 七 }	［ ］の部分	［ ］の部分
〃	二	一八 }		
一四九七	四	終りから一九	中央二丁目	中央二丁目地内
一五〇〇	上	四	平成八年三月四日から	平成八年三月二十七日から
一五四八	三	終りから一〇	関する法	関する法

平成八年四月

ページ	段	行	誤	正
四七	一	終りから一一	八条	八号
〃	二	一一	第三項に基づき	第三項の規定に基づき
〃	四	終りから 一〇～一一	施行者は、使用する	場外車券売場等において勝車投票券の発売等を行う者は、当該
一一四	一	〃 二〇	令第一	号第一
〃	〃	一九	令第	号第
〃	〃	一八	令第千	号第千
一二四	四	二	令適用	令適用

一八二頁上段五行目を削り、六行目の「二」を「一」とし、以下一二行目の「七」まで各一項づつ繰り上げる。

ページ	段	行	誤	正
二〇五	三	終りから二一	Alu	Alu
二一二	下	〃 一九	徳島県板野郡上坂町	徳島県板野郡上板町
二二六	一	〃 六	ヲシマ一三三六	ヲシマ一三二六
二三八	四	二	二七〇の二、二七〇	二七〇の二・二七〇
二四二	二	四	字ワラヲ	字ワロヲ
二五四	三	二八	（イ点）	（イ線）
二五五	二	二一	点）、ロ点から	線）、ロ点から
三〇四	上	二	第二項	第五項
三一四	三	終りから 一六～一七	の西南西方約二・二キロメートル）	）の西南西方約二・二キロメートル
三二〇	一	二一	第十四条第三項、	第十四条第三項並びに
〃	〃	二三～二四	「並びに別表第一号注31」を削る。	
三二七	上	終りから一六	1.657.9(9)	1.657.5(9)

ページ	段	行	誤	正
三五二	二	一七	二条第一項の	二条第五項の

ページ	段	行	誤	正
九五一	一	終りから一七～一六	スポーツや芸術文化など	これら
〃	〃	〃一五	などは、	などの生活文化関連産業は、
〃	〃	〃一四	「生活文化関連の」を削る。	
〃	〃	〃一二	ツや文化の	ツなどの
〃	〃	〃四	それらの	その
〃	二	三	施設（以下	施設、即ち、スポーツ産業の発達のために設置される同号イ又はロから構成される施設（以下
〃	三	三～四	芸術文化等に係る	スポーツ以外の
〃 〃 九五二	〃 四 一	一二 一三 九	スポーツ等	スポーツ
九五一	三	一二	観点	観点など観覧者の観点
〃	四	一三	のみならず、	のみならず、当該施設や
九五二	一	一〇	のみならず、	のみならず、当該施設におけるイベント関連の展示や
〃	二	六～七	「スポーツイベント等の活性化の観点から、」を削る。	
〃	三	終りから二三	イベント等	イベント業等
〃 〃 〃	四 〃 〃	〃一七 〃一〇 〃二	大規模	特定大規模

九五三頁一段三行目と四行目の間に次の一行を加える。
6 地価等への配慮

ページ	段	行	誤	正
			6 大規模	特定大規模
九五三 〃 〃 九五四	一 二 四 一	終りから一三 一二 終りから一 一八	イベント等	イベント業等
九五五	四	一〇	法第4条第1項	法第四条第一項
九五七	二	終りから二二	る運営協議会	る協議会
九七九	一	一	妙谷から	名谷から
九八〇	〃	一八	松木電気鉄道	松本電気鉄道
〃	二	一九	信楽高原鐵道	信楽高原鐵道
九八九	一	一〇	G灯浮標	C灯浮標
〃	四	終りから一五	の南	の南東
九九五	〃	〃一三	横浜市南	横浜南
九九六	下	七行中	別表監視取締艇	別表特殊警備救難艇
一〇二一	三	一〇	ボランティア	ボランテイア

ページ　段　行　誤　正

一〇二六頁二段の最後に次の文を加える。

対象第1　終身保険、定期保険（養老保険を除きます。）、養老保険（財形年金養老保険を除きます。）及び夫婦保険の基本契約の保険料額

保険金額（特別終身保険及び介護保険金付終身保険にあっては、基準保険金額）10万円に対する月額保険料は、次のとおりとします。

保険金額1万円に対するものはその1／10、20万円に対するものはその2倍、30万円に対するものはその3倍、その他これに準じて計算します。保険料額に1円に満たない額の端数が出たときは、その端数は切り捨てます。

ページ	段	行	誤	正
一二六八 一二六九 〃	下 上 〃	終りから二 二 五	終身年金保全	終身年金保険
一二九八	一	終りから五	第十四条第一項	第四十条第一項
一三二八	〃	一～二	「並びに第四条第二項及び第三項」を削る。	

同頁同段四行目と五行目の間に次の文を加える。

第四条第二項及び第三項中「以上の技能」の下に「及びこれに関する知識」を加え、「及び同表」を「並びに同表」に改める。

一三五一頁上段終りから一三行と一四行目の間に次の罫表を加える。

日本園芸協会	東京都渋谷区	株式会社日本創芸教育	住まいの庭園技能講座	六箇月

ページ	段	行	誤	正
一三二八	二	一一	女子技術学院	女子技術学校
一三三〇	一	終りから五	2.203	2.203
〃	〃	〃四	2.054	2.054
一三三二	三	九	書現	書規
一三三四	四	終りから一七～一八	高年齢者等職業安定対策基本方針	「高年齢者等職業安定対策基本方針」
一三五四	〃	七	大隈公	大隅公
一三六七	上	一一	の意識	意識
一三六九	下	一〇	オルトーフタロジニト	オルトーフタロジニト
一三七一	二	八	氏名	名称

同頁同段一二～一三行目の「香川県仲多度郡多度津町堀江三丁目地内」と一四行目の「なし」とを入れ換える。

ページ	段	行	誤	正
一三八一 〃	一 〃	終りから二一 〃一三	佐賀町挙ノ川	佐賀町挙ノ川
一三八九	〃	〃四	小字蛸谷口、小字	小字蛸谷口及び小字
〃	〃	〃二〇	古出川	古田川
一三九四	三	〃一七	九年三月	十年三月
一四〇一	〃	〃二〇	第千三百九十七号	第千三百七十九号
一四二一	二	一九	江ノ三島市中曽村	江ノ村
一四二一	四	九	字平畑前ノ谷、及び	字平畑前ノ谷及び
一四二四	下	七～八	坪沼字沼山四一番九から同市太白区坪沼字沼山四四番二まで	茂庭字人来田東五五番五から同市太白区茂庭字人来田中五三番三まで

ページ	段	行	誤	正
同頁同段終りから二行中「(他の検査とともに受ける米麦の成分検査)」を「(他の検査とともに受ける成分検査)」とする。				
三五三頁下段一〇～一一行中「(2)　資料採取場所 「(3)　検査年月日　　平成　年　月　日」を 「(2)　検査年月日　　平成　年　月　日」とする。				
同頁同段表中「年産／年度」を削る。				
三五四頁一段終りから一行目から同二段二行目までを次のように訂正する。 第四百二十九条から第四百三十一条まで　削除				
三五五頁上段終りから二行目「円　　支給開始年月　　平成　　年　　月」を左へ一行寄せる。				
三五七	一	一五	4　令第七条	5　令第七条
三六〇頁三段終りから七、八行目を同段二行目と三行目の間に移す。				
三六一	二	一五	誘導灯、ア	誘導炉、ア
三六三	四	終りから 六	の製錬体	の精錬体
三六四	二	九	できるもの	できないもの
〃	四	終りから 二二	を実施するため	第八十九条の規定に基づき
三六五頁二段一〇～一三行を削る。				
三八九	一	終りから 一七	第二項第一項	第二条の見出しを「(郵政大臣の承認)」に改め、同条第一項
三九八	二	一一	ように改める。	ように定める。
〃	三	終りから 二	「，踏切警報機	「、踏切警報機
四〇一	上	六	昭和五十六年郵政省令第十五号	昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号
四〇三	下	一	次の一節	次の二節
四〇四	上	終りから 一九	ては、イに規定	ては、ロに規定
四二一	二	二	第二項ロ	第二号ロ
四二五頁の様式を削る。				
四二六	下	六	号）規定	号）の規定
〃	〃	二二	ト(2)」に、「第	ト(2)」に改め、同項第二号中「第
四二七	上	終りから 一四	でを一ずつ	でを一ずつ
四二八	〃	二	に、「当期	に、「当期
〃	〃	終りから 四	に、「前期	に、「前期
四三六	三	〃 八～九	「及びこれを含有する製剤」を削る。	
〃	四	一一	「製剤」の次に「（クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。)」を加える。	
四三七	一	七	「五酸化バナジウム」に続けて「(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。) 及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇％以下を含有するものを除く。)」を加える。	
四四一	一	終りから 一四	十条の規定	十項の規定
四四六	上	二〇	物質の種	物質の種
〃	下	一六	槽、遣水工	槽、遣水工

ページ	段	行	誤	正
四四六	下	二二	高さ一メートル	高さが一メートル
四四九	〃	終りから 七～九	行頭をそれぞれ一字下げる。	
四五一	下	〃 一七	施設」に	施設等」に
四五二	上	二二	第三十項	第三十一項
四五九	下	三	賃　貸　料	賃　貸　料
四七二	〃	終りから 一三	「(平成７年～」以下を改行する。	
〃	〃	〃 一八	〃	
〃	〃	二三	〃	
〃	〃	二八	〃	
四八七	上	二四	五〇・七〇	五〇、七〇
五〇〇	三	終りから 一五	昭和41年	昭和40年
五〇五	〃	〃 二三	坂ノ上十九	坂ノ下十九
五一二	三	〃 六	昭和39年	昭和29年
五五三	二	〃 二二	その書類	この書類
〃	〃	〃 一五	合衆国	アメリカ合衆国
〃	〃	〃 一三	日本国	アメリカ合衆国駐在日本国
〃	三	四	日本国	アメリカ合衆国駐在日本国
〃	〃	六	合衆国	アメリカ合衆国
五七九	四	終りから 一一	国庫債権（第	国庫債券（第
五八〇	一	〃 一六	〃	〃
五八〇	一	一〇	百円につ九	百円につき九
〃	二	五	〃	〃
五八四	三	終りから 五～六	上海日本人学校	中華人民共和国上海市に設置されている上海日本人学校の
五九二	二	三行中	気象衛生センター	気象衛星センター
五九六	四	終りから 八	二　介第六条	二　令第六条
六〇四	二	〃 一二	六ン	六トン
〃	〃	〃 一一	〃	〃
八五七	下	一四	(イ)　たんぱく質	(イ)　たんぱく質（％）
〃	〃	一五	(ロ)　アミロースの含有率	(ロ)　アミロース（％）
八八九	二	一六	ウキ通五	ウキ迫五
九一六	四	終りから 一三	長が提	長に提
九三三	下	〃 一	輸入年月日	輸入申告年月日
〃	〃	〃	表の四番目空白欄に「輸入申告番号」を入れる。	
〃	〃		表の最後に次の文を加える。 注）「輸入申告年月日」欄及び「輸入申告番号」欄には、関税法第67条の規定に基づき、税関長に提出する「輸入（納税）申告書」に記載される「申告年月日」及び「申告番号」を記入する。	
九四二頁二段終りから五～六行目を削る。				
九五一	一	終りから 二〇	「や芸術文化」を削る。	
〃	〃	〃 一八	開催が、イベント	開催は、イベント

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成六年四月

五二四頁下段五～七行目を削る。

平成七年七月

ページ	段	行	誤	正
三三八	一	一七	八二、片野浦	八二、下甑村片野浦

平成七年十月

三五一頁上段一行目を次のように訂正する。

（写真欄（注４）／写真欄（注４）／申請資格 氏名）

を

（写真欄（注４）／写真欄（注４）／氏名 生年月日 申請資格 免許証の番号 免許の年月日 発給年月日）

に、

平成七年十一月

五五頁三段六行目と七行目の間に行頭二字下げて次の文を加える。

第六号書式（第四条関係）を削る。

ページ	段	行	誤	正
六一	二	八	2 この	3 この

六頁二段七行目と八行目の間に次の文を加える。

2 この省令の施行の際、現に交付を受けている船籍票は、小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第三条から第七条までの規定により船籍票の交付を受けるまでは、改正後の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令第一号様式（第一条関係）による船籍票とみなす。

平成八年一月

ページ	段	行	誤	正
一九二	一	九	第五区	第六区

平成八年二月

ページ	段	行	誤	正
一七三	三	九	「日本史、	「、日本史、
一九〇	上	終りから一	第49条	第48条
二六三	三	一三	ク線道路	カ線道路
二七四	二	終りから二	金初表	張初表
〃	四	〃 七	重彌表	重彌表
二七九	〃	〃 七	茨城市	茨木市
四〇〇	〃	二	特別会計施行	特別会計法施行
〃	〃	五	（同上）	（同上）
四四八	三	終りから二四	表示灯	標示灯
五二六	一	一九	都路事業	道路事業
五三一	一	終りから一四	巾丁	巾下町

ページ	段	行	誤	正
五三五	三	終りから一四	名称 建設大臣	名称 徳島県

同頁同段終りから七行目と八行目の間に次の文を加える。

一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
徳島県徳島市役所

平成八年三月

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから一五	り恋更	り変更
四〇	一	〃 一〇	「在する住居」	「存する住居」
一六八	〃	〃 一七	三十一日に、	三十一日」に、
一七〇	四	二一	四月一日以降発行	四月一日以後発行
一八〇	〃	一二	季託を	委託を
〃	〃	二八	る事業として行う	る業務として行う

一八七頁二段一一行から二〇行目までを次のように訂正する。

方税法附則第十条第四項の規定により読み替えて準用される租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第一項及び第二項の規定を準用する場合においては、同条第一項中「法附則第

ページ	段	行	誤	正
二三一	一	一七	第四条中	第五条中
二五五	下	二	）第四十八条の二第三項	）第四十八条の四第一項
二八六	〃	終りから三	なつた際次に	なつた際、次に
二八九	四	二二	係る同令第	係る施行令第
二九四	〃	一四	第　号	第三十六号
二九八	上	終りから六	（$\frac{13}{100}$）の	$\frac{13}{100}$）の
〃	〃	〃 三	（同上）	（同上）
三〇二	下	四	（平成７年	（平成７年
〃	〃	五	又は」	又は」
三一〇	上	五	別表㈢、	別表三㈢、
三一三	四	五	「第二号八」	「第二号ハ」
三二九	〃	九	掲示	提示
〃	〃	一五	を譲り受けた	を譲り受けた
三三〇	二	一〇	保管	保管
三四二	三	一九	次の一項	次の一号
〃	〃	終りから六	届書、薬局	届書　薬局
三四三	一	〃 一一	届書、国内	届書　国内

三四四頁一段七～一二行目までの行頭をそれぞれ一字下げる。

ページ	段	行	誤	正
三四五	上	二～三	「及び関係法律の規定に基づき、」を削る。	

三五二頁上段表中

年度 年度			

を削る。

○大阪府公安委員会告示第三十五号
　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。
　この指定は、平成八年五月二十六日から、その効力を生ずるものとする。
　平成八年五月二十日
　　　　大阪府公安委員会委員長　大野　[illegible]義
㈠　名称　五代目酒梅組
㈡　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区東心斎橋二丁目六番二十三号
㈢　代表する者に代わるべき者の氏名　中下元治
㈣　代表する者に代わるべき者の住所　大阪府大阪市西成区千本南一丁目三番十四―八百十二号
㈤　指定番号　六二九六―一（平成五年五月二十六日大阪府公安委員会告示第四十八号により公示した指定番号六二九三―一）

○消防庁告示第三号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第十四号の二の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）を次のように改正する。

平成八年五月十一日

消防庁長官　秋本　敏文

別表省令別表第一に掲げる救助器具の項中「又は救助幕」を削り、「ワイヤロープ　二」を「ワイヤロープ　二／マンホール救助器具　一／救助用簡易起重機※　一」に、「常用荷重〇・二トン以上　二」に、「ハンマー　一」を「ハンマー　一／携帯用コンクリート破壊器具　一」に、「空気呼吸器（予備ボンベ及び充填用ボンベを含む。）　五　予備ボンベ五、充填用ボンベ一とする。」を「空気呼吸器（予備ボンベを含む。）　五　予備ボンベは、五とする。／空気補充用ボンベ※　一」に、「安全帯　五」を「安全帯　五／防塵メガネ　五／携帯警報器　五／防毒マスク　五」に、「水中スクーター※　一」を「水中スクーター※　一／水中無線機※　一／水中時計※　一／水中テレビカメラ※　一」に、「投光器一式　一」を「投光器一式　一／携帯投光器　五」に、「応急処置用セット　一」を「応急処置用セット　一／車両移動器具※　一」に改め、同表省令別表第二に掲げる救助器具の項中「空気式大型油圧スプレッダー　一　展開力三トン以上」を「大型油圧スプレッダー　一　展開力三トン以上／救助用支柱器具※　一　耐荷重二トン以上／チェーンブロック　一　定格荷重一トン以上」に、「空気式大型油圧切断機　一」を「大型油圧切断機　一／空気切断機　一／コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※　一」に、「送排風機　一」を「送排風機　一／エアラインマスク※　五」に、「防毒衣　二」を「防毒衣　二／特殊ヘルメット※　一／簡易画像探索機　一」に、「ロープ登降機　二」を「ロープ登降機　二／救助用降下機※　二／発電機　一　一・二キロワット／百ボルト以上のもの」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

弦念　丸呈	参議院議員	ツルネン政策会	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一三二一	弦念　丸呈	八、二、九
中津川博郷	衆議院議員	中津川博郷後援会	千葉県浦安市北栄三―一八―一	中津川博郷	八、三、四
福島　栄	静岡県議会議員	サカエ政治経済研究会	静岡県富士市柚木三四二―一	福島　栄	七、三、三〇

○自治省告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成八年五月三十日

自治大臣　倉田　寛之

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
二田　孝治	衆議院議員	新政策フォーラム	主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三―七―五	秋田県秋田市保戸野千代田町六―八
松沢　成文	衆議院議員	地域政経研究会	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市多摩区東生田一―一―一―五	神奈川県川崎市麻生区百合丘一―二三―七

全国中小企業振興会	代表者の氏名	向井　克己	宮内　登	八、一、二五
全国同和会	主たる事務所の所在地	大阪府岸和田市作才町一二二二	大阪府岸和田市土生町一七七七	八、二、二七
	代表者の氏名	松田　始	和田　滋治	
	会計責任者の氏名	中西　浩幸	林　武	
全中連政治連盟	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町一—五—三	東京都千代田区平河町一—七—五	八、二、九
全日本不動産政治連盟	会計責任者の氏名	清水　義弘	北爪　良明	七、八、八
大東亜塾	主たる事務所の所在地	岡山県岡山市新福一—一—三〇	岡山県岡山市倉田五一三—一	八、二、二七
大日本皇心会	代表者の氏名	長屋　和雄	平田　亨	八、二、一五
大日本櫻会	主たる事務所の所在地	千葉県浦安市堀江五—五—一	千葉県浦安市海楽二—一二—二二	八、三、四
大日本愛国協議會	会計責任者の氏名	福田　裕士	今泉　孝二	七、一一、一三
地域政経研究会	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市多摩区東生田一—一—一—一五	神奈川県川崎市麻生区百合丘一—二三—七	八、二、二三
忠孝塾	会計責任者の氏名	稲葉　正光	野口　孝男	八、二、二〇
中国情報通信懇話会	会計責任者の氏名	山成　昇次	黒田　静雄	七、一一、一四
ツルネン政策会	代表者の氏名	弦念　丸呈	松岡　康彦	八、二、九
東海税理士政治連盟	会計責任者の氏名	高羅　英彦	佐羽尾明夫	八、二、九
道北開発研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田錦町一—八—一一	東京都港区赤坂三—二—六	八、二、二〇
東北土地改良政治連盟	会計責任者の氏名	鈴木　満雄	阿部　純一	八、三、五
渡海会	代表者の氏名	森本　克己	稲岡　貞男	八、三、五
21世紀平和研究所	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田錦町一—八—一一	東京都港区赤坂三—二—六	八、二、二一
日本国家国民党	政治団体の名称	日本国家国民党	日本国家党	八、二、二
日本主権者連合	会計責任者の氏名	森　康信	橋本　公光	八、二、二二
日本青年社三多摩本部	主たる事務所の所在地	東京都小金井市前原町三—四〇—一	東京都武蔵野市御殿山二—二一—二一	八、二、一六
日本青風同盟	主たる事務所の所在地	愛知県小牧市中央三—二〇〇—二	愛知県小牧市弥生町五〇	八、三、四
日本船舶電装政治連盟	代表者の氏名	小田道人司	柏原　力	八、二、一四
にんじんネット	政治団体の名称	にんじんネット	人人にんじんネットワーク	八、二、五
	主たる事務所の所在地	千葉県流山市松ヶ丘二—一三三〇—六八	千葉県松戸市新松戸一—一二四三	
北農会土地改良政治連盟	代表者の氏名	堀田　義之	中西　一郎	八、二、八
	会計責任者の氏名	藤岡　孝壽	堀田　義之	
松崎正策後援会	代表者の氏名	松崎　正策	久山　英一	八、三、五
豊かな老後をつくる中高年者の会	主たる事務所の所在地	東京都町田市鶴川五—一—一二	東京都町田市中町二—五—七	七、七、三

○自治省告示第百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成八年五月三十日

自治大臣　倉田　寛之

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いのちを見つめる会	三角　行徳	八、二、二二
大阪三友会	檜　喬	七、二、三一
関西経済調査会	柿木智三雄	七、二、二九
関西晋和会	松永　隆	八、一、二九
関西拓政会	富安　一夫	八、一、三〇
関西野田会	石川　浩三	七、三、二八
九三政治改革同盟	梶谷　慶吉	七、二、三一
九州西部「明るく正しい教育をすゝめる会」	津野田保茂	七、二、三一
90年代政経フォーラム	中村　好一	八、二、二一
きんき無党派グループ21	山本　達朗	七、二、三一
現代政経懇話会	鶴園　哲夫	八、二、二三
国際金融経済研究会	堀　仁	八、二、一五
国際文化経済振興会	矢原　秀男	八、一、三一
コスモス・21	大森　礼子	八、二、二四
新自由総合研究所	高橋　克人	八、一、二六
新世紀政経研究会	崎山　浩司	八、一、三一
政治結社新日本青年憂政会	神村　勝美	八、一、一九
政治結社天櫻連合會	大路　勇	七、一一、一八
政治結社大和同盟総本部	小橋　公明	八、二、一六
但馬太陽政治研究会	宮垣　貞雄	八、二、二三
日本ジャーナル政治連盟	堤　忠久	七、一二、三〇
日本船舶電装政治連盟	小野道人司	八、二、一七
ポプラの会	中濱　照二	八、二、一五
三重県南勢明るく正しい教育をすすめる会	藤田　昌広	八、一、三一
宮城県明るく正しい教育をすすめる会	川村　良作	八、二、一九
宮崎県明るく正しい教育をすすめる会	宮崎　政次	八、二、一七

○自治省告示第百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成八年五月三十日

自治大臣　倉田　寛之

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
遠藤　和良	衆議院議員	えんどう和良後援会	徳島県徳島市西船場町五—五—一	遠藤　和良	八、三、八
及川　一夫	参議院議員	情報通信問題研究会	東京都千代田区永田町二—一—一	及川　一夫	八、一、二九
大石　秀政	衆議院議員	大石秀政後援会	静岡県榛原郡吉田町神戸一四七〇	大石　秀政	八、一、一六
塩田　晋	衆議院議員	関西政経懇話会	兵庫県加古川市志方町志方一五〇三	塩田　晋	八、一、三一

政治団体の名称	異動事項	異動前	異動後	異動年月日
教育問題研究会	代表者の氏名	増田　年且	前田　寿一	八、二、一五
	会計責任者の氏名	山口　文生	佐藤　欣一	
国祥塾	会計責任者の氏名	尾崎　勇	山口　隆	八、一、一二
国民新党政経調査会	主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市兵庫区湊川町三―二―七	兵庫県神戸市兵庫区東山町二―一―五	八、一、一九
サカエ政治経済研究会	代表者の氏名	福島　栄	福島　一元	七、三、三〇
	会計責任者の氏名	石川　康司	望月　青三	
衆星会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田一―一―一〇	東京都千代田区平河町二―一六―五	八、二、二一
自由民主党政令指定都市議会議員連盟	代表者の氏名	吉野　晃司	中本　弘	八、二、一四
	会計責任者の氏名	佐々木両道	安井　俊彦	
昭一会	代表者の氏名	増田　年且	古賀　昌文	八、二、一五
	会計責任者の氏名	山口　文生	佐藤　欣一	
昭栄塾	政治団体の名称	昭栄塾	昭栄会	八、二、一四
昭和政治経済研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	東京都新宿区四谷一―一二	八、二、二三
新政策フォーラム	主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三―七―五	秋田県秋田市保戸野千代田町六―八	七、一一、一四
	会計責任者の氏名	小松　健	青山　仁	七、一二、一三
新21世紀政治経済研究所	会計責任者の氏名	田中　一三	中川　善博	八、二、一四
新風政経懇話会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都江東区東陽六―五―五	七、六、二六
	主たる事務所の所在地	東京都多摩市豊ヶ丘六―三―一	東京都千代田区永田町二―一―二	七、六、二九
清愛会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都港区芝浦三―一―四三	八、二、八
生活環境フォーラム	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町一―四―一五	東京都千代田区麹町四―一―四	八、二、二一
政経フォーラム22	会計責任者の氏名	亀井　隆生	長島　輝男	八、二、二六
政治結社関西鳳凰隊	政治団体の名称	政治結社関西鳳凰隊	関西鳳凰隊	八、二、二六
	主たる事務所の所在地	大阪府藤井寺市古室二―五―二四	大阪府藤井寺市北岡一―七―一二	
政治結社皇國眞根塾	会計責任者の氏名	山口　一嘉	伊坂　和夫	八、一、一二
政治結社国歩会	政治団体の名称	政治結社国歩会	国歩会	八、二、六
政治結社心の会	主たる事務所の所在地	東京都府中市南町三―三七	東京都府中市武蔵台一―三五	八、二、一六
政治結社殉国大志会	主たる事務所の所在地	長崎県佐世保市福石町七―一一	長崎県佐世保市大和町一―一三七	八、一、二六
	会計責任者の氏名	岡本　輝彦	坂本　正人	
政治結社信望塾	主たる事務所の所在地	神奈川県厚木市戸室一―三二―一六	神奈川県厚木市船子一―二三五―二	八、二、一

政治団体の名称	異動事項	異動前	異動後	異動年月日
政治結社新日本育成會	代表者の氏名	清田　利正	和田　芳昌	八、二、八
政治結社新日本健政塾総本部	政治団体の名称	政治結社新日本健政塾総本部	政治結社新日本健政塾	七、九、二八
	代表者の氏名	松下　一仁	高橋　俊男	
	会計責任者の氏名	平林　清孝	松下　一仁	
政治結社新日本青年憂政会	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区中寺二―二―九	大阪府大阪市南区中寺二―二―九	八、一、一九
政治結社遂行会	政治団体の名称	政治結社遂行会	日本を護る政治結社日本遂行会	八、二、一三
政治結社全日本国政連合	政治団体の名称	政治結社全日本国政連合	政治結社極心連合会	七、一一、六
政治結社大義社	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区片町一―四―二	大阪府堺市八田南之町三〇九	八、一、二九
政治結社大真塾	主たる事務所の所在地	岡山県岡山市西古松一―二四―六	岡山県岡山市川入一〇九九―一	八、一、二三
	会計責任者の氏名	山本　政二	小川　仁志	
政治結社大日本光誠塾	代表者の氏名	依田　直之	湯船　良行	八、二、二〇
	会計責任者の氏名	宗村　晃	宮本　雅史	
政治結社大日本国公愛塾	会計責任者の氏名	杉山　公浩	渡辺　広光	八、二、一四
政治結社大日本昭和五輪連盟	会計責任者の氏名	鈴木金太郎	籾山　博保	八、二、九
政治結社忠孝塾護国豊饒隊総本部	会計責任者の氏名	湯原　勲	西村　富雄	八、二、二八
政治結社日本敬愛社	主たる事務所の所在地	兵庫県芦屋市翠ヶ丘町一―二〇	兵庫県神戸市東灘区甲南町三―六―二〇	八、二、一九
政治結社日本現璞社総本部	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区中寺二―二―九	大阪府門真市末広町四〇―七	六、三、一
	会計責任者の氏名	加治屋栄治	池田　徹也	
政治団体新政経同志会兵庫県本部	主たる事務所の所在地	兵庫県明石市鍛冶屋町六―二〇	兵庫県神戸市中央区旭通五―八―一	八、一、二九
政治団体清新会元運輸大臣荒船事務所	政治団体の名称	政治団体清新会元運輸大臣荒船事務所	元運輸大臣荒船事務所清新会	八、一、一二
	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区島之内二―一四―二四	大阪府大阪市中央区西心斎橋二―一二―二二	
聖清会	主たる事務所の所在地	大阪府茨木市西駅前町七―二〇八	大阪府箕面市半町三―一三―四七	八、一、五
	会計責任者の氏名	河野　裕亮	福井　正直	
青年政治研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都江東区東陽六―五―五	七、六、二六
	主たる事務所の所在地	東京都多摩市豊ヶ丘六―三―一	東京都千代田区永田町二―一―二	七、六、二九
全国たばこ販売政治連盟東海地区本部	代表者の氏名	秋山　登	那須　保夫	八、二、二三
	会計責任者の氏名	秋山　登	那須　保夫	

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛国党西日本総本部岡山県作州支部	延原　照明	丸山　洋資	岡山県勝田郡奈義町馬原一一三－一	八、二、七
井上義久東北後援会	松本　昭三	日向多賀夫	宮城県仙台市宮城野区榴岡四－一－八	八、二、一五
えんどう和良後援会	遠藤　和良	遠藤　芳邦	徳島県徳島市西船場町五－五－一	八、三、八
大石秀政後援会	大石　秀政	川田　隆	静岡県榛原郡吉田町神戸一四七〇	八、一、一六
回天塾	荻原　亨	得能　行雄	茨城県水戸市白梅二－六－二一	六、七、一八
木口京子後援会	片岡　芳子	掛谷　美佐	岡山県小田郡矢掛町小田六五四八－三	八、二、一六
共栄政治連盟	吉永　一郎	池崎　敏郎	熊本県本渡市港町八－五	八、二、一九
高齢者醵金共有協同賃貸マンション	高峰　義男	佐藤　薫子	大阪府大阪市平野区加美北一－一六－二	八、一、二六
佐々木憲昭後援会	村土　進	村土　進	愛知県名古屋市中区正木二－一五－一三	八、二、二九
渋谷事務所	岩根　弘之	岩根　弘之	東京都台東区東上野二－九－七	八、二、一六
社会活動研究会	蓼科　満治	辻本　啓二	東京都千代田区永田町二－一－一	八、二、二一
情報通信問題研究会	及川　一夫	田原　洋	東京都千代田区永田町二－一－一	八、一、二九
鈴木やすし市民ネットワーク	鈴木　泰	鈴木　泰	東京都福生市牛浜一四三－一	八、二、二一
政治結社菊誠会	古賀　和雄	入口　一義	佐賀県三養基郡三根町大字西島二九七四－二	八、一、三一
政治結社玄洋社聯合憂國護神會愛知總本部	戸田　隆	戸田　礼子	愛知県海部郡甚目寺町大字本郷字取替七六	八、二、二〇
政治結社皇國實會総本部	宇野　尚喜	福田　敏文	兵庫県尼崎市三反田町三－四－二五	八、一、一六
政治結社国民青年同志会	村西　康正	村西　康正	大阪府枚方市北中振三－四五－八	八、一、九
政治結社桜塾	篠崎　勝治	山田　正一	神奈川県相模原市上溝三－二〇－三	八、二、六
政治結社新日本虎童塾	下中　秀幸	下中　秀幸	兵庫県小野市福住町三五六－二〇六	八、二、七
政治結社新日本青年憂政会	仲谷　喜一	橋本　享治	大阪府門真市舟田町二五－一〇－二	八、一、一九
政治結社清流塾行動隊香川県本部	杉村　智基	高田喜代彦	香川県丸亀市土器町西四－五三七	八、一、二九
政治結社大日本國憂會	宮崎　憂誠	高島　勇士	鹿児島県姶良郡隼人町見次一二二七－二	八、二、一九
政治結社天儀党	小山　秀康	松岡　清孝	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和町四三八九	八、二、六
政治結社天道勇誠會	大路　勇	大路　勇	兵庫県加古郡稲美町中村一三八二－一	八、一、一八
政治結社大和同盟総本部	小橋　公明	小橋　満恵	岡山県岡山市邑久郷二〇七五	八、二、六
政治団体環境保全協会	松岡　茂雄	坂本　富男	大阪府大阪市港区港晴四－三－五	八、一、二五
政治団体新和会愛知県連合会総本部	吉住　和高	井上　貴裕	愛知県名古屋市守山区川北町二一八－二	八、二、二三
せこゆきこ後援会	村土　進	村土　進	愛知県名古屋市中区正木二－一五－一三	八、二、二九
全国人権解放連盟	藤本　俊昭	平山　繁弘	大阪府大阪市浪速区日本橋三－三－五	八、一、一八
大日本思考塾	村上　勝富	原田　雄司	北海道稚内市緑五－四〇	八、一、一八
竹下登後援会	佐々木雄三	妹尾　哲	島根県出雲市塩冶町一－七－九	八、二、二三
中津川博郷後援会	中津川博郷	伊賀　雅志	千葉県浦安市北栄三－一八－一	八、三、四
日本保証改革連盟	比嘉　康亨	比嘉　康亨	東京都港区赤坂二－一三－八	八、二、二三
林田彪東京後援会	川合　恒孝	古畑　保徳	東京都千代田区飯田橋一－四－二	八、二、一六
B．E．P	福田　靖雄	馬場　忠法	大阪府大阪市阿倍野区阪南町一－三〇－五一	八、一、九
ひらが高成後援会	村土　進	村土　進	愛知県名古屋市中区正木二－一五－一三	八、二、二九
部落解放同盟国民会議関東支部	佐藤　功	有賀　英二	東京都中央区銀座一－一九－三	八、二、一四
まえはら誠司友人たちの会	南部　靖之	福田　智子	東京都渋谷区広尾五－六－六	八、二、一六
民族派愛国団体政治結社宗政会	間野　宗明	酒勾　博	鹿児島県鹿児島市郡元町六－二三	八、三、八
吉永政治連盟	吉永　征輝	田口　正興	熊本県本渡市南新町三－一	八、二、一九

備考　従来、えんどう和良後援会は徳島県選挙管理委員会に、回天塾は茨城県選挙管理委員会に、政治団体新和会愛知県連合会総本部は愛知県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、自治大臣に届出すべき政治団体となったものである。

〇自治省告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成八年五月三十日

自治大臣　倉田　寛之

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
アジア政治経済研究会	会計責任者の氏名	二宮真由美	佐藤勇紀夫	八、二、九
新しい時代をつくる党	代表者の氏名	高橋イシ子	今野　福子	八、二、二三
岩本久人後援会	会計責任者の氏名	金築　隆	賀戸　忠友	八、二、一五
上草義輝東京後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田錦町一－八－一一	東京都港区赤坂三－二－六	八、二、二〇
塩心会	会計責任者の氏名	小菅　要	小菅　和	八、二、九
大木さとる事務所	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市青葉区荏田町二三五－三	神奈川県横浜市青葉区荏田町二三五－一〇	八、三、四
環境福祉協議会	主たる事務所の所在地	東京都福生市福生二三〇六－八	東京都昭島市昭和町四－五－一	八、二、一四
関西政経懇話会	代表者の氏名	塩田　晋	陰山　光男	八、一、三一
関西政治経済調査会	会計責任者の氏名	吉田　和彦	畠中　洋三	八、二、一五
木部佳昭の会（新風会）	主たる事務所の所在地	静岡県伊東市湯川一－一一－一六	静岡県三島市大宮町一－一二－二九	八、二、七
九州南部たばこ販売政治連盟都城支部	会計責任者の氏名	海老原次徳	木場　実	八、一、二九

○自治省告示第百三十二号

町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条第二項の規定による裁定により、三重県桑名郡長島町と同郡木曽岬町の境界が次のとおり確定した旨、三重県知事から届出があった。

平成八年五月三十日

自治大臣　倉田　寛之

桑名郡長島町及び同郡木曽岬町の境界のうち争論があるとして未定となっていた境界は、左記に示すA、B、C、D、E及びFの各点を順次直線で結んだ線とする。

なお、これらの各点を図示すれば、別図のとおりである。

記

A点　北緯三五度二分五八秒一七二三、東経一三六度四四分一二秒九八二二

B点　北緯三五度二分八秒五六三二、東経一三六度四四分四四秒五〇四〇

C点　北緯三五度二分二八秒二八七七、東経一三六度四五分一七秒二六四〇

D点　北緯三五度二分一〇秒一二五〇、東経一三六度四五分二九秒五八五七

E点　北緯三五度一分四九秒五四七三、東経一三六度四四分五五秒四五〇五

F点　北緯三五度一分三秒一八六八、東経一三六度四五分三〇秒〇三九九

（別図）

○自治省告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成八年五月三十日

自治大臣　倉田　寛之

七条第一項の規定により、福岡県小郡市と三井郡大刀洗町との境界を次のとおり変更する旨、福岡県知事から届出があった。

平成八年五月十七日　自治大臣　倉田　寛之

小郡市に編入する区域

三井郡大刀洗町大字下高橋字小池一五一三、一五一四の一、一五一四の二、一五一六の二、一五二三の二から一五二三の五まで、一五三二の三、一五三三の二、一五三七の二、一五三八の三、一五三九、一五四二の四、一五四三の二、一五四七の四、一六四一の二、一六五一の三、一六五一の四、一六五二の一、一六五二の三、一六五三の一、一六五三の三、字下牟田二一〇五の三、二一〇五の五、二一〇六の三、二一〇六の四、二一〇七の一、二一〇七の三、二一〇七の四、二一〇八の一、二一〇八の三、字牟田三番二八四八の二、二八五〇の二、二八五四の二、二八五五の二、二八五七の二、二八五八の二、字牟田二番二九一一の二、字牟田一番二九九三の二、三〇〇〇の二、三〇〇六の二、三〇一七の二、三〇一八の二、三〇二〇の三、三〇二一の二、三〇二三の二、三〇二三の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに小郡市古飯字八石七五の一、七五の二、八〇の四、八〇の五、八〇の七、八二の二、八九の三、字下牟田九四の一、九五の一から九五の三まで、字沖一〇二九の一、字船島一〇六六の二、下岩田字外牟田一五三三の二、一五三四の二、一五三六の一、一五三九、一五四〇の一に隣接する三井郡大刀洗町の道路、水路である国有地の一部

三井郡大刀洗町に編入する区域

小郡市古飯字牟田一五の三、一六の二、一八の二、二三の六、二六の五から二六の七まで、二七、二八の二、二九の二、字八石三八の三から三八の五まで、字船島一〇八〇の四、一〇八二の一、一〇八二の三、一〇八二の四、一〇九三の四、一〇九四の四、一〇九五の四、一一〇四の二、一一〇五の二、一一〇六、一一〇七の一、一一〇七の三、下岩田字水白一四七六の二、一四七七の二、一四七八の二、一四七九の二、一四八一の二、一四八二の三、一四八三の三、一四八三の四、一四八四の二、字外牟田一四八六の三、一四八六の四、一四九二の三、一四九三の三、一五〇一の三、一五〇一の四、一五〇二の三、一五三四の三、一五三四の五、一五三四の六、一五三六の二、一五三六の三、一五三九、一五四〇の二、一五四〇の三、一五四〇の四、一五四八の三、一五四八の四、平方一〇六の二、二八九の二、二九七の二、二九八、三〇五の二、三〇六の二及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

○自治省告示第百二十四号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、茨城県筑波郡伊奈町と北相馬郡藤代町との境界を次のとおり変更する旨、茨城県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成八年六月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成八年五月十七日　自治大臣　倉田　寛之

筑波郡伊奈町に編入する区域

北相馬郡藤代町大字浜田字余郷二から四まで、五の二、六の三、六の四、七の二、字鎮守脇二八一の二、二八二の二、二八三の二、二八三の三、二八七の三、字新田浦三〇九の二、三一〇の二、三一二の二、三一三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

北相馬郡藤代町に編入する区域

筑波郡伊奈町大字東栗山字清沼一三七四の四、一三七五の五、一三九〇の二、一三九〇の四から一三九〇の六まで、一三九八の三、一四一二の二、一四一三の二、一四一四の二、一四一七の三、一四二〇の一、一四二〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百二十五号

村を町とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定により、茨城県稲敷郡新利根村を新利根町とする旨、茨城県知事から届出があった。

右の処分は、平成八年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成八年五月十七日　自治大臣　倉田　寛之

○自治省告示第百二十六号

村を町とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定により、茨城県稲敷郡河内村を河内町とする旨、茨城県知事から届出があった。

右の処分は、平成八年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成八年五月十七日　自治大臣　倉田　寛之

○自治省告示第百二十七号

村を町とする処分

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第三項の規定により、茨城県猿島郡五霞村を五霞町とする旨、茨城県知事から届出があった。

右の処分は、平成八年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成八年五月十七日　自治大臣　倉田　寛之

○自治省告示第百二十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の二第一項の規定に基づき元売業者を次のとおり指定したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十八条の六第三項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十七日　自治大臣　倉田　寛之

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の年月日
伊藤忠商事株式会社	室伏　稔	東京都港区北青山二丁目五番一号	平成八年五月九日

○自治省告示第百二十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、新党さきがけ及び新進党から訂正の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成八年二月十三日自治省告示第三十八号）の一部を次のとおり訂正する。

平成八年五月二十八日　自治大臣　倉田　寛之

新党さきがけのうち「一二八」を「一二九」に、「一一九」を「一二〇」に改め、新進党のうち「四九四」を「五〇二」に改める。

○自治省告示第百三十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日　自治大臣　倉田　寛之

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新党さきがけ	支部の数	一三〇	一二九	平成八年四月二二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一二一	一二〇	

○自治省告示第百三十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、新進党及び新党さきがけから訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（平成八年二月二十日自治省告示第四十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成八年五月二十八日　自治大臣　倉田　寛之

六　新進党のうち(九)中「四九四」を「五〇二」に改め、七　新党さきがけのうち(九)中「一二八」を「一三〇」に、「一一九」を「一二一」に改める。

防災業務上適切な場所に設置され、かつ、大規模な地震時においても機能を確保できるものであること。

三　政令第二条第四項の給水車又は電源車の整備

㈠　給水車

　飲料水等を搬送することを目的として飲料水専用タンクその他必要な装置を備えた自動車であること。

㈡　電源車

　発電装置、照明装置、非常用電源装置その他必要な設備を備えた道路交通法施行令第十三条第一項第一号に規定する自動車であること。

四　法別表第一の備蓄倉庫の整備

㈠　建築基準法第二十条に規定する構造耐力を有し、かつ、同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

㈡　非常用電源設備を備えた施設で、備蓄された物資の搬出を迅速に行うことができるものであること。

五　政令第二条第五項のテント、担架その他の自治大臣が定めるものの整備

　地震災害による負傷者を一時的に収容及び保護するための救護所を整備することを目的とするものであること。

○自治省告示第百十九号

　政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　平成八年五月十三日　　　自治大臣　倉田　寛之

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新社会党	政党の名称	新社会党	新社会党・平和連合	平成八年三月一一日
	略称	社会党	新社会党	
	支部の数	三	―	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三	―	
公明	支部の数	二九六	二八六	平成八年三月一四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二九六	二八六	
新進党	所属国会議員の住所　谷口　隆義	大阪府大阪市淀川区塚本五－一－五	大阪府大阪市城東区鴫野西二－二〇－一	平成八年三月二二日
	所属国会議員	―	佐藤　守良	
	〔所属国会議員でなくなった〕会計監査を行うべき者	氏名　谷口　隆義 住所　大阪府大阪市淀川区塚本五－一－五 生年月日　昭和二四年四月一八日 選任年月日　平成八年三月一五日	佐藤　守良	
新社会党	支部の数	七	三	平成八年三月二八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七	三	
社会民主党	支部の数	三三〇	三二七	平成八年三月二九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三三〇	三二七	

○自治省告示第百二十号

　政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を、次のとおり告示する。

　平成八年五月十五日　　　自治大臣　倉田　寛之

政党の名称	平成八年分として交付すべき政党交付金の額
公明	四四六、五一四、〇〇〇円
市民リーグ	一一〇、〇五三、〇〇〇円
社会民主党	五、〇八三、九三〇、〇〇〇円
自由民主党	一三、五五七、三八二、〇〇〇円
自由連合	一三二、〇六四、〇〇〇円
新社会党	一一〇、〇五三、〇〇〇円
新進党	九、八五〇、八三一、〇〇〇円
新党さきがけ	九四五、九一六、〇〇〇円
第二院クラブ	一八八、四一七、〇〇〇円
民主改革連合	四七七、八三六、〇〇〇円

○自治省告示第百二十一号

　市町の境界変更

　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、新潟県十日町市と南魚沼郡大和町との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があった。

　右の境界変更は、平成八年五月二十五日からその効力を生ずるものとする。

　平成八年五月十七日　　　自治大臣　倉田　寛之

十日町市に編入する区域

　南魚沼郡大和町大字市野江乙三六〇の一部、乙三六九の一部、乙三七一の一の一部、乙三七一の二の一部、乙三七三の一部、乙三七四の二の一部、乙四二〇の一の一部、乙四二〇の二の一部

南魚沼郡大和町に編入する区域

　十日町市大字中条字なぎの丁三四三〇、丁三四三一、丁三四三五の一部、丁三四三七の一部、字大久保丁三四四六の一の一部、丁三四四六の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

○自治省告示第百二十二号

　市町の境界変更

　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、石川県金沢市と河北郡津幡町との境界を次のとおり変更する旨、石川県知事から届出があった。

　右の境界変更は、平成八年六月一日からその効力を生ずるものとする。

　平成八年五月十七日　　　自治大臣　倉田　寛之

金沢市に編入する区域

　河北郡津幡町字潟端つ一の二、五の二、二八の二、二九の一、二九の三、五四の一、五四の二の地先の道路、水路である国有地の一部

河北郡津幡町に編入する区域

　金沢市岸川町は三二の二、三三の一、五三の二、五九の二、利屋町ろ六九の二、七〇の一、七〇の二、七〇の四、七〇の五、七一の二の地先の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百二十三号

　市町の境界変更

　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

設を次のように定める。

平成八年五月十一日

自治大臣　倉田　寛之

一　救助工作車

二　救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）別表第一及び別表第二に掲げる救助器具

三　次に掲げる探索用救助器具

(一)　画像探索機

(二)　地中音響探知機

(三)　熱画像直視装置

(四)　夜間用暗視装置

(五)　水中探索装置

(六)　電磁波探索装置

(七)　二酸化炭素探索装置

四　救急自動車

五　救急自動車に備えつける器具で次に掲げるもの

(一)　気道確保用器具一式

(二)　半自動式除細動器

(三)　自動心式マッサージ器

(四)　ショックパンツ

(五)　輸液用器具一式

(六)　血中酸素飽和度測定器

(七)　心電計、心電図伝送装置及び心電図受信装置

(八)　自動車電話

(九)　ファックス

六　支援車

七　支援車に備えつける器具で次に掲げるもの

(一)　エアー・テント

(二)　折り畳み式ベッド

(三)　折り畳み式テーブル

(四)　折り畳み式椅子

(五)　寝袋

(六)　ストーブ

八　海水淡水化装置

〇自治省告示第百十七号

地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第二条第五項の規定に基づき、同項に規定する自治大臣が定める設備又は資機材を次のように定める。

平成八年五月十一日

自治大臣　倉田　寛之

一　応急仮設テント

二　架台付き担架

三　投光器及び付属品

四　緊急電源装置

五　その他救護所を整備するための資機材

〇自治省告示第百十八号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準を次のように定める。

平成八年五月十一日

自治大臣　倉田　寛之

（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備に係る基準）

第一条　地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　法第三条第一項第三号の消防用施設

次のいずれかに該当するものであること。

(一)　動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）に規定する技術上の規格又は国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和二十九年総理府告示第四百八十七号）に規定する規格に適合するもの

(二)　地震防災に関する知識の啓発若しくは情報の伝達、地震災害が発生した場合における延焼防止活動若しくは救助救護活動等地震災害による被害の防止又は軽減を図るために必要な消防防災活動を有効に行うことができるもの

二　法第三条第一項第十五号の防災行政無線設備その他の施設又は設備

防災業務上適切な場所に設置され、かつ、大規模な地震時においても機能を確保できるものであること。

三　法第三条第一項第十六号の設備

地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するための設備であって、次のいずれかに該当するものであること。

(一)　飲料水等を搬送することを目的として飲料水専用タンクその他必要な装置を備えた自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条から第四十六条の規定及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に適合するものに限る。以下同じ。）

(二)　発電装置、照明装置、非常用電源装置その他必要な設備を備えた道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項第一号に規定する自動車

四

(一)　法第三条第一項第十七号の備蓄倉庫

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条に規定する構造耐力を有し、かつ、同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

(二)　非常用電源設備を備えた施設で、備蓄された物資の搬出を迅速に行うことができるものであること。

五　法第三条第一項第十八号の設備又は資機材

地震災害による負傷者を一時的に収容及び保護するための救護所を整備することを目的とするものであること。

（国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る基準）

第二条　法第四条第一項に規定する国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号。以下「政令」という。）第二条第一項の消防用施設の整備

(一)　耐震性貯水槽

イ　六十立方メートル以上の容量のものであること。

ロ　耐震性を有し、かつ、水密性の構造のものであること。

ハ　地上から取水可能な程度の深さであること。

ニ　有蓋のものであること。

ホ　採水口等を設けたものであること。

ヘ　飲料水兼用型のものにあっては、必要に応じて緊急遮断装置を設けたものであること。

(二)　可搬式小型動力ポンプ

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第二条第三号に規定する可搬消防ポンプ（同令第五条第一項に掲げるポンプの級別がD－一及びD－二に該当するものを除く。）及び車台並びにこれらに附属する部品で構成するものであること。

(三)　小型動力ポンプ付積載車

動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定する技術上の規格に適合する小型動力ポンプ及び必要な附属品を安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしできる構造を有する道路交通法施行令第十三条第一項第一号に規定する自動車であること。

(四)　海水利用型消防水利システム

海水等を利用して長距離送水を行うためのシステムで、次に掲げるものから構成されるものであること。ただし、イ及びロに掲げるもののうち自動車については、道路交通法施行令第十三条第一項第一号に規定する自動車であること。

イ　大型消防ポンプ自動車

吸水高さ四・五メートルの時に、放水圧力十六重量キログラム毎平方センチメートル、毎分四立方メートル以上の放水量が確保できる大型動力ポンプを搭載した消防自動車であること。

ロ　消防用ホース延長車

口径百ミリメートル、長さ二十メートルの消防用ホースを九十本以上格納することができ、かつ、当該ホースを自動的に二線延長する機能を有するコンテナ二基及び当該コンテナのうち一基を積載するための自動車から構成されるものであること。

ハ　消防用ホース

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）に規定する規格に適合する口径百ミリメートル、長さ二十メートル、使用圧十六重量キログラム毎平方センチメートルのものであること。

(五)　救助工作車、救急自動車その他の消防用施設で、人命の救助のため特に必要なものとして自治大臣が定めるもの

イ　救助工作車

ウインチ、クレーン、発電照明灯その他地震災害時における人命の救助のために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであること。

ロ　救助器具

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）別表第一及び別表第二に掲げる救助器具

救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）別表に規定する性能等を有するものであること。

ハ　探索用救助器具

地震災害時における人命の救助のために必要な探索の機能を有するものであること。

ニ　救急自動車

救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）に定める応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであること。

ホ　救急自動車に備えつける器具

地震災害時における救急業務を行うために必要と認められるものであること。

ヘ　支援車

シャワー、トイレ、厨房その他地震災害時における救急業務、救助業務等を支援するために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであること。

ト　支援車に備えつける器具

地震災害時における救急業務、救助業務等を支援することを目的とするものであること。

チ　海水淡水化装置

海水等を一日に三立方メートル以上淡水化するために必要な機能を有するものであること。

二　政令第二条第三項の防災行政無線施設又は防災行政無線設備の整備

福泉会
報告年月日　7. 2.23（7. 2.23解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

福田宏一東京後援会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

仏教住民党
報告年月日　7. 2.23（7. 1.26解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

フリーワークユニオン
報告年月日　7. 6.29（7. 5.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

文教政策懇話会
報告年月日　7. 6.13（7. 6.13解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成政経会
報告年月日　7. 7.25（7. 7.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成産業経済研究会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

平成フォーラム
報告年月日　7. 5. 8（7. 4. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

芳友会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

宝積の会（原剛和）
報告年月日　7. 4.21（7. 4.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

豊友会
報告年月日　7. 6.13（7. 6.13解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

芳励会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

北洋親睦会
報告年月日　7. 3.29（7. 3.29解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

北陸民族連盟評議会
報告年月日　7. 7.25（7. 7.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

保健医療を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　293
　前年繰越額　293
2　支出総額　293
3　支出の内訳
　経常経費　293
　事務所費　293

保険を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　153,505
　前年繰越額　153,505
2　支出総額　153,505
3　支出の内訳
　経常経費　153,505
　事務所費　153,505

益良夫会
報告年月日　7. 8. 9（7. 8. 9解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

まちづくり・むらづくり推進協議会
報告年月日　7. 3.13（7. 3.13解散）
1　収入総額　29,983
　前年繰越額　29,983
2　支出総額　29,983
3　支出の内訳
　政治活動費　29,983
　寄附・交付金　29,983

松本英一後援治英会
報告年月日　7. 3.27（7. 3.27解散）
1　収入総額　1,250
　前年繰越額　1,250
2　支出総額　0

宮澤喜一京葉後援会
報告年月日　7.12. 7（7.12. 7解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

未来科学研究会
報告年月日　8. 1.12（7.12.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

未来商工研究会
報告年月日　7. 2.28（7. 2.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

民社友の会
報告年月日　7. 2.24（7. 2.20解散）
1　収入総額　87,594
　前年繰越額　87,594
2　支出総額　87,594
3　支出の内訳
　政治活動費　87,594
　寄附・交付金　87,594

武蔵野会
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

明友会
報告年月日　7. 3.31（7. 3. 1解散）
1　収入総額　71,762
　前年繰越額　71,762
2　支出総額　0

メトログループ
報告年月日　7. 3.24（7. 3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

森陽一郎後援会
報告年月日　7. 6. 2（7. 6. 2解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

矢上雅義を育てる会
報告年月日　7. 3.10（7. 3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

山口敏夫と21世紀の日本を創る会
報告年月日　7. 5. 8（7. 4. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

弥生会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

勇翔会
報告年月日　7. 3.30（7. 3. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

友都会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

雄飛会
報告年月日　7. 6.13（7. 6.13解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

緑風会
報告年月日　7. 7.25（7. 7.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

良友会
報告年月日　8. 1. 9（7.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

凌風会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

老人保健福祉を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　150
　前年繰越額　150
2　支出総額　150
3　支出の内訳
　経常経費　150
　事務所費　150

和親昭和会
報告年月日　7. 5. 8（7. 4. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○自治省告示第百十五号

消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第四条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和二十九年総理府告示第四百八十七号）の一部を次のように改正し、平成八年度分の補助金から適用する。

平成八年五月十一日

自治大臣　倉田　寛之

第一条の表備考第二十三項中「3パーセント以内」を「2.9パーセント以内」に改める。

○自治省告示第百十六号

地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第二条第一項第五号の規定に基づき、同号に規定する自治大臣が定める消防用施

東馨会
報告年月日　7. 3.22（7. 3.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

東北憲政同友会
報告年月日　7. 3.22（7. 2.28解散）
1　収入総額　305,726
　前年繰越額　203,548
　本年収入額　102,178
2　支出総額　305,726
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費（32人）　100,000
　その他の収入　2,178
　　一件十万円未満のもの　2,178
4　支出の内訳
　経常経費　15,948
　　備品・消耗品費　11,948
　　事務所費　4,000
　政治活動費　289,778
　　組織活動費　44,425
　　寄附・交付金　242,057
　　その他の経費　3,296

藤友クラブ
報告年月日　7. 4. 4（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

穂友大志会
報告年月日　7.12. 8（7.12. 8解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

豊穂会
報告年月日　7. 3.27（7. 3.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

都市政策研究会
報告年月日　7. 3.29（7. 3.29解散）
1　収入総額　5,010
　前年繰越額　5,010
2　支出総額　5,010
3　支出の内訳
　経常経費　5,010
　　備品・消耗品費　3,440
　　事務所費　1,570

都市問題研究会
報告年月日　7. 3.28（7. 3.28解散）
1　収入総額　6,461,083
　前年繰越額　1,857,395
　本年収入額　4,603,688
2　支出総額　6,461,083
3　本年収入の内訳
　寄附　4,580,802
　　個人分　1,210,000
　　政治団体分　3,370,802
　その他の収入　22,886
　　一件十万円未満のもの　22,886
4　支出の内訳
　経常経費　4,213,940
　　人件費　2,214,000
　　備品・消耗品費　143,401
　　事務所費　1,856,539
　政治活動費　2,247,143
　　組織活動費　718,153
　　調査研究費　1,528,990
5　寄附の内訳
　（個人分）
　下川　幸嗣　1,000,000　渋谷区
　年間五万円以下のもの　210,000
　（政治団体分）
　国際親善の会　2,820,342　千代田区
　二十一世紀政治研究会　550,460　千代田区

内外政局研究同志会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.23解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

南信振興研究会
報告年月日　7. 3. 9（7. 2.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

21北海道フォーラム
報告年月日　7. 3.17（7. 3.17解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

二十一世紀政治研究会
報告年月日　7. 2.23（7. 2.23解散）
1　収入総額　675,096
　前年繰越額　674,226
　本年収入額　870
2　支出総額　675,096
3　本年収入の内訳
　その他の収入　870
　　一件十万円未満のもの　870
4　支出の内訳
　経常経費　49,095
　　備品・消耗品費　9,846
　　事務所費　39,249
　政治活動費　626,001
　　組織活動費　47,532
　　調査研究費　28,009
　　寄附・交付金　550,460

日米かけはしの会
報告年月日　7. 2. 2（7. 2. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本国正会
報告年月日　7.10.31（7.10.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本政経調査会
報告年月日　7. 3.17（7. 3.17解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本先端技術研究所
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本党
報告年月日　7.11.27（7.11.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本の新しい世代の会
報告年月日　7. 2.24（7. 2.20解散）
1　収入総額　80,000
　前年繰越額　80,000
2　支出総額　80,000
3　支出の内訳
　政治活動費　80,000
　　寄附・交付金　80,000

日本民族青年同盟千葉県本部
報告年月日　7. 5.18（7. 5.18解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

年金党
報告年月日　7.10.30（7.10. 2解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

年金を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　5,725
　前年繰越額　5,725
2　支出総額　5,725
3　支出の内訳
　経常経費　5,725
　　事務所費　5,725

農村問題懇談会
報告年月日　7. 3.28（7. 3. 1解散）
1　収入総額　34,658
　前年繰越額　34,658
2　支出総額　0

萩原政経昭和会
報告年月日　7. 4.20（7. 4.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

白雪会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　8,330
　前年繰越額　8,330
2　支出総額　8,330
3　支出の内訳
　経常経費　8,330
　　事務所費　8,330

Victoryの会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

飛天会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日の丸会福岡本部
報告年月日　7. 2. 3（7. 2. 3解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

表現の自由党
報告年月日　7. 6.22（7. 6.22解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

FORUM FOR FUTURE POLICY (F. F. P)
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

清明会
報告年月日　7. 3.24（7. 3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
豊龍会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
政和会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
清和会
報告年月日　7. 4. 7（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
世界政治経済研究会
報告年月日　7.12.18（7.12.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
責任政治確立連盟
報告年月日　7. 6. 9（7. 6. 9解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
セブンティクラブ（'70クラブ）
報告年月日　7. 3. 8（7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
全国政経懇話会
報告年月日　7. 3.28（7. 3.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
全生政経懇話会
報告年月日　7. 7.21（7. 6.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
全日本環境保全協会関西連絡協議会
報告年月日　7. 5.18（7. 5.18解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
創栄会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

綜合産業研究会
報告年月日　7. 6.13（7. 6.13解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
大栄会
報告年月日　7. 6.12（7. 5.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
大国会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
大日本国守会本部
報告年月日　7. 2.28（7. 2.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
大日本忠新党
報告年月日　7. 5.18（7. 5.18解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
大日本民族同志会
報告年月日　7. 3.13（7. 3.13解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
太平会
報告年月日　7. 2.17（7. 1.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
太平洋経済研究会
報告年月日　7. 3.23（7. 3.22解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
泰友会
報告年月日　7. 3.28（7. 3.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
地域活性化研究会
報告年月日　7. 3.31（7. 3. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
地域政策フォーラム
報告年月日　7. 1.25（7. 1.25解散）
1　収入総額　348,657
　　前年繰越額　348,657
2　支出総額　348,657
3　支出の内訳
　政治活動費　348,657
　　寄附・交付金　348,657

筑友会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.15解散）
1　収入総額　374,987
　　前年繰越額　374,987
2　支出総額　374,987
3　支出の内訳
　政治活動費　374,987
　　寄附・交付金　374,987
地方教育研究会
報告年月日　7. 3.13（7. 3. 1解散）
1　収入総額　3,838,131
　　前年繰越額　3,838,131
2　支出総額　3,838,131
3　支出の内訳
　政治活動費　3,838,131
　　寄附・交付金　3,838,131
地方行政研究会（渡辺　邦彦）
報告年月日　7. 3.13（7. 3. 1解散）
1　収入総額　3,136,285
　　前年繰越額　3,136,285
2　支出総額　3,136,285
3　支出の内訳
　政治活動費　3,136,285
　　寄附・交付金　3,136,285
地方行政研究会（藤江　弘志）
報告年月日　7.11.29（7.11.29解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
地方財政研究会
報告年月日　7. 3.13（7. 3. 1解散）
1　収入総額　6,246,754
　　前年繰越額　6,246,754
2　支出総額　6,246,754
3　支出の内訳
　政治活動費　6,246,754
　　寄附・交付金　6,246,754
地方都市開発協議会
報告年月日　7. 3.13（7. 3.13解散）
1　収入総額　879
　　前年繰越額　879
2　支出総額　879
3　支出の内訳
　政治活動費　879
　　寄附・交付金　879

地方文化研究会
報告年月日　7. 3.13（7. 3. 1解散）
1　収入総額　5,812,960
　　前年繰越額　5,812,960
2　支出総額　5,812,960
3　支出の内訳
　政治活動費　5,812,960
　　寄附・交付金　5,812,960
中部政経展望社
報告年月日　7. 2. 3（7. 2. 3解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
仲友会
報告年月日　7.12.26（7.12.26解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
中和会
報告年月日　7.12.26（7.12.26解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
千代田政経会
報告年月日　7. 3.10（7. 3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
天光会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
冬夏会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
東京教育会（木下政治経済研究会）
報告年月日　7. 3.29（7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
東京智三会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0
東京雄山会
報告年月日　7. 4. 4（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新政治システム研究会
報告年月日　7. 5.12（7. 4.28解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新税制懇話会
報告年月日　7.12.18（7.12.15解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新生政治研究会
報告年月日　7. 3.31（7. 3. 1解散）
1 収入総額　610,130
前年繰越額　610,130
2 支出総額　0

晋太郎会
報告年月日　7. 3.10（7. 3.10解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新党さわやか
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新日本政経研究会（木村　知明）
報告年月日　7.10.25（7.10.25解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新日本政治経済法律研究会
報告年月日　7. 3. 7（7. 3. 1解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新風会（加納　寛爾）
報告年月日　7. 5. 2（7. 3.10解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

新和会
報告年月日　7.12. 5（7.11.30解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

翠峰クラブ
報告年月日　7. 4. 4（7. 3.31解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

鈴木省吾後援会
報告年月日　7. 3.27（7. 3. 6解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

スポーツ新党
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

生活衛生を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1 収入総額　99
前年繰越額　99
2 支出総額　99
3 支出の内訳
経常経費　99
事務所費　99

政経研究会（水島　広雄）
報告年月日　7. 3.28（7. 2.28解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政経懇話会
報告年月日　7. 3.10（7. 3.10解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政経同志会（松本　誠也）
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1 収入総額　15,742,858
前年繰越額　15,742,858
2 支出総額　0

清山会
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

青山会
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治経営管理協会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.30解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治経済懇話会
報告年月日　7. 5. 8（7. 4. 5解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治経済振興会
報告年月日　8. 1. 9（7.12.31解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治経済調査会
報告年月日　7. 3.16（7. 3. 3解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社総志会
報告年月日　7. 2.24（7. 2.23解散）
1 収入総額　1,393,558
前年繰越額　1,393,558
2 支出総額　650,000
3 支出の内訳
政治活動費　650,000
組織活動費　650,000

政治結社皇勝党
報告年月日　7. 7.27（7. 7.26解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社志広塾
報告年月日　7. 3. 9（7. 3. 9解散）
1 収入総額　70,345
前年繰越額　70,345
2 支出総額　0

政治結社紫山学塾
報告年月日　7. 3.16（7. 3.13解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社修心塾
報告年月日　7. 8.28（7. 8.28解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社政竜会総本部
報告年月日　7. 1.30（7. 1.30解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社創志会
報告年月日　7. 8. 4（7. 8. 4解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社大日本阿州大志会
報告年月日　7. 3.28（7. 3.28解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社大日本菊誠党
報告年月日　7. 2. 7（7. 2. 7解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社大日本菊誠党総本部
報告年月日　7. 2. 7（7. 2. 7解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社大日本皇武同盟総本部
報告年月日　7.10. 6（7.10. 6解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社帝晶会
報告年月日　7. 3. 7（7. 2.28解散）
1 収入総額　49,681
前年繰越額　49,681
2 支出総額　0

政治結社東興社
報告年月日　7. 6. 5（7. 6. 4解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社日本千治会
報告年月日　7. 5.15（7. 4.30解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社聖会
報告年月日　7. 6.21（7. 6.15解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治結社憂国思想同盟議会総本部（憂思会）
報告年月日　7. 1.31（7. 1.30解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政治団体全国行政を正す会
報告年月日　7. 6.19（7. 6.19解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

政思調査会
報告年月日　7. 3.23（7. 3.22解散）
1 収入総額　0
2 支出総額　0

生長の家政治連合中央部
報告年月日　7. 1.27（7. 1.27解散）
1 収入総額　330,252,632
前年繰越額　330,010,928
本年収入額　241,704
2 支出総額　330,252,632
3 本年収入の内訳
その他の収入　241,704
預金利子　241,704
4 支出の内訳
政治活動費　330,252,632
寄附・交付金　330,252,632

国土見上連合
報告年月日　7. 4.10（7. 4.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国民生活文化研究会
報告年月日　7. 5. 8（7. 4. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

護国塾
報告年月日　7. 5.18（7. 5.18解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国家百年を考える会
報告年月日　7.11. 7（7.10.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

鴻栄会
報告年月日　7. 3.24（7. 3.22解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

沢田政策科学研究会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

さわやか市民党
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

さわやか新党
報告年月日　7. 6.29（7. 6.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

さわやかスポーツ党
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

さわやか党
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

さわやか平和党
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

自治政治研究所
報告年月日　7. 3.20（7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

実政会
報告年月日　7. 3.14（7. 3.14解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

社会保険を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　2,584
　前年繰越額　2,584
2　支出総額　2,584
3　支出の内訳
　経常経費　2,584
　事務所費　2,584

衆議院議員細田博之・細田吉蔵政経研究会
報告年月日　7. 3.13（7. 3. 1解散）
1　収入総額　159,007
　前年繰越額　159,007
2　支出総額　159,007
3　支出の内訳
　政治活動費　159,007
　寄附・交付金　159,007

秀正塾
報告年月日　7. 7.25（7. 7.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

住宅開発促進協議会
報告年月日　7. 3.13（7. 3.13解散）
1　収入総額　1,243
　前年繰越額　1,243
2　支出総額　1,243
3　支出の内訳
　政治活動費　1,243
　寄附・交付金　1,243

首都圏環境開発協議会
報告年月日　7.11.16（7.11.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

潤信会
報告年月日　7. 2.14（7. 2.14解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

昭徳会
報告年月日　7. 1.24（7. 1.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

昭道塾
報告年月日　7. 7.25（7. 7.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

昇龍会
報告年月日　7. 3.30（7. 3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

昭和と平和の会
報告年月日　7. 2. 2（7. 2. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

白い翼の会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

真・革新政治経済研究会
報告年月日　7. 2.24（7. 2.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新国民党
報告年月日　7.11.30（7.11.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新さわやか党
報告年月日　7.11. 7（7.11. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新産業開発研究会
報告年月日　7. 4. 6（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新産業経済調査会
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新時代政策研究会
報告年月日　7. 4.19（7. 4. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新時代フォーラム
報告年月日　7. 8. 8（7. 8. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新自由主義研究会
報告年月日　8. 1.30（7.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新生会（岩本光存）
報告年月日　7. 4.25（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新生会（松本　博）
報告年月日　7. 3.24（7. 3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新生会（新間　正次）
報告年月日　7. 3.16（7. 3.16解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新生会（木村　龍）
報告年月日　8. 1.29（7.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新政経研究会（池田　洋平）
報告年月日　7. 2.24（7. 2.20解散）
1　収入総額　53,200
　前年繰越額　53,200
2　支出総額　53,200
3　支出の内訳
　政治活動費　53,200
　寄附・交付金　53,200

新世紀経済振興会
報告年月日　7. 2. 2（7. 1.31解散）
1　収入総額　123,815
　前年繰越額　123,815
2　支出総額　123,815
3　支出の内訳
　政治活動費　123,815
　組織活動費　123,815

新政策研究会
報告年月日　7. 2.21（7. 2.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新政治経済研究会（三宮　栄司）
報告年月日　7. 6.12（7. 5.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新政治経済懇話会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

2　支出総額　132,718
3　支出の内訳
政治活動費　132,718
寄附・交付金　132,718

郷土をつくる会
報告年月日　7. 5. 2（7. 4. 4解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

極東問題研究所
報告年月日　7. 1.25（7. 1.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

近代自由社會調査會
報告年月日　7. 3.24（7. 3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

近代政経懇話会
報告年月日　7. 4.25（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

近代政治調査会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

近代都市政策研究所
報告年月日　7. 3. 1（7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

草莽会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

グループ0
報告年月日　7. 3.24（7. 3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

車椅子のつちやゆみこ・共に生きる会
報告年月日　7. 2.16（7. 2.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

クロードチアリの会
報告年月日　7. 5.18（7. 5.18解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

圭仲会
報告年月日　7. 3.27（7. 3.27解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

桂友会
報告年月日　7. 2.21（7. 2.21解散）
1　収入総額　116,680
前年繰越額　116,680
2　支出総額　116,680
3　支出の内訳
政治活動費　116,680
寄附・交付金　116,680

健康政策を考える会
報告年月日　7. 3.15（7. 3.15解散）
1　収入総額　132
前年繰越額　132
2　支出総額　132
3　支出の内訳
経常経費　132
事務所費　132

賢正会
報告年月日　7. 2. 7（7. 1.10解散）
1　収入総額　1,440,139
前年繰越額　1,440,139
2　支出総額　0

現代国家研究会
報告年月日　7. 3.16（7. 3.16解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

現代社会研究会
報告年月日　7. 3. 2（7. 2.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

現代政経研究会
報告年月日　7. 9.11（7. 1.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

晃山会
報告年月日　7. 3.31（7. 3.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

高年齢化対策政治連盟
報告年月日　7. 3.29（7. 3.29解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

弘風会
報告年月日　7. 1.24（7. 1.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

弘友会（岡崎　弘）
報告年月日　7. 3.28（7. 3.28解散）
1　収入総額　7,411,960
前年繰越額　7,411,960
2　支出総額　7,411,960
3　支出の内訳
経常経費　7,411,960
人件費　2,250,428
光熱水費　43,442
備品・消耗品費　151,271
事務所費　4,966,819

輿論社大阪支部
報告年月日　7. 3.15（7. 3. 1解散）
1　収入総額　346,839
前年繰越額　346,839
2　支出総額　0

国際情報交流研究会
報告年月日　7. 4. 6（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国際人権政策研究会
報告年月日　7. 2.13（7. 2.13解散）
1　収入総額　56,669
前年繰越額　56,669
2　支出総額　56,669
3　支出の内訳
経常経費　6,669
事務所費　6,669
政治活動費　50,000
寄附・交付金　50,000

国際親善の会
報告年月日　7. 2.23（7. 2.23解散）
1　収入総額　2,921,751
前年繰越額　2,920,086
本年収入額　1,665
2　支出総額　2,921,751
3　本年収入の内訳
その他の収入　1,665
一件十万円未満のもの　1,665
4　支出の内訳
政治活動費　2,921,751
組織活動費　96,689
調査研究費　4,720
寄附・交付金　2,820,342

国際政経懇話会（岩澤　義康）
報告年月日　7. 5. 8（7. 4. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国際政策研究会
報告年月日　7. 2.28（7. 2.27解散）
1　収入総額　175,242
前年繰越額　175,242
2　支出総額　175,242
3　支出の内訳
政治活動費　175,242
寄附・交付金　175,242

国際政治経済研究会（岡野　光勲）
報告年月日　7. 3.31（7. 3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国際文化会
報告年月日　7. 3.22（7. 3.22解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国際労働経済研究会
報告年月日　7. 6.12（7. 5.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国士院落葉松塾
報告年月日　7. 2.22（7. 1.22解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国政公論社
報告年月日　7. 7.27（7. 7.21解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国政振興研究会
報告年月日　7. 2. 6（7. 2. 6解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

○自治省告示第百十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成八年五月一日　自治大臣　倉田　寛之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政官時報社	武田　克己	及川美代子	東京都千代田区永田町一―一四―八

○自治省告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年五月二日　自治大臣　倉田　寛之

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成7年解散分

〔政党〕

新進党参議院比例代表選出第十五総支部
報告年月日　7.11.16（7.11.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新進党参議院比例代表選出第二十三総支部
報告年月日　7.11.14（7.11.14解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新進党参議院比例代表選出第二十九総支部
報告年月日　7.8.4（7.7.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新進党参議院比例代表選出第三十六総支部
報告年月日　7.6.30（7.6.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

〔その他の政治団体〕

アジア平和友の会
報告年月日　7.4.20（7.3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

アジヤ友好政治連盟
報告年月日　7.9.20（7.8.25解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

あゆみ研究会
報告年月日　7.3.9（7.3.9解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

有田二郎後援会
報告年月日　7.5.2（7.5.2解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

アルプス政経研究会
報告年月日　7.4.19（7.4.1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

五十嵐ふみひこ政経研究所
報告年月日　7.3.23（7.3.1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

育成会
報告年月日　7.3.24（7.3.24解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

石原慎太郎政経後援会
報告年月日　7.2.24（7.2.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

1・5会（経営研究会）
報告年月日　7.3.28（7.3.1解散）
1　収入総額　344,817
　前年繰越額　344,817
2　支出総額　0

[illegible]近畿・中国・四国地区後援会
報告年月日　7.4.3（7.3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

インディペンデント
報告年月日　7.10.9（7.9.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

うずしお経済クラブ
報告年月日　7.3.31（7.3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

[illegible]会
報告年月日　7.3.30（7.3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

[illegible]山会
報告年月日　7.3.31（7.3.10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

[illegible]会
報告年月日　7.12.13（7.12.5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大坪内外政経研究会
報告年月日　7.4.6（7.3.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

[illegible]会
報告年月日　7.3.14（7.3.14解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

海江田後援会
報告年月日　7.2.22（7.2.22解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

科学経済研究会
報告年月日　8.1.12（7.12.28解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

橋本又三後援会
報告年月日　7.2.28（7.1.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

国際経済研究会
報告年月日　8.1.24（7.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

関西博進会
報告年月日　7.3.13（7.3.1解散）
1　収入総額　1,005,387
　前年繰越額　1,005,387
2　支出総額　1,005,387
3　支出の内訳
　政治活動費　1,005,387
　寄附・交付金　1,005,387

[illegible]正彦とともに21世紀の東京を創る会
報告年月日　7.3.24（7.3.23解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

紀州政経和親会
報告年月日　7.1.17（7.1.17解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

吉政会
報告年月日　7.3.13（7.3.1解散）
1　収入総額　132,718
　前年繰越額　132,718

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
荒尾市万田字ロノ坪八八四番一から同市万田字陣内六一六番一三まで	前	一三・八〇～一八・四〇メートル	〇〇・一七〇キロメートル
	後	一四・八〇～三七・〇〇	〇〇・一七〇

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局熊本工事事務所

四㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十五号及び二百二十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
鹿児島市南郡元町五番九から同市郡元三丁目一八番四まで	前	二五・〇〇～二七・九〇メートル	〇〇・一〇四キロメートル
	後	二六・〇〇～四五・五〇	〇〇・一〇四

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局鹿児島国道工事事務所

○建設省告示第千四百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本県下益城郡小川町北新田字小鶴三九番から同町河江字八の坪一〇七番一まで	九州地方建設局及び同局熊本工事事務所
〃	鹿児島市田上八丁目一〇四四番一から同市田上八丁目一五四一番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方建設局及び同局鹿児島国道工事事務所
二百二十五号及び二百二十六号	鹿児島市南郡元町五番九から同市郡元三丁目一八番四まで	〃

供用開始の期日　平成八年五月三十一日

一　市街地再開発事業の種類及び名称　阪神間都市計画事業売布神社駅前地区第二種市街地再開発事業

二　事業施行期間　事業計画認可公告の日から平成十二年三月三十一日まで

三　施行地区　兵庫県宝塚市売布二丁目の一部

四　施行者の名称　住宅・都市整備公団

五　事務所の所在地　兵庫県宝塚市売布三丁目十四番三十二号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成八年五月三十一日

七　譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限　平成八年六月二十九日

○建設省告示第千四百五号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

建設大臣　中尾　栄一

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東京都文京区本郷二丁目三〇六番二八から大宮市吉野町一丁目三九三番九まで	前	A	一六・〇〇～六一・六〇	三一・六二七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二八・七〇～四〇六・八〇	二三・三九三	
	後	A	一六・〇〇～六一・六〇	三一・六二七	
		B	二八・七〇～四〇六・八〇	二三・三九三	

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局大宮国道工事事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
千葉県印旛郡酒々井町伊篠字向山八六番六四から同町伊篠字向山九七番一まで	前	一三・〇〇～一五・〇〇	〇・〇四〇
	後	一四・八〇～四三・五〇	〇・〇四〇
成田市飯仲字大久保台一一番四八から同市江弁須字大久保六一七番二まで	前	二五・〇〇～六五・〇〇	〇・一四七
	後	二三・五〇～六五・〇〇	〇・一四七
千葉市若葉区若松町二〇六二番から同市若葉区若松町二一三八番二まで	前	三六・〇〇～七七・〇〇	〇・〇七三
	後	三六・〇〇～八三・〇〇	〇・〇七三

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局千葉国道工事事務所

○建設省告示第千四百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	大田原市下石上字下原道西一八二四番一から同市下石上字下原道西一〇八一番一まで	関東地方建設局及び同局宇都宮国道工事事務所
十七号	大宮市日進町三丁目三八二番一から同市日進町三丁目三八五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方建設局及び同局大宮国道工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月三十一日

○建設省告示第千四百七号

建設省中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
広島県安芸郡海田町南堀川町一三一五番三から呉市中央一丁目二番一まで	前	A	一〇・〇〇～七九・〇〇	一九・三一四	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一九・六五～一八二・〇〇	三・三八七	
		C	一七・五〇～一五四・〇〇	六・八〇一	
	後	A	一〇・〇〇～七九・〇〇	一九・三一四	
		B	一九・六五～一八二・〇〇	三・三八七	
		C	一一・〇〇～一五四・〇〇	六・二五七	
		D	一〇・四〇～一六五・〇〇	一・八四一	

㈣　図面縦覧場所　中国地方建設局及び同局広島国道工事事務所

○建設省告示第千四百八号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月三十一日

建設大臣　中尾　栄一

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
熊本県下益城郡小川町北新田字小鶴三九番から同町河江字八の坪一〇七番一まで	前	一一・三〇～一二三・八〇	〇・二二二
	後	一二・八〇～一二五・〇〇	〇・二二二

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局熊本工事事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮崎市大工三丁目三四六番一から同市大工三丁目二九八番一まで	前		三二・〇〇～四八・五〇	〇・二三七	
	後		二五・〇〇～三一・五〇	〇・二三七	
宮崎市大塚町祝子前一七九六番一から同市大塚町祝子前一七五一番一まで	前		三八・〇〇～一九三・〇〇	〇・〇三五	
	後		三一・〇〇～四五・〇〇	〇・〇三五	
宮崎市大塚町西ノ原一二八八番三から同市大字富吉字美野崎八九〇番一まで	前	A	八・〇〇～四九・〇〇	三・九〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二五・〇〇～一二二・〇〇	四・〇〇〇	
	後	A	八・〇〇～四九・〇〇	三・九〇〇	
		B	二五・〇〇～八五・〇〇	四・〇〇〇	

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局宮崎工事事務所

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百八号

㈢　道路の区域

締固め用機械	ロードローラ	7	43
	タイヤローラ	7	45
	振動ローラ（11t未満）	38	346
	振動ローラ（11t以上）	38	798
	タンピングローラ	7	46
	コンパクタ	13	26
	小　計	110	1,304
空気圧縮機		20	107
その他		470	2,021
合　計		3,972	71,990

〇建設省告示第千四百三号

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、左官工事業の中小企業近代化計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成八年五月三十日

建設大臣　中尾　栄一

左官工事業の中小企業近代化計画の要旨

一　平成十二年度末における近代化の目標

(一)　左官工事業の発展を図るため、ビル・マンション建設に係る左官工事を主たる業とする者においては、品質管理、原価管理、工程管理及び安全管理を自らの責任において行う責任施工体制の確立を図る。また、一般住宅建設に係る左官工事を主たる業とする者においては、左官技術・技能を核として他の近接の工事も行いうる総合的な仕上工事業を目指すものとする。

さらに、左官工事が有する種々の長所について国民、設計者等の理解を十分深めるため戦略的に各種の広報活動を推進する。

なお、工芸的技術・技能を有する左官工事については、その伝統的技術・技能の継承に努めるとともに、その技術・技能を活かし付加価値の向上等を図るものとする。

(二)　平成十二年度末における左官工事業の完成工事高は、概ね五千五百億円と見込まれるので、これに対応できる施工体制の整備に努める。

(三)　労働条件を改善すること等により、技術及び技能に優れた人材の確保を図る。

二　近代化の目標を達成するために必要な事項

(一)　新技術及び新工法等の開発に関する事項

施工範囲と受注機会の拡大を図るため、雨天時にも対応できる部材の工業化、若年技能者の確保難に対応する機械化等の新技術・新工法を開発するとともに、メーカーと協力し新市場の開拓等に寄与する新材料の開発を推進する。

(二)　人材の確保と育成に関する事項

①　労働時間の短縮、福利厚生の改善等の雇用労働条件を改善することにより若年労働者の確保を図るとともに、高度な技術・技能の教育訓練を行うための体制の整備を行うこと等により人材の育成を図る。

②　外壁診断等の消費者ニーズに対応し、また設計者に対しても提案を行い得る高度な技術・技能を有する人材の育成を図る。

(三)　品質の確保に関する事項

施工範囲拡大等の観点から、優れた技能者を確保し、さらに品質管理システムを構築すること等により品質管理体制の確立を図る。

また、左官業界全体による品質保証制度の研究を行う。

(四)　設備の近代化に関する事項

生産性の向上、労働環境の改善、施工精度の向上等のため積極的に機械設備の導入を行う。

設備の近代化を図るため、新たに設置が必要な機種、台数及び金額は別表のとおりである。

(五)　生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事項

①　適正な生産規模は、ビル・マンション建設に係る左官工事を主たる業とする者においては、概ね年間完成工事高五億円以上、一般住宅建設に係る左官工事を主たる業とする者においては、概ね五千万円以上を目途とする。

②　このため、事業の共同化、協業化等の集約化を推進し、生産規模の適正化に努める。

③　環境の変化に柔軟に対応できるよう経営計画の立案方式、経営組織及び経営管理方式等を改善し、計画的な経営の確立を図る。

(六)　競争の正常化に関する事項

適正な原価管理を確立し、不利な取引条件による過当競争の緩和を図るため、積算見積体制の確立に努める。

(七)　取引関係の改善に関する事項

①　受注に当たっては、契約の方法及び内容等の改善を図ることにより、適正な取引関係の確立に努める。

②　施工範囲と受注機会の拡大を図るため、左官工事を大幅に取り入れた展示施設を全国的に整備し、あるいは情報・通信技術を活用する等により積極的に左官工事の長所のPRを図る。

三　近代化に際し配慮するべき事項

(一)　労働災害発生を防止し作業の安全を確立するため、施工環境の整備改善及び安全施工に関する教育訓練の充実強化に努める。

(二)　工事の施工にあたっては、周辺住民等に配慮するとともに作業者の健康確保にも十分に配慮する。

(三)　若年労働者等の確保と従業員の定着及び労働意欲の高揚を図るため、労働時間の短縮、休日制度、退職金等の労働条件の改善に努めるとともに、福利厚生制度の充実強化に努める。

(四)　左官工事業者の社会的地位の向上のため、組織化の強化・拡大を図る。

別表

平成12年度末までに新たに設置すべき機械装置の種類、数量及び台数

機　械　の　種　類	台数（台）	金額（百万円）
コンクリート床仕上げ機		
・床仕上げロボット等	55	385
・床コン直押機（トロウェル）	720	720
・研磨機	360	108
・その他の関連機械	600	120
壁面・面仕切用機械		
・モルタルポンプ（搬送・吹付用）	1,200	1,200
・その他の関連機械	600	120
その他共通機械		
・モルタルミキサー	1,200	600
・コンプレッサー	1,800	900
・クレーン	670	67
・その他の関連機械	600	120
作業用自動車		
・各種搬送用器具	480	960
合　　計		5,300

〇建設省告示第千四百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可したので、同条第三項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月三十一日

建設大臣　中尾　栄一

(四)　競争の正常化に関する事項
　適正な原価管理を確立し、不利な取引条件による過当競争の緩和を図るため、積算・見積体制の確立に努める。

(五)　取引関係の改善に関する事項
　受注に当たっては、契約の方式及び内容等の改善を図ることにより、適正な取引の確立を図る。

(六)　人材の確保・育成に関する事項
①　人材開発計画を策定し、体系的な人材の育成を図る。
②　戦略的な経営を確立するため、経営管理に関する研修を実施し、経営管理能力に優れた人材の育成を図る。

(七)　情報化に関する事項
　施工法、取引、事務処理の改善等を行うため、積極的に情報・通信技術の活用を図るとともに、建設副産物の処理、利活用等においても情報通信網の整備を図る。

(八)　従業員の福祉及び安全管理の向上に関する事項
①　若年従業員の確保、従業員の定着及び勤労意欲の向上を図るため、労働時間、休日制度、退職金等の労働条件の改善に努めるとともに、厚生年金基金の加入促進等福利厚生制度の充実を図る。
②　労働災害の発生を防止し、作業の安全を確保するため、施工環境の整備改善及び安全施工に関する教育訓練の充実・強化に努める。

三　近代化に際して配慮するべき事項

(一)　環境保全等に関する事項
①　工事の施工に当たっては、生活環境の保全を図るため、周辺の環境に応じ低騒音型、低振動型、排出ガス対策型等の建設機械の積極的な採用など環境の保全対策に配慮する。
②　建設残土の処理については、受け入れ地の確保及び残土の有効利用に努める。

(二)　地域社会への貢献に関する事項
　〃地方公共団体等関係機関と連携を図り、緊急時の災害復旧等協力体制の整備を図る。

別表
平成12年度末までに新たに設置すべき機械装置の種類、数量及び金額

機械の種類			台数	金額（百万円）
ブルドーザ	21t未満		428	4,708
	21t～32t未満		254	6,147
	32t以上		229	10,443
	小計		911	21,298
スクレープドーザ			31	1,463
スクレーパ	13㎡未満		13	104
	13㎡以上		13	207
	小計		26	311
モータスクレーパ	シングル式		13	720
	ツイン式		13	1,218
	小計		26	1,938
バックホウ・クラムシェル・ドラグライン等	機械式		5	367
	油圧式	0.7㎡未満	520	5,179
		0.7～1.2㎡未満	520	9,880
		1.2～2.0㎡未満	13	4,506
		2.0㎡以上	68	5,691
	小計		1,250	25,625
ローディングショベル			7	274
トラクタショベル	クローラ型	2.2㎡未満	5	62
		2.2㎡以上	5	102
	ホイール型	2.2㎡未満	13	85
		2.2㎡以上	68	1,299
	小計		91	1,548
ダンプトラック	12t未満		692	4,194
	12t～21t未満		65	936
	21t～33t未満		100	3,889
	33t以上		74	3,818
	小計		931	12,837
クローラクレーン	30t未満		7	80
	30t以上		13	835
	小計		20	915
トラッククレーン	30t未満		13	257
	30t以上		13	798
	小計		26	1,055
杭打機			7	531
クローラドリル	空気式		13	81
	油圧式		20	527
	小計		33	608
モータグレーダ			13	155

に対応できる体制を整備する。

② 地質・地盤情報の共同利用等を目的とした情報データベースの構築及びネットワーク化を図る。

(六) 設備の近代化に関する事項

① 調査精度の向上、安全の確保、作業環境の改善、省力化等に資する機械設備の整備に努める。

② 平成十二年度末までに新たに設置すべき機械設備の種類、台数及びこれに要する資金の額は、おおむね別表のとおりである。

(七) 業務実施方式等の適正化に関する事項

① 事業量、需要の多様化、高度化及び技術革新等を考慮した計画的な設備投資を行う。

② 機械設備の共同利用等の事業の共同化等集約化を推進する。

③ 業務の技術上の管理を行う「管理技術者」の確保・育成をするとともに、成果物の内容について技術上の照査を行う技術者の確保・育成に努める。

④ 現場における調査・計測業務の管理をつかさどる専任の技術者を営業所毎に配置し、業務管理体制を充実させる。

⑤ 事業協同組合を利用した共同試験事業への参加、又は、室内試験の実施体制の整備を行う。

(八) 取引関係の改善に関する事項

入札・契約制度及び積算方式等の調査研究を行い、取引関係の改善に努める。

(九) 地質調査業の社会貢献・地域貢献に関する事項

① 広く関係機関の協力を得て地域地盤図を作成し、公衆に提供する。

② 一般市民、学生、生徒等を対象に地質調査に関する知識の普及を図る。

三 近代化に際し配慮すべき事項

(一) 従業員の福祉及び安全管理の向上に関する事項

① 給与水準、労働時間、職場環境等の労働条件を改善し、福利厚生施設の整備等を図るとともに、全国地質調査業厚生年金基金への加入を促進する。

② 労働災害を防止し作業の安全を図るため、労働安全に関する教育を徹底するとともに、法定外労災保険への加入を促進する。

(二) 発注者等の利益の増進に関する事項

「地質調査業者登録規程」に基づく建設大臣への登録を推進することにより地質調査業者の信頼性の向上を図り、発注者等の利益の増進に寄与するよう努める。

(三) 環境の保全に関する事項

調査の実施にあたっては、自然環境及び生活環境を損なわないよう留意する。

別表

平成12年度末までに新たに設置すべき地質調査用機械設備

（平成７年度価格）

機種名	台数（台）	金額（百万円）
ボーリングマシン（ハンドフィード）	490	735
ボーリングマシン（オイルフィード）	1,030	2,884
電気探査器	200	300
弾性波探査器	130	715
地中探査レーダー	70	406
表面波探査器	50	800
物理検層器	290	1,015
試料採取装置	1,180	330
スウェーデン式サウンディング器	200	80
オランダ式貫入試験器	290	725
孔内水平載荷試験器	360	648
地すべり測定器	750	240
その他原位置試験器	800	480
一軸圧縮試験器	130	124
せん断試験器	70	168
ＣＢＲ試験装置	270	189
圧密試験器	610	1,098
三軸圧縮試験器	160	768
その他室内土質試験器	630	221
岩石試験器	70	108
計	7,780	12,034
その他の機械設備	—	6,614
合計	—	18,648

○建設省告示第千四百二号

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、土工工事業の中小企業近代化計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成八年五月三十日

建設大臣　中尾　栄一

土工工事業の中小企業近代化計画の要旨

一 平成十二年度末における近代化の目標

(一) 土工工事業における適正な品質や出来形を確保するとともに、付加価値の向上を図るため、品質管理、原価管理、工程管理及び安全管理を自らの責任において行い得る責任施工体制の確立を進め、さらに品質保証体制の整備を図る。

(二) 平成十二年度における土工工事業の完成工事高は、概ね九千九百億円と見込まれるので、これに対応した施工体制の整備に努める。

(三) 労働条件を改善すること等により、技術及び技能に優れた人材の確保・育成を図る。

二 近代化の目標を達成するために必要な事項

(一) 新技術及び新工法の開発に関する事項

① 施工精度の向上、品質の向上、環境問題への対応等を図るため、施工法の改善及び新工法の研究開発等に努めるとともに、メーカー等と協力し機械の改善・開発に努める。

② 技術及び技能の向上を図るため、施工技術・技能の講習会等を開催するほか、教育訓練施設の整備活用を図る。

(二) 設備の近代化に関する事項

機械の高性能化や施工形態の変化に対応した機械設備の導入を進めるとともに設備の効率的な活用を図るため、設備投資計画を策定し、これに基づく設備の近代化を推進する。

こうした設備の近代化のために必要な建設機械の種類、台数及び金額は別表のとおりである。

(三) 生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事項

① 適正な生産規模は、概ね年間完成工事高が十億円以上を目途とする。

② このため、事業の共同化、協業化、設備の共同利用等により生産規模の適正化に努める。

③ 環境の変化に柔軟に対応できるよう経営計画の立案方式、経営組織及び経営管理方式等を改善し、戦略的な経営の確立を図る。

認定番号	浄化槽の名称	
「96」—1H—001	ナショナル小型合併処理浄化槽　MAC—5N型	福岡県北九州市小倉南区新道寺431—2　九州化工㈱
〃　001—1	〃　6N型	宮城県黒川郡大衡村大爪平場23—1　仙台中央運送㈱
〃　001—2	〃　7N型	三重県三重郡菰野町大字千草字東原野7202—1　中川運送㈱菰野工場
「96」—1H—002	ナショナル小型合併処理浄化槽　MAC—8N型	茨城県新治郡八郷町大字下林字滝のロ3286　中川運送㈱石岡工場
〃　002—1	〃　10N型	

○建設省告示第千三百九十九号

日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十九日から三十日間中部地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十九日

建設大臣　中尾　栄一

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
掛川市下俣字寺ヶ谷三六番三から同市高御所字上坪一四一番まで	前	最大　一一一 最小　三〇	八七四
	後	最大　一一〇 最小　三四	

○建設省告示第千四百号

住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十五項において準用する同条第五項の規定により、北九州都市計画事業下曽根駅南口土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十五条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月三十日

建設大臣　中尾　栄一

一　縦覧開始の日　平成八年五月三十一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　福岡県北九州市小倉南区中曽根一丁目四番二〇　住宅・都市整備公団北九州宅地開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○建設省告示第千四百一号

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、地質調査業（建設工事に係る地質調査を行うものに限る。）の中小企業近代化計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成八年五月三十日

建設大臣　中尾　栄一

地質調査業（建設工事に係る地質調査を行うものに限る。以下同じ。）の中小企業近代化計画の要旨

一　平成十二年度末における近代化の目標

㈠　新しい入札・契約制度や建設サービス市場の国際化等の新たな市場環境に柔軟に対応できる経営方式を確立する。

㈡　新たな社会ニーズに対応する新技術の開発、技術の向上を図るとともに、良質の成果品を提供し顧客満足度を向上させるため、「品質管理」、「品質保証」システムの確立を図る。

また、業務の効率化等に資するため情報・通信技術の導入をさらに進める。

㈢　平成十二年度における地質調査業の事業量は約二千八百億円と見込まれるので、これに対処できる業務実施体制の整備に努める。

㈣　優れた人材の確保と育成に努めるとともに、従業員が「ゆとり」と「豊かさ」を実感できる労働条件を整備する。

また、地質調査業の社会や地域への貢献に努める。

二　近代化の目標を達成するために必要な事項

㈠　新技術の開発、技術の向上に関する事項

①　探査技術及び解析・判定技術の向上を図るため、新技術の共同開発、研修、技術発表等を行う。

②　新しい社会ニーズに的確に対応するため、共同研究等により新しい技術の研究開発を行うとともに、その普及に努める。

㈡　成果物の品質向上に関する事項

「品質管理」と「品質保証」の仕組みを研究し、可能な限り体制整備を進めることにより精度の高い成果物を提供し、顧客の満足度の向上に努める。

㈢　経営の適正化に関する事項

①　新しい入札・契約制度や建設サービス市場の国際化等の新たな競争環境に耐え得る強固な企業体力を実現するため、経営力の強化に努める。このため業務管理システムの整備や原価管理の徹底を図り計画的な経営を行う。

②　経営者意識の改善・高揚、事務部門の従業員の資質の向上を図るため研修等を行う。

③　内部留保を促進し自己資本を充実するとともに、設備投資において公的金融制度、税制優遇措置等の活用を行う等により、企業財務体質の強化に努める。

㈣　人材の確保・育成

①　大学等の教育機関との連携を図り、専門技術者等人材の確保に努める。

②　教育・訓練施設等を活用し、専門技術者の実地教育・訓練を実施する。

㈤　情報・通信分野に関する事項

①　CALS等の建設生産のネットワーク化

認定番号	浄化槽の名称
〃　003—1	〃　D型（PU20Ⅰ—101D～PU20Ⅰ—500D）（PU20Ⅱ—101D～PU20Ⅱ—500D）
〃　003—2	〃　E型（PU20Ⅰ—101E～PU20Ⅰ—500E）（PU20Ⅱ—101E～PU20Ⅱ—500E）
〃　003—3	〃　F型（PU20Ⅰ—101F～PU20Ⅰ—500F）（PU20Ⅱ—101F～PU20Ⅱ—500F）
〃　003—4	〃　G型（PU20Ⅰ—101G～PU20Ⅰ—500G）（PU20Ⅱ—101G～PU20Ⅱ—500G）
〃　003—5	〃　H型（PU20Ⅰ—101H～PU20Ⅰ—500H）（PU20Ⅱ—101H～PU20Ⅱ—500H）
〃　003—6	〃　K型（PU20Ⅰ—101K～PU20Ⅰ—500K）（PU20Ⅱ—101K～PU20Ⅱ—500K）
〃　003—7	〃　L型（PU20Ⅰ—101L～PU20Ⅰ—500L）（PU20Ⅱ—101L～PU20Ⅱ—500L）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471—7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BR—004	フジクリーンプラントPUW20—A型（PUW20Ⅰ—501A～PUW20Ⅰ—1436A）（PUW20Ⅱ—501A～PUW20Ⅱ—1436A）
〃　004—1	〃　B型（PUW20Ⅰ—501B～PUW20Ⅰ—1436B）（PUW20Ⅱ—501B～PUW20Ⅱ—1436B）
〃　004—2	〃　C型（PUW20Ⅰ—501C～PUW20Ⅰ—3050C）（PUW20Ⅱ—501C～PUW20Ⅱ—3050C）
〃　004—3	〃　D型（PUW20Ⅰ—501D～PUW20Ⅰ—3050D）（PUW20Ⅱ—501D～PUW20Ⅱ—3050D）
〃　004—4	〃　E型（PUW20Ⅰ—501E～PUW20Ⅰ—4000E）（PUW20Ⅱ—501E～PUW20Ⅱ—4000E）
〃　004—5	〃　F型（PUW20Ⅰ—501F～PUW20Ⅰ—4000F）（PUW20Ⅱ—501F～PUW20Ⅱ—4000F）
〃　004—6	〃　G型（PUW20Ⅰ—501G～PUW20Ⅰ—4000G）（PUW20Ⅱ—501G～PUW20Ⅱ—4000G）
〃　004—7	〃　H型（PUW20Ⅰ—501H～PUW20Ⅰ—4000H）（PUW20Ⅱ—501H～PUW20Ⅱ—4000H）
〃　004—8	〃　I型（PUW20Ⅰ—501I～PUW20Ⅰ—4000I）（PUW20Ⅱ—501I～PUW20Ⅱ—4000I）
〃　004—9	〃　J型（PUW20Ⅰ—501J～PUW20Ⅰ—4000J）（PUW20Ⅱ—501J～PUW20Ⅱ—4000J）

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町4—14—1　㈱三好商会 代表取締役　梶塚　謙
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157—10　㈱ミヨシ技研 栃木県上都賀郡足尾町4447　足尾化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BR—005	出雲式浄化槽　R2—SS型（101～421）
〃　005—1	〃　Am型（101～500）
〃　005—2	〃　Bm型（101～500）
〃　005—3	〃　Cm型（101～500）
〃　005—4	〃　Dm型（101～500）
〃　005—5	〃　Em型（101～500）
〃　005—6	〃　Ek型（145～500）
〃　005—7	〃　Ew型（145～500）
〃　005—8	〃　Gm型（101～500）
〃　005—9	〃　Gk型（145～500）
〃　005—10	〃　Gw型（145～500）
〃　005—11	〃　Hw型（145～500）

告示第13：流量調整型嫌気濾床・定期逆洗接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府門真市大字門真1048番地　松下電工㈱ 取締役社長　今井　清輔
工場の所在地及び名称	三重県四日市市大字驫出字北新開60番地　松下電工㈱四日市工場

	北海道千歳市上長都939番地の2　三立化工機㈱千歳工場 沖縄県具志川市字田場1836—1　㈲三和工業

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BT—005	ベスト合併処理浄化槽　CX20A型（51～400）
〃 005—1	〃 B型（51～400）
〃 005—2	〃 C型（51～500）
〃 005—3	〃 D型（51～500）
〃 005—4	〃 DK型（101～500）

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町4—14—1　㈱三好商会 代表取締役　梶塚　雛
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157—10　㈱ミヨシ技研 栃木県上都賀郡足尾町4447　足尾化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BT—006	出雲式浄化槽　P2—SS型（51～225）
〃 006—1	〃 SA型（51～315）
〃 006—2	〃 SB型（51～315）
〃 006—3	〃 SC型（51～315）
〃 006—4	〃 Am型（51～433）
〃 006—5	〃 Bm型（51～500）
〃 006—6	〃 Bk型（51～500）
〃 006—7	〃 Cm型（51～500）
〃 006—8	〃 Ck型（98～500）
〃 006—9	〃 Cw型（98～500）
〃 006—10	〃 Ew型（98～500）

告示第6第2号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地　アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地　広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387—1番地　日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BR—001	アムズ　FXE2—1型（101～500）
〃 001—1	〃 2型（101～500）
〃 001—2	〃 3型（101～500）
〃 001—3	〃 4型（101～500）
〃 001—4	〃 5型（101～500）
〃 001—5	〃 6型（101～500）
〃 001—6	〃 7型（101～500）
〃 001—7	〃 8型（101～500）
〃 001—8	〃 9型（101～500）
〃 001—9	〃 10型（101～500）
〃 001—10	〃 11型（101～500）
〃 001—11	〃 12型（101～500）
〃 001—12	〃 13型（501～1000）
〃 001—13	〃 14型（501～1000）
〃 001—14	〃 15型（501～1000）
〃 001—15	〃 16型（501～1000）
〃 001—16	〃 17型（501～1000）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2—1—1　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BR—002	日立合併処理浄化槽　JRN2—A1型（101～500）
〃 002—1	〃 A2型（101～500）
〃 002—2	〃 A3型（101～500）
〃 002—3	〃 A4型（101～500）
〃 002—4	〃 A5型（200～500）
〃 002—5	〃 A6型（200～500）
〃 002—6	〃 A12型（300～500）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字網分1471—7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BR—003	フジクリーンプラントPU20—C型（PU20Ⅰ—101C～PU20Ⅰ—500C）（PU20Ⅱ—101C～PU20Ⅱ—500C）

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55—1　ダイキ㈱ 代表取締役　大亀　孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607—8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五輪5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100—7　㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BT—002	ダイキ合併処理浄化槽　CN2—A型（51～200）
〃　002—1	〃　B型（51～200）
〃　002—2	〃　C型（51～200）
〃　002—3	〃　D型（51～200）
〃　002—4	〃　E型（51～200）
〃　002—5	〃　F型（51～200）
〃　002—6	〃　G型（51～200）
〃　002—7	〃　H型（51～200）
〃　002—8	〃　I型（51～200）
〃　002—9	〃　J型（51～200）
〃　002—10	〃　EW型（51～200）
〃　002—11	〃　FW型（51～200）
〃　002—12	〃　GW型（51～200）
〃　002—13	〃　HW型（51～200）
〃　002—14	〃　IW型（51～200）
〃　002—15	〃　JW型（51～200）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2—1—1　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　餃
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BT—003	日立合併処理浄化槽　JTN2—A1型（51～500）
〃　003—1	〃　A2型（51～500）
〃　003—2	〃　A3型（51～500）
〃　003—3	〃　A4型（51～500）
〃　003—4	〃　B3型（51～500）
〃　003—5	〃　B4型（51～500）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471—7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」—6BT—004	フジクリーンプラントPT60—A型（PT20I—51A～PT20I—100A）（PT20II—51A～PT20II—100A）
〃　004—1	〃　B型（PT20I—51B～PT20I—100B）（PT20II—51B～PT20II—100B）
〃　004—2	〃　C型（PT20I—51C～PT20I—100C）（PT20II—51C～PT20II—100C）
〃　004—3	〃　D型（PT20I—51D～PT20I—500D）（PT20II—51D～PT20II—500D）
〃　004—4	〃　E型（PT20I—51E～PT20I—500E）（PT20II—51E～PT20II—500E）
〃　004—5	〃　F型（PT20I—51F～PT20I—500F）（PT20II—51F～PT20II—500F）
〃　004—6	〃　G型（PT20I—51G～PT20I—500G）（PT20II—51G～PT20II—500G）
〃　004—7	〃　H型（PT20I—51H～PT20I—500H）（PT20II—51H～PT20II—500H）
〃　004—8	〃　I型（PT20I—51I～PT20I—500I）（PT20II—51I～PT20II—500I）
〃　004—9	〃　J型（PT20I—51J～PT20I—500J）（PT20II—51J～PT20II—500J）
〃　004—10	〃　K型（PT20I—51K～PT20I—500K）（PT20II—51K～PT20II—500K）

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号　ベスト工業㈱ 代表取締役社長　近藤　董夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28—4　ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155—1　ベスト工業㈱柏原工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896　㈱エコン 愛知県春日井市東山町字平棚2313—33　㈱昭研

認定番号	浄化槽の名称
〃 001−6	〃 7型（101〜500）
〃 001−7	〃 8型（101〜500）
〃 001−8	〃 9型（101〜500）
〃 001−9	〃 10型（101〜500）
〃 001−10	〃 11型（101〜500）
〃 001−11	〃 12型（101〜500）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2−1−1 日立化成工業㈱ 取締役社長 丹野 穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地 池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」−3BR−002	日立合併処理浄化槽 JRN3−A1型（101〜500）
〃 002−1	〃 A2型（101〜500）
〃 002−2	〃 A3型（101〜500）
〃 002−3	〃 A4型（101〜500）
〃 002−4	〃 B5型（200〜500）
〃 002−5	〃 A6型（200〜500）
〃 002−6	〃 A11型（300〜500）
〃 002−7	〃 A12型（300〜500）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号 フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長 渡辺 喜一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691−2 東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471−7 西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2 赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37 ㈱ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地 ㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87 ㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545 日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」−3BR−003	フジクリーンプラントPU30−C型（PU30Ⅰ−101C〜PU30Ⅰ−500C）（PU30Ⅱ−101C〜PU30Ⅱ−500C）
〃 003−1	〃 D型（PU30Ⅰ−101D〜PU30Ⅰ−500D）（PU30Ⅱ−101D〜PU30Ⅱ−500D）
〃 003−2	〃 E型（PU30Ⅰ−101E〜PU30Ⅰ−500E）（PU30Ⅱ−101E〜PU30Ⅱ−500E）
〃 003−3	〃 F型（PU30Ⅰ−101F〜PU30Ⅰ−500F）（PU30Ⅱ−101F〜PU30Ⅱ−500F）
〃 003−4	〃 G型（PU30Ⅰ−101G〜PU30Ⅰ−500G）（PU30Ⅱ−101G〜PU30Ⅱ−500G）
〃 003−5	〃 H型（PU30Ⅰ−101H〜PU30Ⅰ−500H）（PU30Ⅱ−101H〜PU30Ⅱ−500H）
〃 003−6	〃 K型（PU30Ⅰ−101K〜PU30Ⅰ−500K）（PU30Ⅱ−101K〜PU30Ⅱ−500K）

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町4−14−1 ㈱三好商会 代表取締役 梶塚 謙
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157−10 ㈱ミヨシ技研 栃木県上都賀郡足尾町4447 足尾化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」−3BR−004	出雲式浄化槽 R3−SS型（101〜421）
〃 004−1	〃 Am型（101〜500）
〃 004−2	〃 Bm型（101〜500）
〃 004−3	〃 Cm型（101〜500）
〃 004−4	〃 Dm型（101〜500）
〃 004−5	〃 Em型（101〜500）
〃 004−6	〃 Ek型（145〜500）
〃 004−7	〃 Ew型（145〜500）
〃 004−8	〃 Gm型（101〜500）
〃 004−9	〃 Gk型（145〜500）
〃 004−10	〃 Gw型（145〜500）
〃 004−11	〃 Hw型（145〜500）

告示第6第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地 アムズ㈱ 代表取締役社長 谷口 敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地 アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地 アムズ㈱大竹工場 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地 広沢造船所 福岡県鞍屋郡須恵町大字上須恵1387−1番地 日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」−6BT−001	アムズ FX2−1型（51〜385）
〃 001−1	〃 2型（51〜385）
〃 001−2	〃 3型（51〜400）
〃 001−3	〃 4型（51〜400）
〃 001−4	〃 5型（51〜400）
〃 001−5	〃 6型（51〜400）
〃 001−6	〃 7型（51〜400）

	北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BT－004	フジクリーンプラントPT30－A型(PT30Ⅰ－51A～PT30Ⅰ－100A)(PT30Ⅱ－51A～PT30Ⅱ－100A)
〃　004－1	〃　B型(PT30Ⅰ－51B～PT30Ⅰ－100B)(PT30Ⅱ－51B～PT30Ⅱ－100B)
〃　004－2	〃　C型(PT30Ⅰ－51C～PT30Ⅰ－100C)(PT30Ⅱ－51C～PT30Ⅱ－100C)
〃　004－3	〃　D型(PT30Ⅰ－51D～PT30Ⅰ－500D)(PT30Ⅱ－51D～PT30Ⅱ－500D)
〃　004－4	〃　E型(PT30Ⅰ－51E～PT30Ⅰ－500E)(PT30Ⅱ－51E～PT30Ⅱ－500E)
〃　004－5	〃　F型(PT30Ⅰ－51F～PT30Ⅰ－500F)(PT30Ⅱ－51F～PT30Ⅱ－500F)
〃　004－6	〃　G型(PT30Ⅰ－51G～PT30Ⅰ－500G)(PT30Ⅱ－51G～PT30Ⅱ－500G)
〃　004－7	〃　H型(PT30Ⅰ－51H～PT30Ⅰ－500H)(PT30Ⅱ－51H～PT30Ⅱ－500H)
〃　004－8	〃　I型(PT30Ⅰ－51I～PT30Ⅰ－500I)(PT30Ⅱ－51I～PT30Ⅱ－500I)
〃　004－9	〃　J型(PT30Ⅰ－51J～PT30Ⅰ－500J)(PT30Ⅱ－51J～PT30Ⅱ－500J)
〃　004－10	〃　K型(PT30Ⅰ－51K～PT30Ⅰ－500K)(PT30Ⅱ－51K～PT30Ⅱ－500K)

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号　ベスト工業㈱ 代表取締役社長　近藤　雅夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28－4　ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155－1　ベスト工業㈱柏原工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896　㈱エコン 愛知県春日井市東山町字平橋2313－33　㈱昭研 北海道千歳市上長都939番地の2　三立化工機㈱千歳工場 沖縄県具志川市字田場1836－1　㈲三和工業

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BT－005	ベスト合併処理浄化槽　CX30A型（51～400）
〃　005－1	〃　B型（51～400）
〃　005－2	〃　C型（51～500）
〃　005－3	〃　D型（51～500）
〃　005－4	〃　DK型（101～500）

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町4－14－1　㈱三好商会 代表取締役　梶塚　[illegible]
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157－10　㈱ミヨシ技研 栃木県上都賀郡足尾町4447　足尾化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BT－006	出雲式浄化槽　P3－SS型（51～225）
〃　006－1	〃　SA型（51～315）
〃　006－2	〃　SB型（51～315）
〃　006－3	〃　SC型（51～315）
〃　006－4	〃　Am型（51～465）
〃　006－5	〃　Bm型（51～500）
〃　006－6	〃　Bk型（98～500）
〃　006－7	〃　Cm型（51～500）
〃　006－8	〃　Ck型（98～500）
〃　006－9	〃　Cw型（98～500）
〃　006－10	〃　Ew型（98～500）

告示第3第2号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地　アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地　広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387－1番地　日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BR－001	アムズ　FXE3－1型（101～500）
〃　001－1	〃　2型（101～500）
〃　001－2	〃　3型（101～500）
〃　001－3	〃　4型（101～500）
〃　001－4	〃　5型（101～500）
〃　001－5	〃　6型（101～500）

認定番号	浄化槽の名称
〃 003－7	〃 K型(PU60Ⅰ－101K～PU60Ⅰ－500K)(PU60Ⅱ－101K～PU60Ⅱ－500K)
〃 003－8	〃 L型(PU60Ⅰ－101L～PU60Ⅰ－500L)(PU60Ⅱ－101L～PU60Ⅱ－500L)

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町4－14－1 ㈱三好商会 代表取締役 梶塚 馨
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157－10 ㈱ミヨシ技研 栃木県上都賀郡足尾町4447 足尾化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－2BR－004	出雲式浄化槽 R6－SS型 (101～421)
〃 004－1	〃 Am型 (101～500)
〃 004－2	〃 Bm型 (101～500)
〃 004－3	〃 Bk型 (125～500)
〃 004－4	〃 Cm型 (101～500)
〃 004－5	〃 Ck型 (125～500)
〃 004－6	〃 Dm型 (101～500)
〃 004－7	〃 Dk型 (125～500)
〃 004－8	〃 Em型 (101～500)
〃 004－9	〃 Ek型 (145～500)
〃 004－10	〃 Ew型 (145～500)
〃 004－11	〃 Gm型 (101～500)
〃 004－12	〃 Gk型 (145～500)
〃 004－13	〃 Gw型 (145～500)
〃 004－14	〃 Hw型 (145～500)

告示第3第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地 アムズ㈱ 代表取締役社長 谷口 敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地 アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地 アムズ㈱大竹工場 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地 広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387－1番地 日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BT－001	アムズ FX3－1型 (51～385)
〃 001－1	〃 2型 (51～385)
〃 001－2	〃 3型 (51～400)
〃 001－3	〃 4型 (51～400)
〃 001－4	〃 5型 (51～400)
〃 001－5	〃 6型 (51～400)
〃 001－6	〃 7型 (51～400)

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55－1 ダイキ㈱ 代表取締役 大亀 孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607－8 津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五稜5574 信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100－7 ㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BT－002	ダイキ合併処理浄化槽 CN3－A型 (51～200)
〃 002－1	〃 B型 (51～200)
〃 002－2	〃 C型 (51～200)
〃 002－3	〃 D型 (51～200)
〃 002－4	〃 E型 (51～200)
〃 002－5	〃 F型 (51～200)
〃 002－6	〃 G型 (51～200)
〃 002－7	〃 H型 (51～200)
〃 002－8	〃 I型 (51～200)
〃 002－9	〃 J型 (51～200)
〃 002－10	〃 EW型 (51～200)
〃 002－11	〃 FW型 (51～200)
〃 002－12	〃 GW型 (51～200)
〃 002－13	〃 HW型 (51～200)
〃 002－14	〃 IW型 (51～200)
〃 002－15	〃 JW型 (51～200)

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1 日立化成工業㈱ 取締役社長 丹野 毅
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地 日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地 池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－3BT－003	日立合併処理浄化槽 JTN3－A1型 (51～500)
〃 003－1	〃 A2型 (51～500)
〃 003－2	〃 A3型 (51～500)
〃 003－3	〃 A4型 (51～500)

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号 フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長 渡辺 嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－2 東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471－7 西日本フジ化工㈱庄内工場

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町４－14－１　㈱三好商会 代表取締役　梶塚　謙
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157－10　㈱ミヨシ技研 栃木県上都賀郡足尾町4447　足尾化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－２ＢＴ－006	出雲式浄化槽　Ｐ６－ＳＳ型（51～225）
〃　006－１	〃　ＳＡ型（51～315）
〃　006－２	〃　ＳＢ型（51～315）
〃　006－３	〃　ＳＣ型（51～315）
〃　006－４	〃　Ａｍ型（51～500）
〃　006－５	〃　Ｂｍ型（51～500）
〃　006－６	〃　Ｂｋ型（98～500）
〃　006－７	〃　Ｃｍ型（51～500）
〃　006－８	〃　Ｃｋ型（98～500）
〃　006－９	〃　Ｃｗ型（98～500）
〃　006－10	〃　Ｅｗ型（98～500）

告示第２第２号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉３丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地　アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字４番地　広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387－１番地　日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－２ＢＲ－001	アムズ　ＦＸＥ６－１型（101～500）
〃　001－１	〃　２型（101～500）
〃　001－２	〃　３型（101～500）
〃　001－３	〃　４型（101～500）
〃　001－４	〃　５型（101～500）
〃　001－５	〃　６型（101～500）
〃　001－６	〃　７型（101～500）
〃　001－７	〃　８型（101～500）
〃　001－８	〃　９型（101～500）
〃　001－９	〃　10型（101～500）
〃　001－10	〃　11型（101～500）
〃　001－11	〃　12型（101～500）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿２－１－１　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　毅
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－２ＢＲ－002	日立合併処理浄化槽　ＪＲＮ６－Ａ１型（101～500）
〃　002－１	〃　Ａ２型（101～500）
〃　002－２	〃　Ａ３型（101～500）
〃　002－３	〃　Ａ４型（101～500）
〃　002－４	〃　Ａ５型（200～500）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番４号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471－７　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地２　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山７番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－２ＢＲ－003	フジクリーンプラントＰＵ60－Ｃ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｃ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｃ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｃ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｃ）
〃　003－１	〃　Ｄ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｄ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｄ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｄ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｄ）
〃　003－２	〃　Ｅ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｅ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｅ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｅ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｅ）
〃　003－３	〃　Ｆ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｆ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｆ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｆ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｆ）
〃　003－４	〃　Ｇ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｇ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｇ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｇ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｇ）
〃　003－５	〃　Ｈ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｈ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｈ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｈ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｈ）
〃　003－６	〃　Ｊ型（ＰＵ60Ⅰ－101Ｊ～ＰＵ60Ⅰ－500Ｊ）（ＰＵ60Ⅱ－101Ｊ～ＰＵ60Ⅱ－500Ｊ）

認定番号	浄化槽の名称
〃　002—2	〃　C型（51～200）
〃　002—3	〃　D型（51～200）
〃　002—4	〃　E型（51～200）
〃　002—5	〃　F型（51～200）
〃　002—6	〃　G型（51～200）
〃　002—7	〃　H型（51～200）
〃　002—8	〃　I型（51～200）
〃　002—9	〃　J型（51～200）
〃　002—10	〃　EW型（51～200）
〃　002—11	〃　FW型（51～200）
〃　002—12	〃　GW型（51～200）
〃　002—13	〃　HW型（51～200）
〃　002—14	〃　IW型（51～200）
〃　002—15	〃　JW型（51～200）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2—1—1　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場
認定番号	浄化槽の名称
「96」—2BT—003	日立合併処理浄化槽　JTN6—A1型（51～500）
〃　003—1	〃　A2型（51～500）
〃　003—2	〃　A3型（51～500）
〃　003—3	〃　A4型（51～500）

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691—2　東日本フジ化工㈱那須工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471—7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈱ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈱宮城レジン工業 兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場
認定番号	浄化槽の名称
「96」—2BT—004	フジクリーンプラントPT60—A型（PT60Ⅰ—51A～PT60Ⅰ—100A）（PT60Ⅱ—51A～PT60Ⅱ—100A）
〃　004—1	〃　B型（PT60Ⅰ—51B～PT60Ⅰ—100B）（PT60Ⅱ—51B～PT60Ⅱ—100B）
〃　004—2	〃　C型（PT60Ⅰ—51C～PT60Ⅰ—100C）（PT60Ⅱ—51C～PT60Ⅱ—100C）
〃　004—3	〃　D型（PT60Ⅰ—51D～PT60Ⅰ—500D）（PT60Ⅱ—51D～PT60Ⅱ—500D）
〃　004—4	〃　E型（PT60Ⅰ—51E～PT60Ⅰ—500E）（PT60Ⅱ—51E～PT60Ⅱ—500E）
〃　004—5	〃　F型（PT60Ⅰ—51F～PT60Ⅰ—500F）（PT60Ⅱ—51F～PT60Ⅱ—500F）
〃　004—6	〃　G型（PT60Ⅰ—51G～PT60Ⅰ—500G）（PT60Ⅱ—51G～PT60Ⅱ—500G）
〃　004—7	〃　H型（PT60Ⅰ—51H～PT60Ⅰ—500H）（PT60Ⅱ—51H～PT60Ⅱ—500H）
〃　004—8	〃　I型（PT60Ⅰ—51I～PT60Ⅰ—500I）（PT60Ⅱ—51I～PT60Ⅱ—500I）
〃　004—9	〃　J型（PT60Ⅰ—51J～PT60Ⅰ—500J）（PT60Ⅱ—51J～PT60Ⅱ—500J）

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号　ベスト工業㈱ 代表取締役社長　近藤　雅夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28—4　ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155—1　ベスト工業㈱柏原工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896　㈱エコン 愛知県春日井市東山町字平楠2313—33　㈱昭研 北海道千歳市上長都939番地の2　三立化工機㈱千歳工場 沖縄県具志川市字田場1836—1　㈲三和工業
認定番号	浄化槽の名称
「96」—2BT—005	ベスト合併処理浄化槽　CX60A型（51～400）
〃　005—1	〃　B型（51～400）
〃　005—2	〃　C型（51～500）
〃　005—3	〃　D型（51～500）
〃　005—4	〃　DK型（101～500）

	栃木県今市市倉ケ崎新田201番地　㈱伴化学工業 高知県高岡郡日高村下分字牛迫977番地12　㈱ファイブ産業 北海道千歳市上長都939番地の2　三立化工㈱千歳工場 沖縄県具志川市字田場1836－1　㈲三和工業
認定番号	浄化槽の名称
「96」－1Ｅ－016	ベスト小型合併処理浄化槽　ＵＣＺ－5型
〃　016－1	〃　6型
〃　016－2	〃　7型
〃　016－3	〃　8型
〃　016－4	〃　10型

製造者の住所・氏名	東京都中央区京橋3丁目2番9号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　能村　昭
工場の所在地及び名称	埼玉県大里郡妻沼町大字市ノ坪字西原408　前澤化成工業㈱妻沼工場 栃木県真岡市清水143　協和工業㈱
認定番号	浄化槽の名称
「96」－1Ｅ－017	サワー小型合併処理浄化槽　ＶＺＳ－5ＢＫ型
〃　017－1	〃　6ＢＫ型
〃　017－2	〃　7ＢＫ型
〃　017－3	〃　8ＢＫ型
〃　017－4	〃　10ＢＫ型

製造者の住所・氏名	大阪府門真市大字門真1048番地　松下電工㈱ 取締役社長　今井　清輔
工場の所在地及び名称	三重県四日市市大字駒出字北新開60番地　松下電工㈱四日市工場 福岡県北九州市小倉南区新道寺431－2　九州化工㈱ 宮城県黒川郡大衡村大爪平場23－1　仙台中央運送㈱ 三重県三重郡菰野町大字千種字東原野7202－1　中川運送㈱菰野工場 茨城県新治郡八郷町大字下林字滝の口3286　中川運送㈱石岡工場
認定番号	浄化槽の名称
「96」－1Ｅ－018	ナショナル小型合併処理浄化槽　ＭＡＣ－5Ｄ型
〃　018－1	〃　6Ｄ型
〃　018－2	〃　7Ｄ型
「96」－1Ｅ－019	ナショナル小型合併処理浄化槽　ＭＡＣ－8Ｄ型
〃　019－1	〃　10Ｄ型
「96」－1Ｅ－020	ナショナル小型合併処理浄化槽　ＭＡＣ－5Ｅ型
〃　020－1	〃　6Ｅ型
〃　020－2	〃　7Ｅ型
「96」－1Ｅ－021	ナショナル小型合併処理浄化槽　ＭＡＣ－8Ｅ型
〃　021－1	〃　10Ｅ型

製造者の住所・氏名	神奈川県横浜市西区桜木町4－14－1　㈱三好商会 代表取締役　梶塚　讓
工場の所在地及び名称	静岡県駿東郡小山町湯船1157－10　㈱ミヨシ技研 神奈川県横浜市金沢区大川6－1　東洋テルミー㈱横浜工場 栃木県上都賀郡足尾町4447　足尾化学工業㈱
認定番号	浄化槽の名称
「96」－1Ｅ－022	出雲式浄化槽ＭＣＫ－5型
〃　022－1	〃　6型
〃　022－2	〃　7型
〃　022－3	〃　8型
〃　022－4	〃　10型

告示第2第2号：接触ばっ気方式（沈殿分離槽）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地　アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地　広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387－1番地　日研樹脂化工㈱
認定番号	浄化槽の名称
「96」－2ＢＴ－001	アムズ　ＦＸ6－1型（51～385）
〃　001－1	〃　2型（51～385）
〃　001－2	〃　3型（51～400）
〃　001－3	〃　4型（51～400）
〃　001－4	〃　5型（51～400）
〃　001－5	〃　6型（51～400）
〃　001－6	〃　7型（51～400）

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55－1　ダイキ㈱ 代表取締役　大亀　孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607－8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五庵5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100－7　㈱国際機材
認定番号	浄化槽の名称
「96」－2ＢＴ－002	ダイキ合併処理浄化槽　ＣＮ6－Ａ型（51～200）
〃　002－1	〃　Ｂ型（51～200）

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿２－１－１　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱本社工場 茨城県下館市大字下江連1250番地日立化成工業㈱結城工場内日化プラスチック㈱ 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場 宮崎県延岡市行縢640番地３　㈲光洋化成工業 福岡県田川市大字鋤2320番地　九州日立化成工業㈱ 岩手県北上市飯豊町字村崎第８地割92番地５　ハイプラ化成㈱北上工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－１Ｅ－010	日立小規模合併処理浄化槽　ＫＧＫ２－５Ｃ型
〃　010－１	〃　６Ｃ型
〃　010－２	〃　７Ｃ型
〃　010－３	〃　８Ｃ型
「96」－１Ｅ－011	日立小規模合併処理浄化槽　ＫＧＫ２－10Ｃ型

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿２－１－１　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱本社工場 茨城県下館市大字下江連1250番地日立化成工業㈱結城工場内日化プラスチック㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－１Ｅ－012	日立小規模合併処理浄化槽　ＳＧＫ２－12Ｃ型
〃　012－１	〃　14Ｃ型
〃　012－２	〃　16Ｃ型
「96」－１Ｅ－013	日立小規模合併処理浄化槽　ＳＧＫ２－18Ｃ型
〃　013－１	〃　21Ｃ型
〃　013－２	〃　25Ｃ型
〃　013－３	〃　28Ｃ型
〃　013－４	〃　30Ｃ型

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番４号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　東日本フジ化工㈱那須工場 愛知県西加茂郡三好町大字福谷字根浦27－340　フジ化工㈱三好工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471－７　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道札幌郡広島町北の里341－４番地　マルカフジ産業㈱ 北海道赤平市字赤平651番地２　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山７番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 栃木県下都賀郡石橋町中大領308－２　㈱前田工業 栃木県芳賀郡茂木町大字上後郷610番地　日本アジア工業㈱ 愛知県豊橋市富久縞町茅野21　戸澤物産㈱ 愛知県常滑市字黒山37番地１　㈲中央産業 岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－１　フジカ化成㈱ 岐阜県恵那郡岩村町大字飯羽間字極楽寺2501　三洋技研㈱恵那工場 奈良県五條市中之町784　日本化成工業㈱五條工場 兵庫県神崎郡市川町西田中８番地７　㈱カズキ化成市川工場 福岡県北九州市小倉南区大字木下853番地　㈲福岡エフ・アール・ピー 福岡県粕屋郡古賀町大字青柳牛ヶ谷57　㈱フジクリーンエンジニアリング 福岡県嘉穂郡穂波町椋本594－54　九州フジ化工㈱ 宮崎県北諸県郡山田町大字中霧島3504番地　宮崎スーパーレジン㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－１Ｅ－014	フジクリーンＬＰ－５型
〃　014－１	〃　６型
〃　014－２	〃　７型
「96」－１Ｅ－015	フジクリーンＬＰ－８型
〃　015－１	〃　10型

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番９号　ベスト工業㈱ 代表取締役社長　近藤　雅夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28－４　ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155－１　ベスト工業㈱柏原工場 岩手県岩手郡西根町平笠24－１－40　東北ベスト工業㈱岩手工場 岐阜県土岐市泉町久尻25－７　朝日濾過材㈱ 福岡県粕屋郡新宮町大字原上308－６　㈱エイトアンドエイト 茨城県水戸市塩崎町字631－４　貝塚化工㈲ 栃木県今市市瀬尾2190－２　㈲高畑樹脂工業所 広島県大竹市南栄２－11－15　㈲中国レジン 山口県豊浦郡豊北町大字粟野4238　西日本エフアールピー造船㈱

製造者の住所・氏名	北海道士別市西2条8丁目駅前ビル2F　丸衛協和化成㈱ 代表取締役　溝口　秋夫
工場の所在地及び名称	長野県上伊那郡辰野町小野字塩ノ田1410－6　㈱長野液化第一FRP工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－030	北海道協和クリーン　小型合併浄化槽　HA－5型
〃　030－1	〃　7型
「96」－1D－031	北海道協和クリーン　小型合併浄化槽　HA－6型
〃　031－1	〃　8型
〃　031－2	〃　10型

告示第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地　アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県河北郡内灘町大根布1丁目9番地　日研産業㈱ 福岡県鞍手郡宮田町大字宮田1720番地　㈲大鵬工業 宮崎県都城市梅北町670番地　太洋化成

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1E－001	アムズ　CX－5型
〃　001－1	〃　6型
〃　001－2	〃　7型
〃　001－3	〃　8型
「96」－1E－002	アムズ　CX－10型

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地　アムズ㈱ 代表取締役社長　谷口　敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地　アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地　アムズ㈱大竹工場 石川県河北郡内灘町大根布1丁目9番地　日研産業㈱ 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地　広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387－1番地　日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1E－003	アムズ　CX－15型
〃　003－1	〃　20型
「96」－1E－004	アムズ　CX－25型
〃　004－1	〃　30型

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号　積水化学工業㈱ 代表取締役社長　西澤　進
工場の所在地及び名称	栃木県真岡市清水143　協和工業㈱ 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896　㈱エコン 愛知県知多郡東浦町藤江字前新田3－16　㈲三貴工業所 愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－2　大栄産業㈱南知多工場 岡山県久米郡中央町打穴西字中山537　山本工業㈱本社工場 北海道岩見沢市東町2条4丁目142番地4　北海道積水工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1E－005	セキスイ小型合併処理浄化槽　SG－K5型
〃　005－1	〃　K6型
〃　005－2	〃　K7型
「96」－1E－006	セキスイ小型合併処理浄化槽　SG－K8型
〃　006－1	〃　K10型

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55－1　ダイキ㈱ 代表取締役　大亀　孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県温泉郡川内町大字則之内甲2357－5　川内ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五稜5574　信州ダイキ㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1E－007	ダイキ小規模合併処理浄化槽　MCH－5型
〃　007－1	〃　6型
〃　007－2	〃　7型
〃　007－3	〃　8型
〃　007－4	〃　10型
「96」－1E－008	ダイキ小規模合併処理浄化槽　MCH－5N型
〃　008－1	〃　6N型
〃　008－2	〃　7N型
〃　008－3	〃　8N型
〃　008－4	〃　10N型
「96」－1E－009	ダイキ小規模合併処理浄化槽　MCH2－5型
〃　009－1	〃　6型
〃　009－2	〃　7型
〃　009－3	〃　8型
〃　009－4	〃　10型

	福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471―7　西日本フジ化工㈱庄内工場
	北海道札幌郡広島町北の里341―4番地　マルカフジ産業㈱
	北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱
	北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成
	宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所
	宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業
	栃木県下都賀郡石橋町中大領308―2　㈱前田工業
	栃木県芳賀郡茂木町大字上後郷610番地　日本アジア工業㈱
	愛知県豊橋市冨久縞町茅野21　戸澤物産㈱
	愛知県常滑市字黒山37番地1　㈲中央産業
	岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525―1　フジカ化成㈱
	岐阜県恵那郡岩村町大字飯羽間字極楽寺2501　三洋技研㈱恵那工場
	奈良県五條市中之町784　日本化成工業㈱五條工場
	兵庫県神崎郡市川町西田中8番地7　㈱カズキ化成市川工場
	福岡県北九州市小倉南区大字木下853番地　㈲福岡エフ・アール・ピー
	福岡県粕屋郡古賀町大字青柳牛ヶ谷57　㈱フジクリーンエンジニアリング
	福岡県嘉穂郡穂波町椋本594―54　九州フジ化工㈱
	宮崎県北諸県郡山田町大字中霧島3504番地　宮崎スーパーレジン㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」―1D―022	フジクリーンKC―14型
〃　022―1	〃　18型
〃　022―2	〃　21型

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691―2　東日本フジ化工㈱那須工場
	愛知県西加茂郡三好町大字福谷字根浦27―340　フジ化工㈱三好工場
	福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471―7　西日本フジ化工㈱庄内工場
	北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成
	愛知県豊橋市冨久縞町茅野21　戸澤物産㈱
	岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525―1　フジカ化成㈱
	岐阜県恵那郡岩村町大字飯羽間字極楽寺2501　三洋技研㈱恵那工場
	兵庫県小野市浄谷町字北野1545　日本化成工業㈱小野工場
	福岡県飯塚市大字伊岐須字後牟田431　藤浦工業㈱
	福岡県粕屋郡古賀町大字青柳牛ヶ谷57　㈱フジクリーンエンジニアリング
	福岡県嘉穂郡穂波町椋本594―54　九州フジ化工㈱
	宮崎県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業
	栃木県下都賀郡石橋町中大領308―2　㈱前田工業
	北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱
	栃木県芳賀郡茂木町大字上後郷610番地　日本アジア工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」―1D―023	フジクリーンKX―25型
〃　023―1	〃　28型
〃　023―2	〃　30型
「96」―1D―024	フジクリーンKX―35型
〃　024―1	〃　40型
「96」―1D―025	フジクリーンKX―45型
〃　025―1	〃　50型

製造者の住所・氏名	佐賀県佐賀郡富士町大字下熊川淙江159―68　㈱富士建 代表取締役　藤原　孝喜
工場の所在地及び名称	長野県上伊那郡辰野町小野字塩ノ田1410―6　㈱長野液化第一FRP工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」―1D―026	マイクロン　BII　小型合併浄化槽5型
〃　026―1	〃　7型
「96」―1D―027	マイクロン　BII　小型合併浄化槽6型
〃　027―1	〃　8型
〃　027―2	〃　10型

製造者の住所・氏名	大阪府門真市大字門真1048番地　松下電工㈱ 取締役社長　今井　清輔
工場の所在地及び名称	岡山県久米郡中央町打穴西字中山537　山本工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」―1D―028	ナショナル　合併処理浄化槽　MTC―16D型
〃　028―1	〃　21D型
〃　028―2	〃　25D型
〃　028―3	〃　30D型
「96」―1D―029	ナショナル　合併処理浄化槽　MTC―35D型
〃　029―1	〃　40D型
〃　029―2	〃　45D型
〃　029―3	〃　50D型

製造者の住所・氏名	長野県下伊那郡豊丘村大字神稲9182　神稲建設㈱ 代表取締役　菅沼　尚志
工場の所在地及び名称	長野県上伊那郡辰野町小野字塩ノ田1410－6　㈱長野液化第1FRP工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－008	クマシロ　合併浄化槽　KSRII－5型
〃　008－1	〃　7型
「96」－1D－009	クマシロ　合併浄化槽　KSRII－6型
〃　009－1	〃　8型
〃　009－2	〃　10型

製造者の住所・氏名	広島県甲奴郡甲奴町大字小童1300－1　近藤工業㈱ 代表取締役　近藤佐代子
工場の所在地及び名称	長野県上伊那郡辰野町小野字塩ノ田1410－6　㈱長野液化第1FRP工場 広島県甲奴郡甲奴町大字小童599　近藤工業㈱FRP工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－010	KSB　小型合併浄化槽　C－5型
〃　010－1	〃　7型
「96」－1D－011	KSB　小型合併浄化槽　C－6型
〃　011－1	〃　8型
〃　011－2	〃　10型

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55－1　ダイキ㈱ 代表取締役　大亀　孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607－8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五稜5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100－7　㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－012	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH－12型
〃　012－1	〃　14型
〃　012－2	〃　15型
〃　012－3	〃　16型
〃　012－4	〃　18型
「96」－1D－013	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH－20型
〃　013－1	〃　21型
「96」－1D－014	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH－25型
「96」－1D－015	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH－28型
〃　015－1	〃　30型
「96」－1D－016	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH－32型
〃　016－1	〃　35型
「96」－1D－017	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH－40型
〃　017－1	〃　42型
「96」－1D－018	ダイキ小規模合併処理浄化槽　SNH2－32型
〃　018－1	〃　35型
〃　018－2	〃　40型
〃　018－3	〃　42型
〃　018－4	〃　45型
〃　018－5	〃　48型
〃　018－6	〃　50型

製造者の住所・氏名	長野県上伊那郡南箕輪村2930－4　㈱長野液化 代表取締役　倉田　紫和
工場の所在地及び名称	長野県上伊那郡辰野町小野字塩ノ田1410－6　㈱長野液化第1FRP工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－019	NE　小型合併浄化槽　C－5型
〃　019－1	〃　7型
「96」－1D－020	NE　小型合併浄化槽　C－6型
〃　020－1	〃　8型
〃　020－2	〃　10型

製造者の住所・氏名	東京都新宿区西新宿2－1－1　日立化成工業㈱ 取締役社長　丹野　穀
工場の所在地及び名称	茨城県下館市大字下江連1250番地　日立化成工業㈱結城工業 兵庫県佐用郡上月町久崎580番地　池田化成工業㈱上月工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－021	日立小規模合併処理浄化槽　SGT2－32C型
〃　021－1	〃　36C型
〃　021－2	〃　42C型
〃　021－3	〃　46C型
〃　021－4	〃　50C型

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－2　東日本フジ化工㈱那須工場 愛知県西加茂郡三好町大字福谷字根浦27－340　フジ化工㈱三好工場

地内

ロ 使用の部分 なし

一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 京都市伏見区役所

〇建設省告示第千三百九十六号

都市公園法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

建設大臣 中尾 栄一

一 施行者の名称 沖縄県

二 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十七年建設省告示第千六百五十四号那覇広域都市計画公園事業六・五・那一号奥武山公園

三 事業施行期間 自昭和四十七年九月二十八日 至平成十年三月三十一日

四 事業地 収用の部分 昭和四十七年建設省告示第千六百五十四号、昭和五十二年建設省告示第二百二十五号、昭和六十二年建設省告示第三百三十三号及び平成六年建設省告示第千二百十号の事業地のうち、沖縄県那覇市字奥武山町地内において事業地を変更する。

〇建設省告示第千三百九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

建設大臣 中尾 栄一

一 起業者の名称 青森県知事

一 事業の種類 一般国道三百三十九号改築工事（鶴田五所川原バイパス・青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉地内から同県五所川原市大字姥萢字桜木地内まで）

一 起業地

イ 収用の部分 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉、字中泉及び字大泉、大字山道字忍田、字高留及び字常岸並びに大字強巻字紡柳地内

同県五所川原市大字姥萢字蕉蒲及び字桜木地内

ロ 使用の部分 なし

一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 青森県北津軽郡鶴田町役場及び同県五所川原市役所

〇建設省告示第千三百九十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成八年五月二十八日　建設大臣 中尾 栄一

（次のように別記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第1号：分離接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府泉佐野市長滝3190の1 西村産業㈱ 代表取締役社長 西村 好彦
工場の所在地及び名称	大阪府泉佐野市長滝3190の1 西村産業㈱泉佐野工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1A－001	ニシムラ浄化槽CA－5型
〃 001－1	〃 7型
〃 001－2	〃 10型
「96」－1A－002	ニシムラ浄化槽CA－16型
〃 002－1	〃 22型

告示第1第4号：分離接触ばっ気方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	石川県金沢市西泉3丁目92番地 アムズ㈱ 代表取締役社長 谷口 敏
工場の所在地及び名称	石川県石川郡鶴来町森島町あ34番地 アムズ㈱鶴来工場 石川県石川郡鶴来町大竹町ロ73番地 アムズ㈱大竹工場 石川県河北郡内灘町大根布1丁目9番地 日研産業㈱ 石川県鳳至郡能都町字宇出津山分イ字4番地 広沢造船所 福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵1387－1番地 日研樹脂化工㈱

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－001	アムズ EX－10型
〃 001－1	〃 15型
「96」－1D－002	アムズ EX－16型
「96」－1D－003	アムズ EX－18型
〃 003－1	〃 20型
〃 003－2	〃 21型
〃 003－3	〃 25型
〃 003－4	〃 28型
〃 003－5	〃 30型
「96」－1D－004	アムズ EX－32型
〃 004－1	〃 35型
「96」－1D－005	アムズ EX－38型
〃 005－1	〃 40型
〃 005－2	〃 42型
〃 005－3	〃 45型
〃 005－4	〃 48型
〃 005－5	〃 50型

製造者の住所・氏名	長野県大町市大字大町5422 アルプスレジン㈱ 代表取締役 山田 晋一
工場の所在地及び名称	長野県上伊那郡辰野町小野字塩ノ田1410－6 ㈱長野液化第一FRP工場

認定番号	浄化槽の名称
「96」－1D－006	AKB 小型合併浄化槽 A－5型
〃 006－1	〃 7型
「96」－1D－007	AKB 小型合併浄化槽 A－6型
〃 007－1	〃 8型
〃 007－2	〃 10型

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号　大和ハウス工業株式会社　代表取締役社長　上村圭一

三　品目名（商品名）　両面着色亜鉛めっき鋼板（〇・六㎜）張黒よう石発泡板（七〇㎜）・吹付けロックウール（五〇㎜）合成被覆鉄骨はり（ダイワ金属耐火パネル（DHT―G一二〇W））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面着色亜鉛めっき鋼板（〇・六㎜）張黒よう石発泡板（七〇㎜）・外壁（非耐力）（耐火Wn　一一九四）、吹付けロックウール（耐火（通）G二二一一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百九十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G二一八五

二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内二丁目一番二号　旭硝子株式会社　代表取締役社長　瀬谷博道

三　品目名（商品名）　水酸化アルミニウム・ガラス繊維混入セメント系湿式吹付材（三〇㎜）裏打溶接金網入ガラス繊維補強セメント板（一〇㎜）被覆中空鉄骨はり（サンクリート耐火梁カバーB―2）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ガラス繊維補強セメント板（不燃第一〇〇五号）、ワイヤーメッシュ（JIS G 三五五一、JIS G 四三〇九）水酸化アルミ系耐火被覆材（旭硝子株式会社　窯業建材事業部）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　Wn一二九九

二　申請者住所氏名　愛知県海部郡佐屋町大字西保字南川原九八番地　大和建材工業株式会社　代表取締役　岡本健吉

三　品目名（商品名）　金属折板（〇・三五㎜）・ロックウール吸音板（一五㎜）木毛セメント板（二五㎜）積層板張外壁（非耐力）（ダイワライトW六〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　塩化ビニル樹脂金属積層板（不燃第一〇五一号）、ロックウール吸音板（不燃第一〇二一号）、木毛セメント板（準不燃第二〇三一号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

一　起業者の名称　建設大臣　本州四国連絡橋公団

一　事業の種類

（建設大臣及び本州四国連絡橋公団起業に係る事業）

一般国道三百十七号改築工事［有料道路「今治北道路」（愛媛県今治市高部字旭方地内から同県同市山路字木ノ谷地内まで）］及びこれに伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及びかんがい用ため池付替工事

（建設大臣起業に係る事業）

一般国道百九十六号改築工事（愛媛県今治市山路字下平地内から同県同市山路字木ノ谷地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

一　起業地

（建設大臣及び本州四国連絡橋公団起業に係る事業）

イ　収用の部分　愛媛県今治市高部字旭方及び字駒合、近見町四丁目、近見町五丁目、高地町二丁目、高地町一丁目、阿方字春岡、字牛ノ江、字牛ノ口、字田屋、字土井内、字池尻及び字幸部田、矢田字八反坪、字大出口、字平山及び字菅ヶ谷並びに山路字高屋及び字木ノ谷地内

ロ　使用の部分　愛媛県今治市高部字旭方及び字駒合、近見町四丁目、近見町五丁目、石井町五丁目、高地町二丁目、高地町一丁目、阿方字春岡、字牛ノ江、字牛ノ口、字田屋、字土井内、字池尻及び字幸部田、矢田字八反坪、字大出口及び字平山並びに山路字高屋及び字木ノ谷地内

（建設大臣起業に係る事業）

イ　収用の部分　愛媛県今治市山路字下平及び字木ノ谷地内

ロ　使用の部分　愛媛県今治市山路字下平及び字木ノ谷地内

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県今治市役所

一　収用又は使用の手続を保留する起業地　愛媛県今治市高地町二丁目及び高地町一丁目地内

○建設省告示第千三百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

一　起業者の名称　京阪電気鉄道株式会社

一　事業の種類　京阪本線淀車庫立体交差及び拡張工事

一　起業地

イ　収用の部分　京都府京都市伏見区淀美豆町

八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成八年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百七十五号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小野市市場町字北山一〇八五番一〇六から同市市場町字北山一〇八五番七二まで	前	三九・〇〇〜八四・〇〇 メートル	〇・二二五 キロメートル
	後	三九・〇〇〜七二・六〇	〇・二二五

㈣　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局兵庫国道工事事務所

○建設省告示第千三百八十五号
建設省四国地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成八年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十一号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松山市二番町四丁目七番二地内	前	三一・七〇〜四一・七〇 メートル	〇・〇九五 キロメートル
	後	三八・二〇〜六一・八〇	〇・〇九五

㈣　図面縦覧場所　四国地方建設局及び同局松山工事事務所

○建設省告示第千三百八十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成八年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号	小野市市場町字北山一〇八五番一〇六から同市市場町字北山一〇八五番七二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方建設局及び同局兵庫国道工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月二十七日

○建設省告示第千三百八十七号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成八年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	松山市二番町四丁目七番二地内	四国地方建設局及び同局松山工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月二十七日

○建設省告示第千三百八十八号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　Wn一三〇〇
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市北区芝田一丁目四番一四号（芝田町ビル）　旭化工板製造株式会社　代表取締役社長　黒崎義明
三　品目名（商品名）　スレート・木毛セメント積層板（三五㎜）繊維混入けい酸カルシウム板（五㎜）裏張外壁（非耐力）（ユニオンボード　D－35（ノンアス））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　繊維混入セメント板（不燃（個）第一九三六号）、木毛セメント板（準不燃第二〇三一号）、繊維混入けい酸カルシウム板（不燃（個）第一八三八号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百八十九号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　C一一六〇
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号　大和ハウス工業株式会社　代表取締役社長　上村圭一
三　品目名（商品名）　両面繊維混入スラグセメント板（一二㎜）張ロックウール充てん軽量鉄骨外壁（八四㎜）・吹付けロックウール（三五㎜）合成被覆中空鋼管柱（ダイワDRF－P1）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面繊維混入スラグセメント板張ロックウール充てん軽量鉄骨パネル（耐火Wn一二五〇）、吹付けロックウール（耐火（通）C二二一一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百九十号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G一一四六
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号　大和ハウス工業株式会社　代表取締役社長　上村圭一
三　品目名（商品名）　両面繊維混入スラグセメント板（一二㎜）張ロックウール充てん軽量鉄骨外壁（八四㎜）・吹付けロックウール（三五㎜）合成被覆鉄骨はり（ダイワDRF－P2）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面繊維混入スラグセメント板張ロックウール充てん軽量鉄骨パネル（耐火Wn一二五〇）、吹付けロックウール（耐火（通）C二二一一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百九十一号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。
平成八年五月二十七日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G二一八四

三　品目名（商品名）　繊維混入けい酸カルシウム板（一八ミリ）重ね張外壁（非耐力）（ニチアス耐火ウォールG―三〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　繊維混入けい酸カルシウム板（不燃第一〇六一号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　W二三一二

二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門一丁目一番二六号　ニチアス株式会社　代表取締役社長　音馬　峻

三　品目名（商品名）　片面繊維混入けい酸カルシウム板（八ミリ）・強化せっこうボード（一二ミリ）重ね片面繊維混入けい酸カルシウム板（一〇ミリ）張ロックウール（五〇ミリ）挿入間仕切壁（八九～五六一ミリ）（ニチアスKTウォール一二〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　繊維混入けい酸カルシウム板（不燃第一〇六一号）、強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、ロックウール保温材（JIS　A　六三〇一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　W二三一一

二　申請者住所氏名　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木基之

三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（九・五ミリ）・強化せっこうボード（一五ミリ）重ね張軽量気泡コンクリートパネル（七五ミリ）自立千鳥配置ロックウール（二五ミリ）充填間仕切壁（一四九ミリ）（ノイザラス四五）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量気泡コンクリートパネル（JIS　A　五四一六）、せっこうボード（準不燃第二〇二七号）、強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、ロックウール吸音材（JIS　A　六三〇一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G三一三一

二　申請者住所氏名　東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号　大同コンクリート工業株式会社　取締役社長　福岡義彦

三　品目名（商品名）　鉄筋入り軽量気泡コンクリート板（一二五ミリ）湿式吹付けロックウール（四〇ミリ）合成被覆鉄骨はり（エルックス一二〇〇（梁三））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　鉄筋入り軽量気泡コンクリート板（耐火Wn　一二八四）、湿式吹付けロックウール（耐火G　三〇七三）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百八十一号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十四日　建設大臣　中尾　栄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
京都府船井郡丹波町字須知小字新南二四番一から同町字須知小字岩山一五番一まで	前	一〇・〇〇～二七・〇〇	〇・二六四
	後	一〇・〇〇～五二・〇〇	〇・二六四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局京都国道工事事務所

○建設省告示第千三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十四日　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　福知山都市計画都市高速鉄道事業西日本旅客鉄道山陰本線・福知山線・電車基地連絡線及び北近畿タンゴ鉄道宮福線

三　事業施行期間　自平成八年五月二十四日至平成二十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　京都府福知山市字堀小字三白、小字今岡、小字法川及び小字内田並びに字岡ノ並びに字岡ノ小字岡ノ町並びに字内記並びに字天田小字ユリ、小字岡口、小字額田、小字塚ヶ坪、小字崎山、小字九反田、小字鍛冶畑、小字吉良、小字大橋、小字西川、小字大谷、小字西川水道、小字ワク谷、小字平兵エ町、小字生輪塚、小字源太兵衛及び小字井籠田並びに字篠尾小字籠り、小字長ヶ坪、小字ヌクイ、小字榎原尻、小字湯原及び小字川尻並びに篠尾新町四丁目

○建設省告示第千三百八十三号

住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十四項の規定により、住宅・都市整備公団が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十四日　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　住宅・都市整備公団

二　事業施行期間　昭和五十四年十二月十三日から平成十一年三月三十一日まで

三　施行地区　兵庫県神戸市北区八多町中字菅谷尻、岩坂及び隅谷の各全部並びに字道ノ上、不老元、堂ノ元、上ヨサ田、新谷、ロハメ谷、菅谷辻、大西山及び宮ヶ谷の各一部並びに下小名田字清水廻りの一部並びに道場町日下部字尼ヶ谷上の全部並びに字尼ヶ谷、城ノ西、脇寺、宮ノ後及び西山の各一部並びに長尾町宅原字八王子、上瀬ヶ谷、千代ヶ谷、柳ヶ谷、平池、大池尻、石原、皿池、大池首、ゴブリ及び滝東の各全部並びに字谷口、下鹿子、中鹿子、浅谷、下ノ池、大池下、菅谷、曲り上、太田、琴谷、下瀬ヶ谷、平山及び猿谷の各一部

四　土地区画整理事業の名称　神戸国際港都建設事業北神戸第一特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　兵庫県三田市すずかけ台三丁目一番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　昭和五十四年十二月十三日

七　事業施行期間の変更　昭和五十四年十二月十三日から平成十五年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成八年五月二十四日

○建設省告示第千三百八十四号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百

〃　長崎県南高来郡愛野町乙字六左衛谷五三九九番二から同町乙字椿高野二三二一三番三まで　〃

供用開始の期日　平成八年五月二十一日

○建設省告示第千三百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十二日　　建設大臣　中尾　栄一

路線名　　供用開始の区間　　図面縦覧場所

五十六号　愛媛県南宇和郡一本松町満倉二七九五番一から同町満倉二四七三番一まで　四国地方建設局及び同局大洲工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月二十二日

○建設省告示第千三百七十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　W一一九三

二　申請者住所氏名　東京都港区三田三―九―一一日本生命三田ビル　アドラ建材株式会社　代表取締役社長　志村靖雄

三　品目名（商品名）　両面強化せっこうボード二枚重ね張軽量鉄骨下地間仕切壁（一五〇～六七二㎜）（アドラ　TX―N―W）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、グラスウール吸音材（JIS　A　六三〇六）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　Wn一二九八

二　申請者住所氏名　東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号　大成建設株式会社　代表取締役社長　山本兵蔵

三　品目名（商品名）　軽量コンクリート板（一二〇㎜）張外壁（非耐力）（B.P.ジョイント工法（NBW―六〇））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量コンクリート（大成建設株式会社千葉PC工場）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　C二一九八

二　申請者住所氏名　東京都新宿区新宿二丁目三番一〇号新宿御苑ビル　三菱マテリアル建材株式会社　取締役社長　玉木堅士

三　品目名（商品名）　繊維混入けい酸カルシウムセメント押出成形板（六〇㎜）・けい酸カルシウム板（二五㎜）合成被覆中空鉄骨柱（MJ―C―一二〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　繊維混入けい酸カルシウムセメント押出成形板（耐火Wn　一二〇五、耐火Wn　一二三五）、けい酸カルシウム板（不燃（個）第一一一一五号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　C二一九六

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番一六号　大和ハウス工業株式会社　代表取締役社長　上村圭一

三　品目名（商品名）　両面着色亜鉛めっき鋼板（〇・六㎜）張黒よう石発泡板（七〇㎜）・吹付けロックウール（五〇㎜）合成被覆鉄骨柱（ダイワ金属耐火パネル（DHT―C一二〇W））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面着色亜鉛めっき鋼板（〇・六㎜）張黒よう石発泡板（七〇㎜）・外壁（非耐力）（耐火Wn一一九四）、吹付けロックウール（不燃第一〇二二号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　Wn一二九七

二　申請者住所氏名　東京都港区三田三丁目一三番一二号　日本軽金属株式会社　取締役社長　増田祐孝

三　品目名（商品名）　両面着色亜鉛めっき鋼板張ロックウール板（四〇㎜）外壁（非耐力）（ウォルダンTW―四〇～六〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　着色亜鉛めっき鋼板（不燃第一〇四一号）、ロックウール板（不燃第一〇二一号）、繊維混入けい酸カルシウム板成形材（不燃第一〇六一号と同質材）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百七十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十三日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　Wn〇一〇六

二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門一丁目一番二六号　ニチアス株式会社　代表取締役社長　音馬　峻

三　品目名（商品名）　両面折板グラスウール充填屋根（大同K－五〇〇折板Ⅰ・S構法）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　塗装溶融亜鉛めっき鋼板（不燃第一〇四一号）、グラスウール保温板（不燃第一〇三一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三〇分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　R〇二九七
二　申請者住所氏名　北海道札幌市中央区北一条西二丁目　北海道経済センタービル　北海鋼機株式会社　取締役社長　小椋敏也
三　品目名（商品名）　グラスウール充てん両面折板屋根（雪印断熱折板）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ポリ塩化ビニル被覆金属板（不燃（屋根用）第一〇〇一号）　グラスウール（不燃第一〇三一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　C一一五九
二　申請者住所氏名　東京都港区芝公園一丁目七番一三号（昭和電工別館）　昭和電工建材株式会社　代表取締役　平河喜美男
三　品目名（商品名）　セメント押出成形板（六〇㎜）・吹付ロックウール（三〇㎜）合成被覆鉄骨柱（耐火ラムダZA六〇吹付ロッククウール複合柱（一時間））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　セメント押出成形板（耐火Wn一一六八）、吹付ロックウール（不燃第一〇二三号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G一一四五
二　申請者住所氏名　東京都港区芝公園一丁目七番一三号（昭和電工別館）　昭和電工建材株式会社　代表取締役　平河喜美男
三　品目名（商品名）　セメント押出成形板（六〇㎜）・吹付ロックウール（三〇㎜）合成被覆鉄骨はり（耐火ラムダZA六〇吹付ロッククウール複合はり（一時間））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　セメント押出成形板（耐火Wn一一六八）、吹付ロックウール（不燃第一〇二三号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　C三一五〇
二　申請者住所氏名　東京都港区芝公園一丁目七番一三号（昭和電工別館）　昭和電工建材株式会社　代表取締役　平河喜美男
三　品目名（商品名）　ロックウール充てんセメント押出成形板（六〇㎜）・吹付ロックウール（六〇㎜）合成被覆鉄骨柱（耐火ラムダZA六〇吹付ロッククウール複合柱（三時間））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ロックウール充てんセメント押出成形板（耐火Wn一一七八）、吹付ロックウール（不燃第一〇二三号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十八号

東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横手市金沢中野字三貫堰一三六番から同市金沢中野字上矢来沢二七番の一まで	前	一二・五〇～一八・五〇メートル	〇・二三二キロメートル
	後	一二・五〇～二四・〇〇	〇・二三二

㈣　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局湯沢工事事務所

○建設省告示第千三百六十九号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　五十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県南高来郡愛野町乙字桃山五〇三二番四から同町乙字六左衛谷五二七九番一まで	前	一四・三〇～二〇・〇〇メートル	〇・〇四三キロメートル
	後	一四・五〇～三一・〇〇	〇・〇四三
長崎県南高来郡愛野町乙字六左衛谷五三九九番二から同町乙字椿高野二三一三番三まで	前	八・五〇～一五・五〇	〇・二〇二
	後	八・五〇～一七・〇〇	〇・二〇二

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局長崎工事事務所

○建設省告示第千三百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十一日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	長崎県南高来郡愛野町乙字桃山五〇三二番四から同町乙字六左衛谷五二七九番一まで	九州地方建設局及び同局長崎工事事務所

四　事業地

イ　収用の部分　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号、昭和四十九年建設省告示第二百二十二号、昭和五十一年建設省告示第三百六十一号、昭和五十三年建設省告示第四十号、昭和五十三年建設省告示第千七百六十二号、昭和五十五年建設省告示第千七百二十八号、昭和五十七年建設省告示第千六百五十二号、昭和六十年建設省告示第九百五十八号、昭和六十一年建設省告示第六百八十八号、昭和六十三年建設省告示第千二百七十六号、平成四年建設省告示第千二百号、平成五年建設省告示第千百九十二号及び平成七年建設省告示第八十九号の事業地のうち、川越市大字砂字喜多を加え、川越市大字扇河岸字末広において事業地を変更する。

ロ　使用の部分　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号、昭和四十九年建設省告示第二百二十二号、昭和五十一年建設省告示第三百六十一号、昭和五十三年建設省告示第四十号、昭和五十三年建設省告示第千七百六十二号、昭和五十五年建設省告示第千七百二十八号、昭和五十七年建設省告示第千六百五十二号、昭和六十年建設省告示第九百五十八号、昭和六十一年建設省告示第六百八十八号、昭和六十三年建設省告示第千二百七十六号、平成四年建設省告示第千二百号、平成五年建設省告示第千百九十二号及び平成七年建設省告示第八十九号の事業地のうち、川越市大字砂新田三丁目から大字砂久保字見附の区間を加え、川越市砂新田四丁目及び大字砂新田字五ッ又向を削除し、川越市大字砂字喜多から大字扇河岸字末広までの区間内、砂新田二丁目から大字砂新田字武蔵野元松郷分までの区間内及び狭山市大字南入曽字中原において事業地を変更する。

○建設省告示第千三百五十五号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第一項の規定により、事業計画の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　大館市花岡地区住宅地区改良事業

一　施行区域に含まれる地域の名称　大館市花岡町字観音下、字前田の各一部

一　事業計画の認可年月日　平成八年一月十七日

○建設省告示第千三百五十六号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第一項の規定により、事業計画の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　東園田住宅地区改良事業

一　施行区域に含まれる地域の名称　尼崎市東園田町八丁目の一部

一　事業計画の認可年月日　平成八年三月十九日

○建設省告示第千三百五十七号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第一項の規定により、事業計画の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　若宮住宅地区改良事業

一　施行区域に含まれる地域の名称　芦屋市若宮町の一部

一　事業計画の認可年月日　平成八年三月十九日

○建設省告示第千三百五十八号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第一項の規定により、事業計画の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　昭和通・西大物町住宅地区改良事業

一　施行区域に含まれる地域の名称　尼崎市昭和通二丁目、西大物町の各一部

一　事業計画の認可年月日　平成八年三月十九日

○建設省告示第千三百五十九号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　岩端住宅地区改良事業

一　事業計画の認可年月日　平成五年三月三十一日

一　事業計画の変更の認可年月日　平成八年三月十九日

○建設省告示第千三百六十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　C二・九七

二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門一丁目一番二六号　ニチアス株式会社　代表取締役社長　音馬　峻

三　品目名（商品名）　パーミキュライト混入セメントモルタル（四五㎜）被覆中空鉄骨柱（マンドシールS　C一一二〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　フライアッシュセメント（JIS　R　五二一三　B種）炭酸カルシウム（JIS　K　六二二三）、パーミキュライト粒（JIS　A　五〇〇九）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G二一八三

二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門一丁目一番二六号　ニチアス株式会社　代表取締役社長　音馬　峻

三　品目名（商品名）　パーミキュライト混入セメントモルタル（四五㎜）被覆中空鉄骨はり（マンドシールS　G一一二〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　フライアッシュセメント（JIS　R　五二一三　B種）炭酸カルシウム（JIS　K　六二二三）、パーミキュライト粒（JIS　A　五〇〇九）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　G一一四四

二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号　新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎

三　品目名（商品名）　強化せっこうボード（二一㎜）被覆中空鉄骨はり（吉野耐火ビームG－1）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千三百六十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成八年五月二十一日　　建設大臣　中尾　栄一

記

一　指定番号　R〇二九六

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目三番七号　大同建材工業株式会社　取締役社長　八巻　試

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大村市陰平町三九番二から同市陰平町二三三二九番一まで	前	一一・〇〇～一五・五〇	〇・三六〇
	後	一三・〇〇～一六・六〇	

㈣ 図面縦覧場所 九州地方建設局及び同局長崎工事事務所

○建設省告示第千三百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十六日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷字坂口一三三〇番四から同町八反田郷字江頭一〇〇九番一まで	九州地方建設局及び同局長崎工事事務所
〃	大村市杭出津三丁目四七八番から同市杭出津三丁目五三五番七まで	〃
〃	大村市陰平町三九番二から同市陰平町二三三二九番一まで	〃

供用開始の期日　平成八年五月十六日

○建設省告示第千三百四十九号

東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十七日　建設大臣　中尾　栄一

一㈠ 道路の種類　一般国道

㈡ 路線名　四号

㈢ 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
二戸市字下ノ平八〇番一から同市字下ノ平七五番一まで	前	六〇・二〇～二五・〇〇	〇・三〇〇
	後	六〇・二〇～二五・〇〇	

㈣ 図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局岩手工事事務所

二㈠ 道路の種類　一般国道

㈡ 路線名　四十八号

㈢ 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区栗生一丁目一番四から同市青葉区栗生一丁目一番一まで	前	二七・五〇～三八・〇〇	〇・一一〇
	後	二七・五〇～三八・〇〇	

㈣ 図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局仙台工事事務所

○建設省告示第千三百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十七日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区栗生一丁目一番四から同市青葉区栗生一丁目一番一まで	東北地方建設局及び同局仙台工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月十七日

○建設省告示第千三百五十一号

東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十日　建設大臣　中尾　栄一

㈠ 道路の種類　一般国道

㈡ 路線名　四十六号

㈢ 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
盛岡市上田三丁目二番二から同市上厨川字前潟三三三番一まで	前	A	一一・四〇～六一・一〇	三・七六〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一二・〇〇～七二・二〇	二・五九二	
	後	A	一一・四〇～六一・一〇	三・七六〇	
		BC	一二・〇〇～八九・四〇	三・二四〇	

㈣ 図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局岩手工事事務所

○建設省告示第千三百五十二号

北陸地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十日　建設大臣　中尾　栄一

㈠ 道路の種類　一般国道

㈡ 路線名　百十六号

㈢ 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県西蒲原郡巻町大字中郷屋字フケ六八〇番一から同郡西川町大字真田字下り一二六三番三まで	前	一四・〇〇～四五・〇〇	〇・二八九
	後	一四・〇〇～一六・〇〇	〇・二八九

㈣ 図面縦覧場所　北陸地方建設局及び同局新潟国道工事事務所

○建設省告示第千三百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月二十日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十六号	盛岡市下太田林崎一九九番から同市下太田宮田一五番一まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)	東北地方建設局及び同局岩手工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月二十日

○建設省告示第千三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十日　建設大臣　中尾　栄一

一 施行者の名称　埼玉県

二 都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、上福岡都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道事業荒川右岸流域下水道

三 事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十四日至平成十三年三月三十一日

準耐火構造	581,900	570,900
低層耐火構造		
中層耐火構造	722,900	709,500
高層耐火構造	681,900	669,400

別表第六

特殊基礎工事費に係る限度額単価

階数（階）	別表第七に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域における限度額単価（円／平方メートル）	その他の区域における限度額単価（円／平方メートル）
5以下	25,400	25,000
6～8	31,100	30,700
9～11	36,500	35,800
12以上	41,500	40,600

別表第七

茨城県	取手市
埼玉県	川口市　川越市　浦和市　大宮市　所沢市　岩槻市　春日部市　草加市　狭山市　上尾市　与野市　戸田市　鳩ヶ谷市　蕨市　朝霞市　和光市　志木市　新座市　上福岡市　富士見市　入間市　八潮市　三郷市　大井町　三芳町　吉川市　杉戸町　宮代町
千葉県	千葉市　市川市　船橋市　松戸市　習志野市　柏市　八千代市　浦安市　鎌ヶ谷市　流山市　我孫子市　沼南町　白井町
東京都	特別区　武蔵野市　三鷹市　八王子市　立川市　府中市　昭島市　調布市　町田市　小金井市　小平市　日野市　東村山市　国分寺市　国立市　田無市　保谷市　狛江市　東大和市　清瀬市　東久留米市　多摩市　稲城市　福生市　武蔵村山市
神奈川県	横浜市　川崎市　鎌倉市　藤沢市　相模原市　大和市　座間市
京都府	京都市　向日市　長岡京市　城陽市　八幡市　大山崎町　久御山町　田辺町　木津町　精華町
大阪府	大阪市　堺市　豊中市　岸和田市　池田市　吹田市　泉大津市　高槻市　貝塚市　守口市　枚方市　茨木市　八尾市　泉佐野市　富田林市　寝屋川市　河内長野市　松原市　大東市　和泉市　箕面市　柏原市　羽曳野市　門真市　摂津市　高石市　藤井寺市　東大阪市　泉南市　四條畷市　交野市　大阪狭山市　阪南市　島本町　忠岡町　熊取町　田尻町　太子町　美原町　河南町
兵庫県	神戸市　尼崎市　西宮市　芦屋市　伊丹市　宝塚市　川西市
奈良県	奈良市　大和高田市　大和郡山市　橿原市　生駒市　香芝市　平群町　三郷町　斑鳩町　安堵町　川西町　三宅町　田原本町　王寺町　広陵町　新庄町　當麻町　上牧町　河合町

○建設省告示第千三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次の通り告示する。

平成八年五月十五日　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都市計画下水道事業東京都公共下水道

三　事業施行期間　自昭和二十八年十月十二日至平成十一年三月三十一日

四　事業地

イ　収用の部分　変更なし

ロ　使用の部分　昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第千九十二号、昭和三十七年建設省告示第二千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十一年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第百七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第千百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一号、昭和六十三年建設省告示第二百三十九号、平成元年建設省告示第千九十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号の事業地に台東区浅草橋三丁目、蔵前四丁目、寿一丁目、寿二丁目、鳥越二丁目、西浅草一丁目、西浅草二丁目、西浅草三丁目、松が谷一丁目、松が谷二丁目、松が谷三丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、北区浮間四丁目各地内において事業地を加え、台東区浅草一丁目、浅草二丁目、浅草三丁目、浅草四丁目、雷門一丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、千束一丁目、千束三丁目、西浅草一丁目、西浅草二丁目、西浅草三丁目、北区浮間四丁目、板橋区新河岸一丁目、新河岸二丁目各地内において事業地を削る。

○建設省告示第千三百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成八年五月十五日　建設大臣　中尾　栄一

一　起業者の名称　大阪府知事

一　事業の種類　一級河川淀川水系平野川上流部改修工事（大阪府八尾市南太子堂四丁目地内から同府同市田井中四丁目地内まで）並びにこれに伴う府道及び市道付替工事に伴う附帯工事

一　起業地

イ　収用の部分　大阪府八尾市南太子堂四丁目、北木の本五丁目、南木の本一丁目、南木の本二丁目、南木の本五丁目、南木の本九丁目、老原七丁目、老原九丁目、田井中一丁目、空港一丁目及び田井中四丁目地内

大阪府大阪市平野区長吉六反四丁目地内

ロ　使用の部分　大阪府八尾市南木の本二丁目地内及び南木の本五丁目地内

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　大阪府八尾市役所、同府大阪市平野区役所

一　収用の手続が保留されている起業地　大阪府八尾市南太子堂四丁目及び北木の本五丁目地内

大阪府大阪市平野区長吉六反四丁目地内

○建設省告示第千三百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十五日　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	黒部市田家新六八九番一から同市田家新七五三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方建設局及び同局富山工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月十五日

○建設省告示第千三百四十七号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十六日　建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿郷字坂口一三三〇番四から同町八反田郷字江頭一〇〇九番一まで	前	一一・〇〇～一六・五〇	〇・一七九
	後	一三・〇〇～一九・〇〇	〇・一七九
大村市杭出津三丁目四七八番から同市杭出津三丁目五三五番七まで	前	二〇・〇〇～二〇・五〇	〇・二〇八
	後	二〇・〇〇～二六・五〇	〇・二〇八

共同住宅の共用階段	・手すりを設ける。 ・踏面は滑りにくい仕上げ材を使用する。
手すり	・手すりは、歩行、階段の昇降等身体の動作に応じて適切な支持ができる位置及び形状のものとする。

別表第三

地域の区分	開口部の建具の基準
I	次のイからトのいずれかに該当するもの イ　三重構造であるガラス単板入り建具 ロ　ガラス単板入り建具と低放射ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもの ハ　ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもので少なくとも一方の建具が、木製若しくはプラスチック製であるもの又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの ニ　ガラスを三層に使用した木製の気密建具（空気層がいずれも12ミリメートル以上のものに限る。） ホ　低放射ガラスを使用した複層ガラス（空気層12ミリメートル以上のものに限る。）入り建具であって、木製若しくはプラスチック製の気密建具又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの ヘ　BL断熱型サッシ及びBL断熱玄関ドアでS型のもの ト　熱貫流率が2.0以下のもの
II	次のイからホのいずれかに該当するもの イ　二重構造であるガラス単板入り建具であって、少なくとも一方の建具が、木製若しくはプラスチック製であるもの、これらと同等以上の断熱性を有するもの又は金属製の建具でその枠を厚さ3ミリメートル以上かつ幅10ミリメートル以下の軟質ポリ塩化ビニル材（JIS K6723—1983（軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド）に定める軟質ポリ塩化ビニルコンパウンドを成形したものをいう。）若しくはこれと同等以上の断熱性を有するもので被覆したもの ロ　複層ガラス（空気層6ミリメートル以上のものに限る。）入りの建具であって、木製若しくはプラスチック製の気密建具又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの ハ　ガラス単板入り建具と複層ガラス入り建具との二重構造であるもの ニ　BL断熱型サッシ及びBL断熱玄関ドアでS型、1型又は2型のもの ホ　熱貫流率が3.0以下のもの
III～IV	次のイからニのいずれかに該当するもの イ　二重構造であるガラス単板入り建具 ロ　複層ガラス入り建具 ハ　BL断熱型サッシ及びBL断熱玄関ドアでS型、1型、2型、3型又は4型のもの ニ　熱貫流率が4.0以下のもの

注1　上記の地域の区分は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通商産業省・建設省告示第2号。以下「判断基準」という。）の別表に定める地域区分をいう。
2　「低放射ガラスを使用した複層ガラス」とは、JIS R3106—1985（板ガラス類の透過率・反射率・日射熱取得率試験方法）に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚使用したものをいう。
3　「気密建具」とは、JIS A4706—1989（サッシ）に定める気密性2等級を満たすものをいう。
4　IIIの地域の住宅における開口部の建具の基準は、判断基準に規定する熱損失係数の基準値に適合する住宅の浴室、便所等の小窓については適用しない。
5　IV、V及びVIの地域の住宅における開口部の建具の基準は、浴室、便所等の小窓については適用しない。
6　上記の開口部の建具の基準に規定する工事と判断基準又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成4年建設省告示第451号）に規定する住宅の屋根・天井、壁、床等に断熱材を施工する工事を合わせて行う。

別表第四

区分	遮音性能向上工事の基準
戸境床	(1)　戸境床の床スラブは、次のいずれかに適合するものであること。 ア　普通コンクリートによる場合にあっては、床スラブ厚を15センチメートル以上としたもの。ただし、浮床構造とする場合にあっては、床スラブ厚を12センチメートル以上としたもの イ　軽量コンクリートによる場合にあっては、床スラブ厚を17センチメートル以上としたもの ウ　戸境床の重量床衝撃音レベルが、しゃ音等級L—55程度の遮音性能を有する構造としたもの (2)　床組 戸境床の床組は、ゴムアジャスター等による置床、床仕上げ材をじか張りとするもの又は浮き床構造等きしみ音の発生しないものとすること。 (3)　床仕上げ 戸境床の床仕上げを、次のいずれかに適合するものであること。ただし、居住室を受音室としない床の仕上げを除く。 ア　戸境床の床仕上げは、カーペット、畳、クッションフロアー（台所に限る。）等のクッション性のある材料としたもの イ　戸境床の軽量床衝撃音レベル（JIS A1418（建築物の現場における床衝撃音レベルの測定方法）に規定する軽量床衝撃音発生器によって発生した床衝撃音の受音室における音圧レベルをいう。）が、しゃ音等級L—45程度の遮音性能を有する構造としたもの
戸境壁	戸境壁の構造は、次のいずれかに適合するものであること。ただし、ア又はイにおいて、コンクリート壁にボード類を接着する場合には、原則としてコンクリート壁とボード類の間に空隙を設けないこと。 ア　普通コンクリートによる場合にあっては、厚さ15センチメートル以上としたもの イ　軽量コンクリートによる場合にあっては、厚さ17センチメートル以上としたもの ウ　戸境壁のJIS A1417（建築物の現場における音圧レベル差の測定方法）に規定する室間平均音圧レベル差がJIS A1419に規定するしゃ音等級D—50程度の遮音性能を有する構造としたもの
給排水騒音の低減について	ア　平面計画について (ｱ)　パイプシャフトの位置を居住室から離す。 (ｲ)　壁、床埋め込み配管を避ける。 (ｳ)　便所排水竪管の便所内露出を避ける。 (ｴ)　便器の界壁取付けを避ける。 イ　配管工法等について (ｱ)　防振たわみ継ぎ手、防振ゴムスリーブ等を採用し、躯体と配管を絶縁する。 (ｲ)　便器は、サイホンボルテックス式、サイホンゼット式、サイホン式等の消音型便器とする。
遮音性能の確認方法 戸境床を(1)ウ、(3)イ、又は戸境壁をウとする場合にあっては、公的試験研究機関における遮音性能試験報告書により遮音性能を確認することとする。	

別表第五　一般附帯工事費に係る標準単価

構造	別表第七に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域における標準単価（円／戸）	その他の区域における標準単価（円／戸）
不燃組立構造		

九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　庄川都市計画道路事業三・四・一号新湊庄川線

三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十二年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　富山県砺波市大字畑野新字分口上島並びに東砺波郡庄川町大字青島字松川除後島及び字松川除前地内

○建設省告示第千三百四十三号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則（昭和四十六年建設省令第十八号）第三条の規定に基づき、特定賃貸住宅の平成八年度標準建設費を次のとおり定める。

平成八年五月十五日

建設大臣　中尾　栄一

第一　標準建設費

標準建設費は、第二以下に定める方法により算出した建築工事費標準額、屋外附帯工事費標準額及び特殊基礎工事費標準額の合計額とする。

第二　建築工事費標準額

建築工事費標準額は、建設する特定賃貸住宅の棟ごとに、別表第一に掲げる構造及び階数の区分に応じて同表に掲げる一平方メートル当たりの標準単価に、当該棟の建物延べ床面積を乗じて得た額の合計額（特定賃貸住宅の一戸当たりの床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）が六十五平方メートル以上である場合にあっては、当該合計額に当該特定賃貸住宅の戸数に百万円を乗じて得た額を、特定賃貸住宅に別表第二又は別表第三に掲げる基準に適合させるための工事を行う場合にあっては、当該合計額にそれぞれこれらの工事が行われた特定賃貸住宅の戸数に百万円を乗じて得た額を、特定賃貸住宅に別表第四に掲げる基準に適合させるための工事を行う場合にあっては、当該合計額に当該特定賃貸住宅の戸数に五十万円を乗じて得た額を加えた額）とする。この場合において、建設する特定賃貸住宅の棟ごとの一戸当たりの平均床面積が、低層住宅にあっては九十平方メートルを、中層住宅にあっては九十二平方メートルを、高層住宅にあっては百五平方メートルを超えるときは、それぞれ九十平方メートル、九十二平方メートル又は百五平方メートルに当該棟の特定賃貸住宅の戸数を乗じて得た面積を当該棟の建物延べ床面積とする。

第三　屋外附帯工事費標準額

一　屋外附帯工事費標準額は、二以下に定める方法により算出した一般附帯工事費標準額、附属建築施設整備費標準額及び特殊附帯工事費標準額の合計額とする。

二　一般附帯工事費標準額は、建設する特定賃貸住宅の棟ごとに、別表第五に掲げる構造に応じて同表に掲げる一戸当たりの標準単価に、当該棟の特定賃貸住宅の戸数を乗じて得た額の合計額　当該特定賃貸住宅の入居者のための駐車場を設置する場合にあっては、当該合計額に当該駐車場に通常駐車することのできる自動車の数（当該特定賃貸住宅の戸数に相当する数を限度とする。）に一台当たり百万円を乗じて得た額を加えた額）とする。

三　附属建築施設整備費標準額は、別表第一に掲げる構造及び階数に応じて同表に掲げる一平方メートル当たりの標準単価に、建設する附属建築施設の建物延べ床面積を乗じて得た額とする。

四　特殊附帯工事費標準額は、建設大臣が必要と認めて個別に認定した額とする。

第四　特殊基礎工事費標準額

特殊基礎工事費標準額は、建設する特定賃貸住宅又は附属建築施設の特殊基礎の工事に要する費用とする。ただし、当該費用が、建設する特定賃貸住宅又は附属建築施設の棟ごとに、別表第六に掲げる階数の区分に応じて同表に掲げる一平方メートル当たりの限度額単価に、当該棟の建物延べ床面積を乗じて得た額の合計額を超える場合には、当該合計額を特殊基礎工事費標準額とする。

別表第一

建築工事費に係る標準単価

構造	階数（階）	別表第七に掲げる市町村（特別区を含む。）の区域における標準単価（円／平方メートル）	その他の区域における標準単価（円／平方メートル）
不燃組立構造	—	123,700	121,200
準耐火構造	—	131,100	128,700
低層耐火構造	2以上	135,600	133,300
中層耐火構造	3～5	138,000	135,500
高層耐火構造	6～8	178,600	175,300
	9～11	201,700	198,000
	12以上	212,100	207,900

別表第二

玄関	・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・床は滑りにくい仕上げ材を使用する。
主寝室、居間、食事室	・敷居等の段差を解消し、床は滑りにくい仕上げ材を使用する。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。
廊下	・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・床は段差を解消し、滑りにくい仕上げ材を使用する。
階段	・踏面18センチメートル以上、けあげ22センチメートル以下とする。 ・踏面は滑りにくい仕上げ材を使用する。 ・手すりを設ける。 ・2以上の照明器具を設け、各階で点灯できるものとする。
便所	・便器は腰掛け式のものとする。 ・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・コンセントを設ける。 ・床は段差を解消し、滑りにくい仕上げ材を使用する。
浴室	・床面から浴槽の縁までの高さは30センチメートル以上50センチメートル以下とする。 ・出入口の建具は、大人の腰の高さから下の部分のガラスを合わせガラス又は強化ガラスとする。 ・手すりを設ける。 ・床は滑りにくい仕上げ材を使用する。
洗面所	・手すりを設けるか又は手すりの設置に備えて壁を補強する。 ・床は段差を解消し、滑りにくい仕上げ材を使用する。 ・コンセントを設ける。
共同住宅の共用廊下	・手すりを設ける。

○建設省告示第千三百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	伊予市市場字有三反甲二三九番二から同市市場字有三反甲二一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方建設局及び同局松山工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月十四日

○建設省告示第千三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　余市都市計画道路事業三・三・二号大川橋線
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道余市郡余市町入舟町及び大川町一丁目地内

○建設省告示第千三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・四十六号弥生新道及び三・三・七号石狩通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市西十七条南一丁目及び西十八条南一丁目地内

○建設省告示第千三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・四・三十七号十五条通及び三・三・七号石狩通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市西十五条南一丁目及び西十六条南一丁目地内

○建設省告示第千三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・四・四十一号柏林台通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市西十条南五丁目、西十条南六丁目、西十一条南五丁目、西十一条南六丁目及び新町西一丁目地内

○建設省告示第千三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三号西南大通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市西七条南七丁目、西七条南八丁目、西八条南七丁目及び西八条南八丁目地内

○建設省告示第千三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・六号大通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市大通南十二丁目、大通南十三丁目、大通南十四丁目及び大通南十五丁目地内

○建設省告示第千三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・四・十四号青葉通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市東二条南十五丁目及び東三条南十五丁目地内

○建設省告示第千三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・四・二十号若葉通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市東二条南十五丁目及び東二条南十六丁目地内

○建設省告示第千三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・一号東大通
三　事業施行期間　自平成八年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道帯広市東四条南十六丁目及び東四条南十七丁目地内

○建設省告示第千三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百三十号富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十五号草島東線
三　事業施行期間　自平成五年十一月二十六日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成五年建設省告示第二千二百三十号の事業地のうち荒川字綱台割地内において事業地を変更する。

○建設省告示第千三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十

宮崎県東諸県郡高岡町大字浦之名字宇都
二五八五番及び二五八六番
二五八七番
二五八七番一
二五八八番
二五八九番一
二五九〇番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県東諸県郡高岡町大字浦之名字宇都
二五八一番一　一号
二五九一番一　二号
二五九一番四　三号
二五九一番一　四号
二五八九番三　五号及び六号
二五八三番　七号
二五八四番二　八号
二五八四番一　九号
二五八三番　十号
二五八二番　十一号から十三号まで
十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
弓木谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
宮崎県児湯郡木城町大字中之又字弓木
三六四番一
三六五番
三六六番一
三六六番二及び三六六番三
三六六番一〇から三六六番一三まで
三六六番一七及び三六六番一八
三六八番一
三六八番三から三六八番八まで
三七〇番一から三七〇番一二まで
三七一番三から三七一番五まで
三七一番七及び三七一番八
三七一番一二
三七一番一六から三七一番一八まで
三八六番
三八七番一及び三八七番二
三八八番
三九二番一及び三九二番二

十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天神谷川及び天神谷川右支川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
宮崎県串間市大字都井字田上東
四七五九番一及び四七五九番二
四七九五番二
四八〇一番及び四八〇二番
四八〇七番
四八〇八番一から四八〇八番六まで
四八〇九番から四八一一番まで
四八一四番
四八一四番二
四八一五番及び四八一六番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成五年建設省告示第二千二百十一号で指定した土地の下流端境界線に沿って結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の天神谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
宮崎県串間市大字都井字田上東
四八〇〇番イ　一号
四八三七番一　二号
四七六四番　三号
四七六五番　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線からロで指定した土地の右岸境界線までの区間の天神谷川右支川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
宮崎県串間市大字都井字田上東
四七九五番一　一号
四八〇三番一　二号
十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
唐崎谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
宮崎県東諸県郡高岡町大字浦之名字小崎
四七四三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号をイで指定した土地の下流端境界線に沿って結んだ線、標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東諸県郡高岡町大字浦之名字小崎
四七五六番八地先道路敷　一号
四七四八番一　二号
四七四七番　三号
四七四三番四　四号
四七四三番一　五号及び六号
四七四三番一二　七号
四七五六番八地先道路敷　八号
十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
タメノクボ谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名字松ヶ谷山
二五九九番二　一号及び二号
二五九九番二八　三号
二五九九番四七　四号から六号まで
二五九九番四八　七号及び八号
二五九九番四三　九号
二五九九番四六　十号から十二号まで
二五九九番三〇　十三号
二五九九番三〇地先道路敷　十四号
二五九九番四　十五号
二十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入田谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
宮崎県東臼杵郡南郷村大字鬼神野
字入田藤之木　三〇二二番一
三〇二二番二
三〇二二番乙
字入田北原　三一三四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号をイで指定した土地の下流端境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東臼杵郡南郷村大字鬼神野
字入田藤之木　三〇四四番　一号
三〇二四番　二号
三〇二二番乙　三号
字入田北原　三一三三番三　四号
三一三三番四　五号
三一三三番一　六号
三一三二番一　七号
二十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小芹川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小芹川の中心線から左右各岸十メートルの土地の区域
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸
字西平　二八八四番一　一号
字後川　三〇一二番　二号
字西平　二八八二番二　三号
二八七八番二　四号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸 字西平
二八四〇番四　一号
二八四一番四　二号
二八四二番五　三号及び四号
二八八一番三　五号から七号まで
二八八二番二　八号
二八七八番二　九号
二八四八番二地先道路敷　十号
二八四八番四地先道路敷　十一号
二八六七番三　十二号
二八八一番四　十三号及び十四号
二八六二番　十五号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小芹川の中心線から左右各岸十メートルの土地の区域
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸
字西平　二八四〇番四　一号
二八六二番　二号
二八三八番五　三号
字小芹　三〇九四番　四号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱五号と八号を結んだ線から矢ヶ内川合流点までの区間の迫ノ谷川の中心線から左岸十一メートル右岸十四メートルまでの土地の区域

宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名
字矢ヶ内前　一二六九番　五号
字弥勒　一一七〇番一　八号

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　峰之下谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の峰之下谷川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

宮崎県串間市大字市木字迫ノ宇戸
五四九九番九　一号
五五〇五番一　二号
五四九九番六　三号
五四九九番四　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県串間市大字市木字迫ノ宇戸
五四五五番　一号
五四九三番　二号及び三号
五四九四番　四号
五四九五番　五号
五四九九番六　六号
五四九九番四　七号から九号まで
五四九九番三　十号から十三号まで
五五一〇番三　十四号及び十五号
五四四八番乙　十六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から市木川合流点までの区間の峰之下谷川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

宮崎県串間市大字市木字迫ノ宇戸
五四五五番　一号
五四四八番乙　二号

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　瓜田川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線、標柱三十三号と三十四号を昭和二十八年建設省告示第八十六号で指定した土地の下流境界線に沿って結んだ線、標柱三十四号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東諸県郡高岡町大字小山田
字新山国有林　一七林班　て小班　一号から五号まで
字内ノ丸　二〇二三番　六号及び七号
　二〇二〇番一　八号
字瓜田　二〇〇三番　九号及び十号
字田ノ迫　二九九四番　十一号
字瓜田　一九七八番　十二号から十四号まで
字新山国有林　一七林班　え小班　十五号から十九号まで
字瓜田　一九七四番　二十号から二十二号まで
字三代堂　一九一〇番六　二十三号
　一九一〇番四　二十四号
字新山国有林　一七林班　う小班　二十五号から三十三号まで
字三代堂　一九一四番三　三十四号
　一九一一番二　三十五号
　一九一六番二八　三十六号及び三十七号
字渕奥　一九七三番二　三十八号
字瓜田　一九八六番二　三十九号
　一九八九番二地先河川敷　四十号
字田ノ迫　三〇〇一番二　四十一号
　二九八三番三　四十二号
字草ノ氏　二九八〇番一八　四十三号
　地先道路敷
　二九八〇番一〇　四十四号
　二九八〇番一九　四十五号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　石原谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の石原谷川の中心線から左岸四十メートル右岸六十メートルまでの土地の区域

宮崎県日南市大字酒谷
字石原河内上　甲一六一三番　一号
　甲一六一七番　二号
字石原長谷　甲一七二八番一　三号
　甲一七三二番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日南市大字酒谷字石原河内上
甲一六六三番丁　一号及び二号
甲一六六〇番　三号
甲一六六二番　四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日南市大字酒谷字石原河内上
甲一四九二番一　一号
甲一四九四番　二号及び三号
甲一四九三番一　四号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　荒川内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市御池町
五三四八番一四六　一号及び二号
五三九二番八七　三号
五三四八番一四六　四号
五三四八番一四五　五号
五三四八番九八　六号
五三四八番二一一　七号
五三九二番八六　八号から十号まで
五三九二番八七　十一号及び十二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の荒川内川の中心線から左右各岸十三メートルまでの土地の区域

宮崎県都城市御池町
五三四八番一四六　一号
五三九二番八七　二号
五三九二番九〇　三号及び四号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　こうきり谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

宮崎県東臼杵郡北川町大字長井
字藤迫　三九一番一六
　四一〇番三
　四一〇番五

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から家田川合流点までの区間のこうきり谷川の中心線から左右各岸七メートルまでの土地の区域

宮崎県東臼杵郡北川町大字長井
字藤迫　三九二番　一号
　三九一番一六　二号

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　東角内谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

宮崎県西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字大迫
七二四番三
七四三番一〇四
七四三番一〇七から七四三番一一四まで
七四三番一七四及び七四三番一七五
七四三番一七七から七四三番一七九まで
七四三番一八〇から七四三番一八六まで
七四三番一九五
七四三番一九七
七四三番二六九
七五一番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和四十七年建設省告示第三百二十二号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡野尻町大字三ヶ野山字大迫
七二一番二　一号
七二二番二　二号
七二二番二地先道路敷　三号
七二三番二　四号
七二三番四　五号から七号まで
七二二番二　八号及び九号
七二〇番四　十号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　梁瀬谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地

○建設省告示第千三百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成八年五月十三日

建設大臣　中尾　栄一

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　向高谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

宮崎県東諸県郡国富町大字向高

字百田久保　一三〇九番

一三一〇番

字城平　一四八五番

一四九四番一

一四九六番一

一四九八番

一四九九番

一五〇一番から一五一七番まで

一五一八番一

一五一九番三

一五五七番

一五五八番一

一五五八番二

一七〇七番二

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小田ノ迫谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

宮崎県東臼杵郡北方町字小田

子八九〇番三から子八九〇番四まで

子八九〇番七から子八九〇番一一まで

子八九一番一から子八九一番六まで

子八九二番一から子八九二番二二まで

子八九三番一から子八九三番三まで

子八九四番一から子八九四番二まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東臼杵郡北方町字小田

子八九六番二　一号

子八九五番一　二号及び三号

子八九四番二　四号

子八九〇番四　五号及び六号

子八九〇番三　七号

子八九〇番一　八号及び九号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田ノ口谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

宮崎県西都市大字三納字法蓮寺

三五二三番及び三五二四番

三五二四番一

三五二五番一及び三五二五番二

三五二六番から三五二八番まで

三五二八番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西都市大字三納

字杉之元　一〇三九五番　一号

一〇三九七番　二号

一〇三九九番　三号から五号まで

字法蓮寺　三五二八番一　六号

字杉之元　一〇三九六番　七号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　木浦内谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

宮崎県東臼杵郡北浦町大字三川内字木浦内

二二〇二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号をイで指定した土地の下流端境界線に沿って結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の木浦内谷川の中心線から左岸十メートル右岸四メートルまでの土地の区域

宮崎県東臼杵郡北浦町大字三川内字木浦内

二二〇二番　一号及び二号

二一九九番　三号

二二〇三番　四号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　細目谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字細目

六四六五番

六四六五番二

六四六六番二

六四六六番四

六四六七番五九

六四七二番

六四七四番八

六四七五番二

六四七六番一〇及び六四七六番一一

六四七六番一三から六四七六番二二まで

六四七七番から六四七九番まで

六四八〇番一及び六四八〇番二

六四九四番二

六四九四番五三

六四九四番五六から六四九四番六三まで

六四九四番一〇八及び六四九四番一〇九

六四九四番一二六から六四九四番一三九まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号をイで指定した土地の下流端境界線に沿って結んだ線から細目川合流点の昭和十五年内務省告示第四百十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線までの区間の細目谷川中心線より左右各岸十六メートルまでの土地の区域

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字細目

六四七九番　一号

六四六五番　二号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　楠谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県西諸県郡須木村大字内山字楠谷

五三二一五番二三三　一号

五三二一五番四七四　二号

五三二一五番二三九　三号から六号まで

五三二一五番二四五　七号

五三二一五番二五〇　八号

五三二一五番二五二　九号

五三二一五番二五六　十号

五三二一五番二五四　十一号及び十二号

五三二一五番四六九　十三号から十六号まで

五三二一五番二二五　十七号

五三二一五番二三五　十八号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　幸脇谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日向市大字幸脇字宮田

一三二二番一　一号及び二号

一三二〇番　三号

一三一六番一　四号

一三一六番一一　五号

一三一六番一六　六号

一三三六番一四　七号

ロ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

宮崎県日向市大字幸脇字宮田

一三一六番三

一三一七番から一三二〇番まで

一三二〇番一から一三二〇番三まで

一三二一番一から一三二一番三まで

一四五四番一から一四五四番四まで

一四五四番四六

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　迫ノ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十八年建設省告示第八百二十四号で指定した土地の区域を除く。）

宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名字迫ノ谷山

一三八一番一　一号及び二号

一三八二番　三号及び四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名

字矢ヶ内前　一二六九番　五号

一二六七番三　六号

字弥勒　一一八四番一　七号

一一七〇番一　八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号と十号を結んだ線から標柱六号と七号を結んだ線までの区間の迫ノ谷川の中心線から左岸十五メートル右岸三十メートルまでの土地の区域

宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名

字矢ヶ内前　一二六七番三　六号

字弥勒　一一八四番一　七号

字迫ノ谷山　一三八一番一　九号

一三八二番　十号

大分県日田市大字小野字鉄尾
一八八三番　一号
一九二〇番　二号

四十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大浦川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十一年建設省告示第千七百八十九号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田市大字鶴河内
字池ノ鶴　九二番四
九二番七
字柚野　一一一番一及び一一一番二
一一一番六
一一一番九
一一一番一八
字カンバ　一一二番四
一一二番七

四十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹ノ林川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から有田川合流点までの区間の竹ノ林川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字羽田字竹ノ林
四二〇一番　一号及び二号
四一九四番　三号及び四号
四二〇三番　五号及び六号

四十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鉄花川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から串川合流点までの区間の鉄花川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字高瀬
字大岩　二五一九番二　一号
字西亥ノ塔　二五九八番　二号
字大岩　二五一九番三　三号
二五二三番一　四号及び五号
二五二〇番　六号

五十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古田川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字鶴河内
字片フタ　一三九一番一から一三九一番四まで
一四〇七番一及び一四〇七番二
一四〇八番及び一四〇九番
字竹屋敷　一六〇五番二
一六〇八番一
一六〇八番三
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から鶴河内川合流点までの区間の古田川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字鶴河内
字片フタ　一三九一番三　一号
字竹屋敷　一六〇八番三　二号

五十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
薮川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成四年建設省告示第七百九十三号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡天瀬町大字馬原字谷ヶ谷
三二〇四番一から三二〇四番三まで
三二〇五番一及び三二〇五番二
三二二五番一
三二二八番二

五十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高倉川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第四百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡大山町大字西大山
字タデ原　八六六八番一　一号
字三張弓　八六六九番一　二号及び三号
八六七七番　四号
字若山　八五七一番　五号
八五七四番一　六号

五十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白草川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十八年建設省告示第二千五百五十七号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡上津江村大字上野田字ホケイ
二〇二七番一　一号及び二号
二〇二八番　三号から五号まで
ロ　次に掲げる土地（昭和三十八年建設省告示第二千五百五十七号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡上津江村大字上野田字合払
二〇三〇番二四

五十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葛川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡上津江村大字川原
字説教　二四三八番五　一号及び二号
字ニガキガサコ　二四四六番　三号
二四四三番六　四号
二四四三番八　五号

五十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木弓川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡中津江村大字栃野
字木弓　二〇〇番　一号
二〇七番　二号
字桑ノ木平　一九一番　三号
一九三番一　四号
一九一番　五号

五十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梅野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（昭和三十四年建設省告示第千七百五十七号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡中津江村大字合瀬
字モノツキドコロ　八八八番及び八八九番
八九〇番一から八九〇番三まで
字小高　二一四三番一及び二一四三番二
二一四七番一及び二一四七番二
二一四九番
二一五〇番二
二一五四番一
二一五四番四
字廣瀬　二一三四番四

五十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鋼生川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第千十二号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡中津江村大字合瀬
字桑パライ　四三六四番二　一号から三号まで
字シモギリ　二四二二番二　四号
字廣打　二三四二番五　五号
二三四二番一　六号

五十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小畑川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千二百五十七号及び昭和三十五年建設省告示第二千三百三十七号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡前津江村大字柚木
字小畑々　二六六六番一　一号
二六六三番二　二号
二六六六番一　三号及び四号
二六六一番　五号
二六六〇番一　六号
字平林　二六〇四番　七号から十二号まで

大分県日田市大字羽田字高花
一三七四番二　一号及び二号
一三八一番一　三号
一三九〇番一　四号から六号まで
一三七四番二　七号
一三九三番　八号
三十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
森山川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字鶴河内字於久保
四九五七番一　一号
四九五〇番一　二号
四九八一番四　三号
四九六〇番一　四号
三十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂尾谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字堂尾
字本堂尾　一四〇六番
一四〇八番及び一四〇九番
一四一四番
字森ノ上　一一四二番
一一四三番二
一一七九番
一一八一番
一一八五番から一一八七番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から小塩川合流点までの区間の堂尾谷川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字堂尾字森ノ上
一一八六番　一号
一一八七番　二号
三十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
郷ノ原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の道路敷
大分県日田市大字小野
字クンドク　七五七番及び七五八番
字宮ノ前　一〇六六番
字牛王原　二三七〇番
二三七〇番一
二三七一番
字畑　二四七九番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から小野川合流点までの区間の郷ノ原川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百七十八号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田市大字小野
字牛王原　二三七〇番一　一号
字宮ノ前　一〇六六番　二号
四十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
田代川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の田代川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字小野
字樫木山　五三八九番一　一号から三号まで
字中ノ畑　五三八〇番　四号から六号まで
字田代　五三二一番　七号
字麦野　五三四四番二　八号
四十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷頭川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字羽田字上村
三四三〇番二
三四三一番二
三四三五番
三四四二番及び三四四三番
三四四六番
三四四九番から三四五一番まで
三四五二番一
三四八〇番及び三四八一番
三四八二番一
三四八三番及び三四八四番
四十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山ノ神川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の山ノ神川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字夜明
字山ノ上　三四〇三番一九　一号
三四〇三番一七　二号
字コウイ畑　三三九五番　三号
字三重弓　三三九七番　四号
三三九八番一　五号
字山ノ上　三四〇一番二　六号
字高塚　三五一五番一　七号
字丸尾　三二五二番　八号
四十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川崎川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字夜明字川崎
一七五一番　一号
一七四〇番　二号
一七二〇番　三号及び四号
一七二三番一　五号及び六号
一七三七番　七号
一七三五番一　八号
四十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中島川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字大肥
字山迫　二二〇六番
二二〇七番一
字西山　二四四八番六
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字大肥
字山迫　二二〇〇番二　一号
二二〇七番一　二号
字西山　二四四八番六　三号及び四号
字山迫　二二〇二番　五号
四十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
真弓谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と七号を結んだ線から大肥川合流点までの区間の真弓谷川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字大肥字真弓谷
一六九番一　一号
一五三番二〇　二号
一五三番二二　三号
一五四番三三　四号
一五四番三二　五号
一五四番一七　六号
一七二番　七号
四十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
牛王川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字小野
字妹尾　一八八三番
一八八五番から一八九〇番まで
一八九一番一及び一八九一番二
一八九四番及び一八九五番
一八九六番一
一八〇六番三
一九〇九番及び一九一〇番
一九一二番
一九一四番一
一九二〇番
字冷水　二六〇〇番一及び二六〇〇番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から小野川合流点までの区間の牛王川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百七十八号で指定した土地の区域を除く。）

大分県日田郡大山町大字西大山
字セト　五一九三番一及び五一九三番二
字ハヤシ　五一九四番一及び五一九四番二
　五一九五番一及び五一九五番二
　五一九六番一及び五一九六番二
　五一九七番
　五一九八番一及び五一九八番二
　五一九九番及び五二〇〇番
　五二〇二番一及び五二〇二番二
　五二〇三番一及び五二〇三番二
　五二〇四番一及び五二〇四番二
字釣ノ谷　五五〇三番一から五五〇三番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小切畑谷川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千八十七号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡大山町大字西大山
字セト　五一九三番一　一号
字ハヤシ　五一九四番一　二号
字城ノ上　四八一五番三　三号
字辛平　五〇五一番五　四号
二十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
板屋川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と五号を結んだ線から梅木川合流点までの区間の板屋川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県日田郡前津江村大字大野
字板屋　三二九五番一　一号
　三二七六番一　二号
字二藪　一八五七番　三号
　一八五二番一　四号
字板屋　三二九一番　五号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字大野字八瀬林
三三四〇番　一号
三三四二番　二号
三三四五番　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字大野
字板屋　三三三〇番　一号
　三三三六番　二号
字八瀬林　三三三八番　三号
　三三四一番一　四号
二十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
苦竹川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字大野字苦竹
二二七四番一　一号
二二五九番三　二号及び三号
二二七七番一　四号及び五号
二二七六番一　六号
二十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中山川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から川原川合流点までの区間の中山川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域（平成六年建設省告示第二百七十七号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡上津江村大字川原
字ハナグリ　三八〇七番一　一号
字上元組　三八二六番一　二号
字ハナグリ　三八〇五番二　三号
　三八〇二番一　四号
　三八〇六番一　五号及び六号
二十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桐尾川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
大分県日田市大字鶴河内字ウソノ迫
一九八八番
三十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷向川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字高瀬
字森ノ本　二七九二番一及び二七九二番二
　二七九三番から二七九五番まで
　二七五八番一及び二七五八番二
字谷向　二七五九番から二七大二番まで
三十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
志谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から高瀬川合流点までの区間の志谷川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域（平成五年建設省告示第千九百九十六号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田郡前津江村大字柚木
字茸木ノ上　一〇三三番一　一号
字花籠　八〇五番一　二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字柚木字志谷
九六四番　一号
九九七番一　二号及び三号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字柚木字花籠
八三〇番一　一号
八三七番一　二号
八三九番一　三号
三十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
出野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字柚木字出野
二二八九番　一号
二三〇〇番　二号
二三一六番　三号及び四号

二三一八番　五号から七号まで
二三一九番　八号
二二八九番　九号
三十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
馬差場川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷
大分県日田郡前津江村大字大野
字馬差場　一五八五番及び一五八六番
字タツ原　一六三八番
三十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大浦川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡前津江村大字赤石
字桑木　二一一八番　一号
　二〇八三番一　二号
　二一一八番　三号
　二一二九番　四号
字大浦　二一七一番一　五号及び六号
字桑木　二一一五番　七号
三十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小五馬川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田郡大山町大字東大山
字大平　三八四一番　一号
　三八三五番三　二号
　三八三二番一　三号
　三八三一番一　四号
字コウブリセ　四一七八番　五号
　四一七七番　六号
　四一七六番　七号及び八号
三十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高花川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の高花川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

大分県日田市大字鶴河内字要内
四九九八番一
四九九八番三及び四九九八番四
五〇〇三番一及び五〇〇三番二
五〇〇四番三
五〇〇四番五及び五〇〇四番六
五〇一〇番一から五〇一〇番三まで
五〇一一番

十六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　霧木川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から小野川合流点までの区間の霧木川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和四十二年建設省告示第九百七十八号で指定した土地の区域を除く。）
大分県日田市大字小野
字合辻　三四九一番　一号
字萩原　三五五三番四　二号
　三五五八番　三号
字五分坂　三五九〇番　四号
　三五九四番　五号及び六号

十七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　台原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字羽田字高花
一四一七番八から一四一七番一八まで
一四二四番一及び一四二四番二
一四二五番一及び一四二五番二
一四二七番一及び一四二七番二
一四二八番
一四三〇番一及び一四三〇番二
一四三一番一及び一四三一番二
一四三四番一から一四三四番四まで
一四三五番一
一四三五番三から一四三五番五まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から熊尾川合流点までの区間の台原川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

大分県日田市大字羽田字高花
一四三四番三　一号
一四三五番四　二号

十八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　薮一川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字羽田字岩下
三二七六番二　一号
三二八三番　二号
三二八四番一　三号
三二九三番　四号
三二九四番一　五号
三三〇二番一　六号
三二七四番三　七号

十九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下ノ谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字羽田字岩下
三三五〇番一　一号
三三五一番一　二号
三三五二番五　三号
三三五六番　四号
三三四六番　五号及び六号

二十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　せんど川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字羽田字北向
四〇六〇番四　一号
四〇六〇番一　二号
四〇五六番　三号
四〇五八番一　四号及び五号
四〇六三番一　六号

二十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小ヶ瀬川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県日田市大字日高
字百瀬町　三一四三番三　一号
　三一四五番一　二号
字小ヶ瀬　二九九八番一　三号
　二九九二番一　四号
字百瀬町　三一四八番一　五号
　三一四〇番一　六号
　三一三四番三　七号
　三一三四番二　八号
　三一三三番三　九号

二十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中楚川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田市大字夜明字中楚
五八九番一及び五八九番二
五九〇番
五九一番から五九一番三まで
六〇二番一から六〇二番四まで
六〇三番
六〇四番一から六〇四番三まで
六〇六番及び六〇七番
六〇八番一及び六〇八番二
六〇九番及び六一〇番
六一一番一から六一一番三まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の中楚川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県日田市大字夜明字中楚
六一一番一　一号
五八九番一　二号
六一七番　三号
五八五番一　四号

二十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中村川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十一号を結んだ線から標柱十二号と十三号を結んだ線までの区間の中村川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

大分県日田郡天瀬町大字合田
字梶屋敷　一〇二八番一　一号
　一〇二一番一　二号及び三号
　一〇〇六番一　四号
　一〇一四番一　五号
字年ノ神　九二九番一　六号
字木落平　一〇四八番一　七号
　一〇四七番一　八号
字梶屋敷　一〇一九番一　九号
字今屋敷　一〇三八番　十号
字梶屋敷　一〇二三番一　十一号
字へ原　一一五五番一　十二号
字今屋敷　一一五四番　十三号

二十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　川原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県日田郡天瀬町大字女子畑
字松向　一九七四番三から一九七四番八まで
　一九八五番一及び一九八五番二
　一九八六番から一九九一番まで
　一九九二番一から一九九二番三まで
　一九九三番一及び一九九三番二
　一九九五番一から一九九五番六まで
　一九九六番一及び一九九六番二
　一九九七番一及び一九九七番二
　一九九八番一及び一九九八番二
　二〇〇二番一及び二〇〇二番二
字一本松　一八四九番一及び一八四九番二
　一八八九番一及び一八八九番二
　一八九〇番一及び一八九〇番二
　一八九二番一
　一八九二番九及び一八九二番十
　一八九三番一及び一八九三番二
　一八九四番一
　一八九四番四
　一八九五番一
　一八九五番五
　一八九五番八及び一八九五番九
字猿渡　一九一七番一及び一九一七番二

二十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小切畑谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

三三〇五番二　三号
三三〇二番　四号
三一七五番　五号
三一四八番　六号
三一二九番一　七号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中ノ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県南海部郡米水津村大字宮野浦
字岡山奥　四五二番から四五七番まで
四六一番から四六九番まで
字東ノ奥　五四四番から五五五番まで
五五八番
字東側　五六六番から五七一番まで

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田ノ浦川2

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県南海部郡鶴見町大字大島浦字田ノ浦
九〇九番二
九一一番二及び九一一番三
九一二番
九五八番一
九六九番一及び九六九番二
九七〇番一
九九六番一
九九九番一二

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　野矢川1号

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県玖珠郡九重町大字野上字堀田
三四五三番三　一号
三四五〇番　二号
三四四六番　三号
三四三三番　四号から八号まで
三四三二番　九号から十二号まで
三四三三番　十三号から十五号まで

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　高並川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千三百九十八号で指定した土地の区域を除く。）

大分県宇佐郡院内町大字小野川内
字若薮　八八一番　一号
字鹿嵐　八一三番四　二号
八一三番二　三号
八〇六番　四号
字八ヶ岩　六四八番三　五号
六三五番　六号及び七号

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　鶴河内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十九年建設省告示第五百五十九号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県日田市大字鶴河内字川原田
四五六番　一号及び二号
四五四番　三号

ロ　次に掲げる土地（昭和四十九年建設省告示第五百五十九号で指定した土地の区域を除く。）

大分県日田市大字鶴河内
字川原田　四四九番一
四五〇番一
字吉ノ平　四九〇番一

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十九年建設省告示第五百五十九号で指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県日田市大字鶴河内字北山ノ神
三九九番一　一号
四〇一番二　二号及び三号

十二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　竹丸川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県日田市大字大肥字板屋
二六三四番一から二六三四番三まで
二六三八番一及び二六三八番二
二六四五番一
二六四六番一から二六四六番五まで
二六四八番から二六五〇番まで
二六五三番一
二六五四番一から二六五四番三まで
二六八六番一
二六八六番三
二六八七番
二六八八番一から二六八八番四まで
二七〇八番から二七一四番まで
二七一五番一から二七一五番三まで
二七一六番一及び二七一六番二
二七一七番一から二七一七番三まで
二七三四番
二七三六番
二七三七番一から二七三七番三まで
二七三八番一及び二七三八番二
二七三九番一及び二七三九番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から大肥川合流点までの区間の竹丸川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

大分県日田市大字大肥字板屋
二六八六番一　一号
二六五四番一　二号

十三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　三郎丸谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県日田市大字大肥字三郎丸
五七〇番一
五七一番一から五七一番三まで
五七二番二
五七二番五
五七二番七
五七七番一及び五七七番二
五七七番四及び五七七番五
五七八番
五七九番一及び五七九番二

十四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　第二古田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

大分県日田市大字鶴河内
字登り谷　一六一七番一及び一六一七番二
一六一八番二
一六一八番五
一六二一番
一六二二番一及び一六二二番二
一六二三番及び一六二四番
一六二五番一から一六二五番三まで
一六二六番一
一六二六番四
字東榊ヶ迫　一六二七番一及び一六二七番二
一六二八番一から一六二八番五まで
一六三〇番及び一六三一番
字板鶴　一六七五番一及び一六七五番二
一六七六番一及び一六七六番二
字寄合田　一六七七番一及び一六七七番二
一六九二番一及び一六九二番二
一六九四番から一六九八番まで
一六九九番一及び一六九九番二
一七〇〇番及び一七〇一番
一七〇三番一及び一七〇三番二
一七〇五番二
字向古田　一七〇六番一及び一七〇六番二
一七〇七番一及び一七〇七番二
一七〇八番一から一七〇八番四まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の第二古田川の中心線から左右各岸八メートルまでの土地の区域

大分県日田市大字鶴河内字登り谷
一六一八番二　一号
一六一七番二　二号
一六一四番一　三号
一六一六番　四号

十五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　要内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

福岡県築上郡椎田町
大字有安　四四二番八　一号
四四三番五　二号
四七〇番一　三号
四七〇番五　四号
大字上ノ河内　九〇七番　五号から八号まで
八八九番二　九号
八八八番三　十号及び十一号
九七九番　十二号
九七七番　十三号及び十四号
九〇八番一　十五号及び十六号
大字有安　九〇九番　十七号
四八三番一　十八号
四九〇番一　十九号
四九四番二　二十号
四九四番一二　二十一号
八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　八幡川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十年建設省告示第三百二十号で指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県浮羽郡田主丸町大字益生田
字小芝原　二一七九番一　一号及び二号
字中尾　二一七一番一　三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び昭和四十年建設省告示第三百二十号で指定した土地の左岸境界線に囲まれた土地の区域
福岡県浮羽郡田主丸町大字益生田字東葛尾
二一六七番六　一号
二一六六番一　二号
九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　今道川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十四年建設省告示第千七百五十一号で指定した右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県朝倉郡小石原村大字鼓字今道
三七六三番一　一号
三八二一番　二号
三八四〇番二　三号
三八三四番一　四号
十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　枝川内川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の枝川内川の中心線から左岸十五メートル右岸十八メートルまでの土地の区域（昭和二十四年建設省告示第九百二十一号で指定した土地の区域を除く。）
福岡県豊前市
大字大河内字内ヶ畑　九八番　一号
大字岩屋字百田　一二九三番一　二号
大字大河内字内ヶ畑　一〇九番一　三号
大字岩屋字竹ノ下　一一七八番地先　四号
河川敷

○建設省告示第千三百二十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成八年五月十三日　建設大臣　中尾　栄一
一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　琴ノ組川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から都甲川合流点までの区間の琴ノ組川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県豊後高田市大字梅の木字大平原
一六二八番　一号
一六六三番　二号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後高田市大字梅の木字東
一五九九番　一号
一六一四番一　二号
一六一三番一　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県豊後高田市大字梅の木字東
一六一〇番　一号
一六一一番一　二号
一六〇九番一　三号
一六〇七番二　四号
二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上立岩川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成二年建設省告示第四百八十号で指定した土地の区域を除く。）
大分県速見郡山香町大字日指
字徳常　三五五七番
三五八四番から三五八六番まで
三五九六番一
三五九七番
三六一一番及び三六一二番
三六一三番一及び三六一三番二
三六一四番から三六一六番まで
字上立岩　三六一七番
三六一八番一及び三六一八番二
三六一九番から三六二三番まで
二の三六二八番一から二の三六二八番三まで
二の三六二八番七及び二の三六二八番八
三六二九番
三六四七番一及び三六四七番二
字長尾　四七九五番一二
三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小平川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と八号を結んだ線から大分川合流点までの区間の小平川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域
大分県大分郡湯布院町大字下湯平
字光泉寺　一六三六番　一号
一六三一番　二号
一六三二番　三号

字辻大久保　二二〇一番　四号
字實盛　二一三〇番　五号
字室屋　一三八〇番　六号
一三七二番　七号
字光泉寺　一六一二番　八号
四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　由布津江川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十年建設省告示第八百九十九号で指定した土地の区域を除く。）
大分県大分郡湯布院町大字川上
字野々草　一九四八番四八　一号
一九四七番五二　二号
字野野草　一九四六番二　三号
一九四六番二二　四号
一九四六番二　五号から十号まで
字野々草　一九四七番七〇　十一号
字今ホリ　二〇一七番一四　十二号
二〇一八番　十三号
五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　北ノ口川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県臼杵市大字前田
字箭所　八八四番一　一号から三号まで
八八〇番三　四号及び五号
八八〇番　六号
八八〇番二　七号
八七九番一　八号
八七九番三　九号及び十号
字下長尾　八七一番三　十一号
字山ノ神　八六七番四　十二号
字下長尾　八七〇番二　十三号
六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　福川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県津久見市大字津久見浦字福山
三四四七番　一号
三三五三番一　二号

字北大ノ城　四六五五番
四六七〇番
四六七一番一から四六七一番五まで
四六七二番一から四六七二番四まで
四六七三番から四六七七番まで
字南大ノ城　四六七九番
四六八〇番一及び四六八〇番二
四六八一番一及び四六八一番二
四六八二番一及び四六八二番二
四六八三番
四六八四番一及び四六八四番二
四六八五番一及び四六八五番二
四六八九番及び四六九〇番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の大ノ城川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

広島県竹原市竹原町
字北大ノ城　四六七一番五　一号
字南大ノ城　四六八五番二　二号
字北大ノ城　四六三四番一　三号
字南大ノ城　四七一九番　四号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田ノ浦東川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の田ノ浦東川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和三十五年建設省告示第八百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

広島県竹原市小梨町
字みょうがだに　一〇一七三番　一号
字坂之谷　一七五三番二　二号
一七六四番一　三号
一七五一番一　四号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大乗川支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と七号を結んだ線から大乗川合流点までの区間の大乗川支川の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百九十一号で指定した土地の区域を除く。）

広島県竹原市福田町
字西ヶ迫　三八四八番一　一号
字前釜　一一八九番一　二号
一一八七番　三号
字西ヶ迫　甲三八四一番　四号
字前釜　一一六三番二　五号
一一三三番一　六号
字西ヶ迫　三八一八番一　七号

○建設省告示第千三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成八年五月十三日

建設大臣　中尾栄一

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　松瀬川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から矢部川合流点までの区間の松瀬川の中心線から左岸十五メートル右岸十メートルまでの土地の区域（昭和二十六年建設省告示第七百五十八号及び平成八年建設省告示第百六十三号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県八女郡黒木町大字北大淵字岩の迫
四三一〇番　一号
四二三九番一　二号

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　東寺ヶ迫川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の東寺ヶ迫川の中心線から左岸十メートル右岸二十メートルまでの土地の区域（昭和六十一年建設省告示第七百六十二号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県浮羽郡浮羽町大字妹川
字東寺ヶ迫　四二九五番　一号
字西寺ヶ迫　四二四四番　二号
字東寺ヶ迫　四三〇八番一　三号
字西寺ヶ迫　四二四三番一　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県浮羽郡浮羽町大字妹川字東寺ヶ迫
四三〇七番一　一号
四二九七番一　二号
四三〇五番二　三号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県浮羽郡浮羽町大字妹川字西寺ヶ迫
四二四三番一　一号から三号まで

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　番屋川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の番屋川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

福岡県浮羽郡浮羽町大字妹川
字広蔵　二八五三番二　一号
字古原　二八二六番　二号
字広蔵　二八五八番三　三号
字八竜　二八〇五番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県浮羽郡浮羽町大字妹川字広蔵
二八五六番一　一号から三号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線をイで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県浮羽郡浮羽町大字妹川字古原
二八〇九番　一号及び二号
二八〇八番三　三号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大積川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県北九州市門司区大字大積
字原　一〇二七番三　一号から四号まで
字大坂　九六六番　五号及び六号
九六四番　七号
九六六番　八号
九七二番　九号
九七一番　十号
九七四番七　十一号及び十二号
字原　一〇二三番　十三号から十五号まで

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　金井原川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県浮羽郡浮羽町大字新川
字中道上　三九五三番二　一号及び二号
三九五六番一　三号
三九五五番一　四号
字中ノ上　三八六八番一　五号
三八六七番　六号
三八六五番二　七号
字臥草　三七九二番三　八号
三七九〇番二　九号
字金井原　三九〇四番二　十号
三九〇三番　十一号
三九一四番二　十二号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ウッソ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女郡星野村
字西川原　一〇六五番　一号
一〇五八番　二号
字大岩　一九九八番　三号
字ウソ道　一九一五番　四号
一九一〇番　五号
字平曽根　一八九八番三　六号
一八九四番二　七号
一八八三番二　八号
一八七八番　九号及び十号

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　上河内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年総理府告示第九十三号及び平成四年建設省告示第二千三十七号で指定した土地の区域を除く。）

和歌山県御坊市明神川字番匠畑
八八七番一　一号から四号まで
八八五番三　五号
八八五番四　六号
八八五番九　七号
八七三番　八号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　潟友川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千百三十七号で指定した土地の区域を除く。）

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田字潟友
一〇八九番一　一号及び二号
一〇九九番一　三号及び四号
一〇九二番一　五号及び六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と六号を結んだ線から標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の潟友川の中心線から左岸十五メートル右岸十二メートルまでの土地の区域

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田
字潟友　一〇八九番一　一号
　一〇九二番一　六号
字上田熊　一三七三番一　十号及び十一号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱六号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱六号と九号をロで指定した土地の左岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田字潟友
一〇九二番一　六号
一〇七八番二一　七号
一〇七八番三二　八号
一〇七八番二八　九号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小郷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小郷川の中心線から左岸十二メートル右岸十メートルまでの土地の区域

和歌山県西牟婁郡上富田町岡字小郷
二〇六二番二四　一号
二〇六二番二一　二号
一一一九番　三号
一一二三番　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号をイで指定した土地の右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県西牟婁郡上富田町岡字小郷
一一〇三番　五号及び六号
一一〇六番　七号
一一〇七番　八号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　柳谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と九号を結んだ線から標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の柳谷川の中心線から左岸二十メートル右岸十メートルまでの土地の区域

和歌山県東牟婁郡古座川町鶴川字柳谷
一五五番　一号
三四七番　二号
三五〇番　三号及び四号
三五六番　五号
三五八番一　六号から九号まで
一二四番　十号
三六一番　十一号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小堂谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の小堂谷川の中心線から左右各岸八メートルまでの土地の区域並びに標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ右岸境界線に囲まれた土地の区域

和歌山県伊都郡かつらぎ町
大字移字小堂谷　六九六番　一号
　字東山　六八四番の五　二号
大字窪字西前　三七七番　三号
　字前田　三八番の一　四号
　字西山谷　三一八番の一　五号
　　三二〇番　六号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　百合谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県那賀郡打田町大字竹房字最初
七七四番の四五　一号から九号まで

十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　仙波谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県田辺市新庄町
字南内ノ浦　三五一八番　一号
三五二一番　二号
三五二二番　三号
三五二三番　四号
三五三七番　五号
三五三九番二　六号
三五九〇番七　七号及び八号
三五九八番　九号
三五九九番　十号
三六〇三番二　十一号
三六一二番　十二号
三六〇七番　十三号
三六一三番　十四号
三六一五番　十五号
三六二二番　十六号
字西内ノ浦　三六三三番　十七号

十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　初谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県有田郡湯浅町大字山田字垣内地
一六九八番一　一号及び二号
一七〇〇番　三号
一七〇一番　四号
一七〇二番　五号から八号まで

十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　慶賀野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県橋本市慶賀野字慶賀野臺
一五九番三　一号から三号まで
一五七番二　四号から七号まで

十四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱一号と七号を結んだ線から標柱八号と九号を結んだ線までの区間の長屋川の中心線から左岸十五メートル右岸八メートルまでの土地の区域並びに標柱八号と十号を結んだ線から標柱十一号と十二号を結んだ線までの区間の長屋川の中心線から左岸十メートル右岸八メートルまでの土地の区域

和歌山県那賀郡粉河町大字粉河
字矢倉　二七八七番　一号及び二号
字薬師寺　二八五〇番　三号
字寺川　三二八一番　四号
三二八五番一　五号
三二八七番　六号
三二八八番　七号
字矢倉　二七八七番　八号
字寺川　三二九九番　九号
三三〇〇番　十号
字北宅地　二〇六六番一　十一号
字寺川　三三一五番　十二号

○建設省告示第千三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成八年五月十三日

建設大臣　中尾　栄一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大ノ城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接する区間の河川敷及び道路敷

広島県竹原市竹原町
字田ノ浦　三二一六番
三二一七番一及び三二一七番二
三二一九番及び三二二〇番
三二二一番一及び三二二一番二
三二二二番
三二二三番二
三二二六番

本坂字トウズ　六六五番一一　二十号
六六五番三　二十一号及び二十二号
本坂字蕨山　六六〇番一の六　二十三号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　松尾沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる地番の土地の区域
静岡県周智郡森町一宮字奥伏間
四八四七番一から四八四七番三まで
四八四九番二

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　春山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第千百九十五号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県富士市船津字春山
八五五番三六　一号
八五五番三五　二号
八五五番二六　三号
八五五番二一　四号から六号まで
八五五番一九　七号
静岡県沼津市西野字藪
七六二番二　八号
七九〇番一　九号
七六〇番　十号
静岡県富士市船津字メッコ
八三九番二　十一号及び十二号
八三九番一　十三号及び十四号
八四〇番五　十五号
八四〇番一　十六号から十八号まで
八四〇番五　十三号
八四〇番一　十四号から十六号まで

○建設省告示第千三百二十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成八年五月十三日　建設大臣　中尾　栄一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　牛滝川第十支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府岸和田市大沢町字ノウ谷
一九三七番一　一号から三号まで
一九三四番　四号
二八八番　五号及び六号
二八九番　七号
二七七番　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　牛滝川第四支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府岸和田市大沢町字小谷奥
七五七番一　一号
二四二八番四　二号
二四二九番二　三号
七五八番一　四号
二四二三番　五号及び六号
七五八番一　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ビンゴ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府岸和田市大沢町字ビンゴ谷
二一三一番　一号
二一二八番二　二号
二一二六番　三号
二一二七番一　四号及び五号
二一二七番三　六号
二一二四番　七号
二一二八番一　八号及び九号
二一二二番　十号から十三号まで
六三二番　十四号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　天見川左支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府河内長野市天見
二四一四番　一号
二三九三番一　二号から六号まで
二四一四番　七号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　加賀田川支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府河内長野市加賀田
一五二〇番一　一号及び二号
一五一二番　三号
一五〇九番　四号
三七八七番　五号から十六号まで
三七九六番一　十七号及び十八号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　寺元第三支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府河内長野市寺元
三四一番　一号及び二号
二三三三番一　三号から七号まで
三四五番　八号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　松尾川第一支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府和泉市春木川町
二〇七番　一号から四号まで

○建設省告示第千三百二十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成八年五月十三日　建設大臣　中尾　栄一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　不動谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山
字天狗獄　二五番三　一号から六号まで
字児ノ滝　三番一　七号から十二号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　井出口谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県有田郡清水町大字沼谷
字三谷　三二五番　一号
三二二番　二号及び三号
字北山　三八〇番　四号及び五号
三七九番　六号及び七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　猪谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡美山村大字初湯川
字小串　二二〇八番七　一号から三号まで
一七五九番　四号及び五号
一七四七番　六号
一七四六番　七号
一七四〇番　八号
一七四二番　九号
字西峯　一五五八番　十号
字堂浦　一五八二番一　十一号
一五八三番　十二号及び十三号
一五八四番　十四号
字小串　一七五二番一　十五号
二三一一番一　十六号及び十七号
二三一一番五　十八号
一七七九番　十九号
二三一五番一　二十号から二十二号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　芦谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
和歌山県日高郡中津村大字高津尾
字中木　一四七一番二　一号
一四七六番　二号から七号まで
一四七八番　八号
一四七九番　九号から十二号まで
字板立　八六〇番　十三号
八五一番一　十四号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　明神川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

一五五九九番一から一五五九九番四まで
一五六五一番
字赤岩　一六四一一番
一六四一二番一及び一六四一二番二
一六四一三番一から一六四一三番四まで
一六四一四番一及び一六四一四番二
一六四一五番
一六四一六番一から一六四一六番六まで
一六四一七番一及び一六四一七番二
一六四一八番一
一六四一九番一
一六四一九番三及び一六四一九番四
一六四二〇番一及び一六四二〇番二
一六四二一番
一六四二二番一から一六四二二番五まで
一六四二四番及び一六四二五番
一六四二七番
一六四二八番一及び一六四二八番二
一六四三一番二
一六四三二番一及び一六四三二番二
一六四三三番から一六四四二番まで
一六四四三番一から一六四四三番三まで
一六四四四番一から一六四四四番四まで
一六四四五番一から一六四四五番三まで
一六四四六番一及び一六四四六番二
一六四四七番一及び一六四四七番二
一六四四八番一から一六四四八番三まで
一六四四九番一及び一六四四九番二
一六四五〇番一及び一六四五〇番二
一六四五一番
一六四五二番一及び一六四五二番二
一六四五三番から一六四五五番まで
一六四五六番一及び一六四五六番二
一六四五七番から一六四七一番まで
一六四七二番一及び一六四七二番二

○建設省告示第千三百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成八年五月十三日

建設大臣　中尾　栄一

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　谷戸洞川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県下田市箕作

字白坂　一一八番から一二〇番まで
字谷戸口　四一六番及び四一七番
字ワラ保　四二〇番及び四二一番
四二二番一から四二二番三まで
四二三番
四二四番一及び四二四番二
四二五番及び四二六番
四二七番一及び四二七番二
四二八番一
四二八番二の一及び四二八番二の二
四二九番
字椿木ヶ窪　四三〇番
字笹苅山　四三一番
字広田　四三二番一から四三二番三まで
四三三番及び四三四番
四三五番一
四三五番一の二
四三五番二及び四三五番三
四三六番から四四三番まで
四四四番一及び四四四番二
四四五番及び四四六番
四四七番一及び四四七番二
四四八番
四四九番一及び四四九番二
四五〇番一の一及び四五〇番一の二
四五〇番二
四五一番
四五二番一から四五二番三まで
四五三番一及び四五三番二
字神正　四五四番
四五五番一及び四五五番二
字嶽ヶ狭間　六六三番
字坂畑ヶ　一〇五七番から一〇五九番まで
字嶽ヶ狭間　一〇八〇番から一〇八三番まで
字水呑場　一〇八四番から一〇九六番まで
字熊ノタア　一〇九七番から一一〇四番まで
一一〇五番一及び一一〇五番二
字椿ガ窪　一一〇六番から一一一四番まで
一一一五番一及び一一一五番二
一一一六番及び一一一七番
一一一八番一及び一一一八番二
字打越　一一一九番一及び一一一九番二
一一二〇番
一一二一番一及び一一二一番二
一一二二番
一一二七番
字笹苅山　一一二八番から一一三二番まで
字赤松平　一一六六番
字坂ノ谷戸　一二〇四番
字椎ノ木谷戸　一二〇八番から一二一〇番まで
字タアノ窪　一二四四番
一二四八番一及び一二四八番二
一二四九番
字大峰　一二三八番
字小林　一二三七番
字保ゥ窪　一二五四番から一二六七番まで
字芝切場　一三五八番一から一三五八番三まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　太田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十九年内務省告示第五百八十二号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県賀茂郡松崎町雲身

字仲田　二九六番二　一号及び二号
二九七番一　三号
字下道　六一八番地先河川敷　四号及び五号
六四一番一地先河川敷　六号及び七号
六四一番二地先河川敷　八号
六四二番二地先河川敷　九号
六四三番一　十号
六六一番二　十一号
六六一番一　十二号
六六三番一　十三号及び十四号
字竹カラシ　一一四三番　十五号
字入谷　二五六番一　十六号
二五八番　十七号
二五九番　十八号及び十九号
二六〇番一地先道路敷　二十号
二六五番二　二十一号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　水神川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第三千七十二号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県熱海市下多賀

字南ヶ洞　一七〇〇番一　一号から三号まで
一六九七番　四号
一六九八番　五号
字黄柏洞　一六五〇番　六号
一六四九番二　七号及び八号
一六四八番二　九号

四㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　熱海和田川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第五百十一号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県熱海市熱海字日陰沢

一八九〇番一　一号から四号まで
一八九〇番八　五号
一八九〇番一　六号及び七号

五㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　本坂北川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県引佐郡三ヶ日町

本坂字厳山　六五三番四　一号及び二号
本坂字南山　四二四番一一七　三号から六号まで
四二四番一一六　七号
本坂　四二四番二二四　八号から十七号まで
本坂字北山　四二四番一七三　十八号及び十九号

六㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　堂の奥川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県武生市萱谷町参七字堂の奥

一三番一及び一三番二
一四番
一五番一及び一五番二
一六番及び一七番
一八番一から一八番四まで
一九番一から一九番七まで
二〇番
二一番一及び二一番二
二二番から二四番まで
二五番一から二五番五まで
二六番及び二七番
二八番一及び二八番二

七㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　小部子谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県今立郡池田町千代谷八弐字叔父ヶ谷大渕

一五番一　一号から八号まで

八㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　地蔵谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県今立郡池田町菅生

七四字地蔵谷山　四番一及び四番二
五番から八番まで
九番一
参八字地蔵谷　四番
六番

九㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大仏川支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県今立郡池田町東俣〇弐字十連畑ノ谷

二一番　一号から十号まで

十㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　長の谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県今立郡今立町中印参五字上長ノ谷

二二番から五一番まで
五二番一及び五二番二
五三番から八二番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千八百六十九号で指定した土地の区域を除く。）

福井県今立郡今立町中印

壱五字長ノ谷　一六番　一号
参五字上長ノ谷　九番　二号
二二番　三号
二三番　四号
二〇番　五号
一三番　六号
壱四字中原　三番　七号から九号まで

十一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　市波川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県足羽郡美山町

市波壱六字柏田　一八番　一号及び二号
市波五四字上ノ山　八七番　三号
八九番　四号
市波五壱字釣瓶落　二番　五号
五番　六号
市波五〇字平林　四番　七号
三番一　八号
一番一　九号
市波四九字胴眼　三番一　十号
市波五四字上ノ山　一七二番一　十一号
二〇〇番一　十二号
二一〇番二　十三号
市波四七字五枚田　四番三　十四号
市波五四字上ノ山　二一三番一　十五号
市波四七字五枚田　七番一　十六号
市波五四字上ノ山　二一七番　十七号
二一八番　十八号
市波四六字追分　二番　十九号
市波五七字菅谷　四九番　二十号
五〇番地先道路敷　二十一号
市波五八字ヤドメケ谷　六一番一　二十二号
市波四七字五枚田　七番一　二十三号
六番一　二十四号
市波五八字ヤドメケ谷　五九番二　二十五号
市波五四字上ノ山　二一一番　二十六号
市波四九字胴眼　八番　二十七号
六番一　二十八号
市波五八字ヤドメケ谷　二四番一　二十九号
二〇番　三十号
一九番　三十一号
市波五〇字平林　五番　三十二号
市波五八字ヤドメケ谷　六番　三十三号
五番　三十四号
三万谷七弐字堂メキ　一九番　三十五号及び三十六号
市波壱六字柏田　一番一八　三十七号
一七番三地先道路敷　三十八号

○建設省告示第千三百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成八年五月十三日

建設大臣　中尾　栄一

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　東京ホテラ沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二百七十四号で指定した土地の区域を除く。）

長野県上水内郡鬼無里村大字鬼無里

字池のひら　一五二〇七番イ　一号
一五二〇八番一　二号
一五二〇七番ロ　三号
一五一三〇番　四号
一五一三二番　五号
一五一三七番　六号
一五一四二番
一五一四三番
一五一四四番　合併　七号
字己での町　一四七四八番　八号
一四七四六番ニ　九号
一四六四五番一　十号
一四七四三番一　十一号
一四七一一番ロ　十二号
一四七〇九番　十三号
字東京四条　一四六〇五番　十四号から十六号まで

二㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　赤川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と九号を結んだ線から標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の赤川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

長野県上水内郡信濃町大字柏原

字開発　五〇一二番　一号から五号まで
五〇〇九番　六号から八号まで
五〇一二番　九号
字長水　四七八二番一　十号
四七八三番一　十一号

三㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　持京東沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十二年建設省告示第千二百七十四号で指定した土地の区域を除く。）

長野県上水内郡小川村大字瀬戸川

字欠之脇　一五四一五番一から一五四一五番三まで
一五四一六番一
一五四一七番三
字宮之入　一五五九〇番一及び一五五九〇番二
一五五九四番六
一五五九五番
一五五九六番一から一五五九六番三まで
一五五九七番一から一五五九七番五まで
一五五九八番一及び一五五九八番二

別表注三中「中欄の口径以上」を「中欄の口径」に改める。
別表注四を次のように改める。
注4 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。
また、予定排水区域の面積は、排水区がある場合は排水区の面積とする。
なお、予定処理区域及び予定排水区域の面積は、いずれも平成八年四月一日現在の面積とする。ただし、平成八年四月二日以降に新たに設定された処理区、処理分区及び排水区については、設定当初の面積とする。

〇建設省告示第千三百二十号
関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成八年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成八年五月十三日
建設大臣 中尾 栄一
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
春日部市大字小渕字中島九三二番一二から同市大字小渕字中島九三七番二まで	前	二〇・〇〇〜三八・〇〇	〇・〇二八
	後	二〇・〇〇〜五五・〇〇	〇・〇二八

(四) 図面縦覧場所 関東地方建設局及び同局北首都国道工事事務所

〇建設省告示第千三百二十一号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成八年五月十三日
建設大臣 中尾 栄一
一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 イシャノオク川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県河北郡津幡町字上大田ヲ
二六番 一号から三号まで
三〇番 四号及び五号
三一番 六号
三三番 七号
三四番 八号
三五番 九号
三七番 十号及び十一号
三九番 十二号
四一番 十三号
三六番 十四号及び十五号
二三番 十六号及び十七号
二二番 十八号及び十九号
二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 小田屋川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷
石川県輪島市小田屋町
横地 三五番から五三番まで
六六番
フ 一番及び二番
三番甲
三番乙
三番丙
四番甲
五番甲
五番乙
七番及び八番
ケ 一四番一
一四番二
一五番一
一五番二
一六番
一七番一
一七番二
一八番二
一九番一
一九番二
二〇番
二一番一
二一番二
赤坂平 八番
九番一
七番一六
七番一七
コ 一番及び二番
マ 三八番から四〇番まで

〇建設省告示第千三百二十二号
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
平成八年五月十三日
建設大臣 中尾 栄一
一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 堰谷川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県吉田郡松岡町上吉野七六字堰谷
一七番一 一号から六号まで
一七番二 七号から十一号まで
二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 滝ノ口川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷
福井県勝山市北谷町木根橋九〇字上山
一番一から一番三まで
二番
三番一から三番三まで
一〇番一から一〇番四まで
一一番一から一一番三まで
一二番一から一二番三まで
一三番一から一三番三まで
三(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 寺尾谷川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県勝山市村岡町寺尾
壱字寺尾谷 三番 一号
二番 二号
四九字壁山 一一番 三号及び四号
弐字東原 一七番 五号及び六号
四八字寺尾谷 一〇番一 七号
八番六 八号
四九字壁山 六番一 九号及び十号
七番 十一号及び十二号
九番甲 十三号
一〇番一 十四号
五〇字龍度 一番一 十五号及び十六号
四(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 大谷川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域(平成四年建設省告示第二千六十四号で指定した土地の区域を除く。)
福井県武生市中居町
八字宝ノ沖 五四番二 一号
七字西出前 三二番 二号
六字西出 二二番一 三号
二五番二 四号
二八番 五号
七四字大谷山 四番 六号
壱八字中出 二番一 七号
五番一 八号
一四番一 九号
七字西出前 三四番 十号
八字宝ノ沖 五四番二 十一号
五(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 下別所川
(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷(昭和四十二年建設省告示第千百七十七号で指定した土地の区域を除く。)
福井県武生市下別所町
参六字堂谷 一番から七番まで
参参字下塩屋 三二番から三八番まで

五〇〇以上一〇〇〇未満	三〇〇以上	三〇〇以上
一〇〇〇以上二〇〇〇未満	三五〇以上	六〇〇以上
二〇〇〇以上三〇〇〇未満	三五〇以上	一二〇〇以上
三〇〇〇以上	三五〇以上	二四〇〇以上

(2) 一般市（甲）

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除量（単位立方メートル／日）
五〇未満	三〇〇以上	四〇以上
五〇以上　一〇〇未満	三〇〇以上	四五以上
一〇〇以上　二五〇未満	三〇〇以上	五〇以上
二五〇以上　五〇〇未満	三〇〇以上	五五以上
五〇〇以上	三〇〇以上	六〇以上

(3) 一般市（乙）

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除量（単位立方メートル／日）
五〇未満	三〇〇以上	三〇以上
五〇以上　一〇〇未満	三〇〇以上	三五以上
一〇〇以上　二五〇未満	三〇〇以上	四〇以上
二五〇以上　五〇〇未満	三〇〇以上	四五以上
五〇〇以上	三〇〇以上	五〇以上

(4) 一般市（丙）

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除量（単位立方メートル／日）
五〇未満	三〇〇以上	一〇以上
五〇以上　一〇〇未満	三〇〇以上	一五以上
一〇〇以上　二五〇未満	三〇〇以上	二〇以上
二五〇以上　五〇〇未満	三〇〇以上	二五以上
五〇〇以上	三〇〇以上	三〇以上

(5) 町村

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除量（単位立方メートル／日）
一〇〇未満	三〇〇以上	五以上
一〇〇以上　五〇〇未満	三〇〇以上	一〇以上
五〇〇以上	三〇〇以上	一五以上

(6) 過疎市町村

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除量（単位立方メートル／日）
一〇〇未満	三〇〇以上	二以上
一〇〇以上　五〇〇未満	三〇〇以上	五以上
五〇〇以上	三〇〇以上	一〇以上

3　別表第三項中(2)及び(3)を次のように改め、同項に(4)を加える。

分流式の公共下水道の雨水に係る主要な管渠

(2) 一般市

予定排水区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除面積（単位ヘクタール）
五〇未満	六〇〇以上	一・〇以上
五〇以上　一〇〇未満	七〇〇以上	二・〇以上
一〇〇以上　二〇〇未満	八〇〇以上	三・〇以上
二〇〇以上　三〇〇未満	一〇〇〇以上	五・〇以上
三〇〇以上	一二〇〇以上	七・〇以上

(3) 町村

予定排水区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除面積（単位ヘクタール）
五〇未満	四〇〇以上	〇・五以上
五〇以上　一〇〇未満	六〇〇以上	一・〇以上
一〇〇以上	七〇〇以上	一・五以上

(4) 過疎市町村

予定排水区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除面積（単位ヘクタール）
五〇未満	三〇〇以上	〇・二以上
五〇以上　一〇〇未満	四〇〇以上	〇・三以上
一〇〇以上	四〇〇以上	〇・六以上

別表注一中「平成三年」を「平成八年」に改める。

別表注二中「平成二年国勢調査結果」を「平成七年三月三十一日現在の住民基本台帳人口」に改める。

○建設省告示第千三百十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正し、改正後の同告示は、平成八年五月十一日から適用する。

平成八年五月十一日　　建設大臣　中尾　栄一

前文中「平成七年四月三日」を「平成八年五月十一日」に改める。

表二十一中網内沢川の項の次に次のように加える。

森吉沢川	秋田県北秋田郡森吉町森吉字森吉沢国有林三林班ろ小班	小又川への合流点
火ノ沢川	秋田県北秋田郡森吉町森吉字火ノ沢九十四番地先	森吉沢川への合流点
丹瀬沢川	秋田県北秋田郡森吉町森吉字丹瀬沢国有林五林班に小班	小又川への合流点

表七十二中

「斐伊川（境水道、中海、大橋川及び宍道湖を含む。）　左岸　島根県仁多郡仁多町大字三成百十三番の十一地先　左岸　島根県大原郡木次町大字平田千四百六十九番地先
右岸　同町同大字七百七十一番の九地先　右岸　同町同大字百三番の一地先」を

「斐伊川（境水道、中海、大橋川及び宍道湖を含む。）　左岸　島根県仁多郡仁多町大字三成百十三番十一地先　左岸　島根県大原郡木次町大字平田四百十三番二地先
右岸　同町同大字七百七十一番九地先　右岸　同町同大字二十八番二地先」に

改める。

表七十三中

「杉谷川　左岸　広島県双三郡三良坂町大字灰塚字見尾二十番地先
右岸　同町同大字同字二十三番地先　上下川への合流点」を

「杉谷川　広島県双三郡三良坂町大字灰塚字中山千五百十三番十七地先　上下川への合流点」に

改める。

○建設省告示第千三百十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により公示する。

平成八年五月十一日　　建設大臣　中尾　栄一

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
鳥取県米子市夜見町字砂浜三、〇八八番一九地先から同市富益町字新開拾参二三六番一地先まで及び同県境港市佐斐神町字砂浜ノ一一番一八地先から同市新屋町字寄会前三二六八番二地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域	海岸保全施設の新設改良及び災害復旧	平成八年五月十一日

○建設省告示第千三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十三日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第五百二十七号稲沢中島都市計画及び尾張西部都市計画下水道事業日光川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年三月五日至平成十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成四年建設省告示第五百二十七号、平成六年建設省告示第千百五十九号及び平成七年建設省告示第千五百五十三号の事業地のうち愛知県稲沢市小寺町三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成四年建設省告示第五百二十七号、平成六年建設省告示第千百五十九号及び平成七年建設省告示第千五百五十三号の事業地のうち愛知県稲沢市小寺町三丁目及び矢合町字七々代地内において事業地を変更する。

○建設省告示第千三百十九号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正し、平成八年度予算に係る国の補助金から適用する。

平成八年五月十三日　　建設大臣　中尾　栄一

第五項第三号を次のように改める。

三　平成八年度から平成十二年度の間において、下水道整備を特に緊急に進める必要がある都市が緊急下水道整備計画を定め、緊急下水道整備特定事業を実施する場合は、当該事業により整備することとした管渠以外の管渠のうち別表に定める基準に該当するものを主要な管渠とする。

別表第一項中(2)及び(3)を次のように改める。

1　合流式の公共下水道の主要な管渠

(2)　一般市

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除面積（単位ヘクタール）
五〇〇未満	四〇〇以上	〇・六以上
五〇〇以上一〇〇〇未満	六〇〇以上	一・〇以上
一〇〇〇以上	六〇〇以上	一・五以上

(3)　町村

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除面積（単位ヘクタール）
五〇未満	三〇〇以上	〇・二以上
五〇以上　一〇〇未満	三五〇以上	〇・三以上
一〇〇以上	三五〇以上	〇・四以上

2

別表第二項を次のように改める。

分流式の公共下水道の汚水に係る主要な管渠

(1)　指定都市

予定処理区域の面積（単位ヘクタール）	口径（単位ミリメートル）	下水排除量（単位立方メートル／日）
五〇未満	三〇〇以上	一〇〇以上
五〇以上　一〇〇未満	三〇〇以上	一五〇以上
一〇〇以上　二五〇未満	三〇〇以上	二〇〇以上
二五〇以上　五〇〇未満	三〇〇以上	二五〇以上

区分		名称	上流端	下流端
指定		八草川	岐阜県揖斐郡坂内村大字川上字小貝筋三百八十九番地先	坂内川への合流点

表十七　由良川水系

区分		名称	上流端	下流端
変更	旧	弘法川	福知山市大字市寺字ウトフ谷五十八番地先	和久川への合流点
	新	弘法川	福知山市字市寺小字ウトフ谷五十八番地先	由良川への合流点
指定		弘法川放水路	弘法川からの分派点	由良川への合流点

表十八　淀川水系

区分		名称	上流端	下流端
変更	旧	須俣川	滋賀県伊香郡木之本町大字金居原字日ノ裏百六十九番地先の一号砂防堰堤	杉野川への合流点
	新	須亦川	左岸　滋賀県伊香郡木之本町大字金居原字須亦千六百八十一番百三地先 右岸　同町同大字同字千六百八十一番百二十一地先	杉野川への合流点
指定		日ノ裏川	左岸　滋賀県伊香郡木之本町大字金居原字日ノ裏千七百十三番地先 右岸　同町同大字同字千七百十八番内二十二地先	須亦川への合流点

表十九　円山川水系

区分		名称	上流端	下流端
変更	旧	横谷川	兵庫県出石郡但東町畑山字柳谷百二番の七地先の砂防堰堤下流端	赤花川への合流点
	新	横谷川	左岸　兵庫県出石郡但東町畑山字シシアスミ千百八十五番地先 右岸　同町畑山字炭釜千百八十七番地先	赤花川への合流点
指定		北谷川	左岸　兵庫県出石郡但東町畑山字北谷百番十五地先 右岸　同町畑山同字百番六地先	横谷川への合流点

表二十　九頭竜川水系

区分		名称	上流端	下流端
変更	旧	永平寺川	左岸　福井県吉田郡永平寺町志比五十二字長尾その二、二十二番の一地先 右岸　同町志比五十一字鋼ヶ岳その一、二十番の二地先	九頭竜川への合流点
	新	永平寺川	左岸　福井県吉田郡永平寺町志比五十二字長尾その二、八番地先 右岸　同町志比五十一字鋼ヶ岳その二、二十三番地先	九頭竜川への合流点

表二十一　北川水系

区分	名称	上流端	下流端
廃止	多田川	左岸　小浜市大字木崎二十九字山の下三番地先 右岸　同市大字多田十二字村入口一番の一地先	北川への合流点
廃止	森川	左岸　小浜市大字尾崎第二十四号字西田九番地先 右岸　同市同大字第三十五号字村中五番地先	多田川への合流点

表二十二　江の川水系

区分		名称	上流端	下流端
変更	旧	杉谷川	左岸　広島県双三郡三良坂町大字灰塚字奈良梨十七番地先 右岸　同町同大字字見尾二十三番地先	上下川への合流点
	新	杉谷川	広島県双三郡三良坂町大字灰塚字中山千五百十三番十七地先	上下川への合流点

表二十三　吉野川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	角ノ瀬放水路	飯尾川からの分派点	吉野川への合流点

表二十四　大淀川水系

区分	名称	上流端	下流端
指定	小松川放水路	小松川からの分派点	大淀川への合流点

備考

一　(一)　区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
　(二)　区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の行に掲げる河川を「新」の行に掲げるとおり変更することを示す。
　(三)　区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。

二　これらの表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端に記載されている場所から海に至るものとする。

三　これらの表中指定及び変更の「新」行に掲げる地名の表示は、平成八年五月十一日現在のものである。

表十一　那珂川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
変更	旧	岩川	左岸 栃木県塩谷郡喜連川町大字穂積字東千三十一番地先 右岸 同町同大字字広原千四十一番地先	江川への合流点
	新	岩川	左岸 栃木県塩谷郡喜連川町大字下河戸字東山六百七十五番四十二地先 右岸 同町同大字同字六百七十五番五地先	江川への合流点
変更	旧	巻川	左岸 大田原市中田原千九百番の二地先 右岸 同市中田原千三百七十番の二地先	箒川への合流点
	新	巻川	左岸 大田原市富池字堀ヲ内七百九十九番一地先 右岸 同市富池同字八百番地先	箒川への合流点
変更	旧	相の川	富池川の合流点	湯坂川への合流点
	新	相の川	黒磯市三本木字鍋場百五十八番二地先	湯坂川への合流点

表十二　利根川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
指定		沼里川	左岸 茨城県稲敷郡江戸崎町月出里字上谷原千四百五十八番地先 右岸 同町月出里同字九百五十九番一地先	小野川への合流点
変更	旧	和泉川	左岸 千葉県印旛郡印西町和泉字上谷津千二百三十四番地先 右岸 同町和泉同字千二百三十五番の一地先	浦部川への合流点
	新	和泉川	千葉県印旛郡印西町和泉字上谷津千二百十六番	浦部川への合流点
変更	旧	大森川	左岸 千葉県印旛郡印西町大森字蒲ヶ沢五百五十三番地先 右岸 同町大森同字五百五十二番地先	亀成川への合流点
	新	大森川	千葉県印旛郡印西町大森字蒲ヶ沢五百七十六番	亀成川への合流点
変更	旧	蓮台寺川	足利市五十部町三百五十三番地先の市道橋	渡良瀬川への合流点
	新	蓮台寺川	足利市五十部町字中堀千四百四十七番一地先の市道橋	渡良瀬川への合流点
変更	旧	神流川	左岸 群馬県多野郡上野村大字楢原字本谷七十一番地先 右岸 同村同大字同字六十五番地先	烏川への合流点
	新	神流川	左岸 群馬県多野郡上野村大字楢原字本谷国有林六十三林班そ小班地先 右岸 同村同大字同字国有林六十五林班つ小班地先	烏川への合流点
指定		向井川放水路	向井川からの分派点	烏川への合流点

表十三　阿賀野川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
指定	新発田川放水路	太田川からの分派点	

表十四　信濃川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
変更	旧	神田川	左岸 長野市松代町西条字預り二千四百九十四番地先 右岸 同市松代町西条同字二千五百十六番の三地先	蛭川への合流点
	新	神田川	左岸 長野市松代町西条字預り二千四百九十四番地先 右岸 同市同町西条同字二千五百十六番三地先	信濃川への合流点
変更	旧	南相木川	左岸 長野県南佐久郡南相木村黄連小屋二百八十八番地先 右岸 同村日ゾル二百八十三番地先	相木川への合流点
	新	南相木川	左岸 長野県南佐久郡南相木村南相木山国有林四十一林班あ小班地先 右岸 同村南相木山国有林四十林班よ小班地先	相木川への合流点

表十五　神通川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
変更	旧	熊野川	富山県上新川郡大山町大字河内字和仁口一番地先の取水堰堤	神通川への合流点
	新	熊野川	富山県上新川郡大山町河内字江崎割地先の上流端を示す標柱	神通川への合流点
指定		小原川	富山県上新川郡大山町河内字小屋谷割地先の上流端を示す標柱	熊野川への合流点

表十六　木曽川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
指定	川浦谷川	左岸 岐阜県武儀郡板取村字川浦四千六百四番五地先 右岸 同村同字四千六百四番六地先	板取川への合流点
指定	西ヶ洞谷川	岐阜県武儀郡板取村字川浦四千六百四番三十四地先	川浦谷川への合流点
指定	粥川	左岸 岐阜県郡上郡美並村大字高砂字平備九百十九番一地先 右岸 同村同大字字薬師八百七十二番二地先	長良川への合流点

指定		ペンケスナ川	左岸 砂川市焼山四十九番一地先 右岸 同市焼山四十七番一地先	石狩川への合流点
変更	旧	総富地川	北海道樺戸郡新十津川町字総富地地先	徳富川への合流点
	新	総富地川	北海道樺戸郡新十津川町字トップ二番一の上流端を示す標柱	徳富川への合流点
変更	旧	五号川	左岸 旭川市神楽町西神楽三十六番の五地先 右岸 同市神楽町西神楽三十八番地先	美瑛川への合流点
	新	五号川	旭川市西神楽四線七号一番千三百六十七地先の市道橋	美瑛川への合流点
変更	旧	基北川	旭川市豊岡一条四丁目一番地先	牛朱別川への合流点
	新	基北川	左岸 旭川市東旭川町共栄二百九十四番四地先 右岸 同市同町共栄二百九十四番一地先	牛朱別川への合流点

表四　十勝川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
指定		イマナイ川	北海道河西郡芽室町中伏古二線十九番七地先の町道橋下流端	帯広川への合流点
変更	旧	鈴蘭川	左岸 北海道河東郡音更町字下音更五号地先 右岸 同町同字西一線二十九番地先	音更川への合流点
	新	鈴蘭川	左岸 北海道河東郡音更町字音更西一線三十五番二地先 右岸 同町同字西二線三十六番一地先	音更川への合流点

表五　岩木川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
指定	砂子沢	青森県南津軽郡碇ケ関村大字碇ケ関字東碇ケ関山国有林二百三十五林班と小班	津刈川への合流点
指定	久吉導水路	津刈川からの分派点	砂子沢川への合流点

表六　北上川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
変更	旧	二股川	左岸 岩手県東磐井郡藤沢町大籠字千松三十八番の一地先 右岸 同町大籠同字四十七番の一地先	北上川への合流点
	新	二股川	左岸 岩手県東磐井郡藤沢町大籠字大籠一番四十六地先 右岸 同町大籠字杉松五番地先	北上川への合流点

表七　鳴瀬川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
変更	旧	二ッ石川	三ッ口沢の合流点	田川への合流点
	新	二ッ石川	左岸 宮城県加美郡宮崎町宮崎字北三十三番一地先 右岸 同町宮崎同字三十四番四地先	田川への合流点
指定		三ッ口沢	左岸 宮城県加美郡宮崎町宮崎字北三十五番一地先 右岸 同町宮崎同字三十一番二地先	二ッ石川への合流点
指定		長沼沢	左岸 宮城県加美郡宮崎町宮崎字北三十一番五地先 右岸 同町宮崎同字三十三番五地先	二ッ石川への合流点

表八　米代川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
指定	森吉沢川	秋田県北秋田郡森吉町森吉字森吉沢国有林三林班ろ小班	小又川への合流点
指定	火ノ沢川	秋田県北秋田郡森吉町森吉字火ノ沢九十四番地先	森吉沢川への合流点
指定	丹瀬沢川	秋田県北秋田郡森吉町森吉字丹瀬沢国有林五林班に小班	小又川への合流点

表九　雄物川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
指定	寺沢川	秋田市上北手猿田字寺ノ沢百九十三番二	猿田川への合流点

表十　最上川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
指定		新小牧川	左岸 酒田市大字大町字下割三百四十六番一地先 右岸 同市同大字同字三百四十七番一地先	最上川への合流点
指定		小牧川	新小牧川からの分派点	
変更	旧	五百刈川	左岸 山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野三千二百六十番地先 右岸 同村同大字同字三千二百六十三番地先	鮭川への合流点
	新	五百刈川	山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野三千二百五十六番	鮭川への合流点
変更	旧	沢の川	左岸 尾花沢市大字中島字鶴四百八十五番の一地先 右岸 同市同大字同字六百七十七番地先	丹生川への合流点
	新	沢の川	左岸 尾花沢市大字中島字鶴四百八十五番の一地先 右岸 同市同大字同字六百七十七番地先	赤井川への合流点

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
清水市興津東町字浜一四二三番一から静岡市丸子字泉ケ谷三〇一〇番五まで	前	A	七・二〇〜一一〇・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	九・〇〇〜一六三・〇〇	二四・二三〇	
	後	A	七・二〇〜一一〇・〇〇	二四・一二〇	
		B	九・〇〇〜一六三・〇〇	二四・二三〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局静岡国道工事事務所

○建設省告示第千三百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十日

建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市国吉田二丁目五四〇番の六から同市古庄字九反田坪一三一番の一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方建設局及び同局静岡国道工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月十日

○建設省告示第千三百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十日

建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊明市栄町元屋敷一五八番一から同市栄町元屋敷一四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方建設局及び同局名四国道工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月十一日

○建設省告示第千三百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十日

建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	横浜市青葉区市ケ尾町一一六九番八から同市青葉区市ケ尾町一一七五番三六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方建設局及び同局川崎国道工事事務所

供用開始の期日　平成八年五月十日

○建設省告示第千三百十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更し、若しくは廃止するので、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の規定に基づき、公示する。

平成八年五月十一日

建設大臣　中尾　栄一

表一　天塩川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
変更	旧	三十号川	左岸 北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ六千五百八十一番地先 右岸 同町同字六千八十番地先	雄信内川への合流点
	新	三十号川	北海道天塩郡天塩町国有林管轄区域四十四林班る小班地先	雄信内川への合流点
変更	旧	新美深川	北海道中川郡美深町字辺渓八十二番一地先の町道橋	ペンケニウブ川への合流点
	新	新美深川	左岸 北海道中川郡美深町字辺渓百八十九番一地先 右岸 同町同字百八十七番一地先	ペンケニウブ川への合流点
指定		ワッカウェンナイ川	北海道上川郡和寒町字三笠三百四十九番五地先の道道橋下流端	剣淵川への合流点

表二　網走川水系

区分	名称	区間 上流端	区間 下流端
指定	小沼沢川	左岸 北海道網走郡津別町字活汲百九番一地先 右岸 同町同字百八番三地先	網走川への合流点
指定	シンケピホロ川	左岸 北海道網走郡津別町字活汲二百五十三番一地先 右岸 同町同字二百五十五番三地先	網走川への合流点

表三　石狩川水系

区分		名称	区間 上流端	区間 下流端
指定		丘珠藤木川	左岸 札幌市東区丘珠町四百九十九番百九十四地先 右岸 同市同区伏古十四条三丁目八百七十七番九地先	雁来新川への合流点
変更	旧	沼川	北海道石狩郡新篠津村六千三十八番地先の村道橋下流端	篠津川への合流点
	新	沼川	北海道石狩郡新篠津村五千七百九十三番地先の村道橋下流端	篠津川への合流点
変更	旧	筋違川	江別市字東野幌二百五十三番一地先の上流端を示す標柱	早苗別川への合流点
	新	筋違川	江別市東野幌百四十一番十二の上流端を示す標柱	早苗別川への合流点

○建設省告示第千三百三号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

関係図面のうち、第四十九号図及び第五十号図を次のように改める。

その関係図面は、関東地方建設局及び同局利根川下流工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成八年五月九日　　建設大臣　中尾　栄一

（図面省略）

○建設省告示第千三百四号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十四年九月十七日付けで告示された建設省告示第三千四百六十九号を次のように改める。

関係図面のうち、第四十一号図を次のように改める。

その関係図面は、関東地方建設局及び同局京浜工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成八年五月九日　　建設大臣　中尾　栄一

（図面省略）

○建設省告示第千三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第四百三十九号土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び美野里都市計画下水道事業霞ヶ浦湖北流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十六日至平成十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○建設省告示第千三百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第四百七十五号潮来都市計画、牛堀都市計画及び麻生都市計画下水道事業霞ヶ浦水郷流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十九年三月八日至平成十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○建設省告示第千三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千三百二十五号小田原都市計画・大井都市計画・秦野都市計画・南足柄都市計画・山北都市計画・開成都市計画及び二宮都市計画下水道事業酒匂川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至平成十四年三月三十一日

四　事業地

イ　収用の部分　昭和四十八年九月十八日建設省告示第千九百六十号、昭和五十三年三月二十日建設省告示第三百九十二号、昭和五十七年十二月十四日建設省告示第千九百二十六号、昭和五十七年十二月十四日建設省告示第千九百二十七号、昭和六十年十月三日建設省告示第千三百二十五号及び平成元年十一月二十九日建設省告示第千九百七十七号の事業地に、神奈川県秦野市千村字立石及び字平間田並びに菖蒲字蛇塚、字堅石、字沓掛、字梨窪及び字中丸、足柄上郡松田町寄字寄一番を加え、秦野市千村字滝坂並びに菖蒲字沢端、中郡二宮町川匂字城山、足柄上郡山北町向原字尾先、字前耕地、字水上、字山下、字下鷲鷹、字上鷲鷹及び字西耕地並びに岸字原耕地並びに山北字出口及び字宮ノ下地内において事業地を変更する。

○建設省告示第千三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第五百二十三号衣浦東部都市計画下水道事業衣浦東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年三月七日至平成十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成元年建設省告示第五百二十三号、平成四年建設省告示第千百四十四号及び平成六年建設省告示第千九百十四号の事業地に愛知県碧南市田尻町一丁目を加える。

使用の部分　平成元年建設省告示第五百二十三号、平成四年建設省告示第千百四十四号及び平成六年建設省告示第千九百十四号の事業地に愛知県安城市高棚町東山から鮫川、同県碧南市田尻町一丁目から山下町及び同県安城市和泉町家下から東端町民沙田までの区間内を加える。

○建設省告示第千三百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第四百九十四号大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年三月二十五日至平成十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十六年建設省告示第四百九十四号、昭和四十六年建設省告示第千四百九十一号、昭和四十八年建設省告示第二千三百三十号、昭和四十九年建設省告示第千四百九十九号、昭和五十一年建設省告示第三百六十号、昭和五十二年建設省告示第千六百二十一号、昭和五十三年建設省告示第千百五十三号、昭和五十四年建設省告示第三百四十九号、昭和五十四年建設省告示第千七百四十号、昭和五十七年建設省告示第二千三十五号、昭和六十一年建設省告示第二百八十一号、昭和六十二年建設省告示第千百十六号、昭和六十三年建設省告示第八号、平成元年建設省告示第千二十六号、平成元年建設省告示第千五百九十三号、平成二年建設省告示第二千四十八号、平成三年建設省告示第五百三十三号、平成三年建設省告示第千九百二十五号、平成四年建設省告示第千二百五号及び平成五年建設省告示第千五百九十一号の事業地に御所市大字柏原から大字戸毛字北口までの区間内、高市郡高取町大字観覚寺から大字下土佐字森本までの区間内、御所市大字今住字九十歩から高市郡高取町大字ケラシドまでの区間内を加える。

○建設省告示第千三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第百九十八号広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年一月三十日至平成十四年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○建設省告示第千三百十一号

建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月十日　　建設大臣　中尾　栄一

(一)　道路の種類　一般国道

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置　北陸自動車道　松任市徳光町二二三九八番六地内

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　松任市（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　松任市古城町一番地

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

松任海浜公園と北陸自動車道上り線徳光パーキングエリアとが相互に効用を兼ねる工作物についての維持、修繕及び災害復旧（ただし、道路整備特別措置法により道路管理者が行う維持、修繕及び災害復旧は除く。）

五　協定の発効日　平成八年三月二十八日

○建設省告示第千二百九十四号

建設省研究所等共同研究実施規程（昭和五十五年建設省訓第四号）に基づき実施する共同研究の平成八年度公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　研究の題目

(1)　土木研究所公募課題

1　硫化水素の生物学的除去技術の開発

2　移設可能な下水処理施設の開発に関する研究

3　バイオス粉体の特性と利用に関する研究

4　水質事故検出技術の開発に関する研究

5　橋梁基礎構造の調査方法の開発

(2)　建築研究所公募課題

1　リサイクル性を考慮したFRPの開発と建築への有効利用に関する研究

2　非構造部材の被害要因の分析と対策

3　酸性雨による建築材料の劣化と保護

4　新技術による既存建築物の耐震性向上技術の開発

5　統合情報システム活用による建築生産の高度化技術の開発

6　室内環境の快適性評価に関する研究

7　住宅の気密性能設計及び換気計画のための設計手法

8　トレーサーガスを用いた換気性状把握手法の検証と改良

9　建築設備の性能評価・検査システムに関する研究

10　ディスポーザーによる生ゴミリサイクルシステムの開発

11　兵庫県南部地震における液状化・側方流動に関する研究

(3)　国土地理院公募課題

1　GISの標準化に関する調査

二　研究の題目及び申請手続に関する説明会

日時　平成八年五月十六日（木）午後一時から

場所　屋陵会館（東京都千代田区永田町二丁目十六番地二号）

○建設省告示第千二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第十七号線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都大田区羽田二丁目及び本羽田三丁目地内

○建設省告示第千二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十一号線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都千代田区永田町二丁目地内

○建設省告示第千二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画道路事業三・三・八号鎌倉街道線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都町田市旭町一丁目、旭町三丁目、中町二丁目、中町四丁目及び本町田地内

五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市旭町三丁目及び本町田地内

○建設省告示第千二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　田無都市計画道路事業三・四・十号武蔵境保谷線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都田無市北原町二丁目、北原町三丁目、緑町一丁目、緑町三丁目、谷戸町一丁目及び谷戸町二丁目地内

○建設省告示第千二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　府中都市計画道路事業三・四・九号府中銀座通り線及び三・四・十八号府中国分寺南口線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成十三年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都府中市宮町一丁目及び宮町二丁目地内

○建設省告示第千三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百四十号線

三　事業施行期間　自平成八年五月八日至平成十二年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　東京都足立区南花畑三丁目及び南花畑四丁目地内

○建設省告示第千三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千五百四号草加都市計画道路事業三・四・二十七号西新二号線

三　事業施行期間　自平成四年八月二十七日至平成十二年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成四年建設省告示第千五百四号の事業地のうち八潮市大字浮塚地内において事業地を変更し字中之島を加える。

○建設省告示第千三百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成八年五月九日

建設大臣　中尾　栄一

一　起業者の名称　建設大臣

一　事業の種類　一般国道四十六号改築工事（生保内改良・秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野地内から同県同郡同町生保内字荒川地内まで）

一　起業地

イ　収用の部分　秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野、字横関、字宮ノ前、字沼田、字久保、字野中、字雁治塚及び字荒川地内

ロ　使用の部分　なし

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　秋田県仙北郡田沢湖町役場

一　収用又は使用の手続が保留されている起業地　秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野地内

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十六号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
船橋市小室町一一六六番三から同市小室町一一五四番一まで	前	二一・六〇～四四・四〇 メートル	〇・二八〇 キロメートル
	後	一九・〇〇～四五・〇〇	

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局千葉国道工事事務所

○建設省告示第千二百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月七日　　建設大臣　中尾　栄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	船橋市小室町一一六六番三から同市小室町一一五四番一まで	関東地方建設局及び同局千葉国道工事事務所
百二十七号	館山市正木字三貫目一四五六番から同市正木字三貫目一四五五番二まで	〃
〃	館山市川名字栗坪三九八番一から千葉県安房郡富浦町福沢字谷三四七番一まで	〃

供用開始の期日　平成八年五月七日

○建設省告示第千二百九十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第四項の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第九百九十号の一部を次のように改正する。

平成八年五月八日　　建設大臣　中尾　栄一

第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校において、本科教育課程理工学専攻土木工学科の課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務経験を有する者

別表一中滋賀県立大学の項の次に次のように加える。

名古屋市立大学	芸術工学部生活環境デザイン学科

別表一中

芝浦工業大学	システム工学部環境システム学科

を

芝浦工業大学	システム工学部環境システム学科 工学部二部電機設備学科（建築設備コースに限る。）

に、

日本大学	理工学部交通土木工学科（平成六年三月以降卒業のものに限る。） 理工学部海洋建築工学科 理工学部一部経営工学科（建築専攻に限る。） 生産工学部統計学科（構造システム解析コースで昭和四十九年三月以降卒業のものに限る。） 生産工学部数理工学科（構造システム解析コースに限る。） 農獣医学部農業工学科（建築系で昭和四十九年三月以降卒業のものに限る。）

を

日本大学	理工学部交通土木工学科（平成六年三月以降卒業のものに限る。） 理工学部海洋建築工学科 理工学部一部経営工学科（建築専攻に限る。） 生産工学部統計学科（構造システム解析コースで昭和四十九年三月以降卒業のものに限る。） 生産工学部数理工学科（構造システム解析コースに限る。） 生物資源科学部生物環境工学科（建築系）

に改める。

別表六中

日建工科ビジネス専門学校	工業専門課程建築CAD設計課

を

日建工科専門学校	工業専門課程建築CAD設計課

に、

東京工科専門学校	工業専門課程建築科高等部（昭和五十三年三月以降卒業のものに限る。） 工業専門課程建築科（昭和五十八年三月以降卒業のものに限る。）

を

東京工科専門学校	工業専門課程建築科高等部（昭和五十三年三月以降卒業のものに限る。） 工業専門課程建築科（昭和五十八年三月以降卒業のものに限る。） 工業専門課程建築科（夜間）

に、

東京デザイナー学院	建築専門課程建築デザイン科一部（昭和五十二年三月以降卒業のものに限る。）

を

東京デザイナー学院	建築専門課程建築デザイン科一部建築デザイン専攻 建築専門課程建築デザイン科一部建築CAD専攻

に、

専門学校東京テクニカルカレッジ	工業専門課程建築科 工業専門課程建築設備工学科（平成九年三月以降卒業のものに限る。）

を

専門学校東京テクニカルカレッジ	工業専門課程建築科 工業専門課程建築設備工学科（平成九年三月以降卒業のものに限る。） 工業専門課程デジタルデザイン建築学科

に改め、東京工学院専門学校の項の次に次のように加える。

千代田工科芸術専門学校	デザイン写真専門課程インテリア・建築科（建築専攻）
東京工業専門学校	工業専門課程昼間部建築工学科

別表六中

東海工業専門学校	工業専門課程建築工学科 工業専門課程建築設備科 工業専門課程建築工学科（夜間部）

を

東海工業専門学校熱田校	工業専門課程建築工学科 工業専門課程建築設備科 工業専門課程建築工学科（夜間部）

に改め、同項の次に次のように加える。

東海工業専門学校金山校	工業専門課程建築工学科

附　則

改正前の別表一に掲げる日本大学農獣医学部農業工学科（建築系で昭和四十九年三月以降卒業のものに限る。）の課程、日建工科ビジネス専門学校工業専門課程建築CAD設計科の課程、東京デザイナー学院建築専門課程建築デザイン科一部（昭和五十二年三月以降卒業のものに限る）の課程、東海工業専門学校工業専門課程建築工学科、東海工業専門学校工業専門課程建築設備科又は東海工業専門学校工業専門課程建築工学科（夜間部）の課程を修めて卒業した者については、なお従前の例による。

○建設省告示第千二百九十三号

日本道路公団において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第六条の二第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成八年五月八日　　建設大臣　中尾　栄一

○建設省告示第千二百八十号

阿賀野川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十四年九月一日付けで告示された建設省告示第三千四百三十号及び昭和四十五年三月三十一日付けで告示された新潟県告示第三百六十七号を次のように改める。

関係図面のうち、阿賀野川区域図第十四号図及び早出川区域図第一号図から第三号図を次のように改める。

その関係図面は、建設省北陸地方建設局及び同局阿賀野川工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

（図面省略）

○建設省告示第千二百八十一号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　戸ノ内第三住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成五年七月二十三日
一　事業計画の変更の認可年月日　平成八年三月二十九日

○建設省告示第千二百八十二号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第一項の規定により、事業計画の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　戸ノ内第四住宅地区改良事業
一　施行区域に含まれる地域の名称　戸ノ内二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の各一部
一　事業計画の認可年月日　平成八年三月二十九日

○建設省告示第千二百八十三号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第一項の規定により、事業計画の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　戸ノ内第五住宅地区改良事業
一　施行区域に含まれる地域の名称　戸ノ内二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の各一部
一　事業計画の認可年月日　平成八年三月二十九日

○建設省告示第千二百八十四号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第五条第二項で準用する同条第一項の規定により事業計画の変更の認可をしたので、同法第八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

一　住宅地区改良事業の名称　番町第四住宅地区改良事業
一　事業計画の認可年月日　平成三年一月二十七日
一　事業計画の変更の認可年月日　平成七年十二月十三日

○建設省告示第千二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　東広島都市計画道路事業三・三・八号吉行飯田線
三　事業施行期間　自平成八年五月一日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　広島県東広島市西条町大字寺家字迫野谷、字西迫、字力萬、字国実及び字奥田並びに大字西条字大地面及び字塔ノ岡地内

○建設省告示第千二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　東広島都市計画道路事業三・四・十一号上寺家下見線
三　事業施行期間　自平成八年五月一日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　広島県東広島市西条町大字下見字溝巣地内

○建設省告示第千二百八十七号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月一日　　建設大臣　中尾　栄一

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二十五号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
奈良市中畑町字山麓敷一三〇六番一から同市米谷町字宮ノ下五二六番一まで	前	五〇・〇〇～一三〇・〇〇メートル	〇・三六六キロメートル
	後	四三・〇〇～一三〇・〇〇	〇・三六六

㈣　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局奈良国道工事事務所

○建設省告示第千二百八十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成八年五月二日　　建設大臣　中尾　栄一

名称　国営木曽三川公園
位置　三重県桑名郡長島町大字西川及び大字新所
区域　三重県桑名郡長島町大字西川地先
　　　三重県桑名郡長島町大字新所地先
（建設省中部地方建設局において平成八年五月三日から二週間一般の縦覧に供する。）
供用開始の期日　平成八年五月三日

○建設省告示第千二百八十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により施行規程及び事業計画を認可したので、同条第三項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月七日　　建設大臣　中尾　栄一

一　市街地再開発事業の種類及び名称　阪神間都市計画事業西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業
二　事業施行期間　事業計画認可公告の日から平成十二年十二月三十一日まで
三　施行地区　兵庫県西宮市北口町、高木西町、長田町の各一部
四　施行者の名称　住宅・都市整備公団
五　事務所の所在地　兵庫県西宮市長田町一番三号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成八年五月七日
七　譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限　平成八年六月五日

○建設省告示第千二百九十号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成八年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成八年五月七日　　建設大臣　中尾　栄一

る措置に係る再就職の目標数は、次の表の上欄に掲げる地域に居住する合理化炭鉱離職者について、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

地域名	再就職の目標数
北海道地域	五十三人
九州地域	一人
全国計	五十四人

○労働省告示第五十五号

職業に必要な専門的知識の習得に資する教育訓練の認定に関する規程（平成五年労働省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二十二日

労働大臣　永井　孝信

別表法務・総務の項の次に次のように加える。

情報・事務管理	情報処理基礎 システムの設計と開発基礎 情報活用技術基礎 システムの設計と開発 システムの運用管理 情報活用技術 業務アプリケーションの選定・活用 事務管理基礎 業務分析・改善

別表に次のように加える。

物流管理	物流管理基礎 物流管理手法基礎 物流管理と経営環境 物流管理手法 物流サービス・コスト管理 包装・荷役・保管基礎 包装 ユニットロード・システム 荷役 保管 輸送基礎 輸送 物流情報システム基礎 物流情報システム

○労働省告示第五十六号

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二条第一項第二号の規定に基づき、平成七年労働省告示第七十六号（特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法に基づき特定雇用調整業種を定める件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月三十一日

労働大臣　永井　孝信

表中第百十四号を第百十八号とし、第百十三号を第百十七号とし、第百十二号を第百十六号とし、第百十一号を第百十四号とし、同号の次に次のように加える。

百十五　検量業	平成八年六月一日から平成十年五月三十一日まで

表中第百十号を第百十三号とし、第百九号を第百十二号とし、第百八号を第百十号とし、同号の次に次のように加える。

百十一　空気銃・猟銃製造業	平成八年六月一日から平成十年五月三十一日まで

表中第百七号を第百九号とし、第八十二号から第百六号までを二号ずつ繰り下げ、第八十一号を第八十二号とし、同号の次に次のように加える。

八十三　アルミニウム・同合金プレス製品（台所用に限る。）製造業	平成八年六月一日から平成十年五月三十一日まで

表中第八十号を第八十一号とし、第七十九号を第八十号とし、第七十八号の次に次のように加える。

七十九　作業工具製造業（やすりを除く）	平成八年六月一日から平成十年五月三十一日まで

表備考中「、第七十九号、第八十二号、第八十四号から第八十六号まで、第八十九号、第九十二号、第九十六号、第九十九号、第百三号、第百十二号及び第百十四号」を「から第八十号まで、第八十四号、第八十六号から第八十八号まで、第九十二号、第九十四号、第九十八号、第百一号、第百五号、第百十六号及び第百十八号」に改める。

○労働省告示第五十七号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の三第一項第一号イ及び第二号イ(1)(i)の規定に基づき、労働大臣が指定する業種及び当該業種ごとに労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成八年五月三十一日

労働大臣　永井　孝信

次の表に掲げる業種を雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第一号イに規定する労働大臣が指定する業種とし、当該業種に係る同項第二号イ(1)(i)に規定する労働大臣が定める期間は、平成八年六月一日から平成九年五月三十一日までとする。

猟銃用実包・空包製造業 磨棒鋼製造業 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
備考　この表に掲げる業種のうち、磨棒鋼製造業及び電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）は、日本標準産業分類（平成五年総務庁告示第六十号）において分類された業種区分によるものとする。

○労働省告示第五十号

技能者表彰規程（昭和四十二年労働省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月七日　　労働大臣　永井　孝信

第四条第一項中「推薦した者」の下に「及び労働省職業能力開発局長が指定する団体が推薦した者」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

○労働省告示第五十一号

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第二十七条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、平成七年労働省告示第百十五号（育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第二十五条第二項並びに第二十七条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、労働大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年一月一日から適用する。ただし、平成七年十二月三十一日以前に設置し、又は整備した雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十条第十六号に規定する施設の設置又は整備に要した費用に係る労働大臣が定める額及び同日以前の期間に係る当該施設の運営に要した費用に係る労働大臣が定める額については、なお従前の例による。

平成八年五月十一日　　労働大臣　永井　孝信

第二号中「二千二百五十万円」を「二千三百五十万円」に、第三号中「三百七十万円」を「三百七十四万四千円」に改める。

○労働省告示第五十二号

雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十条第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第十九号）第二条の規定に基づき、平成八年五月十一日付けで認可した雇用促進事業団一般業務方法書の変更を次のとおり告示する。

平成八年五月十一日　　労働大臣　永井　孝信

雇用促進事業団一般業務方法書（昭和36年業務方法書第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の4　事業主その他のものの行う職業訓練の援助の実施基準及び方法」を「第3章の4　事業主その他のものの行う職業訓練に対する援助の実施等の基準及び方法」に、「　第1節　事業主その他のものの行う職業訓練に対する援助（第88条の25—第88条の28）」を「　第1節　事業主その他のものの行う職業訓練に対する援助（第88条の25—第88条の27）　第1節の2　事業主、労働者等に対する職業能力の開発及び向上に関する援助（第88条の28）」に改める。

第2条第1項第12号中「並びに」の次に「事業主、労働者等に対する職業能力の開発及び向上に関する援助、」を加える。

第82条第1項中「104,800円」を「105,100円」に改め、同条第2項中「174,700円」を「175,200円」に改める。

第88条の2の2第1項中「174,700円」を「175,200円」に改める。

第88条の22中「860円」を「880円」に改める。

「第3章の4　事業主その他のものの行う職業訓練の援助の実施基準及び方法」を「第3章の4　事業主その他のものの行う職業訓練に対する援助の実施等の基準及び方法」に改める。

第88条の28を次のように改める。

（職業能力の開発及び向上に関する援助）

第88条の28　事業団は、労働者の再就職その他の職業の安定を図るため、事業主、労働者等に対して、職業能力の開発及び向上に関する情報及び資料の提供並びに助言及び指導その他職業訓練に係る技術的な援助を行うものとする。

第88条の28の前に次の節名を付する。

第1節の2　事業主、労働者等に対する職業能力の開発及び向上に関する援助

第102条の18第2項中「4,700円」を「4,800円」に改める。

第102条の25第2項の表中「4,100円」を「4,300円」に、「6,500円」を「6,700円」に改める。

第102条の29第1項中「3,500万円」を「4,500万円」に改める。

第102条の34第2項中「4,700円」を「4,800円」に改める。

第104条の12の見出しを「（償還方法等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2　事業団は、第104条の3第1項第1号に掲げる福祉施設に係る福祉施設設置資金の貸付けを受けた者が前項ただし書の規定による繰上償還により償還方法の変更を行うときは、適正な基準に従って定める額の手数料を徴収することができるものとする。

第104条の12の次に次の1条を加える。

（貸付けの条件の変更）

第104条の12の2　事業団は、福祉施設設置資金の貸付けを受けた者から災害により元金の償還が著しく困難となった旨の申出があった場合には、別に定めるところにより、その償還を猶予することができる。この場合において、当該貸付けに係る資金の償還期間は、第104条の7の規定にかかわらず当該猶予された期間を限度として延長することができるものとする。

第104条の13第1項中「前条」を「第104条の12第1項」に改める。

第104条の18中「及び第104条の8から第104条の13まで」を「、第104条の8から第104条の11まで、第104条の12第1項、第104条の12の2及び第104条の13」に改め、「償還方法」の次に「、貸付けの条件の変更」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第104条の12の2中「第104条の7」とあるのは、「第104条の17」と読み替えるものとする。

第104条の24中「及び第104条の8から第104条の13まで」を「、第104条の8から第104条の11まで、第104条の12第1項、第104条の12の2及び第104条の13」に、「使途」を「資金の使途」に改め、「償還方法」の次に「、貸付けの条件の変更」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第104条の12の2中「第104条の7」とあるのは、「第104条の23」と読み替えるものとする。

附　則

1　この改正は、平成8年5月11日から施行する。ただし、第82条第1項及び第2項の改正規定、第88条の2の2第1項の改正規定、第88条の22の改正規定、第102条の18第2項の改正規定、第102条の25第2項の改正規定、第102条の29第1項の改正規定、第102条の34第2項の改正規定は、同年4月1日から適用する。

2　平成8年3月31日以前に貸付事由の生じた就職資金の貸付額については、なお従前の例による。

3　平成8年3月31日以前に支給事由の生じた能力再開発適応講習受講給付金の支給額については、なお従前の例による。

4　平成8年3月31日以前に支給事由の生じた建設教育助成金、認定訓練助成金、職業訓練推進助成金及び雇用管理研修等助成金の支給額については、なお従前の例による。

5　改正後の第104条の12第2項の規定は、平成8年5月11日以後に申込みを受理した第104条の3第1項第1号に掲げる福祉施設に係る福祉施設設置資金の貸付けについて適用し、平成8年5月11日以前に申込みを受理した当該資金の貸付けについては、なお従前の例による。

○労働省告示第五十三号

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十条第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第十九号）第二条の規定に基づき、平成八年五月十一日付けで認可した雇用促進事業団勤労者財産形成業務方法書の変更を次のとおり告示する。

平成八年五月十一日　　労働大臣　永井　孝信

雇用促進事業団勤労者財産形成業務方法書（昭和48年業務方法書第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「（償還方法等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2　事業団は、財形持家資金の貸付けを受けた者が前項ただし書の規定による繰上償還により償還方法の変更を行うときは、適正な基準に従って定める額の手数料を徴収することができるものとする。

第37条を次のように改める。

第37条　第23条、第24条第1項、第25条及び第26条の規定は教育資金等について、第23条、第24条、第25条及び第26条の規定は共同社宅用住宅資金について準用する。

第44条中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

附　則

1　この改正は、平成8年5月11日から施行する。

2　改正後の第24条第2項、第37条及び第44条の規定は、平成8年5月11日以後に申込みを受理した財形持家資金及び共同社宅用住宅資金の貸付けについて適用し、同日前に申込みを受理した財形持家資金及び共同社宅用住宅資金の貸付けについては、なお従前の例による。

○労働省告示第五十四号

石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第四条の二第一項の規定に基づき、平成八年度合理化炭鉱離職者再就職計画を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により告示する。

平成八年五月十七日　　労働大臣　永井　孝信

平成八年度合理化炭鉱離職者再就職計画

平成八年度においては、石炭鉱業合理化実施計画のうち、石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準その他石炭鉱業の整備に関する事項の実施に伴い離職を余儀なくされる鉱山労働者（以下「合理化炭鉱離職者」という。）について、職業紹介及び職業訓練の実施、雇用促進事業団の業務の遂行等を通じてその再就職を図ることとし、その目標数は、次のとおりとする。

一　公共職業安定所の職業紹介による再就職の目標数は、次の表の上欄に掲げる地域に居住する合理化炭鉱離職者について、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

地域名	再就職の目標数
北海道地域	三百六十人
九州地域	九人
全国計	三百六十九人

二　石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者が公共職業安定所と協力して講ずる求人開拓その他合理化炭鉱離職者の再就職の援助に関す

○郵政省告示第二百九十七号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を改称して再開し、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第五号に掲げる事務の取扱いを開始する。

平成八年五月三十日

郵政大臣　日野　市朗

現名称	改称	位置	実施年月日
穴太簡易郵便局	東員穴太簡易郵便局	郵便番号五一一—〇二 三重県員弁郡東員町筑紫	平成八年六月一日

○郵政省告示第二百九十八号

次の簡易郵便局を設置する。

平成八年五月三十日

郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	委託事務	設置年月日
名張すずらん台簡易郵便局	郵便番号五一八—〇四 三重県名張市すずらん台東一番町	簡易郵便局規則第四条各号に掲げる事務	平成八年六月一日

○郵政省告示第二百九十九号

次の郵便局を改称する。

平成八年五月三十日

郵政大臣　日野　市朗

現名称	改称	位置	改称年月日
札幌藻南郵便局	札幌川沿八条　郵便局	郵便番号〇〇五 北海道札幌市南区川沿八条二丁目	平成八年六月三日
琴似発寒西郵便局	手稲新発寒郵便局	郵便番号〇〇六 北海道札幌市手稲区新発寒五条六丁目	同
手稲稲穂郵便局	手稲曙　通　郵便局	郵便番号〇〇六 北海道札幌市手稲区曙四条二丁目	同
手稲山口郵便局	手稲曙　東　郵便局	郵便番号〇〇六 北海道札幌市手稲区曙十一条一丁目	同
琴似発寒郵便局	札幌発寒五条　郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区発寒五条四丁目	同
琴似発寒北郵便局	札幌発寒十一条　郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区発寒十一条四丁目	同
札幌八軒五条郵便局	札幌八軒東　郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区八軒五条東四丁目	同
琴似八軒郵便局	札幌八軒郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区八軒五条西一丁目	同
琴似南郵便局	札幌二十四軒南　郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区二十四軒二条七丁目	同
手稲宮の沢郵便局	札幌西町南　郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区西町南二十一丁目	同
手稲東郵便局	札幌西町北郵便局	郵便番号〇六三 北海道札幌市西区西町北六丁目	同
札幌幌西郵便局	札幌南　九条　郵便局	郵便番号〇六四 北海道札幌市中央区南九条西十七丁目	同
砂原郵便局	砂原郵便局	郵便番号〇四九—二二 北海道茅部郡砂原町紋兵エ砂原	同
岩手飯岡郵便局	盛岡飯岡郵便局	郵便番号〇二〇 岩手県盛岡市下飯岡十一地割	同
見前郵便局	盛岡見前郵便局	郵便番号〇二〇 岩手県盛岡市三本柳十一地割	同
津志田郵便局	盛岡津志田郵便局	郵便番号〇二〇 岩手県盛岡市津志田二十七地割	同
都南永井郵便局	盛岡永井郵便局	郵便番号〇二〇 岩手県盛岡市永井二十地割	同
倉淵郵便局	倉渕郵便局	郵便番号三七〇—三四 群馬県群馬郡倉渕村三ノ倉	同

○郵政省告示第三百号

次の郵便局を移転・改称する。

平成八年五月三十日

郵政大臣　日野　市朗

現名称	改称	現位置	移転位置	実施年月日
防府向島郵便局	防府錦橋郵便局	郵便番号七四七 山口県防府市向島新郷ケ崎	郵便番号七四七 山口県防府市新田	平成八年六月三日

○郵政省告示第三百一号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成八年五月三十日

郵政大臣　日野　市朗

郵便局	取扱開始年月日
大阪府　瓢箪山郵便局	平成八年六月四日

○郵政省告示第三百二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、昭和五十一年郵政省告示第四百七十七号（郵政大臣の認定する抄録を備え付けることのできる無線局を定める等の件）第五項に掲げる船舶局が電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録として、平成八年五月二十二日付けをもって、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成九年六月三十日とする。

平成八年五月三十日

郵政大臣　日野　市朗

名　　称　特定船舶局等用電波法令抄録
発行年月日　平成八年六月一日
発　行　所　東京都豊島区駒込二丁目三番十号
　　　　　　財団法人　電気通信振興会

古野電気株式会社	船舶用レーダー FR—7061—12A	RES1FD9—4.9kP RES1FD9—4.9kP	R96020	平成8.3.27

○郵政省告示第二百八十七号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第十九条の規定に基づき、卒業者に対して電気通信主任技術者試験の一部を免除する学校等として次の学校を認定したので、同規則第二十一条の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十七日　　郵政大臣　日野　市朗

学校等の名称	学校等の所在地	部科名	認定年月日	備考
いわき明星大学	〒九七〇 福島県いわき市中央台飯野五—五—一	理工学部電子工学科	平成八年四月二十四日	平成十二年三月以降の卒業生に適用する。

○郵政省告示第二百八十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十八日　　郵政大臣　日野　市朗

第1の3中「9」を「10」に、「第8」を「第9」に改める。

第1の8を次のように改める。

8　受託内外放送を行う放送局の周波数等は、その円滑な実施を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

なお、3.6GHzから4.2GHzまでの周波数を使用する受託内外放送については、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状況を確保できない場合がある。

○郵政省告示第二百八十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の八第一項の規定により、電子レンジの型式確認の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十八日　　郵政大臣　日野　市朗

製造業者等の氏名又は名称	型式確認を行った電子レンジの型式名	確認番号
株式会社東芝	ER—H55	第9516号
株式会社東芝	ER—DX1	第9601号
株式会社東芝	ER—DX3	第9602号
株式会社東芝	ER—DX5	第9603号
株式会社東芝	ER—H11	第9604号
株式会社東芝	ER—D96	第9605号
株式会社東芝	ER—JX1	第9606号
株式会社東芝	ER—DB2	第9607号
株式会社東芝	ER—DM1	第9608号
株式会社東芝	ER—CL3	第9609号
株式会社東芝	ER—H33	第9610号
株式会社東芝	ER—DZ3	第9611号
株式会社東芝	ER—DB3	第9612号
株式会社東芝	ER—DE3	第9613号
株式会社東芝	ER—DX6	第9614号
株式会社東芝	ER—H56	第9615号
株式会社東芝	ER—DZ5	第9616号
株式会社東芝	ER—DM5	第9617号
株式会社東芝	ER—CL5	第9618号
株式会社東芝	ER—DB5	第9619号
株式会社東芝	ER—C692	第9620号
株式会社東芝	ER—N12	第9621号
株式会社東芝	ER—DE5	第9622号
株式会社東芝	ER—JX3	第9623号
株式会社東芝	ER—D102	第9624号
株式会社東芝	ER—MH171	第9625号
株式会社日立ホームテック	MRO—HF5	第9604号
株式会社日立ホームテック	MR—P2000	第9605号
株式会社日立ホームテック	MRO—A92SK	第9606号
株式会社日立ホームテック	MRO—A96SK	第9607号
サンアリカ株式会社	SD—P501	第9608号
三菱電機ホーム機器株式会社	RO—SA2	第RO—SA2号
三菱電機ホーム機器株式会社	RO—SA3	第RO—SA3号
三菱電機ホーム機器株式会社	RO—NB5	第RO—NB5号
三菱電機ホーム機器株式会社	RO—MA6	第RO—MA6号

○郵政省告示第二百九十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の八第一項の規定により、電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十八日　　郵政大臣　日野　市朗

製造業者等の氏名又は名称	型式確認を行った電磁誘導加熱式調理器の型式名	確認番号
富士電機株式会社	HFR030C9K—2	第ACPB01号
株式会社日立ホームテック	RZ—F10	第ADRB01号
株式会社日立ホームテック	RZ—F18	第ADRB02号
株式会社シュガーレディ本社	KZ—SL1	第AKPB01号

○郵政省告示第二百九十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波洗浄機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十八日　　郵政大臣　日野　市朗

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号	指定年月日
本田電子株式会社	WN—600—NWS	第CU—96001号	平成8年4月3日

○郵政省告示第二百九十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波ウェルダーの型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十八日　　郵政大臣　日野　市朗

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号	指定年月日
日本エマソン株式会社	94—700A	第AW—96001号	平成8年2月13日

○郵政省告示第二百九十三号

次の簡易郵便局を一時閉鎖する。

平成八年五月二十九日　　郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	一時閉鎖期間	事務引継局
仁木駅前簡易郵便局	郵便番号〇四八—二四 北海道余市郡仁木町北町一丁目	平成八年五月三十一日から平成八年六月三十日まで	仁木郵便局（郵便番号〇四八—二四 北海道余市郡仁木町）

○郵政省告示第二百九十四号

次の簡易郵便局において、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第五号に掲げる事務の取扱いを開始した。

平成八年五月三十日　　郵政大臣　日野　市朗

都道府県名	名称	実施年月日
島根県	松笠簡易郵便局	平成八年五月一日

○郵政省告示第二百九十五号

次の簡易郵便局において、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第五号に掲げる事務の取扱いを開始する。

平成八年五月三十日　　郵政大臣　日野　市朗

都道府県名	名称	実施年月日
愛知県	安城篠目簡易郵便局	平成八年六月一日

○郵政省告示第二百九十六号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開した。

平成八年五月三十日　　郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	再開年月日
皆田簡易郵便局	郵便番号八九九—二二 鹿児島県日置郡東市来町湯田堂ノ前	平成八年五月二十日

する国等に関する件）の一部を次のように改正し、平成八年六月三日から施行する。

平成八年五月二十四日　郵政大臣　日野　市朗

1の表マレイシアの項中「濠　濠」を「濠　有」に改める。

○郵政省告示第二百八十一号

次の郵便局分室を廃止する。

平成八年五月二十四日　郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
一宮郵便局一宮駅内分室	郵便番号四九一　愛知県一宮市栄三丁目	平成八年五月三十一日	一宮郵便局（郵便番号四九一　愛知県一宮市白旗通三丁目）

○郵政省告示第二百八十二号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成八年六月三日に発行する五十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

なお、この郵便切手は、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の各郵便局並びに札幌中央郵便局、仙台中央郵便局、東京中央郵便局、長野中央郵便局、金沢中央郵便局、名古屋中央郵便局、京都中央郵便局、大阪中央郵便局、広島中央郵便局、松山中央郵便局、熊本中央郵便局及び那覇中央郵便局で販売する。

平成八年五月二十七日　郵政大臣　日野　市朗

様式

意匠　仙娥滝

刷色　黒、青、紫味赤、黄及びうす黄茶

印面寸法　（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

○郵政省告示第二百八十三号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成八年六月二十四日に発行する八十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

なお、この郵便切手は、福井県、富山県及び石川県内の各郵便局並びに札幌中央郵便局、仙台中央郵便局、横浜中央郵便局、東京中央郵便局、長野中央郵便局、名古屋中央郵便局、京都中央郵便局、大阪中央郵便局、広島中央郵便局、松山中央郵便局、熊本中央郵便局及び那覇中央郵便局で販売する。

平成八年五月二十七日　郵政大臣　日野　市朗

様式

意匠　紫式部と日野山

刷色　黒、明るい青、紫味赤、黄及びにぶ青

印面寸法　（縦三十三・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

○郵政省告示第二百八十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、アマチュア局が、電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることのできる抄録として、平成八年五月十三日付けをもって、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成九年六月三十日とする。

平成八年五月二十七日　郵政大臣　日野　市朗

名　称　アマチュア局用電波法令抄録

発行年月日　平成八年六月十二日

発行者　社団法人　日本アマチュア無線連盟

発行所　東京都豊島区巣鴨一丁目十四番二号　CQ出版株式会社

○郵政省告示第二百八十五号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、京都府京都市上京区の項、大阪府大阪市中央区の項及び奈良県天理市の項は平成八年六月一日から、兵庫県神戸市須磨区の項及び兵庫県神戸市中央区の項は平成八年七月一日から施行する。

平成八年五月二十七日　郵政大臣　日野　市朗

京都府京都市上京区の項中

「KBS京都　602—88」を

「KBS京都　602—88

同志社大学　602—80」に改める。

大阪府大阪市中央区の項中

「日本放送協会　大阪放送局　540—01」を

「日本放送協会　大阪放送局　540—01

松下電器産業㈱　542—88」に改める。

兵庫県神戸市須磨区の項中

「㈱ラジオ関西　654—81」を削る。

兵庫県神戸市中央区の項中

「神戸中央局私書箱　650—91」を

「神戸中央局私書箱　650—91

AM　KOBE　558　650—80」に、

「㈱フェリシモ　650—21」を

「㈱フェリシモ　650—21

神戸新聞社　650—71」に改める。

奈良県天理市の項中

「ヒップエレキメンレディースプレゼント係　632—55」を削る。

○郵政省告示第二百八十六号

次の無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十一号）第九条の規定による検定に合格した。

平成八年五月二十七日　郵政大臣　日野　市朗

1　F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
アイコム株式会社	UHF無線電話装置IC—4080	FS2ED413.700／454.050／414.14375T—454.050／454.19375R—413.700／454.19375T—414.14375R—0.001F3E16—1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上運送物内及び陸上運送物外で使用できるものであることを示す。	F96017	平成8.3.25

2　MCA陸上移動通信を行う陸上移動局及び指令局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	ESM—02DM／F形1500MHz　デジタルMCA無線電話装置	MES2SD1,400—2—959—1	MC96002	平成8.3.28

3　船舶に設置する無線航行のためのレーダー

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	船舶用レーダー　MODEL1831MARK—2	RES1FD9—4kP0N—9	R96018	平成8.3.27
古野電気株式会社	船舶用レーダー　MODEL1941MARK—2	RES1FD9—4.9kP0N—1	R96019	平成8.3.27

メロディー発生装置付電子郵便台紙C　様式

1　大きさ

縦　約二百五十四ミリメートル

横　約三百三十ミリメートル

2　形状

（表面）

（裏面）

注1　表面に乾燥した花や香料を入れた容器をはる。

2　その他適宜のデザインを施す。

3　メロディー発生装置を組み込む。

○郵政省告示第二百七十四号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成八年六月三日に発行する郵便切手の歩みを題材とした八十円郵便切手四種の様式を次のとおり告示する。

平成八年五月二十三日　郵政大臣　日野　市朗

意匠　菱川師宣筆「見返り美人」
刷色　にぶ黄、にぶ紫及び茶黒（凹）
印面寸法　（縦四十八・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意匠　菱川師宣筆「見返り美人」
刷色　にぶ黄、にぶ紫、暗い青味灰、緑味青、明るい黄味赤及び茶黒（凹）
印面寸法　（縦四十八・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意匠　安藤広重筆「月に雁」
刷色　にぶ紫及び紫味黒（凹）
印面寸法　（縦四十八・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意匠　安藤広重筆「月に雁」
刷色　にぶ黄、にぶ紫、暗い青味灰、緑味青及び紫味黒（凹）
印面寸法　（縦四十八・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

○郵政省告示第二百七十五号

次の郵便局を移転・改称する。

平成八年五月二十三日　郵政大臣　日野　市朗

現名称	改称	現位置	移転位置	実施年月日
新郷郵便局	羽生新郷郵便局	郵便番号三四八　埼玉県羽生市上新郷上出口	郵便番号三四八　埼玉県羽生市上新郷上悪土	平成八年五月二十七日

○郵政省告示第二百七十六号

次の郵便局を移転した。

平成八年五月二十三日　郵政大臣　日野　市朗

名称	旧位置	移転位置	移転年月日
八千代郵便局	郵便番号二七六　千葉県八千代市大和田	郵便番号二七六　千葉県八千代市ゆりのき台一丁目	平成八年五月十三日

○郵政省告示第二百七十七号

次の郵便局を移転する。

平成八年五月二十三日　郵政大臣　日野　市朗

名称	現位置	移転位置	移転年月日
二島郵便局	郵便番号八〇八―〇一　福岡県北九州市若松区二島一丁目	郵便番号八〇八―〇一　福岡県北九州市若松区二島五丁目	平成八年五月二十七日

○郵政省告示第二百七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二第一項の規定により、指定証明機関として指定した財団法人無線設備検査検定協会から技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）の届出があったので、同法第三十八条の四第三項の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月二十四日　郵政大臣　日野　市朗

第一

一　新たに業務を開始する事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
財団法人　無線設備検査検定協会　長野支所	長野市大字南長野西後町一五八四番地二

二　行う業務の範囲

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第八条第十七号に規定する無線設備に係る技術基準適合証明の業務

三　業務開始の日

平成八年四月十九日

第二

一　新たに業務を開始する事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
財団法人　無線設備検査検定協会　名古屋支所	名古屋市東区東片端町二十三

二　行う業務の範囲

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第八条第二十三号に規定する無線設備に係る技術基準適合証明の業務

三　業務開始の日

平成八年五月十三日

○郵政省告示第二百七十九号

昭和五十九年郵政省告示第六百二十四号（日本国郵政省とマレイシア郵政庁との間で合意した事項）の一部を次のように改正し、平成八年六月三日から施行する。

平成八年五月二十四日　郵政大臣　日野　市朗

四の項ただし書を削る。

○郵政省告示第二百八十号

国際郵便為替規則（昭和三十四年郵政省令第四号）第六条第一項の規定に基づき、平成二年郵政省告示第七百七十号（本邦と国際郵便為替を交換

開設するものを除く。）並びに簡易無線局用電波法令抄録

発行年月日　平成八年五月十日
発　行　者　東京都豊島区駒込二丁目三番十号
　財団法人　電気通信振興会

○郵政省告示第二百六十九号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成八年六月一日から施行する。

平成八年五月二十一日　郵政大臣　日野　市朗

東京都港区の項中
「全国朝日放送　㈱　106—10
（テレビ朝日）　」を
「全国朝日放送　㈱　106—10
（テレビ朝日）
台場フロンティアビル　135—74　」に改める。

○郵政省告示第二百七十号

昭和六十三年七月二十五日郵政省告示第五百六号（電子郵便の取扱いに関する省令第十二条の郵便局及び第十三条第二項の地域を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年六月十三日より施行する。

平成八年五月二十一日　郵政大臣　日野　市朗

一中、「豊島郵便局、」を「豊島郵便局、名古屋中郵便局、」に改める。

二の㈠中、大阪府の前に「岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、」を加え、同㈡中「及び山梨県」を「、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県」に改め、同㈡を同㈢とし、同㈠の次に次のように加える。

㈡　名古屋中郵便局に差し出す場合
　東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県以外の地域

○郵政省告示第二百七十一号

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の規定に基づき、平成七年三月三十一日から平成八年三月三十日までの間における寄附金の経理状況を次のとおり告示する。

平成八年五月二十一日　郵政大臣　日野　市朗

寄附金の経理状況

平成7年3月31日から
平成8年3月30日まで

区別	事項	金額
収入	1 繰越	円 66,898,880
	2 寄附金の受入れ	3,033,830,961
	3 寄附金を大蔵省資金運用部へ預託した結果生じた利子	25,049,849
	4 配分団体からの返還金	40,685,392
	計	3,166,465,082
支払	1 配分団体への交付	2,792,976,000
	2 貯金の普及等に要した費用	96,956,598
	3 寄附金の管理費	40,860,404
	4 預金者への返還金	326,093
	5 次期への繰越し	235,345,987
	計	3,166,465,082

○郵政省告示第二百七十二号

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号）第十条の規定により、次のとおり登録を更新した。

平成八年五月二十一日　郵政大臣　日野　市朗

登録番号及び登録年月日　第A—一号　昭和六十二年五月十一日
名称及び住所並びに代表者の氏名　日本電気株式会社　東京都港区芝五丁目七番一号　社長　金子　尚志
情報通信ネットワークの名称　C&C—VAN
登録の種類　A種

○郵政省告示第二百七十三号

平成六年郵政省告示第四百六十八号（電子郵便の取扱いに関する省令第十条第三項に掲げる電子郵便台紙の様式及び同条第四項の地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成八年六月一日から施行する。

平成八年五月二十三日　郵政大臣　日野　市朗

一の㈡を次のように改める。

㈡　メロディー発生装置付電子郵便台紙
　メロディー発生装置付電子郵便台紙A
　1　大きさ
　　縦　約三百二十八ミリメートル
　　横　約五百四ミリメートル
　2　形状

（表面）

窓枠

すじ押し

（裏面）

窓枠

すじ押し

注1　折りたたむと花束の形状となる。
　2　その他適宜のデザインを施す。
　3　メロディー発生装置を組み込む。

メロディー発生装置付電子郵便台紙B
　1　大きさ
　　縦　約二百五十四ミリメートル
　　横　約三百三十ミリメートル
　2　形状

（表面）

窓枠

すじ押し

（裏面）

窓枠

すじ押し

注1　表面に鶴のデザインの水引をはる。
　2　その他適宜のデザインを施す。
　3　メロディー発生装置を組み込む。

瀬戸市立図書館	郵便番号四八九 瀬戸市東松山町一番地の二

愛知県の部名古屋ライトハウス名古屋盲人情報文化センターの項の次に次のように加える。

西尾市社会福祉協議会	郵便番号四四五 西尾市花ノ木町二丁目一番地西尾市総合福祉センター内

愛知県の部フィラデルフィア会・声の文庫の項の次に次のように加える。

碧南市民図書館	郵便番号四四七 碧南市鶴見町一丁目七〇番地一

愛知県の部密柑山通信同窓会の項を削り、同部ボランティア・グループ秋桜の項の次に次のように加える。

密柑山通信同窓会	郵便番号四六七 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山一番地の二名古屋市総合リハビリテーションセンター視覚指導課内

岐阜県の部恵那市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

各務原市立中央図書館	郵便番号五〇四 各務原市那加門前町三丁目一番地の三

石川県の部金沢市立玉川図書館の項を削り、同部七尾市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

七尾市立図書館	郵便番号九二六 七尾市馬出町ッ部四九番地

京都府の部久御山町社会福祉協議会の項中「スミノ」を「ミスノ」に改める。

大阪府の部大阪府立夕陽丘図書館の項を削り、同部全病理ボランティアの会千里山支部の項の次に次のように加える。

総合社会福祉研究所	郵便番号五四三 大阪市天王寺区悲田院町八番二二号国労南近畿会館三階

大阪府の部大東市盲人福祉協会の項の次に次のように加える。

高石市音訳ボランティアひさご会	郵便番号五九二 高石市加茂四丁目一番一号高石市社会福祉協議会内

大阪府の部東大阪市立図書館の項の次に次のように加える。

東大阪市立花園図書館	郵便番号五七八 東大阪市吉田四丁目七番二〇号

兵庫県の部北淡町朗読ボランティア「うぐいす」の項の次に次のように加える。

ボランティアグループ「アイ」	郵便番号六五一 神戸市中央区坂口通二丁目一番一八号兵庫県福祉センター内兵庫県ボランティア協会気付

○郵政省告示第二百六十四号

昭和四十一年郵政省告示第六百四十四号（郵便法第二十六条第一項第五号に掲げる刊行物を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十六日

郵政大臣 日野 市朗

表第二回指定の部証券研究の項を次のように改める。

証券経済研究	財団法人日本証券経済研究所	財団法人日本証券経済研究所
		郵便番号一〇三 東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号東京証券会館内

表第十一回指定の部日本プランクトン学会報の項中「丸茂隆三」を「谷口旭」に、「郵便番号七二四 東広島市西条町大字下見広島大学生物生産学部内」を「郵便番号九八一―三一 仙台市泉区加茂四丁目一一番五号」に改める。

表第十三回指定の部THE JAPANESE JOURNAL OF GENETICSの項中「THE JAPANESE JOURNAL OF GENETICS」を「Genes & Genetic Systems」に改める。

表第二十一回指定の部画像電子学会誌の項中「郵便番号一八〇 東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目三番一号成蹊大学工学部電気工学科内」を「郵便番号一〇五 東京都港区浜松町一丁目八番六号FKビル二階」に改める。

表第二十三回指定の部東洋医学とペインクリニックの項中「兵頭正義」を「森秀麿」に改める。

表第四十四回指定の部比較都市史研究の項中「郵便番号一七一 東京都豊島区西池袋三丁目立教大学経済学部研究室内」を「郵便番号一六二 東京都新宿区戸山一丁目二四番一号早稲田大学文学部西洋史専修小倉欣一研究室気付」に改める。

表第五十二回指定の部Journal of the Mammalogical Society of Japanの項中「Journal of the Mammalogical Society of Japan」を「Mammal Study」に、「弥生二丁目四番一六号学会センタービル内」を「本駒込五丁目一六番九号財団法人日本学会事務センター内」に改める。

表第六十回指定の部Ecological Researchの項中「郵便番号〇六〇 札幌市北区北十条西五丁目北海道大学環境科学研究科生態系管理学講座内」を「郵便番号一五三 東京都目黒区駒場三丁目八番一号東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻広域システム科学系生物学教室内」に改める。

表第六十四回指定の部電気化学および工業物理化学の項中「社団法人電気化学協会」を「社団法人電気化学会」に改める。

表第六十六回指定の部はすびの項中「日本橋馬喰町一丁目八番一号」を「日本橋横山町四番五号」に改める。

○郵政省告示第二百六十五号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成八年六月一日から施行する。

平成八年五月十七日

郵政大臣 日野 市朗

神奈川県横浜市栄区の項中

「上記以外の来区 247 」を

「上記以外の来区 247
株式会社アチニア（大船局私書箱あてに限る。） 247―88 」に改める。

神奈川県横浜市西区の項中

「横浜中央局私書箱 220―91 」を

「横浜中央局私書箱 220―91
神奈川新聞社 220―88 」に改める。

宮崎県宮崎市の項中

「宮崎中央局私書箱 880―91 」を

「宮崎中央局私書箱 880―91
宮崎日日新聞社㈱ 880―70 」に改める。

○郵政省告示第二百六十六号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開した。

平成八年五月二十日

郵政大臣 日野 市朗

名称	位置	再開年月日
富士山五合目簡易郵便局	郵便番号四〇三 山梨県南都留郡鳴沢村富士山	平成八年四月二十七日

○郵政省告示第二百六十七号

次の簡易郵便局を一時閉鎖した。

平成八年五月二十日

郵政大臣 日野 市朗

名称	位置	一時閉鎖年月日	事務引継局
徳志別簡易郵便局	郵便番号〇九八―五八 北海道枝幸郡枝幸町徳志別	平成八年四月二十二日	枝幸郵便局（郵便番号〇九八―五八 北海道枝幸郡枝幸町本町）

○郵政省告示第二百六十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、陸上移動業務、携帯移動業務及び無線標定業務の無線局、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）並びに簡易無線局が、電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることのできる抄録として、平成八年五月八日付けをもって、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成九年六月三十日とする。

平成八年五月二十一日

郵政大臣 日野 市朗

名称 陸上移動業務、携帯移動業務及び無線標定業務の無線局、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として

ヒ　東橋本　1～4丁目　〃
　　東林間　1～8丁目　228
　　氷　川　町　229—11
フ　双葉　1・2丁目　228
　　文京　1・2丁目　〃
マ　松　が　枝　町　〃
ミ　御園　1～5丁目　〃
　　南台　1～6丁目　〃
　　南橋本　1～4丁目　229—11
　　宮下　1～3丁目　〃
　　宮下本町　1～3丁目　〃
モ　元　橋　本　町　〃
ユ　豊　　町　228
ヨ　横山　1～6丁目　229—11
　　横山台　1・2丁目　〃
上記以外の相模原市　229

○郵政省告示第二百六十一号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十二条第三項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項の規定に基づき、暑中見舞用郵便葉書を次により発行する。

平成八年五月十六日

郵政大臣　日野　市朗

一　料額印面の様式
㈠　意匠が「波に千鳥文様」のもの
ア　刷　色　紫味青、うす青、うす青緑、赤味黄及び金赤
イ　印面寸法　縦二十四・一ミリメートル　横二十二・一ミリメートル
ウ　裏面意匠　無地、「エゾッツジ」、「あさがお」、「海と灯台」、「富士山」、「風」、「夏の縁側」又は「沖縄の海」
㈡　意匠が「エノコログサ」のもの
ア　刷　色　紫味青、明るい紫、明るい黄緑、明るい青及び金赤
イ　印面寸法　縦二十四・五ミリメートル　横二十一・五ミリメートル
ウ　裏面意匠　「風鈴」、「ヒオウギアヤメ」、「やまゆり」、「ガクアジサイ」、「鮎」、「きんき夏だより」又は「ひまわり」
㈢　意匠が「ホテイアオイ」のもの
ア　刷　色　黄、明るい紫、明るい青、明るい青味緑及び金赤
イ　印面寸法　縦二十四・一ミリメートル　横二十二・〇ミリメートル
ウ　裏面意匠　「ホテイアオイ」

二　発行枚数
㈠　全国版
ア　裏面が無地のもの　一億二千四百八十二万枚
イ　裏面意匠が「風鈴」のもの　七千八百四十五万二千枚
ウ　裏面意匠が「ホテイアオイ」のもの　三千三百三十四万枚
㈡　地方版
裏面の意匠
ア　北海道版「エゾッツジ」　二百二十二万四千枚
イ　東北版「ヒオウギアヤメ」　二百二十二万四千枚
ウ　関東版「やまゆり」　一千百二十四万枚
エ　東京版「あさがお」　一千九百七十六万四千枚
オ　信越版「ガクアジサイ」　二百二十二万四千枚
カ　北陸版「海と灯台」　百七十二万四千枚
キ　東海版「鮎」　六百三十二万枚
ク　東海版「富士山」　五百十一万六千枚
ケ　近畿版「きんき夏だより」　一千七百五十二万四千枚
コ　中国版「風」　五百八十五万六千枚
サ　四国版「夏の縁側」　三百二十二万四千枚
シ　九州版「ひまわり」　一千五百二万四千枚
ス　沖縄版「沖縄の海」　九十二万四千枚

以上の地方版については、それぞれの地域で販売する。

三　販売期間
平成八年五月二十三日から同年八月二十六日まで

四　抽せん日
平成八年九月一日

五　賞品名及び当せん本数
㈠　賞の種類が「かもめ～る賞」のもの
ア　品　名　携帯電話又はCDラジオ一体型MDシステム
イ　当せん本数　三千三百本
㈡　賞の種類が「ふるさと小包賞」のもの
ア　品　名　ふるさと小包又はワールドゆうパック
イ　当せん本数　九万九千本
㈢　賞の種類が「切手シート賞」のもの
ア　品　名　ふみの日小型シート
イ　当せん本数　一千九百八十万本

六　賞品の交付期間
平成八年九月二日から平成九年三月三日まで

○郵政省告示第二百六十二号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三十九条の六の三第三項の規定に基づき、平成元年郵政省告示第七百九十八号（郵便規則第三十九条の六の二に規定する聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件）の表の一部を次のように改正する。

平成八年五月十六日

郵政大臣　日野　市朗

愛知県の部愛知県聴覚障害者協会の項の次に次のように加える。

瀬戸市立図書館	郵便番号四八九　瀬戸市東松山町一番地の二

○郵政省告示第二百六十三号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十六条第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第四百二号（盲人用の録音物及び点字用紙を発受することができる点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件）の表の一部を次のように改正する。

平成八年五月十六日

郵政大臣　日野　市朗

栃木県の部栃木県こがし学園の項の次に次のように加える。

栃木県鍼灸按マッサージ指圧師会	郵便番号三二六―〇一　足利市板倉町四七七番地五

東京都の部点字あゆみの会の項を次のように改める。

点字あゆみの会	郵便番号一七四　板橋区若木一丁目九番一八号小島啓司方

千葉県の部虹の会の項を削り、同部船橋市身体障害者福祉センター点字図書館の項の次に次のように加える。

船橋虹の会	郵便番号二七三　船橋市南本町一〇番一号船橋市ボランティアセンター内

長野県の部長野県上田点字図書館の項の次に次のように加える。

長野県視覚障害者福祉協会	郵便番号三九〇　松本市旭二丁目一一番三九号

長野県の部松本市点訳赤十字奉仕団の項の次に次のように加える。

松本北部障害者デイサービスセンター	郵便番号三九〇　松本市旭二丁目一一番三九号

静岡県の部富士市立中央図書館の項中「今泉七丁目一二番三六号」を「永田北町三番七号」に改める。

愛知県の部瀬戸声のボランティアの会の項の次に次のように加える。

(三) 意匠

○郵政省告示第二百五十二号
次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。
なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。
平成八年五月八日
郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	設置年月日
八千代大和田郵便局	郵便番号二七六 千葉県八千代市大和田上宿	平成八年五月十三日
新柏駅前郵便局	郵便番号二七七 千葉県柏市新柏一丁目	同
求名駅前郵便局	郵便番号二八三 千葉県東金市道庭新道	同

○郵政省告示第二百五十三号
次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置した。
なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。
平成八年五月九日
郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	設置年月日
前橋関根郵便局	郵便番号三七一 群馬県前橋市関根町	平成八年四月十五日
所沢緑町郵便局	郵便番号三五九 埼玉県所沢市緑町四丁目	同

○郵政省告示第二百五十四号
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定証明機関を指定したので、同法第三十八条の四第一項の規定に基づき、告示する。
平成八年五月十日
郵政大臣　日野　市朗

一　指定証明機関の名称及び住所
財団法人　無線設備検査検定協会
東京都品川区八潮五丁目七番二号
二　指定に係る区分
特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第八条第三十三号、第三十四号及び第三十五号に規定する無線設備
三　証明の業務を行う事務所の所在地

事務所の名称	事務所の所在地
財団法人　無線設備検査検定協会　本部	東京都品川区八潮五丁目七番二号
同　大阪支所	大阪府大阪市北区西天満一丁目七番四号

四　証明の業務の開始日
平成八年四月二十二日

○郵政省告示第二百五十五号
次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。
なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。
平成八年五月十日
郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	設置年月日
一宮七夕郵便局	郵便番号四九一 愛知県一宮市新生一丁目	平成八年五月十四日

○郵政省告示第二百五十六号
一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開する。
平成八年五月十三日
郵政大臣臨時代理
国務大臣　田中　秀征

名称	位置	再開年月日
仁木駅前簡易郵便局	郵便番号〇四八―二四 北海道余市郡仁木町北町一丁目	平成八年五月三十一日

○郵政省告示第二百五十七号
一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開し、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第五号に掲げる事務の取扱いを開始する。
平成八年五月十三日
郵政大臣臨時代理
国務大臣　田中　秀征

名称	位置	実施年月日
東山簡易郵便局	郵便番号八三五 福岡県山門郡瀬高町長田	平成八年五月十四日

○郵政省告示第二百五十八号
情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号。以下「規程」という。）第八条第一項の規定に基づき登録された情報通信ネットワークについて、代表者の氏名変更の届出があり、次のとおり代表者の氏名に係る登録を変更したので、規程第十二条第二項の規定に基づき告示する。
平成八年五月十五日
郵政大臣　日野　市朗

一　登録番号及び登録年月日	第A―十九号　平成五年十一月十八日
二　名称、住所並びに変更後の代表者の氏名	日本通信ネットワーク株式会社　東京都千代田区有楽町一―七―一　代表取締役社長　倉地　光男
三　情報通信ネットワークの名称	COMNET
四　代表者の氏名変更年月日	平成八年四月一日

○郵政省告示第二百五十九号
情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号）第十五条の規定に基づき、次の登録を抹消した。
平成八年五月十五日
郵政大臣　日野　市朗

登録番号及び登録年月日	第A―三号　昭和六十二年十二月四日
名称	エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社
情報通信ネットワークの名称	インターネット
登録の種類	A種

○郵政省告示第二百六十号
郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成八年八月一日から施行する。
平成八年五月十五日
郵政大臣　日野　市朗

神奈川県相模原市の項を次のように改める。

相模原市

ア	相原　1～6丁目	229―11
	旭町	228
	麻溝台　1～8丁目	〃
	麻溝台	〃
	新磯野　1～5丁目	〃
	新磯野	〃
イ	磯部	〃
ウ	鵜野森　1～3丁目	〃
	鵜野森	〃
オ	大島	229―11
	大山町	〃
	小山　1～4丁目	〃
カ	上九沢	〃
	上鶴間　1～8丁目	228
	上鶴間	〃
	上溝　1～7丁目	229―11
	上溝	〃
キ	北里　1・2丁目	228
コ	向陽町	229―11
	小町通　1・2丁目	〃
サ	栄町	228
	相模大野　1～9丁目	〃
	相模台　1～7丁目	〃
	相模台団地	〃
	桜台	〃
シ	下九沢	229―11
	新戸	228
ス	すすきの町	229―11
セ	清新　1～8丁目	〃
ソ	相南　1～4丁目	228
	相武台　1～3丁目	〃
	相武台団地　1・2丁目	〃
タ	田名	229―11
ニ	西橋本　1～5丁目	〃
	二本松　1～4丁目	229―11
ハ	橋本　1～8丁目	〃
	橋本台　1～4丁目	〃

○郵政省告示第二百四十六号

次の郵便局の郵便物の集配事務を廃止する。

平成八年五月七日　郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
神渕郵便局	郵便番号五〇九—〇五　岐阜県加茂郡七宗町神渕	平成八年五月七日	七宗郵便局（郵便番号五〇九—〇四　岐阜県加茂郡七宗町上麻生）
外山郵便局	郵便番号五〇一—一四　岐阜県本巣郡本巣町神海	同	本巣郵便局（郵便番号五〇一—一二　岐阜県本巣郡本巣町曽井中島）
		同	岐阜西郵便局（郵便番号五〇一—一一　岐阜県岐阜市）
三津郵便局	郵便番号四一〇—〇二　静岡県沼津市内浦三津	同	江ノ浦郵便局（郵便番号四一〇—〇一　静岡県沼津市江ノ浦）

○郵政省告示第二百四十七号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成八年五月七日　郵政大臣　日野　市朗

郵便局		取扱開始年月日
新潟県	新潟近江郵便局	平成八年五月七日
新潟県	長岡栖吉郵便局	平成八年五月十三日

○郵政省告示第二百四十八号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成八年五月十日に発行する第五十回愛鳥週間記念八十円郵便切手二種の様式を次のとおり告示する。

平成八年五月八日　郵政大臣　日野　市朗

様式

意匠　キビタキ
刷色　明るい赤味黄、灰味赤、黄緑、灰色、灰味青及び暗い青味灰
印面寸法　（縦三十八・五ミリメートル　横二十八・〇五ミリメートル）

意匠　バードウォッチング
刷色　明るい赤味黄、灰味赤、黄緑、灰色、灰味青及び暗い青味灰
印面寸法　（縦三十八・五ミリメートル　横二十八・〇五ミリメートル）

○郵政省告示第二百四十九号

第五十回愛鳥週間を記念して昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号による特殊通信日付印を次のとおり使用する。

平成八年五月八日　郵政大臣　日野　市朗

一　手押し用
㈠　使用局　昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号の二の3による使用局
㈡　使用期間　平成八年五月十日から同月十六日まで
㈢　意匠

二　特別日付印用郵便切手記念自動押印機用
㈠　使用局　東京中央郵便局及び大阪中央郵便局
㈡　使用期日　平成八年五月十日
㈢　意匠

○郵政省告示第二百五十号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成八年五月十七日に発行する国土緑化運動にちなむ五十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

平成八年五月八日　郵政大臣　日野　市朗

様式

意匠　ソメイヨシノと副都心
刷色　明るい黄緑、うす赤紫、明るい緑味青、にぶ青、明るい紫味灰及び紫味灰
印面寸法　（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

○郵政省告示第二百五十一号

国土緑化運動にちなみ昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号による特殊通信日付印を次のとおり使用する。

平成八年五月八日　郵政大臣　日野　市朗

一　手押し用
㈠　使用局　昭和六十一年郵政省告示第五百八十七号の二の3による使用局
㈡　使用期間　平成八年五月十七日から同月二十三日まで
㈢　意匠

二　特別日付印用郵便切手記念自動押印機用
㈠　使用局　札幌中央郵便局、仙台中央郵便局、横浜中央郵便局、東京中央郵便局、名古屋中央郵便局、大阪中央郵便局、岡山中央郵便局及び福岡中央郵便局
㈡　使用期限　平成八年五月十七日

	福山郵便局福山サントーク内出張所	郵便番号七二〇　広島県福山市三之丸町	預払機事務	平成八年四月二十日
山口県	東岐波郵便局国立療養所山陽荘内出張所	郵便番号七五五―〇二　山口県宇部市東岐波	支払機事務	平成八年二月一日
香川県	善通寺郵便局天満屋ハピータウン内出張所	郵便番号七六五　香川県善通寺市金蔵寺町川添	預払機事務	平成八年三月十五日
	長尾郵便局ジャスコ内出張所	郵便番号七六九―二三　香川県大川郡寒川町石田	預払機事務	平成八年三月十九日
高知県	土佐郵便局土佐市役所内出張所	郵便番号七八一―一一　高知県土佐市高岡町	支払機事務	平成八年三月一日
福岡県	飯塚郵便局近畿大学内出張所	郵便番号八二〇　福岡県飯塚市柏の森	支払機事務	平成八年二月二十九日
	筑紫野郵便局ゆめタウン内出張所	郵便番号八一八　福岡県筑紫野市大字針摺	預払機事務	平成八年三月十九日
佐賀県	佐賀北郵便局佐賀社会保険病院内出張所	郵便番号八四九　佐賀県佐賀市兵庫町渕	預払機事務	平成八年四月一日
長崎県	長崎中央郵便局浜町アーケード内出張所	郵便番号八五〇　長崎県長崎市浜町	預払機事務	平成八年二月二十六日
熊本県	本渡郵便局健康保険天草中央総合病院内出張所	郵便番号八六三　熊本県本渡市東町	預払機事務	平成八年三月一日
鹿児島県	鹿児島南郵便局鹿児島経済大学内出張所	郵便番号八九一―〇一　鹿児島県鹿児島市下福元町	支払機事務	平成八年三月二十一日
沖縄県	西原郵便局琉球大学内出張所	郵便番号九〇三―〇一　沖縄県中頭郡西原町千原	預払機事務	平成八年二月十九日
	那覇中央郵便局合同庁舎内出張所	郵便番号九〇〇　沖縄県那覇市樋川	預払機事務	平成八年三月十四日
	糸満郵便局サンエー内出張所	郵便番号九〇一―〇二　沖縄県島尻郡豊見城村字翁長	支払機事務	平成八年三月三十日

備考　取扱時間は、別に公示する取扱時間によるものとする。

○郵政省告示第二百四十五号

平成元年二月二十一日郵政省告示第九十一号（郵便貯金自動預払機等により事務を取り扱う郵便局の出張所を設置する件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二日

郵政大臣　日野　市朗

平成元年二月二十一日郵政省告示第九十一号の別表中

	大館郵便局いとく内出張所	郵便番号〇一七　秋田県大館市御成町三丁目	支払機事務	昭和六十三年十月三十一日
北海道	札幌白石郵便局せいきょう大谷地店内出張所	郵便番号〇〇三　北海道札幌市白石区栄通十八丁目	支払機事務	昭和六十三年三月二十八日
	厚別郵便局北星学園大学内出張所	郵便番号〇〇四　北海道札幌市白石区大谷地	支払機事務	昭和六十二年十二月二十一日
	札幌南郵便局せいきょう川沿店内出張所	郵便番号〇〇五　北海道札幌市南区川沿五条二丁目	支払機事務	昭和六十三年三月二十八日
	函館郵便局函館駅内出張所	郵便番号〇四〇　北海道函館市若松町	預払機事務	昭和六十二年十月十二日

を

	大館郵便局いとく内出張所	郵便番号〇一七　秋田県大館市御成町三丁目	支払機事務	昭和六十三年十月三十一日
北海道	札幌白石郵便局せいきょう大谷地店内出張所	郵便番号〇〇三　北海道札幌市白石区栄通十八丁目	預払機事務	昭和六十三年三月二十八日
	厚別郵便局北星学園大学内出張所	郵便番号〇〇四　北海道札幌市白石区大谷地	支払機事務	昭和六十二年十二月二十一日
	札幌南郵便局せいきょう川沿店内出張所	郵便番号〇〇五　北海道札幌市南区川沿五条二丁目	預払機事務	昭和六十三年三月二十八日
	函館郵便局函館駅内出張所	郵便番号〇四〇　北海道函館市若松町	預払機事務	昭和六十二年十月十二日

に、

	苫小牧郵便局サンプラザ内出張所	郵便番号〇五三　北海道苫小牧市表町六丁目	支払機事務	昭和六十二年十二月二十一日
	札幌大通郵便局大通駅東内出張所	郵便番号〇六〇　北海道札幌市中央区大通西三丁目	預払機事務及び支払機事務	昭和六十一年三月三十一日
	札幌中央郵便局東豊線札幌駅内出張所	郵便番号〇六〇　北海道札幌市中央区北四条西二丁目	預払機事務	昭和六十三年十二月二日

を

	苫小牧郵便局サンプラザ内出張所	郵便番号〇五三　北海道苫小牧市表町六丁目	支払機事務	昭和六十二年十二月二十一日
	札幌大通郵便局大通駅東内出張所	郵便番号〇六〇　北海道札幌市中央区大通西三丁目	預払機事務	昭和六十一年三月三十一日
	札幌中央郵便局東豊線札幌駅内出張所	郵便番号〇六〇　北海道札幌市中央区北四条西二丁目	預払機事務	昭和六十三年十二月二日

に

改める。

	武蔵府中郵便局東京農工大学内出張所	郵便番号一八三　東京都府中市幸町三丁目	預払機事務	平成八年三月八日
	小金井郵便局東京農工大学内出張所	郵便番号一八四　東京都小金井市中町二丁目	預払機事務	平成八年三月八日
	八王子郵便局ダイエー内出張所	郵便番号一九二　東京都八王子市北野町	預払機事務	平成八年三月十五日
	武蔵村山郵便局東大和市役所内出張所	郵便番号二〇七　東京都東大和市中央町三丁目	預払機事務	平成八年三月十五日
	八王子郵便局フレスコ南大沢内出張所	郵便番号一九二—〇三　東京都八王子市南大沢二丁目	預払機事務	平成八年三月二十一日
	町田郵便局玉川学園内出張所	郵便番号一九四　東京都町田市玉川学園六丁目	預払機事務	平成八年三月二十一日
	国立郵便局一橋大学内出張所	郵便番号一八六　東京都国立市中二丁目	預払機事務	平成八年三月二十二日
	京橋郵便局八重洲地下街内出張所	郵便番号一〇四　東京都中央区八重洲二丁目	預払機事務	平成八年三月二十五日
	京橋郵便局ぽすたるプラザ内出張所	郵便番号一〇四　東京都中央区京橋三丁目	預払機事務	平成八年三月二十五日
	武蔵府中郵便局伊勢丹内出張所	郵便番号一八三　東京都府中市宮町一丁目	預払機事務	平成八年四月一日
新潟県	新潟西郵便局国立療養所西新潟中央病院内出張所	郵便番号九五〇—二一　新潟県新潟市真砂	預払機事務	平成八年二月一日
長野県	松本郵便局松本市役所内出張所	郵便番号三九〇　長野県松本市丸の内三丁目	預払機事務	平成八年二月二十六日
	松本南郵便局国立松本病院内出張所	郵便番号三九九　長野県松本市芳川村井町	預払機事務	平成八年三月四日
	駒ケ根郵便局駒ケ根市役所内出張所	郵便番号三九九—四一　長野県駒ケ根市赤須町	支払機事務	平成八年三月十九日
	長野東郵便局長野工業専門高等学校内出張所	郵便番号三八一　長野県長野市大字徳間	預払機事務	平成八年三月二十五日
福井県	小浜郵便局小浜市役所前出張所	郵便番号九一七　福井県小浜市大手町	支払機事務	平成八年三月二十二日
岐阜県	岐阜北郵便局国立長良病院内出張所	郵便番号五〇二　岐阜県岐阜市長良	預払機事務	平成八年三月十一日
愛知県	昭和郵便局南山大学内出張所	郵便番号四六六　愛知県名古屋市昭和区山里町	預払機事務	平成八年二月一日
滋賀県	彦根郵便局ＶＩＶＡＣＩＴＹ彦根内出張所	郵便番号五二二　滋賀県彦根市小泉町	預払機事務	平成八年四月二十四日
京都府	伏見郵便局龍谷大学内出張所	郵便番号六一二　京都府京都市伏見区深草西浦町四丁目	預払機事務	平成八年四月一日
大阪府	泉北郵便局泉北高島屋内出張所	郵便番号五九〇—〇一　大阪府堺市茶山台一丁	預払機事務	平成八年三月八日
	大阪旭郵便局大阪工業大学内出張所	郵便番号五三五　大阪府大阪市旭区大宮五丁目	預払機事務	平成八年四月一日
	豊中郵便局大阪大学内出張所	郵便番号五六〇　大阪府豊中市待兼山町	預払機事務	平成八年四月一日
兵庫県	西宮東郵便局西宮サティ内出張所	郵便番号六六三　兵庫県西宮市高松町	預払機事務	平成八年三月二十日
	川西郵便局モザイクボックス内出張所	郵便番号六六六　兵庫県川西市栄町	預払機事務	平成八年四月四日
和歌山県	田辺郵便局田辺市役所内出張所	郵便番号六四六　和歌山県田辺市新屋敷町	預払機事務	平成八年二月十四日
	和歌山中央郵便局和歌山大学内出張所	郵便番号六四〇　和歌山県和歌山市栄谷	預払機事務	平成八年四月一日
岡山県	岡山中央郵便局国立岡山病院内出張所	郵便番号七〇〇　岡山県岡山市南方二丁目	預払機事務	平成八年二月一日
	虫明郵便局国立療養所邑久光明園内出張所	郵便番号七〇一—四五　岡山県邑久郡邑久町虫明	支払機事務	平成八年二月一日
	長尾郵便局作陽学園内出張所	郵便番号七一〇—〇二　岡山県倉敷市玉島長尾	預払機事務	平成八年四月五日
広島県	黒瀬郵便局国立療養所賀茂病院内出張所	郵便番号七二四—〇六　広島県賀茂郡黒瀬町南方	支払機事務	平成八年二月一日
	広島東郵便局比治山大学内出張所	郵便番号七三二　広島県広島市東区牛田新町四丁目	預払機事務	平成八年三月一日
	江田島郵便局海上自衛隊第一術科学校内出張所	郵便番号七三七—二一　広島県安芸郡江田島町国有	預払機事務	平成八年三月一日
	広島東郵便局広島女学院大学内出張所	郵便番号七三二　広島県広島市東区牛田東四丁目	預払機事務	平成八年四月一日

○郵政省告示第二百四十四号

郵便貯金自動預払機等により事務を取り扱う郵便局の出張所を別表のとおり設置した。

平成八年五月二日

郵政大臣 日野 市朗

別表

都道府県	名称	位置	取扱事務	設置年月日
北海道	赤平郵便局市立赤平総合病院内出張所	郵便番号〇七九―一一 北海道赤平市本町三丁目	郵便貯金自動預払機による機械預入、機械払、自動貸付け及び弁済（以下「預払機事務」という。）	平成八年二月一日
	札幌中央郵便局市立札幌病院内出張所	郵便番号〇六〇 北海道札幌市中央区北十一条西十三丁目	預払機事務	平成八年二月五日
	札幌東郵便局東豊線栄町駅内出張所	郵便番号〇六五 北海道札幌市東区北四十一条東十六丁目	預払機事務	平成八年三月一日
	釧路中央郵便局釧路市役所内出張所	郵便番号〇八五 北海道釧路市黒金町七丁目	預払機事務	平成八年三月四日
	登別郵便局登別市役所内出張所	郵便番号〇五九 北海道登別市中央町六丁目	預払機事務	平成八年三月十一日
	滝川郵便局滝川市役所内出張所	郵便番号〇七三 北海道滝川市大町一丁目	預払機事務	平成八年四月十五日
	手稲郵便局西友内出張所	郵便番号〇〇六 北海道札幌市手稲区前田一条十一丁目	預払機事務	平成八年四月二十九日
宮城県	石巻郵便局石巻ビブレ内出張所	郵便番号九八六 宮城県石巻市穀町	預払機事務	平成八年三月一日
秋田県	秋田中央郵便局秋田市役所内出張所	郵便番号〇一〇 秋田県秋田市山王一丁目	預払機事務	平成八年三月十八日
福島県	いわき郵便局ラパーク長崎屋内出張所	郵便番号九七〇 福島県いわき市中央台飯野四丁目	預払機事務	平成八年三月二十八日
栃木県	足利郵便局足利工業大学内出張所	郵便番号三二六 栃木県足利市大前町	預払機事務	平成八年二月五日
群馬県	藤岡郵便局藤岡市役所内出張所	郵便番号三七五 群馬県藤岡市中栗須	預払機事務	平成八年三月二十六日
埼玉県	上福岡郵便局西友内出張所	郵便番号三五六 埼玉県上福岡市上福岡一丁目	預払機事務	平成八年二月十六日
	岩槻郵便局サティ内出張所	郵便番号三三九 埼玉県岩槻市本町三丁目	預払機事務	平成八年三月八日
	白岡郵便局白岡町役場内出張所	郵便番号三四九―〇二 埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野	預払機事務	平成八年三月十八日
	草加郵便局獨協大学内出張所	郵便番号三四〇 埼玉県草加市学園町一丁目	預払機事務	平成八年三月二十一日
	上尾郵便局上尾中央総合病院内出張所	郵便番号三六二 埼玉県上尾市柏座一丁目	預払機事務	平成八年三月二十一日
	大宮郵便局永峰ビル内出張所	郵便番号三三〇 埼玉県大宮市大門町二丁目	預払機事務	平成八年三月二十八日
千葉県	美浜郵便局高浜ショッピングセンター内出張所	郵便番号二六一 千葉県千葉市美浜区高浜一丁目	預払機事務	平成八年二月二十四日
	市川郵便局国立国府台病院内出張所	郵便番号二七二 千葉県市川市国府台一丁目	預払機事務	平成八年三月一日
	我孫子郵便局あびこショッピングセンター内出張所	郵便番号二七〇―一一 千葉県我孫子市我孫子	預払機事務	平成八年三月二十一日
	柏郵便局柏国立ガンセンター内出張所	郵便番号二七七 千葉県柏市柏の葉六丁目	預払機事務	平成八年三月二十一日
	柏郵便局海上自衛隊下総航空基地内出張所	郵便番号二七七 千葉県東葛飾郡沼南町藤ケ谷	預払機事務	平成八年三月二十五日
	館山郵便局海上自衛隊館山航空基地内出張所	郵便番号二九四 千葉県館山市宮城	預払機事務	平成八年三月二十五日
神奈川県	港北郵便局港北区役所内出張所	郵便番号二二二 神奈川県横浜市港北区大豆戸	預払機事務	平成八年二月十五日
	青葉郵便局センター南駅内出張所	郵便番号二二四 神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央一丁目	預払機事務	平成八年二月十五日
	鶴見郵便局トポス内出張所	郵便番号二三〇 神奈川県横浜市鶴見区豊岡六丁目	郵便貯金自動支払機による機械払、自動貸付け（以下「支払機事務」という。）	平成八年三月二十五日
東京都	世田谷郵便局セイフー内出張所	郵便番号一五四 東京都世田谷区太子堂一丁目	預払機事務	平成八年二月二十三日
	板橋北郵便局ダイエー内出張所	郵便番号一七四 東京都板橋区蓮根三丁目	預払機事務	平成八年二月二十九日
	武蔵村山郵便局ダイエー内出張所	郵便番号二〇七 東京都東大和市立野町三丁目	預払機事務	平成八年二月二十九日

○郵政省告示第二百三十七号

次の簡易郵便局を廃止する。

平成八年五月一日

郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
安芸船佐簡易郵便局	郵便番号七三九—一八　広島県高田郡高宮町佐々部	平成八年五月一日	高宮郵便局（郵便番号七三九—一八　広島県高田郡高宮町）

○郵政省告示第二百三十八号

次の簡易郵便局を一時閉鎖する。

平成八年五月一日

郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	一時閉鎖年月日	事務引継局
立仏簡易郵便局	郵便番号九五〇—一一　新潟県西蒲原郡黒埼町立仏	平成八年五月一日	大野町郵便局（郵便番号九五〇—一一　新潟県西蒲原郡黒埼町大野）

○郵政省告示第二百三十九号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開する。

平成八年五月一日

郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	再開年月日
田原本宮森簡易郵便局	郵便番号六三六—〇三　奈良県磯城郡田原本町宮森	平成八年五月一日

○郵政省告示第二百四十号

次の簡易郵便局を設置する。

平成八年五月二日

郵政大臣　日野　市朗

名称	位置	委託事務	設置年月日
下松久保（くだまつくぼ）簡易郵便局	郵便番号七四四　山口県下松市河内久保市	簡易郵便局規則第四条各号に掲げる事務	平成八年五月七日

○郵政省告示第二百四十一号

次の簡易郵便局において、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第五号に掲げる事務の取扱いを開始する。

平成八年五月二日

郵政大臣　日野　市朗

都道府県名	名称	実施年月日
滋賀県	甲津畑簡易郵便局	平成八年五月七日

○郵政省告示第二百四十二号

次の無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第九条の規定による検定に合格した。

平成八年五月二日

郵政大臣　日野　市朗

1　F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本マランツ株式会社	作業連絡用無線電話中継装置　RP823	FS2SE454.05/454.413.7/414.1875T1375R0.001F2D・F3E12—1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F96015	平成8.2.26
日本無線株式会社	JHS—410A形船上通信用無線電話装置	FFM2NM457.525/457.575—1F3E3—1	F96016	平成8.2.26

2　船舶に設置する無線航行のためのレーダー

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本無線株式会社	JMA—3254—4　船舶レーダ装置	RCS2NM9—10kP0N—8	R96017	平成8.3.1

3　デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
アンリツ株式会社	RS114A　MF/HF送受信機	SHM1ARL6/4—75F1B・J3E・H3E・100F1B・J3E・H3E・200F1B・J3E・H3E・250F1B・J3E・H3E・300F1B・J3E・H3E4/26.175—150F1B・J3E・H3E・200F1B・J3E・H3E・250F1B・J3E・H3E・400F1B・J3E・H3E245751—1	SH96001	平成8.2.19

○郵政省告示第二百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十三条の二第一項の規定により、指定検査機関として指定した財団法人海上無線検査協会から定期検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十三条の二第五項において準用する同法第三十八条の四第三項の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月二日

郵政大臣　日野　市朗

指定検査機関の事務所の所在地の変更について

一　所在地の変更をした事務所の名称

財団法人　海上無線検査協会　北陸支所

二　変更後の所在地

金沢市広岡二丁目二番十四号

三　変更年月日

平成八年四月十五日

三　水路測量の実施方法　人工衛星航法装置とロランによる測位、音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全装置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第二十三号（平成八年六月七日発行）、一管区水路通報第二十号（平成八年五月二十四日発行）及び二管区水路通報第二十三号（平成八年六月七日発行）により通報

光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島I灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西方約二・二キロメートル）
北緯　三四—二〇—〇八
東経　一三二—二六—二八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　二八〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島J灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西方約二・七キロメートル）
北緯　三四—二〇—一三
東経　一三二—二六—一二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　二八〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島K灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西方約二・六キロメートル）
北緯　三四—二〇—二〇
東経　一三二—二六—一四
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島O灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西北西方約二・六キロメートル）
北緯　三四—二〇—五一
東経　一三二—二六—一三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島P灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西北西方約二・七キロメートル）
北緯　三四—二〇—五九
東経　一三二—二六—二五
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　二八〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　東京羽田沖養浜工事A灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区内（東京灯標の南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五—三二—三五
東経　一三九—四八—三八
廃止年月日　平成八年三月二十八日

名称　東京羽田沖養浜工事B灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区内（東京灯標の南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五—三二—三九
東経　一三九—四八—三三
廃止年月日　平成八年三月二十八日

名称　東京羽田沖養浜工事C灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区内（東京灯標の南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五—三二—四四
東経　一三九—四八—二七
廃止年月日　平成八年三月二十八日

名称　東京羽田沖養浜工事D灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区内（東京灯標の南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五—三二—四九
東経　一三九—四八—二二
廃止年月日　平成八年三月二十八日

○海上保安庁告示第百一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十九日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　羽田港防波堤灯台
位置
所在地　東京都羽田港（防波堤外端）
北緯　三四—四七—一九
東経　一三九—一三—三二
変更した事項
位置
所在地　東京都羽田港（防波堤外端）
北緯　三四—四七—二二
東経　一三九—一三—三一
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎八秒に二閃光
変更年月日　平成八年三月二十八日

名称　吉田港口灯浮標
位置
所在地　梶島（愛知県幡豆郡幡豆町）西端の西方約一・八キロメートル
北緯　三四—四五—五〇
東経　一三七—〇四—五四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　長閃白光　毎一〇秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月二十八日

名称　白州灯台
位置
所在地　藍ノ島（福岡県北九州市）南端の西方約二・七キロメートル
北緯　三三—五八—四九
東経　一三〇—四七—三九
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃白光　毎四秒に一閃光
光度　八九〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
変更年月日　平成八年三月二十八日

○海上保安庁告示第百二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月三十日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　通商産業省工業技術院地質調査所　茨城県つくば市東一丁目一番三号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四四度一五分東経一四一度四〇分の地点、北緯四四度一五分東経一三八度四〇分の地点、北緯四一度東経一三八度四〇分の地点、北緯四一度東経一三九度一〇分の地点、北緯四二度三〇分東経一三九度一〇分の地点、北緯四二度四〇分東経一三九度五二分の地点を順次に結ぶ線及び水深三十メートルの等深線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成八年六月二十一日から平成八年七月三十日まで

位置
所在地　東京都大島町（前灯の北西方約一二〇メートル）
北緯　三四―四一―〇一
東経　一三九―二六―一二
変更した事項
位置
所在地　東京都大島町（前灯の北西方約八九メートル）
北緯　三四―四一―〇〇
東経　一三九―二六―一二
等級及び灯質　削除
灯質　不動赤光
高さ　地上から構造物の頂部まで一七メートル　平均水面上から灯火まで二〇メートル
変更年月日　平成八年三月二十七日
記事　一時撤去中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　答志港南防波堤灯台
位置
所在地　三重県鳥羽市（答志港南防波堤外端）
北緯　三四―三一―四〇
東経　一三六―五四―二九
変更した事項
位置
所在地　三重県鳥羽市（答志港南防波堤外端）
北緯　三四―三一―四二
東経　一三六―五四―二七
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　不動緑光
光達距離　一二・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成八年三月二十七日

名称　伊勢湾第四号灯浮標
位置
所在地　野間埼灯台（愛知県知多郡美浜町）の南西方約八・〇キロメートル
北緯　三四―四一―四七
東経　一三六―四七―四一
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　モールス符号白光　毎八秒にA（・―）
光達距離　九・五海里
変更年月日　平成八年三月二十七日

名称　小鈴谷港北防波堤灯台
位置
所在地　愛知県常滑市（小鈴谷港北防波堤外端）
北緯　三四―四九―三三
東経　一三六―五一―五五
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月二十七日

名称　高千港防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡郡相川町（高千港防波堤外端）
北緯　三八―一一―四六
東経　一三八―二〇―三四
変更した事項
名称　高千港第一西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県佐渡郡相川町（高千港第一西防波堤外端）
北緯　三八―一一―五六
東経　一三八―二〇―三三
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃赤光　毎六秒に一閃光
光達距離　閃光一二・〇海里　不動光六・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成八年三月二十七日

名称　合串港防波堤灯台
位置
所在地　熊本県芦北郡津奈木町（合串港防波堤外端）
北緯　三二―一六―四四
東経　一三〇―二六―五九
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃赤光　毎六秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月二十七日

名称　石垣港登野城第六号灯標
位置
所在地　沖縄県石垣市石垣港内（石垣港南防波堤灯台の東南東方約二・八キロメートル）
北緯　二四―一九―二九
東経　一二四―一〇―一二
変更した事項
名称　石垣港登野城第八号灯標
位置
所在地　沖縄県石垣港内（石垣港登野城第二防波堤灯台の東南東方約三二〇メートル）
北緯　二四―一九―三三
東経　一二四―一〇―〇三
変更年月日　平成八年三月二十七日

○海上保安庁告示第百号

航路標識の設置、廃止及び撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十九日
海上保安庁長官　秦野　裕

名称　清水港三保埼貝島沖土砂捨場東標示灯
位置
所在地　静岡県清水港第三区内（清水真埼灯台の南南西方約六七〇メートル）
北緯　三五―〇〇―四三
東経　一三八―三〇―五八
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　八〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで四・三メートル
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　静岡県清水港管理局管理

名称　広島県広島港出島A灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西北西方約九〇〇メートル）
北緯　三四―二〇―二六
東経　一三二―二七―一二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　二八〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島F灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西南西方約一・七キロメートル）
北緯　三四―二〇―〇三
東経　一三二―二六―五一
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　二八〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十八日
記事　広島県広島港湾振興局管理

名称　広島県広島港出島G灯浮標
位置
所在地　広島県広島港第三区内（宇品灯台の西方約一・九キロメートル）
北緯　三四―二〇―〇四
東経　一三二―二六―四三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

○海上保安庁告示第九十八号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十九日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（C一標）
位置
所在地　青森県八戸港第三区内（八戸港八太郎東防波堤灯台の南南東方約二・三キロメートル）
北緯　四〇—三一—五一
東経　一四一—三一—四四
塗色及び構造　赤白縦じま塗　円形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで八・二メートル
設置年月日　平成八年三月二十六日
記事　青森県八戸港管理事務所管理

名称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（C二標）
位置
所在地　青森県八戸港第三区内（八戸港八太郎東防波堤灯台の南南東方約二・三キロメートル）
北緯　四〇—三一—五一
東経　一四一—三一—四五
塗色及び構造　赤白縦じま塗　円形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで八・二メートル
設置年月日　平成八年三月二十六日
記事　青森県八戸港管理事務所管理

名称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（L一標）
位置
所在地　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（C一標）の北東方約三〇メートル
北緯　四〇—三一—五二
東経　一四一—三一—四五
塗色及び構造　緑色　正方形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで七・三メートル
設置年月日　平成八年三月二十六日
記事　青森県八戸港管理事務所管理

名称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（L二標）
位置
所在地　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（C二標）の北東方約三〇メートル
北緯　四〇—三一—五二
東経　一四一—三一—四六
塗色及び構造　緑色　正方形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで七・三メートル
設置年月日　平成八年三月二十六日
記事　青森県八戸港管理事務所管理

名称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（R一標）
位置
所在地　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（C一標）の南西方約三〇メートル
北緯　四〇—三一—五一
東経　一四一—三一—四四
塗色及び構造　赤色　正三角形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで八・三メートル
設置年月日　平成八年三月二十六日
記事　青森県八戸港管理事務所管理

名称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（R二標）
位置
所在地　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁標（C二標）の南西方約三〇メートル
北緯　四〇—三一—五〇
東経　一四一—三一—四四
塗色及び構造　赤色　正三角形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで八・三メートル
点灯年月日　平成八年三月二十六日
記事　青森県八戸港管理事務所管理

○海上保安庁告示第九十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十九日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　納沙布岬無線方位信号所
位置
所在地　北海道根室市（納沙布岬）
北緯　四三—二二—五八
東経　一四五—四九—一五
変更した事項
電波の型式及び周波数　QON　九、四〇五(±)六五MHz
空中線電力　七ワット
電波の発射時間　毎三〇秒に一〇秒間
電波の発射方式　無指向性式
通常方位測定区域　半径約二〇海里の円内の海面
変更年月日　平成八年三月二十六日
記事　九、三四〇MHzから九、四七〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーにより本信号所の電波を受信したとき、当該レーダーの指示面に本信号所の方向が点線で現れる。

名称　神戸港長田防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県神戸港（長田防波堤外端）
北緯　三四—三八—三三
東経　一三五—〇九—一二
変更した事項
位置
所在地　兵庫県神戸港第三区（長田防波堤外端）
北緯　三四—三八—三三
東経　一三五—〇九—一二
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
光達距離　一一・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成八年三月二十六日

名称　安芸川尻港中港三号防波堤灯台
位置
所在地　広島県豊田郡川尻町（川尻港中港三号防波堤外端）
北緯　三四—一三—四八
東経　一三二—四二—〇七
変更した事項
位置
所在地　広島県豊田郡川尻町（川尻港中港三号防波堤外端）
北緯　三四—一三—四七
東経　一三二—四二—〇五
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・九メートル
変更年月日　平成八年三月二十六日

名称　釣掛埼灯台
位置
所在地　鹿児島県薩摩郡下甑村（釣掛埼）
北緯　三一—三七—一一
東経　一二九—四一—三五
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃白光　毎一五秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月二十六日

名称　波浮港導灯（前灯）
位置
所在地　東京都大島町（波浮港）
北緯　三四—四〇—五八
東経　一三九—二六—二五
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　不動赤光
変更年月日　平成八年三月二十七日
記事　一時業務休止中のところ等級及び灯質変更のうえ復旧

名称　波浮港導灯（後灯）

位置 所在地 青森県八戸港第三区内（八戸港八太郎東防波堤灯台の南南東方約二・三キロメートル）
北緯 四〇―三一―五一
東経 一四一―三一―四四
灯質 等明暗白光 明二秒暗二秒
光度 二二〇カンデラ
光達距離 八・五海里
明弧 二二八度から四八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで六・三メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 一 本灯は、八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（L一灯）及び八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（R一灯）と同期している。
二 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）
位置 所在地 青森県八戸港第三区内（八戸港八太郎東防波堤灯台の南南東方約二・三キロメートル）
北緯 四〇―三一―五一
東経 一四一―三一―四五
灯質 等明暗白光 明二秒暗二秒
光度 二二〇カンデラ
光達距離 八・五海里
明弧 四八度から二二八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで六・三メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 一 本灯は、八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（L二灯）及び八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（R二灯）と同期している。
二 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（L一灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）の北東方約三〇メートル
北緯 四〇―三一―五二
東経 一四一―三一―四五
灯質 等明暗緑光 明二秒暗二秒
光度 五〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
明弧 二二八度から四八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで五・四メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 一 本灯は、八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）及び八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（R一灯）と同期している。
二 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（L二灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）の北東方約三〇メートル
北緯 四〇―三一―五二
東経 一四一―三一―四六
灯質 等明暗緑光 明二秒暗二秒
光度 五〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
明弧 四八度から二二八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで五・四メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 一 本灯は、八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）及び八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（R二灯）と同期している。
二 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（R一灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）の南西方約三〇メートル
北緯 四〇―三一―五一
東経 一四一―三一―四四
灯質 等明暗赤光 明二秒暗二秒
光度 五〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
明弧 二二八度から四八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで六・四メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 一 本灯は、八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）及び八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（L一灯）と同期している。
二 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（R二灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）の南西方約三〇メートル
北緯 四〇―三一―五〇
東経 一四一―三一―四四
灯質 等明暗赤光 明二秒暗二秒
光度 五〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
明弧 四八度から二二八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで六・四メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 一 本灯は、八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）及び八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（L二灯）と同期している。
二 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（P一灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）の北東方約五九メートル
北緯 四〇―三一―五三
東経 一四一―三一―四六
灯質 不動黄光
光度 一四〇カンデラ
光達距離 七・五海里
明弧 二二八度から四八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで四・二メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（P二灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）の北東方約五九メートル
北緯 四〇―三一―五二
東経 一四一―三一―四七
灯質 不動黄光
光度 一四〇カンデラ
光達距離 七・五海里
明弧 四八度から二二八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで四・二メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（P三灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）の南西方約三九メートル
北緯 四〇―三一―五一
東経 一四一―三一―四三
灯質 不動黄光
光度 一四〇カンデラ
光達距離 七・五海里
明弧 二二八度から四八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで六・三メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 青森県八戸港管理事務所管理

名称 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（P四灯）
位置 所在地 八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C二灯）の南西方約三九メートル
北緯 四〇―三一―五〇
東経 一四一―三一―四四
灯質 不動黄光
光度 一四〇カンデラ
光達距離 七・五海里
明弧 四八度から二二八度まで
高さ 平均水面上から灯火まで六・三メートル
点灯年月日 平成八年三月二十六日
記事 青森県八戸港管理事務所管理

○海上保安庁告示第九十五号
航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成八年五月二十三日
海上保安庁長官　秦野　裕

名　　称　ミトノ根灯浮標
位　　置
所 在 地　宮城県塩釜港塩釜区内（船入島の南方約八五〇メートル）
北　　緯　三八—一八—三二
東　　経　一四一—〇七—一五
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯　　質　モールス符号赤光　毎八秒にA（・—）
光　　度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事B灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・五キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三一
東　　経　一三九—四八—一三
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・四キロメートル）
北　　緯　三五—三三—二〇
東　　経　一三九—四八—二二
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事C灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・六キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三七
東　　経　一三九—四八—一〇
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・五キロメートル）
北　　緯　三五—三三—二五
東　　経　一三九—四八—一八
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事D灯標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・七キロメートル）
北　　緯　三五—三三—四二
東　　経　一三九—四八—〇六
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・五キロメートル）
北　　緯　三五—三三—二九
東　　経　一三九—四八—一五
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事E灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・六キロメートル）
北　　緯　三五—三三—四四
東　　経　一三九—四八—一一
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・四キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三二
東　　経　一三九—四八—二〇
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事F灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・三キロメートル）
北　　緯　三五—三三—四九
東　　経　一三九—四八—二一
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・一キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三七
東　　経　一三九—四八—三〇
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事G灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・二キロメートル）
北　　緯　三五—三三—五二
東　　経　一三九—四八—二七
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・〇キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三九
東　　経　一三九—四八—三五
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事H灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・一キロメートル）
北　　緯　三五—三三—四六
東　　経　一三九—四八—三〇
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約一・九キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三四
東　　経　一三九—四八—三九
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　東京羽田沖覆砂工事I—一灯浮標
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約二・〇キロメートル）
北　　緯　三五—三三—四一
東　　経　一三九—四八—三四
変更した事項
位　　置
所 在 地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約一・九キロメートル）
北　　緯　三五—三三—三〇
東　　経　一三九—四八—四二
変更年月日　平成八年三月二十二日

名　　称　四日市港防波堤灯台
位　　置
所 在 地　三重県四日市港内（防波堤南端）
北　　緯　三四—五六—三二
東　　経　一三六—三九—五八
変更した事項
位　　置
所 在 地　三重県四日市港第一区（防波堤南端）
北　　緯　三四—五六—三二
東　　経　一三六—三九—五八
等級及び灯質　削除
灯　　質　群明暗緑光　明六秒暗一秒明二秒暗一秒明二秒暗一秒
記　　事　入港船に対し、灯台の存在を明示するため、照射灯を灯塔上部に設置し、灯塔を照射している。
変更年月日　平成八年三月二十二日

○海上保安庁告示第九十六号
水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成八年五月二十七日
海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三五度五分東経一三八度三四分の地点、北緯三五度五分東経一三八度四五分の地点、北緯三四度四一分東経一三八度四五分の地点、北緯三四度三六分東経一三八度四七分の地点、北緯三四度二九分東経一三八度四〇分の地点、北緯三四度二九分東経一三八度三二分の地点、北緯三四度三六分東経一三八度二二分の地点、北緯三四度五二分東経一三八度三四分の地点、北緯三五度東経一三八度二二分の地点、北緯三五度五分東経一三八度三四分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成八年五月三十一日から平成八年六月十日まで
三　水路測量の実施方法　複合測位装置、ナローマルチビーム音響測深機、活構造探査装置、海上磁力計、海上重力計等による海底地形、地質構造等の調査
四　航行船舶に対する安全措置　調査船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

○海上保安庁告示第九十七号
航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成八年五月二十九日
海上保安庁長官　秦野　裕

名　　称　八戸港ポートアイランド連絡橋橋梁灯（C一灯）

名称　長門港東防波堤灯台
位置　所在地　山口県長門市（湊港東防波堤外端）
北緯　三四—二二—三三
東経　一三一—一〇—五二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　閃光八七〇カンデラ　不動光四〇カンデラ
光達距離　閃光一二・〇海里　不動光五・〇海里
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　王子鼻灯台
位置　所在地　山口県長門市（王子鼻）
北緯　三四—二三—四二
東経　一三一—一一—五四
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　四八〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで七・四メートル
変更年月日　平成八年三月二十一日

○海上保安庁告示第九十四号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十三日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　大阪府岡田港S十防波堤灯台
位置　所在地　大阪府泉南市（岡田漁港S十防波堤外端）
北緯　三四—二三—一八
東経　一三五—一六—三七
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで三・七メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
点灯年月日　平成八年三月二十二日
記事　大阪府管理

名称　友ヶ島水道波浪観測灯浮標
位置　所在地　沼島灯台（兵庫県三原郡南淡町）の東方約七・五キロメートル
北緯　三四—〇九—四九
東経　一三四—五四—四六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　モールス符号黄光　毎八秒にD（—・・）
光度　一〇〇カンデラ
光達距離　六・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十四日
記事　近畿地方建設局近畿幹線道路調査事務所管理

名称　開発局苫小牧港土砂処分場灯浮標
位置　所在地　北海道苫小牧港第三区内（苫小牧港西防波堤灯台の南西方約四二〇メートル）
北緯　四二—三六—五六
東経　一四一—三七—一六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　六〇カンデラ
光達距離　五・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十五日
記事　北海道開発局室蘭開発建設部管理

名称　北九州市紫川口A灯浮標
位置　所在地　関門港小倉区内（砂津防波堤灯台の西北西方約二八〇メートル）
北緯　三三—五三—二七
東経　一三〇—五三—三六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十五日
記事　北九州市港湾局管理

名称　北九州市紫川口B灯浮標
位置　所在地　関門港小倉区内（砂津防波堤灯台の西方約五八〇メートル）
北緯　三三—五三—二六
東経　一三〇—五三—二四
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十五日
記事　北九州市港湾局管理

名称　東京羽田沖養浜工事E灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五—三二—五五
東経　一三九—四八—一八
廃止年月日　平成八年三月二十三日
記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　東京羽田沖養浜工事F灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・九キロメートル）
北緯　三五—三三—〇〇
東経　一三九—四八—一四
廃止年月日　平成八年三月二十三日
記事　東京都東京港建設事務所管理

名称　苫小牧港第二区A灯浮標
位置　所在地　北海道苫小牧港第二区内（苫小牧港西防波堤灯台の東北東方約四一〇メートル）
北緯　四二—三七—一三
東経　一四一—三七—四二
廃止年月日　平成八年三月二十五日
記事　北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾建設事務所管理

名称　苫小牧港第二区B灯浮標
位置　所在地　北海道苫小牧港第二区内（苫小牧港西防波堤灯台の北東方約八六〇メートル）
北緯　四二—三七—二八
東経　一四一—三七—五二
廃止年月日　平成八年三月二十五日
記事　北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧港湾建設事務所管理

名称　東京羽田沖覆砂工事A二灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・四キロメートル）
北緯　三五—三三—二一
東経　一三九—四八—二一
撤去年月日　平成八年三月二十二日
記事　一時変更

名称　東京羽田沖覆砂工事A三灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約二・五キロメートル）
北緯　三五—三三—二六
東経　一三九—四八—一七
撤去年月日　平成八年三月二十二日
記事　一時変更

名称　東京羽田沖覆砂工事I二灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区内（東京灯標の西方約一・九キロメートル）
北緯　三五—三三—三六
東経　一三九—四八—三八
撤去年月日　平成八年三月二十二日
記事　一時変更

名称　東京羽田沖覆砂工事I三灯浮標
位置　所在地　京浜港東京区内（東京灯標の西南西方約一・九キロメートル）
北緯　三五—三三—三〇
東経　一三九—四八—四二
撤去年月日　平成八年三月二十二日
記事　一時変更

名称　紫川口第三号浮標
位置　所在地　関門港小倉区内（砂津防波堤灯台の西方約六六〇メートル）
北緯　三三—五三—二五
東経　一三〇—五三—二二
撤去年月日　平成八年三月二十五日
記事　一時変更

光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十一日
記事　山口県豊田土木事務所管理

名称　豊田土木角島大橋東工事区域A灯浮標
位置
所在地　長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約九一〇メートル
北緯　三四―二一―〇七
東経　一三〇―五三―一八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十一日
記事　山口県豊田土木事務所管理

名称　豊田土木角島大橋東工事区域B灯浮標
位置
所在地　長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約九八〇メートル
北緯　三四―二一―〇九
東経　一三〇―五三―一二
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成八年三月二十一日
記事　山口県豊田土木事務所管理

名称　豊田土木角島大橋東工事区域C灯浮標
位置
所在地　長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約一・二キロメートル
北緯　三四―二一―〇三
東経　一三〇―五三―〇九
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十一日
記事　山口県豊田土木事務所管理

名称　豊田土木角島大橋東工事区域D灯浮標
位置
所在地　長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約一・四キロメートル
北緯　三四―二〇―五六
東経　一三〇―五三―〇六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成八年三月二十一日
記事　山口県豊田土木事務所管理

○海上保安庁告示第九十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十三日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　大間港西防波堤灯台
位置
所在地　青森県大間港（西防波堤外端）
北緯　四一―三一―四二
東経　一四〇―五四―二三
変更した事項
位置
所在地　青森県大間港（西防波堤外端）
北緯　四一―三一―四五
東経　一四〇―五四―二四
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　中山水道第二号灯浮標
位置
所在地　伊良湖岬灯台（愛知県渥美郡渥美町）の北北西方約一・三キロメートル
北緯　三四―三五―一五
東経　一三七―〇〇―五二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　中山水道第三号灯浮標
位置
所在地　伊良湖岬灯台（愛知県渥美郡渥美町）の北西方約二・三キロメートル
北緯　三四―三五―四七
東経　一三七―〇一―〇八
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
記事　付属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　名古屋港中央大橋西塔A仮設灯浮標
位置
所在地　愛知県名古屋港内（金城信号所の北北東方約二・二キロメートル）
北緯　三五―〇二―五七
東経　一三六―五一―三三
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第一区内（金城信号所の北北東方約二・一キロメートル）
北緯　三五―〇二―五五
東経　一三六―五一―三二
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　名古屋港中央大橋西塔E仮設灯浮標
位置
所在地　愛知県名古屋港第一区内（金城信号所の北北東方約二・四キロメートル）
北緯　三五―〇三―〇二
東経　一三六―五一―四二
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第一区内（金城信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三五―〇三―〇一
東経　一三六―五一―四一
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　名古屋港中央大橋西塔F仮設灯浮標
位置
所在地　愛知県名古屋港第一区内（金城信号所の北北東方約二・三キロメートル）
北緯　三五―〇二―五八
東経　一三六―五一―四〇
変更した事項
位置
所在地　愛知県名古屋港第一区内（金城信号所の北北東方約二・二キロメートル）
北緯　三五―〇二―五六
東経　一三六―五一―四〇
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　田辺港磯間導灯（前灯）
位置
所在地　和歌山県田辺港（田辺港湊西防波堤灯台の北方約一三〇メートル）
北緯　三三―四二―五七
東経　一三五―二二―五九
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　不動黄光
光度　一、〇〇〇カンデラ
光達距離　一〇・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　田辺港磯間導灯（後灯）
位置
所在地　和歌山県田辺港（前灯の東北東方約一六〇メートル）
北緯　三三―四三―〇〇
東経　一三五―二三―〇五
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　不動黄光
光度　一、〇〇〇カンデラ
光達距離　一一・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成八年三月二十一日

名称　福岡県苅田港D灯浮標
位置
所在地　福岡県苅田港内（苅田港北防波堤灯台の北方約一・八キロメートル）
北緯　三三―四八―四五
東経　一三一―〇一―〇五
変更した事項
名称　福岡県苅田港F灯浮標
変更年月日　平成八年三月二十一日

築地五丁目三番一号

二 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 北緯三三度五六分三〇秒東経一三四度二八分の地点、北緯三三度五六分三〇秒東経一三四度五五分の地点、北緯三三度四一分東経一三四度五五分の地点、北緯三三度四一分東経一三四度二八分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ 期間 平成八年六月五日から平成八年八月三十一日まで

三 水路測量の実施方法

イ 電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ 電波測位による音響測深及び音波探査

四 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ 五管区水路通報第二十二号（平成八年五月二十二日発行）により通報

○海上保安庁告示第九十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月十五日

海上保安庁長官 秦野 裕

一 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所 海上保安庁水路部 東京都中央区築地五丁目三番一号

二 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 北緯三二度六分三〇秒東経一三一度二三分の地点、北緯三二度六分三〇秒東経一三一度四一分の地点、北緯三一度四四分三〇秒東経一三一度四一分の地点、北緯三一度四四分三〇秒東経一三一度二三分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ 期間 平成八年六月五日から平成八年八月三十一日まで

三 水路測量の実施方法

イ 電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ 電波測位による音響測深及び音波探査

四 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ 十管区水路通報第二十一号（平成八年五月二十四日発行）により通報

○海上保安庁告示第九十二号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二十一日

海上保安庁長官 秦野 裕

名称 開発局苫小牧元町沖人工リーフA灯標
位置
所在地 苫小牧灯台（北海道苫小牧市）の東方約一・六キロメートル
北緯 四二—三七—〇七
東経 一四一—三五—三〇
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色柱形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 三〇カンデラ
光達距離 四・五海里
明弧 全度
高さ 地上から構造物の頂部まで三・七メートル 平均水面上から灯火まで四・三メートル
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 北海道開発局室蘭開発建設部管理

名称 開発局苫小牧元町沖人工リーフB灯標
位置
所在地 苫小牧灯台（北海道苫小牧市）の東方約一・二キロメートル
北緯 四二—三七—〇五
東経 一四一—三五—一九
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色柱形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 三〇カンデラ
光達距離 四・五海里
明弧 全度
高さ 地上から構造物の頂部まで三・七メートル 平均水面上から灯火まで四・三メートル
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 北海道開発局室蘭開発建設部管理

名称 福岡県苅田港D灯浮標
位置
所在地 福岡県苅田港内（苅田港北防波堤灯台の北方約二・一キロメートル）
北緯 三三—四八—五六
東経 一三一—〇〇—四六
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 二〇カンデラ
光達距離 三・五海里
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 福岡県苅田港務所管理

名称 福岡県苅田港E灯浮標
位置
所在地 福岡県苅田港内（苅田港北防波堤灯台の北方約二・二キロメートル）
北緯 三三—四九—〇〇
東経 一三一—〇〇—五七
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 二〇カンデラ
光達距離 三・五海里
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 福岡県苅田港務所管理

名称 豊田土木角島大橋西工事区域A灯浮標
位置
所在地 長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の西南西方約一・二キロメートル
北緯 三四—二一—一三
東経 一三〇—五二—五九
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 山口県豊田土木事務所管理

名称 豊田土木角島大橋西工事区域B灯浮標
位置
所在地 長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約一・〇キロメートル
北緯 三四—二一—一〇
東経 一三〇—五三—〇七
塗色及び構造 赤色円すい形頭標一個付 赤色やぐら形
灯質 単閃赤光 毎四秒に一閃光
光度 三〇カンデラ
光達距離 四・五海里
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 山口県豊田土木事務所管理

名称 豊田土木角島大橋西工事区域C灯浮標
位置
所在地 長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約一・二キロメートル
北緯 三四—二一—〇四
東経 一三〇—五三—〇五
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 山口県豊田土木事務所管理

名称 豊田土木角島大橋西工事区域D灯浮標
位置
所在地 長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約一・四キロメートル
北緯 三四—二〇—五七
東経 一三〇—五三—〇二
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成八年三月二十一日
記事 山口県豊田土木事務所管理

名称 豊田土木角島大橋西工事区域E灯浮標
位置
所在地 長門伊瀬灯台（山口県豊浦郡豊北町）の南西方約一・五キロメートル
北緯 三四—二一—〇〇
東経 一三〇—五二—五四
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎四秒に一閃光
光度 四〇カンデラ

第十三号様式中「3月、6月、9月」を「2月、4月、6月、8月、10月」に改める。

第十四号様式第3面中「3月、6月、9月」を「2月、4月、6月、8月、10月」に改め、同面及び同様式第4面中「達した」の下に「日以後の最初の3月31日が終了した」を加える。

第二十一号様式2号紙を次のように改める。

（平成　　年度分）　　　　2号紙

18 療養給付				19 休業給付					20 介護給付			備考
支払年月日	療養期間	診療実日数	金額	支払年月日	休業期間	休業日数	給付基礎日額	金額	支払年月日	支給に係る月	金額	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
年　月　日			円	年　月　日				円	年　月　日		円	
計				計				円	計		円	
本年度までの累計				本年度までの累計				円	本年度までの累計		円	

（日本工業規格A列4番）

○海上保安庁告示第八十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月十五日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度三〇分東経一四一度三五分の地点、北緯四〇度三〇分東経一四二度三分三〇秒の地点、北緯四〇度一五分三〇秒東経一四二度三分三〇秒の地点、北緯四〇度一五分三〇秒東経一四一度三五分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成八年六月五日から平成八年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第二十一号（平成八年五月二十四日発行）により通報

○海上保安庁告示第八十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月十五日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度四八分三〇秒東経一三九度四七分の地点、北緯四〇度四八分三〇秒東経一四〇度一七分の地点、北緯四〇度三三分東経一四〇度一七分の地点、北緯四〇度三三分東経一三九度四七分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成八年六月五日から平成八年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第二十一号（平成八年五月二十四日発行）により通報

○海上保安庁告示第八十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月十五日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三三度三二分東経一三三度一一分の地点、北緯三三度三二分東経一三三度三七分の地点、北緯三三度一六分三〇秒東経一三三度三七分の地点、北緯三三度一六分三〇秒東経一三三度一八分の地点、北緯三三度一六分東経一三三度一八分の地点、北緯三三度一六分東経一三三度一四分の地点、北緯三三度一六分三〇秒東経一三三度一四分の地点、北緯三三度一六分三〇秒東経一三三度一一分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成八年六月五日から平成八年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第二十一号（平成八年五月二十二日発行）により通報

○海上保安庁告示第九十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月十五日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区

第二十条の規定に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。ただし、第十三号様式の改正規定及び第十四号様式の改正規定(「3月、6月、9月」を「2月、4月、6月、8月、10月」に改める部分に限る。)は、平成八年八月一日から適用する。

平成八年五月十四日

海上保安庁長官　秦野　裕

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則(昭和四十二年海上保安庁告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示

第一条第三項第二号中「又は障害の等級」を「、障害の等級又は介護を要する状態」に改め、同項第三号中「第八条」を「第六条(介護給付に係る決定に限る。)及び第八条」に改める。

第五条第六号中「第九号様式」を「第十一号の二様式」に改め、同号を同条第十号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　介護給付請求書(第九号様式)

第六条中「第六号まで」の下に「及び第十号」を加える。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

(入所中介護給付を行わない施設)

第十三条の五　令第四条の二第一項第二号の海上保安庁長官が定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十九条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とするものに限る。)

三　労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条第一項第二号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)

第三号様式2号紙中1(4)　障害給付の項の次に次の一項を加える。

(5)　介護給付

傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、令別表第三に定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院に入院している場合等を除く。)、介護給付を受けることができます。

第三号様式2号紙中2(1)　遺族給付の項第二号及び第四号中「未満の」を「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項第六号中「未満」を「に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか」に改める。

第九号様式を第十一号の二様式とし、第八号様式の次に次の様式を加える。

第9号様式(第5条関係)

海上保安官に協力援助した者等の災害給付
介　護　給　付　請　求　書

請求回数　第　　回

第　管区海上保安本部長　殿 下記のとおり介護給付を請求します。	請求年月日　　年　　月　　日 請求者 住　所 氏　名　　　　　　印

1　協力援助したために災害を受けた者
住　所
氏　名　　　　　　(　　年　　月　　日生・性別　　　)

2　負傷又は発病年月日　　平成　　年　　月　　日

3　受けている年金の種類
□　傷病給付年金(傷病等級第　　級第　　号)
□　障害給付年金(障害等級第　　級第　　号)

4　年金証書の番号　　第　　　　号

5　障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態

6　介護を要する状態の区分　　□　常時介護を要する状態　□　随時介護を要する状態

7 請求内容	請求対象年月	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請求月額
	平成　年　月	円	□ 有　□ 無	円
	平成　年　月	円	□ 有　□ 無	円

8　介護を受けた場所等　□　自宅　□　病院・診療所等(名称：　　　　)
入院(入所)期間　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

9 親族等で介護に従事した者	氏名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日
			平成　年　月　日～平成　年　月　日

10	介護給付請求金額	円
11	添付する書類その他の資料名	

※受理	※決定	※支払	※決定金額
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	円

注1　請求者は、※の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
2　「5　障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおり」と記入すること。
3　この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、この限りでない。
(日本工業規格A列4番)

等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　一九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成八年三月十五日

名称　岩井崎矢擢島照射灯
位置
所在地　三重県志摩郡志摩町（岩井崎）
北緯　三四―一五―二八
東経　一三六―四六―〇八
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　不動白光
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　四日市港船だまり西防波堤灯台
位置
所在地　三重県四日市港（船だまり西防波堤外端）
北緯　三四―五七―二五
東経　一三六―三八―三一
変更した事項
位置
所在地　三重県四日市港第三区（船だまり西防波堤外端）
北緯　三四―五七―二五
東経　一三六―三八―三一
光度　三、五〇〇カンデラ
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　四日市港東防波堤北灯台
位置
所在地　三重県四日市港（東防波堤北端）
北緯　三四―五七―四八
東経　一三六―四〇―二二
変更した事項
位置
所在地　三重県四日市港第三区（東防波堤北端）
北緯　三四―五七―四八
東経　一三六―四〇―二二
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗緑光　明三秒暗三秒
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　田辺港大浜導灯（前灯）
位置
所在地　和歌山県田辺市（田辺港江川東防波堤灯台の東方約九七〇メートル）
北緯　三三―四三―三二
東経　一三五―二二―三六
変更した事項
位置
所在地　和歌山県田辺港（田辺港江川東防波堤灯台の東方約九七〇メートル）
北緯　三三―四三―三二
東経　一三五―二二―三六
等級及び灯質　削除
灯質　不動黄光
光度　一、七〇〇カンデラ
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　田辺港大浜導灯（後灯）
位置
所在地　和歌山県田辺市（前灯の東北東方約一九〇メートル）
北緯　三三―四三―三五
東経　一三五―二二―四三
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　不動黄光
光度　一、七〇〇カンデラ
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　大阪鶴浜通り船だまり北波除堤北灯台
位置
所在地　大阪府大阪港大阪区（鶴浜通り船だまり北波除堤北端）
北緯　三四―三八―二六
東経　一三五―二七―一〇
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎五秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　相浦港第一号灯浮標
位置
所在地　長崎県相浦港内（赤島西端の西南西方約七九〇メートル）
北緯　三三―一〇―四九
東経　一二九―三八―三六
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　嵐口港四号防波堤灯台
位置
所在地　熊本県天草郡御所浦町（嵐口港四号防波堤外端）
北緯　三二―二〇―四八
東経　一三〇―二一―四一
変更した事項
位置
所在地　熊本県天草郡御所浦町（嵐口港四号防波堤外端）
北緯　三二―二〇―四四
東経　一三〇―二一―四七
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃赤光　毎六秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　金武中城港中城新港第四号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港内（金武中城港中城西防波堤東灯台の北北西方約一・三キロメートル）
北緯　二六―一八―五〇
東経　一二七―五二―〇〇
変更した事項
位置
所在地　沖縄県金武中城港内（金武中城港中城西防波堤東灯台の北方約一・二キロメートル）
北緯　二六―一八―四六
東経　一二七―五二―〇七
変更年月日　平成八年三月十八日

名称　吉里吉里港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県上閉伊郡大槌町（吉里吉里港東防波堤外端）
北緯　三九―二二―一四
東経　一四一―五七―一六
変更した事項
名称　吉里吉里港東第二防波堤灯台
位置
所在地　岩手県上閉伊郡大槌町（吉里吉里港東第二防波堤外端）
北緯　三九―二二―一七
東経　一四一―五七―一〇
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗緑光　明三秒暗三秒
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで九・五メートル
変更年月日　平成八年三月十九日

○海上保安庁告示第八十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月十四日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度五八分一二秒東経一三六度四四分三四秒の地点、北緯三四度五八分一二秒東経一三六度四四分四一秒の地点、北緯三四度五一分三八秒東経一三六度四一分三八秒の地点、北緯三四度五一分一二秒東経一三六度四二分五秒の地点

ロ　期間　平成八年五月二十日から平成八年六月二十六日まで

三　水路測量等の実施方法　櫓設置による海上ボーリング作業

四　航行船舶に対する安全措置

イ　櫓には航路標識灯を設置する

ロ　水路通報第十九号（平成八年五月十日発行）により通報

ハ　四管区水路通報第十八号（平成八年五月八日発行）により通報

○海上保安庁告示第八十六号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則の一部を改正する告示

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）

灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　六〇カンデラ
光達距離　五・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・三メートル　平均水面上から灯火まで四・二メートル
点灯年月日　平成八年三月十五日
記事　大阪府港湾局管理

名称　大阪府深日港D灯標
位置
所在地　大阪府深日港内（深日港西防波堤灯台の西北西方約五二〇メートル）
北緯　三四―一九―〇八
東経　一三五―〇八―二〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色柱形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　六〇カンデラ
光達距離　五・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・三メートル　平均水面上から灯火まで四・二メートル
点灯年月日　平成八年三月十五日
記事　大阪府港湾局管理

名称　佐木港本佐木一文字防波堤北灯台
位置
所在地　広島県佐木港（本佐木一文字防波堤北端）
北緯　三四―一二―二〇
東経　一三三―〇七―一七
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・九メートル
点灯年月日　平成八年三月十八日

名称　五港建御前崎港東防波堤灯台
位置
所在地　静岡県御前崎港（東防波堤北端）
北緯　三四―三七―五一
東経　一三八―一四―一二
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで一・四メートル　平均水面上から灯火まで六・二メートル
点灯年月日　平成八年三月十九日
記事　第五港湾建設局清水港工事事務所管理

名称　阿多田港猪ノ子東防波堤灯台
位置
所在地　広島県大竹市（阿多田港猪ノ子東防波堤外端）
北緯　三四―一一―三〇
東経　一三二―一九―二三
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎八秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル
点灯年月日　平成八年三月十九日

名称　大竹港小方一文字防波堤南灯台
位置
所在地　広島県大竹港（小方一文字防波堤南端）
北緯　三四―一三―四九
東経　一三二―一三―五七
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
点灯年月日　平成八年三月十九日

名称　伯方港一文字防波堤北灯台
位置
所在地　愛媛県伯方港（一文字防波堤北端）
北緯　三四―一二―〇八
東経　一三三―〇七―五九
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
点灯年月日　平成八年三月十九日

名称　早川港西防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県越智郡宮窪町（早川港西防波堤外端）
北緯　三四―一一―三一
東経　一三三―〇二―三六
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
点灯年月日　平成八年三月十九日

名称　保戸島海洋牧場施設灯
位置
所在地　保戸島港防波堤灯台（大分県津久見市）の北西方約三五〇メートル
北緯　三三―〇五―五五
東経　一三二―〇〇―一七
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・－）
光度　一三〇カンデラ
光達距離　七・〇海里
明弧　全度
点灯年月日　平成八年三月二十日
記事　保戸島漁業協同組合管理

名称　保戸島海洋牧場浮標灯
位置
所在地　保戸島港防波堤灯台（大分県津久見市）の北西方約三五〇メートル
北緯　三三―〇五―五五
東経　一三二―〇〇―一七
廃止年月日　平成八年三月十九日

名称　有珠C立標
位置
所在地　モシリ島三角点（北海道伊達市）の南東方約三二〇メートル
北緯　四二―三〇―四五
東経　一四〇―四六―五五
撤去年月日　平成八年三月十九日
記事　一時変更

名称　四港建相浦港第二号灯浮標
位置
所在地　長崎県相浦港内（笠松鼻の北西方約四二〇メートル）
北緯　三三―一〇―四六
東経　一二九―三八―二九
撤去年月日　平成八年三月十八日
記事　一時変更

名称　四港建相浦港第三号灯浮標
位置
所在地　長崎県相浦港内（笠松鼻の北北西方約三七〇メートル）
北緯　三三―一〇―五一
東経　一二九―三八―四〇
撤去年月日　平成八年三月十八日
記事　一時変更

名称　四港建相浦港第四号灯浮標
位置
所在地　長崎県相浦港内（笠松鼻の北北西方約二六〇メートル）
北緯　三三―一〇―四八
東経　一二九―三八―四三
撤去年月日　平成八年三月十八日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第八十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月十日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　日和佐港沖防波堤灯台
位置
所在地　徳島県日和佐港（沖防波堤東端）
北緯　三三―四三―三五
東経　一三四―三二―四五
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形

十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月二日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　浦戸大橋橋梁灯（C一灯）
位置　所在地　高知県高知港内（高知港防波堤灯台の西方約一・四キロメートル）
北緯　三三―二九―四八
東経　一三三―三四―一四
灯質　不動白光
光度　五〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　一七四度から三五四度まで
高さ　平均水面上から灯火まで四六メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　日本道路公団高松建設局南国管理事務所管理

名称　浦戸大橋橋梁灯（R一灯）
位置　所在地　浦戸大橋橋梁灯（C一灯）の北方約七五メートル
北緯　三三―二九―五一
東経　一三三―三四―一四
灯質　不動赤光
光度　五〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　一七四度から三五四度まで
高さ　平均水面上から灯火まで四三メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　日本道路公団高松建設局南国管理事務所管理

名称　浦戸大橋橋梁灯（L一灯）
位置　所在地　浦戸大橋橋梁灯（C一灯）の南方約七五メートル
北緯　三三―二九―四六
東経　一三三―三四―一五
灯質　不動緑光
光度　五〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　一七四度から三五四度まで
高さ　平均水面上から灯火まで四一メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　日本道路公団高松建設局南国管理事務所管理

名称　浦戸大橋橋梁灯（C二灯）
位置　所在地　高知県高知港内（高知港防波堤灯台の西方約一・四キロメートル）
北緯　三三―二九―四八
東経　一三三―三四―一四
灯質　不動白光
光度　五〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　三五四度から一七四度まで
高さ　平均水面上から灯火まで四六メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　日本道路公団高松建設局南国管理事務所管理

名称　浦戸大橋橋梁灯（R二灯）
位置　所在地　浦戸大橋橋梁灯（C二灯）の北方約七五メートル
北緯　三三―二九―五一
東経　一三三―三四―一四
灯質　不動赤光
光度　五〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　三五四度から一七四度まで
高さ　平均水面上から灯火まで四三メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　日本道路公団高松建設局南国管理事務所管理

名称　浦戸大橋橋梁灯（L二灯）
位置　所在地　浦戸大橋橋梁灯（C二灯）の南方約七五メートル
北緯　三三―二九―四六
東経　一三三―三四―一五
灯質　不動緑光
光度　五〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　三五四度から一七四度まで
高さ　平均水面上から灯火まで四一メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　日本道路公団高松建設局南国管理事務所管理

○海上保安庁告示第八十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成八年五月八日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度二二分東経一三二度一一分の地点、北緯三四度二二分東経一三二度三五分の地点、北緯三三度五五分東経一三二度三五分の地点、北緯三三度五五分東経一三二度一一分の地点、北緯三四度二二分東経一三二度一一分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成八年五月十七日から平成八年六月十三日まで

三　水路測量等の実施方法　電磁波測位装置、衛星航行測位装置、音響測深機、地質探査装置等による海底地形、海底地質構造の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第七条に定める標識を掲揚

ロ　六管区水路通報第十七号（平成八年四月二十六日発行）により通報

○海上保安庁告示第八十三号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月十日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　大阪府深日港A灯標
位置　所在地　大阪府深日港内（深日港西防波堤灯台の北西方約三三〇メートル）
北緯　三四―一九―〇七
東経　一三五―〇八―二八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　六〇カンデラ
光達距離　五・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・三メートル　平均水面上から灯火まで四・二メートル
点灯年月日　平成八年三月十五日
記事　大阪府港湾局管理

名称　大阪府深日港B灯標
位置　所在地　大阪府深日港内（深日港西防波堤灯台の西方約二九〇メートル）
北緯　三四―一九―〇二
東経　一三五―〇八―二八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　六〇カンデラ
光達距離　五・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・三メートル　平均水面上から灯火まで四・二メートル
点灯年月日　平成八年三月十五日
記事　大阪府港湾局管理

名称　大阪府深日港C灯標
位置　所在地　大阪府深日港内（深日港西防波堤灯台の西方約五〇〇メートル）
北緯　三四―一九―〇三
東経　一三五―〇八―二〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形

名称　巾着島灯台
位置
所在地　宮崎県宮崎市（巾着島）
北緯　三一—四四—一〇
東経　一三一—二八—三三
変更した事項
位置
所在地　宮崎県宮崎市（巾着島）
北緯　三一—四四—〇八
東経　一三一—二八—三三
光達距離　一九・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで五〇メートル
記事　補正

○海上保安庁告示第七十九号
航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成八年五月二日
海上保安庁長官　秦野　裕

名称　伊勢湾口波浪観測A灯浮標
位置
所在地　神島灯台（三重県鳥羽市（神島北東端））の南東方約二三キロメートル
北緯　三四—二二—二〇
東経　一三七—〇七—四〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光度　一〇〇カンデラ
光達距離　六・五海里
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　中部地方建設局東海幹線道路調査事務所管理

名称　三瓶二及碁石消波堤灯台
位置
所在地　愛媛県西宇和郡三瓶町（二及碁石消波堤外端）
北緯　三三—二二—〇二
東経　一三二—二四—二七
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
光度　八〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・一メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日

名称　加貫港南防波堤灯台
位置
所在地　大分県杵築市（加貫港南防波堤外端）
北緯　三三—二二—一六
東経　一三一—三八—二六
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日

名称　悪石島灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島郡十島村（悪石島）
北緯　二九—二六—四七
東経　一二九—三七—〇〇
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　単閃緑白互光　毎一六秒に緑一閃光、白一閃光
光度　白光四五〇、〇〇〇カンデラ　緑光四九〇、〇〇〇カンデラ
光達距離　白光三〇・五海里　緑光三〇・五海里
明弧　一七七度から二七度まで
高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで一五八メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日

名称　与論島東沖浮魚礁施設灯
位置
所在地　与論島赤崎灯台（鹿児島県大島郡与論町）の東方約三八キロメートル
北緯　二七—〇三—五〇
東経　一二八—五〇—五〇
灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・—）
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで四・三メートル
点灯年月日　平成八年三月十四日
記事　一　付属施設　レーダー反射器　二　鹿児島県管理

名称　碁石礁灯浮標
位置
所在地　三瓶高島灯台（愛媛県西宇和郡三瓶町）の北東方約三・八キロメートル
北緯　三三—二二—〇〇
東経　一三二—二四—二八
廃止年月日　平成八年三月十四日

名称　神戸沖第二号掘削施設灯
位置
所在地　神戸灯台（兵庫県神戸市）の南南西方約五・五キロメートル
北緯　三四—三五—四八
東経　一三五—〇九—三〇
廃止年月日　平成八年三月十六日

○海上保安庁告示第八十号
航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成八年五月二日
海上保安庁長官　秦野　裕

名称　大津港南防波堤灯台
位置
所在地　茨城県大津港（南防波堤外端）
北緯　三六—四九—二六
東経　一四〇—四七—三一
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明二秒暗二秒
光度　三、四〇〇カンデラ
変更年月日　平成八年三月十四日

名称　揖斐川口灯台
位置
所在地　三重県桑名市（揖斐川導流堤外端）
北緯　三四—五九—四六
東経　一三六—四三—二一
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月十四日

名称　調川港北防波堤灯台
位置
所在地　長崎県松浦市（調川港北防波堤北東端）
北緯　三三—二一—一五
東経　一二九—四三—四七
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月十四日

名称　小野田港第一号灯浮標
位置
所在地　小野田港防波堤灯台（山口県小野田市）の南西方約五・三キロメートル
北緯　三三—五五—五二
東経　一三一—〇八—〇四
変更した事項
位置　正規位置の二一三度約四〇〇メートル
変更年月日　平成八年三月十四日
記事　一時変更

名称　小野田港第二号灯浮標
位置
所在地　小野田港防波堤灯台（山口県小野田市）の南西方約五・三キロメートル
北緯　三三—五五—五〇
東経　一三一—〇八—〇八
変更した事項
位置　正規位置の二一三度約四〇〇メートル
変更年月日　平成八年三月十四日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第八十一号
航路標識の設置について、航路標識法（昭和二

北緯　三一—三二—二一
東経　一三一—二三—三二
変更した事項
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港新南防波堤外端）
北緯　三一—三二—二二
東経　一三一—二三—三一
記事　補正

名称　目井津港南防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港南防波堤外端）
北緯　三一—三二—二一
東経　一三一—二三—二二
変更した事項
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港南防波堤外端）
北緯　三一—三二—二二
東経　一三一—二三—二一
記事　補正

名称　目井津港沖防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港沖防波堤上）
北緯　三一—三二—二三
東経　一三一—二三—二四
変更した事項
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港沖防波堤上）
北緯　三一—三二—二四
東経　一三一—二三—二三
高さ　地上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで八・七メートル
記事　補正

名称　目井津港沖防波堤照射灯
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港沖防波堤灯台）
北緯　三一—三二—二三
東経　一三一—二三—二四
変更した事項
位置
所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港沖防波堤灯台）
北緯　三一—三二—二四
東経　一三一—二三—二三
記事　補正

名称　大堂津港沖防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県日南市（大堂津港沖防波堤西端）
北緯　三一—三三—一〇
東経　一三一—二三—二六
変更した事項
位置
所在地　宮崎県日南市（大堂津港沖防波堤西端）
北緯　三一—三三—一一
東経　一三一—二三—二七
記事　補正

名称　大堂津港西防砂堤灯台
位置
所在地　宮崎県日南市（大堂津港西防砂堤外端）
北緯　三一—三三—一二
東経　一三一—二三—二四
変更した事項
位置
所在地　宮崎県日南市（大堂津港西防砂堤外端）
北緯　三一—三三—一二
東経　一三一—二三—二三
光達距離　一一・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
記事　補正

名称　油津港東口導灯（前灯）
位置
所在地　宮崎県日南市（飯埼）
北緯　三一—三三—一九
東経　一三一—二三—五八
変更した事項
位置
所在地　宮崎県日南市（飯埼）
北緯　三一—三三—二一
東経　一三一—二三—五八
高さ　地上から構造物の頂部まで四・四メートル　平均水面上から灯火まで三八メートル
記事　補正

名称　油津港東口導灯（後灯）
位置
所在地　宮崎県日南市（前灯の西方約四二〇メートル）
北緯　三一—三三—一八
東経　一三一—二三—四三
変更した事項
位置
所在地　宮崎県日南市（前灯の西方約四二〇メートル）
北緯　三一—三三—一九
東経　一三一—二三—四二
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで六七メートル
記事　補正

名称　裸磐灯台
位置
所在地　宮崎県日南市（尾伏鼻の南東方約七〇〇メートル）
北緯　三一—三三—四一
東経　一三一—二五—〇八
変更した事項
位置
所在地　宮崎県日南市（尾伏鼻の南東方約七〇〇メートル）
北緯　三一—三三—四二
東経　一三一—二五—〇八
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル
記事　補正

名称　油津港西防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（西防波堤外端）
北緯　三一—三四—〇五
東経　一三一—二四—一六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
記事　補正

名称　油津港内防波堤灯柱
位置
所在地　宮崎県油津港（内防波堤外端）
北緯　三一—三四—二一
東経　一三一—二四—二五
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで九・五メートル
記事　補正

名称　鵜戸埼灯台
位置
所在地　宮崎県日南市（鵜戸埼）
北緯　三一—三八—三〇
東経　一三一—二八—一二
変更した事項
位置
所在地　宮崎県日南市（鵜戸埼）
北緯　三一—三八—三二
東経　一三一—二八—一四
光達距離　一八・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで四五メートル
記事　補正

名称　日向野島港防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県宮崎市（野島港防波堤外端）
北緯　三一—四四—〇〇
東経　一三一—二八—一五
変更した事項
位置
所在地　宮崎県宮崎市（野島港防波堤外端）
北緯　三一—四四—〇〇
東経　一三一—二八—一六
記事　補正

○海上保安庁告示第七十七号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月一日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　長目港伊崎防波堤灯台
位置　所在地　大分県津久見市（長目港伊崎防波堤外端）
北緯　三三―〇六―一二
東経　一三一―五三―三五
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで六・八メートル
点灯年月日　平成八年三月十三日

名称　日代港日見北防波堤灯台
位置　所在地　大分県津久見市（日代港日見北防波堤外端）
北緯　三三―〇三―五三
東経　一三一―五四―五三
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
点灯年月日　平成八年三月十三日

名称　四浦港深良津防波堤灯台
位置　所在地　大分県津久見市（四浦港深良津防波堤外端）
北緯　三三―〇三―三三
東経　一三一―五八―二一
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日　平成八年三月十三日

名称　大三東港北防砂堤灯台
位置　所在地　長崎県南高来郡有明町（大三東港北防砂堤外端）
北緯　三二―五〇―五二
東経　一三〇―二〇―四三
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　二〇カンデラ
光達距離　三・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
点灯年月日　平成八年三月十三日

名称　神戸沖第一号掘削施設灯
位置　所在地　神戸灯台（兵庫県神戸市）の南南西方約四・六キロメートル
北緯　三四―三六―一八
東経　一三五―〇九―一一
廃止年月日　平成八年三月十三日

名称　室戸沖黒潮牧場A灯浮標
位置　所在地　室戸岬灯台（高知県室戸市）の南南西方約二六キロメートル
北緯　三三―〇一―〇〇
東経　一三四―〇七―二〇
廃止年月日　平成八年三月十三日

名称　志多賀沖灯浮標
位置　所在地　対馬長崎鼻灯台（長崎県下県郡豊玉町）の北方約七・〇キロメートル
北緯　三四―二八―一五
東経　一二九―二四―一五
廃止年月日　平成八年三月十三日

名称　一港建新湊区仮設B灯浮標
位置　所在地　富山県伏木富山港新湊区内（新湊西防波堤灯台の南南東方約二三〇メートル）
北緯　三六―四六―三七
東経　一三七―〇七―〇五
廃止年月日　平成八年三月十三日

○海上保安庁告示第七十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成八年五月一日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　島原港防波堤灯台
位置　所在地　長崎県島原港（防波堤外端）
北緯　三二―四五―四一
東経　一三〇―二二―三六
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
記事　削除
変更年月日　平成八年三月十三日

名称　二鬼城埼灯台
位置　所在地　宮城県石巻市（田代島二鬼城埼）
北緯　三八―一八―三〇
東経　一四一―二五―一七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃白光　毎七秒に二閃光
変更年月日　平成八年三月十三日

名称　新湊区第二号灯浮標
位置　所在地　富山県伏木富山港新湊区内（新湊東防波堤灯台の南南西方約七一〇メートル）
北緯　三六―四六―三一
東経　一三七―〇七―〇四
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成八年三月十三日

名称　志布志石油備蓄基地B灯浮標
位置　所在地　志布志石油備蓄基地東防波堤灯台（鹿児島県肝属郡高山町）の東南東方約八五〇メートル
北緯　三一―二一―二七
東経　一三一―〇二―四七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
変更年月日　平成八年三月十三日
記事　一時撤去中のところ等級及び灯質変更のうえ復旧

名称　鞍埼灯台
位置　所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（大島南端）
北緯　三一―三〇―三八
東経　一三一―二五―〇五
変更した事項
位置　所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（大島南端）
北緯　三一―三〇―三九
東経　一三一―二五―〇六
光達距離　二四・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで九三メートル
記事　補正

名称　外浦港防波堤灯台
位置　所在地　宮崎県外浦港（防波堤外端）
北緯　三一―三〇―三四
東経　一三一―二二―五〇
変更した事項
位置　所在地　宮崎県外浦港（防波堤外端）
北緯　三一―三〇―三三
東経　一三一―二二―五一
記事　補正

名称　目井津港新南防波堤灯台
位置　所在地　宮崎県南那珂郡南郷町（目井津港新南防波堤外端）

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
6823	スズキV－JA11C	〃	〃
6824	スズキV－JA11V	〃	〃
7317	スズキE－JB31W	〃	〃
7802	スズキE－GB21S	〃	〃
7804	スズキE－GD21S	〃	〃
7577	スズキGT73E	〃	〃

○運輸省告示第三百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年五月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月二十九日　　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8531	ニッサンKC－VWE24	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
8532	ニッサンKC－VWGE24	〃	〃
8533	ニッサンKC－CWGE24	〃	〃
8534	ニッサンKC－DWGE24	〃	〃
8535	ニッサンKC－VWMGE24	〃	〃
8536	ニッサンKC－CWMGE24	〃	〃
8537	いすゞKC－JVWE24	〃	〃
8538	いすゞKC－JVWGE24	〃	〃
8539	いすゞKC－JCWGE24	〃	〃
8540	いすゞKC－JDWGE24	〃	〃
8541	いすゞKC－JVWMGE24	〃	〃
8542	いすゞGB－JVTGE24	〃	〃
8543	ニッサンE－HNN15	〃	〃

○運輸省告示第三百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年五月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月三十日　　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8544	フォルクスワーゲンE－6NAHS	フォルクスワーゲンアウディ日本株式会社	愛知県豊橋市明海町5番地の10

○運輸省告示第三百四十五号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項の規定に基づき、避難地の基準、緊急輸送を確保するため必要なヘリポート及び港湾施設の基準並びに津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設の基準を次のように定める。

平成八年五月三十日　　運輸大臣　亀井　善之

一　避難地の基準

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設その他の公共空地であって、面積一ヘクタール以上のものであること。

二　ヘリポートの基準

周辺地域の経済的及び社会的条件並びに周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な場所に整備又は設定されるものであって、緊急輸送の用に供される回転翼航空機が安全に離着陸でき、かつ、緊急輸送が円滑に行われる機能を有すること。

三　港湾施設の基準

緊急輸送を確保するため必要な外郭施設、係留施設及び臨港交通施設は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における港湾施設であり、かつ、次の基準に適合すること。

(一)　外郭施設

波浪等から港湾施設等を防護することにより、緊急輸送の用に供される船舶が(二)の基準に適合する係留施設を安全かつ円滑に利用することを可能にする機能を有すること。

(二)　係留施設

イ　岸壁、桟橋、浮桟橋にあっては、大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送の用に供される船舶が係留できる十分な長さを有し、かつ、その前面に当該船舶が係留できる十分な水深の泊地を有すること。

ロ　物揚場にあっては、大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送が安全かつ円滑に行われる機能を有すること。

(三)　臨港交通施設

イ　道路及び橋りょうにあっては、次のいずれかに該当すること。

(1)　(二)の基準に適合する係留施設と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(2)　(二)の基準に適合する係留施設と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡するもの

(i)　救援物資等の備蓄地点又は集積地点

(ii)　避難地

(3)　指定拠点と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの（指定拠点が臨港地区内にあるものに限る。）

(4)　指定拠点を相互に連絡するもの（指定拠点の一が臨港地区内にあるものに限る。）

ロ　駐車場にあっては、(二)の基準に適合する係留施設又はイの基準に適合する道路及び橋りょうに隣接すること。

四　海岸保全施設の基準

大規模な地震により生ずる津波による海水の侵入を防止する機能を有すること。

○運輸省告示第三百四十六号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百十一条の二十二第一項第三号の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成八年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　善之

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示（平成四年運輸省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四　二、六〇〇MHz帯の周波数で運用する携帯移動地球局の無線電話

附　則

この告示は、平成八年六月一日から施行する。

6655	トヨタE－JZS 131	〃	〃
6938	トヨタE－JZS 135	〃	〃
6939	トヨタE－JZS 133	〃	〃
6940	トヨタE－GS 130H	〃	〃
7034	トヨタE－ST 190	〃	〃
7035	トヨタE－ST 191	〃	〃
7159	トヨタE－ST 190G	〃	〃
7165	トヨタGA－ET 196V	〃	〃
7470	トヨタY－LS 131H	〃	〃
7471	トヨタY－LS 130	〃	〃
7472	トヨタY－LS 130W	〃	〃
5807	ニッサンT－VY 30	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
5808	ニッサンT－VN Y30	〃	〃
6678	三菱V－H27VW	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号
6792	三菱V－H22VW	〃	〃
6875	三菱E－CA１A	〃	〃
6876	三菱E－CA３A	〃	〃
6877	三菱E－CA４A	〃	〃
6878	三菱E－CC３A	〃	〃
6879	三菱E－CC４A	〃	〃
6880	三菱E－CB１A	〃	〃
6881	三菱E－CB３A	〃	〃
6883	三菱E－CD３A	〃	〃
6884	三菱E－CD５A	〃	〃
6958	三菱E－CA２A	〃	〃
6959	三菱E－CB２A	〃	〃
6960	三菱E－CB６A	〃	〃
7168	三菱E－CB４A	〃	〃
7576	三菱E－CE９A	〃	〃
6192	マツダE－HBE Y	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号
5488	マツダE－HCE P	〃	〃
6919	マツダE－GE８ P	〃	〃
6920	マツダE－GEE P	〃	〃
6921	マツダE－GES R	〃	〃
7070	マツダE－GE５ P	〃	〃
6922	ニホンフォード E－GE８PF	〃	〃
6923	ニホンフォード E－GEEPF	〃	〃
6924	ニホンフォード E－GESRF	〃	〃
7073	ニホンフォード E－GE５PF	〃	〃
6989	マツダE－GE５ B	〃	〃
7611	マツダE－GEE S	〃	〃
7612	マツダE－GE５ S	〃	〃
7053	マツダE－CA８ P	〃	〃
7054	マツダE－CAE P	〃	〃
7613	マツダE－CAP P	〃	〃
6776	マツダE－HDE S	〃	〃
6777	マツダE－HD５ S	〃	〃
7554	マツダE－HDE P	〃	〃
7553	マツダE－HD５ P	〃	〃
6435	マツダE－JC３ S	〃	〃
6436	マツダE－JCE S	〃	〃
6753	マツダE－UV66 R	〃	〃
7155	マツダE－PG６ SA	〃	〃
7156	スズキE－PG６ SS	〃	〃
6470	マツダE－AA６ PA	〃	〃
6471	マツダE－AA６ RA	〃	〃
6089	マツダE－BG３ S	〃	〃
6092	マツダE－BG３ P	〃	〃
6963	スズキE－EA11 R	スズキ株式会社	静岡県浜松市高塚町300番地
7046	スズキE－GR７ BC	〃	〃
6259	スズキE－AF34 S	〃	〃

J M6501	134600	ニューフェリーくろしま	8. 3.19
J M6517	134632	昭儀丸	8. 3. 6
J M6522	134645	鵜戸丸	8. 3.15
J M6523	134646	第八十一三社丸	8. 3.29
J M6524	134647	とびうめ丸	8. 3.28
J M6529	134633	光星丸	8. 3.27

○運輸省告示第三百三十六号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

運輸大臣　亀井　善之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
2857	昭和 57. 6.14	125003	第七朝日丸
15543	49. 6.26	41674	清水丸
1377	平成 3. 7.15	123420	第八大勝浦丸
2936	2. 8.27	101783	第十五友福丸
3025	4. 3. 9	105490	寿丸

○運輸省告示第三百三十七号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

運輸大臣　亀井　善之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
6461	昭和 62. 5.15	129450	第八和丸
14484	61. 1.21	113660	第二吉栄丸
14910	63. 6. 8	129199	知川丸
14631	平成 7. 1.24	110243	第弐拾大豊丸
15626	5. 8. 6	132396	ペガサス
15633	5. 8.27	132398	千川丸

○運輸省告示第三百三十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成八年五月二十七日

運輸大臣　亀井　善之

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平8第9035号	定期航空運送事業の免許	エアーニッポン株式会社	申請路線 福岡―宮崎
平8第9036号	定期航空運送事業の免許	日本航空株式会社	申請路線 札幌―新潟

○運輸省告示第三百三十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年五月十四日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十八日

運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KC108	KCN―QD32―1	ニッサンKC―VWE24、ニッサンKC―VWGE24、ニッサンKC―CWGE24、ニッサンKC―DWGE24、ニッサンKC―VWMGE24、ニッサンKC―CWMGE24、いすゞKC―JVWE24、いすゞKC―JVWGE24、いすゞKC―JCWGE24、いすゞKC―JDWGE24、いすゞKC―JVWMGE24	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

○運輸省告示第三百四十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項第六号の規定により、次の原動機付自転車について、製作廃止の届出があった。

平成八年五月二十八日

運輸大臣　亀井　善之

認定番号	車名及び型式	製作者の氏名又は名称	製作者の住所
I―1586	スズキA―BA13A	スズキ株式会社	静岡県浜松市高塚町300番地

○運輸省告示第三百四十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項第六号の規定により、次の小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成八年五月二十八日

運輸大臣　亀井　善之

認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
特508	トヨタ5FBL18	豊田自動織機製作所	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
特507	トヨタ305FBL18	〃	〃
特583	トヨタA5FBL25	〃	〃
特584	トヨタ305FBL25	〃	〃
特206	トヨタ2FBCL15	〃	〃
特207	トヨタ2FBCL25	〃	〃

○運輸省告示第三百四十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成八年五月二十八日

運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
6205	トヨタT―KXC10V	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
6253	トヨタT―GS136V	〃	〃
6572	トヨタE―VZN130G	〃	〃
7729	トヨタKD―KZN130W	〃	〃
7730	トヨタKD―KZN130G	〃	〃
5700	トヨタE―GS130	〃	〃
5702	トヨタE―YS130	〃	〃
5927	トヨタE―GX81	〃	〃
5928	トヨタE―SX80	〃	〃
5930	トヨタE―YX80	〃	〃
6251	トヨタE―GS131H	〃	〃
6360	トヨタE―EP82	〃	〃
6406	トヨタE―EXY10	〃	〃
6566	トヨタE―EP85	〃	〃

8530	トヨタE－SXM15G	〃	〃

○運輸省告示第三百三十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年四月三十日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十四日

運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公E534	T－3S－FEE7	トヨタE－SXM10G、トヨタE－SXM15G	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○運輸省告示第三百三十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条ノ四の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

運輸大臣　亀井　善之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JTL	123089	第八十八清運丸	平成8.3.14
7LBA	125079	第二十一神明丸	8.3.13
7LDH	125103	第五不動丸	8.3.4
7LDM	127613	第八共和丸	8.2.29
7LJH	89136	第二大和丸	8.3.22
7MEE	114332	第五漁吉丸	8.3.28
JDGH	124330	第十五敬代丸	8.3.28
JJUK	124185	第二王寿丸	8.3.21
JKDD	124208	なつどまり	8.3.25
JKXY	119090	二十八清形丸	8.3.8
JPNL	115162	ヘグム8号	8.2.27
JPWD	82210	第六幸重丸	8.3.26
JMBL	104442	第五十五昭徳丸	8.3.21
JMBR	116839	第一大浜丸	8.3.18
JQBR	98378	なとり	8.3.1
JQKP	128840	城山丸	8.3.29
JE2234	117937	第八澄丸	8.3.27
JE2377	121315	第十八政豊丸	8.3.21
JE2440	123160	第八丸多丸	8.3.21
JE2446	122319	第二十事代丸	8.3.18
JE3030	130932	第十五明神丸	8.3.7
JG2136	105135	第二十七東廣丸	8.3.27
JG2205	117782	瑞春丸	8.3.25
JG2667	106116	第十八芝浦丸	8.3.13
JG2928	110955	第二淡路丸	8.3.14
JG2959	109859	昭豊丸	8.3.21
JG3511	117727	幸星	8.3.15
JG3866	111075	第二十三宮島丸	8.3.14
JG4425	128117	第二十五晋勝丸	8.3.1
JH2355	113643	栄洋丸	8.3.27
JH2818	122594	第六姫丸	8.3.18
JI2245	99580	第二御崎丸	8.3.29
JI2410	104597	第三大盛丸	8.3.25
JI3050	119779	豊晴丸	8.3.11
JI3410	131653	豊洋丸	8.3.27
JI3465	131716	アインスエー	8.3.15
JJ2550	107584	明栄丸	7.7.9
JJ3077	118838	松洋丸	8.3.8
JJ3186	113880	第十六清竜丸	8.3.29
JJ3202	103089	オ五宇野丸	8.3.25
JJ3277	121242	大協丸	8.3.26
JJ3416	121198	鋼丸	8.3.27
JJ3658	129240	あいりす	8.3.8
JK2684	103043	福栄丸	8.3.5
JK3633	113007	早瀬丸	8.3.7
JK3825	120199	オ二美和丸	8.3.19
JK3880	120339	勢栄丸	8.3.21
JK3890	120347	あかつき丸	8.3.22
JK3932	122044	祐晴丸	8.3.28
JK4144	122162	勢運丸	8.3.6
JK4152	122176	大祐丸	8.3.26
JK4205	122139	朝日丸	8.3.25
JK4583	127941	鳩島丸	8.3.27
JL2133	94575	第二光丸	8.3.28
JL3185	97482	幸丸	8.3.6
JL3205	106853	光星	8.3.15
JL4151	118962	第十八新栄丸	8.3.28
JL4252	118939	大光丸	8.3.19
JL4316	121012	静穂丸	8.3.28
JL4468	122479	第十一内海丸	8.3.27
JL4527	117417	第三聖天丸	8.3.13
JL4793	123953	隆栄丸	8.3.26
JL4867	125528	第五初広丸	8.3.12
JL5267	127467	あさひ丸	8.3.15
JL5856	130633	いよかぜ	8.3.6
JM2954	104312	第十三幸丸	8.3.18
JM3847	117980	第三十八哲丸	8.3.27
JM3897	118043	第三十二阪丸	8.3.5
JM4378	122679	第三豊漁丸	8.3.15
JM4541	113682	第弐拾弐福丸	8.3.18
JM4584	122836	玄海丸	8.3.5
JM5126	126945	ニューやまと	8.3.8
JM5230	124790	島田丸	8.3.27
JM5317	127034	ニューみやこ	8.3.28
JM5841	130497	ヤンキートレーダー	8.3.29
JDTJ	116552	日光丸	8.3.28

○運輸省告示第三百三十五号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条ノ四の規定により告示する。

平成八年五月二十四日

運輸大臣　亀井　善之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7KSC	134644	れいんぼうべる	平成8.3.18
7MGD	133753	クルーズフェリー飛龍21	8.3.26
7MGE	133752	フェリー海龍	8.3.8
7MGF	133754	平安丸	8.3.27
JAZD	134759	早瀬丸	8.3.14
JBRC	133341	鷹山	8.3.22
JEKB	133270	第七福徳丸	8.3.15
JFMX	135157	いしづち	8.3.18
JHAA	135224	大島丸	8.3.6
JHBF	135230	しんりゅう	8.3.18
JJGQ	134421	第二十三寶栄丸	8.3.14
JKQW	120124	灘路丸	8.3.1
JPDS	134659	あせあん丸	8.3.5
JD2722	132865	神威	8.3.22
JE3132	132244	第五十一八重丸	8.3.28
JG5244	134952	さくら丸	8.3.14
JG5432	135216	ゆらかぜ	8.3.6
JG5433	135217	あやなみ	8.3.19
JG5434	135218	ときなみ	8.3.19
JG5435	135219	やなかぜ	8.3.12
JG5436	135220	わしかぜ	8.3.12
JG5444	135229	はるなみ	8.3.13
JG5445	135232	おおたき	8.3.6
JG5446	135233	げんらん	8.3.6
JG5447	135234	はまなみ	8.3.18
JG5448	135236	むつかぜ	8.3.12
JG5449	135237	きじかぜ	8.3.12
JG5450	135238	とわかぜ	8.3.26
JG5451	135239	しずかぜ	8.3.25
JG5452	135240	こまかぜ	8.3.18
JG5455	135815	興運丸	8.3.8
JG5464	135825	第二十三芝浦丸	8.3.8
JH3359	133271	天龍	8.3.6
JH3376	134369	第百十六鳳生丸	8.3.28
JI3592	135047	第3海陽丸	8.3.19
JI3593	135048	おーしゃんえいと2	8.3.8
JI3600	135055	せんとぽうりあ	8.3.19
JJ3832	134176	鴻丸	8.3.28
JJ3920	134234	フェリーすおう	8.3.6
JJ3924	134238	六甲丸	8.3.15
JJ3926	134242	第二十一千代丸	8.3.26
JK5419	134717	栄和丸	8.3.11
JK5429	134804	幸運丸	8.3.28
JK5459	134774	第五福吉丸	8.3.5
JK5460	134775	豊晴丸	8.3.18
JK5461	134776	第五晋勝丸	8.3.25
JK5462	134777	第八浪花丸	8.3.28
JK5511	134806	神峰	8.3.28
JL6308	134885	第五十八住宝丸	8.3.19
JL6309	134886	好宝丸	8.3.6
JL6339	135116	せとしお	8.3.28
JL6399	135105	第八十三佐賀明神丸	8.3.6
JL6441	135145	第三智祥丸	8.3.25
JL6442	135146	阿州山丸	8.3.1
JL6443	135147	第二ひかり丸	8.3.8
JL6444	135148	星洋丸	8.3.14
JL6445	135149	あかつき丸	8.3.25
JL6450	135161	第二王海丸	8.3.1
JL6452	135163	春洋丸	8.3.4
JM6359	134597	第二誠進丸	8.3.12
JM6444	134623	第十一福吉丸	8.3.18
JM6464	134560	大国丸	8.3.6
JM6498	134599	第三福和丸	8.3.6

8524	日野KC－BB40M	〃	〃

○運輸省告示第三百二十四号

小型船舶検査機構に関する省令（昭和四十八年運輸省令第五十一号）第十一条第二項の規定に基づき、日本小型船舶検査機構から小型船舶検査事務等を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

一　所在地を変更しようとする事務所の名称及び所在地

日本小型船舶検査機構高知支部

高知県高知市弘化台二十番三十二号

二　変更後の事務所の所在地

高知県高知市若松町十三番十七号

三　変更後の事務所において事務を開始する日

平成八年五月二十七日

四　所在地の変更を必要とする理由

管轄区域内の小型船舶検査事務等を効率的に行い、併せて受検者の利便に寄与するため

○運輸省告示第三百二十五号

仙台空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

一　設置者の氏名及び住所　運輸大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　飛行場の名称及び位置　仙台空港　宮城県岩沼市

三　変更した事項（本事項に関しては、平成八年五月二十三日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、昭和五十八年運輸省告示第百六十二号を参照）

滑走路B

強度　単車輪荷重四十三トン

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成八年六月二十日

○運輸省告示第三百二十六号

新潟空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

一　設置者の氏名及び住所　運輸大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　飛行場の名称及び位置　新潟空港　新潟県新潟市

三　変更した事項（本事項に関しては、平成八年五月二十三日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百四号を参照）

エプロン

面積　九万六千七百七十四平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成八年七月十日

○運輸省告示第三百二十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正し、平成八年七月十一日から適用する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

別表第一新潟空港の項中「8時30分から18時30分まで」を「7時30分から20時30分まで」に改める。

○運輸省告示第三百二十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正し、七月十一日から適用する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

第一項の豊栄NDBの項を次のように改める。

豊栄NDB	上欄に同じ	N37°57′ E139°12′ 新潟県豊栄市	203	20	なし	N	C	7時30分から20時30分まで	昭和48年6月15日	なし

第四項の新潟ILSの項を次のように改める。

新潟ILS	上欄に同じ	新潟空港及びその周辺	ローカライザー	109.3	10	280°	INC	7時30分から20時30分まで	昭和48年6月15日（平成7年7月20日から供用再開）	カテゴリーI	3.0°
			グライドスロープ	332.004 331.996	2 0.2						
			ミドルマーカー	75	1						
			アウタマーカー	75	3						

○運輸省告示第三百二十九号

株式会社中日新聞社から中部日本新聞社航空灯台の供用の廃止について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

一　設置者の氏名及び住所　中部日本新聞社　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目六番一号

二　航空灯火の種類及び名称　航空路灯台　中部日本新聞社航空灯台

三　航空灯火の位置及び所在地　北緯三十五度十分二十六秒、東経百三十六度五十三分五十七秒　愛知県名古屋市中区丸の内一丁目三番十号

四　供用廃止期日　平成八年六月二十日

○運輸省告示第三百三十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第五項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正し、平成八年七月十一日から適用する。

平成八年五月二十三日　運輸大臣　亀井　善之

表新潟空港事務所の項中「8時30分から18時30分」を「7時30分から20時30分」に改める。

○運輸省告示第三百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月二十四日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8525	スズキE－CT51S	スズキ株式会社	静岡県浜松市高塚町300番地
8526	スズキE－CV51S	〃	〃
8527	マツダE－CY51S	〃	〃
8528	マツダE－CZ51S	〃	〃

○運輸省告示第三百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月二十四日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8529	トヨタE－SXM10G	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

ⒺHCHR－6	すれ違い用前照灯及び走行用前照灯 STANLEY 033－7611	〃	〃
ⒺR－1217	反射器（後部） KOIT O 33－07709	株式会社 小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号
ⒺF－5	前部霧灯 66978760（右側）66978750（左側）	ヴァレオジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5－23－13

○運輸省告示第三百十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年四月二十五日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
ⒺHCR－11	すれ違い用、走行用一体型前照灯 KOITO 100－51385	株式会社 小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号
ⒺHC－1	すれ違い用前照灯 KOITO 24－41	〃	〃
ⒺHR－1	走行用前照灯 KOITO 24－33	〃	〃
ⒺHCR－12	すれ違い用、走行用一体型前照灯 ICHIKOH 1540	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田5丁目10番18号
ⒺHCR－13	すれ違い用、走行用一体型前照灯 ICHIKOH 1547	〃	〃
ⒺHCR－14	すれ違い用、走行用一体型前照灯 KOITO EH 6014LH	株式会社 小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号
ⒺHCR－15	すれ違い用、走行用一体型前照灯 KOITO EH 6002LH	〃	〃
ⒺHCR－16	すれ違い用、走行用一体型前照灯 KOITO EH 6024LH	〃	〃
ⒺHCR－17	すれ違い用、走行用一体型前照灯 KOITO EH 6052LH	〃	〃

○運輸省告示第三百十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年四月二十五日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
ⒺT－93	運行記録計 TC－120	株式会社 ニッペ計器製造所	東京都大田区大森西1－16－5

○運輸省告示第三百十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年五月八日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
ⒺR－1218	反射器（後部） KOIT O 33－10507	株式会社 小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号
ⒺLR－161	大型後部反射器 DIC 370－4595	大日本インキ化学工業株式会社	東京都中央区日本橋3丁目7番20号

○運輸省告示第三百二十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年四月二十五日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公GA015	MA－G6－H2	マツダGA－UF66M	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号

○運輸省告示第三百二十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成八年四月三十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中－1728	日野KC－BB55M	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○運輸省告示第三百二十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成八年四月三十日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大－4315	日野KC－SH1KDCA	日野自動車工業株式会社	東京都日野市日野台3丁目1番地の1
大－4316	日野KC－SH1KFCA	〃	〃
大－4317	日野KC－SH1KGCA	〃	〃
大－4318	日野KC－SH1KDCG	〃	〃
中－2096	トヨタ KC－RX4JFAT	〃	〃

○運輸省告示第三百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月三十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8519	日野KC－HDB50M	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地
8520	日野KC－HDB51M	〃	〃
8521	日野KC－HZB40M	〃	〃
8522	日野KC－HZB41M	〃	〃
8523	日野KC－HZB50M	〃	〃

○運輸省告示第三百六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年四月二十二日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月十三日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公E533	EN－CG13－7M	ニッサンE－HK11	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

○運輸省告示第三百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月十四日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8515	ニッサンE－FGY33	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
8516	ニッサンE－FGDY33	〃	〃
8517	ニッサンE－FHY33	〃	〃

○運輸省告示第三百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月十四日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8514	三菱E－N21WG	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号

○運輸省告示第三百九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月二十六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月十六日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8518	ホンダオブアメリカSC34	HONDA OF AMERICA MFG.,INC.	24000 HONDA PARKWAY MARYSVILLE, OHIO 43040－9251

○運輸省告示第三百十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成八年四月二十五日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成八年五月十六日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の名称及び住所
農1980	キセキT73F	農耕トラクタ	キセキE3100	1.006	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地
農1981	キセキT75F	農耕トラクタ	キセキE3112	1.123	〃

○運輸省告示第三百十一号

運輸審議会から、平成八年四月二十五日付け運審第二十六号により、日本航空株式会社の定期航空運送事業の免許申請事案（事業番号平八第九〇二一号）については、免許することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成八年五月十六日　運輸大臣　亀井　善之

○運輸省告示第三百十二号

運輸審議会から、平成八年四月二十五日付け運審第二十七号により、日本航空株式会社の定期航空運送事業の免許申請事案（事業番号平八第九〇二二号）については、免許することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成八年五月十六日　運輸大臣　亀井　善之

○運輸省告示第三百十三号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成八年五月二十日　運輸大臣　亀井　善之

事業番号	事業の種類	申請者	事業の内容
平8第9034号	定期航空運送事業の免許	日本航空株式会社	中部路線　広島―ホノルル

○運輸省告示第三百十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年四月二十五日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊐HCHR－4	すれ違い用前照灯及び走行用前照灯　8820099－RH（右側）8820100－LH（左側）	ヴァレオジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5－23－13

○運輸省告示第三百十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年四月二十五日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊐HCR－10	すれ違い用、走行用一体型前照灯　KOITO　100－63437	株式会社小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号
㊐HCHR－3	すれ違い用前照灯及び走行用前照灯　KOITO　100－63446	〃	〃
㊐F－3	前部霧灯　KOITO　33－12	〃	〃

○運輸省告示第三百十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年四月二十五日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二十一日　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊐F－4	前部霧灯　STANLEY　56G1	スタンレー電気株式会社	東京都目黒区中目黒2－9－13
㊐HCHR－5	すれ違い用前照灯及び走行用前照灯　STANLEY　7524	〃	〃

欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月八日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KD024	T－1KZ－TEKD2	トヨタKD－KZJ90W、トヨタKD－KZJ95W、トヨタKD－KZN185W	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○運輸省告示第二百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年四月八日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月八日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公E530	ER20－P3T0A	ホンダE－RF1、ホンダE－RF2	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号

○運輸省告示第二百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年四月八日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成八年五月八日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公E531	EN－SR18－7DM	ニッサンE－WHY10、マツダE－BWHY10	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

○運輸省告示第二百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月八日　　　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8504	ホンダE－RF1	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号
8505	ホンダE－RF2	〃	〃

○運輸省告示第三百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月八日　　　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8500	ニッサンE－WHY10	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
8501	ニッサンE－WHNY10	〃	〃
8502	マツダE－BWHY10	〃	〃
8503	マツダE－BWHNY10	〃	〃

○運輸省告示第三百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月八日　　　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8506	スズキVK52A	スズキ株式会社	静岡県浜松市高塚町300番地

○運輸省告示第三百二号

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条第一項の規定に基づき、同項の運輸大臣が告示する区域を次のように定める。

平成八年五月九日　　　運輸大臣　亀井　善之

関西国際空港株式会社法第七条第一項の運輸大臣が告示する区域は、別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分とする。

別図

○運輸省告示第三百三号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条に基づき、運輸大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、平成八年六月一日から適用する。

平成八年五月十一日　　　運輸大臣　亀井　善之

一(四)エ(a)に次のただし書を加える。

ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う場合にあつては、当該相当する金額に更に二分の一を乗じた金額とする。

○運輸省告示第三百四号

航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成八年六月一日から適用する。

平成八年五月十一日　　　運輸大臣　亀井　善之

二(三)中「次のとおりとする。」を「次のとおりとする。ただし、アの航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う場合にあつては、ア(a)並びにア(b)①及び②に規定する金額に更に二分の一を乗じた金額とする。」に改める。

○運輸省告示第三百五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成八年四月十九日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成八年五月十三日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の名称及び住所
農1979	ヤンマーS50	農業用薬剤散布車	ヤンマーGA340	0.337	ヤンマー農機株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町1番32号

第4016号	〃	ＳＲＳ−10	〃	〃
第4017号	〃	ＳＲＳ−15	〃	〃
第4018号	〃	ＳＲＳ−20	〃	〃
第4019号	〃	ＳＲＳ−25	〃	〃

○運輸省告示第二百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4005号	持運び式粉末消火器	ＦＴＰ30Ｓ	ユージー株式会社	山梨県山梨市七日市場1431番地
第4006号	持運び式機械泡消火器	ＦＬＡ３Ｔ−Ｓ	〃	〃

○運輸省告示第二百九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3920号	航海用レーダー反射器	Radar Reflector SC−42	ＣＨＥＭＲＩＮＧ ＬＴＤ	ＡＬＣＨＥＭ ＷＯＲＫＳ ＦＲＡＴＴＯＮ ＴＲＡＤＩＮＧ ＥＳＴＡＴＥ ＰＯＲＴＳＭＯＵＴＨ ＰＯ４ ８ＳＸ ＥＮＧＬＡＮＤ

○運輸省告示第二百九十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3960号	船外機（小型船舶用）	６Ｍ８−Ｓ	ＭＢＫ ＩＮＤＵＳＴＲＩＥ	Ｚ．Ｉ． ＤＥ ＲＯＵＶＲＯＹ 02100 ＳＴ−ＱＵＥＮＴＩＮ ＦＲＡＮＣＥ
第3961号	〃	６Ｍ８−Ｌ	〃	〃
第3962号	〃	６Ｎ０−Ｓ	〃	〃
第3963号	〃	６Ｎ０−Ｌ	〃	〃
第3964号	〃	６Ｎ０−ＵＬ	〃	〃

○運輸省告示第二百九十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3999号	ＶＨＦ用デジタル選択呼出装置及びＶＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＦＭ−8500	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第4011号	ＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出装置並びにＭＦ及びＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置	ＲＳ114Ａ	アンリツ株式会社	東京都港区南麻布五丁目10番27号
第4012号	〃	ＪＳＳ−710Ｋ	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目１番１号
第4013号	〃	ＪＳＳ−720Ｋ	〃	〃

○運輸省告示第二百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年四月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4014号	船速距離計	ＤＳ−50	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○運輸省告示第二百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月八日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8495	トヨタ　Ｅ−ＶＺＪ90Ｗ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
8496	トヨタ　Ｅ−ＶＺＪ95Ｗ	〃	〃
8497	トヨタ　ＫＤ−ＫＺＪ90Ｗ	〃	〃
8498	トヨタ　ＫＤ−ＫＺＪ95Ｗ	〃	〃

○運輸省告示第二百九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月八日　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8499	三菱Ｅ−Ｖ21Ｗ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号

○運輸省告示第二百九十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成八年四月八日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二

第3975号	第一種膨脹式救命いかだ（進水装置用）	TRA—25L型	〃	〃

○運輸省告示第二百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年二月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3998号	非常標識（フォトルミネセント式）	SK001	シンロイヒ株式会社	大阪府大阪市此花区西九条六丁目1番124号

○運輸省告示第二百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3976号	第一種膨脹式救命いかだ（進水装置用以外のもの）	MTS—6型	東洋高砂乾電池株式会社	東京都台東区北上野二丁目6番4号
第3977号	〃	MTS—10型	〃	〃
第3978号	〃	MTS—15型	〃	〃
第3979号	〃	MTS—20型	〃	〃
第3980号	〃	MTS—25型	〃	〃

○運輸省告示第二百八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3985号	第一種膨脹式救命いかだ（進水装置用以外のもの）	FRN—SV—6型	藤倉ゴム工業株式会社	東京都品川区西五反田二丁目11番20号
第3986号	〃	FRN—SV—10型	〃	〃
第3987号	〃	FRN—SV—15型	〃	〃
第3988号	〃	FRN—SV—20型	〃	〃
第3989号	〃	FRN—SV—25型	〃	〃

○運輸省告示第二百八十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4007号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	WG—153M型	東洋物産株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目17番5号
第4008号	〃	WG—153L型	〃	〃

○運輸省告示第二百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4009号	航海用レーダー（船舶設備規程第146条の13第2項の要件に適合するもの）	FR—2855W—3A	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第4010号	〃	FR—2855W—4A	〃	〃

○運輸省告示第二百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4001号	船外機（小型船舶用）	BBAL	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号
第4002号	〃	BBAU	〃	〃
第4003号	〃	BBBL	〃	〃
第4004号	〃	BBBU	〃	〃

○運輸省告示第二百八十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4000号	ウィーク・リンク	FW—1型	藤倉ゴム工業株式会社	東京都品川区西五反田二丁目11番20号

○運輸省告示第二百八十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年三月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4015号	第一種膨脹式救命いかだ（進水装置用以外のもの）	SRS—6	住友電気工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

大-3890	ニッサンディーゼルK C-CG45BPX	〃	〃
大-3891	ニッサンディーゼルK C-CG45CWX	〃	〃
大-3892	ニッサンディーゼルK C-CG45CVX	〃	〃
大-3893	ニッサンディーゼルK C-CG52AWX	〃	〃
大-3894	ニッサンディーゼルK C-CG53AWX	〃	〃
大-3895	ニッサンディーゼルK C-CG53ATX	〃	〃
大-3896	ニッサンディーゼルK C-CG53APX	〃	〃
大-3897	ニッサンディーゼルK C-CG53BWX	〃	〃
大-3898	ニッサンディーゼルK C-CG53BTX	〃	〃
大-3899	ニッサンディーゼルK C-CG53BPX	〃	〃
大-3900	ニッサンディーゼルK C-CG53CWX	〃	〃
大-6201	ニッサンディーゼルK C-CG53CVX	〃	〃
大-6202	ニッサンディーゼルK C-CG55CWX	〃	〃
大-6203	ニッサンディーゼルK C-CG55CVX	〃	〃

○運輸省告示第二百七十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年一月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3984号	レーダー反射器	KLR-1	国際化工株式会社	東京都千代田区飯田橋四丁目4番5号

○運輸省告示第二百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年一月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3994号	航海用レーダー（船舶設備規程第146条の13第2項の要件に適合するもの）	FR-2825W-3A	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町9番52号
第3995号	〃	FR-2825W-4A	〃	〃
第3996号	〃	FR-2835S-7AF	〃	〃
第3997号	〃	FR-2835SW-7AF	〃	〃

○運輸省告示第二百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年一月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3981号	MF及びHF用デジタル選択呼出装置並びにMF及びHF用デジタル選択呼出聴守装置	RS113A	アンリツ株式会社	東京都港区南麻布五丁目10番27号
第3990号	航海用レーダー（船舶設備規程第146条の13第2項の要件に適合するもの）	JMA-9252-6	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第3991号	〃	JMA-9252-9	〃	〃
第3992号	〃	JMA-9252-6CA	〃	〃
第3993号	〃	JMA-9252-9CA	〃	〃

○運輸省告示第二百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成八年二月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日　　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3965号	第一種膨脹式救命いかだ（進水装置用以外のもの）	TRA-6A型	東洋ゴム工業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目17番18号
第3966号	〃	TRA-10A型	〃	〃
第3967号	〃	TRA-15A型	〃	〃
第3968号	〃	TRA-20A型	〃	〃
第3969号	〃	TRA-25A型	〃	〃
第3970号	〃	TRA-6AH型	〃	〃
第3971号	〃	TRA-10AH型	〃	〃
第3972号	〃	TRA-15AH型	〃	〃
第3973号	〃	TRA-20AH型	〃	〃
第3974号	〃	TRA-25AH型	〃	〃

JCQK	116421	第三十一福長丸	8. 2.14
JDEX	124325	第七福積丸	8. 2.20
JHHC	81422	竹龍丸	8. 2. 2
JJAH	122612	第二十三日光丸	8. 2.20
JJEN	130189	上總丸	8. 2. 8
JKCY	129123	神川丸	8. 2. 7
JLWD	99531	第二福邦丸	8. 2.23
JMCS	119198	第十三共徳丸	8. 2. 1
JMPN	81947	第二天社丸	8. 2.22
JNQK	100838	蒼玄丸	8. 2.21
JPMG	81909	第十七利丸	8. 2. 9
JPVQ	82209	北斗丸	8. 2. 5
JROK	118140	サンシャインふじ	8. 2.22
JRVR	122677	しおかぜ	8. 2.13
JD2669	118478	第二十八俊洋丸	8. 2.14
JE2325	96733	第五十八源榮丸	8.12.26
JE2740	125004	第五十二黒森丸	8. 2.20
JE2940	105642	第六陸中丸	8. 2. 8
JE3063	132203	第十一明神丸	8. 2. 5
JG2453	100976	興運丸	8. 2.22
JG4261	126064	第八宗像丸	8. 2.28
JG4896	110942	イーグル	8. 2.20
JH2651	118306	第二十一鵬伸丸	8. 2.13
JH3002	127544	第一大洋丸	8. 1.31
JI2997	99712	第十八協進丸	8. 2.15
JI3088	89412	桂丸	8. 2. 5
JJ3098	116078	昌運丸	8. 2.27
JK2718	103006	第三十八いわほ	8. 2. 6
JK2826	100659	大栄丸	8. 2.23
JK3952	115407	第八福吉丸	8. 2. 7
JK3964	120417	第五光邦丸	8. 2.13
JL3250	106840	第六美保丸	8. 1.23
JL4237	120971	第八十一長生丸	8. 2. 5
JL4343	120913	日光丸	8. 2. 5
JL4373	117523	第五福吉丸	8. 2. 6
JL4986	126320	海勝丸	8. 2. 1
JM3852	117988	第十三長生丸	8. 2. 5
JM4567	122805	第二十五長生丸	8. 2. 5
JM4648	123245	第六十八満吉丸	8. 2. 9
JM4741	124688	新大国丸	8. 2.22
JM4896	124662	第八鶴喜丸	8. 2.14
JM5302	126993	姫島丸	8. 2.20
JM5831	90195	第十隼丸	8. 2.28
JM6160	132732	三徳丸	8. 2.13

○運輸省告示第二百七十三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条ノ四の規定により告示する。

平成八年五月二日

運輸大臣 亀井 善之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
JDWE	134622	くろしお	平成 8. 2. 9
JMSC	134240	アステリックス	8. 2.26
JPWU	133307	第八十一大徳丸	8. 2.26
JE3075	130535	なつどまり	8. 2.19
JG5430	135214	しののめ	8. 2.23
JG5437	135221	きよづき	8. 2.14
JH3192	131584	日本海	8. 2.21
JH3377	134370	第二十八栄進丸	8. 2. 6
JH3407	134407	第十八源吉丸	8. 2.19
JJ3831	134175	第十六紫英丸	8. 2.29
JJ3922	134236	昇栄丸	8. 2. 2
JK5433	134736	第二十二愛廣丸	8. 2. 8
JK5434	134737	第拾八豊栄丸	8. 2. 7
JK5455	134769	第六興洋丸	8. 2.14
JK5474	134787	第八英和丸	8. 2.16
JK5475	134788	おれんじぐれいす	8. 2.23
JL6307	134884	第三十八鶴喜丸	8. 2.20
JL6340	135117	第二十八太福丸	8. 2.23
JL6366	133969	第五十二宗嵩丸	8. 2.28
JL6367	135171	第三蛭子丸	8. 2. 8
JL6398	135103	三徳丸	8. 2. 9
JL6447	135158	ゆうしん	8. 2. 7
JL6448	135159	しおかぜ	8. 2.16
JL6449	135160	伊予丸	8. 2.26
JM6431	134526	松栄丸	8. 2.13
JM6463	134559	豊竜丸	8. 2. 6
JM6496	134640	玄海丸	8. 2.14
JM6520	134643	きんいん2	8. 2.23

○運輸省告示第二百七十四号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成八年五月二日

運輸大臣 亀井 善之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
1316	昭和 59.11.30	127613	第八共和丸
1740	45. 8.12	107934	第三若宮丸
7044	63. 4.15	96733	第五十八源榮丸
5458	平成 3. 7. 8	107584	明栄丸

○運輸省告示第二百七十五号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成八年五月二日

運輸大臣 亀井 善之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
1578	平成 2. 6.30	130633	いよかぜ
2947	2.10.23	130932	第十五明神丸
7397	4. 6.24	129672	第三十一和光丸

○運輸省告示第二百七十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第1項の規定により、平成八年四月十五日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成八年五月七日

運輸大臣 亀井 善之

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中—2482	ニッサンディーゼルK C—MK211AG	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地
中—2483	ニッサンディーゼルK C—MK211BG	〃	〃
中—2484	ニッサンディーゼルK C—MK211CG	〃	〃
中—2485	ニッサンディーゼルK C—MK211EG	〃	〃
中—2486	ニッサンディーゼルK C—MK211GG	〃	〃
中—2487	ニッサンディーゼルK C—MK211HG	〃	〃
中—2488	ニッサンディーゼルK C—MK211KG	〃	〃
大—3878	ニッサンディーゼルK C—CW45AWX	〃	〃
大—3879	ニッサンディーゼルK C—CW45ARX	〃	〃
大—3880	ニッサンディーゼルK C—CW45ANX	〃	〃
大—3881	ニッサンディーゼルK C—CW45BVX	〃	〃
大—3882	ニッサンディーゼルK C—CW45BPX	〃	〃
大—3883	ニッサンディーゼルK C—CW45BNX	〃	〃
大—3884	ニッサンディーゼルK C—CW53BVX	〃	〃
大—3885	ニッサンディーゼルK C—CW53BPX	〃	〃
大—3886	ニッサンディーゼルK C—CW53BNX	〃	〃
大—3887	ニッサンディーゼルK C—CG45AWX	〃	〃
大—3888	ニッサンディーゼルK C—CG45BWX	〃	〃
大—3889	ニッサンディーゼルK C—CG45BTX	〃	〃

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P―526号	粉末油ゲル化剤	アルファゲルー1000	株式会社アルファジャパン	東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号
第P―527号	〃	アルファゲルー1650	〃	〃

○運輸省告示第二百六十五号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の三の二第一項の規定に基づき、平成八年四月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、同令第三十七条の三の二第四項において準用する海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P―528号	粉末油ゲル化剤	ゲルカクリンG P―100	タイホー工業株式会社	東京都港区高輪二丁目21番44号
第P―529号	〃	ゲルカクリンG P―100S	〃	〃
第P―530号	油吸着材	東レ　ウオセップーDカット	東レ・ファインケミカル株式会社	滋賀県守山市勝部町273番地

○運輸省告示第二百六十六号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の三の二第一項の規定に基づき、平成八年四月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、同令第三十七条の三の二第四項において準用する海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第P―531号	粉末油ゲル化剤	ロングクリンS―110	株式会社栗田製造所	茨城県猿島郡五霞村大字江川字沖の内3―2585番地
第P―532号	〃	ロングクリンS―111	〃	〃

○運輸省告示第二百六十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成八年三月五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同令第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式の変更の内容
第3548号	レーダー・トランスポンダー	JQX―10A	日本無線株式会社	使用する電源電池としてNBB―345Aを追加する。
第3769号	〃	JQX―20A	〃	〃
第3925号	VHF用デジタル選択呼出装置及びVHF用デジタル選択呼出聴守装置	NJSR―214	長野日本無線株式会社	電源装置を入力電圧直流24V用から、入力電圧直流24V及び交流220V用又は入力電圧直流24V及び交流100V用に変更する。

○運輸省告示第二百六十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成八年二月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同令第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式の変更の内容
第3340号	コンナナ	CRX―SA2035	日本トレールモービル株式会社	①下げた及び床はりの形状を変更する。②冷凍機の型式を変更する。

○運輸省告示第二百六十九号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定により、平成七年十二月二十日付けをもって、その効力を失ったので、同令第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第2993号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	G―65BFR	株式会社石原造船所	兵庫県神戸市中央区東川崎町二丁目2番9号
第2995号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	G―65BTR	〃	〃
第3238号	固型救助艇	G―50DR	〃	〃

○運輸省告示第二百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成八年四月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
9602	ニッサンディーゼルKC―MK211AGD	日産ディーゼル工業株式会社及び新明和工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地（日産ディーゼル工業株式会社）、兵庫県西宮市小曽根町1丁目5番25号（新明和工業株式会社）
9603	ニッサンディーゼルKC―MK211AGD	日産ディーゼル工業株式会社及び極東開発工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地（日産ディーゼル工業株式会社）、兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号（極東開発工業株式会社）

○運輸省告示第二百七十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成八年四月十五日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊊R―1214	反射器（後部）KOH　7418	ICHI　市光工業株式会社	東京都品川区東五反田5丁目10番18号
㊂R―1215	反射器（後部）KOH　7424	ICHI　〃	〃
㊉R―1216	反射器（後部）O　220―76476	KOIT　株式会社　小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号

○運輸省告示第二百七十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条ノ四の規定により告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JNV	129040	はない丸	平成8．2．19
7KFM	124939	第二十八福丸	8．2．7
JAYC	118593	第一大盛宙丸	8．2．14
JBLP	129719	新こーぷ丸	8．2．14

○運輸省告示第二百五十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成八年四月五日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成八年五月一日　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者の名称及び住所
特641	小松　M153D	フォークリフト	トヨタ　5K	1.486	小松フォークリフト株式会社　東京都港区赤坂2丁目3番4号
特642	小松　M153F	〃	いすゞ　4LB1	1.499	〃

○運輸省告示第二百五十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成八年五月一日　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大－3535	いすゞKC－EXR50G1	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号

○運輸省告示第二百六十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成八年四月八日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成八年五月一日　　運輸大臣　亀井　善之

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大－7256	三菱KC－FP515FXD	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号
大－7257	三菱KC－FP515HX	〃	〃
大－7258	三菱KC－FP515JX	〃	〃
大－7259	三菱KC－FP515LX	〃	〃
大－7260	三菱KC－FP515NX	〃	〃
大－7261	三菱KC－FP515TX	〃	〃
大－7262	三菱KC－FU540UZ	〃	〃
大－7263	三菱KC－FU549UZ	〃	〃
大－7264	三菱KC－FU541UZ	〃	〃
大－7265	三菱KC－FY517NX	〃	〃
大－7266	三菱KC－FY517TX	〃	〃
大－7267	三菱KC－FY517TY	〃	〃
大－7268	三菱KC－FY510TY	〃	〃
大－7269	三菱KC－FY519NY	〃	〃
大－7270	三菱KC－FY519RY	〃	〃
大－7271	三菱KC－FY519TY	〃	〃
大－7272	三菱KC－FS517VY	〃	〃
大－7273	三菱KC－FS517VZ	〃	〃
大－7274	三菱KC－FS510VY	〃	〃
大－7275	三菱KC－FS510VZ	〃	〃
大－7276	三菱KC－FS570VZ	〃	〃
大－7277	三菱KC－FS540VZ	〃	〃
大－7278	三菱KC－FS519RY	〃	〃
大－7279	三菱KC－FS519VY	〃	〃
大－7280	三菱KC－FS519TZ	〃	〃
大－7281	三菱KC－FS519VZ	〃	〃
大－7282	三菱KC－FS511RY	〃	〃
大－7283	三菱KC－FS511TZ	〃	〃
大－7284	三菱KC－FS511VZ	〃	〃
大－7285	三菱KC－FS512TZ	〃	〃

○運輸省告示第二百六十一号

船舶職員法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づき、昭和三十六年運輸省告示第二百十六号（船舶職員法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月一日　　運輸大臣　亀井　善之

「王子ファンシーランド」を「おもちゃ王国」に改める。

○運輸省告示第二百六十二号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平8 第5010号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	一畑電気鉄道株式会社	現行の基準賃率40円60銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率42円60銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。
平8 第5011号	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可	石見交通株式会社	1．浜田市内の特定地帯における路線 現行の160円均一制運賃を、170円均一制運賃に変更する。 2．その他の路線 現行の基準賃率40円70銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃140円）を、基準賃率42円10銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）に変更する。

○運輸省告示第二百六十三号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平8 第1001号	一般旅客定期航路事業の運賃の変更認可	株式会社ダイヤモンドフェリー	大分～松山～神戸航路の運賃の変更 (1) 旅客運賃 運賃平均値上げ率　17.3% (2) 手荷物運賃 運賃平均値上げ率　3.3% (3) 貨物自動車等航送運賃 運賃平均値上げ率　4.0% (4) 乗用自動車航送運賃 運賃平均値上げ率　5.5%

○運輸省告示第二百六十四号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の三の二第一項の規定に基づき、平成八年二月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、同令第三十七条の三の二第四項において準用する海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成八年五月二日　　運輸大臣　亀井　善之

○特許庁告示第一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第七十九条第一項並びに第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月特許庁告示第二号(国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から施行する。

平成八年五月七日

特許庁長官　清川　佑二

第一号1中「株式会社東京銀行内幸町支店」を「株式会社東京三菱銀行内幸町支店」に、同号3中「自由円普通預金」を「非居住者円普通預金」に改める。

○特許庁告示第二号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第七十八条の二第一項及び第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び当該手数料の本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から施行する。

平成八年五月七日

特許庁長官　清川　佑二

第一号1中「株式会社東京銀行内幸町支店」を「株式会社東京三菱銀行内幸町支店」に改める。

「

ヒューズ（温度ヒューズを除く。）、開閉器、カットアウト及び電流制限器	同上	名称 財団法人日本電気用品試験所安全認証本部 住所 東京都渋谷区代々木5丁目14番12号	同上

」に改める。

事業者名	住所
クノー工業株式会社	東京都品川区西五反田六－一－一六
株式会社ゲットプロダクト	東京都豊島区巣鴨二－一二－三－四〇二
株式会社光輪モータース	東京都台東区東上野四－二六－四
株式会社コミネオートセンター	東京都台東区小島二－二〇－一
三立製作株式会社	兵庫県姫路市飾東町大釜新七五〇－一
有限会社真田嘉商店	香川県高松市塩上町二－一二－二
昭栄化工株式会社	東京都台東区上野五－八－五
有限会社四国電装	香川県高松市福岡町三－三－一
株式会社ジェットイノウエ	東京都葛飾区白鳥三－一四－一八
株式会社ジャパン	兵庫県伊丹市森本一－二八
スターライト工業株式会社	大阪府大阪市鶴見区徳庵一－一－七一
有限会社ゼアル	埼玉県川口市前川三－一三－一〇
セフティージャパン	東京都江東区東砂三－一六－一－八〇一
株式会社立花	東京都江戸川区本一色三－一六－二〇
株式会社大洋プラスチックス工業所	愛知県東海市荒尾町片坂八
株式会社千代田	東京都世田谷区等々力七－八－一
TNK工業株式会社	大阪府大阪市北区大淀中三－一三－四
東京シート株式会社	埼玉県朝霞市栄町三－七－二七
東洋物産工業株式会社	兵庫県三木市別所町巴二一－一
株式会社トパス	埼玉県川口市青木一－二二－三
株式会社東邦トレーディング	東京都文京区根津二－三一－九
株式会社トリス	東京都世田谷区等々力八－一一－一五
日栄プラスチック株式会社	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四四二九－一四
株式会社日新商会	福岡県福岡市博多区上牟田二－一二－六
ハーレーダビッドソンジャパン株式会社	東京都港区芝四－二－三
株式会社パシフィックル	東京都杉並区高円寺南一－一九－八　竹嶋ビル
有限会社ハイブリッヂ	京都府京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町三一
ビーエムダブリュー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一－一〇－二
マルシン工業株式会社	東京都葛飾区四ッ木五－九－六
株式会社マックインターナショナル	大阪府大阪市淀川区田川北三－四－五七
名和興産株式会社	愛知県名古屋市西区花の木一－一三－六
飯岡工業株式会社	東京都江東区北砂六－一二－五
株式会社モリワキ	大阪府大阪市東住吉区住道矢田八－一〇－二五
山本光学株式会社	大阪府東大阪市長堂三－一－二
ヤマハ大船渡製造株式会社	岩手県大船渡市大船渡町字欠の下向一－一
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝二五〇〇
ヤマハオートセンター株式会社	愛知県岡崎市大平町字市木二八
八千代株式会社	大阪府堺市大野芝町一六二

野球用ヘルメット

事業者名	住所
有限会社吉田商工	東京都足立区西新井本町三－一二－一二－一〇
株式会社菱和	大阪府大阪市福島区福島六－一三－一四
株式会社リード工業	東京都足立区宮城一－一七－一二
オージーケー技研株式会社	大阪府東大阪市高井田本通六－二－三三
クノー工業株式会社	東京都品川区西五反田六－一－一六
東洋物産工業株式会社	兵庫県三木市別所町巴二一－一
美津濃株式会社	大阪府大阪市住之江区南港北一－一二－三五
名和興産株式会社	愛知県名古屋市西区花の木一－一三－六

ローラースケート

事業者名	住所
クドー株式会社	大阪府東大阪市金物町四－一一
株式会社サンエム	新潟県三条市田島二－二一－一四
株式会社ジョイナス	東京都台東区浅草四－一－一
株式会社トスミック	愛知県海部郡甚目寺町中萱津五反田二二
株式会社ビッグファイブ	東京都町田市原町田一－六－一三
株式会社福島発條製作所	東京都葛飾区小菅三－一二－二
株式会社古川	佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島四二五－二九
株式会社プラスワン	東京都台東区蔵前二－六－三
星本産業株式会社	大阪府東大阪市柏田西三－二－三〇
有限会社森川製作所	東京都文京区本郷六－五－六
モンテローザ岡井商店	奈良県北葛城郡河合町穴闇一一六

○通商産業省告示第二百五十四号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百二十二条第二項の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように告示する。

平成八年五月三十一日　通商産業大臣　塚原　俊平

一　受講資格　環境計量士の試験に合格した者

二　講習期間

平成八年七月二十九日から八月二日まで（濃度関係）

平成八年八月十九日から八月二十三日まで（濃度関係）

平成八年九月二日から九月六日まで（騒音・振動関係）

平成八年九月九日から九月十三日まで（濃度関係）

平成八年九月三十日から十月四日まで（騒音・振動関係）

平成八年十月十四日から十月十八日まで（濃度関係）

平成八年十月二十八日から十一月一日まで（濃度関係）

平成八年十一月十一日から十一月十五日まで（濃度関係）

平成八年十二月二日から十二月六日まで（騒音・振動関係）

平成八年十二月九日から十二月十三日まで（濃度関係）

三　講習内容の概要　環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な学科及び実習

四　受講予定人員　約四十名

五　受講申請書の提出期限　平成八年七月三十一日まで

六　受講申請書の提出先　通商産業省計量教習所（東京都東村山市富士見町五丁目四番三十六号　郵便番号　一八九）

七　提出書類（各一通）

1　受講申請書（計量法施行規則様式第九十四によるもの）

2　履歴書（計量法施行規則様式第六十五によるもの）

3　写真（大きさは、縦、横五センチメートルとし、受講申請前六月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

4　環境計量士の試験の合格証書又は合格証明書の写し

5　あて名を明記した返信用封筒（大きさは、角形二号のものに限る）

通商産業大臣　塚原　俊平

○通商産業省告示第二百五十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十四条第二号の規定に基づく、昭和三十八年通商産業省告示第百六十六号（甲種電気用品の試験を行う者を指定した件）の一部を改正する告示を次のように定め、平成八年六月一日から施行する。

平成八年五月三十一日　通商産業大臣　塚原　俊平

表中「東京事業所」を「安全認証本部」に、

ヒューズ（温度ヒューズを除く。）、開閉器、カットアウト及び電流制限器	同上	同上	同上

を

FD設計技術

ロ 信頼性及び耐久性向上のための設計技術

ヘ 高負荷化及び小型化による軽量化技術

3 小型民間輸送機関連技術

頻繁な運航に対応し得る耐久性を実現するための機体の構造技術、優れた操縦性及び整備の簡便性を実現するための機体の装備技術等、小型民間輸送機に特に求められる性能を達成するための技術。

4 超音速輸送機及び超音速輸送機用エンジン関連技術

効率性、航続性能、騒音等の面にみられた第一世代の超音速輸送機の欠点を改善し、二十一世紀の市場要求に適合し得る性能を達成するための技術及び地球環境に及ぼす影響を最小化するための技術。

5 機器及び材料等関連技術

機器及び材料等の種類によって異なるが、エレクトロニクス、素材等の他の産業分野で蓄積された技術を航空機用機器、材料等に応用する技術であって、当該応用を行うことが航空機の安全性、効率性、低公害性等の向上に資することとなるもの及び他の産業分野への応用可能性を有する技術。

IV その他国際共同開発に関する重要事項

一 各国が得意とする技術を結集し、相互に補完しつつ航空機開発を行う国際共同開発方式は、リスクの分散のみならず、国際的かつ双方向の技術交流を促進し、もって参加国の航空機産業の発展に資するという観点からも大きな意義を有している。国際共同開発プロジェクトにおいて我が国航空機産業は、技術力の向上により、近年各国から重要なパートナーとして認識されるに至っている。今後我が国航空機産業がパートナーとして国際的に期待される役割を果たしていくためには、航空機関連技術の一層の強化を図り、各種国際共同開発プロジェクトにおいてこれを積極的

○通商産業省告示第二百五十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成八年五月二十四日　通商産業大臣　塚原　俊平

番号	名称	住所	指定の期間
2796	株式会社丸東工務店	千葉県市川市市川南三丁目十四番十六号	平成八年一月三十一日から平成九年一月三十日まで

に提供していくことにより、国際的な技術交流を促進することが重要である。特に、アジア諸国においては、航空機産業に関する様々な取り組みがなされてきていることから、今後アジアとの積極的な技術交流等を図っていくことが一層重要である。

二 また、民間航空機事業を成功させるためには、技術力のみならず、企画力、販売力、プロダクトサポート能力等我が国航空機産業において相対的に脆弱とされる能力が不可欠である。我が国航空機産業が今後相応のリスクを負担するパートナーとして国際的なプロジェクトに参加していく上では、これらの分野での貢献も不可欠であることから、これらの分野を含む航空機開発に関する総合的な能力の向上を図ることが必要である。

三 さらに、超音速輸送機等今後開発が見込まれる航空機等についても、予備的な調査、研究の段階から、国際的な動向に留意し、我が国に対して期待される役割を適確に把握しつつ、検討を進めることが肝要である。そのためにも、積極的に共同研究の場を設ける等、外国の航空機関係者との情報及び人材の交流等の一層の強化を図ることが望ましい。

○通商産業省告示第二百五十号

工業用水道事業費補助金交付規則（昭和三十二年通商産業省告示第三百二十三号）第三条第三項の規定に基づき、平成八年度予算に係る事業費補助金交付申請書及び水源費補助金交付申請書の提出期限を次のように定める。

平成八年五月二十日　通商産業大臣　塚原　俊平

平成八年度予算に係る事業費補助金交付申請書及び水源費補助金交付申請書の提出期限は、平成八年六月十八日とする。ただし、小規模工業用水道事業（計画給水量が一日につき三万立方メートル以下の工業用水道をいう。）の布設を平成八年四月一日以降に開始しようとする場合の提出期限は、平成八年十二月十三日とする。

○通商産業省告示第二百五十二号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の規定に基づき、同号の養成施設として次のように指定したので告示する。

平成八年五月二十七日　通商産業大臣　塚原　俊平

一 名称及び所在地

(一) 遠軽地方高等職業訓練校電気工事科

北海道紋別郡遠軽町字学田一六九番地の二

(二) 大分電気工事学院電気工事科

大分県大分市大字下宗方一〇三五番地の一（大分地域職業訓練センター）及び大分市大字皆春一四八三番地の一（大分職業能力開発促進センター）

備考 (一)の指定は、平成十年三月以降に、(二)の指定は、平成九年三月以降に当該養成施設において電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者について効力を発する。

○通商産業省告示第二百五十三号

平成八年一月一日から平成八年三月三十一日までの期間に、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の六第一項の届出をしたものを、同法第八十八条第一項第八号の規定に基づき次のように告示する。

平成八年五月二十八日　通商産業大臣　塚原　俊平

家庭用圧力なべ及び圧力がま

事業者名	住所
アサヒ軽金属工業株式会社	大阪府大阪市瓦町一―四―一六
岩谷産業株式会社	東京都中央区八丁堀二―七―一
イタリア商事株式会社	東京都千代田区麹町一―五―四
貝印株式会社	東京都千代田区岩本町三―九―五
株式会社興洋	福島県いわき市小名浜上神白字館下七三
昭和マツタカ株式会社	大阪府堺市海山町七―二三一―七
杉山金属株式会社	新潟県燕市小池三六三三―一〇
株式会社セブジャパン	東京都品川区西五反田七―一―九
鳥取三洋電機株式会社	鳥取県鳥取市南吉方三―二〇一
東京アルミニウム工業株式会社	東京都港区六本木六―八―一四
株式会社パシーンインターナショナル	大阪府吹田市豊津町二―二三―三〇一
広島アルミニウム工業株式会社	広島県広島市西区横川町二―八―一五
フジマル工業株式会社	神奈川県相模原市麻溝台一―一―一
株式会社平和アルミ製作所	東京都板橋区志村一―三―一
北陸アルミニウム株式会社	富山県高岡市笹川二二六五
松下電器産業株式会社	兵庫県加東郡社町佐保五
明道株式会社	新潟県燕市物流センター二―三四
ミカドトレーディング株式会社	大阪府大阪市北区大淀中二―六―一九
理研軽金属工業株式会社	静岡県静岡市曲金三―二―一

乗車用ヘルメット

事業者名	住所
株式会社アライヘルメット	埼玉県大宮市東町二―一二
合資会社上江洲商会	沖縄県那覇市泊三―六―一二
株式会社エルモ	和歌山県海草郡上町下佐々二七六―二
エバーウインダ株式会社	大阪府大阪市北区西天満六―二―四
オージーケー技研株式会社	大阪府東大阪市高井田本通六―二―三二
株式会社大嶋電機製作所	群馬県太田市西新町一三五―一〇
岡田商事株式会社	東京都港区芝大門一―三―七
オーペクス株式会社	東京都墨田区業平五―一―一二
有限会社カワハラサイクル	岡山県岡山市駅前町一―五―一三
株式会社カワイ	広島県福山市西桜町一―五―二五
北川工業株式会社	大阪府大阪市東成区中本二―八―八

入って、欧米諸国における航空輸送に関する規制緩和、世界的な経済停滞等による厳しいエアラインの経営を反映し新規航空機購入が抑制されてきたことに加え、冷戦の終結に伴う各国における大幅な防衛費の削減等により厳しい環境に置かれている。

他方、景気の回復等から近時航空機受注は増加に転じており、さらに、二十一世紀に向けて航空旅客需要は着実に伸びていくものと見込まれていることから、今後とも航空機に対する需要は堅調な伸びを示すものと予想されている。

このような中で、航空機工業における競争は激化しつつあり、欧米においては合併・買収等による業界再編成や国際共同開発といった戦略的な提携の動きが加速されつつある。また、エアラインにおけるコスト削減の影響を受け、航空機工業はこれまでの技術面だけでなく価格面でも厳しい対応が求められる時代を迎えつつあるといえる。

2　規模ごとの機体の開発動向

航空輸送の発展と自由化に伴って、航空機材への需要は多様化しつつある。その需要動向を機体規模ごとに見れば、大型機については、エアバス社のA三三〇／三四〇、ボーイング社のB七四七―四〇〇、マクドネル・ダグラス社のMD―一一に続いて、千九百九十五年には大型双発のジェット機B七七七が導入されたところである。さらに超大型機として、ボーイング社のB七四七の改造及びエアバス社のA三XXの開発についての検討が進められている。

中型機については、エアバス社のA三二〇及びマクドネル・ダグラス社のMD―九〇が市場投入されており、さらに、このクラスとしては、ボーイング社による次期B七三七及びマクドネル・ダグラス社によるMD―九五の開発が進められているところである。

また、小型機については、欧州企業を中心として数機種が市場に投入されているが、航空輸送に関する規制緩和等を背景として需要拡大が見込まれており、多くの新規開発計画が検討されている。特に、アジアでは、我が国が主体性を持ちつつ開発を進める小型民間輸送機（YSX）についての事業性調査が行われていることに加え、中国・韓国が一〇〇席クラスのジェット旅客機の開発計画を、また、インドネシアも一三〇席クラスのジェット旅客機開発計画を策定する等積極的な取組を示している。

3　推力ごとのエンジンの開発動向

このような機体の開発動向を反映して、主要エンジンメーカーは最新の技術を駆使しB七七七搭載用の超大型エンジンを開発、市場投入しており、さらに推力増強型エンジンの開発が進められている。一方、中型機用としては次期B七三七用として、新たなエンジンの国際共同開発が行われている。また、今後着実な需要の伸びが予想される小型民間輸送機用エンジンについては、新たに開発が計画されている七〇席クラスの小型民間輸送機用エンジンの開発に、我が国が米国ゼネラルエレクトリック社と共同で着手するところである。

4　超音速輸送機（SST）

大陸間を中心とした長距離航空旅客需要の増大、時間価値の増加等に伴い、二十一世紀初頭には第二世代の超音速輸送機が就航することが見込まれている。このため、米国においては千九百八十九年から超音速輸送機研究計画（HSRP）が進められており、また、欧州においても欧州超音速輸送機研究計画（ESRP）についての検討が進められる等、主導権獲得に向けての国際的動きが活発化している。

5　航空機用機器及び材料等

航空機用機器及び材料等についても、航空機本体の高性能化に伴い一段と高い性能と信頼性が要求されるようになっている。その結果、機器については、電子制御化、システム化の進展等により高度化、複雑化の傾向が著しく、機器単体の開発・製造から、サブ・システムとしての開発等の傾向も見られる。特に、搭載電子機器については、二十一世紀の航法システムとしてICAO（国際民間航空機関）の推進する将来航空航法システムの確立に向けて各国で研究開発が進められている。材料については、複合材料の使用が普及するとともに、より比強度の優れた新材料の開発を目指して各国で研究が進められている。

二　国際共同開発の動向

1　民間航空機の国際共同開発は、巨大な技術的、資金的リスクの分散、技術の交流を通じた参加国の航空機産業の発展等に資することから、今日では、世界的すう勢となっている。各々の参加主体が開発、生産のみならず、販売及びプロダクトサポート等の分野も含めてリスクを負担し合うパートナー方式としては、欧州四か国の共同事業であるエアバス事業のほか、我が国企業と米国ボーイング社との間で行われているB七七七事業、我が国を含む五か国の企業によるV二五〇〇事業、米国ゼネラルエレクトリック社と仏スネクマ社との間で行われているCFM五六事業等が代表的な例として挙げられる。さらに、パートナー方式には至らない、より小規模な協力形態は枚挙に暇がなく、今や機体、エンジンとも重要な開発プロジェクトが一国の企業のみで行われる例は皆無といっても過言ではない。

我が国においては、これまでにV二五〇〇、B七七七、CF三四―八Cについてパートナー方式による国際共同開発に、コンソーシアム方式により取り組んでいるほか、近時、主要な機体、エンジンの開発・生産に各企業が独自に協力企業として参画する例が相次ぐなど、国際共同事業への参画は進展しつつある。

2　超音速輸送機については、巨大な開発リスクや予想される市場規模にかんがみ、開発に当たって国際共同方式が採用されることは必至であるとされてきたが、近時、さらに、機体、エンジンともに世界の主要メーカーが一体となって共同研究を行うという従来にない動きが見られ、国際共同開発が新たな次元に入りつつある例証として注目される。このような中で、我が国としても、優れた技術力を生かしつつ、前向きに取組んでいくことが重要である。

3　機器及び材料等の分野についても、開発リスクの高まりから、新たな国際共同開発の対象として注目されつつある。本分野では我が国の優れたエレクトロニクス技術、素材技術、生産技術等の活用の可能性が国際的に注目されており、今後、我が国が参画する国際共同開発プロジェクトの進展が見込まれる。

II　国際共同開発の対象とすべき航空機等の種類

一　次期大型民間輸送機（B七七七）

安全性の確保を前提として、先進技術を採用し、市場動向に適確に対応した席数としつつ、なお一層優れた効率性、操縦性等を有し、大型双発機として長距離洋上飛行を可能とする信頼性を有するものであること。

二　小型民間輸送機用エンジン（CF三四―八C）

安全性の確保を前提として、先進技術を採用し、優れた効率性、低公害性、価格上の優位性等を有し、地域航空網における飛行においても快適な輸送を実現する利便性を有するものであること。

三　小型民間輸送機

安全性の確保を前提として、市場要求を見極めた上で、これに適合した優れた効率性、操縦性、価格上の優位性等を有するものであること。

四　超音速輸送機及び超音速輸送機用エンジン

安全性、経済性の確保及び地球環境に対する影響の最小化を前提として、市場要求及び技術的可能性を見極めた上で、これに適合した優れた高速性、効率性、航続性能、低騒音性等を有するものであること。

五　機器及び材料等

機器及び材料等については、高い信頼性、価格上の優位性等を有するものであり、他の産業分野で蓄積した我が国の技術力を活用することにより国際的な技術交流の促進に資するもの及び他の産業分野への高い応用可能性を有するもの。

III　国際共同開発により達成すべき技術上の目標

IIに掲げる航空機等の国際共同開発においては、安全性、効率性、低公害性等の向上を図るため、以下に掲げる技術等の実用化又は高度化を目指すことが望ましい。

1　次期大型民間輸送機関連技術

イ　新合金及び新複合材料の実用化技術

ロ　運航に係る電子制御技術

ハ　機体の損傷許容性、耐衝撃性等を向上させるための構造技術

ニ　設計・製造過程をより高度化するコンピュータ化技術

ホ　極限的構造軽量化技術

2　小型民間輸送機用エンジン関連技術

イ　高負荷及び高効率を実現する三次元C

○通商産業省告示第二百四十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月三十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—24482号	キュロン阿蘇株式会社	熊本県阿蘇郡一の宮町宮地4429	[illegible]
第91—55154号	大東電機工業株式会社	大阪府東大阪市昭和町9—11	電気マッサージ器

○通商産業省告示第二百四十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成八年四月三十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8677号	フジクラ　フェデラル　ケーブルズ　スンド　リアン　ベルハッド	5097　マク　マンディン　インダストリアル　エステイト　13400　バタワース　ペナン　マレーシア	合成樹脂絶縁電線
第91—55155号	民冠电机（深圳）有限公司	中华人民共和国广东省深圳市宝安区宝城28区上合甲岸村	直流電源装置
第91—55156号	泉宝企業股份有限公司	台湾台北県三重市中正北路530巷16號	〃
第41—19616号	鉅聯工業股份有限公司	台湾桃園県亀山郷大湖村頂湖路29—1號	コードコネクターボディ

○通商産業省告示第二百四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成八年五月一日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

一、型式承認番号　第SS九六二号
二、名称　株式会社　東興化学研究所
三、住所　東京都杉並区高井戸西二丁目一八番八号
四、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

○通商産業省告示第二百四十七号

中小企業診断士登録規則（昭和三十八年通商産業省令第百二十四号）第四条第二項の規定に基づき、次のとおり中小企業診断士の登録事項の変更の登録をした。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

（中小企業診断士の管轄都道府県の変更）

氏名	変更前	変更後
吉本　明弘	群馬	東京
大原　文夫	千葉	埼玉
石畑　真吾	東京	大阪
堀　克也	東京	石川
森川　正道	東京	大阪
寺内昭太郎	東京	神奈川
古川　秀則	東京	徳島
安藤　一彦	神奈川	東京
大堀　誠	神奈川	京都
石井　英正	神奈川	東京
高木　繁和	愛知	岐阜
森川　博史	富山	大阪
斉藤　尚静	石川	新潟
白井　宏明	大阪	東京
佐藤　昌生	大阪	神奈川
竹林　哲	兵庫	香川
高橋　広	兵庫	石川
平岡乃輔人	福岡	大阪
窪田　良一	長崎	愛知
杉村　俊明	沖縄	千葉

（中小企業診断士の氏名の変更）

変更前	変更後
[illegible]科　二郎	杉山　二郎

○通商産業省告示第二百四十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十九条の規定により、平成八年五月一日付けをもって次の表の第一種液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関として同表の指定検定機関の欄に掲げる者を指定し、昭和四十三年五月通商産業省告示第百九十三号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）、昭和四十三年十月通商産業省告示第五百五十二号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）、昭和四十三年十月通商産業省告示第五百八十七号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）、昭和四十四年九月通商産業省告示第四百九十四号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）、昭和四十六年六月通商産業省告示第二百十一号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）、昭和五十年六月通商産業省告示第二百十七号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）及び昭和五十年六月通商産業省告示第二百二十六号（液化石油ガス器具等の検定を行う指定検定機関）は、廃止する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

第一種液化石油ガス器具等の区分	指定検定機関
液化石油ガスこんろ	財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区愛宕一丁目三番四号
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器	財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区愛宕一丁目三番四号
半密閉式バーナー付ふろがま	財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区愛宕一丁目三番四号
ふろがま	財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区愛宕一丁目三番四号
ふろバーナー	財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区愛宕一丁目三番四号
開放式又は半密閉式ストーブ	財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区愛宕一丁目三番四号
ガス栓	財団法人日本エルピーガス機器検査協会　東京都千代田区三崎町一丁目四番十一号

（参考）

1　財団法人日本ガス機器検査協会の事業所の所在地は、次のとおりである。

(1)　東京検査所（東京都[illegible]区[illegible]丁目一番十号）

(2)　名古屋検査所（愛知県[illegible]）

(3)　大阪検査所（大阪府東大阪市[illegible]町一丁目六番[illegible]）

2　財団法人日本エルピーガス機器検査協会の事業所の所在地は、次のとおりである。

(1)　中央検査所（[illegible]）

(2)　大阪支所（[illegible]）

(3)　名古屋支所（[illegible]）

(4)　[illegible]

○通商産業省告示第二百四十九号

[illegible]

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

[illegible]

区分	地域	種類			
電力用一般炭	四国		二五、一一六（六、〇〇〇）	一八、一九五	五三〇
	九州		二〇、九三〇（五、〇〇〇）	一三、九五一	四〇六
			二五、一一六（六、〇〇〇）	一七、八六〇	五二〇

備考

一　電力用一般炭とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び電源開発株式会社が発電の用に供する石炭に限るものとする。

二　基準額は、荷渡条件については、北海道にあっては二〇、九三〇キロジュール／キログラム（五、〇〇〇キロカロリー／キログラム）は江別駅貨車乗渡し、二五、一一六キロジュール／キログラム（六、〇〇〇キロカロリー／キログラム）は苫小牧港本船沖着若しくは岸壁着渡し又は北海道電力株式会社苫東厚真発電所構内指定場所持込み渡し、東北にあっては八戸港本船沖着又は岸壁着渡し、関東にあっては京浜港本船沖着又は岸壁着渡し、中部にあっては名古屋港本船沖着又は岸壁着渡し、関西にあっては大阪港本船沖着又は岸壁着渡し、中国にあっては広島港本船沖着又は岸壁着渡し、四国にあっては西条港本船沖着又は岸壁着渡し、九州にあっては二〇、九三〇キロジュール／キログラム（五、〇〇〇キロカロリー／キログラム）は大村港本船沖着又は岸壁着渡し、二五、一一六キロジュール／キログラム（六、〇〇〇キロカロリー／キログラム）は松島港本船沖着又は岸壁着渡しによるものとした場合の価額とする。

三　基準額は、決済条件については、月末締切り翌月末現金払いによるものとした場合の価額とする。

区分	地域	種類			
防衛庁用一般炭	北海道	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	二〇、七九六	六〇六
	九州	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、九〇五	五八〇

備考

一　基準額は、荷渡条件については、北海道にあっては別海駐とん地納込み渡し、九州にあっては健軍駐とん地納込み渡しによるものとした場合の価額とする。

二　基準額は、決済条件については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第六条の規定によるものとした場合の価額とする。

区分	地域	種類			
その他の一般炭	北海道	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一七、八七一	五二一
	東北	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、四四一	五六六
	関東	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、九三六	五八一
	中部	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、九九七	五八二
	関西	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一八、三四四	五三四
	中国	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一八、一九〇	五三〇
	四国	粉炭	二五、一一六（六、〇〇〇）	一八、一九五	五三〇
	九州		二五、一一六（六、〇〇〇）	一七、五五六	五一一

備考

一　基準額は、荷渡条件については、北海道にあっては苗穂駅貨車乗渡し、東北にあっては八戸港本船沖着又は岸壁着渡し、関東にあっては京浜港本船沖着又は岸壁着渡し、中部にあっては名古屋港本船沖着又は岸壁着渡し、関西にあっては大阪港本船沖着又は岸壁着渡し、中国にあっては広島港本船沖着又は岸壁着渡し、四国にあっては西条港本船沖着又は岸壁着渡し、九州にあっては戸畑駅貨車乗渡しによるものとした場合の価額とする。

二　基準額は、決済条件については、月末締切り翌月末現金払いによるものとした場合の価額とする。

○通商産業省告示第二百四十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月三十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第11—3719号～第11—3724号	タツタ電線株式会社	大阪府東大阪市岩田町2—3—1	ケーブル
第12—1368号	東邦電線株式会社	埼玉県川口市前川町3—351	キャブタイヤコード
第12—1386号	株式会社ケイ・エッチ・ディー	大阪府枚方市招提田近2—9	その他のビニルコード
第12—4163号	沖電線株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町14—6	〃
第12—5941号～第12—5942号	丸重電線株式会社	大阪府藤井寺市国府2—4—51	キャブタイヤコード
第91—44770号	大東電機工業株式会社	大阪府東大阪市昭和町9—11	電気マッサージ器
第11—3725号	株式会社成和電工所	大阪府堺市南島町3丁136	錠打ちゴムコード
第81—17749号	日星電気株式会社	静岡県浜名郡雄踏町宇布見4251	水道凍結防止器
第91—44673号	ヤギシタ電機株式会社	神奈川県小田原市寿町1—3—27	直流電源装置
第41—24475号～第41—24476号	株式会社戸上コントロール	佐賀県佐賀市大財5—7—52	押しボタンスイッチ
第41—24477号～第41—24479号	菱陽電機株式会社	岡山県小田郡矢掛町小田6621	分電盤ユニットスイッチ
第81—22949号	ユタカデンシ株式会社	東京都台東区台東2—21—6	飼育魚用ヒーター
第91—55149号	網汝器材株式会社	神奈川県横浜市西区中央2—42—3	家庭用電位治療器
第91—55150号	大自工業株式会社	大阪府大阪市阿倍野区橋町2—1—13	直流電源装置
第41—24480号	三和ニューテック株式会社	大阪府大阪市西区新町1—3—12　四ツ橋セントラルビル8階	タイムスイッチ
第41—24481号	株式会社福島明工社	福島県岩瀬郡岩瀬村大字大久保字北田164	マルチタップ
第91—55151号～第91—55152号	オガノ精器株式会社	埼玉県秩父郡小鹿野町大字下小鹿野868—1	直流電源装置
第91—55153号	九州ミツミ株式会社	福岡県飯塚市大字立岩字堀田1049	〃

規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第32—1748号〜第32—1755号	オーウエル株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島5—13—9	管形ヒューズ
第32—1756号	ピコ株式会社	東京都品川区北品川1—9—2	〃
第91—55138号	有限会社ダイヤキャンドコミュニケーションズ	東京都板橋区高島平8—8—2パークハイム306号	直流電源装置
第91—55139号	株式会社アコール・インターナショナル	大阪府大阪市福島区福島5—3—7	ディスポーザー

○通商産業省告示第二百四十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成八年四月二十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—55140号	株式会社アルトコリア	大韓民国京畿道水原市勧善区平洞14—1	直流電源装置

○通商産業省告示第二百四十一号

石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成八年度石炭鉱業合理化実施計画を次のように定めたので、同条第三項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき告示する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

平成八年度石炭鉱業合理化実施計画

一　平成八年度における石炭鉱業の合理化の目標

石炭鉱業を整備し、石炭坑の近代化等を促進し、坑口の開設等を制限し、及び石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずること等により、引き続き石炭鉱業の合理化及び安定を図る。

二　平成八年度における石炭の生産数量に関する事項

平成八年度における坑内掘りによる石炭の生産数量は、五百七十万トンとする。なお、露天掘りによる石炭の生産数量は、六十五万トンと見込む。

三　平成八年度における石炭の適正な供給の確保に資する措置に関する事項

石炭供給安定事業により、平成八年度末において保有すべき石炭の数量は、九十万トンを限度とする。

四　平成八年度における石炭坑の近代化に関する事項

1　安定的な生産体制を確立するため、地質調査及び構造改善工事等の坑道掘進を適正に実施し、効率的な坑内骨格構造の造成を図るとともに、採炭、運搬等の用に供する設備及び機械の改善を図る。

2　生産体制の集約化の過程における生産費の低減等を図るため、坑内骨格構造の簡素化、採掘区域の深部化及び奥部化の抑制、坑内稼行区域の集約化、条件の良好な炭層からの選択的出炭等の対策を炭鉱の特性に応じて実施する。

五　平成八年度における石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準その他石炭鉱業の整備に関する事項

平成八年度における石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準は、当該採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区において坑内掘りにより石炭の生産が行われている場合にあっては、当該採掘権者又は租鉱権者である石炭会社が新分野開拓計画の承認を受けており、かつ、当該承認に係る新分野開拓計画の実施と当該採掘権又は租鉱権に係る石炭鉱業の整備との調和が図られていることとし、当該採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区において露天掘りにより石炭の生産が行われている場合にあっては、採掘跡地の復元等適切な対応が図られることとする。

平成八年度における石炭鉱業の整備に際しては、新分野開拓計画及び炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二条の三第一項に規定する雇用安定計画の実施等により鉱山労働者の雇用の場の確保に努めることとする。

六　その他石炭鉱業の合理化に関する重要事項

1　採掘区域の深部化、奥部化、自然条件の変化等に対応するため、採炭、掘進、選炭等生産工程の機械化、自動化、リモートコントロール化等のための技術の開発を促進する。また、石炭の円滑な利用を図るため、石炭の利用技術の開発を促進する。

2　保安の重要性にかんがみ、自主保安体制の充実及び強化を図ることとし、このため特に災害の未然防止対策、被害拡大防止対策及び作業環境改善対策の推進、教育及び訓練の徹底、保安管理体制の整備並びに保安技術の開発促進を図るとともに、坑水、排水、捨石の集積等による鉱害の防止を図る。

○通商産業省告示第二百四十二号

石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、平成八年度における石炭の販売価格の基準額について次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

石炭鉱業構造調整臨時措置法第五十八条第一項に規定する平成八年度の石炭の販売価格の基準額（消費税額を含む。）は、次のとおりとする。

種類	消費地	形状	品位（キロジュール／キログラム（キロカロリー／キログラム））	基準額（円／トン）	うち消費税額（円／トン）
	北海道	粉炭	二〇、九三〇（五、〇〇〇）	一三、九五七	四〇七
			二五、一一六（六、〇〇〇）	一七、七六二	五一七
	東北		二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、四四一	五六六
	関東		二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、九三六	五八一
	中部		二五、一一六（六、〇〇〇）	一九、九九七	五八二
	関西		二五、一一六（六、〇〇〇）	一八、三四四	五三四
	中国		二五、一一六（六、〇〇〇）	一八、一九〇	五三〇

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—14138号	森電機株式会社	東京都大田区蒲田本町2—4—2	コンセント
第41—19272号	ローヤル電器株式会社	大阪府大阪市平野区西脇4—1—41	ジョイントボックス
第41—19380号～第41—19381号	かがつう株式会社	東京都港区新橋6—9—6	光電式自動点滅器
第91—33321号	東京軽電機株式会社	東京都大田区多摩川2—4—3	直流電源装置
第12—5860号	吉田電線株式会社	東京都荒川区西尾久3—19—17	ケーブル
第12—5903号	弥栄電線株式会社	大阪府南河内郡美原町木材通4—10—2	キャブタイヤコード
第61—14958号	ヘルメス電機株式会社	大阪府大阪市此花区島屋4—2—37	蛍光灯用安定器
第61—14961号	〃	〃	〃

○通商産業省告示第二百三十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月二十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8666号～第12—8667号	オーナンバ株式会社	大阪府大阪市東成区深江北3—1—27	その他のビニルコード
第12—8668号	株式会社坂東商会	東京都台東区上野2—11—12	キャブタイヤコード
第41—24452号～第41—24453号	佐島電機株式会社	東京都港区芝1—14—10	タンブラースイッチ
第41—24454号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	漏電遮断器
第11—4856号	三和電線工業株式会社	東京都荒川区東日暮里6—48—10	その他のゴムコード
第91—55124号	ソニーエンジニアリング株式会社	東京都品川区西五反田3—9—17	直流電源装置
第91—55125号	篠沼昌志	神奈川県横浜市港北区仲手原2—11—15武相台ハイツ701	〃
第41—24459号	東京アイデアル株式会社	東京都中央区湊2—12—6	その他のねじ込み接続器
第61—17174号～第61—17175号	東芝ライテック株式会社	東京都品川区東品川4—3—1	蛍光灯用安定器
第91—55135号	ニスカ株式会社	山梨県南巨摩郡増穂町小林430—1	直流電源装置

○通商産業省告示第二百三十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成八年四月二十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第61—17172号	凤冠电机（深圳）有限公司	中华人民共和国广东省深圳市宝安区宝城28区上合甲岩岸村委厂房	その他の家庭機器用変圧器
第91—55126号～第91—55129号	ヤロムエレクトリックタイランドカンパニーリミテッド	39／19　ムー　5　ソイ　パソプラキ　スリサチィアン　ライヤイング　サンプラン　ナコーンパトム　タイランド	直流電源装置
第91—55130号	东莞樟木头十和田电子厂	中華人民共和国広東省东莞市樟木头镇东山工业区	〃
第12—8669号～第12—8670号	深圳南頭西麗日立信電電線廠	中国深圳市南山区西麗鎮上沙河	単心ビニルコード
第41—24455号	石岩上屋新科塑胶五金廠	中國深圳寶安縣石岩鎮上屋鄉	器具用差込プラグ
第41—24456号	石岩上屋新科塑胶五金廠	中國深圳寶安縣石岩鎮上屋鄉	差込みプラグ
第61—17176号～第61—17177号	中國電器股份有限公司	台湾台北市忠孝東路2段9號	蛍光灯用安定器
第41—19516号	鉅勝工業股份有限公司	台湾桃園縣龜山鄉大崗村頂湖路29—1號	差込みプラグ
第41—19569号	〃	〃	〃
第41—19593号	〃	〃	〃

○通商産業省告示第二百三十八号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月二十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8673号～第12—8676号	昭和電線電纜株式会社	神奈川県川崎市川崎区小田栄2—1—1	ケーブル
第41—24460号～第41—24461号	東陽電機株式会社	岡山県小田郡矢掛町小田6621	配線用遮断器
第41—24462号～第41—24473号	〃	〃	漏電遮断器
第11—4857号	三和電線工業株式会社	東京都荒川区東日暮里6—48—10	その他のゴムコード
第61—17178号～第61—17179号	ヘルメス電機株式会社	大阪府大阪市此花区島屋4—2—37	その他の家庭機器用変圧器
第81—22948号	株式会社ネスター	愛知県大府市北崎町大清水4—1	電気温蔵庫
第91—55136号	中央電機株式会社	埼玉県比企郡吉見町長谷1919	自動販売機
第91—55137号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	冷凍用のショーケース
第41—14130号	四国電線工業株式会社	香川県坂出市八幡町1—1—20	タイムスイッチ
第41—14132号～第41—14133号	〃	〃	〃
第41—14136号	山清電気株式会社	長野県南安曇郡穂高町大字柏原2296	差込みプラグ
第41—14287号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	漏電遮断器
第41—14389号	〃	〃	〃
第41—19308号	藤成型株式会社	茨城県稲敷郡新利根村大字伊佐津1148	コードコネクターボディ
第91—33170号	株式会社岩谷電機製作所	愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字高山1—2	電気ポンプ

○通商産業省告示第二百三十九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月二十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の

型式承認番号	氏名又は名称	住所	第一種液化石油ガス器具等の品名
第3—37号	株式会社ノーリツ	兵庫県神戸市中央区江戸町93番地	液化石油ガス用瞬間湯沸器

○通商産業省告示第二百三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成八年五月十六日

通商産業大臣 塚原 俊平

番号	名称	住所	指定の期間
2795	株式会社ファミリー	山口県山口市大字陶千百七十番地	平成八年三月二十二日から平成九年三月二十一日まで

○通商産業省告示第二百三十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月二十三日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日

通商産業大臣 塚原 俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8660号	丸善電線株式会社	大阪府藤井寺市国府2—4—51	より合わせビニルコード
第12—8661号～第12—8662号	矢崎電線株式会社	東京都港区三田1—4—28	合成樹脂絶縁電線
第12—8663号～第12—8665号	古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2—6—1	ビニルキャブタイヤケーブル
第32—1742号～第32—1747号	株式会社宇都宮電機製作所	東京都品川区東品川3—5—1	筒形ヒューズ
第61—17164号～第61—17171号	株式会社三陽電機製作所	岐阜県岐阜市上土居2—4—1	ネオン変圧器
第71—3797号～第71—3799号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	かご形3相誘導電動機
第91—55115号	アイチック株式会社	石川県羽咋郡志雄町字菅原464	直流電源装置
第91—55116号～第91—55120号	三相電機株式会社	兵庫県姫路市青山北1—1—1	電気ポンプ
第91—55121号	竜野松下電工株式会社	兵庫県竜野市竜野町片山300	電気マッサージ器
第41—24449号	三和電線工業株式会社	東京都荒川区東日暮里6—48—10	コードコネクターボディ
第41—24450号	アメリカン電線株式会社	東京都大田区北糀谷41—16	差込みプラグ
第41—24451号	株式会社畑屋製作所	愛知県名古屋市瑞穂区浮島町12—24	コードリール
第91—55122号～第91—55123号	九州松下電器株式会社	福岡県福岡市博多区美野島4—1—62	電気井戸ポンプ
第11—2708号	富士電線工業株式会社	大阪府柏原市本郷5—5—48	キャブタイヤコード
第11—3718号	矢崎部品株式会社	東京都港区三田1—4—28三田国際ビル17F	その他のゴムコード
第12—7376号～第12—7377号	津田電線株式会社	京都府京都市東山区問屋町通り正面上る鍵屋町485	合成樹脂絶縁電線
第12—7380号～第12—7381号	〃	〃	〃
第41—8318号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越1—17—8	ランプレセプタクル
第41—8348号	株式会社ケイ・エッチ・ディー	大阪府枚方市招提田近2—9	差込みプラグ
第81—8768号	日本電熱計器株式会社	東京都大田区下丸子2—27—1	水道凍結防止器
第81—8775号	〃	〃	〃
第81—12681号～第81—12682号	〃	〃	〃
第81—17417号	株式会社オーミックス	富山県東砺波郡城端町2925	〃
第81—17494号	日星電気株式会社	静岡県浜名郡雄踏町宇布見4251	〃
第81—17722号～第81—17724号	〃	〃	〃
第91—44792号	株式会社イワキ	東京都千代田区神田須田町2—6—6	電気ポンプ
第12—5851号～第12—5852号	オーナンバ株式会社	大阪府大阪市東成区深江北3—1—27	その他のビニルコード
第12—5859号	吉田電線株式会社	東京都荒川区西尾久3—19—17	合成樹脂絶縁電線
第41—19317号	株式会社明工社	東京都目黒区下目黒6—8—19	コンセント
第41—19383号	株式会社昭和化成製作所	大阪府寝屋川市点野5—4—46	コードコネクターボディ
第91—44685号	株式会社精工舎	東京都墨田区太平4—1—1	直流電源装置
第61—14704号～第61—14705号	沖山電気工業株式会社	東京都目黒区目黒本町4—8—20	放電灯用安定器
第41—24457号	株式会社三好製作所	東京都大田区南雪谷4—18—8	蛍光灯用ソケット
第41—24458号	行田サンチャック株式会社	大阪府大阪市城東区関目5—9—14	差込みプラグ
第91—55131号～第91—55133号	グルンドフォスポンプ株式会社	静岡県浜松市新都田1—2—3	電気ポンプ
第91—55133号	旭東電気株式会社	大阪府大阪市旭区新森6—2—1	直流電源装置
第91—55134号	株式会社三社電機製作所	大阪府大阪市東淀川区淡路2—14—3	〃
第12—8671号～第12—8672号	昭和電線電纜株式会社	神奈川県川崎市川崎区小田栄2—1—1	ケーブル
第71—3800号～第71—3801号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	かご形3相誘導電動機
第81—22947号	日本エンジニアメイク株式会社	熊本県熊本市長嶺町587—3	その他の凍結・凝結防止用電熱器具
第61—17173号	株式会社星和電機製作所	埼玉県上尾市原市967	その他の家庭機器用変圧器
第61—12182号～第61—12185号	チック田方電機株式会社	静岡県田方郡函南町塚本220—1	蛍光灯用安定器
第61—12190号～第61—12191号	〃	〃	〃
第61—12143号	株式会社ポルタック	東京都北区東十条5—5—9	電圧調整器
第61—12187号	〃	〃	〃
第61—14959号～第61—14960号	ヘルメス電機株式会社	大阪府大阪市此花区島屋4—2—37	蛍光灯用安定器
第71—3529号～第71—3530号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	かご形3相誘導電動機
第41—8360号	株式会社ケイ・エッチ・ディー	大阪府枚方市招提田近2—9	器具用差込プラグ

より、必要な能力を養成する。

技術指導担当者研修については、技術指導業務の重点が「固有技術」から「管理技術を含む総合的技術指導」へ移行してきていることを踏まえ、内容を見直す。

（指導担当者等の養成及び研修の見直し）

診断及び指導に従事する者に求められる資質及びその養成方法については、中小企業近代化審議会指導部会診断制度分科会における検討に際して、抜本的に見直す。

5. その他の関連事業

(1) 近代化促進診断事業

近代化促進診断事業は、高度化資金の貸付け等及び中小企業設備近代化資金の貸付けの効果を十分に発揮せしめることを目的として実施する。

なお、平成8年度の高度化資金貸付け等に係る診断及び指導は、阪神・淡路大震災の被災中小企業の復興に、また、中小企業設備近代化資金の貸付けに係る診断及び指導は、構造的変化への対応を図る中小企業及び新たに創業する中小企業に、適切な支援がなされるよう特に配慮するものとする。

(2) 特定診断助成事業及び中小企業診断士に係る情報の提供

構造調整に対応しようとする中小企業又は創業期の中小企業による民間コンサルティング・サービスの活用を支援する「特定診断助成事業」を引き続き行う。

特定診断助成事業の円滑な実施のため、中小企業診断士の専門領域、業務経歴等に関する情報提供を行う。

(3) ベンチャー企業に対する支援事業

意欲ある有能な人材による創造的挑戦の場としての中小企業の創業を支援するため、「ベンチャー企業支援指導事業」による専門家支援、「ベンチャー企業出資受入支援事業」によるディスクロージャー支援及び「ベンチャー企業支援情報発信事業」による情報発信支援を行う。

(4) 情報化支援事業

情報化支援の専門機関である中小企業地域情報センターにおいて、「情報化プラザ事業」及び「中小企業ソフトウェア・アドバイザー事業」に加えて、平成8年度は、新たに「情報化モデル企業育成事業」を行い、情報化による経営革新を行うモデル企業を育成し、その成果をPRする。

(5) 中小企業国際情報ネットワークの運用及びインターネット利用推進事業

世界各国の中小企業の情報をインターネット上で交換できる環境を整えることを目的とする国際共同プロジェクトである「中小企業国際情報ネットワーク」のため、各国の中小企業情報を検索するサービスをインターネット上で提供する。

また、「中小企業国際情報ネットワーク」プロジェクトの下で、インターネットを利用し、情報の発信・交流を行う中小企業を支援できるよう、全国各地の中小企業地域情報センターにおいて「インターネット利用推進事業」を展開する。

(6) 情報提供・指導事業

① 中小企業地域情報センターによる情報提供・指導事業

中小企業地域情報センターにおいて、エネルギー・環境問題に関する研究開発の成果、対応事例等の情報提供や中小小売商業者の仕入れ、販売等の支援（リテール・サポート）のための情報提供・相談事業等を行う。

なお、中小企業地域情報センターによる情報提供事業に対する国からの補助については、民間の事業主体が提供し得ない情報や、公的機関が全国的に周知を図るべき情報に対象を重点化する。また、このために用いる情報処理機器について、順次、ダウンサイジング化を進める。

② 中小企業事業団による情報提供・指導事業

中小企業事業団において、「中小企業エネルギー・環境・安全等対応情報提供・指導事業」、「中小小売商業支援センター情報提供事業」、「商店街活性化専門指導事業」及び「中小企業海外展開指導事業」に加え、平成8年度は、新たに、「産地等国際化指導事業」を行う。

なお、中小企業事業団のオンライン情報提供事業（SMIRS）については、ダウンサイジング化を図るとともに、提供する情報の内容、情報の提供形態等について抜本的に見直し、効率化する。

③ 情報ネットワークを利用した中小企業施策情報の提供

中小企業施策情報をハイパーテキスト化（各々の文書を電子的に関連づけることにより、関連する文書を体系的に検索、参照できるようにすることとし、インターネット上で提供する。

(7) 中小企業情報化施策の一層の見直し

中小企業近代化審議会指導部会情報化施策分科会での検討を踏まえて、中小企業情報化施策をさらに見直す。

(8) その他

その他、経営指標及び原価指標の公表、中小企業診断士制度の運営、優良受診企業等の表彰等により、中小企業指導事業の円滑な運営を図る。

○通商産業省告示第二百二十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十五日　通商産業大臣　塚原　俊平

第一号の表の第1の3002・30の項中「犬レプトスピラ病ワクチン」の下に「、猫白血病ワクチン」を加える。

第二号の表の第1のブラジル、ブルガリア、フランス（海外県ギアナを含む。）、ギリシャ、香港、インド、イタリア、北朝鮮、中華人民共和国、大韓民国、ルーマニア、台湾、連合王国及びヴィエトナムの項の関税率表の番号等の欄中「5804・30—(2)」を「5804・30—2」に、「6002・10—(2)」を「6002・10—2」に、「6002・20—(2)」を「6002・20—2」に、「6002・30—(2)」を「6002・30—2」に、「6002・99—(2)」を「6002・99—2」に改め、同号の三の26に掲げる国又は地域の項の関税率表の番号等の欄中「5006・00—(1)」を「5006・00—1」に、「5804・30—(2)」を「5804・30—2」に、「6002・10—(2)」を「6002・10—2」に、「6002・20—(2)」を「6002・20—2」に、「6002・30—(2)」を「6002・30—2」に、「6002・99—(2)」を「6002・99—2」に改め、同号の中華人民共和国及び本邦（当該国又は地域を原産地とする場合（中華人民共和国又は本邦で製織が行われ、中華人民共和国及び本邦以外の地域で縫製その他の製品とするための加工が行われた場合を含む。）に限る。）の項の関税率表の番号等の欄中「6302・29—(2)」を「6302・29—2」に、「6302・39—(2)」を「6302・39—2」に、「6302・59—(2)」を「6302・59—2」に、「6303・99—(2)」を「6303・99—2」に、「6304・19—(3)」を「6304・19—3」に、「6304・99—(2)」を「6304・99—2」に改める。

○通商産業省告示第二百三十号

平成三年通商産業省告示第百二号（原子力発電施設解体引当金に関する省令第一条第五号の通商産業大臣が定める期間）は、平成八年三月三十一日限りで廃止した。

平成八年五月十五日　通商産業大臣　塚原　俊平

○通商産業省告示第二百三十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成八年五月十五日　通商産業大臣　塚原　俊平

番号	名称	住所	指定の期間
2794	株式会社アドブロ・ナガノ	長野県長野市大字鶴賀緑町千百十六番地	平成八年三月二十六日から平成九年三月二十五日まで

○通商産業省告示第二百三十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十四条第二号の規定に基づき、昭和三十八年通商産業省告示第百六十六号（甲種電気用品の試験を行う者を指定した件）の一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成八年五月十六日　通商産業大臣　塚原　俊平

表中「総合製品安全試験検査センター」を「総合製品安全本部安全試験検査センター」に改める。

○通商産業省告示第二百三十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第五十八条第一項の規定に基づき、平成八年四月二十三日付けをもって次のとおり第一種液化石油ガス器具等の型式を承認したので、同法第八十八条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日　通商産業大臣　塚原　俊平

器や情報ネットワークを活用し、経営の革新や効率化を行えるよう支援する必要がある。
（産業活動を巡る地球規模での共通課題等への対応の支援）
エネルギー・環境制約をはじめとする地球規模での共通課題等に、我が国の中小企業が的確に対応できるよう、必要な啓発や専門家による指導等を行う必要がある。
（地域社会との共生の支援）
地域社会に対して、商品やサービスを供給し、雇用の場を提供するのみならず、地域の歴史や文化を担い、地域空間の形成にも大きな影響を与えてきた中小企業が、今後とも、地域社会との共生の下に事業展開を図っていくことができるよう、支援を行う必要がある。
（阪神・淡路大震災からの復興の支援）
阪神・淡路大震災の被災中小企業の復興に対しても、引き続き、支援を行っていく必要がある。

II. 事業計画
平成8年度に、国、地方公共団体及び中小企業事業団が行う中小企業指導事業においては、以上のような課題に対して適切な対応を図ることに重点を置き、中小企業の創意工夫を尊重し、その自主的努力を助長するように、次のような事業を積極的に展開する。
また、その際、経営の診断及び指導、技術指導、研修、専門家の派遣その他の施策を、必要に応じ有機的に組合せるとともに、中小企業団体等とも緊密に連携し、中小企業に対する支援策が情況に即して有効に活用されるよう努めるものとする。

1. 経営の診断及び指導に関する事業
（経営の診断及び指導に関する事業の重点）
平成8年度の経営の診断及び指導に関する事業は、前述した課題への対応に重点を置き、経営課題に積極的に取り組もうとする意欲を有する中小企業又はその集団を対象として、実情に即した適切な方策を、具体的に示すことを目的として実施する。
このため、国からの補助の対象とする診断事業を、構造調整対応診断、情報化対応診断、エネルギー・環境対応診断、その他の4類型に再編成するとともに、必要に応じて民間の専門家も活用し、総続的な診断ができるよう、補助事業単価を引き上げる。
（経営の診断及び指導のための指針等の策定）
中小企業に対する的確な対応ができるよう、診断要領の見直しを行うほか、次のような方策を講ずる。
イ.「地域中小企業診断指導指針作成調査」により、経営環境を踏まえた診断及び指導を行う。
ロ.構造的な経済環境変化の下で事業が立ち行かなくなった中小企業に対して、事業からの撤退を的確に指導するため、「転廃業指導マニュアル」を作成する。
（経営の診断及び指導に関する事業の効果的・効率的な実施）
中小企業に対する効率的・効果的な支援が行われるよう、次のような方策を講ずる。
イ.簡易診断、窓口相談及び巡回総合指導を活用して、中小企業の便宜と実情の把握を図るとともに、診断対象企業の選定を的確に行う。
ロ.診断の成果の評価分析並びに診断及び指導の経験及び情報の共有化を図る。
ハ.企業間の交流連携を積極的に推奨・支援する。
（経営の診断及び指導に関する制度及び運用の一層の見直し）
中小企業近代化審議会指導部会診断制度分科会での検討を受けて、制度及び運用をさらに見直す。

2. 技術指導及びそのための試験研究に関する事業
公設試験研究機関の機能の充実を図ることにより、中小企業の技術支援ニーズに的確に応える。その際、公設試験研究機関等の広域的な連携の確立に努める。
(1) 技術指導及び技術交流の促進
（技術指導施設の整備及び技術指導事業の実施）
公設試験研究機関の技術指導施設の整備、技術専門家の派遣等に必要な経費について、国からの補助が効果的に活用されるよう、地方公共団体は、次のような点に特に留意する。
イ.公設試験研究機関の技術支援活動・研究開発活動の機動性を確保するとともに、職員の意欲の触発と資質の向上を図る。
ロ.共同研究、技術者の相互交流等を通じて、他の公設試験研究機関との間で技術情報、指導ノウハウ等の共有を図るとともに、中小企業に対する広域的な技術支援体制を構築する。
ハ.特許情報を地域の中小企業が有効活用できるよう、新たに「地域中小企業特許情報利用円滑化事業」を行う。
（技術交流）
地方公共団体及び中小企業事業団において、「技術・市場交流プラザ」等の異業種交流活動を実施する。
また、公設試験研究機関の研究開発の成果や技術指導施設、地域中小企業の保有する優れた技術等の情報をインターネットを利用して提供するとともに、情報ネットワークを通じた中小企業に対する広域的技術支援体制を構築する。
さらに、中小企業事業団により、海外の技術支援機関に公設試験研究機関を中心とするミッションを派遣するとともに、海外の技術支援機関からの調査団の受け入れを行い、技術支援事業に関する交流を行う。
（中小企業者等の技術開発・事業化の支援）
中小企業の技術開発とその成果の事業化に対して、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」等に基づき、税制、補助金、金融等による総合的な支援を行う。
また、「技術改善費補助金」の効果的な運用を図る。
(2) 技術開発
（国等による技術開発）
中小企業に共通であり基礎的な技術課題について、国立試験研究機関において技術開発を行う。また、中小企業事業団においては、中小企業の活性化を図るための技術を開発し、その成果を中小企業に普及する。
さらに、公設試験研究機関において、国立試験研究機関及び他の公設試験研究機関との相互の連携により、広域共同研究等を実施する。
（優れた技術開発成果の波及）
大学等における優れた研究の成果を中小企業が有効に活用できるよう、平成8年度から、中小企業事業団において、「中小企業創造基盤技術研究事業」、「中小企業産学技術交流促進事業」及び「創造基盤技術移転コンサルティング事業」を行う。
（地域技術活性化の支援）
産学官の連携のもとに大規模な研究開発の推進を図る「地域産学官共同研究事業」及び「戦略的地域技術形成事業」、産学官の技術のネットワークを形成する「地域技術ネットワーク形成事業」等に対して、国からの補助を行い、地域の中小企業の活性化と新規産業の創出を図る。

3. 経営管理又は技術に関する研修事業
（都道府県等が行う研修）
中小企業の経営管理又は技術に関し、都道府県等が行う研修については、次のような点に留意して国からの補助を行う。
イ.地域の中小企業の実態に応じ、経営の診断及び指導、技術指導、その他の施策と有機的に組み合わせ、中小企業団体等との緊密な連携の下に、効果的・効率的に研修が実施されるよう努める。
ロ.創業期に必要な経営管理等に関する基礎的研修を実施する。
ハ.公設試験研究機関において、中小企業の技術者を対象として、技術革新の進展、技術の細分化・複合化に対応できるよう研修を実施する。
（中小企業事業団が行う研修）
都道府県が行うことが困難な研修については、中小企業事業団の中小企業大学校において、次のような点に留意して実施する。
イ.長期の人材養成型研修に重点を置き、経済環境の構造的変化に対応し経営戦略を立案し得る人材及び創造的な技術開発能力を有する人材を養成する。
ロ.現場で実践・応用できる能力の養成を図る。
ハ.中小企業の創業を支援する。
ニ.技術研修については、技術開発及びその成果の事業化に向けての企画・遂行能力の向上に重点を置き、経営と技術の融合を目指す。
ホ.地方校は、地域の中小企業人材養成の拠点として、地方公共団体、中小企業団体等に対する支援、情報提供等を行うとともに、施設の有効活用を図る。
へ.人吉校については、研修コースの拡充及び運営体制の強化を図る。
また、中小企業大学校東京校の施設整備に当たり、中小企業大学校の役割等をさらに見直し、その結果を施設整備に反映させる。

4. 指導担当者等の養成及び研修に関する事業
（指導担当者等の養成及び研修の重点）
中小企業事業団の行う中小企業指導担当者等の養成及び研修に際しては、中小企業が当面している経営課題についての理解を深め、経営環境に即応した指導を行うことができる

部	
	ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四五ミリメートル以上とする。
液化石油ガスメーター	[方法] 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四五ミリメートル以上とする。
ガスメーター	[方法] 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四五ミリメートル以上とする。
圧力計	[方法] 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四五ミリメートル以上とする。 ただし、打ち込み印の場合は、Dは〇・二ミリメートル以上とする。
騒音計	[方法] 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四ミリメートル以上とする。
振動レベル計	[方法] 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四ミリメートル以上とする。
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	[方法] 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 [大きさ] Dは〇・四ミリメートル以上とする。

基準適合証印を付す特定計量器の部分については、指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第二項及び第三項によるものとする。

○通商産業省告示第二百二十八号

中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の規定に基づき平成八年度における中小企業指導事業の実施に関する計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成八年五月十三日

通商産業大臣　塚原　俊平

平成８年度中小企業指導計画の要旨

1. 対応すべき課題

（構造的変化への対応及び新規創業の支援）

製造業の海外展開の進展、系列関係の流動化等の下で、中小製造業は深刻な影響を被っている。中小流通業においても、競争の激化を背景に、厳しい淘汰、空き店舗問題の深刻化等が生じている。また、開業率を廃業率が上回り、中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者難も深刻化する等、我が国経済における活力の喪失が懸念されている。

経済環境の構造的変化に対応するため、我が国の中小製造業には、技術開発等による独自の技術力の向上、企業間の新たな連携の構築、業務・生産プロセスの再構築に併せた情報処理機器や情報ネットワークの活用等に努めながら、市場動向に適合した事業展開を図り、必要な場合には、新たな事業分野への進出や事業の海外展開による活路の開拓にも取り組むことが求められる。中小流通業においても、市場ニーズを的確に捉え、業種を越えた企業間の連携、情報処理システムの活用等により、流通機能の向上や業務の効率化に努め、顧客の期待に応える必要がある。

また、新たな事業分野の開拓と雇用機会の創出のために、意欲ある有能な人材による創業が期待されている。

このような状況下で、意欲ある中小企業が経済環境の構造的変化に対応して、健全な発展を遂げていくことができるよう、国、地方公共団体及び中小企業事業団が実施する中小企業指導事業には、中小企業が個々の支援策を用いるに際してのインターフェイスとしての機能を担うとともに、ボトルネックとなる問題点の解消に向けて中小企業を支援することが求められる。

（情報化への対応及び情報ネットワークを活用した新たな事業機会の開拓の支援）

情報処理システムを活用した業務・生産プロセスの再構築や新たな企業間連携等が、厳しい経営環境の下での生き残りを図るための有力な手段となっている。また、今日のオープンな情報ネットワークの拡大は、中小企業にとり、新たな事業機会の開拓の可能性を秘めている。このような情況を踏まえ、中小企業が情報処理機

○通商産業省告示第二百二十七号

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年十一月九日通商産業省令第七十七号）第八条第四項の規定に基づき通商産業大臣が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分を次のとおり定めたので告示する。

なお、平成七年三月十五日付けで定めた指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第四項の規定に基づき通商産業大臣が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分（平成七年通商産業省告示第百三十四号）は廃止する。

平成八年五月十日

通商産業大臣　塚原　俊平

指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第四項の規定に基づき通商産業大臣が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分

特定計量器		内容
非自動はかり		［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　腐食・酸化その他の容易に消滅しない表面処理により付す方法 三　容易に消滅しない印刷により付す方法 四　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 ［大きさ］ 指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項によるものとする。 ただし、打ち込み印の場合は、Dは〇・二ミリメートル以上とする。
アネロイド型血圧計		［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 四　成型による方法 ただし、二から四の方法において、検査前に基準適合証印を付す場合には、特定計量器検定検査規則第七条第三項第一号から第三号までに規定する表記事項のうち少なくとも一つを、当該表記事項以外の構造及び器差が検定合格条件を満たしていることを確認した後に付すこと。 ［大きさ］ Dは〇・三ミリメートル以上とする。
ガラス電極式水素イオン濃度検出器		［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 ［大きさ］ Dは〇・四ミリメートル以上とする。
抵抗体温計		［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 四　成型による方法 ただし、二から四の方法において、検査前に基準適合証印を付す場合には、特定計量器検定検査規則第七条第三項第一号から第三号までに規定する表記事項のうち少なくとも一つを、当該表記事項以外の構造及び器差が検定合格条件を満たしていることを確認した後に付すこと。 ［大きさ］ Dは〇・二ミリメートル以上とする。
温水メーター		［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 ［大きさ］ Dは〇・四五ミリメートル以上とする。
積算熱量計	本体	［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法 ただし、いずれの方法であっても、基準適合証印を検査後に計量器に付すこと。 ［大きさ］ Dは〇・四五ミリメートル以上とする。
	演算	［方法］ 一　指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第一項に基づく方法 二　容易に消滅しない印刷により付す方法 三　容易に消滅しない印刷等により基準適合証印を付したシール等を、容易にはがれないように付す方法

第41—24446号～第41—24447号	日東工業株式会社	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字鍛原1	漏電遮断器
第41—24448号	アメリカン電機株式会社	東京都大田区北嶺町41—16	コンセント
第91—55112号	株式会社トーゴ	東京都目黒区八雲1—5—7	電気乗物
第91—55113号～第91—55114号	株式会社山形新電元	山形県尾花沢市大字尾花沢字赤森山4866—8	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8659号	大和電線工業株式会社	東京都足立区扇3—25—8	その他のビニルコード
第61—17160号～第61—17163号	ロングウェルジャパン株式会社	大阪府大阪市西淀川区佃3—16—22	蛍光灯用安定器
第91—55110号	日本エイコー株式会社	兵庫県神戸市中央区元町通5—3—16	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　　通商産業大臣　塚原　俊平

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—55111号	韓国アルプス株式會社	大韓民国光州直轄市光山区長徳洞970—1	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—5857号	京都電線株式会社	京都府城陽市寺田中大小37—1	キャブタイヤコード
第32—1226号	株式会社長沢電機製作所	東京都渋谷区代々木5—8—8	管形ヒューズ
第41—8490号	平河ヒューテック株式会社	東京都品川区南大井3—28—10	差込みプラグ
第41—19285号～第41—19286号	株式会社府中テンパール	広島県広島市安佐北区三入南1—9—16	漏電遮断器
第41—19347号	サトーパーツ株式会社	東京都渋谷区恵比寿3—3—3	コンセント
第41—14135号	株式会社明工社	東京都目黒区下目黒6—8—19	押しボタンスイッチ
第41—14161号	株式会社フジソク	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1890	〃
第41—14396号	〃	〃	タンブラースイッチ
第41—14312号	アメリカン電機株式会社	東京都大田区北嶺町41—16	コードコネクターボディ
第61—12173号～第61—12174号	株式会社チック	静岡県田方郡大仁町大仁570	蛍光灯用安定器
第61—14800号～第61—14805号	〃	〃	〃
第41—14210号～第41—14215号	日東工業株式会社	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字鍛原1	漏電遮断器
第12—1369号	河村電線工業株式会社	大阪府大阪市中央区今橋2—3—16	単心ビニルコード
第12—4151号	倉茂電工株式会社	福井県武生市下平吹町10—9	合成樹脂絶縁電線
第12—4202号	河村電線工業株式会社	大阪府大阪市中央区今橋2—3—16	単心ビニルコード
第91—44635号～第91—44636号	株式会社岩谷電機製作所	愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字鳥山1—2	電気ポンプ
第91—44793号	株式会社イワキ	東京都千代田区神田須田町2—6—6	〃
第12—7372号～第12—7374号	津田電線株式会社	京都府京都市東山区問屋町通り正面上る鍵屋町485	合成樹脂絶縁電線
第12—7395号～第12—7396号	河村電線工業株式会社	大阪府大阪市中央区今橋2—3—16	より合わせビニルコード
第12—7398号	東上電線株式会社	東京都中野区上鷺宮2—10—4	ビニルキャブタイヤケーブル

三、住所　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
四、特定計量器の種類　水道メーター
一、型式承認番号　第L九六二号
二、名称　山武ハネウエル株式会社
三、住所　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
四、特定計量器の種類　水道メーター
一、型式承認番号　第L九六三号
二、名称　山武ハネウエル株式会社
三、住所　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
四、特定計量器の種類　水道メーター

○通商産業省告示第二百二十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—2435号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	配線用遮断器
第41—2436号～第41—2437号	株式会社府中テンパール	広島県広島市安佐北区三入南1—9—16	〃
第41—2438号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	〃
第41—2439号	河村電器産業株式会社	愛知県瀬戸市暁町3—86	〃
第41—2440号～第41—2442号	株式会社戸上コントロール	佐賀県佐賀市大財5—7—52	電磁開閉器
第91—55101号～第91—55102号	サンデン株式会社	群馬県伊勢崎市寿町20	自動販売機
第91—55103号	〃	〃	冷凍用のショーケース
第41—2443号	石田政雄	大阪府大阪市生野区巽中3—9—24	コンセント
第61—17158号	株式会社豊中製作所	香川県三豊郡豊中町大字比地大750	ネオン変圧器
第91—55104号	株式会社三興電機製作所	大阪府富田林市昭和町1—9—27	直流電源装置
第11—2654号	行田電線株式会社	大阪府大阪市城東区古市1—2—11	丸打ちゴムコード
第11—2656号	〃	〃	袋打ちゴムコード
第12—4142号	杉田電線株式会社	東京都荒川区東尾久1—26—7	単心ビニルコード
第12—5835号	古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2—6—1	合成樹脂絶縁電線
第12—5840号	日本電線工業株式会社	大阪府大東市住道2—2—302	ケーブル
第61—12130号	株式会社ボルタック	東京都北区東十条5—5—9	電圧調整器
第41—8243号	エスエス電工株式会社	埼玉県北埼玉郡川里村赤城台362—27	ランプレセプタクル
第41—8244号	株式会社福島明工社	福島県岩瀬郡岩瀬村大字大久保字北田164	コンセント
第41—19273号	阪南電線株式会社	大阪府堺市高尾3丁220—1	差込みプラグ
第41—19527号	新晃電機株式会社	大阪府大阪市東住吉区山坂1—5—16	ペンダントスイッチ
第91—33109号～第91—33110号	株式会社岩谷電機製作所	愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字竜山1—2	電気井戸ポンプ
第41—8579号	株式会社栗山電器製作所	三重県安芸郡美里村五百野1285	アダプター
第41—14129号	鳥井電器株式会社	東京都品川区小山3—11—8	中間スイッチ
第61—5671号～第61—5672号	池田電線株式会社	兵庫県姫路市西延末404—1	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第61—5684号～第61—5685号	〃	〃	殺菌灯用安定器
第61—12178号～第61—12179号	株式会社共進電機製作所	大阪府大阪市淀川区三津屋南2—6—16	蛍光灯用安定器
第61—14775号～第61—14778号	〃	〃	〃
第91—33069号	株式会社安永	三重県上野市緑ケ丘中町3860	電気ポンプ
第91—44654号	東京理電機株式会社	東京都大田区多摩川2—4—3	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8650号～第12—8652号	住友電気工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4—5—33	ケーブル
第41—2444号	株式会社共和	大阪府大阪市西成区橘3—20—28	器具用差込みプラグ
第41—2445号	タヤインターナショナル株式会社	大阪府吹田市江の木町13—9	〃
第91—55105号	エム・ジー・エム・ジャパン株式会社	東京都世田谷区三軒茶屋2—11—22	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8653号	聯合電線株式會社	大韓民国忠清南道天安郡聖居面實城里569	ケーブル

○通商産業省告示第二百二十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第71—3795号～第71—3796号	辻内鋳物鉄工株式会社	三重県桑名市西別所40	かご形3相誘導電動機
第91—55106号	三洋精機工業株式会社	大阪府東大阪市菱江366	電気井戸ポンプ
第91—55107号	由村電器株式会社	大阪府門真市柳田町17—7	直流電源装置
第91—55108号～第91—55109号	株式会社三輪製作所	大阪府門真市月出町11—25	冷蔵用のショーケース
第12—8654号	三協電線株式会社	大阪府南河内郡河南町大字神山321	ビニルキャブタイヤケーブル
第12—8655号～第12—8658号	阪南電線株式会社	大阪府堺市高尾3丁220—1	ケーブル
第61—17159号	株式会社テクノ	北海道雨竜郡雨竜町字満寿36—9	蛍光灯用安定器

(四) 異業種間の交流の促進
中小企業者等は、技術革新の急速な進展、技術の細分化・複合化及び需要の多様化等に対応し、他の企業等が保有するものも含めた技術シーズの開拓、市場ニーズの的確な把握等を効果的に進めるため、異業種との交流に努めるものとする。

(五) 国公立試験研究機関及び大学等の活用
中小企業者等は、研究開発等事業を行うに当たって、公設試及び国の研究機関並びに大学等（高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。）との連携又は協力、技術指導、技術情報の提供等の積極的な活用に努めるものとする。

(六) 株式等による資金調達
資金調達手段の多様化のためには、ベンチャーキャピタル等による投資を受け入れることも有効であり、このためには、ベンチャーキャピタル等が投資の対象となる企業に関する事業内容等を正確に把握し、リスク判断、成長の可能性等を分析することが可能となるよう、投資を受け入れる側において企業組織の計画的な整備や会社の経営状況等の情報開示を積極的に行うことが望まれる。

(七) 支援制度の有効活用
中小企業者等は、中小企業の創造的事業活動を促進するために講じられる中小企業投資育成株式会社の投資、指定支援機関を活用したベンチャーキャピタルによる投資、信用保証、政府系金融機関をはじめとする融資等の金融面での制度、設備投資減税等の税制面での制度及びリース等の制度並びに関連する補助金制度及び指導・研修制度等の制度を有効に活用するよう努めるものとする。

四　その他創業並びに研究開発及びその成果の利用等に当たって配慮すべき事項
本法は、我が国経済の構造的変化に対応するため、中小企業を創業しようとする者の積極性、新たな事業分野の開拓を行うことに必然的に伴うリスクを積極的に乗り越えようとする企業家精神及び事業活動を通じて社会に貢献しようという熱意を具体化していこうとするものであり、そのためには国、地方公共団体及び施策実施機関（以下「関係機関」という。）は連携して、意欲と活力に満ちた創業者や中小企業を育成・支援するための基盤を整備していく必要がある。すなわち、事業者の創意工夫に満ちた活動を幅広く支援するとともに、一定のリスクに備えるための中小企業の経営基盤の強化や技術力の向上を図るため、市場メカニズムの下での創業者や中小企業者の自主的な努力を前提として、政策支援を行っていくことが必要である。また、支援施策の実施に当たっては、技術的な視点だけでなく企業経営的な視点からの検討も必要であり、研究開発の初期から事業化までの段階毎の課題に応じた内容について、総合的かつ一貫した施策とする必要がある。
施策展開に当たっては、関係省庁の協力等政府部内の十分な連携が不可欠であるが、関係機関等においても次の事項に配慮することが必要である。

(一) 施策の総合的推進
関係機関は、本法に規定する措置及び関連する施策の中小企業による利用が円滑に進むよう、各々の機関が本法及び関連する施策全体の理念と内容について十分認識を持ち、施策の広報・普及に努めるとともに、相互に緊密な連携をとって施策の総合的推進に取り組むものとする。
特に、中小企業団体中央会については、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進等を通じた中小企業の組織化の実績を活かし、組合、共同出資会社、任意グループ等の形態で中小企業が連携して創造的事業活動を実施する際に指導することが望まれる。また、商工会、商工会連合会、商工会議所及び日本商工会議所は、小規模事業者の経営改善普及事業の実績及び地区内の商工業の総合的改善発達に貢献してきた実績を活かし、中小企業の創造的事業活動を指導することが望まれる。

(二) 技術支援基盤の整備
多くの中小企業者が創造的事業活動に取り組むことを円滑に促進するためには、中小企業にとって身近な技術支援機関である公設試において、職員の研修等を通じて人材の充実に努めるとともに、試験研究設備・機器の整備を図り、技術指導、情報提供、研究開発及び事業化に関する支援業務等の機能を強化することが望まれる。また、技術分野、技術水準等の面で多様性に富む地域の中小企業のすべての要望に単独の公設試だけで対応することは困難であるため、公設試が他の公設試、国の研究機関、大学等及びインキュベーション機能を持った企業育成支援機関等との連携を強化し、中小企業に対する指導・支援体制をより一層整備していくことが望まれる。その際、公設試が内外の研究機関等との間の情報ネットワークを構築するとともに、自らの研究成果、地域の技術動向、学界の研究動向等に関する情報の整備に努め、中小企業に有用な技術情報の交流・提供に努めることが望まれる。

(三) 異業種交流の支援
異分野の中小企業者が知識及び経営資源を組合せて協同で創造的事業活動を行うことは、単独の中小企業者又は同分野の中小企業者が共同で創造的事業活動を行う場合に比べて、新たな事業分野の開拓に資する製品、サービス等が生み出される可能性が高い反面、意思決定方法及び業界慣行等の面でその相違を克服するために困難を伴う場合が多い。このため、関係機関は、異分野の中小企業者等の交流等による知識の融合の促進のために必要な施策を引き続き推進するよう努めるものとする。

(四) 民間資金の円滑な供給
中小企業の創造的な事業活動の継続的な発展のためには、必要な資金の効率的かつ円滑な供給が重要である。平成七年七月、資本市場からの資金調達をより一層促進するため、店頭登録特則銘柄制度が創設され、売上高に対する新規事業の企業化に要する費用が一定比率以上の企業については、赤字企業や減益企業であっても適切な情報の開示等を条件に店頭登録への道が開かれたところであり、投資家の自己責任の下、創造的事業活動を行う中小企業に対する投資活動が活発に行われる状況が早期に実現されることが期待される。
このため、指定支援機関を始めとした関係機関は、投資家の中心的な存在であるベンチャーキャピタルの活動を補完すること等により、創造的事業活動を行う中小企業に対する投資活動を一層円滑なものとするよう努めるものとする。間接金融については、担保評価にあたっての新たな取り組み等が見られるが、こうした取組等を通じて、創造的事業活動を行う中小企業者に対して必要な資金の円滑な供給が図られることが期待される。

(五) 創造的事業活動に対する国民的理解の向上
経済の構造的変化の中で、自ら経済の地平を切り開くべき状況にある現在の我が国経済においては、リスクを伴う新たな事業分野の開拓に挑戦する者の努力が強く必要とされている。企業家精神に富み、創業や新製品、新役務の開発といった活動に取り組む創造的中小企業は、次代を担う新規産業の創出の駆動力、我が国経済の活力の源泉であり、市場メカニズムの下で自助努力を促し、その活力をいかに引き出すかが今後の我が国経済にとっての重要な課題である。しかしながら、我が国の経済社会においては、大企業志向、安定志向にみられるように、創業や中小企業による新たな事業分野の開拓への取組の重要性が十分理解されているとは言い難い面がある。中小企業による創造的事業活動が着実に進展していくためにも、創造的事業活動に対する国民的理解の向上が望まれる。

○通商産業省告示第二百十八号
中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四条第四項の規定に基づき、全国伸銅工業組合の中小企業構造改善計画を平成八年四月十七日をもって承認したので、構造改善計画作成主体等を告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

一　構造改善計画作成主体　全国伸銅工業組合
二　構造改善計画対象地区　全国
三　業種の名称　黄銅棒製造業
四　構造改善事業の内容　新技術の開発及び人材の開発並びに情報の収集、生産の規模又は方式の適正化、取引関係の改善、従業員の福祉の向上等
五　実施期間　平成八年四月十七日から平成十三年三月三十一日まで

○通商産業省告示第二百十九号
計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

一、型式承認番号　第L九六一号
二、名称　山武ハネウェル株式会社

三、住所　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
四、特定計量器の種類　水道メーター
一、型式承認番号　第L九六二号
二、名称　山武ハネウエル株式会社
三、住所　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
四、特定計量器の種類　水道メーター
一、型式承認番号　第L九六三号
二、名称　山武ハネウエル株式会社
三、住所　東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
四、特定計量器の種類　水道メーター

○通商産業省告示第二百二十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—24435号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	配線用遮断器
第41—24436号〜第41—24437号	株式会社府中テンパール	広島県広島市安佐北区三入南1—9—16	〃
第41—24438号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	〃
第41—24439号	河村電器産業株式会社	愛知県瀬戸市暁町3—86	〃
第41—24440号〜第41—24442号	株式会社戸上コントロール	佐賀県佐賀市大財5—7—52	電磁開閉器
第91—55101号〜第91—55102号	サンデン株式会社	群馬県伊勢崎市寿町20	自動販売機
第91—55103号	〃	〃	冷凍用のショーケース
第41—24443号	石田敏雄	大阪府大阪市生野区巽中3—9—24	コンセント
第61—17158号	株式会社豊中製作所	香川県三豊郡豊中町大字比地大750	ネオン変圧器
第91—55104号	株式会社三興電機製作所	大阪府富田林市昭和町1—9—27	直流電源装置
第11—2654号	行田電線株式会社	大阪府大阪市城東区古市1—2—11	丸打ちゴムコード
第11—2656号	〃	〃	袋打ちゴムコード
第12—4142号	杉田電線株式会社	東京都荒川区東尾久1—26—7	単心ビニルコード
第12—5835号	古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内2—6—1	合成樹脂絶縁電線
第12—5840号	日本電線工業株式会社	大阪府大東市住道2—2—302	ケーブル
第61—12130号	株式会社ボルタック	東京都北区東十条5—5—9	電圧調整器
第41—8243号	エスエス電工株式会社	埼玉県北埼玉郡川里村赤城台362—27	ランプレセプタクル
第41—8244号	株式会社福島明工社	福島県岩瀬郡岩瀬村大字大久保字北田164	コンセント
第41—19273号	阪南電機株式会社	大阪府堺市高尾3丁220—1	差込みプラグ
第41—19527号	新晃電機株式会社	大阪府大阪市東住吉区山坂1—5—16	ペンダントスイッチ
第91—33109号〜第91—33110号	株式会社岩谷電機製作所	愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字鳥山1—2	電気井戸ポンプ
第41—8579号	株式会社葉山電器製作所	三重県安芸郡美里村五百野1285	アダプター
第41—14129号	鳥井電器株式会社	東京都品川区小山3—11—8	中間スイッチ
第61—5671号〜第61—5672号	池田電機株式会社	兵庫県姫路市西延末404—1	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第61—5684号〜第61—5685号	〃	〃	殺菌灯用安定器
第61—12178号〜第61—12179号	株式会社共進電機製作所	大阪府大阪市淀川区三津屋南2—6—16	蛍光灯用安定器
第61—14775号〜第61—14778号	〃	〃	〃
第91—33069号	株式会社安永	三重県上野市緑ヶ丘中町3860	電気ポンプ
第91—44654号	東京[illegible]電機株式会社	東京都大田区多摩川2—4—3	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8650号〜第12—8652号	住友電気工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4—5—33	ケーブル
第41—24444号	株式会社共和	大阪府大阪市西成区橘3—20—28	器具用差込みプラグ
第41—24445号	タヤ　インターナショナル株式会社	大阪府吹田市江の木町13—9	〃
第91—55105号	エム・シー・エム・ジャパン株式会社	東京都世田谷区三軒茶屋2—11—22	直流電源装置

○通商産業省告示第二百二十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8653号	[illegible]合電線株式會社	大韓民国忠清南道天安郡豊歳面寶城里569	ケーブル

○通商産業省告示第二百二十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月九日　通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第71—3795号〜第71—3796号	辻内鋳物鉄工株式会社	三重県桑名市西別所40	かご形3相誘導電動機
第91—55106号	三洋精機工業株式会社	大阪府東大阪市菱江366	電気井戸ポンプ
第91—55107号	由利電器株式会社	大阪府門真市御田町17—7	直流電源装置
第91—55108号〜第91—55109号	株式会社三輪製作所	大阪府門真市月出町11—25	冷蔵用のショーケース
第12—8654号	三協電線株式会社	大阪府南河内郡河南町大字神山321	ビニルキャブタイヤケーブル
第12—8655号〜第12—8658号	阪南電線株式会社	大阪府堺市高尾3丁220—1	ケーブル
第61—17159号	株式会社タクノ	北海道雨竜郡雨竜町字満寿36—9	蛍光灯用安定器

(四) 異業種間の交流の促進

中小企業者等は、技術革新の急速な進展、技術の細分化・複合化及び需要の多様化等に対応し、他の企業等が保有するものも含めた技術シーズの開拓、市場ニーズの的確な把握等を効果的に進めるため、異業種との交流に努めるものとする。

(五) 国公立試験研究機関及び大学等の活用

中小企業者等は、研究開発等事業を行うに当たって、公設試及び国の研究機関並びに大学等（高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。）との連携又は協力、技術指導、技術情報の提供等の積極的な活用に努めるものとする。

(六) 株式等による資金調達

資金調達手段の多様化のためには、ベンチャーキャピタル等による投資を受け入れることも有効であり、このためには、ベンチャーキャピタル等が投資の対象となる企業に関する事業内容等を正確に把握し、リスク判断、成長の可能性等を分析することが可能となるよう、投資を受け入れる側において企業組織の計画的な整備や会社の経営状況等の情報開示を積極的に行うことが望まれる。

(七) 支援制度の有効活用

中小企業者等は、中小企業の創造的事業活動を促進するために講じられる中小企業投資育成株式会社の投資、指定支援機関を活用したベンチャーキャピタルによる投資、信用保証、政府系金融機関をはじめとする融資等の金融面での制度、設備投資減税等の税制面での制度及びリース等の制度並びに関連する補助金制度及び指導・研修制度等の制度を有効に活用するよう努めるものとする。

四 その他創業並びに研究開発及びその成果の利用等に当たって配慮すべき事項

本法は、我が国経済の構造的変化に対応するため、中小企業を創業しようとする者の積極性、新たな事業分野の開拓を行うことに必然的に伴うリスクを積極的に乗り越えようとする企業家精神及び事業活動を通じて社会に貢献しようという熱意を具体化していこうとするものであり、そのためには国、地方公共団体及び施策実施機関（以下「関係機関」という。）は連携して、意欲と活力に満ちた創業者や中小企業を育成・支援するための基盤を整備していく必要がある。すなわち、事業者の創意工夫に満ちた活動を幅広く支援するとともに、一定のリスクに備えるための中小企業の経営基盤の強化や技術力の向上を図るため、市場メカニズムの下での創業者や中小企業者の自主的な努力を前提として、政策支援を行っていくことが必要である。また、支援施策の実施に当たっては、技術的な視点だけでなく企業経営的な視点からの検討も必要であり、研究開発の初期から事業化までの段階毎の課題に応じた内容について、総合的かつ一貫した施策とする必要がある。

施策展開に当たっては、関係省庁の協力等政府部内の十分な連携が不可欠であるが、関係機関等においても次の事項に配慮することが必要である。

(一) 施策の総合的推進

関係機関は、本法に規定する措置及び関連する施策の中小企業による利用が円滑に進むよう、各々の機関が本法及び関連する施策全体の理念と内容について十分認識を持ち、施策の広報・普及に努めるとともに、相互に緊密な連携をとって施策の総合的推進に取り組むものとする。

特に、中小企業団体中央会については、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進等を通じた中小企業の組織化の実績を活かし、組合、共同出資会社、任意グループ等の形態で中小企業が連携して創造的事業活動を実施する際に指導することが望まれる。また、商工会、商工会連合会、商工会議所及び日本商工会議所は、小規模事業者の経営改善普及事業の実績及び地区内の商工業の総合的改善発達に貢献してきた実績を活かし、中小企業の創造的事業活動を指導することが望まれる。

(二) 技術支援基盤の整備

多くの中小企業者が創造的事業活動に取り組むことを円滑に促進するためには、中小企業にとって身近な技術支援機関である公設試において、職員の研修等を通じて人材の充実に努めるとともに、試験研究設備・機器の整備を図り、技術指導、情報提供、研究開発及び事業化に関する支援業務等の機能を強化することが望まれる。また、技術分野、技術水準等の面で多様性に富む地域の中小企業のすべての要望に単独の公設試だけで対応することは困難であるため、公設試が他の公設試、国の研究機関、大学等及びインキュベーション機能を持った企業育成支援機関等との連携を強化し、中小企業に対する指導・支援体制をより一層整備していくことが望まれる。その際、公設試が内外の研究機関等との間の情報ネットワークを構築するとともに、自らの研究成果、地域の技術動向、学界の研究動向等に関する情報の整備に努め、中小企業に有用な技術情報の交流・提供に努めることが望まれる。

(三) 異業種交流の支援

異分野の中小企業者が知識及び経営資源を組合せて協同で創造的事業活動を行うことは、単独の中小企業者又は同分野の中小企業者が共同で創造的事業活動を行う場合に比べて、新たな事業分野の開拓に資する製品、サービス等が生み出される可能性が高い反面、意思決定方法及び業界慣行等の面でその相違を克服するために困難を伴う場合が多い。このため、関係機関は、異分野の中小企業者等の交流等による知識の融合の促進のために必要な施策を引き続き推進するよう努めるものとする。

(四) 民間資金の円滑な供給

中小企業の創造的な事業活動の継続的な発展のためには、必要な資金の効率的かつ円滑な供給が重要である。平成七年七月、資本市場からの資金調達をより一層促進するため、店頭登録特則銘柄制度が創設され、売上高に対する新規事業の企業化に要する費用が一定比率以上の企業については、赤字企業や減益企業であっても適切な情報の開示等を条件に店頭登録への道が開かれたところであり、投資家の自己責任の下、創造的事業活動を行う中小企業に対する投資活動が活発に行われる状況が早期に実現されることが期待される。

このため、指定支援機関を始めとした関係機関は、投資家の中心的な存在であるベンチャーキャピタルの活動を補完すること等により、創造的事業活動を行う中小企業に対する投資活動を一層円滑なものとするよう努めるものとする。間接金融については、担保評価にあたっての新たな取り組み等が見られるが、こうした取組等を通じて、創造的事業活動を行う中小企業者に対して必要な資金の円滑な供給が図られることが期待される。

(五) 創造的事業活動に対する国民的理解の向上

経済の構造的変化の中で、自ら経済の地平を切り開くべき状況にある現在の我が国経済においては、リスクを伴う新たな事業分野の開拓に挑戦する者の努力が強く必要とされている。企業家精神に富み、創業や新製品、新役務の開発といった活動に取り組む創造的中小企業は、次代を担う新規産業の創出の駆動力、我が国経済の活力の源泉であり、市場メカニズムの下で自助努力を促し、その活力をいかに引き出すかが今後の我が国経済にとっての重要な課題である。しかしながら、我が国の経済社会においては、大企業志向、安定志向にみられるように、創業や中小企業による新たな事業分野の開拓への取組の重要性が十分理解されているとは言い難い面がある。中小企業による創造的事業活動が着実に進展していくためにも、創造的事業活動に対する国民的理解の向上が望まれる。

○通商産業省告示第二百十八号

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四条第四項の規定に基づき、全国伸銅工業組合の中小企業構造改善計画を平成八年四月十七日をもって承認したので、構造改善計画作成主体等を告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

一　構造改善計画作成主体　全国伸銅工業組合
二　構造改善計画対象地区　全国
三　業種の名称　黄銅棒製造業
四　構造改善事業の内容　新技術の開発及び人材の開発並びに情報の収集、生産の規模又は方式の適正化、取引関係の改善、従業員の福祉の向上等
五　実施期間　平成八年四月十七日から平成十三年三月三十一日まで

○通商産業省告示第二百十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成八年四月十六日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月九日

通商産業大臣　塚原　俊平

一、型式承認番号　第L九六一号
二、名称　山武ハネウエル株式会社

の多様化・高度化と技術革新の進展に伴う技術の細分化・複合化等といった需要と供給の両面の変化に注目する必要がある。このような変化は、既存の市場規模の縮小となる場合もあるが、一方で新たな事業機会を拡大させ、中小企業の活動の幅を広げるものと考えられる。

現在、我が国においては、国民の価値観の多様化、生活の豊かさに対する希求の高まり、高齢化の急速な進展等の人口構成の変化等を背景に、消費者が求める選択の幅が広がっており、最終消費、中間消費の両方において市場のニーズが多様化、高度化している。このような変化は、大量かつ急速に普及するいわゆるヒット商品を生まれにくくしている一方、細分化された多種多様な市場を生み出しており、事業分野の開拓の可能性が広がっている。市場が細分化されて小さな市場が次々に生まれるということは、一般に意思決定が早く、小回りが利く中小企業の活躍の場の拡大とみることができ、こうした強みを有する中小企業こそが自ら保有する技術やノウハウと市場のニーズを結びつけ、新製品、サービス等を提供する市場密着型の取組を行う者として期待されている。

一方、供給面においては、広範な領域において技術革新が急速に進展するとともに、技術の細分化・複合化が生じており、このような次々に開発される技術革新の成果は新製品、サービス等として結実し、幅広く社会に普及していくことを可能にしている。研究開発については、特殊な設備、多額の投資を必要とする場合も多いが、技術の細分化・複合化傾向を背景として、特定の技術領域において中小企業が先端技術自体の開発者として活躍するケースや、他産業や他企業で開発された技術を積極的に導入・改良して自己の新技術とし、これを自ら保有する技術やノウハウと結合して、新たな製品やサービスの開発又は工程の改善等に応用することが可能となっている。

以上のような需要及び供給の両面の変化は、中小企業の広い意味での存立基盤を変容させつつあり、中小企業による新たな事業分野の開拓の可能性は一層高まってきているものと考えられる。

二　中小企業者等が行う研究開発等事業の内容に関する事項

現在の我が国経済の状況を打破し、研究開発等事業の実施を通じて次代を担う新たな事業分野の開拓を図っていくためには、対象となる技術が、既に実用化されている技術や軽微な改良技術等ではない「著しい新規性」を持ったものであることが重要である。すなわち、単に技術を導入するだけではなく、独自の着想に基づく新しい技術を開発することや、導入した技術に独自の工夫・考案を加え、自ら応用面での技術上の課題を解決することによって、新製品・サービスの開発や製造工程・サービスの提供方法の改善等を行うことが必要である。

著しい新規性を持った技術は、革新的な発明・考案によってのみ開発されるというものではない。他産業や他企業で展開された技術を積極的に導入し、又は新たに市場のニーズを開拓することによって、それを既存のノウハウ等の企業の経営資源と有機的に結合することによっても実現し得るものである。また、異分野中小企業者の知識の融合によって開発される技術は、著しい新規性を持つものと考えられる。

本法においては、以上のような創造的事業活動を行う中小企業者等を支援することとしており、都道府県知事は次の事項に照らし、研究開発等事業（①研究開発、②その成果の利用、③当該成果の利用のために必要な需要の開拓）に関する計画の認定を行うこととする。

(一)　研究開発等事業の目標

新たな事業分野の開拓につながるものであること。

(二)　研究開発等事業の内容

①　研究開発等事業が対象とする技術の内容

対象とする技術は、自然科学系の技術のみならず、経営上のノウハウ等を含むものであり、そのうち生産、販売又は役務の提供の技術であって、著しい新規性を有するものに限る。著しい新規性を有する技術とは、従来にない技術の要素が付加され、かつ、研究開発課題を含むものをいう。

②　研究開発等事業の実施体制

研究開発は、原則として中小企業者等により自ら（組合等にあってはその構成員を含む。）行われるものであることとし、研究開発の一部を第三者に委託等することが必要とされる場合にあっても、研究開発の内容、自らの研究開発体制等に応じて委託等することが必要不可欠と認められる範囲にとどめられていること。

研究開発の成果の利用の段階では、市場の動向を踏まえ、適切な規模の設備及び人的体制を確保し、生産、販売又は役務の提供を行うこととなっていること。

(三)　研究開発等事業の実施時期

技術革新の進展状況及び市場の動向を踏まえ、自らの事業活動の実態、研究開発能力及び事業化能力等を勘案し、研究開発等事業の実施時期が適切に選定されていること。

三　中小企業者等が行う研究開発等事業の実施方法に関する事項

創造的事業活動を行っていくためには、中小企業が新製品、サービス等を生み出す企画力を持ち、製造技術、経営ノウハウ等の個性ある独自の技術を育成することが必要である。そのためには、従業員に創造的事業活動への挑戦を促すような経営理念の構築と、独自性を明確にする経営戦略が重要であり、また、生産工程の合理化や治具・工具の改善、販売ノウハウの蓄積といった日々の事業活動における地道な工夫により培ってきた自らの持ち味をいかしつつ、企画力、市場開拓力、デザイン開発力等を含めた総合的技術力の向上に努める必要がある。

しかしながら、一般に事業分野が狭く、経営資源も限られている中小企業が、自ら有する資金、人材、技術的蓄積のみによって創造的事業活動を進めるには困難が伴う場合が多く、独自に入手し得る情報にも限界があることが予想される。このため、個々の企業では対応できない点を企業間の垣根を越えた各般のネットワーク（企業連携等）により補完し、外部の人材、物的資源及び情報の効果的活用を行うことが創造的事業活動を進めていく上では重要である。新しい技術の他企業等からの積極的な導入や共同開発の実施、他の産業等との連携による新しい技術のシステム的応用等によって、事業活動の幅を広げていくことも積極的に検討する必要がある。

特に、現在では消費者は製品やサービス等に対し多様性を要求するようになってきており、新製品、サービス等の開発においては、画期的な機器、サービス提供方式の開発のみならず、新たな形での技術の応用や市場のニーズへの柔軟な対応が重要となっている。このような市場の動向に対応するためには、市場のニーズを的確に把握することが重要であり、顧客の視点に立って、市場に訴える新製品、サービス等の開発を進めることや、様々な潜在需要を顕在化させ、具体化していくような提案を顧客に対し行っていくことが必要である。

また、最近の企業活動の国際化の進展を背景に、中小企業の経営においても国際的な視点は不可欠になっている。今後、我が国と海外との経済的結びつきは一層強くなっていくものと予想され、中小企業も単に国内の市場の状況のみならず、海外の市場や産業動向をも視野に入れた幅の広いものの見方をするよう努めることが重要である。

さらに、創造的事業活動は、将来大きく発展する可能性を有する一方、短期的には、利益が期待できない研究開発のために多額の資金を必要とする。したがって、事業の速やかな拡大を図る上で、株式等による資金調達を積極的に活用することを含め、資金調達手段の多様化を図ることが重要である。

中小企業者等は、これらを踏まえ、研究開発等事業を実施するに当たっては、次の事項に留意することとする。

(一)　研究開発等事業への経営資源の計画的配分

中小企業者等は、均衡ある経営資源の配分に留意しつつ、技術の向上の重要性を十分認識の上、意欲的に研究開発等事業に取り組むべく、長期的視点をもって資金、人材等の経営資源の研究開発等事業への計画的な配分に努めるものとする。

(二)　人材の養成等

中小企業者等は、技術力及び経営能力の向上を図るため、技術者、経営管理者等の人材養成等に努めるものとする。必要とされる人材の養成のためには、大学等による社会人教育及び中小企業大学校を始めとする各種の研修制度や技術交流の場を活用することが重要である。社内で不足している人材を補うためには、外部人材の活用が有効であり、大企業等を退職した経験豊富な技術者、経営管理者等の人材を活用することも有効である。

(三)　情報の収集等

中小企業者等は、技術力及び経営能力の向上、市場ニーズの把握、販路の開拓を図るため、国内外の技術情報、市場情報等の収集及び活用に努めるものとする。この際には、情報ネットワークの利用や公設試験研究機関（以下「公設試」という。）をはじめとする公的な情報交流体制の活用も有効である。

(3) 子会社・関連会社の新規設立

平成7年4月以降に設立または保有した子会社及び関連会社数を記入してください。

（年度）

区　　分		新規設立（保有）社数	
		国　内	海　外
分社化によるもの	921	社	社
株式・資産の保有によるもの	922	社	社
その他（上記以外）	923	社	社

(4) 関係会社への投資額等

（年度末現在）

区　　分			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
国　内	関係会社への投融資残高	931							
	うち関係会社への出資金残高	932							
海　外	関係会社への投融資残高	941							
	うち関係会社への出資金残高	942							

○通商産業省告示第二百十七号

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業者等の創業並びに研究開発及びその成果の利用等に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成八年五月八日

通商産業大臣　塚原　俊平

中小企業者等の創業並びに研究開発及びその成果の利用等に関する指針

我が国経済は、企業活動の国際化の進展やアジア地域の急速な経済発展等を背景に、我が国企業の海外生産の増大や海外からの部品調達の拡大等が進んでおり、地域経済の停滞等いわゆる産業の空洞化が生じることが懸念されている。また国内市場においては、既存市場の成熟化が進むとともに、今後の先行きに不透明なものがあり、国内市場の停滞感が指摘されている。こうした中で、製造業、小売業を中心に開業率が低下傾向にあり、中小企業者の数は減少している。一方、現在の我が国は、技術的又は経済的に多くの面で既に欧米先進国と同等の水準に達し、世界経済の先頭集団の一員となったことにより、後発者利益が得られなくなってきている。これらを背景として、我が国は来るべき二十一世紀に向けて自ら新たな経済の地平を切り開いていくべき時期にあり、世界からもこれを期待されている。

こうした我が国経済の状況の中で、将来に向かっての発展を実現するためには、我が国経済のこのような構造的な変化を単に克服すべき困難な課題としてではなく、新たな事業機会の拡大の契機として捉え、次代を担う新たな事業分野の開拓に積極的に取り組むことが必要である。このためには、新たに事業を起こすことや、新製品の開発、生産工程の改善並びに新たなサービス、流通方式及びソフトウェア等の生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発及びその成果の事業化を通じた創造的事業活動が必要であり、その担い手として、企業家精神に富み、迅速な意思決定等小回りのきく中小企業、創業者が期待されるところである。

活発な創業や中小企業による研究開発等事業の実施に見られる創造的事業活動は、産業構造の変革の先駆けとなるものであり、新たな産業の芽を育て、経済社会全体の創造的挑戦の雰囲気を醸成し、ひいては我が国経済の長期的発展基盤の維持に資するものである。また、下請企業においても、我が国経済の構造変化に対する今後の対応として、付加価値・品質の向上や新製品・新分野開拓を行おうとする者が多くなっていることから、親企業への提案能力の向上や取引先の多角化、下請取引依存度の低下といった下請企業の自立化の観点も含め、中小企業の創造的事業活動を促進することが必要である。

この指針は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「本法」という。）に基づき、以上のような考え方に立脚して創造的事業活動を行う上での基本的方向性（一号及び三号）を提示するとともに、研究開発等事業計画に係る所要の事項（二号）及び関連する施策を総合的に推進するために関係機関等が配慮すべき事項（四号）を定めるものである。

一　新たな事業分野の開拓に関する事項

我が国経済の構造的変化の中で、新たな事業分野の開拓を考えるに当たっては、市場ニーズ

(3) 技術取引 (年度)

種類			件数 導入	件数 供与	支払金額 (千億 百億 十億 億 千万 百万円)	受取金額 (千億 百億 十億 億 千万 百万円)
特許・実用新案権	国内	621	件	件		
	海外	622	件	件		
意匠権	国内	623	件	件		
	海外	624	件	件		
著作権	国内	625	件	件		
	海外	626	件	件		
その他	国内	627	件	件		
	海外	628	件	件		

(注1) 件数、金額とも当該年度の導入・供与件数及び支払・受取金額を記入してください。
(注2) 導入件数、供与件数は無償のものを含めて記入してください。

8 親会社、子会社・関連会社の状況

(1) 親会社の出資比率、名称、所在地等

貴社の資本金または出資金の50%を超えて出資している親会社の貴社に対する出資比率等を記入してください。

なお、名称、所在地等については、今回初めて調査票を提出される場合、または平成7年4月以降に親会社に関して変更があった場合のみ記入してください。

(年度末現在)

貴社に対する親会社の出資比率 ○小数点第1位まで記入してください。→	904	. %

親会社の名称	
親会社の所在地	都道府県　市区郡　区町村　番番地 ○国内の場合は都道府県番号を記入してください。→ 901 ○海外企業の場合は国分類番号を記入してください。→ 902
親会社の業種名	(　　　) ○業種分類番号を記入してください。→ 903

(注) 都道府県番号、国分類番号及び業種分類番号は「企業活動基本調査用分類表」を参照してください。

平成8年調査

(2) 子会社・関連会社の保有状況

貴社の子会社数及び関連会社数を記入してください。 (年度末現在)

出資比率別			業種分類番号	子会社・関連会社の数 国内(計)	海外(計)	アジア	中近東	ヨーロッパ	北アメリカ	ラテンアメリカ	アフリカ	大洋州
子会社	100%	911										
	100%未満～50%超	912										
関連会社	50%以下～20%以上	913										

(注1) 記入欄が足りない場合は補助用紙に記入し、右端に貼付してください。
(注2) 休眠中の会社は、含めないでください。

(4) 製造品の生産委託状況（年度）

① 生産委託の有無

貴社では製品、部品、原材料などの製造、加工などを他の企業に委託（生産委託）しましたか。該当する番号に○を付け、「生産委託した」場合は、下欄②または③に記入してください。（商業事業者が生産委託している場合もすべて含みます。）

441
1. 生産委託した → 外注加工の形態によっている（②へ）
　　　　　　　　→ 外注加工以外の形態によっている（③へ）
2. 生産委託していない

② 外注加工の形態によっている場合、外注先企業数と外注加工費を記入してください。

区分		外注先企業数
国内	451	社
海外	452	社

区分		外注加工費						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
国内	453							
海外	454							

③ 外注加工以外の形態（製造委託）によっている場合、相手先企業数と製造委託費を記入してください。

区分		製造委託先企業数
国内	461	社
海外	462	社

区分		製造委託費						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
国内	463							
海外	464							

6 調査及び研究開発

(1) 調査費　（年度）

内容		千億	百億	十億	億	千万	百万円	関係会社への委託割合
調査費	501							
うち委託調査費	502							%

(2) 研究開発費　（年度）

内容		千億	百億	十億	億	千万	百万円	関係会社の割合
自社研究開発費	511							
委託研究開発費	512							%
受託研究費	513							%

7 技術の所有及び取引状況

(1) 自己開発特許権等の所有、使用状況　（年度）

種類		開発所有（年度末現在）	使用のもの（年間）	うち、自己開発のもの
特許・実用新案権	601	件	件	件
意匠権	602	件	件	件

(2) クロスライセンスの契約件数・特許件数　（年度）

区分		契約件数	特許件数	
			受取	引渡
国内	611	件	件	件
海外	612	件	件	件

5 企業間の取引及び海外取引

(1) 売上高、仕入高の国内・海外別取引

(年度)

区分			取引額								うち、関係会社							
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
売上高	国内	401																
	海外	402																
	計	403																
仕入高	国内	404																
	海外	405																
	計	406																

(注1) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。
(注2) 403の取引額については、3ページの306の数字と一致します。

(2) 地域別の取引

(年度)

地域別		海外への売上高(海外支店の売上高を含む)							海外からの仕入高(海外支店の仕入高を含む)						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
アジア	411														
中近東	412														
西ヨーロッパ	413														
旧ソ連、東欧	414														
北アメリカ	415														
ラテンアメリカ	416														
アフリカ	417														
大洋州	418														
計	419														

(注1) サービス取引(運輸、通信、建設、保険、金融、情報、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等)については含めないでください。
(注2) 地域区分については、「企業活動基本調査用分類表」の「国分類表」に従って記入してください。

(3) 商品類別の取引

(年度)

商品類別		海外への売上高(海外支店の売上高を含む)							海外からの仕入高(海外支店の仕入高を含む)						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
食料品	421														
原材料	422														
鉱物性燃料	423														
化学製品	424														
繊維製品	425														
非金属鉱物製品	426														
金属及び同製品	427														
一般機械	428														
電気機器	429														
輸送機器	430														
精密機器	431														
その他商品	432														
計	433														

(注1) サービス取引(運輸、通信、建設、保険、金融、情報、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等)については含めないでください。
(注2) 商品類別区分については、「企業活動基本調査用分類表」の「商品類別分類表」に従って記入してください。

(4) 売上高の内訳

売上高について、その内訳を次の①～④に「企業活動基本調査用分類表」の品目分類または事業分類の区分に従って、売上高または収入額の多い順番に、その分類番号、主要な取扱品名または事業の具体的な名称及び金額を記入してください。

(注) ア．品目または事業の内訳金額は、それぞれの売上高または収入額全体に占める割合が95％の金額を超えるまで必ず分類区分してください。
　　イ．残りの金額は、その内訳が多分野にわたる場合は、分類区分を省略して「990その他」－「996その他」に一括計上しても差し支えありません。
　　ウ．同一分類に属するものは1行にまとめて記入し、記入欄が足りない場合は補助用紙に記入し、左端（または右端）に貼付してください。

① 自社製造品・製造品売上高（(1)の①②の内訳）　(年度)

331 売上高上位より	品目分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9 9 0	その他								
	計（＝301＋302）									

② 加工賃収入額（(1)の③の内訳）　(年度)

332 収入額上位より	品目分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9 9 2	その他								
	計（＝303）									

③ 仕入商品売上高（(1)の④の内訳）　(年度)

333 売上高上位より	品目分類番号	主要品名 (1・2)	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
		(卸売・小売)								
		(卸売・小売)								
		(卸売・小売)								
		(卸売・小売)								
		(卸売・小売)								
	9 9 3	その他 (卸売・小売)								
	9 9 9	外国間商品販売								
	計（＝304）									

(注) 商品の販売が「卸売」か「小売」かについて（　）内に○を付けてください。

④ その他の事業収入額（(1)の⑤の内訳）　(年度)

334 収入額上位より	事業分類番号	主要事業名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9 9 6	その他								
	計（＝305）									

3 資産・負債及び資本並びに投資

(1) 資産・負債及び資本

(年度末現在)

科目			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
資産	流動資産	201								
	うち期末製品・商品棚卸高	202								
	固定資産	203								
	うち有形固定資産	204								
	うち土地	205								
	うち投資等資産	206								
	繰延資産	207								
	資産合計	208								
負債及び資本	負債	209								
	うち固定負債	210								
	資本	211								
	うち法定準備金	212								
	うち剰余金(△欠損金)	213								
	負債及び資本合計	214								

(注) 資産合計 (208) =負債及び資本合計 (214)

(2) 有形固定資産の増減

(年度)

区分		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
有形固定資産の当期取得額	221								
うち土地	222								
有形固定資産の当期除却額	223								
うち土地	224								

4 事業内容

(1) 売上高及び費用等

(年度)

科目			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
売上高	① 自社鉱産品売上高	301								
	② 自社製造品売上高	302								
	③ 加工賃収入額	303								
	④ 仕入商品売上高	304								
	⑤ その他の事業収入額	305								
	合計	306								
営業費用	売上原価	307								
	販売費及び一般管理費	308								
営業外損益	営業外収益	309								
	営業外費用	310								
経常利益(△損失)		311								
税引後当期利益(△損失)		312								

(2) 費用の内訳(特掲)

(年度)

科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
広告宣伝費	321								
情報処理・通信費	322								
賃借料	323								
荷造運搬費	324								
給与総額(賞与、退職金を含む)	325								
減価償却費	326								
租税公課	327								
支払利息・割引料	328								

(注) 給与総額及び減価償却費には、販売費及び一般管理費に属する経費と製造原価に属する経費の合計額を記入してください。

(3) リース契約により使用している設備

(年度)

科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
支払リース料	329								

(注) リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

平成8年調査

2　事業組織及び従業者数

(1)　事業組織別事業所数及び常時従業者数

（年度末現在）

区分				事業所数	常時従業者数(人)
本社・本店	本社機能部門	調査・企画部門	101		
		情報処理部門	102		
		研究開発部門	103		
		国際事業部門	104		
		その他の部門（総務・経理・人事等）	105		
	現業部門	鉱山事業部門	106		
		製造事業部門	107		
		商業事業部門	108		
		その他の部門（上記以外）	109		
	計		110		
本社・本店以外	国内（本社・本店併設のものを除く）	鉱業事業所	111		
		製造事業所	112		
		商業事業所（鉱業、製造業の支社、営業所を含む）	113		
		飲食店	114		
		研究所	115		
		情報処理センター	116		
		商品展示所・サービスセンター	117		
		倉庫、輸送・配送センター	118		
		その他	119		
	海外（支所、支店、駐在所等）		120		
合計			121		

（注1）「本社・本店」の事業所数については、「本社・本店計（110）」のみ記入してください。「常時従業者数」については、各部門ごとに記入してください。

（注2）「本社・本店以外」については、各事業所（海外を含む）ごとに「事業所数」「常時従業者数」とも記入してください。

（注3）「常時従業者数の合計（121）」と(2)の男女別従業者数における「常時従業者の計（131）」の数値は一致するよう記入してください。

(2)　男女別従業者数

（年度末現在）

区分		男(人)	女(人)	計(人)
常時従業者（有給役員及び常時雇用者）	131			
うち、パートタイム従業者	132			
その他の従業者（臨時・日雇雇用者）	133			

（注1）常時従業者には、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者及び当該年度末の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用した者）の数を記入してください。

（注2）パートタイム従業者とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、常時従業者のうち一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い者をいいます。

（注3）その他の従業者には、1か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者の数を記入してください。

平成８年通商産業省企業活動基本調査

㊙　指定統計 第118号

企業活動基本調査票

（平成８年６月１日現在）

1　企業の概要

項目	コード	記入欄		
(1)企業の名称		（フリガナ）		電話番号（代表）（　　　）　局　　番
(2)本社又は本店の所在地		郵便番号（　　－　　）　都道府県　市区郡　区町村　丁目　番番地　号　（ビル名）		
(3)平成８年６月１日現在の資本金額又は出資金額	011	千億・百億・十億・億・千万・百万円	貴社の資本金に占める外国資本の比率を記入してください。	外資比率（小数点第１位まで記入）012　．　％
(4)企業の設立形態及び設立時期	013	今回初めて調査票を提出される場合、または平成７年４月以降変更があった場合のみ該当する番号を選んで○を付け、（　）内に設立年を記入してください。 1．合併　2．分割　3．企業組織の変更　4．新たに設立　5．その他 設立年（西暦４桁：　　　年）		
(5)企業の決算月	014	年１回　　月	年２回　　月、　　月	

項目	記入欄		
調査票申告者（企業の代表者）の氏名		記入者の氏名	
本票の記入内容の照会に回答される人（記入者）の所属部署及び所在地	所属部署 電話（　　　）　局　　番（内線）　　番 連絡先所在地（本社・本店の所在地と異なる場合のみ記入してください。）		

備考欄（記入内容について、特記すべき事項があれば記入してください。）

消費税の取扱い（□内に✓で記入）
税抜き□

（この欄は、通商産業省が使用します。）

通商産業省

☆　この調査は、統計法（昭和２２年法律第１８号）に基づく指定統計調査で、調査対象となった企業は申告の義務があります。

☆　この調査票は、統計を作成するために使われるもので、申告者に利害関係を生じるような目的に使用されることはありません。ありのままの姿を記入してください。

☆　調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票の記入手引」に従って、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。
　なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。

☆　調査票は、１部を貴社の所在地域を管轄する通商産業局（沖縄県にあっては沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部）宛に、返信用封筒にて郵送で提出してください。
また、１部は貴社の控えとして、必ず保管してください。

☆　調査票は、平成８年７月１５日までに提出してください。

☆　消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。
ただし、会計処理上、税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、備考欄にその旨を記入してください。

一、型式承認番号　第K九六四七号
二、名称　矢崎計器株式会社
三、住所　東京都港区三田一丁目四番二八号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四八号
二、名称　唐津精器株式会社
三、住所　佐賀県唐津市大良字渕の元三〇一番地一
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四九号
二、名称　唐津精器株式会社
三、住所　佐賀県唐津市大良字渕の元三〇一番地一
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五〇号
二、名称　唐津精器株式会社
三、住所　佐賀県唐津市大良字渕の元三〇一番地一
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五一号
二、名称　広島金門株式会社
三、住所　広島県東広島市八本松町飯田一四八四—一四
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五二号
二、名称　広島金門株式会社
三、住所　広島県東広島市八本松町飯田一四八四—一四
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五三号
二、名称　広島金門株式会社
三、住所　広島県東広島市八本松町飯田一四八四—一四
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五四号
二、名称　中部精器株式会社
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五五号
二、名称　和歌山精器株式会社
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五六号
二、名称　和歌山精器株式会社
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六五七号
二、名称　和歌山精器株式会社
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第SAC九六二号
二、名称　株式会社　堀場製作所
三、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町二番地
四、特定計量器の種類　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計

一、型式承認番号　第SC九六二号
二、名称　株式会社　堀場製作所
三、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町二番地
四、特定計量器の種類　化学発光式窒素酸化物濃度計

一、型式承認番号　第SE九六一号
二、名称　株式会社　堀場製作所
三、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町二番地
四、特定計量器の種類　ジルコニア式酸素濃度計

一、型式承認番号　第SS九六一号
二、名称　株式会社　堀場製作所
三、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町二番地
四、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

○通商産業省告示第二百十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成八年四月十二日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日

通商産業大臣　塚原　俊平

一、型式承認番号　第H九六四号
二、名称　テルモ株式会社
三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

一、型式承認番号　第H九六五号
二、名称　テルモ株式会社
三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

○通商産業省告示第二百十六号

通商産業省企業活動基本調査規則（平成四年九月二十二日通商産業省令第五十六号）第七条第二項の規定に基づき、企業活動基本調査票の様式を次のように定める。

なお、平成七年通商産業省告示第百七十一号（通商産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件）は廃止する。

平成八年五月七日

通商産業大臣　塚原　俊平

四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六二五号
二、名称　株式会社　竹中製作所
三、住所　大阪府大阪市生野区中川西一丁目一番五一号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六二六号
二、名称　株式会社　白沢製作所
三、住所　福島県安達郡白沢村長屋字蒿清田一番地五
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六二七号
二、名称　株式会社　白沢製作所
三、住所　福島県安達郡白沢村長屋字蒿清田一番地五
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六二八号
二、名称　株式会社　白沢製作所
三、住所　福島県安達郡白沢村長屋字蒿清田一番地五
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六二九号
二、名称　白河精機株式会社
三、住所　東京都板橋区前野町三丁目一番一号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三〇号
二、名称　白河精機株式会社
三、住所　東京都板橋区前野町三丁目一番一号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三一号
二、名称　白河精機株式会社
三、住所　東京都板橋区前野町三丁目一番一号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三二号
二、名称　株式会社　金門製作所
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三三号
二、名称　株式会社　金門製作所
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三四号
二、名称　株式会社　金門製作所
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三五号
二、名称　株式会社　金門コルッ
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三六号
二、名称　株式会社　金門コルッ
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三七号
二、名称　株式会社　金門コルッ
三、住所　東京都板橋区志村一丁目二番三号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三八号
二、名称　東洋ガスメーター株式会社
三、住所　富山県新湊市本江二七九五番地
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六三九号
二、名称　東洋ガスメーター株式会社
三、住所　富山県新湊市本江二七九五番地
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四〇号
二、名称　東洋計器株式会社
三、住所　長野県松本市和田三九六七番地一〇
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四一号
二、名称　愛知時計電機株式会社
三、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目二番七〇号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四二号
二、名称　愛知時計電機株式会社
三、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目二番七〇号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四三号
二、名称　愛知時計電機株式会社
三、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目二番七〇号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四四号
二、名称　関西ガスメータ株式会社
三、住所　大阪府大阪市東成区東小橋二丁目一〇番一六号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四五号
二、名称　関西ガスメータ株式会社
三、住所　大阪府大阪市東成区東小橋二丁目一〇番一六号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六四六号
二、名称　関西ガスメータ株式会社
三、住所　大阪府大阪市東成区東小橋二丁目一〇番一六号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

第91—55142号	有限会社アルプス計器	長野県上水内郡信州新町大字竹房285	直流電源装置
第91—55143号	ファミリー株式会社	大阪府大阪市東淀川区東中島1—17—26	電気マッサージ器
第91—55144号	松和電器株式会社	三重県松阪市広陽町17	直流電源装置
第91—55145号	滋賀小林精工株式会社	滋賀県野洲郡野洲町大篠原2026	〃
第91—55146号	エムアンドジー株式会社	大阪府大阪市淀川区三国本町1—16—56	〃
第91—55147号	株式会社寺田ポンプ製作所	奈良県大和高田市東雲町3—17	電気ポンプ

〇通商産業省告示第二百十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成八年四月九日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月一日

通商産業大臣　塚原　俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—24428号〜第41—24431号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	配線用遮断器
第41—24432号	〃	〃	分電盤ユニットスイッチ
第91—55100号	株式会社泉精器製作所	長野県松本市大字笹賀3039	直流電源装置
第61—17152号〜第61—17153号	サンヂアンインターナショナル株式会社	東京都台東区台東1—31—7	蛍光灯用安定器
第41—24434号	藤岡ニューロング工業株式会社	栃木県下都賀郡藤岡町藤岡4254	差込みプラグ
第61—17154号〜第61—17157号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	蛍光灯用安定器
第91—55148号	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4—3—9	直流電源装置

〇通商産業省告示第二百十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成八年五月七日

通商産業大臣　塚原　俊平

番号	名称	住所	指定の期間
2793	株式会社西商	山口県下関市彦島江の浦町一丁目五番十七号	平成八年三月十一日から平成九年三月十日まで

〇通商産業省告示第二百十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成八年四月四日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月七日

通商産業大臣　塚原　俊平

一、型式承認番号　第D九六二号
二、名称　恵藤計器株式会社
三、住所　千葉県千葉市美浜区新港一四二番地三
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三号
二、名称　函館度量衡株式会社
三、住所　北海道函館市末広町一〇番一六号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六四号
二、名称　本郷計測機株式会社
三、住所　北海道函館市末広町一〇番三号一〇番地の六
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六五号
二、名称　株式会社　山新計量器工業所
三、住所　北海道札幌市中央区南一六条西七丁目一番五号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六六号
二、名称　株式会社　千葉
三、住所　北海道釧路市南大通四丁目二番四号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六七号
二、名称　平和衡機株式会社
三、住所　群馬県高崎市問屋町三丁目五番地の五
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六八号
二、名称　株式会社　松川計量器店
三、住所　新潟県新潟市小金町五六番地一七
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六九号
二、名称　株式会社　メジャーテックツルミ
三、住所　神奈川県川崎市川崎区大島二丁目七番一〇号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三〇号
二、名称　長野県度量衡株式会社
三、住所　長野県岡谷市堀ノ内二丁目一〇番七号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三一号
二、名称　中央チバスケール株式会社
三、住所　千葉県印旛郡白井町平塚二七四二番地
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三二号
二、名称　有限会社　ワーク衡業
三、住所　東京都江戸川区鹿骨四丁目二五番一二号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三四号
二、名称　株式会社　田中衡機工業所
三、住所　新潟県三条市南新保六番四七号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三五号
二、名称　有限会社　小山はかり工場
三、住所　長野県松本市渚四丁目一二番四号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三六号
二、名称　有限会社　岩淵衡機製作所
三、住所　茨城県水戸市柳町一丁目一四番地三号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九六三七号
二、名称　有限会社　東立機工
三、住所　神奈川県横浜市鶴見区矢向三丁目二番一七号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第H九六一号
二、名称　テルモ株式会社
三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

一、型式承認番号　第H九六二号
二、名称　テルモ株式会社
三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

一、型式承認番号　第H九六三号
二、名称　テルモ株式会社
三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

一、型式承認番号　第K九六二三号
二、名称　株式会社　竹中製作所
三、住所　大阪府大阪市生野区中川西一丁目一番五一号
四、特定計量器の種類　ガスメーター

一、型式承認番号　第K九六二四号
二、名称　株式会社　竹中製作所
三、住所　大阪府大阪市生野区中川西一丁目一番五一号

○通商産業省告示第二百七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の三に基づき、第一種ガス用品の検定等を行う機関を指定する告示（昭和四十六年通商産業省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成八年五月一日から適用する。

平成八年五月一日

通商産業大臣 塚原 俊平

第一種ガス用品の検定等を行う機関を指定する告示(昭和四十六年通商産業省告示第百九十四号)の一部を次のように改正する。

㈠中、イからニまでを次のように改め、ホを削る。

イ 開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器

ロ 開放式又は半密閉式ガスストーブ

ハ 半密閉式ガスバーナー付ふろがま

ニ ガスふろバーナー

○通商産業省告示第二百八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第八十九条第一項の規定に基づき、平成八年四月九日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月一日

通商産業大臣 塚原 俊平

一、型式承認番号 第Q九六一号

二、名称 欧姆龍（大連）有限公司

三、住所 中華人民共和国大連市経済技術開発区松江路三号

四、特定計量器の種類 アネロイド型血圧計（電気式）

一、型式承認番号 第Q九六二号

二、名称 欧姆龍（大連）有限公司

三、住所 中華人民共和国大連市経済技術開発区松江路三号

四、特定計量器の種類 アネロイド型血圧計（電気式）

一、型式承認番号 第Q九六三号

二、名称 欧姆龍（大連）有限公司

三、住所 中華人民共和国大連市経済技術開発区松江路三号

四、特定計量器の種類 アネロイド型血圧計（電気式）

一、型式承認番号 第Q九六四号

二、名称 欧姆龍（大連）有限公司

三、住所 中華人民共和国大連市経済技術開発区松江路三号

四、特定計量器の種類 アネロイド型血圧計（電気式）

○通商産業省告示第二百九号

工業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）第六十四条又は第六十五条及び第六十五条の二（同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和三十六年通商産業省告示第六十一号（工業標準化法施行規則に基づく指定商品の公表ならびにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示許可（承認）申請書および表示の様式等を指定）の一部を次のように改正する。

平成八年五月一日

通商産業大臣 塚原 俊平

別表第二ヘヤドライヤの項を、次のように改める。

ヘヤドライヤ	C九六一三	一製品ごと	表面	浮き出し、又は証紙若しくは銘板を付ける。	直径五ミリメートル以上のJISマーク 許可番号 製造業者名（又は略号）
		一包装ごと	外面	印刷し、又は銘板を付ける。	直径一五ミリメートル以上のJISマーク 許可番号 製造業者名（又は略号）

○通商産業省告示第二百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百四十三条の認定をしたので、同法第百五十九条第十六号の規定に基づき、告示する。

平成八年五月一日

通商産業大臣 塚原 俊平

計量法第百四十三条の規定に基づく認定事業者の認定

認定番号	事業の区分	認定事業に係る計量器の校正等の事業の範囲	認定事業者の名称	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
0063	長さ	校正用ブロックゲージであって校正範囲が〇・五ミリメートル以上二百五十ミリメートル以下のもの	新日本製鐵株式會社	八幡製鐵所西日本キャリブレーションセンター 福岡県北九州市戸畑区飛幡町一番一号
0064	長さ	校正用ブロックゲージであって校正範囲が〇・五ミリメートル以上二百五十ミリメートル以下のもの	財団法人日本品質保証機構	中部試験センター師勝試験所 愛知県西春日井郡師勝町大字薬師寺字山浦五十三番地の一
0065	質量	分銅及びおもりであって校正範囲が一ミリグラム以上二十キログラム以下のもの	株式会社島津製作所	試験計測事業部 京都府京都市中京区西ノ京桑原町一番地

○通商産業省告示第二百十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成八年四月九日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成八年五月一日

通商産業大臣 塚原 俊平

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—24433号	ユーヨー化成株式会社	大阪府寝屋川市河北中町3—14	アダプター
第91—55141号	有限会社都生田	神奈川県横浜市青葉区上谷本町111—3	電気乗物

の防備

㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月三十一日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡三野町大字芝生字長谷一四一七の一一、一四一八の一、一四一八の二八、字鎌谷一四一一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百四十九号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十九条第四項の規定に基づき、平成七年十二月十八日農林水産省告示第二千三十四号（平成八年産米穀の政府買入価格を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月三十日　　農林水産大臣　大原　一三

六を八とし、五を七とし、四の次に次のように加える。

五(一)　この表の価格は、裸の米穀の価格であって、包装込みの米穀の価格は、この表の価格に、次の表の上欄に掲げる包装の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた額とする。

包装の区分			金額
			円
麻袋	第一種麻袋	A麻袋（一回も使用したことのない麻袋で、食糧庁長官が別に定める検収規格に適合するもの。以下同じ。）	二〇三
		B麻袋（一回使用したことのある麻袋で、食糧庁長官が別に定める検収規格に適合するもの。以下同じ。）	一八六
		C麻袋（A麻袋及びB麻袋以外の麻袋で、食糧庁長官が別に定める検収規格に適合するもの。以下同じ。）	一五二
	第二種麻袋	A麻袋	一三〇
		B麻袋	九三
		C麻袋	七六
	第三種麻袋	A麻袋	一三〇
		B麻袋	九三
		C麻袋	七六
樹脂袋	第一種樹脂袋		二〇〇
	第二種樹脂袋		一三〇
	第三種樹脂袋		一三〇
紙袋	第一種紙袋		八二
	第二種紙袋		八二

（注1）　この包装の区分は、農産物規格規程第一の一の(三)、二の(三)及び三の(二)に規定する規格の区分による。

（注2）　この包装代には、消費税相当額を含むものとする。

(二)　(一)に掲げる包装以外の包装入りの米穀の価格は、この表の価格に、農林水産大臣が別に定める額をそれぞれ加えた額とする。

六　農産物検査法第十二条第一項の規定により検査手数料を納付して検査を受けた米穀を政府が買い入れた場合には、この表の価格に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を支払う。

区分			金額
			円
玄米	(一)　三〇キログラムを超え六〇キログラム以下の包装のもの	一包装につき	五〇
	(二)　三〇キログラム以下の包装のもの	一包装につき	二五
	(三)　(一)及び(二)に掲げるもの以外のもの	一トン当たり	七九〇
精米	(一)　三〇キログラムを超え六〇キログラム以下の包装のもの	一包装につき	五〇
	(二)　三〇キログラム以下の包装のもの	一包装につき	二五
	(三)　(一)及び(二)に掲げるもの以外のもの	一トン当たり	七九〇
もみ	(一)　二〇キログラムを超え四五キログラム以下の包装のもの	一包装につき	五〇
	(二)　二〇キログラム以下の包装のもの	一包装につき	二五
	(三)　(一)及び(二)に掲げるもの以外のもの	一トン当たり	七九〇

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月三十一日　　農林水産大臣　大原　一三

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田郡中津江村大字栃野字マチ五六の二二から五六の二四まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県南海部郡鶴見町大字梶寄浦字中ノ谷六二・一四五の一・一四七・一九五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四五の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県直入郡久住町大字白丹字西稲葉八五二四の二、八五二四の三、八五二五の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県南海部郡鶴見町大字梶寄浦字中ノ谷二〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇〇の二、字居村二〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇二の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び鶴見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月三十一日　　農林水産大臣　大原　一三

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県大野郡野津町大字泊字古川三〇九六の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分郡野津原町大字入蔵字亀ノ上二三九・二四二・二四三の二・二四八・二四九の二・二五二の二・二五六・二五九・二六〇・二六二の二（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）、二四九の一、南海部郡本匠村大字因尾字ナシノ木平一五一一・一五一四・字迫屋敷一五一五・一五二九・一五三一から一五三四まで・字村木一五三六・一五三七・一五四〇・一五四四・一五四五・字ハゲグチ一五四六・一五四七・字ツバノ一五四八・一五四九・字ツル瀬一五五〇・字大ツエ一五五六の一・一五五六の二・字ハゲ一五五七の一・字キヒドノ一五五八の二・一五五九・字ツルブチ一五五五の一・一五六一の二（以上二五筆について次の図に示す部分に限る。）、一五五五の二
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　林道用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県南海部郡本匠村大字因尾字ハゲ一五五七の二（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　林道事業用地とするため

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分郡庄内町大字高岡字鳴沢水六八二の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため

五(一)　解除に係る保安林の所在場所　大分県大野郡緒方町大字中野字横平上一一三六・字城山一一六六・一一六八・一一六九・一一七〇・一一七一・一一七二の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出

冬キャベツの部南高の項を削る。

夏秋きゅうりの部石狩中部の項及び後志北部の項を削り、同部五戸の項中「五戸町」を「五戸町、倉石村、新郷村」に改め、同部鹿沼の項を削り、同部芳賀南部の項の次に次のように加える。

佐波伊勢崎	群馬県	伊勢崎市 佐波郡の内 赤堀町、東村、境町、玉村町

夏秋きゅうりの部山添山間の項、岡山備南の項、東備の項、阿新の項、豊前の項及び天草の項を削り、同部中

「

天草上島	熊本県	天草郡の内 大矢野町、松島町、有明町

」を

「

あまくさ	熊本県	天草郡の内 大矢野町、有明町、新和町、河浦町

」に

改める。

冬春きゅうりの部佐波東の項を削り、同部佐波伊勢崎の項中「玉村町」を「東村、境町、玉村町」に改める。

秋冬さといもの部姶良北部の項を削る。

夏だいこんの部鰺ケ沢の項の次に次のように加える。

車力	青森県	西津軽郡の内 車力村

夏だいこんの部飛騨北濃の項中「大野郡の内 丹生川村、清見村、荘川村、朝日村」を「大野郡の内 丹生川村、清見村、荘川村、朝日村 吉城郡の内 宮川村」に改め、同部高野の項の次に次のように加える。

むつみ	山口県	阿武郡の内 むつみ村

秋冬だいこんの部石狩中部の項中「札幌市 恵庭市」を「恵庭市」に改め、同部二州の項及び五條吉野の項を削り、同部萩山の項の次に次のように加える。

むつみ	山口県	阿武郡の内 むつみ村

秋冬だいこんの部波野の項を削る。

たまねぎの部長崎県北の項の次に次のように加える。

水俣・芦北	熊本県	水俣市 葦北郡の内 田浦町、芦北町、津奈木町

夏秋トマトの部吉城の項中「吉城郡の内 古川町、国府町、河合村、神岡町、上宝村」を「吉城郡」に改める。

冬春トマトの部佐波伊勢崎の項中「玉村町」を「東村、境町、玉村町」に改め、同部中

「

甘木	福岡県	甘木市
八女山門	福岡県	八女市 筑後市 山門郡の内 瀬高町

」を

「

筑前あさくら	福岡県	甘木市 朝倉郡の内 夜須町
八女	福岡県	八女市 筑後市 八女郡の内 黒木町

」に

改め、同部宇城の項中「宇土郡」を「宇土市 宇土郡」に改め、同部さつまの項の次に次のように加える。

饒波	沖縄県	島尻郡の内 豊見城村

夏秋なすの部丹波の項中「氷上郡の内 春日町」を「氷上郡」に改め、同部佐賀北部山麓の項及び佐賀西部の項を削る。

春夏にんじんの部なんさつの項を削る。

冬にんじんの部箱根の項及び岡山の項を削る。

秋冬ねぎの部十和田の項の次に次のように加える。

津軽西部	青森県	西津軽郡の内 稲垣村、車力村

秋冬ねぎの部伊勢の項の次に次のように加える。

鳥取いなば	鳥取県	鳥取市 岩美郡の内 国府町、岩美町、福部村 八頭郡の内 郡家町、河原町、用瀬町 気高郡の内 気高町、鹿野町、青谷町

春はくさいの部渡島中部の項及び豊南の項を削り、同部島原の項の次に次のように加える。

布津	長崎県	南高来郡の内 布津町

秋冬はくさいの部石狩中部の項中「札幌市 恵庭市」を「恵庭市」に改め、同部中

「

伊勢崎・境	群馬県	伊勢崎市 佐波郡の内 境町

」を

「

佐波伊勢崎	群馬県	伊勢崎市 佐波郡の内 東村、境町

」に

改め、同部但馬の項を削り、同部洲本の項中「五色町」を「津名町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町」に改め、同部加茂川の項を削る。

ばれいしょの部津名西部の項中「一宮町、五色町」を「津名町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町」に改め、同部岡山の項及び石井の項を削る。

夏秋ピーマンの部たむらの項中「三春町、滝根町、船引町」を「三春町、滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町」に改め、同部長水の項の次に次のように加える。

たじま	兵庫県	豊岡市 城崎郡の内 城崎町、竹野町、香住町、日高町 出石郡の内 出石町、但東町

夏秋ピーマンの部阿蘇の項中「蘇陽町、高森町」を「蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村」に改める。

冬春ピーマンの部東串良の項中「串良町、東串良町」を「串良町、東串良町、吾平町」に改める。

ほうれんそうの部西根の項の次に次のように加える。

大崎東部	宮城県	志田郡の内 松山町、鹿島台町 遠田郡の内 涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町

ほうれんそうの部中

「

境	群馬県	佐波郡の内 境町

」を

「

佐波伊勢崎	群馬県	伊勢崎市 佐波郡の内 東村、境町

」に

改め、同部伊勢崎の項及び熊本の項を削る。

春レタスの部仲多度北部の項中「善通寺市」を「善通寺市 仲多度郡の内 琴平町」に改める。

冬レタスの部丸亀の項を削り、同部中

「

善通寺	香川県	善通寺市 仲多度郡の内 琴平町

」を

「

仲多度北部	香川県	丸亀市 善通寺市 仲多度郡の内 琴平町、多度津町

」に

改める。

十三号）第二十五条第三十二項第一号及び第三十九条の七第三十項第一号の規定に基づき、昭和五十四年七月二日農林水産省告示第九百四号（租税特別措置法施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する区域を定める件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

「第二十五条第二十九項第一号」を「第二十五条第三十二項第一号」に、「第三十九条の七第二十大項第一号」を「第三十九条の七第三十項第一号」に改める。

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の前に次の一号を加える。

九　畜産環境整備特別対策事業

第十二号を削り、第十三号中「担い手育成畜産基盤総合整備事業」を「畜産基盤再編総合整備事業」に改め、同号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

○農林水産省告示第八百四十号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項及び砂糖の価格安定等に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第十条の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を定めたので、同法第七条第二項の規定により当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき三六、一二〇円

適用期間　平成八年六月一日から六月十五日まで

○農林水産省告示第八百四十一号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十八条の二第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を定めたので、同条第六項において準用する同法第七条第二項の規定により当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二一、〇三五円
うち消費税額分　三、五二五円

適用期間　平成八年六月一日から六月十五日まで

○農林水産省告示第八百四十二号

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十二条の十四第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定により当該農林水産大臣が定める額及びその適用期間を告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

農林水産大臣が定める額　一キログラムにつき七百八十円

適用期間　平成八年六月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第八百四十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次のように生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第八百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成八年五月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第八百四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成八年五月九日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十大条第一項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第八百四十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第八百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、平成八年五月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成八年五月二十九日　　農林水産大臣　大原　一三

内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第八百四十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月十八日農林省告示第九百五十号（野菜生産出荷安定法に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成八年五月三十日　　農林水産大臣　大原　一三

夏秋キャベツの部空知中央の項中「岩見沢市 美唄市 三笠市」を「岩見沢市」に改め、同部上富良野の項の次に次のように加える。

由　仁	北海道　夕張郡の内 由仁町

夏秋キャベツの部鹿追の項の次に次のように加える。

芽　室	北海道　河西郡の内 芽室町

冬キャベツの部富来の項を削り、同部泉南の項中「泉南市 泉南郡の内 阪南町」を「泉南市 阪南市 泉南郡の内 熊取町」に改め、同部宗像の項の次に次のように加える。

白　石	佐賀県　杵島郡の内 白石町、福富町、 有明町

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、網走西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　干害の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、網走西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十二条第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める林業機械を次のように定める。

平成八年五月二十四日　農林水産大臣　大原　一三

フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ及びタワー付き集材機のうち、地域の自然的条件及び林業事情からみて森林施業の効率化又は森林施業における身体の負担の軽減及び事業主の事業の合理化を促進するために特に普及を図る必要があると認められるものとして都道府県知事が定めるもの

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十七日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　大分県大分郡庄内町大字長野字野原一九五二の七一・一九五二の七三から一九五二の八二まで・一九五二の一二七・一九五三の一・豊後高田市大字佐野字丸山四八三九（以上一四筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　大分県北海部郡佐賀関町大字白木字秋ノ江二〇四の一・二〇四の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁並びに豊後高田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十七日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県大津市上田上平野町字大塚五〇〇の四、五〇〇の五、五〇一の一七、上田上中野町字西山七四〇の四、七四一の三から七四一の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十七日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市富野二二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十七日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市富野二二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高知市仁井田字並松三三六八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　社会教育施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県賀茂郡河内町大字入野字獅子伏山一二九七の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び河内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県田方郡修善寺町修善寺字南山四一八三の二から四一八三の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中頸城郡清里村大字青柳字深山二一七四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　ダム用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中頸城郡清里村大字青柳字深山二一七四・北蒲原郡黒川村大字下荒沢字胎内山一二〇一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　ダム事業用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県北蒲原郡黒川村大字下荒沢字胎内山一二〇一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　ダム事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四

宮崎県北諸県郡三股町大字長田字蓮川四八二三、四八二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに都城市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成八年五月二十四日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字松ノ平四六四八の二一

(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字今村五二四五、五二四九

(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字鳥越一二九七の一、一二九七の二、一二九八、一二九九、一三〇〇の二、一三〇一、一三一〇の二、一三一三の一

(四)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字一ノ瀬二三八二の一

(五)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次に図に示すとおりとする。）

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字下尾村八七二一の四

(六)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字日平五一〇〇丙二九、五一一七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、五ヶ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月二十四日　農林水産大臣　大原　一三

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市大字上三財字長迫・字川平・大字三納字吹山・字大山・大字穂北字山浦・大字南方字椎原・大字寒川字浅藪（以上七字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、一ッ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県串間市大字大平字池ノ河原（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、広瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎郡田野町字標葉・字桂谷（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び田野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月二十四日　農林水産大臣　大原　一三

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県宗像市大字野坂字磯辺六二一の一、六二三の一、六二五、字綿打六五七の一、六六六、六六七、六七五、字子下し一一四四、字醴葉一三二七、大字河東字相原二三五四、二三五五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、福岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月二十四日　農林水産大臣　大原　一三

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道三笠市・岩見沢市・芦別市・恵庭市・千歳市（以上五市国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石狩空知地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、網走東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(三) 解除の理由　林道用地とするため

三(一) 解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市上市字大原一七八八の四

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　無線施設用地とするため

四(一) 解除に係る保安林の所在場所　岡山県玉野市田井二丁目四四六四の七九、四四八五の九、井原市野上町字太刀洗四三六の一五から四三六の一八まで、東江原町字尾部後口五九五三の一四、五九五三の一五、川上郡成羽町大字羽山字仁後向一〇一の五から一〇一の七まで

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 解除の理由　道路用地とするため

五(一) 解除に係る保安林の所在場所　岡山県浅口郡里庄町大字新庄字茶臼三六五七の一一、三六五七の六三、三六五七の六四

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 解除の理由　保健衛生施設用地とするため

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭郡落合町大字上河内字榎俗三八一五の二、字別当三八二一の三、三八二一の四

二 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三 解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　香川県大川郡長尾町前山字吉佐古谷二七二五の一九

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　林道用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　香川県仲多度郡満濃町大字炭所西字論ヶ原三四五五の一・大字吉野字五毛高丸四一六一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三豊郡詫間町大字詫間字城場七四〇〇の三、七四〇一の一二、字須田七四二七の六、七四七四の二、七四二七の五・七四二七の八・七四二九の四・七四四九の三・七四五〇の四・七四五〇の五・七四五四の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 解除の理由　林道用地とするため

三(一) 解除に係る保安林の所在場所　香川県三豊郡詫間町大字大浜字南山乙二八八の三、乙二八九の七

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真アンタカ原八九五の一二（国有林。）

(二) 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由　道路用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　沖縄県国頭郡恩納村字谷茶谷茶原一七九の三・字恩納ガンヂ原七六二八の二（以上二筆国有林。）

(二) 保安林として指定された目的　潮害の防備

(三) 解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一 保安施設地区の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西都市大字尾八重字戸屋ヶ花一九九五の一、二〇〇四の三

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西都市大字尾八重字黒松一八三五の八、一八三六の三

(三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西都市大字上揚字征矢抜四八の一、字土屋六七の三

(四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県西都市大字南方字鉾峰二八

(五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字椎葉三六五

(六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県児湯郡木城町大字中之又字覧木一〇一の二

二 指定の目的　土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、一ッ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四 指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに西都市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一 保安施設地区の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県都城市安久町四二七八の二、四二七八の一二、四二七八の一三のロ、四二七八の七四

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県都城市梅北町一一五〇九、一一五一〇の一、一一五一〇の三、一一五一二の一、一一五一二の二、一一五一四

(三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域、標柱七号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一三号から標柱二三号までを順次結んだ線及び標柱一三号と標柱二三号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県都城市安久町四二六三の三、四二六三の八

(四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県北諸県郡高城町大字四家字簑野一七六七の二、一七六七の一〇

(五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮崎県北諸県郡山田町大字山田字坂ノ上七九七の一

(六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

カーネーション	コンドレラ	ラボラトアール ド フィジオロジー ヴェジェタル エタブリスマン メルブレ ブラン
カーネーション	イロエ	ラボラトアール ド フィジオロジー ヴェジェタル エタブリスマン メルブレ ブラン
カーネーション	ロンボレイ	ラボラトアール ド フィジオロジー ヴェジェタル エタブリスマン メルブレ ブラン
カーネーション	アリスター	ラボラトアール ド フィジオロジー ヴェジェタル エタブリスマン メルブレ ブラン
カーネーション	サーモンローランド	株式会社ミヨシ
カーネーション	ミーチ	株式会社ミヨシ
ほうせんか	ユスカバ	株式会社サカタのタネ
ほうせんか	ヒーザーミスト	株式会社サカタのタネ
ほうせんか	ベラ	株式会社サカタのタネ
ほうせんか	イノセンス	株式会社サカタのタネ
ジゴカクタス	サウンドメモリートーカイ	石田正幸
ジゴカクタス	ファーストストーリートーカイ	石田正幸
ジゴカクタス	ユニバースストーカイ	石田正幸
ジゴカクタス	サンビーチトーカイ	石田正幸
ジゴカクタス	シュークハートトーカイ	石田正幸
ジゴカクタス	ブライダル77トーカイ	石田正幸
ジゴカクタス	フローレンストーカイ	石田正幸
シクラメン	うすべにのかほり	株式会社ミヨシ
シクラメン	サンピク	株式会社ミヨシ
シクラメン	パープル ピクトリア	株式会社ミヨシ
シンビジウム	キャピック レッド アサヒ	千葉市
シンビジウム	スワラード マイナナ	金山順佳
シンビジウム	ピンク オン ピンク・ウフフ	神谷政臣
シンビジウム	エンドレス スノー	東海市
ファレノプシス	サワディ ハ	日高順富
ファレノプシス	サワディ カ	日高順富
ばら	タンリカス	京成バラ園芸株式会社
コルヌス	紅富士	石川久雄、萩原俊慶、山下信夫
コルヌス	筑波の峰	石川久雄、萩原俊慶、山下信夫
ひのき	瀧久井しだれ	神奈川県
ひのき	丹沢しだれ	神奈川県
ひのき	足柄しだれ	神奈川県

2　出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要

出願品種ごとの出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省農産園芸局種苗課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中頸城郡中郷村大字二本木字大日五一二の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県両津市大字北小浦字横根山四九四（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県佐渡郡金井町大字中興字と子山乙三五三四の一・乙三五三四の一四三・乙三五三四の一四九・大字泉字和泉山甲一二二三の二〇・相川町大字小川二二八〇の一・二二八二・二二八九の二から二二八九の六まで・二二三〇六の六から二二三〇六の九まで・二二三〇七（以上一六筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県上越市大字中ノ俣字濁谷一二五七の一・両津市大字北小浦字まん高平四九七・字長上げ四九八から五〇〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土地の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県両津市大字東立島字河内四六八の一・字坂居横地四六九・佐渡郡相川町大字石花一二六三の一・六二・一二六四・一二六五・一二六六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　林道用地とするため

五㈠　解除に係る保安林の所在場所　新潟県東頸城郡浦川原村大字虫川字焼町一七五四の三、大字中猪子田字沢入九二六の二、松代町大字小池字家ノ向一六一七の三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県和気郡吉永町笹目字大師谷五六の三・和気町日笠上字塔ケ須一八五九の三・字大谷一八六一の六（以上三筆国有林。）、一八六一の五、一八六一の七、一八六一の九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　岡山県英田郡大原町川上字戸谷二〇二九の二七、字大原谷二〇四八の一六

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭郡勝山町大字星山字六サコ五一五の三、五一七の三、字蒲ケニコ五一八の三、苫田郡鏡野町越畑字萱苅場二八の三（国有林）、字日除二九の二から二九の四まで

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

○農林水産省告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県甘木市大字下秋月字高内（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝倉郡上部大平村大字東上一三の一、一三の三、一三の一一、一三の一二
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女郡矢部村大字北矢部字縦欄二六九四の三・二七一六・二七一八・二七二三（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡杷木町大字赤谷字浦川内一五〇九・一五二五の二・一五二八・一五三四の二・一五四〇の二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、一五一八の二、一五二五の三から一五二五の六まで、一五二五の八、一五二六の一、一五二六の二、一五二七、一五四〇の三から一五四〇の五まで、一五六四の二、字犬岳一五七三の二（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁並びに甘木市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川市大字猪国字ハチゴ田二四三七の一（次の図に示す部分に限る。）、朝倉郡小石原村大字小石原字アラコ一七四四の二、一七七八の一二、一七七八の一三
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡小石原村大字小石原字水浦（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一八五四の二・一八五四の三（以上二筆国有林。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　河川管理施設用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県嘉穂郡嘉穂町大字屏字アマツツミ六一三の二、六一五の三、六一五の四、六一六の二、六二三の二、六二四の二、六二五の二、六二六の二、六二六の三、六二八の三、六二九の三、六二九の四、六三〇の二、六三一の二、六四三の二、六四六の二、六四七の二、六四八の二、六四八の三、六四九の二、六五〇の二、六五一の一、六五一の一二、六五三の二、六五四の二、六五五の二、六五五の三、六五六の二、六五八の二、六六七の三〇から六六七の三三まで
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像郡玄海町大字上八字下浜山・大字田野字上浜山・大字江口字浜・大字神湊字下瀬（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　風害の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

五㈠　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宗像郡玄海町大字上八字下浜山・大字田野字上浜山・大字江口字浜・大字神湊字下瀬（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁並びに田川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡宝珠山村大字宝珠山字岩屋四一四四の九
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百十六号

種苗法施行規則（昭和五十三年農林水産省令第十七号）第十条第一項の規定に基づき、種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十条第一項の品種登録をすることが適当であると認める出願品種を次のとおり公表する。

平成八年五月二十三日

農林水産大臣　大原　一三

1　農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称

農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称
稲	湘南3号	全国農業協同組合連合会
大麦	きぬか二条	麒麟麦酒株式会社
かんしょ	ヒタチレッド	農業研究センター
ばれいしょ	サクラフブキ	北海道
そば	信永レッド	永田栄一
いんげんまめ	いちず	カネコ種苗株式会社
大豆	トヨホマレ	北海道
だいこん	紅閣	岡本博行
かんきつ	おおいた早生	大分県
かんきつ	はれやか	果樹試験場
かんきつ	ミホコール	果樹試験場
すもも	ハニーローザ	果樹試験場
もも	明星	雨宮英幸
なし	にっこり	栃木県
りんご	シナノスイート	長野県
アスター	サンワカ　ピンク	株式会社ミヨシ
アスター	プチ　ディープ　ピンク	株式会社ミヨシ
ストック	真珠の詩	坊田賀太郎
かすみそう	ニューフェイス	宮本仁郎
かすみそう	キキョ	株式会社ミヨシ、麒麟麦酒株式会社
はぼたん	瀬戸の舞姫	久保芳夫
ガーベラ	プレスンピ	第一園芸株式会社
ガーベラ	プレレピ	第一園芸株式会社
カランコエ	ハーベストムーン	小林功
カランコエ	ヘメリンプール	小林功
きく	伊勢の錦	瀬生昌一
スターチス	トールエミール	株式会社ミヨシ
カーネーション	メドレー	ラボラトアール　ド　フィジオロジー　バ ヴェジェタル　エタブリスマン ルブレ　エ　ブラン

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日　農林水産大臣　大原　一三

一 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那郡坂下町上野字椴ノ木六〇一の五（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　公共施設用地とするため

二 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岐阜県各務原市各務字車洞六八〇二の二・六八〇二の五・六八〇三の一・六八〇五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　社会福祉施設用地とするため

三 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市茄子川字鯉ケ平一一四二の一四（次の図に示す部分に限る。）、益田郡萩原町羽根字宮谷二八五五の二・字上平二八六五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　農道用地とするため

四 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上郡美並村大字三戸字畑歩岐一三七二の二から一三七二の六まで（以上五筆国有林。）
㈡ 保安林として指定された目的　落石の危険の防止
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日　農林水産大臣　大原　一三

一 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岐阜県益田郡下呂町小川字古屋敷二三八八の四二から二三八八の四四まで・二三八八の五二・二三八八の五七・二三八八の六三・二三八八の六九から二三八八の七四まで・二三八八の七七から二三八八の八〇まで（以上一六筆国有林。）、二三八八の五三
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

二 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣郡糸貫町大字上保字船来山一一五二の一（次の図に示す部分に限る。）、一一五二の二、一一五二の五
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び糸貫町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日　農林水産大臣　大原　一三

一 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市福田町福田字入谷二八七の六、二八七の七、二九七の四から二九七の六まで、二九八の四、三〇六の二、三〇七の二、字菅山四四九の二、四五〇の二、四五一の二、四五二の二、四五七の二、四五八の二から四五八の四まで、四五九の四、四五九の五、四六三の二、四六三の三、津山市荒神山字下種向フ五三〇の八、五三〇の一三、五三〇の一四、五三一の四、真庭郡川上村大字西茅部字中山北一六八〇の一〇三、字中山東一六八四の九四、一六八四の九五、一六八四の九七、一六八四の九八、一六八四の一〇一、苫田郡富村大字富西谷字塔滝一七〇六の一五、字赤瀬の上一七〇七の二
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

二 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市土田字山端山一三五四の一〇一から一三五四の一〇三まで
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　送電施設用地とするため

三 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県邑久郡邑久町虫明字トロヶ山二三四の二、二三四の四
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　農道用地とするため

四 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市杉谷字行田一二八七の四、井原市神代町字西伏村一〇九四の二七、一〇九四の二八、一〇九四の三一、西方町字鹿地山一三八の一三から一三八の一六まで
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

五 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県邑久郡邑久町虫明字小原二三三の二、二三五の二、字トロヶ山二三七の三、二三七の四、二三八の二から二三八の四まで、二三九の五、二三九の六、字治郎兵衛山三五六の四
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日　農林水産大臣　大原　一三

一 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市坂本字中鈩一九〇二の一七、千屋字ワル谷三の五、字茶屋四の五七から四の五九まで、苫田郡富村大字富西谷字立尾大滝二五一五の三〇から二五一五の三二まで
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

二 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐郡瀬戸町宿奥字横谷七八の二、勝田郡勝田町大町字登尾南平二三二五の三、字大谷頭二三二七の三、字上ノ迫ヨリ下二三四四の四、字桑ノ木迫ヨリ下二三五三の三、久米郡柵原町吉ヶ原字家ノ奥二二八の二、二三〇の三、字休石谷二六九の二
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　送電施設用地とするため

三 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県御津郡加茂川町上田東字柏尾向一一一一の八、一一一一の一一、一一一一の一二、細田字岩目一九四九の五
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　農道用地とするため

四 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐郡熊山町可真下二二六四の七三、瀬戸町万富字大平二二八六の三、二二八七の五、二二八七の六、二二八九の三、鍛冶屋字大風一六三七の二、一六三八の三
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　電気通信施設用地とするため

五 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市福田町広江字音山九四九の三
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　無線施設用地とするため

六 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市芳賀一六九一の二八、一六九三の二九、一六九三の三〇、赤磐郡吉井町滝山字下戸屋二の五
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため

七 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市連島町連島字横山四〇三六の二、赤磐郡吉井町黒本字水落一七一一の二、字西ケ市二〇八七の二、字徳明二一一六の三
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　送電施設用地とするため

八 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県吉備郡真備町大字妹字川原谷三一五九の二、三一五九の三、三一六〇の三、三一六一の三
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　鉄道用地とするため

九 ㈠ 解除に係る保安林の所在場所　岡山県玉野市槌ケ原字下知ケ谷三〇九四の一三、三〇九四の一四、田井二丁目四四六四の五七
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月二十二日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　滋賀県伊香郡木之本町大字金居原字登谷五二二三、五二二三の一、五三三四の一から五三三四の三まで、五三三四の二六、五三三四の三〇から五三三四の三七まで、五三三四の四〇、五三三四の五一、五三三四の六三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、湖北地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間および樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び木之本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月二十二日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　福島県大沼郡会津高田町大字東尾岐字村中乙一一五三三、乙一一五三四、乙一一五三五、乙一一五三六の一、乙一一五三六の二、乙一一五三七、乙一一五三九、字烏帽子嶽二六七二の三一、三島町大字浅岐字大清水一六五二の一（次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　福島県石川郡石川町大字中田字村松一九六、字内出三五の二、三六、三六の二、四一、一八三の一、一八八の一、一八八の三、一八九、二四六、二四八、二四九、岩瀬郡岩瀬村大字滝字不動山一の二〇

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村松一九六（次の図に示す部分に限る。）、字内出二四六、二四八、字不動山一の二〇

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、阿武隈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字植田字南沢一六三、一六四、一六八、一七〇、一七二、一七三、一七四の一、一七四の二、字堀ノ内五、七、八

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南沢一六四、一七二、一七三、一七四の一、一七四の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、奥久慈地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四㈠　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字坂田字大坪一三六、一三七の一、一三七の三、一三七の四、大字黒谷字東山二九六六の六二（次の図に示す部分に限る。）、大沼郡金山町大字西谷字堰場一八八七の二七、一八八七の三〇、一八九一の一、一八九一の二、大字八町字宇入八九五の三、八九五の七、八九五の八、八九六、九〇九の二、九〇九の三、大字玉梨字居平四七六から四七八まで、四九七、四九八、五二一、五二三、字滦原一一一三の二、大字中川字上野原一八〇から一八四まで、二〇七、二一一から二一四まで、二一八から二二四まで、字上野二九九から三〇一まで、三〇三、三二六から三三五まで、三三六の一、三三六の二、三三七、三三九から三五二まで、三五三の一、三五三の二、三五四から三五六まで、三五七の一、三五七の二、三五八から三六五まで、三六六の一、三六六の二、三六七から三七二まで、三七三の一、三七三の二、三七五から三七八まで、昭和村大字下中津川字大沢九九五六の一、字中島向九九六七から九九六九まで、九九七〇の一、三島町大字滝谷字白滝原一六七九の一・会津高田町大字西本字堂之越丙二六六の一・丙二六六の三・丙二六八の一・丙二七八・丙七二二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、丙二六八の二、丙二六九の一、丙二六九の二、丙二七一から丙二七五まで、丙七二二の三、大字吉田字白ハゲ丙七一二から丙七一四まで、丙七四〇、丙七四二から丙七五六まで、字小滝丙七五七、丙七五八、字小滝向丁九、丁一〇、丁一七

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大坪一三六、一三七の一、一三七の三、一三七の四、字堰場一八八七の二七、一八八七の三〇、一八九一の一、一八九一の二、字宇入八九五の三、八九五の七、八九五の八、八九六、九〇九の二、九〇九の三、字居平四七六から四七八まで、四九七、四九八、五二一、五二三、字滦原一一一三の二、字上野三〇三、三六六の二、三五五・三五六・三六七・三七八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字大沢九九五六の一、字中島向九九六七から九九六九まで、九九七〇の一、字堂之越丙七二二の一・字白ハゲ丙七一二・丙七四八から丙七五〇まで・字小滝丙七五七・丙七五八・字小滝向丁九・丁一〇・丁一七（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五㈠　保安林の所在場所　福島県郡山市田村町下道渡字南作一五五、一五六の二

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、阿武隈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁並びに郡山市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十二日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県武儀郡武芸川町大字谷口字寺尾三二〇七の二四、三二〇七の二六、三二〇七の四三から三二〇七の四六まで、三二〇七の四九、三二〇七の五一、三二〇七の五八から三二〇七の六五まで

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市鶴里町柿野字向島一九五三の四、一九五三の六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

大一一の六九、大二一の四、六二二の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第七百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県双三郡作木村大字香淀字滝之倉三五五の二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び作木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　福井県勝山市北郷町伊知地一〇八字上高平一の一から一の一〇まで（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　福井県坂井郡金津町清滝六七字南二ノ谷一の五
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡面河村笠方二八〇四の五、二七九七の二、二八〇一の二、二八〇一の三
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東宇和郡明浜町大字俵津一〇番耕地二二六・四二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び明浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県川之江市下川町字棒買乙四九の七、乙四九の八、乙四九の九、字大掛乙三四〇の六、乙三四一の三、乙三四三の二、金生町山田井字コッモ乙二二一〇の一〇、乙二二一〇の一一、乙二二一一の三、乙二二一一の四、乙二二一二の四、乙二二一二の七、乙二二一〇の一・乙二二一二の一・乙二二一二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、金田町半田字飼谷丁九七の二七、丁九七の五九から丁九七の六一まで、東宇和郡野村町大字野村一六号三五八の一（次の図に示す部分に限る。）、越智郡玉川町大字鈍川字大サコ庚六六八の三〇、庚六六八の三一
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県越智郡吉海町大字名二五五二の一、二五六七の四から二五六七の六まで、二五六八の一、二五六八の四、二五七一の四から二五七一の六まで、二五七二の三、二七三七の一、二七四七の三、三七五五の二、三七五六の三、三七五六の四、三七六三の三、三七六三の四、三七六八の二、三七六八の三、東宇和郡明浜町大字俵津一〇番耕地二二六（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡美川村黒藤川三七二二、三五九二・三五九四・三七一九・三七二一・三七二四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡吉田町大字立間字大明神三番耕地七三五の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　土地改良事業用地とするため
五㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県温泉郡中島町大字上怒和乙四五八（次の図に示す部分に限る。）、上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村五二四・一〇〇一・一〇〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに川之江市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南松浦郡岐宿町大字川原郷字塞ノ平・破工ノ窄・松畑（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　土地改良事業用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南高来郡小浜町木場字霧森嶽七四〇の一から七四〇の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防止
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月二十二日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　滋賀県東浅井郡浅井町大字高山字白谷一七一四、一七一四の一、一七一四の二、一七一四の三・一七一四の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七一四の四、一七二四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、湖北地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間および樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び浅井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月二十二日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡増穂町平林後草里三〇一二の七、三〇一二の八、三〇一八の二、身延町大崩字大寸場五六一、五六三、字後山六五〇、六五四、六五五、六五七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、富士川中流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二まで、三木市志染町戸田字北谷口一八九三の一・一八九三の七・一八九五の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
五㈠ 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県多可郡加美町奥荒田字奥山四九三の三八（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
六㈠ 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県神崎郡福崎町高岡字上ノ山一九六三の九（次の図に示す部分に限る。）、一九六三の四七
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁並びに三木市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　秋田県平鹿郡大森町八沢木字寄木一一の一一一、字松山下一四四の七から一四四の九まで
二 保安林として指定された目的　水源のかん養
三 解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所　香川県香川郡塩江町大字上西字焼堂甲一九七一の一三五・甲一九七一の一三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所　香川県仲多度郡琴南町造田字西川二九〇六の二三・字彫浦三三〇六の六六から三三〇六の七一まで・三三〇六の七三から三三〇六の七五まで・三三〇六の七七（以上一一筆について次の図に示す部分に限る。）、三三〇六の七二、三三〇六の七六、三三〇六の七八から三三〇六の八一まで
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
三㈠ 解除に係る保安林の所在場所　香川県観音寺市粟井町字上坂瀬四六六一の八、四六六四の二二、四六六四の二四、字坂瀬四六五八の八
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
四㈠ 解除に係る保安林の所在場所　香川県綾歌郡国分寺町国分字黒岩二九〇六の七、新居字猪ノ尻三八五四の一一九、三八五四の一二二から三八五四の一二四まで、三八五四の一二六、三八五四の一三三
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　農道用地とするため
五㈠ 解除に係る保安林の所在場所　香川県観音寺市粟井町上坂瀬四六六一の六・四六六四の一七・四六六四の一八（以上三筆国有林）、四六六四の一六（次の図に示す部分に限る。）、四六六一の五、字坂瀬四六五八の六・四六五八の七・四六五〇の九（以上三筆国有林）、四六五〇の八・四六五六の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四六五〇の七（次の図に示す部分に限る。）、四六五八の五
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　ダム用地とするため
六㈠ 解除に係る保安林の所在場所　香川県観音寺市粟井町字上坂瀬四六六四の一六（次の図に示す部分に限る。）、四六六四の一九・四六六四の二〇（以上二筆国有林）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　ダム事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁並びに観音寺市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所　和歌山県有田郡金屋町大字宇井苔字丸藪一三九の一・日高郡中津村大字三十井川字大又四六三の五・四六三の一〇・美山村大字上初湯川字鉢六七三の一・東牟婁郡古座川町西川字玉ノ川一六八一の一・松根字中突谷一八三一の一・熊野川町畝畑字大小場一二八四・字成地一二八五の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所　和歌山県日高郡美山村大字上初湯川字鉢六七〇の一一（国有林）、龍神村大字殿原字笠塔山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　無線施設用地とするため
三㈠ 解除に係る保安林の所在場所　和歌山県日高郡中津村大字三十井川字大又四六三の二（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
四㈠ 解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市上秋津字迫戸五四五の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　用水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁並びに田辺市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所　広島県双三郡君田村大字櫃田字宮東三四九の七、三五〇の二、三五三の二
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所　広島県双三郡作木村大字森山西字猪瀬五二九の五、五三〇の四、五三一の六、五三二の三、五三三の三、五三四の五、五三四の六、五三六の三、五三七の五、五三七の六、五三八の二
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
三㈠ 解除に係る保安林の所在場所　広島県御調郡御調町大字貝ヶ原字千畳敷三二九の二、三三〇の二、三三一の二、三三二の二、三三三の二、三三四の二、字大草田尻六八四の二
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　広島県御調郡久井町大字泉字ヒサケ岩一の五・一二の三・一五の二・一六の二・一七の二・一八の二・一九の二・二〇の二（以上八筆国有林）、一の六、一二の五、一六の四、一七の四、二〇の四、字木割場一三七六の二・一三七七の二・一三七八の二・一三七九の二・一三八〇の二・一三八一の二・一三八二の三・一三八三の三・一三八六の二・一三八六の五・一三八七の二・一三八八の二・一三八九の二・一三九〇の二（以上一四筆国有林）、一三八九の五、一三九〇の四、賀茂郡大和町大字上徳良字大久保五九八の四・五九八の五（以上二筆国有林）、五九八の六、字西奥山六一一の六三・六一一の六五・六一一の六六、六二一の二・六二一の三・六二二の二・六二二の三（以上七筆国有林）、六一一の六七、

木屋字我下山一六の一

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武隈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十七日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　山口県岩国市山手町二丁目一五〇の二六五、一五一の一、一五二の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十七日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　京都府宇治市白川鍋倉山一四の二から一四の四まで、一七の三、一九の二、二一の一、二一の八、二二の一〇、二二の一、二三の六、二六の二、二六の三

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十七日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字妙見寺字三本木一四二六の二、一四二六の三、字大沼平一七六二の四、東田川郡朝日村大字大網字土倉四〇の四八、四〇の五〇

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十七日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県美方郡村岡町大笹字野間五四三の一二（次の図に示す部分に限る。）、五五一の一、五五二・字泥池九三五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字風尾九三七の二、九三七の三、九三七の四・字鉢伏九三九の一・字丸岡九四〇・九四〇の八・美方町新屋字中サバ一四三二の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的　水源のかん養

三 解除の理由　国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野字三方界（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字松尾字満地五一六の二二・五一六の八二・北浦町大字三川内字動揺六一四三の一・西郷村大字山三ヶ字木浦三五二五・三六三一の七・三六三七・三六四一の一・三六四一の二・三六四一の四・三六四三の六（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　林道用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡須木村大字下田字下宇都・字鶴園（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　河川管理施設用地とするため

三(一) 解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　潮害の防備

(三) 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び宮崎市役所並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　島根県美濃郡美都町大字小原一一四四の一（次の図に示す部分に限る。）、邑智郡川本町大字三俣一七一の四

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　島根県那賀郡弥栄村大字三里八二〇四の一・八二二五の二・八二二五の三・八二二六・八二二七・八二三六から八二三八まで・八二四〇・八二四一・八二四三（以上一一筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的　水源のかん養

三 解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一 解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡日原町大字須川字登リヲ二五三九の二・字かやの木二五四〇の六・字杤ノ木ヶ迫二五四一の一・字杤木ヶ迫二五四二の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字引明二五四八の六、二五四八の七、字大目二五四九の四、二五五〇の四、二五五〇の五、字三拾枚ノ迫二五五一の三

二 保安林として指定された目的　水源のかん養

三 解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び日原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月二十一日　農林水産大臣　大原　一三

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県出石郡出石町口小野字瀞谷三六の二から三六の七まで、字坂ノ浦三七の五から三七の八まで

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　道路用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県神崎郡大河内町川上字ナガソウ八〇三の一〇・宍粟郡一宮町千町字大谷五〇九の二四・多可郡加美町寺内字入相山六一七の一・六一八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　林道用地とするため

三(一) 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県氷上郡山南町山本字篠ヶ峯一一四一の一三・多可郡加美町丹治字本坂五四九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　無線施設用地とするため

四(一) 解除に係る保安林の所在場所　兵庫県姫路市飾東町山崎字向山一六〇六の八三、一六〇六の八六、一六〇六の八七、字地蔵谷一六〇八の一九、一六〇八の二九から一六〇八の三

う登録格付機関の事業所の所在地

㈠　格付を行う区域
　全国の区域

㈡　格付を行う事業所の所在地
　横浜検査所
　神奈川県横浜市中区山下町百五十七番の二
　名古屋検査所
　愛知県名古屋市港区入船一丁目三番三十三号
　九州検査所
　福岡県福岡市博多区石城町七番二十三号

○農林水産省告示第七百八十二号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月十六日

農林水産大臣　大原　一三

業務を廃止した卸売業者の名称　全印東京世田谷青果株式会社
卸売の業務を行っていた市場　東京都中央卸売市場世田谷市場
取扱品目の部類　青果部
業務を廃止した年月日　平成八年三月三十一日

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町氷川字西澤六二〇（次の図に示す部分に限る。）、境字中山八九五

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、多摩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　東京都あきる野市留原字椚林五八五、五九五・字小林五九六・七二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八王子市上恩方町一〇三六、三一四一のロ、三一四一の八、三三〇二

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　上恩方町一〇三六、三一四一のロ、三一四一の八、三三〇二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、多摩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　福島県南会津郡伊南村大字小塩字入滝倉一四三二（次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　福島県伊達郡霊山町大字石田字馬舘山一の一、一の五

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字馬舘山一の五（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、阿武隈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　福島県南会津郡伊南村大字青柳字入山一四一五の一一、一四一五の一四、一四一五の一五、一四一五の一七、一四一五の二一、一四一五の二二、一四一五の三二、一四一五の五一、田島町大字長野字中大沢三三一三の一二、三三一三の一三、三三一三の一五から三三一三の一七まで、三三一九の三、三六八九の一から三六八九の三まで、字立ヶ沢山三三三五の一三から三三三五の一六まで、字入大沢三三四一の八から三三四一の一八まで、三三四一の二〇、大沼郡新鶴村大字小沢字離山乙八七四の三、乙八七八の一、甲一一六六、甲一一四四の二・字牛首乙八八九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、金山町大字小栗山字入萱場一二八九の一、字萱場一三二二

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字入山一四一五の二一、一四一五の三二、字入大沢三三四一の一一、字立ヶ沢山三三三五の一五・字中大沢三三一三の一六・字離山乙八七四の三・乙八七八の一・甲一一四四の二・甲一一六六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字入萱場一二八九の一、字萱場一三二二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、会津地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四㈠　保安林の所在場所　福島県いわき市川前町下桶売字庁ヶ作一〇八の四四、一一一、川前字栃棚三三の一、一〇一の七〇、一〇一の七五、一〇一の八三（次の図に示す部分に限る。）、一〇一の八九、一〇一の九五、相馬市山上字堀切一の三一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字庁ヶ作一一一、一〇八の四四・字栃棚一〇一の八三・一〇一の八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の一、一〇一の七五、一〇一の九五
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、磐城地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五㈠　保安林の所在場所　福島県いわき市小川町下小川字味噌野二三〇、二三一の四、二三二

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、磐城地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

六㈠　保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字富田字八斗蒔一二三の一

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、奥久慈地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

七㈠　保安林の所在場所　福島県伊達郡川俣町山

る直轄工事の公示）及び平成八年五月十四日農林水産省告示第七百七十四号（海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事の公示を一部改正する件）によりその施行を公示した海岸保全施設に関する直轄工事の一部を次のとおり完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき公示する。

平成八年五月十四日

農林水産大臣　大原　一三

工事の区域	工事の種類	工事完了の日
岡山県岡山市築港栄町十番の十一（宅地）地先の堤防海側北端から同市郡字西小路千三百九十八番（宅地）地先の堤防海側南端までの海岸に係る海岸保全区域のうち同市築港栄町十番の十一（宅地）地先の堤防海側北端（基点一）から一二八度二分距離八五九メートル地点を基点二とし、基点二から位置づけられるAからLまでを結んだ線及びLとAを結んだ線に囲まれた区域 A　基点二から一三六度二〇分六四・〇メートルの地点 B　Aから一三六度二〇分二〇五・〇メートルの地点 C　Bから二二六度二〇分七七・〇メートルの地点 D　Cから一三六度二〇分二五・〇メートルの地点 E　Dから二二六度二〇分五八・〇メートルの地点 F　Eから三一六度二〇分三九・〇メートルの地点 G　Fから二二六度二〇分八七・三メートルの地点 H　Gから三一六度二〇分一九一・〇メートルの地点 I　Hから四六度二〇分八七・三メートルの地点 J　Iから三一六度二〇分五二・〇メートルの地点 K　Jから四六度二〇分五八・〇メートルの地点 L　Kから一三六度二〇分五二・〇メートルの地点	海岸保全施設の新設及び改良	平成七年十二月六日

○農林水産省告示第七百七十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第一項の規定に基づき外国製造業者に係る承認を行ったので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年五月十五日

農林水産大臣　大原　一三

一　外国製造業者の名称及び住所
　ノールボード・ミシシッピ・インコーポレイテッド　アメリカ合衆国ミシシッピ州ガンタウン市一四五番ハイウェイ一一九四番地

二　格付の表示を付することができる農林物資の種類
　構造用パネル

三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
　ノールボード・ミシシッピ・インコーポレイテッド・ガンタウン構造用パネル工場　アメリカ合衆国ミシシッピ州ガンタウン市一四五番ハイウェイ一一九四番地

四　承認の年月日
　平成八年四月十七日

○農林水産省告示第七百七十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第三項の規定に基づき外国製造業者の認定を行ったので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年五月十五日

農林水産大臣　大原　一三

一　外国製造業者の名称及び住所
　ノールボード・ミシシッピ・インコーポレイテッド　アメリカ合衆国ミシシッピ州ガンタウン市一四五番ハイウェイ一一九四番地

二　格付の表示を付することができる農林物資の種類
　構造用パネル

三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
　ノールボード・ミシシッピ・インコーポレイテッド・ガンタウン構造用パネル工場　アメリカ合衆国ミシシッピ州ガンタウン市一四五番ハイウェイ一一九四番地

四　認定の年月日
　平成八年四月十七日

○農林水産省告示第七百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次のように生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月十五日

農林水産大臣　大原　一三

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成八年四月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成八年五月十五日

農林水産大臣　大原　一三

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成八年四月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成八年五月十五日

農林水産大臣　大原　一三

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百八十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり果糖についての登録格付機関を登録したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成八年五月十六日

農林水産大臣　大原　一三

一　登録年月日及び登録番号
　平成八年四月二十五日　第八十九号

二　登録格付機関の名称及び住所
　財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録格付機関が格付を行う農林物資の種類
　果糖

四　登録格付機関が格付を行う区域及び格付を行

○農林水産省告示第七百六十六号

農林水産省組織規程（昭和六十年農林水産省令第七号）第三百七条の規定に基づき、昭和四十八年四月十六日農林省告示第八百十八号（植物防疫所の支所及び出張所の名称、位置及び所掌事務を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日　農林水産大臣　大原　一三

「横浜植物防疫所札幌支所苫小牧出張所　苫小牧市　農林水産省設置法第八条第一項第一号の事務
横浜植物防疫所札幌支所室蘭出張所　室蘭市　農林水産省設置法第八条第一項第一号の事務」を
「横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所　苫小牧市　農林水産省設置法第八条第一項第一号の事務」に改める。

名古屋植物防疫所伏木支所内浦出張所、神戸植物防疫所広島支所呉出張所及び門司植物防疫所鹿児島支所三角出張所の項を削る。

○農林水産省告示第七百六十七号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項及び砂糖の価格安定等に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第十条の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を定めたので、同法第七条第二項の規定により当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき三六、五三〇円
適用期間　平成八年五月十六日から五月三十一日まで

○農林水産省告示第七百六十八号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十八条の二第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を定めたので、同条第六項において準用する同法第七条第二項の規定により当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二一、二八三円
うち消費税額分　三、五三三円
適用期間　平成八年五月十六日から五月三十一日まで

○農林水産省告示第七百六十九号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条第二項の規定に基づき、昭和二十六年十二月十三日農林省告示第四百四十七号（漁港法により漁港指定）等の一部を次のように改正する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

一　昭和二十六年十二月十三日農林省告示第四百四十七号（漁港法により漁港指定）の一部を次のように改正する。

宮城県の部の網地漁港の項の漁港の区域の欄を次のように改める。

牡鹿郡牡鹿町大字網地浜字網地七十四番に設置された標柱（原点）から二百六十三度三百五十六メートルの地点をイ点とし、イ点から三十四度六百五十二メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、原点から二十度五百八十メートルの地点をハ点とし、ロ点からハ点に引いた線（ロ線）、イ点から九十八度二百七十三メートルの地点（ニ点）に引いた線（ハ線）及び陸岸により囲まれた海面

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するハ線、同欄に規定するニ点から百十度八十八メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から四十九度二百二メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から五十九度二百五メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から二度二百六十九メートルの地点（チ点）に引いた線、同欄に規定するハ点からチ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しよ

二　昭和二十九年七月十二日農林省告示第四百八十五号（漁港指定）の一部を次のように改正する。

北海道の部の恵山泊漁港の項の漁港の区域の欄を次のように改める。

稚内市ノシャップ二丁目一千十九番一西角に設置された標柱（イ点）から二度百七十六メートルの地点をロ点とし、ロ点から二百八十五度二百八十五メートルの地点（ハ点）に引いた線（イ線）、同市ノシャップ三丁目九百八番一北東角に設置された標柱（原点）から二百二十三度三十分百二十三メートルの地点をニ点とし、ニ点から二百八十五度三百七十五メートルの地点（ホ点）に引いた線（ロ線）、ハ点からホ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から同欄に規定するロ点に引いた線、イ点から百五十四度百二十三メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から百四度九十五メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から百九十四度二十メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から二百八十四度百二十メートルの地点（リ点）に引いた線、同欄に規定するニ点からリ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

○農林水産省告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県下関市西観音町五八、六〇、六二、二三五の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市押込西平町三四九・三六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五〇、三五二の二、三五六の四、三六二の一、三六三の三、三六三の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県賀茂郡黒瀬町大字乃美尾字新池谷一一四の一（次の図に示す部分に限る。）、一一四の二、一一四の四から一一四の七まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び黒瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月十三日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県比婆郡比和町大字森脇字境谷二一四の五（国有林）、二一四の六、二一五、二一六、二一七の一、二二〇の一、二一四の三・二一八・二一九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、石川県輪島市空熊町ロ五（次の図に示す部分に限る。）、下管野九
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡甲山町大字伊尾字城ケ平六八六の三、六八六の一四
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに輪島市役所及び比和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、昭和五十五年四月五日農林水産省告示第四百四十九号（海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事の公示）の一部を次のとおり改正する。

平成八年五月十四日　農林水産大臣　大原　一三

表中「岡山県岡山市築港栄町十番の二(原野) 地先」を「岡山県岡山市築港栄町十番の十一（宅地）地先」に改める。

○農林水産省告示第七百七十五号

昭和五十五年四月五日農林水産省告示第四百四十九号（海岸法の規定に基づき海岸保全施設に関す

2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百五十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　島根県飯石郡赤来町大字下来島二六五〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び赤来町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百五十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　島根県美濃郡匹見町大字道川ロ五七八の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、高津川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び匹見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　島根県能美郡広瀬町東比田三一六一から三一六三まで、三一六五から三一六七まで、三二〇四、三二〇五、三二〇六の一から三二〇六の三まで、三二一二、三二一三、三二一四の一、三二一四の二、三二一五、三二三八から三二六一まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　秋田県由利郡鳥海町上笹子字篠沢四〇の一、四二、四三、四四、四六の一、四六の二、四七の一、四八の一、四九の一、五〇の一（次の図に示す部分に限る。）、五一、上川内字大ヒト一、六、七の一、八から一四まで、一六の八から一六の一三まで、一六の二〇、字甘糟一六、一七の一、一七の二、一七の一〇、一七の一一、一七の一七、一七の一九、一七の二一、字矢ノ峯一七の二〇から一七の二二まで、字大トウ一の五、字桐山一一の二、一三の一、矢島町立石字ホウカ沢二二、字冬道沢二五、二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大ヒト一、六、七の一、八から一四まで、一六の八から一六の一〇まで、一六の一三、一六の二〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、子吉川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字大滝沢三、四、六、二〇、二一の一、二二、二三、二四の一、二六、二七、二九の一、二九の三、字長倉沢七、一七、一八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　群馬県利根郡新治村大字入須川字違永二五六六の一、二五六六の三、二五六七、大字羽場字伊賀野一六三二、一六三三、一六三七、水上町大字大穴字森前五三三一、五三三三、五三三五、字坂上七〇二、七〇三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、利根上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七百六十四号
農林水産省組織規程（昭和六十年農林水産省令第七号）第四百三十六条第二項の規定に基づき、同項に規定する統計情報事務所を次のとおり指定する。
平成八年五月十一日　農林水産大臣　大原　一三
富山統計情報事務所
福井統計情報事務所
滋賀統計情報事務所
大阪統計情報事務所
奈良統計情報事務所
和歌山統計情報事務所
鳥取統計情報事務所
徳島統計情報事務所
高知統計情報事務所

○農林水産省告示第七百六十五号
農林水産省組織規程（昭和六十年農林水産省令第七号）第四百四十四条第二項の規定に基づき、同項に規定する北海道統計情報事務所を次のとおり指定し、平成五年四月一日農林水産省告示第二百九十八号（農林水産省組織規程第四百四十五条第二項に規定する北海道統計情報事務所を指定する件）は、廃止する。
平成八年五月十一日　農林水産大臣　大原　一三
札幌統計情報事務所

一 (一) 保安林の所在場所　鹿児島県国分市川原字池ノ上三三七九、三三八〇の一、三三八〇の二、三三八一、三三八一の一、三三八二の一、三三八三の一、三三八九、郡田字中平野三三八一〇の一、字上川内四〇八一の一、姶良郡蒲生町白男字左エヒラ二二四四の一、牧園町万膳字木場迫一三三〇の二、一三三一、字鈴慶松一三三四の七、字落水田二九四五の一、二九四八の四、加治木町西別府字宮田六六一、六六二の一、栗野町幸田字杢谷二四の二、二四の三、横川町中ノ字脇之迫五〇八七の一、字崩丸一八五四の一一、一八五四の一二、字存善一八六六の三、一八六六の七、隼人町小浜字丸岡五七二九、五七三二、五七三六、五七三九、字岩河五八九四の五、五八九四の七、吉松町川添字竹中一〇三〇の二、一〇三〇の四

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、姶良地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二 (一) 保安林の所在場所　鹿児島県垂水市牛根麓字大磯四三一八の一、四三二一の一、四三二三の一、四三二四、四三二五、四三二六の乙、四三二六のイ、四三二六のロ、四三三二、四三三二の乙、四三三三の一、四三三三のロ、四三三四の一、四三三五の一、肝属郡吾平町麓字前畑二八〇六の一、二八一六の一、佐多町郡字椋木一五三五、字馬場一五六〇の二

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、大隅地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三 (一) 保安林の所在場所　鹿児島県西之表市国上字浦田三五三の一六

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、熊毛地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四 (一) 保安林の所在場所　鹿児島県大島郡笠利町外金久字塩間一四六のロ、一四六の八、一四七、宇検村宇検字登加羅原一八九の一三、一九七、大和村名音字竹ン作八七二の一、八七四

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、奄美大島地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三

一 保安林の所在場所　徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字奥立川九八の一、一二五の二、一二五の三、一三三、板野郡土成町宮川内字角倉九の一

二 指定の目的　水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三

一 保安林の所在場所　佐賀県神埼郡三瀬村大字杠字田ノ字曽二二三〇六の一四七

二 指定の目的　水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び三瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三

一 保安林の所在場所　島根県能義郡広瀬町下山佐六九二の一、六九二の二、二九六七から二九七〇まで、二九七三から二九七五まで、四四三一、四四三三の一、東比田二七四五の四二から二七四五の四五まで

二 指定の目的　水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三

一 保安林の所在場所　島根県能義郡広瀬町東比田一八三七の一、一八四三の三、一八四四、一八四四の続一、一八四五の二、一八四六、一八五〇の一、一八五〇の二、一八五三、一八五三の内一、一八五九、一八六〇、一八六一の一、一八六一の二、一八六二から一八六六まで、三二二四から三二三六まで、三二三六の内一、三二三七の一、三二三七の内四、三二三七の八、三二八八、三二八九、三二八九の内二、三二八九の三、三二八九の四、三二九〇から三二九三まで、三二九四の一、三二九四の二、三二九五、三二九六、三二九九、三三〇〇、三三〇三から三三〇五まで、三三〇七の内二、三三〇九、三三一〇

二 指定の目的　水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三

一 保安林の所在場所　島根県飯石郡掛合町大字入間九五二の一、九五三の一、頓原町大字志津見六三七の一、六四七の一

二 指定の目的　水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

の一、八五の一、八五の二、九〇、字キシ一六五八から一六六一まで、字ノロウチ一〇七三の六（次の図に示す部分に限る。）、一〇七三の八、一〇七三の九、一〇七三の一〇・字城尾七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字州津蔵谷一〇〇二の一、一〇〇三、黒松九二一、一〇八四の三、一〇八五の二、一〇八六、一〇八七、前田一〇八八、一〇九〇、一一〇九、一一一〇、駒倉一一四〇の一、一一四〇の二、一一四三の一、一一四四、加茂七〇四三・七〇七八（以上二筆合併五九六。次の図に示す部分に限る。）、七〇四三・七〇七八（以上二筆合併六〇四。次の図に示す部分に限る。）、七〇四三・七〇七八（以上二筆合併六〇八。次の図に示す部分に限る。）、字小見一六三・二六一の五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥一〇三一の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字郷田山二四一六、字宇津良四七三四の二、字須津三八四（次の図に示す部分に限る。）、三八七の二から三八七の四まで、下大川内字上八迫二九六六の四、字上森三四五〇の一、武本字後藤屋敷一五七七九の一、川内市宮里町字西郷二九七二の一、二九七二の二、二九七二の七、字大谷二九七四の一、二九七四の五四、大口市平出水字加治原一九三九の二、字折小野一九六〇の一一、一九六〇の二三二、一九六〇の二九二、一九六〇の二九三、字谷口一九七七の二、一九七七の三、一九七九の一七、一九七九の二〇、一九七九の二一、一九七九の三四、一九八四、一九八四の一、一九八六の三、一九八六の四、一九八七の一、二〇〇八の一、二〇〇八の五、二〇〇八の六、二〇一〇の一九、二〇一〇の二五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後藤屋敷一五七七九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、北薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日

農林水産大臣　大原　一三

一(一)　保安林の所在場所　鹿児島県鹿児島市冷水町二一七の二、日置郡郡山町厚地字南平二二五一三、二二五一六、二二五一八の二、二二五一九の一、二二五二二、揖宿郡開聞町仙田字源九郎三五九、字荷辛路三六四の五、鹿児島郡吉田町東佐多浦字山中三一二一、三一一四、三一一二〇、三一一二二、三一一三三・三一一三〇・三一一三一・三一一三二・三一一三三（以上五筆合併。）、三一二四、三一二五、三一三四、本名字上楠元四四一九のイ（次の図に示す部分に限る。）、字下楠元四四七〇のロ、四四七二（次の図に示す部分に限る。）、三島村硫黄島字後崩二三八、字三ッ嶽二五〇、二五一、黒島字中落一二〇

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字木場田三〇八一の一、三一〇〇の二、三一一五の一六、三一一五の一七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、北薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　鹿児島県姶良郡牧園町万膳字瞬ノ迫二三七八の三、二三七九の一、福山町福山字大坪平三八九五の一、三八九五の二、三八九六の一、三九一五の一、隼人町松永字宇都三〇八六の一、字小宮田二六八五の一、字花山二九四九の一、二九五〇、二九五三、二九五五の一、吉松町般若寺字楢木二七四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瞬ノ迫二三七八の三、二三七九の一（次の図に示す部分に限る。）、字大坪平三八九五の一、三八九五の二、三八九六の一、三九一五の一、字宇都三〇八六の一、字小宮田二六八五の一、字花山二九四九の一、二九五〇、二九五三、二九五五の一、字楢木二七四

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、姶良地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　保安林の所在場所　鹿児島県垂水市海潟字大谷二六〇八の一、二六〇九の一、二六一〇の八、二六一〇の九、市木字柳ケ迫一八三〇、一八三二の一、一八三三、一八四七、一八四七の乙、高城字火ノ山一六五七の四四、一六五七の四六、一六五七の四七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、大隅地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

五(一)　保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡中種子町油久字松ノ隅五二三三の一、屋久町安房字樋ノ口二六三一の四一、字小流上二六七〇の二、二六七〇の三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、熊毛地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

六(一)　保安林の所在場所　鹿児島県大島郡瀬戸内町大字篠川字深山二一三の五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、奄美大島地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月十日

農林水産大臣　大原　一三

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、東三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一(一) 保安林の所在場所　佐賀県三養基郡基山町大字園部字本谷一三三三の二一、一三三三の三一（次の図に示す部分に限る。）、一三三三の三二、一三三三の八一、一三三三の一〇三、一三三三の一〇七、一三三三の一一七、一三三三の一二七、小城郡牛津町大字上砥川字浦田三七三三の一、三七四三の一
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　佐賀県東松浦郡浜玉町大字東山田字鄕別当三九四五の一、相知町大字平山上字池甲三三七の一、甲三三七の八、甲三三六の一、甲三三九四の五、甲三三九四の一〇、甲三三九四の一二、甲三三九四の三一、甲三三九四の三二、甲三三九四の一七一、大字田頭字長平一三四六の一、一三四六の二、一三五三の一、一三五五の三、一三五六、一三五七、一三五八の一、一三六三の一、一三六四、一三六五、一三六六の三、西松浦郡西有田町大木字黒岩甲一二八五の一六、甲一二八五の一七
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一 保安林の所在場所　徳島県徳島市多家良町中津峯一の一七三
二 指定の目的　水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一 保安林の所在場所　神奈川県逗子市沼間五丁目九〇四の一、九〇四の二、九〇五の一、九〇五の三、九〇五の四、沼間六丁目一〇六八、一〇六九のイ、一〇六九のロ、一一二〇の一、一一二〇の三から一一二〇の八まで、一一二〇の一〇から一一二〇の一八まで、足柄上郡山北町玄倉字立間五四九の一（次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
沼間五丁目九〇四の一、九〇四の二、九〇五の一、九〇五の三、九〇五の四、沼間六丁目一〇六八、一〇六九のイ、一〇六九のロ、一一二〇の一、一一二〇の三から一一二〇の八まで、一一二〇の一〇から一一二〇の一八まで
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに逗子市役所及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一(一) 保安林の所在場所　宮城県栗原郡花山村字草木沢上原一の八、字本沢天狗森三の七・三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、宮城北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町小斎字北町場一二五、一二六、一二七の六、一二七の七、一二八、一二九の一、一二九の二、一三〇、二七二の二
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、宮城南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一 保安林の所在場所　徳島県三好郡東祖谷山村字落合六〇四の三、六〇六の一、西祖谷山村字東山七九の一、八〇の三、八一の一・八二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八五の一、八五の二、九〇、山城町下名字キシ一六五八から一六六一まで、池田町白地字ノロウチ一〇七三の六、一〇七三の八から一〇七三の一〇まで、馬路字城尾七二、字州津蔵谷一〇〇二の一・一〇〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、井川町黒松九二一、一〇八四の三、一〇八五の二、一〇八六、一〇八七、前田一〇八八、一〇九〇、一一〇九、一一一〇、駒倉一一四〇の一、一一四〇の二、一一四三の一、一一四四、三加茂町加茂七〇四三・七〇七八（以上二筆合併五九六）、七〇四三・七〇七八（以上二筆合併六〇四）、七〇四三・七〇七八（以上二筆合併六〇八）、三好町大字東山字小見一六三、二六一の五〇、二六一の五六、三野町大字太刀野山字奥一〇三一の三
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字落合六〇四の三・六〇六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字東山七九の一、八〇の三、八一の一、八二

七・一六五二の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　三重県飯南郡飯高町大字下滝野字大鳥谷七九八・字大ボリ一六一八・大字田引字ミウ子二六六の一・大字粟野字小谷一三七六の一・大字富永字三峯九七九の二四・字鹿防九八一の五・九八一の六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　三重県飯南郡飯高町大字下滝野字岩ノ谷一五九一・字小別當一六〇七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び飯高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県神埼郡三瀬村大字三瀬字城山（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字山中一一九三の三・大字藤原字吉野山一一六の四・一一六のイ・一一六のホ・一一六のヌ・一一七・一一八のイ・一一九・一四八・一五〇・一五一の二・一五一のイ・一五一のハ・一五一のホ・一五一のヘ・一五一のチ・一五三・一五四のイ（以上一八筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び三瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定に基づき、平成八年三月十一日付けをもって次の農薬を登録し、登録票を交付した。
平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三
内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第七百四十一号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定に基づき、平成八年三月二十六日付けをもって次の農薬を登録し、登録票を交付した。
平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三
内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第七百四十二号
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定に基づき、次の農薬を再登録し、登録票を交付した。
平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三
内容省略(官報参照)

○農林水産省告示第七百四十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　佐賀県武雄市朝日町大字甘久字柏岳四六一五の一、四六一七、四六一八、大字中野字牛ノ谷六五七四の三、六五八八の二、六六二七の一五、多久市東多久町大字別府字大川内六七五七の五、六七五七の六、北多久町大字多久原字灰の元六八八〇、六九四八、六九五四の二
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字本部字黒牟田一五六三四、一五六三六の一、一五六四一、一五六四二、橘町大字芦原字鳴瀬四七七六、字山西五六八四の一〇七から五六八四の一〇九まで、多久市西多久町大字板屋三五四一の二、三五四五の三
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月十日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　愛知県東加茂郡旭町大字坪崎字ソンデ一の九から一の一六まで、一の一八
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町大字八橋字西知生一四の一（次の図に示す部分に限る。）、豊根村大字三沢字桑原沢一の二
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、東三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三㈠　保安林の所在場所　愛知県東加茂郡旭町大字八幡字長坂六二の七・六二の二二・六二の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六二の一、六二の五、六二の六、六二の八、六二の一〇から六二の一六まで、字根山六四の二（次の図に示す部分に限る。）、六三の一、六四の一、六五、七二の四、大字一色字井戸洞五一四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、五一四の四の一
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四㈠　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町大字西納庫字大澤三〇（次の図に示す部分に限る。）、豊根村大字三沢字大菅二八、三七の四、三七の一八

㈢　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石町大字牧字半田奥三八〇の四（次の図に示す部分に限る。）、岐阜県大野郡丹生川村大字折敷地字へヾ谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石町大字牧字半田奥三八〇の四（次の図に示す部分に限る。）、三八〇の五
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石町大字草木字星居山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡丹生川村大字折敷地字へヾ谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三〇四五（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡千代田町大字川戸字土助山九二七の四から九二七の六まで・字茅野山二七二の一四四・二七二の一五二・二七二の一五九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び千代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡加計町加計字引明四四八・字安河内三八九・三九〇・三九三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び加計町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県府中市木野山町字箱田山家ノ上一〇八五の四から一〇八五の六まで・一〇八五の一一・一〇八五の一四（以上五筆国有林）、芦品郡新市町大字藤尾三一四五の一二（国有林）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県賀茂郡福富町大字久芳字寨松一九五三の二五七（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡芸北町大字小原字今山四三の二、四五の二一から四五の二五まで、戸河内町字黒瀬六九八の三七、六九八の三八、神石郡油木町大字近田字上谷狐久保一〇一〇の二から一〇一〇の四まで
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　農道用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県府中市久佐町字ッカ丸二八六の一〇二から二八六の一〇四まで（以上三筆国有林）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

五㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県賀茂郡河内町大字中河内字敷地二七九の七・大字入野字篁山九六七・九七八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、福富町大字久芳字大須磨一七三一の三三四・一七三一の三八二・一七三一の三八七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県比婆郡西城町大字高尾字砥石ヶ谷二二七・二二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東城町大字森字平岩六〇七の一・六〇七の三・六〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市焼山町字壱枚折敷六〇五の九八
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡豊松村大字有木字岩見二三二三の五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市平野字谷田三七九の一・篠場字篠場山六七一の一・袋井市愛野字東野原二二九四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二九四の一四五、二二九四の一四六
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市篠場字篠場山六七一の一・袋井市愛野字東野原二二九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市平野字谷田三七九の一・篠場字篠場山六七一の一・袋井市愛野字東野原二二九四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日

農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市堀山下字一ノ沢一六五二の一・一六五二の

岡上字猿ノ羽根一五七三、一五七四、一五七六の一、一五七六の二、字トブラ沢一五七七の一、一五七七の五、字檜ノ坂一五八一、一五八三、一五八四、字木地一五八五、一五八六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、静岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三 一　保安林の所在場所　静岡県磐田郡水窪町山住四六五の一、四六五の一〇、引佐郡引佐町渋川字猪六クボ三九一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、天竜地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四 一　保安林の所在場所　静岡県藤枝市北方字深沢二二三〇三の二、二二三〇四の三、滝沢字平畑三一〇八の三・三一〇八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一一〇、三一一一の一、三一三五の一、瀬戸ノ谷字井戸沢八〇〇六の一から八〇〇六の三まで、八〇〇七、八〇〇八の一、八〇〇九の一、八〇〇九の三、八〇一〇の二、八〇一三、八〇一四の一、八〇一五、八〇二七の一、島田市伊太字上伊太九〇〇の一、九〇一、九〇五の一、身成字ホッノヤマ九三一の二、九三二、九三三の一、九三四、九三五、字シバガサキ九三八の二、字上関上一八八七の一、字大高一八八八、字東アマ沢一八九〇、字上ノ山下一八九三の一から一八九三の三まで、榛原郡榛原町勝田字柏ノ木谷二二三一八の一、二二三一八の二・二二三一八の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、静岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　指定施業要件を定めない森林の所在場所　字井戸沢八〇〇九の一、八〇〇九の三、八〇一〇の二、字上伊太九〇一・九〇五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　宮城県名取市高舘熊野堂字上横沢七五の一、岩沼市志賀字東大森五四、五五、五九の一、六〇の一、六一、六四から六七まで、六九の一、六九の二、字猪倉六八、六九、字萩の沢六〇、六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上横沢七五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三

一 (一)　保安林の所在場所　愛知県東加茂郡旭町大字閑羅瀬字松根二四、大字小渡字下平九の一、一〇、大字浅谷字平柴二二の三一、二二の三二、字ヒジリ平一三六の二、下山村大字花沢字井戸入二二の二、二三の二、二四の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字御園字野地七九、八五の三、八六、大字足込字吐原四六の二、大字振草字古戸戸賀坂一九から二一まで、二六、大字本郷字諸久保二八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、東三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　宮城県栗原郡栗駒町文字字高平四〇の五一、文字鍛冶屋一一九の七二、一一九の七三、一一九の八一、一一九の一五一、文字七曲六八の一一から六八の一四まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗駒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県甲奴郡総領町大字稲草字滝谷四六八の三、四六八の四、四六九の二、四七〇の二から四七〇の四まで、四七一の二、四七一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び総領町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三

一 (一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県尾道市木ノ庄町大字木梨字大平三三五四の二六六から三三五四の二六九まで、字北奥山九六一の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二 (一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県佐伯郡佐伯町友田字前山八七の二〇二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

○農林水産省告示第七百二十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原郡栗駒町松倉西山三〇の一〇四、八〇、八一の一、八一の二、八三、八五、八六、九三、九六の四、九六の三〇から九六の三三まで、九六の三六から九六の四〇まで、九六の四二から九六の四四まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗駒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町上佐野栃慶一〇六一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上佐野西乗（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上佐野黒枯（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、富士川中流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡東区大字尾倉字山神一四四七の三、若松区大字畠田字城ノ前一、字大谷二、三、六の三
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県浮羽郡浮羽町大字新川字盗人馬場四五七の四、四五七の一四、四五七の三五から四五七の三七まで、字上平利山四五八の一から四五八の四まで、字中平利山四七四、字平利山五〇八の四、五〇八の一一、五〇八の三八、五〇八の五五、五〇八の六六から五〇八の六九まで、大字妹川字椋木迫一二六九の一から一二六九の四まで、一二七〇の一、一二七〇の二、一二七一の一、一二七二、字コクタイシ一三〇七、字大久保一三〇九の一、字大タフ三八九四から三八九七まで
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県大野城市大字牛頸二三七四の二、二三七五の六
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県築上郡椎田町大字真如寺一の二、一の六から一の八まで、二の二から二の六まで、二の九から二の一二まで、三の一、三の二、六の二、六の三、二〇四、二〇五の一、二〇五の二、二〇六の一、二〇六の二、大字小原二二四、二二五の一、二二五の二、二二六の一から二二六の三まで、二三六、二四五、二四九の一、二五〇の二、二五一、二五六、二六〇の一、二六〇の二、二六一の一、二六一の二、二六二、二六四の二、二九九の一、二九九の二、三〇〇、三〇八
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、遠賀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
五㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県粕屋郡須恵町大字上須恵字東ノ谷四の三、四の四、大字佐谷字水上七の二三、七の六一
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県越智郡朝倉村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、今治松山地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び朝倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月九日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　静岡県天竜市小川字ヤシキ平四九七（次の図に示す部分に限る。）、周智郡春野町豊岡字初沢二〇の一三、字神頭五八一、五八四の一、五八四の二、磐田郡佐久間町相月六〇七、六〇八、水窪町山住七六、三八七の七、五三九、五四〇、五四一の一
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、天竜地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根町笹

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所 徳島県三好郡東祖谷山村字菅生六二〇の三（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 解除の理由 道路用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字西横地一の一の四五・一の二の九の二の一・大字生実字殿川内二一の一四・二一の一九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、美馬郡半田町字小谷四九九の一・字櫻尾二二三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 解除の理由 林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日 農林水産大臣 大原 一三

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県伊万里市東山代町滝川内字平四郎山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 解除の理由 送電施設用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県佐賀郡富士町大字古場字大前田二四五（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁並びに伊万里市役所及び富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月八日 農林水産大臣 大原 一三

一㈠ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 熊本県上益城郡清和村大字緑川字大宮山及六ノ原・矢部町大字菅字奥宮山・大字目丸字奥宮山（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、緑川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二㈠ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字西湯浦字深葉又一四五九・一四六五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、白川・菊池川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月八日 農林水産大臣 大原 一三

一㈠ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 熊本県上益城郡清和村大字鶴ヶ田字平喰・字飯千原・字天神山・字小千穂野・字高千穂野・字天神・字生鈴・大字川口字大野・大字郷野原字西境ノ谷・大字仮屋字黒峰・大字鎌野字黒峰大宮山・字野峰・大字緑川字大宮山・字六ノ原・矢部町大字田小野字水呑・字又右ェ門落し・字扇迫・字ミノ平・字元次郎・字平右ェ門小屋・字鍛水・大字下名連石字大矢・字駒立・字扇迫・字上原山・字割カリ・字五郎木・字ククリヤゼ・字新四郎・字鴉石・字笹原口・字太郎ヶ迫・字長尾・字上川内・字尻無尾・大字御所字西中ノ原・字大野・大字菅字奥宮山・字大藪・大字目丸字奥宮山・字池ノ原・字横山・字黒原・大字北中島字ワダラ・字向原・字上大矢・字北大矢・大字金内字水呑・御船町大字田代字吉無田・下益城郡砥用町大字洞岳字奥山・字洞岳・大字柏川字三十五・大字早楠字七郎次・字雁俣・字朝見・大字境字塩井戸・大字坂貫字東谷・字小屋ノ迫・大字永富字丸山・中央町大字下草野字内底（以上六十字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、緑川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二㈠ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町大字神之前字古閑平・字山の上・西原村大字河原字大野・字栖高天神原（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的 水源のかん養
㈢ 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、白川・菊池川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採に限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月八日 農林水産大臣 大原 一三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福岡県八女郡星野村字長迫一一〇七七
二 保安林として指定された目的 水源のかん養
三 変更後の指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成八年五月八日 農林水産大臣 大原 一三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福岡県八女郡星野村字弥平小屋一〇五七八の一
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、筑後・矢部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

五㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡内之浦町北方字芳原（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　水道事業用地とするため
六㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡宮之城町泊黒字宇都塚（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁並びに大口市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県西之表市現和字下田之脇・字下浅川・字上浅川・熊毛郡上屋久町宮之浦字火ノ上山（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　風害の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡中種子町増田字岩屋口（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　潮害の防備
㈢　解除の理由　港湾施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡南種子町平山字浜田浦（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　潮害の防備
㈢　解除の理由　漁港施設用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡南種子町平山字川尻塩入八一七の一九・八一七の二一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　潮害の防備
㈢　解除の理由　公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁並びに西之表市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県小笠郡大東町入山瀬字小笠山八五一の七〇七、八五一の七〇八、八五一の七一一、八五一の七一九、八五一の七二〇、榛原郡中川根町田野口字栃久保一一六五の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字南山八三の三（国有林）、四五の一・八三の一・八四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八四の二、八四の四、八五の二、八六の二、八七の一、八八の二、八八の七、八九の二、八九の八、八九の九、八九の一一、八九の一三、字花立三一七〇の三・三一七〇の四・三一七〇の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三一七〇の九から三一七〇の一一まで、字瀬戸山三八七三の一・三八七三の五・三八八七の一・三八八七の二・三八八七の四・三八八九の一から三八八九の三まで・三八八九の六から三八八九の八まで・三八九〇の一、三八九一の一・三八九二の一・三八九二の三・三八九三の一・三八九三の四・三八九四の一・三八九四の二・三八九五の一・三八九五の二・三九二二の七（以上二二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八七三の六、三八八七の一三、三八八七の一五から三八八七の一七まで、三八八七の一九、三九二二の八、三九二二の一二
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字釜ノ平五一の三（国有林）、五一の一・五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　河川管理施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字南山八五の三、八六の三、八六の四、八八の一一から八八の一三まで
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷七七一の一三・七七一の一四・七七一の一六から七七一の二二まで、字西ノ谷奥七七二の一・七七二の三から七七二の五まで・七七四の五一・字小保木奥七九三の三七から七九三の四一まで・七九三の四三から七九三の四五まで（以上二二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町秋縄字足谷尻一四三〇、字足谷五一四三一
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡国府町大字岡益字実道六四八の二（次の図に示す部分に限る。）、六四八の八
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡溝口町父原字向山下モ七三〇の五、七三三の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
五㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡国府町大字三代寺字袋谷四五七の九、大字広西字大谷五一一の一一、五一一の一四
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
六㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市岡字清水坂五七の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県富士宮市粟倉二六六三の一から二六六三の三まで・二七四五（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市黒俣字中塚坂二七八二の一三・二七八二の一四（以上二筆国有林。）、熱海市上多賀字左ノ持一〇七〇の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字原田字園田三五一の一、三五一の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　学校用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字竹之元四九二の四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡都農町大字川北字森添北・字池田・字福原尾浜田（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都農町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市大字三宅字折登九一五二の一・大字南方字鳥ノ巣一八三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東臼杵郡北方町大字長井字青須田四九二六の三・四九二六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、南郷村大字山三ケ字又江三七四三（次の図に示す部分に限る。）、諸塚村大字家代字土々呂口五五三二・五五三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに西都市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡高城町大字有水字田辺（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市大字上三財字長迫・字川平（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県南那珂郡北郷町大字北河内字矢立尻二五五一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡川南町大字平田字浪掛（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　潮害の防備
㈢　解除の理由　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに西都市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県津久井郡津久井町青野原字青野尾三七二九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び津久井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡小野田町字鹿原小梨沢四五の四から四五の七まで
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　排水路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原郡金成町有壁字有壁伊勢堂一五四の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び金成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県賀茂郡松崎町池代字平野六四の二、字岩瓦原一〇九一の三、一〇九二の二、一〇九二の三
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市羽鳥字久住奥二三四五の四、二三四六の三、字江木ノ谷二三四八の六
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡中新田町上多田川字大松崎二番五三の二、五三の三、五五の七から五五の一〇まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大口市小川内字尾崎・姶良郡霧島町田口字霧島山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大口市山野字平川（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大島郡宇検村湯湾字戸付田・字崩畑・字堤辺・字稲戸・字下稲戸・字向野城（以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　農道用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大島郡伊仙町伊仙字野田・字屋名木田（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第六百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　秋田県北秋田郡比内町大葛字鍋滝三八の一・字萱ノ戸沢二〇の二・二〇の五から二〇の一〇まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利郡鳥海町猿倉字奥山八の一・九の四・百宅字奥山三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大仁田字細久保乙八八二・字腰越八九八の一・八九八の二・八九九の三・字滑岩九六九の一・九六九の三・九七一の一・九七一の二・九七四の三・九七四の四・九七五の五・九七八の七・九七九の七・九七九の九・九七九の一〇・九九〇の三・九九〇の九（以上一七筆について次の図に示す部分に限る。）、勢多郡東村大字小中字サカリ一三七八の三、一三七八の一〇から一三七八の一二まで、一三八二の一四、一三八二の一六
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　群馬県山田郡大間々町大字長尾根字下山三〇七の三
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡利根村大字穴原字井戸沢七八一の丙（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　電気通信施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　島根県大原郡大東町大字下久野一二八一の三九
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　島根県簸川郡斐川町大字学頭字高瀬四〇〇七の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百九十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字越野尾字相見六一の二九・東臼杵郡椎葉村大字大河内字吐野々四七四の二六〇・四七四の二六一（以上三筆国有林）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西都市大字三宅字折登・大字三納字大山・字吹山・大字上三財字川平・字長迫・東諸県郡国富町大字八代南俣字タラ原（以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋字仮屋谷・字米川内・字大尾（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　農道用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北郷村大字宇納間字椎野七二五〇の二三
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
五㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字末永字白鳥・大字東長江浦字尾八重野（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字黒仁田四七一のイの二・四七二の三・四七二の四・四七二の八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名字小豆萩山八三四二（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び北川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良字財木一二五七の七三・一二五七の八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路事業用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北郷村大字宇納間字椎野七二五〇の二二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日
農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ッ山字ヤブサミ（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字山鳥越三九四九の一（次の図に示す部分に限る。）、北浦町大字三川内字滝ノ内六一四五の四（次の図に示す部分に限る。）、西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字小川三六一五（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県北諸県郡山田町大字山田字山口・字宇都ノ口・字針木・字清水・字鹿新田・字源谷・字留ヶ山・字小鍋・字大迫原・字吉牟田・字大鍋・字大生（以上一二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　ダム事業用地とするため

一　保安林の所在場所　石川県小松市尾小屋町ヌ六八から七〇まで、七七・七八合併の一、七七・七八合併の二、七九、八〇、一〇〇から一〇二まで、一〇四、一〇五の一、一〇五の二、一〇六、一〇七、一〇九、一一二、一三〇、一三一、一三二の一、一四三、一四五から一四八まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、加賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　石川県石川郡白峰村字下田原ヌ八の一、九の三、九の九、九の一〇、九の一四、九の一五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、加賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　福井県大野市上舌又三八字釉ヶ山一四、一六の一、一八、三九字木ノ根四の一、四〇字藤蔵二の一から二の三まで、吉田郡永平寺町市野々五〇字北平三三、五一字笹谷一、五二字逆谷三、四、五の一、五の二、六の一、七の一、七の二、八、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一三、五三字勝茶ヶ谷三五、三六の一、三九の一、四二、大野郡和泉村上半原三三字多母谷ノ九　一の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁並びに大野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市夏尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字波帰・大字三ヶ所字岩屋之迫（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）・東臼杵郡諸塚村大字七ッ山字ヤブサミ三九三九の一から三九三九の六まで・三九四三・三九四五から三九四七まで（以上一〇筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・西諸県郡須木村大字下田字坂元谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北方町字違日ノ峯（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに都城市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県串間市大字大平字和田河原・字池ノ河原・字新村・東臼杵郡椎葉村大字不土野字三方界（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字波帰（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　森林レクリエーション事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁並びに串間市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県山本郡峰浜村石川字三階滝下五一の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び峰浜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県山本郡峰浜村石川字三階滝下五一の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び峰浜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字池ノ鶴七四六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北浦町大字三川内字鉾ノ平五六二九の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、諸塚村大字家代字恵奈幾薮五七一七（次の図に示す部分に限る。）、椎葉村大字松尾字滝地五一六の二二・五一六の二五から五一六の二七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、北川町大字川内名字河原谷山八三四一・字小豆薮山八三四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、北方町字須多ノ本申二二九の二一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　広島県山県郡加計町加計字西ヶ谷一二九、一三〇の一、一三〇の二、一三一
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百七十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一(一) 保安林の所在場所　岐阜県郡上郡明宝村小川字陰地一六八二の四一から一六八二の七七まで
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、長良川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　岐阜県吉城郡古川町戸市字はしど一一六九、一一七〇の二、一一七〇の四、一一七三の四七、一一七三の五四、一一七三の六三、一一七三の八七、一一七三の八九
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、宮庄川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百七十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一(一) 保安林の所在場所　岐阜県益田郡金山町弓掛字ハザマ一四六の一
(二) 指定の目的　水源のかん養
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、飛騨川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　岐阜県恵那郡上矢作町字木地山六〇の九
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、木曽川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百八十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一 保安林の所在場所　岐阜県武儀郡武芸川町大字谷口字門熊一六〇九、一六一二から一六一四まで、一六一五の二、一六一六、字ロ熊一五八四
二 指定の目的　土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、長良川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び武芸川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百八十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一(一) 保安林の所在場所　岐阜県不破郡関ケ原町大字今須字太田一一八六の一、一一八六の三、本巣郡根尾村黒津字杉ヶ畑九二、九八、九九、一〇四の三、一〇六の九、一〇七の三
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、揖斐川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　岐阜県美濃加茂市三和町廿屋字桑下七一六の四、七一六の五、川浦字古市一二三三の一、加茂郡七宗町上麻生字戸苅平一六〇三の一、東白川村越原字松尾一八〇九、白川町三川字下馬場二一〇二の一、二一〇二の二、坂祝町酒倉字加茂山一五〇七の二
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字桑下七一六の四、七一六の五
(2) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、飛騨川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに美濃加茂市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三
一 保安林の所在場所　石川県鳳至郡穴水町字下唐川子一一の一、ム二、二二、ラ四五、ウ五
二 指定の目的　水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　皆河字ロ中山八五七の一一から八五七の一四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八五七の一五、八五七の一六、八五七の六四・八五七の六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八五七の六六、八五七の六七・八五七の六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字重光九〇〇の一、九〇二から九〇七まで、関字ロ中山八五七の三四（次の図に示す部分に限る。）、八五七の三八
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、揖保川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十三号
　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成八年五月八日　　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　広島県佐伯郡佐伯町浅原字前中山一〇三一の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　広島県庄原市濁川町字上組山三一一の一、三一二の一、三一三の一、甲三一三の二、三一三の三、三一四の一、三一五の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに庄原市役所及び佐伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十四号
　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成八年五月八日　　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　広島県甲奴郡甲奴町大字宇賀字板屋林甲九三の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び甲奴町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十五号
　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成八年五月八日　　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　広島県竹原市小梨町字小吹九九九八、高崎町字先開三、福山市山野町大字山野字大谷三〇二二の一、五二〇一の一、五二〇三、五二〇四、五二〇五の一、加茂町字芦原字慶徳二二の一から二二の三まで、二四、三〇の一、字カタマ六五、六七、字百谷二九九、三〇〇、三〇四の一から三〇四の三まで、府中市本山町字東谷大ケ迫六四四の一、六四五の一、六四五の二、一三一三の一、一三一五、一三一六、字東谷中山一三一七の乙の一、字中山六八六の四、深安郡神辺町大字三谷字森ケ市三五二、字花ノ木四六二の二、四六三、字ノロ一〇五四、一〇五五、沼隈郡内海町字天迫一七八六、一七九三、一七九四、字小箱二九九の一八、二九九の一六・二九九の一九から二九九の二七まで（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）、豊田郡安浦町大字赤向坂字城ケ平二〇七の三、二〇七の四、字大谷二六二の二、二六二の四、安芸津町大字木谷字野山六〇五の一二七から六〇五の一三〇まで、字亀之尾九八六から九八八まで、九八九の一、一〇一四の一、一〇一五
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字野山六〇五の一二七から六〇五の一三〇まで、字亀之尾九八六から九八八まで、九八九の一、一〇一四の一、一〇一五、字東谷大ケ迫六四四の一、六四五の一、六四五の二、一三一三の一、一三一五、一三一六、字東谷中山一三一七の乙の一、字中山六八六の四
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　広島県神石郡神石町大字高光字岩熊筋家ノセト乙七五三、字岩熊筋仁井ヤセト丁七五三、字岩熊筋家ノ上甲七五五、字岩熊筋肥地屋セト乙七五五
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、高梁川上流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十六号
　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成八年五月八日　　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　広島県竹原市下野町字阿比比一一五、一一七、田万里町字井野上六二二、六二三、字背戸迫五六七、五七〇、五七六、西野町字光時一〇五五の一、字立坂乙七六の一、豊田郡木江町大字木江字岩白二六一、二六二、豊町大長字西水無六八二六の一、六八二八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字西水無六八二六の一、六八二八の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに竹原市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十七号
　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成八年五月八日　　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　広島県豊田郡大崎町大字中野字川谷一一四二、一一八二、一一八四、二九一八
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、五ヶ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡東郷町大字下三ヶ字龍鳳・字下村（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字龍鳳・字下村（以上二字について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、耳川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　保安林の所在場所　宮崎県日南市大字酒谷字新村・字割岩河内（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字新村・字割岩河内（以上二字について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、広渡川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北川町大字長井字小平方八一五一の一一のイ、八一五一の一二のイ、八一五一の一三のイ、八一五一の一四のイ、八一五一の一五、八一五一の一六
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、五ヶ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一)　保安林の所在場所　宮崎県南那珂郡北郷町大字北河内字板谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字板谷（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、広渡川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに日南市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日

農林水産大臣　大原　一三

一(一)　保安林の所在場所　兵庫県三原郡三原町八木天野馬回字白木谷五二四の三、字舟ノ尾五三四・字允巾丸五三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、南淡町阿万上町字鼻ノ原一九七〇の二
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、加古川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　兵庫県三田市上青野字寺谷八六九（次の図に示す部分に限る。）、氷上郡市島町岩戸字湯ノ谷五三の一（次の図に示す部分に限る。）、五三の二
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺谷八六九、字湯ノ谷五三の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、加古川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁並びに三田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日

農林水産大臣　大原　一三

一(一)　保安林の所在場所　兵庫県宍粟郡千種町河内字寺谷四七二から四七六まで、四七八の六八から四七八の七〇まで、四七八の七三から四七八の九二まで、四七八の一一七、四七八の一一八、四七八の一二〇、山崎町田井字福城谷六四四の一四、字葛稲谷六四五の二、六四五の三、六四五の四（次の図に示す部分に限る。）、六四五の一二、六四五の一五（次の図に示す部分に限る。）、六四五の一九、六四五の二〇、字宮ノ谷六四七の二、六四七の三、六四七の四（次の図に示す部分に限る。）、六四七の二二、六四七の二三（次の図に示す部分に限る。）、六四七の二五、六四七の四五、生谷字西法師ヶ谷六〇の一、六〇の二四から六〇の二七まで、六〇の五七、六〇の五九
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺谷四七二から四七六まで、四七八の六九・四七八の七四・四七八の七五・四七八の九二・四七八の一一八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字福城谷六四四の一四（次の図に示す部分に限る。）、字葛稲谷六四五の三、六四五の四、六四五の一二、六四五の一五、六四五の一九、六四五の二〇、字宮ノ谷六四七の二から六四七の四まで・六四七の二二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六四七の二三、六四七の二五（次の図に示す部分に限る。）、六四七の四五、字西法師ヶ谷六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、六〇の二四から六〇の二七まで、六〇の五七、六〇の五九
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、揖保川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　兵庫県宍粟郡安富町皆河字口中山八五七の一一から八五七の一六まで、八五七の二一から八五七の二三まで、八五七の三八から八五七の六九まで、字重光九〇〇の一、九〇二から九〇七まで、関字口中山八五七の三四、八五七の三八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、耳川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字沢水一六三、一六四、新富町大字日置字佐山三八二の四、三八二の一〇

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、一ッ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡西郷村大字田代字向内野々一五二六の二から一五二六の五まで、一五二六の一〇、一五二六の一二、一五二六の一三、一五四五の二、一五四六の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四七の一、一五四七の三、一五四八の一、一五四八の三、一五四八の四、一五四九、一五五〇、字内野々一五六二の一、一五六八の一、一五六八の三、一五七四の一、一五七七の一、一五八四の二、一五八五の一、一五九〇の一、字高野ノ谷一六一九の一、一六二一の一から一六二一の三まで、一六二一の五、一六二二、一六二三の一から一六二三の三まで、一六二三の五、一六二三の八、一六二四、一六二五の一、一六二五の二、一六二五の六、一六二六の一、一六二八、一六三〇の一、一六三二（次の図に示す部分に限る。）、一六三三の六から一六三三の八まで、一六三五の一・一六三五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六三七の一、一六三七の三、一六三八の一、一六三八の二、一六三八の四、一六四〇の一、一六四二の一、一六四二の五（次の図に示す部分に限る。）、字黒穴一六四九の一、一六四九の四、一六四九の七、字論田一六九五の一、一六九六、一六九七、一六九九の二

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、耳川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　宮崎県南那珂郡北郷町大字北河内字和当地（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和当地（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、広渡川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字尾八重字上椎葉三〇三の一、大字銀鏡字国七四三の一、七四三の二、児湯郡西米良村大字横野字内之畑九〇の五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、一ッ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁並びに西都市役所及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字外追平五一八七の四一、五一八七の五六、大字七折字松崎五三三〇の二、五三三六、字下尾村八七二一の七（次の図に示す部分に限る。）、高千穂町大字河内字戸谷三七五から三七七まで、三八五

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字外追平五一八七の四一（次の図に示す部分に限る。）、五一八七の五六、字松崎五三三〇の二、五三三六（次の図に示す部分に限る。）、字下尾村八七二一の七、字戸谷三七五から三七七まで、三八五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、五ヶ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　宮崎県都城市安久町三四〇〇の一八八、小林市大字東方字平丈原四五四五の二九（次の図に示す部分に限る。）、西諸県郡野尻町大字紙屋字新村八五七の一〇、八八一の四、八八三の一から八八三の三まで、字漆野九〇九の一五、字前平七七三の二二五

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

安久町三四〇〇の一八八（次の図に示す部分に限る。）、字平丈原四五四五の二九、字新村八五七の一〇、八八一の四、八八三の一から八八三の三まで、字漆野九〇九の一五、字前平七七三の二二五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字波帰四五二五の一八、字松ノ平四六四八の一一二、四六四八の一一四、四六四八の一一五、四六四八の一一九、四六四八の一三〇から四六四八の一三四まで、四六四八の一四〇、四六四八の二四二、四六四八の二四四、四六四八の丙の二、四六四八の丙の三、四六四八の丙の八から四六四八の丙の一〇まで、四六四八の丁の一から四六四八の丁の一一まで、四六四八の丁の一三、四六四八の丁の一五、四六四八の丁の一九、四六四八の丁の二二、四六四八の丁の二五、四六四八の丁の三五

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
宮城県岩沼市志賀字富神四九、字古沢元三一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　七年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおりにんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての登録格付機関を登録したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　登録年月日及び登録番号
平成八年四月十七日第八十八号
二　登録格付機関の名称及び住所
財団法人全国トマト加工品・調味料検査協会
東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号
三　登録格付機関が格付を行う農林物資の種類
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
四　登録格付機関が格付を行う区域及び格付を行う登録格付機関の事業所の所在地
一　格付を行う区域
全国の区域
二　格付を行う事業所の所在地
東京検査所
東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号
名古屋検査所
愛知県名古屋市北区金城三丁目一番十七号
大阪検査所
大阪府大阪市福島区大開二丁目十九番二十二号
九州検査所
福岡県福岡市博多区比恵町五番二号

○農林水産省告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県小林市大字北西方字下入佐二五六八の二八、二五六八の四八、えびの市大字原田字大迫一六二八の一、一六二九、字小園下一七一七の一、一七一七の二、一七一八、大字小田字城内一〇九〇の五三、一〇九〇の六一、一〇九〇の六二
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡都農町大字川北字堀内一六八一二の三、一六八一三の二から一六八一三の五まで
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、一ッ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係市役所及び都農町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名字ウッギ山二二三四、北浦町大字三川内字鳥子内七四四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、五ヶ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字小田字城内一一〇三の二、一一〇三の一〇、一一〇三の一一、一一〇三の二二、大字末永字上原七六〇、字古久保九四三の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代字鈴ノ元六六から六九まで、七一（次の図に示す部分に限る。）、七二の一、七二の四、七三（次の図に示す部分に限る。）、七五、七六、七九、八一の一、八一の八、八一の一〇、八一の一二、八一の一四、八三の一、北郷村大字宇納間字尾田の原二七三九、二七四六の一
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、耳川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓字勝負五五〇一の一、字見越五六四〇の一、五六四〇の九、字大平山五八一七の一
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字見越五六四〇の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月八日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首一〇四〇の一一六
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町字東雲五二七の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡穂別町字栄一四九の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡上川町字東雲五二七の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　河川管理施設用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　国定公園事業用地とするため

五㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

六㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走郡美幌町字美和六四・六六・七五・九四の一・九五から九七まで・四六四（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため

七㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字紫雲古津一四八の四（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため

八㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道茅部郡南茅部町字大船八四四の五
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村字ソーウンナイ五〇六の四・様似郡様似町字幌満一三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村字ソーウンナイ五〇六の四（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路事業用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡虻田町字花和二一二の六六
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道茅部郡南茅部町字尾札部二四三（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道白糠郡白糠町オレウケナイ一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道釧路市青山六の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道釧路郡釧路町字別保一の一五六
㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
㈢　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

静岡県静岡市田代字一本杉山一〇五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、静岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮城県白石市福岡蔵本字唐沢一六、一八の三、二一の二、字西坂六九の一、七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

○農林水産省告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　三重県松阪市勢津町字小路谷四三二、四四六から四五四まで、四五八、四五六、四五七、四五九、四六〇字宮ヤブ四三三、字長曽四三四から四四五まで、

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字大内字河井上江七六九の一、七七〇から七七三まで、七七五、七七七、大字篠坂字川ノ谷五三〇の一、五三〇の二、五三一、八東町大字新興寺字隠谷六八五の一、六八五の二

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字隠谷六八五の一、六八五の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　鳥取県東伯郡赤碕町大字太一垣字本谷東平三二四から三二六まで、三二八、北条町米里字亀嵜一五六の一、一五八の一、一五九

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈣　指定施業要件を定めない森林の所在場所　字本谷東平三二四、三二六・字亀嵜一五六の一・一五九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

三㈠　保安林の所在場所　鳥取県米子市大谷町八五、長砂町二〇の六、五七四、五九一、五九三、五九六、六一〇から六一四まで、観音寺字岩崎ノ一、六八六の一、字戸上三五の一、字地蔵院一四六の二、一九〇、日原字石畑ヶ六四九、字宮ノ峠山六五〇、六五二、字後山二六八、二六九の一、字下山二九四から二九六まで、三〇七、三〇八、字家ノ前三一七、三一八、字山ノ越二八三の一、二八四、二八五の一、二八六から二八八まで、二八九の一、二九〇の一、二九一の一、二九二、二九三の一

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈣　指定施業要件を定めない森林の所在場所　観音寺字戸上三五の一、字地蔵院一四六の二、長砂町五七四・五九三・五九六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良字十根川八四四の一六一、八四四の一六二、八四四の一六五から八四四の一六八まで、八四四の一七〇、八四四の一七二から八四四の一七四まで、字奥村一〇〇八の二六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、耳川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字大口五六八六の一・五六九一の一・五六九一の二八・五六九二の一（以上四筆についての次の図に示す部分に限る。）、五六九二の二から五六九二の四まで、五六九二の五（次の図に示す部分に限る。）、五六九二の六、五六九五の一・五六九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字入野字小屋ヶ谷五五三六の一

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大口五六八六の一、五六九一の一、五六九一の二八、五六九一の一・五六九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小屋ヶ谷五五三六の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野字楮株八二の二〇

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、耳川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字上大平四七七二の八、四七八二、大字三ヶ所字西ノ小路一〇一七〇の三、一〇一八一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、五ヶ瀬川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋字新村八四六の三、八六四の一、八六八の五一、北諸県郡高城町大字四家字大閑七八八の五八

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、大淀川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　徳島県海部郡日和佐町山河内字大越一三八の二、一三八の三、那賀郡上那賀町丈ヶ谷字蛇渕廻り二九の二、字桧尾一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、那賀・海部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町大字菅合字ヌレ谷八二八の二三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　三重県一志郡美杉村八手俣字大日九〇八から九一〇まで、九七一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、北伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び美杉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　徳島県美馬郡半田町字上喜来六四の一、六四の二、七三八の一、七三九の一、七四一、字上藤九の一、字日浦一四七二、一四九〇の三、一宇村字實平六六七五の一、穴吹町古宮字生子屋敷一四五の一、一六一の一・一六一の二・一六一の三（以上三筆合併。次の図に示す部分に限る。）、七六七、三島字小島二四七一の二、二五一二の二、二五一二の三、三〇一八の三、三〇五四、木屋平村字今丸五四の一・五四の二（以上二筆合併。次の図に示す部分に限る。）、二二六、脇町字池ノ奥一三一、一五七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上喜来六四の一、七三八の一・七三九の一・七四一・字上藤九の一・字日浦一四七二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九〇の三、字實平六六七五の一・字生子屋敷一四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一の一・一六一の二・一六一の三（以上三筆合併）、七六七、字小島二四七一の二（次の図に示す部分に限る。）、二五一二の三、三〇一八の三、三〇五四、字今丸五四の一・五四の二（以上二筆合併）、二二六（次の図に示す部分に限る。）、字池ノ奥一三一、一五七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三
一㈠　保安林の所在場所　愛知県西加茂郡小原村大字鍛保字峯六六八の一七・六七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六六八の一八、六六八の二〇から六六八の二二まで、六七二の一、字入り七二四の一・七二五の一・七二五の二・七二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字坂七三、七四、字栃本四五八、四五九、四六一、四六一の一、四六二から四六四まで、四六五の一から四六五の四まで、四六六から四八六まで、字横本四一二、四一二の一、五〇六から五一〇まで、五一一の一、五一一の二、五一二の二、五一三、字涼堂五二五の一、五二六から五三〇まで、五五一、字井口三四七の一、五五二の一
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　愛知県新城市稲木字烏帽子滝沢西一二三三の四七（次の図に示す部分に限る。）、字坊ヶ谷一二五一の一〇一、一二五一の一〇二、一二五一の二八一、一二五一の二八五、一二五一の二八七、一二五一の二八八、須長字鹿峰三の二四〇から三の二四二まで・三の二四六から三の二四八まで・三の二五一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三の二四五、三の二四九、三の二五〇、三の二三四七、豊栄字石松一二八〇の一五六（次の図に示す部分に限る。）、一二八〇の一五八、一二八〇の一六一から一二八〇の一六三まで、一二八〇の二〇四、矢部字欠下一二、一三の一、一三の二、一四の一、字京早稲三一の一、三二、吉川字斧久保二六から二八まで、二九の一、三九の一、三九の二、四〇、四一の一、四一の二、八八、八八の一、八九、九〇の一、九一の一、九一の二、九二から九六まで、九七の一、九七の二
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、東三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに新城市役所及び小原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日　農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町坂井字シノキ尾一三〇七、字彦蔵一三〇八の二、字大岩一三〇九の二、一三一〇の一、一三一一、一三一二の一、字カゲヒラ一三五四、字鳴イラズ一三五五、一三五五の一、一三五六、字北出一三六九、字大門一三八四、字大浦一三八八の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム	ヰセキSF151	95100	井関農機株式会社
〃	ヰセキSF153	95101	〃
〃	MF4002F	95102	エム・エス・ケー農業機械株式会社
〃	Fastrac Safety Cab II	95103	酒井重工業株式会社
〃	ホンダRZDP	95104	本田技研工業株式会社
〃	ホンダRZDR	95105	〃
〃	CF－100	95106	株式会社　諸岡
〃	CF－140	95107	〃

2　検査成績の摘要

検査成績の摘要については、農林水産省農産園芸局肥料機械課及び地方農政局、沖縄総合事務局、都道府県庁並びに生物系特定産業技術研究推進機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一(一)　保安林の所在場所　静岡県下田市須原字内味噌畑一三六二の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊豆地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　静岡県下田市椎原字瀬戸山三九五、須原字上嵐二七二一、字庵ノ向井二八一一、字立花頭二九二四、字海老畑ヶ二九五八から二九六〇まで、字野々久保二九八九、田方郡函南町桑原字中尾一三三〇の一、土肥町小下田字貝の洞三四二三の一、三四二七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊豆地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(四)　指定施業要件を定めない森林の所在場所　字貝の洞三四二三の一（次の図に示す部分に限る。）

三(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市西又字市山二二八五の六、二二八六の二、二二八七の一、二二八七の二、二二八七の一三、丸子字戸斗前一九八五の一、一九八五の二、一九九二の一、北沼上字奥ナマリョ一八六七、一八六八の一、一八七四の一、一八八一の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、静岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(四)　指定施業要件を定めない森林の所在場所　字市山二二八六の二、字奥ナマリョ一八八一の二（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一(一)　保安林の所在場所　神奈川県三浦郡葉山町堀内字森戸一五九五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　神奈川県横須賀市野比二丁目二六一、二六三

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁並びに横須賀市役所及び葉山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　神奈川県逗子市沼間四丁目一三六〇の一、沼間六丁目一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九、一一一〇の一から一一一〇の三まで、一一一三から一一二五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び逗子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日
農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　徳島県海部郡日和佐町山河内字大越一三八の二、一三八の三、那賀郡上那賀町丈ヶ谷字蛇渕廻り二九の二、字桧尾一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、那賀・海部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日
農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町大字菅合字ヌレ谷八二八の二三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日
農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　三重県一志郡美杉村八手俣字大日九〇八から九一〇まで、九七一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、北伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び美杉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日
農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　徳島県美馬郡半田町字上喜来六四の一、六四の二、七三八の一、七三九の一、七四一、字上藤九の一、字日浦一四七二、一四九〇の三、一宇村字實平六六七五の一、穴吹町古宮字生子屋敷一四五の一、一六一の一・一六一の二・一六一の三（以上三筆合併。次の図に示す部分に限る。）、七六七、三島字小島二四七一の二、二五一二の二、二五一二の三、三〇一八の三、三〇五四、木屋平村字今丸五四の一・五四の二（以上二筆合併。次の図に示す部分に限る。）、二二六、脇町字池ノ奥一三一、一五七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上喜来六四の一、七三八の一・七三九の一・七四一・字上藤九の一・字日浦一四七二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九〇の三、字實平六六七五の一・字生子屋敷一四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一の一・一六一の二・一六一の三（以上三筆合併）、七六七、字小島二四七一の二（次の図に示す部分に限る。）、二五一二の三、三〇一八の三、三〇五四、字今丸五四の一・五四の二（以上二筆合併）、二二六（次の図に示す部分に限る。）、字池ノ奥一三一、一五七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日
農林水産大臣　大原　一三
一　㈠　保安林の所在場所　愛知県西加茂郡小原村大字榑俣字峯六六八の一七・六七三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六六八の一八、六六八の二〇から六六八の二二まで、六七二の一、字入り七二四の一・七二五の一・七二五の二・七二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字坂七三、七四、字栃本四五八、四五九、四六一、四六一の一、四六二から四六四まで、四六五の一から四六五の四まで、四六六から四八六まで、字槙本四一二、四一二の一、五〇六から五一〇まで、五一一の一、五一一の二、五一二の二、五一三、字京堂五二五の一、五二六から五三〇まで、五五一、字井口三四七の一、五五二の一
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　㈠　保安林の所在場所　愛知県新城市稲木字烏帽子滝沢西一二三三の四七（次の図に示す部分に限る。）、字坊ヶ谷一二五一の一〇一、一二五一の一〇二、一二五一の二八一、一二五一の二八五、一二五一の二八七、一二五一の二八八、須長字鷹峰三の二四〇から三の二四二まで・三の二四六から三の二四八まで・三の二五一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三の二四五、三の二四九、三の二五〇、三の二三四七、豊栄字石松一二八〇の一五六（次の図に示す部分に限る。）一二八〇の一五八、一二八〇の一六一から一二八〇の一六三まで、一二八〇の二〇四、矢部字欠下一二、一三の一、一三の二、一四の一、字京早稲三一の一、三二、吉川字弁久保二六から二八まで、二九の一、三九の一、三九の二、四〇、四一の一、四一の二、八八、八八の一、八九、九〇の一、九一の一、九一の二、九二から九六まで、九七の一、九七の二
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、東三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに新城市役所及び小原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成八年五月七日
農林水産大臣　大原　一三
一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町坂井字シノキ尾一三〇七、字彦蔵一三〇八の二、字大岩一三〇九の二、一三一〇の一、一三一一、一三一二の一、字カゲヒラ一三五四、字鳴イラズ一三五五、一三五五の一、一三五六、字北出一三六九、字大門一三八四、字大浦一三八八の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキSF151	95100	井関農機株式会社
〃	キセキSF153	95101	〃
〃	MF4002F	95102	エム・エス・ケー東急機械株式会社
〃	Fastrac Safety Cab II	95103	酒井重工業株式会社
〃	ホンダRZDP	95104	本田技研工業株式会社
〃	ホンダRZDR	95105	〃
〃	CF−100	95106	株式会社　諸岡
〃	CF−140	95107	〃

2　検査成績の閲覧
　検査成績の閲覧については、農林水産省農産園芸局肥料機械課及び地方農政局、沖縄開発庁沖縄総合事務局、都道府県庁並びに生物系特定産業技術研究推進機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　静岡県下田市須原字内味噌畑二三六二の一
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊豆地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　静岡県下田市椎原字瀬戸山三九五、須原字上嵐二七二一、字庵ノ向井二八一一、字立花頭二九二四、字海老畑ケ二九五八から二九六〇まで、字野々久保二九八九、田方郡函南町桑原字中尾一三三〇の一、土肥町小下田字貝の洞三四二三の一、三四二七
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊豆地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈣　指定施業要件を定めない森林の所在場所　字貝の洞三四二三の一（次の図に示す部分に限る。）
三㈠　保安林の所在場所　静岡県静岡市西又字朩山二二八五の六、二二八六の二、二二八七の一、二二八七の二、二二八七の一三、丸子字戸斗前一九八五の一、一九八五の二、一九九二の一、北沼上字奥ナマリヨ一八六七、一八六八の一、一八七四の一、一八八一の二
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、静岡地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
㈣　指定施業要件を定めない森林の所在場所　字朩山二二八六の二、字奥ナマリヨ一八八一の二（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一㈠　保安林の所在場所　神奈川県三浦郡葉山町堀内字森戸一五九五
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　神奈川県横須賀市野比二丁目二六一、二六三
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁並びに横須賀市役所及び葉山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成八年五月七日

農林水産大臣　大原　一三

一　保安林の所在場所　神奈川県逗子市沼間四丁目一三六〇の一、沼間六丁目一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九、一一一〇の一から一一一〇の三まで、一一二三から一一二五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び逗子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第一項の承認及び同条第三項の認定に係る外国製造業者の所在地の変更について届出があったので、告示する。

平成八年五月一日 農林水産大臣 大原 一三

外国製造業者の所在地の変更

変更前 カユ・ラビス・インドネシア株式会社
インドネシア共和国ジャカルタ特別市レッジェンS・パルマン通り六七イドラ・トウンガル地区

変更後 カユ・ラビス・インドネシア株式会社
インドネシア共和国ジャカルタ特別市レッジェンS・パルマン通りカプリング六七コンプレクス・イドラ・トウンガル

○農林水産省告示第六百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第一項の規定に基づき外国製造業者に係る承認を行ったので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年五月一日 農林水産大臣 大原 一三

一㈠ 外国製造業者の名称及び住所
カユ・ラビス・インドネシア株式会社 インドネシア共和国ジャカルタ特別市レッジェンS・パルマン通りカプリング六七コンプレクス・イドラ・トウンガル

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
カユ・ラビス・インドネシア株式会社工場 インドネシア共和国中部ジャワ県クンダル郡カリウングー町モロロレジョ村

㈣ 承認の年月日
平成八年四月四日

二㈠ 外国製造業者の名称及び住所
スンベルマス・グループ インドネシア共和国東カリマンタン州サマリンダ市ガジャマダ通りNo.二七

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
スンベルマス・グループ・サマリンダ工場 インドネシア共和国東カリマンタン州サマリンダ県サマリンダスブラン町ロアジャナン村

㈣ 承認の年月日
平成八年四月四日

三㈠ 外国製造業者の名称及び住所
ドタ・レンドラ・ムリア株式会社 インドネシア共和国ジャカルタ特別市ガジャマダ通りNo.三一五ドタ・メルリン・ブロックA No.四八

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
ドタ・レンドラ・ムリア株式会社工場 インドネシア共和国西カリマンタン州ムンパワ県スンガイ・ラヤ郡スカランテン村

㈣ 承認の年月日
平成八年四月四日

四㈠ 外国製造業者の名称及び住所
アラス・クスマ・グループ インドネシア共和国ジャカルタ特別市パリクパパン・ラヤ通り一四

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
アラス・クスマ・グループ・サマリンダ工場 インドネシア共和国東カリマンタン州クタイ県ロア・ジャナン郡ロア・クンパル村

㈣ 承認の年月日
平成八年四月四日

○農林水産省告示第六百三十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第三項の規定に基づき外国製造業者の認定を行ったので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年五月一日 農林水産大臣 大原 一三

一㈠ 外国製造業者の名称及び住所
カユ・ラビス・インドネシア株式会社 インドネシア共和国ジャカルタ特別市レッジェンS・パルマン通りカプリング六七コンプレクス・イドラ・トウンガル

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
カユ・ラビス・インドネシア株式会社工場 インドネシア共和国中部ジャワ県クンダル郡カリウングー町モロロレジョ村

㈣ 認定の年月日
平成八年四月四日

二㈠ 外国製造業者の名称及び住所
スンベルマス・グループ インドネシア共和国東カリマンタン州サマリンダ市ガジャマダ通りNo.二七

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
スンベルマス・グループ・サマリンダ工場 インドネシア共和国東カリマンタン州サマリンダ県サマリンダスブラン町ロアジャナン村

㈣ 認定の年月日
平成八年四月四日

三㈠ 外国製造業者の名称及び住所
ドタ・レンドラ・ムリア株式会社 インドネシア共和国ジャカルタ特別市ガジャマダ通りNo.三一五ドタ・メルリン・ブロックA No.四八

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
ドタ・レンドラ・ムリア株式会社工場 インドネシア共和国西カリマンタン州ムンパワ県スンガイ・ラヤ郡スカランテン村

㈣ 認定の年月日
平成八年四月四日

四㈠ 外国製造業者の名称及び住所
アラス・クスマ・グループ インドネシア共和国ジャカルタ特別市パリクパパン・ラヤ通り一四

㈡ 格付の表示を付することができる農林物資の種類
合板

㈢ 当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
アラス・クスマ・グループ・サマリンダ工場 インドネシア共和国東カリマンタン州クタイ県ロア・ジャナン郡ロア・クンパル村

㈣ 認定の年月日
平成八年四月四日

○農林水産省告示第六百三十九号

果実飲料の登録格付機関である社団法人日本果汁協会から農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十六条第六項の規定により果実飲料に係る格付を行う事業所の廃止及び所在地の変更についての届出があったので、同条第七項の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月一日 農林水産大臣 大原 一三

一 廃止された事業所の名称及び所在地
大阪検査所 大阪府大阪市中央区常盤町二丁目二番五号

二 所在地の変更された事業所の名称並びに新所在地及び旧所在地
東京検査所 新所在地 東京都港区芝大門一丁目十番一号
旧所在地 東京都中央区日本橋二丁目一番二十一号

○農林水産省告示第六百四十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構から平成七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成八年五月二日 農林水産大臣 大原 一三

1 農機具の種類及び型式名、合格番号並びに依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）	MF8130−4	95099	エム・エス・ケー東急機械株式会社

名称	所在地	種類
高槻赤十字訪問看護ステーション	大阪府高槻市阿武野一丁目一番一号	訪問看護ステーション
植山薬局	大阪府高石市綾園一丁目九番三十五号	薬局
みずほ薬局	東京都大田区中馬込一丁目一番十七号	薬局
かみいけだい調剤薬局	東京都大田区上池台一丁目四十五番十五号	薬局
巴外科内科	宮崎県宮崎市大字恒久五千九百八十八番地	内科・外科・胃腸科・こう門科・整形外科
医療法人安田医院	岐阜県不破郡垂井町大石七百八十二番地一	内科
ハーブ薬局	広島県広島市西区古江新町十三番十六号	薬局
医療法人春回会訪問看護ステーション	長崎県長崎市築山一丁目七番三号池田ビル二階	訪問看護ステーション
千住訪問看護ステーション	長崎県佐世保市栄町五番二十六号	訪問看護ステーション
医療法人光佑会訪問看護ステーション	長崎県平戸市浦の町七百三十七番地	訪問看護ステーション
協和薬局	大阪府堺市協和町四丁四百五十二番地	薬局
タケダリールエステート株式会社薬品部武田薬局	大阪府大阪市中央区北浜二丁目三番十三号	薬局

○厚生省告示第百五十六号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成八年産あへんの納付期限を次のように定める。

平成八年五月二十八日

厚生大臣　菅　直人

種類	栽培区域	納付期限
甲種研究栽培者	北海道名寄市 茨城県つくば市	平成八年九月三十日
	東京都小平市	平成八年七月三十一日
	神奈川県津久井郡相模湖町	平成八年八月三十日
	静岡県賀茂郡南伊豆町	平成八年九月三十日
	長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	平成八年八月三十日
けし耕作者	北海道名寄市 北海道上川郡下川町 茨城県行方郡玉造町 静岡県賀茂郡南伊豆町	平成八年九月三十日
	岡山県英田郡作東町 高知県中村市 熊本県鹿本郡菊鹿町	平成八年八月三十日

○厚生省告示第百五十七号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその購入価格（材料価格基準）（平成六年三月厚生省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成八年六月一日から適用する。

平成八年五月三十日

厚生大臣　菅　直人

第二項中

「(3)　吸着型血液浄化器（腎補助用）　55,600円」を

「(3)　吸着型血液浄化器
　a　腎補助用　55,600円
　b　β_2-ミクログロブリン除去用　25,000円」に、

「(133)　その他　1,000,000円」を

「(133)　08B輸第 69号　1,720,000円
(134)　08B輸第 271号　1,650,000円
(135)　その他　1,000,000円」に

改める。

塩酸モルヒネ	麻薬の経口投与、静脈注射又は皮下注射では十分な効果が期待できない激しい疼痛を伴う各種がんの鎮痛	塩野義製薬株式会社　大阪市道修町三丁目一番八号
オフロキサシン	ハンセン病	第一製薬株式会社　東京都中央区日本橋三丁目十四番十号
ガンシクロビル	サイトメガロウイルス網膜炎の維持療法	田辺製薬株式会社　大阪市道修町三丁目二番十号
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	ギラン・バレー症候群（急性増悪期で歩行困難な重症例）	財団法人化学及血清療法研究所　熊本県熊本市清水町大窪六百六十八番地 帝人株式会社　大阪市中央区南本町一丁目六番七号
クロファジミン	ハンセン病	日本チバガイギー株式会社　兵庫県宝塚市美幸町十番六十六号
血液凝固第IX因子（遺伝子組換え）	血友病B型患者における出血又は併発症の防止及び治療	ジェネティックス　インスティチュート　アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ　ケンブリッジパークドライブ八十七 日本薬品開発株式会社　大阪市淀川区三津屋南一丁目一番二十六号
抗TA二二六ヒトモノクローナル抗体	神経膠腫	田辺製薬株式会社　大阪市道修町三丁目二番十号
抗ヒトTNF－アルファキメラ型モノクローナル抗体	クローン病	
シタラビン	再発又は難治性急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む。）	日本新薬株式会社　京都市南区吉祥院西ノ庄門口町十四番地
ヒトチロトロピン　アルファ（遺伝子組換え）	甲状腺がんによる甲状腺摘出後の残存甲状腺の発見及び甲状腺転移がんにおける転移部位の特定を対象とする体内診断薬の補助並びに放射性ヨード治療におけるヨードの取り込みを促進させる放射性ヨード治療の前処置	佐藤製薬株式会社　東京都港区元赤坂一丁目五番二十七号
フィブロネクチン（ヒト血漿）	既存の角膜上皮障害治療剤で少なくとも一週間治療しても効果が認められず、かつ、細隙灯顕微鏡検査により角膜上皮全層の欠損及び欠損部辺縁の巻上がりが明瞭に認められる遷延性角膜上皮欠損	日本ケミカルリサーチ株式会社　兵庫県芦屋市春日町三番十九号
ベラプロストナトリウム	原発性肺高血圧症及び膠原病に合併する肺高血圧症	科研製薬株式会社　東京都文京区本駒込二丁目二十八番八号
ラミブジン	ジドブジンとの併用における後天性免疫不全症候群並びに治療前のCD四リンパ球数が一立方ミリメートル中五百以下の症候性及び無症候性HIV感染症	日本ウエルカム株式会社　神戸市中央区東川崎町一丁目一番三号
リトナビル	後天性免疫不全症候群並びに症候性及び無症候性HIV感染症	ダイナボット株式会社　東京都港区六本木一丁目九番九号
リファンピシン	ハンセン病	科研製薬株式会社　東京都文京区本駒込二丁目二十八番八号
リファンピシン	ハンセン病	鐘紡株式会社　東京都墨田区墨田五丁目十七番四号
リファンピシン	ハンセン病	第一製薬株式会社　東京都中央区日本橋三丁目十四番十号
リファンピシン	ハンセン病	日本チバガイギー株式会社　兵庫県宝塚市美幸町十番六十六号
リファンピシン	ハンセン病	菱山製薬株式会社　大阪市中央区道修町二丁目二番七号
硫酸インジナビルエタノール付加物	後天性免疫不全症候群並びに治療前のCD四リンパ球数が一立方ミリメートル中五百以下の症候性及び無症候性HIV感染症	萬有製薬株式会社　東京都中央区日本橋本町二丁目二番三号

二　希少疾病用医療用具

医療用具の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所
疼痛緩和用セミディスポーザブルポンプシステム	麻薬の経口投与、静脈注射又は皮下注射では十分な効果が期待できない激しい疼痛を伴う各種がんの鎮痛	テルモ株式会社　東京都渋谷区幡ケ谷二丁目四十四番一号

○厚生省告示第百五十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成八年四月一日をもって第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日　　厚生大臣　菅　直人

医薬品の名称	予定される効能又は効果	指定を受けた者の氏名又は名称及び住所
L－イソロイシン・L－バリン・L－ロイシン配合剤	運動障害が二体節以内の筋萎縮性側索硬化症患者の筋力維持	味の素株式会社　東京都中央区京橋一丁目十五番一号
抗CD四五モノクローナル抗体	腎移植における急性拒絶反応の免疫抑制	バクスター株式会社　東京都千代田区六番町四番地
プロチレリン	脊髄小脳変性症における運動失調の改善	武田薬品工業株式会社　大阪市中央区道修町四丁目一番一号

○厚生省告示第百五十五号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十二条第一項の規定に基づき、指定医療機関として平成八年四月三十日次のものを指定した。

平成八年五月二十八日　　厚生大臣　菅　直人

名称	所在地	指定に係る診療科名等	備考
新世病院	大阪府枚方市田口五丁目十一番一号	内科・外科・整形外科・理学診療科	
ディス薬局	大阪府河内長野市西之山町一丁目十五番メゾン大北一階	薬局	
井野口病院	広島県東広島市西条町土与丸九百五十番一号	外科・内科・脳神経外科・整形外科	
深江エヌ・ピー・シー薬局	大阪府大阪市城東区諏訪四丁目十番十号	薬局	
社会福祉法人恩賜財団広島県済生会済生会呉病院	広島県呉市三条二丁目一番十三号	内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻いんこう科	
医療法人博愛会はくあい訪問看護ステーション	大阪府茨木市中穂積三丁目二番四十一号	訪問看護ステーション	

る研究

(二) 地域保健対策に関する研究

(1) 効果的な保健サービスの提供体制に関する研究

(2) 地域保健活動に必要なマンパワーに関する研究

(3) 保健サービスの評価方法等に関する研究

二 研究計画書の提出期限及び提出先

研究計画書の提出期限は、平成八年六月二十日までとし、研究計画書は、前項各号に掲げる研究事業別に厚生省（〒一〇〇―四五 東京都千代田区霞が関一丁目二番二号）の次の各号に定める担当課あてに提出すること。

1 前項第1号に掲げる研究事業は大臣官房政策課

2 前項第2号に掲げる研究事業は大臣官房厚生科学課

3 前項第3号に掲げる研究事業は健康政策局計画課

なお、研究計画書用紙は、返信用封筒（大きさ二十四センチメートル以上×三十三センチメートル以上で、あて名を明記の上、百九十円分の切手を添えたもの）を同封の上、各担当課あてに請求すること。

○厚生省告示第百四十九号

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第二条第十号の規定に基づき、厚生大臣が定める施設を次のように定める。

平成八年五月二十二日　厚生大臣　菅　直人

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令第二条第十号の規定に基づき厚生大臣が定める施設

一 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設

二 児童福祉施設最低基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち、次に掲げるもの

イ 肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行う施設

ロ 聴覚障害者又は言語機能の障害のある者を入所させてその更生に必要な指導及び訓練を行う施設

ハ 内臓の機能に障害のある者を入所させて、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う施設

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設（次に掲げる地域に設置するものに限る。）

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ニ 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

○厚生省告示第百五十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年十二月厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成八年五月二十四日から適用する。ただし、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）第二条の規定による改正前の栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）第十二条第一項又は第十七条の二第一項の規定による許可又は承認（栄養成分の補給ができる旨の標示に係るものに限る。）に係る食品については、改正後の規定にかかわらず、同日から平成九年五月二十三日までの間においては、なお従前の例によることができる。

平成八年五月二十三日　厚生大臣　菅　直人

第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項の2中「化学的合成品」の次に「（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）」を加える。

第2 添加物の部E 製造基準の項の添加物一般の目の2.中「法第6条に基づき指定された化学的合成品たる添加物、化学的合成品でない添加物」を「添加物（法第6条に基づき指定されたもの、天然香料、一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの及び既存添加物名簿（平成8年4月厚生省告示第120号）に記載されているものに限る。）」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項の添加物一般の目の2.の表のすべての添加物の項中「（昭和26年厚生省令第52号）」を削る。

第2 添加物の部F 使用基準の項の亜硫酸ナトリウムの目中「かんぴょうにあってはその1kgにつき5.0g以上，0.030g」を「0.030g」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項の塩化カルシウムの目中「特殊栄養食品の許可又は同法第17条の2」を「特別用途表示の許可又は同法第15条」に、「特殊栄養食品の承認」を「特別用途表示の承認」に、「特殊栄養食品の許可又は承認」を「特別用途表示の許可又は承認」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項のクエン酸カルシウムの目、グリセロリン酸カルシウムの目、グルコン酸カルシウムの目及びL―グルタミン酸カルシウムの目中「特殊栄養食品」を「特別用途表示」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項の次亜硫酸ナトリウムの目中「かんぴょうにあってはその1kgにつき5.0g以上，0.030g」を「0.030g」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項の水酸化カルシウムの目及び炭酸カルシウムの目中「特殊栄養食品」を「特別用途表示」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項の二酸化硫黄の目中「かんぴょうにあってはその1kgにつき5.0g以上，0.030g」を「0.030g」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項の乳酸カルシウムの目中「特殊栄養食品」を「特別用途表示」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項のピロ亜硫酸カリウムの目及びピロ亜硫酸ナトリウムの目中「かんぴょうにあってはその1kgにつき5.0g以上，0.030g」を「0.030g」に改める。

第2 添加物の部F 使用基準の項のピロリン酸二水素カルシウムの目、硫酸カルシウムの目、リン酸三カルシウムの目、リン酸一水素カルシウムの目及びリン酸二水素カルシウムの目中「特殊栄養食品」を「特別用途表示」に改める。

○厚生省告示第百五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成七年十二月厚生省告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成八年五月二十四日から適用する。

平成八年五月二十三日　厚生大臣　菅　直人

第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項の2の改正規定中「昭和22年法律第233号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「化学的合成品」を「添加物」に改める。

○厚生省告示第百五十二号

平成元年十一月厚生省告示第二百七号（化学的合成品以外の添加物の品名を定める件）は、平成八年五月二十三日限り廃止する。

平成八年五月二十三日　厚生大臣　菅　直人

○厚生省告示第百五十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、平成八年四月一日をもって希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具として次の医薬品又は医療用具を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年五月二十四日　厚生大臣　菅　直人

一 希少疾病用医薬品

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所
イミグルセラーゼ（遺伝子組換え）	ゴーシェ病患者の諸症状（貧血・血小板減少症、肝脾腫、骨症状等）の改善	ジェンザイム・ジャパン株式会社　東京都新宿区山吹町三百三十三番地
塩酸ゲムシタビン	膵がん	日本イーライリリー株式会社　神戸市中央区磯上通七丁目一番五号三宮プラザ
塩酸サプロプテリン	マチャドジョセフ病の運動失調の改善	サントリー株式会社　大阪市北区堂島浜二丁目一番四十号

別表第二（第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たんぱく質	一四g	七g	七g
食物繊維	六g	三g	三g
カルシウム	一八〇mg	九〇mg	六〇mg
鉄	三mg	一・五mg	一mg
ナイアシン	五・一mg	二・六mg	一・七mg
ビタミンA	六〇〇IU	三〇〇IU	二〇〇IU
ビタミンB_1	〇・三mg	〇・一五mg	〇・一mg
ビタミンB_2	〇・四二mg	〇・二一mg	〇・一四mg
ビタミンC	一五mg	八mg	五mg
ビタミンD	三〇IU	一五IU	一〇IU

別表第三（第六条、第七条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たんぱく質	七g	三・五g	三・五g
食物繊維	三g	一・五g	一・五g
カルシウム	九〇mg	五〇mg	三〇mg
鉄	一・五mg	〇・八mg	〇・五mg
ナイアシン	二・六mg	一・三mg	〇・九mg
ビタミンA	三〇〇IU	一五〇IU	一〇〇IU
ビタミンB_1	〇・一五mg	〇・〇八mg	〇・〇五mg
ビタミンB_2	〇・二一mg	〇・一一mg	〇・〇七mg
ビタミンC	八mg	四mg	三mg
ビタミンD	一五IU	八IU	五IU

別表第四（第八条関係）

第一欄	第二欄
脂質	〇・五g
飽和脂肪酸	〇・一g
糖類	〇・五g
ナトリウム	五mg
熱量	五kcal

備考

　ドレッシングタイプ調味料（食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、糖類、香辛料等を加えて調整したものであって、主としてサラダ料理等に使用する半固形状又は液状の調味料（食用油脂を原材料として使用していないものに限る。）をいう。）については、脂質の項中「〇・五g」とあるのは、「三g」とする。

別表第五（第九条、第十条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
脂質	三g	一・五g
飽和脂肪酸	一・五g	〇・七五g
糖類	五g	二・五g
ナトリウム	一二〇mg	一二〇mg
熱量	四〇kcal	二〇kcal

○厚生省告示第百四十七号

　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第五条及び第十四条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条第一項第五号及び第二項第六号の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、厚生科学研究費補助金公募研究事業取扱規程（昭和五十四年五月厚生省告示第八十一号）の一部を次のように改正し、平成八年度以降の年度分の補助金について適用する。ただし、平成七年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

　平成八年五月二十一日　　　厚生大臣　菅　直人

第一条第二号を次のように改める。

二　社会保障・人口問題政策調査研究事業　社会保障及び人口問題に関する政策の推進に資することを目的とする研究

第一条第九号を第十号とし、同条第八号を第九号とし、同条第七号の次に第八号として次の一号を加える。

八　保健医療福祉地域総合調査研究事業　地域における保健医療福祉対策の総合的推進に資することを目的とする研究

第一条第七号を削り、同条第六号を第七号とし、同条第五号の次に第六号として次の一号を加える。

六　障害者等保健福祉総合研究事業　障害者等の総合的な保健福祉施策の推進に資することを目的とする研究

第二条第二項第二号を次のように改める。

二　旅費（第一条第三号の課題のうち、厚生大臣が特に認めたものについては外国旅費を含む。）

第二条第二項第三号中「及び雑役務費」を「並びに雑役務費」に改める。

○厚生省告示第百四十八号

　厚生科学研究費補助金公募研究事業取扱規程（昭和五十四年五月厚生省告示第八十一号）第四条の規定に基づき、平成八年度における厚生科学研究費補助金の交付の対象となる研究の課題並びに研究計画書の提出期限及び提出先を次のように定める。

　平成八年五月二十一日　　　厚生大臣　菅　直人

一　研究の課題

1　社会保障・人口問題政策調査研究事業

㈠　社会保障政策に関する研究

㈡　人口問題に関する政策的研究

2　障害者等保健福祉総合研究事業

㈠　障害者等の社会的自立に関する研究

㈡　障害者等のQOLの向上に関する研究

3　保健医療福祉地域総合調査研究事業

㈠　地域における保健医療福祉の連携に関す

（低減された旨の表示について遵守すべき事項）

第十条　別表第五の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの（以下この条及び次条において「低減された旨の表示」という。）は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水等にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が当該他の食品に比べて低減された量が同表の第二欄に掲げる量（清涼飲料水等にあっては、同表の第三欄に掲げる量）に満たない場合はしてはならない。

2　第五条第二項の規定は、前項の栄養成分の量及び熱量について準用する。

3　低減された旨の表示をするに際しては、次の事項を表示しなければならない。

一　当該他の食品を特定するために必要な事項

二　当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合

4　第七条第四項の規定は、前項に規定する事項の表示の方法について準用する。

5　低減された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項に規定する場合は、当該低減された旨の表示を消さなければならない。

6　低減された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第三項に規定する事項を第四項に規定する方法により表示しなければならない。ただし、当該低減された旨の表示を消した場合は、この限りでない。

（しょうゆに係る特例）

第十一条　しょうゆのナトリウムに係る低減された旨の表示についての前条の適用については、同条第一項中「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」と、「満たない場合」とあるのは「満たず、又は当該しょうゆのナトリウムの量が当該同種の標準的なしょうゆに比べて低減された割合が二割に満たない場合」と、同条第三項中「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」とする。

別表第一（第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第十条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
たんぱく質	g	窒素定量換算法	プラス・マイナス二〇%	〇・五g
脂質	g	エーテル抽出法、クロロホルム・メタノール混液抽出法、ゲルベル法、酸分解法又はレーゼゴットリーブ法	プラス・マイナス二〇%	〇・五g
飽和脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス二〇%	〇・一g
炭水化物	g	当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあっては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により測定すること。 一　灰分　酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法 二　水分　カールフィッシャー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法	プラス・マイナス二〇%	〇・五g
糖質	g	当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質、脂質及び食物繊維の量にあっては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあっては、炭水化物の項の第三欄に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により測定すること。	プラス・マイナス二〇%	〇・五g
糖類	g	ガスクロマトグラフ法又は高速液体クロマトグラフ法	プラス・マイナス二〇%	〇・五g
食物繊維	g	高速液体クロマトグラフ法又はプロスキー法	プラス・マイナス二〇%	
カルシウム	mg	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五〇%、マイナス二〇%	
鉄	mg	オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五〇%、マイナス二〇%	
ナトリウム	mg（一〇〇〇mg以上の量を記載する場合にあっては、gを含む。）	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス・マイナス二〇%	五mg
ナイアシン	mg	高速液体クロマトグラフ法又はナイアシン定量用基礎培地法	プラス八〇%、マイナス二〇%	
ビタミンA	IU	吸光光度法又は高速液体クロマトグラフ法	プラス五〇%、マイナス二〇%	
ビタミンB_1	mg	高速液体クロマトグラフ法又はチオクローム法	プラス八〇%、マイナス二〇%	
ビタミンB_2	mg	高速液体クロマトグラフ法又はルミフラビン法	プラス八〇%、マイナス二〇%	
ビタミンC	mg	二・四―ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラフ法又は酸化還元滴定法	プラス八〇%、マイナス二〇%	
ビタミンD	IU	高速液体クロマトグラフ法	プラス五〇%、マイナス二〇%	
熱量	kcal	修正アトウォーター法	プラス・マイナス二〇%	五kcal

三　当該食品単位
四　当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量

（表示の方法）
第三条　前条に規定する事項は、次の方法により表示しなければならない。
一　邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に記載すること。
二　容器包装（容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。）の見やすい場所又は当該食品に添付する文書に記載すること。
三　容器包装（容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。）に記載する場合にあっては、容器包装（容器包装が包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように記載すること。
四　前条第一号に掲げる事項及び表示栄養成分の量は、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、糖質の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に記載すること。
五　前号の一定の値又は下限値及び上限値（表示栄養成分の量にあっては、別表第一の第一欄に掲げるものに限る。次号において同じ。）は、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位で記載すること。
六　第四号の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第一の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第四欄に掲げる誤差の許容範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内であること。ただし、当該一定の値のうち前条第一号に掲げる事項並びに飽和脂肪酸及び糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。以下同じ。）に係るものにあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水その他の一般に飲用に供する液状の食品（以下「清涼飲料水等」という。）にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第五欄に掲げる量に満たない場合は、〇とすることができる。
2　前項第四号の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる事項又は表示栄養成分の量であって当該事項に係る同項第四号の一定の値を〇とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して記載することができる。

（糖質の量の表示に関する特例）
第四条　第二条第一号の規定にかかわらず、同号に規定する糖質の量の表示については、食物繊維に関する表示をしない場合は、炭水化物の量の表示をもって代えることができる。この場合における前二条の適用については、同号及び前条第一項第四号中「糖質」とあるのは、「炭水化物」とする。

（高い旨の表示について遵守すべき事項）
第五条　別表第二の第一欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示（次条第一項に規定する含む旨の表示及び第七条第一項に規定する強化された旨の表示を除く。第三項において「高い旨の表示」という。）は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量（清涼飲料水等にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量）が同表の第二欄に掲げる量（清涼飲料水等にあっては、同表の第三欄に掲げる量）に満たず、かつ、当該食品一〇〇kcal当たりの当該栄養成分の量が同表の第四欄に掲げる量に満たない場合はしてはならない。
2　前項の栄養成分の量は、別表第一の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。
3　高い旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項に規定する場合は、当該高い旨の表示を消さなければならない。

（含む旨の表示について遵守すべき事項）
第六条　別表第三の第一欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示のうち当該栄養成分を含む旨のもの（第三項において「含む旨の表示」という。）は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量（清涼飲料水等にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量）が同表の第二欄に掲げる量（清涼飲料水等にあっては、同表の第三欄に掲げる量）に満たず、かつ、当該食品一〇〇kcal当たりの当該栄養成分の量が同表の第四欄に掲げる量に満たない場合はしてはならない。
2　前条第二項の規定は、前項の栄養成分の量について準用する。
3　含む旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項に規定する場合は、当該含む旨の表示を消さなければならない。

（強化された旨の表示について遵守すべき事項）
第七条　別表第三の第一欄に掲げる栄養成分の補給ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量が強化された旨のもの（以下この条において「強化された旨の表示」という。）は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量（清涼飲料水等にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量）が当該他の食品に比べて強化された量が同表の第二欄に掲げる量（清涼飲料水等にあっては、同表の第三欄に掲げる量）に満たず、かつ、当該食品一〇〇kcal当たりの当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量が同表の第四欄に掲げる量に満たない場合はしてはならない。
2　第五条第二項の規定は、前項の栄養成分の量について準用する。
3　強化された旨の表示をするに際しては、次の事項を表示しなければならない。
一　当該他の食品を特定するために必要な事項
二　当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合
4　前項に規定する事項は、第三条第一項第一号から第三号までに規定する方法のほか、次の方法により表示しなければならない。
一　前項第二号の栄養成分の量は、別表第一の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる単位で記載すること。
二　前項第二号の栄養成分の量又は割合は、別表第一の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた量に基づき計算して得られた当該量又は割合以下であること。
5　強化された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項に規定する場合は、当該強化された旨の表示を消さなければならない。
6　強化された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第三項に規定する事項を第四項に規定する方法により表示しなければならない。ただし、当該強化された旨の表示を消した場合は、この限りでない。

（含まない旨の表示について遵守すべき事項）
第八条　別表第四の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち当該栄養成分又は熱量を含まない旨のもの（第三項において「含まない旨の表示」という。）は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水等にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第二欄に掲げる量以上である場合はしてはならない。
2　第五条第二項の規定は、前項の栄養成分の量及び熱量について準用する。
3　含まない旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項に規定する場合は、当該含まない旨の表示を消さなければならない。

（低い旨の表示について遵守すべき事項）
第九条　別表第五の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示（前条第一項に規定する含まない旨の表示及び次条第一項に規定する低減された旨の表示を除く。以下この条において「低い旨の表示」という。）は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量（清涼飲料水等にあっては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量）が同表の第二欄に掲げる量（清涼飲料水等にあっては、同表の第三欄に掲げる量）を超える場合（飽和脂肪酸に係る低い旨の表示にあっては、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の一〇%を超える場合を含む。）はしてはならない。
2　第五条第二項の規定は、前項の栄養成分の量及び熱量について準用する。
3　低い旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項に規定する場合は、当該低い旨の表示を消さなければならない。

松葉つえ	先ゴム交換 脚当交換	270 1,450
多点杖	先ゴム交換	250

を

	先ゴム交換 脚当交換	270 1,450

に改める。

○厚生省告示第百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定に基づき、平成三年四月厚生省告示第八十二号（身体障害者福祉法第十八条第二項の規定に基づき日常生活上の便宜を図るための用具の種目を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

平成八年五月十一日　厚生大臣　菅　直人

「入浴補助用具」の下に「、移動用リフト、歩行支援用具」を加える。

○厚生省告示第百四十一号

精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三第三項の規定に基づき、平成三年四月厚生省告示第八十三号（精神薄弱者福祉法第十五条の三第三項の規定に基づき日常生活上の便宜を図るための用具の種目を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

平成八年五月十一日　厚生大臣　菅　直人

「頭部保護帽」の下に「、電磁調理器」を加える。

○厚生省告示第百四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第四項の規定に基づき、平成三年四月厚生省告示第八十四号（児童福祉法第二十一条の十第四項の規定に基づき日常生活上の便宜を図るための用具の種目を定める件）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

平成八年五月十一日　厚生大臣　菅　直人

「入浴補助用具」の下に「、移動用リフト、歩行支援用具」を加える。

○厚生省告示第百四十三号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十四条の規定に基づき、医療等以外の保健事業の実施の基準（昭和五十七年十一月厚生省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

平成八年五月十一日　厚生大臣　菅　直人

実施基準の第四の3の表中「及び血糖検査」を「、血糖検査及びヘモグロビンA_{1c}検査」に改める。

○厚生省告示第百四十四号

次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の事務所の所在地を、同表の第五欄に掲げる日をもって、同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成八年五月十三日　厚生大臣　菅　直人

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
富士通健康保険組合	主たる事務所	神奈川県川崎市中原区上小田中千十五番地	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号	平成八年二月十三日
カリモク健康保険組合	主たる事務所	愛知県知多郡東浦町大字緒川字申新田四十番三号	愛知県刈谷市広小路三丁目十七番地	平成八年四月一日
大阪瓦斯健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区平野町四丁目一番二号	大阪府大阪市西区千代崎三丁目南二番三十七号	平成八年四月一日

○厚生省告示第百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を、同表の下欄に掲げる日をもって、同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成八年五月十三日　厚生大臣　菅　直人

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
兵庫銀行健康保険組合	みどり銀行健康保険組合	平成八年四月一日

○厚生省告示第百四十六号

栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、栄養表示基準を次のように定め、平成八年五月二十四日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。ただし、販売に供する食品につき同日において現に同条第一項に規定する栄養表示（以下単に「栄養表示」という。）をしている者が引き続き当該栄養表示をしようとする場合及び本邦において販売に供する食品であって栄養表示がなされたものを同日において現に輸入している者が引き続き当該栄養表示がなされたものを輸入する場合については、平成十年四月一日から適用する。

平成八年五月二十日　厚生大臣　菅　直人

栄養表示基準

（適用の範囲）

第一条　この基準は、販売に供する食品（専ら食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二条第九項に規定する営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く。以下単に「販売に供する食品」という。）につき、邦文により栄養表示をしようとする場合及び本邦において販売に供する食品であって邦文により栄養表示がなされたもの（以下「栄養表示食品」という。）を輸入する場合について適用する。

（表示事項）

第二条　法第十七条第二項第一号の食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該食品の一〇〇g若しくは一〇〇ml又は一食分、一包装その他の一単位（以下この条において「食品単位」という。）当たりのたんぱく質、脂質、糖質及びナトリウムの量並びに熱量

二　販売に供する食品につき表示しようとする栄養成分（栄養表示食品を輸入する場合にあっては、当該栄養表示食品に表示がなされた栄養成分）の当該食品単位当たりの量（前号に掲げる事項を除く。次条において「表示栄養成分の量」という。）

別表の2の(2)のアの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,200	9,200	—
8,100	7,300	—
18,400	16,600	—
4,550	4,100	—
9,100	8,200	—
10,900	9,800	—
12,500	11,300	—
6,100	5,500	—
8,000	7,200	—
10,800	9,700	—
12,300	11,100	—
4,250	3,800	—
20,000	18,000	—
30,000	27,000	—
13,400	12,100	—
40,400	36,400	—
13,300	12,000	—
16,900	15,200	—
24,200	21,800	—
13,500	12,200	—
13,500	12,200	—
21,700	19,500	—
35,800	32,200	—
15,100	13,600	—
10,800	9,700	—
15,700	14,100	—
22,500	20,300	—
11,300	10,200	—
11,100	10,000	—
15,800	14,200	—
21,200	19,100	—
9,400	8,500	—

別表の2の(2)のアの(イ)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の2の(2)のイの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,850	3,450	—
4,150	3,750	—
6,800	6,100	—
3,500	3,150	—
4,050	3,650	—
6,600	5,900	—
3,400	3,050	—
4,050	3,650	—
6,500	5,900	—
5,300	4,750	—
4,500	4,050	—
8,400	7,600	—
4,250	3,800	—
4,250	3,800	—
6,100	5,500	—
7,900	7,100	—
4,700	4,250	—
4,350	3,900	—
7,900	7,100	—
8,500	7,700	—
3,650	3,300	—
4,100	3,700	—
6,300	5,700	—
7,000	6,300	—
3,850	3,450	—
6,000	5,400	—
6,900	6,200	—
10,600	9,500	—
14,500	13,100	—
17,500	15,800	—
9,600	8,600	—
13,900	12,500	—
15,300	13,800	—
8,800	7,900	—
12,800	11,500	—
14,500	13,100	—
12,200	11,000	—
18,800	16,900	—
21,200	19,100	—

11,400	10,300	—
18,900	17,000	—
21,700	19,500	—
14,100	12,700	—
10,000	9,000	—
18,200	16,400	—
21,400	19,300	—
14,700	13,200	—
9,600	8,600	—
14,600	13,100	—
15,900	14,300	—
13,200	11,900	—
8,600	7,700	—
14,200	12,800	—
15,700	14,100	—

別表の2の(2)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
12,800	11,500	—
10,200	9,200	—
10,100	9,100	—
15,300	13,800	—
15,200	13,700	—
10,100	9,100	—

別表の2の(2)のエの基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,150	3,750	—
1,600	1,450	—
1,650	1,500	—
2,950	2,650	—
2,950	2,650	—
2,950	2,650	—
4,150	3,750	—
4,000	3,600	—
1,700	1,550	—
2,850	2,550	—
3,200	2,900	—
3,400	3,050	—
2,300	2,050	—
2,050	1,850	—
2,650	2,400	—

別表の2の(2)のオの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,100	9,100	—
8,000	7,200	—
7,200	6,500	—
25,400	22,900	—
20,400	18,400	—
18,200	16,400	—
16,000	14,400	—

別表の2の(2)のオの(エ)の部分中「980円」を「990円」に改める。

別表の2の(3)の備考の価格の欄中「1,800」を「1,850」に、「1,600」を「1,650」に、「1,450」を「1,500」に、「2,450」を「2,500」に、「2,200」を「2,250」に改める。

別表の2の(5)の車いすの項中

「フレーム（折りたたみ）交換 | 15,600」を

「フレーム（折りたたみ）交換 | 15,600
ハブ用スプリング交換 | 16,000」に改め、同(5)の歩行補助つえの項中

別表の2の(1)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
8,000	7,200	6,500
7,100	6,400	5,800
22,000	19,800	17,800
9,100	8,200	7,400
18,100	16,300	14,700
7,100	6,400	5,800
9,100	8,200	7,400
9,600	8,600	7,700
29,900	26,900	24,200
28,600	25,700	23,100
29,900	26,900	24,200
29,400	26,500	23,900
26,400	23,800	21,400
29,400	26,500	23,900
13,500	12,200	11,000
55,500	50,000	45,000
26,400	23,800	21,400

別表の2の(1)のエの基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,150	3,750	3,350
1,600	1,450	1,300
1,650	1,500	1,350
2,950	2,650	2,400
2,950	2,650	2,400
2,950	2,650	2,400
4,150	3,750	3,350
4,000	3,600	3,250
1,700	1,550	1,400
2,850	2,550	2,300
3,200	2,900	2,600
3,400	3,050	2,750
2,300	2,050	1,850
2,050	1,850	1,650
2,650	2,400	2,150

別表の2の(1)のオの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
6,300	5,700	5,100
17,800	16,000	14,400
3,700	3,350	3,000
6,800	6,100	5,500
17,800	16,000	14,400
3,700	3,350	3,000
6,800	6,100	5,500
14,300	12,900	11,600
3,700	3,350	3,000
9,300	8,400	7,600
17,100	15,400	13,900
4,200	3,800	3,400
7,500	6,800	6,100
17,100	15,400	13,900
4,200	3,800	3,400
8,200	7,400	6,700
15,300	13,800	12,400
4,200	3,800	3,400
6,400	5,800	5,200
5,200	4,700	4,250
5,200	4,700	4,250
2,050	1,850	1,650

別表の2の(1)のカの(ア)の基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
14,900	13,400	12,100
8,900	8,000	7,200
3,400	3,050	2,750
17,400	15,700	14,100
15,100	13,600	12,200
3,400	3,050	2,750
8,600	7,700	6,900
8,800	7,900	7,100

別表の2の(1)のカの(イ)の基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,150	3,750	3,350
5,600	5,000	4,500
3,150	2,850	2,550
3,000	2,700	2,450
2,550	2,300	2,050
2,650	2,400	2,150
4,300	3,850	3,450
5,700	5,100	4,600
2,550	2,300	2,050
2,700	2,450	2,200
1,650	1,500	1,350
2,400	2,150	1,950
5,300	4,750	4,250
3,700	3,350	3,000
1,800	1,600	1,450

別表の2の(2)のアの(ア)の価格を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
35,400	31,900	—
38,200	34,400	—
37,400	33,700	—
82,400	74,200	—
52,000	46,800	—
132,000	118,800	—
52,000	46,800	—
109,700	98,700	—
40,800	36,700	—
62,000	55,800	—
76,300	68,700	—
78,800	70,900	—
42,900	38,600	—
63,600	57,200	—
22,800	20,500	—
25,900	23,300	—
21,000	18,900	—
57,600	51,800	—
40,100	36,100	—
65,000	58,500	—
39,100	35,200	—
58,800	52,900	—
35,500	32,000	—
38,600	34,700	—
46,800	42,100	—
46,800	42,100	—
37,100	33,400	—
40,200	36,200	—

別表の2の(2)のアの(ア)の備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の2の(2)のアの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,200	9,200	—
8,100	7,300	—
18,400	16,600	—
4,550	4,100	—
9,100	8,200	—
10,900	9,800	—
12,500	11,300	—
6,100	5,500	—
8,000	7,200	—
10,800	9,700	—
12,300	11,100	—
4,250	3,800	—
20,000	18,000	—
30,000	27,000	—
13,400	12,100	—
40,400	36,400	—
13,300	12,000	—
16,900	15,200	—
24,200	21,800	—
13,500	12,200	—
13,500	12,200	—
21,700	19,500	—
35,800	32,200	—
15,100	13,600	—
10,800	9,700	—
15,700	14,100	—
22,500	20,300	—
11,300	10,200	—
11,100	10,000	—
15,800	14,200	—
21,200	19,100	—
9,400	8,500	—

別表の2の(2)のアの(イ)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の2の(2)のイの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,850	3,450	—
4,150	3,750	—
6,800	6,100	—
3,500	3,150	—
4,050	3,650	—
6,600	5,900	—
3,400	3,050	—
4,050	3,650	—
6,500	5,900	—
5,300	4,750	—
4,500	4,050	—
8,400	7,600	—
4,250	3,800	—
4,250	3,800	—
6,100	5,500	—
7,900	7,100	—
4,700	4,250	—
4,350	3,900	—
7,900	7,100	—
8,500	7,700	—
3,650	3,300	—
4,100	3,700	—
6,300	5,700	—
7,000	6,300	—
3,850	3,450	—
6,000	5,400	—
6,900	6,200	—
10,600	9,500	—
14,500	13,100	—
17,500	15,800	—
9,600	8,600	—
13,900	12,500	—
15,300	13,800	—
8,800	7,900	—
12,800	11,500	—
14,500	13,100	—
12,200	11,000	—
18,800	16,900	—
21,200	19,100	—

11,400	10,300	—
18,900	17,000	—
21,700	19,500	—
14,100	12,700	—
10,000	9,000	—
18,200	16,400	—
21,400	19,300	—
14,700	13,200	—
9,600	8,600	—
14,600	13,100	—
15,900	14,300	—
13,200	11,900	—
8,600	7,700	—
14,200	12,800	—
15,700	14,100	—

別表の2の(2)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
12,800	11,500	—
10,200	9,200	—
10,100	9,100	—
15,300	13,800	—
15,200	13,700	—
10,100	9,100	—

別表の2の(2)のエの基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,150	3,750	—
1,600	1,450	—
1,650	1,500	—
2,950	2,650	—
2,950	2,650	—
2,950	2,650	—
4,150	3,750	—
4,000	3,600	—
1,700	1,550	—
2,850	2,550	—
3,200	2,900	—
3,400	3,050	—
2,300	2,050	—
2,050	1,850	—
2,650	2,400	—

別表の2の(2)のオの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,100	9,100	—
8,000	7,200	—
7,200	6,500	—
25,400	22,900	—
20,400	18,400	—
18,200	16,400	—
16,000	14,400	—

別表の2の(2)のオの(ロ)の部分中「980円」を「990円」に改める。

別表の2の(3)の備考の価格の欄中「1,800」を「1,850」に、「1,600」を「1,650」に、「1,450」を「1,500」に、「2,450」を「2,500」に、「2,200」を「2,250」に改める。

別表の2の(5)の車いすの項中「フレーム（折りたたみ）交換　|　15,600」を

「フレーム（折りたたみ）交換　|　15,600
ハブ用スプリング交換　|　16,000」に改め、同(5)の歩行補助つえの項中

別表の2の(1)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
8,000	7,200	6,500
7,100 22,000	6,400 19,800	5,800 17,800
9,100 18,100	8,200 16,300	7,400 14,700
7,100	6,400	5,800
9,100	8,200	7,400
9,600	8,600	7,700
29,900 28,600 29,900	26,900 25,700 26,900	24,200 23,100 24,200
29,400 26,400 29,400	26,500 23,800 26,500	23,900 21,400 23,900
13,500	12,200	11,000
55,500	50,000	45,000
26,400	23,800	21,400

別表の2の(1)のエの基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,150 1,600 1,650 2,950 2,950 2,950	3,750 1,450 1,500 2,650 2,650 2,650	3,350 1,300 1,350 2,400 2,400 2,400
4,150 4,000 1,700 2,850 3,200 3,400 2,300 2,050 2,650	3,750 3,600 1,550 2,550 2,900 3,050 2,050 1,850 2,400	3,350 3,250 1,400 2,300 2,600 2,750 1,850 1,650 2,150

別表の2の(1)のオの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
6,300 17,800 3,700	5,700 16,000 3,350	5,100 14,400 3,000
6,800 17,800 3,700	6,100 16,000 3,350	5,500 14,400 3,000
6,800 14,300 3,700	6,100 12,900 3,350	5,500 11,600 3,000
9,300 17,100 4,200	8,400 15,400 3,800	7,600 13,900 3,400
7,500 17,100 4,200	6,800 15,400 3,800	6,100 13,900 3,400
8,200 15,300 4,200	7,400 13,800 3,800	6,700 12,400 3,400
6,400 5,200 5,200 2,050	5,800 4,700 4,700 1,850	5,200 4,250 4,250 1,650

別表の2の(1)のカの(ア)の基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
14,900 8,900 3,400	13,400 8,000 3,050	12,100 7,200 2,750
17,400 15,100 3,400 8,600	15,700 13,600 3,050 7,700	14,100 12,200 2,750 6,900
8,800	7,900	7,100

別表の2の(1)のカの(イ)の基本価格の欄を次のように改める。

基本価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,150 5,600 3,150 3,000 2,550 2,650	3,750 5,000 2,850 2,700 2,300 2,400	3,350 4,500 2,550 2,450 2,050 2,150
4,300 5,700 2,550 2,700 1,650 2,400 5,300 3,700	3,850 5,100 2,300 2,450 1,500 2,150 4,750 3,350	3,450 4,600 2,050 2,200 1,350 1,950 4,250 3,000
1,800	1,600	1,450

別表の2の(2)のアの(ア)の価格を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
35,400	31,900	—
38,200	34,400	—
37,400	33,700	—
82,400	74,200	—
52,000 132,000	46,800 118,800	— —
52,000 109,700	46,800 98,700	— —
40,800 62,000 76,300 78,800	36,700 55,800 68,700 70,900	— — — —
42,900 63,600	38,600 57,200	— —
22,800	20,500	—
25,900	23,300	—
21,000	18,900	—
57,600	51,800	—
40,100 65,000	36,100 58,500	— —
39,100 58,800	35,200 52,900	— —
35,500 38,600 46,800 46,800	32,000 34,700 42,100 42,100	— — — —
37,100 40,200	33,400 36,200	— —

別表の2の(2)のアの(ア)の備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

「121,200」を「123,800」に、「

リクライニング式手動チェーン型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手動チェーン型と同じ。	上と同じ。	131,500	127,600	123,800

」を「

リクライニング式手動チェーン型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手動チェーン型と同じ。	上と同じ。	131,500	127,600	123,800
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者の使用できるもの。	普通型に準ずる。	158,000	153,300	148,700

」に、「87,400」を「88,300」に、「83,900」を「85,700」に、「78,100」を「79,000」に、「75,000」を「76,600」に、「98,300」を「99,300」に、「94,400」を「96,300」に改め、同(5)の電動車いすの項中「324,800」を「327,100」に、「340,000」を「342,400」に、「355,300」を「357,800」に、「449,600」を「452,700」に改め、同(5)の座位保持いすの項中「24,000」を「24,300」に改め、同(5)の歩行器の項中「36,500」を「36,900」に、「35,000」を「35,800」に、「31,700」を「32,000」に、「30,400」を「31,000」に、「33,600」を「34,000」に、「32,300」を「33,000」に、「28,800」を「29,100」に、「27,600」を「28,200」に、「28,300」を「28,600」に、「27,200」を「27,700」に改め、同(5)の頭部保持具の項中「7,000」を「7,100」に改め、同(5)の排便補助具の項中「8,100」を「8,200」に改める。

別表の2の(1)のアの(ア)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
35,400 35,400 45,800	31,900 31,900 41,200	28,700 28,700 37,100
38,200 38,200 44,100	34,400 34,400 39,700	31,000 31,000 35,700
36,000 36,000 40,800	32,400 32,400 36,700	29,200 29,200 33,000
37,400 37,400 38,800	33,700 33,700 34,900	30,300 30,300 31,400
82,400 82,400	74,200 74,200	66,800 66,800
52,000 132,000	46,800 118,800	42,100 106,900
52,000 109,700	46,800 98,700	42,100 88,800
40,800 62,000 76,300 78,800	36,700 55,800 68,700 70,900	33,000 50,200 61,800 63,800
22,800 22,800 31,000	20,500 20,500 27,900	18,500 18,500 25,100
25,900 25,900 29,000	23,300 23,300 26,100	21,000 21,000 23,500
23,600 23,600 26,700	21,200 21,200 24,000	19,100 19,100 21,600
21,000 21,000 23,100	18,900 18,900 20,800	17,000 17,000 18,700
57,600 57,600	51,800 51,800	46,600 46,600
40,100 65,000	36,100 58,500	32,500 52,700
39,100 58,800	35,200 52,900	31,700 47,600
35,500 38,600 46,800 46,800	32,000 34,700 42,100 42,100	28,800 31,200 37,900 37,900

別表の2の(1)のアの(ア)の備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の2の(1)のアの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,200 8,100 18,400 4,550	9,200 7,300 16,600 4,100	8,300 6,600 14,900 3,700
9,100 10,900 12,500 6,100	8,200 9,800 11,300 5,500	7,400 8,800 10,200 4,950
9,100 11,800 12,500 4,300	8,200 10,600 11,300 3,850	7,400 9,500 10,200 3,450
8,000 10,800 12,300 4,250	7,200 9,700 11,100 3,800	6,500 8,700 10,000 3,400
20,000 30,000 13,400	18,000 27,000 12,100	16,200 24,300 10,900
40,400 13,300 16,900 24,200 13,500	36,400 12,000 15,200 21,800 12,200	32,800 10,800 13,700 19,600 11,000
13,500 21,700 35,800 15,100	12,200 19,500 32,200 13,600	11,000 17,600 29,000 12,200
10,800 15,700 22,500 11,300	9,700 14,100 20,300 10,200	8,700 12,700 18,300 9,200

別表の2の(1)のアの(イ)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の2の(1)のイの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,850 4,150 6,800	3,450 3,750 6,100	3,100 3,350 5,500
3,500 4,050 6,600	3,150 3,650 5,900	2,850 3,300 5,300
3,500 4,050 6,600	3,150 3,650 5,900	2,850 3,300 5,300
3,400 4,050 6,500	3,050 3,650 5,900	2,750 3,300 5,300
3,400 4,050 6,500	3,050 3,650 5,900	2,750 3,300 5,300
5,300 4,500 8,400	4,750 4,050 7,600	4,250 3,650 6,800
4,250 4,250 6,100 7,900	3,800 3,800 5,500 7,100	3,400 3,400 4,950 6,400
4,700 4,350 7,900 8,500	4,250 3,900 7,100 7,700	3,800 3,500 6,400 6,900
3,650 4,100 6,300 7,000	3,300 3,700 5,700 6,300	2,950 3,350 5,100 5,700
3,850 6,000 6,900	3,450 5,400 6,200	3,100 4,850 5,600
2,400 2,750 4,800	2,150 2,450 4,300	1,950 2,200 3,850
1,800 2,150 3,650	1,600 1,950 3,300	1,450 1,750 2,950
10,600 14,500 17,500	9,500 13,100 15,800	8,600 11,800 14,200
9,600 13,900 15,300	8,600 12,500 13,800	7,700 11,300 12,400
9,600 13,700 15,200	8,600 12,300 13,700	7,700 11,100 12,300
8,800 12,800 14,500	7,900 11,500 13,100	7,100 10,400 11,800
9,200 13,900 15,800	8,300 12,500 14,200	7,500 11,300 12,800
12,200 18,800 21,200	11,000 16,900 19,100	9,900 15,200 17,200
11,400 18,900 21,700 14,100	10,300 17,000 19,500 12,700	9,300 15,300 17,600 11,400
10,000 18,200 21,400 14,700	9,000 16,400 19,300 13,200	8,100 14,800 17,400 11,900
9,600 14,600 15,900 13,200	8,600 13,100 14,300 11,900	7,700 11,800 12,900 10,700
8,600 14,200 15,700	7,700 12,800 14,100	6,900 11,500 12,700
7,300 13,000 14,200	6,600 11,700 12,800	5,900 10,500 11,500
6,100 11,800 13,100	5,500 10,600 11,800	4,950 9,500 10,600

別表の1の(3)のエの(エ)のcの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
2,400 3,500	2,150 3,150	1,950 2,850
2,100 1,650	1,900 1,500	1,700 1,350
4,700	4,250	3,800
3,650	3,300	2,950
2,350	2,100	1,900
2,400	2,150	1,950
5,100	4,600	4,150
7,500	6,800	6,100
1,050 920 840	950 830 760	860 750 680

別表の1の(4)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
37,800	34,000	30,600
40,300	36,300	32,700
42,900	38,600	34,700
47,400	42,700	38,400
49,100	44,200	39,800
53,500	48,200	43,400
25,300	22,800	20,500
26,000	23,400	21,100
26,500	23,900	21,500
27,200	24,500	22,100
27,900	25,100	22,600
28,700	25,800	23,200

別表の1の(4)のエのaの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
29,100	26,200	23,600
43,000	38,700	34,800
51,500	46,400	41,800
23,300	21,000	18,900
67,500	60,800	54,700
34,000	30,600	27,500
70,300	63,300	57,000
35,400	31,900	28,700
86,300	77,700	69,900
46,000	41,400	37,300
83,800	75,400	67,900
45,600	41,000	36,900
100,100	90,100	81,100
56,300	50,700	45,600
19,900	17,900	16,100

別表の1の(4)のエのaの(ロ)の部分中「3,700円」を「3,750円」に改める。

別表の1の(4)のエのbの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
8,400 11,300 14,400	7,600 10,200 13,000	6,800 9,200 11,700
5,500 3,750 3,700 4,600	4,950 3,350 3,350 4,150	4,450 3,000 3,000 3,750
9,400 10,300 8,200	8,500 9,300 7,400	7,700 8,400 6,700
5,400 5,600 4,050 4,600 4,700 4,450 6,200 5,700 5,700 4,600	4,850 5,000 3,650 4,150 4,250 4,000 5,600 5,100 5,100 4,150	4,350 4,500 3,300 3,750 3,800 3,600 5,000 4,600 4,600 3,750
4,300 5,500	3,850 4,950	3,450 4,450
6,300 2,550 4,300	5,700 2,300 3,850	5,100 2,050 3,450
3,150 4,950 3,500 3,700 4,700 3,850 2,300 1,900 3,500	2,850 4,450 3,150 3,350 4,250 3,450 2,050 1,700 3,150	2,550 4,000 2,850 3,000 3,800 3,100 1,850 1,550 2,850
27,200 32,700	24,500 29,400	22,100 26,500
11,500	10,400	9,400
6,200 5,700 3,250 3,400 14,300 12,000 14,500 17,400	5,600 5,100 2,900 3,050 12,900 10,800 13,100 15,700	5,000 4,600 2,600 2,750 11,600 9,700 11,800 14,100
2,150	2,150	2,150
5,300 6,200 2,850 1,900	5,300 6,200 2,850 1,900	5,300 6,200 2,850 1,900
940	940	940

別表の一の(4)のキ中「17,500｜ビンドット　3000」を「17,500｜ビンドット　3000
14,100｜フレクサス　123FA」に、「22,200｜ビンドット　2030」を「95,600｜きさく　PCR1－L
93,200｜きさく　PCR1－M
92,000｜きさく　PCR1－S
102,900｜きさく　PW1－L
100,400｜きさく　PW1－M
99,200｜きさく　PW1－S
22,700｜てあい　NA－001
27,700｜パシフィック　PCJ－01
22,200｜ビンドット　2030」に、「65,800｜ビンドット　2522」を「65,800｜ビンドット　2522
15,600｜フレクサス　124FA」に、「74,500｜武田　CED　S－4－F」を「74,500｜武田　CED　S－4－F
17,000｜TAKU　TA－001」に改める。

別表の1の(5)の点字器の項中「5,700」を「6,450」に、「4,050」を「6,500」に改め、同(5)の人工喉頭の項中「4,400」を「5,110」に改め、同(5)の車いすの項中「95,300」を「96,300」に、「91,500」を「93,400」に、「105,900」を「107,000」に、「101,700」を「103,800」に、「227,900」を「230,300」に、「218,800」を「223,400」に、「115,400」を「116,600」に、「110,800」を「113,100」に、「126,200」を「127,600」に、

別表の1の(3)のエの(イ)のaの(b)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
20,900	18,800	16,900
21,700	19,500	17,600
22,500	20,300	18,300
24,000	21,600	19,400

別表の1の(3)のエの(イ)のbの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,350	3,000	2,700
4,150	3,750	3,350
2,250	2,000	1,800
1,800	1,600	1,450
1,350	1,200	1,100
6,400	5,800	5,200
3,250	2,900	2,600
4,100	3,700	3,350
3,250	2,900	2,600
4,250	3,800	3,400
3,250	2,900	2,600

別表の1の(3)のエの(イ)のbの備考の欄中「990円」を「1,000円」に改める。

別表の1の(3)のエの(ウ)のaの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
33,300	30,000	27,000
25,200	22,700	20,400
24,900	22,400	20,200
11,800	10,600	9,500
9,800	8,800	7,900
32,700	29,400	26,500
23,300	21,000	18,900
35,700	32,100	28,900
20,300	18,300	16,500
22,100	19,900	17,900
16,200	14,600	13,100
29,200	26,300	23,700
15,800	14,200	12,800
18,100	16,300	14,700
13,100	11,800	10,600
26,100	23,500	21,200
14,400	13,000	11,700
13,600	12,200	11,000
8,700	7,800	7,000
36,300	32,700	29,400
26,300	23,700	21,300

別表の1の(3)のエの(ウ)のbの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,350	3,000	2,700
5,300	4,750	4,250
5,800	5,200	4,700
8,500	7,700	6,900
1,900	1,700	1,550
2,550	2,300	2,050
4,750	4,250	3,800
4,200	3,800	3,400
13,600	12,200	11,000
3,550	3,200	2,900
2,600	2,350	2,100
9,800	8,800	7,900
10,800	9,700	8,700
4,700	4,250	3,800
2,100	1,900	1,700
15,100	13,600	12,200
2,800	2,500	2,250
3,350	3,000	2,700
3,100	2,800	2,500
1,900	1,700	1,550

別表の1の(3)のエの(エ)のaの価格の欄を次のように改める。

価格 円
5,200
8,300
17,700
3,700
4,100
9,900
3,150
5,700
9,000
6,200
3,900
4,450
2,350
1,950
3,300
1,700

別表の1の(3)のエの(エ)のbの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
12,200	11,000	9,900
8,400	7,600	6,800
13,600	12,200	11,000
13,700	12,300	11,100
3,600	3,250	2,900
4,950	4,450	4,000
7,800	7,000	6,300
7,700	6,900	6,200
3,750	3,350	3,000
5,100	4,600	4,150
6,400	5,800	5,200
7,500	6,800	6,100
2,250	2,000	1,800
2,100	1,900	1,700
3,500	3,150	2,850
4,050	3,650	3,300

を

標準ベルト		13,900	—	センチュリー22　AKS
		13,700	—	ダウ　PWR−SUC
		4,500	—	レイブン　NKS
		4,600	—	レイブン　RKS
KBMウェッジ		7,100	—	フィラワー　1540

に改める。

別表の1の(3)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6〜14歳 円	0〜5歳 円
21,800	19,600	17,600
27,500	24,800	22,300
19,200	17,300	15,600
16,300	14,700	13,200
15,300	13,800	12,400
14,100	12,700	11,400
10,500	9,500	8,600
18,700	16,800	15,100
20,000	18,000	16,200
42,200	38,000	34,200
14,100	12,700	11,400
10,500	9,500	8,600
25,300	22,800	20,500
20,300	18,300	16,500
19,500	17,600	15,800
6,800	6,100	5,500
16,800	15,100	13,600
6,700	6,000	5,400
15,200	13,700	12,300
6,500	5,900	5,300
26,400	23,800	21,400
15,100	13,600	12,200
13,800	12,400	11,200
12,500	11,300	10,200
10,400	9,400	8,500
7,900	7,100	6,400
7,500	6,800	6,100
8,200	7,400	6,700
7,600	6,800	6,100
7,200	6,500	5,900
6,900	6,200	5,600
6,800	6,100	5,500
5,900	5,300	4,750
7,400	6,700	6,000
7,500	6,800	6,100
13,800	12,400	11,200
6,800	6,100	5,500
5,900	5,300	4,750
7,900	7,100	6,400
7,300	6,600	5,900
6,800	6,100	5,500
6,800	6,100	5,500
6,700	6,000	5,400
6,700	6,000	5,400
6,500	5,900	5,300
6,500	5,900	5,300
8,000	7,200	6,500
6,900	6,200	5,600
6,700	6,000	5,400
6,500	5,900	5,300
5,900	5,300	4,750
4,200	3,800	3,400

別表の1の(3)のウの(注)の部分中「31,300円」を「31,600円」に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のaの価格の欄を次のように改める。

価格 円
5,800
6,900
5,700
6,200
12,100
4,750
5,600
9,300

別表の1の(3)のエの(ア)のbの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6〜14歳 円	0〜5歳 円
4,050	3,650	3,300
6,500	5,900	5,300
12,700	11,400	10,300
19,500	17,600	15,800
8,700	7,800	7,000
3,950	3,550	3,200
5,800	5,200	4,700
10,000	9,000	8,100
18,300	16,500	14,900
7,600	6,800	6,100
2,300	2,050	1,850
11,700	10,500	9,500
6,000	5,400	4,850
11,500	10,400	9,400
6,700	6,000	5,400
770	690	620

別表の1の(3)のエの(ア)のbの(注)の部分中「12,000円」を「12,100円」に改める。

別表の1の(3)のエの(ア)のcの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6〜14歳 円	0〜5歳 円
12,700	11,400	10,300
5,900	5,300	4,750
15,500	14,000	12,600
4,550	4,100	3,700
3,050	2,750	2,450
—	—	2,400
3,800	3,400	3,050
4,300	3,850	3,450
13,600	12,200	11,000
5,100	4,600	4,150
7,500	6,800	6,100
3,850	3,450	3,100
37,200	33,500	30,200
1,650	1,500	1,350
3,350	3,000	2,700
1,750	1,550	1,400
1,450	1,300	1,150
1,050	950	860

別表の1の(3)のエの(ア)のdの価格の欄を次のように改める。

価格 円
8,800
11,600
25,500
14,400
22,000
23,800
30,000

別表の1の(3)のエの(イ)のaの(a)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6〜14歳 円	0〜5歳 円
34,800	31,300	28,200
43,300	39,000	35,100
35,900	32,300	29,100
45,100	40,600	36,500
36,900	33,200	29,900
46,800	42,100	37,900
39,100	35,200	31,700
51,400	46,300	41,700

「10,100 | 一 | ブラッチフォード　409012
一 | ブラッチフォード　409012」を 21,300 | 一 | ベッサ　U10316 に「21,100 |
28,500 | 一 | ベッサ　U10332
28,500 | 一 | ベッサ　U10333　」

「21,100 | 一 | 総林　TGB－4
12,200 | 一 | 総林　TKC－S
19,300 | 一 | 総林　TPS－F4
一 | 総林　TGB－4」を 9,650 | 一 | 総林　TPS－M に「8,400 |
12,000 | 一 | 総林　TPS－M4
18,500 | 一 | 総林　TPS－M4C
5,600 | 一 | 総林　TPS－MC　」

一 | 総林　TSC－PSD」を「8,400 | 一 | 総林　TSC－PSD に「17,400 |
4,600 | 一 | 総林　TSC－T　」

一 | オットボック　2R48」を「17,400 | 一 | オットボック　2R48 に「17,200 |
19,300 | 一 | オットボック　2R50」

「23,000 | 一 | フィラワー　124119
15,600 | 一 | フィラワー　124121
16,300 | 一 | フィラワー　124127
23,400 | 一 | フィラワー　124137
1,850 | 一 | フィラワー　125030
一 | ブラッチフォード　339137－A」を 2,150 | 一 | フィラワー　125032 に「25,100 |
6,800 | 一 | フィラワー　238024
17,200 | 一 | ブラッチフォード　339137－A
20,300 | 一 | ベッサ　U10264
12,600 | 一 | ベッサ　U10265　」

一 | オットボック　4R69」を「25,100 | 一 | オットボック　4R69 に「25,600 |
32,700 | 一 | オットボック　4R98」

「25,600 | 一 | ハンガー　U－810B－5
一 | ハンガー　U－810B－5」を 11,600 | 一 | フィラワー　124170
11,900 | 一 | フィラワー　125101 に
12,800 | 一 | フィラワー　125106　」

「10,000 | 一 | ブラッチフォード　339401」を「10,000 | 一 | ブラッチフォード
22,000 | 一 | ベッサ　U10251

339401」に「23,200 | 一 | 総林　TGB－01」を「23,200 | 一 | 総林　TGB－01
20,100 | 一 | 総林　TPS－F
20,100 | 一 | 総林　TPS－F

「10,800 | 一 | オットボック　21B
A に「10,800 | 一 | オットボック　21B30」を 18,400 | 一 | センチュリー－22　T50
C」 18,400 | 一 | センチュリー－22　T70

30
K－20 に「36,400 | 一 | オットボック　1D11」を「36,400 | 一 | オットボック
82,300 | 一 | オットボック
K－20」 31,500 | 一 | オットボック
59,400 | 一 | オハイオ　CC

1D11 | 「別に定めるところによる | 一 | フレックスフット　F－F－RE | 「556,600 | 一 | フレック－RE
1D25 に
1K10 | 別に定めるところによる | 一 | フレックスフット　F－F－RE－SP」を 585,600 | 一 | フレック－RE－
2L」

「2,550 | 一 | ラボック
2,150 | 一 | ラボック
2,150 | 一 | ラボック
スフット　F－F 2,150 | 一 | ラボック
に「2,550 | 一 | ラボック　M10－095」を 3,100 | 一 | ラボック
スフット　F－FSP」 3,100 | 一 | ラボック
3,100 | 一 | ラボック
6,000 | 一 | ラボック
6,000 | 一 | ラボック
6,000 | 一 | ラボック

M10－095
SL10－040
SL10－050
SL10－060
SL10－140 に「2,300 | 一 | オットボック　2R23」を「2,300 | 一 | オットボッ
SL10－150 2,900 | 一 | オハイオ
SL10－170
SL10－250
SL10－260
SL10－270」

ク　2R23
CC2L－CP」に「16,500 | 一 | 高崎　TG4035」を「16,500 | 一 | 高崎　TG
25,100 | 一 | 総林　TF

4035
C－DF」に「

KBMウェッジ		7,100	一	フィラワー　1540

」

別表の1の(2)のエの(エ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
19,300	17,400	—
9,700	8,700	—
19,100	17,200	—
9,700	8,700	—
8,800	7,900	—
16,400	14,800	—
7,100	6,400	—
4,600	4,150	—
4,700	4,250	—
13,400	12,100	—
6,500	5,900	—
5,700	5,100	—
8,000	7,200	—
1,450	1,300	—
1,800	1,600	—
8,000	7,200	—
1,950	1,750	—
9,700	8,700	—
7,800	7,000	—

別表の1の(2)のエの(オ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,100	9,100	—
8,000	7,200	—
7,200	6,500	—
25,400	22,900	—
20,400	18,400	—
18,200	16,400	—
16,000	14,400	—

別表の1の(2)のエの(オ)の(ロ)の部分中「980円」を「990円」に改める。

別表の1の(2)のオの義手用部品の項中「17,900 | — | 義手　KI—H—72」を「66,000
17,900 | — |
「20,500 | — |
66,000 | — |
— | 義手　KI—H—055RC　」に「20,500 | — | ホスマー」を　63,400 | — |
— | 義手　KI—H—72　」　66,000 | — |
25,600 | — |
ホスマー
義手　KI—H—050—3RC
義手　KI—H—052RC　に改め、同オの義足用部品の項中「167,000 | — | オットボック
義手　KI—H—052RCF
義手　KI—H—056RC　」
「167,000 | — | オットボック　3R43　」に「別に定めるところによる」 | — | ブラッチ
3R43」を　266,200 | — | オットボック　3R45」
フォード　019413」を「717,300 | — | ブラッチフォード　019413」に「57,100 | — |

ラボック　M0716」を「57,100 | — | ラボック　M0716　」に「84,700 | — | ハンガー
260,200 | — | ラボック　M0760」
U—10170」を「84,700 | — | ハンガー　U—10170　」に「別に定めるところによる」 | — | ブラッチ
84,700 | — | フィラウー　124200」
フォード　019419」を「700,000 | — | ブラッチフォード　019419」に「350,900 | — |
「338,800 | — | オットボック　3R55
471,900 | — | オットボック　3R60
オットボック　3R70」を　350,900 | — | オットボック　3R70　に「15,200 |
338,800 | — | センチュリー—22　TK—20
00　」
「15,200 | — | オットボック　2R54
— | オットボック　2R54」を　12,700 | — | オハイオ　CC2L—TAJ」に「10,700 |
— | ハンガー　U—1041」を「10,700 | — | ハンガー　U—1041　」に「23,400 |
12,800 | — | フィラウー　124160」
— | ブラッチフォード　409214 から409216まで」を「23,400 | — | ブラッチフォード　409214 から409216まで　」に「6,900 |
69,000 | — | ラボック　SL1020　」
— | オットボック　5R9」を「6,900 | — | オットボック　5R9
3,830 | — | フィラウー　124109　」に「9,700 |
「9,700 | — | シアトルフット　LC10
21,500 | — | センチュリー—22　TK—20
25
12,600 | — | センチュリー—22　TK—20
35
— | シアトルフット　LC10」を　11,400 | — | センチュリー—22　TK—20　に「10,500 |
55
17,500 | — | センチュリー—22　TK—20
60
30,200 | — | センチュリー—22　TK—20
65　」
「10,500 | — | ハンガー　N—4401
12,100 | — | フィラウー　124105
8,500 | — | フィラウー　124106
13,600 | — | フィラウー　124107
13,300 | — | フィラウー　124108
15,600 | — | フィラウー　124114
— | ハンガー　N—4401」を　50,200 | — | フィラウー　124140　に「10,100 |
44,900 | — | フィラウー　124141
43,600 | — | フィラウー　124142
46,200 | — | フィラウー　124143
9,900 | — | フィラウー　124180
9,900 | — | フィラウー　124181
9,900 | — | フィラウー　125298」

別表の1の(1)のエの(エ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
19,300	17,400	15,700
9,700	8,700	7,800
19,100	17,200	15,500
9,700	8,700	7,800
8,800	7,900	7,100
16,400	14,800	13,300
7,100	6,400	5,800
4,600	4,150	3,750
4,700	4,250	3,800
13,400	12,100	10,900
6,500	5,900	5,300
5,700	5,100	4,600
8,000	7,200	6,500
1,450	1,300	1,150
1,800	1,600	1,450
8,000	7,200	6,500
1,950	1,750	1,550
9,700	8,700	7,800
7,800	7,000	6,300

別表の1の(1)のエの(オ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
4,900	4,400	3,950
14,100	12,700	11,400
1,750	1,550	1,400
5,100	4,600	4,150
13,800	12,400	11,200
1,600	1,450	1,300
5,000	4,500	4,050
10,800	9,700	8,700
1,650	1,500	1,350
8,500	7,700	6,900
15,000	13,500	12,200
2,750	2,450	2,200
7,100	6,400	5,800
13,800	12,400	11,200
2,550	2,300	2,050
6,700	6,000	5,400
12,000	10,800	9,700
2,300	2,050	1,850
4,600	4,150	3,750
3,200	2,900	2,600
3,100	2,800	2,500
990	890	800

別表の1の(2)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
30,800	27,700	—
33,300	30,000	—
29,700	26,700	—
80,200	72,200	—
49,700	44,700	—
130,700	117,600	—
48,100	43,300	—
106,500	95,900	—
38,000	34,200	—
59,500	53,600	—
73,800	66,400	—
76,300	68,700	—
40,400	36,400	—
61,400	55,300	—

別表の1の(2)のウの備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の1の(2)のエの(ア)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,200	9,200	—
8,100	7,300	—
18,400	16,600	—
4,550	4,100	—
9,100	8,200	—
10,900	9,800	—
12,500	11,300	—
6,100	5,500	—
8,000	7,200	—
10,800	9,700	—
12,300	11,100	—
4,250	3,800	—
20,000	18,000	—
30,000	27,000	—
13,400	12,100	—
40,400	36,400	—
13,300	12,000	—
16,900	15,200	—
24,200	21,800	—
13,500	12,200	—
13,500	12,200	—
21,700	19,500	—
35,800	32,200	—
15,100	13,600	—
10,800	9,700	—
15,700	14,100	—
22,500	20,300	—
11,300	10,200	—
11,100	10,000	—
15,800	14,200	—
21,200	19,100	—
9,400	8,500	—

別表の1の(2)のエの(ア)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の1の(2)のエの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,850	3,450	—
4,150	3,750	—
6,800	6,100	—
3,500	3,150	—
4,050	3,650	—
6,600	5,900	—
3,400	3,050	—
4,050	3,650	—
6,500	5,900	—
5,300	4,750	—
4,500	4,050	—
8,400	7,600	—
4,250	3,800	—
4,250	3,800	—
6,100	5,500	—
7,900	7,100	—
4,700	4,250	—
4,350	3,900	—
7,900	7,100	—
8,500	7,700	—
3,650	3,300	—
4,100	3,700	—
6,300	5,700	—
7,000	6,300	—
3,850	3,450	—
6,000	5,400	—
6,900	6,200	—

別表の1の(2)のエの(ウ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
12,800	11,500	—
10,200	9,200	—
10,100	9,100	—
15,300	13,800	—
15,200	13,700	—
10,100	9,100	—

別表の2の(2)のオの価格の欄中「10,000」を「10,100」に、「7,100」を「7,200」に、「25,200」を「25,400」に、「20,200」を「20,400」に、「18,000」を「18,200」に、「15,900」を「16,000」に改め、同オの(田)の部分中「980円」を「990円」に改める。

別表の2の(3)の備考の価格の欄中「1,800」を「1,850」に、「2,450」を「2,500」に改める。

別表の2の(5)の車いすの項中

フレーム（折りたたみ）交換	15,600
ハブ用スプリング交換	16,000

を

フレーム（折りたたみ）交換	15,600

に改め、同(5)の歩行補助つえの項中

松葉づえ	先ゴム交換 腋当交換	270 1,450
多点杖	先ゴム交換	250

を

	先ゴム交換 腋当交換	270 1,450

に改める。

○厚生省告示第百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六第一項及び第二十一条の七の規定に基づき、補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月厚生省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

平成八年五月十一日　　厚生大臣　菅　直人

別表の1の(1)のウの価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
30,800	27,700	24,900
30,800	27,700	24,900
41,400	37,300	33,600
33,300	30,000	27,000
33,300	30,000	27,000
39,300	35,400	31,900
30,300	27,300	24,600
30,300	27,300	24,600
35,200	31,700	28,500
29,700	26,700	24,000
29,700	26,700	24,000
31,200	28,100	25,300
27,100	24,400	22,000
27,100	24,400	22,000
30,900	27,800	25,000
10,300	9,300	8,400
10,300	9,300	8,400
15,600	14,000	12,600
8,200	7,400	6,700
12,000	10,800	9,700
80,200	72,200	65,000
80,200	72,200	65,000
49,700	44,700	40,200
130,700	117,600	105,800
48,100	43,300	39,000
106,500	95,900	86,300
38,000	34,200	30,800
59,500	53,600	48,200
73,800	66,400	59,800
76,300	68,700	61,800
40,400	36,400	32,800
61,400	55,300	49,800
21,100	19,000	17,100
16,200	14,600	13,100

別表の1の(1)のウの備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「43,800円」を「44,100円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の1の(1)のエの(ア)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
10,200	9,200	8,300
8,100	7,300	6,600
18,400	16,600	14,900
4,550	4,100	3,700
9,100	8,200	7,400
10,900	9,800	8,800
12,500	11,300	10,200
6,100	5,500	4,950
9,100	8,200	7,400
11,800	10,600	9,500
12,500	11,300	10,200
4,300	3,850	3,450
8,000	7,200	6,500
10,800	9,700	8,700
12,300	11,100	10,000
4,250	3,800	3,400
9,600	8,600	7,700
8,200	7,400	6,700
11,700	10,500	9,500
6,200	5,600	5,000
7,800	7,000	6,300
8,000	7,200	6,500
9,500	8,600	7,700
6,000	5,400	4,850
3,550	3,200	2,900
3,450	3,100	2,800
3,100	2,800	2,500
20,000	18,000	16,200
30,000	27,000	24,300
13,400	12,100	10,900
40,400	36,400	32,800
13,300	12,000	10,800
16,900	15,200	13,700
24,200	21,800	19,600
13,500	12,200	11,000
13,500	12,200	11,000
21,700	19,500	17,600
35,800	32,200	29,000
15,100	13,600	12,200
10,800	9,700	8,700
15,700	14,100	12,700
22,500	20,300	18,300
11,300	10,200	9,200
11,100	10,000	9,000
15,800	14,200	12,800
21,200	19,100	17,200
9,400	8,500	7,700
11,100	10,000	9,000
9,100	8,200	7,400
19,600	17,600	15,800
9,300	8,400	7,600
8,200	7,400	6,700
18,300	16,500	14,900
9,000	8,100	7,300

別表の1の(1)のエの(ア)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「10,300円」を「10,400円」に改める。

別表の1の(1)のエの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
3,850	3,450	3,100
4,150	3,750	3,350
6,800	6,100	5,500
3,500	3,150	2,850
4,050	3,650	3,300
6,600	5,900	5,300
3,500	3,150	2,850
4,050	3,650	3,300
6,600	5,900	5,300
3,400	3,050	2,750
4,050	3,650	3,300
6,500	5,900	5,300
3,400	3,050	2,750
4,050	3,650	3,300
6,500	5,900	5,300
5,300	4,750	4,250
4,500	4,050	3,650
8,400	7,600	6,800
4,250	3,800	3,400
4,250	3,800	3,400
6,100	5,500	4,950
7,900	7,100	6,400
4,700	4,250	3,800
4,350	3,900	3,500
7,900	7,100	6,400
8,500	7,700	6,900
3,650	3,300	2,950
4,100	3,700	3,350
6,300	5,700	5,100
7,000	6,300	5,700
3,850	3,450	3,100
6,000	5,400	4,850
6,900	6,200	5,600
2,400	2,150	1,950
2,750	2,450	2,200
4,800	4,300	3,850
1,800	1,600	1,450
2,150	1,950	1,750
3,650	3,300	2,950

別表の1の(1)のエの(ウ)の価格の欄を次のように改める。

価格		
15歳以上 円	6～14歳 円	0～5歳 円
8,000	7,200	6,500
7,000	6,300	5,700
21,900	19,700	17,700
9,000	8,100	7,300
18,000	16,200	14,600
7,000	6,300	5,700
9,000	8,100	7,300
9,700	8,700	7,800
28,300	25,500	23,000
28,900	26,000	23,400
29,400	26,500	23,900
24,600	22,100	19,900
26,200	23,600	21,200
29,000	26,100	23,500
13,500	12,200	11,000
55,200	49,700	44,700
26,200	23,600	21,200

131,500	158,000

に改め、同(5)の電動車いすの項中「324,800」を「327,100」に、「340,000」を「342,400」に、「355,300」を「357,800」に、「449,600」を「452,700」に改める。

別表の2の(1)のアの(ア)の基本価格の欄及び複製価格の欄を次のように改める。

基本価格 円	複製価格 円
35,400 35,400 45,800	22,800 22,800 31,000
38,200 38,200 44,100	25,900 25,900 29,000
36,000 36,000 40,800	23,600 23,600 26,700
37,400 37,400 38,800	21,000 21,000 23,100
82,400 82,400	57,600 57,600
52,000 132,000	40,100 65,000
52,000 109,700	39,100 58,800
40,800 62,000 76,300 78,800	35,500 38,600 46,800 46,800

別表の2の(1)のアの(ア)の備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の2の(1)のアの(イ)の価格を次のように改める。

価格 円
10,200 8,100 18,400 4,550
9,100 10,900 12,500 6,100
9,100 11,800 12,500 4,300
8,000 10,800 12,300 4,250
20,000 30,000 13,400
40,400 13,300 16,900 24,200 13,500
13,500 21,700 35,800 15,100
10,800 15,700 22,500 11,300

別表の2の(1)のアの(イ)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の2の(1)のイのソケット交換に付随する場合の価格の欄及び単独の場合の価格の欄を次のように改める。

ソケット交換に付随する場合の価格 円	単独の場合の価格 円
3,850 4,150 6,800	10,600 14,500 17,500
3,500 4,050 6,600	9,600 13,900 15,300
3,500 4,050 6,600	9,600 13,700 15,200
3,400 4,050 6,500	8,800 12,800 14,500
3,400 4,050 6,500	9,200 13,900 15,800
5,300 4,500 8,400	12,200 18,800 21,200
4,250 4,250 6,100 7,900	11,400 18,900 21,700 14,100
4,700 4,350 7,900 8,500	10,000 18,200 21,400 14,700
3,650 4,100 6,300 7,000	9,600 14,600 15,900 13,200
3,850 6,000 6,900	8,600 14,200 15,700
2,400 2,750 4,800	7,300 13,000 14,200
1,800 2,150 3,650	6,100 11,800 13,100

別表の2の(1)のウの価格の欄を次のように改める。

価格 円
8,000
7,100 22,000
9,100 18,100
7,100
9,100
9,600
29,900 28,600 29,900
29,400 26,400 29,400
13,500
55,500
26,400

別表の2の(1)のエの基本価格の欄中「4,100」を「4,150」に、「3,950」を「4,000」に、「2,800」を「2,850」に、「3,350」を「3,400」に、「2,250」を「2,300」に、「2,000」を「2,050」に改める。

別表の2の(1)のオの価格の欄を次のように改める。

価格 円
6,300 17,800 3,700
6,800 17,800 3,700
6,800 14,300 3,700
9,300 17,100 4,200
7,500 17,100 4,200
8,200 15,300 4,200
6,400 5,200 5,200 2,050

別表の2の(1)のカの(ア)の基本価格の欄中「14,800」を「14,900」に、「3,350」を「3,400」に、「17,200」を「17,400」に、「15,000」を「15,100」に、「8,700」を「8,800」に改める。

別表の2の(1)のカの(イ)の基本価格の欄中「4,100」を「4,150」に、「5,500」を「5,600」に、「3,100」を「3,150」に、「2,500」を「2,550」に、「3,650」を「3,700」に、「1,750」を「1,800」に改める。

別表の2の(2)のアの(ア)の基本価格の欄及び複製価格の欄を次のように改める。

基本価格 円	複製価格 円
35,400	22,800
38,200	25,900
37,400	21,000
82,400	57,600
52,000 132,000	40,100 65,000
52,000 109,700	39,100 58,800
40,800 62,000 76,300 78,800	35,500 38,600 46,800 46,800
42,900 63,600	37,100 40,200

別表の2の(2)のアの(ア)の備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の2の(2)のアの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
10,200 8,100 18,400 4,550
9,100 10,900 12,500 6,100
8,000 10,800 12,300 4,250
20,000 30,000 13,400
40,400 13,300 16,900 24,200 13,500
13,500 21,700 35,800 15,100
10,800 15,700 22,500 11,300
11,100 15,800 21,200 9,400

別表の2の(2)のアの(イ)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の2の(2)のイのソケット交換に付随する場合の価格の欄及び単独の場合の価格の欄を次のように改める。

ソケット交換に付随する場合の価格 円	単独の場合の価格 円
3,850 4,150 6,800	10,600 14,500 17,500
3,500 4,050 6,600	9,600 13,900 15,300
3,400 4,050 6,500	8,800 12,800 14,500
5,300 4,500 8,400	12,200 18,800 21,200
4,250 4,250 6,100 7,900	11,400 18,900 21,700 14,100
4,700 4,350 7,900 8,500	10,000 18,200 21,400 14,700
3,650 4,100 6,300 7,000	9,600 14,600 15,900 13,200
3,850 6,000 6,900	8,600 14,200 15,700

別表の2の(2)のウの価格の欄中「12,700」を「12,800」に、「10,100」を「10,200」に、「10,000」を「10,100」に、「15,200」を「15,300」に、「15,100」を「15,200」に改める。

別表の2の(2)のエの基本価格の欄中「4,100」を「4,150」に、「3,950」を「4,000」に、「2,800」を「2,850」に、「3,350」を「3,400」に、「2,250」を「2,300」に、「2,000」を「2,050」に改める。

別表の1の(3)のエの(イ)のaの(a)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
34,800
43,300
35,900
45,100
36,900
46,800
39,100
51,400

別表の1の(3)のエの(イ)のaの(b)の価格の欄中「20,800」を「20,900」に、「21,600」を「21,700」に、「22,300」を「22,500」に、「23,800」を「24,000」に改める。

別表の1の(3)のエの(イ)のbの価格の欄を次のように改める。

価格 円
3,350
4,150
2,250
1,800
1,350
6,400
3,250
4,100
3,250
4,250
3,250

別表の1の(3)のエの(イ)のbの備考の欄中「990円」を「1,000円」に改める。

別表の1の(3)のエの(ウ)のaの価格の欄を次のように改める。

価格 円
33,300 25,200 24,900 11,800 9,800
32,700 23,300 35,700 20,300
22,100 16,200 29,200 15,800
18,100 13,100 26,100 14,400 13,600 8,700
36,300 26,300

別表の1の(3)のエの(ウ)のbの価格の欄を次のように改める。

価格 円
3,350 5,300 5,800 8,500 1,900 2,550
4,750 4,200 13,600 3,550 2,600 9,800 10,800 4,700 2,100 15,100
2,800 3,350 3,100 1,900

別表の1の(3)のエの(エ)のaの価格の欄を次のように改める。

価格 円
5,200 8,300 17,700
3,700 4,100 9,900
3,150 5,700 9,000 6,200
3,900 4,450
2,350 1,950 3,300 1,700

別表の1の(3)のエの(エ)のbの価格の欄を次のように改める。

価格 円
12,200 8,400
13,600 13,700
3,600 4,950 7,800 7,700
3,750 5,100 6,400 7,500
2,250 2,100
3,500 4,050

別表の1の(3)のエの(エ)のcの価格の欄中「3,450」を「3,500」に、「2,350」を「2,400」に、「7,400」を「7,500」に、「830」を「840」に改める。

別表の1の(4)のウの価格の欄を次のように改める。

価格	
採型による場合 円	採寸による場合 円
37,800	25,300
40,300	26,000
42,900	26,500
47,400	27,200
49,100	27,900
53,500	28,700

別表の1の(4)のエのaの価格の欄を次のように改める。

価格 円
29,100
43,000
51,500
23,300
67,500
34,000
70,300
35,400
86,300
46,000
83,800
45,600
100,100
56,300
19,900

別表の1の(4)のエのaの(e)の部分中「3,700円」を「3,750円」に改める。

別表の1の(4)のエのbの価格の欄を次のように改める。

価格 円
8,400 11,300 14,400
5,500 3,750 3,700 4,600
9,400 10,300 8,200
5,400 5,600 4,050 4,600 4,700 4,450 6,200 5,700 5,700 4,600
4,300 5,500
6,300 2,550 4,300
3,150 4,950 3,500 3,700 4,700 3,850 2,300 1,900 3,500
 27,200 32,700
11,500
6,200 5,700 3,250 3,400
14,300 12,000 14,500 17,400
2,150
 5,300 6,200 2,850 1,900
940

別表の1の(4)のオ中「17,500 | ピンドット 3000」を「17,500 | ピンドット 3000
14,100 | フレクサス 123FA」に、「95,600 | きさく PCR1―L
93,200 | きさく PCR1―M
92,000 | きさく PCR1―S
102,900 | きさく PW1―L
100,400 | きさく PW1―M
99,200 | きさく PW1―S
22,700 | てあい NA―001
27,700 | パシフィック PCJ―01
22,200 | ピンドット 2030」に、「22,200 | ピンドット 2030」を「65,800 | ピンドット 2522」に、「65,800 | ピンドット 2522」を「65,800 | ピンドット 2522
15,600 | フレクサス 124FA」に、「74,500 | 武田 CED S―4―F」を「74,500 | 武田 CED S―4―F
17,000 | TAKU TA―001」に改める。

別表の1の(5)の点字器の項中「5,700」を「6,450」に、「4,050」を「6,500」に改め、同(5)の人工喉頭の項中「4,400」を「5,110」に改め、同(5)の車いすの項中

「

リクライニング式手動チェーン型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手動チェーン型と同じ。	上と同じ。	131,500

」を

「

リクライニング式手動チェーン型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手動チェーン型と同じ。	上と同じ。
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者の使用できるもの。	普通型に準ずる。

ボック　２Ｒ48」を「17,400｜オットボック　２Ｒ48
19,300｜オットボック　２Ｒ50」に「17,200｜ブラッチフォード　339137－Ａ」
を「23,000｜フィラワー　124119
15,600｜フィラワー　124121
16,300｜フィラワー　124127
23,400｜フィラワー　124137
1,850｜フィラワー　125030
2,150｜フィラワー　125032
6,800｜フィラワー　238024
17,200｜ブラッチフォード　339137－Ａ
20,300｜ベッサ　U10264
12,600｜ベッサ　U10265」に「25,100｜オットボック　４Ｒ69」を「25,100｜オット
32,700｜オット

ボック　４Ｒ69
ボック　４Ｒ98」に「25,600｜ハンガー　Ｕ－810Ｂ－５」を「25,600｜ハンガー　Ｕ－810Ｂ－５
11,600｜フィラワー　124170
11,900｜フィラワー　125101
12,800｜フィラワー　125106」に

「10,000｜ブラッチフォード　339401」を「10,000｜ブラッチフォード　339401
22,000｜ベッサ　U10251」に「23,200｜

徳林　ＴＧＢ－01」を「23,200｜徳林　ＴＧＢ－01
20,100｜徳林　ＴＰＳ－ＦＡ
20,100｜徳林　ＴＰＳ－ＦＣ」に「10,800｜オットボック　21Ｂ30」を

「10,800｜オットボック　21Ｂ30
18,400｜センチュリー22　ＴＫ－20 50
18,400｜センチュリー22　ＴＫ－20 70」に「36,400｜オットボック　１Ｄ11」を「36,400｜オット
82,300｜オット
31,500｜オット
59,400｜オハイ

ボック　１Ｄ11
ボック　１Ｄ25
ボック　１Ｋ10
オ　ＣＣ２Ｌ」に「別に定めるところによる｜フレックスフット　Ｆ－Ｆ－ＲＥ
別に定めるところによる｜フレックスフット　Ｆ－Ｆ－ＲＥ－ＳＰ」を「556,600｜フレックスフット　Ｆ－－ＲＥ
585,600｜フレックスフット　Ｆ－－ＲＥ－ＳＰ

Ｆ
Ｆ」に「2,550｜ラボック　Ｍ10－095」を「2,550｜ラボック　Ｍ10－095
2,150｜ラボック　ＳＬ10－040
2,150｜ラボック　ＳＬ10－050
2,150｜ラボック　ＳＬ10－060
3,100｜ラボック　ＳＬ10－140
3,100｜ラボック　ＳＬ10－150
3,100｜ラボック　ＳＬ10－170
6,000｜ラボック　ＳＬ10－250
6,000｜ラボック　ＳＬ10－260
6,000｜ラボック　ＳＬ10－270」に「2,300｜オットボッ

ク　２Ｒ23」を「2,300｜オットボック　２Ｒ23
2,900｜オハイオ　ＣＣ２Ｌ－ＣＰ」に「26,400｜徳林　ＴＦＣ－ＯＡ」を「25,100｜徳林　ＴＦＣ－ＤＦ
26,400｜徳林　ＴＦＣ－ＯＡ」に

ＫＢＭウェッジ		7,100	フィラワー　1540

を

懸垂ベルト		13,900 13,700 4,500 4,600	センチュリー22　ＡＫＳ ダウ　ＰＷＲ－ＳＵＣ レイブン　ＮＫＳ レイブン　ＲＫＳ
ＫＢＭウェッジ		7,100	フィラワー　1540

に改める。

別表の１の(3)のウの価格の欄を次のように改める。

価格 採型による場合 円	価格 採寸による場合 円
21,800	7,500
27,500	8,200
19,200	7,600
16,300	7,200
15,300	6,900
14,100	6,800
10,500	5,900
18,700	7,400
20,000	7,500
42,200	13,800
14,100	6,800
10,500	5,900
25,300	7,900
20,300	7,300
19,500	6,800
6,800	6,800
16,800	6,700
6,700	6,700
15,200	6,500
6,500	6,500
26,400	8,000
15,100	6,900
13,800	6,700
12,500	6,500
10,400	5,900
7,900	4,200

別表の１の(3)のウの[illegible]の部分中「31,300円」を「31,600円」に改める。

別表の１の(3)のエの(ア)のａの価格の欄を次のように改める。

価格 円
5,800
6,900
5,700
6,200
12,100
4,750
5,600
9,300

別表の１の(3)のエの(ア)のｂの価格の欄を次のように改める。

価格 円
4,050
6,500
12,700
19,500
8,700
3,950
5,800
10,000
18,300
7,600
2,300
11,700
6,000
11,500
6,700
770

別表の１の(3)のエの(ア)のｂの[illegible]の部分中「12,000円」を「12,100円」に改める。

別表の１の(3)のエの(ア)のｃの価格の欄を次のように改める。

価格 円
12,700
5,900
15,500
4,550
3,050
3,800
4,300
13,600
5,100
7,500
3,850
37,200
1,650
3,350
1,750
1,450
1,050

別表の1の(2)のウの価格の欄を次のように改める。

価格 円
30,800
33,300
29,700
80,200
49,700 130,700
48,100 106,500
38,000 59,500 73,800 76,300
40,400 61,400

別表の1の(2)のウの備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「44,100円」を「44,400円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の1の(2)のエの(ア)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
10,200 8,100 18,400 4,550
9,100 10,900 12,500 6,100
8,000 10,800 12,300 4,250
20,000 30,000 13,400
40,400 13,300 16,900 24,200 13,500
13,500 21,700 35,800 15,100
10,800 15,700 22,500 11,300
11,100 15,800 21,200 9,400

別表の1の(2)のエの(ア)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

別表の1の(2)のエの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
3,850 4,150 6,800
3,500 4,050 6,600
3,400 4,050 6,500
5,300 4,500 8,400
4,250 4,250 6,100 7,900
4,700 4,350 7,900 8,500
3,650 4,100 6,300 7,000
3,850 6,000 6,900

別表の1の(2)のエの(ウ)の価格の欄中「12,700」を「12,800」に、「10,100」を「10,200」に、「10,000」を「10,100」に、「15,200」を「15,300」に、「15,100」を「15,200」に改める。

別表の1の(2)のエの(エ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
19,300 9,700
19,100 9,700 8,800
16,400 7,100 4,600 4,700
13,400
6,500 5,700 8,000 1,450 1,800
8,000 1,950 9,700 7,800

別表の1の(2)のエの(オ)の価格の欄中「10,000」を「10,100」に、「7,100」を「7,200」に、「25,200」を「25,400」に、「20,200」を「20,400」に、「18,000」を「18,200」に、「15,900」を「16,000」に改め、同(オ)の(B)の部分中「980円」を「990円」に改める。

別表の1の(2)のオの義手用部品の項中「17,900｜電電 KI—H—72」を「66,000｜電電 KI—H—055RC
17,900｜電電 KI—H—72」に、「20,500｜ホスマー」を「20,500｜ホスマー
66,000｜電電 KI—H—050—3R C」を「63,400｜電電 KI—H—052RC
66,000｜電電 KI—H—052RC F
25,600｜電電 KI—H—056RC」に改め、同オの義足用部品の項中「167,000｜オットボック 3R43」を「167,000｜オットボック 3R43
266,200｜オットボック 3R45」に、「別に定めるところによる｜ブラッチフォード 019413」を「717,300｜ブラッチフォード 019413」に、「57,100｜ラボック M0716」を「57,100｜ラボック M0716
260,200｜ラボック M0760」に、「84,700｜ハンガー U—10170」を「84,700
84,700｜ラ
ハンガー U—10170
フィラワー 124200」に、「別に定めるところによる｜ブラッチフォード 019419」を「700,000｜ブラッチフォード 019419」に、「350,900｜オットボック 3R70」を「338,800｜オットボック 3R55
471,900｜オットボック 3R60
350,900｜オットボック 3R70
338,800｜センチュリー22 TK—2000」に、「15,200｜オットボック 2R54」を「15,200｜オットボック 2R54
12,700｜オヘイオ CC2L—TAJ」に、「10,700｜ハンガー U—1041」を「10,700｜ハンガー U—1041
12,800｜フィラワー 124160」に、「23,400｜ブラッチフォード 409214から409216まで」を「23,400｜ブラッチフォード 409214から409216まで
69,000｜ラボック SL1020」に、「6,900｜オットボック 5R9」を「6,900｜オットボック 5R9
3,830｜フィラワー 124109」に、「23,000｜ナブコ N—J101」を「21,500｜センチュリー22 TK—2025
12,600｜センチュリー22 TK—2035
11,400｜センチュリー22 TK—2055
17,500｜センチュリー22 TK—2060
30,200｜センチュリー22 TK—2065
23,000｜ナブコ N—J101」に、「10,500｜ハンガー N—4401」を「10,500｜ハンガー N—4401
12,100｜フィラワー 124105
8,500｜フィラワー 124106
13,600｜フィラワー 124107
13,300｜フィラワー 124108
15,600｜フィラワー 124114
50,200｜フィラワー 124140
44,900｜フィラワー 124141
43,600｜フィラワー 124142
46,200｜フィラワー 124143
9,900｜フィラワー 124180
9,900｜フィラワー 124181
9,900｜フィラワー 125298」に、「14,700｜ラボック M0105」を「21,300｜ベッキ U10316
28,500｜ベッキ U10332
28,500｜ベッキ U10333
14,700｜ラボック M0105」に、「21,100｜義林 TGB—4」を「21,100｜義林 TGB—4
12,200｜義林 TKC—S
19,300｜義林 TPS—F
9,650｜義林 TPS—M
12,000｜義林 TPS—M
18,500｜義林 TPS—M
5,600｜義林 TPS—M
4
4
4C
C」に、「8,400｜義林 TSC—PSD」を「8,400｜義林 TSC—PSD
4,600｜義林 TSC—T」に、「17,400｜オット

○厚生省告示第百三十三号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、これらの規定による検査を行う者として、平成八年三月二十九日次の者を指定した。

平成八年五月一日　厚生大臣　菅　直人

指定検査機関の名称及び所在地	製品検査を行う検査施設の名称及び所在地
社団法人高知県食品衛生協会 高知県高知市丸ノ内二丁目四番十一号	社団法人高知県食品衛生協会食品検査センター 高知県高知市丸ノ内二丁目四番十一号

○厚生省告示第百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の一部を次のように改正する。ただし、平成八年五月一日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例によるものとし、同年四月において改正前の健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の別表第一区分J038の注2の厚生大臣が指定した検査機関において調理加工後の栄養成分が分析されており、かつ、当該栄養成分分析値が保たれている食品により構成されている食事を提供した場合の点数を加算した保険医療機関において、当該点数に係る療養を行った場合には、改正後の同注2の規定にかかわらず、同年五月一日から同年七月三十一日までの間においては八点を、同年八月一日から同年十月三十一日までの間においては七点を加算するものとする。

平成八年五月一日　厚生大臣　菅　直人

別表第一区分A002の1の注5中「別に厚生大臣が定める」を「後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者を入院させた場合又は別に厚生大臣が定める」に改め、同表区分J038の注2を次のように改める。

2　入院中の患者以外の患者に対して、人工腎臓実施時間中に食事を提供した場合は、所定点数に63点を加算する。

別表第二区分A002の1の注5中「別に厚生大臣が定める」を「後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者を入院させた場合又は別に厚生大臣が定める」に改める。

○厚生省告示第百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十七第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。ただし、平成八年五月一日前に行われた食事療養の費用の額の算定については、なお従前の例によるものとし、同年四月において改正前の入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の別表の1の注3の金額を加算した保険医療機関において、同注3の食事療養を行った場合には、改正後の同1の規定にかかわらず、同年五月一日から同年七月三十一日までの間においては百四十円を、同年八月一日から同年十月三十一日までの間においては百二十円を加算するものとする。

平成八年五月一日　厚生大臣　菅　直人

別表の1中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を注5とする。

○厚生省告示第百三十六号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月一日　厚生大臣　菅　直人

別表第一第1章3の注6中「別に厚生大臣が定める」を「後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者を入院させた場合又は別に厚生大臣が定める」に改める。

○厚生省告示第百三十七号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項の規定に基づき、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正する。ただし、平成八年五月一日前に行われた食事療養の費用の額の算定については、なお従前の例によるものとする。

平成八年五月一日　厚生大臣　菅　直人

「注5」を「注4」に改める。

○厚生省告示第百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十条第一項及び第二十一条の規定に基づき、補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月厚生省告示第百七十一号）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から適用する。

平成八年五月十一日　厚生大臣　菅　直人

別表の1の(1)のウの価格の欄を次のように改める。

価格 円
30,800
30,800
41,400
33,300
33,300
39,300
30,300
30,300
35,200
29,700
29,700
31,200
27,100
27,100
30,900
10,300
10,300
15,600
8,200
12,000
80,200
80,200
49,700
130,700
48,100
106,500
38,000
59,500
73,800
76,300
40,400
61,400
21,100
16,200

別表の1の(1)のウの備考の欄中「10,700円」を「10,800円」に、「24,500円」を「24,700円」に、「12,200円」を「12,300円」に、「18,400円」を「18,500円」に、「16,600円」を「16,800円」に、「43,800円」を「44,100円」に、「49,500円」を「49,900円」に、「21,600円」を「21,800円」に改める。

別表の1の(1)のエの(ア)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
10,200
8,100
18,400
4,550
9,100
10,900
12,500
6,100
9,100
11,800
12,500
4,300
8,000
10,800
12,300
4,250
9,600
8,200
11,700
6,200
7,800
8,000
9,500
6,000
3,550
3,450
3,100
20,000
30,000
13,400
40,400
13,300
16,900
24,200
13,500
13,500
21,700
35,800
15,100
10,800
15,700
22,500
11,300
11,100
15,800
21,200
9,400
11,100
9,100
19,600
9,300
8,200
18,300
9,000

別表の1の(1)のエの(ア)の備考の欄中「13,400円」を「13,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「10,300円」を「10,400円」に改める。

別表の1の(1)のエの(イ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
3,850
4,150
6,800
3,500
4,050
6,600
3,500
4,050
6,600
3,400
4,050
6,500
3,400
4,050
6,500
5,300
4,500
8,400
4,250
4,250
6,100
7,900
4,700
4,350
7,900
8,500
3,650
4,100
6,300
7,000
3,850
6,000
6,900
2,400
2,750
4,800
1,800
2,150
3,650

別表の1の(1)のエの(ウ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
8,000
7,000
21,900
9,000
18,000
7,000
9,000
9,700
28,300
28,900
29,400
24,600
26,200
29,000
13,500
55,200
26,200

別表の1の(1)のエの(エ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
19,300
9,700
19,100
9,700
8,800
16,400
7,100
4,600
4,700
13,400
6,500
5,700
8,000
1,450
1,800
8,000
1,950
9,700
7,800

別表の1の(1)のエの(オ)の価格の欄を次のように改める。

価格 円
4,900
14,100
1,750
5,100
13,800
1,600
5,000
10,800
1,650
8,500
15,000
2,750
7,100
13,800
2,550
6,700
12,000
2,300
4,600
3,200
3,100
990

○文化庁告示第五号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の二第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月七日

文化庁長官　吉田　茂

一　名称

平成八年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

(1)　東京会場

(ア)　日時　平成八年七月二十四日（水）（十時から十七時まで）、七月二十五日（木）（十時から十七時まで）及び七月二十六日（金）（十時から十七時まで）

(イ)　場所　東京大学経済学部別館第一教室（東京都文京区本郷七—三—一）

(2)　福岡会場

(ア)　日時　平成八年八月二十八日（水）（十時から十七時まで）、八月二十九日（木）（十時から十七時まで）及び八月三十日（金）（十時から十七時まで）

(イ)　場所　九州大学図書館視聴覚ホール（福岡市東区箱崎六—十—一）

四　履習すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

(1)　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務するもの

(2)　高等学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務するもの

(3)　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有するもの又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

(4)　前各号に掲げるもののほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから東京会場は三百人、福岡会場は二百人の範囲内で選定し、平成八年六月二十八日（金）までにその旨を通知した者

七　受講地

(1)　東京会場

原則として北海道地方、東北地方、関東地方又は中部地方（新潟県、山梨県、静岡県及び長野県）に居住する者

(2)　福岡会場

原則として中部地方（富山県、石川県、福井県、岐阜県及び愛知県）、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方に居住する者

八　受講申込手続

(1)　申込期間

平成八年五月七日（火）から六月七日（金）まで

(2)　申込書

別記様式

(3)　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（定形封筒に返信先を記入し八十円分の切手を貼付したもの、複数名の受講をまとめて申し込む場合は角型二号封筒に百九十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁文化部著作権課（東京都千代田区霞が関三—二—二　郵便番号一〇〇）に申し込むこと。

(4)　受講料

無料

九　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

十　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。

別記様式（日本工業規格A４縦型）

平成８年度図書館等職員著作権実務講習会申込書

氏　名		生年月日	大正 昭和　年　月　日
勤務先	名　称		
	住　所	〒	
	電話番号	（　　）　－　　（内線）	
受講資格（カッコ内の該当番号を○で囲むこと）		平成８年５月７日付け文化庁告示第５号第５項（(1)、(2)、(3)、(4)）に該当する。	
受講地（いずれかを○で囲むこと）		東京会場　　福岡会場	
受講理由（受講資格が第５項(4)である者のみ記入）			

学又は看護学校、保育専門学校、理療科教員養成施設等の教育機関において教育若しくは心身障害者の指導に関する一年以上の課程を修了したもの又は学校、医療保健施設、児童福祉施設等において二年以上心身障害者の指導に当たった経験を有するもの

1　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

2　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成八年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

3　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）附則第四項の表の上欄各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所

1　第一次試験

(1)　期日　平成八年八月十八日（日）

(2)　場所　筑波大学学校教育部（東京都文京区大塚三丁目二九番一号）

2　第二次試験

(1)　期日　平成八年十月十三日（日）

(2)　場所　筑波大学学校教育部（東京都文京区大塚三丁目二九番一号）

五　出願手続

1　出願書類

認定試験を受験しようとする場合は、所定の受験願書（受験手数料として五千三百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他筑波大学が定める必要な書類を添えて提出すること。

2　願書の請求及び提出先

筑波大学学校教育事務部業務課

3　願書の受付期間

平成八年六月二十四日（月）から平成八年七月八日（月）まで（郵送の場合は七月八日消印のものまで受け付ける。）

六　その他

受験手続等に関する照会は、筑波大学学校教育事務部業務課（東京都文京区大塚三丁目二九番一号　郵便番号一一二）あてに行うこと。

付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月二十九日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月二十八日

文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人安楽寺（兵庫県神戸市灘区浜田町二丁目四番五号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月二十九日から平成十一年三月二十八日まで	一億四千八十七万円

○文部省告示第百十三号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成八年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月三十一日

文部大臣　奥田　幹生

一　取得できる教育職員免許状の種類　小学校教諭二種免許状

二　認定試験の実施機関（以下「実施大学」という。）

横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者

1　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

2　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成八年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所

1　第一次試験

(1)　期日　平成八年九月七日（土）及び平成八年九月八日（日）

(2)　場所　実施大学（横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学）及び宮城教育大学

2　第二次試験

(1)　期日　平成八年十月中旬において実施大学の定める日

(2)　場所　実施大学の定める場所

3　指導の実践に関する事項に係る試験

(1)　期日　平成八年十一月中旬から下旬までの間において実施大学の定める日

(2)　場所　実施大学の定める場所

五　出願手続

1　出願書類

認定試験を受験しようとする場合は、所定の受験願書（受験手数料として五千三百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他実施大学が定める必要な書類を添えて提出すること。

2　願書の請求及び提出先

受験を希望する実施大学の担当係

3　願書の受付期間

平成八年七月一日（月）から平成八年七月十五日（月）まで（郵送によるものとし、七月十五日消印のものまで受け付ける。）

六　その他

受験手続等に関する照会は、次に掲げる実施大学の担当係あてに行うこと。

横浜国立大学教育学部教務第一係

（神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台一五六　郵便番号二四〇）

静岡大学教育学部教務係

（静岡県静岡市大谷八三六　郵便番号四二二）

岡山大学教育学部学生係

（岡山県岡山市津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇）

熊本大学教育学部教務係

（熊本県熊本市黒髪二丁目四〇番一号　郵便番号八六〇）

○文部省告示第百十四号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成八年度高等学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月三十一日

文部大臣　奥田　幹生

一　認定試験の種目等

認定試験の種目	取得できる教育職員免許状の種類等	
看護	高等学校教諭一種免許状	看護
柔道	高等学校教諭一種免許状	柔道
剣道	高等学校教諭一種免許状	剣道
情報技術	高等学校教諭一種免許状	情報技術
インテリア	高等学校教諭一種免許状	インテリア
情報処理	高等学校教諭一種免許状	情報処理
計算実務	高等学校教諭一種免許状	計算実務

二　認定試験の実施機関

文部省

三　認定試験の受験資格

1　看護の種目に係る認定試験にあっては、次の各項目のいずれかに該当する者で、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により看護婦の免許を受けているもの（同法第五十三条第一項に該当するものを含む。）

(1)　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

(2)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成八年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

2　柔道、剣道、情報技術、インテリア、情報処理及び計算実務の種目に係る認定試験にあっては、次の各項目のいずれかに該当する者

(1)　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

(2)　学校教育法第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成八年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

(3)　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）附則第四項の表の上欄各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所

1　第一次試験

(1)　期日　平成八年九月八日（日）

(2)　場所　宮城教育大学（宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉）

東京学芸大学（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号）

岡山大学教育学部（岡山県岡山市津島中三丁目一番一号）

熊本大学教育学部（熊本県熊本市黒髪二丁目四〇番一号）

2　第二次試験

(1)　期日　平成八年十月二十日（日）

(2)　場所　東京学芸大学（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号）

五　出願手続

1　出願書類

認定試験を受験しようとする場合は、所定の受験願書（受験手数料として五千三百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他必要な書類を添えて提出すること。

2　願書の請求及び提出先

文部省教育助成局教職員課

3　願書の受付期間

平成八年六月十日（月）から平成八年六月二十四日（月）まで（郵送の場合は六月二十四日消印のものまで受け付ける。）

六　その他

受験手続等に関する照会は、文部省教育助成局教職員課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号　郵便番号一〇〇）あてに行うこと。

○文部省告示第百十五号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成八年度特殊教育教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月三十一日

文部大臣　奥田　幹生

一　認定試験の種目等

認定試験の種目	取得できる教育職員免許状の種類等	
養護訓練（肢体不自由教育）	養護学校教諭一種免許状	養護学校養護訓練肢体不自由教育
養護訓練（言語障害教育）	養護学校教諭一種免許状	養護学校養護訓練言語障害教育

二　認定試験の実施機関

筑波大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者で、大学、短期大

○文部省告示第百四号

平成八年四月二十四日付けで、次の短期大学の学科の廃止を認可した。

平成八年五月十五日　文部大臣　奥田　幹生

短期大学の名称	学科	位置	設置者	廃止の時期
愛知県立看護短期大学	第二看護科	愛知県名古屋市守山区大字上志段味字東谷	愛知県	平成八年四月二十四日

○文部省告示第百五号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成八年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示する。

平成八年五月十六日　文部大臣　奥田　幹生

一　教科書展示会の開始の時期　平成八年六月二十八日

二　教科書展示会の期間　十日間

○文部省告示第百六号

次の短期大学設置者より、その設置する短期大学の名称及び位置について変更する旨届出があった。

平成八年五月二十日　文部大臣　奥田　幹生

一　名称の変更

設置者	短期大学の名称 変更前	短期大学の名称 変更後	変更の時期
滋賀県	滋賀県立短期大学	滋賀県立大学看護短期大学部	平成八年四月一日

二　位置の変更

設置者	短期大学の名称	短期大学の位置 変更前	短期大学の位置 変更後	変更の時期
長崎学院	長崎外国語短期大学	長崎県長崎市泉二丁目三番一号	長崎県西彼杵郡時津町元村郷字高尾一〇一〇番地一	平成八年四月一日
山梨英和学院	山梨英和短期大学	山梨県甲府市愛宕町三六〇番地	山梨県甲府市横根町八八八番地	平成八年四月一日

○文部省告示第百七号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月二十五日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を次のように認定したので、告示する。

平成八年五月二十日　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人浄土宗（京都府京都市東山区新橋通大和大路東入ル三丁目林下町四〇〇番地の八）	宗教法人西福寺にかかる建物等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月二十五日から平成十一年三月二十四日まで	二億七千六百三十二万七千円

○文部省告示第百八号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月二十一日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月二十八日　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人浄専寺（兵庫県尼崎市浜田町二丁目五十九番地）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月二十一日から平成十一年三月二十日まで	二億六千八百万円

○文部省告示第百九号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月二十二日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を大阪府知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月二十八日　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人味生神社（大阪府摂津市一津屋二丁目十八番十二号）	本殿等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月二十二日から平成九年十二月三十一日まで	六千百五十九万四千円

○文部省告示第百十号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月二十二日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月二十八日　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人伽耶院（兵庫県三木市志染町大谷四百十番地）	石垣等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月二十二日から平成十一年三月二十一日まで	三千八百万三千九百十円

○文部省告示第百十一号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月二十八日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月二十八日　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人西蓮寺（兵庫県尼崎市口田中一丁目三番十八号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月二十八日から平成八年九月三十日まで	千四百万円

○文部省告示第百十二号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄

広島大学	広島大学学校教育学部　東広島市鏡山1丁目1番1号　電話0824—24—7115	7月22日～8月17日	150	広島大学学校教育学部　〒739 東広島市鏡山1丁目1番1号　電話0824—24—7115	6月24日～7月5日
山口大学	山口大学教育学部　山口市大字吉田1677—1　電話0839—33—5307	7月23日～8月15日	150	山口大学教育学部学務係　〒753 山口市大字吉田1677—1　電話0839—33—5307	6月19日～7月8日
鳴門教育大学	鳴門教育大学　鳴門市鳴門町高島　電話0886—87—1311	7月31日～8月22日	150	鳴門教育大学教務部教務課　〒772 鳴門市鳴門町高島　電話0886—87—1311　内線256	6月24日～7月12日
高知大学	高知大学教育学部　高知市曙町2丁目5番1号　電話0888—44—0111	7月25日～8月19日	150	高知大学教育学部学務係　〒780 高知市曙町2丁目5番1号　電話0888—44—0111	6月20日～7月10日
福岡教育大学	福岡教育大学　宗像市大字赤間729番地の1　電話0940—35—1233	7月24日～8月19日	150	福岡教育大学学生部教務課教務係　〒811—41 宗像市大字赤間729番地の1　電話0940—35—1233	6月17日～7月5日
佐賀大学	佐賀大学教育学部　佐賀市本庄町1番地　電話0952—28—8217	7月22日～8月17日	150	佐賀大学教育学部学務係　〒840 佐賀市本庄町1番地　電話0952—28—8217	7月1日～7月15日
長崎大学	長崎大学教育学部　長崎市文教町1番14号　電話0958—47—1111	7月29日～8月23日	150	長崎大学教育学部　〒852 長崎市文教町1番14号　電話0958—47—1111　内線2310、2311	6月10日～6月28日
大分大学	大分大学教育学部　大分市大字旦野原700番地　電話0975—54—7510	8月5日～8月30日	150	大分大学教育学部教務係　〒870—11 大分市大字旦野原700番地　電話0975—54—7510	6月24日～7月5日
宮崎大学	宮崎大学教育学部　宮崎市学園木花台西1丁目1番地　電話0985—58—2811	7月22日～8月16日	150	宮崎大学教育学部庶務係　〒889—21 宮崎市学園木花台西1丁目1番地　電話0985—58—2811　内線5010、5011	6月24日～7月12日
鹿児島大学	鹿児島大学教育学部　鹿児島市郡元1丁目20番6号　電話099—285—7732	7月25日～8月30日	150	鹿児島大学教育学部学生係　〒890 鹿児島市郡元1丁目20番6号　電話099—285—7732	6月20日～6月27日
琉球大学	琉球大学教育学部　中頭郡西原町字千原1番地　電話098—895—2221	7月22日～8月3日	50	琉球大学教育学部学務係　〒903—01 中頭郡西原町字千原1番地　電話098—895—2221　内線2407	6月24日～7月5日

別表Ⅱ

平成8年度学校図書館司書教諭講習申込書

（日本工業規格A4）

A欄

ふりがな		本籍地(都道府県名)	
氏名		現住所	
生年月日・性別	年　月　日生　男　女	教諭としての勤務先	
教育職員免許状種別及び取得年月日	年　月　日	学校名及び所在地	
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
最終学歴及び卒業（修了）年月日	大学　学部　学科 年　月　日卒業（修了）		
受講を希望する科目名（○を付す）	図書の整理 図書以外の資料の利用 学校図書館の利用指導		

既に修得した科目または相当科目の修得年度及び修得大学名	科目	単位数	年度	大学名
	学校図書館通論	1		
	学校図書館の管理と運用	1		
	図書の選択	1		
	図書の整理	2		
	図書以外の資料の利用	1		
	児童生徒の読書活動	1		
	学校図書館の利用指導	1		

上記のとおり申し込みます。　　　平成　年　月　日

大学長殿

氏名　●

B欄

上記の者は，管下　立　学校教諭（常勤講師）として昭和/平成　年　月　日から昭和/平成　年　月　日までの間良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事したことを証明する。

平成　年　月　日

所轄庁　●

備考　2年以上，又は4年以上，司書教諭に相当する職務に従事した者で，その間の勤務校が2以上にわたる場合には，学校ごとに所轄庁の証明を受けること（「司書教諭に相当する職務に従事した者」とは，教諭又は常勤講師の職にあって学校図書館運営の職務に従事した場合をいう。）。

なお，所轄庁が異なる場合は，別々にB欄の様式で証明を受けること。

秋田大学	秋田大学教育学部 秋田市手形学園町1番1号 電話0188—89—2507	7月29日～8月9日	150	秋田大学教育学部 〒010 秋田市手形学園町1番1号 電話0188—89—2507	7月1日～7月15日
山形大学	山形大学 山形市小白川町1丁目4番12号 電話0236—28—4304	7月22日～7月31日	150	山形大学教育学部庶務係 〒990 山形市小白川町1丁目4番12号 電話0236—28—4304	6月17日～7月5日
宇都宮大学	宇都宮大学教育学部 宇都宮市峰町350 電話028—649—5248	7月29日～8月24日	150	宇都宮大学教育学部 〒321 宇都宮市峰町350 電話028—649—5248、5249	6月24日～7月12日
群馬大学	群馬大学教育学部 前橋市荒牧町4丁目2番地 電話0272—20—7223	7月29日～8月24日	150	群馬大学教育学部教務係 〒371 前橋市荒牧町4丁目2番地 電話0272—20—7223	6月24日～7月12日
千葉大学	千葉大学教育学部 千葉市稲毛区弥生町1番33号 電話043—251—1111	7月30日～8月30日	150	千葉大学教育学部教務係 〒263 千葉市稲毛区弥生町1番33号 電話043—251—1111 内線2514～2516	6月17日～7月12日
東京学芸大学	東京学芸大学 小金井市貫井北町4—1—1 電話0423—25—2111	7月29日～8月30日	150	東京学芸大学教務課現職教育係 〒184 小金井市貫井北町4—1—1 電話0423—25—2111 内線2253	6月17日～7月5日
新潟大学	新潟大学教育学部 新潟市五十嵐2の町8050番地 電話025—262—7096	8月19日～8月30日	150	新潟大学教育学部学務第二係 〒950—21 新潟市五十嵐2の町8050番地 電話025—262—7096	7月8日～7月26日
上越教育大学	上越教育大学 上越市山屋敷町1番地 電話0255—22—2411	7月22日～8月21日	150	上越教育大学教務部教務課研究協力係 〒943 上越市山屋敷町1番地 電話0255—22—2411 内線277	6月17日～7月5日
富山大学	富山大学教育学部 富山市五福3190番地 電話0764—45—6251	8月1日～8月30日	150	富山大学教育学部庶務係 〒930 富山市五福3190番地 電話0764—45—6251	6月17日～6月28日
金沢大学	金沢大学教育学部 金沢市角間町 電話0762—64—5601～3	8月1日～8月30日	150	金沢大学教育学部教務係 〒920—11 金沢市角間町 電話0762—64—5601～3	6月17日～6月28日
福井大学	福井大学教育学部 福井市文京3丁目9番1号 電話0776—23—0500	7月24日～8月21日	100	福井大学庶務課企画学事係 〒910 福井市文京3丁目9番1号 電話0776—23—0500 内線2214	6月17日～7月8日
山梨大学	山梨大学教育学部 甲府市武田4丁目4—37 電話0552—52—1111	7月25日～8月19日	80	山梨大学教育学部事務部 〒400 甲府市武田4丁目4—37 電話0552—20—8102	6月17日～6月28日
信州大学	信州大学教育学部 長野市大字西長野6の口 電話026—232—8106	7月24日～8月21日	150	信州大学教育学部教務係 〒380 長野市大字西長野6の口 電話026—235—4304	6月17日～7月12日
岐阜大学	岐阜大学教育学部 岐阜市柳戸1番1 電話058—293—2206 岐阜県図書館 岐阜市宇佐4—1—1 電話058—275—5111	7月23日～8月9日	150	岐阜大学教育学部学務係 〒501—11 岐阜市柳戸1番1 電話058—293—2206	6月17日～6月28日
静岡大学	静岡大学教育学部 静岡市大谷836 電話054—237—111	8月5日～8月16日	150	静岡大学教育学部学生係 〒422 静岡市大谷836 電話054—238—4571	6月24日～7月12日
三重大学	三重大学教育学部 津市上浜町1515 電話0592—32—1211	7月29日～8月29日	150	三重大学人文学部・教育学部学務第二係 〒514 津市上浜町1515 電話0592—32—1211内線3310	6月17日～6月28日
大阪教育大学	大阪教育大学柏原キャンパス 大阪府柏原市旭ケ丘4丁目698番1 電話0729—78—3293	8月2日～8月14日	150	大阪教育大学学生部教務課総務係 〒582 大阪府柏原市旭ケ丘4丁目698番1 電話0729—78—3293	6月17日～7月1日
兵庫教育大学	兵庫教育大学 加東郡社町下久米942—1 電話0795—44—1101	7月22日～8月19日	150	兵庫教育大学教務部図書課管理係 〒673—14 加東郡社町下久米942—1 電話0795—44—2060	6月10日～6月28日
奈良教育大学	奈良教育大学 奈良市高畑町 電話0742—27—9124	7月29日～8月13日	150	奈良教育大学教務課教務第一係 〒630 奈良市高畑町 電話0742—27—9124	6月3日～6月28日
和歌山大学	和歌山大学教育学部 和歌山市栄谷930 電話0734—54—0361	8月1日～8月30日	150	和歌山大学教育学部学務係 〒640 和歌山市栄谷930 電話0734—54—0361	6月17日～6月28日
鳥取大学	鳥取大学教育学部 鳥取市湖山町南4丁目101番地 電話0857—31—5077	7月30日～8月16日	150	鳥取大学教育学部学生係 〒680 鳥取市湖山町南4丁目101番地 電話0857—31—5077	6月24日～7月5日
島根大学	島根大学教育学部 松江市西川津町1060番地 電話0852—32—6255	7月29日～8月24日	150	島根大学教育学部教務係 〒690 松江市西川津町1060番地 電話0852—32—6255	7月1日～7月12日

○文部省告示第百二号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年二月九日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日

文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
学校法人兵庫朝鮮学園（兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目八番地の二）	各種学校の原状回復の費用に充てるため	平成八年二月九日から平成十一年二月八日まで	十二億七千万円

○文部省告示第百三号

平成八年度学校図書館司書教諭講習実施要項を次のように定める。

平成八年五月十日

文部大臣　奥田　幹生

平成八年度学校図書館司書教諭講習実施要項

一　受講資格

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「学校」という。）の教諭の普通免許状を有する者であること。

二　講習科目及び単位数

学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号。以下「規程」という。）第三条に規定する講習科目のうち、次の科目及び単位数

(一)　図書の整理　二単位

(二)　図書以外の資料の利用　一単位

(三)　学校図書館の利用指導　一単位

三　講習実施大学

四　講習開催場所

五　講習期間

六　受講者定員

七　受講申込先

八　申込受付期間

（三から八まで）別表I記載のとおり

九　申込方法

(一)　受講希望者は、次に掲げる書類を申込受付期間中に講習を受けようとする講習実施大学へ提出すること。

(1)　別表IIの様式による「平成八年度学校図書館司書教諭講習申込書」(以下「申込書」という。)

(2)　前記一に定める教諭の普通免許状を有する旨の授与権者の証明書

(二)　受講希望者のうち規程附則第二項から第四項までの規定により、規程第三条の講習科目の一部の単位を平成八年五月三十一日までの間に修得したものとすることができる者で、規程附則第二項から第四項までの規定の適用を受けようとするものは、前記の申込書に、大学（旧図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第六条に基づく司書講習等において、規程第三条に規定する講習科目の単位に相当する単位を修得した旨の証明書を添付して提出すること。

なお、大学において当該証明書の交付を受ける場合には、当該大学が文部大臣に「単位修得の認定に係る資料」を提出するよう当該大学に申し出ること。

(三)　受講希望者のうち規程附則第五項の規定により、規程第三条の講習科目の一部の単位を修得したものとすることができる者で、規程附則第五項の規定の適用を受けようとするものは、前記の申込書の所定の欄に、学校において昭和二十四年四月一日から平成八年五月三十一日までの間に通算して二年以上良好な成績で、司書教諭に相当する職務に従事した旨の所轄庁の証明を受けること。

この場合の所轄庁は次のとおりとする。

(1)　大学附置の国立又は公立の学校の教員であった期間については、その大学の学長

(2)　大学附置以外の国立の学校の教員であった期間については、その学校の校長

(3)　大学附置以外の公立の学校の教員であった期間については、その学校を所管する教育委員会

(4)　私立の学校の教員であった期間については、その学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校及び養護学校にあっては、その学校の設置者（法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者））

(四)　受講資格を有する者のうち、規程附則第二項から第五項までの規定の適用を受けることにより規程第三条に規定する講習科目の全部に相当する単位を修得したものとすることができる者で、規程附則第二項から第五項までの規定の適用を受けようとするものは、前記(二)及び(三)と同様な手続きをすること。

十　受講者選定方法

(一)　講習実施大学は受講者を選定し、その結果を受講希望者に通知する。

なお、受講者のうち前記九の(四)に該当する者は、前記六の受講者定員には含めないものとする。

(二)　講習実施大学は、本年度実施する講習科目の全部又は一部を修得することにより、規程第三条に規定する履修すべき七科目八単位を修得することとなる者を優先的に選定するものとする。

十一　その他

以上のほか、講習の実施に関し、必要な事項については、講習実施大学が定め、受講者に直接通知する。

別表I

講習実施大学	講習開催場所	講習期間	定員	受講申込先	申込受付期間
北海道教育大学	北海道教育大学教育学部旭川校　旭川市北門町9丁目　電話0166―51―6151	7月29日～8月28日	150	北海道教育大学教育学部旭川校　〒070 旭川市北門町9丁目　電話0166―51―6151　内線250	7月1日～7月17日
	北海道教育大学教育学部釧路校　釧路市城山1丁目15番55号　電話0154―41―6161	7月29日～8月27日	150	北海道教育大学教育学部釧路校　〒085 釧路市城山1丁目15番地55号　電話0154―41―6161　内線206	6月27日～7月15日
弘前大学	弘前大学教育学部　弘前市文京町1番地　電話0172―36―2111	7月24日～8月16日	150	弘前大学教育学部教務係　〒036 弘前市文京町1番地　電話0172―36―2111　内線3325	6月24日～7月5日
岩手大学	岩手大学教育学部　盛岡市上田3丁目18番33号　電話0196―21―6505	7月29日～8月21日	150	岩手大学庶務部庶務課庶務係　〒020 盛岡市上田3丁目18番8号　電話0196―21―6006	6月17日～7月12日

上欄	下欄	
文化財の保存技術	保存団体	
名称	団体の名称	事務所の所在地
無形文化財等関係		
歌舞伎小道具製作	歌舞伎小道具製作技術保存会	東京都台東区浅草六ノ二ノ六　藤浪小道具株式会社内

○文部省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の七第四項において準用する第五十六条の三第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として追加認定する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

上欄		下欄	
選定保存技術		保存団体	
名称	選定告示	団体の名称	事務所の所在地
無形文化財等関係			
日本産漆生産・精製	昭和五十一年文部省告示第八十号	日本うるし掻き技術保存会	岩手県二戸郡浄法寺町大字浄法寺字下前田四二番地　浄法寺町教育委員会内

○文部省告示第九十六号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年一月二十五日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を大阪府知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人浄円寺（大阪府箕面市萱野三丁目十番二十九号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年一月二十五日から平成八年十二月三十一日まで	千八百三万九千円

○文部省告示第九十七号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月一日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を大阪府知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人光圓寺（大阪府豊中市庄本町一丁目七番九号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月一日から平成十一年二月二十八日まで	一億五千九百三十九万九千円

○文部省告示第九十八号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月四日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人專正寺（兵庫県尼崎市南清水二十五番一号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月四日から平成十一年三月三日まで	一億六千六十万千円

○文部省告示第九十九号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月五日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人浄福寺（兵庫県川西市栄根二丁目二十三番十四号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月五日から平成十一年三月四日まで	一億千七百十二万七千円

○文部省告示第百号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成八年三月十一日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を大阪府知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
宗教法人香具波志神社（大阪府大阪市淀川区加島四丁目四番二十号）	本殿等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月十一日から平成九年九月十日まで	一億六千七百八十六万三千円
宗教法人西栄寺（大阪府豊中市曽根東町五丁目四番五号）	本堂等の原状回復の費用に充てるため	平成八年三月十一日から平成十一年三月十日まで	八千七百七十五万四千円

○文部省告示第百一号

寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（平成七年三月大蔵省告示第五十八号）第一号に基づき、平成七年十二月二十七日付けをもって阪神・淡路大震災による災害の復旧のために募集する寄付金を兵庫県知事が次のように認定したので、告示する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

募金の主体	募金目的	募集期間	募集目標額
学校法人マリスト国際学校（兵庫県神戸市須磨区千守町二丁目二番一号）	各種学校の原状回復の費用に充てるため	平成七年十二月二十七日から平成十年十二月二十六日まで	五億五千万円

○文部省告示第九十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十六条の三第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同条第二項の規定により、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

上欄	下欄			
無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
一中節浄瑠璃	星野伊基子	都　一いき	大正十五年十二月二十日	東京都文京区小日向四ノ四ノ一二
清元節三味線	柿澤　壽夫	清元榮三郎	昭和二年六月二十四日	東京都港区西麻布一ノ四ノ一五
工芸技術の部				
備前焼	藤原　雄		昭和七年六月十日	岡山県備前市穂浪三八六五・三八六六
民芸陶器（縄文象嵌）	島岡　達三		大正八年十月二十七日	栃木県芳賀郡益子町大字益子四一四四ノ一
紅型	玉那覇有公		昭和十一年十月二十二日	沖縄県那覇市首里山川町一ノ六六

○文部省告示第九十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十六条の三第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

上欄		下欄			
重要無形文化財		保持者			
名称	指定告示	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部					
能シテ方	昭和三十年文化財保護委員会告示第十八号	粟谷　菊生		大正十一年十月三十一日	東京都中野区上鷺宮三ノ八ノ四四
歌舞伎女方	昭和四十三年文化財保護委員会告示第十三号	中村栄次郎	中村　芝翫	昭和三年三月十一日	東京都港区虎ノ門五ノ三ノ一五
箏曲	昭和四十一年文化財保護委員会告示第二十八号	江藤　敏子	米川　敏子	大正二年二月二日	東京都新宿区大京町一一ノ二八
古典落語	平成七年文部省告示第七十八号	中川　清	桂　米朝	大正十四年十一月六日	兵庫県尼崎市武庫之荘五ノ七ノ二
工芸技術の部					
茶の湯釜	昭和五十三年文部省告示第八十九号	高橋　高治	高橋　敬典	大正九年九月二十二日	山形県山形市銅町二ノ二三ノ四
刀剣研磨	昭和五十年文部省告示第六十一号	藤代　松雄		大正三年四月二十一日	東京都千代田区九段南四ノ六ノ一ノ一〇〇一号
衣裳人形	昭和六十一年文部省告示第五十八号	今井　信子	秋山　信子	昭和三年二月二十四日	大阪府河内長野市大矢船中町二四ノ二三

○文部省告示第九十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の七第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、同条第二項の規定により、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

上欄	下欄			
文化財の保存技術	保持者			
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
有形文化財等関係				
本藍染	森　義男		昭和十六年九月二十日	滋賀県野洲郡野洲町大字小篠原一六〇三
無形文化財等関係				
筬製作・修理	北岡　高一	北岡　茂八	昭和九年二月二十日	京都府京都市上京区小川通寺之内下る射場町五七七
粗苧製造	矢幡左右見		大正五年六月十日	大分県日田郡大山町大字西大山五二六三

○文部省告示第九十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の七第四項において準用する第五十六条の三第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として追加認定する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

上欄		下欄		
選定保存技術		保持者		
名称	選定告示	氏名	生年月日	住所
有形文化財等関係				
表装建具製作	平成七年文部省告示第七十六号	山岸　光男	昭和七年三月二十五日	東京都中野区江古田一ノ四ノ八

○文部省告示第九十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の七第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、同条第二項の規定により、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定する。

平成八年五月十日　　文部大臣　奥田　幹生

4　無試験認定を出願する者については、業績に関する学歴及び業績を明示する書類及び資料

(三)　受付期間

平成八年五月二十日（月）から平成八年八月二日（金）までの間で(一)に定める提出先で受け付ける。

六　受験資格認定

試験認定を出願する者で二の受験資格(一)のホによる者、及び無試験認定を出願する者で二の受験資格(二)のホによる者については、別表四の様式による受験資格認定申請書を、平成八年六月二十四日（月）までに文部省生涯学習局社会教育課（東京都千代田区霞が関三の二の二）に提出し、受験資格の認定を受けること。

別表一（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）
（試験認定受験願書）

受　験　願　書

収入印紙

年　月　日

文　部　大　臣　殿

ふりがな
氏　名　㊞
年　月　日生

本　籍（県名）
住　所　（何某方）

下記により博物館法施行規則による学芸員の試験認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。

受験する場所	東京

受験する科目	博物館学	教育原理	社会教育概論	視聴覚教育	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学

試験の免除を受けたい試験科目名

(注)　1　受験科目欄の該当欄を○印で囲むこと。
　　2　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別表二（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）
（無試験認定受験願書）

受　験　願　書

収入印紙

年　月　日

文　部　大　臣　殿

ふりがな
氏　名　㊞
年　月　日生

本　籍（県名）
住　所　（何某方）

下記により博物館法施行規則の規定による学芸員の無試験認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。

受験資格　博物館法施行規則第９条　第１号　第２号　第３号　第４号に該当

(注)　1　受験資格中の該当号数を○印で囲むこと。
　　2　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別表三（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

履　歴　書

（ふりがな）	性　別	男　女
氏　名	生年月日	年　月　日生
	技能・免許状その他資格	取得　年　月　日
本籍（県名）		
住　所		

学　歴

学　校　名	修　業　期　間	卒　業（修業）（中退）

職　歴				身の上に関する事項
年　月　日	所属官庁（会社）名	職　名	備　考	身体上の故障 その他

（備考）　別表三の履歴書の「職歴」欄の記入に当たっては、博物館、博物館相当施設等における職務内容及び経験年数を「備考」欄に記入すること。

別表四（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

受　験　資　格　認　定　申　請　書

年　月　日

文　部　大　臣　殿

ふりがな
氏　名　㊞
年　月　日生

本　籍（県名）
住　所　（何某方）

下記により、学芸員の受験資格の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

記

受験資格　1試験認定　2無試験認定

(注)　受験資格の認定を希望する項を○印で囲むこと。

添付書類
1　履歴書（別表三の様式により作成したもの）
2　学芸員補の職又はこれに相当する職の在職年数、職務内容を証明する書類
3　博物館に関する経験年数及び職務内容を証明する書類
4　教育職員の職としてあったその在職年数及びその職務内容を証明する書類
5　その他参考となる資料

○文部省告示第八十八号

平成八年三月二十九日付けで、次の短期大学の学科の廃止を認可した。

平成八年五月一日　文部大臣　奥田　幹生

短期大学の名称	学科	位置	設置者	廃止の時期
滋賀県立短期大学	工業化学科 機械工学科 建築学科 家政学科 食物学科 幼児教育学科	滋賀県彦根市八坂町一九〇〇番地	滋賀県	平成八年三月二十九日
	農学科 農業土木学科 農業経済学科	滋賀県草津市西渋川二丁目八―四		

○文部省告示第八十九号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成八年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成八年五月七日　文部大臣　奥田　幹生

一　認定の種別

試験認定及び無試験認定

二　受験資格

(一)　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者

イ　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員の普通免許状を有し、五年以上教育職員の職にあった者

エ　六年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(二)　無試験認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士又は博士の学位を有する者

イ　大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、助教授又は講師の職にあった者

ウ　十年以上学芸員補の職にあった者で都道府県の教育委員会の推薦する者

エ　その他文部大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定の方法

(一)　試験認定の場合

ア　日時

平成八年十一月二十一日（木）及び平成八年十一月二十二日（金）時刻は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育会館社会教育研修所（東京都台東区上野公園十二の四十三）

ウ　科目及び方法

	試験科目	試験の方法	備考
必須科目	博物館学	筆記及び口述	
	教育原理	筆記	
	社会教育概論	筆記	
	視聴覚教育	筆記	
選択科目	文化史	筆記	上記科目のうちから二科目を選択すること
	美術史	筆記	
	考古学	筆記	
	民俗学	筆記	
	自然科学史	筆記	
	物理	筆記	
	化学	筆記	
	生物学	筆記	
	地学	筆記	

なお、試験認定は、二年度以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

(二)　無試験認定の場合

受験者について、文部大臣が博物館に関する学識及び業績を書類により審査するものとする。

四　合格者の発表

平成九年二月に本人あて通知する。

五　受験手続

(一)　書類の提出先

受験者の住所の存する都道府県の教育委員会。ただし、大学又は国立の博物館に勤務する職員にあっては、当該勤務する大学又は国立の博物館の長

(二)　出願書類

ア　受験願書（試験認定を受ける者にあっては、別表一の様式の受験願書に、受験する科目一科目につき千二百円の収入印紙、無試験認定を受ける者にあっては、別表二の様式の受験願書に、三千六百円の収入印紙をはったもの）

イ　受験資格を証明する書類

ウ　履歴書（別表三の様式によるもの）

エ　住民票の写し（出願前六か月以内に交付を受けたもの）

オ　写真（出願前一年以内に脱帽して撮影した写真（縦十一センチ横八センチ）を葉書大の厚紙にはり付け、裏面に本籍、住所、氏名（ふりがなをつける）及び生年月日を記載したもの）

カ　試験認定を出願する者で、試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類

○国税庁告示第一号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の種類又は品目等を定める等の件（昭和三十七年四月国税庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二十一日

国税庁長官　日高　壮平

表の「全酒類」の項「混和することができる物品」欄中、「寿1号（製造者兵庫県西宮市本町五番一七号株式会社箕面崎商店）」及び「デステレート（製造者大阪市北区堂島浜一丁目二番六号旭化成工業株式会社」を削除し、「白鷺KF（製造者大阪市中央区道修町四丁目一番一号武田薬品工業株式会社）又はポリビニルポリピロリドン」を「白鷺KF（製造者大阪市中央区道修町四丁目一番一号武田薬品工業株式会社）、ポリビニルポリピロリドン又はニューオリダイヤK（製造者京都府相楽郡木津町大字木津町小字宮ノ内九番地株式会社三枡嘉七商店）」に改める。

○大蔵省・通商産業省告示第二号

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条第三号の規定に基づき、大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する機関を次のように指定し、平成八年五月二十九日から適用する。

なお、昭和六十二年大蔵省・通商産業省告示第一号（産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第三号の規定に基づき、大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する機関を指定する件）は、平成八年五月二十八日限り、廃止する。

平成八年五月二十八日

大蔵大臣　久保　亘

通商産業大臣　塚原　俊平

一　北海道東北開発公庫
二　沖縄振興開発金融公庫
三　地域振興整備公団

○大蔵省農林水産省告示第六号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の三第一項の規定に基づき、昭和六十年七月一日大蔵省農林水産省告示第二号（農林漁業金融公庫法第十八条の三第一項の資金を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

大蔵大臣　久保　亘
農林水産大臣　大原　一三

別表中第二十六号を第二十八号とし、第十六号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

十六　アスパラガス
十七　スイートコーン

○大蔵省農林水産省告示第七号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）附則第二十三項の規定に基づき、昭和三十六年十月十九日大蔵省農林省告示第四号（農林漁業金融公庫法附則第二十二項の資金を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

大蔵大臣　久保　亘
農林水産大臣　大原　一三

「飲用牛乳用処理施設」の下に「、クリーム製造施設」を加える。

○大蔵省農林水産省告示第八号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）別表第二第三号の規定に基づき、昭和六十年七月一日大蔵省農林水産省告示第三号（農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

大蔵大臣　久保　亘
農林水産大臣　大原　一三

四の1の(1)中ロを削り、ハをロとし、ニを削り、ホをハとする。

四の1の(2)中「、おおむね二又は三集落の範囲を対象とする事業はおおむね二年間又は三年間、おおむね旧町村程度の地域を対象とする事業はおおむね四年間、(1)のハの事業にあっては」を削り、「(1)のニの事業にあってはおおむね二年間、(1)のホ」を「(1)のハ」に改める。

四の2の(1)を次のように改める。

(1)　次に掲げる要件のいずれかに適合する計画であること。

イ　林業・山村の活性化に資することを目標として、地域の森林資源の成熟度及び特色に応じ、林業生産性の向上、国産材の安定供給体制の形成、森林の総合的な活用等により一体として林業構造の改善を図ることが適当であると認められる一定の地域において、林業生産の高度化のための活動の推進、林業生産基盤及び林業経営近代化施設の整備、山村地域の環境条件の改善等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するための計画であること。

ロ　林業の経営基盤の強化に資することを目標として、地域の特性に応じ、林業経営の担い手の育成、流域内での安定した木材供給体制の形成、森林の多様な資源の活用等により一体として林業構造の改善を図ることが適当であると認められる一定の地域において、林業経営の安定化のための活動の推進、林業生産基盤及び林業経営近代化施設の整備、山村地域の環境条件の改善等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するための計画であること。

四の2の(2)中「初年度とし」の下に「、(1)のイの事業にあっては」を、「五年間」の下に「、(1)のロの事業にあっては、市町村程度の区域を対象とする事業はおおむね二年間、市町村の区域を超える広域の区域を対象とする事業はおおむね三年間」を加える。

○大蔵省農林水産省告示第九号

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）別表第二第五号の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日大蔵省農林省告示第四号（農林漁業金融公庫法別表第二第八号の主務大臣の指定する資金で漁業再建整備特別措置法第九条各号に掲げる資金に係るものを定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

大蔵大臣　久保　亘
農林水産大臣　大原　一三

第一の一の3中「漁船規模の縮小」を「設備投資の適正化」に、「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に改め、同3に次のように加える。

(3)　沖合底びき網漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に長期使用することを目的として改造するために必要な資金

第一の二の3中「漁船規模の縮小」を「設備投資の適正化」に、「又は(2)」を「、(2)又は(3)」に改め、同3に次のように加える。

(3)　以西底びき網漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に長期使用することを目的として改造するために必要な資金

第一の三中「共同利用陸上施設」を「共同利用施設」に改め、同三の3を次のように改める。

3　資源利用の適正化、設備投資の適正化等による経費の低減を図るため、次の(1)又は(2)に要する資金

(1)　遠洋かつお・まぐろ漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に使用するのを廃止すること又は当該漁船が滅失し、若しくは沈没したことに伴い、当該漁船より小型の省エネルギー漁船を取得し、又は建造するために必要な資金

(2)　遠洋かつお・まぐろ漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に長期使用することを目的として改造するために必要な資金

第一の三の5中「漁獲物」を「海外基地式操業等の効率化、漁獲物」に、「急速解凍機、截割機、包装装置」を「漁船整備施設、燃油補給施設、漁獲物処理加工施設」に、「共同利用陸上施設」を「共同利用施設」に改める。

第一の四中「共同利用陸上施設」を「共同利用施設」に改め、同四の3を次のように改める。

3　資源利用の適正化、設備投資の適正化等による経費の低減を図るため、次の(1)又は(2)に要する資金

(1)　近海かつお・まぐろ漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に使用するのを廃止すること又は当該漁船が滅失し、若しくは沈没したことに伴い、当該漁船より小型の省エネルギー漁船を取得し、又は建造するために必要な資金

(2)　近海かつお・まぐろ漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に長期使用することを目的として改造するために必要な資金

第一の四の5中「漁獲物」を「海外基地式操業等の効率化、漁獲物」に、「急速解凍機、截割機、包装装置」を「漁船整備施設、燃油補給施設、漁獲物処理加工施設」に、「共同利用陸上施設」を「共同利用施設」に改める。

第一の五の4中「漁船規模の縮小」を「設備投資の適正化」に、「又は(3)」を「、(3)又は(4)」に改め、同4に次のように加える。

(4)　まき網漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に長期使用することを目的として改造するために必要な資金

第一の六の3を次のように改める。

3　資源利用の適正化、設備投資の適正化等による経費の低減を図るため、次の(1)又は(2)に要する資金

(1)　中型いか釣り漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に使用するのを廃止すること又は当該漁船が滅失し、若しくは沈没したことに伴い、当該漁船より小型の省エネルギー漁船を取得し、又は建造するために必要な資金

(2)　中型いか釣り漁業を営む者が、当該漁業に使用している漁船を当該漁業に長期使用することを目的として改造するために必要な資金

三重県阿山郡伊賀町（設置予定）
長崎県長崎市（設置予定）

ル、人工軽量骨材その他の土木建築材の原材料を得ること等により再商品化がされる。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項
　その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

四　規則第四条第四号に定める分別基準適合物（以下「ペットボトルに係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み
　平成九年度から平成十三年度までの各年度において再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされるペットボトルに係る分別基準適合物の量の見込み（単位　トン）
九	一七、五〇〇
十	一七、五〇〇
十一	一七、五〇〇
十二	一七、五〇〇
十三	一七、五〇〇

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項
　ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第三の所在地の欄に掲げる市町村に、平成八年四月一日現在、設置されている（平成九年四月までに設置される予定の施設を含む。）。

3　再商品化の具体的方策に関する事項
　ペットボトルに係る分別基準適合物は、フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得るための施設において異物の除去、洗浄、破砕等をし、フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得ること等により再商品化がされる。当該プラスチック原料等は、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項
　ペットボトルに係る分別基準適合物の再商品化をするための施設の整備を推進するものとする。

別表第一

所在地	施設の種別
北海道札幌市（二か所）	カレット化施設
福島県二本松市	
群馬県館林市	
埼玉県和光市	
埼玉県戸田市	
埼玉県久喜市	
埼玉県熊谷市	
茨城県竜ケ崎市	
東京都江東区	
東京都足立区	
神奈川県川崎市	
神奈川県相模原市（二か所）	
岐阜県大垣市	
静岡県志太郡大井川町	
静岡県庵原郡富士川町	
愛知県岩倉市	
三重県四日市市	
滋賀県甲賀郡中西町	
大阪府大阪市（二か所）	
大阪府茨木市	
大阪府吹田市	
兵庫県尼崎市	
兵庫県西宮市	
兵庫県宝塚市	
兵庫県加古郡播磨町	
広島県三原市	
福岡県福岡市	
福岡県田川市	
宮崎県宮崎市	
沖縄県中頭郡中城村	

別表第二

所在地	施設の種別
岐阜県瑞浪市	タイル等を製造するための施設
岐阜県恵那市	
岐阜県土岐市	
岐阜県土岐郡笠原町	
岐阜県土岐郡笠原町（設置予定）	
茨城県稲敷郡新利根村	人工軽量骨材を製造するための施設

別表第三

所在地	施設の種別
栃木県河内郡南河内町	フレーク又はペレットというプラスチック原料等を得るための施設
東京都足立区	
東京都狛江市	
東京都八王子市	
神奈川県相模原市	
埼玉県所沢市（設置予定）	
愛知県刈谷市	
福井県福井市	
兵庫県宍粟郡一宮町	
大阪府貝塚市	

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成九年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成八年五月十七日

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
農林水産大臣　大原　一三
通商産業大臣　塚原　俊平

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に定める分別基準適合物（以下「無色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成九年度から平成十三年度までの各年度において再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされる無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
九	二九〇
十	三〇〇
十一	三二〇
十二	三四〇
十三	三六〇

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）に、平成八年四月一日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレットを得るための施設（以下「カレット化施設」という。）において、破砕、洗浄、異物の除去等をし、カレットを得ること等により再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器、ガラス繊維等の原材料として利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

無色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

二　規則第四条第二号に定める分別基準適合物（以下「茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成九年度から平成十三年度までの各年度において再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされる茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
九	一四〇
十	一五〇
十一	一六〇
十二	一八〇
十三	一九〇

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一の所在地の欄に掲げる市町村に、平成八年四月一日現在、設置されている。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において、破砕、洗浄、異物の除去等をし、カレットを得ること等により再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器等の原材料として利用される。

4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

茶色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

三　規則第四条第三号に定める分別基準適合物（以下「その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物」という。）

1　各年度において再商品化がされる量の見込み

平成九年度から平成十三年度までの各年度において再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとに同表の下欄に掲げるとおりと見込まれる。

年度（平成）	再商品化がされるその他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の量の見込み（単位　千トン）
九	一〇〇
十	一一〇
十一	一二〇
十二	一三〇
十三	一四〇

2　再商品化をするための施設の設置に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物の再商品化をするための施設は、別表第一及び別表第二の所在地の欄に掲げる市町村に、平成八年四月一日現在、設置されている（平成十三年度までに設置される予定の施設を含む。）。

3　再商品化の具体的方策に関する事項

その他の色のガラス製容器に係る分別基準適合物は、カレット化施設において破砕、洗浄、異物の除去等をし、カレットを得ること等により再商品化がされる。当該カレットは、ガラス製容器、ガラス繊維等の原材料として利用される。

また、カレットを得ることのみでは再商品化がされない分別基準適合物は、タイル等を製造するための施設及び人工軽量骨材を製造するための施設において、さらに粉砕、焼成等をし、タイ

第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第二〇項に係る物品についての平成八年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように定める。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

平成八年六月一日

住者からの外貨証券の取得又は処分

(2) 非居住者に対する円払証券（国債、地方債、政府保証債、コマーシャル・ペーパー及び抵当証券に限る。）の処分

(3) 対外支払手段を対価とする外貨証券（国債、地方債、政府保証債、コマーシャル・ペーパー及び譲渡性預金の預金証書に限る。）の売買

八　証券（外国為替の管理に関する省令第二条に掲げる証券又は証書及び抵当証券に限る。）の居住者による非居住者からの若しくは非居住者による居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ若しくは代理

九　金融先物取引及び海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引、証券先物取引等及び外国有価証券市場において行われる当該証券先物取引等と類似の取引並びに金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引（これらの取引の媒介、取次ぎ又は代理を除く）

十　有価証券の貸付け

十一　有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十二　外国為替公認銀行に対する金銭の預入れ

十三　外国にある銀行その他の金融機関に対する金銭の預入れ

業務開始日　平成八年五月二十九日

認可年月日　平成八年五月十五日

○大蔵省告示第百五十二号

外国為替管理令（昭和五十五年政令第二百六十十号）第二十五条第九項の規定に基づき、同条第一項から第八項までの規定を適用しない大蔵大臣の権限を指定する件（平成四年五月大蔵省告示第九十号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二十八日

大蔵大臣　久保　亘

表第一項中

「さくら信託銀行株式会社」を

「さくら信託銀行株式会社
あさひ信託銀行株式会社」に

改める。

○大蔵省告示第百五十三号

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八条第一項第一号の規定に基づき、日本開発銀行法第十八条第一項第一号の規定に基づき大蔵大臣の定める事業を定める件（平成元年六月大蔵省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二十九日

大蔵大臣　久保　亘

第八号中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する特定出資法人事業として整備される同法第四条第三項に規定する特定地域（以下この号において「特定地域」という。）において各種の事業に従事する者のための研究施設その他の特定地域における経済の発展に資する施設及び」を削る。

○大蔵省告示第百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成八年度の初日から平成八年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成八年度の初日から平成八年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇トン
四	五、二六八トン
五	〇トン
六	〇トン
七	〇トン
八	〇トン
九	七三五トン
一〇	一五四トン
一一	三一トン
一二	三、九〇三トン
一三	四六一、一四九トン
一四	一三四、九三〇トン
一五	一六トン
一六	二、六四四トン
一七	三、五一〇トン
一八	九九四トン
一九	一一トン
二〇	一七・四〇トン
二一	一、八七一トン
二二	四三トン
二三	三〇九トン
二四	〇トン
二五	〇トン
二六	三六トン
二七	一五〇トン
二八	三〇トン
二九	二四四トン

○大蔵省告示第百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項の規定に基づき、平成七年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように定める。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項及び第三項に規定するあらかじめ大蔵大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四十三万九百二十一トン

二　冷凍牛肉　三十三万八千五百六トン

○大蔵省告示第百五十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成八年度の初日から平成八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

平成八年度の初日から平成八年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万四千八百十トン

二　冷凍牛肉　六万千四百トン

○大蔵省告示第百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項及び第二項の規定に基づき、平成七年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように定める。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

五十九万四千トン

○大蔵省告示第百五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成八年度の初日から平成八年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

平成八年度の初日から平成八年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十三万三千九十四トン

二　生きている豚及び豚肉等　十三万三千九十四トン

○大蔵省告示第百五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）

○大蔵省告示第百五十号

パキスタン・イスラム共和国を原産地とする綿糸に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第十三項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十七日

大蔵大臣　久保　亘

一　関税定率法第八条第十二項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所
　別表に掲げる供給者及び住所

二　当該調査に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、型式及び特徴

㈠　品目　綿糸

㈡　型式　関税定率法の別表第五二〇五・一二号の二に掲げる綿糸（二七四・六七デシテックス以上三〇二・八四デシテックス以下のものであって綿のみから成るもののうち漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）に限る。）

㈢　特徴　綿花を原料とし、紡績工程を経て製造されたもののうち、精梳綿工程を経たもの（コーマ糸）を除いたものであり、主としてタオル、シーツ等に用いられる。

三　調査対象貨物の供給者　別表に掲げる供給者

四　当該調査を開始する年月日　平成八年五月二十七日

五　当該調査の対象となる期間　平成六年一月一日から平成八年四月三十日までの連続する一年間

六　当該調査の対象となる事項の概要

㈠　申請者が関税定率法第八条第十二項に規定する新規供給者に該当する事情

㈡　調査対象貨物に課される関税定率法第八条第一項の規定による不当廉売関税の額が調査対象貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事項

イ　調査対象貨物に課される関税定率法第八条第一項の規定による不当廉売関税の額

ロ　調査対象貨物の正常価格

ハ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ニ　調査対象貨物の現実の不当廉売差額

七　証拠の提出及び証言、情報の提供、対質の申出並びに証拠等の閲覧についてのそれぞれの期限

㈠　証拠の提出及び証言並びに情報の提供の期限　不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供の期限は、平成八年七月九日とする。

㈡　対質の申出の期限　不当廉売関税に関する政令第十二条第一項の規定による対質の申出の期限は、平成八年七月二十九日とする。

㈢　証拠等の閲覧の期限　不当廉売関税に関する政令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧の期限は、当該調査の最終決定の日とする。

八　その他参考となるべき事項

㈠　証拠の提出及び証言の申出、情報の提供、対質の申出並びに証拠等の閲覧の申出についての宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　大蔵省関税局企画課

㈡　その他　証拠の提出及び証言、情報の提供、対質並びに証拠等の閲覧の申出を行う場合には、日本語によるものとする。

別表

供給者	住所
アホメド・ファイン・テキスタイル・ミルズ・リミテッド（AHMED FINE TEXTILE MILLS LTD.）	1ST FLOOR, INTERNATIONAL PLAZA, BOHRA STREET, MULTAN CANTT, PAKISTAN
イースタン・スピニング・ミルズ・リミテッド（EASTERN SPINNING MILLS LTD.）	AKRAM ROAD, ST. NO. 20, HIDE MARKET, LAHORE-54900, PAKISTAN
ウメル・ファブリックス・リミテッド（UMER FABRICS LIMITED）	4-HAPPY HOMES, 38-A, MAIN GULBERG, LAHORE, PAKISTAN
エルコット・スピニング・ミルズ・リミテッド（ELLCOT SPINNING MILLS LTD.）	NAGINA HOUSE 91, B-1 M. M. ALAM ROAD GULBERG III LAHORE, PAKISTAN
グリスタン・テキスタイル・ミルズ・リミテッド（GULISTAN TEXTILE MILLS LTD.）	2ND FLOOR, FINLAY HOUSE, I. I. CHUNDRIGAR ROAD, KARACHI, PAKISTAN
タジ・テキスタイル・ミルズ・リミテッド（TAJ TEXTILE MILLS LTD.）	31-C-1, GHALIB ROAD, GULBERG III LAHORE, PAKISTAN
トライテックス・コットン・ミルズ・リミテッド（TRITEX COTTON MILLS LIMITED）	LAKSON SQUARE BUILDING #2, SARWAR SHAHEED ROAD, KARACHI-74200 PAKISTAN
ナギナ・コットン・ミルズ・リミテッド（NAGINA COTTON MILLS LTD.）	2F, SHAIKH SULTANTRUST BLDG NO. 226, CIVIL LINES, BEAUMONT ROAD, KARACHI-75530, PAKISTAN
ノース・スター・テキスタイルズ・リミテッド（NORTH STAR TEXTILES LTD.）	32/A GARDEN BLOCK, NEW GARDEN TOWN, LAHORE, PAKISTAN
ブレセド・テキスタイルズ・リミテッド（BLESSED TEXTILES LIMITED）	UMER CHAMBERS, 10/2, BILLMORIA STREET, OFF: I. I. CHUNDRIGAR ROAD, KARACHI, PAKISTAN
モハマド・ファルーク・テキスタイル・ミルズ・リミテッド（MOHAMMAD FAROOQ TEXTILE MILLS LIMITED）	1F, FINLAY HOUSE, I. I. CHUNDRIGAR ROAD, KARACHI-74000, PAKISTAN

○大蔵省告示第百五十一号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十条第一項の規定に基づき、外国為替業務を営むことについて、次のとおり認可した。

平成八年五月二十八日

大蔵大臣　久保　亘

銀行名　あさひ信託銀行株式会社

営業所名　東京支店

所在地　東京都中央区日本橋室町三丁目二番十五号

業務の内容

一　外国為替取引

二　対外支払手段又は債権の売買

三　対外支払手段の発行

四　預金の受入れ

五　金銭の貸付け

六　債務の保証

七　証券又は貴金属の売買

証券は以下の(1)から(3)に掲げる行為を行う場合におけるものとする。

(1)　資金の運用として行う非居

八　募集の価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年一・三パーセント

十　初期利子　平成八年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \left(\frac{1}{2}+\frac{1}{365}\right)$

十一　第二期以後の利子　毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十年五月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成八年五月一日から平成八年五月十四日まで

十六　払込期日　平成八年五月二十日

○大蔵省告示第百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成八年五月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月十七日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（六年）（第十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で九十五億円

五　払込金額　九十五億三千五百十五万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成八年五月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円三十七銭

九　利率　年二・九パーセント

十　初期利子　平成八年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$\text{額面金額} \times \frac{2.9}{100} \times \left(\frac{1}{2}+\frac{1}{365}\right)$

十一　第二期以後の利子　毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十四年五月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成八年五月十四日

十六　払込期日　平成八年五月二十日

○大蔵省告示第百四十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成八年五月二十三日

大蔵大臣　久保　亘

外国保険会社等の商号	アシュアランス・ジェネラール・ド・フランス・イ・アール・テ
日本における代表者の氏名及び住所	ジャン・クロード・ゲラン　東京都新宿区市ケ谷砂土原町二丁目一番四号

○大蔵省告示第百四十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補てん金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成八年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）にあっては平成八年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成八年五月二十七日

大蔵大臣　久保　亘

（大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、愛媛県漁業協同組合連合会が、水産庁長官の承認を受けた資源管理型漁業構造再編緊急対策事業計画に基づき、資源管理型漁業構造再編緊急対策事業費補助金の交付を受けて行う大中型まき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業（次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成八年二月十五日から同年三月三十一日までの間において、愛媛県漁業協同組合連合会から交付された不要漁船・漁具処理対策助成金とする。

2　法第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

（沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業に係る転廃業助成金等）

第二条　法第二十八条の三第一項に規定する転廃業助成金等は、平潟漁業協同組合が、水産庁長官の承認を受けた資源管理型漁業構造再編緊急対策事業計画に基づき、資源管理型漁業構造再編緊急対策事業費補助金の交付を受けて行う沖合底びき網漁業の不要漁船・漁具処理対策事業（次項において「不要漁船・漁具処理対策事業」という。）を実施することに伴い、平成八年二月十五日から同年四月一日までの間において、平潟漁業協同組合から交付された不要漁船・漁具処理対策助成金とする。

2　法第二十八条の三第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち不要漁船・漁具処理対策事業により廃棄をした漁船及び漁具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する不要漁船・漁具処理対策助成金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

（一般廃棄物処理業等の合理化事業に係る転廃業助成金等）

第三条　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、藤枝市又は鶴岡市が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第一項に規定する承認（藤枝市にあっては平成八年二月十五日に、鶴岡市にあっては平成八年三月四日に、それぞれ受けたものに限る。）を受けた同項に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業（次項において「合理化事業」という。）を実施することに伴い、藤枝市又は鶴岡市からし尿処理業に係る車両及び運搬具を廃棄する者に交付される転廃交付金とする。

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補てん金は、前項に規定する転廃交付金のうち合理化事業により廃棄をしたし尿処理業に係る車両及び運搬具の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する転廃交付金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。

次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は償還金額} \times \frac{3.3}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{平成8年5月20日から平成8年6月20日までの日数}}{365} \right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十八年六月二十日

ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成八年四月二十五日から平成八年五月十四日まで

十六　払込期日　平成八年五月二十日

○大蔵省告示第百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成八年五月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月十六日　大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百八十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で二百四十五億円

五　払込金額　二百四十四億八千五百三十万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成八年五月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき九十九円九十四銭

九　利率　年三・三パーセント

十　初期利子　平成八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は償還金額} \times \frac{3.3}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{平成8年5月20日から平成8年6月20日までの日数}}{365} \right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十八年六月二十日

ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成八年四月二十五日から平成八年五月十四日まで

十六　払込期日　平成八年五月二十日

○大蔵省告示第百四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成八年五月二十日に発行する割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月十六日　大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　割引国庫債券（五年）（第百二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行

四　発行額　額面金額で四百五十億円

五　払込金額　四百億五千万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

七　発行日　平成八年五月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき八十九円

九　償還期限　平成十三年五月二十一日

ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十　償還金額　額面金額百円につき百円

十一　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十二　募集期間　平成八年四月二十五日から平成八年五月十四日まで

十三　払込期日　平成八年五月二十日

○大蔵省告示第百四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成八年五月二十日に発行する割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月十六日　大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　割引国庫債券（五年）（第百二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で七十五億円

五　払込金額　六十六億七千五百万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

七　発行日　平成八年五月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき八十九円

九　償還期限　平成十三年五月二十一日

ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十　償還金額　額面金額百円につき百円

十一　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十二　募集期間　平成八年四月二十五日から平成八年五月十四日まで

十三　払込期日　平成八年五月二十日

○大蔵省告示第百四十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十六日　大蔵大臣　久保　亘

別表に次のように加える。

財団法人千歳科学技術大学設立準備財団（北海道千歳市千代田町五丁目七番地一）	千歳科学技術大学設置のための校舎及び附属設備建設の費用	平成八年五月十六日から平成八年九月三十日まで

○大蔵省告示第百四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成八年五月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月十七日　大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第百二十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で三百二十五億円

五　払込金額　三百二十五億円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成八年五月二十日

所管	特別会計	事項
	治水 治水勘定	河川事業費
		北海道河川事業費
		河川総合開発事業費
		北海道河川総合開発事業費
		水資源開発公団交付金
		砂防事業費
		北海道砂防事業費
		建設機械整備費
		北海道建設機械整備費
		離島治水事業費
		沖縄治水事業費
		河川事業資金貸付金
		河川総合開発事業資金貸付金
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業費
		北海道多目的ダム建設事業費
		沖縄多目的ダム建設事業費
	都市開発資金融通	都市開発資金貸付金
		都市開発資金特別貸付金

(2) 国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項
総理府、大蔵省及び通商産業省	電源開発促進対策 電源多様化勘定	動力炉・核燃料開発事業団出資
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備
文部省	国立学校	施設整備
厚生省	国立病院 病院勘定	施設整備
		国立病院特別施設整備
	療養所勘定	施設整備
		国立療養所特別施設整備
農林水産省	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業
		国営総合農地防災事業
		国営農用地再編開発事業
		直轄干拓事業
		北海道国営かんがい排水事業
		離島国営かんがい排水事業
		沖縄国営かんがい排水事業
運輸省	港湾整備 港湾整備勘定	直轄港湾改修事業
		作業船建造
		港湾改修事業費補助
		港湾環境整備事業費補助
		沖縄直轄港湾改修事業
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事
	空港整備	空港整備
		沖縄空港整備
		航空路整備
郵政省	郵政事業	局舎等施設整備
建設省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業
		直轄道路共同溝事業
		直轄道路修繕事業
		一般国道改修費補助
		地方道改修費補助
		直轄道路雪寒地域道路交通確保事業
		直轄道路交通安全施設等整備事業
		交通安全施設等整備事業費補助
		直轄道路電線共同溝整備事業
		北海道直轄道路新設及び改築事業
		北海道直轄道路修繕事業
		北海道地方道改修費補助
		北海道直轄道路雪寒地域道路交通確保事業
		北海道直轄道路交通安全施設等整備事業
		土地区画整理事業費補助
		街路事業費補助
		離島道路事業費補助
		沖縄直轄道路新設及び改築事業
		沖縄地方道改修費補助
	治水 治水勘定	直轄河川改修事業
		直轄床上浸水対策特別緊急事業
		直轄河川激甚災害対策特別緊急事業
		直轄河川環境整備事業
		直轄流水保全水路整備事業
		河川改修費補助
		都市河川改修費補助
		床上浸水対策特別緊急事業費補助
		準用河川改修費補助
		北海道直轄河川改修事業
		直轄河川総合開発事業
		直轄流況調整河川事業
		直轄ダム施設改良事業
		河川総合開発事業費補助
		治水ダム建設事業費補助
		北海道直轄河川総合開発事業
		直轄砂防事業
		直轄地すべり対策事業
		砂防事業費補助
		地すべり対策事業費補助
		北海道直轄砂防事業
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業
		北海道多目的ダム建設事業

3　諸経費

財政法第34条の2第1項の規定により平成7年度において指定された経費で、平成8年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。

○大蔵省告示第百四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成八年五月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月十六日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百八十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行

四　発行額　額面金額で一兆円

五　払込金額　九千九百九十三億七千六百二十五万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成八年五月二十日

八　募集の価格　額面金額百円につき九十九円九十四銭

九　利率　年三・三パーセント

十　初期利子　平成八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、

所管	組織	項
外務省	外務本省	教育施設建設援助
		職業施設建設援助
		通信施設建設援助
		海岸保全施設整備援助
		空港整備援助
		環境改善施設建設援助
		農業施設建設援助
		道路改築援助
		医療施設建設援助
文部省	文部本省	公立学校施設整備費補助
		公立学校施設整備費負担
農林水産省	農林水産本省	直轄海岸保全施設整備事業
運輸省	運輸本省	直轄海岸保全施設整備事業
		海岸保全施設整備事業費補助
建設省	建設本省	官庁営繕
		急傾斜地崩壊対策事業費補助
		雪崩対策事業費補助
		公営住宅建設等事業費補助
		住宅地区改良事業費補助
		国営公園整備
		都市公園事業費補助
		古都及び緑地保全事業費補助
		下水道事業費補助
		下水道緊急整備事業費補助

2　特別会計

(1)　歳出予算（継続経費を含む。）

所管	特別会計	項
総理府、大蔵省及び通商産業省	電源開発促進対策　電源立地勘定	電源立地対策費のうち
		電源立地促進対策交付金
		原子力発電安全対策等交付金
大蔵省	産業投資特別会計　社会資本整備勘定	治水事業資金貸付金
		海岸事業資金貸付金
		道路整備事業資金貸付金
		港湾事業資金貸付金
		漁港漁村整備事業資金貸付金
		住宅建設等事業資金貸付金
		都市計画事業資金貸付金
		林道事業資金貸付金
		水資源開発事業資金貸付金
大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策　石炭勘定	石炭鉱業合理化安定対策費のうち
		鉱山保安確保事業費補助金
		鉱害対策費のうち
		鉱害復旧事業資金補助金
		産炭地域振興対策費のうち
		産炭地域小水系用水開発事業費補助金
		産炭地域開発雇用対策費のうち
		産炭地域開発就労事業費等補助金
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	石油安定供給対策費のうち
		石油貯蔵施設立地対策等交付金
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定国有財産整備費のうち
文部省	国立学校	特定施設整備費
		施設整備費のうち
		施設整備費
		特別施設整備費のうち
		施設整備費
厚生省	厚生保険　業務勘定	福祉施設事業費のうち
		健康保険医療施設整備費
		特別保健福祉事業費補助
	国立病院　病院勘定	施設整備費のうち
		施設整備費
		国立病院特別施設整備費
	療養所勘定	施設整備費のうち
		施設整備費
		国立療養所特別施設整備費
農林水産省	国有林野事業　国有林野事業勘定	国有林野事業費のうち
		造林費
		林道整備費
		林道施設等災害復旧事業費
		森林災害復旧造林事業費
	治山勘定	治山事業費
		北海道治山事業費
		離島治山事業費
		沖縄治山事業費
	国営土地改良事業	土地改良事業費
		北海道土地改良事業費
		離島土地改良事業費
		沖縄土地改良事業費
		農業用施設災害復旧事業費
運輸省	港湾整備　港湾整備勘定	港湾事業費
		北海道港湾事業費
		離島港湾事業費
		沖縄港湾事業費
		埠頭整備等資金貸付金
		港湾事業資金貸付金
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事費
	空港整備	空港整備事業費
		北海道空港整備事業費
		離島空港整備事業費
		沖縄空港整備事業費
		航空路整備事業費
		航空機騒音対策事業資金貸付金
		関西国際空港整備事業資金貸付金
郵政省	郵政事業	局舎其他施設費のうち
		施設費
建設省	道路整備	道路事業費
		北海道道路事業費
		街路事業費
		北海道街路事業費
		建設機械整備費
		北海道建設機械整備費
		離島道路事業費
		沖縄道路事業費
		地方道路整備臨時交付金
		有料道路整備等資金貸付金
		道路事業資金貸付金
		街路事業資金貸付金

所管	組織	事項
厚生省	厚生本省	保健衛生施設整備費
		社会福祉施設整備費のうち
		地方改善施設整備費補助金
		社会福祉施設等施設整備費補助金
		社会福祉施設等施設整備費負担金
		環境衛生施設整備費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費のうち
		施設整備費
農林水産省	農林水産本省	農業振興費のうち
		山村等振興対策事業費補助金
		農業構造改善対策費のうち
		農業構造改善事業費補助金
		卸売市場施設整備費
		海岸事業費
		農業生産基盤整備事業費
		牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費
		農村整備事業費
		農地等保全管理事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費
		農業施設災害復旧事業費
		農業施設災害関連事業費
	林野庁	林業振興費のうち
		林業構造改善事業費補助金
		治山事業費
		造林事業費
		林道事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費
		森林開発公団事業費
		山林施設災害復旧事業費
		山林施設災害関連事業費
	水産庁	水産業振興費のうち
		沿岸漁業構造改善事業費補助金
		海岸事業費
		漁港漁村整備費
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費
		沿岸漁場整備開発事業費
		漁港施設災害復旧事業費
		漁港施設災害関連事業費
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
		工業再配置促進対策費のうち
		産業再配置促進環境整備費補助金
		産業再配置促進施設整備費補助金
		産業立地環境施設整備費補助金
		工業用水道事業費
運輸省	運輸本省	海岸事業費
		港湾事業費
		空港整備事業費
		航空機燃料税財源空港整備事業費
		都市鉄道・幹線鉄道整備事業費
		鉄道防災事業費
		新幹線鉄道整備事業費
		港湾施設災害復旧事業費
		港湾施設災害関連事業費
	海上保安庁	航路標識整備事業費
労働省	労働本省	特定地域開発就労事業費
建設省	建設本省	官庁営繕費のうち
		施設整備費
		治水事業費
		急傾斜地崩壊対策等事業費
		海岸事業費
		揮発油税等財源道路整備事業費
		道路整備事業費
		住宅建設等事業費
		市街地整備事業費
		都市計画事業費
		河川等災害復旧事業費
		都市災害復旧事業費
		河川等災害関連事業費

(2) 継続費（継続経費を含む。）

所管	組織	事項
総理府	防衛本庁	平成4年度甲型警備艦建造費
		平成4年度潜水艦建造費
		平成5年度甲IV型警備艦建造費
		平成5年度潜水艦建造費
		平成6年度甲型警備艦建造費
		平成6年度潜水艦建造費
		平成7年度甲型警備艦建造費
		平成7年度潜水艦建造費
		平成8年度甲型警備艦建造費
		平成8年度潜水艦建造費

(3) 国庫債務負担行為

所管	組織	事項
総理府	北海道開発庁	急傾斜地崩壊対策事業費補助
		公営住宅建設等事業費補助
		下水道事業費補助
		下水道緊急整備事業費補助
	防衛本庁	教育訓練用器材購入
		武器購入
		通信機器購入
		車両購入
		弾薬購入
		諸器材購入
		航空機購入
		艦船建造
		施設整備
		公務員宿舎建設
		装備品等整備
		研究開発
	防衛施設庁	提供施設整備
		障害防止対策事業費補助
		教育施設等騒音防止対策事業費補助
		施設周辺整備助成補助
		道路改修等事業費補助
		提供施設移設整備
	科学技術庁	宇宙開発事業団出資
		動力炉・核燃料開発事業団出資
	沖縄開発庁	公立学校施設整備費補助
		公立学校施設整備費負担
		公営住宅建設等事業費補助

での利子を支払う。

十三　償還期限　平成二十八年九月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十七　払込期日　平成八年四月二十二日

○大蔵省告示第百四十号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成八年四月大蔵省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十四日

大蔵大臣　久保　亘

別表を次のように改める

別表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
総理府	北海道開発庁	北海道治水事業費
		北海道急傾斜地崩壊対策事業費
		北海道治山事業費
		北海道海岸事業費
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費
		北海道道路整備事業費
		北海道港湾事業費
		北海道漁港漁村整備費
		北海道空港整備事業費
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費
		北海道住宅建設等事業費
		北海道都市計画事業費
		北海道環境衛生施設整備費
		北海道農業生産基盤整備事業費
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費
		北海道農村整備事業費
		北海道農地等保全管理事業費
		北海道造林事業費
		北海道林道事業費
		北海道沿岸漁場整備開発事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道整備事業費
		北海道特定開発事業推進調査費
	防衛本庁	武器車両等購入費
		航空機購入費
		艦船建造費
		施設整備費
		装備品等整備諸費のうち
		航空機修理費
		艦船修理費
		研究開発費のうち
		試作品費
		支援戦闘機試作費
		小型観測ヘリコプター試作費
		技術調査研究委託費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費のうち
		提供施設等整備費
		不動産購入費
		障害防止対策事業費補助金
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金
		施設周辺整備助成補助金
		道路改修等事業費補助金
		特定防衛施設周辺整備調整交付金
		施設運営等関連補償費
		提供施設移設整備費のうち
		提供施設移設整備費
	環境庁	自然公園等事業費
	沖縄開発庁	沖縄教育振興事業費のうち
		公立学校施設整備費補助金
		公立学校施設整備費負担金
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費
		沖縄開発事業費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道整備事業費
		沖縄特定開発事業推進調査費
	国土庁	小笠原諸島振興開発事業費のうち
		小笠原諸島振興開発事業費補助
		揮発油税等財源離島道路整備事業費
		離島振興事業費
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費
		農村総合整備計画調査費
		牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道整備事業費
		水資源開発事業費
		国土総合開発事業調整費
外務省	外務本省	経済協力費のうち
		経済開発等援助費
		食糧増産等援助費
文部省	文部本省	学校教育振興費のうち
		公立医科大学等経常費等補助金
		公立文教施設整備費のうち
		公立学校施設整備費補助金
		公立学校施設整備費負担金
		私立学校助成費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		私立学校施設整備費補助金
	文化庁	文化財保存事業費のうち
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		文化財保存施設整備費のうち
		史跡等購入費補助金

額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.1}{100} \times \left(\frac{\text{平成8年4月22日から平成8年10月20日までの日数}}{365} \right)$$

十二　第二期以後の利子　毎年四月二十日及び十月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十三　償還期限　平成十年四月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十七　払込期日　平成八年四月二十二日

○大蔵省告示第百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成八年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月九日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（四年）（第四十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成七年度における公債の発行の特例に関する法律（平成七年法律第百号）第二条、平成六年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律（平成七年法律第百十四号）第二条第一項、平成七年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律（平成八年法律第二号）第一条及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）並びに利率及び発行価格を定めて行われる入札発行（以下「定率公募入札発行」という。）

四　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　定率公募入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五　発行額
イ　価格競争入札発行　平成七年度における公債の発行の特例に関する法律第二条の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千一億三千三百十五万円、平成六年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千億三千三百二十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一億三千三百六十万円
ロ　定率公募入札発行　平成七年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律第一条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十億五千万円

六　払込金額
イ　価格競争入札発行　五千一億三千三百五十一万円
ロ　定率公募入札発行　二十億四千九百五十九万円

七　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八　発行日　平成八年四月二十二日

九　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　定率公募入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭

十　利率　年一・八パーセント

十一　初期利子　平成八年十月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.8}{100} \times \left(\frac{\text{平成8年4月22日から平成8年10月20日までの日数}}{365} \right)$$

十二　第二期以後の利子　毎年四月二十日及び十月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十三　償還期限　平成十二年四月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十七　払込期日　平成八年四月二十二日

○大蔵省告示第百三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成八年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月九日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第三十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行

四　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五　発行額　額面金額で三千九百八十三億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千七百三十一億七千百七十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千二百五十一億二千八百二十五万円

六　払込金額　三千九百三十六億七千五百四十万円

七　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八　発行日　平成八年四月二十二日

九　発行価格　額面金額百円につき九十八円六十銭以上のそれぞれの応募価格

十　利率　年三・八パーセント

十一　初期利子　平成九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{3.8}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{平成8年4月22日から平成8年9月20日までの日数}}{365} \right)$$

十二　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期ま

○大蔵省告示第百三十三号

貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号の規定に基づき指定する件（昭和五十八年十月大蔵省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月二日

大蔵大臣　久保　亘

日短エー・ビー・株式会社の項中「日短エー・ビー・株式会社」を「日短エクスコ株式会社」に改める。

○大蔵省告示第百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成八年四月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月九日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第百四十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行

四　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五　発行額　額面金額で一兆四千九百九十八億五千万円

六　払込金額　一兆四千九百五十五億四千七百六十八万七千五百円

七　額面金額の種類　千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種

八　発行日　平成八年四月十日

九　発行価格　額面金額百円につき九十九円七十銭五厘以上のそれぞれの応募価格

十　募入平均価格　額面金額百円につき九十九円七十一銭三厘

十一　償還期限　平成八年十月十一日
ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十五　払込期日　平成八年四月十日

○大蔵省告示第百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成八年四月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月九日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第百四十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行

四　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五　発行額　額面金額で九千九百九十八億円

六　払込金額　九千九百八十六億千七百十二万二千五百円

七　額面金額の種類　千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種

八　発行日　平成八年四月二十二日

九　発行価格　額面金額百円につき九十九円八十八銭〇厘以上のそれぞれの応募価格

十　募入平均価格　額面金額百円につき九十九円八十八銭一厘

十一　償還期限　平成八年七月二十二日
ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十五　払込期日　平成八年四月二十二日

○大蔵省告示第百三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成八年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月九日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百八十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　金融自由化対策資金による応募

四　発行額　額面金額で二千百億円

五　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

六　発行日　平成八年四月二十二日

七　発行価格　額面金額百円につき九十九円十五銭

八　利率　年三・二パーセント

九　初期利子　平成八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十一号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は登録金額 \times \frac{3.2}{100} \times \frac{平成8年4月22日から平成8年9月20日までの日数}{365}$$

十　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十一　償還期限　平成十八年三月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　払込期日　平成八年四月二十二日

○大蔵省告示第百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成八年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成八年五月九日

大蔵大臣　久保　亘

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第百二十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成七年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律（平成八年法律第二号）第一条

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）並びに利率及び発行価格を定めて行われる入札発行（以下「定率公募入札発行」という。）

四　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　定率公募入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で千百九十九億円
ロ　定率公募入札発行　額面金額で二十七億七千万円

六　払込金額
イ　価格競争入札発行　千百九十八億四千九百六万円
ロ　定率公募入札発行　二十七億六千九百七十二万三千円

七　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八　発行日　平成八年四月二十二日

九　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円八十八銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　定率公募入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭

十　利率　年一・一パーセント

十一　初期利子　平成八年十月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金

(a) 千九百九十五年六月二十六日のエティオピアのアディス・アベバにおけるエジプト・アラブ共和国大統領に対する暗殺未遂との関連で捜索され、スーダンにおいて保護されている三人の容疑者を訴追のためにエティオピアに引き渡すことを確保するため直ちに行動すること。

(b) テロリストによる活動を援助、支援又は助長する活動に関与すること及びテロリスト分子に保護及び聖域を与えることを停止し、今後近隣諸国及びその他の国との関係を国際連合憲章及びOAU憲章に完全に基づくものとすること。

2　3の規定がアメリカ合衆国東部標準時間千九百九十六年五月十日午前零時一分に効力を生じ、スーダン政府が1の規定を遵守したことが安全保障理事会において認定されるまで効力を有することを決定する。

3　すべての国が次のことを行うことを決定する。

(a) 自国内におけるスーダンの外交使節団及び領事機関の職員についてその数を著しく減少し及びそのレベルを著しく縮小し、並びに自国にとどまるすべての職員の移動を制限又は規制すること。

(b) スーダン政府の職員及びスーダン軍隊の構成員の自国の領域への入国及び通過を制限するための措置をとること。

4　すべての国際機関及び地域機関に対し、スーダンにおいていかなる会議も開催しないよう要請する。

5　すべての国（国際連合の非加盟国を含む。）及び国際連合専門機関に対し、3の規定が効力を生ずる前に国際協定によって与えられた権利若しくは課された義務の存在又は同日前に締結された契約若しくは付与された免許若しくは許可の存在にかかわらず、この決議に従って厳格に行動するよう要請する。

6　各国に対し、3の規定を実施するためにとった措置につき、この決議の採択後六十日以内に国際連合事務総長に報告するよう要請する。

7　事務総長に対し、この決議の実施に関し最初の報告書を2に定める期日から六十日以内に安全保障理事会に提出するよう要請する。

8　2に定める期日の六十日後にこの問題を再度審議すること並びに事務総長より認定された事実に基づき、スーダンが1に規定する要求を遵守したか否か及び、遵守していない場合には、その遵守を確保するため更なる措置をとるべきか否かについて検討することを決定する。

9　この問題に引き続き関与することを決定する。

TE1095163	96.02.13	96.03.18
TE1097342	96.02.15	96.03.22
TE1097406	96.02.16	96.04.15
TE1098080	96.02.16	96.04.02
TE1101745	96.02.21	96.03.12
TE1104857	96.02.26	96.04.26
TE1106836	96.02.28	96.04.21
TE1109977	96.02.20	96.03.28
TE1114687	96.03.12	96.03.27
TE1117813	96.02.07	96.03.15
TE1118254	96.02.07	96.03.05
TE1119318	96.02.09	96.04.09
TE1127637	96.02.27	96.03.25
TE1133960	96.02.14	96.03.04
TE1134229	96.02.15	96.03.04
TE1138632	96.02.14	96.03.25
TE1140133	96.02.05	96.02.26
TE1140881	96.02.14	96.04.26
TE1142550	96.02.14	96.03.25
TE1144651	96.03.06	96.04.01
TE1148304	96.02.05	96.04.12
TE1149375	96.02.08	96.04.10
TE1154987	96.02.14	96.03.08
TE1155367	96.02.14	96.04.26
TE1166968	96.03.05	96.03.15
TE1168389	96.02.13	96.03.19
TE1169045	96.02.15	96.03.21
TE1171877	96.03.04	96.04.08
TE1175481	96.02.20	96.04.18
TE1177094	96.02.28	96.04.19
TE1178545	96.03.05	96.03.20
TE1181804	96.02.14	96.03.04
TE1182224	96.02.16	96.03.15
TE1191663	96.02.09	96.03.15
TE1191818	96.02.09	96.03.12
TE1193093	96.02.14	96.03.13
TE1194831	96.02.15	96.03.08
TE1195566	96.02.16	96.03.15
TE1202084	96.02.27	96.04.03
TE1202766	96.02.28	96.03.19
TE1203603	96.02.29	96.03.15
TE1206179	96.03.06	96.04.18
TE1207745	96.03.07	96.03.18
TE1208201	96.03.07	96.03.19
TE1215032	96.02.07	96.04.16
TE1228161	96.02.13	96.04.15
TE1230393	96.02.15	96.03.18
TE1230824	96.02.16	96.04.24
TE1231387	96.02.19	96.04.16
TE1233116	96.02.21	96.03.11
TE1234530	96.02.23	96.03.12
TE1235744	96.02.27	96.04.02
TE1235761	96.02.27	96.04.02
TE1237738	96.03.01	96.03.22
TE1240630	96.03.08	96.04.23
TE1242344	96.02.16	96.04.15
TE1246921	96.02.19	96.03.04
TE1252217	96.02.15	96.03.08
TE1258592	96.02.19	96.04.19
TE1258617	96.02.16	96.03.25
TE1260552	96.02.20	96.04.02
TE1264659	96.02.27	96.03.28
TE1277920	96.02.19	96.04.02
TE1280096	96.03.05	96.04.03
TE1294467	96.03.04	96.04.01
TE1294977	96.03.05	96.04.19
TE1295579	96.03.07	96.03.29
TE1304559	96.03.13	96.04.23
TE1304594	96.03.13	96.04.23
TE1304716	96.03.13	96.04.23
TE1307957	96.03.04	96.04.04
TE1307958	96.03.04	96.04.04
TE1307959	96.03.04	96.04.08
TE1307960	96.03.04	96.04.04
TE1308109	96.03.06	96.04.04
TE1308112	96.03.06	96.04.08
TE1308129	96.03.06	96.04.04
TE1310585	96.02.28	96.04.11
TE1314730	96.02.21	96.04.15
TE1315774	96.02.23	96.04.10
TE1315993	96.02.26	96.03.22
TE1322108	96.03.18	96.04.17
TE1325913	96.02.22	96.03.18
TE1331932	96.03.07	96.04.17
TE1333531	96.03.11	96.04.10
TE1336217	96.02.27	96.04.16
TE1338416	96.03.06	96.04.11
TE1340762	96.03.15	96.04.17
TE1349513	96.02.23	96.04.09
TE1350375	96.02.26	96.03.14
TE1353361	96.03.01	96.03.18
TE1365119	96.03.08	96.03.21
TE1368363	96.02.29	96.04.26
TE1370300	96.03.06	96.04.24
TE1372838	96.03.12	96.03.29
TE1395933	96.03.05	96.04.23
TE1398163	96.03.08	96.03.29
TE1398885	96.03.08	96.04.18
TE1404145	96.03.18	96.04.18
TE1404888	96.03.19	96.04.30
TE1409144	96.03.18	96.04.16
TE1409916	96.03.04	96.03.28
TE1411581	96.03.01	96.04.04
TE1414731	96.03.06	96.04.02
TE1449834	96.03.25	96.04.11
TE1457072	96.03.14	96.04.16
TE1472059	96.03.07	96.04.22
TE1476838	96.03.29	96.04.09
TE1497514	96.03.21	96.04.15
TE1498073	96.03.25	96.04.19
TE1503598	96.04.01	96.04.19
TE1505487	96.03.15	96.04.26
TE1512196	96.03.22	96.04.10
TE1512228	96.03.25	96.04.18
TE1519437	96.03.15	96.04.02
TE1539614	96.03.26	96.04.16
TE1552182	96.03.14	96.04.18
TE1568452	96.03.27	96.04.22
TE1572881	96.03.15	96.04.11
TE1580352	96.04.04	96.04.19
TE1594257	96.03.18	96.04.12
TE1614527	96.03.19	96.04.01
TE1626789	96.03.29	96.04.26
TE1643304	96.03.19	96.04.18
TE1645014	96.03.28	96.04.19

○外務省告示第二百三十四号

エクアドル共和国政府は、昭和五十五年三月三日にウィーン及びニュー・ヨークで署名のために開放された「核物質の防護に関する条約」の批准書を平成八年一月十七日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十九条2の規定に従い、平成八年二月十六日にエクアドル共和国について効力を生じた。

（平成八年三月二十一日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成八年五月二十八日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百三十五号

平成八年三月十八日にハラーレで、道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジンバブエ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な

(a)　車両及び機材及びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　四億八千三百万円

3　贈与の使用期限　平成九年三月十七日まで

4　署名者

日本側　東原麻夫在ジンバブエ大使

ジンバブエ側　チャールズ・T・クワザ大蔵省次官

平成八年五月二十八日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百三十六号

平成八年四月二十六日国際連合安全保障理事会において、スーダン共和国に対する措置に関する次の決議が採択された。

平成八年五月三十日

外務大臣　池田　行彦

（訳文）

千九百九十六年四月二十六日に安全保障理事会がその第三六六〇回会合において採択した決議第千五十四号（一九九六）

安全保障理事会は、

同理事会の千九百九十六年一月三十一日の決議第千四十四号（一九九六）を再確認し、

決議第千四十四号（一九九六）の7の規定に従って提出された千九百九十六年三月十一日の国際連合事務総長報告（S／一九九六／一七九）及び当該報告に含まれる結論に留意し、

千九百九十五年六月二十六日のエティオピアのアディス・アベバにおけるエジプト・アラブ共和国大統領に対するテロリストによる暗殺未遂を著しく憂慮し、このような行為について責任を有する者は裁判を受けなければならないことを確信し、

ムバラク大統領に対する暗殺未遂は、エジプト・アラブ共和国大統領並びにエティオピアの主権、領土保全及び安定に対して向けられたのみならず、アフリカ全体に対して向けられたものとみなすとの千九百九十五年九月十一日付け及び千九百九十五年十二月十九日付けの「紛争の防止・管理・解決のためのアフリカ統一機構（OAU）メカニズム」の声明（S／一九九六／一〇、附属書のI及びII）に留意し、

スーダン政府がこれらの声明において述べられたOAU中枢機関の要請をまだ遵守していないという事実を遺憾とし、

スーダンがOAU中枢機関の要請を遵守することを確保するためにOAU事務総長が引き続き払っている努力に留意し、

また、スーダン政府がOAUの努力に十分に応じていないことに遺憾の意をもって留意し、

スーダン政府が決議第千四十四号（一九九六）の4に規定する要請を遵守していないことを深く憂慮し、

国際的なテロリズム行為（国が関与するものを含む。）を防止することが国際の平和及び安全の維持のために不可欠であることを再確認し、

スーダン政府が決議第千四十四号（一九九六）の4に規定する要請を遵守していないことが国際の平和及び安全に対する脅威となっていることを認定し、

国際的なテロリズムを除去すること及び決議第千四十四号（一九九六）の効果的な実施を確保することを決意し、その目的のために国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　スーダン政府が、更に遅滞することなく決議第千四十四号（一九九六）の4に規定する次の要請を遵守するよう要請する。

TE0449030	95.12.25	96.03.22
TE0449032	95.12.25	96.03.22
TE0453298	95.11.30	96.02.28
TE0456085	95.12.13	96.01.19
TE0461563	95.12.07	96.04.19
TE0463405	95.12.18	96.02.19
TE0464520	95.12.22	96.02.06
TE0471117	95.12.18	96.02.14
TE0471921	95.12.21	96.03.08
TE0474725	95.12.01	96.03.25
TE0477723	95.12.18	96.02.21
TE0482800	95.12.07	96.03.18
TE0486702	95.12.26	96.02.05
TE0487203	95.12.28	96.02.22
TE0487717	96.01.05	96.02.21
TE0496847	95.12.08	96.03.19
TE0503514	95.12.21	96.01.23
TE0505297	95.12.26	96.03.14
TE0506481	95.12.28	96.02.06
TE0506482	95.12.28	96.02.06
TE0507194	96.01.04	96.02.07
TE0508945	95.12.04	96.02.07
TE0512079	95.12.08	96.02.14
TE0514819	95.12.13	96.01.23
TE0516156	95.12.14	96.03.11
TE0518972	95.12.20	96.01.31
TE0520394	95.12.21	96.02.02
TE0521665	95.12.25	96.03.14
TE0522061	95.12.25	96.03.08
TE0523684	95.12.28	96.02.21
TE0525849	96.01.08	96.04.15
TE0526529	96.01.08	96.03.11
TE0532327	95.12.07	96.02.23
TE0535401	95.12.19	96.02.23
TE0537208	95.12.26	96.04.01
TE0553493	95.12.19	96.04.04
TE0555152	95.12.28	96.02.25
TE0558862	95.12.05	96.03.18
TE0559366	95.12.06	96.02.07
TE0563942	95.12.13	96.03.18
TE0564067	95.12.13	96.01.26
TE0566473	95.12.18	96.02.01
TE0568114	95.12.20	96.03.07
TE0572092	95.12.28	96.03.25
TE0572731	96.01.04	96.04.03
TE0573305	96.01.05	96.01.31
TE0573425	96.01.08	96.01.26
TE0578004	95.12.14	96.04.05
TE0580387	96.01.09	96.02.08
TE0583281	95.12.06	96.03.28
TE0583564	95.12.07	96.04.18
TE0585765	95.12.12	96.03.05
TE0586614	95.12.13	96.01.31
TE0586616	95.12.13	96.01.31
TE0587199	95.12.14	96.03.19
TE0587509	95.12.15	96.01.23
TE0590500	95.12.22	96.01.30
TE0590882	95.12.25	96.02.02
TE0592098	95.12.27	96.02.23
TE0593268	96.01.05	96.02.23
TE0598410	95.12.19	96.02.08
TE0603386	96.01.17	96.03.21
TE0613189	95.12.12	96.04.16
TE0613595	95.12.14	96.02.01
TE0620127	95.12.11	96.02.15
TE0623342	95.12.07	96.03.04
TE0624915	95.12.20	96.03.04
TE0631411	96.01.12	96.03.21
TE0631695	96.01.17	96.04.16
TE0636120	95.12.12	96.02.12
TE0640391	95.12.14	96.04.18
TE0641510	95.12.15	96.03.01
TE0642122	95.12.18	96.03.25
TE0644059	95.12.21	96.03.19
TE0645651	95.12.26	96.03.26
TE0647248	95.12.28	96.04.26
TE0648634	96.01.09	96.02.09
TE0649172	96.01.10	96.03.26
TE0652381	95.12.20	96.02.22
TE0658919	96.01.16	96.03.04
TE0665448	96.01.09	96.02.07
TE0666324	95.12.20	96.03.11
TE0668403	96.01.11	96.04.10
TE0671565	96.01.04	96.02.13
TE0680632	96.01.09	96.02.13
TE0680772	96.01.09	96.02.09
TE0681271	96.01.11	96.02.19
TE0683303	96.01.18	96.02.09
TE0694257	95.12.27	96.04.11
TE0697012	96.01.19	96.04.01
TE0697606	96.01.19	96.02.19
TE0701171	96.01.12	96.02.07
TE0702674	96.01.18	96.02.08
TE0704100	96.01.23	96.02.09
TE0706757	96.01.09	96.04.23
TE0707018	96.01.10	96.04.24
TE0709715	96.01.23	96.04.25
TE0709729	96.01.23	96.02.27
TE0714293	96.01.04	96.03.12
TE0716632	96.01.09	96.02.09
TE0721831	96.01.22	96.03.14
TE0727159	96.01.04	96.03.26
TE0728753	96.01.09	96.04.24
TE0729659	96.01.10	96.03.27
TE0734271	96.01.18	96.04.30
TE0736635	96.01.23	96.03.29
TE0745444	96.01.05	96.03.06
TE0747958	96.01.08	96.02.08
TE0749110	96.01.09	96.02.27
TE0750773	96.01.11	96.03.06
TE0751108	96.01.11	96.02.27
TE0751799	96.01.12	96.02.14
TE0759738	96.01.23	96.04.18
TE0762353	96.01.29	96.04.10
TE0762560	96.01.26	96.03.01
TE0767226	96.01.10	96.02.19
TE0767630	96.01.10	96.03.21
TE0772238	96.01.18	96.02.16
TE0784386	96.01.12	96.02.05
TE0788476	96.01.12	96.04.05
TE0789104	96.01.12	96.01.26
TE0791558	96.01.19	96.04.22
TE0792185	96.01.19	96.03.25
TE0802330	96.01.11	96.01.31
TE0804430	96.01.22	96.03.08
TE0804823	96.01.23	96.04.19
TE0808728	96.01.09	96.01.23
TE0809161	96.01.11	96.03.25
TE0811165	96.01.19	96.04.23
TE0812449	96.01.24	96.02.26
TE0812465	96.01.24	96.04.05
TE0815934	96.01.12	96.02.14
TE0816079	96.01.16	96.03.13
TE0818205	96.01.24	96.04.15
TE0821693	96.01.11	96.01.26
TE0823880	96.01.22	96.02.13
TE0827718	96.02.05	96.02.27
TE0832530	96.01.22	96.03.04
TE0833249	96.01.24	96.02.23
TE0834703	96.01.30	96.03.11
TE0836586	96.01.11	96.02.04
TE0840539	96.02.01	96.02.15
TE0842168	96.01.23	96.03.13
TE0844031	96.01.10	96.02.14
TE0846843	96.01.16	96.03.04
TE0847036	96.01.16	96.02.09
TE0848968	96.01.18	96.03.12
TE0849120	96.01.18	96.03.07
TE0849401	96.01.18	96.04.01
TE0849614	96.01.18	96.02.26
TE0852049	96.01.22	96.03.14
TE0852602	96.01.23	96.02.13
TE0855667	96.01.25	96.03.14
TE0862799	96.02.06	96.02.16
TE0870096	96.01.11	96.02.08
TE0871906	96.02.01	96.03.21
TE0875305	96.01.19	96.02.19
TE0882672	96.01.11	96.02.01
TE0886393	96.01.23	96.03.27
TE0889862	96.02.01	96.04.02
TE0890539	96.02.05	96.03.20
TE0893986	96.01.31	96.03.07
TE0896869	96.02.01	96.03.26
TE0901944	96.01.31	96.03.21
TE0903447	96.02.08	96.04.05
TE0905096	96.01.11	96.03.07
TE0905931	96.01.12	96.03.25
TE0907804	96.01.17	96.01.26
TE0911982	96.01.24	96.03.19
TE0912066	96.01.24	96.02.27
TE0912850	96.01.24	96.02.07
TE0913056	96.01.24	96.04.16
TE0913663	96.01.25	96.02.13
TE0918604	96.02.01	96.04.03
TE0919750	96.02.06	96.03.27
TE0925418	96.02.05	96.02.29
TE0925623	96.02.08	96.04.08
TE0926742	96.01.19	96.02.23
TE0930827	96.01.26	96.03.22
TE0930903	96.01.31	96.03.07
TE0934861	96.02.15	96.03.05
TE0935588	96.02.16	96.02.29
TE0937786	96.01.16	96.02.09
TE0938525	96.01.17	96.02.29
TE0947914	96.02.02	96.03.18
TE0949665	96.02.06	96.03.29
TE0953165	96.02.02	96.03.14
TE0954207	96.01.17	96.02.07
TE0955139	96.01.24	96.02.26
TE0957294	96.01.17	96.02.14
TE0959644	96.01.18	96.03.08
TE0962325	96.02.05	96.04.03
TE0965165	96.01.19	96.02.06
TE0967145	96.01.26	96.04.15
TE0969870	96.02.01	96.03.12
TE0975385	96.01.22	96.04.24
TE0975615	96.01.25	96.04.02
TE0985189	96.01.23	96.03.06
TE0986002	96.01.25	96.02.26
TE0986189	96.01.25	96.03.22
TE0989739	96.02.07	96.03.12
TE0991671	96.01.25	96.02.16
TE0993274	96.02.06	96.03.29
TE0994579	96.01.24	96.02.26
TE0997226	96.02.15	96.04.16
TE0999276	96.02.13	96.03.11
TE1002155	96.01.29	96.04.04
TE1002160	96.01.26	96.02.14
TE1004555	96.02.02	96.02.28
TE1007173	96.02.08	96.04.08
TE1018677	96.02.08	96.04.26
TE1018698	96.02.08	96.04.26
TE1018852	96.02.08	96.03.05
TE1018995	96.02.09	96.03.07
TE1018996	96.02.09	96.03.07
TE1019506	96.02.14	96.03.14
TE1024454	96.02.08	96.03.05
TE1024457	96.02.08	96.03.05
TE1024670	96.02.09	96.03.29
TE1027262	96.01.29	96.02.10
TE1027995	96.01.30	96.04.26
TE1028647	96.02.01	96.02.23
TE1035643	96.02.16	96.03.04
TE1041504	96.02.02	96.03.13
TE1048722	96.02.15	96.03.29
TE1048993	96.02.14	96.03.29
TE1049878	96.02.16	96.03.22
TE1049879	96.02.16	96.03.22
TE1056256	96.01.29	96.02.22
TE1064931	96.02.08	96.03.06
TE1068451	96.02.14	96.04.17
TE1068649	96.02.15	96.03.28
TE1068722	96.02.15	96.03.07
TE1077791	96.02.02	96.02.26
TE1082387	96.02.13	96.03.18
TE1082876	96.02.14	96.03.12
TE1083644	96.02.15	96.03.12
TE1087673	96.03.07	96.03.21
TE1090977	96.02.06	96.03.05
TE1094806	96.02.13	96.03.07

MP7255029	96.02.13	96.03.21
MP7256435	96.02.19	96.03.18
MP7257777	96.02.21	96.04.04
MP7259009	96.02.23	96.03.18
MP7259010	96.02.23	96.03.18
MP7262896	96.01.12	96.04.17
MP7267026	96.01.29	96.03.01
MP7269208	96.02.02	96.02.12
MP7269830	96.02.08	96.04.03
MP7271898	96.02.14	96.03.13
MP7275893	96.02.26	96.03.07
MP7282079	96.01.12	96.04.23
MP7282330	96.01.17	96.04.25
MP7282871	96.01.18	96.03.15
MP7283951	96.01.29	96.03.19
MP7285401	96.02.09	96.03.07
MP7292519	96.02.05	96.04.01
MP7293678	96.01.23	96.03.21
MP7301328	96.02.06	96.04.03
MP7309328	96.02.20	96.03.15
MP7310237	96.01.18	96.02.14
MP7311963	96.01.22	96.02.09
MP7313472	96.01.25	96.02.13
MP7313819	96.01.26	96.03.09
MP7322498	96.02.16	96.04.22
MP7324959	96.02.22	96.04.22
MP7325338	96.02.22	96.04.02
MP7333392	96.01.18	96.03.11
MP7333394	96.01.18	96.03.11
MP7336644	96.02.13	96.03.12
MP7337799	96.02.19	96.03.15
MP7339478	96.01.17	96.03.04
MP7339792	96.01.18	96.02.08
MP7340135	96.01.19	96.02.29
MP7342193	96.01.30	96.03.19
MP7345310	96.02.13	96.03.04
MP7350334	96.01.25	96.04.02
MP7352370	96.01.24	96.03.12
MP7352371	96.01.24	96.03.12
MP7353770	96.02.15	96.04.03
MP7358141	96.01.29	96.02.20
MP7381017	96.03.05	96.04.05
MP7381145	96.03.06	96.04.05
MP7383660	96.01.29	96.03.22
MP7384794	96.02.02	96.03.04
MP7385199	96.02.05	96.03.21
MP7388830	96.02.15	96.03.11
MP7389247	96.02.16	96.03.13
MP7395572	96.03.07	96.04.04
MP7401042	96.02.21	96.03.15
MP7405292	96.02.01	96.03.08
MP7406113	96.02.07	96.03.15
MP7406904	96.02.09	96.03.14
MP7412901	96.02.08	96.02.28
MP7416395	96.02.21	96.03.04
MP7420305	96.03.08	96.04.11
MP7430661	96.02.23	96.03.22
MP7438072	96.02.07	96.04.05
MP7438073	96.02.07	96.04.05
MP7440697	96.02.19	96.03.21

MP7444680	96.03.05	96.04.25
MP7446930	96.02.20	96.03.27
MP7447166	96.02.21	96.04.02
MP7447696	96.02.27	96.04.23
MP7451021	96.02.08	96.03.07
MP7451049	96.02.08	96.04.03
MP7451789	96.02.13	96.03.12
MP7453044	96.02.21	96.03.27
MP7456833	96.03.11	96.04.24
MP7461658	96.02.26	96.04.25
MP7464092	96.02.07	96.04.24
MP7467944	96.02.15	96.03.13
MP7469768	96.02.20	96.03.25
MP7470060	96.02.16	96.03.11
MP7481071	96.03.18	96.04.19
MP7487066	96.02.13	96.03.27
MP7489185	96.02.16	96.03.22
MP7489186	96.02.16	96.03.22
MP7491703	96.02.22	96.04.23
MP7493732	96.02.27	96.03.14
MP7501429	96.02.16	96.03.11
MP7507560	96.03.14	96.04.02
MP7512585	96.02.15	96.04.15
MP7513789	96.02.21	96.03.12
MP7514365	96.02.19	96.03.21
MP7516169	96.02.27	96.04.16
MP7525764	96.02.22	96.03.19
MP7527101	96.03.05	96.04.03
MP7530240	96.03.01	96.04.09
MP7530320	96.03.04	96.04.04
MP7530414	96.03.05	96.04.08
MP7530481	96.03.06	96.04.09
MP7530703	96.03.08	96.04.04
MP7530704	96.03.08	96.04.04
MP7537231	96.03.01	96.03.11
MP7539133	96.03.22	96.04.19
MP7551573	96.03.01	96.04.01
MP7553096	96.03.06	96.04.04
MP7565764	96.02.27	96.03.18
MP7580518	96.03.07	96.04.16
MP7591189	96.02.29	96.04.01
MP7591780	96.03.04	96.04.01
MP7593621	96.03.14	96.04.02
MP7596163	96.04.02	96.04.24
MP7597582	96.02.29	96.03.14
MP7598758	96.03.04	96.03.28
MP7598790	96.03.04	96.03.28
MP7600100	96.03.07	96.04.17
MP7600387	96.03.08	96.04.16
MP7611310	96.03.28	96.04.22
MP7614138	96.03.04	96.04.01
MP7652984	96.03.18	96.04.30
MP7668264	96.03.15	96.04.17
MP7671208	96.03.13	96.04.17
MP7687498	96.03.19	96.04.26
MP7689167	96.03.08	96.04.16
MP7706575	96.03.18	96.04.25
MP7710395	96.04.04	96.04.25
MP7711743	96.04.12	96.04.24
MP7741574	96.03.22	96.04.25

MP7757270	96.03.15	96.04.11
MP7771400	96.04.08	96.04.19
MP7797574	96.04.01	96.04.17
MP7814902	96.03.22	96.02.20
MP7815566	96.03.29	96.04.16
MP7815954	96.04.03	96.04.16
TE0010315	95.11.08	96.03.12
TE0011296	95.11.09	96.04.11
TE0022600	95.11.06	96.01.24
TE0026013	95.11.17	96.03.29
TE0032569	95.11.15	96.02.01
TE0034100	95.11.21	96.03.14
TE0034256	95.11.21	96.04.26
TE0034922	95.11.24	96.03.08
TE0038765	95.11.07	96.02.05
TE0040589	95.11.09	96.02.02
TE0052152	95.11.02	96.02.20
TE0059440	95.11.13	95.12.13
TE0060072	95.11.13	96.04.01
TE0062294	95.11.15	96.03.31
TE0064830	95.11.17	96.03.13
TE0064844	95.11.17	96.03.21
TE0067402	95.11.22	96.03.28
TE0075245	95.11.10	96.02.21
TE0076582	95.11.15	96.02.12
TE0076892	95.11.16	96.04.08
TE0078226	95.11.20	96.01.25
TE0080256	95.11.06	96.01.29
TE0082648	95.11.07	96.02.22
TE0083808	95.11.08	96.02.05
TE0085317	95.11.09	96.04.22
TE0089049	95.11.15	96.03.21
TE0096374	95.11.27	96.02.05
TE0100330	95.11.07	96.02.14
TE0100548	95.11.07	96.02.09
TE0104815	95.11.13	96.03.06
TE0105462	95.11.14	96.03.04
TE0106100	95.11.14	96.04.16
TE0109194	95.11.21	95.12.13
TE0111779	95.11.27	96.01.31
TE0113782	95.11.29	96.01.05
TE0119049	95.11.15	96.01.16
TE0121782	95.11.24	96.04.04
TE0128225	95.11.08	96.02.26
TE0130220	95.11.10	96.02.16
TE0131931	95.11.13	96.02.12
TE0137569	95.11.20	96.02.28
TE0143040	95.11.29	96.02.29
TE0144746	95.12.01	96.02.16
TE0146945	95.11.09	96.04.18
TE0151445	95.11.15	96.04.18
TE0151826	95.11.16	96.04.11
TE0157178	95.11.24	96.02.16
TE0160733	95.11.07	96.04.03
TE0163041	95.11.08	96.02.27
TE0165748	95.11.10	96.02.02
TE0172720	95.11.20	96.01.08
TE0172790	95.11.20	96.02.14
TE0174261	95.11.22	96.02.08
TE0175832	95.11.24	96.01.17

TE0177321	95.11.27	96.01.23
TE0178132	95.11.28	96.02.22
TE0193941	95.11.27	96.02.05
TE0199204	95.11.07	96.02.14
TE0209846	95.11.29	95.12.28
TE0231365	95.11.15	95.12.15
TE0232989	95.12.01	96.01.30
TE0233364	95.11.02	96.02.09
TE0238047	95.11.15	96.02.01
TE0241371	95.11.27	96.04.15
TE0245023	95.11.10	96.02.27
TE0248766	95.12.08	96.02.05
TE0253440	95.11.09	95.11.27
TE0254787	95.11.10	96.04.09
TE0264201	95.11.22	96.04.03
TE0264376	95.11.24	96.02.13
TE0271213	95.11.27	96.04.09
TE0272670	95.11.09	96.03.05
TE0273134	95.11.10	96.02.14
TE0288144	95.11.24	96.02.01
TE0298123	95.12.04	96.02.09
TE0298512	95.12.08	96.03.21
TE0299866	95.11.08	96.02.19
TE0302520	95.11.20	96.03.22
TE0307333	95.11.14	96.03.28
TE0309341	95.11.21	96.02.27
TE0325265	95.11.24	95.12.20
TE0326886	95.12.26	96.03.29
TE0327143	95.11.21	96.03.25
TE0327298	95.11.24	96.03.07
TE0332023	95.11.29	96.01.15
TE0336816	95.12.08	96.02.09
TE0336880	95.12.08	96.04.09
TE0339315	95.11.27	96.03.22
TE0339338	95.11.27	96.03.22
TE0340811	95.12.13	96.02.08
TE0342106	95.11.28	96.03.12
TE0342761	95.11.29	96.02.23
TE0349117	95.12.05	96.02.01
TE0352144	95.12.06	96.04.14
TE0352145	95.12.06	96.04.14
TE0356158	95.12.06	96.02.15
TE0360527	95.12.04	96.03.04
TE0362728	95.12.07	96.02.05
TE0363396	95.12.11	96.03.15
TE0370536	95.11.29	96.02.15
TE0372687	95.12.07	96.02.26
TE0376022	95.12.19	96.04.17
TE0379525	95.12.15	96.02.01
TE0379860	95.12.18	96.02.16
TE0381528	95.12.08	96.02.26
TE0385408	95.12.05	96.02.01
TE0406978	95.12.01	96.04.15
TE0409373	95.12.06	96.02.05
TE0410813	95.12.07	96.02.16
TE0415306	95.12.14	96.01.17
TE0420116	95.12.21	96.02.27
TE0429266	95.12.12	96.02.28
TE0435417	95.12.04	96.02.21
TE0436747	95.12.06	96.01.30

MP6527143	95.10.04	96.02.15	MP6766610	95.12.01	96.03.05	MP6947561	96.01.22	96.03.08	MP7127412	96.01.11	96.03.28
MP6527680	95.10.04	96.04.03	MP6772080	95.10.23	96.04.04	MP6947647	96.01.22	96.02.20	MP7127518	96.01.12	96.02.21
MP6528471	95.10.05	96.04.01	MP6772496	95.10.24	96.03.28	MP6954453	95.12.21	96.02.22	MP7127951	96.01.19	96.03.28
MP6528952	95.10.06	96.02.02	MP6777269	95.10.31	96.04.15	MP6954713	95.12.21	96.01.30	MP7127963	96.01.19	96.03.28
MP6529561	95.10.09	96.03.18	MP6779378	95.11.06	95.12.31	MP6958817	95.11.14	96.03.01	MP7129058	96.01.05	96.03.27
MP6532552	95.10.16	96.03.26	MP6780057	95.11.07	96.03.12	MP6959111	95.11.15	96.02.16	MP7129110	96.01.08	96.03.27
MP6532602	95.10.16	96.03.25	MP6780917	95.11.09	96.03.14	MP6960730	95.11.16	96.04.08	MP7134891	96.02.15	96.03.15
MP6533004	95.10.16	95.11.08	MP6786565	95.11.30	96.04.10	MP6961618	95.11.24	96.03.29	MP7135909	96.01.10	96.03.28
MP6536271	95.10.23	96.04.24	MP6786570	95.12.01	96.04.15	MP6962570	95.11.28	96.03.29	MP7135920	96.01.10	96.03.27
MP6537471	95.10.25	96.04.29	MP6786571	95.12.01	96.04.15	MP6964518	95.12.01	96.03.14	MP7136935	96.01.31	96.03.08
MP6542255	95.10.12	96.02.19	MP6808619	95.12.12	96.03.14	MP6966220	95.12.07	96.02.05	MP7142508	96.01.26	96.03.25
MP6545605	95.10.06	96.04.02	MP6812017	95.11.10	96.02.27	MP6966966	95.12.08	96.03.08	MP7144747	95.12.22	96.02.08
MP6546960	95.10.27	96.04.24	MP6818891	95.12.18	96.02.16	MP6969093	95.12.15	96.01.18	MP7145005	95.12.22	96.02.07
MP6547886	95.10.05	96.02.22	MP6818907	95.12.18	96.04.11	MP6969836	95.12.18	96.02.27	MP7149467	96.01.16	96.02.08
MP6549886	95.10.11	96.04.16	MP6818908	95.12.18	96.04.11	MP6972550	95.12.26	96.03.14	MP7152150	96.01.23	96.02.26
MP6550994	95.10.12	96.02.05	MP6820461	95.11.08	96.03.04	MP6977946	96.01.17	96.03.25	MP7152286	96.01.23	96.03.29
MP6551429	95.10.12	96.04.26	MP6823352	95.12.11	96.02.16	MP6977960	96.01.17	96.03.25	MP7153327	96.01.25	96.03.25
MP6551900	95.10.13	96.04.30	MP6825623	95.10.26	96.04.16	MP6996164	95.12.14	96.02.23	MP7153352	96.01.25	96.03.25
MP6553472	95.10.13	96.02.21	MP6826674	95.10.27	96.04.16	MP6997081	95.12.20	96.03.11	MP7156328	96.02.01	96.03.28
MP6553634	95.10.16	96.02.19	MP6831666	95.11.15	96.03.25	MP7001575	96.01.17	96.02.12	MP7157050	96.02.05	96.04.12
MP6555618	95.10.19	96.01.25	MP6834977	95.11.28	96.01.23	MP7006365	95.12.14	96.03.29	MP7158398	96.02.07	96.04.04
MP6556915	95.10.23	96.02.05	MP6838955	95.12.13	96.03.14	MP7006747	95.12.18	96.04.30	MP7160218	95.12.22	96.03.01
MP6561062	95.10.30	96.04.01	MP6846683	95.11.14	96.04.19	MP7009644	96.01.12	96.03.27	MP7169269	95.12.20	96.03.21
MP6570623	95.10.24	96.01.05	MP6850175	95.11.21	96.02.15	MP7009944	96.01.16	96.03.12	MP7171075	96.01.08	96.02.13
MP6573219	95.11.01	96.02.07	MP6857186	95.11.22	96.03.29	MP7011431	95.12.06	96.03.15	MP7182692	96.01.12	96.02.29
MP6580301	95.10.26	96.02.08	MP6865781	95.11.27	96.03.25	MP7012637	95.11.30	96.03.28	MP7186231	96.01.23	96.03.08
MP6584059	95.10.12	96.03.15	MP6865954	95.11.27	96.04.09	MP7017693	95.12.20	96.02.09	MP7187136	96.01.25	96.03.06
MP6584884	95.10.13	96.04.12	MP6873184	95.11.02	96.03.11	MP7018764	95.12.28	96.04.04	MP7188174	96.01.29	96.03.18
MP6592264	95.10.24	95.11.20	MP6876064	95.11.02	95.12.28	MP7018782	95.12.28	96.04.04	MP7189277	96.01.31	96.02.27
MP6595318	95.10.27	96.02.16	MP6876855	95.11.09	95.12.21	MP7025941	95.12.18	96.03.22	MP7197305	96.01.10	96.03.21
MP6597026	95.10.04	96.02.13	MP6877918	95.11.17	96.04.01	MP7029069	95.12.14	96.02.02	MP7203329	96.01.09	96.03.28
MP6612825	95.10.16	96.03.28	MP6886160	95.11.07	96.02.22	MP7029870	95.12.27	96.04.01	MP7203632	96.01.08	96.03.27
MP6613451	95.10.16	96.02.09	MP6887517	95.12.25	96.01.30	MP7038663	95.12.15	96.01.25	MP7203633	96.01.08	96.03.27
MP6616996	95.10.20	96.04.15	MP6888917	95.11.22	96.01.22	MP7041715	95.12.04	96.04.12	MP7203634	96.01.08	96.03.27
MP6618799	95.10.23	96.04.17	MP6890896	96.01.12	96.02.29	MP7046066	95.11.22	96.03.06	MP7203638	96.01.08	96.03.28
MP6624513	95.10.31	95.12.21	MP6903540	95.12.26	96.02.16	MP7049881	95.12.15	96.04.22	MP7203790	96.01.16	96.03.28
MP6637638	95.10.17	96.03.01	MP6904267	95.12.28	96.02.06	MP7055965	95.12.22	96.01.26	MP7204364	96.01.17	96.03.28
MP6637805	95.10.17	96.04.09	MP6905908	96.01.11	96.02.27	MP7063479	95.12.19	96.03.29	MP7204399	96.01.17	96.03.27
MP6640116	95.10.24	96.02.01	MP6915596	95.11.17	96.02.16	MP7072593	96.01.18	96.03.08	MP7204466	96.01.17	96.03.27
MP6653007	95.11.08	96.03.08	MP6918202	95.11.29	96.01.15	MP7072594	96.01.18	96.03.08	MP7204526	96.01.18	96.03.27
MP6653008	95.11.08	96.03.08	MP6921001	95.12.11	96.02.07	MP7074452	95.12.11	96.03.27	MP7204899	96.01.26	96.03.27
MP6663045	95.10.19	96.03.05	MP6925987	95.12.13	96.03.04	MP7076341	96.01.12	96.03.28	MP7207180	96.02.13	96.03.26
MP6669446	95.10.25	96.03.07	MP6927096	95.12.28	96.01.31	MP7077736	95.12.22	96.04.24	MP7207833	96.02.19	96.03.26
MP6669992	95.10.30	96.03.21	MP6927309	96.01.04	96.03.25	MP7080399	95.12.07	96.02.20	MP7210603	95.12.27	96.02.05
MP6689105	95.11.14	96.02.05	MP6927803	96.01.10	96.02.26	MP7081888	95.12.22	96.02.06	MP7216204	96.01.29	96.04.03
MP6697650	95.10.30	96.04.25	MP6930010	95.11.27	96.03.27	MP7086288	96.02.02	96.03.18	MP7217233	96.02.01	96.03.27
MP6704671	95.10.23	96.02.20	MP6931512	95.12.14	96.03.26	MP7087537	95.12.12	96.03.29	MP7218368	96.02.06	96.03.21
MP6707598	95.11.15	96.04.05	MP6931617	95.12.11	96.03.27	MP7088744	95.12.22	96.02.13	MP7218726	96.02.07	96.02.28
MP6714563	95.11.21	96.03.14	MP6931877	95.12.13	96.03.29	MP7091739	96.01.05	96.02.09	MP7220586	96.01.04	96.04.30
MP6718526	95.10.26	96.04.08	MP6931878	95.12.13	96.03.28	MP7092525	95.12.13	96.03.22	MP7221947	96.01.17	96.02.09
MP6738986	95.10.26	95.11.20	MP6932166	95.12.15	96.03.27	MP7098564	95.12.20	96.02.16	MP7223359	96.01.25	96.02.13
MP6743751	95.10.26	96.04.09	MP6932314	95.12.18	96.03.27	MP7099794	95.12.25	96.04.12	MP7224107	96.01.30	96.04.17
MP6749853	95.10.23	96.03.11	MP6932437	95.12.19	96.03.27	MP7102156	95.12.28	96.03.29	MP7225957	96.02.09	96.03.14
MP6756993	95.10.31	96.03.15	MP6932577	95.12.25	96.03.28	MP7102157	95.12.28	96.03.29	MP7228788	96.01.31	96.04.30
MP6757720	95.11.01	96.02.23	MP6932764	95.12.21	96.03.27	MP7107116	96.01.17	96.02.21	MP7232595	96.01.25	96.03.11
MP6765924	95.12.01	96.02.08	MP6934741	95.11.15	96.03.11	MP7109030	96.01.22	96.02.19	MP7237599	96.01.25	96.03.13
MP6766202	95.12.04	96.02.14	MP6939326	95.12.07	96.02.19	MP7111204	96.01.25	96.02.22	MP7242626	96.01.18	96.04.24
MP6766203	95.12.04	96.02.14	MP6941517	95.12.19	96.02.15	MP7119185	96.01.05	96.01.26	MP7245151	96.01.11	96.02.21
MP6766469	95.12.04	96.02.13	MP6946508	96.01.18	96.02.05	MP7122388	96.01.24	96.02.12	MP7249057	96.01.22	96.02.16
MP6766470	95.12.04	96.02.13	MP6946644	96.01.18	96.02.13	MP7126397	95.12.21	96.02.13	MP7251426	96.01.30	96.02.20

MP5346902	95.07.31	96.04.03
MP5347769	95.08.01	96.04.09
MP5354636	95.08.01	96.04.16
MP5357060	95.08.03	96.01.23
MP5359039	95.08.07	96.02.19
MP5363097	95.08.03	96.03.15
MP5366722	95.07.28	96.02.08
MP5370951	95.08.03	96.04.24
MP5371617	95.08.03	96.02.21
MP5373972	95.08.07	96.03.01
MP5377991	95.08.11	96.02.29
MP5385423	95.08.02	96.02.27
MP5389097	95.08.07	96.03.05
MP5389987	95.08.07	96.03.07
MP5394481	95.08.10	96.04.05
MP5398242	95.08.11	96.01.25
MP5398622	95.08.14	96.02.13
MP5402693	95.08.09	96.03.07
MP5405338	95.08.02	96.03.27
MP5410001	95.07.28	96.02.19
MP5414064	95.08.07	95.11.21
MP5426587	95.08.02	96.02.15
MP5434317	95.08.09	96.02.28
MP5435246	95.08.09	96.02.22
MP5438300	95.08.11	96.03.05
MP5439626	95.08.14	96.03.01
MP5442704	95.08.16	96.04.22
MP5442813	95.08.16	96.04.16
MP5445896	95.08.11	96.02.23
MP5449821	95.08.07	96.03.29
MP5467194	95.08.01	96.04.08
MP5476518	95.08.04	96.03.18
MP5483314	95.08.16	96.04.01
MP5498082	95.08.17	96.02.07
MP5510009	95.08.08	96.03.18
MP5513215	95.08.15	96.04.04
MP5517913	95.08.03	96.04.18
MP5540164	95.08.08	96.02.29
MP5554683	95.08.21	96.02.20
MP5558679	95.08.23	96.03.13
MP5559836	95.08.11	96.04.24
MP5580942	95.08.21	96.02.20
MP5584501	95.08.21	96.03.04
MP5584611	95.08.22	96.04.11
MP5586700	95.08.11	96.02.27
MP5619030	95.08.14	96.04.01
MP5622059	95.08.18	96.03.13
MP5640611	95.08.23	96.04.24
MP5640614	95.08.23	96.04.24
MP5641439	95.08.23	96.02.28
MP5641529	95.08.23	96.04.03
MP5642102	95.08.24	96.04.17
MP5650294	95.08.22	96.04.02
MP5652142	95.08.09	96.03.25
MP5654518	95.08.10	95.11.06
MP5659068	95.08.15	95.10.11
MP5660245	95.08.16	96.04.18
MP5663368	95.08.18	96.04.23
MP5663909	95.08.18	96.02.09
MP5666866	95.08.22	96.04.18

MP5667242	95.08.23	96.03.19
MP5667795	95.08.23	96.03.13
MP5670361	95.08.25	96.04.23
MP5671833	95.08.29	96.02.21
MP5672959	95.08.18	96.02.23
MP5676434	95.08.17	96.04.02
MP5685224	95.08.17	96.04.12
MP5694265	95.08.17	96.03.05
MP5694758	95.08.21	96.03.04
MP5699326	95.08.15	96.02.19
MP5704073	95.08.14	96.03.06
MP5705367	95.08.15	96.02.27
MP5713021	95.08.24	96.02.02
MP5714742	95.08.28	96.04.30
MP5717902	95.08.31	96.02.29
MP5724048	95.08.17	96.04.08
MP5725013	95.08.18	96.02.23
MP5731602	95.08.24	96.02.06
MP5732341	95.08.24	96.04.30
MP5735554	95.08.29	96.03.05
MP5740989	95.08.21	96.03.25
MP5749965	95.09.11	96.03.12
MP5758656	95.08.22	96.04.25
MP5762805	95.08.23	96.02.08
MP5767536	95.08.31	96.03.22
MP5769437	95.09.04	95.12.19
MP5777944	95.08.30	95.12.20
MP5777952	95.08.30	96.02.01
MP5781488	95.08.23	96.02.29
MP5782954	95.08.31	96.04.23
MP5787080	95.08.21	96.03.04
MP5788952	95.08.23	95.12.21
MP5806102	95.08.17	96.01.17
MP5813989	95.08.21	96.03.01
MP5815541	95.08.22	96.04.01
MP5832255	95.08.22	96.02.07
MP5832356	95.08.22	96.04.18
MP5833078	95.08.23	96.03.11
MP5843579	95.09.06	95.12.15
MP5844819	95.09.08	96.04.23
MP5845710	95.09.08	95.12.21
MP5852174	95.09.04	96.02.02
MP5861900	95.08.29	95.10.25
MP5863591	95.08.23	96.03.05
MP5865337	95.08.25	96.04.02
MP5865660	95.08.25	96.04.26
MP5868145	95.08.30	96.02.02
MP5869933	95.09.01	96.03.04
MP5878121	95.08.24	96.02.20
MP5883769	95.09.01	96.02.22
MP5891765	95.09.12	96.03.01
MP5897179	95.08.28	96.02.07
MP5898807	95.08.30	96.03.11
MP5905366	95.09.06	96.02.26
MP5905743	95.09.06	96.03.19
MP5915232	95.08.29	96.04.24
MP5917585	95.09.06	96.04.04
MP5919390	95.09.13	95.11.09
MP5925651	95.08.29	95.10.04
MP5925751	95.08.24	96.02.16

MP5936250	95.09.12	96.03.08
MP5936562	95.09.12	96.03.07
MP5937553	95.09.13	96.04.15
MP5938034	95.09.14	96.02.22
MP5948031	95.08.25	96.02.14
MP5954762	95.09.14	96.02.06
MP5955949	95.08.31	96.02.15
MP5962481	95.09.08	95.11.20
MP5963815	95.09.11	96.04.03
MP5967186	95.09.21	96.02.09
MP5977818	95.09.01	95.10.23
MP5978998	95.09.05	96.02.23
MP5979756	95.09.06	96.02.02
MP5981694	95.09.08	96.03.29
MP5996625	95.09.05	96.03.22
MP5999054	95.09.14	96.02.26
MP6000289	95.08.29	96.03.12
MP6010135	95.09.11	96.02.21
MP6012176	95.09.01	95.11.29
MP6012705	95.09.07	96.02.01
MP6016926	95.09.14	96.03.12
MP6018271	95.08.29	96.04.15
MP6020172	95.08.31	96.02.21
MP6026139	95.09.07	95.11.06
MP6027780	95.09.11	96.04.09
MP6028819	95.09.12	95.11.08
MP6039562	95.09.11	96.02.15
MP6048037	95.09.07	96.04.30
MP6056374	95.09.18	96.04.15
MP6070470	95.09.08	96.04.05
MP6082637	95.09.07	96.03.12
MP6085826	95.09.20	96.03.26
MP6091555	95.09.08	96.02.28
MP6095036	95.09.14	96.03.12
MP6099368	95.09.25	96.02.09
MP6099483	95.09.25	96.01.26
MP6100006	95.09.26	96.03.19
MP6113423	95.09.06	96.03.14
MP6113559	95.09.06	95.12.27
MP6119198	95.09.12	96.04.26
MP6121297	95.09.14	95.10.17
MP6130700	95.09.26	96.03.13
MP6131878	95.09.27	95.11.17
MP6141100	95.09.08	95.11.29
MP6141317	95.09.11	96.03.12
MP6144920	95.09.18	96.04.25
MP6146481	95.09.19	96.04.23
MP6148421	95.09.21	96.03.29
MP6153268	95.09.14	96.02.16
MP6154128	95.09.19	96.02.23
MP6165843	95.09.22	96.03.24
MP6173747	95.09.14	96.02.20
MP6175544	95.09.25	96.04.22
MP6176725	95.09.29	96.03.11
MP6186736	95.09.20	95.10.23
MP6188919	95.10.05	96.04.26
MP6189109	95.09.13	96.04.02
MP6195419	95.09.20	96.02.20
MP6199420	95.09.27	96.02.07
MP6201231	95.09.29	96.03.25

MP6234786	95.09.19	96.02.27
MP6238513	95.09.29	96.04.08
MP6243553	95.09.21	96.04.30
MP6245671	95.09.19	96.04.24
MP6256101	95.09.27	96.02.06
MP6270198	95.09.22	96.04.24
MP6271386	95.09.26	96.04.11
MP6272197	95.09.26	95.11.10
MP6272198	95.09.26	95.11.10
MP6275764	95.09.29	96.03.27
MP6293734	95.10.11	96.02.26
MP6294201	95.10.12	96.02.09
MP6300980	95.09.29	96.02.19
MP6304572	95.09.21	96.04.18
MP6304857	95.09.22	96.03.08
MP6309940	95.10.04	96.04.25
MP6312477	95.10.02	96.04.24
MP6313788	95.10.06	95.11.24
MP6315270	95.09.19	96.02.15
MP6333184	95.09.20	96.04.04
MP6333810	95.09.22	96.04.22
MP6336640	95.10.06	96.04.03
MP6343885	95.10.06	96.02.29
MP6346906	95.10.13	96.01.08
MP6351655	95.10.05	96.03.18
MP6353799	95.10.20	96.02.20
MP6369125	95.09.22	96.02.02
MP6377345	95.09.29	96.02.15
MP6385036	95.09.26	96.02.28
MP6390702	95.09.25	96.03.28
MP6395120	95.10.02	96.02.02
MP6400233	95.10.09	95.11.06
MP6400696	95.10.09	96.02.05
MP6405281	95.10.17	96.02.09
MP6416856	95.10.03	96.03.04
MP6417152	95.10.04	96.02.19
MP6419948	95.10.06	96.02.21
MP6435189	95.10.03	95.12.14
MP6438645	95.10.12	96.04.03
MP6439840	95.10.02	96.03.19
MP6444483	95.09.28	96.03.26
MP6452003	95.10.06	96.04.01
MP6452890	95.10.06	96.04.30
MP6459319	95.10.16	96.02.26
MP6460174	95.10.17	96.04.02
MP6460964	95.10.18	96.01.04
MP6462777	95.10.20	96.03.18
MP6466491	95.10.11	96.02.01
MP6468686	95.10.09	96.03.11
MP6474245	95.10.06	96.03.18
MP6475743	95.10.12	96.03.15
MP6478666	95.10.24	96.04.01
MP6497813	95.10.06	96.04.04
MP6497814	95.10.06	96.04.04
MP6498234	95.10.06	96.03.20
MP6498813	95.10.11	96.04.05
MP6507349	95.10.13	96.04.29
MP6510788	95.10.13	96.02.28
MP6511316	95.10.17	95.12.04
MP6516268	95.10.05	96.04.30

MP4298998	95.06.20	96.04.18
MP4335839	95.06.20	96.03.13
MP4335937	95.06.20	96.04.30
MP4348493	95.06.09	95.11.06
MP4353621	95.06.15	96.04.05
MP4357386	95.06.20	96.03.28
MP4359539	95.06.22	96.02.27
MP4362335	95.06.09	96.03.15
MP4363422	95.06.12	96.04.19
MP4364055	95.06.13	96.02.29
MP4367983	95.06.19	96.04.19
MP4374530	95.06.09	96.03.08
MP4376272	95.06.09	96.03.15
MP4380396	95.06.16	96.03.19
MP4386735	95.06.09	96.04.17
MP4390107	95.06.16	95.10.23
MP4391174	95.06.19	96.04.15
MP4400807	95.06.16	96.04.04
MP4400860	95.06.16	96.04.30
MP4408378	95.06.19	96.02.29
MP4417846	95.06.14	96.02.15
MP4420209	95.06.15	96.02.16
MP4436651	95.06.12	96.03.25
MP4438741	95.06.14	95.07.25
MP4442406	95.06.16	96.02.02
MP4444857	95.06.19	96.02.08
MP4445883	95.06.20	96.03.14
MP4446185	95.06.20	96.03.11
MP4446261	95.06.20	96.03.13
MP4455376	95.06.12	96.03.04
MP4458687	95.06.15	96.02.05
MP4459634	95.06.16	95.12.27
MP4459775	95.06.16	96.03.07
MP4460878	95.06.19	96.01.15
MP4462876	95.06.21	96.02.08
MP4463257	95.06.21	96.04.04
MP4465883	95.06.23	96.04.10
MP4466436	95.06.27	95.11.08
MP4466463	95.06.26	96.03.26
MP4466697	95.06.26	96.03.22
MP4470993	95.06.16	96.03.13
MP4473051	95.06.13	96.04.24
MP4474210	95.06.14	96.02.16
MP4476327	95.06.16	96.04.08
MP4478570	95.06.19	96.04.19
MP4478752	95.06.19	96.04.08
MP4488862	95.06.16	96.04.15
MP4489007	95.06.19	96.02.09
MP4491653	95.06.14	96.04.03
MP4505357	95.06.21	96.02.13
MP4516285	95.06.27	96.02.05
MP4519061	95.07.05	95.11.17
MP4528178	95.06.15	96.03.29
MP4528226	95.06.15	96.03.07
MP4528227	95.06.15	96.03.07
MP4528228	95.06.15	96.03.07
MP4528229	95.06.15	96.03.07
MP4530187	95.06.20	96.03.12
MP4531088	95.06.22	96.02.19
MP4532833	95.06.27	95.09.26

MP4548685	95.06.28	96.02.09
MP4550911	95.06.29	96.04.22
MP4554830	95.06.16	96.03.06
MP4555999	95.06.20	96.04.01
MP4556719	95.06.21	96.04.17
MP4562543	95.06.28	96.04.04
MP4564820	95.06.19	95.11.17
MP4565352	95.06.20	96.02.22
MP4576935	95.06.21	96.04.19
MP4586072	95.06.29	96.04.24
MP4590428	95.06.21	96.04.15
MP4591291	95.06.26	96.04.11
MP4599193	95.06.23	96.02.28
MP4608589	95.06.21	96.03.13
MP4621636	95.06.28	96.01.16
MP4622951	95.07.05	96.03.12
MP4628537	95.07.07	96.02.28
MP4634302	95.06.21	96.02.20
MP4638680	95.06.27	96.02.19
MP4642987	95.06.29	96.02.27
MP4649016	95.06.27	96.02.08
MP4651689	95.07.06	96.02.09
MP4653352	95.06.28	96.01.05
MP4656959	95.07.07	96.02.02
MP4659671	95.06.28	96.04.18
MP4659673	95.06.28	96.04.02
MP4662309	95.07.05	95.08.23
MP4664040	95.06.23	96.04.24
MP4669332	95.06.30	96.03.28
MP4669834	95.07.03	96.02.20
MP4671146	95.07.04	96.04.11
MP4675975	95.07.12	96.02.09
MP4691293	95.07.14	96.03.28
MP4696042	95.06.28	96.02.26
MP4696445	95.06.28	96.02.27
MP4697880	95.06.29	96.02.07
MP4699228	95.06.30	96.01.31
MP4701405	95.07.04	96.03.08
MP4722030	95.07.10	96.03.26
MP4723416	95.07.12	95.11.17
MP4726008	95.06.27	96.02.01
MP4726735	95.06.28	95.11.09
MP4729255	95.06.29	96.03.06
MP4729256	95.06.29	96.03.06
MP4730041	95.06.30	96.03.13
MP4731938	95.07.03	96.03.13
MP4735551	95.07.05	96.04.25
MP4741394	95.07.11	96.04.18
MP4747043	95.07.03	96.04.17
MP4750915	95.07.05	96.03.08
MP4754277	95.07.10	96.04.11
MP4757868	95.07.13	96.02.02
MP4768624	95.07.05	96.04.01
MP4777556	95.07.13	96.03.25
MP4784319	95.06.28	96.03.05
MP4786528	95.06.30	96.02.14
MP4786996	95.07.03	96.04.08
MP4789255	95.07.05	96.03.08
MP4793955	95.07.11	96.01.29
MP4805084	95.07.03	96.04.18

MP4805689	95.07.04	96.03.05
MP4806961	95.07.06	96.03.12
MP4813172	95.07.03	96.02.20
MP4813295	95.07.03	96.02.23
MP4820922	95.07.17	96.03.04
MP4838388	95.07.20	95.10.03
MP4839565	95.07.25	96.02.15
MP4841253	95.07.03	96.03.19
MP4844096	95.06.29	96.04.15
MP4850429	95.07.12	96.04.01
MP4850718	95.07.13	96.03.11
MP4863472	95.07.07	96.04.09
MP4865961	95.07.13	96.04.12
MP4868134	95.07.19	96.02.20
MP4878696	95.07.05	96.03.28
MP4880571	95.07.07	96.02.28
MP4880728	95.07.07	96.04.18
MP4897022	95.07.07	96.04.15
MP4898641	95.07.04	96.02.19
MP4905246	95.07.12	96.04.23
MP4908617	95.07.10	96.04.26
MP4910099	95.07.05	96.04.08
MP4910571	95.07.10	96.02.08
MP4914830	95.07.12	96.04.17
MP4914839	95.07.10	96.02.26
MP4918093	95.07.11	96.04.15
MP4925066	95.07.03	96.04.11
MP4926050	95.07.04	96.02.16
MP4926448	95.07.05	96.02.02
MP4926963	95.07.05	95.08.16
MP4928576	95.07.06	96.04.25
MP4932940	95.07.11	95.12.19
MP4934614	95.07.12	96.03.25
MP4937217	95.07.13	96.03.19
MP4939571	95.07.17	96.02.09
MP4947478	95.07.18	96.03.28
MP4952292	95.07.14	96.02.29
MP4981412	95.07.12	96.03.07
MP4994976	95.07.21	96.04.10
MP4996061	95.07.31	96.02.02
MP5002604	95.07.19	96.02.07
MP5004632	95.07.21	96.02.06
MP5007558	95.07.26	96.03.06
MP5011450	95.07.11	96.03.25
MP5012456	95.07.12	95.11.14
MP5012955	95.07.12	96.02.16
MP5018077	95.07.18	96.04.01
MP5019518	95.07.19	96.02.08
MP5020844	95.07.20	96.02.22
MP5021876	95.07.21	96.02.29
MP5039532	95.07.27	96.04.04
MP5039547	95.07.27	96.04.23
MP5044810	95.07.19	96.02.29
MP5049435	95.07.24	96.02.29
MP5055059	95.07.17	96.03.12
MP5057549	95.07.26	96.02.26
MP5061136	95.07.14	95.12.04
MP5061943	95.07.14	96.03.07
MP5065415	95.07.18	96.02.20
MP5067110	95.07.19	96.02.12

MP5074885	95.07.25	96.03.27
MP5088099	95.07.20	96.02.15
MP5088393	95.07.20	96.03.07
MP5089285	95.07.21	95.12.12
MP5090181	95.07.24	96.04.22
MP5092622	95.07.27	96.02.06
MP5098567	95.07.14	96.03.07
MP5099953	95.07.17	96.03.26
MP5102731	95.07.19	96.02.23
MP5105064	95.07.20	96.04.18
MP5105580	95.07.21	96.04.25
MP5109142	95.07.25	96.01.31
MP5109988	95.07.25	96.04.22
MP5115042	95.07.31	96.03.29
MP5116152	95.07.31	96.03.29
MP5121439	95.07.17	96.03.13
MP5121440	95.07.17	96.03.13
MP5121571	95.07.18	96.04.12
MP5128779	95.07.24	96.04.02
MP5135819	95.07.20	96.04.09
MP5139836	95.07.28	96.02.22
MP5149203	95.07.24	96.04.19
MP5149429	95.07.25	96.03.22
MP5156877	95.08.02	96.04.05
MP5165873	95.07.27	96.03.14
MP5167100	95.07.18	96.02.07
MP5167151	95.07.18	96.02.07
MP5173781	95.07.27	96.02.26
MP5179655	95.07.20	96.02.05
MP5185835	95.08.01	96.02.08
MP5199348	95.08.02	95.09.27
MP5205101	95.07.21	96.03.29
MP5208118	95.07.25	96.04.11
MP5215593	95.07.31	96.03.08
MP5224927	95.07.26	96.03.04
MP5226015	95.08.01	96.03.19
MP5237446	95.07.26	96.04.01
MP5238048	95.08.01	96.04.24
MP5239242	95.07.21	96.02.28
MP5243401	95.08.01	96.03.29
MP5248514	95.07.24	96.02.28
MP5254972	95.07.25	96.04.25
MP5258147	95.08.04	96.03.07
MP5262157	95.07.24	96.04.03
MP5263855	95.07.25	96.03.15
MP5271376	95.08.01	96.02.09
MP5271568	95.08.02	96.04.26
MP5290085	95.07.28	96.03.06
MP5298067	95.07.24	96.03.05
MP5302021	95.08.04	96.03.15
MP5307176	95.07.31	96.03.06
MP5307223	95.07.31	95.11.17
MP5310012	95.08.04	95.10.17
MP5314833	95.08.15	96.03.21
MP5323098	95.08.02	96.03.06
MP5331118	95.08.10	96.04.22
MP5333952	95.07.27	96.02.01
MP5334809	95.07.28	96.04.11
MP5340916	95.08.07	96.04.12
MP5344353	95.08.10	96.02.29

MP3455021	95.04.18	96.02.29
MP3455510	95.04.18	96.03.29
MP3455805	95.04.19	96.04.15
MP3458501	95.04.20	96.02.15
MP3460880	95.04.24	96.03.08
MP3462419	95.04.26	96.04.04
MP3463254	95.04.26	96.04.09
MP3465419	95.04.10	96.02.27
MP3467916	95.04.18	96.04.30
MP3472106	95.04.14	96.04.25
MP3472527	95.04.17	96.02.09
MP3477876	95.04.19	96.03.01
MP3481448	95.04.13	96.04.18
MP3496096	95.04.24	96.02.16
MP3496574	95.04.24	96.04.19
MP3498132	95.04.27	96.04.24
MP3499313	95.05.02	96.04.15
MP3502117	95.04.13	96.04.01
MP3502538	95.04.14	96.04.09
MP3504291	95.04.21	96.02.15
MP3510561	95.04.14	96.02.06
MP3513848	95.04.24	96.04.25
MP3520724	95.04.12	96.03.07
MP3528680	95.04.19	96.02.15
MP3532016	95.04.17	96.04.10
MP3534341	95.04.24	96.02.13
MP3535287	95.04.26	95.12.05
MP3538211	95.05.02	96.03.15
MP3541552	95.04.28	96.03.01
MP3543299	95.04.13	96.04.26
MP3543530	95.04.13	96.04.10
MP3553783	95.04.24	96.04.05
MP3560200	95.04.27	95.11.15
MP3563571	95.04.25	96.03.26
MP3574192	95.04.18	96.03.08
MP3575587	95.04.25	96.04.19
MP3576574	95.04.28	96.04.30
MP3583547	95.04.24	96.03.21
MP3585139	95.04.19	96.01.26
MP3585636	95.04.20	96.02.28
MP3587581	95.04.24	96.02.27
MP3589899	95.04.27	96.02.20
MP3598397	95.04.28	96.04.18
MP3602208	95.04.19	96.03.14
MP3603488	95.04.21	95.08.31
MP3608960	95.05.02	96.03.25
MP3609178	95.05.02	96.02.28
MP3611061	95.04.28	96.04.18
MP3611929	95.05.09	96.04.10
MP3614294	95.05.11	96.03.29
MP3617869	95.04.19	96.02.28
MP3623269	95.05.09	96.03.21
MP3625433	95.04.20	96.04.30
MP3637061	95.05.01	96.02.21
MP3641344	95.05.08	96.03.05
MP3649039	95.05.08	96.04.30
MP3651771	95.04.25	96.02.08
MP3659477	95.05.15	96.02.19
MP3660777	95.04.28	96.03.12
MP3664266	95.04.24	96.02.21

MP3667784	95.05.09	96.04.30
MP3668698	95.05.15	96.04.23
MP3668752	95.05.15	96.04.23
MP3671169	95.04.27	95.12.18
MP3674149	95.05.02	96.02.14
MP3677598	95.05.10	96.03.05
MP3677666	95.05.11	96.03.26
MP3678870	95.05.12	96.03.01
MP3686726	95.04.26	96.04.15
MP3691643	95.04.27	96.04.10
MP3701764	95.05.02	96.04.09
MP3703166	95.05.08	96.04.08
MP3704808	95.05.09	96.04.05
MP3706675	95.05.15	96.02.27
MP3711566	95.05.09	96.04.15
MP3713370	95.04.28	95.12.19
MP3715231	95.05.02	96.02.27
MP3715670	95.05.08	96.03.27
MP3720693	95.05.15	96.03.15
MP3724827	95.04.28	96.02.23
MP3730999	95.05.09	95.12.15
MP3735338	95.05.12	96.04.24
MP3741379	95.05.18	96.04.24
MP3745294	95.05.10	96.02.01
MP3745952	95.05.12	96.03.04
MP3749005	95.05.01	96.02.15
MP3751270	95.05.11	96.04.03
MP3755537	95.04.28	96.03.04
MP3761585	95.05.01	96.03.25
MP3764239	95.05.08	96.03.04
MP3773272	95.05.15	96.02.22
MP3774557	95.05.16	96.02.06
MP3778947	95.05.19	96.02.01
MP3779709	95.05.22	96.02.07
MP3782396	95.05.11	96.03.22
MP3783201	95.05.15	96.03.20
MP3787491	95.05.09	96.03.12
MP3790869	95.05.16	96.03.06
MP3795612	95.05.02	96.03.27
MP3798485	95.05.09	96.03.04
MP3804873	95.05.16	96.03.26
MP3804874	95.05.16	96.03.26
MP3805432	95.05.16	96.02.08
MP3805626	95.05.16	96.04.19
MP3[illegible]828	95.05.23	96.02.20
MP3817059	95.05.10	96.02.21
MP3817703	95.05.11	96.02.26
MP3821615	95.05.16	96.04.18
MP3837962	95.05.15	96.02.12
MP3840566	95.05.10	96.04.11
MP3842705	95.05.15	96.04.04
MP3843709	95.05.17	96.03.28
MP3847310	95.05.17	96.02.29
MP3849074	95.05.09	96.02.07
MP3865549	95.05.24	96.03.26
MP3871027	95.05.15	95.11.30
MP3874204	95.05.22	96.02.26
MP3878294	95.05.09	96.04.30
MP3881573	95.05.11	96.03.06
MP3887065	95.05.19	96.04.15

MP3890537	95.05.10	96.02.06
MP3891191	95.05.11	96.03.11
MP3891680	95.05.12	96.04.01
MP3895081	95.05.23	96.03.21
MP3895334	95.05.24	96.02.15
MP3898409	95.05.10	96.04.18
MP3900086	95.05.12	96.03.15
MP3910465	95.05.23	96.04.19
MP3912527	95.05.29	96.04.16
MP3916341	95.05.12	96.04.04
MP3918152	95.05.10	96.03.15
MP3921645	95.05.11	96.02.21
MP3921792	95.05.11	96.04.11
MP3922708	95.05.15	96.03.06
MP3926704	95.05.24	96.03.08
MP3927378	95.05.25	96.03.26
MP3945462	95.05.24	96.01.30
MP3947553	95.05.11	96.02.09
MP3950765	95.05.26	96.04.24
MP3956022	95.05.18	96.04.04
MP3957578	95.05.18	96.03.04
MP3959579	95.05.18	96.03.29
MP3959980	95.05.22	96.02.05
MP3961593	95.05.17	96.03.27
MP3962872	95.05.24	96.04.01
MP3964915	95.05.18	96.03.06
MP3965483	95.05.25	95.12.27
MP3979988	95.05.19	96.02.29
MP3984415	95.05.25	95.11.27
MP3985327	95.05.26	96.02.16
MP3989469	95.06.02	96.02.13
MP3999273	95.05.25	96.04.25
MP4010030	95.05.19	96.03.13
MP4012086	95.05.25	96.01.26
MP4013637	95.05.29	96.04.01
MP4014750	95.05.31	96.03.12
MP4022401	95.06.01	96.02.23
MP4022403	95.06.01	96.02.23
MP4023952	95.05.24	96.02.13
MP4030655	95.05.22	96.03.18
MP4031558	95.05.30	96.03.01
MP4043741	95.06.05	96.03.07
MP4046773	95.05.23	96.03.11
MP4053361	95.05.26	96.04.11
MP4053691	95.05.30	96.02.12
MP4057327	95.06.05	96.04.24
MP4059174	95.06.07	96.04.16
MP4060988	95.06.08	96.04.25
MP4067318	95.05.24	96.04.05
MP4073155	95.05.30	95.11.29
MP4078798	95.06.02	96.02.02
MP4082776	95.06.07	96.03.05
MP4083154	95.06.07	96.02.20
MP4084856	95.06.09	96.04.30
MP4090787	95.05.29	96.03.19
MP4096423	95.05.29	96.02.13
MP4097460	95.05.29	96.03.12
MP4097521	95.05.30	96.01.31
MP4097780	95.05.31	96.02.16
MP4098194	95.05.31	96.03.18

MP4114229	95.06.05	96.04.24
MP4119569	95.06.08	96.02.26
MP4123043	95.05.24	96.04.17
MP4125633	95.05.29	96.03.29
MP4127625	95.06.01	96.02.12
MP4131564	95.06.07	96.04.17
MP4136158	95.05.30	96.04.18
MP4143006	95.05.23	96.04.03
MP4156288	95.06.09	96.02.16
MP4157029	95.05.25	96.04.19
MP4157037	95.05.26	96.03.28
MP4165148	95.06.06	96.02.09
MP4167494	95.06.08	96.02.15
MP4173854	95.06.07	96.03.08
MP4175565	95.05.31	96.03.01
MP4177287	95.06.05	95.12.13
MP4178701	95.06.08	96.01.23
MP4189459	95.05.25	96.04.23
MP4191123	95.05.29	96.02.12
MP4194621	95.05.31	96.03.11
MP4196847	95.06.02	95.11.28
MP4197081	95.06.02	96.01.26
MP4197964	95.06.05	96.03.14
MP4201899	95.06.08	96.02.02
MP4202372	95.06.08	96.02.08
MP4202766	95.06.08	96.04.08
MP4205002	95.06.12	96.02.08
MP4205420	95.06.12	96.03.11
MP4206621	95.06.13	96.04.17
MP4206897	95.06.13	96.04.08
MP4213038	95.06.01	96.02.05
MP4213294	95.06.01	96.02.29
MP4214269	95.06.01	96.02.05
MP4216424	95.06.05	96.02.26
MP4217639	95.06.06	96.04.15
MP4217640	95.06.06	96.04.15
MP4228925	95.06.02	96.03.22
MP4229992	95.05.31	96.03.08
MP4242004	95.06.02	96.02.29
MP4244866	95.06.09	96.03.05
MP4245988	95.06.13	96.03.25
MP4247040	95.05.25	96.03.22
MP4247192	95.05.26	95.10.19
MP4249002	95.05.31	96.03.11
MP4249993	95.06.02	96.04.03
MP4252960	95.06.09	96.04.01
MP4259647	95.06.14	96.02.29
MP4263891	95.06.15	96.02.19
MP4266705	95.06.01	96.03.07
MP4267030	95.06.02	96.03.11
MP4268792	95.06.07	96.02.15
MP4275030	95.06.07	95.10.27
MP4275031	95.06.07	95.10.27
MP4275726	95.06.13	95.10.27
MP4277539	95.06.02	96.04.26
MP4278748	95.06.07	96.04.30
MP4285449	95.06.02	96.04.30
MP4290022	95.06.01	95.09.12
MP4292718	95.06.09	96.02.07
MP4296151	95.06.08	96.03.07

MP2816752	95.02.28	96.03.14
MP2816753	95.02.28	96.03.14
MP2817545	95.03.01	96.01.25
MP2818136	95.03.01	96.04.09
MP2820461	95.03.06	96.04.19
MP2824234	95.03.08	96.02.13
MP2825257	95.03.09	96.02.08
MP2825851	95.03.09	96.02.08
MP2829719	95.03.15	96.01.25
MP2834185	95.03.01	96.02.29
MP2835042	95.03.02	96.04.29
MP2838815	95.03.09	96.02.27
MP2840179	95.03.10	96.03.21
MP2841368	95.02.27	96.04.16
MP2841880	95.03.06	96.02.29
MP2847028	95.03.01	96.04.25
MP2852624	95.03.03	96.02.29
MP2854485	95.03.10	96.03.22
MP2857307	95.02.27	96.03.05
MP2858121	95.02.28	96.03.21
MP2858143	95.02.28	96.03.01
MP2861368	95.03.03	96.02.09
MP2863212	95.03.07	96.02.28
MP2863264	95.03.07	96.04.03
MP2864662	95.03.09	96.04.05
MP2865018	95.03.09	96.04.05
MP2865445	95.03.10	96.02.20
MP2870393	95.03.20	96.02.07
MP2871552	95.02.28	96.03.02
MP2871609	95.02.27	96.02.27
MP2871969	95.03.01	96.02.09
MP2872928	95.03.03	95.12.20
MP2872929	95.03.03	95.12.20
MP2873178	95.03.03	96.04.08
MP2874646	95.03.09	95.11.14
MP2875432	95.03.10	96.04.05
MP2875688	95.03.13	96.03.14
MP2884222	95.03.15	96.04.29
MP2889141	95.03.02	96.04.09
MP2892570	95.03.07	96.04.06
MP2893589	95.03.08	96.02.09
MP2895599	95.03.08	96.02.08
MP2904161	95.03.17	96.02.06
MP2904361	95.03.16	96.03.01
MP2910851	95.03.06	96.03.06
MP2913962	95.03.15	96.04.12
MP2917325	95.03.03	96.02.13
MP2917744	95.03.06	95.12.21
MP2920232	95.03.16	96.03.14
MP2920330	95.03.16	96.02.08
MP2923437	95.03.09	95.12.19
MP2923989	95.03.14	96.04.03
MP2925572	95.03.23	96.03.12
MP2930371	95.03.14	96.03.22
MP2930845	95.03.13	96.03.12
MP2931453	95.03.15	96.04.18
MP2936688	95.03.06	95.10.27
MP2940536	95.03.20	96.04.16
MP2940994	95.03.22	96.03.14
MP2944872	95.03.16	96.03.26

MP2951266	95.03.09	96.03.01
MP2959930	95.03.09	96.03.25
MP2960789	95.03.09	96.04.09
MP2969448	95.03.27	96.04.04
MP2970955	95.03.28	96.04.08
MP2973160	95.03.06	95.06.07
MP2973547	95.03.10	96.04.23
MP2973613	95.03.13	96.03.08
MP2976197	95.03.06	96.02.27
MP2980848	95.03.15	96.04.10
MP2984277	95.03.14	96.04.18
MP2984281	95.03.14	96.04.19
MP2998541	95.03.10	96.01.26
MP2999062	95.03.07	96.04.15
MP3004304	95.03.23	96.04.04
MP3006945	95.03.28	96.02.09
MP3009256	95.03.31	96.04.17
MP3010534	95.04.03	96.04.23
MP3011098	95.04.04	96.02.29
MP3017233	95.03.24	96.04.12
MP3019835	95.03.28	96.04.23
MP3029352	95.03.28	96.03.08
MP3034448	95.03.22	96.03.15
MP3036146	95.03.24	96.02.07
MP3039968	95.03.17	96.03.14
MP3041067	95.03.27	96.02.26
MP3041307	95.03.24	96.04.30
MP3042227	95.04.03	96.04.18
MP3046198	95.03.17	96.03.12
MP3047027	95.03.20	96.04.02
MP3053569	95.03.16	96.03.08
MP3053702	95.03.16	96.03.01
MP3055682	95.03.29	96.04.18
MP3058248	95.04.10	96.04.24
MP3061405	95.03.10	96.04.03
MP3061678	95.03.10	96.04.16
MP3061965	95.03.13	96.04.11
MP3064753	95.03.15	96.03.15
MP3070105	95.03.23	96.03.22
MP3072717	95.03.27	95.12.05
MP3073184	95.03.24	95.08.14
MP3075133	95.03.29	95.10.23
MP3076189	95.03.30	96.03.01
MP3077668	95.03.31	96.01.05
MP3078472	95.04.03	96.02.16
MP3079140	95.04.04	96.03.18
MP3079428	95.04.03	96.04.11
MP3082858	95.04.12	96.03.07
MP3088547	95.03.22	96.04.18
MP3091774	95.03.24	96.03.27
MP3091782	95.03.24	96.04.08
MP3091849	95.03.24	96.03.25
MP3093033	95.03.31	96.02.16
MP3093635	95.04.04	96.02.22
MP3093637	95.04.04	96.02.22
MP3093711	95.04.04	96.04.12
MP3094160	95.04.06	96.02.09
MP3094347	95.04.06	96.03.21
MP3103680	95.03.17	96.02.26
MP3104216	95.03.20	96.04.19

MP3105909	95.03.22	96.04.25
MP3106492	95.03.20	95.12.13
MP3108154	95.03.24	96.03.25
MP3110635	95.03.27	95.05.08
MP3116292	95.03.31	96.02.19
MP3117905	95.04.04	96.04.29
MP3121834	95.04.07	96.04.18
MP3122654	95.03.16	96.03.05
MP3123552	95.03.16	96.04.18
MP3123716	95.03.17	96.04.03
MP3124801	95.03.17	96.02.22
MP3125839	95.03.20	96.04.22
MP3128632	95.03.23	96.03.08
MP3128702	95.03.23	96.03.08
MP3129540	95.03.24	96.03.04
MP3129881	95.03.24	96.02.09
MP3132862	95.03.28	96.02.09
MP3133799	95.03.29	96.02.13
MP3134001	95.03.29	96.02.08
MP3138399	95.04.04	96.04.03
MP3138462	95.04.04	96.04.24
MP3139450	95.04.05	96.04.08
MP3140914	95.04.06	96.04.16
MP3149850	95.04.06	96.04.08
MP3150519	95.04.07	96.03.04
MP3154180	95.03.24	96.02.13
MP3168766	95.03.30	96.04.05
MP3169766	95.04.04	96.04.09
MP3179839	95.03.31	96.03.26
MP3182137	95.03.24	95.08.31
MP3186592	95.03.22	96.04.22
MP3191230	95.04.05	96.04.03
MP3196512	95.03.31	96.03.07
MP3205044	95.03.28	96.03.15
MP3209005	95.03.20	96.04.23
MP3210321	95.03.27	96.03.18
MP3214023	95.03.22	96.04.10
MP3214607	95.03.22	96.04.11
MP3215074	95.03.23	96.02.22
MP3219708	95.03.30	96.02.02
MP3219936	95.03.30	96.03.22
MP3223866	95.04.06	96.04.17
MP3227444	95.04.06	96.04.18
MP3229944	95.03.24	96.04.03
MP3233528	95.03.27	96.02.07
MP3233536	95.03.27	96.04.25
MP3245310	95.04.10	96.03.18
MP3246000	95.04.11	96.02.07
MP3252817	95.04.07	96.03.26
MP3252971	95.04.11	96.01.31
MP3255937	95.04.18	96.04.22
MP3259947	95.04.10	96.02.15
MP3261119	95.03.31	96.04.22
MP3262285	95.04.10	96.04.19
MP3264714	95.04.05	96.04.09
MP3267493	95.03.31	96.04.22
MP3268866	95.04.07	96.04.05
MP3273197	95.04.12	96.03.13
MP3276776	95.04.10	96.03.11
MP3279943	95.04.14	96.04.08

MP3284187	95.04.07	96.04.01
MP3286774	95.04.17	96.04.19
MP3288165	95.04.05	96.04.24
MP3291972	95.04.07	96.04.30
MP3292434	95.04.13	96.01.26
MP3305248	95.04.07	96.04.08
MP3307812	95.04.13	96.04.11
MP3308451	95.04.14	96.04.16
MP3308452	95.04.14	96.04.16
MP3316746	95.04.04	96.03.14
MP3318325	95.04.07	96.03.27
MP3318971	95.04.06	96.04.03
MP3319967	95.04.10	96.04.11
MP3322947	95.04.11	96.03.07
MP3325468	95.04.17	96.03.11
MP3327268	95.04.19	96.04.19
MP3327276	95.04.19	95.12.08
MP3329650	95.04.24	96.02.09
MP3334190	95.04.07	96.02.14
MP3334635	95.04.07	96.03.15
MP3337601	95.04.11	96.04.11
MP3340760	95.04.06	96.04.01
MP3343335	95.04.04	96.02.28
MP3351343	95.04.12	96.02.06
MP3354362	95.04.18	96.04.02
MP3360805	95.04.11	96.03.14
MP3374327	95.04.24	96.04.09
MP3378659	95.05.01	96.04.08
MP3381871	95.04.20	96.02.19
MP3382361	95.04.19	96.04.01
MP3384993	95.04.07	96.02.14
MP3386981	95.04.12	96.04.01
MP3387385	95.04.12	96.03.19
MP3388673	95.04.14	96.04.17
MP3390513	95.04.18	96.02.26
MP3397142	95.04.12	96.03.19
MP3398276	95.04.07	96.03.14
MP3399440	95.04.10	96.03.08
MP3400082	95.04.10	96.02.27
MP3401189	95.04.11	96.04.12
MP3404907	95.04.14	96.02.26
MP3410341	95.04.21	96.02.08
MP3415915	95.04.26	96.02.02
MP3419441	95.04.06	96.03.14
MP3421088	95.04.07	95.12.11
MP3423344	95.04.11	96.02.09
MP3424841	95.04.13	96.04.22
MP3427645	95.04.17	96.04.19
MP3428193	95.04.17	96.03.04
MP3429395	95.04.18	96.02.01
MP3429828	95.04.17	96.03.27
MP3430565	95.04.19	96.04.09
MP3432231	95.04.20	96.02.28
MP3438079	95.04.10	96.04.12
MP3438359	95.04.10	96.04.10
MP3441943	95.04.20	96.03.21
MP3448408	95.04.11	96.04.22
MP3449013	95.04.12	96.03.15
MP3450824	95.04.13	96.01.05
MP3452774	95.04.14	96.04.30

MP2205327	95.01.30	96.02.15
MP2207080	95.01.31	96.04.30
MP2208095	95.02.01	96.01.04
MP2209966	95.02.02	96.03.25
MP2227755	95.02.03	96.02.19
MP2228633	95.01.19	96.03.29
MP2234178	95.01.17	96.02.08
MP2242389	95.01.27	96.02.20
MP2243702	95.01.30	96.02.08
MP2244246	95.01.31	95.12.01
MP2244330	95.01.31	96.04.26
MP2244825	95.01.31	96.03.18
MP2247973	95.02.06	96.02.27
MP2253081	95.01.31	96.04.25
MP2255326	95.02.01	96.02.13
MP2256169	95.01.18	96.02.08
MP2262813	95.01.26	96.04.05
MP2269121	95.02.01	95.11.08
MP2269146	95.02.01	96.02.20
MP2275114	95.02.08	96.03.27
MP2284183	95.01.27	96.04.05
MP2285731	95.01.20	95.08.09
MP2288692	95.01.30	96.02.01
MP2288730	95.01.30	96.03.07
MP2288934	95.01.30	95.10.16
MP2290336	95.02.02	96.03.21
MP2292723	95.01.23	96.04.04
MP2293653	95.01.25	96.03.26
MP2295338	95.01.30	96.02.13
MP2296658	95.02.02	96.03.29
MP2298458	95.02.08	96.02.28
MP2306576	95.01.26	96.04.19
MP2307637	95.01.27	96.03.25
MP2309894	95.02.01	96.02.28
MP2310196	95.02.02	96.04.26
MP2311356	95.02.03	96.04.12
MP2314390	95.01.24	96.04.18
MP2314880	95.01.24	95.11.20
MP2322788	95.02.09	96.02.09
MP2325428	95.02.13	96.02.08
MP2325580	95.02.15	96.02.16
MP2327345	95.01.30	96.04.26
MP2329517	95.02.13	96.03.19
MP2330224	95.01.17	96.03.12
MP2331606	95.02.03	96.02.07
MP2331651	95.02.02	96.04.24
MP2336110	95.02.08	96.02.09
MP2337484	95.01.26	96.03.25
MP2337489	95.01.26	96.02.08
MP2343790	95.02.03	96.03.11
MP2344244	95.02.07	96.04.04
MP2349548	95.01.25	96.03.18
MP2352336	95.01.30	96.01.30
MP2355737	95.02.02	96.02.08
MP2357987	95.02.06	96.03.06
MP2358963	95.02.06	96.04.12
MP2360675	95.02.08	96.02.16
MP2361505	95.02.08	96.01.12
MP2364585	95.02.13	96.02.16
MP2368654	95.02.10	96.02.01

MP2369589	95.02.20	96.04.12
MP2375278	95.02.01	96.02.21
MP2377986	95.02.14	96.03.05
MP2381290	95.01.24	96.03.14
MP2383861	95.02.08	96.02.09
MP2388077	95.02.02	96.04.12
MP2389122	95.02.03	96.04.19
MP2390213	95.02.10	96.03.13
MP2397064	95.02.16	96.02.05
MP2398038	95.02.20	96.04.16
MP2402349	95.03.01	96.02.20
MP2402702	95.03.01	96.02.20
MP2403907	95.03.03	96.04.22
MP2404267	95.03.06	96.03.11
MP2406192	95.01.25	96.03.08
MP2408732	95.02.03	96.02.07
MP2409271	95.02.06	96.02.23
MP2411062	95.01.31	96.03.14
MP2413105	95.01.27	95.12.08
MP2414358	95.02.01	96.02.27
MP2414902	95.02.02	96.03.25
MP2415500	95.02.03	96.04.10
MP2416459	95.02.07	96.02.22
MP2418314	95.02.10	96.02.16
MP2420765	95.02.02	96.02.09
MP2421739	95.02.03	96.04.03
MP2422838	95.02.08	96.03.25
MP2423875	95.02.08	96.02.20
MP2426557	95.02.14	96.02.29
MP2430479	95.02.01	96.04.26
MP2432857	95.02.08	96.03.04
MP2433543	95.02.15	96.04.04
MP2433638	95.02.15	96.02.20
MP2435260	95.02.07	96.02.23
MP2436130	95.02.10	96.04.10
MP2439652	95.02.03	96.04.19
MP2439653	95.02.03	96.04.19
MP2439705	95.02.03	96.03.12
MP2441374	95.02.07	96.02.23
MP2442035	95.02.08	96.03.07
MP2442262	95.02.09	96.04.02
MP2443133	95.02.09	96.02.08
MP2445856	95.02.14	96.04.26
MP2448665	95.02.20	96.02.28
MP2449635	95.02.07	96.04.12
MP2449825	95.02.08	96.02.08
MP2450840	95.02.21	96.03.18
MP2452535	95.02.07	96.02.13
MP2453074	95.02.08	96.03.19
MP2453522	95.02.09	96.03.18
MP2454652	95.02.13	96.03.26
MP2458589	95.02.07	96.02.28
MP2462935	95.02.17	96.04.15
MP2464184	95.02.20	96.04.04
MP2464395	95.02.20	96.03.07
MP2466922	95.02.17	96.04.05
MP2467431	95.02.14	96.04.30
MP2469513	95.02.02	96.04.12
MP2473320	95.02.08	96.04.17
MP2473706	95.02.08	96.03.27

MP2476534	95.02.10	96.03.05
MP2503695	95.02.03	96.01.12
MP2509819	95.02.09	96.02.14
MP2510902	95.02.10	96.02.28
MP2514902	95.02.15	95.12.12
MP2517446	95.02.17	96.04.29
MP2518580	95.02.17	96.04.24
MP2522999	95.02.22	96.04.19
MP2531264	95.02.07	96.04.01
MP2539010	95.02.22	96.04.12
MP2540453	95.02.13	96.02.07
MP2542242	95.02.07	96.02.23
MP2548688	95.02.10	96.03.19
MP2549259	95.02.10	96.02.09
MP2551343	95.02.14	96.02.08
MP2551702	95.02.14	96.03.07
MP2552418	95.02.15	96.02.01
MP2553926	95.02.17	96.03.14
MP2555436	95.02.20	96.03.29
MP2558907	95.02.23	96.04.19
MP2560567	95.02.09	96.01.09
MP2561794	95.02.13	96.03.14
MP2563881	95.02.15	96.03.21
MP2567800	95.02.22	96.03.26
MP2572051	95.03.02	96.03.11
MP2573555	95.03.03	96.02.23
MP2576035	95.02.10	96.02.05
MP2577731	95.02.13	96.01.26
MP2579412	95.02.16	96.02.21
MP2580694	95.02.17	96.02.08
MP2582694	95.02.23	96.04.02
MP2586300	95.02.08	96.02.09
MP2589953	95.02.17	96.04.10
MP2591957	95.02.22	96.03.15
MP2593881	95.02.16	96.02.21
MP2595034	95.02.08	96.03.12
MP2595310	95.02.09	96.02.16
MP2596964	95.02.14	96.04.17
MP2597434	95.02.15	96.03.05
MP2597697	95.02.16	96.04.01
MP2599556	95.02.21	96.02.09
MP2615179	95.02.17	96.03.13
MP2618498	95.02.20	96.03.27
MP2621574	95.02.24	96.04.25
MP2622361	95.02.24	96.04.26
MP2634269	95.02.22	96.02.29
MP2634476	95.02.23	96.02.20
MP2637900	95.03.02	96.03.20
MP2638109	95.02.10	96.04.04
MP2640833	95.02.17	96.04.09
MP2645603	95.02.21	96.04.18
MP2646665	95.03.08	96.04.17
MP2654483	95.03.01	96.03.01
MP2655394	95.02.17	96.03.18
MP2658706	95.02.28	96.01.30
MP2664953	95.02.28	96.02.22
MP2668265	95.02.21	96.02.14
MP2668266	95.02.21	96.02.13
MP2671645	95.03.10	96.03.29
MP2672601	95.03.01	96.02.26

MP2676226	95.02.17	96.02.14
MP2677714	95.03.01	96.03.04
MP2685475	95.02.27	96.04.10
MP2686370	95.03.01	96.04.01
MP2686371	95.03.01	96.04.01
MP2690142	95.02.14	96.04.04
MP2691752	95.02.28	96.04.16
MP2697034	95.02.21	96.02.02
MP2701331	95.03.02	96.03.15
MP2704972	95.02.16	96.04.12
MP2710890	95.02.23	96.02.26
MP2712502	95.02.24	96.03.15
MP2712888	95.02.27	96.01.23
MP2716401	95.03.01	95.12.28
MP2716629	95.03.02	96.02.09
MP2718353	95.03.03	96.02.23
MP2719235	95.03.06	96.02.23
MP2719611	95.03.06	96.03.07
MP2728628	95.03.01	96.04.09
MP2732598	95.03.02	96.04.19
MP2735238	95.02.23	95.12.13
MP2735851	95.02.27	96.03.07
MP2736803	95.03.03	96.03.06
MP2738003	95.03.09	96.02.09
MP2739492	95.02.24	95.12.11
MP2741520	95.02.24	96.03.07
MP2745598	95.02.23	96.02.14
MP2746522	95.02.24	96.03.18
MP2748002	95.02.28	96.02.01
MP2749326	95.03.02	96.02.07
MP2749612	95.03.02	95.09.26
MP2752123	95.03.07	96.04.03
MP2756884	95.03.09	96.02.02
MP2756885	95.03.09	96.02.02
MP2756962	95.03.10	96.04.10
MP2762169	95.03.08	96.02.14
MP2762838	95.03.09	96.03.22
MP2765838	95.03.03	96.04.05
MP2772781	95.03.06	96.03.27
MP2775659	95.03.13	96.04.12
MP2777924	95.03.17	96.04.23
MP2779092	95.02.23	96.04.18
MP2788508	95.03.02	96.03.22
MP2790273	95.03.03	96.02.19
MP2791254	95.03.06	96.04.22
MP2793250	95.03.08	96.04.17
MP2793824	95.03.08	96.03.19
MP2795527	95.03.10	95.09.04
MP2795613	95.03.10	95.12.27
MP2795919	95.03.10	96.03.14
MP2800114	95.03.15	96.02.06
MP2802927	95.02.28	96.04.24
MP2803265	95.03.01	96.02.19
MP2809599	95.03.15	96.02.01
MP2810154	95.03.16	96.03.22
MP2811118	95.02.22	95.12.28
MP2811472	95.02.22	96.04.17
MP2813236	95.02.24	96.02.07
MP2815040	95.02.27	96.02.06
MP2816751	95.02.28	96.03.14

MP1453226	94.12.07	96.04.09
MP1454393	94.12.09	96.04.17
MP1459416	94.11.24	96.03.22
MP1462042	94.12.08	96.03.11
MP1462233	94.12.09	96.04.12
MP1470541	94.11.30	96.02.09
MP1473899	94.11.18	96.02.08
MP1475473	94.11.22	96.02.02
MP1481874	94.12.02	96.03.14
MP1484273	94.12.07	96.02.13
MP1487286	94.11.17	96.02.07
MP1497310	94.11.29	96.03.19
MP1506220	94.11.29	96.04.22
MP1510267	94.12.02	96.04.15
MP1515369	94.11.25	96.04.05
MP1516408	94.11.25	96.04.19
MP1519278	94.11.30	96.04.17
MP1524781	94.12.07	96.02.14
MP1526608	94.12.08	96.02.26
MP1529419	94.12.13	96.04.03
MP1529818	94.12.13	96.02.19
MP1542739	94.12.12	96.02.21
MP1551844	94.11.30	96.01.29
MP1555082	94.12.09	96.01.24
MP1555905	94.12.12	96.03.18
MP1559920	94.11.25	95.01.05
MP1564079	94.12.05	96.03.06
MP1567329	94.12.08	96.02.15
MP1567396	94.12.08	96.04.18
MP1572477	94.11.24	96.04.05
MP1575014	94.11.28	96.03.22
MP1576200	94.11.30	96.02.16
MP1576304	94.11.30	96.04.16
MP1577430	94.12.01	96.03.01
MP1577643	94.12.01	96.02.01
MP1577765	94.12.01	96.02.06
MP1577940	94.12.01	96.03.11
MP1582496	94.12.08	96.02.01
MP1582532	94.12.08	96.03.11
MP1582661	94.12.07	96.04.23
MP1583039	94.12.08	95.09.08
MP1584084	94.12.09	96.02.26
MP1585156	94.12.12	96.03.21
MP1585731	94.12.12	96.02.09
MP1585908	94.12.12	96.04.04
MP1590464	94.12.19	96.03.27
MP1593580	94.12.05	96.02.01
MP1595384	94.12.20	96.03.08
MP1599161	94.11.30	96.02.26
MP1602088	94.12.12	96.03.28
MP1602430	94.12.13	96.01.09
MP1608991	94.12.08	96.03.21
MP1611068	94.12.13	96.02.19
MP1611088	94.12.13	96.02.19
MP1611578	94.12.12	95.10.31
MP1615274	94.11.25	96.02.19
MP1615381	94.11.25	96.03.01
MP1618985	94.12.08	96.02.08
MP1619780	94.12.12	96.02.05
MP1626867	94.12.02	96.04.11
MP1627889	94.12.05	96.04.26
MP1634708	94.12.13	96.03.08
MP1638547	94.12.16	96.02.07
MP1643104	94.12.07	96.02.05
MP1643488	94.12.05	96.04.10
MP1652144	94.12.06	96.04.15
MP1653751	94.12.14	96.03.29
MP1656341	94.12.05	96.03.05
MP1658012	94.12.13	96.02.28
MP1666255	94.12.16	96.03.12
MP1666896	94.12.20	96.04.25
MP1666965	94.12.20	96.02.27
MP1675049	94.12.15	96.04.02
MP1676250	94.12.16	96.04.10
MP1676568	94.12.16	96.02.14
MP1679922	94.12.22	96.02.02
MP1685066	94.12.08	96.04.16
MP1690615	94.12.26	96.02.22
MP1692058	94.12.28	96.04.30
MP1704471	94.12.07	96.02.21
MP1705194	94.12.12	96.02.05
MP1705704	94.12.16	96.02.23
MP1713923	94.12.20	96.03.05
MP1716253	94.12.06	96.02.14
MP1717987	94.12.12	96.02.08
MP1719672	94.12.15	96.01.31
MP1720576	94.12.19	96.02.29
MP1723307	94.12.13	96.04.30
MP1724335	95.01.06	96.04.30
MP1726292	94.12.09	96.03.01
MP1727955	94.12.13	96.02.23
MP1732536	94.12.21	96.04.02
MP1732786	94.12.22	96.04.10
MP1736628	95.01.04	96.04.05
MP1740650	94.12.16	95.11.22
MP1741744	94.12.19	96.01.30
MP1741862	94.12.19	96.03.06
MP1752542	95.01.04	96.02.26
MP1756592	94.12.22	96.03.07
MP1767883	94.12.22	96.04.18
MP1768130	94.12.22	96.04.18
MP1773837	94.12.14	96.03.26
MP1773864	94.12.14	96.03.06
MP1783285	94.12.15	96.04.10
MP1783361	94.12.15	96.01.31
MP1784692	94.12.19	96.02.09
MP1787800	94.12.26	96.02.19
MP1792921	95.01.10	96.04.02
MP1805872	94.12.12	96.04.22
MP1814493	94.12.14	96.03.18
MP1819779	94.12.21	96.02.01
MP1819782	94.12.21	96.02.02
MP1819783	94.12.21	96.02.02
MP1819792	94.12.21	96.02.02
MP1820654	94.12.22	96.03.15
MP1821597	94.12.26	96.02.01
MP1823874	94.12.28	96.02.05
MP1826227	95.01.04	96.02.01
MP1832848	95.01.12	96.02.02
MP1840088	95.01.09	95.12.28
MP1841300	94.12.13	96.04.08
MP1842964	94.12.15	96.04.03
MP1843774	94.12.16	95.12.22
MP1844829	94.12.20	96.02.09
MP1848648	94.12.28	95.12.15
MP1849630	95.01.04	96.03.05
MP1849722	95.01.04	96.02.21
MP1849807	95.01.04	96.02.09
MP1850972	95.01.05	96.04.12
MP1851281	95.01.09	96.03.11
MP1852905	95.01.10	96.04.24
MP1853277	95.01.11	96.02.27
MP1853278	95.01.11	96.02.27
MP1853313	95.01.11	96.02.02
MP1854395	95.01.12	96.04.19
MP1854729	95.01.12	95.12.22
MP1859543	94.12.20	96.02.27
MP1860539	94.12.21	96.04.26
MP1862452	94.12.22	96.02.22
MP1863647	94.12.27	96.02.07
MP1865021	94.12.28	95.12.12
MP1868313	95.01.06	96.03.01
MP1871131	95.01.10	96.02.06
MP1873458	95.01.11	96.01.30
MP1877308	94.12.21	96.02.15
MP1881115	95.01.06	96.03.11
MP1884970	95.01.12	96.02.16
MP1888244	94.12.20	96.02.22
MP1889260	95.01.10	96.04.05
MP1895799	95.01.17	96.04.18
MP1899839	95.01.23	96.04.26
MP1900120	94.12.28	96.04.22
MP1902604	94.12.21	96.02.02
MP1910493	95.01.06	96.04.22
MP1911260	95.01.06	96.02.29
MP1920836	95.01.19	96.03.18
MP1922234	94.12.20	96.02.02
MP1926950	95.01.11	96.02.26
MP1928321	95.01.17	96.02.01
MP1930507	94.12.21	96.02.07
MP1932037	94.12.26	96.02.15
MP1935670	95.01.05	96.02.23
MP1940174	95.01.11	96.04.30
MP1940379	95.01.11	96.03.13
MP1944508	95.01.18	96.04.04
MP1947783	95.01.23	96.01.05
MP1947850	95.01.20	96.04.03
MP1948101	95.01.20	96.04.03
MP1954327	95.01.09	96.04.05
MP1954564	95.01.10	96.02.09
MP1956885	95.01.13	96.01.25
MP1965443	95.01.06	96.02.12
MP1968452	95.01.06	96.02.08
MP1972738	95.01.04	96.03.01
MP1974233	95.01.09	96.03.26
MP1975036	95.01.11	96.03.12
MP1976355	95.01.17	96.02.26
MP1978261	94.12.21	96.03.22
MP1988770	95.01.10	96.02.29
MP1992780	95.01.18	96.02.27
MP1996767	95.01.13	96.03.25
MP2002173	95.01.06	96.04.16
MP2004909	95.01.11	96.03.05
MP2005367	95.01.11	95.12.07
MP2006494	95.01.13	96.03.21
MP2008029	95.01.17	96.03.29
MP2009362	95.01.13	96.02.26
MP2009463	95.01.18	96.02.21
MP2011673	95.01.20	96.02.28
MP2020316	95.01.18	96.04.29
MP2023687	95.01.04	95.09.01
MP2026398	95.01.11	95.11.21
MP2035053	94.12.27	96.02.26
MP2049696	95.01.04	96.03.27
MP2052213	95.01.19	96.02.02
MP2052802	95.01.18	96.02.23
MP2052909	95.01.23	96.02.13
MP2052917	95.01.23	96.02.19
MP2062463	95.01.25	96.02.05
MP2065015	95.01.06	96.03.18
MP2071936	95.01.19	96.04.04
MP2072473	95.01.19	96.03.21
MP2074402	95.01.23	96.03.26
MP2076741	95.01.27	96.02.20
MP2081363	95.01.18	96.02.20
MP2089824	95.01.12	96.02.27
MP2090168	95.01.12	95.12.20
MP2093412	95.01.18	95.12.13
MP2095875	95.01.23	96.02.05
MP2096834	95.01.24	96.02.13
MP2117737	95.01.11	96.04.03
MP2120001	95.01.18	96.02.21
MP2123810	95.01.27	96.02.19
MP2124496	95.01.13	96.04.17
MP2128332	95.01.25	96.02.09
MP2129305	95.01.27	96.03.01
MP2132394	95.01.27	96.03.14
MP2133354	95.01.18	96.04.26
MP2135900	95.01.17	96.02.15
MP2137438	95.01.23	96.02.23
MP2139165	95.01.31	96.03.15
MP2142881	95.01.19	96.03.04
MP2147782	95.01.25	96.03.14
MP2150865	95.02.02	96.02.14
MP2152588	95.01.17	96.03.26
MP2152713	95.01.18	96.03.13
MP2160947	95.01.17	96.04.25
MP2166117	95.01.23	96.02.21
MP2167476	95.01.25	96.04.23
MP2178446	95.01.26	96.04.23
MP2180569	95.01.13	96.02.23
MP2182391	95.01.20	96.03.21
MP2182929	95.01.23	96.03.12
MP2183332	95.01.23	96.02.26
MP2191583	95.01.17	96.01.22
MP2193238	95.01.18	96.03.08
MP2195967	95.01.19	95.10.09
MP2197303	95.01.20	96.03.11
MP2197641	95.01.20	96.02.13
MP2198510	95.01.23	96.02.13

MP0633655	94.09.19	96.02.27
MP0634408	94.09.20	96.01.31
MP0635810	94.09.22	96.04.24
MP0636263	94.09.26	96.02.08
MP0637290	94.09.27	96.04.02
MP0638518	94.09.29	96.02.14
MP0639433	94.10.03	96.02.23
MP0641792	94.10.07	96.02.09
MP0641796	94.10.07	96.02.09
MP0642021	94.10.11	96.02.05
MP0645411	94.09.26	96.04.25
MP0648735	94.09.19	96.02.09
MP0650999	94.09.27	96.03.08
MP0655530	94.09.21	96.02.14
MP0657926	94.10.03	96.01.22
MP0657952	94.10.03	96.03.28
MP0668350	94.10.14	96.04.11
MP0669846	94.09.22	96.02.05
MP0674742	94.09.29	96.02.20
MP0681798	94.10.13	96.03.06
MP0690762	94.10.04	96.02.27
MP0692648	94.10.17	95.10.17
MP0693637	94.09.20	95.08.11
MP0695772	94.09.26	96.01.25
MP0696848	94.09.26	96.04.05
MP0702192	94.10.07	96.04.02
MP0703141	94.10.11	96.03.29
MP0708150	94.09.19	96.04.03
MP0712333	94.09.29	96.02.23
MP0714189	94.09.21	96.02.05
MP0715701	94.10.03	96.04.04
MP0718157	94.09.27	96.04.22
MP0721509	94.09.29	96.04.12
MP0723383	94.10.04	96.02.01
MP0723751	94.10.04	96.03.08
MP0723752	94.10.04	96.03.08
MP0725229	94.10.06	95.07.27
MP0725422	94.10.07	96.03.04
MP0743644	94.10.03	96.02.23
MP0744914	94.10.04	96.04.22
MP0745717	94.10.04	96.04.19
MP0746314	94.10.05	96.03.01
MP0747680	94.10.06	96.03.29
MP0747681	94.10.06	96.03.29
MP0754392	94.10.17	96.03.25
MP0766271	94.09.29	96.04.17
MP0771904	94.10.14	96.03.12
MP0780970	94.10.12	95.12.26
MP0786067	94.10.05	96.04.01
MP0789562	94.10.03	96.04.02
MP0796366	94.10.12	96.02.20
MP0796444	94.10.12	96.02.29
MP0803504	94.10.03	96.02.22
MP0806809	94.10.11	96.02.05
MP0808854	94.10.14	96.03.18
MP0810902	94.10.18	96.02.22
MP0821116	94.09.30	96.02.28
MP0822426	94.10.03	95.12.18
MP0822728	94.10.04	96.03.21
MP0829466	94.10.13	96.03.28
MP0835708	94.10.20	96.04.01
MP0836818	94.10.21	96.02.02
MP0838183	94.09.29	96.04.30
MP0840095	94.10.11	96.04.04
MP0840471	94.10.12	96.02.09
MP0840511	94.10.12	96.04.23
MP0845530	94.10.05	96.04.24
MP0852360	94.10.18	96.02.19
MP0854229	94.10.21	96.04.16
MP0865235	94.10.13	96.02.08
MP0865418	94.10.13	96.04.30
MP0867031	94.09.30	96.02.27
MP0870855	94.10.06	96.03.25
MP0882599	94.10.20	96.02.21
MP0883484	94.10.21	96.03.04
MP0886821	94.10.03	96.02.26
MP0891833	94.10.13	96.02.16
MP0895293	94.10.07	96.03.08
MP0895976	94.10.14	96.02.20
MP0900828	94.10.19	96.03.04
MP0902358	94.10.11	96.03.15
MP0903893	94.10.21	96.04.09
MP0904010	94.10.24	96.04.17
MP0911762	94.10.17	96.04.05
MP0914742	94.10.12	96.02.06
MP0918417	94.10.28	96.02.07
MP0925560	94.10.27	96.02.20
MP0925759	94.10.28	96.04.17
MP0927186	94.10.20	96.04.04
MP0927301	94.10.20	96.02.21
MP0927879	94.10.31	96.03.11
MP0932072	94.10.13	96.04.17
MP0935404	94.10.25	96.02.08
MP0937912	94.10.12	96.03.04
MP0951334	94.10.14	96.02.05
MP0952784	94.10.17	96.04.02
MP0956452	94.10.20	96.02.09
MP0960464	94.10.25	96.02.23
MP0960884	94.10.26	96.03.06
MP0965714	94.10.28	96.02.23
MP0968024	94.10.14	96.03.25
MP0968257	94.10.12	96.04.09
MP0968567	94.10.13	96.04.09
MP0972485	94.10.13	96.03.26
MP0976627	94.10.19	96.04.17
MP0980982	94.10.27	96.02.09
MP0989999	94.11.01	96.03.29
MP0990000	94.11.01	96.03.29
MP0992525	94.10.19	95.12.27
MP1003840	94.10.31	96.02.05
MP1005554	94.11.02	96.04.25
MP1006307	94.11.02	96.02.23
MP1007088	94.11.07	96.03.18
MP1009360	94.10.21	96.04.02
MP1009837	94.10.24	96.04.17
MP1012551	94.11.02	96.03.08
MP1014306	94.11.10	96.02.06
MP1016895	94.10.28	96.03.18
MP1016935	94.10.31	96.02.07
MP1017115	94.11.01	96.02.14
MP1020835	94.10.18	96.02.29
MP1023112	94.10.21	96.03.27
MP1031336	94.11.07	96.02.23
MP1033675	94.11.10	96.03.05
MP1034313	94.11.10	96.04.19
MP1034413	94.11.10	96.04.02
MP1035953	94.10.21	96.03.08
MP1038711	94.11.01	96.02.21
MP1044925	94.10.27	96.03.07
MP1047743	94.11.01	96.02.27
MP1049656	94.11.04	96.04.24
MP1050325	94.11.07	96.03.26
MP1056619	94.11.08	96.04.16
MP1063156	94.11.02	96.03.12
MP1070833	94.10.27	96.04.04
MP1070879	94.10.28	96.02.28
MP1078458	94.11.01	96.03.15
MP1079844	94.11.08	96.02.01
MP1085908	94.10.25	96.02.27
MP1097591	94.11.10	96.02.26
MP1098504	94.11.11	96.02.16
MP1101817	94.11.15	96.03.04
MP1102125	94.10.19	96.04.04
MP1108528	94.10.21	96.02.27
MP1110254	94.10.26	96.02.06
MP1110255	94.10.26	96.02.07
MP1110741	94.10.26	96.03.12
MP1111986	94.10.28	96.03.18
MP1115294	94.11.07	95.11.08
MP1120709	94.11.15	95.12.11
MP1139353	94.11.09	96.03.26
MP1140451	94.10.24	96.04.26
MP1140724	94.10.25	96.02.14
MP1142284	94.10.27	96.03.28
MP1142462	94.10.27	96.04.24
MP1149012	94.11.10	96.04.17
MP1150460	94.11.14	96.02.20
MP1160053	94.10.25	95.11.28
MP1161005	94.10.28	95.11.27
MP1170633	94.11.08	96.02.21
MP1176446	94.10.25	96.03.01
MP1181146	94.10.31	96.04.18
MP1183355	94.11.02	96.02.23
MP1187429	94.11.08	96.02.26
MP1187740	94.11.09	96.03.07
MP1191010	94.11.11	96.03.15
MP1194405	94.11.16	95.12.14
MP1199937	94.11.11	96.02.23
MP1201558	94.10.27	96.02.23
MP1205225	94.11.17	96.03.13
MP1208126	94.11.08	96.04.24
MP1208127	94.11.08	96.03.25
MP1210028	94.11.15	96.04.09
MP1214259	94.10.28	96.04.02
MP1227122	94.11.16	96.03.06
MP1227671	94.11.16	96.04.19
MP1229844	94.11.21	96.04.08
MP1232462	94.11.09	96.03.07
MP1234823	94.11.14	96.04.30
MP1237770	94.11.16	96.02.28
MP1243882	94.11.02	96.04.08
MP1255587	94.11.17	96.03.11
MP1257643	94.11.16	96.03.15
MP1260073	94.11.08	95.10.25
MP1265365	94.11.01	96.02.07
MP1272607	94.11.15	96.04.10
MP1279118	94.11.22	96.03.04
MP1280542	94.11.04	95.12.27
MP1295646	94.11.22	96.03.12
MP1302039	94.11.04	96.03.18
MP1302040	94.11.04	96.03.18
MP1309601	94.11.09	95.10.03
MP1309984	94.11.09	96.03.01
MP1312447	94.11.14	96.03.13
MP1312591	94.11.14	96.04.12
MP1315041	94.11.17	96.02.05
MP1316200	94.11.18	96.02.22
MP1317040	94.11.21	96.03.12
MP1318892	94.11.11	96.03.13
MP1320339	94.11.18	96.04.02
MP1321045	94.11.22	96.02.16
MP1322205	94.11.29	96.04.11
MP1322206	94.11.29	96.04.11
MP1324923	94.11.16	96.02.26
MP1331685	94.11.15	96.03.29
MP1332782	94.11.15	95.10.17
MP1342294	94.11.15	96.03.19
MP1350136	94.11.15	96.03.25
MP1354289	94.11.10	96.02.01
MP1358800	94.11.16	96.04.22
MP1359684	94.11.21	95.11.21
MP1364242	94.11.11	96.02.01
MP1367793	94.11.16	96.02.19
MP1370676	94.11.21	96.03.06
MP1373772	94.11.28	95.12.20
MP1377226	94.12.01	96.03.26
MP1378082	94.12.02	96.02.05
MP1379353	94.11.11	96.01.19
MP1387787	94.11.29	96.03.29
MP1389818	94.12.01	96.04.02
MP1392202	94.12.05	96.04.08
MP1396693	94.11.24	96.03.18
MP1399622	94.12.06	96.02.05
MP1400498	94.12.08	96.02.06
MP1405698	94.12.02	96.04.05
MP1411503	94.11.24	95.12.22
MP1411900	94.11.25	96.04.01
MP1412485	94.11.29	96.04.30
MP1414768	94.12.05	96.03.14
MP1420994	94.11.21	96.03.19
MP1424669	94.11.18	96.03.13
MP1429563	94.11.24	96.04.26
MP1436207	94.12.05	96.03.29
MP1440215	94.12.08	96.02.08
MP1444190	94.11.17	96.03.19
MP1446891	94.11.21	96.04.12
MP1448205	94.11.25	96.03.04
MP1450842	94.12.01	96.03.08
MP1452893	94.12.06	96.02.19
MP1453045	94.12.05	95.08.14

MN9222709	94.11.04	95.11.09
MN9223091	94.12.28	96.01.04
MN9223119	95.01.06	95.12.21
MN9223594	95.02.22	95.10.18
MN9225936	94.12.19	96.02.29
MN9227400	95.03.29	96.04.24
MN9227914	95.05.05	96.02.27
MN9228168	95.05.26	96.01.05
MN9230791	94.12.14	96.01.22
MN9231201	94.11.15	96.02.07
MN9231654	94.12.21	95.12.20
MN9233816	94.12.01	96.02.12
MN9233823	94.12.05	96.01.10
MN9233844	94.12.06	96.03.01
MN9234583	94.12.06	96.02.28
MN9234932	95.06.27	95.11.20
MN9235684	94.11.04	96.01.21
MN9236775	95.01.18	96.02.20
MN9237755	95.03.13	96.01.23
MN9238037	95.03.23	96.01.11
MN9238450	95.04.21	95.08.03
MN9239369	95.06.08	95.08.25
MN9241538	94.11.04	96.02.09
MN9244437	95.03.29	96.02.20
MN9245186	94.12.21	96.02.13
MN9247282	95.06.21	95.12.18
MN9248130	95.04.21	95.12.27
MN9248968	95.06.01	96.01.24
MN9250170	94.11.28	96.04.30
MN9251086	95.01.18	96.02.22
MN9251097	95.01.18	95.10.23
MN9251261	95.01.25	95.10.19
MN9252792	95.03.24	95.11.28
MN9252838	95.03.27	96.04.11
MN9253281	95.04.07	95.11.15
MN9254512	95.05.19	96.02.01
MN9257751	95.05.04	95.12.28
MN9257892	95.05.19	95.12.18
MN9261907	95.07.26	96.01.09
MN9266074	95.04.10	95.12.21
MN9271093	95.04.26	96.02.08
MN9273364	95.07.05	96.02.21
MN9273468	95.07.21	96.02.21
MN9273469	95.07.21	96.02.21
MN9276485	95.06.19	96.02.28
MN9277150	95.07.19	96.01.31
MN9277793	95.08.21	96.01.12
MN9278072	95.09.06	96.01.09
MN9281646	95.07.28	96.01.22
MN9282587	95.08.29	95.11.15
MN9288772	95.12.14	96.02.27
MN9290662	95.09.11	96.02.23
MN9290706	95.09.25	96.02.14
MN9290908	95.11.29	96.01.18
MN9292367	95.09.25	96.03.13
MN9292567	95.08.15	96.04.18
MN9295301	95.08.30	96.02.07
MN9300344	95.07.31	96.02.28
MN9300772	95.09.01	96.03.06
MN9308589	96.01.25	96.03.13

MN9316225	96.01.31	96.02.27
MN9320770	95.11.21	96.02.05
MN9320958	95.11.20	95.12.20
MN9323503	95.12.07	96.02.28
MN9325725	95.12.22	96.03.06
MN9327528	95.11.13	96.01.29
MN9336417	96.02.02	96.03.05
MN9336656	96.02.26	96.03.27
MP0001800	94.08.25	96.03.08
MP0003094	94.08.04	96.02.23
MP0003556	94.08.04	96.03.27
MP0006056	94.08.09	96.03.19
MP0007532	94.08.10	96.02.28
MP0007833	94.08.10	96.03.26
MP0008673	94.08.11	96.04.10
MP0010764	94.08.15	96.03.14
MP0013324	94.08.17	96.03.25
MP0022318	94.08.12	96.03.26
MP0034325	94.08.16	96.03.05
MP0036506	94.08.18	96.04.26
MP0038368	94.08.22	96.02.01
MP0041644	94.08.12	96.03.13
MP0043400	94.08.16	96.04.24
MP0047022	94.08.23	96.04.17
MP0054251	94.08.18	95.11.17
MP0060372	94.08.31	96.04.24
MP0062960	94.09.01	96.03.19
MP0072286	94.08.16	96.04.24
MP0086977	94.08.16	96.04.17
MP0087115	94.08.16	96.03.08
MP0088403	94.08.15	96.02.02
MP0089606	94.08.18	96.03.06
MP0092683	94.08.23	96.03.07
MP0092986	94.08.23	96.04.10
MP0093674	94.08.24	96.03.18
MP0093959	94.08.24	96.03.14
MP0093964	94.08.23	96.02.16
MP0095722	94.08.26	96.03.07
MP0096116	94.08.29	96.02.22
MP0097985	94.08.31	96.03.11
MP0098076	94.08.31	96.02.23
MP0098168	94.08.31	96.03.27
MP0108295	94.08.19	96.03.22
MP0115452	94.08.30	96.04.10
MP0130129	94.08.24	96.04.16
MP0130285	94.08.24	96.04.11
MP0141821	94.08.17	96.01.29
MP0151902	94.08.22	96.03.19
MP0157277	94.08.24	96.03.22
MP0159992	94.09.01	96.04.16
MP0160236	94.08.19	96.02.06
MP0162779	94.09.08	96.03.15
MP0163736	94.08.19	96.02.16
MP0165526	94.08.22	96.04.04
MP0171379	94.08.22	96.02.26
MP0177589	94.08.19	96.02.14
MP0178630	94.08.19	96.03.13
MP0179539	94.08.22	96.04.19
MP0183994	94.08.25	96.03.15
MP0189530	94.09.01	96.04.22

MP0189624	94.09.01	96.04.04
MP0190116	94.09.01	96.02.27
MP0193985	94.09.12	96.03.01
MP0197568	94.08.26	96.04.10
MP0210535	94.08.25	96.04.16
MP0211952	94.08.29	96.04.23
MP0213911	94.08.31	96.02.01
MP0214250	94.09.01	96.02.19
MP0214793	94.09.02	96.03.07
MP0226618	94.08.29	96.01.11
MP0227689	94.09.01	96.03.11
MP0230406	94.08.29	96.04.08
MP0230613	94.08.30	96.02.23
MP0233347	94.08.26	96.03.20
MP0241561	94.08.19	95.12.18
MP0245259	94.08.29	96.03.29
MP0253366	94.08.23	96.03.29
MP0257113	94.09.05	96.01.08
MP0263696	94.08.25	96.04.15
MP0268255	94.08.31	96.04.17
MP0269108	94.08.29	96.04.04
MP0270150	94.09.02	96.04.05
MP0272702	94.09.06	96.02.07
MP0272782	94.09.06	96.04.24
MP0283450	94.09.02	96.04.17
MP0292671	94.09.05	96.03.11
MP0297160	94.09.05	96.02.28
MP0297300	94.09.05	96.03.21
MP0297431	94.09.06	96.03.27
MP0298324	94.09.09	96.02.02
MP0298601	94.09.12	96.03.22
MP0305840	94.09.08	96.02.27
MP0307573	94.08.30	96.04.01
MP0313092	94.08.26	96.02.26
MP0317266	94.08.24	96.03.13
MP0318852	94.08.31	96.03.14
MP0320372	94.09.08	96.04.25
MP0321810	94.09.19	96.02.26
MP0322257	94.08.29	96.04.02
MP0331977	94.09.13	96.02.22
MP0332948	94.08.30	96.03.25
MP0334179	94.08.24	96.02.08
MP0341375	94.08.23	96.01.15
MP0342568	94.08.25	95.10.24
MP0344106	94.08.26	96.03.14
MP0345407	94.08.30	96.02.05
MP0353665	94.09.14	96.02.20
MP0354015	94.09.14	96.02.29
MP0354123	94.09.14	96.03.25
MP0355722	94.09.19	96.02.22
MP0357459	94.08.26	96.04.11
MP0359699	94.08.30	96.04.08
MP0363532	94.09.07	96.02.09
MP0367641	94.09.13	96.03.25
MP0367877	94.09.13	96.04.22
MP0369270	94.09.14	96.04.09
MP0373527	94.08.26	96.04.15
MP0374379	94.09.01	96.04.23
MP0384711	94.09.08	96.03.22
MP0388425	94.08.30	96.03.26

MP0395415	94.09.20	96.02.20
MP0397799	94.09.08	96.02.06
MP0402068	94.08.31	96.04.17
MP0402467	94.09.01	96.01.31
MP0409349	94.09.09	96.03.28
MP0412350	94.09.13	95.12.01
MP0412550	94.09.14	96.03.11
MP0413167	94.09.14	96.03.04
MP0423648	94.09.05	96.02.05
MP0424033	94.09.05	96.02.21
MP0424663	94.09.06	96.03.08
MP0426550	94.09.08	96.04.09
MP0434779	94.09.21	96.02.05
MP0444761	94.09.07	96.03.25
MP0445426	94.09.08	96.04.17
MP0445566	94.09.08	96.03.01
MP0445948	94.09.09	95.12.11
MP0446666	94.09.09	96.02.07
MP0447281	94.09.12	96.03.13
MP0448829	94.09.13	96.04.03
MP0449714	94.09.14	96.02.05
MP0452350	94.09.19	96.02.21
MP0453095	94.09.20	96.03.28
MP0454700	94.09.21	96.04.22
MP0458982	94.09.01	96.03.12
MP0465094	94.09.14	96.03.19
MP0469152	94.09.19	96.02.28
MP0472320	94.09.07	96.01.29
MP0473051	94.09.09	95.08.04
MP0478257	94.09.05	96.03.08
MP0490608	94.09.30	96.02.14
MP0491382	94.09.06	96.04.22
MP0493853	94.09.07	95.11.09
MP0496585	94.09.12	96.02.26
MP0508076	94.09.27	96.04.17
MP0513123	94.09.06	96.03.08
MP0513124	94.09.06	96.03.08
MP0515823	94.09.12	96.02.06
MP0520571	94.09.21	96.04.26
MP0521118	94.09.22	96.04.03
MP0523509	94.09.27	96.02.08
MP0526271	94.09.08	96.03.12
MP0531014	94.09.16	96.04.04
MP0534631	94.09.28	96.01.15
MP0535342	94.09.13	96.03.28
MP0536062	94.09.20	96.03.15
MP0553060	94.09.12	96.03.14
MP0556195	94.09.14	96.03.25
MP0558590	94.09.13	96.03.05
MP0570642	94.10.03	96.02.12
MP0573038	94.09.16	96.04.16
MP0577566	94.09.26	96.04.26
MP0577576	94.09.26	96.04.25
MP0586911	94.09.22	96.02.29
MP0591414	94.09.19	96.03.08
MP0593077	94.09.21	96.04.17
MP0602310	94.09.16	96.04.18
MP0604122	94.09.19	96.03.22
MP0605668	94.09.20	95.11.24
MP0607762	94.09.22	96.02.19

MN8901204	94.08.01	96.02.26
MN8901205	94.08.01	96.02.21
MN8901206	94.08.01	96.02.21
MN8904110	94.08.04	96.03.13
MN8908583	94.08.11	95.12.20
MN8915732	94.08.08	96.03.05
MN8917265	94.08.09	96.02.16
MN8919754	94.08.16	96.04.18
MN8920691	94.08.16	96.02.06
MN8929596	94.08.01	96.04.03
MN8929627	94.08.01	96.04.03
MN8930142	94.08.02	96.03.19
MN8932647	94.08.09	96.02.22
MN8934228	94.08.12	96.04.09
MN8936344	94.08.01	95.11.29
MN8937518	94.08.05	96.03.04
MN8944481	94.08.11	96.04.08
MN8946510	94.08.10	96.03.21
MN8952771	94.08.08	96.04.22
MN8956433	94.08.09	96.03.29
MN8958651	94.08.12	96.03.06
MN8959251	94.08.15	96.04.25
MN8959647	94.08.09	95.12.27
MN8962144	94.08.05	96.03.07
MN8963594	94.08.12	96.03.13
MN8964131	94.08.15	96.03.13
MN8978613	94.08.17	96.04.10
MN8979425	94.08.18	95.11.16
MN8981353	94.08.19	96.03.05
MN8984037	94.08.24	96.04.08
MN8985145	94.08.03	96.04.09
MN8994801	94.08.05	96.03.05
MN9001373	92.12.08	96.04.30
MN9002575	93.04.30	96.01.29
MN9006854	93.08.26	96.02.06
MN9007416	92.11.30	95.12.28
MN9008328	93.01.14	96.02.08
MN9009697	93.03.08	96.02.29
MN9009846	93.03.11	96.02.28
MN9010211	93.03.24	95.12.28
MN9010655	93.04.07	96.02.08
MN9012225	93.06.08	96.04.01
MN9012746	93.06.25	96.04.27
MN9012926	93.07.06	96.04.16
MN9014550	93.09.03	96.03.07
MN9017311	92.12.17	96.02.07
MN9017364	92.12.18	96.02.05
MN9018374	93.02.10	95.11.28
MN9019905	93.04.07	96.02.08
MN9020846	93.05.19	96.02.07
MN9020876	93.05.20	95.10.30
MN9021928	93.07.01	96.03.28
MN9022808	93.08.20	96.02.19
MN9023020	93.08.31	96.04.17
MN9024246	93.11.16	96.03.26
MN9025299	93.01.26	96.03.13
MN9026808	93.05.13	95.12.15
MN9027240	93.06.16	96.04.08
MN9028350	92.11.16	96.01.05
MN9030559	93.06.09	96.02.07

MN9031572	93.03.02	96.03.27
MN9031876	93.08.27	96.01.23
MN9033870	93.04.28	95.11.30
MN9034179	93.10.20	96.02.28
MN9037041	93.12.14	95.12.19
MN9037977	93.05.19	95.12.27
MN9040566	93.12.06	95.10.19
MN9045201	92.11.03	96.01.17
MN9050867	93.08.10	95.10.20
MN9054423	94.04.07	95.12.28
MN9059757	95.03.27	96.02.07
MN9062805	95.09.20	96.04.30
MN9063226	95.10.17	96.01.08
MN9063875	93.05.27	95.09.22
MN9068465	95.02.13	95.10.31
MN9068466	95.02.13	95.10.31
MN9069560	93.12.13	95.11.28
MN9077107	93.07.01	95.06.27
MN9077560	93.09.16	96.04.02
MN9077930	93.02.10	95.12.04
MN9078038	94.04.26	95.08.30
MN9078039	94.04.26	95.08.30
MN9078333	94.01.07	96.03.26
MN9078665	94.03.07	95.12.13
MN9079161	93.10.20	95.10.02
MN9079975	93.03.11	96.02.14
MN9081623	93.04.22	96.01.31
MN9081684	93.05.10	95.12.27
MN9081685	93.05.10	95.12.27
MN9082452	93.09.27	95.12.12
MN9082987	93.05.05	96.02.07
MN9083626	93.01.21	96.02.15
MN9084306	94.02.16	96.01.29
MN9085062	93.03.25	96.02.09
MN9085088	93.04.02	95.12.13
MN9085637	93.12.27	96.02.07
MN9085772	94.02.15	95.12.20
MN9086745	93.05.11	96.01.22
MN9086746	93.05.11	96.01.22
MN9088196	93.12.22	96.01.09
MN9089251	93.04.27	96.04.24
MN9090321	92.11.02	95.12.12
MN9091789	93.02.11	96.04.15
MN9091962	93.02.22	96.04.12
MN9092847	93.04.28	96.02.19
MN9096135	94.12.02	95.12.22
MN9097038	95.03.14	96.02.15
MN9097065	96.02.01	96.03.25
MN9102675	93.10.26	95.08.17
MN9103575	95.04.21	96.02.12
MN9104143	93.01.14	95.11.29
MN9104343	93.03.04	95.12.26
MN9106165	95.12.06	95.12.27
MN9108295	93.01.21	96.02.01
MN9108887	93.03.17	96.02.08
MN9110308	93.07.31	96.03.06
MN9112579	93.05.25	96.03.15
MN9113408	93.12.24	96.04.08
MN9114385	93.02.03	96.02.05
MN9114855	93.04.08	95.12.21

MN9115162	93.05.31	96.02.15
MN9115499	93.07.22	96.01.18
MN9116445	92.12.01	96.01.31
MN9119050	92.11.27	96.03.22
MN9119553	93.08.06	96.03.06
MN9122184	94.01.07	95.12.06
MN9123223	93.01.20	95.11.27
MN9127201	92.12.18	96.02.12
MN9127494	93.11.23	96.02.13
MN9129831	94.01.04	96.02.21
MN9129932	94.11.27	96.03.06
MN9129977	95.05.14	96.03.24
MN9130313	95.07.26	95.08.29
MN9130340	95.12.18	96.01.08
MN9130428	94.01.19	95.11.07
MN9132732	95.07.12	96.02.14
MN9133319	95.11.01	96.01.23
MN9134127	93.09.09	96.02.28
MN9134408	95.12.06	96.04.17
MN9135904	93.10.13	96.01.18
MN9135986	93.10.25	95.11.13
MN9136239	93.12.02	96.02.09
MN9136828	94.02.28	96.04.12
MN9136956	94.03.11	96.02.14
MN9139854	94.01.07	96.02.21
MN9139988	94.01.31	96.03.14
MN9139989	94.01.31	96.03.14
MN9141141	94.06.28	95.12.06
MN9141148	94.06.30	96.01.09
MN9144111	94.02.07	95.12.19
MN9144721	94.05.10	96.03.29
MN9144961	94.06.10	96.03.11
MN9145079	94.06.30	95.11.06
MN9145367	94.08.09	96.01.30
MN9149290	94.06.11	95.12.05
MN9149298	94.06.17	96.02.27
MN9149631	94.07.18	95.12.05
MN9150106	94.04.15	96.01.04
MN9153699	94.01.12	96.03.05
MN9153788	94.01.18	96.04.11
MN9154327	94.02.15	95.12.28
MN9154680	94.03.01	96.03.06
MN9154682	94.03.01	95.11.17
MN9155577	94.04.05	95.11.21
MN9157291	94.02.04	96.01.18
MN9157408	94.03.07	95.12.28
MN9160654	93.12.13	96.01.18
MN9161186	94.01.28	96.02.05
MN9161542	94.03.01	96.01.31
MN9162693	94.01.24	96.04.05
MN9162706	94.01.24	96.04.10
MN9163491	94.03.03	95.12.06
MN9164440	94.04.06	96.02.01
MN9164479	94.04.08	96.03.14
MN9165416	93.11.23	95.08.09
MN9165968	94.01.04	96.03.27
MN9166946	94.03.04	96.03.13
MN9168056	93.12.13	96.04.11
MN9168516	94.01.25	96.01.31
MN9168590	94.01.28	96.01.30

MN9170485	94.05.11	96.01.16
MN9171035	94.04.22	96.04.11
MN9171612	94.02.24	96.01.18
MN9173011	94.07.18	96.04.08
MN9175361	94.03.07	96.04.23
MN9176041	94.08.10	96.04.25
MN9176262	94.03.21	95.12.19
MN9176408	94.07.14	96.02.06
MN9176468	94.09.05	96.01.18
MN9177565	94.06.17	95.12.28
MN9178141	94.03.02	96.01.18
MN9178893	94.03.23	95.11.02
MN9179720	94.05.27	96.02.07
MN9180852	94.05.26	95.12.22
MN9183216	94.05.03	96.02.21
MN9183308	94.05.09	96.02.21
MN9185151	94.08.08	95.08.14
MN9185845	94.06.08	96.01.12
MN9186871	94.05.19	95.12.11
MN9188038	94.07.11	96.01.12
MN9188582	94.08.08	95.11.28
MN9189043	94.09.01	96.04.12
MN9190482	94.11.17	96.02.15
MN9190899	95.02.28	96.01.24
MN9191267	94.05.26	95.12.22
MN9191317	94.05.31	96.03.29
MN9191559	94.06.08	96.01.08
MN9191745	94.06.16	96.02.21
MN9192507	94.10.07	96.03.14
MN9194626	94.09.19	96.01.16
MN9196387	95.02.22	95.07.03
MN9197702	95.09.18	95.11.01
MN9199618	95.10.31	96.04.29
MN9202418	94.07.14	96.03.06
MN9203253	94.10.03	96.02.20
MN9204210	94.09.30	96.02.20
MN9204641	94.12.22	96.03.04
MN9205942	94.12.07	95.11.27
MN9209075	94.09.21	96.03.28
MN9209233	94.12.08	95.08.31
MN9209688	95.03.09	96.01.18
MN9211512	94.10.26	95.12.19
MN9211513	94.10.26	95.12.19
MN9212981	95.05.15	96.02.07
MN9213268	95.05.15	96.02.23
MN9213837	95.07.19	95.12.19
MN9213874	95.10.16	96.01.26
MN9215663	94.07.21	95.11.20
MN9217724	95.03.08	95.10.13
MN9217802	95.03.14	95.11.20
MN9218182	95.04.05	95.12.01
MN9218304	95.04.12	96.03.28
MN9218764	95.05.17	95.10.13
MN9220298	94.08.16	95.12.07
MN9221478	95.01.10	96.02.06
MN9221506	95.01.17	95.10.23
MN9221507	95.01.17	95.10.23
MN9221934	95.04.10	96.01.11
MN9222193	94.09.09	96.01.09
MN9222364	94.09.27	96.03.25

MN8156297	94.06.22	96.02.02
MN8156353	94.06.24	96.02.13
MN8156428	94.06.27	96.02.29
MN8158808	94.06.17	96.03.07
MN8160757	94.06.21	96.03.19
MN8163390	94.06.27	96.02.22
MN8163652	94.06.27	96.02.06
MN8167103	94.07.01	95.12.20
MN8173091	94.06.20	96.01.05
MN8175645	94.07.04	96.04.17
MN8178232	94.06.20	96.03.26
MN8181660	94.06.24	96.04.16
MN8182090	94.06.27	96.03.11
MN8186023	94.07.04	95.12.19
MN8191698	94.06.21	96.02.27
MN8192293	94.06.21	96.02.29
MN8193005	94.06.22	95.09.14
MN8202762	94.07.01	95.12.26
MN8202977	94.07.01	95.08.31
MN8207120	94.07.06	96.02.07
MN8208245	94.07.07	96.01.12
MN8208679	94.07.07	96.04.01
MN8211416	94.06.23	96.04.24
MN8214692	94.07.01	96.03.18
MN8214932	94.07.01	96.02.20
MN8216285	94.07.06	96.02.06
MN8219028	94.06.16	96.03.14
MN8223485	94.06.23	96.03.13
MN8224841	94.06.24	96.03.26
MN8224842	94.06.24	96.03.26
MN8234527	94.07.06	96.04.04
MN8239600	94.07.04	96.04.09
MN8245944	94.07.01	96.04.09
MN8246771	94.07.05	96.04.09
MN8249749	94.07.06	96.03.22
MN8255415	94.06.28	96.02.29
MN8263164	94.06.27	96.04.26
MN8265134	94.07.04	96.02.07
MN8268069	94.06.30	96.02.16
MN8268750	94.07.06	96.02.14
MN8270146	94.06.28	96.04.04
MN8279025	94.06.23	95.12.12
MN8286654	94.07.01	96.02.15
MN8290941	94.07.11	96.02.26
MN8292629	94.07.13	96.04.10
MN8293576	94.06.30	96.02.21
MN8294580	94.07.11	96.03.18
MN8297322	94.06.24	96.03.07
MN8300270	94.06.28	96.02.21
MN8301497	94.06.28	96.03.05
MN8301732	94.06.29	96.02.02
MN8301991	94.06.29	96.02.02
MN8310836	94.07.07	96.03.21
MN8312382	94.07.07	96.04.26
MN8312603	94.07.07	95.12.12
MN8313711	94.07.08	96.02.23
MN8318241	94.07.11	96.03.13
MN8320314	94.06.30	96.04.24
MN8333031	94.06.27	96.02.02
MN8336217	94.06.30	96.02.19

MN8337099	94.07.04	96.04.02
MN8338435	94.07.07	95.08.23
MN8339118	94.07.08	96.03.22
MN8357126	94.06.28	96.03.19
MN8359364	94.07.01	96.04.01
MN8363053	94.07.11	95.12.13
MN8364156	94.07.13	96.02.20
MN8364829	94.07.14	96.03.11
MN8365667	94.07.15	96.02.02
MN8382714	94.07.14	95.12.13
MN8384595	94.07.20	96.04.10
MN8386298	94.07.01	96.04.23
MN8399526	94.06.29	95.11.08
MN8402878	94.07.04	96.01.19
MN8405185	94.07.06	96.04.08
MN8408771	94.07.11	96.03.14
MN8409259	94.07.12	96.04.01
MN8414520	94.07.05	96.03.04
MN8418459	94.07.25	96.04.02
MN8419387	94.07.07	96.03.01
MN8420603	94.07.21	96.03.18
MN8424826	94.07.05	96.01.22
MN8425091	94.07.05	96.03.11
MN8428419	94.07.07	96.04.01
MN8435566	94.07.14	96.04.02
MN8436173	94.07.15	96.03.26
MN8439604	94.07.20	96.04.18
MN8445624	94.07.12	96.02.21
MN8447343	94.07.14	96.04.23
MN8448704	94.07.15	96.03.07
MN8448839	94.07.14	96.03.27
MN8449212	94.07.15	96.04.16
MN8449643	94.07.18	95.09.21
MN8453292	94.07.21	96.03.21
MN8456119	94.07.06	96.04.12
MN8456794	94.07.13	96.02.23
MN8457419	94.07.07	96.04.11
MN8459071	94.07.06	96.04.18
MN8459228	94.07.08	96.04.15
MN8463980	94.07.15	96.02.19
MN8465490	94.07.22	96.04.24
MN8471687	94.07.18	96.03.28
MN8473389	94.07.18	96.01.19
MN8473854	94.07.20	96.03.21
MN8476773	94.07.07	96.04.19
MN8478644	94.07.11	96.03.14
MN8482170	94.07.15	96.02.02
MN8487743	94.07.21	96.03.27
MN8489851	94.07.27	96.03.27
MN8497597	94.07.21	96.02.21
MN8514906	94.07.20	96.03.04
MN8516936	94.07.21	96.02.09
MN8517092	94.07.21	96.02.22
MN8523546	94.07.06	96.02.27
MN8528064	94.07.20	96.03.04
MN8531694	94.07.18	96.03.27
MN8534367	94.07.12	96.02.26
MN8537715	94.07.14	96.04.06
MN8543322	94.07.20	96.02.28
MN8543750	94.07.21	96.02.02

MN8546179	94.07.22	96.02.19
MN8547856	94.07.22	96.03.08
MN8553932	94.07.13	96.03.05
MN8558520	94.07.20	96.02.06
MN8558801	94.07.20	96.04.05
MN8566919	94.08.02	96.04.15
MN8568709	94.07.11	96.02.23
MN8570871	94.07.21	96.02.02
MN8575386	94.07.13	96.01.18
MN8576071	94.07.14	96.04.16
MN8578351	94.07.19	96.04.10
MN8579678	94.07.22	96.02.13
MN8580050	94.07.22	96.04.05
MN8582108	94.07.27	96.03.01
MN8582538	94.07.27	96.02.27
MN8585250	94.07.15	96.03.14
MN8585811	94.07.13	96.04.18
MN8588911	94.08.02	96.03.21
MN8588912	94.08.02	96.03.21
MN8595955	94.07.18	96.03.19
MN8596837	94.07.18	96.04.15
MN8599843	94.07.20	96.04.11
MN8602655	94.07.22	96.04.16
MN8608967	94.07.28	96.02.08
MN8612115	94.07.18	96.04.10
MN8614792	94.07.25	96.02.02
MN8615183	94.07.26	96.03.04
MN8616097	94.07.08	96.02.21
MN8616348	94.07.13	96.03.18
MN8616429	94.07.12	96.02.21
MN8623311	94.07.21	96.02.13
MN8623504	94.07.21	96.04.11
MN8624919	94.07.25	96.04.01
MN8626308	94.07.26	96.04.25
MN8626665	94.07.26	96.04.15
MN8627519	94.07.27	95.12.21
MN8630265	94.07.14	96.04.23
MN8630948	94.07.18	96.04.23
MN8632621	94.07.21	96.02.07
MN8636329	94.07.22	96.04.15
MN8636474	94.07.22	96.04.22
MN8639738	94.08.01	96.03.01
MN8640219	94.08.03	96.02.13
MN8646793	94.07.19	96.03.08
MN8647321	94.07.20	96.02.21
MN8653972	94.08.02	96.03.04
MN8675388	94.07.25	95.11.20
MN8681458	94.07.26	96.02.08
MN8683999	94.07.27	96.04.19
MN8684055	94.07.26	96.02.06
MN8688887	94.07.21	96.04.15
MN8692394	94.07.26	96.02.01
MN8698947	94.08.02	96.04.19
MN8706772	94.08.01	96.04.26
MN8707563	94.08.03	95.10.17
MN8709212	94.08.05	96.03.08
MN8711191	94.07.25	96.04.04
MN8718339	94.08.03	96.04.08
MN8718789	94.08.02	96.04.25
MN8722579	94.07.29	96.04.03

MN8732107	94.08.01	96.03.27
MN8734856	94.08.09	96.01.30
MN8734884	94.08.10	96.02.14
MN8737594	94.07.28	96.02.05
MN8741249	94.07.27	95.11.10
MN8752345	94.08.02	96.04.18
MN8755686	94.07.25	96.04.04
MN8758153	94.07.28	96.02.20
MN8763352	94.08.04	96.04.17
MN8765512	94.07.20	96.03.25
MN8767836	94.07.22	96.03.19
MN8768122	94.07.22	96.02.27
MN8770664	94.07.26	95.08.09
MN8773040	94.07.28	96.01.29
MN8774694	94.07.29	96.04.22
MN8776442	94.08.01	96.03.06
MN8776999	94.08.01	95.12.28
MN8777563	94.08.02	96.02.01
MN8778660	94.08.03	96.01.26
MN8779219	94.08.03	96.04.11
MN8780616	94.08.04	96.02.16
MN8782243	94.08.05	96.02.13
MN8784986	94.08.09	96.02.08
MN8789198	94.07.29	96.02.19
MN8790744	94.08.02	96.04.16
MN8790979	94.08.02	96.02.07
MN8794938	94.08.08	96.04.18
MN8797325	94.08.10	96.03.05
MN8799765	94.08.12	96.02.26
MN8826900	94.08.09	96.02.09
MN8831987	94.08.04	96.02.21
MN8831988	94.08.04	96.02.16
MN8832852	94.08.01	96.02.27
MN8839549	94.08.05	96.02.07
MN8840027	94.08.09	96.03.26
MN8840943	94.08.11	96.02.14
MN8842351	94.07.27	96.02.13
MN8842746	94.07.28	96.02.23
MN8843079	94.07.29	96.03.11
MN8843164	94.07.29	96.02.15
MN8843276	94.07.29	96.02.29
MN8845610	94.08.04	96.03.18
MN8846939	94.08.09	96.04.09
MN8846940	94.08.09	96.04.09
MN8850913	94.08.03	96.03.12
MN8852482	94.08.11	96.03.11
MN8857675	94.08.17	96.01.12
MN8861166	94.07.29	96.03.12
MN8861501	94.08.01	95.12.22
MN8865556	94.08.03	96.01.12
MN8868439	94.08.05	96.04.23
MN8869427	94.08.08	96.02.13
MN8871417	94.08.09	96.02.07
MN8871987	94.08.09	96.01.05
MN8881661	94.08.02	96.03.18
MN8882797	94.08.03	96.03.08
MN8888938	94.08.10	96.02.08
MN8889529	94.08.10	96.02.06
MN8892060	94.08.12	96.02.19
MN8894284	94.08.16	96.04.17

MN7561661	94.05.18	96.03.25
MN7561816	94.05.18	96.03.27
MN7562815	94.05.02	96.03.27
MN7563874	94.05.06	96.02.26
MN7571112	94.05.13	96.03.29
MN7581584	94.05.25	96.02.22
MN7582023	94.04.27	96.02.14
MN7582100	94.04.28	96.03.13
MN7585120	94.05.16	96.04.22
MN7586561	94.05.10	96.04.22
MN7600130	94.05.12	96.04.25
MN7602517	94.05.18	96.04.15
MN7605531	94.05.12	96.02.13
MN7607574	94.05.18	96.04.04
MN7608507	94.05.17	96.02.16
MN7609304	94.05.12	96.02.09
MN7616304	94.05.13	96.04.17
MN7616888	94.05.20	96.02.23
MN7618280	94.05.11	96.03.29
MN7619821	94.05.18	96.02.05
MN7620840	94.05.23	95.12.01
MN7628399	94.05.25	96.03.08
MN7629103	94.05.26	96.03.26
MN7633145	94.05.16	96.04.24
MN7639094	94.05.26	95.09.28
MN7643812	94.06.02	96.02.27
MN7647523	94.05.20	96.02.26
MN7648364	94.05.24	96.04.08
MN7649394	94.05.26	96.02.13
MN7649587	94.05.26	96.03.25
MN7651459	94.05.31	95.11.16
MN7658939	94.05.19	96.04.16
MN7667935	94.05.27	95.12.28
MN7669686	94.05.31	96.03.28
MN7671847	94.06.01	96.03.13
MN7675183	94.05.16	96.03.04
MN7678937	94.06.06	96.03.14
MN7683605	94.05.20	96.02.22
MN7685376	94.05.31	96.03.04
MN7692779	94.05.17	96.04.02
MN7694639	94.05.26	96.02.21
MN7694967	94.05.27	96.03.29
MN7695006	94.05.27	96.04.24
MN7695589	94.06.01	96.02.21
MN7696253	94.05.13	96.04.23
MN7703122	94.05.24	96.03.18
MN7703514	94.05.24	96.04.02
MN7705214	94.06.01	96.03.27
MN7706001	94.05.16	96.03.05
MN7706002	94.05.16	96.03.05
MN7707585	94.05.25	96.02.01
MN7713286	94.05.20	96.04.25
MN7715444	94.05.31	96.03.12
MN7719259	94.05.20	96.03.21
MN7724203	94.06.06	96.04.10
MN7725466	94.05.23	96.03.04
MN7729602	94.05.30	96.02.22
MN7732063	94.06.03	96.02.06
MN7734102	94.06.08	96.04.15
MN7741185	94.05.25	96.03.05
MN7748354	94.06.06	96.03.04
MN7757461	94.06.09	96.04.01
MN7757947	94.06.10	96.03.04
MN7760019	94.05.23	96.04.09
MN7760053	94.05.23	96.04.25
MN7762419	94.05.26	96.02.05
MN7762608	94.05.26	96.04.30
MN7762630	94.05.26	96.01.05
MN7763667	94.05.31	96.03.19
MN7764969	94.06.01	96.04.11
MN7767231	94.06.06	96.04.18
MN7771295	94.06.13	96.02.23
MN7773570	94.05.24	96.04.16
MN7774999	94.06.10	96.04.25
MN7780368	94.06.02	96.02.16
MN7785981	94.05.23	96.03.08
MN7788150	94.05.24	96.04.11
MN7791100	94.05.27	96.02.13
MN7793264	94.05.31	96.02.16
MN7795807	94.06.02	96.02.28
MN7804148	94.05.25	96.03.05
MN7807765	94.06.06	96.03.19
MN7817108	94.06.01	96.02.16
MN7817230	94.06.02	96.03.25
MN7822961	94.05.27	96.02.29
MN7823619	94.05.30	96.02.23
MN7823875	94.05.30	96.04.30
MN7824455	94.05.25	96.04.25
MN7827627	94.06.03	96.02.08
MN7827850	94.06.06	96.04.19
MN7827985	94.06.02	96.03.11
MN7828264	94.06.06	96.03.15
MN7828590	94.06.06	96.03.01
MN7829025	94.06.07	96.03.18
MN7829153	94.06.07	96.02.05
MN7832997	94.06.13	96.02.22
MN7835012	94.05.20	96.04.02
MN7837607	94.05.25	96.02.13
MN7838103	94.05.26	95.12.06
MN7838515	94.05.27	96.03.04
MN7839889	94.05.31	96.04.01
MN7841257	94.06.03	96.01.23
MN7841282	94.06.06	96.04.12
MN7844929	94.06.14	96.03.26
MN7845527	94.06.15	96.02.08
MN7853950	94.06.13	96.02.01
MN7855426	94.06.20	96.03.18
MN7858994	94.05.27	96.04.26
MN7860893	94.06.02	96.04.01
MN7862247	94.06.07	96.02.28
MN7869213	94.05.26	95.11.27
MN7872336	94.06.01	96.04.30
MN7872829	94.06.07	96.02.15
MN7873831	94.05.26	96.02.09
MN7874346	94.05.26	95.12.05
MN7874536	94.05.27	96.04.04
MN7874857	94.05.27	96.02.19
MN7880543	94.06.02	96.03.05
MN7882580	94.06.06	96.03.26
MN7884308	94.06.08	96.03.01
MN7887762	94.06.10	96.04.25
MN7888658	94.06.13	96.04.04
MN7891244	94.06.15	96.04.02
MN7893195	94.05.25	96.02.28
MN7894182	94.05.27	96.02.09
MN7897559	94.06.03	96.03.21
MN7899052	94.06.08	96.03.04
MN7901935	94.06.14	96.04.17
MN7902106	94.06.10	96.02.06
MN7907859	94.06.01	96.03.21
MN7909551	94.06.02	96.03.06
MN7913180	94.06.06	96.04.18
MN7913985	94.06.08	96.04.18
MN7922780	94.06.17	95.12.01
MN7922912	94.06.17	96.03.26
MN7928117	94.06.08	96.02.23
MN7929272	94.06.10	96.02.23
MN7932032	94.05.31	96.04.12
MN7933264	94.06.14	96.04.18
MN7934333	94.06.02	96.04.18
MN7936752	94.06.09	96.04.17
MN7938473	94.06.23	96.03.28
MN7940471	94.06.06	96.02.05
MN7940807	94.06.06	96.04.25
MN7945116	94.06.03	96.02.07
MN7951997	94.06.09	96.04.10
MN7952847	94.06.09	96.02.02
MN7952962	94.06.09	96.04.15
MN7953579	94.06.10	96.02.29
MN7957246	94.06.17	95.12.12
MN7960885	94.06.23	96.04.03
MN7962140	94.06.10	96.02.20
MN7965080	94.06.02	96.02.02
MN7965551	94.06.06	96.04.19
MN7965761	94.06.07	96.03.28
MN7966592	94.06.10	96.03.12
MN7969652	94.06.24	96.04.25
MN7970031	94.06.09	96.03.26
MN7970588	94.06.09	96.02.05
MN7972191	94.06.06	96.04.24
MN7972474	94.06.07	96.02.23
MN7974701	94.06.14	96.03.26
MN7975324	94.06.20	96.03.06
MN7977033	94.06.07	96.04.30
MN7977844	94.06.17	96.02.20
MN7978760	94.06.08	96.04.22
MN7979830	94.06.13	96.04.10
MN7982401	94.06.28	96.04.15
MN7983658	94.06.03	96.04.26
MN7984685	94.06.06	96.03.21
MN7986877	94.06.08	96.03.15
MN7988154	94.06.09	96.02.29
MN8000996	94.06.21	96.04.11
MN8002315	94.06.22	96.03.01
MN8011522	94.06.20	95.12.27
MN8014929	94.06.17	96.03.15
MN8015037	94.06.20	96.02.27
MN8016703	94.07.06	96.02.27
MN8016704	94.07.06	96.02.27
MN8016705	94.07.06	96.02.27
MN8020683	94.06.14	96.03.18
MN8033579	94.06.15	96.03.08
MN8035075	94.06.17	96.04.17
MN8036349	94.06.21	96.02.02
MN8036513	94.06.21	96.03.11
MN8042276	94.06.23	96.04.23
MN8046604	94.06.13	96.04.25
MN8050267	94.06.23	96.04.05
MN8053191	94.06.13	96.03.21
MN8053192	94.06.13	96.03.21
MN8054716	94.06.20	96.02.22
MN8056872	94.07.01	96.02.01
MN8059900	94.06.16	96.04.05
MN8065593	94.06.13	96.02.26
MN8066644	94.06.15	95.12.01
MN8067541	94.06.16	96.03.19
MN8067893	94.06.17	96.03.06
MN8068544	94.06.20	96.04.30
MN8072945	94.06.17	96.04.16
MN8074087	94.06.13	96.02.26
MN8074313	94.06.14	96.02.26
MN8074786	94.06.17	96.03.28
MN8085407	94.06.10	96.04.09
MN8088200	94.06.15	96.02.21
MN8090365	94.06.17	96.02.07
MN8090501	94.06.17	96.04.25
MN8092901	94.06.21	96.03.07
MN8093514	94.06.22	96.02.15
MN8094027	94.06.22	96.03.01
MN8094343	94.06.23	96.03.18
MN8094715	94.06.23	96.03.04
MN8095495	94.06.24	96.03.12
MN8095516	94.06.24	96.04.04
MN8098252	94.06.28	96.02.26
MN8098877	94.06.29	96.04.08
MN8099815	94.06.15	96.04.11
MN8099835	94.06.15	96.03.26
MN8100633	94.06.20	96.02.22
MN8105606	94.06.10	95.12.28
MN8108997	94.06.15	96.04.17
MN8111251	94.06.16	96.02.29
MN8114613	94.06.21	96.01.09
MN8118925	94.06.24	96.02.02
MN8123159	94.06.28	96.04.26
MN8124772	94.06.15	96.04.01
MN8125433	94.06.16	96.02.22
MN8127405	94.06.20	96.03.06
MN8128606	94.06.21	96.02.21
MN8129910	94.06.22	96.04.26
MN8133188	94.06.27	96.02.02
MN8133833	94.06.28	96.02.02
MN8135105	94.06.29	96.02.01
MN8136081	94.06.30	96.02.27
MN8142851	94.07.05	96.04.26
MN8146118	94.06.14	96.04.01
MN8148992	94.06.21	96.03.25
MN8150236	94.06.23	96.04.25
MN8150245	94.06.23	96.04.17
MN8151430	94.06.27	95.12.12
MN8154981	94.06.20	95.12.27

MN6978402	94.03.31	96.04.04
MN6980369	94.04.06	96.02.09
MN6988085	94.03.29	96.03.01
MN6993315	94.04.04	96.04.11
MN6994523	94.04.06	96.04.01
MN6996964	94.04.12	96.02.14
MN7001839	94.03.25	96.04.03
MN7001863	94.03.25	96.02.22
MN7003244	94.03.29	96.04.22
MN7005152	94.03.31	96.02.02
MN7006670	94.04.04	96.02.28
MN7007805	94.04.05	96.04.22
MN7007840	94.04.06	96.04.08
MN7008191	94.04.06	96.02.23
MN7009192	94.04.07	96.04.19
MN7009348	94.04.08	96.02.26
MN7010561	94.04.11	96.04.02
MN7013428	94.04.14	95.09.28
MN7014336	94.04.15	96.03.13
MN7014614	94.04.15	96.02.05
MN7017630	94.03.30	96.02.14
MN7017895	94.03.31	96.03.28
MN7027971	94.04.13	96.03.25
MN7028073	94.04.19	96.03.25
MN7028374	94.04.20	96.03.25
MN7032508	94.03.31	96.02.13
MN7034531	94.04.05	96.02.10
MN7036708	94.04.11	96.04.12
MN7039305	94.04.13	96.02.19
MN7039403	94.04.14	96.04.08
MN7040103	94.04.15	95.10.09
MN7040592	94.04.18	95.11.08
MN7040615	94.04.15	96.04.05
MN7040966	94.04.18	96.02.14
MN7041804	94.04.19	96.04.08
MN7042673	94.04.13	96.02.16
MN7044583	94.04.11	96.04.02
MN7049606	94.03.30	96.03.25
MN7049647	94.03.30	96.02.09
MN7050252	94.03.31	96.04.24
MN7057139	94.04.07	96.04.02
MN7057639	94.04.07	96.04.30
MN7062317	94.04.13	96.04.25
MN7064628	94.04.15	96.03.11
MN7067980	94.04.07	96.02.05
MN7068653	94.04.14	96.03.22
MN7075280	94.04.05	96.03.11
MN7083370	94.04.01	96.03.14
MN7085318	94.04.04	96.03.08
MN7085500	94.04.04	96.03.05
MN7085812	94.04.04	96.01.31
MN7086964	94.04.04	96.03.26
MN7092190	94.04.11	96.04.03
MN7092450	94.04.12	96.03.25
MN7099688	94.03.31	96.02.08
MN7100706	94.04.05	96.04.17
MN7101154	94.04.06	96.01.11
MN7103000	94.04.12	96.04.15
MN7104339	94.04.18	96.04.30
MN7104408	94.04.18	96.04.09
MN7105100	94.04.20	96.04.12
MN7107927	94.04.19	96.02.16
MN7108729	94.04.06	96.04.15
MN7109486	94.04.14	96.02.08
MN7110448	94.04.05	96.02.20
MN7116330	94.04.14	96.01.16
MN7116367	94.04.18	96.01.19
MN7120169	94.04.13	96.02.02
MN7120263	94.04.13	96.01.18
MN7122670	94.04.12	96.03.04
MN7123997	94.04.21	96.04.01
MN7124046	94.04.18	96.03.05
MN7124792	94.04.25	96.02.22
MN7127729	94.04.06	96.02.09
MN7128480	94.04.07	96.03.11
MN7129231	94.04.07	96.02.21
MN7131788	94.04.12	96.02.02
MN7132050	94.04.13	96.03.06
MN7132384	94.04.13	96.03.08
MN7132676	94.04.14	96.04.17
MN7132882	94.04.14	96.03.21
MN7136393	94.04.19	96.02.07
MN7136543	94.04.20	96.03.27
MN7138861	94.04.22	96.01.30
MN7139725	94.04.25	96.02.19
MN7139771	94.04.25	96.02.22
MN7139772	94.04.25	96.02.06
MN7141742	94.04.15	96.03.26
MN7142497	94.04.05	96.03.18
MN7143864	94.04.07	96.03.13
MN7144891	94.04.11	96.04.23
MN7145044	94.04.07	96.04.25
MN7145798	94.04.13	96.02.14
MN7151127	94.04.25	96.04.02
MN7151375	94.04.26	96.04.03
MN7151487	94.04.22	96.04.24
MN7152079	94.03.31	96.04.24
MN7155264	94.04.12	96.04.23
MN7165120	94.03.31	96.02.29
MN7172469	94.04.18	96.04.11
MN7180319	94.04.22	96.03.11
MN7184363	94.04.14	96.04.12
MN7186097	94.04.19	96.04.22
MN7186630	94.04.20	96.03.08
MN7191732	94.04.14	96.04.26
MN7192677	94.04.15	96.02.15
MN7193506	94.04.18	95.12.08
MN7195660	94.04.22	96.04.22
MN7196345	94.04.25	96.02.21
MN7197586	94.04.27	96.04.23
MN7201602	94.04.06	96.03.28
MN7202305	94.04.07	96.04.25
MN7202705	94.04.07	96.02.15
MN7207910	94.04.13	96.02.15
MN7221719	94.04.07	96.03.26
MN7223777	94.04.20	96.04.16
MN7231097	94.04.13	96.04.25
MN7237423	94.04.18	96.04.23
MN7253605	94.04.14	96.04.08
MN7253821	94.04.14	96.01.18
MN7257311	94.04.20	96.02.27
MN7258345	94.04.21	96.02.05
MN7261469	94.04.27	96.02.22
MN7263087	94.04.11	96.03.28
MN7263383	94.04.13	96.04.22
MN7264555	94.04.21	96.02.28
MN7265954	94.04.21	96.03.11
MN7267666	94.04.28	96.04.26
MN7268569	94.05.10	96.03.22
MN7271533	94.04.22	96.02.16
MN7271534	94.04.22	96.02.16
MN7275718	94.04.20	96.04.12
MN7278536	94.05.06	96.02.01
MN7279449	94.05.10	96.01.30
MN7282275	94.04.25	96.03.21
MN7282645	94.04.27	96.02.14
MN7285508	94.04.13	96.04.19
MN7286210	94.04.19	96.04.19
MN7288334	94.04.28	96.03.22
MN7288335	94.04.28	96.04.26
MN7290835	94.04.25	96.04.23
MN7291262	94.04.28	96.04.22
MN7291870	94.05.10	96.04.25
MN7305073	94.05.06	95.11.13
MN7305570	94.05.09	96.02.28
MN7309141	94.04.15	96.04.25
MN7310353	94.04.27	96.02.23
MN7313618	94.04.21	96.03.22
MN7316807	94.05.10	96.02.06
MN7319089	94.04.25	95.05.25
MN7319394	94.04.26	96.04.24
MN7320729	94.05.19	96.04.19
MN7325249	94.04.22	96.04.22
MN7328731	94.05.09	96.01.31
MN7333152	94.04.19	96.03.01
MN7333498	94.04.20	96.03.13
MN7335761	94.04.25	95.12.05
MN7340878	94.05.09	96.03.12
MN7342325	94.05.10	96.02.28
MN7343055	94.05.11	96.03.01
MN7344279	94.05.13	96.04.09
MN7344350	94.05.13	96.04.09
MN7345127	94.05.13	96.04.19
MN7348054	94.04.15	96.04.26
MN7349132	94.04.19	96.03.14
MN7354140	94.04.25	96.02.06
MN7356544	94.04.27	96.04.25
MN7357839	94.04.27	96.04.11
MN7362937	94.05.10	96.04.26
MN7362938	94.05.10	96.04.26
MN7365634	94.05.11	96.03.25
MN7367735	94.05.13	96.03.18
MN7371250	94.05.10	96.04.01
MN7372184	94.04.18	96.04.15
MN7373275	94.04.19	96.02.02
MN7373430	94.04.20	96.01.30
MN7377668	94.04.27	96.02.20
MN7383272	94.05.11	96.04.26
MN7383484	94.05.11	96.04.10
MN7383724	94.05.11	95.12.04
MN7386860	94.05.17	96.03.05
MN7387362	94.04.22	96.03.29
MN7393098	94.04.25	96.04.22
MN7393947	94.04.27	96.04.04
MN7395052	94.05.06	96.04.11
MN7395414	94.05.09	96.03.21
MN7397736	94.04.19	96.04.25
MN7402417	94.04.25	96.04.12
MN7405305	94.04.28	95.11.28
MN7405588	94.05.02	96.02.05
MN7405982	94.05.02	95.10.26
MN7406815	94.05.02	96.03.14
MN7407214	94.05.06	96.04.25
MN7412263	94.05.12	96.01.04
MN7413715	94.05.12	96.03.07
MN7414156	94.05.13	96.02.28
MN7416669	94.05.17	96.02.15
MN7417520	94.04.20	96.04.16
MN7418165	94.04.22	96.02.23
MN7418688	94.04.25	96.02.26
MN7419784	94.04.28	96.02.06
MN7426317	94.04.25	96.03.14
MN7429231	94.05.10	96.04.30
MN7433752	94.05.10	96.03.01
MN7446771	94.05.18	96.04.30
MN7451679	94.05.13	96.04.04
MN7452566	94.04.27	96.04.10
MN7458703	94.04.27	96.02.29
MN7464911	94.04.26	96.03.19
MN7469343	94.05.13	96.03.01
MN7470432	94.05.16	96.03.12
MN7471252	94.04.26	96.02.05
MN7471307	94.04.27	96.03.28
MN7471553	94.04.27	96.04.11
MN7475617	94.05.10	96.04.16
MN7476583	94.05.11	96.02.29
MN7481900	94.05.18	96.04.25
MN7484601	94.05.20	96.03.27
MN7488165	94.04.25	96.02.14
MN7488166	94.04.25	96.02.06
MN7488483	94.04.26	96.02.08
MN7492837	94.05.12	96.04.12
MN7494800	94.05.19	96.02.21
MN7498176	94.07.06	96.02.06
MN7499126	95.06.09	96.03.22
MN7500208	94.05.02	96.04.12
MN7501572	94.05.09	96.04.22
MN7508740	94.05.19	96.04.24
MN7514393	94.05.10	96.02.21
MN7520346	94.05.20	96.04.22
MN7521307	94.05.23	96.02.08
MN7522424	94.05.06	96.04.18
MN7522688	94.05.09	96.04.23
MN7523534	94.04.28	96.04.23
MN7530885	94.05.06	96.03.19
MN7541421	94.05.16	96.02.15
MN7550380	94.04.28	96.03.04
MN7554195	94.05.12	96.04.04
MN7556032	94.05.16	96.03.29
MN7561534	94.05.17	96.02.23

MN6376652	94.02.24	96.02.09
MN6380539	94.03.01	96.02.15
MN6381415	94.03.02	96.04.04
MN6381664	94.03.02	96.03.14
MN6390245	94.03.01	96.03.01
MN6393006	94.02.08	96.02.29
MN6398106	94.02.21	96.03.29
MN6402942	94.03.02	96.04.25
MN6403026	94.03.02	96.03.04
MN6404400	94.03.04	96.03.06
MN6404692	94.03.07	96.02.06
MN6406310	94.03.02	96.04.26
MN6408644	94.02.16	96.03.13
MN6408721	94.02.16	96.03.14
MN6411614	94.02.17	95.12.21
MN6414507	94.02.24	96.02.02
MN6417672	94.03.02	96.04.03
MN6420476	94.02.18	96.04.11
MN6430104	94.02.25	96.03.06
MN6436358	94.02.16	96.02.27
MN6438690	94.02.18	96.03.13
MN6439303	94.02.18	96.02.07
MN6448975	94.03.01	96.02.27
MN6450862	94.03.03	95.12.12
MN6451990	94.03.03	96.02.28
MN6455777	94.02.22	96.02.26
MN6456212	94.02.23	96.03.12
MN6458032	94.03.01	96.03.07
MN6465225	94.02.23	96.03.18
MN6468110	94.02.28	96.03.14
MN6468423	94.03.01	96.04.17
MN6468697	94.03.01	96.03.13
MN6470086	94.03.02	96.02.19
MN6470321	94.03.02	96.04.02
MN6472484	94.03.07	96.02.08
MN6476154	94.02.17	96.02.26
MN6488592	94.02.22	96.03.05
MN6488649	94.02.22	96.03.06
MN6494208	94.03.11	96.02.21
MN6494563	94.03.15	96.02.21
MN6495507	94.02.21	96.03.29
MN6496925	94.02.24	96.02.01
MN6497548	94.02.28	96.02.15
MN6498119	94.03.01	96.04.30
MN6498751	94.03.04	96.04.08
MN6499897	94.03.09	96.02.02
MN6500523	94.02.18	96.02.20
MN6507624	94.02.24	96.03.06
MN6511362	94.03.15	96.03.19
MN6511660	94.03.17	96.03.26
MN6511818	94.03.17	96.03.05
MN6512526	94.03.01	96.02.23
MN6512527	94.03.01	96.02.23
MN6512763	94.02.28	96.04.23
MN6514716	94.03.10	95.08.03
MN6525248	94.03.02	96.03.22
MN6525372	94.03.02	96.04.18
MN6532377	94.03.10	96.02.29
MN6533319	94.03.11	96.03.12
MN6533546	94.03.14	96.02.29
MN6534084	94.03.11	96.02.23
MN6537189	94.02.25	96.04.02
MN6538722	94.02.28	96.02.13
MN6541673	94.03.03	96.04.19
MN6544750	94.03.09	96.04.23
MN6548082	94.03.03	96.04.24
MN6548957	94.03.08	96.01.31
MN6548980	94.03.08	96.03.06
MN6549504	94.03.10	96.04.09
MN6556716	94.03.01	96.03.11
MN6561435	94.03.04	96.03.28
MN6566739	94.03.11	96.02.22
MN6567746	94.03.11	96.04.12
MN6568029	94.03.14	96.04.03
MN6571995	94.02.25	96.04.15
MN6572512	94.02.28	96.04.24
MN6573223	94.03.03	96.04.26
MN6574095	94.03.07	95.08.30
MN6574298	94.03.08	96.04.16
MN6576065	94.02.22	96.04.23
MN6577417	94.02.25	96.04.23
MN6577546	94.02.25	96.02.23
MN6577744	94.02.25	96.02.07
MN6582235	94.03.09	96.03.12
MN6582696	94.03.10	96.03.14
MN6584137	94.03.14	96.03.08
MN6587742	94.02.24	96.02.15
MN6590890	94.03.07	96.04.17
MN6593214	94.02.23	96.02.22
MN6602172	94.03.07	96.03.12
MN6603795	94.03.16	96.04.04
MN6609087	94.03.14	96.02.21
MN6609451	94.03.15	96.03.25
MN6613990	94.03.11	96.04.11
MN6626153	94.02.24	96.03.29
MN6626689	94.02.25	96.03.27
MN6634452	94.03.10	96.03.05
MN6636941	94.03.15	96.04.04
MN6638357	94.03.17	96.02.22
MN6639612	94.03.22	96.02.28
MN6639872	94.03.22	96.04.02
MN6643237	94.03.01	96.03.29
MN6655514	94.03.22	96.04.03
MN6655792	94.03.23	96.03.04
MN6656827	94.02.28	95.08.30
MN6657540	94.03.01	96.03.15
MN6657928	94.03.01	96.04.16
MN6658202	94.03.01	96.03.13
MN6661540	94.03.07	96.02.21
MN6663309	94.03.09	96.03.28
MN6664181	94.03.09	96.03.11
MN6666219	94.03.14	96.02.23
MN6666314	94.03.14	96.03.13
MN6666509	94.03.09	96.02.26
MN6666533	94.03.15	96.02.22
MN6667446	94.03.16	96.02.29
MN6669766	94.03.18	96.03.22
MN6670376	94.03.22	95.12.28
MN6672964	94.03.16	96.03.22
MN6674524	94.03.09	96.03.18
MN6675776	94.03.18	96.03.14
MN6689544	94.03.08	96.02.23
MN6689692	94.03.04	96.03.04
MN6690968	94.03.24	96.03.18
MN6692666	94.03.08	96.03.27
MN6695385	94.03.14	96.02.23
MN6695553	94.03.14	96.04.12
MN6695670	94.03.14	96.02.14
MN6698785	94.03.18	96.02.07
MN6701607	94.03.25	96.03.18
MN6707828	94.03.16	96.03.14
MN6708560	94.03.17	96.04.16
MN6711344	94.03.24	96.02.29
MN6716773	94.03.04	96.02.19
MN6719397	94.03.09	96.04.22
MN6721983	94.03.10	96.02.14
MN6723286	94.03.11	96.03.06
MN6726386	94.03.16	96.03.12
MN6732300	94.03.24	96.03.15
MN6734377	94.03.25	96.03.04
MN6735960	94.03.28	96.03.27
MN6737344	94.03.04	96.03.12
MN6737602	94.03.04	96.04.04
MN6737612	94.03.04	96.02.16
MN6738156	94.03.07	96.04.18
MN6739877	94.03.08	96.03.27
MN6740632	94.03.09	96.02.27
MN6752383	94.03.24	96.04.22
MN6752886	94.03.24	96.02.15
MN6773980	94.03.17	96.04.26
MN6775168	94.03.23	96.04.01
MN6775293	94.03.23	96.02.16
MN6781789	94.03.15	96.03.27
MN6783557	94.03.11	96.03.06
MN6785244	94.03.15	96.02.27
MN6788772	94.03.22	96.03.12
MN6789947	94.03.22	96.04.22
MN6793580	94.03.10	96.03.19
MN6797012	94.03.16	96.03.25
MN6798627	94.03.17	96.03.22
MN6798628	94.03.17	96.03.22
MN6799539	94.03.18	96.02.15
MN6803354	94.03.28	96.02.08
MN6804057	94.03.28	96.03.13
MN6804097	94.03.29	96.03.22
MN6805091	94.03.30	96.02.29
MN6805144	94.03.30	96.03.08
MN6805528	94.03.31	96.03.22
MN6806764	94.04.01	96.03.21
MN6808494	94.03.11	96.02.20
MN6811769	94.03.14	96.04.10
MN6812451	94.03.16	96.03.11
MN6812773	94.03.17	96.03.22
MN6816263	94.03.09	96.03.08
MN6817484	94.03.18	96.03.29
MN6818596	94.03.15	96.04.05
MN6820856	94.03.10	96.02.20
MN6831250	94.03.18	96.02.22
MN6831488	94.03.18	96.04.15
MN6833756	94.03.30	96.04.16
MN6834180	94.03.15	96.04.18
MN6834709	94.03.18	96.02.09
MN6836097	94.03.16	96.03.14
MN6838436	94.03.16	96.02.14
MN6838667	94.03.18	96.02.15
MN6839053	94.03.23	96.03.12
MN6842661	94.03.14	96.04.24
MN6848821	94.04.01	96.02.01
MN6848822	94.04.01	96.02.02
MN6851094	94.03.17	96.04.17
MN6854402	94.03.22	95.12.12
MN6856767	94.03.24	96.03.22
MN6859498	94.03.28	96.03.06
MN6860949	94.03.29	96.04.23
MN6869986	94.03.24	96.04.19
MN6870559	94.03.29	96.03.28
MN6870682	94.03.28	96.03.26
MN6872234	94.03.24	96.03.07
MN6872852	94.03.24	96.04.10
MN6874777	94.04.06	96.02.28
MN6876468	94.03.15	96.01.30
MN6885229	94.03.18	96.02.29
MN6885698	94.03.22	96.03.07
MN6892754	94.03.17	96.02.27
MN6894092	94.03.18	96.01.30
MN6901028	94.04.04	96.04.24
MN6903757	94.03.17	96.03.19
MN6903903	94.03.17	96.03.07
MN6905641	94.03.17	96.04.04
MN6905768	94.03.22	96.03.01
MN6905804	94.03.17	96.03.19
MN6908899	94.03.24	96.02.20
MN6909108	94.03.24	96.03.01
MN6910908	94.03.25	96.04.24
MN6916375	94.03.31	95.10.16
MN6916553	94.03.30	96.03.15
MN6917431	94.04.01	96.04.10
MN6919796	94.04.05	96.03.22
MN6922445	94.03.16	96.02.05
MN6924862	94.04.01	96.02.06
MN6929518	94.03.23	96.04.08
MN6930301	94.04.01	96.04.18
MN6933505	94.03.31	96.03.12
MN6933506	94.03.31	96.03.12
MN6935396	94.04.12	96.03.18
MN6936155	94.03.25	95.12.05
MN6939977	94.03.24	96.02.20
MN6940059	94.03.24	96.04.08
MN6940931	94.03.28	96.04.02
MN6943304	94.04.01	96.03.05
MN6948666	94.03.28	96.04.22
MN6949531	94.03.28	96.04.10
MN6951964	94.03.28	96.03.04
MN6958020	94.03.17	96.03.13
MN6960919	94.04.06	96.03.27
MN6967788	94.04.05	96.04.12
MN6971915	94.04.13	96.04.26
MN6972211	94.04.12	96.04.24
MN6974044	94.04.15	96.04.17
MN6976113	94.03.24	96.04.04

MN5890353	94.01.20	96.03.05
MN5895712	94.01.25	96.03.14
MN5897665	94.01.27	96.04.26
MN5899580	94.01.21	96.03.26
MN5899688	94.01.24	96.02.21
MN5901715	94.01.11	96.02.27
MN5906151	94.01.14	96.02.15
MN5908559	94.01.18	96.04.22
MN5909649	94.01.19	96.02.20
MN5912117	94.01.21	96.03.15
MN5912293	94.01.21	96.04.19
MN5917412	94.01.27	96.02.15
MN5919044	94.01.28	95.09.28
MN5919950	94.01.31	96.02.20
MN5920419	94.01.10	96.01.29
MN5921082	94.01.11	96.04.05
MN5922014	94.01.12	96.02.13
MN5922477	94.01.13	96.03.28
MN5925953	94.01.20	96.02.26
MN5926905	94.01.24	96.02.19
MN5927313	94.01.25	96.03.25
MN5928018	94.01.26	96.02.02
MN5931569	94.01.17	96.02.16
MN5934299	94.01.28	96.04.26
MN5937676	94.01.24	96.02.28
MN5941122	94.01.13	96.02.13
MN5943487	94.01.17	96.04.11
MN5943730	94.01.19	96.02.07
MN5945107	94.01.10	96.03.27
MN5945344	94.01.13	96.02.15
MN5946831	94.01.19	96.02.26
MN5947890	94.01.27	96.02.29
MN5952983	94.01.26	96.03.14
MN5953493	94.01.31	96.03.05
MN5957675	94.01.26	96.04.19
MN5964757	94.01.24	96.03.18
MN5966247	94.01.27	96.04.17
MN5966488	94.01.27	96.02.09
MN5967315	94.01.31	96.04.23
MN5967997	94.02.01	96.02.14
MN5969378	94.01.28	96.04.04
MN5973091	94.01.17	96.03.21
MN5974382	94.01.18	96.03.12
MN5977989	94.01.21	96.02.13
MN5980295	94.01.25	96.02.06
MN5985599	94.02.01	96.02.01
MN5987524	94.02.02	96.04.18
MN5988230	94.02.03	96.03.18
MN5988342	94.02.03	96.02.29
MN5989926	94.02.04	96.02.13
MN5993902	94.01.19	96.03.12
MN5997582	94.01.17	96.03.07
MN5997908	94.01.17	96.02.15
MN5999114	94.01.19	96.04.01
MN5999562	94.01.19	96.03.01
MN6004101	94.01.25	96.01.31
MN6005782	94.01.27	96.04.08
MN6007611	94.01.28	96.02.19
MN6010910	94.02.03	96.03.18
MN6014445	94.01.26	96.02.07

MN6015367	94.01.26	95.08.02
MN6016108	94.01.27	96.04.11
MN6016248	94.01.27	96.04.08
MN6017902	94.01.31	96.02.14
MN6021545	94.02.07	96.02.29
MN6025279	94.02.01	96.02.06
MN6025606	94.02.01	96.03.26
MN6026582	94.02.07	96.01.04
MN6031048	94.01.28	96.02.09
MN6033458	94.02.02	96.03.18
MN6035281	94.02.08	96.03.07
MN6035940	94.02.08	96.03.11
MN6041540	94.01.28	96.04.05
MN6045562	94.01.20	96.02.02
MN6046391	94.01.21	96.04.22
MN6049976	94.01.28	96.02.26
MN6059705	94.01.24	96.03.08
MN6059848	94.01.24	96.03.19
MN6063304	94.01.31	96.02.13
MN6065216	94.02.03	96.02.19
MN6072280	94.01.27	96.03.27
MN6073982	94.02.04	96.03.15
MN6074827	94.02.09	96.04.18
MN6075064	94.02.10	96.02.02
MN6075196	94.02.14	96.02.07
MN6076746	94.01.26	96.02.21
MN6077013	94.01.28	96.03.05
MN6079551	94.01.25	96.02.27
MN6080751	94.01.28	96.03.27
MN6082885	94.02.04	96.02.27
MN6084500	94.02.10	96.02.20
MN6085609	94.01.25	96.04.12
MN6087099	94.01.25	96.02.10
MN6087140	94.01.24	96.04.12
MN6087582	94.01.25	95.04.17
MN6088210	94.01.25	96.01.31
MN6089335	94.01.27	96.02.07
MN6090768	94.01.28	96.02.07
MN6091205	94.02.01	96.04.18
MN6091206	94.02.01	96.04.18
MN6096737	94.02.09	96.03.11
MN6099389	94.02.02	96.02.08
MN6099998	94.02.03	96.02.07
MN6100290	94.01.25	96.01.31
MN6100291	94.01.25	96.01.31
MN6100461	94.01.25	96.01.25
MN6104941	94.02.02	96.03.15
MN6106925	94.02.07	96.02.26
MN6106992	94.02.07	96.02.27
MN6108731	94.02.10	96.03.15
MN6109662	94.02.14	96.03.04
MN6111524	94.02.10	96.02.08
MN6113990	94.01.25	96.03.12
MN6116678	94.01.27	96.02.15
MN6118748	94.01.28	96.03.29
MN6118874	94.01.28	96.04.23
MN6120688	94.02.01	96.03.12
MN6125768	94.02.04	96.01.22
MN6126809	94.02.07	96.04.03
MN6128009	94.02.08	96.02.29

MN6128597	94.02.08	95.11.07
MN6133189	94.01.27	96.02.29
MN6135538	94.01.31	96.04.18
MN6135603	94.01.28	96.04.26
MN6139235	94.02.02	96.04.08
MN6141166	94.02.07	96.02.06
MN6145177	94.02.14	96.04.05
MN6145835	94.02.15	96.02.08
MN6146175	94.02.15	96.02.23
MN6146365	94.02.15	96.03.11
MN6147394	94.02.16	96.02.05
MN6153110	94.01.28	96.02.08
MN6155516	94.02.09	96.02.27
MN6155905	94.02.14	96.03.22
MN6158436	94.02.02	96.02.28
MN6159544	94.02.10	96.03.29
MN6160212	94.01.31	95.12.14
MN6163020	94.02.17	96.04.02
MN6166503	94.02.01	96.02.05
MN6168205	94.02.04	96.02.23
MN6169970	94.02.10	96.04.08
MN6170155	94.02.10	96.02.02
MN6171221	94.02.03	96.04.22
MN6171301	94.02.04	96.03.06
MN6171774	94.02.09	96.02.02
MN6176388	94.02.08	96.04.25
MN6177477	94.02.14	96.02.14
MN6178221	94.02.17	96.03.01
MN6181810	94.02.21	96.03.12
MN6181924	94.02.23	96.03.22
MN6185579	94.02.14	96.02.06
MN6187599	94.02.03	96.02.16
MN6188546	94.02.14	96.04.22
MN6189173	94.01.28	96.02.08
MN6190360	94.02.01	96.04.02
MN6193008	94.02.02	96.01.25
MN6199035	94.02.09	96.02.16
MN6199856	94.02.09	96.04.15
MN6202636	94.02.14	96.04.16
MN6202801	94.02.14	96.04.09
MN6203996	94.02.15	96.01.23
MN6205821	94.02.16	96.03.21
MN6206025	94.02.18	96.04.02
MN6208842	94.02.21	96.03.25
MN6210429	94.02.15	96.02.01
MN6212709	94.02.14	96.04.18
MN6213733	94.01.31	96.03.06
MN6214006	94.02.01	96.02.02
MN6215161	94.02.01	96.02.08
MN6217787	94.02.02	96.02.01
MN6221871	94.02.09	95.12.15
MN6222801	94.02.09	96.02.27
MN6224511	94.02.14	96.02.07
MN6233916	94.02.04	96.04.04
MN6240189	94.02.03	96.03.01
MN6240828	94.02.04	96.04.23
MN6245354	94.02.14	96.04.05
MN6247169	94.02.16	96.02.22
MN6249710	94.02.21	96.02.01
MN6251136	94.02.22	96.03.28

MN6253667	94.02.01	96.02.13
MN6261302	94.02.17	96.03.27
MN6261868	94.02.21	95.11.10
MN6266013	94.02.09	96.02.06
MN6267537	94.02.16	96.03.18
MN6269076	94.02.15	96.04.08
MN6269077	94.02.15	96.04.08
MN6269964	94.02.24	96.04.09
MN6274213	94.02.23	96.03.25
MN6274571	94.02.23	96.03.29
MN6274758	94.02.23	96.04.12
MN6276138	94.02.04	96.02.23
MN6279843	94.02.17	96.02.17
MN6280698	94.03.03	96.04.26
MN6281361	94.02.02	96.03.05
MN6282465	94.02.04	96.02.21
MN6284850	94.02.14	96.03.13
MN6287954	94.02.21	96.03.28
MN6290998	94.02.14	95.10.16
MN6297048	94.02.21	96.04.25
MN6299302	94.02.09	96.04.03
MN6301606	94.02.17	96.03.04
MN6305379	94.02.03	96.02.01
MN6310657	94.02.21	96.03.08
MN6312857	94.02.09	96.02.26
MN6313422	94.02.10	96.03.22
MN6314313	94.02.14	96.04.12
MN6319020	94.02.09	96.02.02
MN6319198	94.02.10	95.12.01
MN6322656	94.02.21	96.03.25
MN6330014	94.02.17	96.03.27
MN6333642	94.02.23	96.03.21
MN6335941	94.02.16	96.03.04
MN6338294	94.02.24	96.03.25
MN6338476	94.03.01	96.02.15
MN6339369	94.02.03	96.04.12
MN6343164	94.02.10	96.02.16
MN6343227	94.02.10	96.02.29
MN6343688	94.02.10	96.04.25
MN6346051	94.02.15	96.02.14
MN6347120	94.02.16	95.08.15
MN6349346	94.02.18	96.02.26
MN6353081	94.02.24	96.03.18
MN6353246	94.02.24	96.02.21
MN6355515	94.02.24	96.03.04
MN6356867	94.02.14	96.03.07
MN6357139	94.02.15	96.03.01
MN6359037	94.02.22	96.02.01
MN6361827	94.02.18	96.03.18
MN6362238	94.02.23	96.02.28
MN6363108	94.02.08	96.02.14
MN6364712	94.02.09	96.04.03
MN6368098	94.02.15	96.02.03
MN6368356	94.02.15	95.12.27
MN6368950	94.02.16	96.01.23
MN6370235	94.02.16	96.04.10
MN6373657	94.02.21	96.03.11
MN6374022	94.02.22	96.03.28
MN6375610	94.02.23	96.02.14
MN6376486	94.02.24	95.08.14

MN5224884	93.12.06	96.02.08
MN5228171	93.11.16	96.02.20
MN5232369	93.11.19	96.04.08
MN5235249	93.11.25	95.09.21
MN5242821	93.12.01	96.02.19
MN5245909	93.12.07	96.04.01
MN5250476	93.11.26	96.04.24
MN5261908	93.11.29	96.03.01
MN5262459	93.11.30	96.02.20
MN5265574	93.12.13	96.04.03
MN5266172	93.11.19	96.02.07
MN5272804	93.12.13	96.02.14
MN5277354	93.11.30	96.02.02
MN5282331	93.12.07	96.02.16
MN5291530	93.12.13	96.04.05
MN5297248	93.11.30	96.03.26
MN5299366	93.11.17	96.03.11
MN5304115	93.11.24	96.03.14
MN5304673	93.11.24	96.04.03
MN5305596	93.11.25	96.04.19
MN5305880	93.11.25	96.02.21
MN5316117	93.12.09	96.04.10
MN5316691	93.12.09	96.02.19
MN5320655	93.12.10	96.02.16
MN5321223	93.11.25	96.02.15
MN5322585	93.12.07	96.02.22
MN5323051	93.12.09	96.03.29
MN5323116	93.12.15	96.02.02
MN5335579	93.11.25	96.03.28
MN5337221	93.11.25	96.02.14
MN5337491	93.11.29	96.01.16
MN5339968	93.12.02	96.04.12
MN5341520	93.12.03	95.11.27
MN5342334	93.12.06	96.03.13
MN5342427	93.12.07	96.02.01
MN5344604	93.12.09	96.03.18
MN5344756	93.12.09	96.03.04
MN5345433	93.12.10	96.03.08
MN5357870	93.12.06	96.02.05
MN5374899	93.12.08	95.09.25
MN5376512	93.11.24	96.04.01
MN5377033	93.11.25	96.02.23
MN5381542	93.12.09	96.04.01
MN5385865	93.11.29	96.03.08
MN5386384	93.12.01	96.04.15
MN5386860	93.12.02	96.02.13
MN5391820	93.12.22	96.04.04
MN5393304	93.12.01	96.02.01
MN5398580	93.12.20	96.02.02
MN5401056	93.12.03	96.02.19
MN5401323	93.12.06	96.04.05
MN5403470	93.12.08	95.11.27
MN5404787	93.12.13	96.03.21
MN5410184	93.12.24	96.02.02
MN5412907	93.12.22	96.03.07
MN5415975	93.12.03	96.04.05
MN5416330	93.12.03	96.02.09
MN5416406	93.12.03	96.04.04
MN5418372	93.12.08	96.03.26
MN5419899	93.12.10	96.03.29
MN5420683	93.12.13	96.03.14
MN5422199	93.12.16	96.04.25
MN5422634	93.12.16	96.03.19
MN5422635	93.12.16	96.03.19
MN5425755	93.12.22	96.03.29
MN5427322	93.12.28	96.02.01
MN5428888	94.01.05	96.03.27
MN5430732	93.12.07	96.03.06
MN5430899	93.12.09	96.02.27
MN5433476	93.12.24	95.11.02
MN5434731	93.12.06	96.02.22
MN5441438	93.12.27	96.02.28
MN5442862	93.12.09	96.02.02
MN5443062	93.12.13	96.02.21
MN5453363	93.12.22	96.02.22
MN5456707	93.12.07	96.04.16
MN5459464	93.12.10	96.03.06
MN5459480	93.12.10	96.03.04
MN5463531	93.12.20	96.03.06
MN5466005	93.12.24	96.02.20
MN5466862	93.12.27	96.02.02
MN5467444	93.12.28	96.04.12
MN5470073	93.12.09	96.02.16
MN5474980	93.12.20	96.04.11
MN5475557	93.12.07	96.04.25
MN5477198	93.12.09	96.04.25
MN5482553	93.12.08	96.02.05
MN5484820	93.12.10	96.04.01
MN5484948	93.12.13	96.04.07
MN5485299	93.12.10	96.02.13
MN5487921	93.12.14	96.04.17
MN5489832	93.12.16	96.03.25
MN5495663	93.12.27	95.12.21
MN5501499	93.12.16	96.03.05
MN5501739	93.12.17	96.04.23
MN5503421	93.12.20	96.04.25
MN5508778	93.12.17	96.02.20
MN5512748	93.12.13	96.02.28
MN5515802	93.12.21	96.02.19
MN5520714	93.12.08	96.03.21
MN5524753	93.12.16	96.04.05
MN5530107	93.12.07	96.03.04
MN5533161	93.12.09	96.03.13
MN5535769	94.01.07	96.04.09
MN5536778	93.12.08	96.03.25
MN5537931	93.12.08	95.12.08
MN5537932	93.12.08	95.12.08
MN5539508	93.12.10	96.01.24
MN5540122	93.12.10	95.12.05
MN5541021	93.12.13	96.04.09
MN5551221	93.12.28	96.02.26
MN5552824	94.01.05	96.04.19
MN5560771	93.12.14	96.04.22
MN5563001	93.12.15	96.03.08
MN5565578	93.12.20	96.04.25
MN5572597	94.01.05	96.03.01
MN5581268	93.12.24	96.02.29
MN5584904	93.12.28	96.04.03
MN5584971	93.12.28	96.04.24
MN5588228	93.12.13	96.03.29
MN5588991	93.12.16	96.03.04
MN5590500	93.12.20	96.03.05
MN5591426	93.12.15	96.03.18
MN5596986	93.12.15	96.03.01
MN5597654	93.12.15	96.03.29
MN5601360	93.12.22	96.02.06
MN5605817	93.12.17	96.02.29
MN5609299	93.12.20	96.04.17
MN5619943	94.01.13	96.02.22
MN5619979	94.01.13	96.03.15
MN5620255	93.12.14	96.02.27
MN5622060	93.12.15	96.02.01
MN5626550	93.12.16	96.04.19
MN5627145	93.12.16	96.02.22
MN5627270	93.12.16	96.04.05
MN5628159	93.12.17	96.02.23
MN5628508	93.12.20	96.02.14
MN5629262	93.12.20	96.03.29
MN5632123	93.12.24	96.02.22
MN5634857	94.01.04	96.04.11
MN5635654	94.01.05	96.03.28
MN5637584	94.01.07	96.03.04
MN5638552	94.01.10	95.12.12
MN5638953	94.01.10	96.04.03
MN5643735	94.01.17	96.03.18
MN5648383	93.12.17	96.03.06
MN5649064	93.12.20	96.04.19
MN5649852	93.12.21	95.08.17
MN5650187	93.12.22	96.02.07
MN5658421	94.01.12	96.03.04
MN5660951	94.01.14	96.02.09
MN5661873	93.12.21	96.04.05
MN5663488	94.01.10	96.04.04
MN5663489	94.01.10	96.04.04
MN5663837	94.01.11	96.03.08
MN5665387	93.12.16	96.03.22
MN5666327	93.12.20	95.10.16
MN5666666	93.12.21	96.03.21
MN5667276	93.12.24	96.04.03
MN5669312	94.01.06	96.02.05
MN5673625	94.01.05	96.04.22
MN5687681	93.12.21	96.03.28
MN5690493	94.01.11	96.03.14
MN5697909	93.12.28	96.04.08
MN5699314	93.12.24	96.02.09
MN5704486	94.01.14	96.02.05
MN5705510	93.12.22	96.03.27
MN5708955	94.01.10	96.03.08
MN5709650	94.01.11	96.02.16
MN5711920	94.01.17	96.03.18
MN5716142	93.12.24	96.02.20
MN5716889	93.12.27	96.02.07
MN5719983	94.01.06	96.02.09
MN5720012	94.01.07	96.01.26
MN5720278	94.01.10	96.04.24
MN5726067	93.12.22	96.03.01
MN5728886	94.01.10	96.02.09
MN5732325	94.01.17	96.03.14
MN5740094	94.01.12	96.02.13
MN5740105	94.01.14	96.04.11
MN5747380	94.01.17	96.03.13
MN5747843	94.01.17	96.02.14
MN5751794	93.12.27	96.02.14
MN5755053	94.01.12	96.03.18
MN5755862	94.01.13	96.02.27
MN5758954	94.01.04	96.02.01
MN5761723	94.01.11	96.02.22
MN5764059	94.01.13	96.02.06
MN5775924	94.01.19	96.02.16
MN5777129	94.01.07	96.02.08
MN5778321	94.01.12	96.04.10
MN5779614	94.01.21	96.03.19
MN5780857	94.02.01	96.04.11
MN5782108	93.12.27	96.02.08
MN5791357	94.01.06	96.04.03
MN5794106	94.01.12	96.02.21
MN5794433	94.01.12	96.02.29
MN5794568	94.01.12	96.02.13
MN5796973	94.01.17	96.02.05
MN5797764	94.01.14	96.04.15
MN5800836	94.01.20	96.03.04
MN5802629	94.01.24	96.03.11
MN5804202	94.01.25	96.04.01
MN5804684	94.01.26	96.02.08
MN5804750	94.01.26	96.03.08
MN5813717	94.01.21	96.04.15
MN5814599	94.01.24	96.02.23
MN5814682	94.01.24	96.02.27
MN5815332	94.01.06	96.02.21
MN5822752	94.01.14	96.02.19
MN5827431	94.01.06	96.03.11
MN5827986	94.01.07	96.03.05
MN5828483	94.01.07	96.04.12
MN5829655	94.01.10	96.03.22
MN5830257	94.01.10	96.03.29
MN5831205	94.01.11	96.03.22
MN5836611	94.01.14	96.02.22
MN5838065	94.01.17	96.02.14
MN5840088	94.01.19	96.02.14
MN5840520	94.01.19	95.02.06
MN5842060	94.01.20	96.02.23
MN5842321	94.01.20	96.02.05
MN5858916	94.01.28	96.02.09
MN5859295	94.01.26	96.02.23
MN5860602	94.01.07	96.04.26
MN5860929	94.01.10	96.03.07
MN5861185	94.01.10	96.04.18
MN5864426	94.01.18	96.02.20
MN5866543	94.01.24	96.02.01
MN5866832	94.01.25	96.03.04
MN5871387	94.01.25	96.02.05
MN5876411	94.01.12	96.02.07
MN5878241	94.01.24	96.04.12
MN5879750	94.01.10	96.02.09
MN5881032	94.01.11	96.04.24
MN5883766	94.01.13	96.03.25
MN5885254	94.01.14	96.03.08
MN5886554	94.01.14	96.02.01
MN5888630	94.01.19	96.02.15
MN5888718	94.01.19	96.03.29

MN4553992	93.09.29	96.02.26
MN4556102	93.10.01	96.02.20
MN4556877	93.10.04	96.03.12
MN4562869	93.10.14	96.02.06
MN4563780	93.10.15	96.03.29
MN4564446	93.09.24	96.04.03
MN4564683	93.10.01	96.04.05
MN4570536	93.09.28	96.02.29
MN4570742	93.09.28	96.04.19
MN4578892	93.10.20	96.03.29
MN4587053	93.10.04	96.04.18
MN4587810	93.10.07	96.02.05
MN4591866	93.09.28	96.04.26
MN4594575	93.10.07	96.03.14
MN4600929	93.09.24	96.04.18
MN4602534	93.09.28	96.04.11
MN4607261	93.10.05	96.02.28
MN4607373	93.10.05	96.04.25
MN4608062	93.10.05	96.04.22
MN4608319	93.10.06	96.02.29
MN4611121	93.10.08	96.02.01
MN4611165	93.10.08	96.04.18
MN4611411	93.10.12	95.11.03
MN4614257	93.10.14	96.03.29
MN4616738	93.10.18	96.04.15
MN4617544	93.10.19	95.12.11
MN4622343	93.09.30	96.02.20
MN4623199	93.10.01	96.03.01
MN4624881	93.10.06	96.04.23
MN4626010	93.10.08	96.03.19
MN4630510	93.10.06	96.03.06
MN4632776	93.09.30	96.03.05
MN4639052	93.10.19	96.04.23
MN4654129	93.10.06	96.02.27
MN4662925	93.10.14	96.04.02
MN4663830	93.10.18	95.12.04
MN4666138	93.09.30	96.04.16
MN4669752	93.10.15	96.04.16
MN4671128	93.10.20	96.02.20
MN4671314	93.10.21	95.12.28
MN4672774	93.10.14	96.03.25
MN4674608	93.10.01	96.03.22
MN4680043	93.10.14	96.02.28
MN4680563	93.10.14	96.03.25
MN4680833	93.10.15	96.04.09
MN4681657	93.10.18	96.04.08
MN4682278	93.10.19	96.03.14
MN4683489	93.10.20	95.12.06
MN4684408	93.10.21	96.04.17
MN4688303	93.10.29	96.04.17
MN4693086	93.10.08	96.02.27
MN4694688	93.10.18	96.02.01
MN4703822	93.10.06	96.04.15
MN4705869	93.10.13	96.02.21
MN4706041	93.10.12	96.03.13
MN4713617	93.10.06	96.04.17
MN4717022	93.10.01	96.04.08
MN4717638	93.10.12	96.04.02
MN4718045	93.10.01	96.04.23
MN4718107	93.10.04	96.03.28

MN4722920	93.10.19	96.04.04
MN4723937	93.10.21	96.02.22
MN4730036	93.10.19	96.02.19
MN4730704	93.10.22	96.02.01
MN4740095	93.10.15	96.04.16
MN4748173	93.10.21	96.03.19
MN4748220	93.10.21	96.02.29
MN4748421	93.10.20	96.03.07
MN4751049	93.10.12	96.03.07
MN4759117	93.10.19	95.12.18
MN4760482	93.10.21	96.04.09
MN4761865	93.11.01	96.04.09
MN4762161	93.11.02	96.01.29
MN4770705	93.10.28	96.02.20
MN4773118	93.10.07	96.04.03
MN4773623	93.10.13	96.03.05
MN4773650	93.10.13	96.02.05
MN4777831	93.10.20	96.04.30
MN4782249	93.10.13	96.04.11
MN4783246	93.10.13	96.03.15
MN4783557	93.10.14	95.11.21
MN4784058	93.10.14	96.03.21
MN4787619	93.10.22	96.02.06
MN4792307	93.10.13	96.02.06
MN4792711	93.10.14	96.04.03
MN4799817	93.10.14	96.03.07
MN4800983	93.10.15	96.04.01
MN4806027	93.10.21	96.02.06
MN4808977	93.10.25	96.03.27
MN4809667	93.10.26	96.03.07
MN4815486	93.11.02	96.02.22
MN4816139	93.11.04	96.03.06
MN4819496	93.10.14	96.03.14
MN4821819	93.10.21	96.02.23
MN4822125	93.10.21	96.02.14
MN4822602	93.10.22	96.02.27
MN4827236	93.11.04	96.04.03
MN4829208	93.10.22	96.02.13
MN4831375	93.10.19	96.03.26
MN4833879	93.10.13	96.03.11
MN4835881	93.10.21	96.04.15
MN4840839	93.10.18	96.02.06
MN4850291	93.10.28	96.03.13
MN4850973	93.10.29	96.03.18
MN4852965	93.11.02	96.03.19
MN4853341	93.11.02	96.02.23
MN4854256	93.11.04	96.04.17
MN4854616	93.11.04	96.01.30
MN4856711	93.11.08	96.02.21
MN4860685	93.10.20	96.04.23
MN4863498	93.10.25	96.03.04
MN4864694	93.10.26	96.02.23
MN4867066	93.11.01	96.03.04
MN4869743	93.11.05	96.02.14
MN4881378	93.11.04	96.04.26
MN4882268	93.11.05	96.02.14
MN4883499	93.10.27	96.02.26
MN4887153	93.10.18	96.02.28
MN4889349	93.10.28	96.03.25
MN4897848	93.10.27	96.02.08

MN4900248	93.10.29	96.03.05
MN4902200	93.11.02	96.04.24
MN4911573	93.10.27	96.02.02
MN4912357	93.10.21	96.02.14
MN4921004	93.11.12	96.01.22
MN4921568	93.11.15	96.04.26
MN4927817	93.11.04	96.04.15
MN4928629	93.10.27	96.02.19
MN4928941	93.10.26	96.04.24
MN4932767	93.10.27	96.03.22
MN4941545	93.10.27	96.03.13
MN4942778	93.10.28	96.02.23
MN4946777	93.11.09	96.04.25
MN4947194	93.11.10	96.02.19
MN4952617	93.11.04	96.04.12
MN4953221	93.10.26	96.04.26
MN4953756	93.11.02	96.03.29
MN4954650	93.10.20	96.04.19
MN4954731	93.10.21	96.04.01
MN4957418	93.10.25	96.04.02
MN4968818	93.11.10	96.03.06
MN4969423	93.11.10	96.03.06
MN4970730	93.11.11	96.04.16
MN4973036	93.11.16	96.02.15
MN4978721	93.10.29	96.04.02
MN4983809	93.10.25	95.10.11
MN4987616	93.11.09	96.03.19
MN4987679	93.11.09	96.02.07
MN4993778	93.10.27	96.03.01
MN4998618	93.11.01	96.04.15
MN5000719	93.11.08	96.04.15
MN5010479	93.10.27	96.04.02
MN5011634	93.11.01	96.04.16
MN5014799	93.11.12	96.02.20
MN5022427	93.10.27	96.03.25
MN5023753	93.11.08	96.01.26
MN5024672	93.11.10	96.02.01
MN5024740	93.11.11	96.04.24
MN5025677	93.11.17	96.03.14
MN5029464	93.11.04	96.02.16
MN5029872	93.11.05	96.02.26
MN5030211	93.11.05	96.02.21
MN5032722	93.11.10	96.04.25
MN5035750	93.11.16	96.02.06
MN5035963	93.11.16	96.02.14
MN5042330	93.11.29	96.03.28
MN5042977	93.12.02	96.04.26
MN5044682	93.11.08	96.03.18
MN5046868	93.11.11	95.11.02
MN5047906	93.11.15	96.02.02
MN5051157	93.11.19	96.02.16
MN5053125	93.11.08	96.04.10
MN5056222	93.11.02	96.04.19
MN5056280	93.11.02	96.03.12
MN5058139	93.11.05	96.03.15
MN5058609	93.11.08	96.03.08
MN5061874	93.11.10	96.03.21
MN5062574	93.11.12	95.11.28
MN5062613	93.11.12	96.03.19
MN5063466	93.11.12	96.02.09

MN5067762	93.11.15	96.04.03
MN5067954	93.11.17	96.02.08
MN5070089	93.11.01	96.02.28
MN5070269	93.11.02	96.03.05
MN5072214	93.11.09	96.04.10
MN5074882	93.11.18	96.04.17
MN5075531	93.11.19	96.04.17
MN5077534	93.11.10	96.04.24
MN5081582	93.11.16	96.01.31
MN5082399	93.11.19	96.03.11
MN5082469	93.11.18	96.03.04
MN5083122	93.11.22	96.02.15
MN5083539	93.11.25	96.04.26
MN5086379	93.11.10	96.03.25
MN5090299	93.11.24	96.04.30
MN5092922	93.11.30	96.02.02
MN5096601	93.11.15	96.04.18
MN5097361	93.11.12	95.11.29
MN5099104	93.11.09	96.02.06
MN5099625	93.11.10	96.04.19
MN5108891	93.11.17	96.02.01
MN5111894	93.11.17	96.01.09
MN5112869	93.11.15	96.02.08
MN5118499	93.11.26	96.02.09
MN5121545	93.11.18	96.04.30
MN5124461	93.11.10	96.04.05
MN5125059	93.11.12	95.11.21
MN5125822	93.11.15	96.04.18
MN5126618	93.11.16	96.03.04
MN5129930	93.11.25	95.10.05
MN5131374	93.11.26	96.04.19
MN5136381	93.11.15	96.02.13
MN5137755	93.11.18	96.03.28
MN5138800	93.11.19	96.03.28
MN5139169	93.11.22	96.02.08
MN5142235	93.11.29	96.02.05
MN5143354	93.11.10	96.02.19
MN5145116	93.11.12	96.04.03
MN5146777	93.11.16	96.03.29
MN5149499	93.11.19	96.02.19
MN5150115	93.11.22	96.02.29
MN5152544	93.11.29	96.02.01
MN5158176	93.11.10	95.12.01
MN5159461	93.11.11	96.01.22
MN5161363	93.11.12	96.02.06
MN5161485	93.11.15	96.04.02
MN5161989	93.11.15	96.02.05
MN5168385	93.11.22	96.02.22
MN5172332	93.11.26	96.04.18
MN5173960	93.11.30	96.02.16
MN5176864	93.11.18	96.04.22
MN5177741	93.11.10	96.01.11
MN5183405	93.11.17	96.02.13
MN5190366	93.11.26	96.03.26
MN5217261	93.11.16	96.02.05
MN5218411	93.11.19	96.03.13
MN5218889	93.11.22	96.03.25
MN5222355	93.11.30	96.03.29
MN5223095	93.12.01	96.03.28
MN5224724	93.12.06	96.03.07

MN3734151	93.08.11	96.03.25
MN3737340	93.08.02	96.02.15
MN3739198	93.07.28	96.02.16
MN3739697	93.07.29	96.04.11
MN3752146	93.08.03	96.03.07
MN3752785	93.08.17	96.02.20
MN3757103	93.08.10	96.02.22
MN3770338	93.08.09	96.04.24
MN3775252	93.08.10	96.03.26
MN3779311	93.08.17	96.01.12
MN3780417	93.08.06	96.04.17
MN3782921	93.08.03	96.03.13
MN3787286	93.08.09	96.04.09
MN3787287	93.08.09	96.04.09
MN3787882	93.08.10	96.04.24
MN3790158	93.08.12	95.12.28
MN3790896	93.08.12	96.02.09
MN3792016	93.08.03	96.02.08
MN3792441	93.08.03	96.02.09
MN3798906	93.08.09	96.04.18
MN3799862	93.08.10	96.02.06
MN3801664	93.08.11	96.02.29
MN3808603	93.08.18	96.04.24
MN3823571	93.08.17	95.12.05
MN3826044	93.08.06	96.04.16
MN3831174	93.08.11	96.03.05
MN3832162	93.08.11	96.03.05
MN3832349	93.08.12	96.03.12
MN3836610	93.08.16	96.02.02
MN3837106	93.08.17	96.02.07
MN3838180	93.08.17	96.02.19
MN3840357	93.08.18	96.02.14
MN3843016	93.08.20	96.02.07
MN3843922	93.08.23	96.04.03
MN3847728	93.08.12	96.04.10
MN3855360	93.08.16	96.03.15
MN3860661	93.08.06	96.02.14
MN3861813	93.08.06	96.02.09
MN3862439	93.08.10	96.03.26
MN3863654	93.08.11	96.01.12
MN3864668	93.08.11	96.04.11
MN3868035	93.08.12	96.04.24
MN3878482	93.08.06	96.02.14
MN3892403	93.08.04	96.02.27
MN3896408	93.08.09	96.04.23
MN3896484	93.08.09	96.04.25
MN3897083	93.08.09	96.04.17
MN3898567	93.08.10	95.12.11
MN3898748	93.08.11	96.03.13
MN3905639	93.08.17	96.02.05
MN3907348	93.08.18	96.04.26
MN3908686	93.08.19	96.04.15
MN3913319	93.08.05	96.03.14
MN3914502	93.08.11	96.02.28
MN3915208	93.08.16	96.02.22
MN3917142	93.08.11	96.02.14
MN3917437	93.08.12	96.02.22
MN3918263	93.08.19	96.03.22
MN3920779	93.08.17	96.02.09
MN3923476	93.08.09	96.03.07
MN3924077	93.08.11	96.02.22
MN3924603	93.08.12	96.03.26
MN3930786	93.08.24	96.04.17
MN3934554	93.08.11	96.04.22
MN3938902	93.08.20	96.04.18
MN3945166	93.08.16	96.02.08
MN3949960	93.08.09	96.03.05
MN3951831	93.08.11	96.04.15
MN3954302	93.08.19	96.03.01
MN3960065	93.08.10	96.03.11
MN3962353	93.08.16	96.01.24
MN3962550	93.08.16	96.02.07
MN3964576	93.08.20	96.02.09
MN3967206	93.08.11	96.04.30
MN3974607	93.08.20	96.02.01
MN3978114	93.08.26	96.03.14
MN3981896	93.08.17	96.02.16
MN3982614	93.08.13	96.02.19
MN3982666	93.08.13	96.03.18
MN3982667	93.08.13	96.03.22
MN3983935	93.08.11	96.02.14
MN3986114	93.08.17	96.04.10
MN3993474	93.08.13	96.03.21
MN3995693	93.08.26	96.03.15
MN3998654	93.08.16	96.04.05
MN3999618	93.08.17	96.04.02
MN4001385	93.08.17	96.03.12
MN4003882	93.08.20	96.04.18
MN4012107	93.08.11	96.04.18
MN4015934	93.08.27	96.03.18
MN4023255	93.08.25	96.02.20
MN4032615	93.08.19	96.03.08
MN4049933	93.08.17	96.02.07
MN4052434	93.08.25	96.04.24
MN4056094	93.08.16	95.08.01
MN4056752	93.08.17	96.03.07
MN4059177	93.08.13	95.08.31
MN4061458	93.08.24	96.02.14
MN4063796	93.08.27	96.02.06
MN4065376	93.08.23	96.02.07
MN4067952	93.08.19	96.04.18
MN4069629	93.08.20	96.04.12
MN4070612	93.08.24	96.04.22
MN4074870	93.08.31	96.02.05
MN4076034	93.08.23	96.04.23
MN4082695	93.08.30	95.11.20
MN4085443	93.08.25	96.04.22
MN4089970	93.09.06	96.02.13
MN4090541	93.09.07	96.03.12
MN4094056	93.08.26	96.03.12
MN4104747	93.08.26	96.02.02
MN4108319	93.08.27	96.02.08
MN4111725	93.09.02	96.02.01
MN4112929	93.08.24	96.04.26
MN4115001	93.08.18	96.02.27
MN4119812	93.08.30	96.03.28
MN4125798	93.08.24	96.01.05
MN4127382	93.08.25	96.02.13
MN4128176	93.08.26	96.02.07
MN4132238	93.09.01	96.03.28
MN4133862	93.09.02	96.02.16
MN4135399	93.09.06	96.04.05
MN4135568	93.09.06	96.02.20
MN4137516	93.09.08	96.01.24
MN4138294	93.09.09	96.03.01
MN4144606	93.09.06	96.03.13
MN4146519	93.08.26	96.03.15
MN4149742	93.08.23	96.03.07
MN4154877	93.08.27	96.04.16
MN4157412	93.09.01	96.03.26
MN4163932	93.09.09	96.02.13
MN4166195	93.09.13	96.04.23
MN4169555	93.08.27	96.03.01
MN4176970	93.09.08	96.04.23
MN4179127	93.09.17	96.04.05
MN4190613	93.08.27	96.04.17
MN4190768	93.08.27	96.02.28
MN4190867	93.08.27	96.03.12
MN4191153	93.08.30	96.03.19
MN4202484	93.09.01	96.04.12
MN4221008	93.09.06	96.02.27
MN4230269	93.08.27	96.02.02
MN4230547	93.08.27	96.04.15
MN4235926	93.09.06	96.04.05
MN4236645	93.09.07	96.02.23
MN4239578	93.09.09	96.04.24
MN4239734	93.09.09	96.01.23
MN4241032	93.09.13	96.02.07
MN4241668	93.09.13	96.02.27
MN4243999	93.09.16	96.04.19
MN4246552	93.09.20	96.02.21
MN4255016	93.09.14	96.04.17
MN4255062	93.09.13	96.04.05
MN4258226	93.08.26	96.02.22
MN4260475	93.09.01	96.03.18
MN4265603	93.09.07	96.03.07
MN4268324	93.09.13	96.02.13
MN4269385	93.09.13	96.02.22
MN4272028	93.09.21	96.03.22
MN4277968	93.09.08	96.02.19
MN4278417	93.09.09	96.02.16
MN4284238	93.08.31	96.03.28
MN4288824	93.09.24	96.04.12
MN4291382	93.08.30	96.04.22
MN4292286	93.09.01	96.04.25
MN4292402	93.09.01	96.01.04
MN4294445	93.09.06	96.02.15
MN4298602	93.09.13	96.03.26
MN4298812	93.09.14	96.02.09
MN4302757	93.09.14	96.02.21
MN4305423	93.09.07	96.03.14
MN4307811	93.09.16	96.02.15
MN4310333	93.09.21	95.11.22
MN4318614	93.09.09	96.04.18
MN4319379	93.09.10	96.02.01
MN4320286	93.09.13	96.03.18
MN4322356	93.09.17	96.02.13
MN4323153	93.09.20	96.03.05
MN4323924	93.09.22	96.02.20
MN4326670	93.09.27	96.02.16
MN4327634	93.09.28	96.03.26
MN4327635	93.09.28	96.03.26
MN4330513	93.09.02	96.02.19
MN4330744	93.09.06	96.04.24
MN4331590	93.09.08	96.02.02
MN4332136	93.09.09	96.04.17
MN4337891	93.09.14	96.03.05
MN4339181	93.09.22	96.03.29
MN4341608	93.09.10	96.04.05
MN4348498	93.09.06	96.02.06
MN4356225	93.09.21	96.04.25
MN4359398	93.09.10	96.04.10
MN4362033	93.09.22	95.12.12
MN4370461	93.09.10	96.03.19
MN4371037	93.09.13	96.04.19
MN4371340	93.09.14	96.02.14
MN4386697	93.09.21	96.02.20
MN4394662	93.09.16	96.03.13
MN4395110	93.09.17	96.03.11
MN4397618	93.10.01	96.04.03
MN4405861	93.09.21	96.02.13
MN4412434	93.09.21	96.02.15
MN4414530	93.10.01	96.04.26
MN4414686	93.10.04	96.04.09
MN4421327	93.09.13	96.04.04
MN4422488	93.09.16	96.02.22
MN4430284	93.10.06	96.03.26
MN4436269	93.09.28	96.02.22
MN4436340	93.09.28	96.02.26
MN4437014	93.09.30	96.03.18
MN4438441	93.09.16	96.02.27
MN4440875	93.09.22	96.03.11
MN4440876	93.09.22	96.03.11
MN4466117	93.09.24	96.03.12
MN4476949	93.10.08	96.03.28
MN4485146	93.09.21	96.03.12
MN4486409	93.09.21	96.04.15
MN4488653	93.09.24	96.04.02
MN4492093	93.09.29	96.03.22
MN4492725	93.09.30	96.02.06
MN4493168	93.10.01	96.04.08
MN4496355	93.10.05	96.04.25
MN4500542	93.10.12	96.02.16
MN4508134	93.09.30	96.04.17
MN4510830	93.10.07	96.02.29
MN4511320	93.10.08	96.04.05
MN4513667	93.09.17	96.02.01
MN4516571	93.09.29	96.02.06
MN4520121	93.09.30	96.02.02
MN4522412	93.10.04	96.04.15
MN4523698	93.09.21	96.02.13
MN4527362	93.10.04	96.04.08
MN4531121	93.09.22	96.02.20
MN4531357	93.09.22	96.04.10
MN4531902	93.09.22	96.02.16
MN4535200	93.09.29	96.04.19
MN4543052	93.10.08	96.03.15
MN4543415	93.10.08	96.03.27
MN4550490	93.09.24	96.02.02
MN4552317	93.09.24	96.04.05

MN3025439	93.06.21	96.02.29
MN3026247	93.06.21	96.03.16
MN3028257	93.06.22	96.01.18
MN3033372	93.06.23	96.03.14
MN3036233	93.06.22	96.02.19
MN3038446	93.06.21	96.02.15
MN3046997	93.06.25	96.03.06
MN3047459	93.06.28	96.03.25
MN3050617	93.06.24	96.02.21
MN3051362	93.06.22	96.02.21
MN3054283	93.06.25	96.01.29
MN3056393	93.06.28	96.02.23
MN3060184	93.06.22	96.03.04
MN3061643	93.06.23	96.04.17
MN3075186	93.06.23	96.02.09
MN3077950	93.06.29	96.03.13
MN3097348	93.06.29	96.03.13
MN3098636	93.06.30	96.01.19
MN3099302	93.07.01	96.02.02
MN3100066	93.06.29	96.03.08
MN3101177	93.07.02	96.03.22
MN3105271	93.07.02	96.02.28
MN3106334	93.07.05	96.03.29
MN3107311	93.07.07	96.02.28
MN3108853	93.07.09	96.04.19
MN3111462	93.07.15	96.03.27
MN3112062	93.07.19	96.02.07
MN3117533	93.07.06	96.02.22
MN3125844	93.07.06	96.04.11
MN3129830	93.06.29	96.04.02
MN3131984	93.07.01	96.02.06
MN3133039	93.06.16	96.03.13
MN3133906	93.07.02	96.03.05
MN3139600	93.07.09	96.03.08
MN3143698	93.07.14	96.03.12
MN3144078	93.07.14	96.03.01
MN3144914	93.07.15	96.04.01
MN3154852	93.06.30	96.03.14
MN3160931	93.07.06	95.12.20
MN3165011	93.07.09	96.04.24
MN3167776	93.07.13	96.04.10
MN3177762	93.07.02	96.03.21
MN3179240	93.07.05	96.01.08
MN3189579	93.06.28	96.04.02
MN3190653	93.06.29	96.03.13
MN3193996	93.07.06	96.03.06
MN3198022	93.07.12	96.04.11
MN3201442	93.07.15	96.04.19
MN3204714	93.06.30	96.02.14
MN3207110	93.07.05	96.04.01
MN3215671	93.06.28	96.04.25
MN3219573	93.07.01	96.02.29
MN3221338	93.07.05	96.04.02
MN3221681	93.07.05	96.04.05
MN3223507	93.07.07	96.04.18
MN3224500	93.07.07	96.04.08
MN3224850	93.07.06	96.02.19
MN3226231	93.07.07	96.04.02
MN3231192	93.07.14	96.04.18
MN3236793	93.07.01	96.02.16
MN3236880	93.07.01	96.04.03
MN3241469	93.07.08	96.03.26
MN3245827	93.07.13	96.03.07
MN3248515	93.06.29	96.02.26
MN3248757	93.06.30	96.02.27
MN3249413	93.06.29	96.01.04
MN3249614	93.07.01	96.01.22
MN3250144	93.07.02	96.04.05
MN3252954	93.07.09	96.04.08
MN3256260	93.07.01	96.02.22
MN3256451	93.07.01	96.04.25
MN3257237	93.07.02	96.02.15
MN3258928	93.07.07	96.02.09
MN3259909	93.07.09	96.03.14
MN3261485	93.07.13	96.03.29
MN3262129	93.07.14	96.03.08
MN3262150	93.07.14	96.03.11
MN3264857	93.07.01	96.04.15
MN3267828	93.07.19	96.03.07
MN3267928	93.07.19	96.03.07
MN3268755	93.07.22	96.02.19
MN3270368	93.06.28	96.03.06
MN3270493	93.06.28	96.04.23
MN3270920	93.06.29	96.03.12
MN3271601	93.06.30	96.02.29
MN3273965	93.07.06	96.03.06
MN3274475	93.07.07	96.02.28
MN3274722	93.07.07	96.03.12
MN3274887	93.07.08	96.02.01
MN3278719	93.07.05	96.02.14
MN3281728	93.07.09	96.03.29
MN3287064	93.06.21	96.02.21
MN3295741	93.07.09	96.04.18
MN3297873	93.06.29	96.03.07
MN3298176	93.06.30	96.03.22
MN3300374	93.07.07	96.02.15
MN3300837	93.07.08	96.03.17
MN3300968	93.07.08	96.04.01
MN3303263	93.07.02	96.04.23
MN3304812	93.06.29	96.04.11
MN3309364	93.07.08	96.02.07
MN3314788	93.07.01	96.01.10
MN3317000	93.07.06	96.03.18
MN3317484	93.07.09	96.04.02
MN3321448	93.06.30	96.04.09
MN3324907	93.07.16	96.02.28
MN3330357	93.07.05	96.02.06
MN3341292	93.06.28	96.02.08
MN3353128	93.07.20	96.04.18
MN3361360	93.07.13	96.03.07
MN3362082	93.07.07	96.04.26
MN3362341	93.07.07	96.02.08
MN3365096	93.07.06	96.03.04
MN3366911	93.07.09	96.04.23
MN3367522	93.07.13	96.04.23
MN3369283	93.07.02	96.02.15
MN3374990	93.07.12	95.11.02
MN3377655	93.07.13	96.02.14
MN3382084	93.07.06	96.03.04
MN3384924	93.07.09	96.03.12
MN3385530	93.07.09	96.01.26
MN3388283	93.07.14	96.02.29
MN3388367	93.07.14	95.09.01
MN3388454	93.07.14	96.02.21
MN3391241	93.07.16	96.03.07
MN3394885	93.07.12	96.04.16
MN3395476	93.07.15	96.02.19
MN3397237	93.07.08	96.02.27
MN3397957	93.07.12	96.02.07
MN3399842	93.07.15	96.04.10
MN3399978	93.07.15	96.04.17
MN3400077	93.07.15	96.04.10
MN3400081	93.07.15	95.12.25
MN3400271	93.07.16	95.10.09
MN3401710	93.07.20	96.04.04
MN3409731	93.07.23	96.01.18
MN3413309	93.07.20	96.03.25
MN3418550	93.07.27	96.03.04
MN3420902	93.07.29	96.02.14
MN3422375	93.07.19	96.02.14
MN3427341	93.07.19	96.02.09
MN3434098	93.07.16	96.04.18
MN3437466	93.07.20	96.04.04
MN3440382	93.07.23	96.04.05
MN3442974	93.07.26	96.04.08
MN3449765	93.07.16	96.03.29
MN3452991	93.07.20	96.02.23
MN3454343	93.07.21	96.02.26
MN3456221	93.07.22	96.04.19
MN3460000	93.07.27	96.02.16
MN3460475	93.07.27	96.03.13
MN3463785	93.07.29	96.02.27
MN3464779	93.07.30	96.01.04
MN3464780	93.07.30	96.01.04
MN3470338	93.07.19	96.04.26
MN3470685	93.07.16	96.03.27
MN3471574	93.07.20	96.03.01
MN3479862	93.07.23	96.02.13
MN3481281	93.07.26	96.04.05
MN3483632	93.07.29	96.03.08
MN3485145	93.07.21	96.03.08
MN3492841	93.07.16	96.04.04
MN3494812	93.07.20	96.02.16
MN3505524	93.07.29	96.04.19
MN3506308	93.07.30	96.04.02
MN3507327	93.07.30	96.04.18
MN3508006	93.08.02	96.04.12
MN3508662	93.08.03	96.02.06
MN3536549	93.07.20	96.04.11
MN3542484	93.07.15	96.02.06
MN3544625	93.07.19	95.10.17
MN3545126	93.07.19	96.04.08
MN3553967	93.07.27	96.03.27
MN3555971	93.07.29	96.04.08
MN3556877	93.07.29	96.04.16
MN3557418	93.07.30	96.03.28
MN3563625	93.07.22	96.02.13
MN3566621	93.07.28	96.02.23
MN3568295	93.07.30	96.04.25
MN3568787	93.08.02	96.04.26
MN3570202	93.08.04	96.03.27
MN3572629	93.07.20	96.04.23
MN3578516	93.07.30	96.03.08
MN3582774	93.07.23	96.02.22
MN3583479	93.07.27	96.02.07
MN3589234	93.07.22	96.02.15
MN3597981	93.07.23	96.04.17
MN3598716	93.07.26	96.03.11
MN3600793	93.07.29	96.02.08
MN3610572	93.07.21	96.04.26
MN3611782	93.08.03	96.02.02
MN3614170	93.07.21	96.03.29
MN3616233	93.07.23	96.04.25
MN3617371	93.07.26	96.04.05
MN3621495	93.07.30	96.01.12
MN3623451	93.08.03	96.04.19
MN3628544	93.07.19	96.04.26
MN3629520	93.07.30	96.04.15
MN3631475	93.07.28	96.02.13
MN3639431	93.07.19	96.03.12
MN3641214	93.07.21	96.02.02
MN3643049	93.07.22	96.02.09
MN3643373	93.07.23	96.04.04
MN3643530	93.07.23	96.03.01
MN3644070	93.07.23	96.02.15
MN3644412	93.07.23	96.03.01
MN3645016	93.07.26	96.03.11
MN3646950	93.07.28	96.02.22
MN3656819	93.07.26	96.04.11
MN3663991	93.07.29	96.02.06
MN3667288	93.08.06	96.03.07
MN3669237	93.08.12	96.03.28
MN3672040	93.07.23	96.02.02
MN3674068	93.08.02	96.04.08
MN3675554	93.07.26	95.12.18
MN3676748	93.08.03	96.02.06
MN3679845	93.08.16	96.02.15
MN3680849	93.07.27	96.04.23
MN3682628	93.08.04	96.02.07
MN3686658	93.07.29	96.02.13
MN3688961	93.07.29	96.04.08
MN3702738	93.08.03	96.02.13
MN3703503	93.08.04	96.01.29
MN3709141	93.07.28	95.12.12
MN3715067	93.07.26	96.03.27
MN3718056	93.08.10	96.04.08
MN3718220	93.08.09	96.03.18
MN3720833	93.08.02	96.02.09
MN3720882	93.08.03	96.01.11
MN3721199	93.07.29	96.03.04
MN3721887	93.08.04	96.02.26
MN3722016	93.07.26	96.03.07
MN3724974	93.07.30	96.04.26
MN3728447	93.08.04	96.04.23
MN3729616	93.08.05	96.03.12
MN3731432	93.08.09	96.02.21
MN3731635	93.08.06	95.12.08
MN3732171	93.08.06	96.02.20
MN3733226	93.08.10	96.01.22
MN3733840	93.08.11	96.02.20

MN2393276	93.05.10	96.02.13
MN2394352	93.05.10	96.02.07
MN2398710	93.05.10	96.04.22
MN2399369	93.05.11	96.03.06
MN2402041	93.05.11	96.04.09
MN2403687	93.05.11	96.04.18
MN2403717	93.05.10	95.11.27
MN2404552	93.05.12	96.03.21
MN2406473	93.05.10	96.02.15
MN2409970	93.05.14	96.04.01
MN2411784	93.05.17	96.04.08
MN2414117	93.05.11	96.04.09
MN2414912	93.05.21	96.04.16
MN2422126	93.05.12	96.04.10
MN2424017	93.05.11	96.03.07
MN2429348	93.05.11	95.05.09
MN2430596	93.05.13	96.02.06
MN2431893	93.05.12	96.03.19
MN2435533	93.05.19	96.02.13
MN2441766	93.05.14	96.04.08
MN2441904	93.05.17	96.04.26
MN2445654	93.05.20	96.02.27
MN2446426	93.05.18	96.04.18
MN2448605	93.05.12	96.04.19
MN2448817	93.05.12	95.12.20
MN2449636	93.05.12	96.02.08
MN2456676	93.05.14	96.02.14
MN2460668	93.05.20	96.03.28
MN2469220	93.05.14	96.03.22
MN2473355	93.05.14	96.02.13
MN2480564	93.05.17	95.12.27
MN2484961	93.05.14	96.03.22
MN2486707	93.05.13	95.11.07
MN2490323	93.05.18	96.03.21
MN2491149	93.05.17	96.03.29
MN2492123	94.03.21	96.02.26
MN2492298	93.05.13	95.11.21
MN2499013	93.05.12	96.02.09
MN2500821	93.06.01	96.04.30
MN2501680	93.05.20	96.04.09
MN2501681	93.05.20	96.04.09
MN2502321	93.05.18	96.04.30
MN2504030	93.05.19	96.04.12
MN2504182	93.05.19	96.02.26
MN2504265	93.05.19	96.02.16
MN2504846	93.05.19	96.02.01
MN2508515	93.05.17	96.02.13
MN2508794	93.05.18	96.03.04
MN2513145	93.05.18	96.04.17
MN2513776	93.05.18	96.02.29
MN2517139	93.05.19	96.03.19
MN2521878	93.05.20	96.04.18
MN2528410	93.05.19	96.02.19
MN2529078	93.05.14	96.02.22
MN2532400	93.05.19	96.01.29
MN2535036	93.05.17	95.11.29
MN2535042	93.05.17	96.04.18
MN2538576	93.05.24	96.03.28
MN2539347	93.05.25	96.02.06
MN2539498	93.05.27	96.04.04

MN2542118	93.05.20	96.03.22
MN2549373	93.05.20	96.04.03
MN2550559	93.05.25	96.04.22
MN2551516	93.05.20	96.04.26
MN2555743	93.05.20	96.03.29
MN2559663	93.05.21	95.12.28
MN2559862	93.05.20	96.01.26
MN2562439	93.05.20	96.03.07
MN2562558	93.05.20	96.01.25
MN2568059	93.05.19	96.04.24
MN2570703	93.05.19	96.02.06
MN2571349	93.05.21	96.03.22
MN2572088	93.05.19	96.04.30
MN2575596	93.05.21	96.04.17
MN2577741	93.05.21	96.03.11
MN2580567	93.05.25	96.02.05
MN2581589	93.05.24	96.04.22
MN2582745	93.05.20	96.03.27
MN2583796	93.05.27	96.04.03
MN2583860	93.05.31	96.03.05
MN2587992	93.05.24	96.03.27
MN2601762	93.05.21	96.02.06
MN2603463	93.05.24	96.03.07
MN2607076	93.05.20	96.03.18
MN2610145	93.05.25	96.02.05
MN2613637	93.05.26	96.02.29
MN2613881	93.05.26	96.04.17
MN2617890	93.05.26	96.03.28
MN2618744	93.06.11	96.03.25
MN2623191	93.05.19	96.03.04
MN2623749	93.05.24	95.12.19
MN2624734	93.05.26	96.02.06
MN2624847	93.05.26	96.03.12
MN2625876	93.05.21	96.02.08
MN2637239	93.05.27	96.01.04
MN2638951	93.05.28	96.02.19
MN2643690	93.05.26	96.04.14
MN2645412	93.05.28	96.04.01
MN2649511	93.05.27	96.02.09
MN2651551	93.05.28	96.02.09
MN2653084	93.06.01	96.04.25
MN2656409	93.05.27	96.04.30
MN2657852	93.05.28	96.01.23
MN2660817	93.06.07	96.04.05
MN2661130	93.05.28	96.04.24
MN2661430	93.05.31	96.04.02
MN2661964	93.06.01	96.02.08
MN2664839	93.05.26	96.03.26
MN2674096	93.05.28	96.03.06
MN2674391	93.05.28	96.04.30
MN2674600	93.05.31	96.02.06
MN2677092	93.05.31	96.04.08
MN2678661	93.05.28	96.01.30
MN2688114	93.05.31	96.01.23
MN2691153	93.05.25	96.03.18
MN2695667	93.06.04	96.04.05
MN2699249	93.05.28	96.04.24
MN2700412	93.06.01	96.03.19
MN2702942	93.05.28	96.03.06
MN2707053	93.05.28	96.04.22

MN2707407	93.06.10	96.04.24
MN2709058	93.05.28	96.03.07
MN2713158	93.05.31	96.02.09
MN2718390	93.06.04	96.04.10
MN2721054	93.05.28	96.02.21
MN2722990	93.06.03	96.03.15
MN2729219	93.06.02	96.04.12
MN2747060	93.06.01	96.04.01
MN2749752	93.06.03	96.02.21
MN2754894	93.06.04	96.01.31
MN2755431	93.06.01	95.11.01
MN2756194	93.06.07	96.02.29
MN2758207	93.06.03	96.02.08
MN2759751	93.06.04	96.03.14
MN2762097	93.06.01	96.03.19
MN2762867	93.06.04	96.04.15
MN2763579	93.06.10	96.03.19
MN2763980	93.06.16	96.03.27
MN2764446	93.06.03	96.04.30
MN2769006	93.06.04	96.01.29
MN2770602	93.06.07	96.04.19
MN2771189	93.06.03	96.04.19
MN2773690	93.06.07	96.03.12
MN2778836	93.06.07	96.03.08
MN2779557	93.06.07	96.04.08
MN2787971	93.06.04	96.02.20
MN2799519	93.06.07	96.03.01
MN2799912	93.06.08	96.03.01
MN2801083	93.06.10	96.04.22
MN2801723	93.06.10	96.04.15
MN2804958	93.06.07	96.03.25
MN2805230	93.06.08	96.04.09
MN2816808	93.06.03	96.03.19
MN2816902	93.06.03	96.02.23
MN2819434	93.06.10	96.02.19
MN2823785	93.06.11	96.03.05
MN2824408	93.06.07	96.04.10
MN2829031	93.06.07	96.02.14
MN2831198	93.06.10	96.02.20
MN2835980	93.06.11	96.02.21
MN2841371	93.06.07	96.02.13
MN2846454	93.06.11	96.02.05
MN2848808	93.06.11	96.04.30
MN2848848	93.06.11	96.03.14
MN2849349	93.06.10	96.03.22
MN2850501	93.06.14	96.04.16
MN2859206	93.06.10	96.03.15
MN2863312	93.06.15	96.03.15
MN2864975	93.06.14	96.04.11
MN2867433	93.06.11	96.02.01
MN2868994	93.06.10	96.04.05
MN2873542	93.06.16	96.02.20
MN2874380	93.06.14	96.03.05
MN2874464	93.06.14	95.10.18
MN2875407	93.06.15	96.02.23
MN2879179	93.06.23	96.03.26
MN2881503	93.06.14	96.02.05
MN2886297	93.06.15	96.03.04
MN2886586	93.06.15	96.04.03
MN2890044	93.06.10	96.03.12

MN2890431	93.06.14	96.04.09
MN2890686	93.06.14	96.04.16
MN2891758	93.06.14	96.03.25
MN2896484	93.06.14	96.04.08
MN2898083	93.06.10	96.03.01
MN2901909	93.06.11	95.12.14
MN2902815	93.06.18	95.10.27
MN2907425	93.06.15	96.03.04
MN2910043	93.06.15	96.02.16
MN2912956	93.06.15	96.03.25
MN2913475	93.06.14	96.02.06
MN2915654	93.06.16	96.02.29
MN2919677	93.06.16	96.04.30
MN2922074	93.06.17	96.04.25
MN2922463	93.06.17	96.04.05
MN2925501	93.06.17	96.04.12
MN2925595	93.06.17	96.02.19
MN2927314	93.06.16	96.04.01
MN2927746	93.06.17	96.04.05
MN2930009	93.06.14	96.03.01
MN2930021	93.06.14	96.03.01
MN2930925	93.06.15	96.02.16
MN2931105	93.06.14	96.03.15
MN2931731	93.06.15	95.12.12
MN2937517	93.06.16	96.04.17
MN2941297	93.06.16	96.02.14
MN2943391	93.06.16	96.03.19
MN2949263	93.06.15	96.04.24
MN2949284	93.06.15	96.03.14
MN2951229	93.06.17	96.04.18
MN2958051	93.06.21	96.03.05
MN2964188	93.06.16	96.04.16
MN2969631	93.06.21	96.02.19
MN2969778	93.06.21	96.04.23
MN2970222	93.06.21	96.04.25
MN2973299	93.06.21	96.04.26
MN2976389	93.06.17	96.03.26
MN2976627	93.06.17	96.03.04
MN2977395	93.06.16	96.01.29
MN2979912	93.06.21	96.04.10
MN2982533	93.06.17	96.02.15
MN2983000	93.06.17	96.04.20
MN2987819	93.06.21	96.03.25
MN2989840	93.06.22	96.04.22
MN2990057	93.06.17	96.04.01
MN2995041	93.06.18	96.03.11
MN2995076	93.06.18	96.01.17
MN2995388	93.06.18	96.03.26
MN2995476	93.06.18	96.01.17
MN2996137	93.06.21	96.03.28
MN2999010	93.06.17	96.03.08
MN3002687	93.06.18	96.01.12
MN3006132	93.06.21	96.04.09
MN3009870	93.06.21	95.12.15
MN3012495	93.06.18	96.03.01
MN3013570	93.06.22	96.04.05
MN3014696	93.06.25	96.03.28
MN3017999	93.06.21	96.02.13
MN3018036	93.06.18	96.01.05
MN3022277	93.06.24	96.04.25

MN1833900	93.03.24	96.04.11
MN1835018	93.03.24	96.04.02
MN1837081	93.03.23	96.04.22
MN1837690	93.03.24	96.03.13
MN1840599	93.03.26	96.04.18
MN1844122	93.03.26	96.02.14
MN1847549	93.03.25	96.02.09
MN1848786	93.04.09	96.04.24
MN1856632	93.03.26	96.03.25
MN1856947	93.03.29	96.04.22
MN1857442	93.03.26	96.03.13
MN1858636	93.03.25	96.02.26
MN1862289	93.03.29	96.04.22
MN1865145	93.03.29	96.03.28
MN1870484	93.03.31	96.02.29
MN1870612	93.03.31	96.03.19
MN1871163	93.03.30	96.03.11
MN1871401	93.03.30	96.01.12
MN1871671	93.03.31	96.03.29
MN1872773	93.03.31	96.04.22
MN1875393	93.03.26	96.04.09
MN1884612	93.03.29	96.02.23
MN1886033	93.03.29	96.02.21
MN1886625	93.03.31	96.03.26
MN1887723	93.03.31	96.02.22
MN1891193	93.04.01	96.04.17
MN1891622	93.03.31	96.04.16
MN1892572	93.03.31	96.04.15
MN1893842	93.03.31	96.02.09
MN1897996	93.03.30	96.04.09
MN1902686	93.04.01	96.04.15
MN1904724	93.04.01	96.02.02
MN1911628	93.04.01	96.03.19
MN1915137	93.04.01	96.02.22
MN1920336	93.04.01	96.03.04
MN1925394	93.04.02	96.04.16
MN1925547	93.04.02	96.02.06
MN1928682	93.04.05	96.02.18
MN1930640	93.04.07	95.11.24
MN1934725	93.04.05	96.04.03
MN1938721	93.04.05	96.04.30
MN1942571	93.04.05	96.03.06
MN1944450	93.04.02	96.04.23
MN1946146	93.04.02	95.11.30
MN1951059	93.04.05	96.03.25
MN1956238	93.04.06	96.02.28
MN1956941	93.04.07	96.04.16
MN1961285	93.04.05	96.03.21
MN1972532	93.04.05	96.02.15
MN1973731	93.04.09	96.01.18
MN1975995	93.04.08	96.02.15
MN1983136	93.04.07	96.02.26
MN1987098	93.04.05	96.04.24
MN1987509	93.04.06	96.02.05
MN1988172	93.04.05	96.04.30
MN1989223	93.04.07	96.04.25
MN1990824	93.04.06	96.03.28
MN1993518	93.04.08	96.02.26
MN1994244	93.04.08	96.02.21
MN1994551	93.04.08	96.02.07
MN1994558	93.04.08	96.02.26
MN1996341	93.04.08	96.04.12
MN1999466	93.04.08	96.04.02
MN2004924	93.04.07	96.04.10
MN2006724	93.04.09	96.02.10
MN2007535	93.04.08	96.03.12
MN2014150	93.04.16	96.03.12
MN2015786	93.04.08	96.03.15
MN2016059	93.04.06	96.04.24
MN2019454	93.04.09	96.03.22
MN2029334	93.04.09	96.02.26
MN2030725	93.04.13	95.10.27
MN2032115	93.04.08	96.01.31
MN2034687	93.04.13	96.03.11
MN2041228	93.04.09	96.04.22
MN2042585	93.04.12	96.04.04
MN2045759	93.04.14	96.03.29
MN2046455	93.04.19	96.04.15
MN2049013	93.04.09	95.10.11
MN2051055	93.04.08	96.02.09
MN2052670	93.04.09	96.02.07
MN2054559	93.04.12	96.04.19
MN2054865	93.04.13	96.02.19
MN2056303	93.04.08	96.03.27
MN2056356	93.04.08	96.03.25
MN2056604	93.04.09	96.02.28
MN2056647	93.04.09	96.02.28
MN2057031	93.04.12	96.03.05
MN2058071	93.04.13	96.04.04
MN2062516	93.04.14	96.02.29
MN2062833	93.04.15	96.02.01
MN2063209	93.04.14	96.04.17
MN2064740	93.04.20	96.04.12
MN2065332	93.04.13	96.03.05
MN2065548	93.04.14	96.04.15
MN2066514	93.04.15	96.04.15
MN2066516	93.04.15	96.03.28
MN2072714	93.04.16	96.04.12
MN2075582	93.04.09	96.03.06
MN2077943	93.04.13	96.02.09
MN2080701	93.04.12	96.04.16
MN2080991	93.04.13	96.02.01
MN2082624	93.04.14	96.03.29
MN2084976	93.04.15	96.02.27
MN2086528	93.04.27	96.04.02
MN2086655	93.04.30	96.04.12
MN2098029	93.04.15	96.02.26
MN2101136	93.04.15	96.03.04
MN2103992	93.04.15	96.03.28
MN2109162	93.04.15	96.02.06
MN2111735	93.04.16	96.04.16
MN2115377	93.04.14	96.03.26
MN2117454	93.04.13	96.02.05
MN2119707	93.04.19	95.11.13
MN2123389	93.04.16	96.04.17
MN2126900	93.04.19	96.02.15
MN2128956	93.04.27	96.04.15
MN2130096	93.04.19	96.03.25
MN2131018	93.04.19	95.09.25
MN2132373	93.04.19	96.03.14
MN2132587	93.04.20	96.03.26
MN2132670	93.04.20	96.02.28
MN2135711	93.04.20	96.04.18
MN2135721	93.04.20	96.04.18
MN2139644	93.04.19	96.02.09
MN2141634	93.04.21	96.04.05
MN2141860	93.04.23	96.04.03
MN2154985	93.04.20	96.03.26
MN2157549	93.04.16	96.02.02
MN2159129	93.04.20	96.02.22
MN2160513	93.04.20	96.03.08
MN2166806	93.04.20	96.02.07
MN2171207	93.04.20	96.02.26
MN2171456	93.04.21	96.02.26
MN2174414	93.04.20	96.04.18
MN2174649	93.04.19	96.03.29
MN2177226	93.04.21	96.04.05
MN2178050	93.04.16	96.02.23
MN2178213	93.04.19	96.04.17
MN2178771	93.04.19	96.02.28
MN2181729	93.04.22	96.03.11
MN2184691	93.04.22	96.04.15
MN2185346	93.04.23	96.03.15
MN2185347	93.04.23	96.03.15
MN2187674	93.04.23	96.02.15
MN2189779	93.04.22	95.11.30
MN2191646	93.04.26	96.03.18
MN2192117	93.04.19	96.02.20
MN2192188	93.04.20	96.04.24
MN2194359	93.04.21	96.04.04
MN2194360	93.04.21	96.04.04
MN2198591	93.04.23	96.02.23
MN2201329	93.04.21	96.03.19
MN2203871	93.04.22	96.04.06
MN2207103	93.04.21	96.02.05
MN2209164	93.04.26	96.04.22
MN2210748	93.04.23	96.02.02
MN2213296	93.04.20	96.04.26
MN2213614	93.04.21	96.03.12
MN2214874	93.04.23	96.04.08
MN2216049	93.04.20	96.03.14
MN2216465	93.04.20	96.03.15
MN2217681	93.05.06	96.03.06
MN2217712	93.05.06	96.04.09
MN2222823	93.04.26	96.03.22
MN2223365	93.04.26	96.04.02
MN2226596	93.04.23	96.04.12
MN2232413	93.04.23	96.03.22
MN2234146	93.04.21	96.04.17
MN2235679	93.04.23	96.03.26
MN2235801	93.04.23	96.02.23
MN2237007	93.04.19	96.02.09
MN2238038	93.04.27	96.04.18
MN2238444	93.04.26	96.04.15
MN2245851	93.04.27	96.02.21
MN2246336	93.05.12	96.04.01
MN2249450	93.05.06	96.04.03
MN2252537	93.04.26	96.02.01
MN2256077	93.04.27	96.03.25
MN2256439	93.04.28	96.04.30
MN2256639	93.04.27	96.03.22
MN2260050	93.04.26	96.02.28
MN2262036	93.04.26	96.03.13
MN2262395	93.04.27	96.03.15
MN2263910	93.04.27	96.03.19
MN2265249	93.04.26	96.04.10
MN2265297	93.04.23	96.03.27
MN2266234	93.04.23	96.04.18
MN2267669	93.04.23	96.02.28
MN2268631	93.05.07	96.03.25
MN2269036	93.04.28	96.04.25
MN2271706	93.04.30	96.04.18
MN2273451	93.04.28	96.04.24
MN2273745	93.04.30	96.03.13
MN2275066	93.04.27	96.04.22
MN2276351	93.04.26	96.03.21
MN2276514	93.04.23	96.04.26
MN2278569	93.04.26	96.04.30
MN2283910	93.04.30	96.02.06
MN2289757	93.05.06	96.04.03
MN2292356	93.04.26	96.04.17
MN2292930	93.04.27	96.01.09
MN2295755	93.04.28	96.02.28
MN2295788	93.04.28	96.03.27
MN2296391	93.05.06	96.04.30
MN2305143	93.04.27	96.02.19
MN2313638	93.05.06	96.03.13
MN2314966	93.04.28	95.12.28
MN2316085	93.05.06	96.04.12
MN2317238	93.05.06	96.02.05
MN2317407	93.05.07	96.04.02
MN2320242	93.04.28	96.02.14
MN2323564	93.05.06	96.04.22
MN2323978	93.05.13	96.02.02
MN2325617	93.05.07	96.03.11
MN2328734	93.05.10	96.04.11
MN2330308	93.04.30	96.03.01
MN2333929	93.04.30	96.04.24
MN2334861	93.05.10	96.02.29
MN2346914	93.05.10	96.02.05
MN2347042	93.05.12	96.04.17
MN2347136	93.05.12	96.04.02
MN2347982	93.05.18	96.03.13
MN2352289	93.05.10	96.04.03
MN2352496	93.05.10	96.02.29
MN2362322	93.05.06	96.02.26
MN2362840	93.05.06	96.04.10
MN2365867	93.05.11	96.04.16
MN2366385	93.05.12	96.02.27
MN2367930	93.05.18	96.03.05
MN2372011	93.05.11	96.03.19
MN2373576	93.05.07	96.03.15
MN2374756	93.05.20	96.03.07
MN2376793	93.05.10	96.03.26
MN2377825	93.05.21	96.02.26
MN2381048	93.05.10	96.04.15
MN2385155	93.05.11	95.11.15
MN2387214	93.05.11	96.04.12
MN2390784	93.05.11	96.03.27
MN2392580	93.05.13	96.03.13

MN1251468	93.02.09	96.03.14
MN1251559	93.02.09	96.03.11
MN1259677	93.02.16	96.04.05
MN1262279	93.02.15	95.12.21
MN1266569	93.02.22	96.02.16
MN1269146	93.02.10	95.12.27
MN1270421	93.02.16	96.04.02
MN1273076	93.02.12	96.02.26
MN1273853	93.02.15	96.02.07
MN1276962	93.02.19	96.02.21
MN1279195	93.02.15	95.11.09
MN1281478	93.02.12	96.04.24
MN1285044	93.02.12	95.12.05
MN1287370	93.02.12	96.02.07
MN1289173	93.02.18	96.03.14
MN1296540	93.02.12	96.03.01
MN1298813	93.02.16	96.03.28
MN1299226	93.02.18	96.03.18
MN1301702	93.02.18	96.01.09
MN1302378	93.02.18	96.02.06
MN1304486	93.02.15	96.04.08
MN1307845	93.02.17	96.03.29
MN1308147	93.02.15	96.03.19
MN1316428	93.02.22	96.03.04
MN1317106	93.02.17	96.02.23
MN1318160	93.02.18	96.03.08
MN1321503	93.02.17	96.02.16
MN1322010	93.02.18	96.02.06
MN1322841	93.02.19	96.03.21
MN1323105	93.02.16	96.02.14
MN1324445	93 02.16	96.01.26
MN1325530	93.02.17	96.02.19
MN1326331	93.02.18	96.02.02
MN1326439	93.02.18	96.03.12
MN1327854	93.03.02	96.03.29
MN1328800	93.02.17	96.02.06
MN1330541	93.02.18	96.04.10
MN1331296	93.02.22	96.03.18
MN1331998	93.02.23	96.04.10
MN1335911	93.02.18	96.04.26
MN1340634	93.02.19	96.02.08
MN1343371	93.02.17	96.03.18
MN1345164	93.02.18	96.04.23
MN1349012	93.02.17	96.03.18
MN1357257	93.02.19	95.10.31
MN1360946	93.02.22	96.03.25
MN1361480	93.02.22	96.03.07
MN1361893	93.02.23	96.02.26
MN1362828	93.02.22	96.02.15
MN1362939	93.02.22	96.04.08
MN1370515	93.02.19	96.04.12
MN1371732	93.02.18	96.01.18
MN1373305	93.02.22	96.04.25
MN1374260	93.02.18	96.02.28
MN1382848	93.02.25	96.03.15
MN1384849	93.03.04	96.02.26
MN1384888	93.03.04	96.02.20
MN1384913	93.03.05	96.02.06
MN1387956	93.02.22	96.04.15
MN1388834	93.02.24	96.04.08

MN1389742	93.02.23	96.04.16
MN1392160	93.02.18	96.03.22
MN1392312	93.02.24	95.11.28
MN1395531	93.02.23	96.02.19
MN1399060	93.02.23	96.03.12
MN1399575	93.02.24	96.02.28
MN1402827	93.02.24	96.02.21
MN1411294	93.02.26	96.02.28
MN1413937	93.03.04	96.02.26
MN1416515	93.03.04	96.02.19
MN1417338	93.02.25	96.02.09
MN1417673	93.02.24	96.03.05
MN1418739	93.02.23	96.02.27
MN1425541	93.02.25	96.04.17
MN1425644	93.02.25	96.02.09
MN1426956	93.02.23	96.04.12
MN1427616	93.02.25	96.02.19
MN1430579	93.02.25	96.03.05
MN1430643	93.02.25	96.04.10
MN1443463	93.02.23	96.04.19
MN1443612	93.02.26	96.03.06
MN1444192	93.02.25	96.04.15
MN1447040	93.02.23	95.11.24
MN1447041	93.02.23	95.11.24
MN1447042	93.02.23	95.11.24
MN1451716	93.02.24	96.04.16
MN1452120	93.02.25	96.02.27
MN1461959	93.02.26	96.02.22
MN1463724	93.03.05	95.12.11
MN1465342	93.03.01	96.03.15
MN1466176	93.02.25	96.02.08
MN1467653	93.02.24	96.04.15
MN1467936	93.02.25	96.02.20
MN1470811	93.03.01	96.02.16
MN1471059	93.02.26	96.04.18
MN1472843	93.02.26	96.03.25
MN1477893	93.03.03	96.04.22
MN1478440	93.03.01	96.03.05
MN1479707	93.03.01	96.02.01
MN1480021	93.03.01	96.02.09
MN1494917	93.03.03	96.02.23
MN1497398	93.03.02	96.03.12
MN1498339	93.03.01	96.02.16
MN1503207	93.03.04	96.04.01
MN1503208	93.03.04	96.04.01
MN1504793	93.03.03	96.01.31
MN1505093	93.03.03	96.02.26
MN1505608	93.03.03	96.04.25
MN1508044	93.03.01	96.04.19
MN1512326	93.03.03	96.02.13
MN1513025	93.03.03	96.03.26
MN1515034	93.03.03	96.04.25
MN1515656	93.03.03	96.03.26
MN1516124	93.03.01	96.04.30
MN1524650	93.03.04	96.03.18
MN1526799	93.03.04	96.03.21
MN1528793	93.03.04	96.03.12
MN1529344	93.03.02	96.03.12
MN1529930	93.03.02	96.02.02
MN1530665	93.03.04	96.03.04

MN1532057	93.03.02	96.02.29
MN1537420	93.03.05	96.02.13
MN1544276	93.03.05	96.02.26
MN1544715	93.03.05	96.03.21
MN1547009	93.03.03	96.03.14
MN1557097	93.03.04	96.02.23
MN1557140	93.03.04	96.03.27
MN1558229	93.03.03	96.03.15
MN1559965	93.03.09	96.03.01
MN1561537	93.03.09	96.03.18
MN1564310	93.03.03	96.03.20
MN1564542	93.03.04	96.01.30
MN1567675	93.03.04	96.03.08
MN1568546	93.03.09	96.04.02
MN1570444	93.03.04	96.02.27
MN1571295	93.03.09	96.03.04
MN1572621	93.03.08	96.03.25
MN1577672	93.03.10	96.04.10
MN1579408	93.03.09	96.04.01
MN1584315	93.03.12	96.02.07
MN1595198	93.03.09	96.01.23
MN1597018	93.03.09	96.04.22
MN1602138	93.03.10	96.04.04
MN1602619	93.03.11	96.03.22
MN1606153	93.03.05	96.03.21
MN1609739	93.03.09	96.03.21
MN1611591	93.03.10	96.03.25
MN1613161	93.03.10	96.03.12
MN1613503	93.03.10	96.04.24
MN1613937	93.03.12	96.04.19
MN1616417	93.03.11	96.04.26
MN1618671	93.03.10	96.04.11
MN1620920	93.03.11	96.02.05
MN1622674	93.03.12	96.02.01
MN1624932	93.03.15	96.03.27
MN1625305	93.03.08	96.02.07
MN1625949	93.03.09	96.04.24
MN1628772	93.03.22	96.04.05
MN1629435	93.03.12	95.11.28
MN1631621	93.03.16	96.02.01
MN1633504	93.03.11	96.04.26
MN1642438	93.03.10	96.04.15
MN1648806	93.03.18	96.04.02
MN1649126	93.03.11	95.12.14
MN1651534	93.03.11	96.03.29
MN1654302	93.03.12	96.02.16
MN1654785	93.03.11	95.09.12
MN1657575	93.03.19	95.11.14
MN1658223	93.03.15	96.04.19
MN1663071	93.03.11	96.03.28
MN1663650	93.03.12	96.02.08
MN1664168	93.03.10	95.12.04
MN1666044	93.03.16	96.03.25
MN1671491	93.03.15	96.02.27
MN1673076	93.03.16	96.03.12
MN1673988	93.03.16	96.03.21
MN1678371	93.03.16	96.02.26
MN1681959	93.03.12	96.04.01
MN1686075	93.03.12	96.02.08
MN1688286	93.03.10	96.03.07

MN1689955	93.03.15	96.03.07
MN1690622	93.03.17	96.03.19
MN1693046	93.03.12	96.04.15
MN1696256	93.03.11	96.03.07
MN1696521	93.03.15	96.02.08
MN1696913	93.03.16	96.03.13
MN1697083	93.03.17	96.03.22
MN1704208	93.03.17	96.04.11
MN1705042	93.03.11	96.02.26
MN1707128	93.03.12	96.03.26
MN1708237	93.03.17	96.03.29
MN1710165	93.03.16	96.03.21
MN1711641	93.03.23	96.02.29
MN1711860	93.03.19	96.02.23
MN1717281	93.03.18	96.03.19
MN1719461	93.03.22	96.03.04
MN1723624	93.03.16	96.02.23
MN1725359	93.03.17	96.02.16
MN1728266	93.03.19	96.03.25
MN1729707	93.03.19	95.11.02
MN1731454	93.03.18	96.03.21
MN1734914	93.03.19	96.03.22
MN1735372	93.03.18	96.04.04
MN1742845	93.03.18	96.03.14
MN1745368	93.03.30	96.04.22
MN1749296	93.03.22	96.02.28
MN1753150	93.03.19	96.04.22
MN1756186	93.03.19	96.04.12
MN1756278	93.03.19	96.02.01
MN1760068	93.03.17	96.04.29
MN1761021	93.03.19	95.12.13
MN1768176	93.03.22	96.02.08
MN1768235	93.03.22	96.02.01
MN1768866	93.03.22	96.02.15
MN1769788	93.03.30	96.04.17
MN1771614	93.03.24	96.04.15
MN1772130	93.03.22	96.03.18
MN1781706	93.03.22	96.02.19
MN1783131	93.03.19	96.04.18
MN1786044	93.03.23	96.04.05
MN1791601	93.03.24	96.01.10
MN1792799	93.04.01	96.04.17
MN1794418	93.03.23	96.04.18
MN1802836	93.03.23	96.03.15
MN1803736	93.03.24	96.04.01
MN1804632	93.03.24	96.03.27
MN1805340	93.03.23	96.01.25
MN1807231	93.03.24	96.02.29
MN1808560	93.03.24	96.03.18
MN1808938	93.03.25	96.02.14
MN1809587	93.03.25	96.03.25
MN1811017	93.03.23	96.02.19
MN1818854	93.03.24	96.03.13
MN1819153	93.03.24	96.04.22
MN1819328	93.03.24	96.04.09
MN1823969	93.03.26	96.02.23
MN1824993	93.03.25	96.04.30
MN1825566	93.04.07	96.04.23
MN1833028	93.03.23	96.02.29
MN1833243	93.03.24	96.03.18

MN0756299	93.01.06	96.01.29
MN0761156	93.01.08	96.04.08
MN0761174	93.01.08	96.02.20
MN0764916	93.01.12	96.03.18
MN0766363	93.01.06	95.12.12
MN0766538	93.01.06	95.12.11
MN0772612	93.01.22	96.03.14
MN0773966	93.01.12	96.04.19
MN0775101	93.01.08	96.02.22
MN0775376	93.01.11	96.02.29
MN0775594	93.01.08	95.07.25
MN0780853	93.01.12	96.04.18
MN0781806	93.01.07	96.01.12
MN0786348	93.01.08	96.02.08
MN0787226	93.01.11	96.02.23
MN0789194	93.01.08	96.02.26
MN0790671	93.01.11	95.10.05
MN0794335	93.01.19	96.03.15
MN0795845	93.01.12	96.04.23
MN0796870	93.01.11	96.03.09
MN0796964	93.01.12	96.02.19
MN0797265	93.01.11	96.02.23
MN0797483	93.01.08	96.02.15
MN0801163	93.01.08	96.04.19
MN0801317	93.01.08	95.11.17
MN0805388	93.01.12	96.02.29
MN0806458	93.01.12	96.02.01
MN0809831	93.01.13	96.04.11
MN0811002	93.01.11	96.03.28
MN0814749	93.01.18	96.04.10
MN0816120	93.01.12	96.03.14
MN0816465	93.01.13	96.02.23
MN0820332	93.01.11	96.04.03
MN0823667	93.01.14	96.03.07
MN0825474	93.01.18	96.02.02
MN0827241	93.01.18	96.02.19
MN0830380	93.01.12	96.03.25
MN0830381	93.01.12	96.03.25
MN0830382	93.01.12	96.03.25
MN0838251	93.01.18	96.03.05
MN0838905	93.01.20	96.02.02
MN0841341	93.01.13	96.03.15
MN0841737	93.01.18	96.02.23
MN0843731	93.01.14	96.03.07
MN0847915	93.01.14	96.02.28
MN0848793	93.01.18	96.04.15
MN0852364	93.01.18	96.03.15
MN0857604	93.01.14	96.04.24
MN0858805	93.01.18	96.02.15
MN0860094	93.01.18	96.03.04
MN0861881	93.01.27	96.04.26
MN0863817	93.01.20	96.03.15
MN0864296	93.01.14	96.03.14
MN0865213	93.01.14	96.02.09
MN0870908	93.01.18	96.04.22
MN0877240	93.01.21	96.02.09
MN0882370	93.01.20	96.02.08
MN0883556	93.01.29	96.04.25
MN0884379	93.01.19	96.01.22
MN0885952	93.01.20	96.01.24
MN0888502	93.01.20	96.04.30
MN0893091	93.01.14	96.02.19
MN0897081	93.01.14	96.03.01
MN0898906	93.01.19	96.02.23
MN0901371	93.01.20	96.02.19
MN0903568	93.01.22	96.04.23
MN0903569	93.01.22	96.04.23
MN0905671	93.01.20	96.03.08
MN0908951	93.01.21	96.04.12
MN0909013	93.01.19	96.04.22
MN0910197	93.01.20	96.03.19
MN0910354	93.01.22	96.03.29
MN0910411	93.01.22	96.04.10
MN0910992	93.02.01	96.02.09
MN0911503	93.01.20	96.02.02
MN0915562	93.01.29	96.02.05
MN0916575	93.01.22	96.03.14
MN0918085	93.01.18	96.04.03
MN0923374	93.01.21	96.02.26
MN0924391	93.01.22	96.04.24
MN0924740	93.01.22	96.02.14
MN0926783	93.01.21	96.02.09
MN0930294	93.01.22	96.02.07
MN0934404	93.01.20	96.04.26
MN0935864	93.01.21	96.04.30
MN0936269	93.01.21	96.04.23
MN0939395	93.01.22	96.03.29
MN0943261	93.01.22	96.03.04
MN0943693	93.01.25	96.04.16
MN0944167	93.01.22	96.04.11
MN0945409	93.01.21	96.04.24
MN0947345	93.01.21	96.03.25
MN0948231	93.01.21	96.03.22
MN0948410	93.01.21	96.03.04
MN0950154	93.01.22	96.02.28
MN0953366	93.01.21	96.04.12
MN0956897	93.02.01	96.04.12
MN0957979	93.01.26	96.04.30
MN0958932	93.01.21	96.03.01
MN0960490	93.01.27	96.03.05
MN0964225	93.01.22	96.02.26
MN0965906	93.01.26	96.02.19
MN0968121	93.01.22	96.02.02
MN0969190	93.01.21	96.04.04
MN0971061	93.01.20	96.04.08
MN0971639	93.01.26	96.02.13
MN0974266	93.01.25	96.03.21
MN0977172	93.01.21	96.02.20
MN0979580	93.01.25	96.02.09
MN0979738	93.01.25	96.02.14
MN0981433	93.01.25	96.02.21
MN0982391	93.01.22	96.02.08
MN0984558	93.01.26	96.04.30
MN0986560	93.01.22	96.01.30
MN0986837	93.01.22	96.04.12
MN0987764	93.01.22	96.02.08
MN0989999	93.01.26	96.02.08
MN0991858	93.01.26	96.03.25
MN0998239	93.01.25	96.03.19
MN0999320	93.01.25	96.04.19
MN0999544	93.01.25	96.02.15
MN1000252	93.01.26	96.03.11
MN1005657	93.01.21	96.02.20
MN1008083	93.01.22	96.02.22
MN1008525	93.01.22	96.04.11
MN1010360	93.01.26	96.03.12
MN1013235	93.01.27	95.08.04
MN1017983	93.02.05	96.02.05
MN1018180	93.02.01	96.04.23
MN1019199	93.01.29	96.02.02
MN1024269	93.01.25	96.03.07
MN1024787	93.01.26	95.12.08
MN1025119	93.01.26	95.11.29
MN1026229	93.01.27	95.12.04
MN1027171	93.01.28	96.02.19
MN1030772	93.01.26	96.04.04
MN1035368	93.01.27	96.04.10
MN1036168	93.01.28	96.04.22
MN1040538	93.01.27	96.03.29
MN1041391	93.02.04	96.02.20
MN1041738	93.02.02	96.03.29
MN1042317	93.01.29	96.02.29
MN1056360	93.01.29	96.04.05
MN1058452	93.01.29	96.02.02
MN1059776	93.02.01	96.03.07
MN1061594	93.02.01	96.04.22
MN1063875	93.01.29	96.04.11
MN1065317	93.01.28	96.02.01
MN1068234	93.01.27	96.02.28
MN1069142	93.02.01	96.03.12
MN1070770	93.01.29	96.03.29
MN1072831	93.02.10	96.04.11
MN1076094	93.01.27	96.02.01
MN1083328	93.02.05	96.04.04
MN1083759	93.02.09	96.03.07
MN1083967	93.02.12	96.03.01
MN1088868	93.01.29	96.02.09
MN1091572	93.02.02	96.04.12
MN1092609	93.02.09	96.02.02
MN1092789	93.02.15	96.03.11
MN1092826	93.02.09	96.02.06
MN1093302	93.02.03	96.03.15
MN1099754	93.02.24	96.03.25
MN1101188	93.01.29	96.04.19
MN1107593	93.02.08	95.12.04
MN1109072	93.02.01	96.02.27
MN1114845	93.02.03	96.04.30
MN1116314	93.02.05	96.03.21
MN1116554	93.02.05	96.03.08
MN1117175	93.02.02	96.02.26
MN1121533	93.02.03	96.02.05
MN1122257	93.02.05	96.04.15
MN1123739	93.02.02	96.02.08
MN1124608	93.02.04	96.03.21
MN1124893	93.02.04	96.04.17
MN1125544	93.02.05	96.04.01
MN1132901	93.02.08	96.02.19
MN1135833	93.02.02	96.03.19
MN1138296	93.02.05	96.03.14
MN1138650	93.02.12	96.04.12
MN1139883	93.02.03	96.04.01
MN1142137	93.02.08	96.02.05
MN1146830	93.02.04	96.03.07
MN1147154	93.01.29	95.10.11
MN1151101	93.02.04	96.02.15
MN1151234	93.02.04	96.04.10
MN1152333	93.02.04	96.03.25
MN1156766	93.02.05	96.03.29
MN1160608	93.02.12	96.03.15
MN1162014	93.02.05	96.02.27
MN1162184	93.02.08	96.03.13
MN1162252	93.02.08	96.04.16
MN1162757	93.02.05	96.03.06
MN1164041	93.02.05	96.04.17
MN1167293	93.02.08	96.03.15
MN1167715	93.02.10	96.03.27
MN1168219	93.02.05	96.03.25
MN1171809	93.02.10	96.04.04
MN1173263	93.02.04	96.02.13
MN1175594	93.02.04	96.03.11
MN1175979	93.02.04	95.12.05
MN1177418	93.02.05	96.03.25
MN1179309	93.02.02	96.02.06
MN1179365	93.02.03	96.03.04
MN1179547	93.02.08	96.03.11
MN1180453	93.02.04	96.02.27
MN1181099	93.02.02	96.03.06
MN1183398	93.02.09	96.04.26
MN1186645	93.02.12	96.04.30
MN1186691	93.02.12	96.04.11
MN1189263	93.02.09	96.03.04
MN1192327	93.02.08	96.02.01
MN1193767	93.02.08	96.02.06
MN1194450	93.02.08	96.03.12
MN1196430	93.02.08	96.03.11
MN1204140	93.02.05	96.03.28
MN1206114	93.02.10	96.02.06
MN1208871	93.02.09	96.03.22
MN1210027	93.02.09	96.04.09
MN1210979	93.02.15	96.03.12
MN1212183	93.02.05	96.04.17
MN1212514	93.02.08	96.04.30
MN1213131	93.02.05	96.04.03
MN1214014	93.02.08	96.04.01
MN1220603	93.02.09	96.04.18
MN1222210	93.02.12	96.02.23
MN1224056	93.02.10	96.02.19
MN1224763	93.02.12	96.04.05
MN1226583	93.02.09	96.04.10
MN1229133	93.02.12	96.03.12
MN1229134	93.02.12	96.03.12
MN1232233	93.02.09	96.04.23
MN1232340	93.02.09	96.02.21
MN1238961	93.02.19	96.03.08
MN1241442	93.02.15	96.03.05
MN1244157	93.02.15	96.02.29
MN1244210	93.02.15	96.04.05
MN1244498	93.02.15	96.03.29
MN1247110	93.02.10	96.04.01
MN1249496	93.02.15	96.03.04

MN0092979	92.11.09	96.03.06
MN0093633	92.11.10	96.03.18
MN0094970	92.11.18	96.04.24
MN0095674	92.11.13	96.02.14
MN0095760	92.11.13	96.02.20
MN0095926	92.11.13	96.02.07
MN0100841	92.11.09	96.03.25
MN0101257	92.11.11	95.11.27
MN0109089	92.11.12	96.02.15
MN0111442	92.11.11	95.12.06
MN0114579	92.11.09	96.04.16
MN0114871	92.11.10	96.01.12
MN0116770	92.11.12	96.04.25
MN0118838	92.11.16	96.02.29
MN0121454	92.11.12	96.03.21
MN0122970	92.11.13	96.02.28
MN0123996	92.11.16	96.03.22
MN0129034	92.11.13	96.04.08
MN0130429	92.11.13	96.02.16
MN0145720	92.11.18	96.02.06
MN0147007	92.11.12	96.03.13
MN0148080	92.11.16	96.04.18
MN0152232	92.11.16	96.04.17
MN0154317	92.11.16	96.02.27
MN0154509	92.11.16	96.03.01
MN0155719	92.11.18	96.03.28
MN0162738	92.11.24	96.03.06
MN0163332	92.11.16	96.03.06
MN0167000	92.11.20	96.03.04
MN0167084	92.11.16	96.03.19
MN0170757	92.11.19	96.04.11
MN0173821	92.11.18	96.03.22
MN0173917	92.11.18	96.04.24
MN0181009	92.11.12	96.04.30
MN0182284	92.11.16	96.01.22
MN0182502	92.11.17	96.04.18
MN0182557	92.11.17	96.02.22
MN0183085	92.11.17	96.02.16
MN0191116	92.11.18	96.04.30
MN0194253	92.11.25	96.02.02
MN0197247	92.11.18	96.03.19
MN0198500	92.11.17	96.02.05
MN0199233	92.11.24	96.04.15
MN0200362	92.11.19	96.04.19
MN0205249	92.11.20	96.02.29
MN0209730	92.11.18	96.02.21
MN0213608	92.11.25	96.04.25
MN0229282	92.11.27	96.03.11
MN0230426	92.11.19	95.10.29
MN0231092	92.11.20	96.04.16
MN0233372	92.11.24	96.02.08
MN0234483	92.12.02	96.02.29
MN0234485	92.12.02	96.02.29
MN0234486	92.12.02	96.02.29
MN0242231	92.11.20	96.04.02
MN0249830	92.11.19	96.03.05
MN0253196	92.11.24	96.03.06
MN0254038	92.11.25	96.02.26
MN0258145	92.11.26	96.03.04
MN0265671	92.11.26	96.03.11
MN0269226	92.11.26	96.02.07
MN0269789	92.11.26	96.04.11
MN0279530	92.11.24	96.04.23
MN0282400	92.11.25	96.03.05
MN0288083	92.11.27	96.04.11
MN0288280	92.11.27	96.04.10
MN0291662	92.12.02	96.04.05
MN0300113	92.11.27	96.02.27
MN0303090	92.11.26	96.04.03
MN0305522	92.11.26	96.04.17
MN0306478	92.11.20	96.03.19
MN0310680	92.12.08	96.02.23
MN0312432	92.12.01	96.04.16
MN0321385	92.11.26	96.01.29
MN0321720	92.11.27	96.04.04
MN0325277	92.11.27	96.03.18
MN0326032	92.12.01	96.04.10
MN0326045	92.12.01	96.03.26
MN0326453	92.12.02	96.02.08
MN0334443	92.12.02	96.04.02
MN0334462	92.12.02	96.03.22
MN0338567	92.12.02	96.02.05
MN0341812	92.12.02	96.03.13
MN0345174	92.12.02	96.04.15
MN0345446	92.12.03	96.02.06
MN0347954	92.12.01	96.04.04
MN0350552	92.12.03	95.11.09
MN0352616	92.12.02	95.09.18
MN0359449	92.12.03	96.04.09
MN0360071	92.12.04	96.03.27
MN0364924	92.12.04	96.04.22
MN0372006	92.11.26	95.11.27
MN0377284	92.12.04	96.03.15
MN0378411	92.12.04	96.04.19
MN0378537	92.12.07	96.02.17
MN0380192	92.12.03	96.03.07
MN0380193	92.12.03	96.03.07
MN0380934	92.12.04	96.03.01
MN0390132	92.12.03	96.03.12
MN0390362	92.12.04	96.04.12
MN0396743	92.12.14	95.12.04
MN0401445	92.12.04	96.02.07
MN0401648	92.12.04	96.04.30
MN0401997	92.12.04	96.02.02
MN0406767	92.12.07	96.04.01
MN0408092	92.12.04	96.02.02
MN0408316	92.12.07	96.03.25
MN0411386	92.12.08	96.03.26
MN0413634	92.12.04	96.04.04
MN0415322	92.12.07	96.02.08
MN0416432	92.12.03	96.02.16
MN0418293	92.12.08	96.02.28
MN0420594	92.12.08	96.02.01
MN0422847	92.12.09	96.03.19
MN0423520	92.12.09	96.03.19
MN0425052	92.12.08	96.03.29
MN0438010	92.12.09	96.01.23
MN0444173	92.12.07	96.02.07
MN0444495	92.12.08	96.04.17
MN0456254	92.12.07	96.03.08
MN0457041	92.12.10	96.03.04
MN0464587	92.12.08	96.03.28
MN0464967	92.12.09	96.03.19
MN0465661	92.12.09	96.02.16
MN0468241	92.12.10	96.04.24
MN0481293	92.12.14	96.02.28
MN0485418	92.12.09	96.04.10
MN0490081	92.12.09	96.04.04
MN0493146	92.12.14	96.04.08
MN0496565	92.12.09	96.03.19
MN0498178	92.12.10	96.03.22
MN0498516	92.12.11	96.02.13
MN0505122	92.12.15	96.02.05
MN0508602	92.12.15	95.11.27
MN0509375	92.12.14	96.04.30
MN0509615	92.12.16	96.04.03
MN0511854	92.12.15	96.04.22
MN0514412	92.12.11	96.02.09
MN0514593	92.12.11	96.01.08
MN0517158	92.12.10	96.03.05
MN0518186	92.12.14	95.09.22
MN0519334	92.12.14	95.10.18
MN0522832	92.12.24	96.02.14
MN0525559	92.12.14	96.02.07
MN0527492	92.12.16	96.03.18
MN0532216	92.12.11	96.03.19
MN0537577	93.01.04	96.02.02
MN0544571	92.12.16	96.03.28
MN0546271	92.12.16	96.04.12
MN0547209	92.12.15	96.04.12
MN0556800	92.12.15	96.03.18
MN0558341	92.12.22	96.04.19
MN0560954	92.12.28	96.02.28
MN0561648	92.12.18	96.01.09
MN0561682	92.12.18	96.04.19
MN0563492	92.12.16	96.03.21
MN0567356	92.12.17	96.04.09
MN0570474	92.12.16	96.04.16
MN0571183	92.12.21	96.01.26
MN0571528	92.12.28	96.01.26
MN0574615	92.12.18	96.03.25
MN0583067	92.12.21	96.04.05
MN0586423	92.12.18	96.03.27
MN0591129	92.12.17	96.03.11
MN0593619	92.12.17	96.04.02
MN0602788	92.12.22	96.02.05
MN0606284	92.12.21	96.04.30
MN0612485	92.12.18	96.02.06
MN0613458	92.12.18	96.02.20
MN0616352	92.12.21	95.12.07
MN0617360	92.12.22	96.02.29
MN0617527	92.12.22	96.02.20
MN0621091	92.12.18	96.04.22
MN0623450	92.12.22	96.04.01
MN0624454	92.12.24	96.02.27
MN0627279	92.12.22	96.04.12
MN0631229	92.12.25	96.02.28
MN0632167	92.12.24	96.03.26
MN0636344	92.12.28	95.12.15
MN0638666	92.12.28	96.03.05
MN0639591	92.12.24	96.03.27
MN0642816	93.01.08	96.02.23
MN0643066	92.12.25	96.04.15
MN0643712	92.12.28	96.03.27
MN0645623	92.12.22	96.01.26
MN0646127	92.12.25	96.03.08
MN0650706	93.01.04	96.04.22
MN0651182	92.12.21	96.01.31
MN0662074	92.12.25	96.02.02
MN0665595	92.12.28	96.02.20
MN0666769	92.12.28	96.02.22
MN0671332	93.01.04	96.03.11
MN0672411	92.12.25	96.03.05
MN0673882	93.01.05	96.03.12
MN0675066	92.12.24	96.04.22
MN0676570	92.12.28	96.02.09
MN0678799	93.01.04	95.12.28
MN0681514	93.01.04	96.04.24
MN0682692	92.12.28	96.04.30
MN0682697	92.12.28	96.02.09
MN0684006	92.12.28	96.02.01
MN0684174	93.01.05	96.03.19
MN0684641	93.01.04	96.04.17
MN0684788	93.01.05	96.04.03
MN0695526	93.01.05	96.01.12
MN0698914	93.01.04	96.03.27
MN0700835	93.01.07	96.04.02
MN0700836	93.01.07	96.04.02
MN0702604	92.12.28	96.03.11
MN0703217	93.01.04	96.02.09
MN0703673	93.01.05	96.02.14
MN0708837	93.01.06	96.01.17
MN0711264	93.01.05	96.02.21
MN0711542	93.01.05	96.02.08
MN0711714	93.01.05	96.02.21
MN0716842	93.01.04	96.02.09
MN0718581	93.01.06	96.03.20
MN0721647	93.01.08	96.02.07
MN0721649	93.01.08	96.02.07
MN0724931	93.01.27	96.04.15
MN0726867	93.01.14	96.02.06
MN0727385	93.01.12	96.03.25
MN0730425	93.01.07	96.02.22
MN0731994	93.01.08	96.04.10
MN0732253	93.01.06	96.04.22
MN0733288	93.01.06	95.11.13
MN0736390	93.01.08	96.02.16
MN0737742	93.01.07	96.02.19
MN0737743	93.01.07	96.02.19
MN0737744	93.01.07	96.02.19
MN0737745	93.01.07	96.02.19
MN0740699	93.01.11	96.02.22
MN0743196	93.01.07	96.02.26
MN0744334	93.01.05	95.12.27
MN0744615	93.01.05	96.02.15
MN0745797	93.01.08	96.03.29
MN0746822	93.01.20	96.02.13
MN0752624	93.01.08	96.02.06
MN0754747	93.01.08	96.02.06
MN0755452	93.01.12	96.02.05

MM4995831	92.09.29	96.02.28
MM4996403	92.09.09	96.03.26
MM5002101	92.09.16	96.02.13
MM5002795	92.09.18	96.02.01
MM5003946	92.09.28	96.02.06
MM5004865	92.10.01	96.04.05
MM5010950	92.09.02	96.04.25
MM5014041	92.09.11	96.02.29
MM5014400	92.09.16	96.03.11
MM5015036	92.09.18	96.04.09
MM5016864	92.10.01	96.01.18
MM5021826	92.10.08	96.04.09
MM5023605	92.09.22	96.02.23
MM5023687	92.09.24	96.02.14
MM5026541	92.09.18	96.03.14
MM5026559	92.09.18	96.03.29
MM5031979	92.08.31	96.04.25
MM5035854	92.09.07	96.03.26
MM5035887	92.09.07	96.04.30
MM5041033	92.08.28	96.03.01
MM5041368	92.08.31	96.04.10
MM5045395	92.09.09	96.04.18
MM5045460	92.09.09	95.09.08
MM5051658	92.09.25	96.02.20
MM5052187	92.09.28	96.03.27
MM5056430	92.09.11	96.02.14
MM5059799	92.10.07	96.03.04
MM5060735	92.10.13	96.04.19
MM5071222	92.09.24	96.02.09
MM5073922	92.09.17	96.02.29
MM5077958	92.09.18	96.03.06
MM5078574	92.09.21	96.03.22
MM5085560	92.09.30	96.04.02
MM5088223	92.10.05	96.02.02
MM5092514	92.10.12	96.02.01
MM5093085	92.10.12	96.03.19
MM5093981	92.10.13	96.02.29
MM5094578	92.10.14	96.03.01
MM5097369	92.10.16	96.04.03
MM5099840	92.09.21	96.04.26
MM5099991	92.09.21	96.03.27
MM5100520	92.09.22	96.02.14
MM5103450	92.09.29	96.04.12
MM5103767	92.09.30	96.02.01
MM5104184	92.09.30	96.03.13
MM5104258	92.09.30	96.02.07
MM5104669	92.10.01	96.04.25
MM5117769	92.10.30	96.04.03
MM5120303	92.09.30	96.02.27
MM5120707	92.10.05	96.02.05
MM5126825	92.10.05	96.03.05
MM5128048	92.09.17	96.03.21
MM5128192	92.09.17	96.04.23
MM5128613	92.09.18	96.04.12
MM5130696	92.09.29	96.02.01
MM5135442	92.09.01	96.04.02
MM5135549	92.09.01	96.04.02
MM5147707	92.09.16	96.04.22
MM5151825	92.10.05	96.02.13
MM5163506	92.09.16	96.02.09
MM5166972	92.10.02	96.03.15
MM5167302	92.10.05	96.02.02
MM5173988	92.09.17	96.02.16
MM5174872	92.09.21	96.03.18
MM5185933	92.10.02	96.04.09
MM5185934	92.10.02	96.04.09
MM5189501	92.10.09	96.04.11
MM5189920	92.10.13	96.03.22
MM5190597	92.10.14	96.02.20
MM5191009	92.10.15	96.02.07
MM5193898	92.09.14	96.02.14
MM5195136	92.09.16	96.02.01
MM5195590	92.09.17	95.05.31
MM5197657	92.09.21	96.04.26
MM5199065	92.09.22	96.02.28
MM5203124	92.09.30	96.01.12
MM5205304	92.10.02	96.03.19
MM5206360	92.10.05	96.02.26
MM5210141	92.10.09	96.02.29
MM5217267	92.09.29	96.03.04
MM5222675	92.10.07	96.03.25
MM5225416	92.10.12	96.03.01
MM5229468	92.10.16	96.02.13
MM5232350	92.10.22	96.04.23
MM5233028	92.10.23	96.02.19
MM5233798	92.10.26	96.02.29
MM5237397	92.10.30	96.02.13
MM5237450	92.10.30	96.03.08
MM5237900	92.11.02	96.02.06
MM5237938	92.11.02	96.04.26
MM5238781	92.11.02	96.04.23
MM5241141	92.09.24	96.03.21
MM5241590	92.09.24	96.04.26
MM5241663	92.09.24	96.04.25
MM5249357	92.10.06	96.02.19
MM5249451	92.10.06	96.03.11
MM5253893	92.10.13	95.12.28
MM5253894	92.10.13	95.12.28
MM5253895	92.10.13	95.12.28
MM5253898	92.10.13	95.12.28
MM5254838	92.10.14	96.02.06
MM5263763	92.09.16	96.04.26
MM5265705	92.09.18	96.02.16
MM5274292	92.10.14	96.02.01
MM5274847	92.10.15	96.03.11
MM5276698	92.09.29	96.03.25
MM5288692	92.10.12	96.02.26
MM5295882	92.10.26	96.04.04
MM5301252	92.09.18	96.04.30
MM5301446	92.09.21	96.02.19
MM5305774	92.10.05	96.03.11
MM5306828	92.10.08	96.02.19
MM5307949	92.10.13	96.02.29
MM5308451	92.10.15	96.03.25
MM5313612	92.09.30	96.02.28
MM5318942	92.10.15	96.03.19
MM5323399	92.09.29	96.04.12
MM5324316	92.10.01	96.03.15
MM5325345	92.10.06	96.04.05
MM5326592	92.10.09	96.02.09
MM5327646	92.10.14	96.02.15
MM5333072	92.10.12	96.04.26
MM5335019	92.09.24	96.02.01
MM5341256	92.10.05	96.02.29
MM5341531	92.10.06	96.03.19
MM5342311	92.10.08	96.02.26
MM5345473	92.10.22	96.04.23
MM5346279	92.10.26	96.04.23
MM5353806	92.10.30	96.02.22
MM5365987	92.09.28	96.01.10
MM5367565	92.09.30	96.03.21
MM5370791	92.10.07	96.02.20
MM5371636	92.10.12	96.04.03
MM5374443	92.10.05	96.03.12
MM5375099	92.09.29	96.03.25
MM5384212	92.10.08	96.04.25
MM5391269	92.10.06	96.02.29
MM5392041	92.10.08	96.02.09
MM5392542	92.10.09	96.03.12
MM5396259	92.10.19	96.04.10
MM5398616	92.10.23	96.02.07
MM5403782	92.10.15	96.03.07
MM5405347	92.10.08	96.02.20
MM5407024	92.10.15	96.04.15
MM5407657	92.10.20	96.04.08
MM5408417	92.10.22	96.03.04
MM5408462	92.10.22	96.02.13
MM5410495	92.11.02	96.03.07
MM5410626	92.11.02	96.04.12
MM5412091	92.10.13	96.03.01
MM5413422	92.10.05	96.04.02
MM5414118	92.09.21	96.03.18
MM5420250	92.10.29	96.02.15
MM5425291	92.10.08	96.02.13
MM5428006	92.10.15	96.01.31
MM5428292	92.10.15	96.02.19
MM5430449	92.10.22	96.02.27
MM5431134	92.10.23	96.03.06
MM5434900	92.10.19	96.02.08
MM5440445	92.11.02	96.04.22
MM5444905	92.09.29	96.02.07
MM5452027	92.10.20	96.03.01
MM5452624	92.10.23	96.04.15
MM5453301	92.10.28	96.02.02
MM5453336	92.10.28	96.04.05
MM5453430	92.10.29	96.04.24
MM5459999	92.10.29	96.02.26
MM5471131	92.10.13	96.04.23
MM5472481	92.10.19	96.03.12
MM5473614	92.10.22	96.02.19
MM5473677	92.10.22	95.08.04
MM5474967	92.10.27	96.03.07
MM5481896	92.10.19	96.02.07
MM5482269	92.10.20	96.02.15
MM5482960	92.10.21	96.04.18
MM5483014	92.10.22	96.02.07
MM5485518	92.10.29	96.03.06
MM5496531	92.10.22	96.04.01
MM5496538	92.10.22	96.04.08
MM5501218	92.10.30	96.02.08
MM5502419	92.11.02	96.02.16
MM5533731	92.10.27	96.03.27
MM5536507	92.10.29	96.02.02
MM5537105	92.10.29	96.02.02
MM5554562	92.11.02	96.04.09
MM5565402	92.10.23	96.02.28
MM5568543	92.10.30	96.03.25
MM5570591	92.10.12	96.03.27
MM5572794	92.10.29	96.02.06
MM5573113	92.10.23	96.02.22
MM5586381	92.10.29	96.04.03
MM5588637	92.11.02	96.02.29
MM5589388	92.11.04	96.01.30
MM5596034	92.10.29	96.03.04
MM5596288	92.10.21	96.03.12
MM5599413	92.11.04	96.04.03
MM5613009	92.11.02	96.04.05
MM5626620	92.10.28	96.02.07
MM5628278	92.10.30	95.11.13
MM5642651	92.10.27	96.02.28
MM5642913	92.10.28	96.04.02
MM5661171	92.10.29	96.03.15
MM5663138	92.11.02	96.04.15
MM5663687	92.11.04	96.02.07
MM5673208	92.10.21	96.03.07
MM5678535	92.10.30	96.02.28
MM5687419	92.10.23	96.03.14
MM5688219	92.10.28	96.02.23
MM5724998	92.10.23	96.02.22
MM5728063	92.11.02	96.04.23
MN0012208	92.11.05	95.10.31
MN0012815	92.11.06	96.04.01
MN0014214	92.11.09	96.02.02
MN0014395	92.11.09	96.03.11
MN0018653	92.11.05	96.04.02
MN0023730	92.11.06	96.02.09
MN0027689	92.11.06	96.03.15
MN0030635	92.11.06	96.03.21
MN0035561	92.11.09	96.04.10
MN0037929	92.11.09	96.04.11
MN0038329	92.11.11	96.02.20
MN0041553	92.11.13	96.02.21
MN0042329	92.11.06	95.11.14
MN0043368	92.11.12	96.02.19
MN0043543	92.11.10	96.04.25
MN0045440	92.11.20	96.04.11
MN0048085	92.11.06	96.03.19
MN0050431	92.11.10	96.02.21
MN0050512	92.11.10	96.02.01
MN0053335	93.01.11	96.02.09
MN0053414	93.02.03	96.03.15
MN0058723	92.11.09	96.03.19
MN0059065	92.11.06	96.02.22
MN0062336	92.11.06	96.04.25
MN0068220	92.11.06	96.02.14
MN0070339	92.11.10	96.02.08
MN0073625	92.11.09	96.02.05
MN0074099	92.11.09	96.04.30
MN0082994	92.11.09	96.04.19
MN0084265	92.11.10	96.02.16

MM4445755	92.08.05	96.04.15
MM4446446	92.08.10	96.03.05
MM4449364	92.07.21	96.02.08
MM4449675	92.07.22	96.04.23
MM4460206	92.08.03	96.02.26
MM4461234	92.08.03	96.04.15
MM4461305	92.08.04	96.04.15
MM4461834	92.08.04	96.04.30
MM4472617	92.07.24	96.02.26
MM4472642	92.07.24	96.02.13
MM4473102	92.07.24	96.04.01
MM4474099	92.07.27	96.03.27
MM4476099	92.07.29	96.02.14
MM4477482	92.07.30	96.02.28
MM4480965	92.08.04	96.02.19
MM4482628	92.08.05	96.04.01
MM4485020	92.08.07	96.03.08
MM4486087	92.08.10	96.02.06
MM4488849	92.08.12	95.12.28
MM4490215	92.08.13	96.04.17
MM4491864	92.08.14	96.02.02
MM4493929	92.08.17	96.04.16
MM4498613	92.07.24	96.02.29
MM4499000	92.07.24	96.04.24
MM4508331	92.08.05	96.01.31
MM4510928	92.08.07	96.04.12
MM4511348	92.08.07	96.04.10
MM4511349	92.08.07	96.04.30
MM4512235	92.08.10	96.03.08
MM4521794	92.08.11	96.02.20
MM4526424	92.08.26	96.02.28
MM4528355	92.07.29	96.04.24
MM4540220	92.07.24	96.02.13
MM4540229	92.07.24	96.02.22
MM4540658	92.07.27	96.02.13
MM4541323	92.07.27	96.04.26
MM4543113	92.07.29	96.02.07
MM4543131	92.07.29	96.03.15
MM4543148	92.07.29	96.04.22
MM4544452	92.07.31	96.02.08
MM4547664	92.08.06	96.03.28
MM4549006	92.08.10	96.04.05
MM4549198	92.08.10	96.02.01
MM4550168	92.08.10	96.03.05
MM4552036	92.08.13	96.02.21
MM4553609	92.08.17	96.03.27
MM4555733	92.08.20	96.03.27
MM4557298	92.07.27	96.03.05
MM4558826	92.08.05	96.03.22
MM4561294	92.07.20	96.03.27
MM4564735	92.08.05	96.04.08
MM4567028	92.07.21	96.03.25
MM4568053	92.07.22	96.04.01
MM4568654	92.07.23	96.04.01
MM4569543	92.07.24	96.04.16
MM4571470	92.07.28	96.02.16
MM4572184	92.07.28	96.04.01
MM4576017	92.08.03	96.02.02
MM4585706	92.07.22	96.03.06
MM4586576	92.07.23	96.04.16
MM4589223	92.07.27	96.03.14
MM4590075	92.07.28	96.04.12
MM4590686	92.07.29	95.12.14
MM4594557	92.08.04	96.04.24
MM4594833	92.08.05	96.04.26
MM4599511	92.07.28	96.03.05
MM4599558	92.07.28	96.02.14
MM4602858	92.08.06	96.04.03
MM4603941	92.08.11	96.03.15
MM4604037	92.07.23	96.02.13
MM4605326	92.07.27	96.04.30
MM4605344	92.07.27	96.02.22
MM4605372	92.07.27	96.02.22
MM4606977	92.07.30	96.03.18
MM4607505	92.07.31	96.04.05
MM4609436	92.08.06	95.12.06
MM4610494	92.08.10	96.03.13
MM4612018	92.08.13	96.03.15
MM4614866	92.07.22	96.02.20
MM4615001	92.07.23	96.02.08
MM4617933	92.07.30	96.03.14
MM4618406	92.07.31	96.02.08
MM4621075	92.08.07	96.01.17
MM4628996	92.08.21	96.02.22
MM4631501	92.08.13	96.02.07
MM4634048	92.07.24	96.04.22
MM4635950	92.08.13	96.04.26
MM4636264	92.08.04	96.03.04
MM4645750	92.08.17	96.04.05
MM4649475	92.08.12	96.03.04
MM4649579	92.08.12	96.02.21
MM4651337	92.08.14	96.03.22
MM4652676	92.08.18	96.02.20
MM4654031	92.08.20	96.02.23
MM4658263	92.08.31	96.02.05
MM4660443	92.09.03	96.04.26
MM4661368	92.09.07	96.04.17
MM4663232	92.09.09	96.03.22
MM4666131	92.09.16	96.04.18
MM4666636	92.09.17	96.04.11
MM4668898	92.08.21	96.02.23
MM4669071	92.07.29	96.02.20
MM4669527	92.07.31	96.03.12
MM4669528	92.07.31	96.03.12
MM4673300	92.08.14	96.03.29
MM4678019	92.08.20	96.02.07
MM4681080	92.08.07	96.03.21
MM4684598	92.08.26	96.04.01
MM4685833	92.09.02	96.04.09
MM4687490	92.08.20	96.02.27
MM4688669	92.08.13	96.04.18
MM4692664	92.08.19	96.04.11
MM4698452	92.09.09	96.02.22
MM4701275	92.08.17	96.04.03
MM4702645	92.08.31	96.04.25
MM4704075	92.08.25	96.02.08
MM4705219	92.09.08	96.03.08
MM4708372	92.08.18	96.03.15
MM4708669	92.08.19	96.03.29
MM4719444	92.08.21	95.12.11
MM4724739	92.09.08	96.03.19
MM4725852	92.08.21	96.02.28
MM4735668	92.09.22	96.02.08
MM4737965	92.08.17	96.03.11
MM4739062	92.08.17	96.04.15
MM4740293	92.08.18	96.02.29
MM4747651	92.08.28	96.03.13
MM4748596	92.08.31	96.04.03
MM4750686	92.09.01	95.12.08
MM4753574	92.09.07	96.02.15
MM4754336	92.09.07	96.04.09
MM4760580	92.08.11	96.02.28
MM4760614	92.08.11	96.02.01
MM4766613	92.08.24	96.03.12
MM4772566	92.08.20	96.04.24
MM4772567	92.08.20	96.04.24
MM4773835	92.08.24	96.02.06
MM4775406	92.08.25	96.01.27
MM4777230	92.08.27	96.01.05
MM4779657	92.09.01	96.02.28
MM4782893	92.09.04	96.03.11
MM4783503	92.09.07	96.01.12
MM4787009	92.09.11	96.03.18
MM4788921	92.09.16	96.02.20
MM4791145	92.09.18	96.03.25
MM4792051	92.09.21	96.02.20
MM4792131	92.09.21	96.04.10
MM4792384	92.09.22	96.04.17
MM4794619	92.08.17	96.03.21
MM4794642	92.08.17	96.03.14
MM4799515	92.08.24	96.03.08
MM4802524	92.08.27	96.04.02
MM4802543	92.08.27	96.03.19
MM4802563	92.08.27	96.02.22
MM4804029	92.08.31	96.03.25
MM4805688	92.09.01	95.12.05
MM4808364	92.09.07	96.04.11
MM4809901	92.09.08	96.02.02
MM4810355	92.09.08	96.03.14
MM4810853	92.09.09	96.02.26
MM4811000	92.09.09	96.04.01
MM4812079	92.09.10	96.02.26
MM4812614	92.09.11	96.02.12
MM4812951	92.09.11	96.04.16
MM4814772	92.09.16	96.01.05
MM4815760	92.09.17	96.04.03
MM4816090	92.09.17	96.03.25
MM4819046	92.08.21	96.02.21
MM4824287	92.08.24	96.02.29
MM4824754	92.08.25	96.02.21
MM4826748	92.08.31	96.02.08
MM4832798	92.08.13	96.02.21
MM4838676	92.08.21	96.03.19
MM4842145	92.08.27	96.03.06
MM4851140	92.09.09	96.02.27
MM4852527	92.09.10	96.02.02
MM4853431	92.09.11	96.03.28
MM4853544	92.09.14	96.04.01
MM4860232	92.08.11	96.02.27
MM4866355	92.08.24	96.02.08
MM4867023	92.08.06	96.04.10
MM4867220	92.08.07	96.02.13
MM4873333	92.08.06	96.03.26
MM4874825	92.08.07	96.02.13
MM4875096	92.08.07	96.04.26
MM4875881	92.08.10	96.02.05
MM4877261	92.08.11	96.04.04
MM4881749	92.08.18	96.03.11
MM4881934	92.08.18	96.04.15
MM4883169	92.08.20	96.02.14
MM4884317	92.08.13	96.04.10
MM4891323	92.08.12	96.04.15
MM4894212	92.08.17	96.04.25
MM4895835	92.08.19	96.03.12
MM4895990	92.08.19	96.02.23
MM4898943	92.08.26	96.03.22
MM4899566	92.08.27	96.03.25
MM4899583	92.08.27	96.02.19
MM4900690	92.08.12	96.04.24
MM4903030	92.08.18	96.03.22
MM4903313	92.08.19	96.02.15
MM4903698	92.08.20	96.01.29
MM4904302	92.08.21	96.04.17
MM4911911	92.09.02	96.04.17
MM4914967	92.09.16	96.02.22
MM4914988	92.09.16	95.11.21
MM4915882	92.09.21	96.02.15
MM4916961	92.09.25	96.04.30
MM4921813	92.08.25	96.03.27
MM4921967	92.08.26	96.02.14
MM4928689	92.09.02	96.03.10
MM4930172	92.09.10	96.03.01
MM4931199	92.09.17	96.04.10
MM4931918	92.09.22	96.02.07
MM4936214	92.08.31	96.03.06
MM4937678	92.09.04	96.04.16
MM4941719	92.09.21	96.02.19
MM4945516	92.09.11	96.02.19
MM4946621	92.09.21	96.02.01
MM4946901	92.09.22	96.04.02
MM4958320	92.09.25	96.03.14
MM4958874	92.09.29	95.12.15
MM4962407	92.09.09	96.04.30
MM4962410	92.09.09	96.04.26
MM4963061	92.09.16	96.03.04
MM4964505	92.08.27	96.02.21
MM4970378	92.09.22	95.12.05
MM4971354	92.09.28	96.04.19
MM4972224	92.08.21	96.03.07
MM4972262	92.08.21	96.04.15
MM4972399	92.08.21	96.01.30
MM4979562	92.09.04	96.02.20
MM4979684	92.09.07	96.03.22
MM4980170	92.09.07	96.04.30
MM4980593	92.09.07	96.03.12
MM4980738	92.09.07	96.02.29
MM4982607	92.09.10	96.03.27
MM4989810	92.09.28	96.04.25
MM4994174	92.08.31	96.01.30
MM4995268	92.09.18	96.04.17

MM3918620	92.07.01	96.02.06
MM3919341	92.07.06	96.02.29
MM3920456	92.06.15	96.02.23
MM3921843	92.06.17	96.03.15
MM3928686	92.06.26	96.02.21
MM3929807	92.07.10	96.03.27
MM3929944	92.07.14	96.02.08
MM3933770	92.06.22	96.04.12
MM3933891	92.06.23	96.03.15
MM3936729	92.06.10	96.02.20
MM3941160	92.06.18	96.02.23
MM3941375	92.06.18	96.04.25
MM3942773	92.06.22	96.02.01
MM3943550	92.06.23	96.02.23
MM3944806	92.06.24	96.03.18
MM3945122	92.06.24	96.04.22
MM3945597	92.06.25	96.04.22
MM3958819	92.07.14	96.02.06
MM3959583	92.07.22	96.02.14
MM3964149	92.06.24	96.03.21
MM3965301	92.06.26	96.03.29
MM3968181	92.07.03	96.03.06
MM3968770	92.07.06	96.03.04
MM3968771	92.07.06	96.03.04
MM3970945	92.07.10	96.02.21
MM3972026	92.07.14	96.03.11
MM3974353	92.07.17	96.02.27
MM3977498	92.06.24	95.12.25
MM3977790	92.06.24	96.02.27
MM3978237	92.06.24	96.04.04
MM3980007	92.06.26	96.04.26
MM3981488	92.06.29	96.02.05
MM3981493	92.06.29	96.04.11
MM3983524	92.07.01	96.02.19
MM3984671	92.07.02	96.03.05
MM3986768	92.07.06	96.02.20
MM3987006	92.07.06	96.03.19
MM3988487	92.07.07	96.03.21
MM3990070	92.07.08	96.03.26
MM3995447	92.07.15	96.04.19
MM4001836	92.07.02	96.04.02
MM4002694	92.07.06	96.03.15
MM4013483	92.06.17	96.02.23
MM4014056	92.06.22	96.04.17
MM4014155	92.06.23	96.04.22
MM4015256	92.06.17	96.03.19
MM4018830	92.07.06	96.04.10
MM4018935	92.07.07	96.02.15
MM4021363	92.07.08	96.03.11
MM4025956	92.06.22	96.02.16
MM4028069	92.06.24	96.02.19
MM4031747	92.06.30	95.12.25
MM4032028	92.06.30	96.03.13
MM4033333	92.07.01	96.03.11
MM4035751	92.06.23	95.11.13
MM4039567	92.07.07	96.03.14
MM4043943	92.08.03	96.02.23
MM4044647	92.07.14	96.02.29
MM4044883	92.07.16	96.02.23
MM4045074	92.07.20	96.02.29
MM4045501	92.07.27	96.03.08
MM4050940	92.07.16	96.03.19
MM4052222	92.07.21	96.03.26
MM4052740	92.07.22	96.04.25
MM4053702	92.07.24	96.02.20
MM4055882	92.07.10	96.04.18
MM4057001	92.07.16	96.02.16
MM4063723	92.07.01	96.03.06
MM4064106	92.07.01	96.04.02
MM4064821	92.07.02	96.03.06
MM4064830	92.07.02	96.04.03
MM4066173	92.07.06	96.02.06
MM4067250	92.07.06	96.02.07
MM4067818	92.07.06	96.02.29
MM4068482	92.07.07	96.02.21
MM4070022	92.07.08	96.02.22
MM4072872	92.07.13	96.03.25
MM4076232	92.07.16	96.02.22
MM4076998	92.07.17	96.04.26
MM4077616	92.07.17	96.02.09
MM4084555	92.06.30	96.02.23
MM4085148	92.07.01	96.03.21
MM4085969	92.07.03	96.04.22
MM4088893	92.07.09	96.03.06
MM4091904	92.07.14	96.01.10
MM4099327	92.07.03	96.03.21
MM4099433	92.07.03	96.03.18
MM4100988	92.07.07	96.04.09
MM4107832	92.07.14	96.04.02
MM4109224	92.07.15	96.04.15
MM4112867	92.07.20	96.02.21
MM4113586	92.07.20	96.04.16
MM4114030	92.07.21	96.04.08
MM4114683	92.07.21	96.02.14
MM4115691	92.07.22	96.02.02
MM4116131	92.07.22	96.03.28
MM4118307	92.06.29	96.02.02
MM4118474	92.06.29	96.04.19
MM4118760	92.06.29	96.03.11
MM4120502	92.07.01	96.04.26
MM4120915	92.07.01	96.02.13
MM4122543	92.07.02	96.04.04
MM4123564	92.07.03	96.03.15
MM4126897	92.07.07	96.02.02
MM4127364	92.07.07	96.04.03
MM4129239	92.07.09	96.04.19
MM4129643	92.07.09	96.02.13
MM4131251	92.07.10	96.02.15
MM4131264	92.07.10	96.04.22
MM4131489	92.07.13	96.02.02
MM4132628	92.07.14	96.04.12
MM4134191	92.07.15	95.11.20
MM4138916	92.07.20	96.03.05
MM4141543	92.07.08	96.02.29
MM4145762	92.07.30	95.08.02
MM4146466	92.07.01	96.02.20
MM4148439	92.07.15	96.04.22
MM4151642	92.07.14	96.03.15
MM4164643	92.07.14	96.02.02
MM4174762	92.07.16	96.03.21
MM4174826	92.07.16	96.02.08
MM4176063	92.07.20	96.02.28
MM4177805	92.07.06	96.03.05
MM4179877	92.06.29	96.03.06
MM4179994	92.06.29	96.04.12
MM4181914	92.07.03	96.04.12
MM4185250	92.07.10	96.04.09
MM4187708	92.07.17	96.02.15
MM4192569	92.07.02	96.02.14
MM4193015	92.07.03	96.03.01
MM4197189	92.07.13	96.03.25
MM4198609	92.07.15	96.03.15
MM4204115	92.07.31	96.04.25
MM4207459	92.08.12	96.02.29
MM4209512	92.08.18	96.03.29
MM4209859	92.08.19	96.03.05
MM4211750	92.07.31	96.04.22
MM4215560	92.07.24	96.04.23
MM4216347	92.07.29	96.04.04
MM4221411	92.07.14	96.02.13
MM4222656	92.07.16	96.04.30
MM4223176	92.07.16	96.02.06
MM4223916	92.07.17	96.02.28
MM4228898	92.07.27	96.04.25
MM4230009	92.07.28	96.04.18
MM4231760	92.07.31	96.04.09
MM4235323	92.08.07	96.04.04
MM4236265	92.08.10	96.03.26
MM4236587	92.08.10	96.04.02
MM4239398	92.07.06	96.04.09
MM4241887	92.07.08	96.02.16
MM4242033	92.07.08	96.04.11
MM4242075	92.07.08	96.02.07
MM4243102	92.07.10	96.02.05
MM4246278	92.07.15	96.03.21
MM4247462	92.07.16	96.04.15
MM4249275	92.07.20	96.04.04
MM4249610	92.07.20	96.03.07
MM4251362	92.07.22	96.02.29
MM4251643	92.07.22	96.03.01
MM4252169	92.07.23	96.02.29
MM4253882	92.07.02	96.03.05
MM4257666	92.07.15	96.04.04
MM4258465	92.06.29	96.03.04
MM4261554	92.06.30	96.03.29
MM4261989	92.07.01	96.03.21
MM4262887	92.07.02	96.04.19
MM4264034	92.07.06	96.04.15
MM4265595	92.07.08	96.02.01
MM4270528	92.07.16	96.03.05
MM4272167	92.07.20	96.02.05
MM4272510	92.07.20	96.02.08
MM4275309	92.07.03	96.04.01
MM4276632	92.07.07	96.02.02
MM4278801	92.07.13	96.03.12
MM4280165	92.07.16	96.03.14
MM4284737	92.07.09	96.04.10
MM4288161	92.07.17	96.04.30
MM4288323	92.07.17	96.03.12
MM4289390	92.07.21	96.03.28
MM4291420	92.07.15	96.03.29
MM4298400	92.07.20	96.02.23
MM4305449	92.07.13	96.02.28
MM4306677	92.07.16	96.02.05
MM4308748	92.07.23	96.03.15
MM4314272	92.07.23	96.03.25
MM4315238	92.07.03	96.03.04
MM4317936	92.07.13	96.02.01
MM4320666	92.07.27	96.02.14
MM4322032	92.07.28	96.04.09
MM4324419	92.07.03	96.04.08
MM4326617	92.07.07	96.03.11
MM4327925	92.07.08	96.03.26
MM4328322	92.07.08	96.04.03
MM4332189	92.07.14	96.04.23
MM4334283	92.07.16	96.03.01
MM4338724	92.07.23	96.02.23
MM4339224	92.07.24	96.04.25
MM4340552	92.07.29	95.11.07
MM4345289	92.07.21	96.04.05
MM4345465	92.07.22	96.02.07
MM4345467	92.07.22	96.03.06
MM4350197	92.07.17	96.04.15
MM4352710	92.07.23	96.04.08
MM4355182	92.07.28	96.02.08
MM4355280	92.07.28	96.03.07
MM4357703	92.07.31	96.03.27
MM4361244	92.07.29	96.02.01
MM4361370	92.07.31	96.02.21
MM4361402	92.07.31	96.03.13
MM4369361	92.07.31	96.03.27
MM4369441	92.08.03	96.02.14
MM4370306	92.08.04	96.02.22
MM4374930	92.08.14	96.02.08
MM4376519	92.07.20	96.02.28
MM4381329	92.07.24	96.04.25
MM4383889	92.07.28	96.01.08
MM4383999	92.07.28	96.02.09
MM4395079	92.08.11	96.02.21
MM4396242	92.08.12	96.03.07
MM4406840	92.07.28	96.04.18
MM4407679	92.07.30	96.02.09
MM4416954	92.08.07	96.03.28
MM4417175	92.08.11	96.04.26
MM4420964	92.08.07	96.02.02
MM4424264	92.07.22	96.02.27
MM4426715	92.07.28	95.12.05
MM4428316	92.07.30	96.02.05
MM4431512	92.08.07	96.04.11
MM4431578	92.08.07	96.02.02
MM4432075	92.08.04	96.02.09
MM4432076	92.08.04	96.02.09
MM4433749	92.08.24	96.02.22
MM4438582	92.08.04	96.04.04
MM4439635	92.08.06	96.02.07
MM4440238	92.08.10	96.04.25
MM4441733	92.08.13	96.02.08
MM4442070	92.08.14	96.02.14
MM4442074	92.08.14	96.02.14
MM4444626	92.07.30	96.01.17

MM3283469	92.05.21	96.04.26
MM3288869	92.05.28	96.02.13
MM3289265	92.05.28	96.01.24
MM3291678	92.05.06	96.02.02
MM3292633	92.05.07	96.04.24
MM3293656	92.05.07	96.03.12
MM3295596	92.05.08	96.03.12
MM3297034	92.05.12	96.03.01
MM3299496	92.05.14	96.04.18
MM3299618	92.05.14	96.04.09
MM3299619	92.05.14	96.04.05
MM3300611	92.05.15	96.02.13
MM3304647	92.05.20	96.03.04
MM3309638	92.05.26	96.03.18
MM3310561	92.05.27	96.04.22
MM3312955	92.05.29	96.02.08
MM3313128	92.05.29	96.04.22
MM3313836	92.05.29	95.11.27
MM3315331	92.04.30	96.02.29
MM3319582	92.05.15	96.04.12
MM3320116	92.05.18	96.04.01
MM3322452	92.05.25	96.02.28
MM3322468	92.05.25	96.03.07
MM3327121	92.05.15	96.03.01
MM3330238	92.05.28	96.04.24
MM3338127	92.05.18	96.03.06
MM3341530	92.05.26	96.02.29
MM3343197	92.04.27	96.04.11
MM3343416	92.04.27	96.02.07
MM3345100	92.04.28	96.04.18
MM3345141	92.04.30	96.04.30
MM3350087	92.05.07	96.03.14
MM3351187	92.05.08	96.02.13
MM3351567	92.05.08	96.03.05
MM3354065	92.05.12	96.03.04
MM3356823	92.05.14	96.04.22
MM3357820	92.05.15	96.02.07
MM3359201	92.05.18	96.04.30
MM3360078	92.05.19	96.03.25
MM3364787	92.05.25	96.03.18
MM3365499	92.05.06	96.04.03
MM3365857	92.05.06	96.04.22
MM3369695	92.05.12	96.03.19
MM3372886	92.05.18	96.04.01
MM3373968	92.05.19	96.04.30
MM3377177	92.05.25	96.04.11
MM3378628	92.05.27	96.03.21
MM3379753	92.05.29	96.02.28
MM3394284	92.05.15	96.02.02
MM3395635	92.04.30	96.03.12
MM3398027	92.05.08	96.03.29
MM3402991	92.05.06	96.04.15
MM3403141	92.05.06	96.03.08
MM3404171	92.05.13	96.04.24
MM3405088	92.05.18	96.04.17
MM3408712	92.05.20	96.03.29
MM3412821	92.05.12	96.02.05
MM3417131	92.05.08	96.03.19
MM3424024	92.05.21	96.02.16
MM3426565	92.05.11	96.03.15
MM3427193	92.05.13	96.02.07
MM3429751	92.05.20	96.02.21
MM3431203	92.05.26	96.04.17
MM3431319	92.05.26	96.02.13
MM3431823	92.05.27	95.12.20
MM3434411	92.06.04	96.03.12
MM3434473	92.06.04	96.02.09
MM3434554	92.06.04	96.03.04
MM3438016	92.05.18	96.01.19
MM3438506	92.05.19	96.03.25
MM3440139	92.05.22	96.04.26
MM3440435	92.05.25	96.04.04
MM3442367	92.05.29	96.03.12
MM3444582	92.05.12	96.03.04
MM3449772	92.05.26	96.02.19
MM3456059	92.05.22	96.04.12
MM3461511	92.05.19	96.03.19
MM3463780	92.05.29	96.04.25
MM3463904	92.05.29	96.04.01
MM3464496	92.06.03	96.03.13
MM3469185	92.05.19	96.03.26
MM3472886	92.06.02	96.04.18
MM3474365	92.05.18	96.02.01
MM3474407	92.05.18	95.12.04
MM3477883	92.06.03	96.04.10
MM3478323	92.05.08	96.02.02
MM3482522	92.05.15	96.04.22
MM3483766	92.05.18	96.02.02
MM3484380	92.05.19	96.02.28
MM3484662	92.05.20	96.04.02
MM3490780	92.05.14	95.10.18
MM3495192	92.05.06	96.04.26
MM3496365	92.05.11	96.04.23
MM3496447	92.05.12	96.02.14
MM3497538	92.05.18	96.04.04
MM3506179	92.05.14	96.04.22
MM3508299	92.05.18	96.02.08
MM3509485	92.05.20	96.04.09
MM3512231	92.05.25	96.03.11
MM3517867	92.06.03	96.03.21
MM3520591	92.05.13	96.02.14
MM3532344	92.05.07	96.04.10
MM3534243	92.05.26	96.04.23
MM3534645	92.05.29	96.02.05
MM3540401	92.05.28	96.02.15
MM3542236	92.06.03	96.03.08
MM3545809	92.05.21	96.03.15
MM3547096	92.05.27	96.04.26
MM3549443	92.06.10	96.04.01
MM3553562	92.05.26	96.02.02
MM3553696	92.05.27	96.04.19
MM3557546	92.05.20	96.03.11
MM3558583	92.05.22	96.03.12
MM3568948	92.06.23	96.02.13
MM3569343	92.05.18	96.02.20
MM3572546	92.05.19	96.03.11
MM3574381	92.05.22	96.02.27
MM3578248	92.05.29	96.02.21
MM3579858	92.06.02	96.02.07
MM3580017	92.06.02	96.02.22
MM3582035	92.06.05	96.02.22
MM3583322	92.05.26	96.04.04
MM3586087	92.05.21	96.03.27
MM3586952	92.05.29	96.03.28
MM3588361	92.06.12	96.04.09
MM3589763	92.05.25	96.02.27
MM3596714	92.06.08	96.02.29
MM3600788	92.06.24	96.02.01
MM3601487	92.05.28	96.02.06
MM3602095	92.05.29	96.02.29
MM3607088	92.06.11	96.03.22
MM3607791	92.06.15	96.03.05
MM3610486	92.06.22	96.04.09
MM3611305	92.06.22	96.04.17
MM3617099	92.06.01	96.02.21
MM3617970	92.06.01	96.04.15
MM3618908	92.06.02	96.04.25
MM3619824	92.06.03	95.12.27
MM3620331	92.06.03	96.02.22
MM3621443	92.06.04	96.04.17
MM3626683	92.06.11	96.03.05
MM3630700	92.06.16	96.02.28
MM3631429	92.06.17	96.04.02
MM3633999	92.06.22	96.02.02
MM3638872	92.06.02	96.02.09
MM3640419	92.06.08	96.04.03
MM3654280	92.06.26	96.04.19
MM3656856	92.06.05	96.02.29
MM3658160	92.06.10	96.03.19
MM3658670	92.06.11	96.02.22
MM3659823	92.06.16	96.02.26
MM3667000	92.06.11	96.02.06
MM3668909	92.06.22	96.02.07
MM3673492	92.06.04	96.03.19
MM3679170	92.06.11	96.03.19
MM3686007	92.06.19	96.02.27
MM3686133	92.06.19	96.04.17
MM3688239	92.06.22	96.04.08
MM3690197	92.06.24	96.02.02
MM3690412	92.06.24	96.03.19
MM3691072	92.06.01	96.03.13
MM3692041	92.06.02	96.02.07
MM3697118	92.06.08	96.02.19
MM3698043	92.06.09	96.02.16
MM3704327	92.06.16	96.03.29
MM3704748	92.06.16	96.02.06
MM3707015	92.06.18	96.04.26
MM3708669	92.06.19	96.04.15
MM3710356	92.06.22	95.11.29
MM3713624	92.06.25	96.04.01
MM3714720	92.06.26	96.02.29
MM3719826	92.06.05	96.04.19
MM3722300	92.06.08	96.02.16
MM3728507	92.06.16	96.02.20
MM3728579	92.06.16	96.03.11
MM3728985	92.06.16	96.02.21
MM3729317	92.06.17	95.12.20
MM3733042	92.06.19	96.03.08
MM3735210	92.06.23	96.03.11
MM3737166	92.06.24	96.02.02
MM3739170	92.05.25	96.03.18
MM3739357	92.05.26	96.02.13
MM3741013	92.06.01	96.04.30
MM3741020	92.06.01	96.03.26
MM3755030	92.06.09	96.03.19
MM3758984	92.06.16	96.04.19
MM3759322	92.06.16	96.03.08
MM3761819	92.06.19	96.03.14
MM3764587	92.06.24	96.03.07
MM3767889	92.07.01	96.04.30
MM3770476	92.07.06	96.03.12
MM3771415	92.07.07	96.04.30
MM3771652	92.07.07	96.03.22
MM3772937	92.06.01	96.02.22
MM3778490	92.05.27	96.04.25
MM3779442	92.05.28	96.03.13
MM3780399	92.05.29	96.01.12
MM3780669	92.05.29	96.03.04
MM3784825	92.06.05	96.02.20
MM3789347	92.06.15	96.04.24
MM3792308	92.06.02	96.03.13
MM3795422	92.06.09	96.03.22
MM3797120	92.06.12	96.03.04
MM3798656	92.06.17	96.04.19
MM3799099	92.06.18	96.02.27
MM3799747	92.06.19	96.04.19
MM3802380	92.06.16	96.04.18
MM3815819	92.06.29	96.04.23
MM3816925	92.06.15	96.03.11
MM3822733	92.06.11	96.03.08
MM3822953	92.06.12	96.02.08
MM3823806	92.06.17	96.02.13
MM3825751	92.06.29	96.03.04
MM3835197	92.06.17	96.04.17
MM3838963	92.06.09	96.04.02
MM3840244	92.06.17	96.02.01
MM3844885	92.06.16	96.02.14
MM3847926	92.06.17	96.01.04
MM3852041	92.06.17	96.04.25
MM3858917	92.06.08	96.03.21
MM3862421	92.06.15	96.03.21
MM3867285	92.06.22	96.04.02
MM3867301	92.06.22	96.04.22
MM3868127	92.06.22	96.03.14
MM3876470	92.06.19	96.03.21
MM3880323	92.06.12	96.04.19
MM3888173	92.06.17	96.03.18
MM3889540	92.06.08	96.04.23
MM3891690	92.06.12	96.02.21
MM3893301	92.06.17	96.02.16
MM3902745	92.06.19	96.04.17
MM3903323	92.06.23	96.04.04
MM3904233	92.06.24	96.04.22
MM3905033	92.06.26	96.01.31
MM3905910	92.06.29	96.03.26
MM3906471	92.06.04	96.03.05
MM3906862	92.06.05	96.02.13
MM3907133	92.06.08	96.02.27
MM3907134	92.06.08	96.02.27
MM3916909	92.06.23	96.02.29

MM2740509	92.03.23	96.03.29
MM2743574	92.04.02	96.03.22
MM2745412	92.04.08	96.02.09
MM2748664	92.03.18	96.03.11
MM2753543	92.03.25	96.03.22
MM2753778	92.03.25	96.02.20
MM2754207	92.03.26	96.03.11
MM2754843	92.03.26	96.02.19
MM2760048	92.04.02	96.02.29
MM2761008	92.04.03	96.04.01
MM2762813	92.04.06	96.03.18
MM2775957	92.03.31	96.02.01
MM2778288	92.04.03	95.12.28
MM2780176	92.04.06	96.02.22
MM2783904	92.03.26	96.03.04
MM2789001	92.03.26	96.03.21
MM2789565	92.03.30	95.11.28
MM2797148	92.03.27	96.04.01
MM2803187	92.03.31	96.02.09
MM2809766	92.04.07	96.02.09
MM2812221	92.04.15	96.03.29
MM2819029	92.04.01	96.02.28
MM2823202	92.04.08	96.02.19
MM2824358	92.04.09	96.03.07
MM2831918	92.04.07	96.02.23
MM2838115	92.03.24	96.03.06
MM2844050	92.03.26	96.02.22
MM2844878	92.04.04	96.02.26
MM2845234	92.03.21	96.02.13
MM2845804	92.03.25	96.02.13
MM2847173	92.04.03	96.03.28
MM2848151	92.03.19	96.03.15
MM2854236	92.04.18	96.04.16
MM2854671	92.04.21	96.02.26
MM2857136	92.03.26	96.02.13
MM2857571	92.04.01	96.03.28
MM2862402	92.04.14	96.03.14
MM2862586	92.04.15	96.03.19
MM2863936	92.03.30	96.03.12
MM2866117	92.04.08	96.04.03
MM2870267	92.04.22	96.02.09
MM2871935	92.03.31	96.02.07
MM2872655	92.04.07	96.03.28
MM2873992	92.04.06	96.02.27
MM2878683	92.04.13	96.04.15
MM2880685	92.04.15	96.04.16
MM2883072	92.04.20	96.04.24
MM2884627	92.04.21	96.03.06
MM2889186	92.05.01	96.03.06
MM2889660	92.05.01	96.02.28
MM2890917	92.04.10	96.04.15
MM2892265	92.04.02	96.03.21
MM2893418	92.04.10	96.04.04
MM2893743	92.04.13	96.03.22
MM2894932	92.04.01	96.03.19
MM2896674	92.04.02	96.03.29
MM2898284	92.04.01	96.02.08
MM2899793	92.03.26	96.02.29
MM2900778	92.03.27	96.02.15
MM2902646	92.04.01	96.03.13
MM2904561	92.04.07	96.03.22
MM2911336	92.04.07	96.04.11
MM2921134	92.04.20	96.03.07
MM2921323	92.04.20	96.01.17
MM2921919	92.04.22	96.02.06
MM2926115	92.04.02	96.02.07
MM2932466	92.04.30	96.04.17
MM2932710	92.04.30	96.04.23
MM2932827	92.05.01	96.04.22
MM2933563	92.04.06	96.04.11
MM2937779	92.04.10	96.02.21
MM2939067	92.04.13	96.02.06
MM2939211	92.04.13	96.04.12
MM2942024	92.04.16	96.01.03
MM2947601	92.04.22	96.03.19
MM2949283	92.04.23	96.02.09
MM2950672	92.04.27	96.03.06
MM2952187	92.04.28	96.02.13
MM2953998	92.04.08	96.02.19
MM2956246	92.04.13	96.04.16
MM2958084	92.04.22	96.02.08
MM2959941	92.05.01	96.02.02
MM2962378	92.04.04	96.02.21
MM2962844	92.04.06	96.04.02
MM2964952	92.04.07	96.04.12
MM2966055	92.04.08	96.04.10
MM2967494	92.04.10	96.03.25
MM2973979	92.04.18	96.02.19
MM2979562	92.04.23	96.04.22
MM2981311	92.04.21	96.03.28
MM2981948	92.04.27	96.02.16
MM2982746	92.05.06	96.04.18
MM2986643	92.04.09	96.03.28
MM2987042	92.04.14	96.02.21
MM2991832	92.04.09	96.02.26
MM2992891	92.04.13	96.01.23
MM2994064	92.04.15	96.02.02
MM2999311	92.04.24	96.02.02
MM3005396	92.04.17	96.04.30
MM3006143	92.04.20	96.04.08
MM3006927	92.04.22	96.04.17
MM3008790	92.04.30	96.02.13
MM3010196	92.05.07	96.02.07
MM3016473	92.04.21	96.02.26
MM3020919	92.04.22	96.02.09
MM3021719	92.04.24	96.03.14
MM3022362	92.04.28	96.02.14
MM3024681	92.05.06	96.04.02
MM3024712	92.05.06	96.04.23
MM3027763	92.04.16	96.02.01
MM3028439	92.04.20	96.03.11
MM3033288	92.04.15	96.03.29
MM3034673	92.04.21	96.04.26
MM3042146	92.04.14	96.04.17
MM3042401	92.04.14	96.03.29
MM3046060	92.04.17	96.04.12
MM3049444	92.04.21	96.04.12
MM3063458	92.04.24	96.04.19
MM3063879	92.04.27	96.02.09
MM3074401	92.04.16	96.03.15
MM3075414	92.04.17	96.03.25
MM3076384	92.04.20	96.03.14
MM3077106	92.04.20	96.03.26
MM3079851	92.04.22	96.02.27
MM3084743	92.04.30	96.03.12
MM3088275	92.04.21	96.04.10
MM3089188	92.04.30	96.04.25
MM3089333	92.05.01	96.02.09
MM3091044	92.04.21	96.02.02
MM3091074	92.04.22	96.04.01
MM3092387	92.04.08	96.02.22
MM3094304	92.04.16	96.02.29
MM3094879	92.04.17	96.04.19
MM3097976	92.05.01	96.02.01
MM3104761	92.04.22	96.03.05
MM3105915	92.04.24	96.04.22
MM3108899	92.04.21	96.03.25
MM3110613	92.04.30	96.03.08
MM3110746	92.04.30	96.03.12
MM3115498	92.05.06	96.03.05
MM3118064	92.05.14	96.03.21
MM3118131	92.05.14	96.04.01
MM3119169	92.04.13	95.11.20
MM3120914	92.04.23	96.02.27
MM3121671	92.04.30	96.04.11
MM3122266	92.05.06	96.03.13
MM3123226	92.04.14	96.02.22
MM3123615	92.04.21	96.02.15
MM3126529	92.04.28	96.02.28
MM3130457	92.04.14	96.04.24
MM3131732	92.04.16	96.02.21
MM3142508	92.04.10	96.04.02
MM3142749	92.04.14	96.04.01
MM3143730	92.04.18	96.02.22
MM3145455	92.04.09	96.03.04
MM3145525	92.04.09	96.03.04
MM3146397	92.04.16	96.04.09
MM3146859	92.04.21	96.03.27
MM3147817	92.04.20	96.04.15
MM3148772	92.05.08	96.04.17
MM3149839	92.04.15	96.04.02
MM3153291	92.04.28	96.04.12
MM3156678	92.05.12	96.03.22
MM3156803	92.05.12	96.02.27
MM3161046	92.04.22	96.02.13
MM3161634	92.04.23	96.04.26
MM3162079	92.04.24	96.03.22
MM3162121	92.04.24	96.03.05
MM3163437	92.04.30	96.03.29
MM3164404	92.05.06	95.11.13
MM3164949	92.05.07	96.04.12
MM3165281	92.05.07	96.02.05
MM3166395	92.04.20	96.04.12
MM3167715	92.05.01	96.03.01
MM3168300	92.04.17	96.04.05
MM3172709	92.04.17	96.02.14
MM3172733	92.04.17	96.02.16
MM3174657	92.04.24	96.02.15
MM3177657	92.04.15	96.03.28
MM3181378	92.04.21	96.04.19
MM3181940	92.04.22	96.03.29
MM3183551	92.04.24	96.02.06
MM3186172	92.04.30	96.02.08
MM3186734	92.05.01	96.03.08
MM3188786	92.05.06	96.03.13
MM3189966	92.05.08	96.04.04
MM3190910	92.05.11	96.04.04
MM3191657	92.04.24	96.02.16
MM3191712	92.04.24	96.04.24
MM3192795	92.04.21	96.04.25
MM3195586	92.04.21	96.03.11
MM3196580	92.04.22	96.02.06
MM3197859	92.04.27	96.04.18
MM3198028	92.04.27	96.02.05
MM3199148	92.04.28	96.04.09
MM3199779	92.04.30	96.03.15
MM3200996	92.05.06	96.04.16
MM3202594	92.05.07	96.04.23
MM3202739	92.05.07	96.03.29
MM3204712	92.05.12	96.04.10
MM3205719	92.05.14	96.02.05
MM3206091	92.05.15	96.03.27
MM3207207	92.04.22	96.04.25
MM3209014	92.04.22	96.02.01
MM3210732	92.05.01	96.02.08
MM3212707	92.05.13	96.03.26
MM3213200	92.05.18	96.04.25
MM3214206	92.05.01	96.04.30
MM3215858	92.05.25	96.03.13
MM3216052	92.04.16	96.02.05
MM3216215	92.04.18	96.04.09
MM3216968	92.04.24	96.03.12
MM3218467	92.04.28	96.04.12
MM3218476	92.04.28	96.04.12
MM3220358	92.05.07	96.02.20
MM3220644	92.05.12	96.03.25
MM3225359	92.05.08	96.03.01
MM3225431	92.05.08	96.03.29
MM3225976	92.05.11	96.03.15
MM3230274	92.05.01	96.04.15
MM3232569	92.05.08	96.03.14
MM3233191	92.05.12	96.04.23
MM3233514	92.05.12	96.03.29
MM3236571	92.05.19	96.03.22
MM3241682	92.05.12	96.04.23
MM3242374	92.05.14	96.04.23
MM3245439	92.05.01	96.03.07
MM3245816	92.05.01	96.03.28
MM3256054	92.05.15	96.03.14
MM3256594	92.05.18	96.04.15
MM3258505	92.05.19	96.03.22
MM3259124	92.05.20	96.03.13
MM3269274	92.05.06	96.02.01
MM3272400	92.05.08	96.02.23
MM3273593	92.05.11	96.04.30
MM3274162	92.05.12	96.02.01
MM3275726	92.05.13	96.02.05
MM3276935	92.05.14	96.02.20
MM3279652	92.05.18	96.04.10
MM3282951	92.05.21	96.03.29

MM1238495	91.11.26	95.11.03	MM1999853	92.01.30	96.02.09	MM2290923	92.02.26	96.02.07	MM2551361	92.03.30	96.01.05
MM1245175	91.11.15	96.04.25	MM2010125	92.02.12	96.02.26	MM2301805	92.02.26	96.02.20	MM2552401	92.03.31	96.04.09
MM1266938	91.12.04	96.02.16	MM2023928	92.02.15	96.03.11	MM2308840	92.02.27	96.02.09	MM2552682	92.04.01	96.03.07
MM1270660	91.12.09	96.03.21	MM2030875	92.02.17	96.01.05	MM2313174	92.02.28	96.03.08	MM2557633	92.03.04	96.02.20
MM1293213	91.12.03	96.04.01	MM2053023	92.02.04	96.02.13	MM2318629	92.02.24	96.02.28	MM2558462	92.03.05	96.03.12
MM1333568	91.12.09	95.12.27	MM2059456	92.02.18	96.04.22	MM2321113	92.03.07	96.03.05	MM2561412	92.03.10	96.02.06
MM1336685	91.12.17	95.08.29	MM2067280	92.02.03	96.02.08	MM2322499	92.03.13	96.02.07	MM2562995	92.03.12	96.03.19
MM1357099	91.12.03	96.04.15	MM2073151	92.02.10	96.02.01	MM2323136	92.02.24	96.02.01	MM2567410	92.03.19	96.02.23
MM1414187	92.01.07	96.04.15	MM2080139	92.02.18	96.02.08	MM2326676	92.02.25	96.04.01	MM2569469	92.03.02	96.02.23
MM1437304	91.12.18	96.02.01	MM2080679	92.02.18	96.03.11	MM2328440	92.02.27	96.02.26	MM2572399	92.03.10	96.02.22
MM1438147	91.12.20	95.09.04	MM2085651	92.02.05	96.02.27	MM2344641	92.02.25	96.02.06	MM2577239	92.03.02	96.02.23
MM1454345	92.01.14	96.02.09	MM2090069	92.02.10	96.02.05	MM2347373	92.03.02	96.02.20	MM2577252	92.03.02	96.02.23
MM1482321	91.12.20	96.03.01	MM2097192	92.02.18	96.01.23	MM2348611	92.03.04	96.04.02	MM2577938	92.03.03	96.03.04
MM1492089	92.01.09	95.12.12	MM2114205	92.02.18	95.12.19	MM2349117	92.03.05	96.02.13	MM2584774	92.03.17	96.04.08
MM1500876	92.01.07	96.02.02	MM2117274	92.02.03	96.02.08	MM2350655	92.03.09	95.08.17	MM2586834	92.03.19	95.12.27
MM1529700	91.12.26	96.02.06	MM2118685	92.02.06	96.02.02	MM2359278	92.02.21	96.02.01	MM2588922	92.03.24	96.02.21
MM1535309	92.01.09	96.01.19	MM2123344	92.02.18	96.02.02	MM2363676	92.02.19	96.02.23	MM2588923	92.03.24	96.02.21
MM1536640	91.12.17	96.02.22	MM2142029	92.02.17	96.02.01	MM2364524	92.02.19	96.02.23	MM2592708	92.03.31	96.04.03
MM1541502	91.12.25	95.12.21	MM2146704	92.02.18	96.02.09	MM2370820	92.02.27	96.02.14	MM2593682	92.03.09	96.02.02
MM1560302	91.12.19	96.01.31	MM2157921	92.02.17	96.04.23	MM2370999	92.02.27	96.03.05	MM2594498	92.03.11	96.02.27
MM1588993	91.12.24	96.03.13	MM2161225	92.02.10	96.02.08	MM2373178	92.02.29	96.02.08	MM2595371	92.03.13	96.03.04
MM1591933	91.12.27	95.11.21	MM2166932	92.02.18	96.02.19	MM2382538	92.02.25	96.01.04	MM2605126	92.03.25	96.03.06
MM1613801	92.01.09	95.12.22	MM2172134	92.02.26	96.02.01	MM2386848	92.02.20	96.02.27	MM2605496	92.03.26	96.03.11
MM1615349	92.01.13	96.01.31	MM2173089	92.02.27	96.03.01	MM2391888	92.02.18	96.02.23	MM2608764	92.04.06	96.03.28
MM1620451	92.01.20	95.11.16	MM2173678	92.02.28	96.02.26	MM2396143	92.02.26	96.03.28	MM2623565	92.03.31	96.02.05
MM1625639	92.01.09	95.08.02	MM2175439	92.03.03	96.02.16	MM2397325	92.02.28	96.02.14	MM2625780	92.03.16	95.12.12
MM1659490	92.01.06	96.03.30	MM2188035	92.02.13	96.02.23	MM2399639	92.03.03	96.04.29	MM2633076	92.04.01	96.03.19
MM1677637	92.01.24	96.02.24	MM2190555	92.02.18	96.03.01	MM2401040	92.03.05	96.02.08	MM2633538	92.04.02	96.04.02
MM1693642	92.01.07	96.03.01	MM2196289	92.02.27	96.02.22	MM2404146	92.02.21	96.02.14	MM2640793	92.03.13	96.03.05
MM1748897	92.01.16	96.03.01	MM2197961	92.02.07	96.01.29	MM2406555	92.03.02	96.02.09	MM2641643	92.03.16	96.02.14
MM1802492	92.01.21	96.04.10	MM2203816	92.01.31	96.03.21	MM2406943	92.03.03	96.02.14	MM2642276	92.03.16	96.02.21
MM1829685	92.01.17	96.01.17	MM2205254	92.02.04	96.02.08	MM2419915	92.03.12	96.02.28	MM2643558	92.03.18	96.02.21
MM1831746	92.01.21	96.03.14	MM2206396	92.02.05	96.03.01	MM2425553	92.02.25	96.02.05	MM2645100	92.03.19	96.03.25
MM1839049	92.01.31	96.02.28	MM2212325	92.02.15	96.01.24	MM2432187	92.02.28	96.02.27	MM2650656	92.03.27	96.03.15
MM1856656	92.02.04	96.02.07	MM2217455	92.02.13	96.02.06	MM2433430	92.03.03	96.03.12	MM2650886	92.03.27	96.03.06
MM1862805	92.02.01	96.02.21	MM2219666	92.02.15	96.02.15	MM2434225	92.03.05	96.02.02	MM2652181	92.03.30	95.11.20
MM1865464	92.01.14	96.01.12	MM2221136	92.02.19	96.02.13	MM2437384	92.03.13	96.02.15	MM2652767	92.03.31	96.01.17
MM1875225	92.01.27	96.01.27	MM2234790	92.03.02	96.02.23	MM2443518	92.03.10	96.03.18	MM2656305	92.04.03	96.03.04
MM1899624	92.01.30	95.12.01	MM2236578	92.03.11	96.02.16	MM2443999	92.03.13	96.02.15	MM2656765	92.04.04	96.03.26
MM1903667	92.01.22	96.03.26	MM2239146	92.02.17	96.02.21	MM2447721	92.03.03	96.03.08	MM2659727	92.03.09	96.02.29
MM1910987	92.01.30	96.02.02	MM2241690	92.02.19	95.11.13	MM2449741	92.03.17	96.02.28	MM2666055	92.03.12	96.02.29
MM1911328	92.01.30	95.12.21	MM2243585	92.02.21	96.02.23	MM2460371	92.03.04	96.02.27	MM2668674	92.03.16	96.03.11
MM1913803	92.02.03	96.03.15	MM2244040	92.02.21	96.02.01	MM2463178	92.03.06	96.02.14	MM2674216	92.03.23	96.03.01
MM1918659	92.02.10	96.02.02	MM2246657	92.02.26	96.02.20	MM2470675	92.03.10	96.03.07	MM2676228	92.03.25	96.04.03
MM1920041	92.02.12	96.02.08	MM2249871	92.02.29	96.01.19	MM2470928	92.03.13	96.02.16	MM2690441	92.03.24	96.03.22
MM1921864	92.02.13	96.02.07	MM2252266	92.03.04	96.02.09	MM2484773	92.02.27	96.03.07	MM2692409	92.03.10	96.02.06
MM1922164	92.02.14	96.04.02	MM2253734	92.03.04	96.02.05	MM2485231	92.02.28	96.02.20	MM2694522	92.03.13	96.02.02
MM1922881	92.02.14	96.02.01	MM2255989	92.03.09	96.03.04	MM2485232	92.02.28	96.02.20	MM2697186	92.03.21	96.02.07
MM1924612	92.01.21	96.02.20	MM2256329	92.03.09	96.01.16	MM2486964	92.03.04	96.02.16	MM2699668	92.03.26	96.03.01
MM1945037	92.01.31	96.04.02	MM2264007	92.02.21	96.02.23	MM2493856	92.03.10	96.02.08	MM2705330	92.03.19	96.02.27
MM1955064	92.01.27	95.12.05	MM2266716	92.02.10	96.03.11	MM2494122	92.03.11	96.03.01	MM2706464	92.03.24	96.03.19
MM1961030	92.02.03	96.04.01	MM2269003	92.02.13	96.02.08	MM2495686	92.02.24	96.02.19	MM2706733	92.03.25	96.02.16
MM1966436	92.01.23	96.03.18	MM2270804	92.02.17	96.02.07	MM2514016	92.03.09	96.02.09	MM2707630	92.03.27	95.12.05
MM1968473	92.01.29	96.02.24	MM2274836	92.02.24	96.02.13	MM2522150	92.02.26	96.02.01	MM2712438	92.03.13	96.01.30
MM1973704	92.02.10	96.03.18	MM2278356	92.02.26	96.02.26	MM2524837	92.03.24	96.03.25	MM2714671	92.03.23	96.02.28
MM1980293	92.02.07	96.02.02	MM2278990	92.02.27	96.02.21	MM2527784	92.03.09	96.02.06	MM2715998	92.03.25	96.04.01
MM1982002	92.02.13	96.02.15	MM2282839	92.02.17	96.02.26	MM2528116	92.03.10	96.02.23	MM2727462	92.03.04	96.02.26
MM1992176	92.02.15	96.01.12	MM2288748	92.03.02	96.03.13	MM2532064	92.03.09	96.02.07	MM2731671	92.03.13	96.02.27
MM1993547	92.01.20	96.04.23	MM2289165	92.02.10	96.02.09	MM2543107	92.03.18	96.02.09	MM2733518	92.03.18	96.03.04
MM1995793	92.01.23	96.03.15	MM2289176	92.02.10	96.02.09	MM2550348	92.03.26	96.02.15	MM2738497	92.08.05	96.03.01

旅券番号	発行年月日	失効年月日
B3033915	94.02.15	96.01.25
B3040098	94.05.23	96.02.27
B3041520	94.06.08	96.01.15
B3044470	94.07.26	95.10.27
B3053027	94.10.20	95.12.12
B3060902	95.02.13	95.12.04
B3071948	95.07.13	96.04.11
B3089969	96.02.06	96.02.13
B3092761	96.02.29	96.04.09
B9306805	94.08.17	96.02.09
MA2004551	92.05.18	95.06.14
MA3004822	94.06.07	96.02.28
MA3004957	94.07.04	95.12.20
MA3005661	94.11.22	95.04.18
MA9300303	94.02.09	96.04.10
MA9303505	93.06.02	95.07.21
MB3001241	92.12.09	94.05.08
MB3007406	93.08.30	96.04.15
MB3010764	94.02.07	96.02.15
MB3011057	94.02.14	95.08.08
MB3011432	94.02.22	96.01.05
MB3011436	94.02.22	96.01.05
MB3011451	94.02.22	96.01.05
MB3015012	94.06.17	96.03.13
MB3015320	94.07.15	96.04.10
MB3015759	94.08.16	95.12.21
MB3015981	94.08.30	96.01.11
MB3017336	94.11.10	96.04.11
MB3018342	95.01.09	96.02.20
MB3021345	95.04.21	96.03.13
MB3021875	95.06.06	96.01.22
MB3023603	95.08.17	96.03.22
MB3025601	95.11.17	95.12.27
MB3026562	96.01.10	96.04.19
MB3026902	96.01.26	96.02.15
MB9308019	95.04.16	96.01.05
ML4608997	91.01.05	95.10.11
ML4690335	91.02.04	95.10.23
ML4726670	91.02.13	95.10.13
ML4873036	91.01.28	95.08.22
ML4907795	91.02.07	95.09.12
ML5123381	91.03.11	95.12.04
ML5254258	91.03.04	96.02.19
ML5282055	91.03.07	96.02.15
ML7002475	92.02.07	96.02.08
ML7023441	91.04.02	96.03.15
ML7046962	91.04.11	96.02.23
ML7192560	91.04.15	95.08.09
ML7246211	91.04.17	96.02.27
ML7249426	91.04.23	96.01.24
ML7262308	91.04.15	96.03.13
ML7334785	91.05.13	96.01.17
ML7336096	91.05.14	96.02.08
ML7340898	91.05.18	96.03.05
ML7365795	91.05.14	96.02.01
ML7392128	91.05.13	96.01.25
ML7467798	91.05.10	96.03.11
ML7518175	91.05.24	96.02.05
ML7566885	91.05.08	96.03.29
ML7616718	91.05.18	96.01.24
ML7645145	91.05.21	96.02.05
ML7691978	91.05.29	95.12.06
ML7697409	91.06.04	96.03.27
ML7770981	91.05.21	96.04.02
ML7817883	91.06.07	95.10.04
ML7828452	91.06.05	96.02.01
ML7892500	91.06.10	96.02.05
ML7929540	91.06.03	96.04.01
ML7940535	91.06.11	96.03.21
ML7997541	91.07.05	96.03.04
ML8037480	91.06.19	96.03.05
ML8043405	91.06.26	96.02.05
ML8060711	91.06.21	95.11.20
ML8060712	91.06.21	95.11.20
ML8064063	91.06.26	96.01.18
ML8099172	91.06.11	96.02.09
ML8168968	91.07.08	95.03.14
ML8176679	91.07.02	95.12.27
ML8190440	91.07.03	96.03.29
ML8193016	91.07.08	96.03.14
ML8216012	91.06.24	96.03.20
ML8289340	91.07.15	96.03.04
ML8310661	91.07.16	96.03.26
ML8317851	91.07.03	95.12.15
ML8326424	91.07.10	95.11.29
ML8423465	91.07.16	96.03.25
ML8440032	91.07.11	96.02.06
ML8486693	91.07.10	96.03.08
ML8521624	91.07.05	96.04.26
ML8563930	91.08.05	96.03.11
ML8591821	91.07.20	95.12.18
ML8603428	91.07.25	96.04.15
ML8619256	91.07.22	95.10.11
ML8643725	91.07.23	96.03.12
ML8679752	91.07.26	96.03.28
ML8700463	91.08.08	95.09.19
ML8713628	91.07.23	96.04.26
ML8726742	91.07.25	96.03.26
ML8753130	91.08.08	96.02.02
ML8777207	91.08.06	95.09.11
ML8813380	91.08.05	96.01.22
ML8855614	91.08.26	96.02.14
ML8857884	91.09.03	96.03.05
ML8866802	91.08.21	96.02.08
ML8889957	91.08.09	96.02.01
ML8936821	91.08.19	95.12.19
ML8939388	91.08.21	96.02.26
ML8945432	91.08.29	96.03.22
ML8956905	91.08.15	96.04.19
ML8977194	91.08.14	95.12.31
ML9067486	91.02.04	96.02.21
ML9078648	91.04.29	96.02.05
ML9082864	91.02.12	95.12.20
ML9091406	91.04.24	95.10.25
ML9091714	91.10.31	96.02.06
ML9092155	91.04.26	96.02.16
ML9095063	91.04.15	96.02.21
ML9095064	91.04.15	96.02.21
ML9095819	91.11.23	96.01.31
ML9101172	91.04.19	96.02.23
ML9108646	91.11.22	95.10.31
ML9108647	91.11.22	95.10.31
ML9124108	91.07.17	96.04.26
ML9126376	92.02.26	95.11.21
ML9135282	92.04.01	96.02.21
ML9141431	92.01.13	95.10.06
ML9144747	92.02.12	96.02.14
ML9146352	92.02.21	96.02.15
ML9146487	92.03.20	95.11.27
ML9146558	92.06.11	96.04.10
ML9151045	92.03.17	95.08.01
ML9153796	91.11.22	96.02.28
ML9159210	92.02.19	95.11.15
ML9159857	92.03.12	95.10.20
ML9166063	91.12.18	95.11.20
ML9166340	92.04.08	95.12.19
ML9167379	92.03.16	95.12.12
ML9167643	92.03.24	95.12.28
ML9167930	92.04.14	96.02.19
ML9168055	92.04.24	95.12.14
ML9171152	92.04.01	95.12.13
ML9172818	92.03.30	96.03.12
ML9173571	92.06.09	96.02.08
ML9174967	92.04.21	95.12.20
ML9175612	92.02.25	95.11.03
ML9176934	92.05.15	95.12.28
ML9177228	92.06.17	96.01.09
ML9177894	92.04.01	96.02.23
ML9178217	92.04.27	95.12.15
ML9179278	92.07.15	96.02.19
ML9179549	92.04.30	95.10.04
ML9181269	92.06.20	96.04.16
ML9182742	92.05.14	96.02.15
ML9183364	92.06.02	96.03.22
ML9183529	92.06.08	96.03.13
ML9189610	92.04.20	95.06.30
ML9190694	92.05.27	96.01.18
ML9190760	92.06.01	96.01.23
ML9190765	92.06.01	96.01.23
ML9190885	92.06.03	96.02.21
ML9191175	92.06.29	95.11.14
ML9191873	92.05.07	95.11.14
ML9193385	92.07.31	96.04.17
ML9193532	92.08.06	96.04.11
ML9193553	92.08.07	96.03.22
ML9193697	92.08.13	95.09.28
ML9194598	92.08.12	95.12.11
ML9195269	92.07.20	96.01.22
ML9196520	92.04.21	95.06.13
ML9198001	92.06.22	96.03.01
ML9204862	92.08.19	96.02.01
ML9208070	92.06.30	96.03.15
ML9208356	92.07.23	95.11.24
ML9209538	92.05.20	96.02.06
ML9215624	92.09.03	96.04.10
ML9215776	92.09.18	96.04.26
ML9217244	92.07.13	96.03.13
ML9218665	92.09.21	96.04.02
ML9222622	92.07.17	95.11.27
ML9224874	92.09.18	95.06.27
ML9226707	92.09.21	96.04.09
ML9228624	92.09.17	95.07.28
ML9228766	92.09.24	96.01.15
ML9230137	92.10.21	96.01.31
ML9230827	92.10.30	96.03.19
ML9231182	92.10.28	96.02.15
MM0012748	91.08.30	96.01.25
MM0047335	91.08.12	96.03.08
MM0048177	91.08.13	95.06.21
MM0063856	91.08.28	96.03.05
MM0121570	91.08.30	96.03.07
MM0175669	91.09.13	96.04.16
MM0195532	91.09.26	96.03.19
MM0202573	91.09.10	96.01.24
MM0203716	91.09.11	95.11.29
MM0221509	91.09.05	95.10.12
MM0221510	91.09.05	95.10.16
MM0221511	91.09.05	95.10.16
MM0229211	91.09.17	96.03.01
MM0233604	91.09.24	95.12.19
MM0233966	91.09.24	96.02.12
MM0235998	91.09.05	95.12.12
MM0295769	91.09.17	95.12.14
MM0326518	91.09.13	96.02.16
MM0339658	91.08.30	96.02.27
MM0347522	91.09.17	96.03.22
MM0476071	91.09.19	96.04.22
MM0504958	91.10.08	95.12.27
MM0533254	91.09.27	96.02.01
MM0570153	91.10.15	96.03.22
MM0622690	91.10.01	96.02.23
MM0631745	91.10.14	96.04.05
MM0648766	91.10.21	96.04.22
MM0655267	91.10.09	95.12.07
MM0692740	91.10.11	95.11.20
MM0703599	91.10.31	96.03.15
MM0767501	91.10.14	96.01.22
MM0792516	91.11.18	95.10.31
MM0806019	91.11.07	96.03.25
MM0821454	91.10.22	96.02.08
MM0840906	91.10.29	96.03.21
MM0848133	91.10.29	96.03.11
MM0861102	91.11.08	96.02.09
MM0862576	91.11.12	96.04.02
MM0895333	91.10.24	96.03.13
MM0913741	91.10.31	96.02.05
MM0928733	91.11.20	96.03.29
MM0959641	91.12.02	96.01.26
MM1032002	91.11.18	95.12.14
MM1032544	91.11.19	96.01.29
MM1038864	91.11.07	95.12.08
MM1103684	91.11.19	96.02.01
MM1147528	91.12.09	96.04.24
MM1149323	91.11.18	95.12.15
MM1159713	91.11.29	95.11.21
MM1192257	91.11.21	96.02.14
MM1202579	91.12.05	96.02.27
MM1208080	91.11.27	96.03.29
MM1234869	91.12.10	95.12.28

(c) 請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

8　ヴィエトナム社会主義共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら3(1)にいう生産物又は役務を購入するために使用されること。

(2)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　ヴィエトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、付表に掲げる事業計画の実施の進捗状況に関する情報及び資料を提供する。

10　両政府は、前記の了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をヴィエトナム社会主義共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月二十九日にハノイで

ヴィエトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　鈴木勝也

ヴィエトナム社会主義共和国
外務大臣　グエン・マイ・カム閣下

付表

		(限度額)
1	ファーライ火力発電所増設計画（第二期）	二百億円
2	ハムトアン・ダーミー水力発電所建設計画（第二期）	四十九億六千二百万円
3	国道五号線改善計画（第三期）	六十七億九百万円
4	国道一号線橋梁復旧計画（第三期）	八十八億八百万円
5	南北統一鉄道橋梁復旧計画（第三期）	七十三億四千百万円
6	国道一号線橋梁復旧第二計画	四十九億七百万円
7	カイラン港拡張計画	百二億七千三百万円
8	地方開発・生活環境改善計画	七十億円
	総額	七百億円

（ヴィエトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、閣下の書簡に述べられた了解をヴィエトナム社会主義共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月二十九日にハノイで

ヴィエトナム社会主義共和国
外務大臣に代わる
外務次官　ヴー・コアン

ヴィエトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　鈴木勝也閣下

○外務省告示第二百三十号

ジンバブエ共和国政府は、昭和二十五年三月二十一日にレーク・サクセスで署名のために開放された「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」の加入書を平成七年十一月十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十四条の規定に従い、平成八年二月十三日にジンバブエ共和国について効力を生じた。

（平成七年十二月二十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成八年五月二十七日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百三十一号

ヴェネズエラ共和国政府は、昭和四十六年七月二十四日にパリで作成された「千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約」の加入書を平成八年一月十一日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第九条2の規定に従い、平成八年四月十一日にヴェネズエラ共和国について効力を生じた。

（平成八年三月十二日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成八年五月二十七日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百三十二号

平成八年三月十八日にハラーレで、ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジンバブエ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ジンバブエの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むジンバブエの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者

日本側　東原麻夫在ジンバブエ大使

ジンバブエ側　チャールズ・T・クワザ大蔵省次官

平成八年五月二十七日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百三十三号

次の旅券は紛失の届出があったので旅券法第十八条第一項第五号の規定に基づき、それぞれ左記冒頭に記載の年月日以降無効となった。

平成八年五月二十七日

外務大臣　池田　行彦

ガーナ共和国政府に供与されることになったクマシ・パガ道路修復事業計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がガーナ共和国政府と海外経済協力基金との間の合意により、更に平成十一年二月十二日まで延長される旨の口上書の交換が、ガーナ共和国政府との間に行われた。

平成八年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十四号

平成八年三月二十日にアディス・アベバで、エティオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　エティオピアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むエティオピアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十五億円

3　署名者

日　本　側　浜田泰弘在エティオピア大使

エティオピア側　ムラトゥ・テショメ経済開発協力省次官

平成八年五月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十五号

平成八年三月二十日にアディス・アベバで、アディス・アベバ市ごみ処理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アディス・アベバ市ごみ処理機材整備計画を実施するため必要な

(a)　車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億千七百万円

3　贈与の使用期限　平成九年三月十九日まで

4　署名者

日　本　側　浜田泰弘在エティオピア大使

エティオピア側　ムラトゥ・テショメ経済開発協力省次官

平成八年五月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十六号

平成八年三月二十日にアディス・アベバで、診療所施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　診療所施設改善計画を実施するため必要な

(a)　車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億八千六百万円

3　贈与の使用期限　平成九年三月十九日まで

4　署名者

日　本　側　浜田泰弘在エティオピア大使

エティオピア側　ムラトゥ・テショメ経済開発協力省次官

平成八年五月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十七号

平成八年三月十四日にアビジャンで、象牙海岸共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が象牙海岸共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　象牙海岸の経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む象牙海岸の経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十五億円

3　署名者

日　本　側　佐藤裕美在象牙海岸大使

象牙海岸側　アマラ・エシイ外務大臣

平成八年五月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十八号

平成八年三月十七日にヌアクショットで、輸送力増強計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　輸送力増強計画を実施するため必要な

(a)　車両及び機材及びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　二億八千万円

3　贈与の使用期限　平成九年三月十六日まで

4　署名者

日　本　側　伊藤慶明在モーリタニア臨時代理大使

モーリタニア側　シディ・モハメッド・ウルドゥ・ビヤ計画大臣

平成八年五月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十九号

平成八年三月二十九日にハワイで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヴィエトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成八年五月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ヴィエトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヴィエトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1

(1)　七百億円（七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡に附属する表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画を実施するため、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、ヴィエトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

(2)　付表の1、2、3、5、7及び8に掲げる事業計画のための借款は、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2

(1)　借款は、ヴィエトナム社会主義共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、付表の1から7までに掲げる事業計画及び8に掲げる事業計画の環境部分を除いた部分については、二・三パーセントとし、付表の8に掲げる事業計画の環境部分については、二・一パーセントとする。

(c)　付表に掲げる事業計画の支出期間は、関係借款契約の発効の日から五年とする。

(2)

(1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約に係る事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)にいう支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3

(1)　借款は、ヴィエトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ヴィエトナム社会主義共和国政府は、3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ヴィエトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

6　3(1)にいう生産物又は役務の供給に関連してヴィエトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためヴィエトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ヴィエトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　基金について、借款及びそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から取得する所得に対してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税

とって受諾し得るものであるときは、この書簡（附属書を含む。）及び閣下の返簡がこの問題に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意を構成し並びにその合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案いたします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年二月二十六日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　斉藤邦彦

アメリカ合衆国国務長官
ウォーレン・M・クリストファー閣下

附属書

I　日本国の貨物専用便業務

日本航空（以下「JAL」という。）及び日本貨物航空（以下「NCA」という。）は、協定、千九百八十五年四月三十日の了解覚書及び千九百八十九年十一月六日の了解覚書（以下それぞれ「千九百八十五年の了解覚書」及び「千九百八十九年の了解覚書」という。）に基づいて運営する権利を既に与えられている貨物専用便業務に追加して、次の路線（以下「路線」という。）において、貨物専用便業務を運営することができる。

大阪―シカゴ／ニュー・ヨーク―カナダ内の以遠の一地点

注1　路線上の大阪を除く地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり、航空企業の選択によって省略することができる。

注2　JALのみが路線上の以遠地点への業務を行うことができる。

日本国は、JALのために路線上の以遠地点を選択することができるものとし、アメリカ合衆国に対する事前通告によりその選択を変更することができる。

路線におけるJAL及びNCAによる貨物専用便業務の総便数は、協定、千九百八十五年の了解覚書及び千九百八十九年の了解覚書に基づいて使用することのできる便数に追加して、週六便を超えてはならない。

II　貨物専用便業務に関する日米間の包括的交渉

A　貨物専用便業務の分野において、日米の航空企業間の機会の均等を達成するため、制限を除去すること及び双方の航空企業の機会の増大を含む一層自由な枠組みを達成することを目的とする交渉（千九百九十五年七月二十一日にロス・アンジェルスで署名された協議記録に言及されているもの）は、六箇月間で終了すべきである。

B　Aにいう交渉においては、双方が既に提案した次の問題及びいずれか一方が後に提案することのある他の問題が取り扱われる。

(1)　路線の拡大及び一層の柔軟化（コ・ターミナルの問題を含む。）
(2)　柔軟な業務運営のための機会（例えば、チェンジ・オブ・ゲージの権利及びインターモーダルの権利）
(3)　市場開拓に関する協力措置
(4)　貨物専用便業務における便数、輸送力その他の事項に関する制限の除去
(5)　チャーター業務の拡大
(6)　営業上の問題の解決
(7)　新規航空企業に対する追加的機会
(8)　貨物輸送の構成（第五の自由の運輸権に基づく輸送の構成比率等）
(9)　日米の航空企業間の機会の均等

III　一般条項

A　I又はIIの規定のいかなる部分も、Iに定める路線に係る特定の権利及び業務を除くほか、協定又は協定に関連する両国間の他の取極若しくは了解に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

B　I又はIIの規定のいかなる部分も、協定又は協定に関連する両国間の他の取極若しくは了解に基づく権利及び義務に関する双方の解釈に変更を加えるものとみなされ又は影響を及ぼすものではない。

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の日本国政府の提案をアメリカ合衆国政府が受諾することを閣下に通報するとともに、閣下の書簡（千九百九十五年七月二十一日にロス・アンジェルスで署名された協議記録に基づく附属書を含む。）及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成すること及びその合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年二月二十六日にワシントンで

アメリカ合衆国
国務長官に代わる
ジョエル・S・スパイロ

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　斉藤邦彦閣下

○外務省告示第二百十八号

平成八年三月十三日にダマスカスで、ダマスカス郊外県給水開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシリア・アラブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダマスカス郊外県給水開発計画を実施するために必要な
(a)　車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　十億八千万円
3　贈与の使用期限　平成九年三月十二日まで
4　署名者
日本側　内田富夫在シリア大使
シリア側　アブドル・ラヒーム・アル・スベイ企画担当国務大臣

平成八年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百十九号

平成八年三月十三日にダマスカスで、ダマスカス市ごみ処理機材改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシリア・アラブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダマスカス市ごみ処理機材改善計画を実施するために必要な
(a)　車両、機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　六億二千四百万円
3　贈与の使用期限　平成九年三月十二日まで
4　署名者
日本側　内田富夫在シリア大使
シリア側　アブドル・ラヒーム・アル・スベイ企画担当国務大臣

平成八年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十号

平成八年二月二十九日にルサカで、ザンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ザンビアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むザンビアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。
2　贈与額　十億円
3　署名者
日本側　増井正在ザンビア大使
ザンビア側　ダニー・C・プレ大統領府開発協力担当副大臣

平成八年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十一号

平成八年三月十八日にダレサラムで、キリマンジャロ州配電網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　キリマンジャロ州配電網整備計画を実施するために必要な
(a)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(b)　車両及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四億三千七百万円
3　贈与の使用期限　平成九年三月十七日まで
4　署名者
日本側　鈴木薫之在タンザニア臨時代理大使
タンザニア側　ピーター・J・ングンブル大蔵次官

平成八年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十二号

平成七年十二月二十二日にナイロビで、円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の平成二年三月三十日付けの交換公文に従ってケニア共和国政府に供与されることになったセメント工場改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がケニア共和国政府と海外経済協力基金との間の合意により、更に平成九年十二月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ケニア共和国政府との間に行われた。

平成八年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百二十三号

平成八年一月二十九日にアクラで、円借款の供与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の平成二年十二月五日付けの交換公文に従って

○外務省告示第二百八号

平成七年十二月四日にカトマンドゥで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がネパール王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、ネパールの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　五億五千四百四十六万九千円

3　署名者

日本側　吉田重信在ネパール大使

ネパール側　ラーム・ビノード・バッタライ大蔵次官代行

平成八年五月十六日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百九号

平成八年一月二十六日にジャカルタで、障害者職業リハビリテーションセンター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　障害者職業リハビリテーションセンター建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　六千五百万円

3　贈与の使用期限　平成九年一月二十五日まで

4　署名者

日本側　渡辺泰造在インドネシア大使

インドネシア側　スマディ・D・M・ブロトディニングラット外務省対外経済関係総局長

平成八年五月十六日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百十号

平成八年二月十三日にパラマリボで、小規模漁業機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリナム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小規模漁業機材整備計画を実施するために必要な

(a)　船舶及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　二億九千四百万円

3　贈与の使用期限　平成九年二月十二日まで

4　署名者

日本側　山田勇在スリナム臨時代理大使

スリナム側　スブハス・ムングラ外務大臣

平成八年五月十六日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百十一号

平成八年二月二十三日にダレサラムで、道路補修機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　道路補修機材整備計画を実施するため必要な

(a)　車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　三億五千三百万円

3　贈与の使用期限　平成九年二月二十二日まで

4　署名者

日本側　鈴木重之在タンザニア臨時代理大使

タンザニア側　シモン・M・ムビリニ大蔵大臣

平成八年五月十六日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百十二号

平成八年一月十九日にコトヌで、ベナン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ベナンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むベナンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　佐藤裕美在ベナン大使

ベナン側　エドガー・イヴ・モヌ外務・協力大臣

平成八年五月十六日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百十三号

平成八年三月一日にアンタナナリヴォで、マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マダガスカルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むマダガスカルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十五億円

3　署名者

日本側　大竹庄治在マダガスカル臨時代理大使

マダガスカル側　ジャック・シラ外務大臣

平成八年五月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百十四号

平成七年十二月十九日にムババネで、地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスワジランド王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　地方給水計画を実施するために必要な

(a)　給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　六億六千万円

3　贈与の使用期限　平成八年十二月十八日まで

4　署名者

日本側　小西芳三在スワジランド大使

スワジランド側　テンバ・N・マスク経済計画・開発大臣

平成八年五月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百十五号

平成八年一月二十三日にラバトで、漁村整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　漁村整備計画を実施するために必要な

(a)　水揚げ施設及び漁業支援施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七億五千五百万円

3　贈与の使用期限　平成九年一月二十二日まで

4　署名者

日本側　西村元彦在モロッコ大使

モロッコ側　モスタファ・サヘル漁業・海運大臣

平成八年五月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百十六号

平成七年十月三十日にヤンゴンで、看護大学拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　看護大学拡充計画を実施するために必要な

(a)　看護大学の施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　車両及びその調達に必要な役務の供与

(c)　機材及びその据付けに必要な役務の供与

(d)　前記(a)、(b)及び(c)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十六億二千五百万円

3　贈与の使用期限　平成八年十月二十九日まで

4　署名者

日本側　田島高志在ミャンマー大使

ミャンマー側　ウイン・ティン財務・歳入大臣兼国家計画・経済開発大臣代行

平成八年五月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第二百十七号

平成八年二月二十六日にワシントンで、民間航空関係に関する日本国とアメリカ合衆国との間の次の書簡の交換が行われた。

平成八年五月二十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百五十二年八月十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定（修正を含む。）（以下「協定」という。）に関する日本国及びアメリカ合衆国の代表団の間の最近の協議に言及するとともに、千九百九十五年七月二十一日にロス・アンジェルスで署名された協議記録に基づくこの書簡の附属書に含まれた規定を実施すること及びこれにより路線について協定の付表が修正されることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の規定が、協定の包括的な改定協議の終了までの間の暫定的な措置となる旨提案する光栄を有します。

本使は、前記の提案がアメリカ合衆国政府に

5　計画は、4の規定に従って購入した小麦、メイズ及びメイズミールをできる限り速やかにソマリア、スーダン、ルワンダ及びブルンディ難民、ルワンダ及びブルンディ国内の被災民、リベリア及びシエラ・レオーネ難民並びにリベリア及びシエラ・レオーネ国内の被災民に引き渡すために必要なすべての措置をとる。

6　政府及び計画は、いずれか一方の要請により、この取極から又はこれに関連して生ずるいかなる事項についても、相互に協議する。

7
(1)　計画は、供給者と契約を締結した後、遅滞なく次の事項を政府に通報する。
(a)　計画が契約に従って支払う総額
(b)　購入した小麦、メイズ及びメイズミールの総額
(c)　小麦、メイズ及びメイズミールの数量及び品質
(d)　小麦、メイズ及びメイズミールのFOB単価
(e)　輸送費
(f)　保険料
(g)　供給者の名称
(h)　船積みの予定日及び配布地への到着の予定日

(2)　船積み、荷揚げ及び配布地への到着のたびに、計画は、これらの日付並びに小麦、メイズ及びメイズミールの数量及び品質を政府に通報する。

(3)　計画は、最初の積荷が配布地に到着した後、三箇月ごとに小麦、メイズ及びメイズミールの配布に関する報告書を政府に提出するよう努める。

(4)　計画は、この取極に従って購入した小麦、メイズ及びメイズミールの配布が完了した後、配布に関する最終報告書を、できる限り配布地における写真を付して、政府に提出する。

(5)　計画は、小麦、メイズ及びメイズミールが日本国により贈与された旨の標示を小麦、メイズ及びメイズミールの袋に付すことを確保する。

本使は、更に、この書簡及び前記の取極を確認される貴官の返簡が政府と計画との間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月十九日にローマで

イタリア共和国駐在

日本国特命全権大使　英正道

世界食糧計画

事務局次長　A・ナマンガ・ンゴンギ殿

（計画側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、世界食糧計画に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が計画と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月十九日にローマで

世界食糧計画

事務局次長　A・ナマンガ・ンゴンギ

イタリア共和国駐在

日本国特命全権大使　英正道閣下

○外務省告示第二百六号

平成八年三月十九日にローマで、バングラデシュ国内のミャンマー難民等に対する食糧援助に関する次の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成八年五月十五日

外務大臣　池田　行彦

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府（以下「政府」という。）の代表者と世界食糧計画（以下「計画」という。）の代表者との間で最近行われたミャンマー難民及び帰還民に対する食糧援助計画に関する協議に言及するとともに、千九百九十五年の食糧援助規約に関連して政府が計画を通じて供与する意向を有する援助に関する次の取極を提案する光栄を有します。

1　政府は、日本国の関係法令に従い、二億円（二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）を贈与の形で計画の使用に供する。

2　政府は、日本国の外国為替公認銀行の東京店に開設されている世界食糧計画の勘定に、1に定める額を日本円で払い込む。この額は、政府の関係当局と計画との間の合意によって延長されない限り、この取極が効力を生ずる日から千九百九十六年三月三十一日までの期間中に払い込まれる。

3　政府は、2の規定に従って払込みを行うことにより、その払込みを行ったときにその払込みの金額までこの取極に基づく援助を実施したとみなされる。

4
(1)　1に定める総額は、タイ米の購入及びこの購入に関連する費用（輸送費、保険料及び計画に対する手数料を含む。）に使用される。

(2)　タイ米の現在の価格、運賃及び保険料を考慮して、最小限一億四千九百万円（一四九、〇〇〇、〇〇〇円）相当のタイ米が購入され、船積みされ、バングラデシュ国内のミャンマー難民及び帰還民に引き渡されることが期待される。

(3)　計画は、(2)にいう米の購入並びに輸送及び保険のため、計画の財務規則に従い供給者と契約を締結する。

5　計画は、4の規定に従って購入した米をできる限り速やかにミャンマー難民及び帰還民に引き渡すために必要なすべての措置をとる。

6　政府及び計画は、いずれか一方の要請により、この取極から又はこれに関連して生ずるいかなる事項についても、相互に協議する。

7
(1)　計画は、供給者と契約を締結した後、遅滞なく次の事項を政府に通報する。
(a)　計画が契約に従って支払う総額
(b)　購入した米の総額
(c)　米の数量及び品質
(d)　米のFOB単価
(e)　輸送費
(f)　保険料
(g)　供給者の名称
(h)　船積みの予定日及び配布地への到着の予定日

(2)　船積み、荷揚げ及び配布地への到着のたびに、計画は、これらの日付並びに米の数量及び品質を政府に通報する。

(3)　計画は、最初の積荷が配布地に到着した後、三箇月ごとに米の配布に関する報告書を政府に提出するよう努める。

(4)　計画は、この取極に従って購入した米の配布が完了した後、配布に関する最終報告書を、できる限り配布地における写真を付して、政府に提出する。

(5)　計画は、米が日本国により贈与された旨の標示を米の袋に付すことを確保する。

本使は、更に、この書簡及び前記の取極を確認される貴官の返簡が政府と計画との間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月十九日にローマで

イタリア共和国駐在

日本国特命全権大使　英正道

世界食糧計画

事務局次長　A・ナマンガ・ンゴンギ殿

（計画側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、世界食糧計画に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が計画と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月十九日にローマで

世界食糧計画

事務局次長　A・ナマンガ・ンゴンギ

イタリア共和国駐在

日本国特命全権大使　英正道閣下

○外務省告示第二百七号

平成七年十月一日にダッカで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十五年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　八億五千万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　高橋周平在バングラデシュ臨時代理大使

バングラデシュ側　マハブブ・カビール大蔵省経済関係局次官補

平成八年五月十六日

外務大臣　池田　行彦

ホンデュラス側　ロベルト・アリータ・キニョネス外務大臣代理

平成八年五月十四日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百四号

平成八年三月十九日にローマで、旧ユーゴースラヴィア難民等に対する食糧援助に関する次の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成八年五月十五日

外務大臣　池田　行彦

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府（以下「政府」という。）の代表者と世界食糧計画（以下「計画」という。）の代表者との間で最近行われた旧ユーゴースラヴィア難民、避難民及びその他被災民に対する食糧援助計画に関する協議に言及するとともに、千九百九十五年の食糧援助規約に関連して政府が計画を通じて供与する意向を有する援助に関する次の取極を提案する光栄を有します。

1　政府は、日本国の関係法令に従い、九億七千五百万円（九七五、〇〇〇、〇〇〇円）を贈与の形で計画の使用に供する。

2　政府は、日本国の外国為替公認銀行の東京店に開設されている世界食糧計画の勘定に、1に定める額を日本円で払い込む。この額は、政府の関係当局と計画との間の合意によって延長されない限り、この取極が効力を生ずる日から千九百九十六年三月三十一日までの期間中に払い込まれる。

3　政府は、2の規定に従って払込みを行うことにより、その払込みを行ったときにその払込みの金額までこの取極に基づく援助を実施したとみなされる。

4

(1)　1に定める総額は、欧州連合の加盟国及び（又は）アメリカ合衆国及び（又は）カナダ及び（又は）オーストラリアにおいて生産された小麦粉の購入並びにこれらの購入に関連する費用（輸送費、保険料及び計画に対する手数料を含む。）に使用される。

(2)　欧州連合の加盟国及び（又は）アメリカ合衆国及び（又は）カナダ及び（又は）オーストラリアにおいて生産された小麦粉の現在の価格、運賃及び保険料を考慮して、最小限五億四千七百万円(五四七、〇〇〇、〇〇〇円)相当の欧州連合の加盟国及び（又は）アメリカ合衆国及び(又は)カナダ及び（又は）オーストラリアにおいて生産された小麦粉が購入され、船積みされ、旧ユーゴースラヴィア難民、避難民及びその他被災民に引き渡されることが期待される。

(3)　計画は、(2)にいう小麦粉の購入並びに輸送及び保険のため、計画の財務規則に従い供給者と契約を締結する。

5　計画は、4の規定に従って購入した小麦粉をできる限り速やかに旧ユーゴースラヴィア難民、避難民及びその他被災民に引き渡すために必要なすべての措置をとる。

6　政府及び計画は、いずれか一方の要請により、この取極から又はこれに関連して生ずるいかなる事項についても、相互に協議する。

7

(1)　計画は、供給者と契約を締結した後、遅滞なく次の事項を政府に通報する。

(a)　計画が契約に従って支払う総額

(b)　購入した小麦粉の総額

(c)　小麦粉の数量及び品質

(d)　小麦粉のFOB単価

(e)　輸送費

(f)　保険料

(g)　供給者の名称

(h)　船積みの予定日及び配布地への到着の予定日

(2)　船積み、荷揚げ及び配布地への到着のたびに、計画は、これらの日付並びに小麦粉の数量及び品質を政府に通報する。

(3)　計画は、最初の積荷が配布地に到着した後、三箇月ごとに小麦粉の配布に関する報告書を政府に提出するよう努める。

(4)　計画は、この取極に従って購入した小麦粉の配布が完了した後、配布に関する最終報告書を、できる限り配布地における写真を付して、政府に提出する。

(5)　計画は、小麦粉が日本国により贈与された旨の標示を小麦粉の袋に付すことを確保する。

本使は、更に、この書簡及び前記の取極を確認される貴官の返簡が政府と計画との間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月十九日にローマで

イタリア共和国駐在

日本国特命全権大使　英正道

世界食糧計画

事務局次長　A・ナマンガ・ンゴンギ殿

（計画側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、世界食糧計画に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が計画と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月十九日にローマで

世界食糧計画

事務局次長　A・ナマンガ・ンゴンギ

イタリア共和国駐在

日本国特命全権大使　英正道閣下

○外務省告示第二百五号

平成八年三月十九日にローマで、アフリカ難民等に対する食糧援助に関する次の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成八年五月十五日

外務大臣　池田　行彦

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府（以下「政府」という。）の代表者と世界食糧計画（以下「計画」という。）の代表者との間で最近行われたソマリア、スーダン、ルワンダ及びブルンディ難民、ルワンダ及びブルンディ国内の被災民、リベリア及びシエラ・レオーネ難民並びにリベリア及びシエラ・レオーネ国内の被災民に対する食糧援助計画に関する協議に言及するとともに、千九百九十五年の食糧援助規約に関連して政府が計画を通じて供与する意向を有する援助に関する次の取極を提案する光栄を有します。

1　政府は、日本国の関係法令に従い、十二億円（一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）を贈与の形で計画の使用に供する。

2　政府は、日本国の外国為替公認銀行の東京店に開設されている世界食糧計画の勘定に、1に定める額を日本円で払い込む。この額は、政府の関係当局と計画との間の合意によって延長されない限り、この取極が効力を生ずる日から千九百九十六年三月三十一日までの期間中に払い込まれる。

3　政府は、2の規定に従って払込みを行うことにより、その払込みを行ったときにその払込みの金額までこの取極に基づく援助を実施したとみなされる。

4

(1)　1に定める総額は、アメリカ産及び(又は)カナダ産及び(又は)オーストラリア産小麦、アメリカ産及び（又は）アルゼンティン産及び（又は）ウガンダ産メイズ、南アフリカ産及び（又は）アメリカ産メイズミールの購入並びにこれらの購入に関連する費用(輸送費、保険料及び計画に対する手数料を含む。)に使用される。

(2)　アメリカ産及び（又は）カナダ産及び（又は）オーストラリア産小麦、アメリカ産及び（又は）アルゼンティン産及び（又は）ウガンダ産メイズ並びに南アフリカ産及び(又は)アメリカ産メイズミールの現在の価格、運賃及び保険料を考慮して、次のことが期待される。

(a)　最小限一億八千五百万円（一八五、〇〇〇、〇〇〇円）相当のアメリカ産及び（又は）カナダ産及び（又は）オーストラリア産小麦が購入され、船積みされ、エティオピア国内のソマリア及びスーダン難民に引き渡されること。

(b)　最小限一億二千四百万円（一二四、〇〇〇、〇〇〇円）相当のアメリカ産及び（又は）アルゼンティン産及び（又は）ウガンダ産メイズが購入され、船積みされ、タンザニア及びザイール国内のルワンダ及びブルンディ難民並びにルワンダ及びブルンディ国内の被災民に引き渡されること。

(c)　最小限二億三千八百万円（二三八、〇〇〇、〇〇〇円）相当の南アフリカ産及び（又は）アメリカ産メイズミールが購入され、船積みされ、象牙海岸、ギニア及びシエラ・レオーネ国内のリベリア難民、象牙海岸、ギニア及びリベリア国内のシエラ・レオーネ難民並びにリベリア及びシエラ・レオーネ国内の被災民に引き渡されること。

(3)　計画は、2にいう小麦、メイズ及びメイズミールの購入並びに輸送及び保険のため、計画の財務規則に従い供給者と契約を締結する。

平成八年五月十三日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十四号

平成八年一月十八日に東京で、ボラン医科大学医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ボラン医科大学医療機材整備計画を実施するために必要な
(a)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四億八千八百万円
3　贈与の使用期限　平成九年一月十七日まで
4　署名者
日本側　池田行彦外務大臣
パキスタン側　サルダル・アシフ・アフマド・アリ外務大臣

平成八年五月十三日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十五号

平成八年一月八日にキトで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四億円
3　贈与の使用期限　平成九年一月七日まで
4　署名者
日本側　塙哲夫在エクアドル大使
エクアドル側　ガロ・レオロ・フランコ外務大臣

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十六号

平成八年一月十八日に東京で、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、パキスタンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。
2　贈与額　八千七百八十一万千円
3　署名者
日本側　池田行彦外務大臣
パキスタン側　サルダル・アシフ・アフマド・アリ外務大臣

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十七号

平成八年一月十二日にサン・サルヴァドルで、東部地域道路舗装用アスファルト・プラント設置計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエル・サルヴァドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　東部地域道路舗装用アスファルト・プラント設置計画を実施するために必要な
(a)　上下水道施設、実験室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与
(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(c)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(d)　前記(a)、(b)及び(c)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　六億四千万円
3　贈与の使用期限　平成九年一月十一日まで
4　署名者
日本側　石原重孝在エル・サルヴァドル大使
エル・サルヴァドル側　ラモン・エルネスト・ゴンサレス・ヒネル外務大臣

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十八号

平成八年一月十一日にタシケントで、東部地域母子医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　東部地域母子医療機材整備計画を実施するために必要な
(a)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(b)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四億円
3　贈与の使用期限　平成九年一月十日まで
4　署名者
日本側　孫崎享在ウズベキスタン大使
ウズベキスタン側　サイドムフタル・サイドカシモフ副首相

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十九号

平成八年二月一日にハノイで、北西部植林機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヴィエトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北西部植林機材整備計画を実施するために必要な
(a)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　八億四百万円
3　贈与の使用期限　平成九年一月三十一日まで
4　署名者
日本側　鈴木勝也在ヴィエトナム大使
ヴィエトナム側　グエン・コン・タン農業農村開発大臣

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百号

平成八年一月二十九日にハノイで、北部地方橋梁改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヴィエトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北部地方橋梁改修計画を実施するために必要な
(a)　資材及びその調達に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
(c)　北部地方二十一橋梁を架け替えるための詳細設計に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　二億四千八百万円
3　贈与の使用期限　平成九年一月二十八日まで
4　署名者
日本側　鈴木勝也在ヴィエトナム大使
ヴィエトナム側　レ・グォック・ホアン交通運輸省次官

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百一号

平成七年十二月二十七日にサント・ドミンゴで、サント・ドミンゴ市ごみ処理計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サント・ドミンゴ市ごみ処理計画を実施するために必要な
(a)　車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　三億二千百万円
3　贈与の使用期限　平成八年十二月二十六日まで
4　署名者
日本側　中村実宏在ドミニカ共和国大使
ドミニカ共和国側　外務大臣に代わるホセ・マヌエル・トルジョルス外務次官

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百二号

平成八年一月八日にリマで、教育施設修復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　教育施設修復計画を実施するために必要な
(a)　亜鉛鉄板の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　三億四千八百万円
3　贈与の使用期限　平成九年一月七日まで
4　署名者
日本側　青木盛久在ペルー大使
ペルー側　フランシスコ・トゥデラ・バン・ブレイヘル・ダグラス外務大臣

平成八年五月十四日　外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第二百三号

平成八年一月三十日にテグシガルパで、新チョルテカ橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンデュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　新チョルテカ橋建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　四千七百万円
3　贈与の使用期限　平成九年一月二十九日まで
4　署名者
日本側　浜野美智夫在ホンデュラス大使

国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4 ジョルダン・ハシェミット王国政府は、3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5 ジョルダン・ハシェミット王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

6 3(1)にいう生産物又は役務の供給に関連してジョルダン・ハシェミット王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためジョルダン・ハシェミット王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 ジョルダン・ハシェミット王国政府は、次のものを免除する。

(a) 基金について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してジョルダン・ハシェミット王国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b) 供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から取得する所得に関してジョルダン・ハシェミット王国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c) 請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してジョルダン・ハシェミット王国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d) 事業計画の実施に従事する日本国民である被用者について、供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してジョルダン・ハシェミット王国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8 ジョルダン・ハシェミット王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 ジョルダン・ハシェミット王国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、計画の実施の進捗状況に関する情報及び資料を提供する。

10 両政府は、前記の了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をジョルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月二十五日にアンマンで

ジョルダン・ハシェミット王国駐在
日本国特命全権大使　木村崇之

ジョルダン・ハシェミット王国
計画大臣　リマ・ハラフ閣下

（ジョルダン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をジョルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十六年三月二十五日にアンマンで

ジョルダン・ハシェミット王国
計画大臣　リマ・ハラフ

ジョルダン・ハシェミット王国駐在
日本国特命全権大使　木村崇之閣下

○外務省告示第百八十八号

平成八年一月十日にコロンボ（スリ・ランカ）で、第二次マレ島護岸建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディヴ共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　第二次マレ島護岸建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与
2 贈与の限度額　三千万円
3 贈与の使用期限　平成九年一月九日まで
4 署名者
日本側　野口晏男在モルディヴ大使
モルディヴ側　アブドゥル・アジーズ・ユースフ在スリ・ランカ　モルディヴ高等弁務官

平成八年五月十日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百八十九号

平成八年一月十一日にダッカで、第三次多目的サイクロンシェルター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　第三次多目的サイクロンシェルター建設計画を実施するために必要な
(a) 多目的サイクロンシェルター及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与
(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2 贈与の限度額　五億六千六百万円
3 贈与の使用期限　平成八年三月三十一日まで
4 署名者
日本側　金子義和在バングラデシュ大使
バングラデシュ側　ムハメッド・ルトゥフラヒル・マジッド大蔵省経済関係局次官

平成八年五月十日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十号

平成八年一月十一日にニュー・デリーで、水質管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　水質管理機材整備計画を実施するために必要な
(a) 機材及びその据付けに必要な役務の供与
(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2 贈与の限度額　二億四千四百万円
3 贈与の使用期限　平成九年一月十日まで
4 署名者
日本側　谷野作太郎在インド大使
インド側　インデルジット・カンナ大蔵省次官補

平成八年五月十日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十一号

平成七年八月十八日にハノイで、第二次初等教育施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヴィエトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　第二次初等教育施設整備計画を実施するために必要な
(a) 初等教育施設の建て替えに必要な生産物及び役務の供与
(b) 機材及びその調達に必要な役務の供与
(c) 前記(a)及び(b)の輸送に必要な役務の供与
2 贈与の限度額　十六億六千万円
3 贈与の使用期限　平成八年三月三十一日まで
4 署名者
日本側　宮下正明在ヴィエトナム臨時代理大使
ヴィエトナム側　ファム・ミン・ハック教育訓練省次官

平成八年五月十三日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十二号

平成八年一月八日にリマで、道路建設機材整備工場設備改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　道路建設機材整備工場設備改善計画を実施するために必要な
(a) 車両及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与
(b) 機材及びその据付けに必要な役務の供与
(c) 前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2 贈与の限度額　七億三千八百万円
3 贈与の使用期限　平成九年一月七日まで
4 署名者
日本側　青木盛久在ペルー大使
ペルー側　フランシスコ・トゥデラ・バン・ブレイヘル・ダグラス外務大臣

平成八年五月十三日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百九十三号

平成七年十一月二十八日にルサカで、ルサカ市道路網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　ルサカ市道路網整備計画を実施するために必要な
(a) 主要居住区の十二連絡道路の改修に必要な生産物及び役務の供与
(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
2 贈与の限度額　八億三千八百万円
3 贈与の使用期限　平成八年十一月二十七日まで
4 署名者
日本側　増井正在ザンビア大使
ザンビア側　C・S・テンボ外務大臣

○外務省告示第百八十一号

マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国政府は、次に掲げる条約等を平成三年九月十七日から承継する旨を、平成六年一月十八日に国際連合事務総長に通告した。

(一) 昭和四十一年三月七日にニュー・ヨークで署名のために開放された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」

(二) 昭和四十一年十二月十九日にニュー・ヨークで署名のために開放された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」

(三) 昭和四十一年十二月十九日にニュー・ヨークで署名のために開放された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」

(四) 昭和五十四年十二月十八日に国際連合総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

(五) 昭和二十六年七月二十八日にジュネーヴで作成された「難民の地位に関する条約」

(六) 昭和四十二年一月三十一日にニュー・ヨークで作成された「難民の地位に関する議定書」

(七) 大正十年九月三十日にジュネーヴで作成された「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」

(八) 昭和二十五年三月二十一日にレーク・サクセスで署名のために開放された「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」

(九) 昭和二十八年三月三十一日にニュー・ヨークで署名された「婦人の参政権に関する条約」

(平成六年六月二十九日付け国際連合事務総長書簡)

平成八年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第百八十二号

平成七年十月十九日にルアンダで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がアンゴラ共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　千九百九十五年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与

2 贈与の限度額　四億円

3 贈与の使用期限　平成八年三月三十一日まで

4 署名者

日本側　小西正樹在アンゴラ大使

アンゴラ側　ジョアン・ベルナルド・デ・ミランダ外務省次官

平成八年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第百八十三号

平成八年三月十日にアンマンで、ジョルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジョルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容　ジョルダンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むジョルダンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2 贈与額　十億円

3 署名者

日本側　木村泰之在ジョルダン大使

ジョルダン側　リマ・ハラフ計画大臣

平成八年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　静六

○外務省告示第百八十四号

一 ブラジル連邦共和国政府、ジョルダン・ハシェミット王国政府及びウガンダ共和国政府は、昭和五十五年十月十日にジュネーヴで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の加入書を、それぞれ、平成七年十月三日、同年十月十九日及び同年十一月十四日に国際連合事務総長に寄託するとともに、ブラジル連邦共和国及びウガンダ共和国は、同条約の附属議定書I、II及びIIIに、また、ジョルダン・ハシェミット王国は、同条約の附属議定書I及びIIIに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約及び関連の附属議定書は、同条約第五条2及び4の規定に従い、平成八年四月三日にブラジル連邦共和国について、同年四月十九日にジョルダン・ハシェミット王国について、それぞれ効力が生じた。また、同条約並びにその附属議定書I、II及びIIIは、同年五月十四日にウガンダ共和国について、効力を生じる。

二 アルゼンティン共和国政府は、前記の条約の批准書を平成七年十月二日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の附属議定書I、II及びIIIに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約並びにその附属議定書I、II及びIIIは、同条約第五条2及び4の規定に従い、平成八年四月二日にアルゼンティン共和国について効力を生じた。

三 トーゴー共和国政府は、前記の条約の受諾書を平成七年十二月四日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の附属議定書I、II及びIIIに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約並びにその附属議定書I、II及びIIIは、同条約第五条2及び4の規定に従い、平成八年六月四日にトーゴー共和国について効力を生ずる。

(平成七年十一月二十一日付け及び同年十二月二十七日付け国際連合事務総長書簡)

平成八年五月七日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百八十五号

一 カンボディア王国政府は、昭和五十四年四月八日にウィーンで作成された「国際連合工業開発機関憲章」の加入書を平成七年九月十八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同憲章は、その第二十五条2(c)の規定に従い、同日にカンボディア王国について効力を生じた。

二 アメリカ合衆国政府は、前記の憲章の廃棄書を平成七年十二月四日に国際連合事務総長に寄託した。よって、アメリカ合衆国の国際連合工業開発機関からの脱退は、同憲章第六条2の規定に従い、平成八年十二月三十一日に効力を生ずる。

(平成七年十一月六日付け及び同年十二月二十七日付け国際連合事務総長書簡)

平成八年五月九日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百八十六号

平成七年十二月二十一日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成元年十二月七日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャカルタ市地理情報システム開発事業の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と海外経済協力基金との間の合意により、平成九年六月二十二日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成八年五月九日

外務大臣　池田　行彦

○外務省告示第百八十七号

平成八年三月二十五日にアンマンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がジョルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

平成八年五月九日

外務大臣　池田　行彦

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、ジョルダン・ハシェミット王国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とジョルダン・ハシェミット王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1(1) 百八億千三百万円(一〇、八一三、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による借款(以下「借款」という。)が、アカバ火力発電所増設事業計画(第二期)(以下「計画」という。)の実施のため、海外経済協力基金(以下「基金」という。)により、日本国の関係法令に従って、ジョルダン・ハシェミット王国政府に供与されることになる。

(2) 借款は、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2(1) 借款は、ジョルダン・ハシェミット王国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年二・七パーセントとする。

(c) 支出期間は、借款契約の発効の日から五年とする。

(2) (1)にいう借款契約は、基金が計画の実行可能性(環境に対する配慮を含む。)を確認した後に締結される。

(3) (1)(c)にいう支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1) 借款は、ジョルダンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの

不二ラテックス株式会社第八回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
近畿食品工業株式会社第二回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社関東医学研究所第一回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
株式会社三共製作所第四回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社第一勧業銀行
稲畑産業株式会社第一回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
範多機械株式会社第七回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
センコー株式会社第三回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付）	三菱信託銀行株式会社
カルソニック株式会社第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	安田信託銀行株式会社
横浜市平成八年度第一回公募公債	株式会社横浜銀行
神奈川県公債平成第七回え号	同
千葉県平成八年度公債第一回ア号	株式会社千葉銀行
北九州市平成七年度第一回公債	株式会社福岡銀行
ビニフレーム工業株式会社第二回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社富山第一銀行

○法務省 大蔵省 告示第二十四号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第三号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定による会社を次のように指定する。

平成八年五月二十日

法務大臣 長尾 立子
大蔵大臣 久保 亘

債券の名称	登録機関の名称
兵庫県伊丹市平成七年度甲第一回消防公債	株式会社住友銀行
日本プロセス株式会社第一回無担保新株引受権付社債	同
平成七年度第二回大阪府公債	株式会社大和銀行
兵庫県宝塚市平成七年度甲第一回消防公債	株式会社さくら銀行
兵庫県宝塚市平成七年度乙第一回消防公債	同
兵庫県西脇多可行政事務組合平成七年度甲第一回消防公債	同
兵庫県朝来郡広域消防事務組合平成七年度甲第一回消防公債	同
兵庫県淡路広域消防事務組合平成七年度甲第一回消防公債	同
兵庫県北但行政事務組合平成七年度甲第一回消防公債	同
愛知県平成七年度第八回公債	株式会社東海銀行
株式会社トーハン第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	株式会社三和銀行
株式会社西洋フードシステムズ第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	株式会社第一勧業銀行
住友金属工業株式会社第十四回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	大和インターナショナル信託銀行株式会社
流山市平成七年度第一回公債	株式会社千葉銀行
鴨川市平成七年度第一回公債	同
千葉県松戸市平成七年度甲第一回消防公債	同
兵庫県川西市平成七年度甲第一回消防公債	株式会社池田銀行
長野県平成七年度第四回公債	株式会社八十二銀行
飯山市平成七年度地域総合整備事業債	同
飯山市平成七年度過疎対策事業一号債	同
飯山市平成七年度過疎対策事業二号債	同
長門町平成七年度地域総合整備事業債	同
長門町平成七年度過疎対策事業債	同
望月町平成七年度過疎対策事業債	同
木曽福島町平成七年度過疎対策事業債	同
阿南町平成七年度過疎対策事業債	同
戸隠村平成七年度過疎対策事業債	同
鬼無里村平成七年度過疎対策事業債（七）	同
鬼無里村平成七年度過疎対策事業債（八）	同
小川村平成七年度村道一号線改良事業過疎債	同
中条村平成七年度過疎対策事業債	同
和田村平成七年度過疎対策事業債	同
美麻村平成七年度過疎対策事業債	同
小谷村平成七年度過疎対策事業債一号	同
小谷村平成七年度過疎対策事業債二号	同
安曇村平成七年度地域総合整備事業債	同
安曇村平成七年度過疎対策事業債	同
本城村平成七年度過疎対策事業債	同
生坂村平成七年度地域総合整備事業債	同
生坂村平成七年度過疎対策事業債	同
三岳村平成七年度地域総合整備事業債	同
三岳村平成七年度過疎対策事業債	同
山口村平成七年度過疎対策事業債	同
阿智村平成七年度フルーツ街道整備事業債一号	同
阿智村平成七年度フルーツ街道整備事業債二号	同
根羽村平成七年度村道改良事業債	同
売木村平成七年度過疎対策事業債	同
大分県平成七年度第い号公債	株式会社大分銀行
大分県大分市平成七年度地域総合整備事業債	同
大分県中津市平成七年度地域総合整備事業債	同
大分県宇佐市平成七年度地域総合整備事業債	同
大分県日出町平成七年度地域総合整備事業債	同
大分県朝地町平成七年度過疎対策事業債	同
大分県直入町平成七年度過疎対策事業債	同
大分県大野町平成七年度過疎対策事業債	同
平成七年度福岡県県債四号	株式会社福岡銀行
横浜市平成七年度第十三回事業公債	株式会社横浜銀行
川崎市平成八年度第一号公債	同
岡山県平成七年度第二回公債	株式会社中国銀行
青森県八戸地域広域市町村圏事務組合平成七年度甲第二回消防公債	株式会社青森銀行
滋賀県平成七年度う号公債	株式会社滋賀銀行
大津市平成七年度減収補てん債	同
山形県舟形町平成七年度甲第一回消防公債	株式会社山形銀行

○法務省大蔵省告示第二十一号

社債等登録法施行規則（昭和十七年司法省大蔵省令第一号）第三条第一項の規定による外国又は外国法人の発行する債券を次のように指定する。

平成八年五月二十日

法務大臣　長尾　立子
大蔵大臣　久保　亘

債券の名称

三星電子株式會社第一回円貨社債（一九九六）
第二回南アフリカ電力公社円貨債券（一九九六）
第十二回トルコ共和国円貨債券（一九九六）
第三回カナダ輸出金融公社円／豪ドル債券（一九九六）
クイーンズランド州政府保証第四回クイーンズランド州財務公社円／豪ドル・デュアル・カレンシー債券（一九九六）
第一回仁川廣域市円貨債券（一九九六）
第三回スウェーデン輸出信用銀行円／豪ドル・デュアル・カレンシー債券（一九九六）
第三回フィンランド輸出金融公社円／豪ドル債券（一九九六）
第二回スウェーデン国立住宅金融公社円／豪ドル・デュアル・カレンシー債券（一九九六）
第三回欧州評議会民生基金円／豪ドル・デュアル・カレンシー債券（一九九六）

○法務省大蔵省告示第二十二号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第十二条により準用する同令第一条第一項第二号ただし書の規定による会社を次のように指定する。

平成八年五月二十日

法務大臣　長尾　立子
大蔵大臣　久保　亘

債券の名称	登録機関の名称
三星電子株式會社第一回円貨社債（一九九六）	株式会社日本長期信用銀行
第二回南アフリカ電力公社円貨債券（一九九六）	同
第十二回トルコ共和国円貨債券（一九九六）	株式会社さくら銀行
第三回カナダ輸出金融公社円／豪ドル債券（一九九六）	株式会社東京三菱銀行
クイーンズランド州政府保証第四回クイーンズランド州財務公社円／豪ドル・デュアル・カレンシー債券（一九九六）	株式会社富士銀行
第一回仁川廣域市円貨債券（一九九六）	同
第三回フィンランド輸出金融公社円／豪ドル債券（一九九六）	株式会社三和銀行

○法務省大蔵省告示第二十三号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号ただし書（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定による会社を次のように指定する。

平成八年五月二十日

法務大臣　長尾　立子
大蔵大臣　久保　亘

債券の名称	登録機関の名称
東京都公募公債第五百十二回	株式会社日本興業銀行
北海道電力株式会社第二百五十七回社債（一般担保付）	同
東北電力株式会社第三百七十八回社債（一般担保付）	同
トーソク株式会社第一回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
株式会社ベターライフ第七回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
ラサ工業株式会社第一回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
株式会社ザ・トーカイ第二回無担保社債（担保提供限定特約付）	同
東京都公債第六百五十六回	同
東京都公債第六百五十七回	同
東京都公債第六百五十八回	同
東京都公債第六百五十九回	同
中国電力株式会社第三百三回社債（一般担保付）	同
東海旅客鉄道株式会社第二回社債（一般担保付）	同
関西電力株式会社第三百九十五回社債（一般担保付）	同
日本ビクター株式会社第六回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
大和ガス株式会社第五回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
東京建物株式会社第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	株式会社日本長期信用銀行
東京建物株式会社第二回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	同
南海電気鉄道株式会社第十二回無担保社債（担保提供限定特約付）	株式会社住友銀行
南海電気鉄道株式会社第十三回無担保社債（担保提供限定特約付）	同
株式会社鶴見製作所第二回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
日本電気株式会社無担保第十回転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
オリンパス光学工業株式会社第七回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	同
オリンパス光学工業株式会社第八回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	同
ミヤコ自動車工業株式会社第五回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社ダイフク第一回無担保社債（担保提供限定特約付）	同
アンリツ株式会社第四回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
東洋鋼鈑株式会社第一回無担保社債（適格機関投資家限定）	同
日本ビクター株式会社第五回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
特別第百九十三回大阪府公債	株式会社大和銀行
エス・バイ・エル株式会社第五回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	同
大阪市平成八年度第一回公募公債	株式会社三和銀行
日立粉末冶金株式会社第一回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付）	同
ダイハツ工業株式会社第二回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付）	同
株式会社森精機製作所第四回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
オーツタイヤ株式会社第一回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付）	同
積水樹脂株式会社第三回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
積水樹脂株式会社第四回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
近畿食品工業株式会社第一回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
北海道第二十三回七号公債	株式会社北海道拓殖銀行
北海道瓦斯株式会社第一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	同
オリンパス光学工業株式会社第六回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	株式会社東海銀行
株式会社ベターライフ第八回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
沖電気工業株式会社第二十一回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	株式会社富士銀行
株式会社東京精密第二回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
カルソニック株式会社第二回無担保社債（社債間限定同順位特約付）	同
株式会社豊田自動織機製作所第二回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	株式会社さくら銀行
太陽誘電株式会社第二回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
株式会社大庄第一回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	同
相模鉄道株式会社第十回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付）	同
相模鉄道株式会社第十一回無担保転換社債（国内転換社債間限定同順位特約付）	同
三宝電機株式会社第二回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社リコー第九回無担保転換社債（転換社債間限定同順位特約付）	株式会社東京三菱銀行
株式会社東洋製作所第一回無担保転換社債（期中償還請求権および国内転換社債間限定同順位特約付）	同
株式会社エポック社第六回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
不二ラテックス株式会社第七回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社あさひ銀行

○法務省告示第百七十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月三十日

法務大臣　長尾　立子

住所　東京都文京区西片２丁目25番８－901号

何晶子　平成７年７月23日生

住所　東京都江戸川区西葛西７丁目29番４号

高健　昭和37年10月28日生

殷高　平成元年１月12日生

住所　東京都板橋区志村３丁目７番14号

李政美　昭和47年１月17日生

住所　東京都豊島区要町2丁目1番7号
崔鳳鳴　昭和33年10月23日生
住所　大阪市港区弁天3丁目7番13号
高再坤　昭和4年3月27日生
魏炳順　昭和15年12月13日生
高貞紀子　昭和41年3月30日生
高静　昭和45年4月14日生
高美樹　昭和48年8月30日生
住所　大阪市港区弁天3丁目8番17号
高貞子　昭和42年7月28日生
住所　大阪市天王寺区空堀町4番17—402号
金徳行　昭和31年8月13日生
高鏡子　昭和34年3月30日生
金恵晃　昭和60年1月31日生
金恵里　平成元年4月23日生
住所　大阪府堺市山本町2丁57番地
金末子　昭和29年4月26日生
住所　大阪市福島区大開1丁目13番6号
呉英和　昭和42年4月14日生
住所　名古屋市瑞穂区中山町1丁目6番地
呉裕樹　昭和46年5月21日生
住所　東京都渋谷区大山町12番7号
ルドルフォ・ラウ　昭和2年9月3日生
住所　京都市左京区松ケ崎芝本町18番地の21
崔明徳　昭和25年2月20日生
住所　兵庫県尼崎市七松町1丁目15番12号
徐広子　昭和33年7月25日生
住所　東京都新島村本村2丁目1番13号
汪玲霞　昭和34年1月19日生
住所　川崎市川崎区京町2丁目11番6号
胡佩燕　昭和31年6月1日生
住所　東京都中野区沼袋3丁目11番14号
靳琴　昭和43年10月14日生
住所　東京都足立区梅田8丁目13番8—834号
陳嘯梅　昭和33年1月25日生
住所　横浜市都筑区勝田町266番地の1
鄭恩蓮　昭和26年1月29日生
梁志東　昭和48年12月7日生
熊傑　昭和55年4月30日生
住所　横浜市中区本牧三之谷16番29—503号
黄見久　昭和41年6月1日生
住所　横浜市磯子区東町2番15—405号
黄道代　昭和43年1月1日生
住所　千葉県柏市柏555番地の14
張秉偉　昭和29年10月10日生
劉光赤　昭和30年7月10日生

蔡龍　昭和58年9月30日生
住所　大阪府八尾市南本町7丁目6番3号
宋永治　昭和46年3月17日生
住所　大阪府八尾市高美町4丁目27番地の25
宋永静　昭和50年5月13日生
住所　愛知県海部郡蟹江町本町片蓋43番地
金巖　昭和42年3月21日生
住所　愛知県春日井市大留町224番地
曽美華　昭和43年1月26日生
住所　愛知県春日井市高蔵寺町7丁目5番地の19
李鳳冰　昭和9年1月23日生
尹月順　昭和12年1月20日生
李和生　昭和45年2月9日生
住所　愛知県瀬戸市萩山台7丁目8番505号
曽光運　昭和32年11月11日生
住所　名古屋市北区尾上町1番地の2
曽偉子　昭和43年10月20日生
住所　愛知県春日井市柏原町2丁目124番地
李英司　昭和33年3月28日生
住所　愛知県春日井市高山町字辻山189番地
李征樹　昭和40年4月3日生
住所　愛知県小牧市城山5丁目75番地の5
呉和茂　昭和36年9月4日生
住所　愛知県豊橋市牧野町165番地の4
金元一　昭和44年4月18日生
住所　福岡県嘉穂郡穂波町大字楽市317番地の10
姜月男　昭和41年3月20日生
住所　北九州市八幡東区上本町2丁目3番13—605号
李秉代　昭和45年5月5日生
住所　和歌山県有田市古江見30番地の4
李仙伊　昭和22年5月4日生
梅昌代　昭和47年10月31日生
梅明美　昭和49年7月30日生
梅裕江　昭和51年9月27日生
梅剛典　昭和52年11月12日生
住所　大分市大字下郡2033番地の1
竹正徳　昭和39年3月17日生
住所　長野市大字安茂里3944番地
曽達人　昭和43年6月17日生
住所　宮崎市清水2丁目6番7号
陳暁麗　昭和45年2月18日生
住所　山口県玖珂郡周東町大字下久原1900番地の8
朴水基　昭和19年9月15日生

鄭聖子　昭和19年2月21日生
朴貞紀　昭和46年3月15日生
住所　熊本市池田2丁目32番2号
朴豊出　昭和48年8月15日生
住所　山口県下関市武久町1丁目75番17号
金相善　大正15年2月27日生
住所　三重県員弁郡大安町大字石榑東1690番地の23
柳光時　昭和41年9月6日生
住所　三重県四日市市堀木2丁目13番4号
李盛煥　昭和24年7月27日生
朴順子　昭和25年10月13日生
李直子　昭和52年9月24日生
李裕善　昭和54年5月16日生
李晋一　昭和57年12月4日生
住所　山口県宇部市大字東岐波3817番地の3
鄭由香　昭和47年2月13日生
住所　山形県鶴岡市末広町23番60—404号
翁長福　昭和33年9月15日生
徐麗莉　昭和35年8月17日生
翁丹妮　平成4年11月11日生
住所　福井県小浜市水取4丁目4番16号
鄭紋仲　昭和45年9月11日生
住所　和歌山市西庄155番地
金正浩　昭和39年3月26日生
住所　熊本県八代郡千丁町大字古閑出209番地の1
曹東鳴　昭和43年4月26日生
住所　埼玉県蕨市塚越5丁目40番13号
金俊一　昭和42年10月19日生
住所　埼玉県浦和市大字大谷口5435番地
姜秀苑　昭和40年8月7日生
住所　埼玉県川口市南町1丁目13番55号
大庭瀬子　昭和20年12月15日生
李正美　昭和42年12月23日生
李弘美　昭和45年3月25日生
李栄治　昭和48年8月11日生
住所　埼玉県三郷市彦成3丁目11番1—708号
金美燕　昭和27年7月13日生
住所　埼玉県川越市大字柏原2027番地18
朴永學　昭和39年5月15日生
住所　大阪市港区三先2丁目7番3—401号
林鳳燕　昭和49年3月30日生
住所　大阪府和泉市尾井町23番地
金東出　昭和8年1月26日生
李三洙　昭和9年11月26日生

住所　大阪府和泉市大町216番地の61
金美江子　昭和37年3月26日生
住所　大阪府和泉市王子町20番地の4
金勝大　昭和34年10月19日生
住所　大阪府和泉市箕形町631番地
安英夫　昭和17年11月14日生
林京子　昭和24年10月4日生
安富子　昭和47年8月26日生
安照典　昭和49年8月17日生
安照正　昭和54年5月27日生
住所　大阪府枚方市走谷1丁目14番14号
夏華　昭和22年2月12日生
住所　大阪市生野区中川東2丁目4番23号
朴幸子　昭和34年10月15日生
住所　大阪市生野区桃谷3丁目10番22号
金公泉　昭和16年5月15日生
韓華如　昭和20年11月25日生
金貞美　昭和46年10月6日生
金慶典　昭和51年3月31日生
住所　大阪府摂津市鳥飼西5丁目2番23号
金達也　昭和48年5月2日生
住所　大阪府茨木市元町5番23号
金幸子　昭和45年2月24日生
住所　大阪市東淀川区淡路5丁目15番10号
李剛志　昭和40年3月5日生
住所　大阪府豊中市大島町2丁目4番15号
李世根　昭和24年9月24日生
宋清善　昭和27年1月5日生

○法務省告示第百六十九号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により京都地方法務局伏見出張所を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成八年六月六日から効力を生ずる。

平成八年五月三十日

法務大臣　長尾　立子

○法務省告示第百七十号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により宮崎地方法務局高鍋出張所を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成八年六月五日から効力を生ずる。

平成八年五月三十日

法務大臣　長尾　立子

一　指定を受けた者
氏　名　ポール・アンソニー・デービス
生年月日　千九百四十五年二月八日
国　籍　オーストラリア及びニュー・ジーランド
原資格国　オーストラリアニュー・サウス・ウェルズ州
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものオーストラリアヴィクトリア州及び香港において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第百六十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月二十一日

法務大臣　長尾　立子

住所　神戸市須磨区禅昌寺町1丁目3番12号
金直美　昭和44年7月16日生
住所　山形県西置賜郡小国町大字岩井沢830番地
張響秀　昭和26年4月18日生
住所　岩手県一関市山目字才天182番地2
陳奮　昭和22年10月21日生
住所　香川県高松市飯田町1035番地1
馮暢松　昭和25年8月15日生
住所　東京都杉並区梅里1丁目1番38—151号
張宇峰　昭和40年8月18日生
呂桂栄　昭和41年5月11日生
張蕙　平成5年5月15日生
住所　名古屋市西区比良1丁目161番地
金由美　昭和44年9月25日生
住所　愛知県小牧市常普請3丁目143番地の1
金信子　昭和41年4月20日生
住所　愛知県小牧市西島町131番地
沈載憲　昭和39年7月11日生
住所　愛知県犬山市大字橋爪字中島2番地
田京三　昭和39年4月7日生
住所　大阪市平野区加美東7丁目2番5—401号
洪貴子　昭和47年9月2日生
住所　大阪市住之江区北加賀屋3丁目5番56号
金光弘　昭和39年2月16日生
住所　大阪市生野区生野東4丁目10番16号
金正顕　昭和32年7月15日生
金康子　昭和37年3月10日生
金寛子　昭和59年7月18日生
金厚志　昭和62年5月9日生
金俊輝　平成2年10月30日生
住所　大阪府茨木市水尾3丁目11番114号
林義勝　昭和38年9月27日生
住所　大阪市天王寺区上本町6丁目3番31—525号
姜京美　昭和36年11月30日生
林剛志　平成3年9月26日生
住所　大阪市天王寺区石ヶ辻町6番11号
姜壽元　昭和40年6月12日生
住所　大阪市生野区巽北2丁目12番3号
高斗煥　昭和44年7月7日生
高英浩　昭和48年12月4日生
住所　大阪市大正区平尾4丁目3番7号
姜上達　昭和11年7月7日生
住所　大阪市西淀川区歌島1丁目1番6号
金龍浩　昭和26年8月28日生
住所　大阪市都島区都島本通4丁目6番8号
黄弘子　昭和46年3月19日生
住所　大阪府摂津市鳥飼西4丁目5番14号
南和美　昭和39年11月9日生
住所　大阪市大正区鶴町2丁目9番9—212号
曾玉子　昭和31年9月13日生
住所　大阪府高槻市郡家新町76番3号
皇甫安男　昭和23年7月21日生
皇甫道　昭和56年6月3日生
住所　大阪市鶴見区放出東2丁目1番13号
慎允範　昭和9年7月21日生
住所　大阪市生野区生野東1丁目13番19号
秦信鎬　昭和12年1月17日生
鄭龍哲　昭和39年5月13日生
住所　大阪市平野区喜連西1丁目16番5—545号
國初美　昭和40年1月1日生
住所　大阪市都島区大東町3丁目1番20号
高芳姫　昭和19年11月5日生
金貞惠　昭和22年9月12日生
高昇男　昭和50年1月29日生
高辰男　昭和52年1月6日生
高幸男　昭和53年7月20日生
住所　大阪市生野区新今里5丁目11番12号
朴泰吉　昭和20年8月10日生
金愛子　昭和27年12月12日生
朴鋼子　昭和51年9月14日生
朴友子　昭和53年11月29日生
朴禎之　昭和58年3月18日生
住所　大阪市東淀川区瑞光4丁目12番27号
金隆夫　昭和39年4月8日生
住所　北九州市八幡東区桃園2丁目6番2号
白明奎　昭和30年5月2日生
鄭文子　昭和34年11月19日生
白健一　昭和61年7月7日生
白一輝　昭和63年3月7日生
白洋一　平成4年5月11日生
住所　福岡市東区名島5丁目38番10号
朴他述　昭和11年11月25日生
住所　山口県下関市王司上町1丁目3番16号
鄭英順　昭和5年9月16日生
李鳳洙　昭和25年9月28日生
住所　兵庫県豊岡市幸町6番3号
章文雄　昭和28年4月8日生
渡栄子　昭和30年6月16日生
章將央　昭和54年5月16日生
章涼子　昭和56年5月2日生
章亜衣　平成元年3月28日生
住所　大阪市北区池田町1番2—1205号
徐宝林　昭和28年2月3日生
江貴美　昭和30年7月30日生
徐郁栄　昭和56年12月20日生
徐嵩晶　昭和57年11月25日生
住所　大阪市旭区高殿3丁目12番2—102号
李鐘二　昭和34年6月20日生
住所　大阪府高槻市野田3丁目1番8号
宋和子　昭和24年1月12日生
住所　岐阜県中津川市中津川869番地の1
金梨江　昭和45年1月16日生
住所　福島県郡山市富田町字鍛田47番地の2
蔡華　昭和35年5月10日生
王敏　昭和34年11月8日生
蔡博遥　平成6年3月2日生
住所　栃木県真岡市清水371番地
金博子　昭和32年12月12日生
住所　岡山県倉敷市水島南緑町4番8号
金清美　昭和42年3月2日生
住所　奈良市西大寺新池町6番14—101号
尹功一　昭和47年12月13日生
住所　奈良県橿原市城殿町245番地の1
金加代子　昭和51年3月17日生
住所　仙台市宮城野区高砂1丁目8番地の1
金亜希子　昭和43年12月18日生
住所　滋賀県滋賀郡志賀町小野湖青1丁目1番地144
呉暁明　昭和32年8月17日生
住所　滋賀県近江八幡市上野町18番地の13
李浩根　昭和23年9月22日生
朴桑子　昭和29年11月23日生
李勝史　昭和55年8月7日生
李恵子　昭和57年8月31日生
住所　名古屋市熱田区三本松町22番4—105号
王満良　昭和34年2月24日生
住所　名古屋市東区葵3丁目17番10号
王小華　昭和36年10月6日生
住所　横浜市神奈川区高島台1番地10
郝宝臣　昭和39年3月25日生
李秀艶　昭和42年3月25日生
郝晶　平成3年2月18日生
郝磊　平成4年4月17日生
住所　横浜市神奈川区東神奈川2丁目33番地1
金貞美　昭和42年9月2日生
住所　川崎市川崎区本町2丁目10番地8
沈曾　昭和42年11月16日生
住所　川崎市川崎区小川町2番地13
劉好紀　昭和44年8月19日生
住所　川崎市幸区大宮町15番地4
張曉芳　昭和34年8月1日生
住所　神奈川県小田原市寿町3丁目11番22号
崔原昭　昭和40年10月24日生
住所　神奈川県大和市西鶴間2丁目9番10号
アツルソン・ヒデアキ・ホリ　昭和39年3月20日生
住所　神奈川県綾瀬市深谷746番地
ラモン・コンセプシオン・ジライ・チャモロ　昭和40年5月9日生
住所　神奈川県相模原市双葉2丁目3番9号
張景美　昭和36年9月10日生
住所　神奈川県厚木市三田1375番地
トラン・ソハナ　昭和43年7月13日生
チアン・セン・チアッ・ケナー　昭和45年7月6日生
住所　群馬県桐生市新宿3丁目12番22号
マリア・ルース・サルバジョン・スズキ　昭和41年3月10日生
住所　名古屋市港区十一屋2丁目325番地
申俊秋　昭和50年3月16日生
住所　愛知県春日井市桃山町2丁目250番地の1
兪啓行　昭和30年9月19日生
住所　愛知県春日井市如意申町7丁目7番地の10
兪鐘光　昭和34年7月28日生
住所　埼玉県浦和市曲本2丁目1番11号
グエン・ホアン・キアン　昭和41年10月21日生

住所　神奈川県相模原市相模大野5丁目24番20号
鄭太平　昭和37年2月6日生
住所　神奈川県相模原市相模大野5丁目24番20号
鄭弘　昭和40年4月17日生
住所　神奈川県相模原市相模原6丁目5番5号
王[illegible]　昭和38年11月19日生
住所　名古屋市中川区富田町大字千音寺字間渡里2824番地の1
ノルマ・キミコ・タカハガシ　昭和48年1月10日生
住所　兵庫県西宮市浜甲子園3丁目6番25－406号
閔玉仙　昭和41年1月15日生
安[illegible]　昭和42年12月30日生
閔佳[illegible]　平成5年12月28日生
閔和[illegible]　平成7年11月30日生
住所　広島県福山市駅家町大字今岡52番地
マリーナ・ヨシエ・イケガミ　昭和26年5月27日生
住所　広島市安佐北区口田南2丁目21番6－12号
具一[illegible]　昭和13年7月6日生
住所　和歌山県西牟婁郡白浜町37番地の17
冷[illegible]　昭和27年12月10日生
孫[illegible]　昭和27年12月2日生
冷昕　昭和55年6月1日生
住所　広島県豊田郡安浦町大字安登899番地の20
崔年[illegible]　昭和28年6月16日生
金峰子　昭和30年7月13日生
崔桂子　昭和54年11月17日生
崔恵　昭和57年4月1日生
住所　広島市安芸区船越3丁目9番16号
李光秀　昭和20年8月30日生
鄭栄[illegible]　昭和28年10月17日生
李玲子　昭和50年2月20日生
李達俊　昭和52年7月3日生
李紀子　昭和55年7月7日生
李達[illegible]　昭和58年5月23日生
住所　大阪府堺市鳳西町1丁77番地の4
李リエ　昭和51年5月18日生
住所　東京都江戸川区清新町2丁目8番3－213号
李茜　昭和54年11月23日生
呉[illegible]根　昭和31年11月15日生
住所　東京都新宿区早稲田鶴巻町569番地
李[illegible]　昭和39年12月1日生
住所　東京都台東区蔵前3丁目21番1－1107号
マリア・ノブエ・イケダ・エダチ　昭和36年10月31日生
住所　東京都大田区上池台4丁目28番3号
千知花　昭和42年1月18日生
住所　広島県呉市西谷町9番39号
[illegible]己　昭和13年9月19日生
住所　横浜市港北区綱島東6丁目9番32号
[illegible]　昭和39年12月19日生
[illegible]　昭和40年9月25日生
住所　東京都渋谷区元代々木町50番12号
ジャクリーヌ・アムラム・サトウ　昭和39年6月12日生
住所　神奈川県横須賀市長瀬1丁目10番2号
具信幸　昭和39年4月22日生
住所　神戸市垂水区学が丘5丁目2番512－304号
[illegible]光　昭和33年1月28日生
住所　兵庫県西宮市深津町3番7－106号
鄭杏子　昭和40年6月25日生
住所　兵庫県伊丹市南鈴原4丁目35番地
金斗[illegible]　昭和5年5月14日生
住所　兵庫県川西市丸山台2丁目1番地の39
朴寿志　昭和22年10月16日生
林實子　昭和25年2月15日生
朴[illegible]由実　昭和58年5月10日生
朴寿久　昭和60年6月30日生
住所　兵庫県明石市大久保町西島184番地の1
丁洋二　昭和34年1月27日生
住所　兵庫県高砂市阿弥陀1丁目13番9－303号
崔和美　昭和41年8月17日生
住所　兵庫県西脇市鹿野町908番地の3
朴原洙　大正14年10月15日生
住所　兵庫県佐用郡佐用町長尾799番地の3
沈貞[illegible]　昭和38年5月29日生
住所　香川県香川郡香川町大字大野2200番地
申祐子　昭和40年8月13日生
住所　大阪府高槻市野田3丁目1番8号
金永[illegible]　昭和15年1月15日生
宋清子　昭和19年2月11日生
金久美　昭和43年6月22日生
住所　沖縄県沖縄市山内4丁目3番D－302号
蘇吉永　昭和42年2月15日生
住所　山梨県甲府市住吉4丁目16番31号
許[illegible]月　昭和30年9月12日生
住所　栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井2285番地3
林金帆　昭和33年11月20日生
住所　大阪府高槻市[illegible]之辻町1丁目45番2－201号
陳[illegible]　昭和40年1月10日生
住所　大阪府堺市高倉台3丁1番1－204号
劉[illegible]　昭和27年2月1日生
[illegible]　昭和28年5月10日生
劉元旭　昭和55年9月26日生
住所　大阪府堺市竹城台1丁1番3－229号
張[illegible]　昭和28年1月14日生
陳一夫　昭和57年10月26日生
陳莉芬　昭和59年11月14日生
住所　福岡市西区今宿東2丁目17番3号
ヨシエ・タダ　大正10年12月12日生
住所　千葉市稲毛区小仲台6丁目26番1号
コー・イン・ペン　昭和41年6月9日生
住所　大阪市西区本田4丁目11番26－1001号
金秀子　昭和25年7月6日生
住所　神戸市須磨区道正台1丁目1番7－803号
金[illegible]　昭和22年4月10日生
高淑子　昭和31年2月4日生
金[illegible]梨子　昭和56年7月11日生
住所　神奈川県相模原市[illegible]野森3丁目43番1－106号
[illegible]美佐　昭和41年11月13日生
住所　神奈川県藤沢市長後2021番地の10
マリレーナ・セイコ・ワカヤマ　昭和14年12月11日生
住所　神奈川県綾瀬市上土棚532番地10
エドガー・ワカヤマ　昭和40年4月24日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市浜見平14番8－304号
李[illegible]　昭和38年7月6日生
住所　神奈川県平塚市横内3824番地
クイッ・ナロウ　昭和49年3月18日生
住所　東京都板橋区若木2丁目4番5号
[illegible]力　昭和30年12月27日生
住所　東京都世田谷区代沢5丁目33番14号
[illegible]人　昭和57年10月14日生
張玉林　昭和35年12月8日生
何敏　昭和44年2月20日生
張[illegible]光　平成6年4月19日生
住所　神戸市西区玉津町出合15番地の5
[illegible]　昭和38年3月8日生
住所　神戸市垂水区乙木2丁目12番6号
文[illegible]　昭和42年8月19日生
住所　大阪市福島区海老江4丁目12番16号
文[illegible]　昭和41年7月4日生
住所　兵庫県尼崎市食満7丁目9番1－506号
包永芬　昭和18年9月15日生
住所　大阪市中央区東平1丁目2番17号
[illegible]明　昭和35年12月20日生
住所　東京都大田区蒲田2丁目20番2号
[illegible]　昭和37年10月20日生
住所　大阪府茨木市北春日丘3丁目5番48号
金光宏　昭和37年6月18日生
住所　大阪府茨木市北春日丘3丁目5番48号
金明弘　昭和35年8月29日生
朴[illegible]　昭和40年12月12日生
金汶[illegible]　平成元年9月21日生
金成[illegible]　平成4年4月29日生
住所　神奈川県小田原市[illegible]町2丁目17番20号
陳[illegible]貞　昭和32年1月5日生
住所　埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地
鄭紋秀　昭和38年6月14日生
住所　徳島市沖浜3丁目30番地
許[illegible]　昭和30年10月27日生
住所　京都市伏見区成町795番地
俞政永　大正15年11月1日生
李光主　昭和7年3月23日生
俞[illegible]子　昭和35年12月3日生
住所　京都市伏見区成町795番地
俞進　昭和29年4月28日生
俞[illegible]　昭和57年5月30日生
俞[illegible]　昭和58年9月17日生

○法務省告示第百六十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニュー・サウス・ウェルズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格に関する同条の規定による承認をした。

平成八年五月二十一日

法務大臣　長尾　立子

氏　　名　ポール・アンソニー・デービス
生年月日　千九百四十五年二月八日
国　　籍　オーストラリア及びニュー・ジーランド

○法務省告示第百六十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成八年五月二十一日

法務大臣　長尾　立子

日本語学校の項及びICT日本語学院名古屋校の項を削り、有益語学学院長崎の項の次に次のように加える。

長崎情報ビジネス専門学校日本語科	長崎県

別表第二中学校法人城西学園南日本スチュワーデス学院日本語科の項を削る。

別表第五中旭国際学院の項の次に次のように加える。

朝日国際学院柏日本語学校	千葉県

別表第五中新宿教育学院の項の次に次のように加える。

日本外語学院	東京都

別表第五中東京国際言語学院の項の次に次のように加える。

東京スコーレ	東京都

別表第五中国際東京外国語学院の項の次に次のように加える。

東青外語学院	東京都

別表第五中正祥学院日本語学科の項の次に次のように加える。

東進日本語学校	東京都

別表第五中名古屋外語学院日本語学校の項の次に次のように加える。

ICT日本語学院名古屋校	愛知県

別表第五中南日本インターナショナルスクールの項の次に次のように加える。

学校法人城西学園南日本スチュワーデス学院日本語科	鹿児島県

○法務省告示第百五十号

青森県西津軽郡稲垣村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は平成八年六月末日までに同村長に対して、次の手続をしなければならない。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は口頭でも差し支えない。

二　申出の手続についてわからないことがあれば稲垣村役場又は青森地方法務局五所川原支局に照会すること。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

青森県西津軽郡稲垣村大字下繁田字磯繁二十六番地一号　加藤　三太

○法務省告示第百五十一号

大阪市西淀川区役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

大阪市西淀川区姫島町二丁目　小山　義一

○法務省告示第百五十二号

大阪府八尾市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

大阪府八尾市南本町五丁目二十三番地　井上　一夫

○法務省告示第百五十三号

秋田県北秋田郡鷹巣町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

秋田県北秋田郡鷹巣町綴子字古関七十九番地　村上　サタ

○法務省告示第百五十四号

鳥取市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

鳥取市大工町頭七番地　田村　幸治

○法務省告示第百五十五号

熊本県玉名郡長洲町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

熊本県玉名郡長洲町五百四十六番地　中尾　ワイ

○法務省告示第百五十六号

愛媛県松山市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

愛媛県松山市玉川町二丁目八番地　相原　方吉

○法務省告示第百五十七号

京都府宇治市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

京都府宇治市伊勢田町遊田十二番地の二百六十五　川島　玲一

○法務省告示第百五十八号

埼玉県鶴ヶ島市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

埼玉県鶴ヶ島市脚折町六丁目二十二番　柳川　忠彦

○法務省告示第百五十九号

新潟県中蒲原郡村松町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

新潟県中蒲原郡村松町丙二百五十番地第二　渡辺　亀吉

○法務省告示第百六十号

北海道山越郡長万部町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

北海道山越郡長万部村字東紋別中島一番地　伊勢　林蔵

○法務省告示第百六十一号

山梨県北巨摩郡高根町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

山梨県北巨摩郡清里村五十六番戸　利根川義平

○法務省告示第百六十二号

和歌山県那賀郡打田町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

和歌山県那賀郡田中村大字西井坂百四十三番地第二百七番戸　中井万一郎

○法務省告示第百六十三号

山梨県北巨摩郡小淵沢町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

山梨県北巨摩郡小淵沢町八千五百十一番地　清水　鐵

○法務省告示第百六十四号

茨城県鹿島郡神栖町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月十七日　法務大臣　長尾　立子

茨城県鹿島郡息栖村大字下幡木八十一番屋敷　沼田　豊吉

○法務省告示第百六十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月二十日　法務大臣　長尾　立子

住所　兵庫県西宮市甲子園三保町7番3号
林陳素瓊　昭和5年6月18日生

住所　東京都世田谷区八幡山3丁目32番26—305号
王麗弟　昭和28年5月21日生

住所　東京都足立区島根4丁目19番3—504号
王府生　昭和27年12月25日生
潘国生　昭和30年7月1日生
王倪　昭和57年9月15日生
王由佳　昭和60年9月26日生

住所　千葉県八千代市大字村上1975番地236
黄世龍　昭和31年7月25日生
謝家燕　昭和34年8月21日生
黄邦雄　平成2年4月22日生

住所　東京都中野区若宮1丁目22番13号
曹寶定　昭和35年6月10日生

住所　東京都葛飾区新小岩1丁目23番5号
胡翠祥　昭和32年10月20日生

住所　東京都荒川区荒川3丁目73番11号
金妙紀　昭和49年4月19日生

住所　東京都江戸川区松江5丁目1番20—207号
程紀鳳　昭和36年11月18日生

住所　東京都品川区豊町1丁目17番8—308号
アイリン・イグナシオ・ナガラ　昭和38年10月25日生

住所　群馬県前橋市城東町4丁目6番7号
白周一　昭和36年8月29日生

住所　千葉県松戸市竹ヶ花40番地の9
グェン・ミ・トゥアン　昭和28年4月28日生
グェン・フォン　昭和30年8月22日生
グェン・ピッチ・ウェン　昭和49年1月19日生
グェン・ゴック・フィ　昭和50年3月8日生
グェン・ミ・ニュ・タオ　平成7年6月17日生

鄭佑介　昭和62年7月10日生
住所　大阪府東大阪市長栄寺13番13号
鄭東俊　昭和34年10月1日生
高正美　昭和34年10月11日生
鄭英哲　昭和61年9月17日生
鄭英實　平成2年5月3日生
住所　大阪府東大阪市三ノ瀬2丁目1番34号
文明子　昭和45年3月12日生
住所　大阪市平野区長吉六反3丁目4番40号
朴龍煥　昭和42年12月10日生
住所　大阪市生野区小路3丁目18番15号
金千恵　昭和46年8月7日生
住所　大阪市住吉区千躰1丁目3番23号
金由美　昭和40年8月1日生
金裕子　昭和45年1月5日生
金華代子　昭和46年4月4日生
住所　大阪市生野区巽北2丁目8番13号
金杏子　昭和39年8月1日生
住所　大阪市東住吉区鷹合1丁目3番28—306号
文主弘　昭和33年8月12日生
住所　千葉市中央区塩田町387番地の3
趙龍男　昭和40年10月5日生
住所　千葉県浦安市当代島3丁目3番21—202号
徐侑花　昭和54年8月7日生
徐紗誉子　昭和58年6月29日生
住所　千葉県浦安市日の出5番地
文良枝　昭和38年9月4日生
住所　千葉県松戸市高柳新田111番地の57
金喜美子　昭和21年8月18日生
住所　青森県弘前市大字松ヶ枝5丁目7番地の5
崔龍大　昭和58年9月11日生
住所　東京都世田谷区代沢4丁目11番13号
程劭松　昭和37年7月23日生
住所　東京都杉並区下井草1丁目1番18号
周建華　昭和38年4月22日生
張霊　昭和46年10月24日生
住所　横浜市港北区菊名7丁目3番24号
馬金華　昭和39年7月28日生
周輝　昭和43年7月12日生
馬宇翔　平成6年12月21日生
住所　川崎市中原区上小田中1266番地1
金貴子　昭和24年2月19日生
賀明子　昭和46年10月16日生
賀圭子　昭和50年5月28日生
住所　川崎市幸区小倉455番地1
李玲花　昭和42年7月22日生
住所　川崎市宮前区宮前平1丁目2番地1
鄭麗善　昭和37年4月22日生
住所　横浜市旭区二俣川1丁目30番地
周濱　昭和40年6月19日生
住所　横浜市保土ヶ谷区坂本町98番地
白好順　昭和45年10月17日生
住所　名古屋市瑞穂区田辺通4丁目8番地の13
卞光洙　昭和32年2月28日生
金順子　昭和35年5月6日生
卞東紀　昭和63年7月29日生
卞納子　平成4年12月31日生
卞東吾　平成7年10月26日生
住所　名古屋市昭和区川名町4丁目93番地の12
祝宗燕　昭和30年10月17日生
住所　北九州市八幡西区友田3丁目3番18—201号
盧忠明　昭和48年1月25日生
住所　群馬県伊勢崎市今泉町1丁目1297番地3
張偉　昭和40年10月5日生
住所　三重県桑名市大字大福248番地
李有里　昭和43年2月3日生
住所　和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川1006番地の20
由京子　昭和42年3月14日生
住所　大阪府堺市海山町2丁116番地の1
鄭周一　昭和42年9月29日生
李道美　昭和42年4月26日生
鄭奈菜　平成3年7月19日生
鄭百花　平成6年3月23日生
住所　大阪府堺市三宝町6丁324番地の1
李昌律　昭和50年1月23日生
住所　大阪府堺市八田南之町326番地の8
孫明美　昭和32年6月1日生
住所　大阪府藤井寺市林2丁目2番51号
李相秀　昭和42年6月26日生
住所　大阪府貝塚市森824番地
姜栄治　昭和45年11月22日生
住所　大阪府茨木市山手台4丁目7番8—302号
李英明　昭和27年9月6日生
梁京子　昭和31年7月15日生
李幸子　昭和59年1月26日生
李明子　昭和62年11月5日生
住所　大阪市港区夕凪1丁目16番29—501号
朴智久　昭和47年6月24日生
住所　大阪府門真市御堂町9番14号
黄相龍　昭和39年12月9日生
住所　大阪市平野区瓜破2丁目4番3—102号
丁初江　昭和36年1月1日生
住所　大阪市平野区加美南1丁目5番1—905号
丁千里　昭和38年7月19日生
住所　大阪府河内長野市美加の台2丁目8番12号
李徽次　昭和37年3月1日生
尹淑未　昭和39年8月27日生
李和順　平成5年4月20日生
李敏皓　平成8年1月22日生
住所　大阪府堺市浜寺諏訪森町西2丁159番地の3
姜泰子　昭和35年6月19日生
住所　大阪府南河内郡美原町さつき野東3丁目18番地の8
姜勝治　昭和19年3月6日生
金聰子　昭和23年8月4日生
姜早苗　昭和47年3月31日生
姜遂子　昭和50年9月10日生
住所　大阪府大阪狭山市西山台6丁目14番10号
崔美智子　昭和40年11月19日生
住所　大阪府堺市金岡町1620番地
張辰則　昭和39年9月5日生
住所　大阪府岸和田市西大路町99番地の3
金茂　昭和37年11月13日生
住所　大阪府貝塚市東48番地
林三順　昭和16年5月17日生
金高広　昭和35年3月4日生
金早苗　昭和42年7月4日生
住所　大阪府堺市津久野町1丁1番1—514号
金慶一　昭和45年7月8日生
金聖夏　昭和46年7月25日生
住所　大阪府大阪狭山市山本東405番地の10
李末爾　昭和25年8月4日生
李千亜紀　昭和51年12月8日生
住所　神戸市北区筑紫が丘9丁目14番地の6
楠英雨　昭和27年10月8日生
千夏子　昭和28年7月2日生
楠尚恵　昭和56年9月26日生
楠智恵　昭和58年5月16日生
楠俊成　昭和60年4月5日生
住所　神戸市須磨区若草町3丁目16番地の10
楠英泰　昭和26年2月11日生
住所　大阪府豊中市熊野町1丁目11番28—307号
黄隆司　昭和58年10月11日生
住所　群馬県高崎市中尾町767番地
グエン・バンタイ　昭和23年2月8日生
グエン・ジュエン　昭和28年8月7日生
グエン・スン・ビン　昭和59年3月27日生
グエン・スン・マイ　平成3年10月25日生
住所　千葉県松戸市八ヶ崎2丁目13番地の5
任愛沙　昭和26年7月6日生
住所　京都市山科区西野山中鳥井町55番地
マリーナ・サンティアゴ・トカジ　昭和30年12月20日生
住所　東京都北区赤羽西4丁目10番9号
李家弦　昭和31年11月5日生
連淑碎　昭和31年9月3日生
李冠途　昭和59年5月25日生
住所　大阪府東大阪市東豊浦町5番21号
鄭順華　昭和16年4月3日生
住所　兵庫県西宮市若山町8番29—203号
劉宰墨　昭和36年7月18日生
住所　石川県加賀市大聖寺三ッ町錦城ヶ丘41番地の2
金光生　昭和40年6月17日生
住所　埼玉県浦和市北浦和5丁目13番15号
ツ・イストゥリアニ　昭和39年8月23日生
住所　埼玉県北本市宮内5丁目115番地1
孔瓊　昭和38年10月24日生
住所　東京都目黒区中根2丁目22番7号
ヘーゼル・ジューン・ジョーンズ　昭和2年6月1日生
住所　愛知県知多市南粕谷3丁目181番地
董延風　昭和43年3月11日生
住所　名古屋市名東区梅森坂4丁目101番地
戴信子　昭和35年7月7日生

○法務省告示第百四十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」及び「法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育施設等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十七日

法務大臣　長尾　立子

別表第一中「学校法人サンシャインビジネス社会福祉専門学校」を「学校法人サンシャイン学園東京福祉商経専門学校」に改める。

別表第二中朝日国際学院柏日本語学校の項及び日本外語学院の項を削り、「コモンズランゲージスクール」を「コモンズ日本語学校」に改め、東京スコーレの項及び東育外語学院の項を削り、「栗原国際学院」を「日本東京国際学院」に改め、東進

住所　東京都羽村市川崎1丁目10番5号
張麗華　昭和34年2月10日生
住所　東京都府中市宮西町3丁目8番地の1
任徹　昭和51年8月18日生
住所　東京都世田谷区野毛2丁目16番11号
朴尚子　昭和38年6月5日生
住所　東京都三鷹市上連雀9丁目23番19号
李賢治　昭和38年1月11日生
住所　横浜市金沢区釜利谷東6丁目1番28号
楊冰　昭和43年6月14日生
張雷　昭和42年5月27日生
住所　横浜市金沢区並木2丁目12番5—103号
顧鳳芬　昭和32年7月23日生
住所　東京都荒川区南千住5丁目23番11号
金幸行　昭和47年11月27日生
住所　東京都台東区三ノ輪1丁目13番7号
崔正伸　昭和45年6月28日生
住所　愛媛県松山市柳井町1丁目3番地3
鄭大地　昭和43年9月19日生
住所　北九州市八幡西区友田1丁目3番15—404号
朴政熙　昭和36年5月2日生
住所　熊本県玉名市立願寺1407番地の10
金敏滿　昭和28年2月27日生
朴美禮子　昭和30年4月20日生
金夢乃　昭和59年2月16日生
金正幸　昭和61年2月7日生
金望女　平成元年10月31日生
住所　川崎市中原区上小田中988番地
紀瀾　昭和28年1月20日生
住所　東京都大田区矢口2丁目21番15—1217号
許鳳來　昭和28年11月12日生
住所　兵庫県川西市錦松台26番9号
韓幸姫　昭和40年8月22日生
住所　兵庫県尼崎市西本町4丁目53番地
朴政暎　昭和44年12月27日生
朴京之　昭和47年3月12日生
住所　神戸市須磨区白川台5丁目53番地の5
金辰也　昭和36年10月13日生
住所　奈良県生駒郡斑鳩町興留3丁目3番33号
劉美由紀　昭和49年3月9日生
住所　東京都武蔵村山市学園3丁目51番地の1
鄭斗花　昭和9年10月1日生
崔光秀　昭和28年12月9日生
住所　愛知県一宮市千秋町佐野字北浦8番地の15
仲双玉　昭和27年5月25日生

住所　名古屋市昭和区若柳町2丁目6番地
李香織　昭和42年1月19日生
住所　大阪市阿倍野区阪南町1丁目51番7号
崔京淑　昭和32年10月6日生
住所　大阪市淀川区東三国6丁目21番9号
梁枝美　昭和38年10月26日生
住所　大阪市住之江区新北島2丁目8番35—801号
宋恭夫　昭和45年5月4日生
住所　大阪市平野区加美南2丁目2番17号
朴点龍　昭和7年1月14日生
金東植　昭和10年12月5日生
住所　大阪市平野区加美南2丁目5番2—915号
朴淳吉　昭和30年9月23日生
秋裕子　昭和34年3月31日生
朴春政　昭和58年10月8日生
朴美衣　昭和61年2月5日生
朴龍也　平成元年5月12日生
住所　大阪市生野区鶴橋1丁目8番1号
金淳心　昭和28年12月13日生
住所　大阪市生野区勝山北5丁目5番22号
李光春　昭和35年2月2日生
張智恵子　昭和37年7月27日生
李祐仁　昭和62年8月6日生
李曜　平成元年3月9日生
住所　大阪市鶴見区放出東2丁目23番11号
孫義順　昭和7年5月5日生
林加世美　昭和32年1月15日生
林和子　昭和40年6月19日生
住所　大阪府東大阪市南荘町12番5号
張正一　昭和29年5月15日生
柳敏乃　昭和32年8月10日生
張英宏　昭和56年10月27日生
張良宏　昭和60年9月28日生
住所　大阪府東大阪市菱屋東1丁目6番8号
朴美子　昭和15年9月6日生
蔡美栄子　昭和42年11月21日生
住所　大阪府東大阪市足代新町17番9号
李在逢　昭和18年7月18日生
住所　大阪府東大阪市三ノ瀬2丁目6番3号
呉希宅　昭和34年10月24日生
韋現矢　昭和45年5月10日生
呉美香　平成5年11月5日生
住所　大阪府東大阪市荒川3丁目25番8号
鄭由加里　昭和39年3月23日生
住所　大阪府東大阪市柏田西1丁目14番40号
盧三植　昭和30年8月30日生

住所　横浜市港南区最戸1丁目4番23号
楊波　昭和35年12月26日生
宋麗南　昭和34年2月15日生
楊茜　平成5年4月19日生
住所　横浜市瀬谷区南台1丁目3番地の1
安健一　昭和32年3月31日生
住所　横浜市神奈川区反町3丁目22番地3
兪裕隆　昭和44年12月20日生
住所　神奈川県鎌倉市岩瀬1丁目8番3号
金美雪　昭和47年1月12日生
住所　東京都大田区南六郷3丁目15番14—505号
李淑霞　昭和27年12月13日生
住所　埼玉県浦和市辻2丁目7番3号
周玉蓮　昭和35年1月13日生
住所　埼玉県川口市大字小谷場435番地の1
周玉華　昭和38年6月15日生
住所　東京都板橋区徳丸6丁目17番2号
周啓波　昭和37年10月8日生
住所　愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字須原83番地
朴実　昭和44年1月6日生
住所　三重県桑名市大字播磨2500番地
李吉水　昭和13年1月7日生
金英子　昭和18年7月18日生
李秀和　昭和42年10月23日生
李幸和　昭和44年11月13日生
李千恵子　昭和46年8月7日生
住所　和歌山県那賀郡岩出町大字船戸1110番地の113
陸審祥　昭和30年10月29日生
住所　富山市高島町2丁目5番10号
千田美子　昭和37年11月23日生

〇法務省告示第百四十六号
不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により神戸地方法務局尼崎支局を同項の登記所に指定する。
この指定は、平成八年五月二十三日から効力を生ずる。
平成八年五月十六日
法務大臣　長尾　立子

〇法務省告示第百四十七号
不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により福岡法務局直方支局を同項の登記所に指定する。
この指定は、平成八年五月二十三日から効力を生ずる。
平成八年五月十六日
法務大臣　長尾　立子

〇法務省告示第百四十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成八年五月十六日
法務大臣　長尾　立子

住所　徳島県板野郡土成町吉田字御所屋敷の二16番地22
蘇秀明　昭和31年4月6日生
鄭春花　昭和38年12月3日生
蘇帆　平成2年1月1日生
蘇貫理　平成3年11月15日生
住所　山口県徳山市相生町2丁目3番地の4
趙高弘　昭和44年2月8日生
住所　山口県小野田市大字東高泊2118番地の7
崔聖吉　昭和4年8月28日生
住所　和歌山県御坊市名田町上野1475番地
沈ユミ枝　昭和43年1月12日生
住所　山口市黄金町7番24号
李桂岡　昭和6年9月17日生
裴初子　昭和17年10月27日生
李美恵　昭和41年2月15日生
住所　北海道檜山郡江差町字新地町70番地
諸英一　昭和18年3月19日生
住所　大阪府枚方市茄子作4丁目17番6号
諸仁美　昭和48年12月3日生
諸明美　昭和43年9月18日生
住所　神戸市須磨区行幸町1丁目1番35—502号
金満容　昭和47年10月2日生
住所　神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番4—502号
徐正市　昭和22年4月29日生
徐綸徳　昭和48年4月3日生
徐龍仲　昭和51年7月15日生
住所　兵庫県加古川市別府町新野辺北町7丁目64番地
崔満生　昭和45年7月26日生
住所　福岡県田川郡川崎町大字池尻197番地
金千恵子　昭和45年11月23日生
住所　長野県飯田市山本6722番地69
汪浙　昭和57年12月7日生
住所　大阪府東大阪市近江堂2丁目8番4号
金成善　昭和30年3月14日生
金裕也　昭和57年11月11日生
金智也　昭和59年3月11日生
住所　大阪府東大阪市衣摺5丁目12番19号
鄭茂年　昭和37年11月17日生

住所 京都府久世郡久御山町栄2丁目1番地の139
許茂章 昭和22年10月7日生
住所 京都市伏見区深草大亀谷古御香町117番地
許孝子 昭和26年10月11日生
住所 大阪市東成区玉津3丁目14番10号
男治均 昭和24年2月9日生
張佐江子 昭和26年12月27日生
男建志 昭和53年5月31日生
男美克 昭和55年6月15日生
住所 大阪市生野区小路東3丁目9番22号
金末子 昭和31年4月7日生
趙将来 昭和61年9月5日生
趙南姫 平成2年5月30日生
住所 大阪市北区中津2丁目8番B—119号
黄紀進 昭和31年11月6日生
倪雪梅 昭和32年2月17日生
黄昊 平成元年12月7日生
住所 大阪市西淀川区佃3丁目19番37号
李明子 昭和18年3月25日生
金英高 昭和46年5月24日生
住所 大阪市天王寺区逢阪2丁目8番36号
高強 昭和27年2月11日生
姜渦 昭和30年7月1日生
高楽行 平成元年12月20日生
チャールズ・コウ 平成3年7月20日生
住所 大阪市東淀川区豊新2丁目4番4号
曹明霖 昭和34年11月1日生
張雪陽 昭和35年8月4日生
曹清英 昭和61年11月21日生
住所 大阪府八尾市久宝寺2丁目1番2—605号
周維全 昭和32年9月3日生
趙麗麗 昭和35年8月5日生
周磊 昭和57年4月5日生
周娜 平成2年1月7日生
住所 大阪府豊中市小曽根1丁目10番25号
鄭海鎮 昭和27年6月1日生
住所 大阪市城東区鴫野西1丁目16番18号
金利美 昭和44年9月27日生
住所 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目9番26号
朴美恵子 昭和37年1月27日生
住所 大阪市西成区岸里3丁目1番13号
李崇 昭和46年12月1日生
住所 大阪市住吉区我孫子東3丁目9番27号
李浩幸 昭和42年9月25日生
住所 千葉県松戸市串崎新田73番地
譚志峰 昭和18年9月20日生

ティブ・ホエ・アン 昭和9年8月18日生
譚日生 昭和59年3月16日生
住所 青森県弘前市大字安原2丁目9番地1
史小越 昭和29年7月4日生
住所 和歌山市松江北6丁目8番13号
宋愷 昭和46年6月14日生
住所 札幌市厚別区もみじ台南2丁目3番25—503号
韓忠宴 昭和28年8月16日生
王桂栄 昭和33年1月11日生
韓秀敏 昭和54年1月15日生
韓秀坤 昭和55年9月16日生
韓秀娟 昭和58年4月11日生
住所 北海道石狩郡石狩町花川北1条1丁目2番地5
韓忠武 昭和29年10月21日生
王麗華 昭和35年3月14日生
韓金達 昭和55年10月15日生
韓金雪 昭和57年3月4日生
韓秀翠 昭和58年8月16日生
住所 横浜市都筑区東山田4丁目24番13号
金由美子 昭和44年2月12日生
住所 川崎市幸区幸町2丁目697番地
孫康博 昭和38年12月19日生
住所 川崎市中原区木月伊勢町2295番地
田冴重花 昭和57年1月6日生
住所 横浜市緑区十日市場町836番地4
宋占軍 昭和28年12月8日生
蘇玉華 昭和29年3月25日生
宋琦 昭和55年4月27日生
宋旭 平成元年10月21日生
住所 横浜市神奈川区松見町1丁目35番地の1
朴明祐 昭和33年11月5日生
金清子 昭和35年8月9日生
朴智之 平成3年6月24日生
住所 横浜市鶴見区潮田町3丁目140番地
文武根 昭和35年2月7日生
李順子 昭和36年7月15日生
文祐輔 昭和59年11月29日生
文緑乃 昭和62年12月1日生
住所 横浜市鶴見区岸谷1丁目3番16—506号
林東梅 昭和25年10月31日生
林明 昭和46年8月7日生
住所 横浜市磯子区丸山2丁目4番19—308号
崔泰子 昭和21年10月8日生
住所 福岡県春日市ちくし台1丁目57番地
尹友啟 昭和20年1月11日生

石三順 昭和24年1月27日生
尹太郎 昭和54年8月2日生
尹涼子 昭和55年10月2日生
尹和也 昭和62年2月27日生
住所 福岡県春日市大字下白水537番地の5
李己植 昭和24年2月3日生
李圭子 昭和28年7月1日生
李貴植 昭和54年10月23日生
住所 横浜市緑区東本郷4丁目3番3号
鄭麗玲 昭和34年7月1日生
住所 横浜市中区本牧町2丁目475番地
金健一 昭和30年5月27日生
夫栄美 昭和37年5月30日生
金由加 昭和62年8月17日生
金亜耶 平成元年1月26日生
金明衣 平成6年9月6日生
住所 横浜市磯子区中原4丁目22番28号
金理惠 昭和48年2月21日生
金由佳 昭和50年7月11日生
住所 名古屋市緑区徳重1丁目712番地
金美智子 昭和34年1月16日生
住所 愛媛県今治市郷桜井3丁目3番8号
呉愛子 昭和21年12月20日生
徐徳 昭和46年12月25日生
住所 愛媛県今治市郷本町2丁目7番35号
徐聡 昭和44年7月30日生
住所 福井県坂井郡丸岡町玄女第17号15番地1
任貞子 昭和21年2月18日生
住所 東京都葛飾区青戸3丁目25番8—104号
吳康代 昭和45年6月26日生
住所 沖縄県中頭郡北谷町字北前265番地
キャロル・リン・マクラーケン 昭和51年7月7日生
ディーン・マーシャル・マクラーケン 昭和53年8月11日生
住所 東京都府中市南町4丁目5番地の1
張珍郁 昭和40年10月18日生
住所 東京都豊島区池袋2丁目32番2号
許麗蓉 昭和35年11月27日生
住所 東京都墨田区東向島4丁目11番6号
鄭実蘭 昭和45年6月12日生
住所 東京都大田区東矢口3丁目8番14号
李鉱紅 昭和38年1月9日生
住所 大阪府富田林市久野喜台2丁目1番113—201号
賈徳東 昭和38年9月29日生

王敏 昭和39年12月20日生
賈志帆 平成4年8月16日生
賈真怡 平成6年7月8日生
住所 大阪府阪南市石田600番地の6
王永樹 昭和11年9月7日生
住所 大阪府東大阪市金岡4丁目1番24号
宋歩子 昭和44年6月11日生
住所 大阪府東大阪市菱屋西3丁目1番18号
許修桑 昭和23年8月30日生
許康世 昭和57年7月7日生
住所 群馬県桐生市相生町2丁目909番地の23
張正雄 昭和17年2月4日生
張有岐 昭和53年1月8日生
張献支 昭和57年12月31日生

○法務省告示第百四十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月十五日

法務大臣 長尾 立子

住所 兵庫県川西市下財字上ノ町41番地の8
孫豊栄 昭和39年3月2日生
住所 東京都墨田区江東橋4丁目21番6—404号
陳炳俊 昭和34年9月26日生
朴鍾惠 昭和36年8月8日生
陳日香留 平成6年10月5日生
住所 東京都品川区西大井4丁目6番3号
李雛子 昭和41年12月17日生
住所 東京都葛飾区高砂3丁目24番8号
金洛泳 昭和38年6月2日生
住所 東京都港区南麻布1丁目2番5号
申賢珠 昭和49年10月2日生
住所 川崎市中原区上平間167番地1
趙玲玲 昭和41年4月26日生
住所 福岡市東区奈多1丁目12番30—1001号
崔仲燦 昭和30年12月15日生
住所 東京都江東区海辺2番7号
何奇 昭和45年4月22日生
住所 東京都中野区江古田4丁目40番3号
章美娟 昭和31年9月27日生
住所 東京都板橋区若木2丁目31番2—501号
朱向軍 昭和45年8月14日生
住所 大阪府東大阪市菱屋西1丁目4番13号
姜真明 昭和48年5月16日生
住所 東京都足立区南花畑4丁目3番1号
張力行 昭和47年8月14日生
住所 東京都大田区大森南3丁目32番8—305号
文樹薇 昭和38年1月30日生
住所 東京都江東区北砂4丁目19番30—903号
林貞鎬 昭和29年2月12日生

住所　大阪市平野区平野西５丁目６番20号
趙清美　昭和39年９月22日生
住所　大阪市西淀川区出来島３丁目３番１―301号
尹命俊　昭和23年７月10日生
黄貞姫　昭和22年１月29日生
尹暢浩　昭和46年４月１日生
尹暢馬　昭和54年11月22日生
住所　福岡県田川市大字川宮1649番地１
郭東　昭和22年７月14日生
住所　福岡市南区花畑３丁目20番７号
申泰勲　昭和26年３月１日生
梁惠利子　昭和26年12月29日生
申哲平　昭和55年２月20日生
申進　昭和57年９月17日生
住所　神奈川県平塚市横内3824番地
崔銘発　昭和27年８月７日生
王蕙霞　昭和29年７月19日生
崔瑞吾　昭和48年10月13日生
崔瑞紅　昭和53年７月４日生
住所　神奈川県厚木市愛甲東１丁目24番４―203号
フォン・ヂック・チャウ　昭和47年２月18日生
住所　神奈川県津久井郡津久井町又野95番地９
朴聖玉　昭和38年１月15日生
住所　千葉県市原市有秋台東１丁目７番地１
魯昭輝　昭和26年９月26日生
住所　千葉市稲毛区天台４丁目１番５号
邱国軍　昭和37年10月26日生
住所　千葉市美浜区高浜１丁目２番８―204号
アブドル・サタール　昭和33年10月８日生
住所　埼玉県浦和市新開１丁目14番10号
黄顕堂　昭和17年９月１日生
黄直美　昭和47年10月２日生
黄誠司　昭和49年４月19日生
住所　東京都世田谷区太子堂４丁目５番９号
黄美穂　昭和46年３月30日生
住所　山口県下関市勝谷新町１丁目11番15号
金泰鉄　昭和27年11月20日生
金健大郎　昭和53年３月14日生
住所　京都市下京区綾小路通柳馬場東入塩屋町62番地
金泰宏　昭和49年３月７日生
住所　山口県下関市大字吉田2330番地の１
朴敏明　昭和42年５月17日生
住所　山口県下関市神田町２丁目10番25号
李正雄　昭和27年１月26日生
金和子　昭和28年２月13日生
李辰也　昭和51年８月11日生
李剛浩　昭和53年４月24日生
住所　山口県宇部市東新川町６番13号
姜眞沙晶　昭和44年８月５日生
住所　三重県桑名市新地54番地
朴幸治　昭和16年６月28日生
鄭順玉　昭和23年１月10日生
朴英一　昭和44年11月１日生
朴郁　昭和47年７月24日生
朴宏美　昭和50年５月11日生
住所　岐阜県多治見市幸町３丁目９番地の１
朴晟圭　昭和26年５月22日生
金千登里　昭和32年１月23日生
朴康夫　昭和56年11月16日生
朴進也　昭和61年３月１日生
朴眞由美　昭和62年８月13日生
住所　福岡市東区青葉１丁目27番８号
金栄　昭和27年３月24日生
趙ヒトミ　昭和30年12月８日生
金徹　昭和54年４月17日生
金理恵　昭和56年６月15日生
金宏　昭和58年７月８日生
住所　北九州市八幡西区穴生２丁目８番28号
李聖道　昭和３年６月24日生
裴貞子　昭和11年９月17日生
住所　北九州市小倉北区清水４丁目３番30―301号
李實俊　昭和42年７月３日生
住所　北九州市小倉北区清水４丁目１番26―1001号
李博志　昭和45年10月13日生
住所　北九州市小倉北区上富野２丁目５番27―204号
盧一恵　昭和39年５月22日生
住所　札幌市中央区南13条西８丁目１番22―603号
吉田美津江　大正15年12月14日生
住所　石川県金沢市高尾台１丁目178番地
金弓子　昭和41年10月８日生
住所　群馬県前橋市下新田町768番地
董加強　昭和39年９月27日生
住所　栃木県小山市駅南１丁目19番２号
田中カツ　昭和４年８月１日生
住所　兵庫県伊丹市西野７丁目３番地の１
李富士男　昭和23年12月27日生
李斗年　昭和25年12月14日生
李相哲　昭和50年８月18日生
李相蓉　昭和53年２月20日生
住所　神戸市中央区神仙寺通１丁目９番11号
李東洙　昭和19年12月８日生
黄淑貞　昭和22年２月13日生
李鐘則　昭和45年２月３日生
李瑛　昭和48年３月21日生
住所　和歌山市吉里80番地の１
河京一　昭和41年12月26日生
住所　広島県三原市中之町4377番地の１
金幸行　昭和32年２月24日生
住所　広島県三原市港町622番地の69
金眞由美　昭和35年２月６日生
住所　京都市北区紫野上柏野町59番地の18
金祐子　昭和42年８月８日生
住所　京都市中京区西ノ京南聖町10番地
姜孝子　昭和32年12月29日生
住所　京都府長岡京市天神３丁目19番８号
崔美保　昭和47年５月14日生
住所　京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前18番地
朴龍義　昭和33年10月18日生
呉福順　昭和38年12月29日生
朴一樹　昭和62年２月16日生
朴將樹　平成元年５月24日生
朴香　平成７年９月８日生
朴光　平成７年９月８日生
住所　京都市右京区西京極午塚町74番地
金良憲　昭和40年７月21日生
住所　京都市右京区西京極中溝町８番地の６
金伯樹　昭和42年２月19日生
住所　神奈川県海老名市東柏ヶ谷５丁目７番７号
周龍　昭和39年11月20日生
謝宜玲　昭和40年７月23日生
住所　大阪市城東区新喜多１丁目９番41号
朴榮文　昭和22年10月19日生
尹玉姫　昭和24年３月23日生
朴君枝　昭和49年６月11日生
朴洋會　昭和50年12月19日生
住所　埼玉県与野市鈴谷７丁目２番20―503号
ヨセフ・イシモト　昭和41年３月31日生
住所　大阪府豊中市新千里北町２丁目14番７号
金満石　昭和21年２月５日生
朴寿子　昭和27年２月26日生
金守志　昭和54年12月10日生
金満有　昭和55年12月16日生
金栄之　昭和58年３月29日生
住所　和歌山市祢宜140番地
徐聖旺　昭和22年10月19日生
鄭成子　昭和22年12月４日生
徐桂司　昭和48年５月21日生
住所　名古屋市天白区元八事２丁目67番地
徐瑞玲　昭和46年11月12日生

○法務省告示第百四十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月十四日

法務大臣　長尾　立子

住所　山形県天童市北久野本２丁目９番14号
黄晴美　昭和20年５月18日生
住所　東京都中野区大和町３丁目11番12号
楊徽　昭和28年６月６日生
住所　千葉県君津市広岡2630番地
林端東　昭和25年３月７日生
住所　東京都品川区西大井１丁目10番18号
呉吉評　昭和26年４月11日生
王淑　昭和28年12月19日生
呉広宇　昭和58年１月８日生
住所　東京都江戸川区南葛西３丁目16番８―209号
楊玉珍　昭和23年９月19日生
住所　東京都目黒区大橋２丁目13番１―303号
呉春子　大正13年１月25日生
住所　奈良県橿原市中曽司町156番地の26
李忠男　昭和18年11月９日生
住所　大阪府門真市大字上島頭514番地の６
金亀守　昭和34年８月15日生
住所　埼玉県北葛飾郡吉川町大字保197番地
金正容　昭和29年９月16日生
金正龍　昭和58年12月13日生
住所　茨城県北相馬郡利根町大字早尾300番地342
金弘子　昭和６年７月24日生
住所　京都市伏見区久我石原町９番地の68
姜秀娥　昭和41年４月26日生
姜楊雄　昭和42年11月27日生
姜満弘　昭和44年11月17日生
梅栄司　昭和40年４月16日生
住所　京都府綴喜郡田辺町大字薪小字加賀ノ辻３番地の８
金英保　昭和40年１月24日生
金英信　昭和42年１月11日生
金哲煥　昭和44年６月28日生
金寳煥　昭和44年６月28日生

安健二　昭和59年6月27日生
住所　名古屋市中川区荒江町20番5号
李圓英　昭和26年10月17日生
安恵子　昭和28年7月17日生
李裕介　昭和53年5月24日生
李裕臣　昭和57年1月21日生
住所　東京都世田谷区三軒茶屋2丁目45番7－601号
王玲　昭和39年1月15日生
住所　東京都新宿区中落合1丁目20番2号
鄭公俊　昭和49年9月25日生
住所　東京都荒川区東日暮里3丁目12番18－601号
金昌憲　昭和33年6月10日生
住所　横浜市瀬谷区瀬谷5丁目23番地12
呉美玲　昭和43年4月13日生
住所　横浜市中区石川町3丁目104番地1
江祥洲　昭和25年1月1日生
簡桂　昭和37年1月2日生
江佩汶　昭和59年2月12日生
江佩芬　昭和60年2月3日生
住所　東京都台東区蔵前4丁目9番8号
簡鳳蓮　昭和38年1月17日生
住所　東京都江東区大島9丁目7番9－1108号
孫大光　昭和30年11月9日生
劉鳳榮　昭和30年9月10日生
孫亮　昭和57年1月20日生
住所　沖縄県宜野湾市大山1丁目4番8号
曹碧霞　昭和39年10月23日生
住所　東京都江東区北砂1丁目18番1－307号
任禄英　昭和24年10月16日生
劉玉敏　昭和25年10月7日生
任氷麗　昭和53年1月5日生
住所　東京都荒川区南千住6丁目50番10－207号
黄重晶　昭和35年9月2日生
銭弘臣　昭和39年3月1日生
黄博　昭和63年7月29日生
黄美智　平成6年5月25日生
住所　東京都荒川区町屋6丁目27番7－404号
陳偉潮　昭和40年11月19日生
住所　東京都墨田区立川4丁目7番2号
金靜恵　昭和49年5月23日生
金弥生　昭和52年3月21日生
金隆義　昭和54年6月10日生
住所　東京都足立区西保木間4丁目12番3－112号
韓毅　昭和38年4月26日生

陳青　昭和37年6月20日生
蔡仲宿　平成5年8月31日生
住所　東京都北区滝野川1丁目15番1号
陳華　昭和38年11月28日生
住所　東京都保谷市新町5丁目17番22－203号
孫鳳霞　昭和29年12月26日生
住所　岩手県盛岡市高松4丁目12番11号
金誠心　昭和40年8月6日生
住所　千葉県市原市五井5800番地の95
申勝一　昭和12年11月23日生
住所　大阪府茨木市宿久庄3丁目25番6号
金鐘明　昭和19年12月31日生
黄貞順　昭和21年12月31日生
金智美　昭和45年12月30日生
金秀俊　昭和48年8月28日生
住所　横浜市港北区日吉本町5丁目63番1－303号
張鉦敏　昭和32年7月3日生
張圓美　昭和59年7月31日生
住所　東京都文京区小日向3丁目14番11号
耿希偉　昭和38年6月23日生
住所　北海道三笠市多賀町12番地2
李智淵　昭和43年8月10日生
住所　栃木県鹿沼市武子539番地47
朴浩一　昭和48年9月2日生
住所　福岡市東区香松4丁目9番15号
范建功　昭和49年11月4日生
住所　東京都板橋区高島平3丁目10番1－538号
区鳳溪　昭和33年7月25日生
住所　新潟県東蒲原郡鹿瀬町大字鹿瀬3364番地
崔玲子　昭和28年10月15日生
住所　北海道釧路市若松町2番11号
松岡セツ　昭和13年6月22日生
住所　北海道釧路市喜多町8番4号
張蘇子　昭和28年6月20日生
住所　福岡県宗像郡福間町3356番地の1
文秀二郎　昭和39年12月17日生
住所　北九州市八幡西区本城東1丁目8番21－603号
金勝生　昭和29年10月4日生
朴千代美　昭和33年3月11日生
金隆久　昭和57年9月7日生
金勝久　昭和60年3月15日生
住所　和歌山県橋本市橋本2丁目5番14号
金秀治　昭和14年10月25日生
崔菊子　昭和15年11月16日生
金美智　昭和43年12月22日生

金鐘文　昭和45年5月29日生
住所　和歌山県橋本市三石台3丁目23番地の1－711号
金通夫　昭和41年11月29日生

○法務省告示第百四十二号

千葉県柏市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月十日

法務大臣　長尾　立子

千葉県柏市あけぼの四丁目二百三十五番地　後藤　厚

○法務省告示第百四十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月十三日

法務大臣　長尾　立子

住所　奈良市西登美ヶ丘8丁目8番4号
エリザベス・フォイ・ヤントウ　昭和18年5月7日生
住所　奈良市法蓮町14番地
余青　昭和37年9月2日生
住所　奈良市鶴舞西町1番23－108号
宋命樹　昭和31年2月21日生
住所　奈良県橿原市葛本町367番地の1
王英瑛　昭和39年5月17日生
住所　名古屋市北区東味鋺3丁目303番地
尹和子　昭和41年8月19日生
住所　名古屋市北区東味鋺1丁目1307番地
高圓子　昭和14年5月5日生
尹仁子　昭和43年11月6日生
住所　名古屋市緑区有松町大字桶狭間字井龍33番第1番地
林礪祚　昭和14年5月31日生
住所　名古屋市名東区貴船3丁目704番地
李昇　昭和42年6月24日生
住所　名古屋市北区生駒町4丁目72番地の10
趙道碩　昭和24年9月13日生
住所　名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地
金軍泰　昭和29年6月21日生
郭華錦子　昭和35年11月2日生
金孝文　昭和59年3月6日生
金昌文　昭和60年7月21日生
金直文　昭和62年7月6日生
住所　名古屋市中村区日ノ宮町3丁目83番地
具永晴　昭和27年1月1日生
住所　名古屋市港区名四町128番地の2
崔弘三　昭和42年5月30日生

住所　京都府向日市寺戸町梅ノ下25番地の165
文炳輝　昭和49年7月31日生
住所　大阪市東成区大今里3丁目6番17号
許政義　昭和19年8月4日生
柳貴子　昭和30年8月29日生
許賢亮　昭和53年11月8日生
許明美　昭和55年4月6日生
許博亮　昭和58年4月4日生
住所　大阪市生野区巽西1丁目2番25号
金基石　昭和25年1月5日生
高豊子　昭和28年4月18日生
金竜司　昭和51年12月25日生
金政洛　昭和53年7月7日生
住所　大阪府箕面市粟生間谷西6丁目15番17号
任千栄　昭和29年2月13日生
住所　大阪市東住吉区杭全7丁目5番9号
金成勲　昭和41年5月30日生
尹美代子　昭和42年6月12日生
金宝夕　平成元年5月26日生
金尚吾　平成3年5月25日生
金貴依　平成5年7月18日生
住所　大阪市東淀川区菅原4丁目2番26－406号
曹亀鉉　昭和27年3月24日生
金清子　昭和26年3月22日生
曹美鎬　昭和54年7月18日生
曹永熙　昭和56年4月25日生
住所　大阪府大東市赤井1丁目12番4号
呉京照　昭和25年2月9日生
呉清希　昭和50年8月16日生
呉宏美　昭和52年8月26日生
呉千壽　昭和55年11月5日生
呉力鉉　昭和60年2月26日生
住所　大阪市西淀川区大和田4丁目14番8号
崔雨守　昭和41年6月26日生
住所　大阪府茨木市東中条町4番21号
康貞恵　昭和33年12月11日生
住所　大阪府茨木市沢良宜西1丁目4番7号
郭公章　昭和36年6月30日生
洪須江子　昭和31年3月30日生
郭彰美　平成元年5月17日生
住所　大阪府大東市中楠の里町17番7号
俞武雄　昭和25年3月2日生
朴加代子　昭和27年11月3日生
俞鐘介　昭和54年3月29日生
住所　北九州市八幡西区大浦2丁目12番25号
俞鐘一　昭和52年1月12日生
住所　大阪市生野区桃谷2丁目3番26号
金敏雄　昭和40年4月19日生

住所　東京都新宿区高田馬場1丁目2番15―604号
顧美苗　昭和24年10月8日生
陸文瑾　昭和52年11月23日生
住所　大阪市住之江区南港中3丁目4番14―814号
洪淑華　昭和34年7月25日生
住所　東京都足立区花畑3丁目5番3号
ラージ・ビスワス　昭和52年1月27日生
住所　東京都練馬区石神井町4丁目1番8号
曾秀光　昭和25年7月4日生
住所　東京都北区王子3丁目19番1―403号
張薄　昭和35年11月16日生
黄國祥　昭和37年9月19日生
張理沙　平成4年4月1日生
張理鄰　平成6年7月11日生
住所　東京都練馬区石神井町1丁目1番32―208号
董淑珍　昭和18年9月16日生
住所　千葉市稲毛区黒砂台3丁目2番41号
董一洙　昭和47年1月3日生
住所　東京都品川区旗の台2丁目1番11号
董麗子　昭和49年2月21日生
住所　東京都大田区南馬込1丁目6番4号
金美夏　昭和31年11月23日生
住所　東京都練馬区中村3丁目40番12―306号
周燕霞　昭和40年9月4日生
住所　東京都江戸川区清新町1丁目3番2―1112号
鄭淑英　昭和32年6月14日生
住所　東京都多摩市落合6丁目12番地の25
俊莉祥　昭和43年5月4日生
住所　札幌市厚別区厚別東5条3丁目24番地15
劉桂珍　昭和44年3月1日生
住所　埼玉県所沢市松葉町8番12号
内建新　昭和34年2月26日生
徐麗楠　昭和35年11月18日生
内友絵　平成5年11月27日生
住所　東京都江戸川区松島4丁目41番6号
鄭慧君　昭和27年12月1日生
鄭昕波　昭和53年11月14日生
鄭星　昭和62年7月2日生
住所　東京都新宿区戸山2丁目33番932号
張振民　昭和24年4月10日生
圖永約　昭和32年4月1日生
住所　大阪府寝屋川市木田元宮1丁目3番11号
蕭雨霞　昭和36年11月14日生
蕭真穆　昭和60年11月23日生
住所　大阪府東大阪市金岡4丁目14番13号
蘇祥祥　昭和43年3月29日生
住所　島根県那賀郡三隅町大字折居655番地3
巫麗娥　昭和32年1月15日生
住所　東京都練馬区光が丘2丁目4番10―523号
洪正美　昭和27年5月30日生
李英美　昭和52年8月17日生
李龍志　昭和55年3月17日生
住所　名古屋市千種区千種3丁目24番11号
王秉雪　昭和38年10月3日生
瞿麗群　昭和37年11月24日生
王真　昭和63年8月1日生
住所　京都府宇治市大久保町旦椋76番地の1
佟樹偉　昭和30年11月16日生
千晶　昭和31年4月1日生
佟翎　昭和56年9月4日生
佟飛　昭和61年5月19日生
住所　大分県東国東郡国東町大字鶴川1490番地
徐起煥　昭和25年10月12日生
黄英子　昭和28年1月11日生
徐友佳　昭和55年10月13日生
徐良平　昭和59年10月6日生

○法務省告示第百四十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月九日

法務大臣　長尾　立子

住所　東京都調布市深大寺元町4丁目19番地12
杜平　昭和27年6月2日生
王麗國　昭和41年3月1日生
杜秋成　平成2年9月29日生
杜祥枝　平成5年2月8日生
住所　群馬県高崎市矢中町313番地25
張清足　昭和33年4月11日生
住所　福岡市東区箱崎ふ頭3丁目9番3―501号
李孝二　昭和44年6月14日生
住所　東京都板橋区高島平2丁目32番2―807号
呉社梅　昭和31年2月21日生
住所　滋賀県彦根市原町850番地135
沈在偉　昭和7年6月22日生
鄭鳳先　昭和13年10月9日生
沈薫　昭和41年7月19日生
沈華裕　昭和43年3月1日生
沈智子　昭和46年9月1日生
住所　川崎市川崎区藤崎2丁目14番10号
申栄次　昭和17年12月20日生
住所　香川県高松市上福岡町694番地32
エツコ・ヤマモト　昭和15年1月2日生
住所　沖縄県宜野湾市字宇地泊33番地
サチコ・ボーマン　昭和4年9月11日生
住所　横浜市瀬谷区二ツ橋町352番地の3
徐悦蕾　昭和27年3月22日生
徐渊　昭和53年12月1日生
住所　福岡県田川郡川崎町大字池尻1422番地4
金壽憑　昭和46年2月9日生
金惠子　昭和48年1月3日生
住所　北九州市小倉北区白萩町5番18―204号
洪鈴華　昭和34年6月10日生
住所　東京都三鷹市井口1丁目12番1号
許振香　昭和42年11月12日生
住所　東京都豊島区西巣鴨4丁目4番6号
李鵬東　昭和35年12月17日生
住所　埼玉県浦和市内谷4丁目2番7号
李鵬民　昭和38年11月17日生
袁賀男　昭和38年5月25日生
李健一　平成7年1月2日生
住所　東京都江戸川区平井3丁目30番3号
陳学玉　昭和8年9月12日生
住所　名古屋市北区水草町2丁目60番地の2
朱京玉　昭和22年4月30日生
住所　横浜市神奈川区菅田町799番地
インタワォン・ブンミャン　昭和27年11月27日生
インタワォン・スダー　昭和28年6月13日生
インタワォン・ポンサワン　昭和55年10月10日生
インタワォン・コンサワン　昭和58年7月18日生
インタワォン・ソムパラッスウ　昭和63年10月1日生
住所　名古屋市北区楠味鋺3丁目3204番地
朴鳳壽　昭和26年1月21日生
閔敦子　昭和32年8月6日生
朴大鎬　昭和56年12月18日生
朴瞭實　昭和59年8月8日生
住所　東京都墨田区文花2丁目11番1号
林先義　昭和41年5月15日生
謝雪玲　昭和38年4月5日生
林沢威　昭和59年12月14日生
林裕　平成2年2月16日生
林征　平成4年6月28日生
林瀚　平成6年8月22日生
住所　東京都墨田区文花2丁目7番2―405号
林先文　昭和47年1月10日生
謝雪娟　昭和44年8月24日生
林媛子　平成3年5月10日生
林誠　平成5年1月11日生
住所　東京都中野区上高田1丁目2番51―502号
張明睦　昭和40年9月29日生
住所　大阪府守口市八雲北町2丁目9番9―304号
朱小燕　昭和37年10月24日生
住所　東京都江戸川区平井3丁目30番2号
金洋中　昭和2年1月29日生
金英姫　昭和12年4月26日生
金弘幸　昭和41年2月28日生
金良幸　昭和45年9月10日生
住所　東京都北区浮間1丁目9番3―506号
張国有　昭和34年10月14日生
徐淑霞　昭和35年3月24日生
張俊紅　昭和54年4月15日生
張俊梅　昭和54年4月15日生
張俊麗　昭和55年12月21日生
張海峰　昭和57年9月24日生
住所　東京都板橋区稲荷台19番11―302号
王永元　昭和30年3月5日生
丁維玲　昭和33年3月19日生
王丁　昭和53年10月21日生
住所　東京都江戸川区篠崎町3丁目33番8―306号
左運　昭和41年8月5日生
朱敏敏　昭和39年9月30日生
左暉暉　平成4年8月6日生
住所　東京都墨田区横川5丁目2番2―1009号
孫玉光　昭和25年2月15日生
李桂蘭　昭和27年5月9日生
孫延峰　昭和53年1月18日生
孫延濱　昭和54年5月29日生
孫艶麗　昭和62年10月1日生
住所　愛知県稲沢市下津南山町89番地の3
安敏雄　昭和30年8月16日生
安鎮一　昭和56年3月14日生
安鎮吾　昭和58年5月16日生

安健二 昭和59年6月27日生
住所 名古屋市中川区荒江町20番5号
李鋼英 昭和26年10月17日生
安恵子 昭和28年7月17日生
李裕介 昭和53年5月24日生
李裕臣 昭和57年1月21日生
住所 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目45番7—601号
王玲 昭和39年1月15日生
住所 東京都新宿区中落合1丁目20番2号
鄭公俊 昭和49年9月25日生
住所 東京都荒川区東日暮里3丁目12番18—601号
金晶惠 昭和33年6月10日生
住所 横浜市瀬谷区瀬谷5丁目23番地12
呉美玲 昭和43年4月13日生
住所 横浜市中区石川町3丁目104番地1
江祥洲 昭和25年1月1日生
簡桂 昭和37年1月2日生
江佩汶 昭和59年2月12日生
江佩芬 昭和60年2月3日生
住所 東京都台東区蔵前4丁目9番8号
趙鳳瓊 昭和38年1月17日生
住所 東京都江東区大島9丁目7番9—1108号
孫大光 昭和30年11月9日生
劉鳳栄 昭和30年9月10日生
孫亮 昭和57年1月20日生
住所 沖縄県宜野湾市大山1丁目4番8号
唐碧霞 昭和39年10月23日生
住所 東京都江東区北砂1丁目18番1—307号
任緑英 昭和24年10月16日生
劉玉敏 昭和25年10月7日生
任氷麗 昭和53年1月5日生
住所 東京都荒川区南千住6丁目50番10—207号
袁華晶 昭和35年9月2日生
銭弘麗 昭和39年3月1日生
袁暉 昭和63年7月29日生
袁美智 平成6年5月25日生
住所 東京都荒川区町屋6丁目27番7—404号
陳偉潮 昭和40年11月19日生
住所 東京都墨田区立川4丁目7番2号
金静恵 昭和49年5月23日生
金弥生 昭和52年3月21日生
金隆儀 昭和54年6月10日生
住所 東京都足立区西保木間4丁目12番3—112号
羅慶 昭和38年4月26日生
陳育 昭和37年6月20日生
蔡仲春 平成5年8月31日生
住所 東京都北区滝野川1丁目15番1号
陳華 昭和38年11月28日生
住所 東京都保谷市新町5丁目17番22—203号
孫鵬駿 昭和29年12月26日生
住所 岩手県盛岡市高松4丁目12番11号
金誠心 昭和40年8月6日生
住所 千葉県市原市五井5800番地の95
申勝一 昭和12年11月23日生
住所 大阪府茨木市福久庄3丁目25番6号
金錫明 昭和19年12月31日生
黄貞順 昭和21年12月31日生
金智美 昭和45年12月30日生
金秀俊 昭和48年8月28日生
住所 横浜市港北区日吉本町5丁目63番1—303号
張钰敏 昭和32年7月3日生
張圓美 昭和59年7月31日生
住所 東京都文京区小日向3丁目14番11号
耿希偉 昭和38年6月23日生
住所 北海道三笠市多賀町12番地2
李智鋼 昭和43年8月10日生
住所 栃木県鹿沼市武子539番地47
朴浩一 昭和48年9月2日生
住所 福岡市東区箱松4丁目9番15号
范耀功 昭和49年11月4日生
住所 東京都板橋区高島平3丁目10番1—538号
区鳳嫦 昭和33年7月25日生
住所 新潟県東蒲原郡津川町大字津川3364番地
崔玲子 昭和28年10月15日生
住所 北海道釧路市若松町2番11号
松岡セツ 昭和13年6月22日生
住所 北海道釧路市喜多町8番4号
張静子 昭和28年6月20日生
住所 福岡県宗像郡福間町3356番地の1
文秀二郎 昭和39年12月17日生
住所 北九州市八幡西区本城東1丁目8番21—603号
金鎮生 昭和29年10月4日生
朴千代美 昭和33年3月11日生
金隆久 昭和57年9月7日生
金勝久 昭和60年3月15日生
住所 和歌山県橋本市橋本2丁目5番14号
金秀治 昭和14年10月25日生
崔菊子 昭和15年11月16日生
金美智 昭和43年12月22日生
金鶴文 昭和45年5月29日生
住所 和歌山県橋本市三石台3丁目23番地の1—711号
金達夫 昭和41年11月29日生

○法務省告示第百四十二号

千葉県柏市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月十日

法務大臣 長尾 立子

千葉県柏市あけぼの四丁目二百三十五番地
後藤 厚

○法務省告示第百四十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月十三日

法務大臣 長尾 立子

住所 奈良市西登美ケ丘8丁目8番4号
エリザベス・フォイ・サントウ 昭和18年5月7日生
住所 奈良市法蓮町14番地
余青 昭和37年9月2日生
住所 奈良市鶴舞西町1番23—108号
宋命彬 昭和31年2月21日生
住所 奈良県橿原市葛本町367番地の1
王英琪 昭和39年5月17日生
住所 名古屋市北区東味鋺3丁目303番地
尹和子 昭和41年8月19日生
住所 名古屋市北区東味鋺1丁目1307番地
高国子 昭和14年5月5日生
尹仁子 昭和43年11月6日生
住所 名古屋市緑区有松町大字桶狭間字井龍33番第1番地
林鶴祚 昭和14年5月31日生
住所 名古屋市名東区貴船3丁目704番地
李昇 昭和42年6月24日生
住所 名古屋市北区生駒町4丁目72番地の10
趙道炯 昭和24年9月13日生
住所 名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地
金軍秦 昭和29年6月21日生
郭寿清子 昭和35年11月2日生
金孝文 昭和59年3月6日生
金昌文 昭和60年7月21日生
金直文 昭和62年7月6日生
住所 名古屋市中村区日ノ宮町3丁目83番地
具永晴 昭和27年1月1日生
住所 名古屋市港区名四町128番地の2
崔弘三 昭和42年5月30日生
住所 京都府向日市寺戸町神ノ下25番地の165
文炳輝 昭和49年7月31日生
住所 大阪市東成区大今里3丁目6番17号
許政儀 昭和19年8月4日生
柳豊子 昭和30年8月29日生
許賢元 昭和53年11月8日生
許明美 昭和55年4月6日生
許博光 昭和58年4月4日生
住所 大阪市生野区巽西1丁目2番25号
金基石 昭和25年1月5日生
高豊子 昭和28年4月18日生
金竜司 昭和51年12月25日生
金政彦 昭和53年7月7日生
住所 大阪府箕面市粟生間谷西6丁目15番17号
任千深 昭和29年2月13日生
住所 大阪市東住吉区杭全7丁目5番9号
金成鶴 昭和41年5月30日生
尹美代子 昭和42年6月12日生
金堂夕 平成元年5月26日生
金尚吾 平成3年5月25日生
金真佐 平成5年7月18日生
住所 大阪市東淀川区菅原4丁目2番26—406号
曹亀鉉 昭和27年3月24日生
金済子 昭和26年3月22日生
曹美樹 昭和54年7月18日生
曹永勲 昭和56年4月25日生
住所 大阪府大東市赤井1丁目12番4号
呉京照 昭和25年2月9日生
呉結希 昭和50年8月16日生
呉宏美 昭和52年8月26日生
呉千春 昭和55年11月5日生
呉力哉 昭和60年2月26日生
住所 大阪市西淀川区大和田4丁目14番8号
崔輔守 昭和41年6月26日生
住所 大阪府茨木市東中条町4番21号
康貞慕 昭和33年12月11日生
住所 大阪府茨木市沢良宜西1丁目4番7号
郭公華 昭和36年6月30日生
洪須江子 昭和31年3月30日生
郭彰美 平成元年5月17日生
住所 大阪府大東市中楠の里町17番7号
俞武雄 昭和25年3月2日生
朴加代子 昭和27年11月3日生
俞龍介 昭和54年3月29日生
住所 北九州市八幡西区大浦2丁目12番25号
俞龍一 昭和52年1月12日生
住所 大阪市生野区桃谷2丁目3番26号
金敏雄 昭和40年4月19日生

住所　東京都新宿区高田馬場1丁目2番15—604号
顧美苗　昭和24年10月8日生
陸文雄　昭和52年11月23日生
住所　大阪市住之江区南港中3丁目4番14—814号
洪淑華　昭和34年7月25日生
住所　東京都足立区花畑3丁目5番3号
ラージ・ピスワス　昭和52年1月27日生
住所　東京都練馬区石神井町4丁目1番8号
曾秀光　昭和25年7月4日生
住所　東京都北区王子3丁目19番1—403号
張瀞　昭和35年11月16日生
黄鵬寿　昭和37年9月19日生
張理紗　平成4年4月1日生
張理穂　平成6年7月11日生
住所　東京都練馬区石神井町1丁目1番32—208号
曹淑珍　昭和18年9月16日生
住所　千葉市稲毛区黒砂台3丁目2番41号
曹一傑　昭和47年1月3日生
住所　東京都品川区旗の台2丁目1番11号
崔順子　昭和49年2月21日生
住所　東京都大田区南馬込1丁目6番4号
金美夏　昭和31年11月23日生
住所　東京都練馬区中村3丁目40番12—306号
周燕霞　昭和40年9月4日生
住所　東京都江戸川区清新町1丁目3番2—1112号
蕭振英　昭和32年6月14日生
住所　東京都多摩市落合6丁目12番地の25
殷莉萍　昭和43年5月4日生
住所　札幌市厚別区厚別東5条3丁目24番地15
劉桂馥　昭和44年3月1日生
住所　埼玉県所沢市松葉町8番12号
芮建新　昭和34年2月26日生
徐鳳娟　昭和35年11月18日生
芮友絵　平成5年11月27日生
住所　東京都江戸川区松島4丁目41番6号
鄒慧君　昭和27年12月1日生
鄒昕波　昭和53年11月14日生
鄒星　昭和62年7月2日生
住所　東京都新宿区戸山2丁目33番932号
張振民　昭和24年4月10日生
羅光約　昭和32年4月1日生

住所　大阪府寝屋川市木田元宮1丁目3番11号
蔡雨霞　昭和36年11月14日生
蔡真穂　昭和60年11月23日生
住所　大阪府東大阪市金岡4丁目14番13号
賀坤祥　昭和43年3月29日生
住所　島根県那賀郡三隅町大字折居655番地3
瓜鳳娟　昭和32年1月15日生
住所　東京都練馬区光が丘2丁目4番10—523号
洪正美　昭和27年5月30日生
李英美　昭和52年8月17日生
李龍志　昭和55年3月17日生
住所　名古屋市千種区千種3丁目24番11号
王景雪　昭和38年10月3日生
陶鶴群　昭和37年11月24日生
王真　昭和63年8月1日生
住所　京都府宇治市大久保町旦椋76番地の1
佟維偉　昭和30年11月16日生
于晶　昭和31年4月1日生
佟伶　昭和56年9月4日生
佟飛　昭和61年5月19日生
住所　大分県東国東郡国東町大字鶴川1490番地
徐起煥　昭和25年10月12日生
姜英子　昭和28年1月11日生
徐友佳　昭和55年10月13日生
徐良平　昭和59年10月6日生

○法務省告示第百四十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月九日

法務大臣　長尾　立子

住所　東京都調布市深大寺元町4丁目19番地12
杜平　昭和27年6月2日生
王麗国　昭和41年3月1日生
杜秋成　平成2年9月29日生
杜洋扶　平成5年2月8日生
住所　群馬県高崎市矢中町313番地25
張清足　昭和33年4月11日生
住所　福岡市東区箱崎ふ頭3丁目9番3—501号
李孝二　昭和44年6月14日生
住所　東京都板橋区高島平2丁目32番2—807号
呉社梅　昭和31年2月21日生
住所　滋賀県彦根市原町850番地135
沈在律　昭和7年6月22日生
鄭國先　昭和13年10月9日生
沈薫　昭和41年7月19日生

沈孝裕　昭和43年3月1日生
沈智子　昭和46年9月1日生
住所　川崎市川崎区藤崎2丁目14番10号
申乗次　昭和17年12月20日生
住所　香川県高松市上福岡町694番地32
エツコ・ヤマモト　昭和15年1月2日生
住所　沖縄県宜野湾市字宇地泊33番地
サチコ・ボーマン　昭和4年9月11日生
住所　横浜市瀬谷区三ツ境町352番地の3
徐悦音　昭和27年3月22日生
徐潤　昭和53年12月1日生
住所　福岡県田川郡川崎町大字池尻1422番地4
金壽基　昭和46年2月9日生
金恵子　昭和48年1月3日生
住所　北九州市小倉北区白萩町5番18—204号
洪鈴華　昭和34年6月10日生
住所　東京都三鷹市井口1丁目12番1号
許振春　昭和42年11月12日生
住所　東京都豊島区西巣鴨4丁目4番6号
李鶴東　昭和35年12月17日生
住所　埼玉県浦和市内谷4丁目2番7号
李鶴民　昭和38年11月17日生
黄賀男　昭和38年5月25日生
李健一　平成7年1月2日生
住所　東京都江戸川区平井3丁目30番3号
陳学玉　昭和8年9月12日生
住所　名古屋市北区水草町2丁目60番地の2
朱京玉　昭和22年4月30日生
住所　横浜市神奈川区菅田町799番地
インタワォン・ブンミャン　昭和27年11月27日生
インタワォン・スダー　昭和28年6月13日生
インタワォン・ポンサワン　昭和55年10月10日生
インタワォン・コンサワン　昭和58年7月18日生
インタワォン・ソムペラッスウ　昭和63年10月1日生
住所　名古屋市北区楠味鋺3丁目3204番地
朴鳳寿　昭和26年1月21日生
周数子　昭和32年8月6日生
朴大雄　昭和56年12月18日生
朴栄實　昭和59年8月8日生

住所　[illegible]
林[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
林[illegible]　[illegible]
林裕　平成2年2月16日生
林征　平成4年6月28日生
林清　平成6年8月22日生
住所　東京都墨田区文花2丁目7番2—405号
林先文　昭和47年1月10日生
陳宝娟　昭和44年8月24日生
林雅子　平成3年5月10日生
林誠　平成5年1月11日生
住所　東京都中野区上高田1丁目2番51—502号
張明徳　昭和40年9月29日生
住所　大阪府守口市八雲北町2丁目9番9—304号
朱小燕　昭和37年10月24日生
住所　東京都江戸川区平井3丁目30番2号
金停中　昭和2年1月29日生
金英姫　昭和12年4月26日生
金弘宰　昭和41年2月28日生
金良宰　昭和45年9月10日生
住所　東京都北区浮間1丁目9番3—506号
張国有　昭和34年10月14日生
徐淑霞　昭和35年3月24日生
張俊紅　昭和54年4月15日生
張俊梅　昭和54年4月15日生
張俊麗　昭和55年12月21日生
張海峰　昭和57年9月24日生
住所　東京都板橋区稲荷台19番11—302号
王永元　昭和30年3月5日生
丁維玲　昭和33年3月19日生
王丁　昭和53年10月21日生
住所　東京都江戸川区篠崎町3丁目33番8—306号
左運　昭和41年8月5日生
朱鐵敬　昭和39年9月30日生
左華華　平成4年8月6日生
住所　東京都墨田区横川5丁目2番2—1009号
孫玉光　昭和25年2月15日生
李桂蘭　昭和27年5月9日生
孫延鋒　昭和53年1月18日生
孫延濱　昭和54年5月29日生
孫艶麗　昭和62年10月1日生
住所　愛知県稲沢市下津南山町89番地の3
安敏雄　昭和30年8月16日生
安鎮一　昭和56年3月14日生
安真吾　昭和58年5月16日生

住所　岐阜市鏡島2460番地の5
臼英子　昭和32年1月9日生
住所　札幌市手稲区富丘1条4丁目4番4―202号
劉延貴　昭和18年9月27日生
住所　福島市腰浜町4丁目12番21―43号
尤福波　昭和45年1月28日生
住所　福島市松川町浅川字直道2番地
朴英明　昭和49年4月2日生
住所　滋賀県滋賀郡志賀町小野湖青1丁目6番地1
李宗學　昭和38年11月18日生
李由美　昭和41年11月1日生
李泰祐　平成2年9月19日生
李紗恵子　平成6年2月17日生
住所　滋賀県大津市本丸町6番8―402号
鄭龍造　昭和48年2月15日生
住所　滋賀県大津市若葉台18番4号
呉浩二　昭和41年3月16日生
住所　名古屋市港区寛政町5丁目4番地
金順次　昭和46年7月26日生
住所　名古屋市北区田幡2丁目14番4号
金孝守　昭和46年9月21日生
住所　横浜市南区唐沢15番地の35
鶴淑子　昭和34年11月7日生
住所　神奈川県藤沢市弥勒寺2丁目5番21号
劉斌　昭和46年1月14日生
住所　神奈川県小田原市扇町2丁目11番2号
金政子　昭和26年1月16日生
住所　神奈川県小田原市扇町2丁目16番26号
金耕一　昭和30年1月20日生
住所　神奈川県綾瀬市深谷6824番地9
孫正龍　昭和31年12月22日生
孫順祚　昭和2年2月3日生
住所　横浜市神奈川区三ッ沢東町2番58号
周平　昭和45年3月24日生
住所　横浜市鶴見区獅子ヶ谷1丁目18番26号
黄恒良　昭和41年10月27日生
住所　北九州市門司区永黒2丁目2番18―408号
呉昇　昭和32年5月31日生
金良子　昭和34年1月13日生
呉省吾　昭和62年12月4日生
呉勇志　平成元年8月7日生
呉泰志　平成元年8月7日生
住所　北九州市門司区清見2丁目13番7号
呉萬成　大正15年3月29日生
李寶燕　昭和8年9月21日生
呉友幸　昭和34年5月19日生
住所　大阪府寝屋川市川勝町7番24―201号
朴幸光　昭和38年6月26日生
住所　大阪府箕面市外院2丁目12番13―4D号
朴幸禧　昭和40年7月16日生
住所　大阪市西成区南津守4丁目1番92―501号
朴栄子　昭和26年5月17日生
呉和幸　昭和49年7月14日生
呉和美　昭和52年2月13日生
住所　大阪府豊中市服部西町2丁目9番6号
李斗鳳　昭和19年3月3日生
金榮子　昭和26年7月13日生
李直子　昭和50年10月14日生
李智子　昭和53年7月8日生
住所　大阪市東成区東今里3丁目7番12号
曹義信　昭和30年5月22日生
曹充代　昭和36年12月22日生
曹維吹　平成5年8月31日生
住所　仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目4番地
張光勲　昭和37年6月8日生
蔡文利　昭和43年8月30日生
住所　大阪市淀川区西宮原2丁目5番18―303号
尹正浩　昭和40年1月21日生
曹美和子　昭和45年12月6日生

○法務省告示第百三十九号

戸籍法第百十七条の二第一項の規定により、秋田県南秋田郡大潟村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成八年五月二十五日から効力を生ずる

平成八年五月八日　　法務大臣　長尾　立子

○法務省告示第百四十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月八日　　法務大臣　長尾　立子

住所　大阪府堺市東雲西町4丁7番15号
尹金蘭　昭和29年7月6日生
住所　東京都杉並区高井戸東3丁目20番12号
劉軍　昭和41年8月28日生
郭明哲　昭和43年7月23日生
住所　大阪府東大阪市西堤学園町1丁目27番地の31
黄淑華　昭和42年10月26日生
住所　東京都府中市分梅町5丁目27番地
劉李次郎　昭和34年8月27日生
住所　横浜市旭区上白根2丁目46番6―303号
陸明龍　昭和26年8月9日生
陸珊珊　昭和53年8月24日生
仇毅騫　昭和25年12月19日生
住所　東京都練馬区中村南3丁目2番13―302号
宋力　昭和38年9月14日生
呉薇　昭和38年1月17日生
宋昱　平成2年12月5日生
宋天成　平成7年4月17日生
住所　東京都新宿区高田馬場4丁目29番4号
呉治美　昭和34年2月1日生
呉公秀　昭和47年11月18日生
住所　大阪市住吉区大領4丁目2番10号
夫廣植　昭和38年5月22日生
住所　横浜市鶴見区仲通1丁目54番地の10
ユキオ・ヒガ・チャンダワケイ　昭和48年12月22日生
住所　神戸市中央区港島中町3丁目1番地
金淑子　昭和20年6月16日生
河善童　昭和44年3月21日生
住所　名古屋市守山区大字瀬古字新畑27番地の3
鄭阿香　昭和23年12月24日生
李哲佑　昭和52年12月25日生
住所　群馬県吾妻郡長野原町大字大津863番地4
張昭莉　昭和35年5月30日生
郭廷輝　昭和56年12月12日生
郭金鑫　昭和60年2月23日生
住所　横浜市保土ヶ谷区境木本町66番1―204号
邱駿夫　昭和13年1月30日生
邱孫玉蓉　昭和24年4月11日生
住所　大阪市北区梅田1丁目12番30号
張業美　昭和36年8月3日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市羽折町20番地27
楊秀琴　昭和31年3月18日生
住所　東京都足立区綾瀬6丁目25番8号
劉亜男　昭和38年11月3日生
住所　東京都江戸川区東葛西6丁目2番11号
潘正怡　昭和25年1月26日生
住所　東京都豊島区要町1丁目3番5―103号
王莉玲　昭和37年12月11日生
住所　愛知県豊橋市花田町字越水111番地
朴美和　昭和40年10月20日生
住所　埼玉県本庄市駅南2丁目24番15―304号
張曉微　昭和38年8月9日生
住所　東京都三鷹市井口1丁目16番15号
張麗芳　昭和41年9月28日生
住所　川崎市中原区上丸子山王町1丁目1405番地
郭曉梅　昭和36年5月10日生
住所　川崎市多摩区菅北浦2丁目15番12号
陳乃星　昭和38年5月19日生
住所　名古屋市南区鳥山町1丁目20番地
朴國光　昭和19年1月31日生
李貞順　昭和19年1月30日生
朴秀龍　昭和46年8月3日生
朴徳龍　昭和47年10月1日生
朴法龍　昭和49年8月31日生
住所　埼玉県入間市大字下藤沢965番地
朴常龍　昭和45年6月14日生
住所　川崎市中原区木月493番地
王暁立　昭和37年2月16日生
住所　埼玉県上尾市大字瓦葺2817番地の7
項英　昭和38年1月17日生
住所　広島市中区江波西1丁目18番6―101号
尹建華　昭和25年11月25日生
趙麗春　昭和28年3月14日生
尹春暉　昭和54年10月11日生
尹寶龍　昭和63年11月28日生
住所　広島市中区江波東2丁目2番1―304号
左興順　昭和26年2月12日生
尹翠芳　昭和27年9月14日生
左振京　昭和49年1月19日生
住所　広島市中区江波南3丁目14番2―404号
王健　昭和29年4月29日生
尹雪芳　昭和29年11月28日生
王麗宇　昭和56年8月24日生
住所　広島市中区江波東2丁目2番1―506号
尹建敏　昭和34年3月18日生
住所　横浜市緑区中山町329番地1
黄淑娥　昭和35年10月17日生
住所　東京都三鷹市下連雀4丁目15番25号
陳百華　昭和30年10月12日生
王俊　昭和31年4月25日生
王晨　昭和60年1月26日生
住所　東京都荒川区南千住8丁目51番8―1006号
張維鳳　昭和37年5月5日生
住所　大阪府東大阪市御厨栄町1丁目3番13―416号
秦玉順　昭和28年12月30日生
住所　大阪府東大阪市岸田堂南町3番14号
鄒英奐　昭和42年3月26日生
鄒博行　昭和47年8月15日生

住所　愛知県渥美郡田原町大字大久保字東谷15番地の1
鄭鍾徳　昭和40年9月18日生
住所　愛知県豊橋市佐藤町字北島68番地の1
李盛夫　昭和28年6月5日生
金愛子　昭和27年12月21日生
李達明　昭和54年8月3日生
李輔里　昭和58年11月16日生
住所　愛知県豊明市栄町南舘124番地の13
鄭斗弘　昭和36年10月23日生
住所　名古屋市熱田区森後町3番24号
金美穂　昭和47年4月10日生
住所　名古屋市守山区大字瀬古字高坪30番地の1
趙晴志　昭和43年2月9日生
住所　群馬県前橋市広瀬町2丁目24番地
曹玲華　昭和44年4月8日生
住所　兵庫県伊丹市美鈴町3丁目66番地の3
趙阮済　昭和22年11月18日生
趙高志　昭和49年2月23日生
趙英栄　昭和51年4月15日生
住所　兵庫県尼崎市南塚口町1丁目4番6号
金達之　昭和33年5月28日生
住所　兵庫県尼崎市大庄中通5丁目199番地の5
丁春子　昭和27年5月29日生
住所　兵庫県明石市二見町東二見515番地の1
満青　昭和35年5月4日生
住所　兵庫県加古川市野口町古大内207番地の39
金初男　昭和31年2月6日生
裵智子　昭和34年4月22日生
金契紗　昭和56年7月23日生
金裕梨　昭和59年3月2日生
金舞子　昭和61年2月4日生
金眞道　昭和63年7月7日生
金眞琴　平成4年11月12日生
住所　兵庫県相生市青葉台4番13号
具勝治　昭和38年11月3日生
住所　福岡県久留米市東櫛原町2874番地の9
朱輝男　昭和30年4月1日生
李恵美子　昭和38年11月29日生
朱美穂　昭和61年8月20日生
朱相鎬　平成元年9月7日生
住所　福井県小浜市後瀬町4番3—304号
鄭豊和　昭和25年3月20日生
南光星　昭和30年6月26日生
鄭銃子　昭和54年9月24日生
鄭茉樺　昭和57年9月13日生
住所　山口県下関市向洋町3丁目6番11号
金正美　昭和47年7月27日生
住所　京都市右京区梅津罧原町24番地の44
朱ユリカ　昭和39年3月11日生
住所　京都府宇治市開町63番地の2
車孝治　昭和49年6月5日生
住所　京都市左京区田中古川町44番地
崔有紀　昭和48年12月21日生
崔弘鎮　昭和50年8月26日生
崔尚美　昭和55年3月21日生
住所　岡山県倉敷市中庄2364番地の9
全由起　昭和44年9月17日生
住所　京都市伏見区下鳥羽柳長町72番地の2
延有子　昭和35年4月23日生
住所　京都市南区久世中久世町3丁目27番地
朴正成　昭和41年2月11日生

○法務省告示第百三十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月七日

法務大臣　長尾　立子

住所　京都市伏見区桃山町山ノ下75番地
金ハルミ　昭和43年11月27日生
住所　京都府八幡市男山笹谷6番地
徐康一　昭和24年6月21日生
全尚美　昭和28年1月14日生
徐勉　昭和61年12月17日生
徐小百合　平成6年8月15日生
住所　京都府与謝郡岩滝町字岩滝2226番地の1
具佑三子　昭和38年9月18日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷岩山町125番地
金一紀　昭和41年6月28日生
住所　京都市山科区西野櫃川町72番地の76
謝春耳　昭和35年10月3日生
住所　京都市右京区西院小米町37番地
黄伸治　昭和44年1月7日生
住所　京都市山科区勧修寺西北出町63番地の4
文美江　昭和40年6月11日生
住所　京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水35番地
徐喜代　昭和42年2月7日生
徐千春　昭和47年4月30日生
住所　大阪府泉南郡岬町深日3228番地の2
黄正春　昭和24年10月15日生
金貞任　昭和25年2月28日生
黄勝栄　昭和51年10月4日生
黄勝哲　昭和53年3月6日生
住所　大阪市鶴見区諸口1丁目7番5—606号
李成雨　昭和36年11月22日生
住所　大阪府東大阪市衣摺3丁目6番10号
康直美　昭和44年12月20日生
康美保　昭和46年12月23日生
康貼美　昭和48年5月18日生
住所　大阪府柏原市清州2丁目7番20号
玄盛秀　昭和46年6月5日生
玄圓枝　昭和48年1月11日生
住所　沖縄県浦添市城間3丁目2番7—501号
鄭月紅　昭和29年9月24日生
住所　大阪府東大阪市加納3丁目9番6—404号
金栄次　昭和24年3月23日生
住所　大阪府東大阪市中鴻池町3丁目1番43—808号
柳福林　昭和23年3月15日生
王恵美　昭和28年5月15日生
柳恩　昭和55年7月2日生
住所　大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1—501号
陳万良　昭和25年11月2日生
郭美娘　昭和25年10月4日生
陳洪儀　昭和51年1月12日生
住所　大阪市東淀川区上新庄3丁目18番5号
権律子　昭和47年5月7日生
住所　大阪府守口市藤田町1丁目34番7号
李広美　昭和42年2月21日生
住所　大阪市西淀川区中島1丁目4番20号
柳政勝　昭和46年9月25日生
住所　大阪市生野区巽南3丁目18番28—1309号
左元相　昭和37年9月29日生
住所　大阪市生野区巽西4丁目9番8号
白目恵　昭和46年3月6日生
住所　大阪市生野区小路東2丁目22番8号
趙敏治　昭和45年4月2日生
住所　大阪府枚方市西船橋1丁目20番12号
康新吉　昭和24年7月3日生
住所　大阪府大東市深野北1丁目14番47号
朴勝俊　昭和45年4月21日生
住所　大阪市生野区桃谷4丁目1番11号
富佳代　昭和45年4月24日生
住所　大阪府寝屋川市清水町32番13号
慎茂　昭和34年9月27日生
住所　大阪市福島区鷺洲3丁目1番3—606号
荘八重　昭和24年4月10日生
住所　大阪市生野区桃谷2丁目3番8号
金正子　昭和37年8月24日生
住所　大阪市生野区林寺2丁目17番4号
金昌根　昭和24年2月14日生
文廣子　昭和27年7月5日生
金芳樹　昭和52年2月15日生
金英樹　昭和53年12月15日生
金亜希子　昭和55年9月5日生
住所　大阪市生野区勝山北5丁目11番7号
李政沃　昭和45年12月15日生
住所　大阪市東淀川区上新庄2丁目3番8号
呉点分　昭和8年12月12日生
裵智美　昭和42年10月23日生
住所　大阪市西成区南津守3丁目1番5号
余政廣　昭和21年10月19日生
朴玉枝　昭和23年5月21日生
余広明　昭和58年11月22日生
住所　名古屋市南区大同町5丁目32番地
朴道代　昭和27年11月4日生
住所　名古屋市港区明正1丁目97番地の1
鄭登一　昭和19年8月20日生
崔桂子　昭和23年6月24日生
鄭幸英　昭和46年9月20日生
鄭美紀　昭和47年11月14日生
鄭貴晃　昭和50年7月20日生
住所　愛知県岡崎市美合町字生田114番地
申初美　昭和44年4月1日生
住所　愛知県岡崎市牧御堂町字吹焼12番地
李千鶴　昭和34年9月28日生
住所　愛知県豊橋市多米中町3丁目2番地の1
金成久　昭和22年11月11日生
趙定子　昭和25年11月3日生
金汀成　昭和54年4月8日生
金勝大　昭和56年5月17日生
住所　愛知県刈谷市野田町北藪神19番地23
梁大吉　昭和27年1月30日生
住所　愛知県岡崎市大平町字石亀77番地
金栄九　昭和21年9月19日生
李貞壬　昭和23年8月25日生
金貞子　昭和51年3月29日生
金京子　昭和52年6月19日生
金久文　昭和55年4月1日生
住所　愛知県津島市金柳町字二番割584番地
金麗真　昭和22年2月18日生
金銘守　昭和27年11月29日生
金康永　昭和55年9月7日生
金裕美　昭和56年11月7日生
住所　大阪府大東市朋来2丁目29番401号
曲冰　昭和48年12月29日生
住所　大阪市中央区大手通2丁目3番9—703号
劉吉幸　昭和39年11月7日生
住所　大阪市東淀川区上新庄2丁目4番29号
夫政美　昭和49年5月10日生
住所　千葉県市川市福栄4丁目9番11号
アルーリ・ヤリカ　昭和33年12月31日生

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

群馬県北群馬郡子持村大字中郷千七百八十三番地　神道　シゲ

○法務省告示第百三十号

兵庫県宍粟郡波賀町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

兵庫県宍粟郡西谷村斎木九十一番屋敷の一　菅谷栄太郎

同村斎木千三百七十一番地の二　菅谷　英雄

○法務省告示第百三十一号

福島県耶麻郡猪苗代町役場保存の次の原戸籍が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

福島県耶麻郡翁島村大字三ッ和字五十軒三千三百五十三番地　山口　久江

○法務省告示第百三十二号

山形県長井市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

山形県長井市五十川二千八十九番地の二　宮城　博

○法務省告示第百三十三号

宮崎県都城市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

宮崎県都城市志比田町五九〇一番地　木幡　九郎

○法務省告示第百三十四号

佐賀県三養基郡北茂安町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

佐賀県三養基郡北茂安村大字白壁七十九番地　西原儀太郎

同村大字江口二百八十四番地　宮原　象市

○法務省告示第百三十五号

新潟県柏崎市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

新潟県刈羽郡黒姫村大字女谷五千二十八番地の一　布施　寛一

○法務省告示第百三十六号

高知県吾川郡春野町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

高知県吾川郡春野村秋山百五十二番地　秋森　熊

○法務省告示第百三十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

住所　大阪市北区池田町1番2―509号
　趙幸美　昭和38年11月16日生
住所　大阪市平野区加美北3丁目12番35号
　朴豊　昭和48年11月28日生
住所　大阪市住之江区北加賀屋5丁目6番5号
　朱順姫　昭和18年3月14日生
　金永子　昭和21年12月8日生
住所　大阪府寝屋川市太秦中町14番16号
　尹泰娘　昭和44年5月26日生
住所　大阪府寝屋川市黒原城内町3番11号
　尹哲娘　昭和46年9月24日生
住所　大阪市西区南堀江4丁目5番B―603号
　李廷秀　昭和36年11月26日生
住所　福井県坂井郡金津町新富5号5番地
　梁孝信　昭和35年9月17日生
住所　大分市大字里1350番地の133
　金永善　昭和21年12月6日生
　金龍子　昭和23年10月6日生
　金久雄　昭和53年3月21日生
住所　茨城県土浦市生田町6番21号
　張良二　昭和46年8月22日生
住所　横浜市旭区善部町45番地の8
　周宏　昭和43年5月15日生
住所　横浜市鶴見区東寺尾6丁目34番11―204号
　ペドロ・スズキ・カマザキ　昭和36年2月16日生
　マリア・リタ・サエコ・ウエムラ・カマザキ　昭和43年12月31日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市萩園1685番地
　韓愛子　昭和44年6月20日生
住所　川崎市幸区戸手4丁目12番31号
　李一美　昭和20年1月18日生
　金鎮國　昭和42年9月16日生
　金龍國　昭和45年5月8日生
　金文加　昭和47年7月21日生
住所　神奈川県大和市深見台1丁目8番5号
　李達範　昭和21年4月25日生
　李連明　昭和54年3月12日生
　李光美　昭和59年3月11日生
住所　横浜市磯子区洋光台5丁目5番18―506号
　曾明輝　昭和35年2月10日生
　石碧蓮　昭和39年3月14日生
　曾暁嵐　平成4年5月10日生
住所　山口県新南陽市野村1丁目20番36号
　劉徳　昭和23年7月3日生
　林豊子　昭和25年5月4日生
　劉寛史　昭和49年10月4日生
　劉泰史　昭和52年3月2日生
住所　山口県下関市小月京泊3番21号
　姜大秀　昭和18年3月22日生
　金福江　昭和26年8月27日生
　姜明美　昭和49年3月16日生
住所　福岡市博多区東雲町1丁目4番10―105号
　姜栄治　昭和47年2月10日生
住所　広島県大竹市油見1丁目13番18号
　姜伸典　昭和50年12月8日生
住所　山口県下関市山の田西町5番7号
　安判守　昭和30年9月1日生
　全恵子　昭和30年6月5日生
　安貴紀　昭和57年10月9日生
　安帥道　昭和60年2月10日生
　安創規　昭和62年8月6日生
　全節子　昭和36年8月14日生
住所　岡山市藤田261番地の28
　宣清美　昭和35年11月10日生
住所　福井県鯖江市幸町2丁目2番25―1号
　朴泰燮　昭和40年3月7日生
住所　滋賀県大津市国分2丁目354番地の6
　金大全　昭和33年4月5日生
住所　滋賀県高島郡新旭町大字旭676番地の11
　徐錦坤　昭和14年3月2日生
　金儀子　昭和17年12月8日生
住所　滋賀県大津市緑が浜18番15号
　崔愛業　昭和42年7月11日生
　李栄一　昭和24年9月6日生
住所　滋賀県大津市大江2丁目1番1号
　李玉栄　昭和26年5月5日生
　李永進　昭和50年12月10日生
　李祥進　昭和53年9月30日生
住所　滋賀県大津市真野大野1丁目20番18号
　崔成烈　昭和28年1月25日生
　李町子　昭和29年1月16日生
　崔愛美　昭和53年6月22日生
　崔宗輔　昭和56年2月15日生
住所　滋賀県彦根市松原町1879番地
　任敬坤　昭和4年3月10日生
　金順連　昭和8年11月28日生
　任皇治　昭和32年5月3日生
　任治　昭和37年8月3日生
住所　滋賀県近江八幡市鷹飼町874番地の1
　曹奈美　昭和45年1月26日生
住所　滋賀県彦根市正法寺町88番地の2
　誠安司　昭和33年12月1日生
住所　山形県尾花沢市大字尾花沢2823番地の1
　朴恩京　昭和44年7月23日生
住所　新潟市新通西2丁目21番3号
　朱譲徹　昭和30年8月7日生
住所　千葉市美浜区真砂2丁目23番5―106号
　劉波　昭和39年3月15日生
住所　千葉県市川市香取2丁目4番18号
　金音美　昭和40年3月2日生
住所　千葉県市川市稲荷木1丁目2番19号
　鶴文宋　昭和24年11月30日生
住所　埼玉県川口市大字安行吉蔵23番地の32
　徐廣正　昭和22年7月18日生
　李順子　昭和25年8月11日生
　徐亜紀　昭和50年1月19日生
　徐卓也　昭和55年10月31日生
住所　兵庫県姫路市書写1741番地の1
　徐由紀　昭和52年1月20日生
住所　埼玉県浦和市本太3丁目14番11号
　黄華　昭和20年2月22日生
　崔多津子　昭和26年11月12日生
　黄思　昭和52年12月4日生
　黄誠　昭和56年7月11日生
住所　埼玉県和光市新倉2丁目8番29号
　金英浩　昭和37年3月29日生
住所　埼玉県鶴ヶ島市脚折町1丁目31番16―211号
　彭晨望　昭和38年7月11日生
住所　愛知県豊橋市牟呂町字外神75番地の2
　金正恵　昭和37年12月9日生
住所　愛知県一宮市丹陽町多加木字三本池623番地
　李孝美　昭和46年1月7日生

○法務省告示第二百二十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成八年五月一日　法務大臣　長尾　立子

住所　奈良県大和高田市曙町19番14号
李玉鳳　昭和25年12月8日生
住所　神戸市須磨区横尾6丁目3番地
閔鐘　昭和52年2月12日生
閔琦　昭和54年1月18日生
住所　東京都練馬区東大泉5丁目21番10号
曹家誠　昭和24年6月12日生
曹順夫　昭和56年4月26日生
住所　東京都新宿区上落合2丁目14番4号
ユーコ・カサオ・ウィラー　大正15年11月9日生
住所　名古屋市中川区外新町4丁目4番地の7
鄭和子　昭和4年7月10日生
住所　大阪市住之江区平林南2丁目6番54—509号
金明美　昭和44年2月26日生
住所　東京都小平市小川西町5丁目35番2号
高艶紅　昭和41年5月25日生
楊妮　昭和63年12月14日生
住所　大阪府八尾市中田5丁目85番地
李東勲　昭和44年12月26日生
李明勲　昭和48年4月4日生
住所　東京都足立区千住緑町3丁目6番7号
呂紅　昭和33年8月9日生
住所　東京都足立区千住桜木1丁目6番12—12号
張静　昭和58年1月13日生
住所　大阪市西成区旭3丁目2番16号
李芝淑　昭和39年4月3日生
住所　東京都世田谷区祖師谷3丁目22番21号
陳元熙　昭和5年5月12日生
住所　東京都足立区江北4丁目20番36—101号
閔遠宇　昭和46年1月31日生
住所　大阪府東大阪市衣摺5丁目19番26号
朴和鎮　昭和18年3月15日生
鄭春子　昭和20年3月11日生
朴梧　昭和47年6月30日生
朴加絵美　昭和49年5月4日生
住所　京都府宇治市木幡西浦23番地の3
朴清美　昭和46年7月14日生
住所　名古屋市緑区青山2丁目184番地
林美幸　昭和38年7月18日生
住所　愛知県春日井市篠木町6丁目2492番地の2
金良弘　昭和41年12月23日生
住所　愛知県春日井市味美白山町1丁目1番地の11
李奉美　昭和45年3月13日生
住所　大阪府寝屋川市大利町17番19号
鄭君子　昭和37年12月1日生
住所　千葉県習志野市谷津4丁目8番2—312号
李勝龍　昭和23年3月26日生
菊池帝江　昭和32年6月6日生
李俊輔　昭和57年3月23日生
李理英子　昭和59年9月20日生
李維幸　昭和62年10月4日生
住所　静岡県駿東郡清水町伏見19番地の1
ベネジト・イサオ・キクミツ　昭和45年9月15日生
住所　京都市山科区小山御坊ノ内町5番地の19
安守振　昭和41年6月25日生
住所　奈良県天理市杉本町394番地の1
姜明吉　昭和36年3月17日生
住所　京都市南区久世大藪町205番地の30
李永圭　昭和21年1月6日生
金廣子　昭和28年7月24日生
李泰洋　昭和52年10月25日生
李剛　昭和56年8月5日生
住所　京都市西京区下津林南中島町128番地
朱敏進　昭和24年7月15日生
姜貞愛　昭和29年3月3日生
朱和明　昭和52年8月1日生
朱幸典　昭和54年3月4日生
朱啓介　昭和58年5月5日生
住所　京都府宇治市小倉町蓮池160番地の25
申重根　昭和37年7月1日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷東安信町131番地の2
李智史　昭和42年6月22日生
住所　京都市右京区西院高田町18番地
俞慶完　昭和47年12月27日生
住所　京都市中京区西ノ京原町72番地
李秉夏　昭和44年10月30日生
住所　京都府長岡京市井ノ内坂川17番地の1
朴勉　昭和37年11月16日生
住所　愛知県東海市加木屋町柿畑70番地の1
宮本正樹　昭和37年8月13日生
金妙美　昭和40年3月5日生
宮本明佳　平成7年12月26日生
住所　京都市西京区御陵内町4番地の7
劉錦會　昭和16年2月17日生
張愛子　昭和17年2月23日生
住所　京都府亀岡市下矢田町4丁目11番1号
趙千福　昭和35年9月3日生
住所　京都府福知山市字正明寺400番地の6
朴淑子　昭和30年11月24日生
住所　京都府宮津市字波路282番地の1
申永秀　昭和34年4月12日生
住所　奈良県北葛城郡上牧町松里園2丁目6番10号
鄭秋子　昭和21年11月6日生
住所　横浜市港北区綱島西2丁目5番13—1005号
李慶新　昭和27年5月18日生
陳茜　昭和40年11月7日生
李昊綱　平成3年11月20日生
住所　横浜市南区中里4丁目24番8号
陳建中　昭和29年2月9日生
孫昌齢　昭和32年6月25日生
張惟義　昭和59年3月4日生
住所　京都府長岡京市井ノ内坂川22番地の5
朴栄實　昭和27年2月29日生
姜月順　昭和34年2月7日生
朴美香　昭和54年8月29日生
朴美幸　昭和57年6月5日生
住所　愛知県小牧市城山3丁目2番地の3
張永太　昭和41年10月30日生
住所　兵庫県西宮市川西町2番11号
陳伯賢　昭和30年3月3日生
鄭安勝　昭和29年12月1日生
陳錦文　昭和57年11月5日生
住所　福岡市東区原田2丁目22番7号
金真由美　昭和48年2月24日生
住所　横浜市都筑区勝田町266番地の1
黄淑美　昭和22年3月18日生
住所　東京都葛飾区宝町2丁目8番18号
金維二　昭和33年3月30日生
住所　東京都大田区多摩川1丁目35番3号
陳一新　昭和43年8月21日生
住所　埼玉県入間郡大井町西鶴ヶ岡1丁目4番1—141号
クマリ・チャライシ　昭和35年11月26日生
住所　京都市左京区岩倉忠在地町523番地の1
楊昌美　昭和43年2月19日生
住所　京都市左京区一乗寺下り松町7番地
林繁　昭和34年5月1日生
李永子　昭和35年12月24日生
住所　京都府八幡市男山石城1番地
黄鎮明　昭和34年3月12日生
住所　千葉県船橋市湊町2丁目14番7—705号
高芳秀　昭和43年1月15日生
住所　愛知県高浜市向山町1丁目9番地94
金浩次　昭和32年10月23日生
金育弥　昭和59年5月18日生
住所　長野市大字若里1512番地34
刁会昌　昭和26年9月28日生
梁秀英　昭和26年4月9日生
刁志順　昭和50年1月2日生
刁小麗　昭和52年1月17日生
刁海軍　昭和59年2月9日生
住所　福井県小浜市福谷第8号22番地の1
李宗徳　昭和41年4月20日生
住所　大阪府枚方市東香里新町7番13号
安正夫　昭和17年12月6日生
呉秀子　昭和20年6月2日生
安隆次　昭和45年10月3日生
安業恵　昭和47年11月8日生
住所　東京都江戸川区江戸川2丁目31番地
金慶秀　昭和10年7月20日生
住所　大阪府和泉市伏屋町34番地の7
徐廣美　昭和45年12月3日生
住所　大阪市港区築港3丁目4番2—246号
鄭友幸　昭和41年11月26日生
住所　大阪市東淀川区小松1丁目8番34号
李末美　昭和42年1月23日生
住所　大阪市鶴見区横堤3丁目4番31号
朴龍一　昭和39年1月31日生
住所　大阪市東成区中道1丁目9番5号
呉政福　昭和21年1月5日生
呉宗久　昭和54年5月6日生
呉秀徳　昭和55年9月9日生
呉聖英　昭和61年8月7日生
住所　埼玉県富士見市水谷東1丁目14番5号
曲良　昭和44年5月1日生

○法務省告示第二百二十八号

高知県土佐清水市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成八年五月二日　法務大臣　長尾　立子

高知県幡多郡伊豆田村大字布千百八十九番地　橋　千代次

○法務省告示第二百二十九号

群馬県北群馬郡子持村役場保存の次の除籍が滅失した。

○環境庁告示第二十六号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十四条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の地域を指定したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第六条の規定により、当該地域及びその名称を告示する。

この地域を表示した図面は、環境庁、関係府県庁及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

平成八年五月二日

環境庁長官　岩垂寿喜男

地域	名称
京都府熊野郡久美浜町の一部	国民保養温泉地　久美の浜温泉郷
和歌山県日高郡龍神村の一部	国民保養温泉地　龍神温泉郷

○科学技術庁告示第二号

指定機器確認機関等に関する規則（昭和五十五年総理府令第六十一号）第六条第四号（第二十条及び第二十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定機器確認機関等に関する規則に基づき長官が定める放射線研修等を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

科学技術庁長官　中川　秀直

第一条第一号を次のように改める。

一　日本原子力研究所国際原子力総合技術センターの基礎課程により行うもの（組織改正前における日本原子力研究所ラジオアイソトープ・原子炉研修所の基礎課程及び日本原子力研究所原子力総合研修センターの基礎課程により行ったものを含む。）

○科学技術庁告示第三号

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）第三条第二項第二号の規定に基づき、昭和三十五年科学技術庁告示第十七号（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則に基づき、口答試験を受験する資格を認める講習機関等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

科学技術庁長官　中川　秀直

第一号を次のように改める。

一　日本原子力研究所国際原子力総合技術センターの原子炉研修一般課程（組織改正前における日本原子力研究所原子炉研修所の一般課程、日本原子力研究所ラジオアイソトープ・原子炉研修所の原子炉研修一般課程及び日本原子力研究所原子力総合研修センターの原子炉研修一般課程を含む。）

施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

〇防衛庁告示第百号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月三十一日
防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年六月十二日(予備、同月十三日)〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分
(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分
(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

〇防衛庁告示第百一号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月三十一日
防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年六月十二日(予備、同月十三日)〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分
(ウ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分
(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

〇防衛庁告示第百二号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月三十一日
防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年六月十三日(予備、同月十四日)〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分、東経一三九度〇五分の地点を中心とする半径一〇海里の区域
実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

〇防衛庁告示第百三号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月三十一日
防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年六月二十日（予備、同月二十一日）〇七〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分
(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分
(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

〇防衛庁告示第百四号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月三十一日
防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年六月二十日（予備、同月二十一日）〇七〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分
(ウ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分
(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

(イ)　北緯三一度三六分
　東経一三一度三八分
(ウ)　北緯三一度三六分
　東経一三三度〇〇分
(エ)　北緯三一度二八分
　東経一三三度〇〇分
(オ)　北緯三一度四二分
　東経一三三度三〇分
(カ)　北緯三一度四八分
　東経一三三度三〇分

実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十二号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月二十日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月五日（予備、同月六日）〇七〇〇から一八三〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分
(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分
(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒

実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十三号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月二十日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月五日（予備、同月六日）〇七〇〇から一八三〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒
(イ)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分
(ウ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分
(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒

実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十四号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月二十日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月八日（予備、同月九日）〇六〇〇から一五〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分
　東経一二八度二〇分
(イ)　北緯二七度〇六分
　東経一二九度一〇分
(ウ)　北緯二七度〇六分
　東経一三一度〇〇分
(エ)　北緯二六度一〇分
　東経一三一度〇〇分

実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十五号
海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。
平成八年五月二十四日
防衛庁長官　臼井日出男

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSRG	一六七	ながつき	平成八年四月一日
JSRJ	二一五	ちくご	平成八年四月十五日

○防衛庁告示第九十六号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月二十八日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月五日・六日（予備、同月七日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分
(イ)　北緯三二度二〇分
(ウ)　東経一二八度四六分
(エ)　東経一二九度一〇分

実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第九十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月二十八日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月五日（予備、同月六日）〇七〇〇から一二〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分、東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十八号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月二十八日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月十日（予備、同月十一日）〇六〇〇から一三〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分
　東経一三二度三八分
(イ)　北緯三一度三六分
　東経一三二度三八分
(ウ)　北緯三一度三六分
　東経一三三度〇〇分
(エ)　北緯三一度二八分
　東経一三三度〇〇分
(オ)　北緯三一度四二分
　東経一三三度三〇分
(カ)　北緯三一度四八分
　東経一三三度三〇分

実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十九号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成八年五月三十一日
防衛庁長官　臼井日出男

日　時　平成八年六月十日・十一日（予備、同月十二日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分
(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分
(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分
(エ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分

実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実

○防衛庁告示第八十四号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月二日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年五月十四日から十六日まで（予備、同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分
　東経一三二度三八分
(イ)　北緯三一度三六分
　東経一三二度三八分
(ウ)　北緯三一度三六分
　東経一三三度〇〇分
(エ)　北緯三一度二八分
　東経一三三度〇〇分
(オ)　北緯三一度四二分
　東経一三三度三〇分
(カ)　北緯三一度四八分
　東経一三三度三〇分
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第八十五号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月二日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年五月十四日・十五日（予備、同月十六日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分
(イ)　北緯三三度二〇分
(ウ)　東経一二八度四六分
(エ)　東経一二九度一〇分
実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第八十六号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月二日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年五月十五日・十六日（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度一七分
　東経一三五度四〇分
(イ)　北緯三六度五七分
　東経一三五度四〇分
(ウ)　北緯三六度三五分
　東経一三五度〇〇分
(エ)　北緯三六度五五分
　東経一三五度〇〇分
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第八十七号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月二日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年五月二十二日から二十四日まで（予備、同月二十五日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分
　東経一三二度三八分
(イ)　北緯三一度三六分
　東経一三二度三八分
(ウ)　北緯三一度三六分
　東経一三三度〇〇分
(エ)　北緯三一度二八分
　東経一三三度〇〇分
(オ)　北緯三一度四二分
　東経一三三度三〇分
(カ)　北緯三一度四八分
　東経一三三度三〇分
実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第八十八号
　水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月十七日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
期　間　平成八年六月十日から平成八年六月二十一日までの間。ただし、日曜日を除く。
区　域　沖縄東方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間
(ア)　北緯二七度〇六分
　東経一二九度二〇分
(イ)　北緯二六度一九分
　東経一二九度二〇分
(ウ)　北緯二六度二三分
　東経一二八度二〇分
(エ)　北緯二七度〇六分
　東経一二九度一〇分
訓練時間　〇八〇〇から一七〇〇まで
その他　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第八十九号
　水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月十七日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
期　間　平成八年六月十日から平成八年六月十四日までの間
区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間
(ア)　北緯三二度二〇分
　東経一二九度一〇分
(イ)　北緯三一度四七分
　東経一二九度一〇分
(ウ)　北緯三一度四七分
　東経一二八度四六分
(エ)　北緯三二度二〇分
　東経一二八度四六分
訓練時間　〇八〇〇から一七〇〇まで
その他　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第九十号
　水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月十七日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
期　間　平成八年七月八日から平成八年七月十二日までの間
区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間
(ア)　北緯三二度二〇分
　東経一二九度一〇分
(イ)　北緯三一度四七分
　東経一二九度一〇分
(ウ)　北緯三一度四七分
　東経一二八度四六分
(エ)　北緯三二度二〇分
　東経一二八度四六分
訓練時間　〇八〇〇から一七〇〇まで
その他　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第九十一号
　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　平成八年五月二十日
　　　　　　　　　　防衛庁長官　臼井日出男
日　時　平成八年五月二十九日（予備、同月三十日）〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分
　東経一三二度三八分

産業省又は都道府県から業務を受託した機関の電子計算機担当職員

別表

一　物品賃貸業調査票
二　情報サービス業調査票
三　広告業調査票
四　クレジットカード業調査票
五　エンジニアリング業調査票
六　デザイン業調査票
七　ボウリング場調査票
八　フィットネスクラブ調査票
九　研究開発支援検査分析業調査票

○総務庁告示第七十六号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月十七日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　学校基本調査

調査票の使用目的　横浜市が、横浜市統計書を作成するため、同市に係る平成六年度学校基本調査の別表に掲げる調査票から所要の事項を閲覧し、転写し、及び集計する。

調査票の使用者の範囲　横浜市企画局政策部統計解析課の職員

別表

一　学校調査票（専修学校）
二　学校調査票（各種学校）
三　卒業後の状況調査票（盲学校・聾学校・養護学校中学部）
四　卒業後の状況調査票（盲学校・聾学校・養護学校　高等部）（3―1）
五　学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票
六　卒業後の状況調査票（2―1）（大学　大学院　短期大学　高等専門学校）

○総務庁告示第六十八号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月一日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　人口動態調査

調査票の使用目的　北里大学が、厚生省の心身障害研究費補助金を受けて行う「乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスク軽減に関する研究」の基礎資料として乳児の死亡の実態を把握するため、神奈川県に係る平成四年一月から平成五年十二月までの各月分の人口動態調査死亡票（いずれも磁気テープに転写分を含む。）から所定の事項を閲覧し、転写し、及び集計する。

調査票の使用者の範囲　厚生省大臣官房統計情報部人口動態統計課の職員並びに北里大学医学部小児科講師　小口弘毅及び同科助手　佐藤雅彦

○総務庁告示第六十九号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月一日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　宮城県が、地場産業振興施策の基礎資料として地場産業に係る生産額等を算出するため、同県に係る平成六年工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　宮城県企画部情報システム課の職員

○総務庁告示第七十号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月一日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　石川県が、産業廃棄物の発生量の推計及び将来予測を行うため、同県に係る平成二年から平成六年までの各年分の工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を集計する。

調査票の使用者の範囲　石川県環境部環境整備課及び同県企画開発部統計情報課の職員

○総務庁告示第七十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月二日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　建築着工統計

調査票の使用目的　神奈川県が、かながわ住宅基本計画の改定に当たり、市区町村別の住宅政策検討の基礎資料とするため、同県に係る平成二年四月から平成六年三月までの各月分の建築着工統計調査建築着工統計調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　建設省建設経済局調査情報課電気通信室の電算処理担当職員及び神奈川県から業務を受託した財団法人建設物価調査会経済研究部経済研究課の電算処理担当職員

○総務庁告示第七十二号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月二日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　宮城県が、仙台湾地区新産業都市建設のための基礎資料として当該地区内立地企業の状況を把握するため、同県の別表に掲げる市町に係る平成五年及び平成六年の工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　宮城県企画部情報システム課及び同部地域振興課の職員

別表

県	市町
宮城県	仙台市（同市への編入前の泉市、秋保町及び宮城町の地域を除く。）　石巻市　塩竈市　名取市　多賀城市　岩沼市　亘理町　山元町　松島町　七ヶ浜町　利府町　矢本町　鳴瀬町　女川町　牡鹿町

○総務庁告示第七十三号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月八日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　就業構造基本調査

調査票の使用目的　財団法人労働問題リサーチセンターが、労働省からの委託を受けて行う「女子労働者の雇用と賃金に関する調査研究」の一環として、企業規模等の属性が男女賃金格差に及ぼす影響等について分析するため、昭和五十七年、昭和六十二年及び平成四年の就業構造基本調査調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　総務庁統計センター管理部電子計算機室の職員並びに財団法人労働問題リサーチセンターから業務の依頼を受けた一橋大学経済学部教授　中馬宏之及び同学部助手安斎寿美

○総務庁告示第七十四号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月九日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　全国消費実態調査

調査票の使用目的　経済企画庁が、高齢者雇用の問題点を経済学の枠組みから分析する基礎資料として労働供給関数を推計するため、別表第一に掲げる全国消費実態調査の調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　総務庁統計センター管理部電子計算機室の職員及び経済企画庁経済研究所主任研究官室の別表第二に掲げる職員

別表第一

調査票	年次
家計簿 こづかい帳 年収・貯蓄・耐久財等調査票 世帯票	平成元年
家計簿甲 家計簿乙 耐久財等調査票 住宅・宅地・年収・貯蓄等調査票 世帯票	平成六年

別表第二

所属	役職名	氏名
経済企画庁経済研究所主任研究官室	客員主任研究官	清家　篤
	客員研究員	早見　均
	客員研究員	阿部　正浩
	研究官	堤　雅彦
	委嘱調査員	一瀬　修
	委嘱調査員	中島　正人

○総務庁告示第七十五号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成八年五月九日

総務庁長官　中西　績介

指定統計の名称　特定サービス産業実態統計

調査票の使用目的　通商産業省及び都道府県が、サービス産業に関する統計調査の調査客体を選定し、及びサービス産業に関する施策の基礎資料を得るため、それぞれの管轄区域に係る平成七年特定サービス産業実態調査の別表に掲げる調査票（いずれも磁気テープに転写分を含む。）から所定の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。

調査票の使用者の範囲　通商産業大臣官房情報管理課及び調査統計部並びに通商産業省のサービス産業行政担当課室の職員並びに都道府県の統計主管課及び電子計算主管課の職員並びに通商

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、六月十七日から同月十九日まで栃木県へ行幸啓になる。

平成八年五月二十八日

宮内庁長官　鎌倉　節

○国家公安委員会告示第八号

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の行商従業者証及び営業所の標識の様式を平成八年五月二日付けで承認したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年五月十日

国家公安委員会委員長　倉田　寛之

一　行商従業者証

㈠　承認法人の名称　全国刀剣商業協同組合

㈡　承認法人の住所　東京都新宿区大久保二丁目十八番十号新宿スカイプラザ千三百二号

㈢　承認法人の所在地　東京都新宿区大久保二丁目十八番十号新宿スカイプラザ千三百二号

㈣　行商従業者証の様式

二　営業所の標識

㈠　承認法人の名称　全国刀剣商業協同組合

㈡　承認法人の住所　東京都新宿区大久保二丁目十八番十号新宿スカイプラザ千三百二号

㈢　承認法人の所在地　東京都新宿区大久保二丁目十八番十号新宿スカイプラザ千三百二号

㈣　営業所の標識の様式

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　九州不動産公正取引協議会（会長　向井功）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「九州不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「九州地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十七号不動産の表示に関する公正競争規約（九州地区）の一部変更の認定」である。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　東海不動産公正取引協議会（会長　杉山忠雄）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「東海不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「東海地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十二号不動産の表示に関する公正競争規約（東海地区）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（北陸地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　北陸不動産公正取引協議会（会長　南光裕）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「北陸不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「北陸地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十三号不動産の表示に関する公正競争規約（北陸地区）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（近畿地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　社団法人近畿地区不動産公正取引協議会（会長　今西恭晟）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「社団法人近畿地区不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「近畿地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十四号不動産の表示に関する公正競争規約（近畿地区）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（中国地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　中国地区不動産公正取引協議会（会長　片山守）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「中国地区不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「中国地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十五号不動産の表示に関する公正競争規約（中国地区）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（四国地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　四国地区不動産公正取引協議会（会長　馬喰田高年）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「四国地区不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「四国地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十六号不動産の表示に関する公正競争規約（四国地区）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（九州地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

のある団地の購入者を再度募集する場合）においては、次に掲げる事項を表示すること。

ただし、広告スペース等の関係でこれによることが困難であると認められる場合は、住宅金融公庫融資貸付である旨及び融資対象戸数のみを表示することができる。この場合において、他の融資条件を表示するときはこの限りでない。

ア　住宅金融公庫融資貸付である旨

イ　融資対象戸数

ウ　譲受人の資格

エ　融資額

オ　利息の料率

カ　融資手数料

第十二条第五十七号中「融資機関の名称及び貸付種別」の次に「（住宅金融公庫融資の貸付種別については規則の定めるところにより表示すること。）」を加え、同号キを次のように改める。

キ　借入資格

第十二条第五十八号中「前二号」を「前三号」に改め、同条に次の一号を加える。

(59)　リースマンション又は賃貸アパートの売買に関する表示において、「利回り」という文言については、当該不動産の一年間の予定賃料収入の当該不動産の取得対価に対する割合であるという意味で用い、その旨を明らかにして表示すること。この場合において、予定賃料収入が確実に得られることを保証するものではない旨及び「利回り」は公租公課その他当該物件を維持するために必要な費用の控除前のものである旨を明らかにして表示すること。

第十四条第二号を次のように改める。

(2)　自然公園法（昭和32年法律第161号）による自然公園の名称を用いる場合には、当該物件がその自然公園の区域内に所在していること。

第十五条第二十六号の次に次の二号を加える。

(26の2)　共有制リゾート会員権に係る販売対象物件固有の施設、相互利用施設、付帯施設、提携施設の規模その他の内容について、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示

(26の3)　共有制リゾート会員権に係る施設、相互利用施設、付帯施設、提携施設の利用可能日数、利用可能時期、利用料金等利用権の内容について、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示

第十五条第四十一号中「前金」を「手付金等」に改める。

第十五条第五十九号の次に次の二号を加える。

(59の2)　共有制リゾート会員権を購入することが投資又は利殖の手段として有利であると誤認されるおそれのある表示

(59の3)　法令上当然の事項を特別の事項であるかのように強調して不当に顧客を誘引するおそれのある表示

第十五条に次の二項を加える。

2　事業者は、不動産の取引に関する事項について、事実に相違する表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしてはならない。

3　比較広告（自己の供給する商品又は役務について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し（暗示的に示す場合を含む。）、商品等の内容又は取引条件に関して、客観的に測定又は評価することによって比較する広告をいう。）をする場合において、次に掲げる表示をしてはならない。

ア　実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するもの

イ　一般消費者の商品選択にとって重要でない事項を重要であるかのように強調して比較するもの及び比較する商品を恣意的に選び出すなど不公正な基準によって比較するもの

ウ　一般消費者に対する具体的な情報ではなく、単に競争事業者又はその商品を中傷し又は誹謗するもの

第十九条第三項中「300万円以下」を「500万円以下」に改め、同条第五項中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第7章　雑則

（販売計画変更等の告知広告）

第22条　事業者は、不動産の取引に関する広告その他の表示を行った後、当該表示に係る不動産の取引をやむを得ない事情により変更若しくは中止又は延期したときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

2　事業者は、不動産の取引について、長期間にわたり継続して広告その他の表示をする場合において、当該広告その他の表示に変更があったときは、速やかに修正しなければならない。

附　則

一　この規約の変更は、平成八年六月一日から施行する。

二　この規約の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。

○公正取引委員会告示第十号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（北海道）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　社団法人北海道不動産公正取引協議会（会長岡直毅）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「社団法人北海道不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「北海道内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十号不動産の表示に関する公正競争規約（北海道）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（東北地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月二十八日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　東北地区不動産公正取引協議会（会長氏家忠雄）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

宅地建物取引業

三　公正競争規約の変更内容

平成八年公正取引委員会告示第九号別記に同じ。ただし、第十七条第一項中「社団法人首都圏不動産公正取引協議会」とあるのは「東北地区不動産公正取引協議会」と、同条第二項中「首都圏内」とあるのは「東北地区内」とする。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第十一号不動産の表示に関する公正競争規約（東北地区）の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第十二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（東海地区）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

か販売予定であるかの別及び最寄駅のみを表示するもの。ただし、当該広告の主旨が特定の物件の予告広告その他取引に関する表示と認められるものを除く。

第九条第１項第四号を次のように改める。

(4) 土地取引において、当該土地上に古家、廃屋等が存在するときは、その旨を表示すること。

第九条第１項第六号中「その旨」の次に「及びそのおおむねの面積」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、建物その他の工作物の建築が禁止されているときは、その旨も併せて表示すること。

第九条第１項に次の二号を加える。

(8) 土地の有効な利用が阻害される著しい不整形画地、区画の地盤面が２段以上に分かれている等の著しく特異な地勢の土地については、その旨を表示すること。

(9) 道路法第18条第１項の規定により道路区域が決定され又は都市計画法第20条第１項の告示が行われた都市計画道路等の区域にかかる土地についてはその旨を表示すること。

第九条第二項中「停止条件」を「停止条件（以下「建築条件」という。）」に、「その条件及びその条件」を「その建築条件の内容及び建築条件」に改め、同条第四項を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（節税効果等の表示）

第10条の２　リース方式によるマンション等の販売に当たり、節税（給与所得者等が不動産所得を得ることとなった場合等に、税法上認められた方法により課税総所得金額を減少させ、税負担を軽減すること。）効果について表示するときは、次に掲げるところにより表示すること。

(1) 節税効果があるのは、不動産所得が赤字となる場合であり、黒字となる場合は納税額が増加する旨を表示すること。

(2) 不動産所得に係る必要経費が減少した場合、節税効果も減少する旨を表示すること。

(3) 具体的な計算例を表示する場合は、賃貸に係るマンションを購入した年度（初年度）の次の年度以降のものを表示すること。ただし、次年度以降の計算例と併せて表示し、かつ、初年度の節税額を強調しないときに限り、初年度の計算例を表示することができる。

2 リース方式によるマンション等の販売に当たり、当該マンション等に係る賃料収入の確実性等について表示するときは、次に掲げるところにより表示すること

(1) 購入者が当該マンション等による賃料収入を得られない場合には、当該物件の売主又はその指定する者（以下「売主等」という。）が、その購入者に対して、「家賃保証」、「空室保証」その他いかなる名義をもってするかを問わず、売主等が賃料収入を保証する旨の表示は、してはならない。ただし、売主等が購入者に対して、賃料相当額の金銭の支払債務を負うこととなった場合において、この売主等の債務の履行について、社会通念上、確実、かつ、妥当であると認められる担保措置が講じられている場合であって、その担保措置の内容を明示して行う場合は、この限りでない。

(2) 購入者の希望により、売主等が購入者から当該物件を転貸目的で賃借し、賃料を支払うことを条件としている場合において、その旨の表示をするときは、売主等と購入者との賃貸借契約について、次に掲げる事項を明示すること。

ア 権利金、礼金等の支払の有無及び支払うときはその額

イ 敷金、保証金等の支払の有無及び支払うときはその額

ウ 賃料（月額）

エ 賃料のほかに管理費を支払うかどうかの別

オ 賃借期間

カ 賃貸借契約の更新及び賃料の改定に関する事項

(3) 具体的、かつ、客観的な根拠のある場合を除き、次に掲げる表示をしてはならない。

ア 将来にわたって、当該物件が賃貸市場における商品価値を確実に保持するかのような表示

イ 将来にわたって、確実に安定した賃料収入が確保されるかのような表示

ウ 将来において、当該物件の資産価値が確実に増大するかのような表示

第十二条第七号中「その旨を明らかにすること。」を「通勤時の所要時間を表示すること。」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、平常時の所要時間をその旨を明らかにして併記することができる。

第十二条第十号及び第十一号を次のように改める。

(10) 距離又は所要時間を表示するときは、起点及び着点を明らかにして表示すること。

(11) 削除

第十二条第二十二号中「この場合に、」の次に「車庫又は」を加える。

第十二条第二十五号中「（１畳当たりの面積は1.5平方メートル以上でなければならない。）」を「（１畳当たりの面積（壁芯面積。以下同じ。）は1.62平方メートル以上でなければならない。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、新築住宅以外の建物において、１畳当たりの面積が1.5平方メートル以上1.62平方メートル未満であるときは、１畳当たりの面積を明らかにして表示すること。

第十二条第二十八号中「居室と表示してはならない。」を「その旨を納戸等と表示すること。」に改める。

第十二条第三十号の次に次の二号を加える。

(30の２) 新発売という文言は、新築された建物又は新たに造成された宅地（工事完了前のものを含む。）であって、購入申込受付期限内のものであるという意味で用いること。この場合において、一団地を数期に分けて販売するときは、期ごとに新発売という文言を用いることができる。

(30の３) 建物を改装又は改築（以下「改装等」という。）したことを表示する場合は、その改装等の内容及び時期を明らかにして表示すること。

第十二条第三十二号の次に次の一号を加える。

(32の２) 都市計画法第29条の開発許可を受けて開発される団地型物件その他の開発計画について表示する場合において、当該計画が変更されるおそれがある場合は、その旨を表示すること。

第十二条第四十二号中「現に利用できるものを」の次に「物件までの道路距離を明らかにして」を加える。

第十二条第四十三号の次に次の一号を加える。

(43の２) 都市計画法第11条に規定する都市施設については、同法第20条第１項に規定する告示があったものに限り、その内容を明らかにして表示することができる。ただし、本条第41号に規定する都市施設のうち学校、幼稚園、保育所及び病院を除く。

第十二条第五十一号に後段として次のように加える。

この場合において、パンフレット以外の媒体により表示する場合は、ウ、ク及びケの事項は表示しないことができる。

第十二条第五十一号ウ及びク中「（パンフレット以外の媒体により表示する場合は、省略可）」を削り、同号ケ中「（パンフレット以外の媒体により表示する場合は、省略可）」を「（変動金利による場合には、返済額の変更の計算方法の概要を表示すること。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

(51の２) 前号の規定にかかわらず、企業広告等物件の取引に関する表示を行わない広告その他の表示においては、金融機関の名称を明らかにしてローン提携がある旨のみを表示することができる。

第十二条第五十三号中「ローン提携販売若しくは割賦販売による貸付限度額」を「住宅金融公庫その他の公的機関の融資、ローン提携販売若しくは割賦販売による貸付限度額」に改める。

第十二条第五十四号に後段として次のように加える。

この場合において、パンフレット以外の媒体により表示する場合は、第51号ウ、ク及びケの事項は表示しないことができる。

第十二条第五十四号ウを削る。

第十二条第五十五号ウを削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、パンフレット以外の媒体により表示する場合は、第51号ウ及びクの事項は表示しないことができる。

第十二条第五十五号ウを削る。

第十二条第五十六号の次に次の一号を加える。

(56の２) 前号の規定にかかわらず、住宅金融公庫の融資に係る団地住宅の継続募集広告（当初の募集を終えてなお売れ残り住宅

（おとり広告の禁止）
第13条　販売業者は、中古自動車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
(1)　取引の申出に係る中古自動車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその中古自動車についての表示
(2)　取引の申出に係る中古自動車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古自動車についての表示
(3)　取引の申出に係る中古自動車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古自動車についての表示
(4)　取引の申出に係る中古自動車について、合理的な理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその中古自動車についての表示
第十四条中「、第8条」を削り、「若しくは第6条から前条まで」を「、第6条若しくは第7条」に改める。
第十五条を次のように改める。
第15条　削除
第十七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。
第十八条第一項中「第6条」の次に「、第7条、第9条」を加え、「第8条及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第6条」の次に「、第7条」を加え、「第12条」を「第13条」に改め、同項を第二項とし、同条第四項中「第3項」を「前2項」に改め、同項を第三項とし、同条第五項を第四項とし、同条第六項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を第五項とする。
第十九条第一項中「第6条」の次に「、第7条、第9条」を加え、「第8条及び」を削り、同条第三項中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。
第二十条第一項中「第18条第5項」を「第18条第4項」に改める。
(二)　施行期日
平成八年五月十日
(三)　経過措置
この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。
四　認定の理由
公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。
五　認定に対する不服申立ての方法
この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。
なお、この処分の表示は「平成八年公正取引委員会告示第七号自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第八号
不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成三年十一月十三日に認定したレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成八年五月二十四日
公正取引委員会委員長　小粥　正巳
一　全日本コーヒー公正取引協議会（会長　永田浩平）の申請に係るレギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月二十日付けで認定した。
二　公正競争規約に係る事業の種類
コーヒーを製造又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者
三　公正競争規約の変更内容
(一)　レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部を次のように変更する。
第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条第一項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第九条とする。
第十一条第一項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第十条とし、第十二条第一項中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。
(二)　施行期日
平成八年五月二十四日
(三)　経過措置
この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。
四　認定の理由
公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。
五　認定に対する不服申立ての方法
この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。
なお、この処分の表示は「平成八年公正取引委員会告示第八号レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第九号
不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十二年十二月二十八日に認定した不動産の表示に関する公正競争規約（首都圏）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成八年五月二十八日
公正取引委員会委員長　小粥　正巳
一　社団法人首都圏不動産公正取引協議会（会長　安藤太郎）の申請に係る不動産の表示に関する公正競争規約（首都圏）の一部変更を平成八年五月十五日付けで認定した。
二　公正競争規約に係る事業の種類
宅地建物取引業
三　公正競争規約の変更内容
不動産の表示に関する公正競争規約の一部を別記のとおり変更する。
四　認定の理由
公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。
五　認定に対する不服申立ての方法
この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。
なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第九号不動産の表示に関する公正競争規約（首都圏）の一部変更の認定」である。
別記
第四条第七項中「新聞折込ビラ」を「新聞折込ビラ等」に改める。
第五条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。
（特定人に対するアンケート調査）
第5条の2　前条の規定にかかわらず、特定の開発企画の参考とするために行う特定人に対するアンケート調査は、次の各号のすべてに該当する場合に限り行うことができる。
(1)　市場調査である旨を明示していること。
(2)　アンケート調査の対象となっている開発計画等を実施する場合には、前条に定める許可等の処分を受ける必要がある旨及びその許可等の処分をいまだ受けていないこと並びに将来その許可等の処分を受けられるとは限らない旨を明示していること。
(3)　調査の主体者が当該調査に係る開発計画等を実施することを保証するものでない旨を明示していること。
(4)　当該調査に係る開発計画を実施することとなった場合においても、当該調査に協力した者に対して当該計画に係る物件の取引について何ら特別の取扱いをしないものである旨を明示していること。
(5)　当該調査に係る物件が前条に規定する許可等の処分を受けていないものであること。
第八条第一号を次のように改める。
(1)　削除
第八条に次の一号を加える。
(5)　企業広告の構成要素として現に取引している不動産又は将来取引しようとする不動産について、その物件種別、販売中である

○公正取引委員会告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に基づき、自動車業における景品類の提供に関する事項の制限を廃止する告示を次のように定める。

平成八年五月九日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

自動車業における景品類の提供に関する事項の制限を廃止する告示

自動車業における景品類の提供に関する事項の制限（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十四号）は、廃止する。

附　則

1　この告示は、平成八年五月十日から施行する。

2　この告示の施行前に終了した取引に附随して行う景品類の提供については、なお従前の例による。

3　懸賞による景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する告示（平成八年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「、「自動車業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十四号）第一項及び第二項」を削る。

4　一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限の一部を改正する告示（平成八年公正取引委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「「自動車業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十四号）第一項、」を削る。

5　事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限を廃止する告示（平成八年公正取引委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「、「自動車業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十四号）第二項」を削る。

○公正取引委員会告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月三日に認定した自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月九日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　社団法人自動車公正取引協議会（会長　岩崎正視）の申請に係る自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月九日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

自動車の製造業及び販売業

三　公正競争規約の変更内容

㈠　自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のように変更する。

題名中「景品類」を「景品類等」に改める。

第１条第１項を次のように改める。

この公正競争規約（以下「規約」という。）は、自動車業における不当な景品類等の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって自動車業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。

第２条第１項中「自動車」を「自動車（小型特殊自動車を除く。）」に改める。

第三条を次のように改める。

（一般消費者に対する景品類の提供の制限）

第３条　事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

(1)　懸賞により提供する景品類にあっては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第３号）の範囲

(2)　懸賞によらないで提供する景品類にあっては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第５号）の範囲

第四条を次のように改める。

（販売業者等に対する景品類の提供の制限）

第４条　事業者は、販売業者又は自動車を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第３号）の範囲を超えて景品類を提供してはならない。

第九条を第十条とする。

第八条中「第６条第３項」を「第７条第３項」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「又は第４条」を「、第４条又は第５条」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「又は第４条」を「、第４条又は第５条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（オープン懸賞の制限）

第５条　事業者は、顧客を誘引する手段として、広告において、一般消費者に対し、くじの方法等により特定の者を選び、これに過大な金銭、物品その他の経済上の利益（景品類に該当するものを除く。）を提供する旨を申し出てはならない。

2　前項に規定する「過大な金銭、物品その他の経済上の利益」とは、1,000万円を超える額のものをいう。

㈡　施行期日

平成八年五月十日

㈢　経過措置

この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項で定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成八年公正取引委員会告示第六号自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

○公正取引委員会告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月七日に認定した自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月九日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　社団法人自動車公正取引協議会（会長　岩崎正視）の申請に係る自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を平成八年五月九日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

自動車の製造業及び販売業

三　公正競争規約の変更内容

㈠　自動車業における表示に関する公正競争規約の一部を次のように変更する。

第七条を次のように改める。

（おとり広告の禁止）

第７条　事業者は、新車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(1)　取引の申出に係る新車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその新車についての表示

(2)　取引の申出に係る新車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示

(3)　取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示

(4)　取引の申出に係る新車について、合理的な理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその新車についての表示

第八条を次のように改める。

第８条　削除

第九条中「若しくは第６条から前条まで」を「、第６条若しくは第７条」に改める。

第十条第一項第九号中「車台部」を「車体の車台に当たる部位」に改める。

第十二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第十三条を次のように改める。

○総理府大蔵省告示第一号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第二条第六号の規定に基づき、昭和四十七年八月一日総理府大蔵省告示第四号（沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

大蔵大臣　久保　亘

別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　スイートコーン

（参考）

平成８年度宇宙関連予算

(国)：国庫債務負担行為限度額

（単位：百万円）

省庁	担当機関	事項	平成７年度予算額	平成８年度予算額
科学技術庁	研究開発局	ＧＰＳ地殻変動観測施設の整備	0	351
		［地震調査観測施設の整備	0	1,000］の内数
	計		0	351
警察庁	情報通信局	警察通信に必要な経費	676	677
	計		676	677
文部省	宇宙科学研究所	特別事業等に必要な経費	4,600	4,786
	計		4,600	4,786
農林水産省	統計情報部	統計情報業務の企画調査等に必要な経費	14	14
	計		14	14
通商産業省	機械情報産業局	微小重力環境利用の研究	332	525
	資源エネルギー庁	資源衛星による探査技術等の研究	210	35
	計		542	560
運輸省	航空局	管制施設の整備	(国) 8,228 755	(国) 8,378 5,347
	電子航法研究所	電子航法研究所に必要な経費	14	6
		航空路整備事業に必要な経費	196	204
		小計	210	210
	海上保安庁	水路業務運営に必要な経費	113	112
		航路標識整備事業に必要な経費	95	69
		小計	208	181
	気象庁	静止気象衛星業務に必要な経費	(国) 248 2,129	(国) 4,254 2,929
		静止気象衛星施設整備に必要な経費	0	621
		一般観測予報業務に必要な経費	130	57
		気候変動観測業務等に必要な経費	223	223
		小計	(国) 248 2,481	(国) 4,254 3,829
	計		(国) 8,476 3,655	(国) 12,632 9,567
郵政省	大臣官房	衛星通信の実施に必要な経費	100	0
	通信政策局	情報通信の開発等に必要な経費等	7	5
		通信・放送機構への出資及び助成に必要な経費	0	214
		小計	7	219
	電気通信局	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	0	130
	放送行政局	電気通信監理に必要な経費	5	5
	通信総合研究所	宇宙通信技術の研究開発に必要な経費	248	218
	計		360	572
建設省	国土地理院	測地基準点測量に必要な経費	1,481	1,560
		土地利用調査に必要な経費	6	6
	計		1,487	1,566
自治省	消防庁	無線通信施設の維持管理に要する経費等	37	62
	計		37	62
合計			(国) 8,476 11,371	(国) 12,632 18,156

・宇宙関連経費（宇宙開発委員会が行う見積りの範囲外のもの）についても、参考のため掲示した。

注１　掲示金額は、各項目についてそれぞれ四捨五入により百万円単位に整理したため、総計と各項目の合計は必ずしも一致しない。

注２　平成７年度予算額は、当初予算額である。

平成８年度宇宙開発関係予算

(債)：国庫債務負担行為限度額

（単位：百万円）

省庁	担当機関	事項	平成７年度予算額	平成８年度予算額
科学技術庁	研究開発局	宇宙開発委員会に必要な経費	81	81
		〔地球環境遠隔探査技術等の研究に必要な経費	107	111〕
		一般行政に必要な経費	50	54
		科学技術者の資質向上に必要な経費	43	43
		種子島周辺漁業対策事業に必要な経費	412	412
		小計	585	589
	長官官房	一般行政に必要な経費	4	4
	航空宇宙技術研究所	航空宇宙技術研究所に必要な経費等	(債) 1,849 4,000	4,323
	放射線医学総合研究所	宇宙環境生物医学研究	16	30
	宇宙開発事業団	宇宙開発事業団出資及び助成に必要な経費	(債) 96,905 172,398 政府出資金 (債) 96,905 159,328 政府補助金 13,070	(債) 113,345 172,999 政府出資金 (債) 113,345 159,462 政府補助金 13,537
	〔理化学研究所	高エネルギー・トランジェント現象の研究	45	45〕
	〔海洋科学技術センター	海洋科学技術センター出資及び助成に必要な経費	194	194〕
	〔日本原子力研究所	放射線利用研究費	放射線ハイテク研究 220 の内数	放射線ハイテク研究 106 の内数〕
	計		(債) 98,754 177,002	(債) 113,345 177,946
環境庁	企画調整局	公害防止等調査研究費	761	820
	計		761	820
文部省	宇宙科学研究所	特別事業等に必要な経費	(債) 15,764 16,814	(債) 10,947 17,286
	計		(債) 15,764 16,814	(債) 10,947 17,286
通商産業省	機械情報産業局	無人宇宙実験システムの開発等	2,808	2,724
		石油資源遠隔探知技術の研究開発等	7,349	6,601
		宇宙用ロボット技術の開発	190	119
		ロケット打上げサービス産業動向調査	9	9
		小計	10,356	9,453
	資源エネルギー庁	広域環境影響モニタリング調査	1,780	920
	工業技術院	試験研究所の特別研究等に必要な経費	77	84
	計		12,213	10,456
運輸省	運輸政策局	運輸技術の研究開発に必要な経費	31	0
	航空局	管制施設の整備	(債) 7,000 5,945	(債) 2,166 2,964
	気象庁	静止気象衛星業務に必要な経費	(債) 3,000 2,698	(債) 1,427 1,190
	計		(債) 10,000 8,674	(債) 3,594 4,154
郵政省	通信政策局	情報通信の開発等に必要な経費	97	99
	電気通信局	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	0	15
	通信総合研究所	宇宙通信技術の研究開発に必要な経費等	1,576	2,312
	計		1,673	2,427
合計			(債) 124,519 217,137	(債) 127,886 213,089

星（COMETS）のデータ中継機能を発展させ、より高度な衛星間通信技術の習得を図るとともに、中型静止三軸衛星バスの基盤技術の確立を図ることを目的とした衛星で、H－IIロケットにより、平成12年度に静止軌道に打ち上げることを目標に開発を行う。

(2) 研究

衛星間通信技術の研究、データ中継技術に関する衛星の研究及び宇宙における情報通信ネットワークに関する研究を行うとともに、スペースステーションの研究、高精度軌道決定システムに関する研究及び宇宙空間からの電波監視に関する研究を行う。

II 打上げ他

① 運輸多目的衛星

気象観測の継続性の確保を目的とする気象ミッション機能及び航空交通の安全性と効率性の向上を目的とした航空管制業務のための航空ミッション（航空航法を含む）機能を有する複合型非研究開発衛星（運輸多目的衛星）について、衛星の調達を進め、平成11年度を目標にH－IIロケット8号機により静止軌道に打ち上げる。

(注) 「開発プログラム及び研究」以外のもの

III 施設の整備

1. 人工衛星及びロケットの開発に必要な施設

(1) 人工衛星に搭載する観測用機器及び超高真空下における機構部品試験設備等の衛星の機能に関する各種試験設備等を整備する。

(2) H－IIロケット、H－IIAロケット及び宇宙往還技術試験機（HOPE－X）の開発に必要な試験設備並びにM－Vロケットの開発に必要な試験設備を整備する。

(3) 人工衛星を用いた地球観測システムの研究開発に資するため、リモートセンシング情報受信処理設備及び地球観測データセット作成に係る応用解析システム等を整備する。

2. 人工衛星及びロケットの打上げ施設

宇宙開発事業団種子島宇宙センターに、レーダテレメータ系の施設設備、H－IIロケット、H－IIAロケット及びJ－Iロケットそれぞれの打上げ射場を整備する。

また、科学衛星及びM系ロケットの打上げ施設として、宇宙科学研究所鹿児島宇宙空間観測所内の既設の諸施設を整備する。

3. 人工衛星の追跡等に必要な施設

通信放送技術衛星（COMETS）、技術試験衛星VII型（ETS－VII）、光衛星間通信実験衛星（OICETS）、環境観測技術衛星（ADEOS－II）、データ中継技術衛星（DRTS）、科学衛星等の追跡等を行うことを目標に、追跡施設等を整備するとともに、H－IIロケットによる複数衛星の同時打上げ等に対処するための宇宙運用・データシステム（SODS）を整備する。また、追跡ネットワークの中枢施設となり、衛星の運用管理及びデータ取得の業務のうち一元的に実施することが適当と認められる業務を行うための施設を宇宙開発事業団筑波宇宙センターに整備する。

さらに、科学衛星のデータ取得、制御等に必要な施設を整備する。

4. 宇宙ステーション関連施設

宇宙ステーション取付型実験モジュールの開発及び運用並びに宇宙ステーション搭乗員の養成に必要な施設を整備する。

5. その他の施設

宇宙往還機の推進系技術及び空力技術の研究開発に必要な高温衝撃風洞を整備する。また、数値シミュレーション技術を最大限に活用し、研究開発の効率化及び高精度化を図るため、数値宇宙エンジンの整備を行う。

IV その他の施策

1. 宇宙開発の推進体制の整備

国立試験研究機関等を強化拡充し、その研究の促進を図る。

宇宙開発事業団は、これらの研究と自ら行う開発との有機的結合を図るため、研究開発業務を充実するとともに、関係機関との協力関係を強化し、あわせて、技術試験衛星VI型特別調査委員会報告書の指摘を踏まえ、開発当事者として技術的能力の一層の向上を図る。

2. 国際協力の推進

地球観測・地球科学、宇宙科学、通信・放送・測位等及び宇宙ステーション計画を含む宇宙環境利用等の各分野の開発計画に沿い、米、欧、ロシア、アジア太平洋諸国等関係各国との国際協力を推進する。また、「平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(平成7年7月20日発効）に位置づけられている共同活動については、同協定等に従って実施する。さらに宇宙分野における日米常設幹部連絡会議（SSLG）、仏独加豪等との科学技術合同委員会、日本・欧州宇宙機関（ESA）行政官会議、国連宇宙空間平和利用委員会における活動、海外の宇宙開発関係者の招へい、米国等諸外国との情報交換を行うためのデータベースの整備等により、宇宙開発の分野における国際協力の強化、推進を図る。

3. 宇宙開発推進のための環境整備

(1) 国民の理解の促進

我が国の宇宙開発活動の成果の普及を図り、その利用を促進するとともに、宇宙開発に対する国民の理解と協力を得るため、宇宙開発委員会年報の作成など宇宙開発全般にわたり、総合的な広報活動の強化を図る。

(2) 人材養成

宇宙開発関係の研究者及び技術者等の資質向上を図るため、関係機関の職員を海外の大学、研究機関、行政機関等に派遣する。

(3) 宇宙開発に関連する周辺対策の実施

我が国の人工衛星の打上げ等を円滑に実施するため、種子島周辺漁業対策事業の助成等を行う。

(4) 宇宙開発活動秩序の整備等

「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」等の宇宙関係条約等の実施が円滑に遂行されるよう必要な措置を執る。

民間をはじめとする人工衛星等の打上げ需要に適切に対応し得る体制の整備について検討を行う。

V 予算

平成8年度における人工衛星及びロケット等の研究、開発、打上げ及び運用並びにそれらに必要な施設の整備等の推進に必要な宇宙関係予算は、次表のとおりである。

平成8年度宇宙関係予算総括表

(国)：国庫債務負担行為限度額

（単位：百万円）

省　庁	平成7年度予算額 宇宙開発関係	平成7年度予算額 宇宙関連*	平成7年度予算額 合計	平成8年度予算額 宇宙開発関係	平成8年度予算額 宇宙関連*	平成8年度予算額 合計
科学技術庁	(国) 98,754 177,002	0	(国) 98,754 177,002	(国) 113,345 177,946	351	(国) 113,345 178,297
警察庁	0	676	676	0	677	677
環境庁	761	0	761	820	0	820
文部省	(国) 15,764 16,814	4,600	(国) 15,764 21,414	(国) 10,947 17,286	4,786	(国) 10,947 22,072
農林水産省	0	14	14	0	14	14
通商産業省	12,213	542	12,754	10,456	560	11,017
運輸省	(国) 10,000 8,674	(国) 8,476 3,655	(国) 18,476 12,328	(国) 3,594 4,154	(国) 12,632 9,567	(国) 16,226 13,722
郵政省	1,673	360	2,033	2,427	572	2,999
建設省	0	1,487	1,487	0	1,566	1,566
自治省	0	37	37	0	62	62
総計	(国) 124,519 217,137	(国) 8,476 11,371	(国) 132,995 228,508	(国) 127,886 213,089	(国) 12,632 18,156	(国) 140,518 231,245

告示

(2) 開発

① 技術試験衛星VII型（ETS-VII）

技術試験衛星VII型（ETS-VII）は、宇宙ステーションあるいは将来型人工衛星への物資の輸送及び軌道上作業等、21世紀初頭の宇宙活動に対応するために必須の技術であるランデブ・ドッキング技術及び宇宙用ロボット開発の基礎となる遠隔操作技術等を軌道上実験等の実施により確立するとともに、宇宙用ロボットに関して先行的な実験を実施することを目的とする衛星で、H-IIロケットにより、平成9年度に高度約550kmの円軌道に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

(3) 研究

衛星基盤技術については、衛星の長寿命化、大電力化、機能の高度化・複合化等に備えて、電子部品等の信頼性向上等の研究、ランデブ・ドッキング技術の研究、電気推進軌道変換技術の研究等を行う。また、太陽発電技術を含むエネルギー供給システム、高精度姿勢制御システム及び能動式熱制御システムの研究並びに将来型人工衛星及び小型衛星に関する研究を行う。さらに、衛星システム及び部品材料の標準化を進める。

8. 宇宙インフラストラクチャーの分野

〔輸送系〕

(1) 開発

① M系ロケット

M系ロケットは、全段に固体推進薬を用いるロケットとし、科学衛星の打上げに利用するものとして開発を行ってきたものであり、宇宙科学研究所鹿児島宇宙空間観測所の射場における打上げ可能範囲及び全段固体ロケット技術の最適な維持発展等の観点を考慮しつつ、引き続き開発を進める。

すなわち、1990年代以降の科学観測ミッションの要請にこたえることを目的とし、各段を大型化するとともに構体構成の簡素化を図った3段式のM-Vロケットについて、平成8年度に第16号科学衛星（MUSES-B）を、平成9年度に第17号科学衛星（LUNAR-A）を、平成10年度に第18号科学衛星（PLANET-B）を、平成11年度に第19号科学衛星（ASTRO-E）を、平成13年度に第20号科学衛星(MUSES-C)をそれぞれ打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

② H系ロケット

H系ロケットは、液体推進薬を用いるロケットとし、大型人工衛星の打上げに利用するものとして開発を行ってきたものであり、今後の人工衛星の打上げ等の輸送需要に柔軟に対応できるよう、引き続き開発を進める。

具体的には、1990年代における大型人工衛星打上げ需要に対処することを目的とした2トン程度の静止衛星打上げ能力を有する2段式のH-IIロケットについて、引き続きその高度化開発等を進める。この一環として、H-IIロケット4号機により平成8年度に地球観測プラットフォーム技術衛星（ADEOS）を打ち上げるとともにアマチュア衛星3号（JAS-2）の放出実験を行う。また、平成9年度に通信放送技術衛星（COMETS）を打ち上げることを目標にH-IIロケット5号機、熱帯降雨観測衛星（TRMM)及び技術試験衛星VII型(ETS-VII）を同時に打ち上げることを目標にH-IIロケット6号機、平成10年度に環境観測技術衛星（ADEOS-II）を打ち上げることを目標にH-IIロケット7号機、並びに平成11年度に運輸多目的衛星を打ち上げるとともにH-IIロケット上段の再々着火の基礎データを取得するための実験を行うことを目標にH-IIロケット8号機の開発をそれぞれ引き続き進める。

また、宇宙ステーションへの補給・人工衛星の打上げ等の輸送需要に柔軟に対応でき、大幅な輸送コストの低減が可能なH-IIAロケットについて、平成13年度に初号機を打ち上げることを目標に開発を行う。

③ J-Iロケット

小型、安価な打上げ需要に対応するため、H-IIロケット及びM-3SIIロケットの開発で得られた技術を組み合わせることにより、低軌道へ1トン程度の輸送能力を有するJ-Iロケットについて、平成10年度に光衛星間通信実験衛星（OICETS）を打ち上げることを目標にJ-Iロケット2号機の開発を行う。

(2) 開発研究

① 宇宙往還技術試験機（HOPE-X）

従来のロケット技術による輸送コストと比べ、大幅なコスト低減が可能な再使用型輸送系の技術基盤育成の一環として、無人有翼往還機の主要技術の確立を図るとともに、将来の再使用型輸送機の研究に必要な技術蓄積を図ることを目的とした宇宙往還技術試験機（HOPE-X）について、H-IIロケットにより、平成12年度頃に打ち上げることを目標に開発研究を行う。このため、平成8年度に小型自動着陸実験（ALFLEX）を行う。

(3) 研究

ロケット応用技術については、軌道変換技術、回収技術等の研究を行うとともに、軌道間輸送機の研究、宇宙往還機の研究及び完全再使用型輸送システムの実現に向けた研究等を行う。また、液酸・液水エンジンに関する研究、ハイブリッドブースタの研究、ロケットの構造・部品材料に関する研究及びロケットの誘導制御の高度化の研究を行うとともに、H-IIロケット上段の再々着火技術の研究等を行う。

〔拠点系〕

(1) 開発

① 宇宙ステーション取付型実験モジュール（JEM）等

低軌道の地球周回軌道上に恒久的有人宇宙ステーションを国際協力によって建設する宇宙ステーション計画について、平成11年度にスペースシャトルにより打ち上げることを目標に、産学官の有機的連携を図りつつ、材料実験、ライフサイエンス実験、科学・地球観測、通信実験等を行う宇宙ステーション取付型実験モジュール（JEM）及びその運用システムの開発等を引き続き進める。JEMの開発は、「宇宙基地協力協定（注）」等に従って行うものとする。

また、JEM及びその運用システムの開発等を円滑に遂行するために必要な体制の強化を図る。

さらに、宇宙ステーションの運用準備の一環として、我が国の輸送系を含めた補給計画の設定を行うために必要な準備を行う。

(2) 研究

宇宙ステーションに係る要素技術、宇宙用ロボット技術、人工知能応用技術及び補給システムの研究を行う。また、共軌道プラットフォームのシステム及び要素技術の研究、軌道上作業技術の研究、無人プラットフォームシステムの研究、拠点系要素技術の研究を行うとともに、通信・放送衛星等の静止軌道上検査・修理システムの研究及び静止軌道上遠隔検査技術に関する研究を行う。

(注) 正式名称は「常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定」

〔支援系〕

(1) 開発

① 光衛星間通信実験衛星(OICETS)

光衛星間通信実験衛星(OICETS)は、衛星間通信システムに有効な光通信技術について、欧州宇宙機関（ESA）との国際協力により、同機関の静止衛星ARTEMISとの間で捕捉追尾を中心とした要素技術の軌道上実験を行うことを目的とした衛星で、J-Iロケットにより、平成10年度に高度約600kmの円軌道に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

② データ中継技術衛星（DRTS-W、DRTS-E）

データ中継技術衛星（DRTS-W、DRTS-E）は2機により構成され、地球観測衛星や宇宙ステーション取付型実験モジュール（JEM）を用いたデータ中継実験を行うことにより、通信放送技術衛

④　第18号科学衛星（ＰＬＡＮＥＴ－Ｂ）
　第18号科学衛星（ＰＬＡＮＥＴ－Ｂ）は、火星周回軌道に投入し、火星大気の構造及び運動並びに太陽風との相互作用を研究することを目的とした衛星で、Ｍ－Ｖロケットにより、平成10年度に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

⑤　第19号科学衛星（ＡＳＴＲＯ－Ｅ）
　第19号科学衛星(ＡＳＴＲＯ－Ｅ)は、活動銀河核や銀河団からのＸ線を観測し、高エネルギー天体現象や宇宙の進化の研究を行うことを目的とした衛星で、Ｍ－Ｖロケットにより、平成11年度に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

⑥　第20号科学衛星（ＭＵＳＥＳ－Ｃ）
　第20号科学衛星(ＭＵＳＥＳ－Ｃ)は、小惑星や彗星等の始原天体から、岩石・土壌等のサンプルを採取し、地球に持ち帰るミッションに必要な電気推進系、惑星間自律航法、サンプル採取、地球大気再突入及び回収等の技術の習得を目的とした衛星で、Ｍ－Ｖロケットにより、平成13年度に打ち上げることを目標に開発を行う。

(3)　研究
　天文系科学観測については、物理学の基本法則や宇宙の生成、進化に関する諸天体現象の研究を行うため、各種宇宙放射線の観測に必要な技術等の研究を行う。
　地球周辺科学観測については、太陽・地球間の諸物理現象を解明し、地球環境の推移に関する研究を行うため、高層大気、電離層、磁気圏プラズマ等の構造の観測やそれらに関する実験に必要な技術等の研究を行う。
　月・惑星等の科学探査については、惑星間空間の諸物理現象や月・惑星及びそれらの大気などの生成、進化過程の研究を行うため、各種の観測技術、機器等の研究を行う。

3．月探査の分野
(1)　研究
　月の地形、元素組成に関するデータを取得するとともに月面着陸技術を修得することを目的とした月周回観測・着陸実験衛星の研究を行う。また、月面での各種の宇宙活動実施の可能性の調査を目的とした月無人探査システムの研究を行う。

4．通信・放送・測位等の分野
(1)　運用
①　測地実験衛星（ＥＧＳ）
　Ｈ－Ｉロケット（２段式）試験機の性能を確認するとともに、測地及び測地実験を行うことを目的として、昭和61年８月に打ち上げた測地実験衛星（ＥＧＳ）「あじさい」について、その軌道を把握し、利用を行う。

②　通信衛星３号（ＣＳ－３ａ及びＣＳ－３ｂ）
　通信衛星２号（ＣＳ－２）による通信サービスを引き継ぎ、また、増大かつ多様化する通信需要に対処するとともに、通信衛星に関する技術の開発を進めることを目的として、昭和63年２月に打ち上げた通信衛星３号－ａ（ＣＳ－３ａ)「さくら３号－ａ」については、その管理を行い、必要に応じて試験等を行う。
　また、昭和63年９月に打ち上げた通信衛星３号－ｂ（ＣＳ－３ｂ)「さくら３号－ｂ」を運用する。

③　放送衛星３号（ＢＳ－３ａ及びＢＳ－３ｂ）
　放送衛星２号（ＢＳ－２）による放送サービスを引き継ぎ、また、増大かつ多様化する放送需要に対処するとともに、放送衛星に関する技術の開発を進めることを目的として、平成２年８月に打ち上げた放送衛星３号－ａ（ＢＳ－３ａ)「ゆり３号－ａ」及び平成３年８月に打ち上げた放送衛星３号－ｂ（ＢＳ－３ｂ)「ゆり３号－ｂ」を運用する。

(2)　開発
①　通信放送技術衛星（ＣＯＭＥＴＳ）
　通信放送技術衛星(ＣＯＭＥＴＳ)は、高度移動体衛星通信技術、衛星間通信技術及び高度衛星放送技術の通信放送分野の新技術、多周波数帯インテグレーション技術並びに大型静止衛星の高性能化技術の開発及びそれらの実験・実証を行うことを目的とした衛星で、Ｈ－Ⅱロケットにより、平成９年度に静止軌道に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

(3)　開発研究
①　陸上移動体衛星通信及び移動体衛星音声放送システムのミッション機器
　陸上移動体衛星通信及び移動体衛星音声放送システムのミッション機器は、携帯型端末の使用や、コンパクトディスク（ＣＤ）並みの高品質な音声や静止画像の伝送を可能とするシステムの実現に必要な10m級大型展開アンテナ、高出力中継器、衛星搭載交換機、高精度時刻基準装置等の技術の実証を目的とするものであり、平成13年度頃に宇宙実証を行うことを目標に引き続き開発研究を進める。

(4)　研究
　通信・放送については、小型衛星を用いた蓄積型通信技術、クラスタ衛星技術等の研究を行う。また、大型アンテナ搭載衛星の研究、超高速通信技術開発衛星の研究、超高速光衛星通信システムに関する研究及びアジア・太平洋地域衛星通信ネットワークに関する研究等を行う。
　また、測位等については、宇宙電波による高精度時空計測技術に関する研究を行う。

5．宇宙環境利用の分野
(1)　開発
①　宇宙ステーション取付型実験モジュール（ＪＥＭ）共通実験装置等
　宇宙ステーション取付型実験モジュール（ＪＥＭ）の開発の一環として、材料実験、ライフサイエンス実験に係わる共通実験装置の開発を引き続き進める。
　また、ＪＥＭ運用利用計画の作成を行うとともに、ＪＥＭ運用開始に先立つ各種宇宙実験の実施に向けた所要の準備を引き続き進める。
　さらに、ＪＥＭにおける宇宙実験共通技術の開発等に資することを目的とした宇宙実験用小型ロケット（ＴＲ－ＩＡ）について引き続き開発を進める。

(2)　開発研究
①　次世代型無人宇宙実験システム適合型宇宙環境利用実験装置
　次世代型無人宇宙実験システム適合型宇宙環境利用実験装置は、宇宙環境利用の産業分野での促進を図ることを目的とした実験装置であり、本装置を我が国が開発する宇宙機に搭載し、平成12年度頃に打ち上げることを目標に開発研究を行う。

(3)　研究
　宇宙実験に関する技術の研究及び地上における基礎実験を行うとともに、宇宙ステーションに係る利用実験に関する研究を行う。

6．有人宇宙活動の分野
(1)　開発
①　宇宙ステーション取付型実験モジュール（ＪＥＭ）日本人搭乗員養成
　宇宙ステーション取付型実験モジュール（ＪＥＭ）の組立、運用のため、日本人搭乗員の養成を引き続き進める。

(2)　研究
　有人宇宙基礎技術、有人サポート技術及び宇宙医学の研究並びに宇宙放射線の生体影響と防護の研究を行う。

7．人工衛星の基盤技術の分野
(1)　運用
①　技術試験衛星Ｖ型（ＥＴＳ－Ｖ）
　Ｈ－Ｉロケット（３段式）試験機の性能を確認するとともに、静止三軸衛星バスの基盤技術を確立し、次期実用衛星開発に必要な自主技術の蓄積を図り、あわせて、航空機の太平洋域の洋上管制、船舶の通信・航行援助・捜索救難等のための移動体通信実験を行うことを目的として、昭和62年８月に打ち上げた技術試験衛星Ｖ型（ＥＴＳ－Ｖ)「きく５号」については、その管理を行い、必要に応じて試験等を行う。

②　技術試験衛星Ⅵ型（ＥＴＳ－Ⅵ）
　Ｈ－Ⅱロケット試験機の性能を確認するとともに、1990年代における実用衛星の開発に必要な大型静止三軸衛星バス技術の確立を図り、あわせて、衛星による固定通信及び移動体通信並びに衛星間通信に関する高度の衛星通信のための技術開発及びその実験を行うことを目的として、平成６年８月に打ち上げた技術試験衛星Ⅵ型（ＥＴＳ－Ⅵ)「きく６号」については、静止軌道投入に至らなかったため、楕円軌道において運用する。

（ADEOS）

地球観測プラットフォーム技術衛星（ADEOS）は、地球環境のグローバルな変化の監視について、国際的貢献を図るとともに、海洋観測衛星1号（MOS−1）、海洋観測衛星1号−b（MOS−1b）及び地球資源衛星1号（JERS−1）の地球観測技術の維持、発展を図るほか、地球観測プラットフォーム等の将来型衛星の開発に必要とされる技術及び地球観測データ等の中継に必要とされる技術の開発を行い、あわせて、地球観測分野における国際協力の推進を図ることを目的とした衛星で、H−IIロケットにより、平成8年度に高度約800kmの太陽同期軌道に打ち上げる。

また、同衛星には、主として成層圏オゾンの観測を行うための観測機器及び主として温暖化ガスの観測を行うための温室効果気体観測センサを搭載する。

② 熱帯降雨観測衛星（TRMM）

熱帯降雨観測衛星（TRMM）は、日米協力により、我が国が衛星搭載用降雨レーダ及びH−IIロケットによる仕上げ等を担当し、米国が衛星バス等を担当して、全地球的規模のエネルギー収支のメカニズム解明等に不可欠な熱帯降雨の観測等を行うことを目的とした衛星で、平成9年度に高度約350kmの円軌道に打ち上げることを目標に、引き続き同衛星搭載用降雨レーダ等の開発を進める。

③ 資源探査用将来型センサ(ASTER)

資源探査用将来型センサ(ASTER)は、地球資源衛星1号（JERS−1）の資源探査技術の維持、発展を図ることを目的としたセンサであり、平成10年度に打上げ予定の米国航空宇宙局（NASA）の極軌道プラットフォーム1号（EOS−AM1）に搭載することを目標に引き続き開発を進める。

④ 環境観測技術衛星（ADEOS−II）

環境観測技術衛星（ADEOS−II）は、地球観測プラットフォーム技術衛星（ADEOS）による広域観測技術を更に高度化し、人類共通の緊急課題である地球環境問題に係る全地球的規模の水・エネルギー循環のメカニズム解明に不可欠な地球科学データを取得することを目的とした衛星で、H−IIロケットにより、平成10年度に高度約800kmの太陽同期軌道に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

また、同衛星への搭載へ向けて、主として成層圏オゾンの観測をさらに高度化して行うための観測機器の引き続き開発を進める。

(3) 開発研究

① 陸域観測技術衛星（ALOS）

陸域観測技術衛星（ALOS）は、地球観測プラットフォーム技術衛星（ADEOS）、地球資源衛星1号（JERS−1）による陸域観測技術をさらに高度化し、地図作成、地域観測、災害状況把握、資源探査等への貢献を図ることを目的とした衛星で、H−IIAロケットにより、平成13年度頃に打ち上げることを目標に開発研究を行う。

(4) 研究

地球観測衛星シリーズについては、地球環境観測、気象観測、海洋観測、資源探査、災害監視等のための各種センサによる観測技術、情報処理技術及び解析・データネットワーク技術の研究、防災ミッション実現のための要素技術の研究等各種利用分野への応用のための研究を行うとともに、次世代の熱帯降雨観測衛星搭載用測雨レーダ等のミッション機器の研究、降水観測技術衛星の研究及びライダ実証衛星の研究を行う。

2．宇宙科学の分野

(1) 運用

① 試験惑星探査機（MS−T5）

M−3SIIロケット1号機の性能を確認するとともに、惑星間軌道達成とこれに関連した姿勢制御、超遠距離通信等の技術を習得することを目的として、昭和60年1月に打ち上げた試験惑星探査機（MS−T5）「さきがけ」を運用する。

② 第12号科学衛星（EXOS−D）

地球磁気圏におけるオーロラ粒子の加速機構及びオーロラ発光現象等の精密観測を行うことを目的として、平成元年2月に打ち上げた第12号科学衛星（EXOS−D）「あけぼの」を運用する。

③ 第14号科学衛星（SOLAR−A）

太陽活動極大期における太陽フレアの高精度画像観測等を日米協力等により行うことを目的として、平成3年8月に打ち上げた第14号科学衛星（SOLAR−A）「ようこう」を運用する。

④ 磁気圏観測衛星（GEOTAIL）

地球の夜側に存在する長大な磁気圏尾部の構造とダイナミックスに関する観測研究を日米協力等により行うことを目的として、平成4年7月に打ち上げた磁気圏観測衛星（GEOTAIL）を運用する。

⑤ 第15号科学衛星（ASTRO−D）

宇宙の最深部を対象とし、多様な天体のX線像とX線スペクトルの精密観測を行うことを目的として、平成5年2月に打ち上げた第15号科学衛星（ASTRO−D）「あすか」を運用する。

(2) 開発

① 衛星搭載用X線観測装置

宇宙から高エネルギー放射線が短時間だけ飛来する現象の解明を行うため、平成8年度に米・仏・日の協力のもとに衛星搭載用X線観測装置を打ち上げる。

② 第16号科学衛星（MUSES−B）

第16号科学衛星(MUSES−B)は、超長基線干渉計（VLBI）衛星として大型精密展開構造機構等の研究及び電波天文観測を行うことを目的とした衛星で、M−Vロケットにより、平成8年度に近地点高度約1,000km、遠地点高度約20,000kmの長楕円軌道に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

③ 第17号科学衛星（LUNAR−A）

第17号科学衛星(LUNAR−A)は、月内部の地殻構造及び熱的構造を解明することを目的とした衛星で、M−Vロケットにより、平成9年度に月周回軌道に打ち上げることを目標に引き続き開発を進める。

告示

○総理府告示第十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示（昭和三十六年四月一日総理府告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成八年五月一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

別表キャンプ・シュワブ水域（沖縄県名護市東海岸）の項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項制限又は禁止区域の欄中3を次のように改める。

3　第三種区域

次の八点を順次に結ぶ線によって囲まれる水面（第一種区域及び第二種区域に含まれる部分を除く。）。ただし、(1)の点と(8)の点及び(5)の点と(6)の点を結ぶ線は、それぞれ各点を最短で結ぶ陸岸とする。

(1)　北緯二六度三二分〇〇秒、東経一二八度〇五分二四秒
(2)　北緯二六度二九分三四秒、東経一二八度〇八分一三秒
(3)　北緯二六度二五分一五秒、東経一二八度〇三分四九秒
(4)　北緯二六度二五分一五秒、東経一二八度〇一分三五秒
(5)　北緯二六度二八分四二秒、東経一二七度五九分五七秒
(6)　北緯二六度三二分四八秒、東経一二八度〇二分一〇秒
(7)　北緯二六度三二分五一秒、東経一二八度〇二分二八秒
(8)　北緯二六度三三分〇〇秒、東経一二八度〇二分三七秒

○総理府告示第十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成八年五月十日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

名　称	日本共産党本部周辺地域	
期　間	平成八年五月十七日から平成九年五月十六日まで	
地　域	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目（一番から二十三番までに限る。） 代々木一丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○総理府告示第十五号

宇宙開発に関する基本計画を決定したので告示する。

平成八年五月十六日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

宇宙開発に関する基本計画

平成8年5月11日
内閣総理大臣

我が国の宇宙開発に関する基本計画は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（平成8年4月24日決定）とする。

宇宙開発計画

平成8年4月24日
宇宙開発委員会

まえがき

我が国の宇宙開発は、自在な宇宙開発活動を遂行する上で必要な技術基盤の確立を目指して進められてきた。こうした目標のもと、自主技術で開発したH－Ⅱロケットの3機の試験機打上げ成功や各種人工衛星の開発等により、我が国は国際的な水準の技術、能力を備えるに至っている。また、本年1月には我が国の宇宙飛行士がスペースシャトルへ搭乗して、H－Ⅱロケットにより打ち上げた宇宙実験・観測フリーフライヤ（SFU）の回収等を行うなど、我が国においても有人活動、国際協力を本格的に開始している。

こうした宇宙開発活動の進捗状況や内外の宇宙開発をめぐる情勢の変化を踏まえ、本年1月24日、宇宙開発委員会は宇宙開発政策大綱を改訂した。本大綱では、「我が国の宇宙開発は21世紀に向けて新たな展開をして行くべき段階にある。我が国としては、宇宙開発の持つ意義を改めて確認するとともに、世界における宇宙開発の民生利用及び国際協力重視の流れを十分に認識し、これまでに培った宇宙開発の技術、能力を高めつつ、グローバルな視点に立った宇宙の本格利用を目指して、世界の宇宙開発に積極的な役割を果たしていく必要がある。」と今後の我が国の宇宙開発の方向性を示すとともに、今後10年程度にわたる宇宙開発活動の展開を明示した。

本「宇宙開発計画」は、宇宙開発政策大綱に従って、国内の研究及び開発等の進捗状況を踏まえ、具体的な開発プログラム等を定めたものである。

開発プログラム等の推進に当たっては、これまでの開発経験から得られた数々の貴重な教訓を十分に活かすとともに、関係機関が有機的連携をとり、密接な協力を行っていくものとする。

目次

Ⅰ　開発プログラム及び研究

1．地球観測・地球科学の分野
2．宇宙科学の分野
3．月探査の分野
4．通信・放送・測位等の分野
5．宇宙環境利用の分野
6．有人宇宙活動の分野
7．人工衛星の基盤技術の分野
8．宇宙インフラストラクチャーの分野

〔輸送系〕

〔拠点系〕

〔支援系〕

Ⅱ　打上げ

Ⅲ　施設の整備

Ⅳ　その他の施策

Ⅴ　予算

Ⅰ　開発プログラム及び研究

1．地球観測・地球科学の分野

(1)　運用

①　静止気象衛星4号（GMS－4）

我が国の気象業務の改善及び気象衛星に関する技術の開発を目的として、平成元年9月に打ち上げた静止気象衛星4号（GMS－4）「ひまわり4号」については、その管理を行い、必要に応じて試験等を行う。

②　地球資源衛星1号（JERS－1）

能動型観測技術の確立を図るとともに、資源探査を主目的に、国土調査、農林漁業、環境保全、防災、沿岸域監視等の観測を行うことを目的として、平成4年2月に打ち上げた地球資源衛星1号（JERS－1）「ふよう1号」を運用する。

③　静止気象衛星5号（GMS－5）

衛星による気象観測を継続し、我が国の気象業務の改善及び気象衛星に関する技術の向上を図るとともに、船舶等の遭難時における遭難信号を捜索救助機関に中継する機能を有する中継器を用いた実験を行うことを目的として、平成7年3月に打ち上げた静止気象衛星5号（GMS－5）「ひまわり5号」を運用する。

(2)　開発

①　地球観測プラットフォーム技術衛星

告示

特別捜査資料課	1 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件に関する資料の収集整備に関する事項 2 前号に関連する事項
公判事務課	1 公判の運営一般に関する事項 2 公判の遂行に関する事項 3 公判の遂行に関する資料の収集整備に関する事項（公判資料課の置かれていない庁に限る。） 4 判例の調査に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。） 5 前各号に関連する事項
公判資料課	1 公判の遂行に関する資料の収集整備に関する事項 2 前号に関連する事項
道路交通総務課	1 官印及び庁印の管守に関する事項 2 自庁警備に関する事項 3 文書の授受発送に関する事項 4 道路交通徴収課の所管に属する事項に関連する会計に関する事項 5 前各号に関連する事項
道路交通検務課	1 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に関する事件の受理、犯歴の調査及び記録の保存に関する事項 2 前号に掲げる事件の捜査に関する事項 3 前2号に関連する事項
道路交通事務課	1 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に関する事件の受理、証拠品、令状、徴収金、犯歴の調査、保護及び記録の保存に関する事項（道路交通徴収課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項を除く。） 2 前号に掲げる事件の捜査及び公判の遂行に関する事項 3 前2号に関連する会計に関する事項（道路交通徴収課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項に関連する会計に関する事項を含む。） 4 前3号に関連する事項
道路交通徴収課	1 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に関する徴収金に関する事項 2 前号に関連する事項
事務課	検察庁法第27条第3項及び第28条第3項に規定する事務（道路交通事務課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項を除く。）

附　則

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

課	事務
	2　徴収金に関する事項（徴収課の置かれていない庁に限る。ただし、道路交通事務課又は道路交通徴収課の置かれている庁にあつては、それぞれ、その課の所管に属する事項を除く。） 3　科学的捜査の技術に関する事項 4　超短波無線電話に関する事項（その設備のある庁に限る。） 5　事件の捜査及び公判の遂行に関する事項（地方検察庁支部及び刑事事務課の置かれていない区検察庁に限る。ただし、道路交通事務課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項を除く。） 6　前各号に関連する事項
検務第一課	1　事件の受理に関する事項 2　証拠品に関する事項（検務第三課の置かれていない庁に限る。） 3　令状の請求及び執行に関する事項 4　各部局間の調整に関する事項（東京区検察庁に限る。） 5　前各号に関連する事項 6　他の課の所管に属しない事項（東京区検察庁に限る。）
検務第二課	1　死刑及び自由刑の執行に関する事項 2　徴収金に関する事項（徴収課の置かれていない庁に限る。） 3　科学的捜査の技術に関する事項（採証課の置かれていない庁に限る。） 4　超短波無線電話に関する事項（採証課の置かれていない庁であつて、その設備のあるものに限る。） 5　犯歴の調査に関する事項（採証課の置かれていない庁に限る。） 6　恩赦及び保護に関する事項
	7　記録の保存に関する事項（検務第三課の置かれていない庁に限る。） 8　前各号に関連する事項
検務第三課	1　証拠品に関する事項 2　記録の保存に関する事項 3　前２号に関連する事項
事件課	1　事件の受理に関する事項 2　前号に関連する事項
証拠品課	1　証拠品に関する事項 2　前号に関連する事項
証拠品第一課	1　証拠品の受入れ及び保管に関する事項 2　前号に関連する事項
証拠品第二課	1　証拠品の処分に関する事項 2　前号に関連する事項
令状課	1　令状の請求及び執行に関する事項（特別執行課の所管に属する事項を除く。） 2　前号に関連する事項
執行課	1　死刑及び自由刑の執行に関する事項（特別執行課の所管に属する事項を除く。） 2　恩赦及び保護に関する事項（保護課の置かれていない庁に限る。） 3　前２号に関連する事項
徴収課	1　徴収金に関する事項（特別執行課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項を除く。） 2　前号に関連する事項
特別執行課	1　検事正があらかじめ指定する逃亡被疑者、逃亡被告人及びとん刑者の逮捕又は収監に関する事項 2　前号に関連する事項
犯歴課	1　犯歴の調査に関する事項 2　前号に関連する事項
保護課	1　恩赦及び保護に関する事項 2　前号に関連する事項
記録課	1　記録の保存に関する事項 2　前号に関連する事項
採証課	1　科学的捜査の技術に関する事項 2　超短波無線電話に関する事項（その設備のある庁に限る。） 3　犯歴の調査に関する事項（犯歴課の置かれていない庁に限る。） 4　前３号に関連する事項
監査課 監査室	1　事務監査に関する事項 2　前号に関連する事項
刑事事務課	1　事件の捜査に関する事項（国際捜査課、交通事務課、特別刑事事務課、公安事務課、特別捜査事務課、道路交通検務課又は道路交通事務課の置かれている庁にあつては、それぞれ、その課の所管に属する事項を除く。） 2　事件に関する資料の収集整備に関する事項（刑事資料課の置かれていない庁に限る。ただし、国際捜査課、交通事務課、特別刑事事務課、公安事務課、公安資料課又は特別捜査資料課の置かれている庁にあつては、それぞれ、その課の所管に属する事項を除く。） 3　事件の公判の遂行に関する事項（最高検察庁、高等検察庁並びに公判事務課の置かれていない地方検察庁及び区検察庁に限る。ただし、特別刑事事務課又は公安事務課の置かれている庁にあつては、それぞれ、その課の所管に属する事項を除く。） 4　前３号に関連する事項
刑事資料課	1　事件に関する資料の収集整備に関する事項（国際捜査課、交通事務課、特別刑事事務課、公安事務課、公安資料課、特別捜査事務課又は特別捜査資料課の置かれている庁にあつては、それぞれ、その課の所管に属する事項を除く。） 2　前号に関連する事項
国際捜査課	1　国際関係事件の捜査に関する事項 2　前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3　国際犯罪情勢の調査及び国際犯罪に関する資料の収集整備に関する事項（東京地方検察庁に限る。） 4　前３号に関連する事項
交通事務課	1　交通関係事件の捜査に関する事項 2　前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3　前２号に関連する事項
特別刑事事務課	1　公安関係事件、労働関係事件、財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査に関する事項 2　前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3　公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関する事項 4　第１号の事件の公判の遂行に関する事項（公判事務課の置かれていない庁に限る。） 5　前各号に関連する事項
公安事務課	1　公安関係事件及び労働関係事件の捜査に関する事項 2　前号の事件の公判の遂行に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。） 3　公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関する事項（公安資料課の置かれていない庁に限る。） 4　前３号に関連する事項
公安資料課	1　公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関する事項 2　前号に関連する事項
特別捜査事務課	1　財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査に関する事項 2　前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項（特別捜査資料課の置かれていない庁に限る。） 3　前２号に関連する事項

庁	部	課
	刑事部	刑事事務課 刑事資料課 国際捜査室
	交通部	交通事務課
	特別刑事部	特別刑事事務課
	公判部	公判事務課
京都地方検察庁 札幌地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 検務第一課 検務第二課 検務第三課 採証課 監査室
	刑事部	刑事事務課 刑事資料課
	交通部	交通事務課
	特別刑事部	特別刑事事務課
	公判部	公判事務課
浦和地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 検務第一課 検務第二課 検務第三課 監査室
	刑事部	刑事事務課 刑事資料課
	交通部	交通事務課
	特別刑事部	特別刑事事務課
	公判部	公判事務課
広島地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 検務第一課 検務第二課 検務第三課 採証課 監査室
	刑事部	刑事事務課 刑事資料課
	特別刑事部	特別刑事事務課
	公判部	公判事務課
仙台地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 検務第一課 検務第二課 採証課 監査室
	刑事部	刑事事務課 刑事資料課
	特別刑事部	特別刑事事務課
高松地方検察庁	事務局	総務課 会計課
	総務部	企画調査課 検務第一課 検務第二課 採証課 監査室
	刑事部	刑事事務課
	特別刑事部	特別刑事事務課
その他の地方検察庁	事務局	総務課 会計課
		企画調査課 検務第一課 検務第二課 監査室 刑事事務課 特別刑事事務課

別表第6を次のように改める。

別表第6（第10条関係）

課	所管事務
総務課	1　官印及び庁印の管守に関する事項 2　人事に関する事項（人事課の置かれていない庁（支部を含む。以下この表において同じ。）に限る。） 3　給与に関する事項（人事課の置かれていない庁に限る。） 4　職員の厚生に関する事項 5　自庁警備に関する事項 6　文書の接受発送に関する事項（文書課の置かれていない庁に限る。） 7　会計に関する事項（会計課の置かれていない庁に限る。ただし、道路交通事務課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項を除く。） 8　前各号に掲げるところのほか、庶務に関する事項 9　前各号に関連する事項 10　他の課の所管に属しない事項（企画調査課の置かれていない庁に限る。ただし、東京区検察庁を除く。）
人事課	1　人事に関する事項 2　給与に関する事項 3　前2号に関連する事項
文書課	1　文書の接受発送に関する事項 2　前号に関連する事項
会計課	1　歳入及び歳出に関する事項 2　予算及び決算に関する事項 3　用度に関する事項（用度課の置かれていない庁に限る。） 4　国有財産及び営繕に関する事項 5　共済組合に関する事項 6　保管金に関する事項 7　没収物等の売却に関する事項（用度課の置かれていない庁に限る。） 8　前各号に関連する事項
用度課	1　用度に関する事項 2　没収物等の売却に関する事項 3　前2号に関連する事項
企画調査課	1　企画調査及び広報活動に関する事項 2　教養指導に関する事項（教養課の置かれていない庁に限る。） 3　司法修習生の修習指導に関する事項（教養課又は司法修習課の置かれていない庁に限る。） 4　統計に関する事項 5　公判の運営一般に関する事項（公判事務課の置かれていない高等検察庁に限る。） 6　判例の調査に関する事項（公判事務課の置かれていない高等検察庁に限る。） 7　検察審査会に関する事項 8　国家賠償法に基づく争訟に関する事項 9　各部局間の調整に関する事項 10　前各号に関連する事項 11　他の課の所管に属しない事項
教養課	1　教養指導に関する事項 2　司法修習生の修習指導に関する事項（大阪地方検察庁に限る。） 3　前2号に関連する事項
司法修習課	1　司法修習生の修習指導に関する事項 2　前号に関連する事項
検務課	1　事件の受理、証拠品、令状、死刑及び自由刑の執行、犯歴の調査、恩赦、保護事項及び記録の保存に関する事項（道路交通事務課の置かれている庁にあつては、その課の所管に属する事項を除く。）

別表第3（第10条関係）

検察庁	事務局及び部	課及び室
最高検察庁	事務局	総務課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
	公安部	公安事務課
	公判部	公判事務課
東京高等検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		徴収課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
	公安部	公安事務課
		公安資料課
	公判部	公判事務課
大阪高等検察庁 福岡高等検察庁 札幌高等検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
	公安部	公安事務課
		公安資料課
その他の高等検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
	公安部	公安事務課
東京地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
		文書課
		会計課
		用度課
	総務部	企画調査課
		教養課
		司法修習課
		事件課
		証拠品第一課
		証拠品第二課
		令状課
		執行課
		徴収課
		特別執行課
		犯歴課
		保管課
		記録課
		技証課
		監査課
	刑事部	刑事事務課
		刑事資料課
		国際捜査課
	交通部	交通事務課
	公安部	公安事務課
		公安資料課
	特別捜査部	特別捜査事務課
		特別捜査資料課
	公判部	公判事務課
		公判資料課
大阪地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
		用度課
	総務部	企画調査課
		教養課
		事件課
		証拠品課
		令状課
		執行課
		徴収課
		特別執行課
		記録課
		技証課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
		国際捜査課
	交通部	交通事務課
	公安部	公安事務課
	特別捜査部	特別捜査事務課
		特別捜査資料課
	公判部	公判事務課
名古屋地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		検務第三課
		技証課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
		刑事資料課
		国際捜査課
	交通部	交通事務課
	公安部	公安事務課
	特別捜査部	特別捜査事務課
	公判部	公判事務課
横浜地方検察庁 福岡地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		検務第三課
		技証課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
		刑事資料課
		国際捜査課
	交通部	交通事務課
	特別刑事部	特別刑事事務課
	公判部	公判事務課
神戸地方検察庁	事務局	総務課
		人事課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		検務第三課
		技証課
		監査室
	刑事部	刑事事務課
		刑事資料課
	交通部	交通事務課
	特別刑事部	特別刑事事務課
	公判部	公判事務課
千葉地方検察庁	事務局	総務課
		会計課
	総務部	企画調査課
		検務第一課
		検務第二課
		検務第三課
		監査室

訓令

○法務省訓令第2号

検事総長

検事長

検事正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成8年5月11日

法務大臣 長尾 立子

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条、第5条関係）

検察庁	部
最高検察庁	総務部 刑事部 公安部 公判部
東京高等検察庁	総務部 刑事部 公安部 公判部
その他の高等検察庁	総務部 刑事部 公安部
東京地方検察庁 大阪地方検察庁 名古屋地方検察庁	総務部 刑事部 交通部 公安部 特別捜査部 公判部
横浜地方検察庁 浦和地方検察庁 千葉地方検察庁 京都地方検察庁 神戸地方検察庁 福岡地方検察庁 札幌地方検察庁	総務部 刑事部 交通部 特別刑事部 公判部
広島地方検察庁	総務部 刑事部 特別刑事部 公判部
仙台地方検察庁 高松地方検察庁	総務部 刑事部 特別刑事部
東京区検察庁	総務部 刑事部 公判部 道路交通部

別表第2（第5条関係）

部	所管事務
総務部	1 企画調査、教養指導、広報活動及び司法修習生の修習指導に関する事項 2 事件の受理、証拠品、令状、死刑及び自由刑の執行、徴収金、犯歴の調査、統計、恩赦、保護及び記録の保存に関する事項 3 科学的捜査の技術に関する事項 4 超短波無線電話に関する事項（その設備のある庁に限る。） 5 公判の運営一般に関する事項（公判部の置かれていない高等検察庁に限る。） 6 判例の調査に関する事項（公判部の置かれていない高等検察庁に限る。） 7 検察審査会に関する事項 8 国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく争訟に関する事項 9 事務監査に関する事項 10 各部局間の調整に関する事項 11 他の部の所管に属しない事項
刑事部	1 事件の捜査及び処分の決定に関する事項（交通部、特別刑事部、公安部、特別捜査部又は道路交通部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属する事項を除く。） 2 事件に関する資料の収集整備に関する事項（交通部、特別刑事部、公安部又は特別捜査部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属する事項を除く。） 3 国際犯罪情勢の調査及び国際犯罪に関する資料の収集整備に関する事項（東京地方検察庁に限る。） 4 事件の公判の遂行に関する事項（最高検察庁、高等検察庁及び公判部の置かれていない地方検察庁に限る。ただし、特別刑事部又は公安部の置かれている庁にあつては、それぞれ、その部の所管に属する事項を除く。） 5 前各号に関連する事項
交通部	1 交通関係事件の捜査及び処分の決定に関する事項 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3 前2号に関連する事項
特別刑事部	1 公安関係事件、労働関係事件、財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査及び処分の決定に関する事項 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関する事項 4 第1号の事件の公判の遂行に関する事項（公判部の置かれていない庁に限る。） 5 前各号に関連する事項
公安部	1 公安関係事件及び労働関係事件の捜査及び処分の決定に関する事項 2 前号の事件の公判の遂行に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。） 3 公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関する事項 4 前3号に関連する事項
特別捜査部	1 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査及び処分の決定に関する事項 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3 前2号に関連する事項
公判部	1 公判の運営一般に関する事項 2 公判の遂行に関する事項 3 公判の遂行に関する資料の収集整備に関する事項 4 公判における検察官の意見の統一調整に関する事項 5 非常上告に関する事項（最高検察庁に限る。） 6 判例の調査に関する事項（最高検察庁及び高等検察庁に限る。） 7 前各号に関連する事項
道路交通部	1 道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の捜査及び処分の決定に関する事項 2 前号に関連する事項

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第七条の十六第八項の規定に基づき、警察大学校警察通信研究センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成八年五月十一日

国家公安委員会委員長　倉田　寛之

警察大学校警察通信研究センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則

警察大学校警察通信研究センターの内部組織に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「警察通信」を「警察に関する通信」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条の規定に基づき、公正取引委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成八年五月十一日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

公正取引委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中部事務所の項中「第二審査課」を「第二審査課　第三審査課」に改める。

第四条第一項ただし書中「及び九州事務所」を削り、「並びに第三項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「、第五条第一項第二号の事務を」の下に「、九州事務所の総務課にあっては、第四条の三第一項第四号、第四条の四第一項並びに第五条第二項第一号及び第二号並びに第三項の事務を」を加え、同項第五号中「及び総括下請取引調査官」を削る。

第四条の三第一項ただし書中「及び九州事務所」を削り、「並びに第三項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第六項の事務を、九州事務所の取引課にあっては、次条第一項並びに第五条第二項第一号及び第二号並びに第三項」に改める。

第四条の四第一項ただし書中「及び九州事務所」を削り、「並びに第三項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第六項の事務を、九州事務所の下請課にあっては、前条第一項第四号並びに次条第二項第一号及び第二号並びに第三項」に改める。

第五条第二項第二号中「中部事務所及び」を「中部事務所の第一審査課にあっては、第二審査課及び第三審査課の所掌に属さない事件、」に改め、同条第六項中「三十六人」を「三十九人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項に掲げる事務のほか、中部事務所の第三審査課においては、次項に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第二十三の二（第二十二条の九関係）

在宅介護住宅改良援護金／自動車購入援護金　支給申請書

人事院様式676

申請回数	第　　回

（実施機関の長の官職氏名） 殿 下記の（在宅介護住宅改良援護金／自動車購入援護金）の支給を申請します。	申請年月日　平成　年　月　日 申請者の住所 氏　名　● 生年月日　年　月　日生
1（所属部局）	2（官職）□常勤　□非常勤（　　）
3（負傷又は発病年月日） 平成　年　月　日	4（受けている補償の種類） □ 傷病補償年金 □ 障害補償年金（障害等級第　級）
5（年金証書の番号） 第　号	6（障害の部位）

7 在宅介護住宅改良援護金	申請に係る期間	平成　年　月分～平成　年　月分			
	金融機関の名称	借入日	当初借入額	申請に係る期間の借入利率	申請に係る期間に支払った利息
			円	%	円
			円	%	円
			円	%	円
	在宅介護住宅改良援護金支給申請額				円

8 自動車購入援護金	申請に係る期間	平成　年　月分～平成　年　月分			
	金融機関の名称	借入日	当初借入額	申請に係る期間の借入利率	申請に係る期間に支払った利息
			円	%	円
	自動車購入援護金支給申請額				円

※受理	※決定	※支払	※決定金額	
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	在宅介護住宅改良援護金	円
			自動車購入援護金	円

注1　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
2　「6（障害の部位）」の欄については、自動車購入援護金の支給申請を行おうとする場合にのみ記入すること。
3　この申請書には、人事院規則16－4（補償及び福祉事業の実施）第22条の9第1項に定めるところにより必要な書類を添付すること。

（日本工業規格A列4）

別表第二十七中第20欄を第22欄とし、同表第19欄中「休業援護金」の次に「、在宅介護住宅改良援護金、自動車購入援護金」を加え、同欄を同表第21欄とし、同表中第18欄を第20欄とし、第17欄を第19欄とし、第16欄を第18欄とし、第15欄を第17欄とし、第14欄を第16欄とし、第13欄を第15欄とし、

12　介護用機器の貸付け				

を

12　介護用機器の貸付け				
13　在宅介護住宅改良援護金				
14　自動車購入援護金				

に改める。

別表第二十八（その八）中

介護用機器の貸付け					

を

介護用機器の貸付け					
在宅介護住宅改良援護金					
自動車購入援護金					

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成七年十月分から平成八年三月分までの在宅介護住宅改良援護金の支給又は自動車購入援護金の支給を受けようとする者のこれらの支給に係る申請については、改正後の規則一六―四第二十二条の九第二項の規定にかかわらず、平成八年五月から同年九月までの間の実施機関が適当と認める月において、その末日までに行うものとする。

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表山形県の項中「西置賜郡飯豊町大字高峰字栗巣沢四二二五の七　東北地方建設局白川ダム管理所」を「西置賜郡飯豊町大字高峰字栗巣沢四二二五　東北地方建設局最上川ダム統合管理事務所白川ダム管理支所」に改める。

別表長崎県の項中「下県郡豊玉町大字仁位一三六〇の五　長崎地方法務局豊玉出張所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則一六―〇―一九

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六―〇の規定は、平成八年四月一日から適用する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則一六―三―二五

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十号を第二十二号とし、第九号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九　在宅介護住宅改良援護金の支給

十　自動車購入援護金の支給

第十四条の三の次に次の二条を加える。

（在宅介護住宅改良援護金の支給）

第十四条の四　実施機関は、次の各号のいずれにも該当する者には、在宅介護住宅改良援護金として、その者が第二号の資金の借入れを行った日の翌日から起算して十五年を経過する日の属する月の末日までの間に支払った当該資金に係る利息で人事院が定める率を超える利率によるもののうち人事院が定める額を支給するものとする。

一　傷病補償年金を受ける権利を有する者又は補償法別表に定める第三級以上の等級に該当する障害により障害補償年金を受ける権利を有する者

二　居宅において介護を受けることを容易にするために必要な構造若しくは設備を備えた住宅への改良又は当該構造若しくは設備を備えた住宅の建設若しくは購入のための資金を人事院が定める金融機関から借り入れ、かつ、当該資金の返済を行っている者

三　前号の資金の借入れを行った日において七十歳未満の年齢であった者

（自動車購入援護金の支給）

第十四条の五　実施機関は、次の各号のいずれにも該当する者には、自動車購入援護金として、その者が第二号の資金の借入れを行った日の翌日から起算して八年を経過する日の属する月の末日までの間に支払った当該資金に係る利息で人事院が定める率を超える利率によるもののうち人事院が定める額を支給するものとする。

一　補償法別表に定める第三級以上の等級に該当するせき髄の障害、上肢の障害若しくは下肢の障害があることにより、又は同表に定める第四級以下の等級に該当するこれらの障害のうち二以上の異なる障害についての補償法第十三条第三項の規定による障害の等級が同表に定める第三級以上になる場合の当該障害があることにより障害補償年金を受ける権利を有する者

二　自ら運転するために必要な特別の構造若しくは装置を備えた自動車の購入又は当該構造若しくは装置を備えた自動車への改造を行うための資金を人事院が定める金融機関から借り入れ、かつ、当該資金の返済を行っている者

第十六条第一号中「八千円」を「九千円」に改め、同条第二号中「一万一千円」を「一万二千円」に改め、同条第三号中「一万三千円」を「一万四千円」に改め、同条第四号中「二万九千円」を「三万二千円」に改める。

第十八条第三項中「八千円」を「九千円」に改める。

第十九条の四中「七百十万円」を「八百三十万円」に、「四百四十万円」を「四百七十万円」に改める。

第十九条の五中「九百万円」を「千二十万円」に、「五百十万円」を「五百四十万円」に改める。

第十九条の十五第一項中「休業援護金の支給」の下に「、在宅介護住宅改良援護金の支給、自動車購入援護金の支給」を加える。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六―三の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　改正後の規則一六―三第十四条の四及び第十四条の五の規定は、平成八年四月一日前にこれらの規定に規定する資金の借入れを行い、かつ、これらの資金の返済を行っている者にあっては、平成七年十月一日以降に支払ったこれらの資金に係る利息について適用する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則一六―四―一五

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十を第二十二条の十一とする。

第二十二条の九第一項中「別表第二十三の二又は別表第二十三の三」を「別表第二十三の三又は別表第二十三の四」に改め、同条を第二十二条の十とし、第二十二条の八の次に次の一条を加える。

第二十二条の九　在宅介護住宅改良援護金の支給又は自動車購入援護金の支給を受けようとする者は、その種類に応じ、人事院が定める書類を添えて、別表第二十三の二に定める様式の申請書を実施機関に提出しなければならない。

2　前項の申請書は、毎年一月及び七月の各月の末日までにそれぞれの月の前六月分について提出するものとする。ただし、実施機関が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3　実施機関は、第一項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請に係る福祉事業をするかどうか及びこれをする場合の支払金額について決定し、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十四条の二第一項中「別表第二十三の四」を「別表第二十三の五」に改める。

別表第二十三の四を別表第二十三の五とする。

別表第二十三の三中「（第二十二条の九関係）」を「（第二十二条の十関係）」に改め、同表を別表第二十三の四とする。

別表第二十三の二中「（第二十二条の九関係）」を「（第二十二条の十関係）」に改め、同表を別表第二十三の三とし、別表第二十三の次に次の一表を加える。

(1) 河川の堤防等
(2) 道路法第四十六条第一項（第二号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺
(3) 港湾施設又は鉄道施設等

第十九条第一項第二号中「北海道開発庁北海道開発局又は建設省地方建設局に所属する職員が」及び「（人事院がこれに準ずると認める地域を含む。次項において「警戒区域等」という。）」を削り、「又は工事の監督等の作業に従事したとき。」を「、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業」に改め、同項第三号中「警察庁に所属する職員が豪雨等」及び「火事等の」を削り、「又は鑑識作業」を「、鑑識作業又はこれらに相当する作業」に改め、「に従事したとき。」を削り、同項第四号中「人事院の定める職員が」及び「に従事したとき。」を削り、同条第二項中「（同項第一号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、当該各号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額、同項第二号若しくは第三号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第二号若しくは第三号に掲げる作業に相当する作業が警戒区域等で行われた場合にあっては、当該各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するときにあっては、第三号に定める額を同項の手当の額とする。
一 第一項第一号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項第一号又は第四号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額
二 第一項第三号の作業又は同項第四号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合　前項第三号又は第四号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額
三 第一項各号の作業が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合　前項各号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

第二十三条第二項の表前項第一号の業務の項中「一万六千五百円」を「一万七千五百円」に、「一万千五百円」を「一万二千五百円」に改め、同表前項第二号の業務の項中

東京空港事務所	一万六千五百円
新東京空港事務所、名古屋空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所又は那覇空港事務所	一万五千円

を

新東京空港事務所、東京空港事務所又は関西空港事務所	一万七千五百円
名古屋空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所又は那覇空港事務所	一万六千円

に、「一万千五百円」を「一万二千五百円」に、「七千三百円」を「七千五百円」に改め、同表前項第三号の業務の項中「一万千五百円」を「一万二千五百円」に、「七千三百円」を「七千五百円」に、「六千八百円」を「七千円」に改め、同表前項第四号の業務の項中「一万千五百円」を「一万二千五百円」に、「七千三百円」を「七千五百円」に改め、同表前項第五号の業務の項中「六千八百円」を「七千円」に改め、同表前項第六号の業務の項及び前項第七号の業務の項中「四千九百円」を「五千円」に改める。

第二十四条を次のように改める。

（夜間看護等手当）
第二十四条　夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。
一 病院、療養所、診療所等に勤務する助産婦、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。
二 病院、療養所、診療所等に勤務する医療職俸給表の適用を受ける職員のうち人事院の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事院が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。
2 前項の手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 前項第一号の業務　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　六千八百円
ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
(1) 深夜における勤務時間が四時間以上である場合　三千三百円
(2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合　二千九百円
(3) 深夜における勤務時間が二時間未満である場合　二千円
二 前項第二号の業務　千二百四十円
3 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると人事院が認める場合における第一項第一号の業務に係る手当額については、当分の間、前項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額に千百四十円の範囲内で当該事情に応じて人事院が定める額を加算した額とする。

第二十四条の二第二項第二号中「並びに第三号」を削り、同項第三号中「前項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第四号中「七百五十円」を「千二百円」に改める。

第二十八条の五第一項第九号中「人事院が定める職員が前各号に」を「人事院の定める職員が第一号から第八号までに」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。
九 警察庁に所属する職員が日本国外において犯罪の捜査に関する情報収集業務で人事院の定めるものに従事したとき。

第二十八条の五第二項第三号中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 前項第九号の業務　八百円

第三十三条中「第五条第一項第四号及び第十一号(1)」を「第五条第一項第四号、第十一号(1)並びに第十二号(1)及び(2)」に改める。

第三十七条第二項中「七百五十円」を「千二百円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九—三〇の規定（第七条第二項の規定を除く。）は、平成八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九—四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九—四二—九

人事院規則九—四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九—四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

別表のハの項中「警視総監」を「内閣内政審議室長
内閣外政審議室長
内閣安全保障室長
警視総監」に改め、同表のニの項中「会計検査院事務総局次長」を「会計検査院事務総局次長
内閣広報官
内閣情報調査室長」に改め、「内閣内政審議室長
内閣外政審議室長
内閣安全保障室長」を削る。

別表の備考第二項を同表の備考第三項とし、同表の備考第一項中「会計検査院事務総局次長」の下に「、内閣広報官、内閣情報調査室長」を加え、「内閣内政審議室長、内閣外政審議室長、内閣安全保障室長及び」を削り、同項を同表の備考第二項とし、同表の備考に第一項として次の一項を加える。

1 当分の間、内閣内政審議室長、内閣外政審議室長及び内閣安全保障室長については、この表のハの項に掲げるものは、指令で定めるものとし、指令で定めるもの以外のものは、この表のニの項に掲げられているものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九—五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九—五五—三七

人事院規則九—五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

5　公安調査事務所の困難な業務を処理する首席調査官の職務

別表第一の公安職俸給表(二)級別標準職務表八級の欄第三項中「、公安調査事務所」を削り、同欄中第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　公安調査事務所の困難な業務を処理する首席調査官の職務

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七(俸給の特別調整額)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日　　人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九―一七―五五

人事院規則九―一七(俸給の特別調整額)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七(俸給の特別調整額)の一部を次のように改正する。

別表総理府の部行政改革委員会事務局の項の次に次のように加える。

地方分権推進委員会事務局	事務局長	一種

別表公正取引委員会の部地方事務所の項中「所長　二種」を「所長　二種／審査統括官　三種」に改める。

別表警察庁の部警察大学校の項中「資料主幹　三種」を削り、同部国際捜査研修所の項の次に次のように加える。

警察政策研究センター	所長	二種
	資料主幹	三種

別表経済企画庁の部経済研究所の項中「課長」を「課長　環境経済計算調整官」に改める。

別表科学技術庁の部航空宇宙技術研究所の項及び金属材料技術研究所の項中「科学技術官」を「研究総務官」に改め、同部放射線医学総合研究所支所の項中「部長　三種」を削る。

別表防衛施設庁の部内部部局の項中「首席渉外労務監督官」を「首席労務対策調査専門官」に改める。

別表公安調査庁の部内部部局の項中「情報調整官」を「企画調整官」に改め、同部公安調査局の項中「課長」を「課長　首席調査官」に改め、同部公安調査事務所の項中「課長」を「首席調査官」に改める。

別表農林水産省の部植物防疫所及び那覇植物防疫事務所の項及び植物防疫所支所の項中「課長」を「課長　統括植物検疫官」に改める。

別表林野庁の部林木育種センター事業場の項の次に次のように加える。

育種技術園	主任研究官(人事院の定めるものに限る。)	四種

別表林野庁の部森林技術総合研修所の項中「課長　四種」を「所長　一種／首席教務指導官　三種／課長　四種」に改め、同部営林局の項中「部長　二種」を「部長　二種／所長　四種」に改め、同部営林支局の項中「部長　三種(人事院が別に定める場合にあっては一種又は二種)」を「部長　三種(人事院が別に定める場合にあっては一種又は二種)／所長　五種」に改める。

別表運輸省の部航空路監視レーダー事務所の項中「先任航空管制技術官」を「先任航空管制技術官　次席航空管制技術官(人事院の定めるものに限る。)」に改める。

別表海上保安庁の部航空基地の項の次に次のように加える。

特殊警備基地	基地長	三種

別表気象庁の部管区気象台及び沖縄気象台の項中「課長」を「課長　地震情報官」に改める。

別表建設省の部建設政策研究センターの項中「次長」を「所長」に改める。

別表消防庁の部内部部局の項中「違反処理指導官」を「危険物判定指導官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇(特殊勤務手当)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日　　人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九―三〇―三一

人事院規則九―三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号を次のように改める。

二十二　夜間看護等手当(第二十四条)

第五条第一項第十一号中「又は都道府県警察に所属する地方警務官」を「若しくは都道府県警察に所属する地方警務官又は海上保安庁に所属する職員」に改め、同号(1)中「(2)及び(3)」を「以下この項」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　外務省に所属する職員が他国の領域内において次に掲げる作業に従事したとき。

(1)　化学砲弾等(特殊危険物質が充てんされた砲弾等をいう。以下この号において同じ。)の信管除去の作業又は化学砲弾等の応急的な安全化のために当該化学砲弾等に対して行うせん孔作業

(2)　化学砲弾等に対して行う鑑定又は移動等の作業

(3)　化学砲弾等による被害の危険がある区域内において行う作業((1)及び(2)に掲げる作業を除く。)

第五条第二項第一号中「及び第十一号(2)」を「、第十一号(2)及び第十二号(3)」に改め、同項第四号中「及び第十一号(1)」を「、第十一号(1)及び第十二号(2)」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前項第十二号(1)の作業　四千六百円

第七条第二項の表中「航空大学校帯広分校整備運用課」を「航空大学校帯広分校整備課」に改め、同条第四項中「捜索救難」の下に「、犯罪の捜査若しくは鎮圧」を加える。

第十一条第一項第三号中「海上保安庁」を「警察庁又は海上保安庁」に改め、同号(1)を次のように改める。

(1)　死体の収容等

第十九条第一項中「次に掲げる場合」を「人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したとき」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)

人事院規則一—五—七

人事院規則一—五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一—五（特別職）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　宮務主管（一人）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二—三（人事院事務総局の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則二—三—一四

人事院規則二—三（人事院事務総局の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二—三（人事院事務総局の組織）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十七条」に、「第七十七条」を「第七十八条」に改める。

第十六条第三号中「、浄書」を削る。

第七十七条を第七十八条とし、第六章中第七十六条の次に次の一条を加える。

（研修所顧問）

第七十七条　研修所に、所要の研修所顧問を置く。

2　研修所顧問は、第五十一条に規定する研修に関する重要事項について、所長の諮問に答える。

3　研修所顧問は、行政に関し学識経験のある者のうちから、総裁が委嘱する。

4　研修所顧問の任期は、二年とする。

5　研修所顧問は、非常勤とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九—二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九—二—二三

人事院規則九—二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九—二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第四条第二号(1)中「警備課、」を削り、同号(2)中「警備第五課」の下に「、警備第六課」を加える。

第五条第一号(2)中「及び参事官」を「、参事官及び公安調査管理官」に改め、同条第三号中「灯台部電波標識課オメガセンター」を「灯台部電波標識課のオメガセンター若しくはディファレンシャルGPSセンター」に改める。

第十五条第三号中「内閣安全保障室長」の下に「、内閣広報官、内閣情報調査室長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九—六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九—六—二七

人事院規則九—六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九—六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十三号中

(2)　プルトニウム輸送船警乗隊に属し、プルトニウム輸送船の護衛のための警乗業務に直接従事することを本務とする職員	四
(3)　(1)に掲げる船舶以外の船舶（総トン数五トン未満の船舶及び湖、川又は港のみを航行する船舶を除く。）に乗り組む職員	三
(4)　特殊救難隊に属し、特殊救難業務に直接従事することを本務とする職員	
(5)　海上警備隊に属し、海上警備業務に直接従事することを本務とする職員	二

を

(2)　(1)に掲げる船舶以外の船舶（総トン数五トン未満の船舶及び湖、川又は港のみを航行する船舶を除く。）に乗り組む職員	三
(3)　特殊警備隊に属し、特殊警備業務に直接従事することを本務とする職員	
(4)　特殊救難隊に属し、特殊救難業務に直接従事することを本務とする職員	

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九—八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則九—八—二九

人事院規則九—八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九—八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第一の専門行政職俸給表級別標準職務表四級の欄第二項を次のように改める。

2　植物防疫所の統括植物防疫官、統括調査官又は統括同定官（以下「統括植物防疫官」という。）の職務

別表第一の専門行政職俸給表級別標準職務表四級の欄中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　動物検疫所（支所を除く。）の相当困難な業務を所掌する課の長の職務

別表第一の専門行政職俸給表級別標準職務表五級の欄第一項を次のように改める。

1　植物防疫所若しくは動物検疫所（以下「動植物防疫官署」という。）の部長又は特に困難な業務を処理する統括植物防疫官の職務

別表第一の公安職俸給表(二)級別標準職務表七級の欄第三項中「、公安調査事務所」を削り、同欄中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

規則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成八年五月十一日

会計検査院長　矢崎　新二

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百四十五人」を「千二百四十八人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成八年五月十一日

人事院総裁　弥富啓之助

○自治省令第二十二号

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十六条第二項の規定に基づき、平成八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

自治大臣　倉田　寛之

平成八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令(平成八年自治省令第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成八年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、平成八年五月に、各地方団体の平成七年度分の普通交付税の額に〇・二六〇六五〇三一九七四を乗じて得た額から、前項の規定に基づき当該地方団体に対して交付した額を控除して得た額を交付する。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○自治省令第二十三号

消費譲与税法(昭和六十三年法律第百十一号)第九条の規定に基づき、消費譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

自治大臣　倉田　寛之

消費譲与税法施行規則の一部を改正する省令

消費譲与税法施行規則(平成元年自治省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二年十月一日」を「平成七年十月一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成八年度分の消費譲与税から適用する。

○自治省令第二十四号

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第三十七条の五の三第二項第二号及び第五十二条の十の十第二号の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月三十一日

自治大臣　倉田　寛之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の五の三の次に次の一条を加える。

(政令第三十七条の五の三第二項第二号の施設)

第七条の五の四　政令第三十七条の五の三第二項第二号に規定する自治省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同項第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

第十条の四第一項中「(昭和四十三年法律第百号)」を削る。

第十一条の十一を第十一条の十二とし、第十一条の十の次に次の一条を加える。

(政令第五十二条の十の十第二号の施設)

第十一条の十一　政令第五十二条の十の十第二号に規定する自治省令で定める施設は、ショルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○自治省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、自治省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日　　自治大臣　倉田　寛之

自治省定員規則の一部を改正する省令

自治省定員規則（昭和四十四年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「四二三人」を「四二四人」に、「一六〇人」を「一六三人」に、「五八三人」を「五八七人」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の自治省定員規則第一項及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　自治省の本省の定員は、改正後の自治省定員規則第一項の規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間は、四五二人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、四二五人とする。

○自治省令第十九号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日　　自治大臣　倉田　寛之

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般救助用器具の項中「又は救助幕」を削り、同表重量物排除用器具の項中「ワイヤロープ」を「ワイヤロープ　マンホール救助器具　救助用簡易起重機※」に改め、同表破壊用器具の項中「ハンマー」を「ハンマー　携帯用コンクリート破壊器具」に改め、同表呼吸保護用器具の項中「空気呼吸器（予備ボンベ及び補充用ボンベを含む。）」を「空気呼吸器（予備ボンベを含む。）　空気補充用ボンベ※」に改め、同表隊員保護用器具の項中「安全帯」を「安全帯　防塵（じん）メガネ　携帯警報器　防毒マスク」に改め、同表水難救助用器具の項中「水中スクーター」を「水中スクーター　水中無線機　水中時計　水中テレビカメラ」に改め、同表その他の救助用器具の項中「投光器一式」を「投光器一式　携帯投光器」に、「応急処置用セット」を「応急処置用セット　車両移動器具※」に改める。

別表第二重量物排除用器具の項中「空気式大型油圧スプレッダー」を「大型油圧スプレッダー　救助用支柱器具※　チェーンブロック※」に改め、同表切断用器具の項中「空気式大型油圧切断機」を「大型油圧切断機　空気切断機　コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※」に改め、同表呼吸保護用器具の項中「送排風機」を「送排風機　エアラインマスク※」に改め、同表隊員保護用器具の項中「防毒衣」を「防毒衣　特殊ヘルメット※」に改め、同項の次に次のように加える。

検索用器具	簡易画像探索機

別表第二その他の救助用器具の項中「ロープ登降機」を「ロープ登降機　救助用降下機※　発電機」に改め、同表中

「備考　表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。」

を

「備考
一　※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。
二　表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。」

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○自治省令第二十号

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）及び自治省組織令（昭和二十七年政令第三百八十一号）を実施するため、自治省内部部局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日　　自治大臣　倉田　寛之

自治省内部部局組織規程の一部を改正する省令

自治省内部部局組織規程（昭和四十七年自治省令第七号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（行政体制整備室）

第八条　行政局振興課に、行政体制整備室を置く。

2　行政体制整備室においては、振興課の所掌事務のうち、地方公共団体の行政改革の推進のための支援、中核市の指定、広域連合並びに自主的な市町村の合併の推進のための助言及び情報の提供に関する事務をつかさどる。

3　行政体制整備室に、室長を置く。

第二十三条を次のように改める。

（消防職員企画官）

第二十三条　消防課に、消防職員企画官一人を置く。

2　消防職員企画官は、命を受け、消防庁の所掌事務のうち、消防職員委員会の組織及び運営の基準並びに消防職員の勤務条件、厚生福利及び服務に係る事項の企画、立案、指導及び調査に関する事務を行う。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（防災情報室）

第二十七条　防災課に、防災情報室を置く。

2　防災情報室においては、消防庁の所掌事務のうち、令第四十五条第九号、第十号及び第十一号に掲げる事務をつかさどる。

3　防災情報室に、室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○自治省令第二十一号

平成八年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令（平成八年政令第百四十七号）の施行に伴い、及び政党助成法（平成六年法律第五号）の規定に基づき、政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日　　自治大臣　倉田　寛之

政党助成法施行規則の一部を改正する省令

政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の次に次の一項を加える。

8　平成八年分として交付すべき政党交付金に限り、第六条第一項第一号中「四月に」とあるのは「五月に」と、「四月二十日」とあるのは「五月二十七日」と、別記第四号様式中「4月分」とあるのは「5月分」と、別記第六号様式中「4月　日」とあるのは「5月　日」と、別記第二十一号様式及び別記第二十三号様式中「4月」とあるのは「5月」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

2　地震調査官は、上官の命を受け、国土地理院の所掌事務のうち、地震に関する特定事項の企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。

第二百六十五条第三項中「大地測量」を「測地測量」に改める。

第二百六十六条第五項中「調査課を」の下に「、北海道地方測量部に管理課を」を加える。

第三百十九条の二第一項中「中部地方建設局」を「関東地方建設局及び中部地方建設局」に改める。

第三百十九条の四第一項中「東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国地方建設局及び九州地方建設局の」を削る。

第三百二十一条の二第二項中「北陸地方建設局」の下に「、中国地方建設局」を加え、「第三百二十二条第二項に」を「第三百二十二条第二項及び第三百二十二条の二第二項に」に、「、中部地方建設局」を「並びに中部地方建設局」に改め、「並びに中国地方建設局にあつては第三百二十二条第二項及び第三百二十二条の二第二項に規定するもの」を削る。

第三百二十二条の二第一項中「関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局及び中国地方建設局の」を削る。

第三百二十四条の二第一項中「関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国地方建設局、四国地方建設局及び九州地方建設局の」を削り、「河川部」の下に「(北陸地方建設局を除く。)」を加える。

第三百二十四条の七第一項中「中国地方建設局」の下に「、四国地方建設局」を加える。

第三百二十四条の八第一項中「関東地方建設局」を「東北地方建設局、関東地方建設局及び中部地方建設局」に改める。

第三百二十四条の九第一項中「近畿地方建設局」の下に「、中国地方建設局」を加える。

第三百二十六条の二第一項中「関東地方建設局」を「東北地方建設局、関東地方建設局」に改める。

第三百二十六条の三第一項中「東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国地方建設局及び九州地方建設局の」を削り、「道路部」の下に「(北陸地方建設局を除く。)」を加え、同条第二項中「関東地方建設局」の下に「、中部地方建設局及び近畿地方建設局」を加える。

第三百二十六条の四第一項中「関東地方建設局」の下に「、中部地方建設局及び近畿地方建設局」を加える。

第三百二十九条の三を第三百二十九条の五とする。

第三百二十九条の二第一項中「東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局の」を削り、同条を第三百二十九条の四とする。

第三百二十九条の次に次の二条を加える。

(営繕調整官)

第三百二十九条の二　関東地方建設局の営繕部に、営繕調整官一人を置く。

2　営繕調整官は、上官の命を受け、営繕部の所掌事務のうち、重要事項についての連絡及び調整に関する事務を整理する。

(営繕積算調査官)

第三百二十九条の三　関東地方建設局の営繕部に、営繕積算調査官一人を置く。

2　営繕積算調査官は、上官の命を受け、営繕部の所掌事務のうち、営繕工事に関する積算の基準に係る調査、企画及び調整に関する事務を整理する。

第三百三十三条第一項中「三百十三人」を「三百三十三人」に改める。

第三百三十四条第一項中「五十六人」を「五十五人」に改める。

第三百三十六条第一項中「百九十八人」を「百九十六人」に改める。

第三百三十八条第三項の表中

工事事務所
技術事務所

を

工事事務所	総務課、工務課
技術事務所	総務課、技術課

に改める。

第三百三十九条の二第一項中「三十人」を「三十三人」に改める。

第三百三十九条の三第一項中「四十五人」を「四十八人」に改める。

別表東北地方建設局の項山形工事事務所の項中「、白川ダム管理所及び寒河江ダム管理所」を「及び最上川ダム統合管理事務所」に改める。

別表東北地方建設局の項酒田工事事務所の項中「最上川下流(立谷沢川の合流点から下流)」を「最上川下流(左岸　山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯千五百三番三地先 右岸　同村大字古口字柏沢外八国有林百九十七林班く小班地先から下流)」に改める。

別表東北地方建設局の項北上川ダム統合管理事務所の項の次に次のように加える。

最上川ダム統合管理事務所	山形県西村山郡西川町	一　最上川上流ダム群(置賜白川白川ダム及び寒河江川寒河江ダム)の操作等の管理の調整 二　置賜白川白川ダム及び寒河江川寒河江ダムの維持及び管理その他当該ダムに係る河川の管理

別表東北地方建設局の項白川ダム管理所の項及び寒河江ダム管理所の項を削る。

別表関東地方建設局の項長野国道工事事務所の項中「百四十八号」を「百五十八号」に改める。

別表北陸地方建設局の項金沢工事事務所の項中「四　一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号の改築及び修繕工事、維持その他の管理」を「四　一般国道八号、百五十七号、百五十九号及び百六十号の改築及び修繕工事、維持その他の管理
五　一般国道四百七十号の新設工事」に改める。

別表中部地方建設局の項静岡国道工事事務所の項中「一　一般国道一号、五十二号、百三十八号、百三十九号及び二百四十六号の改築及び修繕工事、維持その他の管理」を「一　一般国道一号、五十二号、百三十八号、百三十九号及び二百四十六号の改築及び修繕工事、維持その他の管理
二　一般国道百五十号の改築工事」に改める。

別表近畿地方建設局の項奈良国道工事事務所の項中「百六十六号」の下に「及び百六十八号」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（防災技術課の所掌事務）
第百三十四条の二　防災技術課においては、次の事務をつかさどる。
一　地震防災情報のシステム化に関する調査、研究及び技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関すること。
二　地震防災計画に関する調査、研究及び技術の指導に関すること。
第百三十一条の次に次の二条を加える。
（積算技術研究センターの組織）
第百三十二条　積算技術研究センターに、システム課を置く。
（システム課の所掌事務）
第百三十三条　システム課においては、次の事務をつかさどる。
一　土木技術の基準化、自動化及びシステム化の研究及び開発に関する事務並びにこれらの技術の指導を行うこと。
二　電子計算機及びプログラムの管理運営に関する事務を処理すること。
第百三十八条の三の次に次の一条を加える。
（情報技術総括研究官）
第百三十八条の四　企画部に、情報技術総括研究官一人を置く。
2　情報技術総括研究官は、上官の命を受け、土木研究所の所掌事務のうち、情報通信技術に係る調査、試験、研究及び技術の指導に関する企画及び調整をつかさどる。
第百七十八条中「四室」を「五室」に、「都市防災研究室」を「都市防災構造研究室 都市防災情報研究室」に改める。
第百八十一条の見出し中「都市防災研究室」を「都市防災構造研究室」に改め、同条中「都市防災研究室」を「都市防災構造研究室」に改め、「おいては、」の下に「（次条に規定するものを除く。）」を加え、「都市防災構造その他」を、「指導」の下に「（次条に規定するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。
（都市防災情報研究室の所掌事務）
第百八十一条の二　都市防災情報研究室においては、都市防災情報に関する調査、研究及び技術の指導をつかさどる。
第百八十八条（見出しを含む。）中「基準認証研究センター」を「性能評価試験室」に改め、同条を第百八十八条の二とし、第百八十七条の二の次に次の一条を加える。
（基準認証研究センターの組織）
第百八十八条　基準認証研究センターに、性能評価試験室を置く。
第百八十九条の二の次に次の一条を加える。

（地震防災研究官）
第百八十九条の三　建築研究所に、地震防災研究官一人を置く。
2　地震防災研究官は、上官の命を受け、建築研究所の所掌事務のうち、建築等に係る地震防災に関する調査及び研究の企画及び調整をつかさどる。
第百九十六条中「教務課 訓練管理課」を「教務課」に改める。
第百九十九条の二を削る。
第二百十三条第三項中「第七十八条第一項第三号及び第四号並びに第五号」を「第七十八条第一項第三号及び第四号」に改め、同条中第四項から第六項までを削る。
第二百十四条第二項中「、教務課及び訓練管理課」を「及び教務課」に改める。
第二百十四条の六の次に次の一条を加える。
（環境情報研修官）
第二百十四条の七　測量部に、環境情報研修官一人を置く。
2　環境情報研修官は、上官の命を受け、測量部の所掌事務のうち、環境及び地理に関する情報についての研修をつかさどる。
第二百十五条第一項中「十七人」を「十六人」に改める。
第二百十五条の三第一項中「六人」を「七人」に改める。
第二百十七条に次の一項を加える。
2　前項に掲げるもののほか、国土地理院に測地観測センターを置く。
第二百二十六条の二第五号中「処理すること」の下に「（第二百五十四条の三第三号及び第五号並びに第二百五十四条の四第三号に規定するものを除く。）」を加える。
第二百二十八条第一号中「大地測量（以下「大地測量」という。）及び基本測量における小地測量（以下「小地測量」という。）」を「測地測量」に改め、「処理すること」の下に「（第二百五十四条の三第一号に規定するものを除く。）」を加え、同条第二号中「大地測量及び小地測量」を「基本測量における測地測量」に改め、「第二百二十六条の二第五号」の下に「、第二百五十四条の三第三号及び第二百五十四条の四第三号」を加え、同条第三号中「大地測量及び小地測量並びに」を「基本測量及び」に、「及び第二百三十一条第四号」を「、第二百三十一条第三号、第二百五十四条の三第六号及び第二百五十四条の四第六号」に改める。

第二百二十九条第二号中「、第二百五十三条第四号並びに第二百五十四条第一号、第二号及び第四号」を「並びに第二百五十三条第三号及び第六号」に改める。
第二百三十条第一号中「大地測量及び小地測量」を「基本測量における測地測量」に、「並びに次条第一号及び第二号」を「、次条第一号、第二百五十四条の三第二号並びに第二百五十四条の四第一号及び第二号」に改め、同条第二号中「行うこと」の下に「（第二百五十四条の三第二号に規定するものを除く。）」を加え、同条第三号中「第二百五十三条第四号並びに第二百五十四条第一号、第二号及び第四号」を「第二百五十三条第三号及び第六号」に改める。
第二百三十一条第一号中「及び水準重力測量」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号の測量」を「水準測量」に、「第二百五十三条第四号並びに第二百五十四条第一号、第二号及び第四号」を「第二百五十三条第三号及び第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第一号及び第二号の測量」を「水準測量」に改め、同号を同条第三号とする。
第二百三十二条第一号中「行うこと」の下に「（第二百五十四条の三第四号及び第二百五十四条の四第五号に規定するものを除く。）」を加え、同条第二号中「第二百五十四条第三号」を「第二百五十三条第五号」に改める。
第二百五十一条中「二室」を「一室」に、「観測課 地殻変動解析室」を「観測解析課」に改める。
第二百五十二条中第四号を削り、第五号を第四号とする。
第二百五十三条（見出しを含む。）中「観測課」を「観測解析課」に改め、同条第一号を次のように改める。
一　地殻活動の異常な地域について、測量による地殻活動の観測を行うこと（第二百五十四条の三第二号及び第二百五十四条の四第一号に規定するものを除く。）。
第二百五十三条第三号及び第四号を削り、同条に次の四号を加える。
三　測量による地殻活動の観測結果の整理及び解析を行うこと。
四　地殻活動の精密計測並びに計測結果の整理及び解析を行うこと。

五　地殻活動の観測に必要な機械器具の開発等を行うこと。
六　第一号及び第二号に関する調査及び研究を行うこと。
第二百五十四条を削る。
第二百五十四条の二を第二百五十四条とし、同条の次に次の三条を加える。
（測地観測センターの組織）
第二百五十四条の二　測地観測センターに、次の二課を置く。
衛星測地課
地殻監視課
（衛星測地課の所掌事務）
第二百五十四条の三　衛星測地課においては、次の事務をつかさどる。
一　地殻活動の連続観測及び験潮に関する企画及び調整に係る事務を処理すること。
二　電子基準点測量を行うこと。
三　電子基準点測量の測量成果及びその数値化情報の管理及び提供に関する事務を処理すること。
四　前二号に関する調査及び研究を行うこと。
五　測地に関する人工衛星情報の収集、解析、管理及び提供に関すること。
六　電子基準点測量により設置した永久標識の維持及び復旧を行うこと。
七　地震調査研究推進本部の庶務（地震調査委員会が行う事務に関するものに限る。）を処理すること。
八　測地観測センター内他課の所掌に属しない事務を処理すること。
（地殻監視課の所掌事務）
第二百五十四条の四　地殻監視課においては、次の事務をつかさどる。
一　地殻活動の連続観測を行うこと（前条第二号に規定するものを除く。）。
二　験潮に関る事務を処理すること。
三　前二号の測量の成果及びその数値化情報の管理及び提供に関する事務を処理すること。
四　地殻活動の監視を行うこと。
五　前各号に関する調査及び研究を行うこと。
六　験潮により設置した永久標識の維持及び復旧を行うこと。
第二百五十九条を次のように改める。
（地震調査官）
第二百五十九条　測地観測センターに、地震調査官一人を置く。

ものを除く。）」を加える。

第十四条第一項中「支払期間の割賦支払」を「支払」に改め、「ただし」の下に「、第一号から第三号までに規定する場合において」を加え、同項第一号中「三十五年以内の割賦支払」を「支払期間が三十五年以内」に改め、同項第二号中「三十年以内」を「支払期間が三十年以内の割賦支払」に改め、同項第三号中「十五年以内」を「支払期間が十五年以内の割賦支払」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第十六条第一項第一号トに掲げる者に譲渡する場合には、一時支払

第十四条第二項中「前項」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第十六条第一項第一号に次のように加える。

ト　自ら居住するため住宅を必要とする者又は事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするものに対し住宅を譲渡する事業を行おうとする者（公団の定める基準に従い当該住宅の主要構造部以外の部分を設けた者に限る。）

第十九条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2　公団は、第十六条第一項第一号イに掲げる者に分譲住宅を譲渡するときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を譲渡契約の内容としなければならない。

一　分譲住宅について火災保険契約を締結すること。ただし、公団の承諾を得たときは、この限りでない。

二　譲渡の対価の支払が完了するまでの間は、当該分譲住宅を他人に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、あらかじめ、公団の承諾を受けること。

第十九条第三項中「第一項各号」の下に「及び前項第一号」を加え、同条第四項中「第一項各号」の下に「及び第二項第一号」を加え、同条第五項中「第一項各号」の下に「、第二項第一号」を加え、同条第六項中「第一項各号」の下に「及び第二項第一号」を加え、同条に次の一項を加える。

7　公団は、第十六条第一項第一号トに掲げる者に分譲住宅を譲渡するときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を譲渡契約の内容としなければならない。

一　譲渡契約の成立の日から五年間は、分譲住宅を自ら居住するため住宅を必要とする者若しくは事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするもの以外の者に譲渡し、又は他人に貸し付けようとするときは、あらかじめ、公団の承諾を受けること。

二　譲渡契約の成立の日から五年間は、譲受人から分譲住宅を自ら居住するため譲り受けることとなる者の選定は、公団の定める基準に従って行うこと。

三　譲渡契約の成立の日から五年間は、譲受人が譲渡する分譲住宅の譲渡の対価は、当該分譲住宅の建設に要する費用、当該分譲住宅の建設のために借り入れた資金の利息、当該分譲住宅の譲渡に要する費用、公租公課その他通常必要な費用の合計額に適正な利潤を加えたものを参酌して公団が定める額の範囲内において定めること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○建設省令第八号

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第五条第三項及び第九条並びに建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）第七十六条第三項、第七十七条第二項、第七十八条第三項及び第八十条第二項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、建設省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

建設大臣　中尾　栄一

建設省組織規程の一部を改正する省令

建設省組織規程（昭和五十九年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（土地収用管理室）

第七条の二　建設経済局総務課に、土地収用管理室を置く。

2　土地収用管理室においては、建設経済局総務課の所掌事務のうち、建設省組織令第二十三条第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条の二を削る。

第十三条の三第二項中「同条第五号及び第六号」を「同条第三号及び第四号」に改め、同条を第十三条の二とする。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（都市防災対策室）

第十四条の三　都市局都市再開発防災課に、都市防災対策室を置く。

2　都市防災対策室においては、都市局都市再開発防災課の所掌事務のうち、建設省組織令第三十六条第十号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十八条の二第一項中「一人」を「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内」に改め、同条第三項を削る。

第四十三条を削り、第四十二条の二を第四十三条とする。

第五十七条及び第五十七条の二中「都市再開発課」を「都市再開発防災課」に改める。

第五十七条の三を第五十七条の四とし、第五十七条の二の次に次の一条を加える。

（都市防災専門官）

第五十七条の三　都市局都市再開発防災課に、都市防災専門官一人を置く。

2　都市防災専門官は、上官の命を受け、都市局都市再開発防災課の所掌事務のうち、都市防災に関する事業についての調査、企画及び調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第六十一条を削り、第六十条の三を第六十一条とし、第六十条の二の次に次の一条を加える。

（河川事業調整官）

第六十条の三　河川局河川計画課に、河川事業調整官一人を置く。

2　河川事業調整官は、上官の命を受け、河川局河川計画課の所掌事務のうち、河川事業及び海岸事業の円滑な施行の確保に関する企画及び調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第六十八条の七を第六十八条の八とし、第六十八条の六を第六十八条の七とし、第六十八条の五を第六十八条の六とし、第六十八条の四の次に次の一条を加える。

（道路高度化推進官）

第六十八条の五　道路局道路環境課に、道路高度化推進官一人を置く。

2　道路高度化推進官は、上官の命を受け、道路局道路環境課の所掌事務のうち、道路の機能の高度化の推進に関する企画及び調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第七十一条の三を次のように改める。

（公共住宅事業調整官）

第七十一条の三　住宅局住宅整備課に、公共住宅事業調整官一人を置く。

2　公共住宅事業調整官は、上官の命を受け、住宅局住宅整備課の所掌事務のうち、公共住宅の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する調査、企画及び調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第七十三条の見出しを「（建築生産技術企画官）」に改め、同条第一項中「建築環境技術対策官」を「建築生産技術企画官」に改め、同条第二項中「建築環境技術対策官」を「建築生産技術企画官」に、第一号及び第二号を次のように改める。

一　住宅局の所掌事務のうち、建築物に係る省エネルギーに関する事項についての調査、企画、立案及び調整に関する事務

二　住宅局住宅生産課の所掌事務のうち、建築物に係る建設コストの低減、環境対策及び情報化並びに住宅建設その他建築に関する技術の高度化に関する事項についての調査、企画、立案及び調整に関する事務

第七十四条中「六十四人」を「六十七人」に改める。

第八十条第一項中「十一部」を「十部」に改め、「地震防災部」を削り、同条第二項中「積算技術研究センター」の下に「及び耐震技術研究センター」を加える。

第百十五条中「新交通研究室」を「高度道路交通システム研究室」に改める。

第百十六条中「第百二十二条」を「第百二十一条」に改める。

第百十七条を次のように改める。

（高度道路交通システム研究室の所掌事務）

第百十七条　高度道路交通システム研究室においては、道路交通システムの高度化に関する調査、試験、研究及び技術の指導をつかさどる。

第百二十六条中「第百三十四条の二」を「第百三十四条の五」に改める。

第百三十一条第一号中「第百三十三条及び第百三十四条」を「第百三十四条の三及び第百三十四条の四」に改める。

第百三十四条の三及び第百三十四条の四を削り、第百三十四条の二中「第百三十三条」を「第百三十四条の三」に改め、同条を第百三十四条の五とし、第百三十四条を第百三十四条の四とし、第百三十三条を第百三十四条の三とする。

第百三十二条の見出しを「（耐震技術研究センターの組織）」に改め、同条中「地震防災部」を「耐震技術研究センター」に改め、「次の」の下に「一課及び」を加え、「振動研究室」を「防災技術課　振動研究室」に改め、同条を第百三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

○建設省令第六号

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第九条の規定に基づき、建設省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月一日

建設大臣　中尾　栄一

建設省組織規程の一部を改正する省令

建設省組織規程（昭和五十九年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表関東地方建設局の項常陸工事事務所の項を次のように改める。

常陸工事事務所	常陸太田市	一　那珂川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　久慈川の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報 三　茨城県常磐沿岸及び鹿島灘沿岸の海岸の保全に関する調査 四　一般国道六号、五十号及び五十一号の改築及び修繕工事、維持その他の管理

別表関東地方建設局の項甲府工事事務所の項中「維持修繕その他の管理」の下に「、洪水予報」を加える。

別表北陸地方建設局の項高田工事事務所の項を次のように改める。

高田工事事務所	上越市	一　関川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　姫川の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報 三　新潟県新潟沿岸の海岸の保全に関する調査 四　一般国道八号及び十八号の改築及び修繕工事、維持その他の管理 五　一般国道百四十八号の改築工事

別表中部地方建設局の項豊橋工事事務所の項を次のように改める。

豊橋工事事務所	豊橋市	一　矢作川（矢作ダム管理所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　豊川（設楽ダム調査事務所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報 三　愛知県遠州灘沿岸、伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸の海岸の保全に関する調査

別表中部地方建設局の項三重工事事務所の項を次のように改める。

三重工事事務所	津市	一　鈴鹿川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　雲出川、櫛田川（蓮ダム管理所の所管区域を除く。）及び宮川の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報 三　三重県伊勢湾沿岸の海岸保全施設に関する工事 四　一般国道一号、二十三号、二十五号及び二百五十八号の改築及び修繕工事、維持その他の管理

別表近畿地方建設局の項姫路工事事務所の項を次のように改める。

姫路工事事務所	姫路市	一　加古川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　揖保川の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報 三　兵庫県大阪湾沿岸、播磨沿岸及び淡路沿岸の海岸保全施設に関する工事 四　一般国道二号及び二十九号の改築及び修繕工事、維持その他の管理

別表中国地方建設局の項岡山河川工事事務所の項中「旭川」の下に「及び吉井川（苫田ダム工事事務所の所管区域を除く。）」を加え、「吉井川（苫田ダム工事事務所の所管区域を除く。）及び」を削る。

別表中国地方建設局の項八田原ダム工事事務所の項中「府中市」を「広島県世羅郡甲山町」に改める。

別表中国地方建設局の項山口工事事務所の項中「維持修繕その他の管理」の下に「、洪水予報」を加える。

別表四国地方建設局の項徳島工事事務所の項を次のように改める。

徳島工事事務所	徳島市	一　吉野川（吉野川ダム統合管理事務所の所管区域を除く。）及び那賀川（細川内ダム工事事務所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　徳島県讃岐阿波沿岸、紀伊水道西沿岸及び海部灘沿岸の海岸の保全に関する調査 三　一般国道十一号、二十八号、三十二号、五十五号及び百九十二号の改築及び修繕工事、維持その他の管理

別表九州地方建設局の項武雄工事事務所の項を次のように改める。

武雄工事事務所	武雄市	一　嘉瀬川（嘉瀬川ダム工事事務所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報 二　六角川及び松浦川（厳木ダム管理所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報 三　佐賀県有明海沿岸の海岸保全施設に関する工事

別表九州地方建設局の項川内川工事事務所の項中「管理」の下に「、洪水予報」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○建設省令第七号

住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第三十条第一項の規定に基づき、住宅・都市整備公団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

建設大臣　中尾　栄一

住宅・都市整備公団法施行規則の一部を改正する省令

住宅・都市整備公団法施行規則（昭和五十六年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「この条において」を削る。

第三条第一項中「基準」の下に「（第十六条第一項第一号トに掲げる者に譲渡するため主要構造部以外の部分を除く住宅を建設する場合にあつては、当該基準のうち住宅の間取り及び設備に係る

○労働省令第二十六号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十三条第一項、第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく委託募集等に関する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

労働大臣　永井　孝信

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく委託募集等に関する省令

（届出事項）

第一条　林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項の労働省令で定める林業労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一　募集に係る事業所の名称及び所在地

二　募集時期

三　募集職種及び人員

四　募集地域

五　賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

（届出の手続）

第二条　法第十三条第一項の規定による届出をしようとする林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第六条第四項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、労働大臣に届け出なければならない。

2　前項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）の定めるところによる。

（林業労働者募集報告）

第三条　法第十三条第一項の募集に従事するセンターは、職業安定局長の定める様式に従い、毎四半期（一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）、林業労働者募集報告を作成し、これを翌四半期に属する最初の月の末日までに前条第一項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（準用）

第四条　職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十三条第一項の規定によりセンターに委託して林業労働者の募集を行う認定事業主について準用する。

（法第三十条第一項の労働省令で定める数）

第五条　法第三十条第一項の労働省令で定める数は、五人とする。

（雇用管理者の選任）

第六条　事業主は、法第三十条第一項に定める事項を管理するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該事項を管理する者を雇用管理者として選任するものとする。

（法第三十条第一項第三号の労働省令で定める事項）

第七条　法第三十条第一項第三号の労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　労働者名簿及び賃金台帳に関すること。

二　労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他林業労働者の福利厚生に関すること。

（法第三十一条の労働省令で定める事項）

第八条　法第三十一条の労働省令で定める事項は、雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関することとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第二十二項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）」を「、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）」に、「及び看護婦等の人材確保」を「、看護婦等の人材確保及び林業労働力の確保」に改める。

○労働省令第二十七号

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二条第一項第六号の規定に基づき、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十九日

労働大臣　永井　孝信

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則（昭和五十八年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の雇用保険法施行規則第八十二条の規定は、この省令の施行の日以後に職業に就き、又は事業を開始した受給資格者について適用する。

3　改正後の雇用保険法施行規則第八十二条の四第一項の再就職手当支給申請書は、当分の間、なお改正前の雇用保険法施行規則の相当様式によることができる。

○労働省令第二十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

労働大臣　永井　孝信

労働省定員規則の一部を改正する省令

労働省定員規則（昭和四十四年労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区　分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計	備　考
本　省	二二、三九四人	二一八人	二二、六一二人	
中央労働委員会	一一九人		一一九人	事務局の職員の定員とする。
合　計	二二、五一三人	二一八人	二二、七三一人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の労働省定員規則第一項及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成八年十二月三十一日までの間は、改正後の労働省定員規則第一項の表中「二二、三九四人」とあるのは「二二、四五四人」と、「二二、六一二人」とあるのは「二二、六七二人」と、「二二、五一三人」とあるのは「二二、五七三人」と、「二二、七三一人」とあるのは「二二、七九一人」とする。

○労働省令第二十五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条第二項及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第十七条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

労働大臣　永井　孝信

労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「一時間以上短縮した事業主」を「短縮した事業主（当該短縮した一週間の所定労働時間数が一時間未満のものにあっては、一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮した場合に限る。）」に、「百五十万円」を「百万円」に改める。

（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一部改正）

第二条　労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則（平成四年労働省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号の表を次のように改める。

常時雇用する労働者の数及び短縮した一週間の所定労働時間数			支　給　額
三十人以下	一時間未満（一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮した場合に限る。）		二十五万円
	一時間以上二時間未満	一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮したもの	五十万円
		その他のもの	二十五万円
	二時間以上	一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮したもの	七十五万円
		その他のもの	五十万円
三十一人以上百人以下	一時間未満（一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮した場合に限る。）		五十万円
	一時間以上二時間未満	一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮したもの	百二十五万円
		その他のもの	七十五万円
	二時間以上	一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮したもの	二百万円
		その他のもの	百五十万円
百一人以上三百人以下	一時間未満（一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮した場合に限る。）		七十五万円
	一時間以上二時間未満	一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮したもの	二百二十五万円
		その他のもの	百五十万円
	二時間以上	一週間の所定労働時間を四十時間以下に短縮したもの	三百七十五万円
		その他のもの	三百万円

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日前に労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第十四条第二項に規定する労働時間短縮支援センターに対して労働者災害補償保険法施行規則第二十五条第二号に規定する労働時間の短縮に関する計画を提出した事業主に対する同条の中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

○労働省令第二十一号

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）を実施するため、労働省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

労働大臣　永井　孝信

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の六の五を第二条の六の六とし、第二条の六の四の次に次の一条を加える。

（調査官）

第二条の六の五　労働基準局安全衛生部計画課に調査官を置く。

2　調査官は、命を受けて産業安全及び労働衛生に関する調査研究に関する特定の事項についての調査、企画、立案及び調整に関する事務を行う。

第二条の九の三の見出しを「（産業雇用構造調整室）」に改め、同条第一項及び第二項中「労働力確保業務室」を「産業雇用構造調整室」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　産業雇用構造調整室においては、労働力の確保のための雇用管理の改善及び労働移動の円滑な実施その他産業構造の転換に伴う雇用構造の調整に関する事項についての事業主等に対する必要な援助その他の措置に関する事務をつかさどる。

第二条の十の三を削り、第二条の十の四を第二条の十の五とし、第二条の十の二を第二条の十の四とし、第二条の十の次に次の二条を加える。

（農山村雇用対策室）

第二条の十の二　職業安定局地域雇用対策課に農山村雇用対策室を置く。

2　農山村雇用対策室に室長を置く。

3　農山村雇用対策室においては、農山村における雇用機会の開発及び林業労働者の雇用管理の改善に関する政策の企画並びにこれに関連する連絡調整に関する事務その他農山村における雇用対策に関する事務をつかさどる。

（システム計画官）

第二条の十の三　職業安定局労働市場センター業務室にシステム計画官及び主任システム計画官を置く。

2　システム計画官は、命を受けて電子計算機による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3　主任システム計画官は、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○労働省令第二十二号

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十五条第一項第二号及び第二項の規定に基づき、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

労働大臣　永井　孝信

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十七条中「第百四十条第十八号」を「第百四十条第十六号」に改める。

附則第二条第三項を次のように改める。

3　介護休業制度導入奨励金の額は、次の各号に掲げる雇保則附則第十七条の三第二項の介護のための休業の制度の実施に関する区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　当該介護のための休業の制度により休業をする労働者が最初に生じた場合　五十五万円（中小企業事業主にあっては、七十五万円）

二　当該介護のための休業の制度により休業をする労働者が生じた場合（前号に該当する場合を除く。）　十万円（中小企業事業主にあっては、二十万円）

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則附則第二条第三項の規定は、平成八年四月一日以後に介護のための休業の制度により休業をする労働者が生じた場合に適用する。

○労働省令第二十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十六条の二第一項、第六十三条第一項第七号及び第二項並びに第八十条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

労働大臣　永井　孝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一号中「就いた」を「就き、又は事業（当該事業により当該受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。以下この条において同じ。）を開始した」に改め、同条第三号中「就いた」を「就き、又は事業を開始した」に改め、同条第四号中「二箇月」を「一箇月」に改める。

第百二十一条第三号を削る。

第百二十五条の五中「職業能力開発推進者講習」を「次に掲げる事業」に改め、同条に次の各号を加える。

一　職業能力開発推進者講習

二　事業主、労働者等に対して、労働者の能力の開発及び向上に関する情報及び資料の提供並びに助言及び指導その他職業訓練に係る技術的な援助を行うこと。

様式第二十八号の二（表面）中

「

8	3の日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度金受給の有無	イ　再就職手当又は常用就職支度金を受給したことがある。 ロ　再就職手当及び常用就職支度金のいずれも受給したことがない。

」を

「

8	開始した事業	名称	
		所在地	
		事業の種類	
		事業開始年月日	
9	3の雇入年月日又は8の事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当又は常用就職支度金受給の有無	年　月　日	
		イ　再就職手当又は常用就職支度金を受給したことがある。 ロ　再就職手当及び常用就職支度金のいずれも受給したことがない。	

」

に改め、同様式（裏面）注意7を同様式（裏面）注意8とし、同様式（裏面）注意6中「8欄」を「9欄」に改め、同様式（裏面）注意6を同様式（裏面）注意7とし、同様式（裏面）注意5を同様式（裏面）注意6とし、同様式（裏面）注意4を同様式（裏面）注意5とし、同様式（裏面）注意3を同様式（裏面）注意4とし、同様式（裏面）注意2の次に同様式（裏面）注意3として次のように加える。

3　雇用された受給資格者にあっては1から7まで及び9の欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあっては1、8及び9の欄に記入すること。

○郵政省令第四十三号

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二十四条の二の規定に基づき、国際郵便為替規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

郵政大臣　日野　市朗

国際郵便為替規則の一部を改正する省令

国際郵便為替規則（昭和三十四年郵政省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号中「連合約定」の下に「及び日マ約定」を加える。

附　則

この省令は、平成八年六月三日から施行する。

○郵政省令第四十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

郵政大臣　日野　市朗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八第一項中「法」を「委託放送業務（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでの受託内外放送に係るものを除く。次項、附則第四項及び附則第五項において同じ。）に関し、法」に改め、「委託放送業務に関し」を削り、「次項」の下に「及び第三項」を加え、同項第一号中「、受託内外放送又は多重放送」を「若しくは受託内外放送を行うもの、専ら多重放送」に改め、「行うもの」の下に「又は専ら受託内外放送（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでのものに限る。）を委託して行わせる委託放送事業者」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　委託放送業務（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでの受託内外放送に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の郵政省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者が認定等を受けることにより、一の者が行う委託放送業務に係る周波数帯幅及び当該一の者により支配される者が行う委託放送業務に係る周波数帯幅の合計値が三十六メガヘルツを超えることとならないこと。

二　当該認定等を行うことが放送の公正かつ能率的な普及に役立つと認められること。

附則第三項中「第十七条の八第三項各号」を「第十七条の八第四項各号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第四十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

郵政大臣　日野　市朗

放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定は、委託放送業務（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでの受託内外放送に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る第一項第四号から第六号までに掲げる者に対する再免許の場合には、同項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

附則第二項中「委託放送業務に係る第九条第一項第四号」を「委託放送業務（放送に係る周波数が三・六ギガヘルツから四・二ギガヘルツまでの受託内外放送に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る第九条第一項第四号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（裏）

関西国際空港株式会社法抜すい

第23条　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定造成事業者から特定用地造成事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定造成事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3　前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4　第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第27条　第23条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社及び指定造成事業者の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○運輸省令第三十三号

産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の廃止に伴い、産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

運輸大臣　亀井　善之

産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令を廃止する省令

産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令（昭和六十三年運輸省令第二十九号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

二　前号に規定するシステムにより作成した資料の整理に関すること。

3　システム運用室は、清瀬市に置く。

4　システム運用室に、室長を置く。

5　室長は、第二項の事務を統括する。

第一条の四を次のように改める。

（気象衛星室）

第一条の四　観測部管理課に、気象衛星室を置く。

2　気象衛星室においては、気象衛星を利用して行う気象業務に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　気象衛星室に、室長を置く。

4　室長は、第二項の事務を統括する。

第一条の四の二の見出しを「（高層気象観測室及び統計室）」に改め、同条第一項中「管理課に、統計室」を「観測課に、高層気象観測室及び統計室」に改め、同条第四項中「室長」を「統計室に置かれる室長」に、「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「測候課及び高層課」を「環境気象課」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　高層気象観測室においては、次の事務をつかさどる。

一　高層気象に関する観測に関すること（観測技術課及び環境気象課の所掌に属するものを除く。）。

二　高層気象に関する気象測器の需給計画に関すること。

3　高層気象観測室に、室長を置く。

4　高層気象観測室に置かれる室長は、第二項の事務を統括する。

第一条の四の三を次のように改める。

（気象測器検定試験センター）

第一条の四の三　観測部観測技術課に、気象測器検定試験センターを置く。

2　気象測器検定試験センターにおいては、次の事務（環境気象課、地震火山部及び気候・海洋気象部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　気象測器その他の測器の設計、試作、試験、修理及び調整に関すること。

二　気象測器その他の測器の検定の実施に関すること。

三　気象測器に関する基準器に関すること。

3　気象測器検定試験センターは、つくば市に置く。

4　気象測器検定試験センターに、所長を置く。

5　所長は、第二項の事務を統括する。

第一条の四の四を削り、第一条の四の五を第一条の四の四とし、第一条の四の大を第一条の四の五とし、第一条の四の七の見出しを「（エルニーニョ監視予報センター）」に改め、同条第一項中「海洋気象部海洋課に、エルニーニョ監視センター」を「気候・海洋気象部気候情報課に、エルニーニョ監視予報センター」に改め、同条第二項中「エルニーニョ監視センター」を「エルニーニョ監視予報センター」に改め、同項第一号中「監視に必要な海水象並びに海上気象及び海水象に関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測の成果の収集及び発表」を「予報」に改め、同項第四号中「監視」の下に「及び予報」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「エルニーニョ現象等の監視に必要な海水象に関する情報」を「気候に関する情報のうちエルニーニョ現象等の監視に必要なもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる事務に関し必要な気象、地象及び水象の解析に関すること。

第一条の四の七第三項中「エルニーニョ監視センター」を「エルニーニョ監視予報センター」に改め、同条を第一条の四の六とする。

附　則

この省令は、平成八年七月一日から施行する。

○運輸省令第三十二号

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第七条の二第二項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、関西国際空港株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十七日

運輸大臣　亀井　善之

関西国際空港株式会社法施行規則の一部を改正する省令

関西国際空港株式会社法施行規則（昭和五十九年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の三条を加える。

（事業の実施の特例に係る指定の申請）

第二条の二　法第七条第一項第一号の規定による指定（次項において「指定」という。）を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記簿の謄本

二　会社及び地方公共団体が出資した法人であることを証する書類

三　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四　特定用地造成事業（法第七条第一項の特定用地造成事業をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な計画

五　役員の名簿及び履歴書

六　法第七条の二第一項第三号に掲げる要件を備えていることを証する書類

（特定用地造成事業の実施に関する計画）

第二条の三　指定造成事業者（法第七条第一項第一号の指定造成事業者をいう。以下同じ。）が法第七条の二第二項の規定により定める特定用地造成事業の実施に関する計画（次項において「実施計画」という。）には、次の事項を記載しなければならない。

一　空港用地（法第七条第一項の特定事業に係る空港用地。以下この項において同じ。）の造成計画

二　空港用地の造成に係る資金の調達方法

三　空港用地の貸付方法

四　空港用地の譲渡方法

2　指定造成事業者は、法第七条の二第二項後段の規定により実施計画を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を運輸大臣に提出しなければならない。

（特定用地造成事業に係る事業計画の提出）

第二条の四　指定造成事業者は、法第七条の二第三項の規定により事業計画を提出しようとするときは、資金計画書及び収支予算書を添えなければならない。

2　前項の事業計画は、特定用地造成事業について、その事業の実施の方法、事業量及び所要資金の額を明らかにしたものでなければならない。

3　指定造成事業者は、法第七条の二第三項後段の規定により事業計画の変更をしようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を運輸大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が第一項の規定により事業計画を提出するときに添付した資金計画書及び収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

第十三条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第13条関係）

（表）

9センチメートル

5.5センチメートル

第　　号

官職

氏名

関西国際空港株式会社法第23条第3項の規定による

検査員証

年　月　日発行

年　月　日限り有効

運輸大臣　　印

第五十一条の七中「及び」を「第一号、第三号及び第四号並びに」に改める。

第五十一条の八中「第四十七条の二」を「第四十七条第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地震火山課）

第五十一条の八の二　地震火山課においては、第四十七条の三に掲げる事務をつかさどる。

第五十八条第六号中「第五十八条の三第一項第四号」を「第五十八条の三第一項第五号」に改める。

第五十八条の二中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第五十八条の三第一項第二号中「から第三号まで」を「及び第三号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十七条の三第一号から第三号までに掲げる事務

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条中空港事務所等組織規則第二十四条の改正規定（ただし書を加える部分を除く。）　平成八年七月一日

二　第二条の規定並びに第四条中空港事務所等組織規則第十九条の三の改正規定、同令第二十四条の改正規定（ただし書を加える部分に限る。）、同令第二十五条から第三十条までの改正規定、同令第三十六条の二の改正規定、同令第三十九条の改正規定、同令第四十条の三の改正規定、同令別表第二の改正規定（下地島空港事務所に係る部分に限る。）、同令別表第三の三の改正規定及び同令別表第四の改正規定（横須賀航空無線標識所及び厚木航空無線標識所に係る部分に限る。）　平成八年十月一日

（海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第二条　海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令（昭和三十年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「航空基地長」の下に「、特殊警備基地長」を加える。

○運輸省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、運輸省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

運輸大臣　亀井　善之

運輸省定員規則の一部を改正する省令

運輸省定員規則（昭和四十四年運輸省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本省	一八、三二四人	六五七人	一八、九七一人
船員労働委員会	四九人	三人	五二人
海上保安庁	一一、六二〇人	五八四人	一二、二〇四人
海難審判庁	二三五人	一四人	二四九人
気象庁	五、八七六人	三四四人	六、二二〇人
合計	三六、〇九四人	一、六〇二人	三七、六九六人

備考　船員労働委員会に係る定員は、事務局の職員の定員とする。

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　本省、海上保安庁、海難審判庁及び気象庁に係る行政機関職員定員令第一条に規定する定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、この省令による改正後の運輸省定員規則第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員令第一条定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員令第一条定員
本省	平成八年九月三十日までの間	一八、三七八人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一八、三四三人
海上保安庁	平成八年十二月三十一日までの間	一一、六二七人
海難審判庁	平成八年十二月三十一日までの間	二三七人
気象庁	平成八年十二月三十一日までの間	五、八八四人

○運輸省令第三十一号

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十五日

運輸大臣　亀井　善之

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（昭和三十一年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の四の七」を「第一条の四の六」に改める。

第一条の二の二の見出しを「（図書資料管理室等）」に改め、同条第一項中「気候変動対策室、気象衛星室及び」を削り、同条中第二項から第七項までを削り、第八項を第二項とし、第九項を第三項とし、同条第十項中「図書資料管理室に置かれる」を削り、「第八項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十一項第一号及び第二号中「（気候変動対策室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第十二項を同条第六項とする。

第一条の二の三を削る。

第一条の三の見出しを「（大気汚染気象センター及び主任予報官）」に改め、同条第一項中「大気汚染気象センター」の下に「及び主任予報官四人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　主任予報官は、命を受けて気象、地象及び水象の解析、予報及び警報に関する技術指導を行う。

第一条の三の二に見出しとして「（無線通信室及び国際通信室）」を付し、同条第一項中「通報課に、国際通信室」を「通信課に、無線通信室及び国際通信室」に改め、同条第四項中「室長」を「国際通信室に置かれる室長」に、「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第一条の三の三とする。

2　無線通信室においては、次の事務をつかさどる。

一　無線通信による気象通信に関すること。

二　気象無線通信施設に関すること。

3　無線通信室に、室長を置く。

4　無線通信室に置かれる室長は、第二項の事務を統括する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（システム運用室）

第一条の三の二　予報部情報システム課に、システム運用室を置く。

2　システム運用室においては、次の事務をつかさどる。

一　気象情報の電子計算機による総合的な処理のためのシステムの運用の実施に関すること。

第四十条の三中第十一号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「いわき航空路監視レーダー事務所」の下に「、大和航空路監視レーダー事務所」を加え、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　国際航空通信施設の保守に関すること（大和航空路監視レーダー事務所に限る。）。

第四十五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

別表第一調布空港事務所の項中「秋川市」を「あきる野市」に改める。

別表第二福岡空港事務所の項及び同表名古屋空港事務所の項中「騒音対策課」を「周辺環境課」に改め、同表函館空港事務所に係る項中「函館空港事務所」を「函館空港事務所
仙台空港事務所」に、「騒音対策課」を「周辺環境課」に改め、同表稚内空港事務所に係る項中「仙台空港事務所」を削り、同表丘珠空港事務所に係る項中「北九州空港事務所」を「北九州空港事務所
下地島空港事務所」に改め、同表下地島空港事務所の項を削る。

別表第三の三いわき航空路監視レーダー事務所の項の次に次の一項を加える。

大和航空路監視レーダー事務所	大和市

別表第四中宮古航空無線標識所の項、横須賀航空無線標識所の項及び厚木航空無線標識所の項を削る。

別表第五坂戸航空無線通信所の項中「入間郡鶴ヶ島町」を「鶴ヶ島市」に改める。

別表第四の二（特殊警備基地）（第二十二条関係）

所轄管区海上保安本部	名称	位置
第五管区海上保安本部	大阪特殊警備基地	泉佐野市

別表第六第二管区海上保安本部の項中「宮古航路標識事務所
釜石航路標識事務所
大船渡航路標識事務所　宮古市
釜石市
大船渡市」を「岩手航路標識事務所　宮古市」に改め、同表第五管区海上保安本部の項中「小松島航路標識事務所
甲浦航路標識事務所　小松島市
高知県安芸郡東洋町」を「徳島航路標識事務所　小松島市」に改める。

（海上保安庁組織規程の一部改正）

第五条　海上保安庁組織規程（昭和二十七年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「及びオメガセンター」を「、オメガセンター及びディファレンシャルGPSセンター」に改め、同条に次の二項を加える。

6　ディファレンシャルGPSセンターにおいては、次の事務をつかさどる。

一　ディファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識（次号において「ディファレンシャルGPS」という。）の保守及び運用に関すること。

二　ディファレンシャルGPSの運用に関する調整に関すること。

7　ディファレンシャルGPSセンターに、その長として所長を置く。

第二十一条第一項中「航空基地」を「航空基地
特殊警備基地」に改める。

第二十二条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「別表第四の三」を「別表第四の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第四の二」を「別表第四の三」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　特殊警備基地の名称及び位置は、別表第四の二のとおりとする。

別表第四の三を別表第四の四とし、別表第四の二を別表第四の三とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第七航空基地の項の次に次の項を加える。

特殊警備基地	一　高度の知識及び技術を活用して行う海上における法令の違反の防止、海上における犯罪の捜査及びこれに係る犯人又は被疑者の逮捕、犯人又は被疑者の海上における逮捕並びに海上における公共の秩序の維持に関する事務 二　前号に掲げる事務を遂行するために有する知識及び技術を活用して行う海難救助及び天災事変、海上災害その他救済を必要とする場合における援助、船舶交通に対する障害の除去並びに国際捜査共助に関する事務 三　前二号に掲げる事務を遂行するために使用する本部の船舶の保守及び運用並びに航空機の運用に関する事務、通信施設の保守及び運用に関する事務並びに法第五条第十七号に掲げる事務

（気象庁組織規則の一部改正）

第六条　気象庁組織規則（昭和三十一年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の四の六」を「第一条の四の七」に改める。

第一条の四の六を第一条の四の七とし、第一条の四の五を第一条の四の六とし、第一条の四の四の次に次の一条を加える。

（地震情報企画官）

第一条の四の五　地震火山部管理課に、地震情報企画官一人を置く。

2　地震情報企画官は、命を受けて次の事務をつかさどる。

一　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する調査及び企画に関すること。

第四十二条中「大気汚染気象センター（東京管区気象台を除く。）」を「大気汚染気象センター（大阪管区気象台に限る。）」に、「東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く」を「札幌管区気象台に限る」に、「札幌管区気象台及び福岡管区気象台に限る」を「東京管区気象台を除く」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地震情報官）

第四十二条の二　札幌管区気象台、仙台管区気象台、大阪管区気象台及び福岡管区気象台の技術部に、それぞれ地震情報官一人を置く。

2　地震情報官は、命を受けて次の事務をつかさどる。

一　地震防災対策特別措置法第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関すること。

二　前号に掲げる事務に関する調査に関すること。

第四十五条第二号中「関すること」の下に「（地震情報官の所掌に属せしめられたものを除く。）」を加える。

第四十六条中「つかさどる（」の下に「大阪管区気象台においては、」を加える。

第四十七条中「（札幌管区気象台及び福岡管区気象台においては、技術部地震火山課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第一号中「、地動」を「（地震及び火山現象を除く。）」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「地象」の下に「（地震及び火山現象を除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　高層気象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（仙台管区気象台及び福岡管区気象台に限る。）。

第四十七条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四十七条の二中「高層気象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する」を「前条第二号に掲げる」に改める。

第五十一条の二中「六課」を「七課」に、「高層課」を「高層課
地震火山課」に改める。

第十四条中「企画部に五課」を「企画部に六課」に、「北海道、東北、関東、中部、中国及び四国運輸局」を「東北、関東及び中国運輸局」に、「(近畿)」を「(北海道、中部、近畿、四国)」に、「観光課（新潟、近畿及び九州運輸局に限る。）」を「観光課（北海道、新潟、中部、近畿、四国及び九州運輸局に限る。）
安全防災課（近畿運輸局に限る。）」に改め、「事故公害課（北海道、東北）」の下に「、新潟」を加える。

第十七条の二第一項中「近畿運輸局」を「関東及び近畿運輸局」に、「次長」を「それぞれ次長」に改める。

第十七条の二の二第二項及び第四項中「第十七条の五」を「第十七条の四第一号、第二号及び第七号」に改める。

第十七条の五中「、第二号及び第七号」を「及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　北海道、中部、四国及び九州運輸局にあっては、前項に掲げるもののほか、前条第七号に掲げる事務をもつかさどる。

第十七条の五の二の次に次の一条を加える。

第十七条の五の三　企画部安全防災課においては、第十七条の四第七号に掲げる事務をつかさどる。

第三十四条の十九第二項及び第三十四条の二十第二項中「新潟及び」を削る。

第三十六条第一項中「二室」を「三室」に、「設計室（第五港湾建設局に限る。）」を「設計室（第五港湾建設局に限る。）
中部新国際空港調査室（第五港湾建設局に限る。）」に改め、同条第二項中「及び設計室」を「、設計室及び中部新国際空港調査室」に改める。

第三十六条の六を削る。

第三十六条の七第一項中「第二及び第三」を「第一、第二、第三及び第四」に改め、同条を第三十六条の六とする。

第三十六条の八第一項中「第二及び第三」を「第一、第二、第三及び第四」に改め、同条を第三十六条の七とする。

第三十六条の九を第三十六条の八とする。

第四十二条第一項第三号中「関すること」の下に「（中部新国際空港調査室の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

第四十三条の四　中部新国際空港調査室においては、中部新国際空港の建設工事に関する調査、計画、測量及び製図に関する事務をつかさどる。

第六十二条の三中「五課」を「七課」に、「騒音対策センター」を「周辺環境センター」に、「電気機械課」を「電気機械課（東京航空局に限る。）
電気課（大阪航空局に限る。）
機械課（大阪航空局に限る。）」に改める。

第六十二条の三の二の次に次の一条を加える。

第六十二条の三の三　大阪航空局の飛行場部に、技術審査官一人を置く。

2　技術審査官は、命を受けて次の事務をつかさどる。

一　飛行場部の所掌事務に関する国の直轄の事業（委託によるものを含む。）についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査に関すること。

二　前号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

三　飛行場部の所掌事務に関する国の直轄の事業（委託によるものを含む。）の工事の検査の体制についての審査に関すること。

第六十二条の八第一号中「電気機械課」の下に「、電気課」を加え、同条第四号中「騒音対策センター」を「周辺環境センター」に改める。

第六十二条の八の五中「騒音対策センター」を「周辺環境センター」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　飛行場の周辺における環境の改善に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（補償課の所掌に属するものを除く。）。

第六十二条の九の二の次に次の二条を加える。

第六十二条の九の三　電気課においては、前条第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

第六十二条の九の四　機械課においては、第六十二条の九の二第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

第六十二条の十第五号中「及び電気機械課」を「、電気機械課及び電気課」に改める。

附則に次の一項を加える。

5　運輸政策局運輸産業課に置かれる企画調整官は、平成十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（航海訓練所組織規則の一部改正）

第二条　航海訓練所組織規則（昭和三十九年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「六十九人」を「七十人」に改める。

（地方運輸局等海運支局組織規程の一部改正）

第三条　地方運輸局等海運支局組織規程（昭和二十六年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「、舞鶴」を削り、「和歌山海運支局」を「舞鶴及び和歌山海運支局」に改める。

第八条第二項中「鳥羽」の下に「、舞鶴」を加える。

別表第一関東運輸局鹿島海運支局の項中「つくば市」の下に「、鹿嶋市」を加える。

別表第二関東運輸局銚子海運支局の項を次のように改める。

同銚子同　千葉県のうち銚子市、旭市、八日市場市、海上郡、匝瑳郡及び香取郡（山田町、小見川町、干潟町及び東庄町に限る。）
茨城県のうち鹿嶋市及び鹿島郡（波崎町及び神栖町に限る。）

別表第二関東運輸局那珂湊海運支局の項を次のように改める。

同那珂湊同　茨城県（鹿嶋市及び鹿島郡（波崎町及び神栖町に限る。）を除く。）

別表第二の二関東運輸局鹿島海運支局の項中「つくば市」の下に「、鹿嶋市」を加える。

（空港事務所等組織規則の一部改正）

第四条　空港事務所等組織規則（昭和四十二年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　飛行場の周辺における環境の改善に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）。

第六条第一項第十号中「航空機騒音対策」を「前号に掲げるもののほか、航空機騒音対策」に改める。

第八条第一項中「騒音対策課」を「周辺環境課」に改め、同条第二項中「騒音対策課においては同項第十号」を「周辺環境課においては同項第九号の二及び第十号」に改める。

第八条の二第一項中「騒音対策課」を「周辺環境課」に改め、同条第二項中「騒音対策課においては同項第十号」を「周辺環境課においては同項第九号の二及び第十号」に改める。

第十九条の三第一項中「、関西空港事務所及び下地島空港事務所」を「及び関西空港事務所」に改め、同条第二項第三号中「すること」の下に「（下地島空港事務所以外の事務所に限る。）」を加え、同項第四号中「除く。）」の下に「（下地島空港事務所以外の事務所に限る。）」を加える。

第二十三条の三を次のように改める。

（周辺環境課）

第二十三条の三　周辺環境課においては、次の事務をつかさどる。

一　飛行場の周辺における環境の改善に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、航空機騒音対策に関すること。

第二十四条第一項中「及び第三十五条」を「並びに第三十五条第一号及び第二号（丘珠空港事務所及び北九州空港事務所以外の事務所に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、下地島空港事務所にあっては第三十一条第二号及び第三号並びに第三十四条第一号及び第二号に掲げる事務を除く。

第二十五条から第三十条までを次のように改める。

第二十五条から第三十条まで　削除

第三十五条第二号中「種子島空港出張所、奄美空港出張所及び徳之島空港出張所以外の空港出張所、」を削る。

第三十六条の二を削る。

第三十九条第一項第十三号中「隠岐空港出張所」の下に「、対馬空港出張所」を加える。

○運輸省令第二十八号

新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第三十五条の規定に基づき、新東京国際空港公団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月九日

運輸大臣　亀井　善之

新東京国際空港公団法施行規則の一部を改正する省令

新東京国際空港公団法施行規則（昭和四十一年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を第二十八条とし、第二十一条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第二十条の次に次の一条を加える。

（附属明細書）

第二十一条　法第二十七条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　資本金の明細

二　新東京国際空港債券並びに長期借入金及び短期借入金の増減

三　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四　引当金等の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法（貸借対照表に注記したものを除く。）

五　関係法人（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社に相当する法人及び同条第四項に規定する関連会社に相当する法人をいう。）に対する出資の明細

六　主な費用及び収益の明細

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成七年四月一日に始まる事業年度の決算から適用する。

○運輸省令第二十九号

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）の規定に基づき、並びに運輸省設置法及び海上保安庁法を実施するため、運輸省組織規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

運輸大臣　亀井　善之

運輸省組織規程等の一部を改正する省令

（運輸省組織規程の一部改正）

第一条　運輸省組織規程（昭和二十七年運輸省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六人」を「八人」に改める。

第三条の二を次のように改める。

第三条の二　運輸政策局政策課に、政策企画調査室を置く。

2　政策企画調査室においては、次の事務をつかさどる。

一　運輸省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策及び計画の策定並びにこれに関連する運輸省の所掌事務の総括に関すること。

二　運輸政策局の所掌に属する事務に関する重要事項についての企画及び調査に関すること。

3　政策企画調査室に、室長を置く。

4　室長は、第二項の事務を統括する。

第三条の三を削り、第三条の四を第三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第三条の四　運輸政策局運輸産業課に、企画調整官一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて運輸省の所掌事務に係る産業（以下この項において「運輸産業」という。）の活性化及び運輸産業における適正な競争の確保に関する調査及び企画並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第三条の五第一項中「海洋汚染対策室及び地球環境保全企画官」を「海洋室及び地球環境保全・エネルギー対策企画官」に改め、同条第二項中「海洋汚染対策室」を「海洋室」に改め、同項第一号中「地球環境保全企画官」を「地球環境保全・エネルギー対策企企画官」に改め、同項に次の一号を加える。

三　運輸省の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する事務の総括に関すること。

第三条の五第三項中「海洋汚染対策室」を「海洋室」に改め、同条第五項中「地球環境保全企画官」を「地球環境保全・エネルギー対策企画官」に改め、同項第一号及び第二号中「保全」の下に「及びエネルギーの使用の合理化」を加える。

第三条の六第一項中「運輸政策局技術安全課に、」の下に「技術開発推進官一人及び」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　技術開発推進官は、命を受けて運輸省の所掌事務に係る技術の開発、改良及び普及の推進に関する調査及び企画に関する事務をつかさどる。

第四条第一項中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）」を加える。

第四条の六第一項中「環境対策室」の下に「及び鉄道防災対策官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　鉄道防災対策官は、命を受けて鉄道等の用に供する施設に関する災害の防止及び復旧に関する調査及び企画並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四条の十六中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第四条の十九を第四条の二十とし、第四条の十八の次に次の一条を加える。

第四条の十九　海上交通局国内貨物課に、内航海運高度化対策官一人を置く。

2　内航海運高度化対策官は、命を受けて内航海運業の高度化に関する調査及び企画並びに指導に関する事務をつかさどる。

第五条の三第一項中「企画調整官」を「造船協定対策官」に改め、同条第二項第一号中「関すること」の下に「（造船協定対策官の所掌に属せしめられたものを除く。）」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　造船協定対策官は、命を受けて商業的造船業における正常な競争条件に関する協定に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第六条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第七条の六第一項中「及び開発企画調整官一人」を削り、同条第五項を削る。

第八条の八第一項中「東京国際空港整備計画室」を「大都市圏空港計画室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　大都市圏空港計画室においては、航空路線網の拠点となる大都市圏における空港の整備に関する基本的な調査及び計画に関する事務（新東京国際空港課及び関西国際空港課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第八条の八第三項中「東京国際空港整備計画室」を「大都市圏空港計画室」に改める。

第八条の十第一項中「運航課に、」の下に「技術企画官一人及び」を加え、「及び危険物輸送対策官一人」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　技術企画官は、命を受けて航空機の航行の安全に関する技術的な事項の調査及び企画に関する事務（保安企画課及び管制課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二章第一節の二中第九条の四の次に次の一条を加える。

第九条の四の二　航空局管制保安部無線課に、無線技術調整官一人を置く。

2　無線技術調整官は、命を受けて運輸大臣の設置する航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設（航空通信用テレタイプを除く。）の管理に関する技術的な事項の企画及び連絡調整に関する事務（保安企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

「

原料保管場所		
払出数量(払出先)	在庫数量	欠減

」に、「

新付	
数量	アルコール分

」を「

新付		
数量	アルコール分	欠減

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十八号

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十条第一項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十七日

通商産業大臣　塚原　俊平

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成七年度」を「平成十三年度」に、「五十五パーセント」を「六十五パーセント」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十九号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六条第七項の規定に基づき、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十一日

通商産業大臣臨時代理
国務大臣　倉田　寛之

情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令

情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「

システムアドミニストレータ試験	情報処理システムの活用に必要な知識及び技能

」を「

上級システムアドミニストレータ試験	情報処理システムの活用に必要な専門的知識及び技能
初級システムアドミニストレータ試験	情報処理システムの活用に必要な共通的知識及び技能

」に改める。

第二条第三項中「システム監査技術者試験及びプロジェクトマネージャ試験」を「システム監査技術者試験、プロジェクトマネージャ試験及び上級システムアドミニストレータ試験」に改める。

別表中「

システムアドミニストレータ試験	一　情報処理システムに関する基礎知識 二　情報処理システムの活用に関する基礎知識 三　情報処理システムの活用に関する能力

」を「

上級システムアドミニストレータ試験	一　情報処理システムに関する知識 二　情報処理システムの活用に関する専門的知識 三　情報処理システムの活用に関する専門的能力
初級システムアドミニストレータ試験	一　情報処理システムに関する基礎知識 二　情報処理システムの活用に関する共通的知識 三　情報処理システムの活用に関する共通的能力

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第五十号

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）を実施するため、通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
国務大臣　倉田　寛之

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十七年通商産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十八第二項第二号中「消費生活用製品安全法」の下に「（昭和四十八年法律第三十一号）」を加え、同項第三号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第五十一号

産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の廃止に伴い、産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令を廃止する省令を次のように制定する。

平成八年五月二十八日

通商産業大臣　塚原　俊平

産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令を廃止する省令

産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令（昭和六十二年通商産業省令第三十号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

○通商産業省令第五十二号

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）を実施するため、通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

通商産業大臣　塚原　俊平

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十七年通商産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十九第二項第九号中「（産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条第二号から第五号までに掲げる業務及びこれらの業務に附帯する」を「（産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条第三号に掲げる」に改める。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

Digitized by Google

○通商産業省令第四十五号

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）を実施するため、通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

通商産業大臣　塚原　俊平

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十七年通商産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二十九」を「第四十七条の三十一」に改める。

第一条の二十二の次に次の一条を加える。

（南東アジア大洋州通商調整官）

第一条の二十三　通商政策局南東アジア大洋州課に南東アジア大洋州通商調整官一人を置く。

2　南東アジア大洋州通商調整官は、上司の命を受けてアジア諸国（インド、スリ・ランカ、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ及びモンゴル並びに朝鮮を除く。）及び大洋州諸国との通商に関する特定事項の調査及び調整に関する事務を処理する。

第二条の二十九を第二条の三十とし、第二条の五から第二条の二十八までを一条ずつ繰り下げ、第二条の四の次に次の一条を加える。

（基準認証調整官）

第二条の五　貿易局総務課に基準認証調整官一人を置く。

2　基準認証調整官は、上司の命を受けて通商の振興に係る基準認証制度等に関する事務の総合調整に関する事務を処理する。

第五条の十七第二項第二号中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に「（昭和二十四年法律第二百二十八号）」を加える。

第五条の三十三第二項第二号中「（昭和二十七年法律第二百九十九号）」を削る。

同項第三号中「（平成四年法律第百八号）」を削る。

第三十三条の九中「二十五人」を「二十三人」に改める。

第三十五条第二項中「四課」を「五課」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　石油保安課

第三十五条第三項中「八課」を「七課」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三十八条第一項第二号中「（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱山（以下「石炭鉱山」という。）の深部に係るものを除く。）」を削り、同項第三号及び第四号中「（石炭鉱山の深部に係ることを除く。）」を削り、同項第五号中「及び石炭鉱山の深部」を削り、同条第二項を削る。

第四十条第一項第一号中「石炭鉱山」を「石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱山（以下「石炭鉱山という。）」に改める。

第四十一条第一項第一号及び第二号中「、深部保安技術課」を削り、同条第二項を削る。

第四十二条第一項及び第二項中「指導課」を「鉱山保安監督局にあっては、指導課」に改め、「鉱害防止課」を「鉱害防止課、関東東北鉱山保安監督部にあっては、管理課、監督課、鉱害防止第一課、鉱害防止第二課」に改める。

第四十二条の二を削る。

第四十七条の三中「十八人」を「十七人」に改める。

第四十七条の二十九を第四十七条の三十に改め、同条の次に次の一条を加える。

（総合廃止措置対策官）

第四十七条の三十一　公益事業部原子力発電安全企画審査課に総合廃止措置対策官一人を置く。

2　総合廃止措置対策官は、上司の命を受けて実用発電用原子炉の解体その他の廃止措置に関する事務を処理する。

第四十七条の二十三から同条の二十八までを一条ずつ繰り下げる。

第四十七条の二十二の次に次の一条を加える。

（石油製品管理官）

第四十七条の二十三　石油部精製課に石油製品管理官一人を置く。

2　石油製品管理官は、上司の命を受けて石油製品の輸出入及び品質の確保に関する事務を処理する。

附則に次の一項を加える。

6　石油製品管理官は、平成十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、通商産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

通商産業大臣　塚原　俊平

通商産業省定員規則の一部を改正する省令

通商産業省定員規則（昭和四十四年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本省	九、〇二四人	一一人	九、〇三五人
資源エネルギー庁	六四六人		六四六人
特許庁	二、五二一人		二、五二一人
中小企業庁	二〇二人		二〇二人
合計	一二、三九三人	一一人	一二、四〇四人

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の通商産業省定員規則第一項及び次項の規程は、平成八年四月一日から適用する。

2　本省、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁に係る定員令第一条定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の通商産業省定員規則第一項の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成八年九月三十日までの間	九、一二六人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	九、〇七一人
資源エネルギー庁	平成八年九月三十日までの間	六五六人
特許庁	平成八年九月三十日までの間	二、五四八人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	二、五四三人
中小企業庁	平成八年九月三十日までの間	二〇六人

○通商産業省令第四十七号

アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）第二十九条ノ五第一項の規定に基づき、アルコール専売法施行細則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成八年五月十五日

通商産業大臣　塚原　俊平

アルコール専売法施行細則の一部を改正する省令

アルコール専売法施行細則（昭和十二年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八号書式中「

原料保管場所			
月日	受入数量	払出数量（払出先）	在庫数量

」を「

月日	受入数量

立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの 一定時間の経過により作動するもの	 30,000 2,000
液化石油ガスの取入部（技術上の基準の欄の22の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000

32　通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の25に定める基準に適合すること。

(2)　熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3)　逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

33　輸送中に加えられ得る振動に対して、技術上の基準の欄の25に定める基準に適合すること。

34　機器本体の見やすい箇所に型式、密閉式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気箇用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量（単位　キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一種液化石油ガス器具等に係る検定の方法及び技術上の基準については、平成九年四月三十日までは、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第二の規定（次の各号に掲げる規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一　開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、15(2)及び液化石油ガスの取入部に係る規定

二　半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、14(2)及び液化石油ガスの取入部に係る規定

三　ふろバーナーの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1及び液化石油ガスの取入部に係る規定

四　開放式又は半密閉式ストーブの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、16(2)及び液化石油ガスの取入部に係る規定

3　平成九年四月三十日までは、新省令別表第二ガス栓の項中「10キロワット」とあるのは「0.7キログラム毎時」と、「15キロワット」とあるのは「1.1キログラム毎時」と、「10kW用器具」とあるのは「0.7用器具」と、「15kW用器具」とあるのは「1.1用器具」とする。

4　平成十年四月三十日までは、新省令別表第十調整器の項の技術上の基準の欄の19中「メガパスカル」とあるのは「キログラム毎平方センチメートル」と、「キロパスカル」とあるのは「水柱ミリメートル」又は「キログラム毎平方センチメートル」とする。

5　新省令別表第十のうち、密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の1及び22の規定は、密閉式又は屋外式瞬間湯沸器については、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、改正前の液化石油ガス器具等の検定等に関する省令（以下「旧省令」という。）別表第二瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の1、27及び28の規定を適用するものとする。

6　新省令別表第十のうち、密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の1及び22の規定は、密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまについては、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、旧省令別表第二密閉式ふろがまの項の技術上の基準の欄の1並びにふろバーナーの項の1、23及び24の規定を適用するものとする。

7　新省令別表第十のうち、密閉式又は屋外式ストーブの項の技術上の基準の欄の1、22、23及び24の規定は、密閉式又は屋外式ストーブについては、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、旧省令別表第二ストーブの項の技術上の基準の欄の1、28、29及び30の規定を適用するものとする。

8　この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の登録を受けているものの事業区分については、新省令別表第四の対応する事業区分について登録を受けたものとみなす。

9　この省令の施行の際現に法第五十八条第一項の承認を受けている第一種液化石油ガス器具等の型式に係る旧省令第二十条の型式の区分については、新省令別表第七の規定にかかわらず、当該型式の有効期間内は、なお従前の例による。

10　この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第九十六号）附則四条に規定する移行第二種液化石油ガス器具等（以下「移行第二種液化石油ガス器具等」という。）について旧省令第五条ただし書の承認を受け又はその申請を行っている者は、当該承認又は申請に係る移行第二種液化石油ガス器具等について新省令第四十四条ただし書の承認を受け又はその申請を行ったものとみなす。

11　この省令の施行の際に移行第二種液化石油ガス器具等について旧省令別表第二調整器の項の技術上の基準の欄16ただし書、同表瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄40ただし書、同表高圧ホースの項の技術上の基準の欄13ただし書、同表ふろがまの項の技術上の基準の欄19ただし書、同表密閉式ふろがまの項の技術上の基準の欄27ただし書、同表ふろバーナーの項の技術上の基準の欄36ただし書又は同表ストーブの項の技術上の基準の欄43ただし書の承認を受け又はその申請を行っている者は、当該承認又は申請に係る移行第二種液化石油ガス器具等についてそれぞれ新省令別表第十調整器の技術上の基準の欄19ただし書、同表密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の技術上の基準の欄32ただし書、同表高圧ホースの項の技術上の基準の欄12ただし書、同表密閉式又屋外式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄33ただし書又は同表密閉式又は屋外式ストーブの項の技術上の基準の欄34ただし書の承認を受け又はその申請を行ったものとみなす。

○通商産業省令第四十四号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、通商産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月七日

通商産業大臣　塚原　俊平

通商産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

通商産業省企業活動基本調査規則（平成四年九月二十二日通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第十四条第二項中「六年間」を「永年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.液化石油ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の25(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の25(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

22 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、液化石油ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

図1　ソケット

単位 mm

図2　プラグ

単位 mm

23 液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の22の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかつたとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

24 液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

25 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

27 移動して使用できるものにあつては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

28 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

29 放射型のものにあつては、放射体に直接手の触れない構造であること。

30 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

31 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の25(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の25(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の25(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の25(4)に定める基準に適合すること。

(6) 液化石油ガスの取入部については、技術上の基準の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000

3　ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあつては、衝撃に耐えること。

4　液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。

5　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

6　点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下密閉式又は屋外式ストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7　放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2)　放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3)　電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

8　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2)　1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9　立ち消え安全装置を有すること。

10　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。

(2)　密閉式のもののうち強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

12　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作した時から1分以内に閉弁すること。

(3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

13　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

14　密閉式のものの給排気部は気密性を有すること。

15　密閉式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　散水中、バーナーが消火しないこと。

(2)　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3)　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

16　密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

17　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　項	条　件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

18　密閉式のもののうち共用排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

19　密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20　屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火、炎のあふれがないこと。

21　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メーンバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測　定　箇　所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 　金属の部分 　その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
液化石油ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	20
機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
壁貫通部の表面	65

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

22 液化石油ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、液化石油ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

24 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水が液化石油ガスの通路に流入しない構造であること。

25 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。

26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

27 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

28 空だきした場合にメーンバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

(1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知により液化石油ガスの通路を閉ざす構造のものにあつては、感熱部が冷却したとき、液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。

(2) 感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メーンバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

29 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3) 水に通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

装置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置		
温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000

31 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上）継続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。

32 輸送中に加えられ得る振動に対して、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

33 機器本体の見やすい箇所に型式、密閉式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油ガス消費量（単位 キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

密閉式又は屋外式の液化石油ガス用ストーブ（以下「密閉式又は屋外式ストーブ」という。）

1 液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の20の図1又は図2の形状のものの液化石油ガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

8　立ち消え安全装置を有すること。

9　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

(2)　密閉式のもののうち強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

12　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13　密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

14　密閉式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　散水中、バーナーが消火しないこと。

(2)　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3)　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

15　密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　　項	条　　　　件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

17　密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18　密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19　屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測　定　箇　所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉式のものの壁貫通部の表面	65

(2)　液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の23(4)（器具栓にあつては技術上の基準の欄の23(3)）に定める基準に適合すること。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21　給湯のできるものにあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ　作動した後、バーナーへの液化石油ガスの通路が再び開かないこと。

ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 温度40度以上のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液

ハ 温度零下25度以下の空気

(2) 内層及び外層は、次に規定する引張強さ及び耐老化性を有するものであること。

イ 引張強さについては、日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.10ゴム層の引張試験に定める規格に適合する方法により試験を行つたとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であること。

ロ 耐老化性については、日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.11ゴム層の老化試験に定める規格に適合する方法により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行つたとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であること。

(3) 日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.5オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験を行つたとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであること。

(4) 日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.6ガス透過試験(1)高圧ホースのガス透過性試験に定める規格に適合する方法により試験温度を45度以上50度以下、試験時間を120時間、試験ガスをブタンとして試験を行つたとき、高圧ホースを1時間に透過する液化石油ガスの量が長さ1メートルにつき30ミリリットル以下であるものであること。

2 高圧ホースのゴムの部分（ホースの部分を除く。）は、1(1)に定める基準に適合すること。

3 高圧ホースの金属の部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置に定める規格に適合する装置を用い、8.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、6.試験用塩溶液に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧した後、13.判定方法(1)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行つたとき、腐食がないか、又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であること。

(2) 使用上支障のあるその他の欠陥がないこと。

4 高圧ホース継手取付部は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

(2) 日本工業規格B0205（1982）メートル並目ねじ並びに日本工業規格B0209（1982）メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差に定める規格に適合するねじであること。

(3) 日本工業規格B0207（1982）メートル細目ねじ並びに日本工業規格B0211（1982）メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差に定める規格に適合するねじであること。

(4) 次に掲げる条件に適合するねじであること。

イ 日本工業規格B8245（1994）液化石油ガス容器用弁に定めるガス充てん口の規格に適合するねじであること。

ロ ナットによつて取付けられるねじ又はハンドルによつて取付けられるねじにあつては、左ねじである旨のV型溝又は取付け取外しの方向を矢印で明示してあること。

ハ ハンドルの直径は、着脱操作に適切なものであること。

5 チェック弁は、差圧0.07メガパスカル以下において液化石油ガス漏れがないこと。

6 2.60メガパスカルの圧力を1分間以上加えた後、漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。

7 1.56メガパスカルの圧力を加えた後、液化石油ガス漏れがないこと。

8 1キロニュートンの引張力を5分間加えた後、7に定める基準に適合すること。

9 チェック弁は、0.07メガパスカル以上0.10メガパスカル以下の圧力の空気を2秒以上3秒以下の時間流入した後2秒以上3秒以下の時間流入を停止する操作を両端から交互に360回以上繰返した後、5に定める基準に適合すること。

10(1) 複数の容器と調整器を接続する高圧ホースの調整器に取り付ける側の継手金具以外の継手金具は、2メートル以上の高さから落下させた後、7に定める基準に適合すること。

(2) 複数の容器と調整器を接続する高圧ホースの調整器に取り付ける側の継手金具は、一端を固定し、他端に質量1.5キログラム以上の鉄球を1メートル以上の高さから落下させて衝撃を加えた後、7に定める基準に適合すること。

11 温度零下25度以下の状態において、0.07メガパスカル以上の圧力でチェック弁を通して漏れる空気の量が0.55リットル毎時以下であり、かつ、7に定める基準に適合すること。

12 継手金具又は高圧ホースの見やすい箇所にホースの構造及びチェック弁の有無に関する事項、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名若しくは名称又は製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

密閉式又は屋外式の液化石油ガスバーナー付ふろがま（以下「密閉式又は屋外式バーナー付ふろがま」という。）

1 液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。

2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。

4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給湯のできるものにあつては、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下密閉式又は屋外式バーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

7 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

(2) 液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の23(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄23(3)）に定める基準に適合すること。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21　次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ　作動した後、バーナーへの液化石油ガスの通路が再び開かないこと。

ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

22　液化石油ガスの取入部は、日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23　液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 液化石油ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において、弁の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

24　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水が液化石油ガスの通路に流入しない構造であること。

25　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

26　通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

27　通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

28　水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

29　次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバーナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

装　　　置	回　　数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
給水自動ガス弁	50,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000

30　通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。

31　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

32　機器本体の見やすい箇所に型式、密閉式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、液化石油消費量（単位　キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

液化石油ガス用継手金具付高圧ホース

1　ホースは、次に掲げる条件に適合するゴムであること。

(1) 内層は、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等のないものであること。

イ　温度零下20度以下のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液

密閉式又は屋外式の液化石油ガス用瞬間湯沸器(以下「密閉式又は屋外式瞬間湯沸器」という。)	1 液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。)、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。 2 液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S 2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。 3 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。 4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。 5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項において同じ。)において点火したとき、爆発的に点火しないこと。 6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。 (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。 (3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。 7 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。 8 立ち消え安全装置を有すること。 9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。 10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。)は、次に掲げる条件に適合すること。 (1) パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。 (2) 密閉式のもののうち強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。 11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。 (2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。 (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。 12 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。 13 密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

14 密閉式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

15 密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

17 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18 密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19 屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度（単位 度）
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。)の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面)、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉式のものの壁貫通部の表面	65

図　単位mm

9　次の表の調整器の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の耐圧試験圧力の欄に掲げる圧力を1分間以上加えた後、漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。

調整器の種類		耐圧試験圧力（単位：メガパスカル）	
		高圧側	低圧側
単段減圧式調整器		2.60	0.30
自動切替式一体型調整器	一次側	2.60	0.80
	二次側	0.80	0.30
自動切替式分離型一次用調整器		2.60	0.80
二段減圧式一体型調整器	一次側	2.60	0.80
	二次側	0.80	0.30
二段減圧式分離型一次用調整器		2.60	0.80
二段減圧式分離型二次用調整器		0.80	0.30

10　次の表の調整器の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の気密試験圧力の欄に掲げる圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れのないこと。

調整器の種類		気密試験圧力	
		高圧側	低圧側
単段減圧式調整器		1.56メガパスカル	5.50キロパスカル
自動切替式一体型調整器	一次側	1.56メガパスカル	0.15メガパスカル
	二次側	0.15メガパスカル	5.50キロパスカル
自動切替式分離型一次用調整器		1.56メガパスカル	0.15メガパスカル
二段減圧式一体型調整器	一次側	1.56メガパスカル	0.15メガパスカル
	二次側	0.15メガパスカル	5.50キロパスカル
二段減圧式分離型一次用調整器		1.56メガパスカル	0.15メガパスカル
二段減圧式分離型二次用調整器		0.15メガパスカル	5.50キロパスカル

11　閉そく圧力は、次の表の調整器の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の閉そく圧力の欄に掲げる圧力以下であること。

調整器の種類	閉そく圧力
単段減圧式調整器	3.50キロパスカル
自動切替式一体型調整器	
二段減圧式一体型調整器	
二段減圧式分離型二次用調整器	
自動切替式分離型一次用調整器	0.095メガパスカル
二段減圧式分離型一次用調整器	

12　表示してある入口側の圧力を加え、表示してある容量（1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量をいう。）のガスを流したとき、表示してある調整圧力が得られること。

13　自動切替式調整器にあつては、使用側の入口圧力が表示してある下限値以上、かつ、表示容量の流量で作動している間は、予備側の入口側の圧力が表示してある下限値以上においては予備側からの補給がないこと。

14　自動切替式調整器の表示機構は、ガスが供給されている側が目視により容易に確認できるものであること。

15　入口側の圧力を0.1メガパスカルとし、2秒以上3秒以下の時間空気を流入した後、2秒以上3秒以下の時間空気の流入を停止する操作を60,000回（自動切替式調整器の1次側については、各30,000回）繰り返した後、10、11及び12に定める基準に適合すること。

16　入口側及び出口側の取付部の先端を固定した調整器の本体（入口側の取付部が突出していないものにあつては、容器のバルブに取付けた状態にした出口側の取付部）に質量1.5キログラム以上の鉄球を1メートル以上の高さから落下させて衝撃を加えた後、10に定める基準に適合すること。この場合において、単段減圧式調整器以外のものにあつては、それぞれの本体ごとに行わなければならない。

17　温度零下25度以下において正常に作動すること。

18　自動切替式調整器の入口部にガス逆流防止機構（以下、「逆止弁」という。）を有するもの（以下、「逆止弁付自動切替式調整器」という。）にあつては、次の基準に適合するものであること。

(1)　使用側入口を大気に開放したとき、予備側を通して使用側からガスが流出しないものであること。

(2)　逆止弁は、作動後入口側が通常の使用状態に戻つたとき、確実に復帰するものであること。

(3)　逆止弁は、1,000回以上の反復使用試験に耐えるものであること。

(4)　逆止弁の出入口に圧力差がないとき、出口部の再液化ガスが入口側に戻ることができるものであること。

19　見やすい箇所に入口側の圧力（記号P、単位メガパスカル）、容量（記号Q、単位キログラム毎時）、調整圧力（記号R、単位キロパスカル）、逆止弁付自動切替式調整器にあつては逆止弁付である旨（記号C）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名若しくは名称又は製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

		機(110ニュートン・メートルまでのねじ込み力を加えることができるもの）又はトルクレンチ(110ニュートン・メートルまでの回転力で締め付けることができるもの)、トルクレンチ（15ニュートン・メートルまでの回転力で締め付けることができるもの)、荷重試験機(400ニュートンまでの力を加えることができるもの)、引張試験機（3.7キロニュートンまでの引張力を加えることができるもの）及び恒温そう(零下５度以下及び120度以上の温度を維持できるもの)を備えていること。
	機能試験設備	過流出安全機構作動試験装置（1,200リットル毎時以上までの作動流量を測定できるもの）を備えていること。
	流量測定設備	圧縮機及び流量測定装置（0.1キロパスカルの差圧で47立方メートル毎時以上までの流量を測定できるもの）を備えていること。

別表第十中「液化石油ガス用対震自動ガスしゃ断器」を「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器」に改め、同表の液化石油ガス用対震自動ガスしゃ断器の次に次の五項を加える。

別表第10（第44条関係）

調　整　器	1　本体、カバー及びばねは、次に掲げるいずれかの基準に適合する金属で製造されたものであること。
	(1)　日本工業規格Ｂ8238（1994）ＬＰガス用圧力調整器の表５調整器に用いる金属材料(1)本体、カバー及びばね用金属材料に定める規格に適合する金属であること。
	(2)　日本工業規格Ｚ2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置に定める規格に適合する装置を用い、8.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、6.試験用塩溶液に定める規格に適合する塩水を24時間噴霧した後、13.判定方法(1)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から６までの腐食面積率であること。
	2　本体及びカバーは、使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。
	3　ダイヤフラム及び弁ゴムは、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、軟化、収縮等がないものであること。
	(1)　温度零下20度以下のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン２パーセント以上の混合液
	(2)　温度40度以上のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン１パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン２パーセント以上の混合液
	(3)　温度零下25度以下の空気
	4　通気孔は、次に掲げる条件に適合するものであること。
	(1)　通常の使用状態において、雨水が浸入する恐れがないこと。
	(2)　ごみ等により、つまるおそれがないこと。
	(3)　針等を差込んだ場合にダイヤフラムを傷つけるおそれがないこと。
	5　単段減圧式調整器、自動切替式一体型調整器、二段減圧式一体型調整器及び二段減圧式分離型二次用調整器にあつては、安全機構が作動するときの低圧側の圧力は5.60キロパスカル以上8.40キロパスカル以下であり、かつ、安全機構が作動を停止するときの低圧側の圧力は5.04キロパスカル以上8.40キロパスカル以下であること。
	6　調整圧力を容易に変更できないような措置が講じられていること。
	7　入口側取付部は、次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
	(1)　ねじ込み式のものにあつては、次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
	イ　日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。
	ロ　日本工業規格Ｂ0205(1982)メートル並目ねじ並びに日本工業規格Ｂ0209（1982）メートル並目ねじの許容限界寸法及び公差に定める規格に適合するねじであること。
	ハ　日本工業規格Ｂ0207(1982)メートル細目ねじ並びに日本工業規格Ｂ0211（1982）メートル細目ねじの許容限界寸法及び公差に定める規格に適合するねじであること。
	ニ　次に掲げる条件に適合するねじであること。
	(イ)　日本工業規格Ｂ8245（1994）液化石油ガス容器用弁に定めるガス充てん口の規格に適合するねじであること。
	(ロ)　ナットによつて取付けられるねじ又はハンドルによつて取付けられるねじにあつては、左ねじである旨のＶ型溝又は取付け取外しの方向を矢印で明示してあること。
	(ハ)　ハンドルの直径は、着脱操作に適切なものであること。
	(2)　フランジにより接続するものであつて、二段減圧式分離型二次用調整器にあつては、次に掲げるイ又はロの条件、その他の調整器にあつては、ハ又はニの条件に適合すること。
	イ　日本工業規格Ｂ2220（1995）鋼製溶接式管フランジの規格に定める付表２－１呼び圧力10Ｋ差込み溶接式フランジ（並形)(板フランジ（ＳＯＰ))に定める規格に適合するフランジであること。
	ロ　日本工業規格Ｂ2210（1984）鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表３－１呼び圧力10Ｋ並形フランジの基準寸法に定める規格に適合するフランジであること。
	ハ　日本工業規格Ｂ2220（1995）鋼製溶接式管フランジの付表４－１呼び圧力20Ｋ差込み溶接式フランジ（ハブフランジ（ＳＯＨ))に定める規格に適合するフランジであること。
	ニ　日本工業規格Ｂ2210（1984）鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表５呼び圧力20Ｋフランジの基準寸法に定める規格に適合するフランジであること。
	8　出口側取付部は、次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
	(1)　容量１キログラム毎時以下の単段減圧式調整器以外のものにあつては、次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
	イ　ねじ込み式のものにあつては、7(1)イ、ロ又はハに掲げる条件のいずれかに適合すること。
	ロ　フランジにより接続するものにあつては、次に掲げる条件のいずれかに適合すること。
	(イ)　日本工業規格Ｂ2220（1995）鋼製溶接式管フランジの付表１－１呼び圧力５Ｋ差込み溶接式フランジ（板フランジ（ＳＯＰ))、又は２－１呼び圧力10Ｋ差込み溶接式フランジ（並形)(板フランジ（ＳＯＰ))に定める規格に適合するフランジであること。
	(ロ)　日本工業規格Ｂ2210（1984）鉄鋼製管フランジの基準寸法の付表１呼び圧力２Ｋフランジの基準寸法、２又は３－１呼び圧力10Ｋ並形フランジの基準寸法に定める規格に適合するフランジであること。
	ハ　ユニオン接合するものにあつては、日本工業規格Ｂ2301（1995）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表17ユニオンに定める規格に適合するねじであること。
	(2)　容量１キログラム毎時以下の単段減圧式調整器にあつては、(1)イ、ロ又はハに掲げる条件のいずれかに適合するか、若しくは次図の形状であること。

		フィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。		
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の反復使用試験機を備えていること。		
	燃焼試験設備	マノメーター、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。		
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。		
	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。		
開放式又は半密閉式ストーブ	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの）、ほうろう衝撃試験機、シール材試験機（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験機（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの）、排気筒（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの）、風速計（熱線式風速計、ピトー管式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、マノメーター、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器、引張試験機（150ニュートンの引張力を加えることができるもの）、ねじり試験機（10ニュートン・センチメートルの回転力を加えることができるもの）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじに定める規格に適合するもの）、傾斜試験機及び秒時計を備えていること。	次の各号の一に掲げるものとする。 1　学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、開放式又は半密閉式ストーブの検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、開放式又は半密閉式ストーブの検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3　1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	5人

	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。		
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の反復使用試験機を備えていること。		
	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。		
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。		
	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。		
ガス栓	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（100ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（10倍及び20倍の倍率で拡大できるもの）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじに定める規格に適合するもの）、トルクレンチ（10ニュートン・メートルの回転力で締め付けることができるもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、耐圧恒温そう（3メガパスカル以上の圧力に耐えるものであつて、零下25度以下、零下20度以下及び40度以上の温度を維持できるもの）及び恒温槽（温度150度を維持できるもの。）を備えていること。	次の各号の一に掲げるものとする。 1　学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、ガス栓の検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、ガス栓の検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3　1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	5人
	気密試験設備	窒素を充てんした容器又は圧縮機（22.5キロパスカル以上までの圧力を加えることができるもの）、圧力計、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。		
	耐久試験設備	自動式の反復使用試験機、衝撃試験機（20ニュートン・メートルまでの衝撃力を加えることができるもの）、静荷重試験機（2キロニュートンまでの静荷重を加えることができるもの）、ねじ込み力試験		

半密閉式バーナー付ふろがま	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス(300ミリメートルまで測定できるもの)、マイクロメーター(50ミリメートルまで測定できるもの)又は投影機(20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの)、シール材試験機(日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの)、化学天びん(重さ30グラムまで測定できるもの)、ガス炉又は電気炉(温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの)、塩水噴霧試験設備(日本工業規格Z2371(1994)塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの)、送風機(5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの)、排気筒試験装置(日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの)、風速計(熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの)、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定できるもの)、マノメーター、水圧測定装置、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器、冷水製造設備(温度5度から25度までの水を供給できるもの)、管用テーパねじゲージ(日本工業規格B0253(1985)管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの)及び秒時計を備えていること。	次の各号の一に掲げるものとする。 1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、半密閉式バーナー付ふろがまの検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、半密閉式バーナー付ふろがまの検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3 1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	6人
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計(ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの)を備えていること。		
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の反復使用試験機を備えていること。		
	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定できるもの)、赤外線分析計(0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器及び普通騒音計(日本工業規格C1502(1990)普通騒音計に定める規格に適合するもの)を備えていること。		
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。		
	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。		

ふろがま	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス(300ミリメートルまで測定できるもの)、ガス炉又は電気炉(温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの)、塩水噴霧試験設備(日本工業規格Z2371(1994)塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの)、送風機(5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの)、排気筒試験装置(日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの)、風速計(熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの)、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定できるもの)、マノメーター、水圧測定装置、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置、交流用電圧調整器及び冷水製造設備(温度5度から25度までの水を供給できるもの)を備えていること。	次の各号の一に掲げるものとする。 1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、ふろがまの検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、ふろがまの検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3 1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	5人
	気密試験設備	圧縮機及びマノメーターを備えていること。		
	温度測定設備	マノメーター、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。		
ふろバーナー	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス(300ミリメートルまで測定できるもの)、マイクロメーター(50ミリメートルまで測定できるもの)又は投影機(20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの)、シール材試験機(日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの)、化学天びん(重さ30グラムまで測定できるもの)、ガス炉又は電気炉(温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの)、塩水噴霧試験設備(日本工業規格Z2371(1994)塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの)、送風機(5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの)、排気筒試験装置(日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの)、風速計(熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの)、ガラス製水銀棒状温度計(温度100度まで測定できるもの)、マノメーター、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器、管用テーパねじゲージ(日本工業規格B0253(1985)管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの)及び秒時計を備えていること。	次の各号の一に掲げるものとする。 1 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、ふろバーナーの検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、ふろバーナーの検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3 1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	5人
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計(ソー		

		6347(1980)液化石油ガス用ゴムホースの7.10ゴム層の引張試験に定める規格に適合するものであつて、0.8キロパスカル以上の応力で引張ることができるもの)、耐老化性試験設備（日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.11ゴム層の老化試験に定める規格に適合するものであつて、69度以上71度以下の試験温度を96時間維持できるもの)、耐候性試験設備（日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.5オゾン劣化試験に定める規格に適合するものであつて、45pphm以上55pphm以下のオゾン濃度、38度以上42度以下の試験温度及び20パーセントの伸びを96時間維持できるもの）及び液化石油ガス透過性試験設備（日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.6(1)高圧ホースのガス透過試験に定める規格に適合するものであつて、45度以上50度以下の試験温度を120時間維持できるもの）を備えていること。	に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、液化石油ガスこんろの検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3　1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	
	耐圧試験設備	窒素を充てんした容器又は水圧ポンプ（1.3メガパスカル及び2.6メガパスカルの圧力を加えることができるもの）圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。		
	気密試験設備	窒素を充てんした容器又は圧縮機（0.9メガパスカル及び1.56メガパスカルの圧力を加えることができるもの)、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。		
	耐久試験設備	振動試験機、落下試験機、マノメーター（6キロパスカルの圧力まで測定できるものであつて、判定指示のための措置を施したもの。以下同じ。)及び自動式の反復使用試験機を備えていること。		
	燃焼試験設備	赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの)、直流用電圧調整器、排ガス採取器（回転式で一定位置の排ガスの採取が自動的に行えるもの)、なべ（日本工業規格S2010（1986）アルミニウム板製品器物の表2の規格に適合するずん胴なべのうち直径14センチメートル、16センチメートル、18センチメートル及び20センチメートルのもの）及びばねばかり（重さ500グラムまで測定できるもの）を備えていること。		
	温度測定設備	恒温槽（80度から150度までの温度を維持できるもの）並びに日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの付図2に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表3に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。		
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの)、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの)、シール材試験機（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの)、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの)、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの)、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの)、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの)、排気筒試験装置（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの)、風速計（熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの)、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの)、マノメーター、水圧測定装置、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器、冷水製造設備（温度5度から25度までの水を供給できるもの)、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの）及び秒時計を備えていること。	次の各号の一に掲げるものとする。 1　学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、開放式又半密閉式瞬間湯沸器の検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の検査に通算して2年以上従事した経験を有するもの 3　1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有していると通商産業大臣が認めた者	10人
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。		
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の反復使用試験機を備えること。		
	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計（100度まで測定できるもの)、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの)、酸素濃度計、直流用電圧調整器、交流用電圧調整器及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。		
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。		
	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。		

入口側の取付部が自由に回る機構の有無	(1) あるもの (2) ないもの
出口側の取付部が自由に回る機構の有無	(1) あるもの (2) ないもの
本体と栓とのかん合方式	(1) 上止め方式のもの (2) 下止め方式のもの
上止め式の構造	(1) スプリングの押さえにねじを使用するもの (2) スプリングの押さえに平板を使用するもの (3) その他のもの
下止め式の構造	(1) ナットで締めるもの (2) その他のもの
入口側の取付部の呼び	(1) 1/2のもの (2) 3/4のもの (3) 1のもの (4) 1　1/4のもの (5) 1　1/2のもの (6) 2のもの
出口側の取付部の呼び	(1) 1/2のもの (2) 3/4のもの (3) 1のもの (4) 1　1/4のもの (5) 1　1/2のもの (6) 2のもの (7) 9.5ミリメートルのもの
入口側の取付部の位置	(1) 下部にあるもの (2) 側部にあるもの
本体の材質	(1) 鉄製のもの (2) 銅合金製のもの (3) 亜鉛合金製のもの (4) アルミニウム合金製のもの (5) その他のもの
栓の材質	(1) 鉄製のもの (2) 銅合金製のもの (3) 亜鉛合金製のもの (4) アルミニウム合金製のもの (5) プラスチック製のもの (6) その他のもの

	栓の形状	(1) 円柱状のもの (2) 球状のもの (3) その他のもの

別表第八を次のように改める。

別表第8（第21条、第24条関係）

第1種液化石油ガス器具等	数　量
液化石油ガスこんろ	5個（液化石油ガスが充てんされた容器を装着したものに限る。）
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器	3個
半密閉式バーナー付ふろがま	3個
ふろがま	5個
ふろバーナー	5個
開放式又は半密閉式ストーブ	5個
ガス栓	6個

別表第九を次のように改める。

別表第9（第28条、第30条、第31条関係）

指定区分	検定設備		検定員	
	名称	技術上の基準	条件	検定員数
液化石油ガスこんろ	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（150ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（25ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（10倍及び20倍の倍率で拡大できるもの）、シール材試験機（日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの図3に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、温度記録計、絶縁抵抗計、直流用電圧調整器、荷重試験設備（50ニュートンの荷重を加えることができるもの）、引張試験機（60ニュートン及び200ニュートンの引張力を加えることができるもの）、耐圧恒温そう（0.3キロパスカル以上の圧力に耐えるものであつて、零下25度以下、零下20度以下、零下10度以下及び40度以上の温度を維持できるもの）、ゴム引張試験設備（日本工業規格K	次の各号の一に掲げるものとする。 1　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、液化石油ガスこんろの検査に通算して1年以上従事した経験を有するもの 2　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において工業	5人

	項目	区分
	メーンバーナーにおけるノズルの数	(1) 1個のもの (2) 2個のもの (3) 3個以上のもの
	立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) 再点火型でないもの
	炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) 金属膨張式のもの (3) フレームロッド式のもの (4) その他のもの
	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) パイロットバーナー等の炎が消えないもの (2) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときに液化石油ガスの通路が再び開かないもの (3) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときにパイロットバーナー等に再び自動的に点火するもの
	自動消火装置装置の構造	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの
	給排気の方法	(1) 開放式のもの (2) 自然排気式のもの (3) 強制排気式のもの
	不完全燃焼防止機能の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの
	逆風止めの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	液化石油ガスの取入部の構造	(1) ねじ式のもの (2) 迅速継手式のもの
	設置の方法	(1) 床上に置くもの (2) つり下げ式のもの (3) 壁掛け式のもの
	伝熱方式	(1) 放射型のもの (2) 自然対流型のもの (3) 強制対流型のもの
	放射体の方向	(1) 固定式のもの (2) 可変式のもの
	表示液化石油ガス消費量	(1) 1.6キロワット以下のもの (2) 1.6キロワットを超え2.2キロワット以下のもの (3) 2.2キロワットを超え3.0キロワット以下のもの (4) 3.0キロワットを超え3.4キロワット以下のもの (5) 3.4キロワットを超え3.8キロワット以下のもの (6) 3.8キロワットを超え4.4キロワット以下のもの (7) 4.4キロワットを超え5.2キロワット以下のもの (8) 5.2キロワットを超え5.7キロワット以下のもの (9) 5.7キロワットを超え6.0キロワット以下のもの (10) 6.0キロワットを超え7.0キロワット以下のもの (11) 7.0キロワットを超え7.6キロワット以下のもの (12) 7.6キロワットを超え11キロワット以下のもの (13) 11キロワットを超え13キロワット以下のもの (14) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの (15) 16キロワットを超えるもの
ガス栓	出口側の取付部	(1) 硬質管（燃焼器具接続用金属フレキシブルホースを除く。）と接続するもの (2) 燃焼器具接続用金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース又は燃焼器具と接続するもの (3) 硬質管以外の管と接続するもの
	出口側の口数	(1) 1口のもの (2) 2口のもの
	入口側の取付部	(1) ねじ込み式のもの (2) ユニオン接合するもの (3) 配管用フレキ管を接続するもの
	弾性材の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	つまみ等の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	開閉操作部の構造	(1) つまみのもの (2) ハンドルのもの (3) その他のもの
	つまみ等の取付け方法	(1) 分離できるもの (2) 分離できないもの
	ロック機構の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	収納ボックスの有無	(1) あるもの (2) ないもの

	点火の方法	(1) 乾電池により点火するもの (2) 圧電素子により点火するもの (3) 交流電源により点火するもの (4) その他のもの
	パイロットバーナーの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	メーンバーナーの構造	(1) スリット式のもの (2) リボン式のもの (3) 円孔式のもの (4) その他のもの
	メーンバーナーにおけるノズルの数	(1) 1個のもの (2) 2個のもの (3) 3個のもの (4) 4個のもの (5) 5個のもの (6) 6個のもの (7) 7個のもの (8) 8個以上のもの
	立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) 再点火型でないもの
	炎検出部の機能	(1) 熱電対式のもの (2) 金属膨張式のもの (3) フレームロッド式のもの (4) その他のもの
	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) パイロットバーナー等の炎が消えないもの (2) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときに液化石油ガスの通路が再び開かないもの (3) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときにパイロットバーナー等に再び自動的に点火するもの
	空だき防止装置の機能	(1) 熱感知式のもの (2) 水位式のもの (3) その他のもの
	空だき防止装置の構造	(1) 検出部と弁を有するもの (2) 弁のみを有するもの
	自動消火装置の構造	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの
	表示液化石油ガス消費量	(1) 7.7キロワット以下のもの (2) 7.7キロワットを超え8.4キロワット以下のもの (3) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの (4) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの (5) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの (6) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの (7) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの (8) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの (9) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの (10) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの (11) 19キロワットを超えるもの
開放式又は半密閉式ストーブ	メーンバーナーの材質	(1) 鋳鉄製のもの (2) アルミニウム合金鋳造製のもの (3) ステンレス鋼製のもの (4) アルミニウムめっき鋼製のもの (5) 亜鉛めっき鋼製のもの (6) ほうろう引鋼製のもの (7) 鋼製のもの (8) 銅又は銅合金製のもの (9) その他のもの
	放射体の材質	(1) セラミック製のもの (2) 金属網製のもの (3) その他のもの
	熱交換部の材質	(1) 鋼製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) その他のもの
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	点火の方法	(1) 乾電池により点火するもの (2) 圧電素子により点火するもの (3) 交流電源により点火するもの (4) その他のもの
	パイロットバーナーの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	燃焼方式	(1) 赤火式のもの (2) ブンゼン式のもの (3) 表面燃焼式のもの
	メーンバーナーの構造	(1) スリット式のもの (2) リボン式のもの (3) 円孔式のもの (4) その他のもの

	熱交換部の材質	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム製のもの (3) アルミニウム合金鋳物製のもの (4) ステンレス鋼製のもの (5) その他のもの
	自動消火装置装置の構造	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの
	空だき防止装置の機構	(1) 熱感知式のもの (2) 水位式のもの (3) ダイヤフラム式のもの (4) その他のもの
	給湯部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	給湯部の構造	(1) 先止め式のもの (2) 元止め式のもの
	給湯の方式	(1) 一缶二水路式のもの (2) 二缶二水路式のもの (3) 二缶三水路式のもの (4) その他のもの
	表示液化石油ガス消費量	(1) 7.7キロワット以下のもの (2) 7.7キロワットを超え8.4キロワット以下のもの (3) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの (4) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの (5) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの (6) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの (7) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの (8) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの (9) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの (10) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの (11) 19キロワットを超え21キロワット以下のもの (12) 21キロワットを超え27キロワット以下のもの (13) 27キロワットを超え30キロワット以下のもの (14) 30キロワットを超えるもの
ふろがま	熱交換部の材	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム製のもの (3) アルミニウム合金鋳物製のもの (4) ステンレス鋼製のもの (5) その他のもの
	ふろがまの構造	(1) 内だき式のもの (2) 外だき式のものであつて1段式のもの (3) 外だき式のものであつて2段式のもの
	燃焼方式	(1) 強制燃焼式のものであつて燃焼室内が正圧となるもの (2) 強制燃焼式のものであつて燃焼室内が負圧となるもの (3) その他のもの
	空だき防止装置の検出部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	空だき防止装置の検出部の機構	(1) 熱感知式のもの (2) 水位式のもの (3) その他のもの
	給排気の方法	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
	逆風止めの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	表示最大液化石油ガス消費量	(1) 7.7キロワット以下のもの (2) 7.7キロワットを超え8.4キロワット以下のもの (3) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの (4) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの (5) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの (6) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの (7) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの (8) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの (9) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの (10) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの (11) 19キロワットを超え21キロワット以下のもの (12) 21キロワットを超え27キロワット以下のもの (13) 27キロワットを超え30キロワット以下のもの (14) 30キロワットを超えるもの
ふろバーナー	メーンバーナーの材質	(1) 鋳鉄製のもの (2) アルミニウム合金鋳物製のもの (3) ステンレス鋼製のもの (4) アルミニウムめつき鋼製のもの (5) 亜鉛めつき鋼製のもの (6) ほうろう引鋼製のもの (7) 銅製のもの (8) 銅又は銅合金製のもの (9) その他のもの
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの

	不完全燃焼防止機能に係る検知部の機能	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの
	逆風止めの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	表示液化石油ガス消費量	(1) 8.4キロワット以下のもの (2) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの (3) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの (4) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの (5) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの (6) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの (7) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの (8) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの (9) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの (10) 19キロワットを超え22キロワット以下のもの (11) 22キロワットを超え27キロワット以下のもの (12) 27キロワットを超え30キロワット以下のもの (13) 30キロワットを超え42キロワット以下のもの (14) 42キロワットを超え55キロワット以下のもの (15) 55キロワットを超えるもの
半密閉式バーナー付ふろがま	ふろがまの構造	(1) 内だき式のもの (2) 外だき式のものであつて1段式のもの (3) 外だき式のものであつて2段式のもの
	点火の方法	(1) 乾電池により点火するもの (2) 圧電素子により点火するもの (3) 交流電源により点火するもの (4) その他のもの
	パイロットバーナーの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	器具栓の数	(1) 1個のもの (2) 2個のもの (3) 3個のもの (4) 4個のもの
	立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) その他のもの

炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) 金属膨張式のもの (3) フレームロッド式のもの (4) その他のもの
停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) パイロットバーナー等の炎が消えないもの (2) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときに液化石油ガスの通路が再び開かないもの (3) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときにパイロットバーナー等に再び自動的に点火するもの
給排気の方法	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
逆風止めの有無	(1) あるもの (2) ないもの
燃焼方式	(1) 強制燃焼式のものであつて燃焼室内が正圧となるもの (2) 強制燃焼式のものであつて燃焼室内が負圧となるもの (3) その他のもの
メーンバーナーの材質	(1) 鋳鉄製のもの (2) アルミニウム合金鋳物製のもの (3) ステンレス鋼製のもの (4) アルミニウムめつき鋼製のもの (5) 鋼製のもの (6) 亜鉛めつき鋼製のもの (7) 銅又は銅合金製のもの (8) ほうろう引鋼製のもの (9) その他のもの
メーンバーナーにおけるノズルの数	(1) 1個のもの (2) 2個のもの (3) 3個のもの (4) 4個のもの (5) 5個のもの (6) 6個のもの (7) 7個のもの (8) 8個以上のもの
熱交換部損傷安全装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
遮熱板の有無	(1) あるもの (2) ないもの

	点火の方法	(1) マッチ等により点火するもの (2) 乾電池等により点火するもの (3) 圧電素子等により点火するもの (4) その他のもの
	パイロットバーナーの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	燃焼方式	(1) ブンゼン式のもの (2) 赤火式のもの
	メーンバーナーの構造	(1) スリット式のもの (2) リボン式のもの (3) 円孔式のもの (4) その他のもの
	安全装置の構造	(1) 液化石油ガスの通路が閉ざされるもの (2) 容器が燃焼器からはずれるもの
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器	メーンバーナーの材質	(1) ステンレス鋼製のもの (2) アルミニウムめつき鋼製のもの (3) 亜鉛めつき鋼製のもの (4) 鋼製のもの (5) 銅又は銅合金製のもの (6) その他のもの
	熱交換部の材質	(1) 銅製のもの (2) ステンレス鋼製のもの (3) その他のもの
	瞬間湯沸器の構造	(1) 先止め式のもの (2) 元止め式のもの
	温度調節装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	給水自動ガス弁の構造	(1) ダイヤフラム式のもの (2) 水流スイッチ式のもの (3) その他のもの
	点火の方法	(1) 乾電池により点火するもの (2) 圧電素子により点火するもの (3) 交流電源により点火するもの (4) その他のもの
	パイロットバーナーの有無	(1) あるもの (2) ないもの
	燃焼方式	(1) 強制燃焼方式のものであつて燃焼室内が正圧となるもの (2) 強制燃焼方式のものであつて燃焼室内が負圧となるもの (3) その他のもの
	メーンバーナーの構造	(1) スリット式のもの (2) リボン式のもの (3) 円孔式のもの (4) その他のもの
	メーンバーナーにおけるノズルの数	(1) 1個のもの (2) 2個以上4個以下のもの (3) 5個以上7個以下のもの (4) 8個以上10個以下のもの (5) 11個以上13個以下のもの (6) 14個以上16個以下のもの (7) 17個以上のもの
	立ち消え安全装置の構造	(1) 再点火型のもの (2) 再点火型でないもの
	炎検出部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) 金属膨張式のもの (3) フレームロッド式のもの (4) その他のもの
	停電時の立ち消え安全装置の作動方式	(1) パイロットバーナー等の炎が消えないもの (2) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときに液化石油ガスの通路が再び開かないもの (3) パイロットバーナー等の炎が消えるもののうち再び通電したときにパイロットバーナー等に再び自動的に点火するもの
	凍結防止装置の構造	(1) 水抜きのあるもの (2) 保温式のもの (3) その他のもの
	熱交換部損傷安全装置の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	遮熱板の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	給排気の方法	(1) 開放式のもの (2) 自然排気式のもの (3) 強制排気式のもの

	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の反復使用試験機を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	燃焼試験設備	マノメーター、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
ガス栓製造事業	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（100ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（10倍及び20倍の倍率で拡大できるもの）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの。管用テーパねじのものを製造する場合に限る。）、トルクレンチ（10ニュートン・メートルの回転力で締め付けることができるもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、耐圧恒温そう（3メガパスカル以上の圧力に耐えるものであって、零下25度以下、零下20度以下及び40度以上の温度を維持できるもの）、恒温そう（温度150度を維持できるもの。金属製の栓以外の栓のもの又は過流出安全機構付のものを製造する場合に限る。）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	窒素を充てんした容器又は圧縮機（22.5キロパスカル以上までの圧力を加えることができるもの）、圧力計、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	耐久試験設備	自動式の反復使用試験機、衝撃試験機（20ニュートン・メートルまでの衝撃力を加えることができるもの）、静荷重試験機（20キロニュートンまでの静荷重を加えることができるもの）、ねじ込み力試験機（110ニュートン・メートルまでのねじ込み力を加えることができるもの）又はトルクレンチ（110ニュートン・メートルまでの回転力で締め付けることができるもの）、トルクレンチ（15ニュートン・メートルまでの回転力で締め付けることができるもの）、荷重試験機（400ニュートンまでの力を加えることができるもの。ガスコンセントを製造する場合に限る。）、引張試験機（3.7キロニュートンまでの引張力を加えることができるもの。配管用フレキ管を接続するものを製造する場合に限る。）及び恒温そう（零下5度以下及び120度以上の温度を維持できるもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	機能試験設備	過流出安全機構作動試験装置（1,200リットル毎時以上までの作動流量を測定できるもの。過流出安全機構付のものを製造する場合に限る。）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	流量測定設備	圧縮機及び流量測定装置（0.1キロパスカルの差圧で47立方メートル毎時以上までの流量を測定できるもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更

別表第七を次のように改める。

別表第7（第20条関係）

品名	型式の区分	
	要素	区分
液化石油ガスこんろ	メーンバーナーの材質	(1) 鋳鉄製のもの (2) アルミニウム合金鋳物製のもの (3) ステンレス製のもの (4) アルミニウムめつき鋼製のもの (5) 亜鉛めつき鋼製のもの (6) ほうろう引鋼製のもの (7) 鋼製のもの (8) 銅又は銅合金製のもの (9) アルミニウム製のもの (10) その他のもの
	充てんされた液化石油ガスに関する高圧ガス保安法の適用	(1) 受けるもの (2) 受けないもの
	液化石油ガスこんろの構造	(1) 組込型のもの (2) 分離型のもの (3) 直結型のもの
	器具栓の取付位置	(1) 低圧部に位置しているもの (2) 高圧部及び低圧部に位置しているもの (3) その他のもの
	減圧装置の構造	(1) 調整器のもの (2) 器具ガバナーのもの (3) 減圧機構のもの
	ノズルの先端の内径	(1) 0.3ミリメートル未満のもの (2) 0.3ミリメートル以上0.6ミリメートル未満のもの (3) 0.6ミリメートル以上のもの
	空気調整器の構造	(1) つまみのあるもの (2) つまみのないもの

	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
ふろがま製造事業	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、排気筒試験装置（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、風速計（熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、マノメーター、水圧測定装置、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、及び冷水製造設備（温度5度から25度までの水を供給できるもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	圧縮機及びマノメーターを備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	温度測定設備	マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
ふろバーナー製造事業	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの）、シール材試験機（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの）、排気筒試験装置（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの）、風速計（熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、マノメーター、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの。）及び秒時計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の耐久試験機を備えていること。	当該設備こ撤去以外の全ての変更
	燃焼試験設備	マノメーター、ガラス製水銀棒状温度（温度100度まで測定できるもの）、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
開放式又は半密閉式ストーブ製造事業	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの）、ほうろう衝撃試験機（ほうろうで耐食表面処理されたバーナーを使用するものを製造する場合に限る。）、シール材試験機（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、排気筒試験装置（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、風速計（熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、マノメーター、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、引張試験機（150ニュートンの引張力を加えることができるもの。迅速継手を使用するものを製造する場合に限る。）、ねじり試験機（10ニュートン・センチメートルの回転力を加えることができるもの。迅速継手を使用するものを製造する場合に限る。）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの。ガスの取入部がねじにより管と接続するものを製造する場合に限る。）、傾斜試験機及び秒時計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更

	燃焼試験設備	赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、排ガス採取器（回転式で一定位置の排ガスの採取が自動的に行えるもの）、なべ（日本工業規格S2010（1986）アルミニウム製品器物の表2の規格に適合するずん胴なべのうち直径14センチメートル、16センチメートル、18センチメートル及び20センチメートルのもの）及びはかり（重さ500グラムまで測定できるもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	温度測定設備	恒温そう（80度から150度までの温度を維持できるもの）並びに日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの付図2に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器製造事業	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの）、シール材試験機（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、排気筒試験装置（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、風速計（熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、マノメーター、水圧測定装置、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、冷水製造設備（温度5度から25度までの水を供給できるもの）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの）及び秒時計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の耐久試験機を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更

	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
半密閉式バーナー付ふろがま製造事業	消費ガス量測定設備	マノメーター、ガス圧力調整器及び湿式のガス流量計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（300ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（50ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（20倍、50倍及び100倍の倍率で拡大できるもの）、シール材試験機（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、送風機（5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、排気筒試験装置（日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10に定める規格に適合するもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。）、風速計（熱線式風速計、ピラム式風速計又はこれと同等以上の精度を有するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、マノメーター、水圧測定装置、温度記録計、絶縁抵抗計、電圧計、耐電圧試験装置（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）、冷水製造設備（温度5度から25度までの水を供給できるもの）、管用テーパねじゲージ（日本工業規格B2053（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するもの）及び秒時計を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	圧縮機、マノメーター、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計（ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	耐久試験設備	振動試験機及び自動式の耐久試験機を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	燃焼試験設備	マノメーター、水圧測定装置、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、赤外線分析計（0.3パーセント以下の一酸化炭素及び12パーセント以下の二酸化炭素を測定できるもの）、酸素濃度計、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、交流用電圧調整器（交流電源を使用するものを製造する場合に限る。）及び普通騒音計（日本工業規格C1502（1990）普通騒音計に定める規格に適合するもの）を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	温度測定設備	恒温槽、マノメーター、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3に定める規格に適合する木壁表面温度測定装置及び付表5に定める規格に適合する表面温度測定器具を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更

すことができる。この場合において、1ロットとみなされる2以上のロットを形成する個数の合計は、それぞれの表のロットを形成する個数の項に掲げる個数に適合するものでなければならない。

別表第三を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

第1種液化石油ガス器具等の区分	表示
液化石油ガスこんろ	ケーシング（直結型こんろにあつては、容器以外の部分）の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。
半密閉式バーナー付ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。
ふろがま	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。
ふろバーナー	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。
開放式又は半密閉式ストーブ	機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。
ガス栓	本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法でちよう付すること。

別表第四を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

番号	事業区分
1	液化石油ガスこんろを製造する事業（以下「液化石油ガスこんろ製造事業」という。）
2	開放式又は半密閉式瞬間湯沸器を製造する事業（以下「開放式又は半密閉式瞬間湯沸器製造事業」という。）
3	半密閉式バーナー付ふろがまを製造する事業（以下「半密閉式バーナー付ふろがま製造事業」という。）
4	ふろがまを製造する事業（以下「ふろがま製造事業」という。）
5	ふろバーナーを製造する事業（以下「ふろバーナー製造事業」という。）
6	開放式又は半密閉式ストーブを製造する事業（以下「開放式又は半密閉式ストーブ製造事業」という。）
7	ガス栓を製造する事業（以下「ガス栓製造事業」という。）

別表第五中瞬間湯沸器製造事業の項を削り、「瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式瞬間湯沸器」に改め、密閉式瞬間湯沸器製造事業の項の次に次のように加える。

半密閉式バーナー付ふろがま製造事業	加工設備	適切にねじ切り、孔あけ、外丸削り、内丸削り及びプレスができる工作機械及び洗浄設備並びに適切に熱交換部を製造する設備を備えていること。ただし、機構部又は熱交換部の製造技術の状況により製造することが適切であると通商産業大臣が認める者から機構部又は熱交換部の供給を受ける者であつて通商産業大臣が認める者は、当該加工設備を備えていることを要しない。	当該設備の撤去以外のすべての変更
	組立設備	ねじの締付けを動力を用いて行うことができる設備並びに適切に半密閉式バーナー付ふろがまを組み立てることができるガス溶接機又は電気溶接機、組立治具、作業用工具及び作業台を備えていること。	当該設備の撤去以外のすべての変更

別表第五中高圧ホース製造事業の項、密閉式ふろがま製造事業の項及びふろバーナー元せん製造事業の項を削り、「ストーブ」を「開放式又は半密閉式ストーブ」に、「閉止弁」を「ガス栓」に改め、圧力なべ等製造事業の項を削る。

別表第六を次のように改める。

別表第6（第10条、第12条、第16条関係）

事業区分	特定検査設備	技術上の基準	軽微な変更
液化石油ガスこんろ製造事業	材料試験設備及び構造試験設備	ノギス（150ミリメートルまで測定できるもの）、マイクロメーター（25ミリメートルまで測定できるもの）又は投影機（10倍及び20倍の倍率で拡大できるもの）、シール材試験機（日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの図3に定める規格に適合するもの）、化学天びん（重さ30グラムまで測定できるもの）、ガス炉又は電気炉（温度500度まで上昇させることができ、かつ、当該温度を1時間以上維持できるもの）、塩水噴霧試験設備（日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件に定める規格に適合するもの）、ガラス製水銀棒状温度計（温度100度まで測定できるもの）、温度記録計、絶縁抵抗計、直流用電圧調整器（乾電池を用いて点火するものを製造する場合に限る。）、荷重試験設備（50ニュートンの荷重を加えることができるもの）、引張試験機（60ニュートンの引張力を加えることができるもの（硬質管以外の管により適用除外ガス用容器と接合するものを製造する場合に限る。）及び200ニュートンの引張力を加えることができるもの（硬質管以外の管により適用ガス用容器と接合するものを製造する場合に限る。））、耐圧恒温そう（3メガパスカルの圧力に耐えるものであつて、零下25度以下、零下20度以下及び40度以上の温度を維持できるもの（硬質管以外の管により適用ガス用容器と接合するものを製造する場合に限る。））及び傾斜試験機を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	耐圧試験設備	窒素を充てんした容器又は水圧ポンプ（1.3メガパスカル以上の圧力を加えることができるもの（硬質管以外の管により適用除外ガス用容器と接合するものを製造する場合に限る。）及び2.6メガパスカル以上の圧力を加えることができるもの（硬質管以外の管により適用ガス用容器と接合するものを製造する場合に限る。））、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	気密試験設備	窒素を充てんした容器又は圧縮機（適用ガス用容器と接合するものを製造する場合は1.56メガパスカル、適用除外ガス用容器と接合するものを製造する場合は0.9メガパスカルの圧力を加えることができるもの）、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更
	耐久試験設備	振動試験機、落下試験機、マノメーター（6キロパスカルの圧力まで測定できるものであつて、判定指示のための措置を施したもの。以下同じ。）及び自動式の反復使用試験機を備えていること。	当該設備の撤去以外の全ての変更

（備考） 1 検定は、抜取り検査表の欄に掲げる表で定める方式により試料を抜取り、検定の方法の欄に規定するところに従い技術上の基準の欄に掲げる全ての技術上の基準について確認を行い、当該試料の全てが合格した場合にそのロットに属する液化石油ガス器具等は、当該技術上の基準に適合したものとし、全ての技術上の基準に適合した液化石油ガス器具は、法第39条の検定に合格したものとする。

2 技術上の基準の欄の製造事業者の氏名若しくは名称又は製造年月に代えて略称又は記号を使用することについて通商産業大臣の承認を受けようとする者は、様式第3による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（表1）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	60,000以下	300以下
抜取り数	1	2

（表2）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	10,000以下	150以下
抜取り数	5	6

（表3）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの						その他のもの	
ロットを形成する個数	100以下	101以上 300以下	301以上 700以下	701以上 2,000以下	2,001以上 5,000以下	5,001以上 10,000以下	100以下	101以上 150以下
抜取り表	12	28	46	65	125	145	18	42

（表4）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの						その他のもの
ロットを形成する個数	100以下	101以上 300以下	301以上 700以下	701以上 2,000以下	2,001以上 5,000以下	5,001以上 10,000以下	
抜取り表	25	50	100	120	150	175	全数

（表5）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	50,000以下	300以下
抜取り数	1	3

（表6）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	10,000以下	150以下
抜取り数	3	6

（表7）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	10,000以下	300以下
抜取り数	2	6

（表8）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	300,000以下（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、6,000以下）	300以下（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、30以下）
抜取り数	1	3（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、1）

（表9）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの	その他のもの
ロットを形成する個数	300,000以下（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、6,000以下）	300以下（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、30以下）
抜取り数	5（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、1）	6（ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のものにあつては、2）

（表10）

区分	同一工場の製造に係る同一型式のもの										その他のもの
	ねじガス栓のうち呼びが½、¾又は1のもの、可とう管ガス栓及びホースガス栓						ねじガス栓のうち呼びが1¼、1½又は2のもの				
ロットを形成する個数	300以下	301以上 700以下	701以上 2,000以下	2,001以上 3,000以下	3,001以上 5,000以下	5,001以上 10,000以下	25以下	26以上 300以下	301以上 600以下	601以上 1,000以下	
抜取り数	15	25	35	50	60	75	3	10	20	30	全数

(注) 1 ロットを形成する個数及び抜取り数の単位は、個とする。

2 ロットを形成する個数が抜取り数以下の場合は、全数について検査を行う。

3 表1から表9まで（表3及び表4を除く。）の同一工場の製造に係る同一型式のものの欄の適用に関しては、2以上のロットであつて、その検査の最も早い日から遅い日までの期間が6月（表5、表6、表7、表8及び表9にあつては、12月）を超えないものを1ロットとみな

ガス栓の種類（名称）	呼び	回転力
	3/4	50
	1	60
	1 1/4	80
	1 1/2	85
	2	110
可とう管ガス栓	1/2	35
	3/4	50
	1	60
ホースガス栓		50

31　ストップ機構は、次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の回転力の欄に掲げる回転力（ガスコンセントにあつては、400ニュートンの力）を加えた後技術上の基準の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

ガス栓の種類		回転力（単位：ニュートン・メートル）
名　称	呼　び	
ねじガス栓	1/2	5
	3/4	10
	1	15
	1 1/4	
	1 1/2	
	2	
可とう管ガス栓		4
ホースガス栓		

31　液化石油ガスの通路が閉ざされた状態及び液化石油ガスの通路が開かれた状態において、トルクレンチにより技術上の基準の欄に掲げる回転力（ガスコンセントにあつては、400ニュートンの力）を加えた後、検定の方法の欄の21の試験を行い、かつ、目視により確認すること。

表8

32　温度零下5度から120度までにおいて、使用上支障のないものであること。

32(1)　温度零下5度以下の状態において、検定の方法の欄の21に定める試験を行い、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること、及び検定の方法の欄の23に定める試験を行い、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合することを確認すること。

表9

(2)　温度120度以上の状態に30分間以上放置し、常温に復した後、検定の方法の欄の21に定める試験を行い、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること、及び検定の方法の欄の23に定める試験を行い、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合することを確認すること。

表9

33　入口側に配管用フレキ管を接続するガス栓にあつては、次の表の接続する配管用フレキ管の呼び径の欄に掲げる呼び径に応じて同表の引張力の欄に掲げる引張力を加えた後、技術上の基準の欄21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

接続する配管用フレキ管の呼び径	引張力（単位：キロニュートン）
10A	1.6
15A	1.8
20A	2.7
25A	3.7

注）管の呼び径「10A」等は、ミリメートル単位で表した近似内径である。

33　引張強度を有することについては、配管用フレキ管を取付け、0.02メガパスカル以上の圧力を加えた状態で一端を固定し、他の一端に技術上の基準の欄に掲げる引張力を5分間以上加えた後、検定の方法の欄21に定める試験を行い、かつ、目視により確認すること。

表9

34　見やすい箇所に液化石油ガス用である旨、製造事業者の氏名又は名称、製造年月、製造番号、ホースガス栓にあつては接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限（単位キロワット）、入口側に配管フレキ管を接続するものにあつては適応する管の呼び並びに使用上の注意事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名若しくは名称又は製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

34　目視等により確認すること。

表10

25 入口側及び出口側の取付部が自由に回る機構は、回転角度に応じた角度の6,000回の反復使用をした後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること。

25 回転角度に応じた回転操作を毎分5回以上20回以下の速さで6,000回繰り返した後、検定の方法の欄の21に定める試験を行い、確認すること。

表9

26 過流出安全機構は、1,000回の反復使用をした後、技術上の基準の欄の12に定める基準に適合すること。

26 過流出安全機構を作動させる操作を毎分5回以上20回以下の速さで1,000回繰り返した後、検定の方法の欄の12の試験を行い、確認すること。

表9

27 ロック機構は、次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、使用上支障のある欠陥がないこと。

ガス栓の種類		回数
名称	呼び	
ねじガス栓		1,000
可とう管ガス栓	1/2	10,000
	3/4	3,000
	1	3,000
ホースガス栓		10,000

27 開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄に掲げる回数繰り返した後、目視により確認すること。

表9

28 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の衝撃力の欄に掲げる衝撃を加えた後、技術上の基準の欄21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。ただし、ボックス型ガス栓にあってはこの限りでない。

ガス栓の種類		衝撃力（単位：ニュートン・メートル）
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	8
	3/4	10
	1	13
	1 1/4	16
	1 1/2	18
	2	20
可とう管ガス栓	1/2	3
	3/4	5
	1	8
ホースガス栓		3

28 衝撃試験機により技術上の基準の欄に掲げる衝撃を加えた後、検定の方法の欄21に定める試験を行い、かつ、目視により確認すること。

表8

29 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の静荷重の欄に掲げる静荷重を加えた後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。ただし、ボックス型ガス栓にあつてはこの限りではない。

ガス栓の種類		荷重（単位：ニュートン）
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	500
	3/4	600
	1	800
	1 1/4	1,000
	1 1/2	1,500
	2	2,000
可とう管ガス栓	1/2	350
	3/4	450
	1	600
ホースガス栓		350

29 静荷重試験機により技術上の基準の欄に掲げる静荷重を15分間加えた後、検定の方法の欄の21に定める試験を行い、かつ、目視により確認すること。

表8

30 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表のねじ込み力の欄に掲げるねじ込み力を加えた後、技術上の基準の欄21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。

ガス栓の種類		ねじ込み力（単位：ニュートン・メートル）
名称	呼び	
ねじガス栓	1/2	35

30 ねじ込み力試験機又はトルクレンチにより技術上の基準の欄に掲げるねじ込み力を15分間加えた後、検定の方法の欄21の試験を行い、かつ、目視により確認すること。

表8

(2)　ホースガス栓であつて、本体が箱内に収納されているもの（以下「ボックス型ガス栓」という。）にあつては、出口側にソケットを接続しなければ、液化石油ガスの通路を開くことができず、液化石油ガスの通路を閉じなければソケットが取り外せない構造であること。

(2)　ソケットの着脱操作を行つて確認すること。

表8

20　つまみ等を有しないガス栓（以下「ガスコンセント」という。）にあつては、ソケットを接続したとき通路を開くことができ、ソケットを外すことにより通路が閉じる構造であること。

20　空気を流しながら、ソケットの着脱操作を行つて確認する。

表8

21　22.5キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時20ミリリットル以下であること。

21　空気圧を22.5キロパスカルとして、日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の7.4気密試験(1)に定める規格に適合する方法により試験を行い確認すること。

表10

22　空気を通した場合の入口側と出口側との圧力差が0.1キロパスカルのとき、出口一口当たりの通過空気量が次の表のガス栓の種類の欄に掲げるガス栓の種類に応じて同表の流量の欄に掲げる流量以上であること。

ガス栓の種類			流量単位リットル毎時
名称		呼び	
ねじガス栓		1/2	6,000
		3/4	10,000
		1	13,000
		1 1/4	21,000
		1 1/2	29,000
		2	47,000
可とう管ガス栓		1/2	2,000
		3/4	4,000
		1	6,000
ホースガス栓	10kW用器具		500
	15kW用器具		700

22(1)　水柱計の圧力を2.8キロパスカル、差圧計の圧力差を0.1キロパスカルとして、日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の7.5流量試験に定める規格に適合する方法により試験を行い確認すること。

表9

(2)　出口側の口数が二口のものにあつては、それぞれの流量を測定して確認すること。

表9

23　次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の回転力の欄に掲げる回転力（ガスコンセントにあつては、40ニュートンの操作力）以下で、円滑に開閉操作ができること。

ガス栓の種類		回転力（単位：ニュートン・メートル）	
名称	呼び	鉄製のもの	鉄製以外のもの
ねじガス栓	1/2	3.0	1.5
	3/4	4.0	1.8
	1	5.0	2.5
	1 1/4	6.0	4.0
	1 1/2	8.0	6.0
	2	10.0	8.0
可とう管ガス栓	1/2	0.6	0.6
	3/4	1.2	1.2
	1	1.8	1.8
ホースガス栓		0.6	0.6

23　日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の7.6操作力試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

表10

24　次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、技術上の基準の欄の21及び23に定める基準に適合すること。

ガス栓の種類		回数
名称	呼び	
ねじガス栓		1,000
可とう管ガス栓	1/2	10,000
	3/4	3,000
	1	3,000
ホースガス栓		10,000

24　2.8キロパスカルの圧力のブタンを1.5リットル毎時以上3.0リットル毎時以下の流量で通過させながら、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準欄に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の21及び23に定める試験を行い、確認すること。

表9

10　呼び及び口数は、次の表の名称の欄に掲げるガス栓の種類に応じて同表の呼び及び口数の欄に掲げる呼び及び口数に適合するものであること。

名称	呼び 入口側	呼び 出口側	口数 入口側	口数 出口側
ねじガス栓	1/2		1口	1口
	3/4			
	1			
	1　1/4			
	1　1/2			
	2			
可とう管ガス栓	1/2			1口
	3/4			
	1			
ホースガス栓	1/2	9.5ミリメートル		1口又は2口

注1　「1/2」等は、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定めるねじの呼び又は日本工業規格B2301（1995）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表17ユニオンに定める呼びである。以下同じ。

2　「9.5ミリメートル」は、技術上の基準の欄の9の図1又は図2の形状をいう。以下同じ。

3　入口側に配管用フレキ管を接続するガス栓の呼びは、出口側の呼びとする。以下同じ。

10　目視等により確認すること。　表8

11　ホースガス栓は、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限が10キロワットのもの（以下「10kW用器具」という。）にあつては通過空気量が900リットル毎時のときに、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限が15キロワットのもの（以下「15kW用器具」という。）にあつては通過空気量が1,200リットル毎時のときに、液化石油ガスの通路を閉じる構造の過流出安全機構を有すること。

11　出口側の取付部から硬質管以外の管又はソケットを取り外した状態において、次の条件により試験を行い、確認すること。　表8

(1)　入口側から2.8キロパスカルの圧力の空気を流したときに、10kW用器具にあつては通過空気量が900リットル毎時、15kW用器具にあつては通過空気量が1,200リットル毎時において通路が閉じることを確認すること。

(2)　安全機構が作動している状態において、入口側から4.2キロパスカルの圧力の空気を流したとき、安全機構を通じて出口側から漏れる空気の量が1.00リットル毎時以下であること。

12　ホースガス栓は、過流出安全機構が作動して液化石油ガスの通路が閉ざされた後、一定の操作により作動状態を解除し得る機構を有すること。

12　過流出安全機構を作動させて液化石油ガスの通路を閉ざした後、解除の操作を行い、入口側から出口側に空気の流れることを確認すること。　表8

13　入口側又は出口側の取付部が自由に回る構造のものにあつては、取付部が容易に取り外せないこと。

13　取付部を回す操作を行い、容易に取り外せないことを確認すること。　表8

14　取付部のねじの締付部は、容易に締め付けられる構造であること。

14　目視により確認すること。　表8

15　つまみ等（つまみ、ハンドルその他の開閉操作部をいう。以下同じ。）を有するものにあつては、つまみ等を操作したとき、液化石油ガスの通路が閉ざされている状態で栓が停止する機構（以下「ストップ機構」という。）を有すること。

15　つまみ等の開閉操作等により確認すること。　表8

16　つまみ等を有するものであつて、つまみ等の回転角度が90度のものにあつては、つまみ等を右に回したとき液化石油ガスの通路が閉ざされ、左に回したとき液化石油ガスの通路が開かれる構造であること。

16　検定の方法の欄の15に定める方法により確認すること。　表8

17　つまみ等を有するものであつて、つまみ等が容易に取り外せない構造のものにあつては、通常の使用状態において、液化石油ガスの通路の開閉状態がつまみ等の形、位置等により容易に確認できる構造であること。

17　検定の方法の欄の15に定める方法により確認すること。　表8

18　つまみ等を有するものであつて、つまみ等が容易に取り外せる構造のものにあつては、つまみ等を取り外したとき、液化石油ガスの通路の開閉状態が容易に確認できる構造であること。

18　つまみ又はハンドルを取り外し、目視等により確認すること。　表8

19　ホースガス栓及び可とう管ガス栓であつて、つまみ等を有するものにあつては、次に掲げるいずれかの条件に適合するものであること。

19

(1)　液化石油ガスの通路が閉ざされている状態が容易に変えられない機構（以下「ロック機構」という。）を有すること。

(1)　検定の方法の欄の15に定める方法により確認すること。　表8

		イ　温度零下20度以下のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液 ロ　温度40度以上のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液 ハ　温度零下25度以下の空気	
	(4)　温度150度において溶融しないものであること。	(4)　溶融しないことについては、温度150度の恒温槽に1時間以上放置した後、目視等により確認すること。	表8
	4　スプリング及びスプリング座金は、日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の表13材料のうち耐食性のある材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されたものであること。	4　検定の方法の欄1(1)及び(2)に定める方法により試験を行い、確認すること。	表8
	5　弾性材、Oリング及びパッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。	5　検定の方法の欄3(3)に定める方法により試験を行つたとき、体積変化率が8パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等のないことを確認すること。	表8
	6　ヒューズボール等（ヒューズボール及びこれと同様の機能を有するものをいう。）は、次の(1)から(3)までに掲げる条件に適合するものであること。 (1)　使用上支障のある傷その他の欠陥がないこと。 (2)　液化石油ガスに侵されないものであること。 (3)　温度150度において溶融しないものであること。	6　検定の方法の欄の3(2)から(4)までに定める方法により試験を行い、確認すること。	表8
	7　出口側の取付部に硬質管（燃焼器具接続用金属フレキシブルホースを除く。）を接続するもの（以下「ねじガス栓」という。）及び出口側の取付部に燃焼器具接続用金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース又は燃焼器具を接続するもの（以下「可とう管ガス栓」という。）にあつては、入口側及び出口側の取付部は、次のいずれかの条件に適合すること。	7	
	(1)　ねじ込み式のものにあつては、日本工業規格B 0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合すること。	(1)　管用テーパねじにあつては、日本工業規格B 0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表8
	(2)　ユニオン接合するものにあつては、日本工業規格B 2301（1995）ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表17ユニオンに定める規格に適合すること。	(2)　ユニオン継手を使用するもののねじにあつては、ねじゲージ、ノギス、マイクロメータ等を用いて測定し、確認すること。	表8
	(3)　入口側に配管用フレキ管を接続するものにあつては、配管用フレキ管と確実に接続できる構造であること。	(3)　配管用フレキ管と確実に接続できることについては、配管用フレキ管にその構造に応じた専用継手を取付け、ナット及び押輪等を締付けることにより、確実に接続できることを確認すること。	表8
	8　出口側の取付部に硬質管以外の管を接続するもの（以下「ホースガス栓」という。）にあつては、入口側の取付部のねじは、技術上の基準の欄7(1)、(2)又は(3)に掲げる条件のいずれかに適合すること。	8　検定の方法の欄7(1)、(2)又は(3)に掲げる方法により確認すること。	表8
	9　ホースガス栓にあつては、出口側の取付部は、図1又は図2のいずれかの形状であること。	9　ホースガス栓の出口側の取付部にあつては、ノギス、マイクロメーター等により測定して確認すること。	表8

	点火装置　6,000 立ち消え安全装置　1,000 器具ガバナー　30,000 自動消火装置 　温度を感知して作動するもの　30,000 　一定時間の経過により作動するもの　2,000 液化石油ガスの取入部（技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものに限る。）　6,000 不完全燃焼防止機能に係る装置　1,000		
	29　通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。	29　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返した後、次に掲げる方法により確認すること。	表5
	(1)　液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。	(1)　液化石油ガスの通る部分にあつては、検定の方法の欄の22に定める試験を行い、確認すること。	
	(2)　熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。	(2)　熱交換部にあつては、目視により確認すること。	
	(3)　逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。	(3)　逆火及び一酸化炭素濃度については、検定の方法の欄の17に定める試験を行い、確認すること。	
	30　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。	30　日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16構造試験の1．振動試験に定める規格に適合する方法により振動を加えた後、検定の方法の欄の22に定める試験を行い、確認すること。	表5
	31　機器本体の見やすい箇所に型式、液化石油ガス消費量（単位キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	31(1)　液化石油ガス消費量については、通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定した液化石油ガス消費量と表示液化石油ガス消費量との差の大きさが表示液化石油ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表7
		(2)　液化石油ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4
ガス栓	1　本体及び過流出安全機構（出口側に接続する硬質管以外の管又はソケットが外れたとき、液化石油ガスの圧力により自動的に液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のものをいう。以下同じ。）の金属の部分は、日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の表13材料のうち耐食性のある材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されており、かつ、使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。	1(1)　日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の表13材料のうち耐食性のある材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表8
		(2)　日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の表13材料のうち耐食性のある材料に定める規格に適合しない金属については、次に掲げる方法により確認すること。 イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の7.3耐食性試験(1)に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S 2120（1992）ガス栓の7.3耐食性試験(2)に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表8
		(3)　使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認すること。	表8
	2　本体と栓との間に弾性材を使用するものの栓は、金属で製造されており、かつ、使用上支障のあるすその他の欠陥ないこと。	2　目視等により確認すること。	表8
	3　本体と栓との間に弾性材を使用しないものの栓は、金属製の栓にあつては次の(1)に掲げる条件に、金属製の栓以外の栓にあつては次の(2)から(4)までに掲げる条件に適合するものであること。	3	
	(1)　使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。	(1)　使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認すること。	表8
	(2)　使用上支障のある傷その他の欠陥がないこと。	(2)　使用上支障のある傷その他の欠陥については、目視等により確認すること。	表8
	(3)　液化石油ガスに侵されないものであること。	(3)　液化石油ガスに侵されないことについては、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置した後、体積変化率が1.5パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等のないことを確認すること。	表8

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。	(3) 器具栓にあつては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表6ガス通路の気密試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、精密ガス流量計により確認すること。この場合において、器具ガバナーは、作動しないようにして試験を行うこと。	表4
(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。	(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、(3)に定める試験を行い、確認すること。	表4
23 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。	23(1) 絶縁性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の1.(1)絶縁抵抗試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	(2) 耐電圧性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の2.耐電圧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
24 床上で移動して使用できるものにあつては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。	24 傾斜試験装置により確認すること。	表5
25 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。	25 放射体をいずれの位置にした場合にも固定されることを確認すること。	表5
26 放射型のものにあつては、放射体に直接手の触れない構造であること。	26 目視等により確認すること。	表5
27 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。	27 目視等により確認すること。	表5
28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。	28	
(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22(3)に定める基準に適合すること。	(1) 器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の22(3)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。	(2) 点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の5に定める試験を行い、確認すること。	表5
(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。	(3) 立ち消え安全装置については、一定の周期で炎検出部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、再点火型立ち消え安全装置以外のものにあつては検定の方法の欄の22(4)に定める試験を行い、再点火型立ち消え安全装置にあつては検定の方法の欄の12(1)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の22(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	(4) 器具ガバナーについては、2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、器具ガバナーの位置に応じて検定の方法の欄の22(1)又は(2)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に適合すること。	(5)イ 温度を感知して作動する自動消火装置については、一定の周期で感熱部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の22(4)に定める試験を行い、確認すること。	表5
	ロ 一定時間の経過により作動する自動消火装置については、消火時間を設定し、これを強制的に戻す操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の22(4)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(6) 液化石油ガスの取入部については、技術上の基準の欄の20(3)に定める基準に適合すること。	(6) 液化石油ガスの取入部については、プラグ又はソケットの着脱を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の20(3)ロに定める試験を行い、確認すること。	表5
(7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の14(2)イ及びロに定める基準に適合すること。	(7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、その作動を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の14(2)イ及びロに定める試験を行い、確認すること。	表5

装置	回数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000

図1　ソケット　単位mm

図2　プラグ　単位mm

20　液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	20	
(1)　プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。	(1)　プラグ又はソケットの着脱を3回以上行い、確認すること。	表7
(2)　プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。	(2)　液化石油ガスの取入部にプラグ又はソケットを接続し、次の条件により試験を行い、確認すること。 イ　ねじり力については、軸中心線を回転軸としてプラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルの回転力を加え、気密試験設備により液化石油ガス漏れがないことを確認すること。 ロ　引張力については、プラグ又はソケットに100ニュートンの引張力を加え、気密試験設備により液化石油ガス漏れがないことを確認すること。 ハ　せん断力については、プラグ又はソケットに100ニュートンのせん断力を加え、気密試験設備により液化石油ガス漏れがないことを確認すること。	表7
(3)　プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかつたとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。	(3)イ　プラグ又はソケットが抜けないことについては、液化石油ガスの取入部にプラグ又はソケットを接続し、プラグ又はソケットに150ニュートンの引張力及びせん断力を1分間加え、確認すること。	表7
	ロ　使用上支障のある欠陥については、イの試験を行つた後、次の条件により試験を行い、確認すること。 (イ)　液化石油ガスの取入部にプラグ又はソケットを90度づつ回転させて4回接続し、それぞれの場合について気密試験設備により液化石油ガス漏れがないことを確認すること。 (ロ)　プラグ又はソケットの着脱を3回以上行い、着脱が円滑かつ確実であることを確認すること。	表7
21　液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。	21　日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表5
22　液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。	22	
(1)　液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。	(1)　液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカル以上の空気圧を加えたとき、気密試験設備により確認すること。	表4
(2)　器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。	(2)　器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタン又はプロパンにより燃焼させ、気密試験設備により確認すること。	表4

事　項	条　　件
リフティング	ないこと。
消　　火	ないこと。
逆　　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.07パーセント以下であること。 半密閉式のものにあつては、0.28パーセント以下であること。

(注)　開放式のものにあつては、液化石油ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

の表7無風燃焼状態試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

(2)　自然排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表7

(3)　強制排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表7

(4)　開放式のものの液化石油ガス量が最小になる状態については、器具栓を液化石油ガス量が最小となるよう設定して(1)の試験を行い、確認すること。　表7

18　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メーンバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 　金属の部分 　その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
液化石油ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	20

18

(1)　各部の温度の測定については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。強制対流型のもので停電の際メーンバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、ファンが作動しない状態で同様の試験を行い、確認すること。　表5

器具の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2)　液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の22(3)）に定める基準に適合すること。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。　表5

イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと並びに検定の方法の欄の5に定める試験を行い、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合することを確認すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

19　液化石油ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、液化石油ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

19　液化石油ガスの取入部をノギス、マイクロメーター等により測定して確認すること。　表5

表示液化石油ガス消費量（単位　キロワット）	排気筒の内径（単位　ミリメートル）
11以下	80
13以下	90
16以下	100
19以下	110

(2)　逆風止めを有すること。	(2)　逆風止めの有無については、目視により確認すること。	表5
(3)　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。	(3)　排ガスが流出しないことについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(4)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により、バーナーに点火して15分後に確認すること。	表5
(4)　次に掲げる条件のいずれかに適合すること。	(4)	
イ　通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	イ　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.2(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、上昇風にあっては2.0キロパスカルの圧力のブタン、降下風にあっては3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.3(3)(a)バーナの炎の安定性に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ロ　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	ロ　通常の使用状態において、2.0キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること及び液化石油ガスの通路が閉ざされるまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないことを目視により確認すること。	表5
16　強制排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。	16	
(1)　通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	(1)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、排気部の出口にかかる圧力を80パスカルとした上で、次に掲げる方法により確認すること。	表5
	イ　排ガスの排気部の出口以外からの流出については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.3（3.1）(c)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
	ロ　消火、逆火又は炎のあふれがないことについては、バーナーに点火して15分後に、目視により確認すること。	
(2)　排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。	(2)	
イ　消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあっては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。	イ　通常の使用状態において、2.0キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること。	表5
ロ　排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあっては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。	ロ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口の風圧を徐々に増加させ、確認すること。	表5
17　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。	17(1)　開放式のものにあっては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法	表7

11　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。	11　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.1(2)消火時の閉弁時間及び(3)自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表7
12　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。	12	
(1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。	(1)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に消火したとき、目視等により確認すること。	表7
(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。	(2)　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.2(3)再点火時の不点火の場合の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表7
(3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。	(3)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、パイロットバーナー等に再点火しない措置を講じた上でバーナーを消火し、消火した時から立ち消え安全装置の弁が閉じるまでの時間を測定して確認すること。	表7
13　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。	13　電源回路を開閉することにより、確認すること。	表5
14　開放式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	14	
(1)　技術上の基準の欄の31の規定により表示された液化石油ガス消費量（以下開放式又は半密閉式ストーブの項において「表示液化石油ガス消費量」という。）が7キロワット以下であること。	(1)　表示液化石油ガス消費量を表示により確認すること。	表5
(2)　不完全燃焼を防止する機能であつて次に掲げる機能（以下開放式又は半密閉式ストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。ただし、(3)イ、ロ及びハに掲げる条件に適合する場合は、この限りでない。	(2)	
イ　機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、一酸化炭素濃度が0.07パーセント以下でバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	イ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S 2122（1996）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法の不完全燃焼防止装置の(3)(a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ロ　メーンバーナーの一次空気吸引口が閉そくして一酸化炭素濃度が0.07パーセント以上になる状態において、バーナーに点火した時から10分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ロ　3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S 2122（1996）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法の不完全燃焼防止装置の(3)(b)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ハ　不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ハ　不完全燃焼の検知部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態並びにフレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極が短絡した状態として試験を行い、確認すること。	表5
(3)　不完全燃焼防止機能を有しないものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	(3)	
イ　燃焼又は空気循環のためのファンを有しないこと。	イ　燃焼又は空気循環のためのファンの有無については、目視等により確認すること。	表5
ロ　機器の周囲の酸素濃度が18パーセントまで低下したとき、一酸化炭素濃度が0.07パーセント以下であること。	ロ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に機器の周囲の酸素濃度を18パーセントまで徐々に低下させ、確認すること。	表5
ハ　メーンバーナーの一次空気吸引口を全閉としたとき、一酸化炭素濃度が0.07パーセント以下であること。	ハ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後にメーンバーナーの一次空気吸引口を全閉とし、確認すること。	表5
15　自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	15	
(1)　次の表の表示液化石油ガス消費量の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。	(1)　排気筒を取り付けることができる構造については、表示液化石油ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。	表5

2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	
	(2) 日本工業規格Ｓ2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。	表5
	イ 表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。	
	ロ 表面に塗装を施したものについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	
3 ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあつては、衝撃に耐えること。	3 日本工業規格Ｂ1501（1988）玉軸受用鋼球に定める規格に適合する径36.51ミリメートルの鋼球を30センチメートルの高さから力を加えず落とし、はく離しないことを目視等により確認すること。	表5
4 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。	4(1) シール材については、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表5
	(2) パッキン類、弁及びダイヤフラムについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表5

5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。	5 通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下開放式又は半密閉式ストーブの項において同じ。）において、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表11電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表7
6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態において点火したとき、爆発的に点火しないこと。	6 検定の方法の欄の5に定める方法により点火操作を行い、目視等により確認すること。	表7
7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	7	
(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	(1) 通常の使用状態において、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(10)黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	表5
(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ 被覆については、500Ｖ絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ 非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表5
(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。	(3) 電極の固定については、目視等により確認すること。	表5
8 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。	8 通常の使用状態において、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(1)火移りに定める規格に適合する条件として、表7無風燃焼状態試験の(1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表7
(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。		
(2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。		
9 立ち消え安全装置を有すること。	9 目視等により確認すること。	表5
10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	10 立ち消え安全装置の炎検出部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態並びに光電式のものにあつては電流が流れない状態として試験を行い、確認すること。	表5

		(3)　半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の19の基準に応じて、同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。	表4
	4　該当するふろがまに固定し通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。	4	
	(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度	(1)　各部の温度の測定については、該当するふろがまに固定し、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して湯温を沸騰状態とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表5

測定個所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面	105

	(2)　液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度 ただし、半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の16(2)イ、ロ又はハに定める条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。	(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、半密閉式バーナー付ふろがまの項の検定の方法の欄の16(2)イ、ロ又はハに定める耐熱試験を行い、確認すること。	表5
	5　ふろがまに取り付けられたとき位置が変化しない構造であること。	5　該当するふろがまに取り付けることにより確認すること。	表5
	6　パイロットバーナーを有するものにあつては、パイロットバーナーの位置が変化しない構造であること。	6　目視等により確認すること。	表5
	7　次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の26(1)、(2)及び(4)から(7)までに定める条件に適合すること。	7　半密閉式バーナー付ふろがまの項の検定の方法の欄の26(1)、(2)及び(4)から(7)までの方法と同じとする。	表5

装　置	回　数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの 一定時間の経過により作動するもの	 6,000 2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用い機械的に操作するものに限る。）	6,000

	8　機器本体の見やすい箇所に型式、使用すべきふろがまの型式、液化石油ガス消費量（単位　キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができ、通商産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふろがまの型式の表示を当該ふろバーナーに添付する書面に記載することができる。	8(1)　液化石油ガス消費量については、通常の使用状態において、器具栓を全開として、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定した液化石油ガス消費量と表示ガス消費量との差の大きさが表示液化石油ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表7
		(2)　液化石油ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4
開放式又は半密閉式ストーブ	1　液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、液化石油ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1又は図2の形状のものの液化石油ガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	2　液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S	2(1)　日本工業規格S 2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属	表5

ふろバーナー	1　液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	2　液化石油ガスの通る部分及び空気調節器は、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	2(1)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表5
		(2)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表5
	3　半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の3から12まで、15、18、19、22、24、27及び28の基準に適合すること。（4、5、7、10、11、15、24及び27にあつては、使用すべきふろがまの型式（技術上の基準の欄の8の規定により表示された使用すべきふろがまの型式をいう。以下ふろバーナーの項において同じ。）のふろがま（以下ふろバーナーの項において「該当するふろがま」という。）に固定した場合とする。）	3(1)　半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の3、6、8、9、12、18、22、24、27及び28の基準に応じて、それぞれ同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。ただし、24及び27にあつては、該当するふろがまに固定して行うこととする。	表5
		(2)　半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の4、5、7、10、11及び15の基準に応じて、それぞれ同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。ただし、該当するふろがまに固定して行うこととする。	表7
	(2)　該当するふろバーナーを固定し、半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の13(2)から(4)までの基準に適合すること。((3)及び(4)にあつては、該当するふろバーナーを固定した場合とする。)	(2)　半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の13(2)から(4)までの基準に応じて、それぞれ同項の検定の方法の欄と同じとする。ただし、(3)及び(4)にあつては、該当するふろバーナーを固定して行うこととする。	表5
	5　通常の使用状態において次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所の温度が、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度を超えないこと。（下表参照）	5　各部の温度の測定については、該当するふろバーナーを固定し、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して湯温を沸騰状態とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表5
	6　ふろバーナーを取り付ける位置が固定され、かつ、その位置が変化しない構造であること。	6　該当するふろバーナーを取り付けることにより確認すること。	表5
	7　機器の見やすい箇所に型式、使用すべきふろバーナーの型式（当該型式のふろがまに使用すべきふろバーナーの型式である旨の表示がふろバーナーにあるものに限る。）、使用すべきバーナーの型式の最大液化石油ガス消費量（単位　キロワット）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	7　目視等により確認すること。	表7

測定箇所	温度（単位　度）
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
器具の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

	技術上の基準	検定の方法	
		湯温度を60度以上80度以下（60度とならないものは出湯できる最高温度）とした上で、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として450回以上）繰り返した後、次に掲げる方法により確認すること。	
	(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の19に定める基準に適合すること。	(1) 液化石油ガスの通る部分にあつては、検定の方法の欄の19に定める試験を行い、確認すること。	
	(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。	(2) 熱交換部にあつては、目視により確認すること。	
	(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の15に定める基準に適合すること。	(3) 逆火及び一酸化炭素濃度については、検定の方法の欄の15に定める試験を行い、確認すること。	
	28 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の19に定める基準に適合すること。	28 日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16構造試験の1.振動試験に定める規格に適合する方法により振動を加えた後、検定の方法の欄の19に定める試験を行い、確認すること。	表5
	29 機器本体の見やすい箇所に型式、液化石油ガス消費量（単位　キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	29(1) 液化石油ガス消費量については、通常の使用状態において、器具栓を全開として、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定した液化石油ガス消費量と表示液化石油ガス消費量との差の大きさが表示液化石油ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表7
		(2) 液化石油ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4
ふろがま	1 フィンは温度500度で溶融しない不燃材料であること。	1 日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	2 熱交換部及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	2(1) 日本工業規格S 2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表5
		(2) 日本工業規格S 2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。	表5
		イ 表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。	
		ロ 表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	
	3 半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の21から24まで及び27の基準に適合すること。(23及び27にあつては、該当するふろバーナーを固定した場合とする。)	3 半密閉式バーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の21から24まで及び27の基準に応じて、それぞれ同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。ただし23及び27にあつては、該当するふろバーナーを固定して行うこととする。	表5
	4 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	4	
	(1) 次の表の表示最大液化石油ガス消費量（技術上の基準の欄の7の規定により表示された最大液化石油ガス消費量をいう。以下ふろがまの項において同じ。）の欄に掲げる表示最大液化石油ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。	(1) 排気筒を取り付けることができる構造については、表示最大液化石油ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。	表5

表示最大液化石油ガス消費量（単位　キロワット）	排気筒の内径（単位　ミリメートル）
10以下	75
11以下	80
13以下	90
16以下	100
19以下	110
30以下	120
42以下	140

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。	(2) 通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のプロパン又はブタンによりバーナーに点火して15分後に、出湯管の先端を閉そくして1分後に開放したとき、熱湯が飛散しないことを確認すること。	表5
(3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。	(3) 水の通る部分に、水抜き又は凍結防止装置があることを確認すること。	表5
26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。	26	
(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の19(3)に定める基準に適合すること。	(1) 器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(3)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	(2) 点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の4に定める試験を行い、確認すること。	表5
(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の19(4)に定める基準に適合すること。	(3) 給水自動ガス弁については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の19(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。	(4) 立ち消え安全装置については、一定の周期で炎検出部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、再点火型立ち消え安全装置以外のものにあつては検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、再点火型立ち消え安全装置にあつては検定の方法の欄の11(1)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の19(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	(5) 器具ガバナーについては、2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、器具ガバナーの位置に応じて検定の方法の欄の19(1)又は(2)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(6) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の19(4)に定める基準に適合すること。	(6)イ 温度を感知して作動する自動消火装置については、一定の周期で感熱部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、確認すること。	表5
	ロ 一定時間の経過により作動する自動消火装置については、消火時間を設定し、これを強制的に戻す操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、確認すること。	表5
(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。	(7) 遠隔操作装置については、通常の遠隔操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、確認すること。	表5

装置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
自動消火装置 一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000

27 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。	27 通常の使用状態において、浴そう内の水の温度を60度以上とし、3.3キロパスカルの圧力のブタンを2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、出	表5

19　液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。	19	
(1)　液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、液化石油ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカルの圧力において、器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。	(1)　液化石油ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、液化石油ガスの取入部から給圧自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカル以上の空気圧を加えたとき、気密試験設備により確認すること。	表4
(2)　器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。	(2)　器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のプロパン又はブタンにより燃焼させ、気密試験設備により確認すること。	表4
(3)　器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。	(3)　器具栓にあつては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表6ガス通路の気密試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、精密ガス流量計により確認すること。この場合において、器具ガバナーは、作動しないようにして試験を行うこと。	表4
(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。	(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、(3)に定める試験を行い、確認すること。	表4
20　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水が液化石油ガスの通路に流入しない構造であること。	20　目視等により確認すること。	表5
21　ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。	21　外がまにあつては循環口の一方を、内がまにあつては燃焼口又は排気口の一方を閉じ、他方から15キロパスカルの空気圧を加え、使用上支障のある変形及び漏れがないことを確認すること。	表5
22　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。	22(1)　絶縁性については、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の1.(1)絶縁抵抗試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	(2)　耐電圧性については、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の2.耐電圧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
23　通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。	23　日本工業規格Ｓ2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.9水滴落下試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
24　空だきした場合にメーンバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。	24	
(1)　空だきした場合に確実に作動し、熱感知により液化石油ガスの通路を閉ざす構造のものにあつては、感熱部が冷却したとき、液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと。	(1)イ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のプロパン又はブタンにより点火した後浴そうの水を徐々に減じたとき、熱変形により熱交換部及び循環接続部が使用できなくなる以前に、メーバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること。	表5
	ロ　熱感知により液化石油ガスの通路を閉ざす構造のものにあつては、イの試験を行つた後感熱部を冷却したとき、液化石油ガスの通路が自動的に開かないことを確認すること。	表5
(2)　感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メーンバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	(2)　感熱部又は水位検知部の電気回路に電流が流れない状態若しくは水位検知部が水位を検知できない状態として試験を行い、確認すること。	表5
25　給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。	25	
(1)　通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。	(1)イ　空だきについては、通常の使用状態において点火後、通水圧力を零にしたとき熱交換部が1分以上加熱されないことを確認すること。	表5
	ロ　蒸気の噴出については、通常の使用状態において、水量調節弁を最小にし、かつ、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して15分後に消火し、直後に再点火したとき、熱湯が飛散しないことを確認すること。	表5

燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の19(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の19(3)）に定める基準に適合すること。	焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。	
ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと並びに検定の方法の欄の4に定める試験を行い、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合することを確認すること。	
ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
17　給湯できるもの（先止め式のものに限る。）にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。	17	
(1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉式バーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。	(1)	
イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	イ　検定の方法の欄の16(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の側面（浴室外に設置されるものにあつては、背面）に、熱交換部損傷安全装置が10分以内に検出することができる最小の穴をあけ、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火した後、確認すること。	表5
ロ　作動した後、バーナーへの液化石油ガスの通路が再び開かないこと。	ロ　熱交換部損傷安全装置を作動させた後、再点火操作を行い、確認すること。	表5
ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ハ　熱交換部損傷の検出部を機能しない状態として、確認すること。なお、熱交換部損傷の検出部が温度ヒューズ式のものにあつては、電流が流れない状態として、確認すること。	表5
(2)　熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。	(2)イ　燃焼室内の圧力が負圧になるものにあつては、検定の方法の欄の16(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の側面側（浴室外に設置されるものにあつては、背面側）のフィンに近い2本の通水コイルに囲まれた部分（通水コイルが1本の場合にあつては、フィンと通水コイルに囲まれた部分）に、その面積の80パーセントの広さの穴をあけ、熱交換部の排ガス排出部の80パーセントを閉そくし、液化石油ガス消費量が最大となる状態とし、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後（熱交換部損傷安全装置を有する場合は、当該装置が作動した時）に、各部の温度を測定して確認すること。	表5
	ロ　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、検定の方法の欄の16(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の側面（浴室外に設置されるものにあつては、背面）において熱交換部損傷の検出部を取り付けてある位置から上方向及び下方向のそれぞれの方向について最も離れた部分その他必要な部分に、10分以内に熱交換部損傷安全装置が作動する最小の穴をあけ、当該装置を作動しない状態とするとともに、液化石油ガス消費量が最大となる状態とし、それぞれの穴ごとに、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表5
18　液化石油ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。	18　日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表5

が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	した時から5分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること及び液化石油ガスの通路が閉ざされるまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないことを目視により確認すること。	
14　強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	14	
(1)　通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	(1)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、排気部の出口にかかる圧力を80パスカルとした上で、次に掲げる方法により確認すること。 イ　排ガスの排気部の出口以外からの流出については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.3(3.1)(c)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 ロ　消火、逆火又は炎のあふれがないことについては、バーナーに点火して15分後に、目視により確認すること。	表5
(2)　排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。	(2)	
イ　消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。	イ　通常の使用状態において、2.0キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること。	表5
ロ　排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。	ロ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口の風圧を徐々に増加させ、確認すること。	表5
15　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。	15(1)　自然排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 (2)　強制排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表7

事　項	条　　件
リフティング	ないこと。
消　　火	ないこと。
逆　　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

16　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。	16	
(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度	(1)　各部の温度の測定については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して湯温を沸騰状態とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表5

測定箇所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2)　液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度 ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。	(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。	表5
イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃	イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃	

10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。	10　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立ち消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.1(2)消火時の閉弁時間及び(3)自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表7
11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。	11	
(1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に瞬発的に再点火しないこと。	(1)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に消火したとき、目視等により確認すること。	表7
(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。	(2)　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立ち消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.2(3)再点火時の不点火の場合の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表7
(3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。	(3)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、パイロットバーナー等に再点火しない措置を講じた上でバーナーを消火し、消火した時から立ち消え安全装置の弁が閉じるまでの時間を測定して確認すること。	表7
12　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。	12　電源回路を開閉することにより確認すること。	表5
13　自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	13	
(1)　次の表の表示液化石油ガス消費量（技術上の基準の欄の29の規定により表示された液化石油ガス消費量をいう。以下半密閉式バーナー付ふろがまの項において同じ。）の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。	(1)　排気筒を取り付けることができる構造については、表示液化石油ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。	表5

表示液化石油ガス消費量（単位　キロワット）	排気筒の内径（単位　ミリメートル）
10以下	75
11以下	80
13以下	90
16以下	100
19以下	110
30以下	120
42以下	140

(2)　逆風止めを有すること。	(2)　逆風止めの有無については、目視により確認すること。	表5
(3)　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。	(3)　排ガスが流出しないことについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(j)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により、バーナーに点火して15分後に確認すること。	表5
(4)　次に掲げる条件のいずれかに適合すること。	(4)	
イ　通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	イ　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.2(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、上昇風にあつては2.0キロパスカルの圧力のブタンにより、降下風にあつては3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.3(3)(a)バーナの炎の安定性に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ロ　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置	ロ　通常の使用状態において、2.0キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そく	表5

合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	(2) 日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ 表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ 表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表5
3 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。	3(1) シール材については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表5
	(2) パッキン類、弁及びダイヤフラムについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表5
4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。	4 通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給湯のできるものにあつては給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下半密閉式バーナー付ふろがまの項におい	表7

	て同じ。）において、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表11電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態において点火したとき、爆発的に点火しないこと。	5 検定の方法の欄の4に定める方法により点火操作を行い、目視等により確認すること。	表7
6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	6	
(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	(1) 通常の使用状態において、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(10)黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	表5
(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ 被覆については、500V絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ 非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表5
(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。	(3) 電極の固定については、目視等により確認すること。	表5
7 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。	7 通常の使用状態において、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(1)火移りに定める規格に適合する条件として、表7無風燃焼状態試験の(1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表7
8 立ち消え安全装置を有すること。	8 目視等により確認すること。	表5
9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	9 立ち消え安全装置の炎検出部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態並びに光電式のものにあつては電流が流れない状態として試験を行い、確認すること。	表5

	(2)　点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	(2)　点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の4に定める試験を行い、確認すること。	表5
	(3)　給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の20(4)に定める基準に適合すること。	(3)　給水自動ガス弁については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の20(4)に定める試験を行い、確認すること。	表5
	(4)　再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の20(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。	(4)　立ち消え安全装置については、一方の周期で炎検出部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、再点火型立ち消え安全装置以外のものにあつては検定の方法の欄の20(4)に定める試験を行い再点火型立ち消え安全装置にあつては検定の方法の欄の11(1)に定める試験を行い、確認すること。	表5
	(5)　器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の20(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	(5)　器具ガバナーついては、2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、器具ガバナーの位置に応じて検定の方法の欄の20(1)又は(2)に定める試験を行い、確認すること。	表5
	(6)　不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の13(2)イ及びロに定める基準に適合すること。	(6)　不完全燃焼防止機能に係る装置については、その作動を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の13(2)イ及びロに定める試験を行い、確認すること。	表5

装置	回数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000	1,000

	27　通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。	27　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタン又はプロパンにより、出湯温度を60度以上80度以下（60度とならないものは出湯できる最高温度）として1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返した後、次に掲げる方法により確認すること。	表5
	(1)　液化石油ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。	(1)　液化石油ガスの通る部分にあつては、検定の方法の欄の20に定める試験を行い、確認すること。	
	(2)　熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。	(2)　熱交換部にあつては、目視により確認すること。	
	(3)　逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。	(3)　逆火及び一酸化炭素濃度については、検定の方法の欄の16に定める試験を行い、確認すること。	
	28　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。	28　日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16構造試験の1.振動試験に定める規格に適合する方法により振動を加えた後、検定の方法の欄の20に定める試験を行い、確認すること。	表5
	29　機器本体の見やすい箇所に型式、液化石油ガス消費量（単位　キロワット）、液化石油ガス用である旨、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	29(1)　液化石油ガス消費量については、通常の使用状態において、給水自動ガス弁を全開にし、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定した液化石油ガス消費量と表示液化石油ガス消費量との差の大きさが表示液化石油ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表6
		(2)　液化石油ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4
半密閉式バーナー付ふろがま	1　液化石油ガスの取入部からバーナーまでの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	2　液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適	2(1)　日本工業規格S 2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表5

技術上の基準	検定の方法	表
	状態に達した後又は1時間後（熱交換部損傷安全装置を有する場合は、当該装置が作動した時）に、各部の温度を測定して確認すること。	
	ロ　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、検定の方法の欄の17(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の背面において熱交換部損傷の検出部を取り付けてある位置から上方向及び下方向のそれぞれの方向について最も離れた部分その他必要な部分に、10分以内に熱交換部損傷安全装置が作動する最小の穴をあけ、当該装置を作動しない状態とするとともに、液化石油ガス消費量が最大となる状態とし、それぞれの穴ごとに、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表5
19　液化石油ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。	19　日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表5
20　液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。	20	
(1)　液化石油ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において弁の出口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。	(1)　液化石油ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカル以上の空気圧を加えたとき、気密試験設備により確認すること。	表4
(2)　給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分から液化石油ガスが漏れないこと。	(2)　給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタン又はプロパンにより燃焼させ、気密試験設備により確認すること。	表4
(3)　器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。	(3)　器具栓にあつては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表6ガス通路の気密試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、精密ガス流量計により確認すること。この場合において、器具ガバナーは、作動しないようにして試験を行うこと。	表4
(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力における液化石油ガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。	(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、(3)に定める試験を行い、確認すること。	表4
21　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水が液化石油ガスの通路に流入しない構造であること。	21　目視等により確認すること。	表5
22　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。	22(1)　絶縁性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の1.(1)絶縁抵抗試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	(2)　耐電圧性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の2.耐電圧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
23　通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。	23　日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.9水滴落下試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
24　通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。	24(1)　空だきについては、通常の使用状態において点火後、通水圧力を零にしたとき熱交換部が1分以上加熱されないことを確認すること。	表5
	(2)　蒸気の噴出については、通常の使用状態において、水量調節弁を最小にし、かつ、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して3分後に、熱湯が飛散しないことを確認すること。	表5
25　水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。	25　水の通る部分に、水抜き又は凍結防止装置があることを確認すること。	表5
26　次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。	26	
(1)　器具栓については、技術上の基準の欄の20(3)に定める基準に適合すること。	(1)　器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の20(3)に定める試験を行い、確認すること。	表5

測定箇所	温度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

技術上の基準	検定の方法	表
	験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより点火して出湯温度を60度以上とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	
(2)　液化石油ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度 ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。	(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、液化石油ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。	表5
イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の20(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の20(3)）に定める基準に適合すること。	イ　液化石油ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。	
ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと並びに検定の方法の欄の4に定める試験を行い、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合することを確認すること。	

技術上の基準	検定の方法	表
ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
18　先止め式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	18	
(1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。	(1)	
イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	イ　検定の方法の欄の17(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の背面に、熱交換部損傷安全装置が10分以内に検出することができる最小の穴をあけ、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火した後、確認すること。	表5
ロ　作動した後、バーナーへの液化石油ガスの通路が再び開かないこと。	ロ　熱交換部損傷安全装置を作動させた後、再点火操作を行い、確認すること。	表5
ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しない状態として、確認すること。なお、熱交換部損傷の検出部が温度ヒューズ式のものにあつては、電流が流れない状態として、確認すること。	表5
(2)　熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度（繰り返し加熱したとき、使用上支障のある変化を生じない温度をいう。以下同じ。）を超えないこと。	(2)イ　燃焼室内の圧力が負圧になるものにあつては、検定の方法の欄の17(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の背面側のフィンに近い2本の通水コイルに囲まれた部分（通水コイルが1本の場合にあつては、フィンと通水コイルに囲まれた部分）に、その面積の80パーセントの広さの穴をあけ、熱交換部の排ガス排出部の80パーセントを閉そくし、液化石油ガス消費量が最大となる状態とし、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して各部の温度が定常	表5

(4)　次に掲げる条件のいずれかに適合すること。 イ　通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	出に定める規格に適合する方法により、バーナーに点火して15分後に確認すること。 (4) イ　日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.2(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、上昇風にあつては2.0キロパスカルの圧力のブタン、降下風にあつては3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.3(3)(a)バーナの炎の安定性に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ロ　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	ロ　通常の使用状態において、2.0キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること及び液化石油ガスの通路が閉ざされるまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないことを目視により確認すること。	表5
15　強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	15 (1)　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、排気部の出口にかかる圧力を80パスカルとした上で、次に掲げる方法により確認すること。 イ　排ガスの排気部の出口以外からの流出については、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.3（3.1）(c)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 ロ　消火、逆火又は炎のあふれがないことについては、バーナーに点火して15分後に、目視により確認すること。	表5

(2)　排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。 イ　消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。	(2) イ　通常の使用状態において、2.0キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路が閉ざされることを確認すること。	表5
ロ　排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。	ロ　通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、排気部の出口の風圧を徐々に増加させ、確認すること。	表5
16　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。 ［下の表を参照］	16(1)　開放式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表7無風燃焼状態試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表6
	(2)　自然排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表6
	(3)　強制排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表6
17　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。 (1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度	17 (1)　各部の温度の測定については、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試	表5

事　項	条　件
リフティング	ないこと。
消　火	ないこと。
逆　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.14パーセント以下であること。 半密閉式のものにあつては、0.28パーセント以下であること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。	(1) 通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に消火したとき、目視等により確認すること。	表6
(2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。	(2) 通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.2(3)再点火時の不点火の場合の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表6
(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。	(3) 通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンによりバーナーに点火して15分後に、パイロットバーナー等に再点火しない措置を講じた上でバーナーを消火し、消火した時から立ち消え安全装置の弁が閉じるまでの時間を測定して確認すること。	表6
12 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへの液化石油ガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。	12 電源回路を開閉することにより確認すること。	表5
13 開放式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	13	
(1) 技術上の基準の欄の29の規定により表示された液化石油ガス消費量（以下開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の項において「表示液化石油ガス消費量」という。）が12キロワット以下であること。	(1) 表示液化石油ガス消費量を表示により確認すること。	表5
(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて次に掲げる機能（以下開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。	(2)	
イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「一酸化炭素濃度」という。）が0.14パーセント以下でバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	イ 通常の使用状態において、3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.6.4(2)換気不良試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ロ 排ガス通路が閉そくして一酸化炭素濃度が0.14パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから10分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ロ 3.3キロパスカルの圧力のブタンにより、日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.6.4(3)熱交換部閉そく試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
ハ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ハ 不完全燃焼の検知部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態並びにフレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極が短絡した状態として試験を行い、確認すること。	表5
14 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	14	
(1) 次の表の表示液化石油ガス消費量の欄に掲げる表示液化石油ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。	(1) 排気筒を取り付けることができる構造については、表示液化石油ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。	表5

表示液化石油ガス消費量（単位 キロワット）	排気筒の内径（単位 ミリメートル）
13以下	90
16以下	100
19以下	110
22以下	120
27以下	130
30以下	140
42以下	160
55以下	180
70以下	200

(2) 逆風止めを有すること。	(2) 逆風止めの有無については、目視により確認すること。	表5
(3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。	(3) 排ガスが流出しないことについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24ＣＦ機器の試験の3.1(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(4)排気口以外からの燃焼ガスの流	表5

3　液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、液化石油ガスに侵されないものであること。	3(1)　シール材については、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表5
	(2)　パッキン類、弁及びダイヤフラムについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表5
4　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。	4　通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下開放式又は半密閉式瞬間湯沸器の項において同じ。）において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表11電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表6
5　点火動作が自動的に行われるもの（パイロットバーナー（常時燃焼型でないパイロットバーナーを有するもの又はパイロットバーナーを有しないものにあつては、メーンバーナーとする。以下「パイロットバーナー等」という。）への点火確認、確認後の処置等点火のために必要な一連の動作が自動的に行われるものをいう。以下同じ。）又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態において点火したとき、爆発的に点火しないこと。	5　検定の方法の欄の4に定める方法により点火操作を行い、目視等により確認すること。	表6
6　放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	6	
(1)　通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	(1)　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(10)黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	表5
(2)　放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ　被覆については、500V絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ　非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表5
(3)　電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。	(3)　電極の固定については、目視等により確認すること。	表5
7　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2)　1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。	7　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(1)火移りに定める規格に適合する条件として、表7無風燃焼状態試験の(1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表6
8　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置（以下「再点火型立ち消え安全装置」という。）を含む。以下「立ち消え安全装置」という。）を有すること。	8　目視等により確認すること。	表5
9　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。	9　立ち消え安全装置の炎検出部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態並びに光電式のものにあつては電流が流れない状態として試験を行い、確認すること。	表5
10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。	10　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.1(2)消火時の閉弁時間及び(3)自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間に定める規格に適合する試験を行い、確認すること。	表6
11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。	11	

装　置	回　数
器　具　栓	12,000
点　火　装　置	12,000
安　全　装　置	1,000
器具ガバナー	30,000
組込型こんろの容器と燃焼器との接合部	6,000

(注)　組込型こんろの器具ガバナーにあつては常用の圧力における30,000回の反復使用試験及び安全機能が作動する圧力における1,000回の反復使用試験に耐えること。

		欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の23に定める試験を行い、確認すること。	
	28　使用中又は輸送中に加えられ得る衝撃及び振動を加えた後、技術上の基準の欄の19、22及び23に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。	28　次の方法により衝撃及び振動を加えた後、検定の方法の欄の19、22及び23に定める試験を行い、確認すること。 (1)　日本工業規格S2147(1991)カセットこんろ5.2.3(2)落下試験に定める規格に適合する方法により落下させること。 (2)　輸送のためのこん包をした状態において、液化石油ガスこんろを1メートルの高さから、落下試験機によりバーナー部を上にしてコンクリート製の床面に水平に落下させること。 (3)　日本工業規格S2147(1991)カセットこんろ5.2.3(1)振動試験に定める規格に適合する方法により振動させること。	表1
	29　組込型こんろは、汁受け及びごとくが誤つた状態に取り付けられたとき、点火操作ができないこと又はなべ等が安定して載せられないこと。	29　汁受けを裏返しにしたとき又はごとくと汁受けが分離しているものはごとくを取り除いた状態でなべを載せ点火操作を行い、なべが安定して載せられないこと又は点火操作ができないことを確認すること。	表2
	30　組込型こんろの燃焼器と容器の接続は、容器の位置が適正でない場合装着できないこと。	30(1)　容器の位置を適正な位置からずらした状態で容器の装着操作を行い、操作つまみの中央に15ニュートン（回転式のものにあつては100ニュートン・センチメートルの回転力）の力を3秒間加え、容器の装着ができないことを確認すること。 (2)　(1)の試験の後、通常の使用状態において、検定の方法の欄の4、8、22に定める試験を行い、技術上の基準の欄の4、8、22の各項に適合すること。	表2
	31　燃焼器の見やすい箇所に型式、製造事業者の氏名又は名称、製造年月、製造番号並びに使用すべき容器の名称が表示されていること並びに燃焼器又は容器の見やすい箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	31　目視等により確認すること。	表4
開放式又は半密閉式瞬間湯沸器	1　液化石油ガスの取入部からパイロットバーナー及びメーンバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあつてはメーンバーナーとする。以下「バーナー」という。）までの液化石油ガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
	2　液化石油ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	2(1)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表5
		(2)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表5

(2) 分離型こんろの場合 イ 適用除外ガス用容器に係るものの場合 容器と硬質管以外の管との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力 ロ 適用ガス用容器に係るものの場合 容器と硬質管以外の管との接合部から調整器の高圧側までの部分については1.56メガパスカル、調整器の低圧側から炎口までの部分については常用の圧力 (3) 直結型こんろの場合 イ 適用除外ガス用容器に係るものの場合 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側又は器具栓までの部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側又は器具栓から炎口までの部分については常用の圧力 ロ 適用ガス用容器に係るものの場合 容器と燃焼器との接合部から器具栓までの部分については1.56メガパスカル、器具栓から炎口までの部分については常用の圧力		
23 容器と燃焼器又は硬質管以外の管との接合部の気密性能は、0.9メガパスカルの圧力で行う気密試験に耐えるものであること。 ただし、組込型こんろのうち燃焼器に接合されている容器が燃焼器から外れる構造の安全装置を有するものにあつては、安全装置が作動するまでの圧力とする。	23 気密試験設備により容器と燃焼器との接合部から液化石油ガス漏れがないことを確認すること。	表4
24 通常の使用状態において、容器から取り出す液化石油ガスは、気体の状態であること。	24 目視等により確認すること。	表2
25 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障のある変化を生じないこと。	25 本体に50ニュートンの荷重を5分間以上加えた後、目視により確認すること。	表1

26 空気調節器は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。	26(1) 設置位置及び操作については、3回以上5回以下の開閉操作をした後、設置位置が変化せず、操作が円滑かつ確実なものであることを確認すること。	表1
(2) つまみを動かして空気を調節するものにあつては、操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。	(2) 明示については、目視等により確認すること。	表1
27 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。	27	
(1) 器具栓については、液化石油ガス漏れがないこと及び使用上支障のある欠陥がないこと。	(1) 器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、気密試験を行い、確認すること。	表1
(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	(2) 点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の4に定める試験を行い、確認すること。	表1
(3) 安全装置については、液化石油ガス漏れがないこと及び技術上の基準の欄の8(4)に定める基準に適合すること。	(3) 安全装置については、毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数作動させた後、気密試験及び検定の方法の欄の8(4)に定める試験を行い、確認すること。	表1
(4) 器具ガバナーについては、液化石油ガス漏れがないこと及び反復使用の前後における調整圧力の変動が、試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。	(4)イ 器具ガバナーについては、2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間液化石油ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、気密試験を行い、確認すること。	表1
	ロ 組込型こんろの器具ガバナーにあつては、イに定める反復使用試験のほか、高圧部の中の圧力を安全機能が作動する圧力にする操作を毎分5回以上20回以下の速さで1,000回繰り返した後、気密試験を行い、確認すること。	表1
(5) 組込型こんろの容器と燃焼器との接合部については、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。	(5) 組込型こんろの容器と燃焼器との接合部については、接合の操作を毎分5回以上10回以下の速さで技術上の基準の	表1

ガスがたまる部分の内容積（器具栓から炎口までの部分を除く。）が1立方センチメートル以下であること。

19 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　項	条　　件
リフティング	ないこと。
消　　火	ないこと。
逆　　火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

19 表示容器を用いて日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.7.1通常の使用状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

表2

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測 定 箇 所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面	105
器具の床面、背面及び側面に面した木壁の表面	65

20

(1) 表示容器を用いて日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろ5.8.1平常時温度上昇試験に定める規格に適合する方法により各部の温度を測定して確認すること。

表1

(2) 器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面、点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合は、これらの温度を超えることを妨げない。

イ 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.1器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.2点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の8パーセント以下であること。

(2) (1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、器具栓、液化石油ガスの通る部分に使用される弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。

イ 器具栓及び液化石油ガスの通る部分に使用される弁については、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.1器具栓に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がないこと及び検定の方法の欄の22に定める試験を行い、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合することを確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の耐熱試験の5.14.2点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと及び検定の方法の欄の4に定める試験を行い、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合することを確認すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.14機能部品の5.14.3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

表1

21 容器内の圧力は0.4メガパスカルを超えないこと。

21 検定の方法の欄の20(1)の試験時に容器内の圧力を圧力計を用いて測定し確認すること。

表1

22 液化石油ガスの通る部分は、次に掲げる圧力において気密性を有すること。

(1) 組込型こんろの場合

容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーの高圧側の部分については0.9メガパスカル、器具ガバナーの低圧側から炎口までの部分については常用の圧力

22 気密試験設備により液化石油ガス漏れがないことを確認すること。

表4

ヘ　日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.5オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を96時間、伸びを20パーセントとして試験を行つたとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであること。	ヘ　使用上支障のあるき裂等が生じないものであることについては、日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.5オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法により技術上の基準の欄に定めるオゾン濃度、試験温度、試験時間及び伸びにおいて試験を行い、確認すること。	
ニ　日本工業規格K6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.6(1)高圧ホースのガス透過性試験に定める規格に適合する方法により試験温度を45度以上50度以下、試験時間を120時間、試験ガスをブタンとして試験を行つたとき、高圧ホースを1時間に透過する液化石油ガスの量が長さ1メートルにつき30ミリリットル以下であるものであること。	ニ　ガス透過性については、日本工業規格K6347(1980)液化石油ガス用ゴムホースの7.6(1)高圧ホースのガス透過試験に定める規格に適合する方法により技術上の基準の欄に定める試験温度、試験時間、試験ガスにおいて試験を行い、確認すること。	
(2)　高圧ホースのゴムの部分（ホースの部分を除く。）は、(1)イに定める基準に適合すること。	(2)　(1)イに定める方法により試験を行い、確認すること。	
(3)　高圧ホースの金属の部分は、次に掲げる条件に適合すること。	(3)	
イ　日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置に定める規格に適合する装置を用い、8.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧試験室において、6.試験用塩溶液に適合する塩水を、24時間以上噴霧した後、13.判定方法(1)面積法により、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率である耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であること。	イ　耐食性又は耐食処理については、日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置に定める規格に適合する装置を用い、8.噴霧室の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、6.塩溶液に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧した後、13.判定方法(1)面積法により確認すること。	
ロ　使用上支障のあるその他の欠陥がないこと。	ロ　使用上支障のあるその他の欠陥については、目視等により確認すること。	
(4)　2.60メガパスカルの圧力を1分間以上加えた後、漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。	(4)　耐圧試験設備により圧力を1分間以上加えた後、確認すること。	
(5)　1.56メガパスカルの圧力を加えた後、液化石油ガス漏れがないこと。	(5)　気密試験設備により確認すること。	
(6)　温度零下25度以下の状態において、(5)に定める基準に適合すること。	(6)　温度零下25度以下の状態において、(5)に定める方法により試験を行い、確認すること。	
(7)　200ニュートンの引張力を5分間以上加えた後、(5)に定める基準に適合すること。	(7)　硬質管以外の管の一端を固定し、他端に200ニュートンの引張力を5分間以上加えた後、(5)に定める方法により試験を行い、確認すること。	
13　硬質管以外の管であつて適用ガス用容器と接合するもののうち、調整器と燃焼器との間の管は、技術上の基準の欄の11の基準に適合すること。	13　調整器と燃焼器との間の管については、検定の方法の欄の11に定める試験を行い、確認すること。この場合において、(2)引張試験中「60ニュートン」とあるのは、「200ニュートン」と読み替えるものとする。	表1
14　適用除外ガス用容器と接合するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。	14	
(1)　組込型こんろは、器具ガバナーを有すること。	(1)　器具ガバナーについては、目視等により確認すること。	表1
(2)　分離型こんろ及び液化石油ガスを充てんした容器が燃焼器に直接取り付けられる構造のもの（組込型こんろを除く。以下「直結型こんろ」という。）は、器具ガバナー又は減圧機構を有すること。	(2)　減圧機構については、減圧弁又はノズル等を有することを目視等により確認すること。	表1
15　適用ガス用容器と接合するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。	15	
(1)　分離型こんろは、調整器を有すること。	(1)　調整器については、調整器の技術上の基準に適合するものであることを目視等により確認すること。	表1
(2)　直結型こんろは、減圧機構を有すること。	(2)　減圧機構については、減圧弁又はノズル等を有することを目視等により確認すること。	表1
16　適用除外ガス用容器に係るこんろの容器と器具ガバナー又は減圧機構との間の液化石油ガスの通る部分及び器具ガバナー又は減圧機構の高圧側は、1.3メガパスカル以上の圧力において、液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。	16　耐圧試験設備により1.3メガパスカル以上の圧力を1分間以上加えた後、漏れ又は使用上支障のある変形がないことを確認すること。	表2
17　通常の使用状態において、予備の容器が入らない構造であること。	17　目視等により確認すること。	表1
18　器具栓を閉じた後、容器を取り外した場合において燃焼器から液化石油ガスが放出される構造の液化石油ガスこんろにあつては、その放出される液化石油	18　目視又は液化石油ガス漏えい検知器によりガスの放出の有無を調査し、放出がある場合には、内容積の実測等により確認すること。	表1

(4) 容器と燃焼器との接合部から器具ガバナーまでの間の液化石油ガスの通る部分（以下液化石油ガスこんろの項において「高圧部」という。）の中の圧力が0.4メガパスカル以上0.6メガパスカル以下の圧力になつたときに液化石油ガスの供給が停止されること及び液化石油ガスの供給が停止された後高圧部の中の圧力が変化したときに自動的に液化石油ガスの供給がなされないこと。	(4) 液化石油ガスの供給が停止されること及び自動的に液化石油ガスの通路が開かないものであることについては、日本工業規格S 2147（1991）カセットこんろの5.11圧力感知安全装置の作動性能試験に定める規格に適合する試験を行い、確認すること。	表1
(5) 容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞留しないこと。	(5) 容器が組み込まれる部分に液化石油ガスが滞留しないことについては、目視等により確認すること。	表1
9 分離型こんろの容器と硬質管以外の管及び硬質管以外の管と燃焼器との接合部は、平成3年6月通商産業省告示第203号（高圧ガス取締法の適用を除外される液化ガスを定める件）第1号又は第3号に該当する液化石油ガスを充てんした容器（以下「適用除外ガス用容器」という。）に係るものにあつては30ニュートン、適用除外ガス用容器以外の容器（以下「適用ガス用容器」という。）に係るものにあつては100ニュートンの引張試験に耐えるものであること。	9 接合部の一端を固定し、適用除外ガス用容器に係るものにあつては硬質管以外の管に30ニュートン及び適用ガス用容器に係るものにあつては硬質管以外の管に100ニュートンの引張力を5分間以上加えたとき、その機能及び構造に使用上支障のある欠陥を生じないことを確認すること。	表1
10 液化石油ガスこんろは、いずれの方向に傾けても10度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。	10 傾斜試験装置により確認すること。	表1
11 硬質管以外の管（管の両端に附属する継手金具を含む。以下液化石油ガスこんろの項において同じ。）であつて適用除外ガス用容器と接合するものにあつては、耐圧試験及び引張試験に耐え、かつ、液化石油ガスに侵されないものであること。	11(1) 耐圧試験については、容器と器具ガバナー又は減圧機構との間にあつては1.3メガパスカル、器具ガバナーと燃焼器との間の管にあつては0.2メガパスカルの圧力を1分間以上加えた後、漏れ又は使用上支障のある変形がないことを確認すること。	表1
	(2) 引張試験については、管の一端を固定し、他端に60ニュートンの引張力を5分間以上加えたとき、その機能及び構造に使用上支障のある欠陥を生じないことを確認すること。	表1
	(3) 液化石油ガスに侵されないことについては、温度5度以上25度以下のn-ペンタン中に72時間以上及び温度70度以上の空気の中に24時間以上放置した後、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等のないこと。	表1
12 硬質管以外の管であつて適用ガス用容器と接合するもののうち、容器と調整器との間の管にあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。	12 容器と調整器との間の管については、次に掲げる方法により確認すること。	表1
(1) ホースは、次に掲げる条件に適合するゴムであること。	(1)	
イ 内層は、次に掲げる試験液及び空気の中に24時間以上放置したとき、使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等のないものであること。 (イ) 温度零下20度以下のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液 (ロ) 温度40度以上のプロパン50パーセント以上80パーセント以下、プロピレン10パーセント以上40パーセント以下及びブタジエン2パーセント以上の混合液 (ハ) 温度零下25度以下の空気	イ 使用上支障のあるぜい化、膨潤、軟化、収縮等のないことについては、ホースを長手方向に切り開いたものを技術上の基準の欄に定める試験液及び空気の中に技術上の基準の欄に定める時間放置した後、内層について確認すること。	
ロ 内層及び外層は、次に規定する引張強さ及び耐老化性を有するものであること。	ロ	
(イ) 引張強さについては、日本工業規格K 6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.10ゴム層の引張試験に定める規格に適合する方法により試験を行つたとき、引張強さ8メガパスカル以上、伸びが200パーセント以上であること。	(イ) 引張強さについては、日本工業規格K 6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.10ゴム層の引張試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
(ロ) 耐老化性については、日本工業規格K 6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.11ゴム層の老化試験に定める規格に適合する方法により試験温度を69度以上71度以下、試験時間を96時間として試験を行つたとき、引張強さの低下率が25パーセント以下であること。	(ロ) 耐老化性については、日本工業規格K 6347（1980）液化石油ガス用ゴムホースの7.11ゴム層の老化試験に定める規格に適合する方法により技術上の基準の欄に定める試験温度及び試験時間において試験を行い、確認すること。	

める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	(2) 日本工業規格S2147(1991)カセットこんろの付表2耐食性のある材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ 表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.3.2(1)塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイチングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ 表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.3.2(2)塩水噴霧試験（塗膜の試験）に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表4
3 液化石油ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁並びに器具ガバナーのダイヤフラム及び弁ゴムは、液化石油ガスに侵されないものであること。	3(1) シール材については、日本工業規格S2147(1991)カセットこんろの5.3.3耐ガス性試験の(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表1
	(2) パッキン類、弁並びに器具ガバナーのダイヤフラム及び弁ゴムの材料は、日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.3.3耐ガス性試験の(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表1
4 乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。	4 技術上の基準の欄の31の規定により使用すべき容器として表示されている容器（以下「表示容器」という。）を用いて、日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.9電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
5 放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。	5	
(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	(1) 黄炎の接触については、日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.7.1(1)試験の条件、(2)機器の状態及び(3.10)黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	表1
(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ 被覆については、500V絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ 非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表1
(3) 電極は、適当な位置及び電極間げきを保つように固定されていること。	(3) 電極の固定については、目視等により確認すること。	表1
6 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。	6 表示容器を用いて日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.7.1(1)試験の条件、(2)機器の状態及び(3.1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表3
7 器具栓を閉じた後、4秒以内にすべての炎口の火が消えること。	7 通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下液化石油ガスこんろの項において同じ。）において、表示容器を用い、点火した後、器具栓を閉じ、4秒以内にすべての炎口の火が消えることを確認すること。	表3
8 液化石油ガスを充てんした容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる条件に適合する構造であること。	8	
(1) 燃焼器と容器との接合は、容器を容器バルブの軸方向に移動するものでなければ接合できないこと。	(1) 容器を容器バルブの軸方向に移動するものでなければ接合できないことについては、構造に応じた操作をすることにより確認すること。	表2
(2) 器具栓が閉じた状態でなければ容器を燃焼器に接合することができないこと。	(2) 器具栓が閉じた状態でなければ容器を燃焼器に接合することができないことについては、構造に応じた操作をすることにより確認すること。	表2
(3) 容器と燃焼器との接合に直接スプリングを使用するものでないこと。	(3) 容器と燃焼器との接合に直接スプリングを使用するものでないことについては、目視により確認すること。	表1

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一種ガス用品に係る検定の方法及び技術上の基準については、平成九年四月三十日までは、この省令による改正後のガス用品の検定等に関する省令（以下「新省令」という。）別表第二の規定（次の各号に掲げる規定に限る。）にかかわらず、なお従前の例によることができる。

一　開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、15(2)及びガスの取入部に係る規定

二　開放式又は半密閉式ガスストーブの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、16(2)及びガスの取入部に係る規定

三　半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1、14(2)及びガスの取入部に係る規定

四　ガスふろバーナーの項の技術上の基準の欄及び検定の方法の欄の1及びガスの取入部に係る規定

3　新省令別表第十一のうち、密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の1及び22の規定は、密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器については、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、改正前のガス用品の検定等に関する省令（以下「旧省令」という。）別表第二屋内式ガス瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄の1、27及び28の規定を適用するものとする。

4　新省令別表第十一のうち、密閉式ガスストーブの項の技術上の基準の欄の1、20及び21の規定は、密閉式ガスストーブについては、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、旧省令別表第二ガスストーブの技術上の基準の欄の1、28及び29の規定を適用する。

5　新省令別表第十一のうち、密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の1及び22の規定は、密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがまについては、平成九年四月三十日までは適用しない。ただし、この間は、旧省令別表第二屋内式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄1、28及び29の規定を適用する。

6　この省令の施行の際現に法第三十九条の七の登録を受けている者の事業区分については、新省令別表第五の対応する事業区分について登録を受けたものとみなす。

7　この省令の施行の際現に法第三十九条の八第一項の承認を受けている第一種ガス用品の型式に係るガス用品の検定等に関する省令第二十一条の型式の区分については、新省令別表第八の規定にかかわらず、当該承認の有効期間内は、なお従前の例による。

8　この省令の施行の際現にガス事業法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第九十八号）附則第二条に規定する移行第二種ガス用品（以下「移行第二種ガス用品」という。）について旧省令第六条ただし書の承認を受け又はその申請を行っている者は、当該承認又は申請に係る移行第二種ガス用品について新省令第四十五条ただし書の承認を受けたものとみなす。

9　この省令の施行の際現に移行第二種ガス用品について旧省令別表第二屋内式ガス瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄40ただし書、同表ガスストーブの項の技術上の基準の欄46ただし書の承認を受け又はその申請を行っている者は、当該承認又は申請に係る移行第二種ガス用品についてそれぞれ新省令別表第十一密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器の項の技術上の基準の欄32ただし書、同表密閉式ガスストーブの項の技術上の基準の欄28ただし書又は同表密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄33ただし書の承認を受け又はその申請を行ったものとみなす。

○通商産業省令第四十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定に基づき、液化石油ガス器具等の検定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月一日　　通商産業大臣　塚原　俊平

液化石油ガス器具等の検定等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の検定等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

第1種液化石油ガス器具等の区分	申請書の提出先
液化石油ガスこんろ	通商産業大臣又は指定検定機関
密閉式のもの又は屋外式のもの以外の液化石油ガス用瞬間湯沸器（以下「開放式又は半密閉式瞬間湯沸器」という。）	通商産業大臣又は指定検定機関
密閉式のもの又は屋外式のもの以外の液化石油ガス用バーナー付ふろがま（以下「半密閉式バーナー付ふろがま」という。）	通商産業大臣又は指定検定機関
ふろがま	通商産業大臣又は指定検定機関
液化石油ガス用ふろバーナー（以下単に「ふろバーナー」という。）	通商産業大臣又は指定検定機関
密閉式のもの又は屋外式のもの以外の液化石油ガス用ストーブ（以下「開放式又は半密閉式ストーブ」という。）	通商産業大臣又は指定検定機関
液化石油ガス用ガス栓（以下単に「ガス栓」という。）	通商産業大臣又は指定検定機関

別表第二を次のように改める。

別表第2（第4条、第5条関係）

第1種液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準	検定の方法	抜取り検査表
液化石油ガスこんろ	1　ノズルホルダーからパイロットバーナー及びメーンバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあってはメーンバーナーとする。）までの液化石油ガスの通る部分、空気調節器、液化石油ガスの取入部からノズルホルダーの入口まで（パッキン類、[illegible]などの気密保持部材及び液化石油ガス[illegible]構造の[illegible]（以下「分離型こんろ」という。）に使用される当該硬質管以外の管を除く。技術上の基準の欄の2において同じ。）及び器具栓は温度350度において溶融しない不燃材料であること。	1　日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの5.3.1耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表1
	2　液化石油ガスの通る部分、器具栓、空気調節器、バーナー受け及び汁受けは、日本工業規格S2147（1991）カセットこんろの付表2耐食性のある材料に定	2(1)　日本工業規格S2147(1991)カセットこんろの付表2耐食性のある材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表1

ロ　作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2)　熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

22　ガスの取入部は、日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23　ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。

(2)　器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3)　器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

24　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

25　ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。

26　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、１メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

27　通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

28　空だきした場合にメーンバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

(1)　空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざすものにあつては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。

(2)　感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メーンバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

29　給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(2)　出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3)　水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

30　次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　器具栓については、技術上の基準の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

(2)　点火装置については、技術上の基準の欄の４に定める基準に適合すること。

(3)　給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(4)　再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の23(4)定める基準に、再点火型立ち消え安全装置について技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5)　器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の５パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6)　自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(7)　遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

装　置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置		
温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000

31　通常の使用状態において４時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

(2)　熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3)　逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。

32　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

33　機器本体の見やすい箇所に型式、密閉式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（別表第８の要素の欄に掲げる適用すべきガスグループの項の区分要素の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

7　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2)　1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

8　立ち消え安全装置を有すること。

9　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

(2)　密閉式のもののうち強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3)　バーナーが消火した場合において再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

12　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13　密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

14　密閉式のもののうち外壁用のもの並びに屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　散水中、バーナーが消火しないこと。

(2)　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3)　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

15　密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　　項	条　　　　件
リフティング	ないこと。
消　火	ないこと。
逆　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

17　密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18　密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19　屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測　定　箇　所	温度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 　金属の部分 　その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉式のものの壁貫通部の表面	65

(2)　ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1、ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の23(4)（器具栓にあつては技術上の基準の欄の23(3)）に定める基準に適合すること。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2、点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3、器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21　給湯のできるものにあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。

(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかつたとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。

22 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B 0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。

23 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

24 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

25 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(6) ガスの取入部については、技術上の基準の欄の21(3)に定める基準に適合すること。

装　置	回　数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感知して作動するもの	30,000
一定時間経過により作動するもの	2,000
ガスの取入部（技術上の基準の欄の20の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000

26 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。

27 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

28 機器本体の見やすい箇所に型式、外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適合すべきガスグループ（別表第8の要素の欄に掲げる適用すべきガスグループの項の区分要素の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがま

1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S 2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下密閉式又は屋外式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

ハ 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

(2) 給排気筒トップは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

17 共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18 共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メーンバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度(単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	20
機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の23(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の23(3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

20 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

図1 ソケット

21 ガスの取入部が技術上の基準の欄の20の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

25 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。

26 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

27 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

28 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

29 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の23(3)に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の23(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の23(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

装　　置	回　　数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
給水自動ガス弁	50,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000

30 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。

31 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

32 機器本体の見やすい箇所に型式、密閉式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（別表第8の要素の欄に掲げる適用すべきガスグループの項の区分要素の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。

密閉式ガスストーブ

1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の20の図1又は図2の形状のもののガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分及び給排気部は、日本工業規格S 2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあつては、衝撃に耐えること。

4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下密閉式ガスストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時貫炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。

(2) 強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

13 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

14 給排気部は気密性を有すること。

15 外壁用のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 散水中、バーナーが消火しないこと。

ロ 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

12　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13　密閉式のものの給排気部は、気密性を有すること。

14　密閉式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　散水中、バーナーが消火しないこと。

(2)　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3)　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

15　密閉式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　　項	条　　　　件
リフティング	ないこと。
消　火	ないこと。
逆　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

17　密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18　密閉式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19　屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測　定　箇　所	温度(単位　度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉式のものの壁貫通部の表面	65

(2)　ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　ガス閉止弁については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の23(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の23(3)）に定める基準に適合すること。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21　次に掲げる条件に適合すること。

(1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ　作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2)　熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

22　ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23　ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において、弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2)　給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3)　器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

24　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

メートルのトルクで締めつけることができるもの)」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」に、「1メートル毎秒、5メートル毎秒、10メートル毎秒及び15メートル毎秒」を「5メートル毎秒」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に改め、「、器具取付壁板（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図1に定める規格に適合するもの）、共用給排気筒用器具試験装置（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図5に定める規格に適合するもの）、散水試験装置（直径900ミリメートルの円内に5分間以上連続して3ミリメートル毎分の散水ができるもの)」を削り、「15キログラム」を「150ニュートン」に、「1キログラム・センチメートル」を「10ニュートン・センチメートル」に、「日本工業規格B0253（昭和60年)」を「日本工業規格B0253（1985)」に、「、ガス流量計及び」を「及び」に、「日本工業規格C1502（昭和52年)」を「日本工業規格C1502（1990)」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表指定区分の欄中「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に改め、同表屋内式ガスバーナー付ふろがまの項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）、はうろう衝撃試験機」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの)」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」に、「1メートル毎秒、5メートル毎秒、10メートル毎秒及び15メートル毎秒」を「5メートル毎秒」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に改め、「、器具取付壁板（日本工業規格S2141(昭和54年)密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図1に定める規格に適合するもの）、共用給排気筒用器具試験装置（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図5に定める規格に適合するもの）、散水試験装置（直径900ミリメートルの円内に5分間以上連続して3ミリメートル毎分の散水ができるもの)」を削り、「日本工業規格B0253（昭和60年)」を「日本工業規格B0253(1985)」に、「、ガス流量計及び」を「及び」に、「日本工業規格C1502（昭和52年)」を「日本工業規格C1502（1990)」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表指定区分の欄中「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、同表ガスふろバーナーの項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの)、はうろう衝撃試験機」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの)」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371(1994)塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に、「日本工業規格B0253（昭和60年)」を「日本工業規格B0253（1985)」に改め、「を測定できるもの)」の次に「、酸素濃度計」を加え、「日本工業規格C1502（昭和52年)」を「日本工業規格C1502（1990)」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表ガスふろバーナー元栓の項を削る。

別表第十一を次のように改める。

別表第11（第40条、第45条関係）

第2種ガス用品の区分	技術上の基準
密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器	1　ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。 2　ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉式のものの給排気部及び屋外式のもののケーシングは、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。 3　ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。 4　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。 5　点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態（試験室の室温が5度から35度の間であって、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下密閉式又は屋外式ガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。 6　放電装置を用いて点火を行うものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　通常の使用状態において、電極部に常時炎が触れないこと。 (2)　放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。 (3)　電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。 7　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2)　1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。 8　立ち消え安全装置を有すること。 9　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。 10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。 (2)　密閉式のもののうち強制給排気式のものにあっては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。 11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。 (2)　パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。 (3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

「自動消火装置の構造 | (1) 温度を感知して作動するもの
(2) 一定時間の経過により作動するもの」に、

「(2) 二缶二水路式のもの」を

「(2) 二缶二水路式のもの
(3) 二缶三水路式のもの
(4) その他のもの」に、

「(1) 6,600キロカロリー毎時以下のもの
(2) 6,600キロカロリー毎時を超え7,200キロカロリー毎時以下のもの
(3) 7,200キロカロリー毎時を超え7,800キロカロリー毎時以下のもの
(4) 7,800キロカロリー毎時を超え8,400キロカロリー毎時以下のもの
(5) 8,400キロカロリー毎時を超え9,000キロカロリー毎時以下のもの
(6) 9,000キロカロリー毎時を超え9,600キロカロリー毎時以下のもの
(7) 9,600キロカロリー毎時を超え10,200キロカロリー毎時以下のもの
(8) 10,200キロカロリー毎時を超え11,000キロカロリー毎時以下のもの
(9) 11,000キロカロリー毎時を超え13,500キロカロリー毎時以下のもの
(10) 13,500キロカロリー毎時を超え16,000キロカロリー毎時以下のもの
(11) 16,000キロカロリー毎時を超え18,000キロカロリー毎時以下のもの
(12) 18,000キロカロリー毎時を超え23,000キロカロリー毎時以下のもの
(13) 23,000キロカロリー毎時を超え26,000キロカロリー毎時以下のもの
(14) 26,000キロカロリー毎時を超えるもの」を

「(1) 7.7キロワット以下のもの
(2) 7.7キロワットを超え8.4キロワット以下のもの
(3) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの
(4) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの
(5) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの
(6) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの
(7) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの
(8) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの
(9) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの
(10) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの
(11) 19キロワットを超え21キロワット以下のもの
(12) 21キロワットを超え27キロワット以下のもの
(13) 27キロワットを超え30キロワット以下のもの
(14) 30キロワットを超えるもの」に

改め、同表品名の欄中「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、同表ガスふろバーナーの項の型式の区分の欄中

「(1) 6,600キロカロリー毎時以下のもの
(2) 6,600キロカロリー毎時を超え7,200キロカロリー毎時以下のもの
(3) 7,200キロカロリー毎時を超え7,800キロカロリー毎時以下のもの
(4) 7,800キロカロリー毎時を超え8,400キロカロリー毎時以下のもの
(5) 8,400キロカロリー毎時を超え9,000キロカロリー毎時以下のもの
(6) 9,000キロカロリー毎時を超え9,600キロカロリー毎時以下のもの
(7) 9,600キロカロリー毎時を超え10,200キロカロリー毎時以下のもの
(8) 10,200キロカロリー毎時を超え11,000キロカロリー毎時以下のもの
(9) 11,000キロカロリー毎時を超え13,500キロカロリー毎時以下のもの
(10) 13,500キロカロリー毎時を超え16,000キロカロリー毎時以下のもの
(11) 16,000キロカロリー毎時を超えるもの」を

「(1) 7.7キロワット以下のもの
(2) 7.7キロワットを超え8.4キロワット以下のもの
(3) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの
(4) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの
(5) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの
(6) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの
(7) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの
(8) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの
(9) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの
(10) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの
(11) 19キロワットを超えるもの」に

改め、同表ガスふろバーナー元栓の項を削る。

別表第九中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に、「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に、「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、ガスふろバーナー元栓の項を削る。

別表第十屋内式ガス瞬間湯沸器の項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの）」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」に、「1メートル毎秒、5メートル毎秒、10メートル毎秒及び15メートル毎秒」を「5メートル毎秒」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に改め、「、器具取付壁板（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図1に定める規格に適合するもの）、共用給排気筒用器具試験装置（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図5に定める規格に適合するもの）、散水試験装置（直径900ミリメートルの円内に5分間以上連続して3ミリメートル毎分の散水ができるもの）」を削り、「水柱600ミリメートル」を「6キロパスカル」に、「日本工業規格B0253（昭和60年）」を「日本工業規格B0253（1985）」に、「、ガス流量計及び」を「及び」に、「日本工業規格C1502（昭和52年）」を「日本工業規格C1502（1990）」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表型式区分の欄中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に改め、同表ガスストーブの項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチ

「(12) 27キロワットを超え30キロワット以下のもの
(13) 30キロワットを超え42キロワット以下のもの
(14) 42キロワットを超え55キロワット以下のもの
(15) 55キロワットを超えるもの」を

「(1) 13A（燃焼速度が35以上47以下であつてウォッベ指数が12,600を超え13,800以下のガスをいう。以下同じ。）
(2) 12A（燃焼速度が34以上47以下であつてウォッベ指数が11,750を超え12,850以下のガスをいう。以下同じ。）
(3) 6A（燃焼速度が34以上45以下であつてウォッベ指数が5,860を超え6,740以下のガスをいう。以下同じ。）
(4) 5C（燃焼速度が42以上68以下であつてウォッベ指数が5,110を超え5,890以下のガスをいう。以下同じ。）
(5) L1（燃焼速度が42.5以上78以下であつてウォッベ指数が5,670を超え6,900以下のガスをいう。以下同じ。）
(6) L2（燃焼速度が29以上54以下であつてウォッベ指数が4,550を超え5,400以下のガスをいう。以下同じ。）
(7) L3（燃焼速度が35以上64以下であつてウォッベ指数が3,860を超え4,440以下のガスをいう。以下同じ。）」を

「(1) 13A（燃焼速度が35以上47以下であつてウォッベ指数が52.7を超え57.8以下のガスをいう。以下同じ。）
(2) 12A（燃焼速度が34以上47以下であつてウォッベ指数が49.2を超え53.8以下のガスをいう。以下同じ。）
(3) 6A（燃焼速度が34以上45以下であつてウォッベ指数が24.5を超え28.2以下のガスをいう。以下同じ。）
(4) 5C（燃焼速度が42以上68以下であつてウォッベ指数が21.4を超え24.7以下のガスをいう。以下同じ。）
(5) L1（燃焼速度が42.5以上78以下であつてウォッベ指数が23.7を超え28.9以下のガスをいう。以下同じ。）
(6) L2（燃焼速度が29以上54以下であつてウォッベ指数が19.0を超え22.6以下のガスをいう。以下同じ。）
(7) L3（燃焼速度が35以上64以下であつてウォッベ指数が16.2を超え18.6以下のガスをいう。以下同じ。）」に

改め、同表備考の欄中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に改め、同表ガスストーブの項の型式の区分の欄中

「(3) 強制排気式のもの
(4) 密閉式のもののうち外壁用のもの（強制給排気式のものを除く。）
(5) 密閉式のもののうちチャンバー用のもの
(6) 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの
(7) 密閉式のもののうち強制給排気式のもの」を

「(3) 強制排気式のもの」に、

「(1) ホースエンド式のもの
(2) 迅速継手式のもの
(3) その他のもの」を

「(1) ねじ式のもの
(2) 迅速継手式のもの」に、

「(1) 1,400キロカロリー毎時以下のもの
(2) 1,400キロカロリー毎時を超え1,900キロカロリー毎時以下のもの
(3) 1,900キロカロリー毎時を超え2,600キロカロリー毎時以下のもの
(4) 2,600キロカロリー毎時を超え2,900キロカロリー毎時以下のもの
(5) 2,900キロカロリー毎時を超え3,300キロカロリー毎時以下のもの
(6) 3,300キロカロリー毎時を超え3,800キロカロリー毎時以下のもの
(7) 3,800キロカロリー毎時を超え4,500キロカロリー毎時以下のもの
(8) 4,500キロカロリー毎時を超え4,900キロカロリー毎時以下のもの
(9) 4,900キロカロリー毎時を超え5,200キロカロリー毎時以下のもの
(10) 5,200キロカロリー毎時を超え6,000キロカロリー毎時以下のもの
(11) 6,000キロカロリー毎時を超え6,500キロカロリー毎時以下のもの
(12) 6,500キロカロリー毎時を超え9,600キロカロリー毎時以下のもの
(13) 9,600キロカロリー毎時を超え11,000キロカロリー毎時以下のもの
(14) 11,000キロカロリー毎時を超え13,500キロカロリー毎時以下のもの
(15) 13,500キロカロリー毎時を超えるもの」を

「(1) 1.6キロワット以下のもの
(2) 1.6キロワットを超え2.2キロワット以下のもの
(3) 2.2キロワットを超え3.0キロワット以下のもの
(4) 3.0キロワットを超え3.4キロワット以下のもの
(5) 3.4キロワットを超え3.8キロワット以下のもの
(6) 3.8キロワットを超え4.4キロワット以下のもの
(7) 4.4キロワットを超え5.2キロワット以下のもの
(8) 5.2キロワットを超え5.7キロワット以下のもの
(9) 5.7キロワットを超え6.0キロワット以下のもの
(10) 6.0キロワットを超え7.0キロワット以下のもの
(11) 7.0キロワットを超え7.6キロワット以下のもの
(12) 7.6キロワットを超え11キロワット以下のもの
(13) 11キロワットを超え13キロワット以下のもの
(14) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの
(15) 16キロワットを超るもの」に

改め、同表備考の欄中「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に改め、同表屋内式ガスバーナー付ふろがまの項の型式の区分の欄中

「(2) 強制排気式のもの
(3) 密閉式のもののうち外壁用のもの（強制給排気式のものを除く。）
(4) 密閉式のもののうちチャンバー用のもの
(5) 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの
(6) 密閉式のもののうち強制給排気式のもの」を

「(2) 強制排気式のもの」に、

「

ガスの取入部の構造	(1) ホースエンド式のもの (2) その他のもの
自動消火装置の構造	(1) 温度を感知して作動するもの (2) 一定時間の経過により作動するもの

」を

器試験方法の2.装置及び8.塩水噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」に、「自然排気式のものを製造する場合は5メートル毎秒、密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合は15メートル毎秒、密閉式のもののうちチャンバー用のものを製造する場合は10メートル毎秒、密閉式のもののうち共用給排気筒用のものを製造する場合は1メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの」を「5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に改め、「、器具取付壁板（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図1に定める規格に適合するもの。密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合に限る。）、共用給排気筒用器具試験装置（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図5に定める規格に適合するもの。密閉式のもののうち共用給排気筒用のものを製造する場合に限る。）、散水試験装置（直径900ミリメートルの円内に5分間以上連続して3ミリメートル毎分の散水ができるもの。密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合に限る。）」を削り、「日本工業規格B0253（昭和60年）」を「日本工業規格B0253（1985）」に改め、「。ガスの取入部がねじにより管と接続されるものを製造する場合に限る。」、「、ガス流量計（密閉式のものを製造する場合に限る。）」及び「（共用給排気筒用のものを製造する場合に限る。）」を削り、「日本工業規格C1502（昭和52年）」を「日本工業規格C1502（1990）」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表事業区分の欄中「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、同表ガスふろバーナー製造事業の項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）、ほうろう衝撃試験機（ほうろうで耐食表面処理されたバーナーを製造する場合に限る。）」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの）」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.塩水噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2.装置及び8.噴霧室の条件」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に、「日本工業規格B0253（昭和60年）」を「日本工業規格B0253（1985）」に改め、「。ガスの取入部がねじにより管と接続されるものを製造する場合に限る。」を削り、「を測定できるもの）」の次に「、酸素濃度計」を加え、「日本工業規格C1502（昭和52年）」を「日本工業規格C1502（1990）」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表ガスふろバーナー元栓製造事業の項を削る。

別表第八屋内式ガス瞬間湯沸器の項の型式の区分の欄中

「
(3) 強制排気式のもの
(4) 密閉式のもののうち外壁用のもの（強制給排気式のものを除く。）
(5) 密閉式のもののうちチャンバー用のもの
(6) 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの
(7) 密閉式のもののうち強制給排気式のもの
」を

「
(3) 強制排気式のもの
」に、

「
(1) 熱電対式のもの
(2) その他のもの
」を

「
(1) 熱電対式のもの
(2) フレームロッド式のもの
(3) その他のもの
」に、

「水圧自動ガス弁」を「給水自動ガス弁」に改め、

「
(1) ダイヤフラム式のもの
(2) その他のもの
」を

「
(1) ダイヤフラム式のもの
(2) 水流スイッチ式のもの
(3) その他のもの
」に、

「

ガスの取入部の構造	(1) ホースエンド式のもの (2) その他のもの
凍結防止装置の構造	(1) 水抜きのあるもの (2) 保温式のもの (3) その他のもの

」を

「

凍結防止装置の構造	(1) 水抜きのあるもの (2) 保温式のもの (3) その他のもの

」に、

「
(1) 7,200キロカロリー毎時以下のもの
(2) 7,200キロカロリー毎時を超え7,800キロカロリー毎時以下のもの
(3) 7,800キロカロリー毎時を超え8,400キロカロリー毎時以下のもの
(4) 8,400キロカロリー毎時を超え9,000キロカロリー毎時以下のもの
(5) 9,000キロカロリー毎時を超え9,600キロカロリー毎時以下のもの
(6) 9,600キロカロリー毎時を超え10,000キロカロリー毎時以下のもの
(7) 10,000キロカロリー毎時を超え11,000キロカロリー毎時以下のもの
(8) 11,000キロカロリー毎時を超え13,500キロカロリー毎時以下のもの
(9) 13,500キロカロリー毎時を超え16,000キロカロリー毎時以下のもの
(10) 16,000キロカロリー毎時を超え19,000キロカロリー毎時以下のもの
(11) 19,000キロカロリー毎時を超え23,000キロカロリー毎時以下のもの
(12) 23,000キロカロリー毎時を超え26,000キロカロリー毎時以下のもの
(13) 26,000キロカロリー毎時を超え36,000キロカロリー毎時以下のもの
(14) 36,000キロカロリー毎時を超え47,000キロカロリー毎時以下のもの
(15) 47,000キロカロリー毎時を超えるもの
」を

「
(1) 8.4キロワット以下のもの
(2) 8.4キロワットを超え9.1キロワット以下のもの
(3) 9.1キロワットを超え9.8キロワット以下のもの
(4) 9.8キロワットを超え10キロワット以下のもの
(5) 10キロワットを超え11キロワット以下のもの
(6) 11キロワットを超え12キロワット以下のもの
(7) 12キロワットを超え13キロワット以下のもの
(8) 13キロワットを超え16キロワット以下のもの
(9) 16キロワットを超え19キロワット以下のもの
(10) 19キロワットを超え22キロワット以下のもの
(11) 22キロワットを超え27キロワット以下のもの

一定時間の経過により作動するもの	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用い、機械的に操作するものに限る。）	6,000
8　機器本体の見やすい箇所に型式、使用すべきふろがまの型式、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（別表第8の第1欄に掲げるガスグループの区分の記号）、交流電源を使用するものにあっては定格電圧及び定格消費電力（電動機を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号を表示すること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月にあっては、通商産業大臣の承認を受けた略号をもって代えることができ、使用すべきふろがまの型式については、当該ふろバーナーに添付する書面に記載することができる。	
8 (1)　ガス消費量については、器具通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法に定める規格に適合するガスを使用して測定したガス消費量と表示ガス消費量との差が表示ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表5
(2)　ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4

別表第三屋内式ガス瞬間湯沸器の項中「外装」を「機器本体」に改め、同表第一種ガス用品の区分の欄中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に改め、同表ガスストーブの項中「本体」を「機器本体」に改め、同表第一種ガス用品の区分の欄中「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に改め、同表屋内式ガスバーナー付ふろがまの項中「外装」を「機器本体」に改め、同表第一種ガス用品の区分の欄中「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、同表ガスふろバーナーの項中「本体」を「機器本体」に改め、同表ガスふろバーナー元栓の項を削る。

別表第五中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に、「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に、「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、第五項を削る。

別表第六中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に、「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に、「屋内式ガスバーナー付ふろがま」を「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」に改め、同表ガスふろバーナー元栓製造事業の項を削る。

別表第七屋内式ガス瞬間湯沸器製造事業の項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの）」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件」に、「自然排気式のものを製造する場合は5メートル毎秒、密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合は15メートル毎秒、密閉式のもののうちチャンバー用のものを製造する場合は10メートル毎秒、密閉式のもののうち共用給排気筒用のものを製造する場合は1メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの」を「5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に改め、「、器具取付壁板（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図1に定める規格に適合するもの。密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合に限る。）、共用給排気筒用器具試験装置（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図5に定める規格に適合するもの。密閉式のもののうち共用給排気筒用のものを製造する場合に限る。）、散水試験装置（直径900ミリメートルの円内に5分間以上連続して3ミリメートル毎分の散水ができるもの。密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合に限る。）」を削り、「水柱600ミリメートル」を「6キロパスカル」に、「日本工業規格B0253（昭和60年）」を「日本工業規格B0253（1985）」に改め、「ガスの取入部がねじにより管と接続されるものを製造する場合に限る。）」、「、ガス流量計（密閉式のものを製造する場合に限る。）」及び「（共用給排気筒用のものを製造する場合に限る。）」を削り、「日本工業規格C1502（昭和52年）」を「日本工業規格C1502（1990）」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表事業区分の欄中「屋内式ガス瞬間湯沸器」を「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」に改め、同表ガスストーブ製造事業の項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの）」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件」を「日本工業規格Z2371（1994）塩水噴霧試験方法の2．装置及び8．噴霧室の条件」に、「自然排気式のものを製造する場合は5メートル毎秒、密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合は15メートル毎秒、密閉式のもののうちチャンバー用のものを製造する場合は10メートル毎秒、密閉式のもののうち共用給排気筒用のものを製造する場合は1メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの」を「5メートル毎秒の風を3分間以上連続して送ることができるもの。自然排気式のものを製造する場合に限る。」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図2」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図10」に改め、「、器具取付壁板（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図1に定める規格に適合するもの。密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合に限る。）、共用給排気筒用器具試験装置（日本工業規格S2141（昭和54年）密閉式ガス燃焼器具類の試験方法の付図5に定める規格に適合するもの。密閉式のもののうち共用給排気筒用のものを製造する場合に限る。）、散水試験装置（直径900ミリメートルの円内に5分間以上連続して3ミリメートル毎分の散水ができるもの。密閉式のもののうち外壁用のものを製造する場合に限る。）」を削り、「15キログラム」を「150ニュートン」に、「1キログラム・センチメートル」を「10ニュートン・センチメートル」に、「日本工業規格B0253（昭和60年）」を「日本工業規格B0253（1985）」に改め、「、ガス流量計（密閉式のものを製造する場合に限る。）」及び「（共用給排気筒用のものを製造する場合に限る。）」を削り、「日本工業規格C1502（昭和52年）」を「日本工業規格C1502（1990）」に、「日本工業規格S2121（昭和54年）都市ガス用燃焼器具類の試験方法の付図4」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図3」に、「付表3」を「付表5」に改め、同表事業区分の欄中「ガスストーブ」を「開放式又は半密閉式ガスストーブ」に改め、同表屋内式ガスバーナー付ふろがま製造事業の項中「、切断機（厚さ60ミリメートル以下のものを切断できるもの）、ほうろう衝撃試験機（ほうろうで耐食表面処理されたバーナーを使用するものを製造する場合に限る。）」を削り、「4以上のシール材を同時に試験できるもの」を「日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の図6に定める規格に適合するもの」に改め、「、トルクレンチ（115キログラム・センチメートルのトルクで締めつけることができるもの）」を削り、「日本工業規格Z2371（昭和51年）塩水噴

の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

(2)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。　表2

イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。

ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。

3　半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の3から12まで、15、18、19、22、24、27及び28の基準に適合すること。（4、5、7、10、11、15、24及び27にあつては、使用すべきふろがまの型式（技術上の基準の欄の8の規定により表示された使用すべきふろがまの型式をいう。以下ガスふろバーナーの項において同じ。）のふろがま（以下ガスふろバーナーの項において「該当するふろがま」という。）に固定した場合とする。）

3(1)　半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の3、6、8、9、12、18、22、24、27及び28の基準に応じて、それぞれ同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。ただし、24及び27にあつては、該当するふろがまに固定して行うこととする。　表2

(2)　半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の4、5、7、10、11及び15の基準に応じて、それぞれ同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。ただし、該当するふろがまに固定して行うこととする。　表5

(3)　半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の19の基準に応じて、同項の検定の方法の欄の方法と同じとする。　表4

4　該当するふろがまに固定し通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面	105

(2)　ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の16(2)イ、ロ又はハに定める条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

4(1)　各部の温度の測定については、該当するふろがまに固定し、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、試験ガスの条件を表1の1－1として点火して器具を沸騰状態とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。　表2

(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の検定の方法の欄の16(2)イ、ロ又はハに定める耐熱試験を行い、確認すること。　表2

5　ふろがまに取り付けられたとき、位置が変化しない構造であること。

5　該当するふろがまに取り付けることにより確認すること。　表2

6　パイロットバーナーを有するものにあつては、パイロットバーナーの位置が変化しない構造であること。

6　目視等により確認すること。　表2

7　次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の26(1)、(2)及び(4)から(7)までに定める条件に適合すること。

装　置	回　数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの	 6,000

7　半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項の検定の方法の欄の26(1)、(2)及び(4)から(7)までの方法と同じとする。　表2

の19(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。

(5)　器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の19(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6)　自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の19(4)に定める基準に適合すること。

(7)　遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

装置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置		
温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000

の19(4)に定める試験を行い、確認すること。

(4)　立ち消え安全装置については、一定の周期で炎検出部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、再点火型立ち消え安全装置以外のものにあっては検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、再点火型立ち消え安全装置にあっては検定の方法の欄の11(1)に定める試験を行い、確認すること。　表2

(5)　器具ガバナーについては、2秒以上3秒以下の時間ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、器具ガバナーの位置に応じて検定の方法の欄の19(1)又は(2)に定める試験を行い、確認すること。　表2

(6)イ　温度を感知して作動する自動消火装置については、一定の周期で感熱部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、確認すること。　表2

ロ　一定時間の経過により作動する自動消火装置については、消火時間を設定し、これを強制的に戻す操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(4)に定める試験を行い、確認すること。　表2

(7)　遠隔操作装置については、通常の遠隔操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、確認すること。　表2

27　通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあっては、15時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

27　通常の使用状態において、浴そう内の水の温度を60度以上とし、試験ガスの条件が表1の0－1とした上で、2分間燃焼し2分間休止する操作を1回として、これを60回以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあっては、出湯温度を60度以上80度以下（60度とならないものは出湯できる最高温度）とした上で、1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上）繰り返した後、次に掲げる方法により確認すること。

(1)　ガスの通る部分にあっては、技術上の基準の欄の19に定める基準に適合すること。

(1)　ガスの通る部分にあっては、検定の方法の欄の19に定める試験を行い、確認すること。　表2

(2)　熱交換部にあっては、使用上支障のある変化がないこと。

(2)　熱交換部にあっては、目視により確認すること。　表2

(3)　逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の15に定める基準に適合すること。

(3)　逆火及び一酸化炭素濃度については、検定の方法の欄の15に定める試験を行い、確認すること。　表2

28　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の19に定める基準に適合すること。

28　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16構造試験の1.振動試験に定める規格に適合する方法により振動を加えた後、検定の方法の欄の19に定める試験を行い、確認すること。　表2

29　機器本体の見やすい箇所に型式、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（別表第8の要素の欄に掲げる適用すべきガスグループの項の区分要素の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもって代えることができる。

29(1)　ガス消費量については、通常の使用状態において、器具栓を全開として、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定したガス消費量と表示ガス消費量との差の大きさが表示ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。　表5

(2)　ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。　表4

ガスふろバーナー

1　ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。

1　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表2

2　ガスの通る部分及び空気調節器は、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上

2(1)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。　表2

口（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。 (2)　器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。	(2)　器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の0－1として燃焼させ、気密試験設備により確認すること。	表4
(3)　器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。	(3)　器具栓にあつては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表6ガス通路の気密試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、精密ガス流量計により確認すること。この場合において、器具ガスパナーは、作動しないようにして試験を行うこと。	表4
(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。	(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、(3)に定める試験を行い、確認すること。	表4
20　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。	20　目視等により確認すること。	表2
21　ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。	21　外がまにあつては循環口の一方を、内がまにあつては燃焼口又は排気口の一方を閉じ、他方から15キロパスカルの空気圧を加え、使用上支障のある変形及び漏れがないことを確認すること。	表2
22　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。	22(1)　絶縁性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の1.(1)絶縁抵抗試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	(2)　耐電圧性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の2.耐電圧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
23　通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。	23　日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.9水滴落下試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
24　空だきした場合にメーンバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。	24(1)イ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の0－1として点火した後浴そうの水を徐々に減じたとき、熱変形により熱交換	表2

(1)　空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざす構造のものにあつては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。 (2)　感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メーンバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	部及び循環接続部が使用できなくなる以前に、メーンバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること。	
	ロ　熱感知によりガスの通路を閉ざす構造のものにあつては、イの試験を行つた後感熱部を冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないことを確認すること。	表2
	(2)　感熱部又は水位検知部の電気回路に電流が流れない状態若しくは水位検知部が水位を検知できない状態として試験を行い、確認すること。	表2
25　給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。	25(1)イ　空だきについては、通常の使用状態において点火後、通水圧力を零にしたとき熱交換部が1分以上加熱されないことを確認すること。	表2
	ロ　蒸気の噴出については、通常の使用状態において、水量調節弁を最小にし、かつ、試験ガスの条件を表1の1－1として点火して15分後に消火し、直後に再点火したとき、熱湯が飛散しないことを確認すること。	表2
(2)　出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。	(2)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の0－1としてバーナーに点火して15分後に、出湯管の先端を閉そくして1分後に開放したとき、熱湯が飛散しないことを確認すること。	表2
(3)　水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。	(3)　水の通る部分に、水抜き又は凍結防止装置があることを確認すること。	表2
26　次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　器具栓については、技術上の基準の欄の19(3)に定める基準に適合すること。	26(1)　器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の19(3)に定める試験を行い、確認すること。	表2
(2)　点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	(2)　点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の4に定める試験を行い、確認すること。	表2
(3)　給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の19(4)に定める基準に適合すること。 (4)　再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄	(3)　給水自動ガス弁については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄	表2

	ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。 イ　ガス閉止弁については、日本工業規格Ｓ2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の19(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の19(3)）に定める基準に適合すること。 ロ　点火ユニットについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。 ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと並びに検定の方法の欄の4に定める試験を行い、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合することを確認すること。 ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格Ｓ2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
	17　給湯できるもの（先止め式のものに限る。）にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置という。）を有すること。 イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。 ロ　作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。 ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	17(1)イ　検定の方法の欄の16(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の側面（浴室外に設置されるものにあつては、背面）に、熱交換部損傷安全装置が10分以内に検出することができる最小の穴をあけ、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火した後、確認すること。	表2
		ロ　熱交換部損傷安全装置を作動させた後、再点火操作を行い、確認すること。	表2
		ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しない状態として、確認すること。なお、熱交換部損傷の検出部が温度ヒューズ式のものにあつては、電流が流れない状態として、確認すること。	表2
		(2)イ　燃焼室内の圧力が負圧になるものにあつては、検定	表2

	(2)　熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。	の方法の欄の16(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の側面側（浴室外に設置されるものにあつては、背面側）のフィンに近い2本の通水コイルに囲まれた部分（通水コイルが1本の場合にあつては、フィンと通水コイルに囲まれた部分）に、その面積の80パーセントの広さの穴をあけ、熱交換部の排ガス排出部の80パーセントを閉そくし、ガス消費量が最大となる状態とし、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後（熱交換部損傷安全装置を有する場合は、当該装置が作動した時）に、各部の温度を測定して確認すること。	
		ロ　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、検定の方法の欄の16(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の側面（浴室外に設置されるものにあつては、背面）において熱交換部損傷の検出部を取り付けてある位置から上方向及び下方向のそれぞれの方向について最も離れた部分その他必要な部分に、10分以内に熱交換部損傷安全装置が作動する最小の穴をあけ、当該装置を作動しない状態とするとともに、ガス消費量が最大となる状態とし、それぞれの穴ごとに、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表2
	18　ガスの取入部は、日本工業規格Ｂ0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。	18　日本工業規格Ｂ0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表2
	19　ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出	19(1)　ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカル以上の空気圧を加えたとき、気密試験設備により確認すること。	表4

30以下	120
42以下	140

(2)　逆風止めを有すること。

(3)　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

(4)　次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ　通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

器の試験方法の表24CF機器の試験の3.2(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、試験ガスの条件を上昇風にあつては表1の3―3、降下風にあつては表1の1―1として、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.3(a)バーナの炎の安定性に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

ロ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の3―3としてバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること及びガスの通路が閉ざされるまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないことを目視により確認すること。　表2

14　強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ　消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外からガスが流出したときにバーナーへの排ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ　排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

14(1)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1―1として、排気部の出口にかかる圧力を80パスカルとした上で、次に掲げる方法により確認すること。　表2

イ　排ガスの排気部の出口以外からの流出については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.3（3.1）(c)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

ロ　消火、逆火又は炎のあふれがないことについては、バーナーに点火して15分後に、目視により確認すること。

(2)イ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1―1としてバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること。　表2

ロ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1―1としてバーナーに点火して15分後に、排気部の出口の風圧を徐々に増加させ、確認すること。　表2

15　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　項	条　　件
リフティング	ないこと。
消　　火	ないこと。
逆　　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

16　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2)　ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

15(1)　自然排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表5

(2)　強制排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表5

16(1)　各部の温度の測定ついては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、試験ガスの条件を表1の1―1として点火して過温を沸騰状態とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。　表2

(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。　表2

イ　ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機

つ、連続して点火しないことがないこと。	の状態をいう。以下半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。)において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表11電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
5　点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態において点火したとき、爆発的に点火しないこと。	5　検定の方法の欄の4に定める方法により点火操作を行い、目視等により確認すること。	表5
6　放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	6(1)　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(10)黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	表2
(2)　放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ　被覆については、500V絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ　非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表2
(3)　電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。	(3)　電極の固定については、目視等により確認すること。	表2
7　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2)　1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。	7　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(1)火移りに定める規格に適合する条件として、表7無風燃焼状態試験の(1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表5
8　立ち消え安全装置を有すること。	8　目視等により確認すること。	表2
9　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	9　立ち消え安全装置の炎検出部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態並びに光電式のものにあつては電流が流れない状態として試験を行い、確認すること。	表2
10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。)は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。	10　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.1(2)消火時の閉弁時間及び(3)自動的に点火操作を行うものの不点火時	表5
	の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。	11(1)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に消火したとき、目視等により確認すること。	表5
(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。	(2)　通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.2(3)再点火時の不点火の場合の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
(3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。	(3)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、パイロットバーナー等に再点火しない措置を講じた上でバーナーを消火し、消火したときから立ち消え安全装置の弁が閉じるまでの時間を測定して確認すること。	表5
12　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。	12　電源回路を開閉することにより確認すること。	表2
13　自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　次の表の表示ガス消費量（技術上の基準の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。)の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。	13(1)　排気筒を取り付けることができる構造については、表示ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。	表2
	(2)　逆風止めの有無については、目視により確認すること。	表2
	(3)　排ガスが流出しないことについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(14)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により、バーナーに点火して15分後に確認すること。	表2
	(4)イ　日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機	表2

表示ガス消費量（単位　キロワット）	排気筒の内径（単位　ミリメートル）
10以下	75
11以下	80
13以下	90
16以下	100
19以下	110

	不完全燃焼防止機能に係る装置　1,000		
	29　通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。 (2)　熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。 (3)　逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。	29　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の0－1とした上で、3分間燃焼し3分間休止する操作を1回として、これを150回以上繰り返した後、次に掲げる方法により確認すること。 (1)　ガスの通る部分にあつては、検定の方法の欄の22に定める試験を行い、確認すること。 (2)　熱交換部にあつては、目視により確認すること。 (3)　逆火及び一酸化炭素濃度については、検定の方法の欄の17に定める試験を行い、確認すること。	表2
	30　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。	30　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16構造試験の1.振動試験に定める規格に適合する方法により振動を加えた後、検定の方法の欄の22に定める試験を行い、確認すること。	表2
	31　機器本体の見やすい箇所に型式、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（別表第8の要素の欄に掲げる適用すべきガスグループの項の区分要素の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	31(1)　ガス消費量については、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定したガス消費量と表示ガス消費量との差の大きさが表示ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表5
		(2)　ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4
半密閉式ガスバーナー付ふろがま	1　ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	2　ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	2(1)　日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表2
		(2)　日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表2
	3　ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。	3(1)　シール材については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表2
		(2)　パッキン類、弁及びダイヤフラムについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表2
	4　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、か	4　通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給湯のできるものにあつては給水圧力が0.1メガパスカル	表5

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。	4.2キロパスカル以上の空気圧を加えたとき、気密試験設備により確認すること。	
(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。	(2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の0－1として燃焼させ、気密試験設備により確認すること。	表4
(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。	(3) 器具栓にあつては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表6ガス通路の気密試験の1,ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、精密ガス流量計により確認すること。この場合において、器具ガバナーは、作動しないようにして試験を行うこと。	表4
(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。	(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、(3)に定める試験を行い、確認すること。	表4
23 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。	23(1) 絶縁性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の1,(1)絶縁抵抗試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	(2) 耐電圧性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の2,耐電圧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
24 床上で移動して使用できるものにあつては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。	24 傾斜試験装置により確認すること。	表2
25 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。	25 放射体をいずれの位置にした場合にも固定されることを確認すること。	表2
26 放射型のものにあつては、放射体に直接手の触れない構造であること。	26 目視等により確認すること。	表2
27 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。	27 目視等により確認すること。	表2
28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。	28(1) 器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した	表2

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22(3)に定める基準に適合すること。	後、検定の方法の欄の22(3)に定める試験を行い、確認すること。	
(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。	(2) 点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の5に定める試験を行い、確認すること。	表2
(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。	(3) 立ち消え安全装置については、一定の周期で炎検出部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、再点火型立ち消え安全装置以外のものにあつては検定の方法の欄の22(4)に定める試験を行い、再点火型立ち消え安全装置にあつては検定の方法の欄の12(1)に定める試験を行い、確認すること。	表2
(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の22(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	(4) 器具ガバナーについては、2秒以上3秒以下の時間ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、器具ガバナーの位置に応じて検定の方法の欄の22(1)又は(2)に定める試験を行い、確認すること。	表2
(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に適合すること。	(5)イ 温度を感知して作動する自動消火装置については、一定の周期で感熱部の加熱及び冷却を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の22(4)に定める試験を行い、確認すること。	表2
	ロ 一定時間の経過により作動する自動消火装置については、消火時間を設定し、これを強制的に戻す操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の22(4)に定める試験を行い、確認すること。	表2
(6) ガスの取入部については、技術上の基準の欄の20(3)に定める基準に適合すること。	(6) ガスの取入部については、プラグ又はソケットの着脱を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の20(3)ロに定める試験を行い、確認すること。	表2
(7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の14(2)イ及びロに定める基準に適合すること。	(7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、その作動を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の14(2)イ及びロに定める試験を行い、確認すること。	

装　　置	回　数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感知して作動するもの	30,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
ガスの取入部（技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000

技術上の基準	試験方法	表
試験の1. ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の22(3)）に定める基準に適合すること。 ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2. 点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。 ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3. 器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	
19 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。	19 ガスの取入部をノギス、マイクロメーター等により測定して確認すること。	表2
20 ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。	20(1) プラグ又はソケットの着脱を3回以上行い、確認すること。	表5
(2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。	(2) ガスの取入部にプラグ又はソケットを接続し、次の条件により試験を行い、確認すること。 イ ねじり力については、軸中心線を回転軸としてプラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルの回転力を加え、気密試験設備によりガス漏れがないことを確認すること。 ロ 引張力については、プラグ又はソケットに100ニュートンの引張力を加え、気密試験設備によりガス漏れがないことを確認すること。 ハ せん断力については、プラグ又はソケットに100ニュートンのせん断力を加え、気密試験設備によりガス漏れがないことを確認すること。	表5
(3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかつたとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。	(3)イ プラグ又はソケットが抜けないことについては、ガスの取入部にプラグ又はソケットを接続し、プラグ又はソケットに150ニュートンの引張力及びせん断力を1分間加え、確認すること。	表5
	ロ 使用上支障のある欠陥については、イの試験を行つた後、次の条件により試験を行い、確認すること。 (イ) ガスの取入部にプラグ又はソケットを90度づつ回転させて4回接続し、それぞれの場合について気密試験設備によりガス漏れがないことを確認すること。 (ロ) プラグ又はソケットの着脱を3回以上行い、着脱が円滑かつ確実であることを確認すること。	表5
21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B 0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。	21 日本工業規格B 0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表2
22 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。	22(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、	表4

図1 ソケット 単位mm

図2 プラグ 単位mm

16　強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ　消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ　排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

16(1)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1として、排気部の出口にかかる圧力を80パスカルとした上で、次に掲げる方法により確認すること。　表2

イ　排ガスの排気部の出口以外からの流出については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.3 (3.1) (c)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

ロ　消火、逆火又は炎のあふれがないことについては、バーナーに点火して15分後に、目視により確認すること。

(2)イ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること。　表2

ロ　**通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、排気部の出口の風圧を徐々に増加させ、確認すること。**　表2

17　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　項	条　　件
リフティング	ないこと。
消　　火	ないこと。
逆　　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.07パーセント以下であること。 半密閉式のものにあつては、0.28パーセント以下であること。

17(1)　開放式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表7無風燃焼状態試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表5

(2)　自然排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表5

(3)　強制排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表5

(注)　**開放式のものにあつては、ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。**

(4)　開放式のもののガス量が最小になる状態については、器具栓をガス量が最小となるよう設定して(1)の試験を行い、確認すること。　表5

18　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メーンバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温　度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分 その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	20
機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2)　**ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度**

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　**ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱**

18(1)　各部の温度の測定については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、試験ガスの条件を表1の1－1として点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。強制対流型のもので停電の際メーンバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、ファンが作動しない状態で同様の試験を行い、確認すること。　表2

(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。　表2

イ　ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと並びに検定の方法の欄の5に定める試験を行い、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合することを確認すること。

技術上の基準	試験方法	表
きは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。	(3) 通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、パイロットバーナー等に再点火しない措置を講じた上でバーナーを消火し、消火した時から立ち消え安全装置の弁が閉じるまでの時間を測定して確認すること。	表5
13 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。	13 電源回路を開閉することにより確認すること。	表2
14 開放式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	14(1) 表示ガス消費量を表示により確認すること。	表2
(1) 技術上の基準の欄の31の規定により表示されたガス消費量（以下開放式又は半密閉式ガスストーブの項において「表示ガス消費量」という。）が7キロワット以下であること。	(2)イ 通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1として、日本工業規格S2122（1996）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法の不完全燃焼防止装置の(3)(a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて次に掲げる機能（以下開放式又は半密閉式ガスストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。ただし、(3)イ、ロ及びハに掲げる条件に適合する場合は、この限りではない。	ロ 試験ガスの条件を表1の1－1として、日本工業規格S2122（1996）家庭用ガス暖房機器の表3性能及び試験方法の不完全燃焼防止装置の(3)(b)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、一酸化炭素濃度が0.07パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ハ 不完全燃焼の検知部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態並びにフレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極が短絡した状態として試験を行い、確認すること。	表2
ロ メーンバーナーの一次空気吸引口が閉そくして一酸化炭素濃度が0.07パーセント以上になる状態において、バーナーに点火した時から10分以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	(3)イ 燃焼又は空気循環のためのファンの有無については、目視等により確認すること。	表2
ハ 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	ロ 通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に機器の周囲の酸素濃度を18パーセントまで徐々に低下させ、確認すること。	表2
(3) 不完全燃焼防止機能を有しないものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 イ 燃焼又は空気循環のためのファンを有しないこと。	ハ 通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナー	表2

技術上の基準	試験方法	表
ロ 機器の周囲の酸素濃度が18パーセントまで低下したとき、一酸化炭素濃度が0.07パーセント以下であること。 ハ メーンバーナーの一次空気吸引口を全開としたとき、一酸化炭素濃度が0.07パーセント以下であること。	に点火して15分後にメーンバーナーの一次空気吸引口を全開とし、確認すること。	
15 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1) 次の表の表示ガス消費量の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。	15(1) 排気筒を取り付けることができる構造については、表示ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。	表2

表示ガス消費量（単位　キロワット）	排気筒の内径（単位　ミリメートル）
11以下	80
13以下	90
16以下	100
19以下	110

技術上の基準	試験方法	表
(2) 逆風止めを有すること。	(2) 逆風止めの有無については、目視により確認すること。	表2
(3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。	(3) 排ガスが流出しないことについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(10)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により、バーナーに点火して15分後に確認すること。	表2
(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。 イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	(4)イ 日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.2(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、試験ガスの条件を上昇風にあつては表1の3－3、降下風にあつては表1の1－1として、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.3(a)バーナの炎の安定性に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。	ロ 通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の3－3としてバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること及びガスの通路が閉ざされるまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないことを目視により確認すること。	表2

技術上の基準	検査の方法	
	燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	
3　ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあつては、衝撃に耐えること。	3　日本工業規格B1501（1988）玉軸受用鋼球に定める規格に適合する径36.51ミリメートルの鋼球を30センチメートルの高さから力を加えず落とし、はく離しないことを目視等により確認すること。	表2
4　ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。	4(1)　シール材については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表2
	(2)　パッキン類、弁及びダイヤフラムについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表2
5　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。	5　通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下開放式又は半密閉式ガスストーブの項において同じ。）において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表11電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
6　点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態において点火したとき、爆発的に点火しないこと。	6　検定の方法の欄の5に定める方法により点火操作を行い、目視等により確認すること。	表5
7　放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。	7(1)　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方	表2

技術上の基準	検査の方法	
(1)　通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	法の表8燃焼状態試験の条件の(10)黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	
(2)　放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ　被覆については、500V絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ　非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表2
(3)　電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。	(3)　電極の固定については、目視等により確認すること。	表2
8　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2)　1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。	8　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(1)火移りに定める規格に適合する条件として、表7無風燃焼状態試験の(1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表5
9　立ち消え安全装置を有すること。	9　目視等により確認すること。	表2
10　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	10　立ち消え安全装置の炎検出部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態並びに光電式のものにあつては電流が流れない状態として試験を行い、確認すること。	表2
11　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。	11　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立ち消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.1(2)消火時の閉弁時間及び(3)自動的に点火操作を行うもの不点火時の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5
12　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。	12(1)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に消火したとき、目視等により確認すること。	表5
(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。 (3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたと	(2)　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立ち消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.2(3)再点火時の不点火の場合の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表5

		の欄の表に掲げる回数繰り返した後、再点火型立ち消え安全装置以外のものにあつては検定の方法の欄の20(4)に定める試験を行い、再点火型立ち消え安全装置にあつては検定の方法の欄の11(1)に定める試験を行い、確認すること。	
	(5)　器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の20(1)又は(2)に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が、試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。	(5)　器具ガバナーについては、2秒以上3秒以下の時間ガスを流入した後2秒以上3秒以下の時間ガスを停止する操作を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、器具ガバナーの位置に応じて検定の方法の欄の20(1)又は(2)に定める試験を行い、確認すること。	表2
	(6)　不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の13(2)イ及びロに定める基準に適合すること。	(6)　不完全燃焼防止機能に係る装置については、その作動を技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の13(2)イ及びロに定める試験を行い、確認すること。	表2

装　置	回　数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000	1,000

	27　通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。	27　通常の使用状態において、試験ガスの条件が表1の0－1とした上で、出湯温度を60度以上80度以下（60度とならないものは出湯できる最高温度）として1分間燃焼し1分間休止する操作を1回として、これを450回以上繰り返した後、次に掲げる方法により確認すること。	
	(1)　ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。	(1)　ガスの通る部分にあつては、検定の方法の欄の20に定める試験を行い、確認すること。	表2
	(2)　熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。	(2)　熱交換部にあつては、目視により確認すること。	表2
	(3)　逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。	(3)　逆火及び一酸化炭素濃度については、検定の方法の欄の16に定める試験を行い、確認すること。	表2
	28　輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。	28　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16構造試験の1.振動試験に定める規格に適合する方法により振動を加えた後、検定の方法の欄の20に定める試験を行い、確認すること。	表2

	29　機器本体の見やすい箇所に型式、ガス消費量（単位　キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（別表第8の要素の欄に掲げる適用すべきガスグループの項の区分要素の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、製造事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、製造事業者の氏名又は名称及び製造年月は、通商産業大臣の承認を受けた略称又は記号をもつて代えることができる。	29(1)　ガス消費量については、通常の使用状態において、給水自動ガス弁を全開にし、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表5ガス消費量試験に定める規格に適合する方法により測定したガス消費量と表示ガス消費量との差の大きさが表示ガス消費量の10パーセント以内であることを確認すること。	表3
		(2)　ガス消費量以外の表示については、目視等により確認すること。	表4
開放式又は半密閉式ガスストーブ	1　ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1又は図2の形状のもののガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	2　ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	2(1)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表2
		(2)　日本工業規格S2092(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス	表2

	ロ　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、検定の方法の欄の17(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の背面において熱交換部損傷の検出部を取り付けてある位置から上方向及び下方向のそれぞれの方向について最も離れた部分その他必要な部分に、10分以内に熱交換部損傷安全装置が作動する最小の穴をあけ、当該装置を作動しない状態とするとともに、ガス消費量が最大となる状態とし、それぞれの穴ごとに、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。	表2
19　ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1982）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。	19　日本工業規格B0253（1985）管用テーパねじゲージに定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	表2
20　ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。	20(1)　ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカル以上の空気圧を加えたとき、気密試験設備により確認すること。	表4
(2)　給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。	(2)　給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の0－1として燃焼させ、気密試験設備により確認すること。	表4
(3)　器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。	(3)　器具栓にあつては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表6ガス通路の気密試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、精密ガス流量計により確認すること。この場合において、器具ガバナーは、作動しないようにして試験を行うこと。	表4
(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。	(4)　器具栓以外の遮断弁にあつては、(3)に定める試験を行い、確認すること。	表4
21　水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。	21　目視等により確認すること。	表2

22　交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。	22(1)　絶縁性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の1.(1)絶縁抵抗試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	(2)　耐電圧性については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表18電気関係試験の2.耐電圧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
23　通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。	23　日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.9水滴落下試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
24　通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。	24(1)　空だきについては、通常の使用状態において点火後、通水圧力を零にしたとき熱交換部が1分以上加熱されないことを確認すること。	表2
	(2)　蒸気の噴出については、通常の使用状態において、水量調節弁を最小にし、かつ、試験ガスの条件を表1の1－1として点火して3分後に、熱湯が飛散しないことを確認すること。	表2
25　水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。	25　水の通る部分に、水抜き又は凍結防止装置があることを確認すること。	表2
26　次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　器具栓については、技術上の基準の欄の20(3)に定める基準に適合すること。	26(1)　器具栓については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の20(3)に定める試験を行い、確認すること。	表2
(2)　点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。	(2)　点火装置については、点火の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の4に定める試験を行い、確認すること。	表2
(3)　給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の20(4)に定める基準に適合すること。	(3)　給水自動ガス弁については、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄の表に掲げる回数繰り返した後、検定の方法の欄の20(4)に定める試験を行い、確認すること。	表2
(4)　再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の20(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11(1)に定める基準に適合すること。	(4)　立ち消え安全装置については、一定の周期で炎検出部の加熱及び冷却を技術上の基準	表2

17　通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1)　次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度（単位　度）
乾電池の表面	20
つまみ類 　金属の部分 　その他の部分	 25 35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2)　ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ　ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の20(4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の20(3)）に定める基準に適合すること。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

17(1)　各部の温度の測定については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表10温度上昇試験の1.(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、試験ガスの条件を表1の1－1として点火して出湯温度を60度以上とし、各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後に、各部の温度を測定して確認すること。　表2

(2)　(1)の試験を行い、確認すること。ただし、(1)の試験において測定された温度が、ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度を超えるときは、当該部品について、次の条件により耐熱試験を行い、確認すること。　表2

イ　ガス閉止弁については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。この場合において、器具ガバナーは作動しないようにして試験を行うこと。

ロ　点火ユニットについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がないこと並びに検定の方法の欄の4に定める試験を行い、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合することを確認すること。

ハ　器具ガバナーについては、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の3.器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

18　先止め式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する機能（以下開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ　熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ　作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2)　熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度（繰り返し加熱したとき、使用上支障のある変化を生じない温度をいう。以下同じ。）を超えないこと。

18(1)イ　検定の方法の欄の17(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の背面に、熱交換部損傷安全装置が10分以内に検出することができる最小の穴をあけ、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火した後、確認すること。　表2

ロ　熱交換部損傷安全装置を作動させた後、再点火操作を行い、確認すること。　表2

ハ　熱交換部損傷の検出部が機能しない状態として、確認すること。なお、熱交換部損傷の検出部が温度ヒューズ式のものにあつては、電流が流れない状態として、確認すること。　表2

(2)イ　燃焼室内の圧力が負圧になるものにあつては、検定の方法の欄の17(1)に定める方法により機器を取り付け、熱交換部の背面側のフィンに近い2本の通水コイルに囲まれた部分（通水コイルが1本の場合にあつては、フィンと通水コイルに囲まれた部分）に、その面積の80パーセントの広さの穴をあけ、熱交換部の排ガス排出部の80パーセントを閉そくし、ガス消費量が最大となる状態とし、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して各部の温度が定常状態に達した後又は1時間後（熱交換部損傷安全装置を有する場合は、当該装置が作動した時）に、各部の温度を測定して確認すること。　表2

いて、バーナーに点火したときから10分以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ　不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

14　自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　次の表の表示ガス消費量の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量（単位　キロワット）	排気筒の内径（単位　ミリメートル）
13以下	90
16以下	100
19以下	110
22以下	120
27以下	130
30以下	140
42以下	160
55以下	180
70以下	200

(2)　逆風止めを有すること。

(3)　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

(4)　次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ　通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ　逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

14(1)　排気筒を取り付けることができる構造については、表示ガス消費量に応じた内径の排気筒を取り付けることにより確認すること。　表2

(2)　逆風止めの有無については、目視により確認すること。　表2

(3)　排ガスが流出しないことについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(10)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により、バーナーに点火して15分後に確認すること。　表2

(4)イ　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.2(1)機器の状態に定める規格に適合する方法により機器を取り付け、通常の使用状態において、試験ガスの条件を上昇風にあつては表1の3－3、降下風にあつては表1の1－1として、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.3(3)(a)バーナの炎の安定性に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表2

ロ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の3－3としてバーナーに点火して15分後に、排気筒の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること及びガスの通路が閉ざされるまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないことを目視により確認すること。　表2

15　強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1)　通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2)　排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ　消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ　排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

15(1)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1として、排気部の出口にかかる圧力を80パスカルとした上で、次に掲げる方法により確認すること。　表2

イ　排ガスの排気部の出口以外からの流出については、日本工業規格S2093(1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.3（3.1）(c)排気口以外からの燃焼ガスの流出に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。

ロ　消火、逆火又は炎のあふれがないことについては、バーナーに点火して15分後に、目視により確認すること。

(2)イ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、排気部の出口を閉そくし、閉そくした時から5分以内にバーナーへのガスの通路が閉ざされることを確認すること。　表2

ロ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、排気部の出口の風圧を徐々に増加させ、確認すること。　表2

16　通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事　項	条　　件
リフティング	ないこと。
消　　火	ないこと。
逆　　火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.14パーセント以下であること。 半密閉式のものにあつては、0.28パーセント以下であること。

16(1)　開放式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表7無風燃焼状態試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表3

(2)　自然排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表24CF機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表3

(3)　強制排気式のものにあつては、通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表25FE機器の試験の3.1無風状態に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。　表3

6　放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。		
(1)　通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。	6(1)　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の⑽黄炎の接触に定める規格に適合する方法により、点火して15分後に目視により確認すること。	表2
(2)　放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。	(2)イ　被覆については、500V絶縁抵抗計を用いて絶縁性を確認すること。 ロ　非充電金属部との間の距離については、ノギス等により測定して確認すること。	表2
(3)　電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。	(3)　電極の固定については、目視等により確認すること。	表2
7　通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。 (2)　1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。	7　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表8燃焼状態試験の条件の(1)火移りに定める規格に適合する条件として、表7無風燃焼状態試験の(1)火移りに定める規格に適合する方法により連続5回の試験を行い、確認すること。	表3
8　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへのガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置（以下「再点火型立ち消え安全装置」という。）を含む。以下「立ち消え安全装置」という。）を有すること。	8　目視等により確認すること。	表2
9　立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。	9　立ち消え安全装置の炎検出部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態、フレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極部が短絡した状態並びに光電式のものにあつては電流が流れない状態として試験を行い、確認すること。	表2
10　立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。	10　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.1(2)消火時の閉弁時間及び(3)自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表3
11　再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。	11(1)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に消火したとき、目視等により確認すること。	表3
(2)　パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。	(2)　通常の使用状態において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表12立消え安全装置及び過熱防止装置の作動性能試験の1.2(3)再点火時の不点火の場合の閉弁時間に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表3
(3)　バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。	(3)　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1としてバーナーに点火して15分後に、パイロットバーナー等に再点火しない措置を講じた上でバーナーを消火し、消火した時から立ち消え安全装置の弁が閉じるまでの時間を測定して確認すること。	表3
12　交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。	12　電源回路を開閉することにより確認すること。	表2
13　開放式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。 (1)　技術上の基準の欄の29の規定により表示されたガス消費量（以下開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。）が12キロワット以下であること。	13(1)　表示ガス消費量を表示により確認すること。	表2
(2)　不完全燃焼を防止する機能であつて次に掲げる機能（以下開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。 イ　機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「一酸化炭素濃度」という。）が0.14パーセント以下でバーナーへのガス通路を自動的に閉ざすこと。	(2)イ　通常の使用状態において、試験ガスの条件を表1の1－1として、日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.6.4(2)換気不良試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
ロ　排ガス通路が閉そくして一酸化炭素濃度が0.14パーセント以上になる状態にお	ロ　試験ガスの条件を表1の1－1として、日本工業規格S2109（1996）家庭用ガス温水機器の5.6.4(3)熱交換部閉そく試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	ハ　不完全燃焼の検知部が、熱電対式のものにあつては起電力が起きない状態並びにフレームロッド式のものにあつては電流が流れない状態及び電極が短絡した状態として試験を行い、確認すること。	表2

○通商産業省令第四十二号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、ガス用品の検定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月一日

通商産業大臣　塚原　俊平

ガス用品の検定等に関する省令の一部を改正する省令

ガス用品の検定等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「屋外式のもの以外のガス瞬間湯沸器（以下「屋内式ガス瞬間湯沸器」という。）」を「密閉式のもの又は屋外式のもの以外のガス瞬間湯沸器（以下「開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器」という。）」に、「ガスストーブ」を「密閉式のもの以外のガスストーブ（以下「開放式又は半密閉式ガスストーブ」という。）」に、「屋外式のもの以外のガスバーナー付ふろがま（以下「屋内式ガスバーナー付ふろがま」という。）」を「密閉式のもの又は屋外式のもの以外のガスバーナー付ふろがま（以下「半密閉式ガスバーナー付ふろがま」という。）」に改め、同表ガスふろバーナー元栓の項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第27条関係）

第1種ガス用品の区分	技術上の基準	検定の方法	抜取り検査表
開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器	1　ガスの取入部からパイロットバーナー及びメーンバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあっては、メーンバーナー。以下「バーナー」という。）までのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。	1　日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の1.耐熱性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表2
	2　ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。	2(1)　日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。	表2
		(2)　日本工業規格S2092（1996）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない材料については、次に掲げる方法により確認すること。 イ　表面に塗装を施したもの以外のものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(1)金属材料の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、腐食がないか又はレイティングナンバー9.8から6までの腐食面積率であることを確認すること。 ロ　表面に塗装を施したものについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の2.(2)塗膜の塩水噴霧試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。	表2
	3　ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。	3(1)　シール材については、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(3)シール材に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が、ガス温度20度の場合10パーセント以内であり、かつ、ガス温度4度の場合25パーセント以内であることを確認すること。	表2
		(2)　パッキン類、弁及びダイヤフラムについては、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表17材料試験の3.(1)ガスケット類一般に定める規格に適合する方法により試験を行い、質量変化率が20パーセント以内であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等がないことを確認すること。	表2
	4　乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあっては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。	4　通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であって、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下開放式又は半密閉式ガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において、日本工業規格S2093（1996）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表11電気点火性能試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	表3
	5　点火動作が自動的に行われるもの（パイロットバーナー（常時燃焼型でないパイロットバーナーを有するもの又はパイロットバーナーを有しないものにあっては、メーンバーナーとする。以下「パイロットバーナー等」という。）への点火確認、確認後の処置等点火のために必要な一連の動作が自動的に行われるものをいう。以下同じ。）又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあっては、通常の使用状態において点火したとき、爆発的に点火しないこと。	5　検定の方法の欄の4に定める方法により点火操作を行い、目視等により確認すること。	表3

○農林水産省・労働省令第一号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、林業労働力の確保の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三
労働大臣　永井　孝信

林業労働力の確保の促進に関する法律施行規則

（指定の申請）

第一条　林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び住所
二　代表者の氏名
三　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
二　資産の総額及びその種類を証する書類
三　法第十二条に規定する業務に関する基本的な計画
四　役員の氏名及び略歴を記載した書面

（名称等の変更の届出）

第二条　法第十一条第三項の規定による届出をしようとする林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）は、次の事項を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更後の名称、住所又は事務所の所在地
二　変更しようとする日
三　変更の理由

（事業計画の認可等）

第三条　センターは、法第二十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一　事業計画書
二　収支予算書
三　前事業年度の予定貸借対照表
四　当該事業年度の予定貸借対照表
五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　前項第一号の事業計画書には、法第十二条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3　第一項第二号の収支予算書は、法第二十一条の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第四条　センターは、法第二十条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第五条　センターは、法第二十条第二項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支予算書及び財産目録の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号

産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の廃止に伴い、産業構造転換円滑化臨時措置法施行規則を廃止する省令を次のように制定する。

平成八年五月二十八日

農林水産大臣　大原　一三
通商産業大臣　塚原　俊平
運輸大臣　亀井　善之

産業構造転換円滑化臨時措置法施行規則を廃止する省令

産業構造転換円滑化臨時措置法施行規則（昭和六十三年農林水産省・通商産業省・運輸省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

研　修	林業就業促進資金の限度額
一　法第十二条第五号の研修その他の林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）が行う研修（事業主の事業の合理化又は新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図るための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。以下同じ。）	月額十五万円
二　効率的かつ安定的な林業経営を営む者その他農林水産大臣が定める者による研修	月額十五万円
三　農林水産大臣が定める研修教育施設による研修	月額五万円

2　林業就業促進資金のうち令第四条の表第二号に掲げる資金についての法第十五条第四項の一借主ごとの限度額は、百五十万円とする。

3　林業就業促進資金のうち令第四条の表第三号に掲げる資金についての法第十五条第四項の一借主ごとの限度額は、次の表の上欄に掲げる研修ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

研　修	林業就業促進資金の限度額
一　法第十二条第五号の研修その他のセンターが行う研修	月額十二万円
二　効率的かつ安定的な林業経営を営む者その他農林水産大臣が定める者による研修	月額十二万円
三　農林水産大臣が定める研修教育施設による研修	月額四万円

4　林業就業促進資金のうち令第四条の表第四号に掲げる資金についての法第十五条第四項の一借主ごとの限度額は、百二十万円とする。

（担保又は保証人）

第四条　センターが行う林業就業促進資金の貸付けについては、センターは、林業就業促進資金の貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2　前項の保証人は、林業就業促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（一時償還）

第五条　センターは、法第十六条の規定により一時償還を請求するときは、期限を指定するものとする。

（業務規程の記載事項）

第六条　法第十九条第二項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　林業就業促進資金の使途、償還期間、据置期間、林業就業促進資金の限度額、償還の方法、担保又は保証人に関する事項等林業就業促進資金の貸付けに関する業務の方法

二　業務委託の基準

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の廃止に伴い、産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

農林水産大臣　大原　一三

産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令を廃止する省令

産業構造転換円滑化臨時措置法第四条第二項の特定設備を定める省令（昭和六十三年農林水産省令第三十九号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

○農林水産省令第二十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

農林水産大臣　大原　一三

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（昭和四十四年農林省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	定員令第三条定員	特措法政令定員	計
本省	二二、三三三人		一三二人	二二、四五五人
食糧庁	一〇、七八二人		四九人	一〇、八三一人
林野庁	一、四三四人	一〇、〇三一人 国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号ロの事業を行う企業の職員の定員とする。	二人	一一、四六七人
水産庁	二、一二〇人		一四人	二、一三四人
合計	三六、六五九人	一〇、〇三一人	一九七人	四六、八八七人

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、平成八年四月一日から適用する。

2　次の表の区分の欄に掲げる機関に係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間は、改正後の農林水産省定員規則第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員令第一条定員	定員令第三条定員	特措法政令定員	計
本省	平成八年九月三十日までの間	二二、三四〇人		一三二人	二二、四七二人
食糧庁	平成八年十二月三十一日までの間	一〇、八五八人		四九人	一〇、九〇七人
林野庁	平成八年九月三十日までの間	一、四三六人	一〇、五六七人	二人	一二、〇〇五人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一、四三四人	一〇、四三五人	二人	一一、八七一人
水産庁	平成八年九月三十日までの間	二、一二一人		一四人	二、一三五人

○農林水産省令第二十二号

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十二条の二第一項第二号及び第十二条の八第一項第二号の規定に基づき、繭糸価格安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十四日

農林水産大臣　大原　一三

繭糸価格安定法施行規則の一部を改正する省令

繭糸価格安定法施行規則（昭和二十七年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

第九条及び第十三条中「一年」を「百八十日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条の二第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十七日

農林水産大臣　大原　一三

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の2中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第四条の規定に基づき、林業改善資金助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

林業改善資金助成法施行規則の一部を改正する省令

林業改善資金助成法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中第七号の項を第八号の項とし、第六号の項を第七号の項とし、第五号の項を第六号の項とし、第四号の項を第五号の項とし、第三号の項の次に次のように加える。

四　農林水産大臣が定める基準に基づき、間伐、保育その他の施業が適切に実施されていない森林について取決めを締結して立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料の全額を一時に支払うのに必要な資金	立木の管理の委託に係る森林一ヘクタールにつき一年分につき一万円

第二条の表の第一号の項中「百万円」を「六百六十万円」に改める。

第三条の表の第一号の項中「資金」の下に「（新たに林業に就業しようとする者が研修を受けるのに必要な資金を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十五号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第七条第二項、第十五条第四項、第十六条及び第十九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

農林水産大臣　大原　一三

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令

（林業改善資金助成法の特例）

第一条　林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項の一認定事業主ごとの限度額は、千四百二十万円とする。

（研修修了者の名簿の作成）

第二条　法第十二条第五号の研修（林業労働者に対する研修に限る。）を修了した者は、農林水産省が備える研修修了者名簿への登録を申請することができる。

2　農林水産大臣は、前項の登録を行ったときは、申請者に通知しなければならない。

3　事業主その他の関係者は、研修修了者名簿の閲覧を求めることができる。

（林業就業促進資金の限度額）

第三条　林業就業促進資金のうち林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号。以下「令」という。）第四条の表第一号に掲げる資金についての法第十五条第四項の一借主ごとの限度額は、次の表の上欄に掲げる研修ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第五百五十条の見出し中「船舶管理室」の下に「、海洋資源対策室」を加え、同条第一項中「船舶管理室を」の下に「、同部企画課に海洋資源対策室を」を加え、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　海洋資源対策室においては、海洋生物資源の保存及び管理に関する事項の企画及び調整に関する事務をつかさどる。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

（農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部改正）

2　農林水産省関係研究交流促進法施行規則（昭和六十一年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五	蚕糸・昆虫農業技術研究所	昆虫機能研究官

第三条第二項の表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とする。

○農林水産省令第十八号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

農林水産大臣　大原　一三

農林水産技術会議事務局組織規程の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規程（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を次のように改める。

五　先端産業技術研究課

第一条第八号を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地域研究振興課

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　農林水産省の試験研究機関の行う試験研究の成果に係る権利に関する事務の総括に関すること。

第四条第一号中「研究開発課」の下に「、先端産業技術研究課及び地域研究振興課」を加え、同条第二号中「バイオテクノロジー課」を「先端産業技術研究課」に改め、同条第五号中「関すること。」の下に「（研究開発課の所掌に属することを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

七　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究のうち、大規模かつ総合的に実施すべき特定の試験研究であって、環境の保全及び公害の防止に係るものの計画の企画、立案及び推進並びに成果の評価に関すること。

第五条を次のように改める。

（研究開発課）

第五条　研究開発課においては、次の事務をつかさどる。

一　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究のうち、大規模かつ総合的に実施すべき特定の試験研究の計画の企画、立案及び推進並びに成果の評価に関すること。（前条第七号、次条第一号及び第五条の三第三号に掲げるものを除く。）

二　農林水産省の試験研究機関の行う試験研究のうち、科学技術振興調整費に係るものについての科学技術庁その他関係機関との連絡に関すること。

第五条の二の見出しを「（先端産業技術研究課）」に改め、同条中「バイオテクノロジー課」を「先端産業技術研究課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究のうち、生物体又はその機能の効率的利用に関する先端技術その他の先端技術に係る試験研究に関する事務の総括に関すること。

第五条の二に次の各号を加える。

四　民間事業者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の指導及び助成に関すること。

五　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行う者（民間事業者に限る。）の資質の向上に関すること。

六　生物系特定産業技術研究推進機構に関すること。（農業機械化の促進に関する業務に関するものを除く。）

七　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の施行に関する事務で農林水産省の所掌に係るもののうち同法第二条第一項第九号に規定する特定施設に関すること。

第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（地域研究振興課）

第五条の三　地域研究振興課においては、次の事務をつかさどる。

一　都道府県その他の者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の指導及び助成に関すること。（先端産業技術研究課の所掌に属することを除く。）

二　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行う者（農林水産省の試験研究機関の職員及び民間事業者を除く。）の資質の向上に関すること。

三　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究のうち、大規模かつ総合的に実施すべき特定の試験研究であって、地域に密接に関連するものの計画の企画、立案及び推進並びに成果の評価に関すること。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（先端研究専門官）

第十一条の三　事務局に先端研究専門官を置く。

2　先端研究専門官は、農林水産省の試験研究機関の行う試験研究のうち、科学技術庁その他関係機関の取りまとめに係るものの推進に関する専門的な事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第十三条第二項に次の一号を加える。

三　第四条第七号に掲げるもの

第十四条第一項中「振興課」を「先端産業技術研究課」に改め、同条第二項中「次の」を「第五条の二第四号から第七号までに掲げる」に改め、各号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十九号

農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）第二百九条第二項の規定に基づき、水産大学校組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

農林水産大臣　大原　一三

水産大学校組織規程の一部を改正する省令

水産大学校組織規程（昭和二十五年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教養学科 漁業学科 機関学科 製造学科 増殖学科」を「水産情報経営学科 海洋生産管理学科 海洋機械工学科 食品化学科 生物生産学科」に改める。

附　則

1　この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2　漁業学科、機関学科、製造学科及び増殖学科は、この省令による改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3　教養学科は、この省令による改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に漁業学科、機関学科、製造学科及び増殖学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4　水産情報経営学科は、平成十一年度から学生を入学させるものとする。

○農林水産省令第二十号

沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第四条の規定に基づき、沿岸漁業改善資金助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

農林水産大臣　大原　一三

沿岸漁業改善資金助成法施行規則の一部を改正する省令

沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第三号中「千五百万円」を「二千万円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第四百三十四条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「工事第一課」を「前項の場合は、工事第一課」に、「をつかさどる」を「並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所の場合にあつては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる」に改め、同項を同条第九項とする。

第四百三十四条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　建設所においては、事業所の所掌に係る事業のうち特定の事業の工事の施行に関する事務をつかさどる。

7　地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に工事課を置くことができる。

第四百三十四条に次の二項を加える。

24　地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に工務官を置くことができる。

25　建設所の工務官は、命を受けて、建設所の所掌事務のうち工事の施行に関する指導監督及び連絡調整を行う。

第四百三十六条第一項中「農政情報官」を「地域情報企画官」に、「経営統計課 動態統計課」を「構造統計課 経営統計課」に改め、同条第二項中「農政情報官」を「地域情報企画官」に、「経営・動態統計課」を「構造・経営統計課」に改める。

第四百三十八条に次の二項を加える。

2　企画情報課に行政情報官を置く。

3　行政情報官は、命を受けて、情報処理システムに関する技術の指導及び職員の養成に関する事項の企画、調査及び連絡調整に関する事務並びに統計情報事務所の所掌事務に係る行政情報システムの企画、整備及び指導に関する事務を行う。

第四百四十条を削る。

第四百三十九条第一号中「農林漁業経営及び農山漁家」を「農林業経営並びに農家及び林家」に、「農林畜水産物」を「農林畜産物」に改め、同条第二号中「並びに営農環境その他の農山漁村の地域経済」を削り、同条第三号中「農山漁村」を「農家及び林家」に改め、同条を第四百四十条とする。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

（構造統計課の事務）

第四百三十九条　構造統計課においては、次の事務をつかさどる。

一　農林畜水産業に関するセンサス調査その他の農林畜水産業の構造に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

二　営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

三　林産物、畜産物及び水産物の生産に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

四　漁業経営及び漁家の経済に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、農林畜水産業に関する統計、調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。（経営統計課及び生産・流通統計課の所掌に属することを除く。）

第四百四十条の二第一項第二号中「農林畜産物」を「農産物」に、「水産物」を「林産物、畜産物及び水産物」に改め、同項第五号中「農畜産物、林産物」を「農産物」に、「水産物」を「林産物、畜産物及び水産物」に改める。

第四百四十条の三（見出しを含む。）中「経営・動態統計課」を「構造・経営統計課」に改める。

第四百四十条の四の見出し中「農政情報官」を「地域情報企画官」に改め、同条第一項を次のように改める。

地域情報企画官は、統計情報事務所の管轄区域内における統計調査の設計の企画並びに同区域内の情報の収集及び整理についての調整に関する事務を行う。

第四百四十条の四第二項中「、統計調査の実施に関する技術の指導又は統計及び情報処理に関する職員の養成」を削る。

第四百四十四条第一項中「農政情報官」を「地域情報企画官」に、「経営統計課 動態統計課」を「構造統計課 経営統計課」に改め、同条第二項中「農政情報官」を「地域情報企画官、農政調整官」に、「情報システム管理官」を「行政情報調整官」に、「経営統計課 動態統計課」を「構造統計課 経営統計課」に改める。

第四百四十六条第三項中「地域統計企画官」を「行政情報官」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　行政情報官は、北海道統計情報事務所の管轄区域内における情報処理システムに関する技術の指導及び職員の養成に関する事項の企画、調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第四百四十八条を削る。

第四百四十七条第一号中「農林漁業経営及び農山漁家」を「農林業経営並びに農家及び林家」に改め、同条第二号中「並びに営農環境その他の農山漁村の地域経済」を削り、同条第三号中「農山漁村」を「農家及び林家」に改め、同条を第四百四十八条とする。

第四百四十六条の次に次の一条を加える。

（構造統計課の事務）

第四百四十七条　構造統計課においては、次の事務をつかさどる。

一　農林畜水産業に関するセンサス調査その他の農林畜水産業の構造に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

二　営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

三　林産物、畜産物及び水産物の生産に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

四　漁業経営及び漁家の経済に関する統計調査の実施及び指導に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、農林畜水産業に関する統計、調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。（経営統計課及び生産・流通統計課の所掌に属することを除く。）

第四百四十九条第一項第二号中「農林畜産物」を「農産物」に、「水産物」を「林産物、畜産物及び水産物」に改め、同項第五号中「農畜産物、林産物」を「農産物」に、「水産物」を「林産物、畜産物及び水産物」に改める。

第四百五十条の見出し中「農政情報官」を「地域情報企画官、農政調整官」に、「情報システム管理官」を「行政情報調整官」に改め、同条第一項を次のように改める。

地域情報企画官は、北海道統計情報事務所の管轄区域内における統計調査の設計の企画並びに同区域内の情報の収集及び整理についての調整に関する事務を行う。

第四百五十条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　農政調整官は、指定北海道統計情報事務所以外の北海道統計情報事務所の行う統計調査の設計の企画についての取りまとめ及び当該北海道統計情報事務所間の連絡の調整に関する事務を行う。

第四百五十条に次の一項を加える。

4　行政情報調整官は、命を受けて、北海道統計情報事務所の所掌事務に係る行政情報システムの企画、整備、指導及び連絡調整に関する事務を行う。

第四百五十三条の見出し中「決算専門官」の下に「、国有財産管理官」を加え、同条第一項中「同部経理課に」の下に「国有財産管理官及び」を加え、同条中第十九項を第二十項とし、第十四項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14　国有財産管理官は、食糧管理特別会計その他食糧庁に属する会計に属する国有財産の管理及び処分に関する専門の事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第四百五十三条第五項を次のように改める。

5　監査調整官は、食糧庁の所掌事務に係る、会計事務の指導に関する重要事項についての企画及び連絡調整並びに会計の監査に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百六十三条第五項中「沖縄食糧事務所」を「那覇食糧事務所」に改める。

第四百六十七条第一項中「北海道食糧事務所」を「札幌食糧事務所」に改める。

第四百七十九条を次のように改める。

（総務調整官）

第四百七十九条　東京食糧事務所及び大阪食糧事務所の総務部に総務調整官を置く。

2　総務調整官は、部長を助け、命を受けて部の所掌に属する事務の一部を整理する。

第四百八十一条の三の見出しを「（流通指導官）」に改め、同条第一項中「自主流通指導官」を「流通指導官」に改め、同条第二項中「自主流通指導官は、米穀の自主流通に係る販売に」を「流通指導官は、計画流通米の出荷及び販売に」に改める。

第四百八十三条（見出しを含む。）及び第四百八十四条中「沖縄食糧事務所」を「那覇食糧事務所」に改める。

第四百八十六条（見出しを含む。）中「安全衛生専門官」を「就労改善専門官」に改め、同条第十三項中「安全及び衛生」を「安全、衛生その他の労働環境の改善」に改める。

第三百六条の次に次の一条を加える。

（統括植物検疫官）

第三百六条の二　農林水産大臣の指定する植物防疫所の支所に統括植物検疫官を置く。

2　統括植物検疫官は、第二百九十四条各号に掲げる事務を行う。

第三百三十四条第一項中「三課」を「四課」に、「海外協力研修課」を「海外協力課 研修課」に改め、同条第二項中「海外協力研修課」を「海外協力課」に改め、「同条第三号に掲げる事務」の下に「のうち国際協力に関するものを、研修課においては同条第三号に掲げる事務のうち国際協力に関するもの以外のもの」を加える。

第三百三十九条の見出し中「、研修指導官」を削り、同条第一項中「及び研修指導官」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百七十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　農業者の海外移住に関すること。

第三百七十五条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　農業経営の改善を図ること。

第四百一条中「経営統計課 動態統計課」を「構造統計課 経営統計課」に改める。

第四百五条を削る。

第四百四条第一号中「農林漁業経営及び農山漁家」を「農林業経営並びに農家及び林家」に改め、同条第三号中「農林畜水産物」を「農林畜産物」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に、「農山漁村」を「農家及び林家」に改め、同号を同条第四号とし、同条を第四百五条とする。

第四百三条の次に次の一条を加える。

（構造統計課の事務）

第四百四条　構造統計課においては、次の事務をつかさどる。

一　農林畜水産業に関するセンサス調査その他の農林畜水産業の構造に関する統計調査に関すること。

二　営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計調査に関すること。

三　林産物、畜産物及び水産物の生産に関する統計調査に関すること。

四　漁業経営及び漁家の経済に関する統計調査に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、農林畜水産業に関する統計、調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。（経営統計課及び生産・流通統計課の所掌に属することを除く。）

第四百六条第二号中「農林畜産物」を「農産物」に、「水産物」を「林産物、畜産物及び水産物」に改め、同条第五号中「農畜産物、林産物」を「農産物」に、「水産物」を「林産物、畜産物及び水産物」に改める。

第四百九条（見出しを含む。）中「及び情報システム管理官」を「、地域情報企画官及び行政情報調整官」に改め、同条第三項中「情報システム管理官」を「行政情報調整官」に、「及び指導」を「、指導及び連絡調整」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　地域情報企画官は、地方農政局の管轄区域内における統計調査の設計の企画並びに同区域内の情報の収集及び整理についての調整に関する事務を行う。

第四百十条の見出し中「、地域統計企画官」を削り、同条第一項中「統計情報部企画情報課に地域統計企画官を、同部生産・流通統計課」を「統計情報部生産・流通統計課」に改め、同条中第二十八項を削り、第二十九項を第二十八項とする。

第四百十二条の見出し中「消費者情報専門官」を「消費者行政専門官」に改め、同条第一項中「消費者情報専門官」を「消費者行政専門官」に改め、同条第五項中「消費者情報専門官」を「消費者行政専門官」に改め、「及び調整」の下に「に関する事務のとりまとめに関すること」を加え、「資する情報の提供」を「関し総合調整を要する事項」に改める。

第四百十二条の二第一項中「及び近畿農政局」を「、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局」に改める。

第四百十四条を次のように改める。

（事業調整室）

第四百十四条　東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の建設部設計課に事業調整室を置く。

2　事業調整室においては、前項の地方農政局の管轄区域内における開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成に関し総合調整を要する事項についての企画、調査、指導及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

第四百十七条の前の見出しを「（津軽農業水利事務所）」に改め、同条第一項中「及び鰺ヶ沢東部農業水利事業」を「、鰺ヶ沢東部農業水利事業及び岩木川左岸農業水利事業」に、「津軽西北農業水利事務所」を「津軽農業水利事務所」に改め、同条第二項中「津軽西北農業水利事務所」を「津軽農業水利事務所」に改め、「四課」の下に「のほか、岩木川左岸農業水利事業建設所」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、それぞれ、岩木川左岸農業水利事業建設所の所掌に属するものを除く。

第四百十七条第四項中「津軽西北農業水利事務所」を「津軽農業水利事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

5　岩木川左岸農業水利事業建設所においては、岩木川左岸農業水利事業の工事の施行に関する事務をつかさどる。

第四百十七条の次に次の一条を加える。

第四百十七条の二　岩木川左岸農業水利事業建設所に工事第一課及び工事第二課を置く。

2　工事第一課においては岩木川左岸農業水利事業に係る工事の実施に関する調査、工事の検査及び工事第二課の所掌に属しない事務に関する事務を、工事第二課においては岩木川左岸農業水利事業に係る工事の実施に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

第四百十八条中「津軽西北農業水利事務所」を「津軽農業水利事務所」に改める。

第四百十九条第一項中「津軽西北農業水利事務所」を「津軽農業水利事務所」に、「工務官」を「用地調整官及び工務官」に改め、同条第二項中「津軽西北農業水利事務所」を「津軽農業水利事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　用地調整官は、命を受けて、津軽農業水利事務所の所掌事務のうち工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整を行う。

第四百二十二条の二第二項中「六課」を「七課」に、「用地課」を「用地課 管理課」に改め、同条第三項中「並びに」を「を、管理課においては」に改める。

第四百二十三条第三項中「及び施設機械課」を削り、同条第四項中「及び南部支所」を削る。

第四百二十五条の十第二項中「七課」を「六課」に、「工事第一課 工事第二課」を「工事課」に改め、同条第三項中「工事第一課においては頭首工及び水路の工事の実施及び検査その他工事第二課及び施設機械課の所掌に属しない工事の実施及び検査に関する事務を、工事第二課においては調整池の」を「工事課においては」に改め、同条第四項中「及び西部支所」を削る。

第四百三十一条の八第二項中「四課」を「五課」に、「工事課」を「工事第一課 工事第二課」に改め、同条第三項中「工事課においては」を「工事第一課においては幹線用水路の工事の実施その他工事第二課の所掌に属しない工事の実施に関する事務を、工事第二課においては支線用水路の」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　埼玉東部土地改良建設事務所に南部支所を置く。

第四百三十一条の十一第一項中「企画官」を「用地調整官、企画官」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　用地調整官は、命を受けて、埼玉東部土地改良建設事務所の所掌事務のうち工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整を行う。

第四百三十四条第四項中「できる」の下に「ほか、建設所を置くことができる」を加え、同条第五項中「調査課の所掌に属するものを」の下に「、施設機械課を置く事業所の場合にあっては、施設機械課の所掌に属するものを」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、建設所を置く事業所の場合にあっては、それぞれ、当該建設所の所掌に属するものを除く。

第四百三十四条中第二十一項を第二十三項とし、第十五項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「開発計画課」を「前項の場合は、開発計画課」に改め、同項を同条第十六項とする。

第四百三十四条中第十三項を第十五項とし、同条第十二項を第十四項とし、同条第十一項中「土地改良事業の工事」を「事業の工事」に、「土地改良事業の実施」を「事業の工事の実施」に、「をつかさどる」を「並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所の場合にあっては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる」に改め、同項を同条第十三項とする。

○農林水産省令第十七号

農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第八条第三項、第九条第三項、第十八条第四項、第十九条、第二十条第四項及び第二十六条第五項並びに農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）第八十八条第三項、第九十七条第二項、第九十九条第三項、第百六条第二項、第百十条第四項及び第百十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林水産省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

農林水産大臣　大原　一三

農林水産省組織規程の一部を改正する省令

農林水産省組織規程（昭和六十年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「数理官」の下に「、国際統計専門官」を加え、同条第一項中「経営統計課、動態統計課」を「構造統計課、経営統計課」に、「及び流通統計課」を「及び流通消費統計課」に、「及び数理官」を「、数理官及び国際統計専門官」に、「同部流通統計課」を「同部流通消費統計課」に改め、同条第四項中「又は国際統計に関する専門の事項についての企画、調査及び連絡調整」を削る。

第五条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　国際統計専門官は、国際統計に関する専門の事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第六条の見出し中「システム管理室、地域経済統計室」を「国際統計室、地域・環境情報室」に改め、同条第一項中「同部情報システム課にシステム管理室を、同部経営統計課に地域経済統計室を、同部動態統計課」を「同部企画調整課に国際統計室及び地域・環境情報室を、同部構造統計課」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　国際統計室においては、国際統計に関する企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

4　地域・環境情報室においては、地域における農林畜水産業の動向に関する情報及び農林畜水産業に係る環境に関する情報の収集及び編集に関する事務をつかさどる。

第六条第五項中「生産」の下に「、漁業経営及び漁家の経済」を加え、「の動態」を削る。

第七条の見出し中「土地改良調整官」を「土地改良総合調整官」に改め、「集落排水事業調整官」の下に「、中山間総合整備事業調整官」を加え、「海岸事業専門官」を「海岸・防災事業調整官」に改め、同条第一項中「土地改良調整官」を「土地改良総合調整官」に改め、「同部開発課に」の下に「中山間総合整備事業調整官及び」を加え、「海岸事業専門官」を「海岸・防災事業調整官」に改め、同条第十六項中「土地改良調整官」を「土地改良総合調整官」に、「事項」を「重要事項」に改め、同条中第三十三項を削り、第三十二項を第三十三項とし、第三十一項を第三十二項とし、第三十項の次に次の一項を加える。

31　中山間総合整備事業調整官は、中山間総合整備事業の実施に関する重要事項についての企画、調査、指導及び連絡調整に関する事務を行う。

第七条に次の一項を加える。

34　海岸・防災事業調整官は、農用地及び農業用施設に関する国営の災害防除事業、農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び国営の農地の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する重要事項についての企画、調査、指導及び連絡調整に関する事務を行う。

第九条の見出し中「首席農産園芸専門官」の下に「、農業改良資金制度調整官」を加え、同条第一項中「首席農産園芸専門官」の下に「及び農業改良資金制度調整官」を加え、同条中第十六項を第十七項とし、第十項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　農業改良資金制度調整官は、農業改良資金に関する制度についての企画、調査及び連絡調整に関する事務を総括する。

第十一条の見出し中「、畜産環境対策官」を削り、同条第一項中「畜産環境対策官及び」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十二条の見出し中「畜産振興推進室」の下に「、畜産環境対策室」を加え、同条第一項中「畜産振興推進室を」の下に「、同局畜産経営課に畜産環境対策室を」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　畜産環境対策室においては、畜産経営に係る環境保全に関する事項の企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。

第十三条の見出し中「首席商品取引所検査官」の下に「、消費者相談専門官」を加え、同条第一項中「首席商品取引所検査官を」の下に「、同局消費生活課に消費者相談専門官を」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　消費者相談専門官は、一般消費者の利益の保護に関する事務のうち消費者相談及び一般消費者への情報提供に関する専門の事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十条第一項中「三課」の下に「及び管理官」を加え、同条に次の一項を加える。

3　管理官は、命を受けて、人事管理に関する専門の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第百十七条第一項中「三課」の下に「及び管理官」を加え、同条に次の一項を加える。

3　管理官は、命を受けて、人事管理に関する専門の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条　削除

第二百八十四条の三（見出しを含む。）中「及び動物用医薬品再評価専門官」を「、動物用医薬品再評価専門官及び動物用医薬品国際技術専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

5　動物用医薬品国際技術専門官は、命を受けて、動物用医薬品の検査に係る国際的な基準の設定に関する専門技術上の事項についての企画及び調整並びに資料の収集及び整理を行う。

第二百九十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　植物検疫及び病害虫防除技術に関する講習に関すること。

第二百九十三条第二項中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改める。

第二百九十五条を次のように改める。

（統括植物検疫官）

第二百九十五条　業務部に統括植物検疫官を置く。

2　統括植物検疫官は、前条各号に掲げる事務を行う。

第二百九十六条第四号を次のように改める。

四　植物の病害虫の危険性の評価及び植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置の決定に関する調査研究に関すること。

第二百九十六条に次の一号を加える。

五　植物の病害虫の同定及びその方法の指導に関すること。

第二百九十七条を次のように改める。

（統括調査官及び統括同定官）

第二百九十七条　調査研究部に統括調査官及び統括同定官を置く。

2　統括調査官は、前条第一号から第四号までに掲げる事務を行う。

3　統括同定官は、前条第五号に掲げる事務を行う。

第二百九十八条第一項を次のように改める。

名古屋植物防疫所に庶務課を置く。

第二百九十八条第二項第五号並びに同条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（統括植物検疫官）

第二百九十八条の二　名古屋植物防疫所に統括植物検疫官を置く。

2　統括植物検疫官は、第二百九十四条各号に掲げる事務を行う。

第三百三条を次のように改める。

（統括植物検疫官）

第三百三条　業務部に統括植物検疫官を置く。

2　統括植物検疫官は、第二百九十四条各号及び第二百九十六条第一号に掲げる事務を行う。

第三百四条第一項を次のように改める。

門司植物防疫所に庶務課を置く。

第三百四条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（統括植物検疫官）

第三百四条の二　門司植物防疫所に統括植物検疫官を置く。

2　統括植物検疫官は、第二百九十四条各号に掲げる事務を行う。

第三百五条第一項を次のように改める。

那覇植物防疫事務所に庶務課を置く。

第三百五条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（統括植物検疫官）

第三百五条の二　那覇植物防疫事務所に統括植物検疫官を置く。

2　統括植物検疫官は、第二百九十四条各号に掲げる事務を行う。

○厚生省労働省令第二号

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三の規定に基づき、社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

厚生大臣　菅　直人
労働大臣　永井　孝信

社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第五十三号を第五十四号とし、第四十五号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）に係る申請等

第十三条第一項の委託募集の届出

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

4　前項に規定する者に対する食品衛生法第十九条の十二の規定の適用については、平成九年五月二十三日までの間は、新施行規則第十八条の五第一項第一号及び第二項第一号中「別表第九」とあるのは、「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第三十三号）の施行の際現に受けていた指定の区分に係る同令による改正前の食品衛生法施行規則別表第九」とする。

5　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

6　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成九年十一月三十日までに製造され、加工され、若しくは輸入される乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品に係る表示については、第二条の規定による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（栄養改善法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）第二条の規定による改正前の栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）第十二条第一項又は第十七条の二第一項の規定による許可又は承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品に係る表示については、第三条の規定による改正後の栄養改善法施行規則第九条及び様式第三号から様式第三号の四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の栄養改善法施行規則様式第四号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の栄養改善法施行規則様式第四号の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、食品衛生法施行規則第五条の改正規定中「第十一項及び第十二項」を「第十項及び第十一項」に改める。

様式第三号の二を次のように改める。
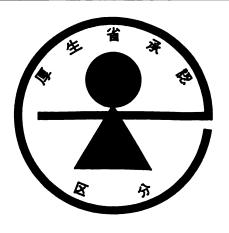
様式第三号の二（第九条関係）

様式第三号の二の次に次のように加える。

様式第三号の三（第九条関係）

備考：区分欄には、乳児用食品にあつては「乳児用食品」と、幼児用食品にあつては「幼児用食品」と、妊産婦用食品にあつては「妊産婦用食品」と、病者用食品にあつては「病者用食品」と、その他の特別の用途に適する食品にあつては、当該特別の用途を記載すること。

様式第三号の四（第九条関係）

厚生省承認
特定保健用食品

様式第四号中「第16条（同法第17条の2」を「第13条（同法第15条第2項及び第17条の2第3項」に改める。

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）

第四条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成七年厚生省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の㈠の(1)の改正規定中「化学的合成品」を「添加物」に改める。

（厚生省組織規程の一部改正）

第五条　厚生省組織規程（昭和五十九年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第十九条第二項中「第四十四条第六号、第七号、第十号及び第十一号」を「第四十四条第七号、第八号、第十一号及び第十二号」に改める。

第百九条中「第十七条の二の」を「第十五条の」に、「第十六条（同法第十七条の二第二項」を「第十三条（同法第十五条第二項及び第十七条の二第三項」に、「特殊栄養食品」を「食品」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成八年五月二十四日から施行する。

（食品衛生法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成九年十一月三十日までに製造され、加工され、若しくは輸入される食品又は添加物に係る表示については、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行規則（以下「新施行規則」という。）第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けている者に対する新施行規則第十八条の八第四号及び第十八条の十二第一項の規定の適用については、平成九年五月二十三日までの間は、新施行規則第十八条の八第四号中「製品検査部門責任者、検査区分責任者、検査員及び信頼性確保部門責任者」とあるのは「検査員」と、新施行規則第十八条の十二第一項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第八号までに掲げる事項」とする。

3　この省令の施行の際現に食品衛生法第十五条第一項の指定を受けている者（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条の三第一項に掲げるものの検査を行う者を除く。）は、新施行規則別表第九の第一欄の同項に掲げるものの理化学的検査を行う者の区分により同法第十五条第一項の指定を受けた者とみなす。

(五) 製品の総合衛生管理製造過程につき、製品等の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書が作成されていること。

(六) 次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書が作成されていること。

(1) (二)の(2)の確認に関する事項
(2) (三)の改善措置に関する事項
(3) (四)の衛生管理の方法に関する事項
(4) (五)の検証に関する事項

(七) 製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる業務（(八)に規定する業務を除く。）を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。

(1) (二)の(2)の措置及び確認が適切になされていることを点検し、その記録を作成すること。
(2) (二)の(2)の確認に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。
(3) その他必要な業務

(八) (五)の検証につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。

(1) 製品等の試験を行うこと。
(2) (1)の試験に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。
(3) その他必要な業務

（栄養改善法施行規則の一部改正）

第三条　栄養改善法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」を「栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号。以下「法」という。）」に改める。

第八条の見出し中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改め、同条第一項第一号中「の場合は」を「にあつては」に、同項第四号中「エネルギー量」を「熱量」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示をする食品（以下「特別用途食品」という。）のうち、」を削り、「標示」を「表示」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に改め、「及び「同条同項」」を削り、同条第三項中「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第四項中「第十七条の二第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第八条の二中「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第九条の見出しを「（特別用途食品の表示事項等）」に改め、同条第一項第三号中「標示」を「表示」に改め、同項第五号中「の場合は」を「にあつては」に改め、同項第六号中「別記様式第三号」の下に「（特定保健用食品にあつては、別記様式第三号の二）」を加え、同項第七号中「標示」を「表示」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「特別用途食品にあつては、」を削り、「エネルギー量」を「熱量」に改め、同項第八号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「の場合は」を「にあつては」に改め、同号を同項第十一号とし、同条第二項中「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に、「標示」を「表示」に、「別記様式第三号に」を「別記様式第三号（特定保健用食品にあつては、別記様式第三号の二）に」に、「別記様式第三号の二」を「別記様式第三号の三（特定保健用食品にあつては、別記様式第三号の四）」に、「第九号及び第十二号」を「第八号及び第十一号」に改め、同条第三項中「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に、「標示」を「表示」に改め、「邦文で」の下に「当該食品の容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装若しくは包装の見やすい場所又はこれに添付する文書に」を加える。

第十条の見出しを「（食品の収去証）」に改め、同条中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項及び第十七条の二第三項」に、「特殊栄養食品」を「食品」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（法第十七条第一項の厚生省令で定める栄養成分）

第十一条　法第十七条第一項の厚生省令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一　たんぱく質
二　脂質
三　炭水化物
四　亜鉛、カリウム、カルシウム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びリン
五　ナイアシン、ビタミンA、ビタミンB_1、ビタミンB_2、ビタミンB_6、ビタミンB_{12}、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸

（法第十七条第二項の厚生省令で定める栄養成分）

第十二条　法第十七条第二項第二号の厚生省令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一　たんぱく質
二　食物繊維
三　カルシウム及び鉄
四　ナイアシン、ビタミンA、ビタミンB_1、ビタミンB_2、ビタミンC及びビタミンD

2　法第十七条第二項第三号の厚生省令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一　脂質
二　糖類（単糖類又は二糖類であつて、糖アルコールでないものに限る。）
三　ナトリウム

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第九条関係）

備考：区分欄には、乳児用食品にあつては「乳児用食品」と、幼児用食品にあつては「幼児用食品」と、妊産婦用食品にあつては「妊産婦用食品」と、病者用食品にあつては「病者用食品」と、その他の特別の用途に適する食品にあつては、当該特別の用途を記載すること。

2　前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
一　別表の三　乳等の総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準の部㈠から㈥までに規定する文書
二　別表の三　乳等の総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準の部㈡の(2)の措置の効果に関する資料
三　別表の三　乳等の総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準の部㈣に規定する文書に基づく製品等の試験の成績に関する資料

第五条　乳等の法第七条の三第四項の変更の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出することによつて行うものとする。
一　前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
二　現に受けている承認の番号及びその年月日
2　前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
一　前条第二項第一号の文書及び同項第二号の資料のうち、変更しようとする事項に係るもの（同項第一号の文書にあつては、当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）
二　前条第二項第三号の資料

第六条　削除

第七条第九項中「ができ、化学的合成品以外の添加物（同規則別表第二に掲げる品名と同一の品名を有するものを除く。第十項において同じ。）を含む食品にあつては、当該添加物につき同規則第二十五条の三の報告があつたときから同規則第五条第一項第一号イに基づき厚生大臣が品名を定めるまでの間に製造し、加工し、又は輸入されるものに限り、当該添加物を含む旨の表示を省略すること」を削り、同条第十項第三号を削る。

別表の二の㈠の(1)中「抗菌性物質（」を削り、「化学的合成品」の下に「（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）」を加え、「に限る。）」を削る。

別表中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　乳等の総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準
㈠　製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる文書が作成されていること。
(1)　製品の名称及び種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書
(2)　製造又は加工に用いる機械器具の性能その他必要な事項を記載した製造又は加工の工程に関する文書
(3)　施設設備の構造、製品等の移動の経路その他必要な事項を記載した施設の図面
㈡　製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げるところにより定められた事項を記載した文書が作成されていること。
(1)　製品につき発生するおそれのあるすべての食品衛生上の危害について、当該危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害の発生を防止するための措置を定めるとともに、当該措置に係る物質が次の表の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる危害の原因となる物質を含まない場合にあつては、その理由を明らかにすること。

食品の区分	食品衛生上の危害の原因となる物質
牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、部分脱脂乳、脱脂乳及び加工乳並びにクリーム	一　異物 二　エルシニア・エンテロコリチカ 三　黄色ブドウ球菌 四　カンピロバクター・ジエジユニ及びカンピロバクター・コリ 五　抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質 六　殺菌剤 七　サルモネラ属菌 八　洗浄剤 九　病原大腸菌 十　腐敗微生物 十一　リステリア・モノサイトゲネス
アイスクリーム類	一　アフラトキシン（ナッツ類を原材料として用いる場合に限る。） 二　異物 三　エルシニア・エンテロコリチカ 四　黄色ブドウ球菌 五　カンピロバクター・ジエジユニ及びカンピロバクター・コリ 六　抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質 七　殺菌剤 八　サルモネラ属菌 九　洗浄剤 十　添加物（法第七条第一項の規定により使用の方法の基準が定められたものに限る。） 十一　病原大腸菌 十二　腐敗微生物 十三　リステリア・モノサイドゲネス
無糖れん乳、無糖脱脂れん乳、はつ酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料	一　異物 二　エルシニア・エンテロコリチカ 三　黄色ブドウ球菌 四　カンピロバクター・ジエジユニ及びカンピロバクター・コリ 五　抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質 六　殺菌剤 七　サルモネラ属菌 八　洗浄剤 九　添加物（法第七条第一項の規定により使用の方法の基準が定められたものに限る。） 十　病原大腸菌 十一　腐敗微生物 十二　リステリア・モノサイトゲネス

(2)　(1)の措置のうち、製品に係る食品衛生上の危害の発生を防止するため、その実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするものを定めること。
(3)　(2)の確認の方法を定めること。
㈢　㈡の(2)の確認により㈡の(2)の措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずるべき改善措置の方法を記載した文書が作成されていること。
㈣　製品の総合衛生管理製造過程に係る衛生管理の方法につき、施設設備の衛生管理、従事者の衛生教育その他必要な事項に関する方法を記載した文書が作成されていること。

令第一条の四第一項に掲げるものの細菌学的検査を行う者	一　化学天びん 二　冷蔵庫 三　ディープフリーザー 四　純水装置 五　湯せん器 六　恒温乾燥器 七　遠心器 八　ホモジナイザー 九　双眼顕微鏡 十　位相差顕微鏡 十一　高圧滅菌器 十二　間けつ滅菌器 十三　乾熱滅菌器 十四　ふ卵器 十五　恒温槽 十六　嫌気培養装置 十七　メンブランフィルター装置 十八　コロニーカウンター	次の各号のいずれかに該当すること。 一　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程又は生物学若しくは農林生物学の課程若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三　厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者であること。	四名

別表第十一の令第一条の四第一項に掲げるものの検査を行う者の項中「第一条の四第一項」を「第一条の五第一項」に改め、同表の令第一条の四第一項第一号に掲げるものの理化学的検査並びに同項第二号及び第三号に掲げるものの検査を行う者の項、令第一条の四第一項第一号に掲げるものの細菌学的検査を行う者の項及び令第一条の四第一項第一号に掲げるものの動物を用いる検査を行う者の項中「第一条の四第一項第一号」を「第一条の五第一項第一号」に改める。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二（第十八条の六関係）

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
機械器具保守管理標準作業書	一　機械器具の名称 二　常時行うべき保守点検（計器にあつては、校正を含む。）の方法 三　定期的な保守点検に関する計画 四　故障が起こつた場合の対応（測定中に故障が起こつた場合にあつては、試験品の取扱いを含む。）の方法 五　機械器具の保守管理に関する記録の帳簿への記載要領 六　作成及び改定年月日
試薬等管理標準作業書	一　試薬、試液、培地、標準品、標準液及び標準微生物の株（以下「試薬等」という。）の容器にすべき表示の方法 二　試薬等の管理に関する注意事項 三　試薬等の管理に関する記録の帳簿への記載要領 四　作成及び改正年月日
動物飼育管理標準作業書	一　動物飼育室の管理の方法 二　動物の受領に当たつての注意事項 三　動物の飼育の方法 四　動物の健康観察の方法 五　疾病にかかり、又はその疑いのある動物の取扱いの方法 六　動物の飼育に関する記録の帳簿への記載要領 七　作成及び改定年月日
試験品取扱標準作業書	一　試験品の採取、搬送及び受領に当たつての注意事項 二　試験品の管理の方法 三　試験品の管理に関する記録の帳簿への記載要領 四　作成及び改定年月日
製品検査実施標準作業書	一　製品検査の項目 二　製品の名称 三　製品検査の実施の方法 四　試薬等の選択及び調製の方法 五　細菌学的検査にあつては、標準微生物の株の取扱いの方法 六　試料の調製の方法 七　製品検査に用いる機械器具の操作の方法 八　製品検査に当たつての注意事項 九　製品検査により得られた値の処理の方法 十　製品検査に関する記録の帳簿への記載要領 十一　作成及び改定年月日

備考
一　動物飼育管理標準作業書は、動物を用いる検査を行う者に限つて作成すること。
二　製品検査実施標準作業書は、製品検査の項目ごとに作成すること。

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）

第二条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する成分規格及び製造等の方法の基準」の下に「、法第七条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準並びに同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する承認の申請手続」を加える。

第三条中「製造等の方法の基準」の下に「、法第七条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法の基準」を加える。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条　乳等の法第七条の三第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出することによつて行うものとする。
一　申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
二　製品の種類
三　乳処理場、特別牛乳搾取処理場又は乳製品製造所の名称及び所在地
四　製品の総合衛生管理製造過程の大要

令第一条の三第一項第一号に掲げるものの細菌学的検査を行う者	一　化学天びん 二　冷蔵庫 三　ディープフリーザー 四　純水装置 五　湯せん器 六　恒温乾燥器 七　遠心器 八　ホモジナイザー 九　双眼顕微鏡 十　位相差顕微鏡 十一　高圧滅菌器 十二　間けつ滅菌器 十三　乾熱滅菌器 十四　ふ卵器 十五　恒温槽 十六　嫌気培養装置 十七　コロニーカウンター	次の各号のいずれかに該当すること。 一　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程若しくは生物学若しくは農林生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三　厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者であること。	四名

別表第十を次のように改める。

別表第十（第十八条の五関係）

令第一条の四第一項に掲げるものの検査を行う者	一　化学天びん 二　冷蔵庫 三　ディープフリーザー 四　純水装置 五　湯せん器 六　恒温乾燥器 七　遠心器 八　電気炉 九　ホモジナイザー 十　フラクションコレクター 十一　ガラス電極水素イオン濃度測定器 十二　紫外線鑑別装置 十三　比重計 十四　比色計 十五　ガスクロマトグラフ 十六　原子吸光分光光度計 十七　分光光度計 十八　薄層クロマトグラフ	次の各号のいずれかに該当すること。 一　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程又は応用化学の課程若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三　厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者であること。 四　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程若しくは生物学若しくは農林生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 五　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。	第三欄の第一号から第三号までのいずれかに該当する者四名及び第四号から第六号までのいずれかに該当する者四名
	十九　ペーパークロマトグラフ 二十　双眼顕微鏡 二十一　位相差顕微鏡 二十二　高圧滅菌器 二十三　間けつ滅菌器 二十四　乾熱滅菌器 二十五　ふ卵器 二十六　恒温槽 二十七　嫌気培養装置 二十八　メンブランフィルター装置 二十九　コロニーカウンター	六　厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者であること。	
令第一条の四第一項に掲げるものの理化学的検査を行う者	一　化学天びん 二　冷蔵庫 三　ディープフリーザー 四　純水装置 五　湯せん器 六　恒温乾燥器 七　遠心器 八　電気炉 九　ホモジナイザー 十　フラクションコレクター 十一　ガラス電極水素イオン濃度測定器 十二　紫外線鑑別装置 十三　比重計 十四　比色計 十五　ガスクロマトグラフ 十六　原子吸光分光光度計 十七　分光光度計 十八　薄層クロマトグラフ 十九　ペーパークロマトグラフ	次の各号のいずれかに該当すること。 一　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程又は応用化学の課程若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三　厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者であること。	四名

	食品（食肉製品を除く。）を気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの（缶詰食品及び瓶詰食品を除く。） 植物性たん白 大豆 でん粉（タピオカでん粉を除く。） 動物性油脂（魚及び海せいほ乳動物の油脂を除く。） アルミニウム製、ステンレス製、無色のガラス製又は合成樹脂製以外の器具又は容器包装	
三	次の食品等であつて、第十五条第三項に規定する輸入計画を記載した輸入届出書の提出前から継続的に輸入され、かつ、当該提出の日前三年間に同一食品等が同項各号に該当したことがないもの。 あん類 一時的に貯蔵した果実及び果皮 いつたコーヒー豆又はそれをひいたもの 魚又は海せいほ乳動物の油脂 海藻 カカオ豆（いつたものを除く。） 加熱後摂取冷凍食品 原料用果汁 穀物、豆類又はいも類の粉 ココア製品（粉末清涼飲料を除く。） コーヒー豆（いつたものを除く。） コンニャク 食塩 植物性クリーミングパウダー 植物性油脂 ショートニング 茶 チョコレート 糖類 煮豆 マーガリン めん類 冷凍果実（製造し、又は加工した果実を凍結させたものを除く。） 冷凍野菜（製造し、又は加工した野菜を凍結させたものを除く。） 別表第二に掲げる添加物以外の添加物（法第七条第一項の規定により基準又は規格が定められているものを除く。） 合成樹脂製の器具又は容器包装	輸入届出書を提出した日から一年間

別表第九の令第一条の二第一項に掲げるものの検査を行なう者の項第一欄中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二欄中「湯煎器」を「湯せん器」に、

「二十一　ポーラログラフ
二十二　薄層クロマトグラフ
二十三　ペーパークロマトグラフ
二十四　双眼顕微鏡
二十五　位相差顕微鏡
二十六　高圧滅菌器
二十七　間けつ滅菌器
二十八　乾熱滅菌器
二十九　ふ卵器
三十　恒温槽
三十一　嫌気培養装置
三十二　コロニーカウンター」

を

「二十一　薄層クロマトグラフ
二十二　ペーパークロマトグラフ
二十三　双眼顕微鏡
二十四　位相差顕微鏡
二十五　高圧滅菌器
二十六　間けつ滅菌器
二十七　乾熱滅菌器
二十八　ふ卵器
二十九　恒温槽
三十　嫌気培養装置
三十一　コロニーカウンター」

に改め、同項第三欄中「一に」を「いずれかに」に改め、同表の令第一条の二第一項第三号イに掲げるものの検査を行なう者の項及び令第一条の二第一項第三号ロに掲げるものの検査を行なう者の項を次のように改める。

令第一条の三第一項に掲げるものの理化学的検査を行う者	一　化学天びん 二　冷蔵庫 三　ディープフリーザー 四　純水装置 五　湯せん器 六　恒温乾燥器 七　遠心器 八　電気炉 九　ホモジナイザー 十　フラクションコレクター 十一　ガラス電極水素イオン濃度測定器 十二　紫外線鑑別装置 十三　比重計 十四　比色計 十五　水蒸気蒸留装置 十六　滴定装置 十七　アッベ屈折計 十八　ガスクロマトグラフ 十九　原子吸光分光光度計 二十　分光光度計 二十一　薄層クロマトグラフ 二十二　ペーパークロマトグラフ	次の各号のいずれかに該当すること。 一　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程又は応用化学の課程若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三　厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者であること。	四名

この証票を携帯する者は、食品衛生法又は栄養改善法により臨検検査又は収去をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法抜粋

第十七条　厚生大臣、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

第十九条　第十七条第一項に規定する当該職員の職務及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に食品衛生監視員を置く。

食品衛生監視員は、官吏又は都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区の吏員の中から、厚生大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、これを命ずる。

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、政令の定めるところにより、食品衛生監視員に営業施設等の監視等について、監視又は指導を行わせなければならない。

前三項に定めるものの外、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

栄養改善法抜粋

（特別用途食品の検査及び収去）

第十三条　厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特別用途食品を収去させることができる。

2　前項の規定により当該職員が立入検査又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する当該職員の職権は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条（食品衛生監視員）に規定する食品衛生監視員が行う。

（特別用途表示の承認）

第十五条　本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、厚生大臣の承認を受けることができる。

2　第十二条第二項から第四項までの規定は前項の承認について、前条の規定は同項の承認に係る食品について、第十三条の規定は同項の承認を受けて特別用途表示をする者について準用する。この場合において、第十二条第二項中「その営業所所在地の都道府県知事を経由して厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と、第十三条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条中「同条第四項」とあるのは「第十五条第二項において準用する第十二条第四項」と読み替えるものとする。

（指示等）

第十七条の二　厚生大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をすることができる。

2　厚生大臣は、前項の指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

3　第十三条の規定は、販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの（特別用途食品及び第十五条の承認に係る食品を除く。）について準用する。

様式第七号中「第十八条の六」を「第十八条の七」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「第十八条の七」を「第十八条の八」に改める。

様式第十号中「第十八条の八」を「第十八条の九」に改める。

様式第十一号中「第十八条の九」を「第十八条の十」に改める。

様式第十二号中「第十八条の十」を「第十八条の十一」に改める。

様式第十三号中「第十八条の十二」を「第十八条の十三」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第四条関係）

食品の区分	食品衛生上の危害の原因となる物質
食肉製品	一　アフラトキシン（香辛料を原材料として用いる場合に限る。）
	二　異物
	三　黄色ブドウ球菌
	四　カンピロバクター・ジェジュニ及びカンピロバクター・コリ
	五　クロストリジウム属菌
	六　抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質
	七　殺菌剤
	八　サルモネラ属菌
	九　セレウス菌
	十　洗浄剤
	十一　旋毛虫
	十二　腸炎ビブリオ（魚介類又はその加工品を原材料として用いる場合に限る。）
	十三　添加物（法第七条第一項の規定により使用の方法の基準が定められたものに限る。）
	十四　内寄生虫用剤及びホルモン剤（法第七条第一項の規定により食肉の成分に係る規格として、その物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度が定められたものに限る。）
	十五　病原大腸菌
	十六　腐敗微生物

別表第六の四の第一項中「輸入届書」を「輸入届出書」に改め、同表の第二項及び第三項を次のように改める。

二	エチルアルコール 大麦 缶詰食品又は瓶詰食品（食肉製品及び果実酒を除く。） 原酒（果実酒の原酒を除く。） こうりやん ごま 小麦 米 蒸留酒	輸入届出書を提出した日から一年間

第五条第一項第一号中「第十三項」を「第十二項」に改め、同号イ中「添加物として用いられる化学的合成品」を「別表第二に掲げる添加物」に改め、「及び化学的合成品以外の添加物であつて別表第二に掲げる品名と同一の品名を有するもの（別表第四に掲げるものを除く。）」を削り、「品名、その他の添加物（別表第四に掲げるものを除く。）にあつては、厚生大臣が定める品名」を「名称に限る。」に改め、同号ニ中「。第十項において同じ。」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる食品又は添加物」を「別表第三第十号ヘに掲げる食品」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第十項を削り、同条第十一項中「及び化学的合成品以外の添加物を含む食品（当該添加物につき第二十五条の三の報告があつたときから第一項第一号イに基づき厚生大臣が品名を定めるまでの間に製造し、加工し、又は輸入されるものに限る。）」を削り、同条第十二項第四号を削る。

第十一条中「第一条第三項」を「第一条の二第三項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十三条中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条第一号中「の場合は」を「にあつては」に、「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改める。

第十四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「の場合は」を「にあつては」に、「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、同条第二項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十四条の四中「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に、「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に、「第一条の四第二項」を「第一条の五第二項」に、「第一条第一項」を「第一条の二第一項」に改める。

第十五条第一項第三号中「化学的合成品以外の添加物」を「一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるもの」に改め、同項第五号中「化学的合成品」を「添加物」に改め、「もの」の下に「及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるもの」を加える。

第十五条の二第一項中「第一条の五第二項」を「第一条の六第二項」に改める。

第十八条の四第四号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　第十八条の六第一号から第三号までに規定する者の氏名

第十八条の四中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十八条の六第八号に規定する標準作業書及び同条第九号から第十二号までに規定する文書

第十八条の五第一項第二号を次のように改める。

二　法第十五条第二項の指定　別表第十の第一欄の区分ごとに同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備

第十八条の五第二項第二号を次のように改める。

二　法第十五条第二項の指定　別表第十の第一欄の区分ごとに同表の第三欄に掲げる条件及び同表の第四欄に掲げる数

第十八条の十二を第十八条の十三とし、第十八条の十一第一項第一号中「の場合は」を「にあつては」に、「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、同項第三号、第四号及び第六号中「行なつた」を「行つた」に改め、同項に次の三号を加える。

九　第十八条の六第三号ニの規定により帳簿に記載すべきこととされている記録

十　第十八条の六第八号の規定により作成された標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている記録

十一　第十八条の六第十二号の研修に関する記録

第十八条の十一第二項中「法第十九条の十四の」を削り、同条を第十八条の十二とする。

第十八条の十を第十八条の十一とし、第十八条の九を第十八条の十とし、第十八条の八を第十八条の九とし、第十八条の七第二項第四号中「検査員」を「製品検査部門責任者、検査区分責任者、検査員及び信頼性確保部門責任者」に改め、同条を第十八条の八とする。

第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五の次に次の一条を加える。

第十八条の六　法第十九条の四第三号の厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　製品検査の実施に係る部門（以下この条において「製品検査部門」という。）につき、次に掲げる業務を行う者（以下この条及び第十八条の八において「製品検査部門責任者」という。）が置かれていること。

イ　製品検査部門の業務を統括すること。

ロ　第三号ニの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について改善措置を講ずること。

ハ　その他必要な業務

二　製品検査部門につき、それぞれ理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査の区分ごとに、製品検査について第八号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることの確認その他必要な業務を行う者（以下この条及び第十八条の八において「検査区分責任者」という。）が置かれていること。

三　製品検査の信頼性の確保に係る部門（以下この条において「信頼性確保部門」という。）につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下この条及び第十八条の八において「信頼性確保部門責任者」という。）が置かれていること。

イ　第九号の文書に基づき、製品検査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

ロ　第十号の文書に基づき、精度管理（検査員の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下この条において同じ。）を行うこと。

ハ　第十一号の文書に基づき、外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。）を定期的に受けるための事務を行うこと。

ニ　イの内部点検、ロの精度管理及びハの外部精度管理調査の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）を製品検査部門責任者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第十九条の十四の帳簿（第十八条の十二及び別表第十二において単に「帳簿」という。）に記載すること。

ホ　その他必要な業務

四　信頼性確保部門が、製品検査部門から独立していること。

五　製品検査部門責任者及び信頼性確保部門責任者が指定の申請をしようとする者の役員であること。

六　製品検査部門責任者及び検査区分責任者が、検査員を兼ねていないこと。

七　信頼性確保部門責任者及び第三号の規定により指定を受ける者が、製品検査部門責任者、検査区分責任者及び検査員を兼ねていないこと。

八　別表第十二に定めるところにより、標準作業書が作成されていること。

九　製品検査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書が作成されていること。

十　精度管理の方法を記載した文書が作成されていること。

十一　外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書が作成されていること。

十二　信頼性確保部門責任者及び第三号の規定により指定を受ける者の研修の計画を記載した文書が作成されていること。

第二十五条の三を削る。

第二十六条の五の表中第二十五条の三の項を削る。

第二十六条の六の表中第二十五条の三の項を削る。

様式第二号中「第十七条」を「第17条」に、「基き」を「基づき」に改め、同様式の備考の1中「A列6番」を「A列5番又はA列6番」に改め、同様式の備考の3及び4を次のように改める。

3　この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。

4　乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所轄庁印及び㊞を省略するとともに、「収去証」を「収去証控」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

様式第三号の裏面を次のように改める。

を行う旨の届出をし、かつ、厚生大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。

ホ 当該民法法人の前事業年度を通じて、当該民法法人がその特殊関係者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給その他財産の運用及び事業の収入支出に関して特別の利益を与えていないと認められるものであり、かつ、当該民法法人がその特殊関係者（ロの(5)、(6)又は(7)に規定する使用人のうち当該民法法人の役員でない者を除く。）に支給する給与の合計額が当該民法法人の役員及び使用人に支給する給与の合計額の四分の一に相当する金額以下のものであること。

二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定に基づく健康診断、予防接種及び医療（以下この号において「医療等」という。）を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。以下この号において「医学的研究」という。）を行う民法法人（前号イ、ロ及びホに掲げる要件に該当するものに限る。）のうち、法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの又はその支部であるものであって、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第百六号。以下「法」という。）第二条、第二条の二又は第三条の規定により国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受けて開設する医療機関（以下「特定医療機関」という。）において医療等及び医学的研究を行おうとするものであること。

三 専ら学術の研究を行う民法法人（第一号イ、ロ及びホに掲げる要件に該当するものに限る。）であって、特定医療機関において当該研究に付随して医療保健業を行おうとするものであること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第三十三号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）の施行に伴い、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条の三第二項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の四第二号及び第三号、第十九条の六第二項並びに第十九条の十四並びに栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）第十二条第四項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十七条第一項並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、並びに食品衛生法を実施するため、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十三日 厚生大臣 菅 直人

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第一条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「害う虞のない化学的合成品」を「損なうおそれのない添加物」に、「通り」を「とおり」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 法第七条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる文書が作成されていること。

イ 製品の名称及び種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書

ロ 製造又は加工に用いる機械器具の性能その他必要な事項を記載した製造又は加工の工程に関する文書

ハ 施設設備の構造、製品等の移動の経路その他必要な事項を記載した施設の図面

二 製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げるところにより定められた事項を記載した文書が作成されていること。

イ 製品につき発生するおそれのあるすべての食品衛生上の危害について、当該危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害の発生を防止するための措置を定めるとともに、当該措置に係る物質が別表第二の二の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる危害の原因となる物質を含まない場合にあっては、その理由を明らかにすること。

ロ イの措置のうち、製品に係る食品衛生上の危害の発生を防止するため、その実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするものを定めること。

ハ ロの確認の方法を定めること。

三 前号ロの確認により同号ロの措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずるべき改善措置の方法を記載した文書が作成されていること。

四 製品の総合衛生管理製造過程に係る衛生管理の方法につき、施設設備の衛生管理、従事者の衛生教育その他必要な事項に関する方法を記載した文書が作成されていること。

五 製品の総合衛生管理製造過程につき、製品等の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書が作成されていること。

六 次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書が作成されていること。

イ 第二号ロの確認に関する事項

ロ 第三号の改善措置に関する事項

ハ 第四号の衛生管理の方法に関する事項

ニ 前号の検証に関する事項

七 製品の総合衛生管理製造過程につき、次に掲げる業務（次号に規定する業務を除く。）を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。

イ 第二号ロの措置及び確認が適切になされていることを点検し、その記録を作成すること。

ロ 第二号ロの確認に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。

ハ その他必要な業務

八 第五号の検証につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者が置かれていること。

イ 製品等の試験を行うこと。

ロ イの試験に用いる機械器具の保守管理（計器の校正を含む。）を行い、その記録を作成すること。

ハ その他必要な業務

第一章中第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 法第七条の三第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出することによって行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 製品の種類

三 製造所又は加工所の名称及び所在地

四 製品の総合衛生管理製造過程の大要

前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

一 前条第一号から第六号までに規定する文書

二 前条第二号ロの措置の効果に関する資料

三 前条第五号に規定する文書に基づく製品等の試験の成績に関する資料

第四条の三 法第七条の三第四項の変更の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出することによって行うものとする。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 現に受けている承認の番号及びその年月日

前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

一 前条第二項第一号の文書及び同項第二号の資料のうち、変更しようとする事項に係るもの（同項第一号の文書にあっては、当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

二 前条第二項第三号の資料

○厚生省令第三十二号

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第一条及び第三条の規定に基づき、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令第三条に規定する無償又は減額した価額で譲渡することができる土地の面積の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十二日

厚生大臣　菅　直人

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令第三条に規定する無償又は減額した価額で譲渡することができる土地の面積の算定に関する省令の一部を改正する省令

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令第三条に規定する無償又は減額した価額で譲渡することができる土地の面積の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行規則

本則を第二条とし、同条を次のように改める。

（令第三条に規定する無償又は減額した価額で譲渡することができる土地の面積の限度）

第二条　国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令第三条に規定する無償又は減額した価額で譲渡することができる土地の面積の限度は、第一号に掲げる建物の建築面積を第二号に掲げる建物の建築面積で除して得た数（以下「調整率」という。）が一以上である場合は、第二号に掲げる建物であって厚生大臣が必要と認めたものの建築面積の合計の六倍とし、調整率が一未満である場合は、第二号に掲げる建物であって厚生大臣が必要と認めたものの建築面積の合計に調整率を乗じたものの六倍とする。

一　公的医療機関の開設者等が譲渡を受ける国立病院等の用に供されている建物（看護婦養成所及び准看護婦養成所並びにこれらに入所している学生及び生徒のための寄宿舎並びに看護婦その他の職員のための宿舎を除く。）

二　国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受ける公的医療機関の開設者等が開設する医療機関（法第二条第一項に規定する特定整備施設を含む。）の用に供しようとする建物

第二条の前に次の一条を加える。

（令第一条に規定する厚生省令で定める要件）

第一条　国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第一条に規定する厚生省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次に掲げる要件のすべてに該当する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「民法法人」という。）であること。

イ　主務大臣又は都道府県知事の許可を受けた当該民法法人の定款又は寄附行為に、当該民法法人が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）のうち当該民法法人と類似する目的をもつものに帰属する旨の定めがあること。

ロ　次に掲げる者（以下「特殊関係者」という。）のうち当該民法法人の役員となるものの数が当該民法法人の役員の総数の二分の一未満であること。

(1)　当該民法法人に対して、財産を無償で提供した者、財産を譲渡（当該譲渡が業としてされた場合を除く。）した者又は医療施設を貸与している者

(2)　当該民法法人の行う医療保健業が個人又は法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の行っていた医療保健業を継承したと認められる場合には、当該個人又は法人の行っていた医療保健業を主宰していたと認められる者

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の相続人及び当該相続人の相続人

(4)　(1)、(2)又は(3)に掲げる者の親族及び当該親族の配偶者

(5)　(1)、(2)又は(3)に掲げる者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び(1)、(2)又は(3)に掲げる者（(1)に掲げる者にあっては、個人である場合に限る。）の使用人（(1)、(2)又は(3)に掲げる者の使用人であった者で当該民法法人の事業に従事するためこれらの者の使用人でなくなったと認められるものを含む。）

(6)　(1)に掲げる者が法人（国及び公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人をいう。）並びに公益法人等でその役員のうちその民法法人に対し(1)から(4)まで及び(7)に掲げる者と同様の関係にある者の数がその役員の総数の二分の一未満であるものを除く。）である場合には、その法人の役員又は使用人（その法人の役員又は使用人であった者で当該民法法人の事業に従事するためその法人の役員又は使用人でなくなったと認められる者を含む。）

(7)　(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる者の関係会社（(1)から(4)までに掲げる者の有するその会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合におけるその会社をいう。）の役員又は使用人（その関係会社の役員又は使用人であった者で当該民法法人の事業に従事するためその関係会社の役員又は使用人でなくなったと認められる者を含む。）

ハ　当該民法法人の前事業年度を通じて、当該民法法人が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ九第二項の規定により算定される額、同法第四十三条ノ十七第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第四十三条ノ六に規定する診療の程度以上であること。ただし、当該民法法人がニの(1)から(4)までに掲げる事項のすべてに該当するものであるときは、この限りでない。

ニ　当該民法法人が次の(1)から(3)までに掲げる事項のうちいずれかの事項及び(4)に掲げる事項に該当し、又は(5)に掲げる事項に該当すること。

(1)　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十二条各号に掲げる施設のすべてを有していること。

(2)　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十一条第二号若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第二号に規定する実地修練又は医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。

(3)　厚生大臣若しくは都道府県知事の指定する保健婦、助産婦、看護婦（准看護婦を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し五年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時三人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行っていること。

(4)　当該民法法人の前事業年度を通じて、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条若しくは第十六条に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定により算定される額及び同法第四十三条ノ十七第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の十分の一以上であること。

(5)　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十四条第一項の規定により同法第二条第三項第五号に掲げる事業

○厚生省令第二十九号

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第八条第五項並びに厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）第百八条第二項及び第百三十一条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

厚生大臣　菅　直人

厚生省組織規程の一部を改正する省令

厚生省組織規程（昭和五十九年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百九十三条の三」を「第二百九十三条の四」に、「第二百九十三条の四—第二百九十三条の八」を「第二百九十三条の五—第二百九十三条の九」に改める。

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（情報化推進企画官）

第六条の二　大臣官房政策課に、情報化推進企画官一人を置く。

2　情報化推進企画官は、上司の命を受けて、厚生省組織令第十九条第二号に規定する事務のうち情報化施策に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二十二条の五を第二十二条の六とし、第二十二条の四を第二十二条の五とし、第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（治験対策企画官）

第二十二条の三　薬務局審査課に、治験対策企画官一人を置く。

2　治験対策企画官は、上司の命を受けて、厚生省組織令第五十四条に規定する事務のうち医薬品の治験及び治験実施に当たつて必要とされる試験に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

第百五十六条第一項中「老化機構研究部」の下に「、分子遺伝学研究部、疫学研究部」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、他部の主管に属するものを除く。

第百五十六条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同項に次のただし書を加える。

ただし、他部の主管に属するものを除く。

第百五十六条中第三項を第五項とし、同項に次のただし書を加える。

ただし、他部の主管に属するものを除く。

第百五十六条第二項の次に次の二項を加える。

3　分子遺伝学研究部においては、老化機構の分子遺伝学的及び分子生物学的調査研究に関することをつかさどる。

4　疫学研究部においては、老化機構及び老年病の疫学的調査研究に関することをつかさどる。

第二百五十三条中「三課及び一室」を「四課」に、「庶務課 指導課 医務課 調査室」を「庶務課 調査課 指導課 医務課」に改める。

第二百五十七条を削り、第二百五十六条を第二百五十七条とし、第二百五十五条を第二百五十六条とし、第二百五十四条の次に次の一条を加える。

（調査課）

第二百五十五条　調査課においては、児童の入退所及び精神薄弱児の保護指導に関する調査研究並びに関係資料の収集、編さん及び頒布並びに精神薄弱児保護指導職員養成所に関することをつかさどる。

第二百九十一条中「一室」を「二室」に、「業務部」を「業務部 年金番号管理室」に改める。

第二百九十三条第一項中「、運用課及び記録課」を「及び運用課」に改め、同条第六項を削る。

第二百九十三条の八を第二百九十三条の九とし、第二百九十三条の三から第二百九十三条の七までを一条ずつ繰り下げ、第二百九十三条の二の次に次の一条を加える。

（年金番号管理室の分課及び事務）

第二百九十三条の三　年金番号管理室に、年金番号課及び記録課を置く。

2　年金番号課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　年金番号管理室の事務の連絡調整及び管理に関すること。

二　基礎年金番号の設定並びに基礎年金番号に係る記録の作成、整理及び保管に関すること。

三　基礎年金番号に関する事務に関する企画及び調整を行うこと。

3　記録課においては、厚生省組織令第百三十一条第一項第一号に規定する記録の作成、整理及び保管に関すること（年金番号課の主管に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、厚生省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

厚生大臣　菅　直人

厚生省定員規則の一部を改正する省令

厚生省定員規則（昭和四十四年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本省	五七、八八八人	八二五人	五八、七一三人
社会保険庁	九〇五人		九〇五人
合計	五八、七九三人	八二五人	五九、六一八人

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生省定員規則第一項の規定及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　本省及び社会保険庁別の行政機関職員定員令第一条に規定する定員（以下この項において「定員令第一条定員」という。）は、次の表の期間の欄に掲げる期間は、改正後の厚生省定員規則第一項の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

区分	期間	定員令第一条定員
本省	平成八年九月三十日までの間	五八、五二三人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五八、〇九七人
社会保険庁	平成八年十二月三十一日までの間	九〇七人

○厚生省令第三十一号

らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）の施行に伴い、優生保護法の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十六日

厚生大臣　菅　直人

優生保護法施行規則の一部を改正する省令

優生保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号㈠及び別記様式第十四号㈡中

「第4号様式 / 第5号様式（欄）」を

「第4号様式（欄）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

備考第三号中「岩手大学大学院連合農学研究科」の下に「、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科」を加え、「同大学大学院連合獣医学研究科」の下に「、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部省令第二十号

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第一条第六号の規定に基づき、教育公務員特例法施行令第一条の規定に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

教育公務員特例法施行令第一条の規定に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令の一部を改正する省令

教育公務員特例法施行令第一条の規定に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令（昭和五十年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七号中「大学院の」の下に「知識科学研究科長、」を加え、第二十八号中「及びバイオサイエンス研究科長」を「、バイオサイエンス研究科長及び物質創成科学研究科長」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部省令第二十一号

日本体育・学校健康センター法施行令（昭和六十年政令第三百三十一号）第五条第一項第一号の規定に基づき、日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令を次のように改める。

平成八年五月十七日

文部大臣　奥田　幹生

日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令

日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和六十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六万三千円」を「六万三千六百円」に、「三万千五百円」を「三万千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

○文部省令第二十二号

日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第二十一条第二項の規定に基づき、日本学術振興会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十九日

文部大臣　奥田　幹生

日本学術振興会法施行規則の一部を改正する省令

日本学術振興会法施行規則（昭和四十二年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「行ない」を「行い」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号の次に次の一号を加える。

二　学術の応用に関する研究を行うことに関する事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部省令第二十三号

日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第三十一条の規定に基づき、日本学術振興会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十九日

文部大臣　奥田　幹生

日本学術振興会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

日本学術振興会の財務及び会計に関する省令（昭和四十三年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　学術の応用に関する研究を行うことに関する事項

第十六条中「、業務報告書」を削る。

第十七条中「前条」を「法第二十五条第一項」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（附属明細書）

第十九条の二　法第二十五条第二項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　資本金の明細

二　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

三　国庫補助金の明細

四　主な費用及び収益の明細

第二十一条中「不動産及び時価百万円以上の動産」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　不動産

二　時価百万円以上の動産

三　特許権

四　実用新案権

五　その他文部大臣が指定する財産

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の日本学術振興会の財務及び会計に関する省令（以下「新令」という。）第七条の規定は、平成八年四月一日に始まる事業年度の事業計画から、新令第十六条、第十七条及び第十九条の二の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度の決算から適用する。

システム情報科学研究科
○発見科学
○基礎情報学
○認知科学
○知能処理システム
○情報認識システム
○情報メディア
○情報回路及び信号処理
○情報通信
○計算機科学
○電子システム工学
○システム制御工学
○電気システム工学
○電子機能材料工学
○電子機能デバイス工学
○ナノ集積システム工学

別表第八十一総合理工学研究科の項中「○情報認識
○情報組織」を削る。

別表第八十二芸術工学部の次に次のように加える。

芸術工学研究科
○応用情報伝達

別表第八十五医学部の項中「○麻酔学」を「○麻酔・蘇生学」に改める。

別表第八十六教養部の項中「日本語・日本事情」を削る。

別表第八十七工学部の項を次のように改める。

工学部
環境システム工学科
△地圏環境工学
△水圏環境工学
△都市防災工学
△地域マネジメント
△建築学
△建設工学
知能生産システム工学科
△知能機械設計学
△知能計測制御システム
△エネルギーシステム
△極限物性材料システム
△材料開発システム
△先端材料システム
電気システム工学科
△電気エネルギーシステム
△電子通信システム
△電気システム先端技術
数理情報システム工学科
△知能情報システム
△計算機システム
△数理システム

物質生命化学科
△分子工学
△材料化学
△生物工学
△生命分子

別表第八十七教養部の項中「図学
情報科学
環境科学」を削る。

別表第九十教育学部の項中「家政教育」を「△家政教育」に改め、同表工学部の項の次に次のように加える。

工学研究科
○機能物質工学
○エネルギー工学
○生産環境工学
○情報システム工学

別表第九十二医学部の項中「○小児外科学」を「○小児外科学
○医療情報管理学」に改める。

別表第九十四教育学部の項中「歴史学
地理学
法律学
経済学
哲学
社会科教育」を「△社会科教育」に「物理学
化学
生物学
地学
理科教育
基礎情報科学
教育情報科学」を「△理科教育
△基礎情報科学
△教育情報科学」に改め、同表理学部の項を次のように改める。

理学部
数理科学科
△基礎数理学
△数理解析学
△情報数理学
物質地球科学科
△物質基礎学
△物質情報学
△海洋地圏科学
△海洋水圏科学
海洋自然科学科
△分子機能化学
△解析化学
△海洋化学
△進化・生態学
△熱帯生命機能学
△海洋生物生産学

別表第九十五中「情報科学研究科」を「知識科学研究科
○組織ダイナミックス論
情報科学研究科」に改める。

別表第九十六バイオサイエンス研究科の項の次に次のように加える。

物質創成科学研究科
○高分子創成科学

別表第七十七農学部の項を次のように改める。

農学部

生物資源学科

△生物資源生物学

△生物環境物理学

△生物資源化学

△生物資源政策学

別表第七十七中

「哲学
論理学
歴史学
文学
芸術
心理学
文化人類学
社会学
法学
政治学
経済学
地理学
数学
統計学
図学
物理学
化学
生物学
地学
情報科学
英語
独語
仏語
中国語
保健体育
日本語・日本事情」

を削り、同表理工学研究科の項中「○エネルギー工学」を

「○エネルギー工学
○分子生体環境学
○環境動態学
○物質環境学
　　」

に改める。

別表第七十八教育学部の項を次のように改める。

教育学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・特別教科（美術・工芸）教員養成課程・特別教科（保健体育）教員養成課程・総合科学課程

△国語教育

社会科教育

国際コミュニケーション論

社会学

数学教育

△理科教育

△情報科学

△応用情報科学

音楽教育

△美術教育

△保健体育

技術教育

△家政教育

英語教育

△学校教育

別表第八十教育学部の項中

「歴史学
文化史
地理学
法律学
政治学
社会学
経済学
哲学
論理学
社会科教育
国際関係論」

を

「△社会科教育
△国際関係論
△文化史
　　」

に改める。

別表第八十一工学部の項中

「○電気工学第一　光・量子デバイス工学
○電気工学第二　機能素子工学
○電気工学第三　機能システム工学
○電気工学第四　制御工学
○電気工学第五　プラズマ工学
○電気工学第六　エネルギー変換機器工学
○電気工学第七　電力システム工学
○電子工学第一　電子回路工学
○電子工学第二　電子計算機工学
○電子工学第三　電子計測工学
○電子工学第四　電子材料物性工学
○電子工学第五　電子デバイス工学
○情報工学第一　情報回路及び基礎
○情報工学第二　情報システム工学
○情報工学第三　波動情報工学
○情報工学第四　情報処理
○情報工学第五　情報通信
○情報工学第六　計算機ソフトウェア
○知能システム工学第一　知能システム工学基礎
○知能システム工学第二　知能処理アーキテクチャ
○知能システム工学第三　ヒューマンインタフェース
○知能情報システム工学第四　知能情報機械
○知能情報システム工学第五　生体情報システム
　　」

を

「電気情報工学
○電気工学第四
制御工学
　　」

に改め、「○一般電気工学」を削り、「○図形情報学」を「○図形情報学
一般電気工学」に改め、同表薬学研究科の項の次に次のように加える。

「△応用生物化学
△環境バイオ科学」に、「家畜薬理学」を「家畜薬理学
獣医放射線学」に改め、同表中

「哲学
倫理学
歴史学
文学
音楽
美術
法学
政治学
経済学
社会学
心理学
地理学
教育学
数学
図学
物理学
化学
地学
生物学
農学
人間環境論
日本語・日本事情
英語
ドイツ語
フランス語
中国語
保健体育

」を

削り、同表工学研究科の項中「○建設設計工学」を「○建設設計工学
○最適設計工学」に改める。

別表第七十三工学部の項の次に次のように加える。

薬学研究科
○臨床薬理学
○医薬品情報学

別表第七十五教育学部の項中「　社会科教育」を「△社会科教育」に改める。

別表第七十七法文学部の項を次のように改める。

法文学部
総合政策学科
△政策情報科学
△ガバメント
△マネジメント
△比較経済システム
△応用法政策
人文学科
人間科学
日本アジア文化
欧米文化

別表第七十七教育学部の項を次のように改める。

教育学部
初等教育教員養成課程・中学校教員養成課程・障害児教育教員養成課程・情報文化課程
△国語教育
△社会科教育
△数学教育
△理科教育
△音楽教育
△美術教育
△保健体育
△技術教育
△家政教育
△英語教育
△障害児教育
△幼児教育
△学校教育

別表第七十七理学部の項を次のように改める。

理学部
数理科学科
△構造数理学
△解析数理学
△情報数理学
物質理学科
△基礎物理科学
△物性科学
△物質機能科学
△分子物質科学
生物地球圏科学科
△生物機能科学
△生態環境変遷学
△地球進化学

別表第七十七工学部の項を次のように改める。

工学部
機械工学科
△機械システム学
△エネルギー変換学
△生産システム学
電気電子工学科
△電気エネルギー工学
△電子物性デバイス工学
△通信システム工学
環境建設工学科
△土木施設工学
△都市環境工学
△海洋環境工学
機能材料工学科
△機能設計工学
△機能応用工学
応用化学科
△反応化学
△物性化学
△生物工学
情報工学科
△情報システム工学
△知能情報工学
△応用情報工学

物理科学科
△基礎物理学
△物性物理学
化学科
△基幹化学
△機能化学
生物科学科
△分子・細胞生物学
△個体・集団生物学
情報科学科
△数理情報学
△自然情報学

別表第六十六教育学部の項中「△比較言語文化」、「△地域社会基礎研究」及び「△物性科学」を削り、「△情報処理
△知識工学」を「△自然数理」に、「△老年学」を「△生涯教育」に改め、同表経済学部の項を次のように改める。

経済学部
経済学科
△経済社会理論
△政策科学
△応用社会分析
ビジネスマネジメント学科
△経営行動
△企業環境
△社会情報
市場環境学科
△流通システム
△経済環境
△市場システム法

別表第六十七教育学部の項中「　美術教育」を「△美術教育」に、「　保健体育」を「△保健体育」に、「　英語教育」を「△英語教育」に改め、同表医学部の項中「○麻酔学」を「○麻酔・蘇生学」に、「△分子生物学
△細胞工学
△免疫学
△生体情報学
△病態生化学
△神経生物学」を「○分子生物学
○細胞工学
○免疫学
○生体情報学
○病態生化学
○神経生物学」に改める。

別表第六十八法文学部の項を次のように改める。

法文学部
法学科
△政策・行財政
△企業・市民社会
△国際・法文化
社会システム学科
△経済社会
△行動社会
△歴史社会
言語文化学科
日本・アジア言語文化
英米言語文化
ヨーロッパ言語文化
言語文化情報

別表第六十八教育学部の項を次のように改める。

教育学部
学校教育教員養成課程・生涯学習課程
△国語教育
△社会科教育
△数学教育
△理科教育
△音楽教育
△美術教育
△保健体育
△技術教育
△家政教育
△英語教育
△障害児教育
△幼児教育
△学校教育

別表第六十八総合理工学部の項中「（一般教育等）
数学
物理学
化学
生物学
地学」を削る。

別表第七十工学部の項中「△計測管理工学
△機械システム工学」を「△計測工学」に、「△生物反応制御化学」を「△生物機能制御化学
△生体分子機能工学
△生体情報機能工学」に、「△生体機能分子工学
△生体情報応用工学」を「△システム基礎学
△知能化システム開発工学
△システム運用工学
△システム応用工学」に改める。

別表第七十一医学部の項中「○臨床検査医学」を「○臨床検査医学
○救急医学」に改め、同表工学研究科の項の次に次のように加える。

生物圏科学研究科
○生物情報機能学

別表第七十二教育学部の項中「△情報科学
△情報処理」を「△情報教育」に改め、同表経済学部の項中「△社会生活法」を「△社会生活法
△行政システム法」に改め、同表医学部の項中「○寄生体学」を「○寄生体学
○医療環境学」に改め、同表工学部の項中「△応用精密化学
△化学プロセス工学」を「△精密応用化学
△化学システム工学」に、「△通信システム工学
△電子計測制御工学」を「△電子情報システム工学」に、「△材料基礎工学
△材料開発工学」を「△材料設計工学
△材料プロセス工学」に、「感性デザイン工学科」を「感性デザイン工学科
△空間デザイン学
△ヒューマンインタフェイス学
△感性基礎学」に改め、同表農学部の項中「△応用生物化学」を

「
○情報工学基礎
○計算機構学
○計算機言語学
○知能情報処理学
○情報解析学
○情報ネットワーク学
○計算機援用工学
○ソフトウェア構成学
○知識ベース工学
○言語処理工学
○計算機システム構成学
（共通講座）
○応用数学
○推計学
○応用力学
○統計数理
」を削り、同項の次に次のように加える。

経済学研究科
○システム科学

別表第五十八理学研究科の項中「○学際物理学」を
「
○学際物理学
○無機化学
○物理化学
○有機化学
○学際化学
○分子細胞生物学
○細胞生物学
○適応生物学
○相関生物学
○生物物質学
○高分子合成・反応化学
○高分子構造・物性・機能論
○高分子凝集系科学
○宇宙惑星進化学
○自然物質学
○極限物質学
」に改め、同項の次に次のように加える。

医学研究科
○遺伝子治療学

別表第五十八工学研究科の項中「○レーザー工学
○超高温工学」を削り、「○数理情報工学」を
「
○数理情報工学
○レーザー工学
○超高温工学
○電磁流体工学
○核融合工学
○システム計測工学
○量子デバイス工学
○先端通信工学
○ヒューマンインタフェース工学
○システム・電力工学
○電気材料・物性工学
○光電波通信工学
○情報通信システム工学
○量子電子工学
○集積電子システム工学
○情報システム工学基礎論
○社会情報システム工学
○核エネルギー工学
○原子力材料工学
」に改め、同項の次に次のように加える。

基礎工学研究科
○合成化学
○物性化学
○化学プロセス工学
○反応化学工学
○機能材料設計学
○計算機科学基礎
○計算機システム
○ソフトウェア科学基礎
○ソフトウェアシステム
○数理モデル
○統計数理
○コミュニケーション数理

別表第六十教育学部の項中
「
国語教育
社会科教育
数学教育
情報教育
理科教育
音楽教育
美術教育
保健体育教育
家庭科教育
学校教育
」を「△実践学校教育」に改める。

別表第六十一連合学校教育学研究科の項中「○自然系教育」を
「
○学校教育方法
○学校教育臨床
○言語系教育
○社会系教育
○自然系教育
○芸術系教育
○生活・健康系教育
」に改める。

別表第六十二医学部の項中「○口腔外科学」を「○口腔外科学
○災害・救急医学」に改める。

別表第六十五理学部の項を次のように改める。

理学部
数学科
△構造数学
△現象解析学

別表第五十五工学研究科の項中「工学研究科」を「○地殻開発工学 ○環境デザイン工学 ○環境システム工学 ○環境マネジメント工学 ○環境情報工学 ○人間環境設計学 ○水域環境工学 ○地圏工学 ○都市環境安全工学 ○気圏工学 ○環境リスク工学 ○環境構成材料学 ○居住空間工学 ○建築情報システム学 ○建築設計学 ○建築計画学 ○建築構造学 ○人間生活環境工学 ○生活空間計画学 ○生活空間開発工学」に改め、「○エネルギー社会工学 ○エネルギーシステム工学 ○エネルギー基礎工学 ○エネルギー材料工学」及び「○環境情報工学 ○人間環境設計学 ○水域環境工学 ○地圏工学 ○都市環境安全工学」を削り、同項の次に次のように加える。

エネルギー科学研究科
○社会エネルギー科学
○エネルギー社会環境学
○エネルギー反応学
○エネルギー物理学
○エネルギー変換システム学
○エネルギー機能設計学
○応用熱科学
○エネルギー応用プロセス学
○資源エネルギー学

別表第五十五農学研究科の項中「○水産資源学 ○国際林業論 ○畜産資源学」を「○森林管理学 ○森林生産学 ○緑地環境保全学 ○生物材料工学 ○生物材料機能学 ○資源植物科学 ○植物保護科学 ○動物遺伝増殖学 ○動物機能開発学 ○海洋生物資源学 ○海洋微生物学 ○海洋生物生産学」に改め、同表人間・環境学研究科の項中「○環境保全発展論」を「○環境保全発展論 ○地域生態論 ○民族共生論 ○地域動態論」に改める。

別表第五十七工芸科学研究科の項中「○環境デザイン科学」を「○環境デザイン科学 ○機能創成科学」に改める。

別表第五十八人間科学部の項を次のように改める。

人間科学部
人間科学科
○基礎人間科学
○行動生態学
○人間行動学
○社会環境学
○教育環境学
○臨床教育学
○ボランティア人間科学

別表第五十八理学部の項を次のように改める。

理学部
数学科
数学
物理学科
物理学
宇宙地球科学
化学科
化学
高分子学
生物学科
生物学

別表第五十八工学部の項中「○電気工学基礎論 ○電力工学 ○制御工学 ○電気材料工学 ○電気物性工学 ○組織工学 ○通信工学基礎論 ○電磁波工学 ○通信方式論 ○通信網工学 ○通信システム工学」、「○電子工学基礎論 ○電子ビーム工学 ○固体電子工学 ○光波電子工学 ○イオン工学 ○制御システム工学 ○原子力工学第一 原子炉工学 ○原子力工学第二 原子炉材料学 ○原子力工学第三 原子核機器学 ○原子力工学第四 原子核化学工学 ○原子力工学第五 原子炉物理学 ○原子力工学第六 核燃料工学」及び「○情報システム基礎論 ○情報システム構成学 ○集積システム工学 ○知識システム工学 ○計画情報システム工学 ○社会情報システム工学」を削り、「電子情報エネルギー工学科」を「電子情報エネルギー工学科 電気工学 通信工学 電子工学 情報システム工学 原子力工学」に改め、「(共通講座) ○一般電気工学」を削り、同表基礎工学部の項中「化学応用科学科」を「化学応用科学科 合成化学 化学工学」に、「情報科学科」を「情報科学科 計算機科学 ソフトウェア科学 数理科学」に改め、「○合成反応化学・触媒化学 ○原料製造化学 ○合成高分子化学 ○有機材質化学 ○高圧化学 ○生合成化学」、「○化学工学基礎理論 ○移動現象論 ○分子工学 ○触媒工学・表面工学 ○分離工学 ○反応システム工学 ○化学プロセス工学」及び

別表第五十五経済学部の項中「○経済理論」を「理論・情報
経済史・思想史
財政・金融
国際経済」に改め、「○経済史・思想史」を削り、「経営学科」を「経営学科
経営」に改め、同表工学部の項を次のように改める。

工学部
　地球工学科
　　土木工学
　　環境工学
　　資源工学
　建築学科
　　建築学
　物理工学科
　　機械システム学
　　材料科学
　　エネルギー理工学
　　宇宙基礎工学
　電気電子工学科
　　電気電子工学
　情報学科
　　計算機科学
　　数理工学
　工業化学科
　　反応化学
　　物性化学
　　化学プロセス工学

別表第五十五農学部の項を次のように改める。

農学部
　生物生産科学科
　　資源生物科学
　　生産システム学
○作物学
○育種学
○蔬菜花卉園芸学
○果樹園芸学
○雑草学
　生物機能科学科
　　生物材料科学
○生物化学
○植物栄養学
○天然高分子化学
○発酵生理及び醸造学
○生物調節化学
○分子細胞育種学
○制御発酵学
○植物分子生物学
○細胞物理化学
○細胞有機化学
○栄養化学
○農産製造学
○食品化学
○微生物生産学
○農業分析学
○酵素化学
　生産環境科学科
　　生物環境科学
　　地域環境創造学
　　生物資源経済学

別表第五十五文学研究科の項を次のように改める。

文学研究科
○国語学・国文学
○中国語学・中国文学
○東洋古典学
○西洋古典学
○欧米語学・欧米文学
○哲学・宗教学
○美学・美術史学
○日本史学
○東洋史学
○西洋史学
○考古学
○心理学
○言語学
○社会学
○地理学
○現代文化学
※○総合文化学

別表第五十五経済学研究科の項を次のように改める。

経済学研究科
○経済理論
○統計・情報分析
○歴史・思想分析
○現代経済学
○国際経営・経済分析

「工学研究科
○土木基礎情報学
○基礎工学
○水工学
○地盤工学
○土木計画学
○都市基盤システム工学
○ライフライン工学
○複合基盤システム工学
○社会システム工学
○資源開発工学
○探査計測システム工学

別表第四十八理学部の項を次のように改める。

理学部
　数理学科
　　数学
　物理学科
　　物理学
　化学科
　　化学
　生命理学科
　　生物科学
　地球惑星科学科
　　地球惑星科学

別表第四十八工学部の項中「化学・生物工学科」を「化学・生物工学科
　応用化学
　分子化学工学
　生物機能工学」に、「○無機材料化学
○有機プロセス化学
○機能高分子化学
○触媒設計学
○応用計測化学」を「社会資本工学
建築学」に改め、「○分子反応プロセス工学
○プロセス知識工学
○精密分離工学
○分子分離工学
○分子材料工学
○資源・環境学」、「○無機反応化学
○有機合成化学
○有機反応化学
○高分子物性学
○放射線化学
○土木工学第一
　構造力学
○土木工学第二
　土質力学
○土木工学第三
　水理学
○土木工学第四
　土木計画学
○土木工学第五
　土木設計学
○土木工学第六
　土木施工学」、「○デザイン学
○施設計画学
○環境工学
○構造基礎工学
○構造設計工学
○材料・生産システム工学」、「○生物プロセス工学
○生体高分子機能化学
○遺伝子工学
○生体機能物質化学」、「○工業分析化学第一
○工業分析化学第二
○工業有機化学」及び「○工業物理化学
○社会システム工学
○防災安全工学」を削り、同表理学研究科の項中「○相関物性学」を「○相関物性学
○生体構築論
○分子遺伝学
○機能調節学
○形態統御学
○情報機構学
○超分子機能学
○生体調節論
○地球惑星システム学
○地球惑星地質学
○地球惑星物理学
○宇宙地球化学」に改め、同表工学研究科の項中「工学研究科」を「工学研究科
○無機材料化学
○分析化学
○機能高分子化学
○触媒設計学
○応用計測化学
○無機反応化学
○有機合成化学
○有機反応化学
○高分子物性学
○放射線化学
○分子反応プロセス工学
○プロセス知識工学
○精密分離工学
○分子拡散工学
○分子材料工学
○資源・環境学
○生物プロセス工学
○生体高分子機能化学
○遺伝子工学
○生体機能物質化学」に、「○推進エネルギーシステム工学」を「○推進エネルギーシステム工学
○社会資本計画学
○材料・形態学
○水圏工学
○構造システム工学
○地盤工学
○社会システム管理学
○デザイン学
○施設計画学
○環境設備工学
○構造基礎工学
○構造設計工学
○材料・生産システム工学」に、「○環境地盤工学」を「○環境システム工学
○水環境工学
○地圏安全工学」に、「○微細加工システム」を「○微細加工システム
○有機材料制御工学
○機能有機化学
○物質変換化学
○物性物理化学
○物質計測化学
○材料設計工学
○機能開発工学」に改める。

別表第五十工学部の項の次に次のように加える。

工学研究科
　○シミュレーション工学

別表第五十五文学部の項を次のように改める。

文学部
　人文学科
　　哲学基礎文化学
　　東洋文化学
　　西洋文化学
　　歴史基礎文化学
　　行動・環境文化学
　　基礎現代文化学

薬学研究科
　△医療薬剤学

別表第三十九中「哲学
文学
歴史学
文化人類学
音楽
美術
法学
政治学
経済学
社会学
心理学
地理学
朝鮮文化
統計学
数学
物理学
化学
生物学
地学
科学技術文化史
図学
英語
ドイツ語
フランス語
ロシア語
中国語
西洋古典語
保健体育　」を削る。

別表第四十教育学部の項中「　音楽教育」を「△音楽教育」に、「　家政教育」を「△家政教育」に改める。

別表第四十二教育学部の項中「　家政教育」を「△家政教育」に改める。

別表第四十五教育学部の項中「　社会科教育」を「△社会科教育」に、「　数学教育」を「△数学教育」に、「　音楽教育」を「△音楽教育」に、「　美術教育」を「△美術教育」に改め、同表教養部の項中「日本語・日本事情」を削る。

別表第四十六理学部の項を次のように改める。

理学部
　数学科
　　△基礎数理
　　△数理解析
　物理学科
　　△基礎物理学
　　△物性物理学
　化学科
　　△構造化学
　　△機能化学
　生物地球環境科学科
　　△生物機能科学
　　△地球生物圏進化学
　　△地球物質科学

別表第四十六農学部の項を次のように改める。

農学部
　人間環境科学科
　　△資源生態科学
　　△地域生態科学
　生物生産科学科
　　△園芸学
　　△植物資源管理学
　森林資源科学科
　　△森林科学
　　△木質科学
　応用生物化学科
　　△生物資源化学
　　△生物機能化学

別表第四十六農学部の項の次に次のように加える。

理工学研究科
　○地球環境科学
　○生物環境科学
　○環境プロセス科学
　○機械デザイン
　○生産科学
　○熱流体科学
　○高度ソフトウェア設計
　○粒子科学
　○物質構造科学
　○分子機能科学
　○機能材料科学
　○システム数理解析
　○精密システム
　○電気情報
　○メディアシステム

別表第四十八文学部の項を次のように改める。

文学部
　人文学科
　　○哲学
　　○東洋学
　　○美術史学・考古学
　　○日本史学
　　○東洋史学
　　○西洋史学
　　○言語学
　　○日本文学・日本語学
　　○西洋文学・西洋語学
　　○社会学
　　○心理学
　　○地理学
　　○比較文化学

別表第三十八医学部の項中「○細菌学・免疫学」を「○免疫学」に改める。

別表第三十九文学部の項を次のように改める。

文学部
人間学科
△心理学
△社会学
△文化人類学
△比較文化学
△人間学基礎論
史学科
△日本史学
△東洋史学
△西洋史学
△考古学
△地理学
文学科
△日本語学日本文学
△中国語学中国文学
△英語学英米文学
△ドイツ語学ドイツ文学
△フランス語学フランス文学
△言語学

別表第三十九教育学部の項を次のように改める。

教育学部
学校教育教員養成課程・障害児教育教員養成課程・人間環境課程・スポーツ科学課程
△学校教育
△国語教育
△社会科教育
△数学教育
△理科教育
△音楽教育
△美術教育
△保健体育
△技術教育
△家政教育
△英語教育
△障害児教育

別表第三十九法学部の項中「△基礎法 △政治国際関係」を「△渉外法務 △基礎法」に、「公共システム学科」を「公共システム学科 △公共政策 △国際政治」に改め、同表経済学部の項中「△経営・情報科学」を「△経営・情報科学 △国際社会情報論」に改め、同表理学部の項を次のように改める。

理学部
数学科
△数理構造学
△数理解析学
物理学科
△量子物性物理学
△理論物理学
△複雑系物理学
化学科
△物質分析
△物質機能
△物質設計
生物学科
△生命機構
△自然史
地球学科
△地球計測物質学
△地球環境進化学
計算科学科
△計算数理学
△計算機実験学

別表第三十九医学部の項中「○法医学」を「○法医学 ○国際医療保健学 ○国際環境保健学」に改め、同表薬学部の項を次のように改める。

薬学部
薬学科
△薬効動態学
△衛生分析科学
△分子細胞薬学
製薬化学科
△医薬品化学
△創薬資源学
△活性相関物理化学

別表第三十九工学部の項中「△機械解析 △機械材料 △機械設計 △自動機械システム △生産技術 △生産システム △機械回路 △エネルギー変換 △エネルギー機械」を「△機能設計 △知的計測制御 △材料工学 △加工システム △熱流体解析 △応用物性 △システム基礎」に、「△エネルギー・環境」を「△エネルギー・環境 △分子設計」に、「△電子回路」を「△回路システム」に、「△知能情報工学」を「△知能情報工学 △数理工学 △人間情報学」に、「人間・機械工学科」を「人間・機械工学科 △材料・環境 △バイオニックデザイン △生産システム △人間支援システム △エネルギー・自然 △技術・人間社会」に改め、「(共通講座) △数理科学 △材料科学」を削り、同項の次に次のように加える。

別表第二十九水産学部の項を次のように改める。

水産学部
　海洋環境学科
　　○生物環境化学
　　○環境システム学
　海洋生産学科
　　○海洋生産工学
　　○海洋システム工学
　資源育成学科
　　○水産生物学
　　○生物生産学
　資源管理学科
　　○資源管理システム学
　　○水産資源経営
　食品生産学科
　　○食品生産化学
　　○食品工学
　　○生物資源化学
（共通講座）
　　○国際文化論
　水産教員養成課程

別表第三十文教育学部の項を次のように改める。

文教育学部
　人文科学科
　　△形象分析学
　　△哲学
　　△比較歴史学
　　△地理学
　言語文化学科
　　△日本語・日本文学
　　△中国語圏言語文化
　　△英語圏・欧州言語文化
　　△応用言語学
　人間社会科学科
　　△応用社会学
　　△教育科学
　　△心理学
　芸術・表現行動学科
　　△舞踊教育学
　　△音楽表現

別表第三十二法学部の項中「○国際経済法」を「○国際経済法
○法言語論
○グローバル・ネットワーク論」に改め、同表社会学部の項中「○社会地理学・社会人類学」を「○社会地理学・社会人類学
○スポーツ社会学
○現代地域文化」に改め、同表経済学部の項中「○現代経済」を「○現代経済
○環境・技術・情報数理
○社会経済システム」に改め、同表商学部の項中「○会計学」を「○会計学
○経営基礎科学」に、「○交通・公共システム」を「○交通・公共システム
○産業文化」に改め、

「（一般教育等）
歴史学
哲学
論理学
倫理学
心理学
文学
国語
人文地理学
経済学
商業学
法学
政治学
社会思想
数学
物理学
化学
生物学
地学
統計学
人類学
情報科学
データー処理論
英語
独語
仏語
露語
中国語
古典語
保健体育
日本語・日本事情」

を削り、同項の次に次のように加える。

　言語社会研究科
　　○言語動態
　　○社会言語
　　○言語文化

別表第三十三工学部の項中「図学」を削り、同表工学研究科の項中「○電子情報応用」を「○電子
○環境
○物質
○環境」に改める。

情報応用
調和システム学
循環利用工学
情報システム学」

別表第三十四自然科学研究科の項中「○粒子科学
○物質構造
○物質転換
○材料生産
○設計・生産
○エネルギーシステム」を「○エネルギー物質科学
○エネルギー変換科学
○エネルギー循環システム
○エネルギー開発システム
○素材創造科学
○機能設計科学
○材料生産科学」に改める。

別表第三十七教育学部の項中「　国語教育」を「△国語教育」に、「　美術教育」を「△美術教育」に改める。

地域環境工学
生物システム工学
材料・住科学
バイオマス化学
生物機能工学
動物機能科学
比較動物医科学
病態動物医科学

別表第二十一総合文化研究科の項中「○現代哲学 ○日本語・日本文学 ○言語文化第二 ○言語文化第三」及び「○歴史学方法論 ○現代社会分析」を削り、「○複合系計画学」を「○複合系計画学 ○文化ダイナミクス ○表象文化論 ○文化人類学 ○文化コンプレクシティ ○比較文学比較文化 ○多元世界解析 ○ヨーロッパ・ロシア地域文化 ○地中海・イスラム地域文化 ○北米・中南米地域文化 ○アジア・太平洋地域文化 ○国際協力論 ○国際関係論 ○公共政策論 ○相関社会科学」に改め、同表経済学研究科の項中「○財政金融」を「○経済理論 ○統計学 ○財政金融」に、「○会計・財務」を「○会計・財務 ○経済史」に改め、同表医学系研究科の項中「○法医学・医療情報経済学」を「○法医学・医療情報経済学 ○器官病態内科学 ○生体防御腫瘍内科学 ○病態診断医学」に、「○人類遺伝学 ○国際保健計画学 ○国際地域保健学」を「○健康科学 ○看護学 ○国際社会医学 ○国際生物医科学」に改め、工学系研究科の項中「○社会基盤総合工学」を「○社会基盤防災・リスク管理学 ○国際社会基盤開発保全学」に改め、同表農学生命科学研究科の項中「○水圏生産環境科学」を「○水圏生産環境科学 ○国際食料システム学 ○農業構造・経営学 ○開発政策・経済学 ○生物環境情報工学 ○地域環境工学 ○生物システム工学 ○生物素材科学 ○材料・住科学 ○バイオマス化学」に改める。

別表第二十三地域文化研究科の項中「○地域研究」を「○地域研究 ○国際文化」に改める。

別表第二十四教育学部の項の次に次のように加える。

連合学校教育学研究科
○教育構造論
○教育方法論
○発達支援
○言語文化系教育
○社会系教育
○自然系教育
○芸術系教育
○健康・スポーツ系教育
○生活・技術系教育

別表第二十七理学部の項中「○地球・惑星内部構造」を「○地球惑星内部構造」に改め、「(一般教育等) 数学 物理学 化学 生物学 地学」を削り、同表工学部の項中「○数理工学 ○システム・情報工学 ○計数・管理工学 ○プロダクション管理 ○プロセス管理」を「管理技術 数理システム基礎」に、「○社会工学 ○都市計画 ○計画システム ○地域計画 ○交通・経済計画」を「都市計画・地域計画 景観デザイン 公共政策 環境・経済システム」に改め、「(教職学科目) 教育計画 教育心理学 教育工学」及び「(一般教育等) 哲学 歴史学 文化人類学 科学概論 文学 芸術 法学 政治学 心理学 社会学 経済学 統計学 技術史 図学 英語 ドイツ語 フランス語 ロシア語 保健体育」を削り、同表生命理工学部の項中「○生体システム」を「○生体システム (共通講座) ○基礎生物学」に改め、同表理工学研究科の項中「○技術経済システム」及び「○経済・環境情報システム」を削り、同項の次に次のように加える。

社会理工学研究科
○人間開発科学
○行動システム
○価値論理
○社会数理
○決定過程論
○開発・生産流通工学
○財務経営工学
○経営数理・情報
○技術構造分析
○国土・都市計画
○公共システムデザイン
○計画理論

別表第二十七総合理工学研究科の項中「○知能基礎 ○知的機能解析」及び「○システム理論 ○システムマネージメント ○システム制御 ○教育システム工学」を削り、「○大気環境」を「○大気環境 ○知能システム基礎 ○複雑システム解析 ○創発システム」に改める。

を削り、同表理工学研究科の項中「○宇宙地球進化学」を「○宇宙地球進化学 ○生命・環境システム ○機能システム科学」に改める。

別表第十八工学研究科の項中「○生産システム工学」を「○生産システム工学 ○生産基盤工学」に改める。

別表第十九理工学研究科の項中「○電子情報」を削る。

別表第二十自然科学研究科の項中「○認識情報科学」を「○認識情報科学 ○相科学 ○エネルギー多様性科学 ○物質多様性科学 ○地域多様性科学」に改める。

別表第二十一教養学部の項を次のように改める。

教養学部
　総域文化科学科
　　総域文化科学
　地域文化研究学科
　　地域文化研究
　総合社会科学科
　　総合社会科学
　基礎科学科
　　基礎科学
　広域科学科
　　広域科学
　生命・認知科学科
　　生命・認知科学
（一般教育等）
　思想・芸術系
　国際・地域系
　社会・制度系
　人間・環境系
　物質・生命系
　数理・情報系

別表第二十一経済学部の項中「○経済理論 ○統計学 ○経済史」を「経済理論 統計 経済史」に改め、同表医学部の項を次のように改める。

医学部
　医学科
　○解剖学第一
　○解剖学第二
　○解剖学第三
　○生理学第一
　○生理学第二
　○生化学第一
　○生化学第二
　○薬理学第一
　○薬理学第二
　○栄養学
　○放射線基礎医学
　○脳・神経外科学
　○精神医学
　○放射線医学
　病理学
　微生物学
　免疫学
　社会予防医学
　医学原論・倫理学
　法医学・医療情報経済学
　器官病態内科学
　生体防御腫瘍内科学
　病態診断医学
　産婦人科学
　小児医学
　加齢医学
　臓器病態外科学
　感覚・運動機能医学
　生体管理医学
　健康科学・看護学科
　　健康科学
　　看護学
　　国際生物医科学

別表第二十一薬学部の項を次のように改める。

薬学部
　薬学科
　○医薬化学
　○生物有機化学
　○生体分子機能学
　○細胞生化学
　○医療薬学

別表第二十一農学部の項を次のように改める。

農学部
　応用生命科学課程・生物環境科学課程・生物生産科学課程・地域経済・資源科学課程・獣医学課程
　　応用生物学領域
　　基礎生物学領域
　　生物生産化学
　　食品科学
　　森林生命環境科学
　　森林資源環境科学
　　水圏生命科学
　　水圏生産環境科学
　　農業構造・経営学
　　開発政策・経済学

用工学
デバイス工学
ステム工学
報工学
ステム工学」を「△電気応用工学
△電子量子工学
△電子システム工学
△知識情報科学
△生体情報工学
△情報メディア工学」に改め、同表中「法学
経済学
社会学
政治学
地理学
教育学
地域科学
数学
物理学
化学
生物学
地学
統計学
自然環境論
英語
独語
仏語
露語
保健体育
日本語・日本事情」を削り、同表工学研究科の項中「○知能機械システム」を「○知能機械システム
○生体計測科学
○機能センサー工学」に改める。

別表第十四教育学部の項中「（一般教育等）
哲学
倫理学
心理学
文学
音楽
美術
法学
社会学
経済学
歴史学
地理学
数学
物理学
化学
生物学
地学
地域科学
英語
フランス語
ドイツ語
中国語
保健体育」を削り、同表行政社会学部の項中「△地域文化」を「△地域文化
△比較文化」に改め、「（一般教育等）
英語」を削り、同表経済学部の項を次のように改める。

経済学部
現代経済課程・企業経営課程・国際経済社会課程・産業情報工学課程
△経済基礎論
△経済分析
△経済政策
△地域経済
△経営学
△経営管理
△財務会計
△管理会計
△国際経済
△国際経営
△国際比較社会
△国際地域社会
△情報システム
△産業支援工学

別表第十五人文学部の項を次のように改める。

人文学部
人文学科
△人間科学論
△歴史・思想論
△日本・中国文化論
△欧米文化論
社会科学科
△社会科学論
△産業・企業論
△国際社会論
△公共政策論
△地域社会論
コミュニケーション学科
△言語情報論
△言語コミュニケーション論
△コミュニケーション動態論
△メディア環境論

別表第十五教育学部の項中「△情報教育」を「△情報教育
△知識経営」に改め、同表工学部の項中「△電子物理工学
△電子システム工学」を「△電子基礎工学
△電磁システム工学」に、「メディア通信工学科」を「メディア通信工学科
△メディアシステム学
△メディア機能工学」に改め、同表農学部の項中「△資源利用化学」を「△農業化学生態学
△生物資源科学」に改め、同表中「哲学
論理学
心理学
歴史学
文学
芸術
法学
政治学
経済学
社会学
社会思想史
人文地理学
数学
物理学
化学
生物学
地学
統計学
情報科学
地域科学
環境科学
比較文化論
科学論
人間科学
言語科学
身体活動科学
英語
独語
仏語
保健体育
日本語・日本事情」

別表第二教育学研究科の項中「△社会科教育」及び「△技術教育」を削る。

別表第三工学部の項中「△設計制御工学」を「△設計制御工学
△航空基礎工学」に改める。

別表第九教育学部の項中「　社会科教育」を「△社会科教育」に、「　音楽教育」を「△音楽教育」に、「　英語教育」を「△英語教育」に改め、同表農学部の項の次に次のように加える。

工学研究科
○物質化学
○機能材料工学
○機械知能工学
○建設システム工学
○電子応用工学
○情報システム工学

別表第十文学部の項中「○日本地域史論」を削り、同表工学部の項中「地球工学科」を「地球工学科
地殻工学
資源素材工学
環境地球工学」に、「量子エネルギー工学科」を「量子エネルギー工学科
原子核システム安全工学
エネルギー物理工学
粒子ビーム工学」に、「応用物理学科」を「応用物理学科
応用物性物理学
応用材料物理学」に、「○地質情報工学
○ジオメカニックス
○エネルギー資源工学
○素材機能工学
○開発機械学
○地球計測工学
○資源システム工学
土木工学科
○材料及び構造力学
○橋梁工学
○実験力学
○河川水理学
○汚染制御工学
○コンクリート工学
○土質工学
○海岸水理学
○道路工学
○水道工学
○構造工学
建築学科
○建築史及び意匠
○建築材料学
○建築構造力学
○建築構造学
○建築防災工学
○建築計画第一
○建築計画第二
○建築設備計画
○原子炉工学
○核計測計装工学
○原子炉物理学
○核化学工学
○核燃料工学
○原子炉材料工学
○核融合プラズマ工学
応用物性物理学
応用材料物理学」を「土木工学科
基盤構造材料学
社会基盤構造学
水環境学
地域システム学
建築学科
建築計画学
建築構成学」に改め、同表医学系研究科の項中「△病態運動学
△運動障害学
△内部・高次機能障害学」を「○病態運動学
○運動障害学
○内部・高次機能障害学」に改め、同表工学研究科の項中「○推進工学」を「○推進工学
○地球計測工学
○地殻工学
○資源素材工学
○環境地球工学
○高負荷エネルギー工学
○原子核システム安全工学
○エネルギー物理工学
○粒子ビーム工学」に、「○生体機能化学」を「○生体機能化学
○数理システム設計学
○基盤構造材料学
○社会基盤構造学
○水環境学
○地域システム学
○都市デザイン学
○建築デザイン学
○都市及び建築計画学
○建築空間構成学」に改める。

別表第十一教育学部の項中「（一般教育等）
哲学
倫理学
文学
歴史学
法学
社会学
経済学
地理学
心理学
数学
物理学
化学
生物学
地学
英語
ドイツ語
フランス語
保健体育
日本語・日本事情」を削る。

別表第十三人文学部の項を次のように改める。

人文学部
人間文化学科
人間科学
文化構造学
地域社会環境学
総合政策科学科
政策科学
公共政策法
経済情報システム
経営法学
国際システム

別表第十三教育学部の項中「　国語教育」を「△国語教育」に改め、同表工学部の項中「△電子応
△電子光
△情報シ
△知能情
△生体シ

「哲学
心理学
歴史
文学
芸術
言語文化論

○文部省令第十九号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第六条の二及び第七条の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「室蘭工業大学大学院工学研究科」を「室蘭工業大学大学院工学研究科 岩手大学大学院工学研究科」に、「東京外国語大学大学院地域文化研究科」を「東京外国語大学大学院地域文化研究科 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科」に、「東京工業大学大学院理工学研究科」を「東京工業大学大学院理工学研究科 東京工業大学大学院社会理工学研究科」に、「電気通信大学大学院情報システム学研究科」を「電気通信大学大学院情報システム学研究科 一橋大学大学院言語社会研究科」に、「富山大学大学院工学研究科」を「富山大学大学院工学研究科 金沢大学大学院薬学研究科」に、「岐阜大学大学院連合獣医学研究科」を「岐阜大学大学院連合獣医学研究科 静岡大学大学院理工学研究科」に、「名古屋大学大学院人間情報学研究科」を「名古屋大学大学院人間情報学研究科 名古屋工業大学大学院工学研究科」に、「京都大学大学院工学研究科」を「京都大学大学院工学研究科 京都大学大学院エネルギー科学研究科」に、「京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科」を「京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科 大阪大学大学院経済学研究科」に、「大阪大学大学院理学研究科」を「大阪大学大学院理学研究科 大阪大学大学院医学研究科」に、「大阪大学大学院工学研究科」を「大阪大学大学院工学研究科 大阪大学大学院基礎工学研究科」に、「広島大学大学院工学研究科」を「広島大学大学院工学研究科 広島大学大学院生物圏科学研究科」に、「山口大学大学院連合獣医学研究科」を「山口大学大学院連合獣医学研究科 徳島大学大学院薬学研究科」に、「九州大学大学院薬学研究科」を「九州大学大学院薬学研究科 九州大学大学院システム情報科学研究科」に、「九州大学大学院数理学研究科」を「九州大学大学院数理学研究科 九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科」に、「大分大学大学院工学研究科」を「大分大学大学院工学研究科 宮崎大学大学院工学研究科」に、「鹿児島大学大学院連合農学研究科」を「鹿児島大学大学院連合農学研究科 北陸先端科学技術大学院大学大学院知識科学研究科」に、「奈良先端科学技術大学院大学大学院バイオサイエンス研究科」を「奈良先端科学技術大学院大学大学院バイオサイエンス研究科 奈良先端科学技術大学院大学大学院物質創成科学研究科」に改める。

別表第一医学部の項中「○リハビリテーション医学」を「○リハビリテーション医学 ○加齢制御医学 ○生体医工学」に改め、同表工

「機械工学科
○材料力学
○流体工学第一
○熱機関学第一
○熱機関学第二
○燃焼工学
○機械工作学
○熱エネルギー変換工学
○機械設計学
○機械力学
○塑性加工学
○機械材料学
○伝熱工学
○流体工学第二

「
応用物理学科
電子物性基礎学
量子物理学
物質物理工学
波動物理工学
光物理学

学部の項中 応用物理学科
○応用数理物理学
○応用計測学
○応用光学
○応用物性学第一
○応用物性学第二
○応用X線粒子線
○極限物理工学
原子工学科
○放射線源工学
○エネルギー変換工学
○量子計測工学
○高真空工学
○放射体応用学
○原子力安全工学」

を削り、「　電子物性基礎学」を 原子工学科
放射線応用工学
エネルギー応用工学
原子システム工学
機械工学科
設計制御工学
固体工学
流体工学
熱物理工学
熱システム工学」

に改め、

「○基礎原子核工学
○原子炉工学
○原子炉材料学
○理学第一
○工業数学
○工業力学第一
○工業力学第二
○工業数理科学」

を削り、同表工学研究科の項中「○情報通信エレクトロニクス」を

「○情報通信エレクトロニクス
○極限物理工学
○物質物理工学
○波動量子物理工学
○固体量子工学
○原子力システム工学
○プラズマ理工学
○応用原子科学
○固体工学
○設計機能工学
○流体物理工学
○熱エネルギー工学
○宇宙環境工学」

に改める。

別表第二教育学部の項を次のように改める。

教育学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・幼稚園教員養成課程・養護教諭養成課程・総合科学課程・芸術文化課程・社会教育課程・国際理解教育課程・生涯教育課程

国語教育
△社会科教育
数学教育
△理科教育
音楽教育
美術教育
保健体育
養護教育
△技術教育
家政教育
英語教育
△障害児教育
△幼児教育
△学校教育

名古屋大学	
経済学部	国際経済動態研究センター
理学部	臨海実験所、地震火山観測地域センター、高山地震観測所
医学部	病態制御研究施設、動物実験施設
農学部	農場、演習林、山地畜産実験実習施設

別表第六京都大学の項中「、植物生殖質研究施設」を削り、同表神戸大学の項中

医学部	動物実験施設、医学研究国際交流センター
工学部	土地造成工学研究施設

を

医学部	動物実験施設、医学研究国際交流センター

に改め、同表広島大学の項中「教育実践研究指導センター」を「教育実践総合センター」に改め、「微晶研究施設」を削り、同表九州大学の項中「、基礎情報学研究施設」を削る。

別表第七東北大学の項中

金属材料研究所	材料試験炉利用施設、新素材開発施設、強磁場超伝導材料研究センター

を

金属材料研究所	材料試験炉利用施設、新素材設計開発施設、強磁場超伝導材料研究センター
素材工学研究所	素材再生プロセス研究センター

に、「炭素資源反応研究センター」を「有機資源・材料化学研究センター」に改め、同表東東大学の項中「、分子病態研究施設」を削り、

東洋文化研究所	東洋学文献センター

を

東洋文化研究所	東洋学文献センター
社会科学研究所	日本社会研究情報センター

に改め、「中性子散乱研究施設」の下に「、物質設計評価施設」を加え、同表東京工業大学の項中「工業材料研究所」を「応用セラミックス研究所」に、「セラミックス研究センター」を「構造デザイン研究センター」に改め、同表京都大学の項中

胸部疾患研究所	感染免疫動物実験施設

を

胸部疾患研究所	感染免疫動物実験施設
エネルギー理工学研究所	エネルギー複合機構研究センター

に、「宇治川水理実験所、桜島火山観測所、潮岬風力実験所、白浜海象観測所、穂高砂防観測所、徳島地すべり観測所、大潟波浪観測所、地域防災システム研究センター、水資源研究センター、地震予知研究センター」を「災害観測実験センター、地震予知研究センター、火山活動研究センター、水資源研究センター、巨大災害研究センター」に改め、同表大阪大学の項中「溶接工学研究所」を「接合科学研究所」に、「高エネルギー溶射研究センター」を「再帰循環システム研究センター」に改める。

別表第七の二北海道大学の項中「高等教育機能開発総合センター」の下に「、先端科学技術共同研究センター」を加え、同表帯広畜産大学の項中「原虫病分子免疫研究センター」の下に「、地域共同研究センター」を加え、同表弘前大学の項中「総合情報処理センター」の下に「、生涯学習教育研究センター」を加え、同表東北大学の項中「低温センター、」を削り、「学際科学研究センター」の下に「、東北アジア研究センター」を加え、同表群馬大学の項中「地域共同研究センター」の下に「、機器分析センター」を加え、同表東京大学の項中「総合研究資料館」を「総合研究博物館」に改め、「アジア生物資源環境研究センター」の下に「、大学総合教育研究センター、国際・産学共同研究センター」を加え、同表東京医科歯科大学の項中「機器分析室」を削り、「疾患遺伝子実験センター」の下に「、機器分析センター」を加え、同表東京工業大学の項中「生物実験センター」の下に「、外国語研究教育センター」を加え、同表お茶の水女子大学の項中「生活環境研究センター」の下に「、ジェンダー研究センター」を加え、同表一橋大学の項中「社会科学古典資料センター」の下に「、留学生センター」を加え、同表富山大学の項中「地域共同研究センター」の下に「、生涯学習教育研究センター」を加え、同表金沢大学の項中「総合情報処理センター」の下に「、外国語教育研究センター」を加え、同表信州大学の項中「教育システム研究開発センター」の下に「、遺伝子実験施設」を加え、同表岐阜大学の項中「遺伝子実験施設」の下に「、総合情報処理センター、留学生センター」を加え、同表京都大学の項中「ヘリオトロン核融合研究センター、」を削り、同表大阪大学の項中「先端科学技術共同研究センター」の下に「、極限科学研究センター」を加え、同表神戸大学の項中「内海域機能教育研究センター」の下に「、都市安全研究センター、アイソトープ総合センター」を加え、同表島根大学の項中「生涯学習教育研究センター」の下に「、地域共同研究センター」を加え、同表広島大学の項中「地域共同研究センター」の下に「、ナノデバイス・システム研究センター、放射光科学研究センター」を加え、同表長崎大学の項中「生涯学習教育研究センター」の下に「、留学生センター」を加え、同表鹿児島大学の項中「総合情報処理センター」の下に「、遺伝子実験施設」を加え、同表琉球大学の項中「地域共同研究センター」の下に「、機器分析センター」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表第六に規定する秋田大学鉱山学部附属の素材資源システム研究施設、新潟大学医学部附属の脳研究施設及び名古屋大学経済学部附属の国際経済動態研究センターは、平成十八年三月三十一日まで存続するものとする。

3　改正後の別表第七に規定する東北大学附置の金属材料研究所附属の新素材設計開発施設、素材工学研究所附属の素材再生プロセス研究センター及び反応化学研究所附属の有機資源・材料化学研究センター、東京大学附置の社会科学研究所附属の日本社会研究情報センター及び物性研究所附属の物質設計評価施設、東京工業大学附置の応用セラミックス研究所附属の構造デザイン研究センター、京都大学附置のエネルギー理工学研究所附属のエネルギー複合機構研究センター並びに大阪大学附置の接合科学研究所附属の再帰循環システム研究センターは、平成十八年三月三十一日まで存続するものとする。

4　改正後の別表第七の二に規定する東北大学の東北アジア研究センター、お茶の水女子大学のジェンダー研究センター、大阪大学の極限科学研究センター、神戸大学の都市安全研究センター並びに広島大学のナノデバイス・システム研究センター及び放射光科学研究センターは、平成十八年三月三十一日まで存続するものとする。

5　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十二年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「東北大学理学部附属の有機ケイ素材料化学実験施設及び」を削る。

6　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十三年文部省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、東京工業大学附置の工業材料研究所附属のセラミックス研究センター」及び「及び溶接工学研究所附属の高エネルギー溶射研究センター」を削る。

7　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（平成元年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

8　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（平成三年文部省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「反応化学研究所附属の炭素資源反応研究センター並びに」を削る。

別表第十三溶接工学研究所の項を次のように改める。

接合科学研究所
　加工システム
　接合機構
　機能評価

別表第十七応用力学研究所の項中「海洋流体力学」を「海洋流体力学
海洋渦動力学」に改める。

（国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令（平成元年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び物性研究所の新物質開発研究部門」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三条　国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部を改正する省令（平成四年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「別表第五に規定する東京大学社会科学研究所の現代日本社会研究部門、新令」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「京都大学防災研究所の滴域都市水害研究部門及び」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令（以下「新令」という。）別表第五に規定する東京大学生産技術研究所の高次協調モデリング研究部門、新令別表第八に規定する東京工業大学資源化学研究所の光機能化学研究部門、新令別表第九に規定する一橋大学経済研究所の比較経済改革研究部門及び新令別表第十七に規定する九州大学応用力学研究所の海洋渦動力学研究部門は、平成十八年三月三十一日まで存続するものとする。

○文部省令第十七号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第十条及び第十三条の規定に基づき、大学共同利用機関組織運営規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

大学共同利用機関組織運営規則等の一部を改正する省令

（大学共同利用機関組織運営規則の一部改正）

第一条　大学共同利用機関組織運営規則（昭和五十二年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二資料系の項中「非生物系」を削る。

別表第五の三中「遺伝情報研究センター」を「構造遺伝学研究センター」に改める。

別表第五の六中「観測装置システム」を「観測装置システム
天体観測」に、「北波干渉技術」を「※光波
※天文干渉技術
機器技術」に改める。

別表第五の八プラズマ計測の項中「実験情報システム」を「※実験情報システム
※高温プラズマ計測」に改める。

別表第六分子科学研究所の項中「※相関分子科学第二」を「※相関分子科学第二
分子クラスター」に改める。

（大学共同利用機関組織運営規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　大学共同利用機関組織運営規則の一部を改正する省令（昭和六十三年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部省令第十八号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第五条第一項、第十条及び第十三条の規定に基づき、国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「福島大学」及び「島根大学」を削る。

第八条の二中「鹿児島大学大学院連合農学研究科」を「鹿児島大学大学院連合農学研究科
北陸先端科学技術大学院大学大学院知識科学研究科」に、「奈良先端科学技術大学院大学大学院バイオサイエンス研究科」を「奈良先端科学技術大学院大学大学院バイオサイエンス研究科
奈良先端科学技術大学院大学大学院物質創成科学研究科」に改める。

第九条の表中「工業材料研究所」を「応用セラミックス研究所」に改める。

第二十条の四の次に次の一条を加える。

（大規模集積システム設計教育研究センター及びその長）

第二十条の四の五　東京大学に、大規模集積システムの設計及びその教育に関する実践的調査研究、情報の提供その他必要な専門的業務を行う全国共同利用施設として、大規模集積システム設計教育研究センターを置く。

2　前項の施設は、大学の教員その他の者で、前項に掲げる分野の教育又は実践的調査研究に従事するものに利用させるものとする。

3　第二十条の四第三項の規定は、第一項の施設について準用する。

第二十九条の二第二項中「北海道大学」を「北海道大学
千葉大学
東京大学
名古屋大学」に改める。

別表第一筑波大学の項の次に次のように加える。

千葉大学	二

別表第一浜松医科大学の項の次に次のように加える。

名古屋大学	二

別表第一の二北海道大学の項の次に次のように加える。

千葉大学

別表第一の二東京大学の項の次に次のように加える。

名古屋大学

別表第四北海道大学医学部の項及び名古屋大学医学部の項を削る。

別表第六東北大学の項中

文学部	日本文化
教育学部	大学教育
	研究施設
	開放センター

を

教育学部	大学教育開放センター

に改め、「、有機ケイ素材料化学実験施設」を削り、「水産実験所」を「海洋生物資源教育研究センター」に改め、同表秋田大学の項中「鉱業博物館」の下に「、素材資源システム研究施設」を加え、同表山形大学の項中

医学部	動物実習機器
工学部	高分子
	実験施設、実験実センター
	材料研究施設

を

医学部	動物実験施設、習機器センター
	実験実

に改め、同表福島大学及び千葉大学の項中「教育実践研究指導センター」を「教育実践総合センター」に改め、同表名古屋大学の項を次のように改める。

（地震防災学術計画官）
第十八条の三　学術国際局学術課に地震防災学術計画官一人を置く。
2　地震防災学術計画官は、上司の命を受け、地震及び火山噴火による災害の防止に関する学術研究の計画的推進に関し、専門的事項についての調査及び指導、助言に当たる。
第十九条の六を第十九条の七とし、第十九条の二から第十九条の五までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の次に次の一条を加える。
（国際協力調査官）
第十九条の二　学術国際局国際企画課教育文化交流室に国際協力調査官一人を置く。
2　国際協力調査官は、上司の命を受け、教育の振興及び普及に係る国際協力の実施に関し、調査及び指導、助言に当たる。
第二十三条の九を第二十三条の十とし、第二十三条の八の次に次の一条を加える。
（メンタルヘルス教育専門官）
第二十三条の九　体育局学校健康教育課にメンタルヘルス教育専門官一人を置く。
2　メンタルヘルス教育専門官は、上司の命を受け、心の健康の保持増進のための教育に関し、専門的事項についての調査及び指導、助言に当たる。
第五章第一節の二第一款中第八十条の二十一を第八十条の二十二とし、同章第一節中第八十条の二十を第八十条の二十一とし、第四章の二中第八十条の十九を第八十条の二十とし、第八十条の十五から第八十条の十八までを一条ずつ繰り下げ、第八十条の十四の次に次の一条を加える。
（宗教法人室）
第八十条の十五　文化部宗務課の所掌事務のうち、文部省組織令第百条第一号及び第四号に掲げる事務を処理させるため、宗教法人室を置く。
2　宗教法人室に室長を置く。
3　室長は、宗教法人室の事務を統括する。
附則第三項を次のように改める。
3　平成八年十月一日から平成十年九月三十日までの間、体育局競技スポーツ課にオリンピック企画官一人を置く。
附則第三項の次に次の二項を加える。
4　オリンピック企画官は、上司の命を受け、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技大会に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
5　平成八年十月一日から平成十年九月三十日までの間は、第二十三条の二の規定にかかわらず、体育局体育課の体育企画官は、置かないものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第七条の十四」を「第七条の十五」に、「第十二条の六」を「第十二条の七」に改める部分、第五条の十を第五条の十一とし、第五条の九を第五条の十とし、第五条の八を第五条の九とし、第五条の七の次に一条を加える改正規定、第一章第一節の二中第七条の十四を第七条の十五とし、第七条の十一から第七条の十三までを一条ずつ繰り下げ、第七条の十の次に一条を加える改正規定、同章第三節中第十二条の六の次に一条を加える改正規定、第十四条の九を第十四条の十とし、第十四条の八を第十四条の九とし、第十四条の七の次に一条を加える改正規定、第十八条の十二を第十八条の十三とし、第十八条の三から第十八条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の二の次に一条を加える改正規定、第十九条の六を第十九条の七とし、第十九条の二から第十九条の五までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の次に一条を加える改正規定及び第二十三条の九を第二十三条の十とし、第二十三条の八の次に一条を加える改正規定は、平成八年十月一日から施行する。

〇文部省令第十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第一条の二第一項及び附則第二条の二の規定に基づき、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部を改正する省令

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
第二条及び第三条中「前年度の」を削る。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第二条の規定は、障害補償年金差額一時金の支給に関し、平成八年四月一日以後の期間に係る障害補償年金の額及び同日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金の額の計算について適用し、同日前の期間に係る障害補償年金の額及び同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金の額の計算については、なお従前の例による。
3　改正後の第三条の規定は、遺族補償一時金の支給に関し、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金の額の計算について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金の額の計算については、なお従前の例による。

〇文部省令第十六号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第七条第二項の規定に基づき、国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令等の一部を改正する省令

（国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令の一部改正）
第一条　国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関する省令（昭和三十九年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。
別表第五社会科学研究所の項中「※現代日本社会」を削り、同表生産技術研究所の項中「生産施設防災工学」を「生産施設防災工学
※高次協調モデリング」に改め、同表物性研究所の項を次のように改める。

物性研究所
　新物質科学
　物性理論
　先端領域
　極限環境物性
　先端分光

別表第八資源化学研究所の項中「化工設計」を「化工設計
光機能化学」に改め、同表工業材料研究所の項を次のように改める。

応用セラミックス研究所
　セラミックス機能
　セラミックス解析
　材料融合システム

別表第九経済研究所の項中「経済システム解析」を「経済システム解析
※比較経済改革」に改める。
別表第十二原子エネルギー研究所の項を次のように改める。

エネルギー理工学研究所
　エネルギー生成
　エネルギー機能変換
　エネルギー利用過程

別表第十二防災研究所の項を次のように改める。

防災研究所
　総合防災
　地震災害
　地盤災害
　水災害
　大気災害

38年以上	39年未満	特4
39年以上	40年未満	特5
40年以上	41年未満	特5
41年以上	42年未満	特6
42年以上	43年未満	特6
43年以上	44年未満	特7
44年以上	45年未満	特7
45年以上		特8

別表第七を次のように改める。

別表第七（第四条関係）

経験年数		号俸
2年6月以上	3年6月未満	2
3年6月以上	4年6月未満	3
4年6月以上	5年6月未満	4
5年6月以上	6年9月未満	6
6年9月以上	7年9月未満	7
7年9月以上	8年9月未満	8
8年9月以上	10年未満	9
10年以上	11年3月未満	10
11年3月以上	12年6月未満	11
12年6月以上	13年6月未満	13
13年6月以上	14年6月未満	14
14年6月以上	15年6月未満	15
15年6月以上	16年6月未満	16
16年6月以上	17年6月未満	17
17年6月以上	18年6月未満	18
18年6月以上	19年6月未満	19
19年6月以上	20年6月未満	21
20年6月以上	21年6月未満	22
21年6月以上	22年6月未満	23
22年6月以上	23年6月未満	24
23年6月以上	24年3月未満	25
24年3月以上	25年6月未満	26
25年6月以上	26年9月未満	28
26年9月以上	28年未満	29
28年以上	29年未満	30
29年以上	30年未満	31
30年以上	31年未満	32
31年以上	32年未満	33
32年以上	33年未満	34
33年以上	34年未満	36
34年以上	35年未満	36
35年以上	36年未満	特1
36年以上	37年未満	特1
37年以上	38年未満	特2
38年以上	39年未満	特2
39年以上	40年未満	特3
40年以上	41年未満	特3
41年以上	42年未満	特4
42年以上	43年未満	特4
43年以上	44年未満	特5
44年以上	45年未満	特5
45年以上		特6

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の各規定は、平成八年度分の教職員給与費等の国庫負担金から適用する。

○文部省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令及び国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）を実施するため、文部省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

文部省定員規則の一部を改正する省令

文部省定員規則（昭和四十四年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	設置法附則定員	計
本省	一一五、四七五人 うち一一三、一五一人は、国立学校の職員の定員とする。	一、九〇五人 うち一、八八〇人は、国立学校の職員の定員とする。	二〇、〇〇四人 国立学校の職員の定員とする。	一三七、三八四人 うち一三五、〇三五人は、国立学校の職員の定員とする。
文化庁	七四六人			七四六人
合計	一一六、二二一人	一、九〇五人	二〇、〇〇四人	一三八、一三〇人

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の文部省定員規則第一項及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　文部省の本省に係る行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第一条に規定する定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間は、改正後の文部省定員規則第一項の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成八年九月三十日までの間	一一八、一七七人 うち一一五、八五一人は、国立学校の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一一八、一七五人 うち一一五、八五一人は、国立学校の職員の定員とする。

○文部省令第十四号

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）及び文部省組織令（昭和五十九年政令第二百二十七号）を実施するため、文部省設置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

文部省設置法施行規則の一部を改正する省令

文部省設置法施行規則（昭和二十八年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の十四」を「第七条の十五」に、「第十二条の六」を「第十二条の七」に、「第八十条の十九」を「第八十条の二十」に、「第八十条の二十」を「第八十条の二十一」に、「第八十条の二十一」を「第八十条の二十二」に改める。

第五条の十を第五条の十一とし、第五条の九を第五条の十とし、第五条の八を第五条の九とし、第五条の七の次に次の一条を加える。

（政府調達専門官）

第五条の八　会計課に政府調達専門官一人を置く。

2　政府調達専門官は、上司の命を受け、調達契約に関し、専門的事項についての調査及び指導、助言に当たる。

第一章第一節の二中第七条の十四を第七条の十五とし、第七条の十一から第七条の十三までを一条ずつ繰り下げ、第七条の十の次に次の一条を加える。

（高齢者教育専門官）

第七条の十一　生涯学習局社会教育課に高齢者教育専門官一人を置く。

2　高齢者教育専門官は、上司の命を受け、高齢者教育に関し、専門的事項についての調査及び指導、助言に当たる。

第一章第三節中第十二条の六の次に次の一条を加える。

（災害対策専門官）

第十二条の七　教育助成局施設助成課に災害対策専門官一人を置く。

2　災害対策専門官は、上司の命を受け、公立の学校施設の災害対策に係る整備に関し、専門的事項についての調査及び指導、助言に当たる。

第十四条の九を第十四条の十とし、第十四条の八を第十四条の九とし、第十四条の七の次に次の一条を加える。

（救急医療専門官）

第十四条の八　高等教育局医学教育課大学病院指導室に救急医療専門官一人を置く。

2　救急医療専門官は、上司の命を受け、大学の附属病院における救急医療体制の整備充実に関し、専門的事項についての調査及び指導、助言に当たる。

第十八条の十二を第十八条の十三とし、第十八条の三から第十八条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の二の次に次の一条を加える。

経験年数		号俸
20年6月以上	21年6月未満	25
21年6月以上	22年6月未満	26
22年6月以上	23年6月未満	27
23年6月以上	24年3月未満	28
24年3月以上	25年6月未満	29
25年6月以上	26年9月未満	31
26年9月以上	28年未満	32
28年以上	29年未満	33
29年以上	30年未満	34
30年以上	31年未満	35
31年以上	32年未満	36
32年以上	33年未満	37
33年以上	34年未満	39
34年以上	35年未満	39
35年以上	36年未満	特1
36年以上	37年未満	特1
37年以上	38年未満	特2
38年以上	39年未満	特2
39年以上	40年未満	特3
40年以上	41年未満	特3
41年以上	42年未満	特4
42年以上	43年未満	特4
43年以上	44年未満	特5
44年以上	45年未満	特5
45年以上		特6

別表第三を次のように改める。

別表第三（第四条関係）

経験年数		号俸
1年未満		2
1年以上	2年未満	3
2年以上	3年未満	4
3年以上	4年未満	5
4年以上	5年未満	6
5年以上	6年未満	7
6年以上	7年6月未満	9
7年6月以上	8年9月未満	10
8年9月以上	10年未満	11
10年以上	11年未満	12
11年以上	12年未満	13
12年以上	13年未満	14
13年以上	14年未満	16
14年以上	15年未満	17
15年以上	16年未満	18
16年以上	17年未満	19
17年以上	18年未満	20
18年以上	19年未満	21
19年以上	20年未満	22
20年以上	21年未満	24
21年以上	22年未満	25
22年以上	23年未満	26
23年以上	24年未満	27
24年以上	25年未満	28
25年以上	26年未満	29
26年以上	27年未満	31
27年以上	28年未満	32
28年以上	29年未満	33
29年以上	30年未満	34
30年以上	31年未満	35
31年以上	32年未満	36
32年以上	33年未満	36
33年以上	34年未満	特2
34年以上	35年未満	特2
35年以上	36年未満	特3
36年以上	37年未満	特3
37年以上	38年未満	特4
38年以上	39年未満	特4
39年以上	40年未満	特5
40年以上	41年未満	特5
41年以上	42年未満	特6
42年以上	43年未満	特6
43年以上	44年未満	特7
44年以上	45年未満	特7
45年以上		特8

別表第四を次のように改める。

別表第四（第四条関係）

経験年数		号俸
2年6月以上	3年6月未満	2
3年6月以上	4年6月未満	3
4年6月以上	5年6月未満	4
5年6月以上	6年9月未満	6
6年9月以上	7年9月未満	7
7年9月以上	8年9月未満	8
8年9月以上	10年未満	9
10年以上	11年3月未満	10
11年3月以上	12年6月未満	11
12年6月以上	13年6月未満	13
13年6月以上	14年6月未満	14
14年6月以上	15年6月未満	15
15年6月以上	16年6月未満	16
16年6月以上	17年6月未満	17
17年6月以上	18年6月未満	18
18年6月以上	19年6月未満	19
19年6月以上	20年6月未満	21
20年6月以上	21年6月未満	22
21年6月以上	22年6月未満	23
22年6月以上	23年6月未満	24
23年6月以上	24年3月未満	25
24年3月以上	25年6月未満	26
25年6月以上	26年9月未満	28
26年9月以上	28年未満	29
28年以上	29年未満	30
29年以上	30年未満	31
30年以上	31年未満	32
31年以上	32年未満	33
32年以上	33年未満	34
33年以上	34年未満	36
34年以上	35年未満	36
35年以上	36年未満	特1
36年以上	37年未満	特1
37年以上	38年未満	特2
38年以上	39年未満	特2
39年以上	40年未満	特3
40年以上	41年未満	特3
41年以上	42年未満	特4
42年以上	43年未満	特4
43年以上	44年未満	特5
44年以上	45年未満	特5
45年以上		特6

（公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　公立養護学校整備特別措置法施行規則（昭和三十三年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第四条関係）

経験年数		号俸
1年未満		2
1年以上	2年未満	3
2年以上	3年未満	4
3年以上	4年未満	5
4年以上	5年未満	6
5年以上	6年未満	7
6年以上	7年6月未満	9
7年6月以上	8年9月未満	10
8年9月以上	10年未満	11
10年以上	11年未満	12
11年以上	12年未満	13
12年以上	13年未満	14
13年以上	14年未満	16
14年以上	15年未満	17
15年以上	16年未満	18
16年以上	17年未満	19
17年以上	18年未満	20
18年以上	19年未満	21
19年以上	20年未満	22
20年以上	21年未満	24
21年以上	22年未満	25
22年以上	23年未満	26
23年以上	24年未満	27
24年以上	25年未満	28
25年以上	26年未満	29
26年以上	27年未満	31
27年以上	28年未満	32
28年以上	29年未満	33
29年以上	30年未満	34
30年以上	31年未満	35
31年以上	32年未満	36
32年以上	33年未満	36
33年以上	34年未満	特2
34年以上	35年未満	特2
35年以上	36年未満	特3
36年以上	37年未満	特3
37年以上	38年未満	特4

○文部省令第十二号

義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令（昭和二十八年政令第百六号）第三条第一項（公立養護学校整備特別措置法施行令（昭和三十二年政令第三百三十八号）第九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及び公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

文部大臣　奥田　幹生

義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則及び公立養護学校整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（昭和三十九年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

経験年数		号俸
	1年未満	5
1年以上	2年未満	6
2年以上	3年未満	7
3年以上	4年未満	8
4年以上	5年未満	9
5年以上	6年未満	10
6年以上	7年6月未満	12
7年6月以上	8年9月未満	13
8年9月以上	10年未満	14
10年以上	11年未満	15
11年以上	12年未満	16
12年以上	13年未満	17
13年以上	14年未満	19
14年以上	15年未満	20
15年以上	16年未満	21
16年以上	17年未満	22
17年以上	18年未満	23
18年以上	19年未満	24
19年以上	20年未満	25
20年以上	21年未満	27
21年以上	22年未満	28
22年以上	23年未満	29
23年以上	24年未満	30
24年以上	25年未満	31
25年以上	26年未満	32
26年以上	27年未満	34
27年以上	28年未満	35
28年以上	29年未満	36
29年以上	30年未満	37
30年以上	31年未満	38
31年以上	32年未満	39
32年以上	33年未満	39
33年以上	34年未満	特2
34年以上	35年未満	特2
35年以上	36年未満	特3
36年以上	37年未満	特3
37年以上	38年未満	特4
38年以上	39年未満	特4
39年以上	40年未満	特5
40年以上	41年未満	特5
41年以上	42年未満	特6
42年以上	43年未満	特6
43年以上	44年未満	特7
44年以上	45年未満	特7
45年以上		特8

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

経験年数		号俸
	6月未満	2
6月以上	1年6月未満	3
1年6月以上	2年6月未満	4
2年6月以上	3年6月未満	5
3年6月以上	4年6月未満	6
4年6月以上	5年6月未満	7
5年6月以上	6年9月未満	9
6年9月以上	7年9月未満	10
7年9月以上	8年9月未満	11
8年9月以上	10年未満	12
10年以上	11年3月未満	13
11年3月以上	12年6月未満	14
12年6月以上	13年6月未満	16
13年6月以上	14年6月未満	17
14年6月以上	15年6月未満	18
15年6月以上	16年6月未満	19
16年6月以上	17年6月未満	20
17年6月以上	18年6月未満	21
18年6月以上	19年6月未満	22
19年6月以上	20年6月未満	24

る。

第七条及び附則第三項第二号中「第一条第一項」を「第一条の五第一項」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条に基づく住宅金融公庫法等の特例に関する省令の一部改正）

第四条　阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条に基づく住宅金融公庫法等の特例に関する省令（平成七年大蔵建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中住宅金融公庫法施行規則第二条の八を第二条の十一とし、第二条の七を第二条の十とし、第二条の六を第二条の九とし、第二条の五を削り、第二条の四を第二条の八とし、第二条の三を第二条の七とする改正規定、第二条の二の改正規定及び同条を第二条の六とし、第二条の次に四条を加える改正規定並びに第三条及び次項の規定は、平成八年十月一日から施行する。

（産業労働者住宅資金融通法施行規則の一部改正）

2　産業労働者住宅資金融通法施行規則（昭和三十九年大蔵建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二第一項」を「第二条の六第一項」に改める。

平成八年度　平成十四年度及び平成十五年度

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9　住宅金融公庫法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年大蔵省・建設省令第二号）の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲渡についての第二十二条の規定の適用については、同条中「二年以内に住宅又は利便施設の建設」とあるのは「三年以内に住宅の建設に着手しないとき若しくは二年以内に利便施設の建設」とする。

（防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造に関する技術的事項を定める省令の一部改正）

第二条　防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造に関する技術的事項を定める省令（昭和二十八年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「仕上げを」の下に「建築基準法第二条第九号に規定する」を加え、同号を同条第二号とする。

（北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部改正）

第三条　北海道防寒住宅建設等促進法施行規則（昭和四十八年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第二号中「（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「（すぎ、ひのき、ひばその他これらと同等以上の耐久性を有するものとして住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることとその他これと同等以上の耐久性を有するものとして公庫が指定する構造方法によるものを除く。）」及び「。次項第一号において同じ。」を削り、同項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第一条の三第一項第三号ロ(2)から(4)までに掲げる基準に適合すること。

第一条第一項中第八号を第六号とし、同条第二項を次のように改める。

2　法第八条第二項の表一の項ニ償還期間の欄に規定する主務省令で定める基準は、第一条の三第一項第三号ロに掲げる基準とする。

第一条を第一条の五とし、同条の前に次の四条を加える。

（法第八条第二項に規定する事項）

第一条　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号。以下「法」という。）第八条第二項の表一の項利率の欄に規定する主務省令で定める事項は、住宅の構造及び住宅の規模とする。

（法第八条第二項に規定する基準）

第一条の二　法第八条第二項の表一の項利率の欄に規定する主務省令で定める基準は、次条及び第一条の四に定めるとおりとする。

（住宅の構造に係る基準）

第一条の三　住宅の構造に係る基準は、次のとおりとする。

一　共同住宅以外の住宅の基礎は鉄筋コンクリート造とし、外壁に接する土台を木造とする場合にあつては、地盤面から基礎の上端までの高さは三十センチメートル以上であること。

二　共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の床で他の住宅との間のものその他の遮音上有効な構造とすべきものは鉄筋コンクリート造とし、その厚さは十五センチメートル以上であること。

三　住宅の構造が、次のイからハまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　次の(1)から(6)までに掲げる基準

(1)　床は、原則として段差のない構造のものであること。

(2)　主たる廊下の幅は、七十八センチメートル（柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル）以上であること。

(3)　主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上とし、浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上であること。

(4)　浴室の短辺は百三十センチメートル（共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル）以上とし、その面積は二平方メートル（共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル）以上であること。

(5)　住宅内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$T \geqq 19.5$$

$$\frac{R}{T} \leqq \frac{22}{21}$$

$$55 \leqq T + 2R \leqq 65$$

これらの式において、T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T　踏面の寸法（単位　センチメートル）

R　けあげの寸法（単位　センチメートル）

(6)　浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。

ロ　次の(1)から(5)までに掲げる基準

(1)　構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）である壁、柱及び横架材は、木造とし、すみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十二センチメートル（階数が二以上の住宅における通し柱であるすみ柱（すぎ、ひのき、ひばその他これらと同等以上の耐久性を有するものとして住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることとその他これと同等以上の耐久性を有するものとして公庫が指定する構造方法によるものを除く。第一条の五第一項第二号イにおいて同じ。）にあつては、十三・五センチメートル）以上であること。

(2)　基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地盤面からその上端までの高さは四十センチメートル以上であること。

(3)　小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に二以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は、原則として三百分の一以上とすること。

(4)　外壁の床下部分には、壁の長さ四メートル以下ごとに、有効面積三百平方センチメートル以上の換気孔を設け、床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆うこと。

(5)　(1)から(4)までに定めるもののほか、住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

ハ　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第一項の規定に基づく建築主の判断の基準となるべき事項（住宅に係るものに限る。）又は同法第十五条第二項の規定に基づく住宅の設計及び施工に関する指針を勘案して公庫が定める断熱上有効な措置を講ずること。

四　その他公庫の定める基準に適合すること。

2　建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある住宅であつて、同項の基準に該当する住宅と同等以上の性能を有すると認められるものについては、公庫は、同項の基準に該当するものとすることができる。

（住宅の規模に係る基準）

第一条の四　住宅の規模に係る基準は、住宅の床面積が百七十五平方メートル以下であることとす

○大蔵省・建設省令第二号

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十一条第一項、第三十五条の二第一項及び附則第十八項、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第二項及び第七項、第八条の二第三項並びに第九条第二項並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条第七項の規定に基づき、住宅金融公庫法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

大蔵大臣　久保　亘
建設大臣　中尾　栄一

住宅金融公庫法施行規則等の一部を改正する省令

（住宅金融公庫法施行規則の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法施行規則（昭和二十九年大蔵建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の八を第二条の十一とし、第二条の七を第二条の十とし、第二条の六を第二条の九とし、第二条の五を削り、第二条の四を第二条の八とし、第二条の三を第二条の七とする。

第二条の二第一項第二号中「（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中「（すぎ、ひのき、ひばその他これらと同等以上の耐久性を有するものとして公庫が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることとその他これと同等以上の耐久性を有するものとして公庫が指定する構造方法によるものを除く。）」及び「。次項第一号において同じ。」を削り、同項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第二条の四第一項第三号ロ(2)から(4)までに掲げる基準に適合すること。

第二条の二第一項中第八号を第六号とし、同条第二項を次のように改める。

2　法第二十一条第一項の表一の項ニ償還期間の欄に規定する主務省令で定める基準は、第二条の四第一項第三号ロに掲げる基準とする。

第二条の二を第二条の六とし、第二条の次に次の四条を加える。

（法第二十一条第一項に規定する事項）

第二条の二　法第二十一条第一項の表一の項利率の欄に規定する主務省令で定める事項は、住宅の構造及び住宅の規模とする。

（法第二十一条第一項に規定する基準）

第二条の三　法第二十一条第一項の表一の項利率の欄に規定する主務省令で定める基準は、次条及び第二条の五に定めるとおりとする。

（住宅の構造に係る基準）

第二条の四　住宅の構造に係る基準は、次のとおりとする。

一　共同住宅以外の住宅の基礎は鉄筋コンクリート造とし、外壁に接する土台を木造とする場合にあつては、地盤面から基礎の上端までの高さは三十センチメートル以上であること。

二　共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の床で他の住宅との間のものその他の遮音上有効な構造とすべきものは鉄筋コンクリート造とし、その厚さは十五センチメートル以上であること。

三　住宅の構造が、次のイからハまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　次の(1)から(6)までに掲げる基準

(1)　床は、原則として段差のない構造のものであること。

(2)　主たる廊下の幅は、七十八センチメートル（柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル）以上であること。

(3)　主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上とし、浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上であること。

(4)　浴室の短辺は百三十センチメートル（共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル）以上とし、その面積は二平方メートル（共同住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル）以上であること。

(5)　住宅内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$T \geqq 19.5$

$\frac{R}{T} \leqq \frac{22}{21}$

$55 \leqq T + 2R \leqq 65$

これらの式において、T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T　踏面の寸法（単位　センチメートル）
R　けあげの寸法（単位　センチメートル）

(6)　浴室及び住宅内の階段には、手すりを設けること。

ロ　次の(1)から(5)までに掲げる基準

(1)　構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）である壁、柱及び横架材は、木造とし、すみ柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十二センチメートル（階数が二以上の住宅における通し柱であるすみ柱（すぎ、ひのき、ひばその他これらと同等以上の耐久性を有するものとして公庫が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることとその他これと同等以上の耐久性を有するものとして公庫が指定する構造方法によるものを除く。第二条の六第一項第二号イにおいて同じ。）にあつては、十三・五センチメートル）以上であること。

(2)　基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地盤面からその上端までの高さは四十センチメートル以上であること。

(3)　小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に二以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は、原則として三百分の一以上とすること。

(4)　外壁の床下部分には、壁の長さ四メートル以下ごとに、有効面積三百平方センチメートル以上の換気孔を設け、床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆うこと。

(5)　(1)から(4)までに定めるもののほか、住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであること。

ハ　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第一項の規定に基づく建築主の判断の基準となるべき事項（住宅に係るものに限る。）又は同法第十五条第二項の規定に基づく住宅の設計及び施工に関する指針を勘案して公庫が定める断熱上有効な措置を講ずること。

四　その他公庫の定める基準に適合すること。

2　建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある住宅であつて、同項の基準に該当する住宅と同等以上の性能を有すると認められるものについては、公庫は、同項の基準に該当するものとすることができる。

（住宅の規模に係る基準）

第二条の五　住宅の規模に係る基準は、住宅の床面積が百七十五平方メートル以下であることとする。

第十一条第一項第六号中「地方供給公社」を「地方住宅供給公社」に改め、「、当該額に」を削り、「額を」の下に「、借地権の取得に要した費用がある場合においては賃貸人が当該費用について公庫の承認を得て定めた額を当該千二百分の五を乗じて得た額に」を加える。

第二十二条の二及び第二十二条の三を削る。

附則第七項第二号中「第二条の二第一項」を「第二条の六第一項」に改める。

附則第九項の表に次のように加える。

○大蔵省
　通商産業省令第三号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十二条第二項の規定に基づき、及び同法第三章（第五節を除く。）の規定を実施するため、産業基盤整備基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

大蔵大臣　久保　亘
通商産業大臣　塚原　俊平

産業基盤整備基金に関する省令の一部を改正する省令

産業基盤整備基金に関する省令（昭和六十一年大蔵省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号。以下「構造転換法」という。）」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。）」に改める。

第十二条中第六号を削り、同条第七号中「構造転換法第十六条第一号に規定する債務の保証に関する事項」を「産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）による廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号。以下「旧構造転換法」という。）第十六条第二号の出資により取得した株式等の保有及び処分に関する事項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「構造転換法第十六条第三号に規定する」を「産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧構造転換法第十六条第三号の利子補給金が支給されている貸付けに関し行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号及び第十号を削り、同条中第十一号を第八号とし、第十二号から第三十一号までを三号ずつ繰り上げる。

第十四条の見出し中「産業構造転換円滑化推進資金」を「特定新規事業実施円滑化推進資金」に、同条中「構造転換法第二十条第三項」を「新規事業法第六条の五第三項」に改める。

様式第十一中「産業構造転換円滑化推進資金」を「特定新規事業実施円滑化推進資金」に、「産業構造転換円滑化臨時措置法第20条第3項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第6条の5第3項」に改める。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

○大蔵省
　通商産業省令第四号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第五十一条の規定に基づき、産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十八日

大蔵大臣　久保　亘
通商産業大臣　塚原　俊平

産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

産業基盤整備基金の財務及び会計に関する省令（昭和六十一年大蔵省・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第一号中「、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号。以下「構造転換法」という。）第十六条第二号に掲げる業務」を削り、「業務及び」を「業務、」に改め、「並びにこれらに」の前に「並びに産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）による廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号。以下「旧構造転換法」という。）第十六条第二号の出資により取得した株式等の保有及び処分」を加える。

第八条中第六号を削り、第七号中「構造転換法第十六条第二号に規定する出資」を「旧構造転換法第十六条第二号の出資により取得した株式等の保有及び処分」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「構造転換法第十六条第三号に規定する」を「産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧構造転換法第十六条第三号の利子補給金が支給されている貸付けに関し行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号及び第十号を削り、同条中第十一条を第八号とし、第十二号から第三十四号までを三号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、平成八年五月二十九日から施行する。

に、都道府県知事の当該個人が共同改善計画（同号に規定する共同改善計画をいう。以下この条において同じ。）に従って改善措置（同号に規定する改善措置をいう。以下この項において同じ。）を実施している者である旨を証する書類（次に掲げる事項の記載のあるものに限る。）を添付することにより証明がされた者とする。

一　当該共同改善計画に係る法第十三条の三第一項第四号の認定（当該共同改善計画につき林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第六条第一項の規定による変更の認定があった場合には、当該変更の認定を含む。）があった年月日

二　当該改善措置の内容及び当該改善措置のうち当該年分において実施した措置の内容

第十八条の五第七項第六号を削る。

第二十条の十七第一項第一号イ中「第五項」を「第六項」に改め、同条第四項第三号中「次項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第五項に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三　法第四十六条の三第一項第三号に定める減価償却資産　共同改善計画に係る同号の認定の申請書（林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第二項各号に掲げる事項の記載のあるものに限る。）の写し及び都道府県知事から交付を受けた当該認定をした旨を証する書類の写し

第二十条の十七第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十六条の三第一項第三号に規定する大蔵省令で定めるところにより証明がされたものは、同号に定める減価償却資産につき同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、都道府県知事の当該法人が共同改善計画（同号に規定する共同改善計画をいう。以下この条において同じ。）に従って改善措置（同号に規定する改善措置をいう。以下この項において同じ。）を実施している者である旨を証する書類（次に掲げる事項の記載のあるものに限る。）を添付することにより証明がされた法人とする。

一　当該共同改善計画に係る法第四十六条の三第一項第三号の認定（当該共同改善計画につき林業労働力の確保の促進に関する法律第六条第一項の規定による変更の認定があった場合には、当該変更の認定を含む。）があった年月日

二　当該改善措置の内容及び当該改善措置のうち当該事業年度において実施した措置の内容

第二十二条の八第九項第六号を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　個人がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第十八条の五第七項第六号に掲げる船舶に該当する船舶の譲渡をした場合及び個人が施行日以後に同号に掲げる船舶に該当する船舶の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前に租税特別措置法（以下「法」という。）第三十七条第一項の表の第二十号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下同じ。）をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

3　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日前に旧規則第二十二条の八第九項第六号に掲げる船舶に該当する船舶の譲渡をした場合における施行日前に取得をした法第六十五条の七第一項の表の第二十一号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及び法人が施行日以後に旧規則第二十二条の八第九項第六号に掲げる船舶に該当する船舶の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

○大蔵省令第三十二号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十五条第一項及び第三百三十六条第二項第二号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月三十一日

大蔵大臣　久保　亘

所得税法施行規則の一部を改正する省令

第六条第一項第十号中「規定する外国為替銀行」の下に「、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの」を加える。

第八十一条の四第十号中「規定する外国為替銀行」の下に「、金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第六条第一項第十号（非課税貯蓄申込書の特例が認められる預貯金等の範囲等）の規定は、平成八年四月一日以後に購入をする所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する有価証券について適用する。

3　新規則第八十一条の四第十号（反復して預貯金等の預入等をすることを約する契約の範囲等）の規定は、平成八年四月一日以後に支払の確定する所得税法第二百二十四条第一項（利子等の受領者の告知）に規定する利子等について適用する。

○大蔵省令第二十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、大蔵省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

大蔵大臣　久保　亘

大蔵省定員規則の一部を改正する省令

大蔵省定員規則（昭和四十四年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	定員令第三条定員	特措法政令定員	計
本省	一四、九一一人	七、五〇四人 うち、六、〇三二人は、国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号ハの事業を行う企業の職員の定員とし、一、四七二人は、国営企業労働関係法第二条第一号ニの事業を行う企業の職員の定員とする。	二〇六人	二二、六二一人
国税庁	五六、六二六人		四八二人	五七、一〇八人
合計	七一、五三七人	七、五〇四人	六八八人	七九、七二九人

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の大蔵省定員規則本則第一項及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　本省及び国税庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の大蔵省定員規則本則第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表のとおりとする。

区分	期間	定員令第一条定員	定員令第三条定員	特措法政令定員	計
本省	平成八年九月三十日までの間	一五、一一〇人	七、五三二人 うち、六、〇六〇人は、国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号ハの事業を行う企業の職員の定員とし、一、四七二人は、国営企業労働関係法第二条第一号ニの事業を行う企業の職員の定員とする。	二〇六人	二二、八四八人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一四、九一五人	七、五一二人 うち、六、〇四〇人は、国営企業労働関係法第二条第一号ハの事業を行う企業の職員の定員とし、一、四七二人は、国営企業労働関係法第二条第一号ニの事業を行う企業の職員の定員とする。	二〇六人	二二、六三三人
国税庁	平成八年九月三十日までの間	五七、二七八人		四八二人	五七、七六〇人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五六、六三〇人		四八二人	五七、一一二人

○大蔵省令第三十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の六の二の項及び二十九の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

大蔵大臣　久保　亘

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の五を第二条の六とし、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

第二条の四　法別表第三の六の二の項の第四欄に規定する大蔵省令で定める書類は、その登記に係る不動産が同項の第三欄に規定する不動産に該当する旨を証する法務大臣の書類とする。

第十条第二号を削り、同条第三号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同条第二号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省令第三十一号

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の三第一項第四号及び第四十六条の三第一項第三号並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第三十一項及び第三十九条の七第二十九項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月二十四日

大蔵大臣　久保　亘

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二十一第一項第一号イ中「第六項」を「第七項」に改め、同条第五項第三号中「次項第二号」を「第七項第二号」に改め、同条第六項に次の一号を加え、同項を同条第七項とする。

三　法第十三条の三第一項第四号に定める減価償却資産　共同改善計画に係る同号の認定の申請書（林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第二項各号に掲げる事項の記載のあるものに限る。）の写し及び都道府県知事から交付を受けた当該認定をした旨を証する書類の写し

第五条の二十一第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十三条の三第一項第四号に規定する大蔵省令で定めるところにより証明がされたものは、同号に定める減価償却資産につき同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書

○外務省令第五号

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）を実施するため、外務省内部部局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

外務大臣　池田　行彦

外務省内部部局組織規程の一部を改正する省令

外務省内部部局組織規程（昭和五十一年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「六人」を「七人」に改め、同条第二項中「三人は」を「一人は、命を受け、対外関係事務に係る情報システムに関する重要事項についての調査及び企画立案に参画し、三人は」に改める。

第十六条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第二項中「のうち一人」及び「し、一人は、命を受け、在外公館事務所、公邸等の整備に係る重要事項についての調査及び企画立案に参画」を削る。

第七十八条を第八十一条とし、第七十五条から第七十七条までを三条ずつ繰り下げる。

第七十四条を次のように改め、同条を第七十七条とする。

（国際経済協定室）

第七十七条　条約局国際協定課に、国際経済協定室を置く。

2　国際経済協定室においては、令第八十五条に掲げる事務のうち国際経済に係る条約その他の国際約束に関するものをつかさどる。

3　国際経済協定室に、室長を置く。

第七十三条を第七十六条とし、第六十四条から第七十二条までを三条ずつ繰り下げる。

第六十三条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条　経済局国際機関第二課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受け、経済協力開発機構における投資に係る多数国間の協定の準備及びその実施に関する重要事項についての調査及び企画立案に参画する。

第六十二条を第六十四条とし、第五十四条から第六十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第五十三条第二項中「東ヨーロッパ諸国（令第五十九条第一号に掲げる諸国を除く。）」を「令第六十条第一号に掲げる諸国」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十二条を第五十四条とし、第三十七条から第五十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第三十六条を第三十七条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（企画官）

第三十八条　総合外交政策局国際社会協力部地球規模問題課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受け、令第四十一条第二号に掲げる事務のうち地球環境に関する重要事項についての調査及び企画立案に参画する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十二条から第三十四条までを一条ずつ繰り下げ、第三十一条の次に次の見出し及び一条を加える。

（化学兵器禁止条約室）

第三十二条　総合外交政策局軍備管理軍縮課に、化学兵器禁止条約室を置く。

2　化学兵器禁止条約室においては、次の事務をつかさどる。

一　令第三十七条第二号に掲げる事務のうち化学兵器禁止条約の実施に関すること。

二　前号に掲げる事務を行うために必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

3　化学兵器禁止条約室に、室長を置く。

第三十条及び同条の見出しを削る。

第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条の見出しとして「（企画官）」を付し、同条を第二十七条とする。

第二十五条の次に次の見出し及び一条を加える。

（儀典調整官）

第二十六条　大臣官房儀典官の下に、儀典調整官一人を置く。

2　儀典調整官は、命を受け、令第三十一条に掲げる事務のうち重要事項についての必要な調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第六号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

外務大臣　池田　行彦

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表アフリカ地域の項に「プレトリア（南アフリカ共和国）」を加える。

同表中南米地域の項中「エンカルナシオン（パラグァイ）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

3　首席調査官のうちあらかじめ指定する一人は、前項に掲げる事務のほか、次の事務をつかさどる。

一　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項

二　職員の人事に関する事項

三　会計に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、公安調査事務所の所掌に係る事項で他の首席調査官の所掌に属しないもの

（準用規定）

第二十一条　第九条及び第十条の規定は、公安調査事務所について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十六号

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第四十八条の四第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成八年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

一　級　地	二　級　地	三　級　地
一日　七二〇円	一日　六七六円	一日　六四〇円

第四条第一項の表を次のように改める。

一　級　地	二　級　地	三　級　地
一日　一、九一八円	一日　一、八二二円	一日　一、七二五円

第五条第一項の表中

一日　二、八一〇円	一日　二、七七一円	一日　二、六九二円	一日　二、六二七円	一日　二、六三三円	一日　二、六一三円	一日　二、五七四円
一日　二、四三九円	一日　二、四〇三円	一日　二、三三一円	一日　二、三一四円	一日　二、二七八円	一日　二、二六〇円	一日　二、二二四円

を

一日　二、九六〇円	一日　二、九一八円	一日　二、八三四円	一日　二、八一三円	一日　二、七七〇円	一日　二、七四九円	一日　二、七〇七円
一日　二、五五六円	一日　二、五一九円	一日　二、四四三円	一日　二、四二四円	一日　二、三八六円	一日　二、三六七円	一日　二、三二九円

に改め、同条第三項の表中

一日　二二四円	一日　二〇八円	一日　一九四円	一日　一六六円	一日　一二三円	一日　八四円	一日　三四円
一日　二〇一円	一日　一八七円	一日　一七四円	一日　一四九円	一日　一一〇円	一日　七六円	一日　三〇円

を

一日　二二九円	一日　二一三円	一日　一九九円	一日　一七一円	一日　一二七円	一日　八七円	一日　三五円
一日　二〇五円	一日　一九一円	一日　一七八円	一日　一五三円	一日　一一四円	一日　七八円	一日　三一円

に改め、同条第四項を次のとおり改める。

4　更生保護事業に従事する職員の週休に当たりその業務の代替のため賃金職員を雇用したときは一人一日につき、宿日直業務の補助のため賃金職員を雇用したときは一人一回につき四、六七〇円を支弁する。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成八年四月一日から適用する。

○法務省令第四十七号

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月三十日

法務大臣　長尾　立子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款同支局の項中「河内村」を「河内町」に改め、同支局の款江戸崎出張所の項中「新利根村」を「新利根町」に改め、下妻支局の款境出張所の項中「三和町　猿島町、五霞村」を「五霞町　三和町　猿島町」に改める。

附　則

この省令は、平成八年六月一日から施行する。

第四条の見出し中「警備第五課」の下に「、警備第六課」を加え、同条第一項第五号中「及び警備第五課」を「、警備第五課及び警備第六課」に改め、同条第五項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第十二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「各号」を「及び第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「各号」を「及び第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　東京入国管理局の警備第六課においては、次の事務をつかさどる。

一　収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項

二　遭難から救護された外国人の保護及び送還に関する事項

第五条第一項中「八人」を「九人」に、「及び調査記録担当」を「、実態調査担当及び情報管理担当」に、「調査記録担当の首席審査官は第二十二号及び第二十三号」を「実態調査担当の首席審査官は第二十二号の事務を、情報管理担当の首席審査官は第二十三号及び第二十四号」に改め、同項第二十二号中「及び記録」を削り、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民の認定に関する記録に関する事項

第五条第二項から第四項までの規定中「及び第二十三号」を「から第二十四号まで」に改める。

第六条第二項中「及び第二十三号」を「から第二十四号まで」に改める。

第六条の二第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「第六項から第九項」を「第七項から第十項」に改める。

第七条の二第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「東京入国管理局横浜支局」の下に「及び福岡入国管理局那覇支局」を加え、「、第二十二号及び第二十三号」を「及び第二十二号から第二十四号まで」に改め、同条第七項を削る。

第十一条第四項中「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第十二条の三第一項中「百九十一人」を「百九十四人」に改める。

別表第二所掌事務の欄中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十五号

公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第十二条第三項並びに法務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十四号）第九十七条第二項及び第九十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、公安調査庁組織規程（昭和二十七年法務省令第十九号）の全部を改正するこの省令を定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

公安調査庁組織規程

目次

第一章　総則

（この省令の趣旨）

第一条　公安調査庁の内部組織は、公安調査庁設置法及び法務省組織令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

第二章　内部部局

（企画調整官）

第二条　総務部総務課に企画調整官一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて所掌事務に関する一般的企画及び総合調整に関する事務をつかさどる。

（情報管理官）

第三条　総務部総務課に情報管理官一人を置く。

2　情報管理官は、命を受けて所掌事務を処理するため必要な情報処理システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

（渉外広報調整官）

第四条　総務部総務課に渉外広報調整官一人を置く。

2　渉外広報調整官は、命を受けて渉外及び広報に関する事務をつかさどる。

第三章　公安調査庁研修所

（位置）

第五条　公安調査庁研修所は、東京都に置く。

（所長及び法務教官）

第六条　公安調査庁研修所に所長及び法務教官を置く。

2　所長は、長官の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3　法務教官は、研修の指導及び研修の目的を達するに必要な事項の調査研究に当たる。

（研修員）

第七条　研修員は、研修の期間中、所長の定める規律に服さなければならない。

（研修指導の委嘱）

第八条　所長は、部外の学識経験者に対して、研修の指導を委嘱することができる。

（執務細則）

第九条　所長は、長官の認可を受けて必要な執務細則を定めることができる。

第四章　公安調査局

（局長）

第十条　公安調査局に局長を置く。

2　局長は、長官の指揮監督を受けて、局務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（総務部の分課）

第十一条　公安調査局の総務部に次の二課及び監察官一人を置く。

総務課

会計課

（総務課の事務）

第十二条　総務課においては、次の事務をつかさどる。

一　機密に関する事項

二　官印及び庁印の保管に関する事項

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項

四　職員の人事に関する事項

五　職員の教養に関する事項

六　行政の考査及び監察（監察官の所掌に属するものを除く。）に関する事項

七　所掌事務に関する一般的企画及び総合調整に関する事項

八　所掌事務を処理するため必要な情報処理システムの整備及び管理に関する事項

九　広報に関する事項

十　職員の厚生に関する事項

十一　前各号に掲げるもののほか、公安調査局の所掌に係る事項で他の部課の所掌に属しないもの

（会計課の事務）

第十三条　会計課においては、次の事務をつかさどる。

一　予算及び決算に関する事項

二　会計及び会計の監査に関する事項

三　行政財産及び物品の管理に関する事項

（監察官）

第十四条　監察官は、命を受けて公安調査官の職務の執行に関する監察に関する事務をつかさどる。

（公安調査局調査第一部の首席調査官）

第十五条　関東公安調査局及び近畿公安調査局の調査第一部に首席調査官各三人を、中部公安調査局、中国公安調査局、九州公安調査局、東北公安調査局、北海道公安調査局及び四国公安調査局の調査第一部に首席調査官各二人を置く。

2　公安調査局調査第一部の首席調査官は、命を受けて破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の規定による破壊的団体の規制にする調査に関する事務（調査第二部の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（公安調査局調査第二部の首席調査官）

第十六条　関東公安調査局の調査第二部に首席調査官三人を、近畿公安調査局、中部公安調査局、中国公安調査局、九州公安調査局、東北公安調査局、北海道公安調査局及び四国公安調査局の調査第二部に首席調査官各二人を置く。

2　公安調査局調査第二部の首席調査官は、命を受けて破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査であって国外との関連を有するものに関する事務を分掌する。

（部長及び課長）

第十七条　各部に部長を、総務部各課に課長を置く。

2　部長は、命を受けて部の事務を掌理する。

3　課長は、命を受けて課の事務を掌理する。

（所掌事務に関する特例）

第十八条　局長又は部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の部の所掌に属する事務を他の部において行わせることができる。

（準用規定）

第十九条　第九条の規定は、公安調査局について準用する。

第五章　公安調査事務所

（公安調査事務所の首席調査官）

第二十条　公安調査事務所に首席調査官二人を置く。

2　公安調査事務所の首席調査官は、命を受けて破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査に関する事務を分掌する。

○法務省令第四十号

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第十一条第四項の規定に基づき、保護観察所組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

保護観察所組織規程の一部を改正する省令

保護観察所組織規程(昭和二十七年法務省令第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「大阪保護観察所堺支部及び」を「大阪保護観察所堺支部に調査連絡課及び観察課を、」に改める。

別表第一保護観察所の欄中「札幌保護観察所」を「札幌保護観察所 釧路保護観察所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十一号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)第二条第二項及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令(昭和四十七年政令第百九十一号)第二条の規定に基づき、並びにこれらの政令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則(昭和四十四年法務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

区分	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本省	四八、四五〇人 うち、一一、一三二人は、検察庁の職員の定員とする。	九三一人 うち、一六八人は、検察庁の職員の定員とする。	四九、三八一人 うち、一一、三〇〇人は、検察庁の職員の定員とする。
司法試験管理委員会	―人	―人	―人
公安審査委員会	四人	―人	四人
公安調査庁	一、七三九人	一五人	一、七五四人
合計	五〇、一九三人	九四六人	五一、一三九人

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務省定員規則第一項及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　本省及び公安調査庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の法務省定員規則第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表のとおりとする。

区分	期間	定員令第一条定員	特措法政令定員	計
本省	平成八年九月三十日までの間	四八、六八九人 うち、一一、一九二人は、検察庁の職員の定員とする。	九三二人 うち、一六八人は、検察庁の職員の定員とする。	四九、六二一人 うち、一一、三六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	四八、五五五人 うち、一一、一五五人は、検察庁の職員の定員とする。	九三二人 うち、一六八人は、検察庁の職員の定員とする。	四九、四八七人 うち、一一、三二三人は、検察庁の職員の定員とする。
公安調査庁	平成八年九月三十日までの間	一、七四六人	一五人	一、七六一人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一、七四二人	一五人	一、七五七人

○法務省令第四十二号

法務省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

法務省組織規程の一部を改正する省令

法務省組織規程(昭和二十七年法務省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(営繕設計調整官)

第八条の二　営繕課に営繕設計調整官一人を置く。

2　営繕設計調整官は、命を受けて、令第十八条第二号に掲げる事務のうち特定の営繕工事の設計に係るものの調整に関する事務をつかさどる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(出入国情報管理室)

第二十五条の二　入国管理局総務課に出入国情報管理室を置く。

2　出入国情報管理室においては、令第五十六条第六号に掲げる事務のうち情報処理システムの運用及び管理に関する事務をつかさどる。

3　出入国情報管理室に室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十三号

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第七条第二項の規定に基づき、入国者収容所組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

入国者収容所組織規程の一部を改正する省令

入国者収容所組織規程(昭和二十七年法務省令第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「入国者収容所大村入国管理センターに総務課、経理課、警備課及び診療室を、入国者収容所東日本入国管理センター及び入国者収容所西日本入国管理センター」を「入国者収容所」に改める。

第七条の見出し中「警備課、」を削り、同条第一項中「警備課」を「警備第一課」に改め、第五号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、第十三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　警備第二課においては、次の事務をつかさどる。

一　警備及び所内の保安に関する事項

二　被収容者の身体、所持品及び衣類の検査並びに領置品の保管に関する事項

三　被収容者に貸与した物品の管理に関する事項

四　被収容者の発受する通信の検閲に関する事項

五　面会及び物品の授与に関する事項

六　警備に必要な情報収集に関する事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十四号

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第十二条第四項及び第七項の規定に基づき、地方入国管理局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年五月十一日

法務大臣　長尾　立子

地方入国管理局組織規程の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規程(昭和五十六年法務省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「警備第五課」の下に「、警備第六課」を加え、同条第二項中「八人」を「九人」に改める。

省　令

○法務省令第三十四号
法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年五月二日
法務大臣　長尾　立子
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。
別表浦和地方法務局の部越谷支局の款吉川出張所の項位置欄中「北葛飾郡 吉川町」を「吉川市」に、管轄区域欄中「北葛飾郡の内 吉川町 松伏町」を「吉川市 北葛飾郡の内 松伏町」に改める。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十五号
法務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十四号）第七十二条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年五月十一日
法務大臣　長尾　立子
矯正管区組織規程の一部を改正する省令
矯正管区組織規程（昭和二十四年法務府令第六号）の一部を次のように改正する。
第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の二第一項中「東京矯正管区第二部」の下に「、大阪矯正管区第二部、名古屋矯正管区第二部及び福岡矯正管区第二部」を加え、「一人」を「各一人」に改め、同条を第六条とする。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十六号
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年五月十一日
法務大臣　長尾　立子
警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令
警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。
本則中「千二百四円」を「千二百七十二円」に改める。
附　則
この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

○法務省令第三十七号
法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第四条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年五月十一日
法務大臣　長尾　立子
刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令
刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程（平成五年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。
第二十条第一項及び第二十一条第一項中「福岡拘置支所」を「小倉拘置支所」に改める。
別表第一中「小倉拘置所 | 北九州市」を「福岡拘置所 | 福岡市」に改める。
別表第三の福岡刑務所の項中「福岡拘置支所」及び「福岡市」を削り、名古屋拘置所の項の次に次のように加える。

「福岡拘置所 | 小倉拘置支所 | 北九州市」

別表第四の支所の名称欄中「福岡拘置支所」を「小倉拘置支所」に改める。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十八号
保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十一条第二項の規定に基づき、保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年五月十一日
法務大臣　長尾　立子
保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令
保護司実費弁償金支給規則（昭和二十九年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二条中「四千八百十円」を「四千九百十円」に改める。
第三条中「千三百円」を「千三百五十円」に改める。
第四条中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。
附　則
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

○法務省令第三十九号
法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第八条第五項及び法務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十四号）第六十八条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
平成八年五月十一日
法務大臣　長尾　立子
法務局及び地方法務局組織規程の一部を改正する省令
法務局及び地方法務局組織規程（昭和五十五年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「横浜地方法務局」の下に「及び神戸地方法務局」を加える。
第八条の二中「静岡地方法務局」の下に「、新潟地方法務局」を加える。
第十四条第二項中「横浜地方法務局」の下に「及び神戸地方法務局」を加える。
第十六条第四項中「静岡地方法務局」の下に「、新潟地方法務局」を加える。
第三十三条第一項中「六百九十三人」を「七百三十八人」に改める。
別表第一中「神戸地方法務局 | 岐阜地方法務局」を「神戸地方法務局 | 奈良地方法務局 | 岐阜地方法務局 | 福井地方法務局」に、「鳥取地方法務局 | 長崎地方法務局」を「鳥取地方法務局 | 佐賀地方法務局 | 長崎地方法務局 | 大分地方法務局」に、「福島地方法務局」を「福島地方法務局 | 函館地方法務局」に改める。
別表第二中「金沢地方法務局」を「金沢地方法務局 | 富山地方法務局」に改める。
別表第三中「千葉地方法務局 | 松戸支局」を「千葉地方法務局 | 松戸支局 | 千葉地方法務局 | 柏支局」に、「千葉地方法務局 | 市川支局」を「千葉地方法務局 | 市川支局 | 水戸地方法務局 | 土浦支局」に、「大阪法務局 | 岸和田支局」を「大阪法務局 | 岸和田支局 | 神戸地方法務局 | 西宮支局」に、「富山地方法務局 | 高岡支局」を「富山地方法務局 | 高岡支局 | 広島法務局 | 呉支局」に改める。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○総理府・大蔵省令第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一条）第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三十五条第二項及び第三十五条の二第一項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府・大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「、当該額に」を削り、「額を」の下に「、借地権の取得に要した費用がある場合においては賃借人が当該費用について公庫の承認を得て定めた額を当該千二百分の五を乗じて得た額に」を加える。

第二十七条の二及び第二十七条の三を削る。

附則に次の一項を加える。

3　沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成八年総理府・大蔵省令第二号）の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に公庫の承認の申請を行つた造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲渡についての第二十七条の規定の適用については、同条中「二年以内に住宅若しくは利便施設の建設」とあるのは「三年以内に住宅の建設に着手しないとき若しくは二年以内に利便施設の建設」とする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

22 住居の種類	持ち家		民営の借家又は賃貸アパート			公社・公団・公営の賃貸住宅	給与住宅（社宅・公務員住宅など）	住宅に間借り・寄宿舎その他
●テラスハウス等二つ以上の住宅を横に建て連ねたものは　長屋建とします	一戸建・長屋建	共同住宅マンション等	一戸建・長屋建	鉄筋アパート・マンション等	木造アパートその他			
	○	○	○	○	○	○	○	○

23 居住室数	1室	2室	3室	4室	5室	6室	7室	8室以上
●玄関・台所（炊事場）・便所・浴室・廊下や店・事務室などの営業用の室及び他の世帯が使っている室は除いてください ●ダイニングキッチン（台所兼食事室）は　居住室に含めます	○	○	○	○	○	○	○	○

24 自家用車の有無	あり	なし
●業務用のみに使用している車は除きます	○	○

25 世帯の年間収入（税込み）						
●世帯全体のこの1年間の収入について記入してください ●自営業の場合は　売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください	100万円未満	100～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～599万円
	○	○	○	○	○	○
	600～699万円	700～799万円	800～899万円	900～999万円	1000～1499万円	1500万円以上
	○	○	○	○	○	○

26 不在者の有無	いない	いる（世帯主からみた続き柄で答えてください）配偶者	父母又は配偶者の父母	子又は子の配偶者	その他
●あなたの世帯から　単身赴任　出稼ぎのため3か月以上（見込みも含む）あなたの住居を離れている人　及びあなたの世帯から　入院のため調査日（10月1日）現在住居を離れている人について当てはまるものすべてに記入してください					
単身赴任者又は出稼ぎ者の有無 ⟶	○	○	○	○	○
入院している者の有無 ⟶	○	○	○	○	○

27 氏名	28 世帯主との続き柄 子	孫	弟・妹	その他	29 年齢 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	30 在学・在園の状況 保育所(園)	幼稚園	小学校	在学・在園していない
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

電話番号	局	番
わからないことがあった場合の問い合わせに利用させていただきます		

ご協力ありがとうございました。

第　2　日　目

月　　日（　　曜日）

6時 30 7 30 8 30 9 30 10 30 11 30 12時
行動の種類
1 睡眠
2 身の回りの用事
3 食事
4 通勤・通学
5 仕事
6 学業
7 家事
8 介護・看護
9 育児
10 買い物
11 移動（通勤・通学を除く）
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
13 休養・くつろぎ
14 学習・研究（学業以外）
15 趣味・娯楽
16 スポーツ
17 社会的活動
18 交際・つきあい
19 受診・療養
20 その他
a 一人で
b 家族
c 学校・職場の人
d その他の人
一緒にいた人

(1) この日は 次のいずれの日でしたか (当てはまるものすべてに記入してください)							(2) この日の天気はどうでしたか		
旅行 (1泊2日以上)	行楽 (半日以上の日帰り)	行事又は冠婚葬祭 (半日以上の参加)	出張・研修等	療養	休みの日 (休暇・休日等)	その他	1日中雨が降っていた	一時雨が降っていた	雨は降らなかった
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

午前

行動の種類	0時	30	1	30	2	30	3	30	4	30	5	30	6時	
1 睡眠														1
2 身の回りの用事														2
3 食事														3
4 通勤・通学														4
5 仕事														5
6 学業														6
7 家事														7
8 介護・看護														8
9 育児														9
10 買い物														10
11 移動(通勤・通学を除く)														11
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌														12
13 休養・くつろぎ														13
14 学習・研究(学業以外)														14
15 趣味・娯楽														15
16 スポーツ														16
17 社会的活動														17
18 交際・つきあい														18
19 受診・療養														19
20 その他														20
一緒にいた人 一人で														a
一緒にいた人 家族														b
一緒にいた人 学校・職場の人														c
一緒にいた人 その他の人														d
	0時	30	1	30	2	30	3	30	4	30	5	30	6時	

午後

行動の種類	0時	30	1	30	2	30	3	30	4	30	5	30	6時	
1 睡眠														1
2 身の回りの用事														2
3 食事														3
4 通勤・通学														4
5 仕事														5
6 学業														6
7 家事														7
8 介護・看護														8
9 育児														9
10 買い物														10
11 移動(通勤・通学を除く)														11
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌														12
13 休養・くつろぎ														13
14 学習・研究(学業以外)														14
15 趣味・娯楽														15
16 スポーツ														16
17 社会的活動														17
18 交際・つきあい														18
19 受診・療養														19
20 その他														20
一緒にいた人 一人で														a
一緒にいた人 家族														b
一緒にいた人 学校・職場の人														c
一緒にいた人 その他の人														d
	0時	30	1	30	2	30	3	30	4	30	5	30	6時	

21 生活時間について

指定された第1日と第2日の行動について記入してください。

(1) この日は次のいずれの日でしたか（当てはまるものすべてに記入してください）

旅行　行楽　行事又は冠婚葬祭　出張・研修等　療養　休みの日　その他

(2) この日の天気はどうでしたか

1日中雨が降っていた　一時雨が降っていた　雨は降らなかった

「調査票の記入の仕方」をごらんください。

・「行動の種類」及び「一緒にいた人」については、当てはまる時間に横線を引いてください。

午前

同時に二つ以上の行動をした人は、そのうちの主な行動について記入してください。

行動の種類　0時　30　1　30　2　30　3　30　4　30　5　30　6時

1 睡眠
2 身の回りの用事
3 食事
4 通勤・通学
5 仕事
6 学業
7 家事
8 介護・看護
9 育児
10 買い物
11 移動（通勤・通学を除く）
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
13 休養・くつろぎ
14 学習・研究（学業以外）
15 趣味・娯楽
16 スポーツ
17 社会的活動
18 交際・つきあい
19 受診・療養
20 その他

一緒にいた人
a 一人で
b 家族
c 学校・職場の人
d その他の人

0時　30　1　30　2　30　3　30　4　30　5　30　6時

午後

行動の種類　0時　30　1　30　2　30　3　30　4　30　5　30　6時

1 睡眠
2 身の回りの用事
3 食事
4 通勤・通学
5 仕事
6 学業
7 家事
8 介護・看護
9 育児
10 買い物
11 移動（通勤・通学を除く）
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
13 休養・くつろぎ
14 学習・研究（学業以外）
15 趣味・娯楽
16 スポーツ
17 社会的活動
18 交際・つきあい
19 受診・療養
20 その他

一緒にいた人
a 一人で
b 家族
c 学校・職場の人
d その他の人

0時　30　1　30　2　30　3　30　4　30　5　30　6時

19 趣味・娯楽について（つづき）

次の趣味・娯楽について それぞれ右の質問に答えてください	(1)この1年間にしましたか しなかった	した →(2)・(3)へ	(2) この1年間に何日ぐらいしましたか 年に1~4日	年に5~9日	年に10~19日(月に1日)	年に20~39日(月に2~3日)	年に40~99日(週に1日)	年に100~199日(週に2~3日)	年に200日以上(週に4日以上)	(3) どのような人としましたか（当てはまるものすべてに記入してください） 家族	職場の人	学校の人	地域の人	友人・知人	その他の人	一人で
ビリヤード	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バードウォッチング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天体観測	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊園地・動植物園，博覧会等の見物	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドライブ	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キャンプ・オートキャンプ	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競馬	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競輪・競艇・オートレース	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上記以外に この1年間にした種目があれば 右の「○」印にマークし 点線のわく内に記入してください		○ →	種目名及び1年間に行った日数													

20 旅行・行楽について（16~19欄に記入した行動でも，旅行・行楽として行った場合は記入してください。）

次の旅行・行楽について それぞれ右の質問に答えてください		(1)この1年間にしましたか しなかった	した →(2)・(3)へ	(2) この1年間に何回ぐらいしましたか 1回	2回	3回	4回	5回	6~7回	8~9回	10回以上	(3) どのような人としましたか（当てはまるものすべてに記入してください） 家族	職場の人	学校の人	地域の人	友人・知人	その他の人	一人で
行楽（半日以上の日帰りをいい 夜行日帰りも含む）		○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旅行（1泊2日以上） 国内	観光旅行（レクリエーション・スポーツ等のための旅行を含む）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	帰省・訪問等の旅行	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業務出張・研修・その他	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外国	観光旅行（レクリエーション・スポーツ等のための旅行を含む）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業務出張・研修・その他	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

19 趣味・娯楽について（授業や研修として行うものは除き，クラブ活動や部活動は含めます。）

次の趣味・娯楽についてそれぞれ右の質問に答えてください	(1) この1年間にしましたか		(2) この1年間に何日ぐらいしましたか							(3) どのような人としましたか（当てはまるものすべてに記入してください）						
	しなかった	した →（2）・（3）へ	年に1～4日	年に5～9日	年に10～19日（月に1日）	年に20～39日（月に2～3日）	年に40～99日（週に1日）	年に100～199日（週に2～3日）	年に200日以上（週に4日以上）	家族	職場の人	学校の人	地域の人	友人・知人	その他の人	一人で
スポーツ観覧（テレビ等は除く）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美術鑑賞（テレビ等は除く）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
演芸・演劇・舞踊鑑賞（テレビ等は除く）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
映画鑑賞（テレビ・ビデオ等は除く）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
音楽会等によるクラシック音楽鑑賞	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
音楽会等によるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レコード・テープ・CD等による音楽鑑賞	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビデオ・LDによる映画鑑賞（テレビからの録画は除く）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楽器の演奏	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
邦楽（楽器の演奏のみの場合は除く）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
民謡	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コーラス・声楽	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
邦舞・おどり	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洋舞・社交ダンス	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
書道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
華道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茶道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和裁・洋裁	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
編み物・手芸	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
趣味としての料理・菓子作り	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ペットの世話	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
園芸・庭いじり	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日曜大工	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人形作り	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
模型作り	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
絵画・彫刻の制作	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陶芸・工芸	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
写真の撮影・引き伸ばし	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビデオの撮影	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
詩・和歌・俳句・小説などの創作	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
趣味としての読書	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収集（コレクション）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パソコン	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
囲碁	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
将棋	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
麻雀	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パチンコ	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テレビゲーム（家庭で行うもの 携帯用を含む）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゲームセンター・ゲームコーナーでのゲーム	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カラオケ	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トランプ・花札・カルタ・オセロ	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パズル	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

17 学習・研究について（児童・生徒・学生が授業、予習、復習として行うものや社会人の職場研修は除き、クラブ活動や部活動は含めます。）

次の学習・研究についてそれぞれ右の質問に答えてください	(1)この1年間にしましたか しなかった	した →（(2)・(3)へ）	(2) この1年間に何日ぐらいしましたか 年に1～4日	年に5～9日	年に10～19日（月に1日）	年に20～39日（月に2～3日）	年に40～99日（週に1日）	年に100～199日（週に2～3日）	年に200日以上（週に4日以上）	(3) どのような方法でしましたか（当てはまるものすべてに記入してください） 各種学校・専修学校	職業能力開発校等	学級・講座・教室等（市町村等が行うもの）	学級・講座・教室等（民間が行うもの）	講演会等	社会通信教育	テレビ・ラジオ	職場での時間外	左記以外 グループで学習・研究	一人で学習・研究	その他
外国語	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業実務・ビジネス関係	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工学・工業関係	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医学・保健	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調理・理容・美容（専門的なもの）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家政・家事（料理・裁縫・家庭経営等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
育児・家庭教育	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育・社会福祉	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人文・社会科学（歴史・政治・経済等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自然科学（数学・物理・生物・農学等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
芸術・文化	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
時事問題	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

18 社会的活動について（社会的活動の区分については、「調査票の記入の仕方」を参照してください。）

次の社会的活動についてそれぞれ右の質問に答えてください	(1)この1年間にしましたか しなかった	した →（(2)・(3)へ）	(2) この1年間に何日ぐらいしましたか 年に1～4日	年に5～9日	年に10～19日（月に1日）	年に20～39日（月に2～3日）	年に40～99日（週に1日）	年に100～199日（週に2～3日）	年に200日以上（週に4日以上）	(3) 団体等に加入して行っていますか（当てはまるものすべてに記入してください） 加入して行っている 社会奉仕を目的としている団体	町内会・老人クラブ・青年団等	その他の団体	加入しないで行っている 家族と	職場の人と	学校の人と	地域の人と	友人・知人と	その他の人と	一人で
社会奉仕活動（ボランティア） 地域社会や居住地域の人に対する奉仕（道路や公園の清掃・防犯活動・交通安全運動等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉施設等の人に対する奉仕（施設の慰問・施設の人との交流等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童・老人・障害者に対する奉仕（子供会の世話・老人の世話・点訳・手話奉仕等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定地域（へき地や災害地等）の人に対する奉仕（援護物資や資金の募集・現地での労力奉仕等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他一般の人に対する奉仕（福祉のつどいの開催・献血・無料法律相談等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的な奉仕（民生委員・保護司・行政相談委員等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
→ あなたが行った社会奉仕活動について具体的な内容を記入してください																			
社会参加活動（婦人活動・青少年活動・消費者活動・労働運動等）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○										

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

16 スポーツについて （単に見物している場合や授業、研修として行うものは除き、クラブ活動や部活動は含めます。）

次のスポーツについてそれぞれ右の質問に答えてください	(1)この1年間にしましたか		(2)この1年間に何日ぐらいしましたか							(3)どのような人としましたか（当てはまるものすべてに記入してください）							(4)どのような施設を利用しましたか				
	しなかった	した →(2)〜(4)へ	年に1〜4日	年に5〜9日	年に10〜19日（月に1日）	年に20〜39日（月に2〜3日）	年に40〜99日（週に1日）	年に100〜199日（週に2〜3日）	年に200日以上（週に4日以上）	家族	職場の人	学校の人	地域の人	友人・知人	その他の人	一人で	職場の施設	学校の施設	公営の施設	民営の施設	その他（利用しない）
野球（キャッチボールを含む）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ソフトボール	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バレーボール	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バスケットボール	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サッカー	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ラグビー	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハンドボール	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドッジボール	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
卓球	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テニス	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バドミントン	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゴルフ（練習場を含む）	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゲートボール	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボウリング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸上競技	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体操競技	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柔道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
剣道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空手・合気道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相撲	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弓道	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アーチェリー	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
射撃	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乗馬	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
つり	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水泳	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スキューバダイビング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ヨット	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サーフィン・ボードセーリング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハンググライダー・パラセーリング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スキー・スノーボード	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アイススケート	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ローラースケート・スケートボード	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登山・ハイキング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フィールドアスレチック	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サイクリング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジョギング・マラソン	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運動としての散歩	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なわとび	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
器具を使ったトレーニング	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エアロビクスダンス・ジャズダンス・美容体操	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽い体操	○	○ →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（上記以外に、この1年間にした種目があれば、右の「○」印にマークし、点線のわく内に記入してください） ○ → 種目名及び1年間に行った日数

このページは，仕事をしている人のみ記入してください。

項目	選択肢
9 勤めか自営かの別 ●業主とは　個人で事業を経営している人（農業等を含む）や自由業の人をいいます ●雇用されている人は　呼称などについても記入してください ●人材派遣企業の派遣社員とは　労働者派遣法に基づく人をいいます ●デパートの派遣店員・派遣警備員などは　派遣元の事業所における呼称を記入してください	雇用されている人 ○（→ 正規の職員・従業員 ○／パート ○／アルバイト ○／嘱託・契約社員 ○／人材派遣企業の派遣社員 ○／その他 ○） 会社などの役員 ○ 雇人のある業主 ○ 雇人のない業主 ○ 家族従業者 ○ 家庭内の賃仕事 ○
10 本人の仕事の種類 ●仕事の内容がよくわかるように　詳しく記入してください ●記入に当たっては　「調査票の記入の仕方」を参照してください	（記入欄） 審査センター記入欄 100の位 ○0 ○1 ○2 ○3 ○4 ○5 ○6 ○7 ○8 ○9 ○V 10の位 ○0 ○1 ○2 ○3 ○4 ○5 ○6 ○7 ○8 ○9 ○V 1の位 ○0 ○1 ○2 ○3 ○4 ○5 ○6 ○7 ○8 ○9 ○V
11 勤め先・業主などの企業全体の従業者数 ●本社・本店・支店・出張所・工場等も含めた企業全体の従業者数について記入してください ●国営・公営の事業所に雇用されている人は「官公庁」に記入してください	1～4人 ○／5～29人 ○／30～99人 ○／100～299人 ○／300～499人 ○／500～999人 ○／1000人以上 ○／官公庁 ○
12 ふだんの1週間の就業時間 ●ふだん残業や副業をしている場合は　それも含めた1週間の合計について記入してください	15時間未満 ○／15～34時間 ○／35～42時間 ○／43～48時間 ○／49～59時間 ○／60時間以上 ○／きまっていない ○
13 ふだんの片道の通勤時間	自宅 ○／15分未満 ○／15～30分未満 ○／30～45分未満 ○／45分～1時間未満 ○／1時間～1時間30分未満 ○／1時間30分～2時間未満 ○／2時間以上 ○
14 週休制度 ●休日の制度について　記入してください	週休1日 ○／週休1日半 ○／週休2日（月1回 ○／隔週・月2回 ○／月3回 ○／毎週 ○）／週休3日以上 ○／きまっていない ○／その他 ○
15 連続した休暇の取得の有無・時期 （当てはまるものすべてに記入してください） ●この1年間に取得した1週間以上（日曜・祝日を含む）の連続した休暇の取得状況について記入してください ●病気・忌引等は除きます	休暇をとった人（年末・年始 ○／ゴールデンウィーク ○／夏季 ○／その他の時期 ○） 休暇をとらなかった人 ○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

項目	記入欄
1　氏名及び男女の別	男 ○　女 ○
2　世帯主との続き柄 ●孫の配偶者は孫に　兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます ●世帯主の配偶者の祖父母・兄弟姉妹は　それぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます	世帯主 ○　世帯主の配偶者 ○　子 ○　子の配偶者 ○　孫 ○　世帯主の父母 ○　世帯主の配偶者の父母 ○　祖父母 ○　兄弟姉妹 ○　その他 ○
3　出生の年月 ●該当する元号について記入したうえで　点線の枠内に年及び月を記入してください ●年及び月については　下のマーク欄にも記入してください	明治 ○　大正 ○　昭和 ○ → 年　月生まれ 年　10の位 ○1 ○2 ○3 ○4 ○5 ○6 　　1の位 ○1 ○2 ○3 ○4 ○5 ○6 ○7 ○8 ○9 ○0 月　○1 ○2 ○3 ○4 ○5 ○6 ○7 ○8 ○9 ○10 ○11 ○12
4　配偶者の有無 ●届出の有無に関係なく記入してください	未婚 ○　配偶者あり ○　死別・離別 ○
5　教　育 ●卒業の場合は　最終卒業学校（中途退学した人はその前の学校）について記入してください ●学校の区分については　「調査票の記入の仕方」を参照してください	在学中：小学 ○　中学 ○　高校 ○　短大・高専 ○　大学・大学院 ○ 卒業：小学・中学 ○　高校・旧制中学 ○　短大・高専 ○　大学・大学院 ○ 在学したことがない ○
6　ふだん家族の介護・看護をしていますか （当てはまるものすべてに記入してください） ●介護・看護とは　日常生活における入浴・衣服の着脱・トイレ・屋内の移動・食事等の動作をする際に何らかの手助けをすることをいいます ●一時的に病気等で寝ている人に対する介護・看護は除きます	65歳以上の家族を介護・看護：自宅内 ○　自宅外 ○ その他の家族を介護・看護：自宅内 ○　自宅外 ○ 介護・看護はしていない ○ （15歳未満の人はこのあと4ページの「16スポーツについて」から記入してください）
7　あなたの子はどこに住んでいますか ●65歳以上の人のみ記入してください ●子の配偶者も子に含めます ●子が二人以上いる場合は　最も近くに住んでいる子について記入してください	一緒に住んでいる ○　同じ敷地内に住んでいる ○　近くに住んでいる（徒歩で5分程度） ○　同一市（区）町村内に住んでいる ○　その他の地域に住んでいる ○　子はいない ○
8　ふだん仕事をしていますか ●仕事とは　収入を伴う仕事をいい　自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・アルバイトなども含めます ●通学には　予備校・専修学校・各種学校等に通っている場合も含めます	仕事をしている人：主に仕事 ○　家事などのかたわらに仕事 ○　通学のかたわらに仕事 ○ 仕事をしていない人：家事 ○　通学 ○　その他 ○ （4ページの「16スポーツについて」から記入してください）

別記様式（第6条関係）

切り取らないで下さい

指定統計第114号
社会生活基本統計

平成　年社会生活基本調査
調　査　票

平成　年10月1日

総務庁統計局

- この調査票は，統計以外の目的には使用しませんから，ありのままを記入してください。
- 10歳以上の人は，一人1冊ずつ記入してください。
- 10歳未満の人については，世帯主の調査票の最終面に連記してください。

記入上の注意

- 記入する前に，別にお配りした「調査票の記入の仕方」をごらんください。
- 記入には必ず黒鉛筆を使用し，間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 点線のわく内には，文字や数字で答えを記入してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は，当てはまる○に⊖のように一つだけ（別に指示している場合は除く。）横線を太く濃く記入してください。
- この調査票は機械にかけますので，汚さないでください。

調査員記入欄

調査区符号					世帯番号		世帯員番号	
0○	0○	0○	0○	0○		0○		0○
1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
2○	2○	2○	2○	2○	2○	2○	2○	2○
3○	3○	3○	3○	3○		3○		3○
4○	4○	4○	4○	4○		4○		4○
	5○	5○	5○	5○		5○		5○
	6○	6○	6○	6○		6○		6○
	7○	7○	7○	7○		7○		7○
	8○	8○	8○	8○		8○		8○
	9○	9○	9○	9○		9○		9○

世帯主の調査票のみ記入

10歳以上の世帯員数		10歳未満の世帯員数		一人の世帯		
				単身赴任	出稼ぎ	その他
	0○		0○	○	○	○
1○	1○	1○	1○			
	2○		2○			
	3○		3○			
	4○		4○			
	5○		5○			
	6○		6○			
	7○		7○			
	8○		8○			
	9○		9○			

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

科学技術庁組織規則の一部を改正する総理府令

科学技術庁組織規則（昭和五十一年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「地震予知に関する科学技術その他の」を削り、「、防災科学技術研究所」を「並びに防災科学技術研究所」に改め、「並びに地震調査研究推進本部の庶務に関するもの」を削り、同条の次に次の三条を加える。

（地震調査研究企画官）

第十二条の二　研究開発局地震調査研究課に、地震調査研究企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　地震調査研究企画官は、命を受け、研究開発局地震調査研究課の所掌事務のうち、特定事項についての調査、企画及び立案に関するものに参画する。

（地震調査管理官）

第十二条の三　研究開発局地震調査研究課に、地震調査管理官一人を置く。

2　地震調査管理官は、命を受け、研究開発局地震調査研究課の所掌事務のうち、地震に関する調査研究結果等の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

（専門調査官）

第十二条の四　研究開発局地震調査研究課に、専門調査官七人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　専門調査官は、命を受け、研究開発局地震調査研究課の所掌事務のうち、専門的事項に関する調査、企画及び立案に関するものに参画する。

附　則

この府令は、平成八年六月一日から施行する。

○総理府令第三十号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

社会生活基本調査規則の一部を改正する総理府令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第一項第二号タ」を「第六条第一項第二号リ」に改める。

第六条第一項第一号ロ中「出生の年月」の下に「又は年齢」を加え、同項第二号中「十五歳」を「十歳」に改め、ニからヌまでを削り、ルをニとし、ヲをホとし、ワをヘとし、カをトとし、ヨをチとし、同号タ中「種類別時間」の下に「及び天候」を加え、同号中タをリとし、同項第三号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ　世帯の種類

第六条第一項第三号に次のように加え、同号を同項第五号とする。

ヘ　不在者の有無

第六条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三　十五歳以上の世帯員に関する事項

イ　就業状態

ロ　仕事の種類

ハ　従業上の地位

ニ　所属の企業全体の従業者数

ホ　ふだんの一週間の就業時間

ヘ　通勤時間

ト　週休制度

チ　連続した休暇の取得の状況

四　六十五歳以上の世帯員に関する事項

子の住居の所在地

第六条第二項中「別記様式第一号から別記様式第三号まで」を「別記様式」に改める。

第七条第一項中「関し、」を「関し次条第一項の規定により置かれる社会生活基本調査指導員及び」に改める。

第八条の見出しを「（指導員及び調査員）」に改め、同条第一項中「統計調査員として、」の下に「社会生活基本調査指導員（以下「指導員」という。）及び」を加え、同条第二項中「調査員」を「指導員及び調査員」に改め、同条第三項中「調査員」を「指導員及び調査員」に改め、「、住所、担当調査区」を削り、同条第四項中「指揮監督」の下に「及び指導員の指導」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

第八条に次の一項を加える。

6　特別の事情により調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

第九条の見出しを「（社会生活基本調査指導員証及び社会生活基本調査員証）」に改め、同条第一項中「調査員に対し、」を「指導員及び調査員に対し、それぞれ社会生活基本調査指導員証又は」に改め、同条第二項中「調査員」を「指導員及び調査員」に改め、「前項の」の下に「社会生活基本調査指導員証又は」を加える。

第十条第一項中「調査員」の下に「又は第八条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う指導員（以下「調査員等」という。）」を、「調査票を」の下に「担当調査区内の」を加え、同条第二項中「九月二十二日」を「九月二十一日」に改める。

第十一条第一項中「同項第二号」の下に「に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員が、同項第三号」を加え、「同項第三号」を「同項第四号に掲げる事項については調査世帯の六十五歳以上の世帯員が、同項第五号」に改め、同条第三項中「及び」を削り、「応じる」を「応じ、及び調査員等の質問に答える」に改める。

第十三条中「調査員は、」を「調査員及び指導員は」に、「、総務庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十五条中「マイクロフィルム」の下に「若しくは磁気媒体」を加える。

別記様式第一号を次のように改め、別記様式第二号及び別記様式第三号を削る。

（無機材質研究所組織規則の一部改正）

第六条　無機材質研究所組織規則（昭和四十一年総理府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「研究グループ十四」を「研究グループ十三」に改め、「超高圧力ステーション」の下に「、超微細構造解析ステーション」を加える。

第四条中「超高圧力ステーション」の下に「、超微細構造解析ステーション」を加える。

第四条の四を第四条の五とし、第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

（超微細構造解析ステーション）

第四条の三　超微細構造解析ステーションにおいては、次の業務をつかさどる。

一　超高純度非金属無機材質その他これに類する材質の創製に係る超微細構造解析技術に関する研究に関すること。

二　委託に応じて行う前号に掲げる業務に関すること。

第七条第一項及び第三項中「超高圧力ステーション」の下に「、超微細構造解析ステーション」を加える。

第八条第二項中「超高圧力ステーション」の下に「、超微細構造解析ステーション」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十六号

環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）及び環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）を実施するため、環境庁組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

環境庁組織規則の一部を改正する総理府令

環境庁組織規則（昭和四十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（環境保全活動推進室）

第五条　企画調整局企画調整課に、環境保全活動推進室を置く。

2　環境保全活動推進室においては、令第十六条第二号、第三号及び第九号に規定する事務のうち環境の保全に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の振興並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下「自発的活動」という。）の促進に係るもの（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に関する事業の実施に係るものを除く。）並びに同条第五号及び第六号に規定する事務をつかさどる。

3　環境保全活動推進室に、室長を置く。

4　室長は、上司の命を受けて、環境保全活動推進室の事務を掌理する。

第十六条第三項中「第二十五条」の下に「、第二十六条第一号及び第二号」を加える。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

（生物多様性企画官）

第十九条　自然保護局計画課に、生物多様性企画官一人を置く。

2　生物多様性企画官は、上司の命を受けて、令第二十四条第一号及び第二号に規定する事務のうち生物の多様性の保全に関する企画、立案及び調整に関するものをつかさどる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十七号

自然公園法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第百三十八号）の施行に伴い、及び自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）を実施するため、自然公園法施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

自然公園法施行規則の一部を改正する総理府令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、「又は期間の伸長」を削り、同条第三号中「又は工事」を削り、同条第四号中「又は伸長の期間」を削り、同条第五号中「又は伸長」を削る。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十八号

沖縄開発庁組織令（昭和四十七年政令第百八十二号）第二十条の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

沖縄総合事務局組織規程の一部を改正する総理府令

沖縄総合事務局組織規程（昭和四十七年総理府令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二を第五十一条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（営繕設計官）

第五十一条の四　開発建設部に、営繕設計官を置く。

2　営繕設計官は、命を受けて営繕工事の設計及び積算に関する事務をつかさどる。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（ダム管理指導官）

第五十一条の二　開発建設部に、ダム管理指導官を置く。

2　ダム管理指導官は、命を受けて、部の所掌事務のうちダム管理に関する指導及びダム管理に係る関係機関との調整に関する事務を整理する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十九号

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）及び科学技術庁組織令（昭和三十一年政令第百四十二号）を実施するため、科学技術庁組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

を
「技術安全部
人材・研究基盤部
放射線科学研究部
障害基盤研究部
生物影響研究部
内部被ばく・防護研究部
人間環境研究部
放射線障害医療部」
に改める。

第三条第二号中「収集、編集、刊行及び保管」を「編集及び刊行」に改める。

第六条第二号中「アイソトープ」の下に「、核燃料物質」を加える。

第十二条から第十六条までを削る。

第十一条（見出しを含む。）中「環境衛生研究部」を「人間環境研究部」に改め、同条第三号中「内部被ばく研究部」を「内部被ばく・防護研究部」に改め、同条に次の二号を加え、同条を第十六条とする。

四　放射線からの人体の防護に関する調査研究に関すること。（放射線科学研究部、内部被ばく・防護研究部及び研究グループの所掌に属するものを除く。）

五　人体に及ぼす放射線の影響に関する総合的な解析及び評価に関する調査研究に関すること。（研究グループの所掌に属するものを除く。）

第十条（見出しを含む。）中「内部被ばく研究部」を「内部被ばく・防護研究部」に改め、同条第二号中「影響」の下に「及びその低減化」を加え、同条を第十五条とする。

第九条を第十四条とする。

第八条を第十三条とする。

第七条第二号中「防護」を「物理的防護」に改め、同条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

（技術安全部の分課）

第七条　技術安全部に次の三課を置く。

技術課

安全施設課

放射線安全課

（技術課）

第八条　技術安全部技術課においては、次の業務をつかさどる。

一　共用実験施設の運用に関すること。（人材・研究基盤部及び重粒子治療センター運転課の所掌に属するものを除く。）

二　研究用物品の工作及び修理を行うこと。

三　内部被ばく実験施設の運用並びに同施設において行われる研究用動物の検疫、増殖及び飼育に関すること。

（安全施設課）

第九条　技術安全部安全施設課においては、次の業務をつかさどる。

一　変電施設、ボイラー室及び機械室の運用に関すること。

二　職員並びに施設及び設備の安全に関すること。

三　行政財産の管理に関すること。

四　営繕に関すること。

（放射線安全課）

第十条　技術安全部放射線安全課においては、次の業務をつかさどる。

一　所内における放射線量率の測定その他放射線に関する安全管理に関すること。

二　アイソトープ及び核燃料物質の保管及び配分を行うこと。

三　機器、被服等のアイソトープ及び核燃料物質による汚染の除去並びに放射性廃棄物の処理に関すること。

四　職員の放射線に関する健康管理に関すること。

（人材・研究基盤部）

第十一条　人材・研究基盤部においては、次の業務をつかさどる。

一　人材養成業務計画の樹立及びその実施に関すること。

二　教科書及び教材の作成に関すること。

三　受講生の入所、退所その他身分取扱に関すること。

四　受講生の宿泊に関すること。

五　前四号に掲げるもののほか、人材養成に関すること。

六　研究交流に関すること。

七　電子計算機の利用及びこれに関する調査研究に関すること。

八　文献及び資料の収集及び保管に関すること。

九　研究用動物の検疫、増殖及び飼育（技術安全部技術課の所掌に属するものを除く。）並びに研究用植物の栽培並びにこれらの配分を行うこと。

十　動植物に関する共用実験施設の運用に関すること。

十一　研究用動物の検疫、増殖及び飼育に関する調査研究に関すること。

十二　第六号から前号までに掲げるもののほか、研究基盤の確立に関すること。

第十八条を削り、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（放射線障害医療部）

第十七条　放射線障害医療部においては、次の業務をつかさどる。

一　放射線による人体の障害の診断及び治療並びにこれらに関する調査研究に関すること。（研究グループの所掌に属するものを除く。）

二　放射線による人体の障害の診断及び治療に関する情報の管理並びにこれに関する調査研究に関すること。（研究グループの所掌に属するものを除く。）

三　放射線による人体の障害の生理学的検査、病理学的検査、化学的検査及び細菌学的検査に関すること。

第十九条中「三部」を「二部並びに高度診断機能研究ステーション」に改め、「障害・臨床研究部」を削る。

第二十条第四号中「関すること。」の下に「（放射線障害医療部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十一条第三号を削る。

第二十二条中「（管理課）」を「（放射線障害医療部及び管理課）」に改める。

第二十四条中「次の三課」の下に「及び薬剤室」を加える。

第二十五条中「次の業務」を「治療に関する業務（放射線障害医療部及び治療システム開発室の所掌に属するものを除く。）」に改め、第一号及び第二号を削る。

第二十六条中「次の業務」の下に「（放射線障害医療部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十八条を次のように改める。

（薬剤室）

第二十八条　治療・診断部薬剤室においては、調剤及び製剤に関する業務をつかさどる。

第二十九条第四号を削る。

第三十七条第一項中「、環境放射生態学研究部及び海洋放射生態学研究部」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第三十八条とする。

第三十六条第二項の表中「那珂湊支所」を「那珂湊放射生態学研究センター」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加え、同条を第三十七条とする。

3　支所においては、次の業務をつかさどる。

一　放射性物質の挙動に関する生態学的調査研究に関すること。（人間環境研究部及び研究グループの所掌に属するものを除く。）

二　放射能水準に関する調査研究に関すること。（研究グループの所掌に属するものを除く。）

三　放射性物質による汚染の除去に関する調査研究に関すること。（研究グループの所掌に属するものを除く。）

第三十五条第二項中「又は総括安全解析研究官」を「、高度診断機能研究ステーション又は支所」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条第一項中「研究グループ」の下に「及び高度診断機能研究ステーション」を加え、同条第三項中「、支所にあっては支所長」を削り、「研究グループ」の下に「及び高度診断機能研究ステーション」を加え、同条第五項中「重粒子治療センター長」の下に「（治療・診断部薬剤室にあっては部長）」を加え、同条を第三十四条とする。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（高度診断機能研究ステーション）

第三十条　高度診断機能研究ステーションにおいては、次の業務をつかさどる。

一　放射線を利用する疾病の診断及び治療に関する調査研究に関すること。（研究グループ及び医療情報室の所掌に属するものを除く。）

二　研究用アイソトープの製造及びこれに関する調査研究に関すること。（研究グループ及び治療システム開発室の所掌に属するものを除く。）

（防災科学技術研究所組織規則の一部改正）

第五条　防災科学技術研究所組織規則（平成二年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地震予知研究センター」を「地震調査研究センター」に改める。

第九条中「地震予知研究センター」を「地震調査研究センター」に改める。

第十条第一号中「地震予知研究センター」を「地震調査研究センター」に改める。

第十一条の二（見出しを含む。）中「地震予知研究センター」を「地震調査研究センター」に改め、同条第一号中「地震予知及び噴火予知」を「地震及び噴火」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（地震総合研究官）

第十三条の二　防災科学技術研究所に、地震総合研究官一人を置く。

2　地震総合研究官は、所長の命を受け、地震に関する重要事項に関し、指導を行う。

第十四条中「地震予知研究センター」を「地震調査研究センター」に改める。

防衛施設庁労務部労務企画課に企画官を置く等の総理府令

第一条を次のように改める。

（企画官）

第一条　防衛施設庁労務部労務企画課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受け、労務企画課の所掌事務のうち、重要事項についての調査、企画及び立案に関するものに参画する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十三号

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）及び経済企画庁組織令（昭和三十二年政令第二百三十五号）を実施するため、経済企画庁組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

経済企画庁組織規則の一部を改正する総理府令

経済企画庁組織規則（昭和五十二年総理府令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「、物価局物価政策課」を削る。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十四号

経済企画庁組織令（昭和三十二年政令第二百三十五号）第四十二条第三項の規定に基づき、経済研究所組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

経済研究所組織規則の一部を改正する総理府令

経済研究所組織規則（昭和三十三年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「八人」を「七人」に、「国民所得部」を「国民経済計算部」に改める。

第三条第二号中「国民所得部」を「国民経済計算部」に改める。

第四条の見出しを「（国民経済計算部）」に改め、同条中第七項を削り、同条第八項中「地域所得官は、」を「地域経済計算課においては、地域経済計算の調査及び分析並びに」に改め、同項を同条第九項とし、同条に次の一項を加える。

10　環境経済計算調整官は、環境経済計算の調査及び分析並びに環境経済計算の体系の調査及び研究に関する事務をつかさどる。

第四条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「並びに国民経済計算の調査及び分析（他の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　企画調査課においては、次の事務をつかさどる。

一　部の事務の連絡調整に関すること。

二　国民経済計算の調査及び分析に関すること（他の所掌に属する事務を除く。）。

三　国民経済計算の体系の調査及び研究に関すること（地域経済計算課及び環境経済計算調整官の所掌に属する事務を除く。）。

第四条第一項中「国民所得部に」を「国民経済計算部に、企画調査課」に、「国民経済計算調査室及び地域所得官一人」を「地域経済計算課及び環境経済計算調整官一人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国民経済計算部においては、国民経済計算の調査及び分析並びに国民経済計算の体系の調査及び研究に関する事務をつかさどる。

第五条の見出しを「（所長及び次長）」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十五号

科学技術庁組織令（昭和三十一年政令第百四十二号）第四十九条第四項、第五十条第三項、第五十一条第三項、第五十二条第四項及び第五十三条第二項の規定に基づき、並びに科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）及び科学技術庁組織令を実施するため、科学技術庁組織規則等の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

科学技術庁組織規則等の一部を改正する総理府令

（科学技術庁組織規則の一部改正）

第一条　科学技術庁組織規則（昭和五十一年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「普及奨励室」を「奨励室」に改め、同条第二項第五号及び第六号を削る。

第十条の二（見出しを含む。）中「研究開発基盤調整官」を「基礎研究推進企画官」に改め、同条第二項中「開発研究基盤」を「基礎的試験研究」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地域科学技術振興企画官）

第十条の三　科学技術振興局研究基盤課に地域科学技術振興企画官一人を置く。

2　地域科学技術振興企画官は、命を受け、科学技術振興局研究基盤課の所掌事務のうち、地域における科学技術振興に関する特定事項についての調査、企画及び立案に関するものをつかさどる。

第十一条中「研究交流課」を「研究基盤課」に改める。

第十四条を削り、第十四条の二を第十四条とし、第十四条の三を第十四条の二とし、第十四条の四を削り、第十四条の五を第十四条の三とし、第十四条の六を第十四条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（地球科学技術推進調整官）

第十四条の五　研究開発局海洋地球課に、地球科学技術推進調整官一人を置く。

2　地球科学技術推進調整官は、命を受け、研究開発局海洋地球課の所掌事務のうち、地球科学技術に関する重要事項に係るものに参画する。

第十六条を削り、第十六条の二を第十六条とする。

第十六条の三第二項中「第十八条の二第二項において同じ。」を削り、同条を第十六条の二とする。

第十八条の三を次のように改める。

（核融合開発室）

第十八条の三　原子力局研究技術課に、核融合開発室を置く。

2　核融合開発室においては、次の事務をつかさどる。

一　核融合に関する試験研究の方針の企画並びに当該試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

二　核融合に関する試験研究の助成に関すること。

三　核融合に関する研究者及び技術者の国内における養成訓練に関すること。

3　核融合開発室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、核融合開発室の事務を掌理する。

第十八条の四を削る。

（航空宇宙技術研究所組織規則の一部改正）

第二条　航空宇宙技術研究所組織規則（昭和三十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

（研究総務官）

第二十三条　航空宇宙技術研究所に、研究総務官一人を置く。

2　研究総務官は、所長の命を受け、重要な研究に関し、総括して指導を行う。

（金属材料技術研究所組織規則の一部改正）

第三条　金属材料技術研究所組織規則（昭和三十七年総理府令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十部」を「九部」に、「反応制御研究部
表面界面制御研究部」を「反応制御研究部」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条の二を第十二条とする。

第十四条第一号及び第二号中「組織」の下に「並びに表面及び界面」を加える。

第十七条の二中「ステーション二」を「ステーション三」に、「精密励起場ステーション」を「精密励起場ステーション
極高真空場ステーション」に改める。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（極高真空場ステーション）

第十七条の五　極高真空場ステーションにおいては、次の業務（研究グループの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　極高真空場技術に関する研究及び試験で金属材料等に係るものに関すること。

二　極高真空場技術に関する研究及び試験で金属材料等に係るもののための施設及び設備に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する調査に関すること。

第十九条を次のように改める。

（研究総務官）

第十九条　金属材料技術研究所に、研究総務官一人を置く。

2　研究総務官は、所長の命を受け、重要な研究に関し、総括して指導を行う。

（放射線医学総合研究所組織規則の一部改正）

第四条　放射線医学総合研究所組織規則（昭和三十二年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八部」を「九部」に、「研究グループ三」を「研究グループ五」に改め、「、総括安全解析研究官一人」を削り、

「放射線科学研究部
障害基盤研究部
生物影響研究部
内部被ばく研究部
環境衛生研究部
技術部
養成訓練部」

別表（第二条関係）

イ　参事官等級別定数表

組織の区分＼職務の級	五級	四級	三級	二級	一級
本庁	二四人	二四人	二六人	八六人	九五人

ロ　事務官等級別定数表

俸給表区分	組織の区分＼職務の級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
行政職俸給表(一)	本庁	三四人	五二人	一二〇人	六六四人	八四〇人	一、五三四人	一、五二〇人	二、五五〇人	三、五〇六人	一、二七六人	三四四人
	防衛施設庁	四六	三五	六七	二四八	三五二	五五四	二六八	四六八	六二〇	三四六	七〇
行政職俸給表(二)	本庁						九九	一、二〇六	一、一八九	二、三二一	一、四六二	九六
	防衛施設庁						一	四二	二八	二七	八	二
教育職俸給表(一)	本庁							一六九	一五三	八四	一二〇	七七
教育職俸給表(二)	本庁								―	一	七八	―
教育職俸給表(四)	本庁							―	―	―	七	―
研究職俸給表	本庁							二〇三	一〇〇	一六二	三三八	一
医療職俸給表(一)	本庁								一	五	四	一
医療職俸給表(二)	本庁				―	一	五	二〇	六七	一三三	一九八	六二
医療職俸給表(三)	本庁					―	一	二	四五	一〇五	六〇五	二〇
	防衛施設庁					―	―	―	二	五	三	―

備考　本庁の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、統合幕僚会議、技術研究本部及び調達実施本部並びに防衛施設庁の内部部局及び地方支分部局の事務官等の定数は、それぞれ長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与施行規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　平成八年九月三十日までの間は、改正後の別表ロの規定にかかわらず、同表行政職俸給表(一)の項中「三四四」とあるのは「三四六」と、「七〇」とあるのは「七二」と、同表研究職俸給表の項中「一」とあるのは「四」とする。

3　平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、改正後の別表ロの規定にかかわらず、同表行政職俸給表(一)の項中「三四四」とあるのは「三四六」と、「七〇」とあるのは「七二」とする。

○総理府令第十九号

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第二項の規定に基づき、参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める総理府令の一部を改正する総理府令

参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める総理府令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則第五号中「呉地方総監」の下に「、航空支援集団司令官」を加え、本則第七号中「海上自衛隊幹部学校長」の下に「、海上自衛隊第一術科学校長」を加え、本則第八号中「、航空支援集団司令官」を削り、本則第九号中「防衛大学校幹事」の下に「、防衛研究所副所長」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、改正後の参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける参事官及び書記官の官職並びにこれらに準ずる事務官等及び自衛官の官職を定める総理府令の規定は、平成八年四月一日から適用する。

○総理府令第二十号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第二項の規定に基づき、防衛庁旅費規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛庁旅費規則の一部を改正する総理府令

防衛庁旅費規則（昭和三十八年総理府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表自衛官の職務の欄中

［斜線］

を

［一等陸尉の八号俸以上
一等海尉の八号俸以上
一等空尉の八号俸以上］

に、

［一等陸尉
一等海尉
一等空尉］

を

［一等陸尉の七号俸以下
一等海尉の七号俸以下
一等空尉の七号俸以下］

に改める。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　改正後の防衛庁旅費規則の規定は、この府令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○総理府令第二十一号

防衛庁組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百五十三条の規定に基づき、防衛施設局組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛施設局組織規則の一部を改正する総理府令

防衛施設局組織規則（昭和三十七年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項中「横浜防衛施設局」の下に「、大阪防衛施設局」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十二号

防衛庁組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）を実施するため、防衛施設庁労務部労務企画課に首席渉外労務監督官を置く等の総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛施設庁労務部労務企画課に首席渉外労務監督官を置く等の総理府令の一部を改正する総理府令

防衛施設庁労務部労務企画課に首席渉外労務監督官を置く等の総理府令（昭和五十四年総理府令第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

○総理府令第十四号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二十六条第二項の規定に基づき、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する総理府令

警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「千八百八十五円」を「千九百四十円」に、「千八百十円」を「千八百六十五円」に、「千六百四十円」を「千六百九十円」に、「千四百三十五円」を「千四百八十円」に、「千三百十五円」を「千三百五十五円」に改め、同項第三号中「千三百十五円」を「千三百五十五円」に改める。

附則第三項第一号中「千五百五十円」を「千五百九十五円」に、「千五百円」を「千五百四十五円」に、「千四百十円」を「千四百五十五円」に改める。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　改正後の警察庁旅費取扱規則の規定は、平成八年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

○総理府令第十五号

総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）及び総務庁組織令（昭和五十九年政令第百八十一号）を実施するため、総務庁組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

総務庁組織規則の一部を改正する総理府令

総務庁組織規則（昭和五十九年総理府令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（情報システム管理室）

第八条の二　行政管理局行政情報システム企画課に、情報システム管理室を置く。

2　情報システム管理室においては、令第十九条の三第三号に掲げる事務をつかさどる。

3　情報システム管理室に、室長を置く。

4　室長は、命を受けて情報システム管理室の事務を掌理する。

第九条第一項中「行政情報システム企画課に」の下に「調査官一人を」を加え、「及び」を削り、「、調査官各二人」を「調査官三人」に改める。

第十八条の三の見出しを「（事業所・企業統計室）」に改め、同条第一項中「事業所統計室」を「事業所・企業統計室」に改め、同条第二項中「事業所統計室」を「事業所・企業統計室」に改め、同項第一号及び第二号中「事業所統計調査」を「事業所・企業統計調査」に改め、同項第三号中「事業所」の下に「及び企業」を加え、同条第三項及び第四項中「事業所統計室」を「事業所・企業統計室」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（企画官）

第十八条の四　統計局統計調査部国勢統計課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて統計局統計調査部国勢統計課の所掌事務のうち特定事項の企画及び調整に関する事務に従事する。

第二十七条の三の次に次の一条を加える。

（情報システム調整官）

第二十七条の四　管理課に、情報システム調整官一人を置く。

2　情報システム調整官は、命を受けてセンターの所掌事務に係る情報システムに関する事項の企画及び調整に関する事務に従事する。

第三十二条第一号中「事業所統計調査」を「事業所・企業統計調査」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第十六号

北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第十二条第二項及び北海道開発庁組織令（昭和二十七年法律第三百八十号）第十三条第四項の規定に基づき、並びに北海道開発法及び北海道開発庁組織令を実施するため、北海道開発庁組織規則及び北海道開発局組織規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

北海道開発庁組織規則及び北海道開発局組織規程の一部を改正する総理府令

（北海道開発庁組織規則の一部改正）

第一条　北海道開発庁組織規則（昭和五十九年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務課」の下に「、水政課」を加え、同条第二項中「企画官」を「総務課及び農林水産課に置く企画官」に改め、同条に次の一項を加える。

3　水政課に置く企画官は、上司の命を受け、水政課の所掌事務のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく防災計画、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事務その他の事務の連絡調整に関する事務のほか、重要事項についての調査、企画、立案及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

第八条第一項中「二十七人」を「二十六人」に改める。

（北海道開発局組織規程の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規程（昭和二十六年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五を次のように改める。

（開発調整課の所掌事務）

第三条の五　開発調整課においては、次の事務をつかさどる。

一　開発事業の計画に関する企画及び実施の調整に関すること。

二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく防災計画、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事務その他の事務の連絡調整に関すること。

第四条の二十を第四条の二十一とし、第四条の十六から第四条の十九までを一条ずつ繰り下げ、第四条の十五の次に次の一条を加える。

（防災対策官）

第四条の十六　局長官房開発調整課に、防災対策官一人を置く。

2　防災対策官は、上司の命を受け、第三条の五第二号に掲げる事務をつかさどる。

○総理府令第十八号

防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛庁職員給与施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛庁職員給与施行規則の一部を改正する総理府令

防衛庁職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

第十一条の五を第十一条の六とし、第十一条の四の次に次の一条を加える。

（事業調査官）

第十一条の五　農業水産部農業水利課に、事業調査官一人を置く。

2　事業調査官は、上司の命を受け、第十条第一号に掲げる事務で農業生産基盤整備事業の実施に係る重要な事項についての調査及び調整に関するものをつかさどる。

第十八条の二第一項中「五百四十六人」を「五百五十四人」に改める。

第十八条の三第一項中「十八人」を「八人」に改める。

第十八条の四第一項中「二十九人」を「二十七人」に改める。

第二十一条の五を第二十一条の六とし、第二十一条の四の次に次の一条を加える。

第二十一条の五　札幌開発建設部及び室蘭開発建設部に、それぞれ広報官一人を置く。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第十七号

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十八条第七項の規定に基づき、防衛医科大学校の編制等に関する総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛医科大学校の編制等に関する総理府令の一部を改正する総理府令

防衛医科大学校の編制等に関する総理府令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「理学・作業療法部長」を「リハビリテーション部長」に改める。

別表第五中「理学・作業療法部」を「リハビリテーション部」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令

○総理府令第十一号

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）及び総理府本府組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）を実施するため、総理府本府組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

総理府本府組織規則の一部を改正する総理府令

総理府本府組織規則（昭和四十年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の四に見出しとして「（調査官）」を付し、同条を第五条の五とし、第五条の三の次に次の一条を加える。

（海外広報企画官）

第五条の四　大臣官房広報室に、海外広報企画官一人を置く。

2　海外広報企画官は、上司の命を受けて、海外に対する広報に関する調査、企画及び立案並びに各行政機関との連絡に関する事務に従事する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第十二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する総理府令

公正取引委員会事務局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（審査統括官）

第十三条　近畿事務所に、審査統括官一人を置く。

2　審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務を総括整理する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第十三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び第二十八条第四項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

警察法施行規則の一部を改正する総理府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の十一・第一条の十二」を「第一条の十一―第一条の十三」に、「第一条の十三―第一条の十七」を「第一条の十四―第一条の十七」に改める。

第一条の八（見出しを含む。）中「犯罪被害給付室」を「犯罪被害者対策室」に改め、同条第二項中「第九号」の下に「及び第十号」を加える。

第三款の款名及び第一条の十三を削り、第一条の十二の次に次の一条及び款名を加える。

（国際銃器対策官）

第一条の十三　生活安全局銃器対策課に、国際銃器対策官一人を置く。

2　国際銃器対策官は、命を受け、令第八条の三第一号に掲げる事務のうち国際的な銃器の不正な流通（我が国への密輸に係る流通その他不正な流通をいう。以下この項において同じ。）に関する情報の収集、整理その他国際的な銃器の不正な流通に関する情報に関すること及び銃器の規制に関する国際協力に関することをつかさどる。

第三款　刑事局

第一条の十五を次のように改める。

（特殊事件捜査室）

第一条の十五　刑事局捜査第一課に、特殊事件捜査室を置く。

2　特殊事件捜査室においては、令第十条の二第四号、第五号及び第九号に掲げる事務並びに同条第一号、第二号及び第六号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

3　特殊事件捜査室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特殊事件捜査室の事務を掌理する。

第一条の二十を第一条の二十の二とし、第二章第一節第五款中同条の前に次の一条を加える。

（特殊組織犯罪対策室）

第一条の二十　警備局公安第一課に、特殊組織犯罪対策室を置く。

2　特殊組織犯罪対策室においては、令第十五条に掲げる事務のうちテロリズムに係る組織犯罪その他これに類する特殊な組織犯罪に関するものをつかさどる。

3　特殊組織犯罪対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、特殊組織犯罪対策室の事務を掌理する。

第一条の二十七第二項を次のように改める。

2　情報管理技術室においては、令第十九条の二第一号に掲げる事務のうち次の事務をつかさどる。

一　情報の管理に関する技術的研究に関すること。

二　電子計算組織による電磁的記録の解析に関すること。

第一条の二十八第二項中「関する事務」の下に「（情報管理技術室の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四条の二第一項中「九部及び資料主幹一人」を「八部」に改め、「研究部」を削る。

第七条の十及び第七条の十一を削り、第七条の十二を第七条の十とし、第七条の十三から第七条の十六までを二条ずつ繰り上げ、第七条の十四の次に次の一条を加える。

（警察政策研究センター）

第七条の十五　警察大学校に、警察政策研究センターを置く。

2　警察政策研究センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　警察に関する政策並びに学術及びその運用に関する調査研究に関すること。

二　警察職員の研究の指導に関すること。

三　警察における教育訓練及び学術の研修に必要な資料に係る総合的考査及び管理に関すること。

3　警察政策研究センターに、所長を置く。

4　所長は、警察大学校長の命を受け、警察政策研究センターの事務を処理する。

5　警察政策研究センターに、資料主幹一人を置く。

6　資料主幹は、命を受け、第二項第三号に掲げる事務をつかさどる。

7　警察政策研究センターに、所長及び資料主幹のほか、教授及び助教授を置く。

8　教授は、第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事する。

9　助教授は、教授の職務を助ける。

第七条の十七中「警察通信に関する研究」を「警察に関する通信に関する研究」に改め、同条を第七条の十六とする。

第十一条の二中「五部」を「六部」に、「法科学第二部」を「法科学第二部　法科学第三部」に改める。

第十七条第二号中「化学、」を削る。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（法科学第三部の所掌事務）

第十七条の三　法科学第三部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　犯罪の捜査に関連する化学の研究及び実験に関すること。

二　前号に掲げる科学又は技術を応用する鑑定及び検査に関すること。

第三十八条の十中「次の二課を置く。」を「次の二課及び災害対策官一人を置く。」に改める。

第三十八条の十三中「その他災害対策」を「その他災害等の緊急事案に対処するための対策」に改める。

第三十八条の十五中「次の四課及び高速道路管理官一人」を「次の四課、高速道路管理官一人及び災害対策官一人」を「、高速道路管理官二人」に、「及び高速道路管理官二人」を「及び災害対策官一人」に、「鑑定官一人及び高速道路管理官一人」を「鑑定官一人、高速道路管理官一人及び災害対策官一人」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（災害対策官）

第四十一条の二　災害対策官は、命を受け、災害警備その他災害等の緊急事案に対処するための対策に関する事務をつかさどる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

第四十二条第一項第一号イ中「規定する外国為替銀行」の下に「、金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の十六の改正規定及び第二条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新措置法施行令」という。）第二十条の二第二項第四号の規定は、個人が幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

（償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲に関する経過措置）

第三条　新措置法施行令第二十六条の十六の規定は、平成八年四月一日以後に発行される租税特別措置法第四十一条の十二第八項に規定する割引債について適用する。

（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第四条　新措置法施行令第三十八条の四第十二項第四号の規定は、法人が幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後にする租税特別措置法第六十二条の三第四項に規定する土地等の譲渡に該当する譲渡に係る法人税について適用する。

（老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度の対象とされる有価証券の範囲等に関する経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の所得税法施行令第三十三条第三項第三号の規定は、平成八年四月一日以後に購入をする所得税法第十条第一項に規定する有価証券について適用する。

2　第二条の規定による改正後の所得税法施行令第四十二条第一項第一号の規定は、平成八年四月一日以後に預入、信託又は購入をする所得税法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

大蔵大臣　久保　亘
内閣総理大臣　橋本龍太郎

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百七十号

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十三号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律の施行期日は、平成八年六月八日とする。

大蔵大臣　久保　亘
建設大臣　中尾　栄一
内閣総理大臣　橋本龍太郎

本州四国連絡橋公団法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百七十一号

本州四国連絡橋公団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第二十九条第一項第九号及び附則第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「本州四国連絡橋公団法（以下「法」という。）」を「法」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（本州四国連絡橋公団に業務を委託することができる者）

第一条　本州四国連絡橋公団法（以下「法」という。）第二十九条第一項第九号の政令で定める者は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方道路公社及び関西国際空港株式会社とする。

附則第三条を次のように改める。

（貸付金の償還方法）

第三条　法附則第十四条第一項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

附則第四条から第十条までを削る。

附　則

この政令は、本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十三号）の施行の日（平成八年六月八日）から施行する。

建設大臣　中尾　栄一
内閣総理大臣　橋本龍太郎

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百七十二号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表一号の項中「、神奈川県」を「及び神奈川県」に改め、「及び富士市今井字田中三百三十八番五から静岡県庵原郡富士川町大字岩淵字塘内九百九十三番の二十八を経て同郡由比町大字寺尾官有地無番まで」を削り、同表十八号の項中「大字軽井沢字雲場下橋下千百七十四番の三」を「軽井沢東八番三」に改め、同表二十七号の項中「白銀町十一番二十三」を「樋の水町十二番一」に改め、同表四十九号の項中「平字十五町目十一番二」を「常磐上矢田町沼ノ平二十三番一」に改め、同表百二十二号の項を削り、同表百二十七号の項中「字新塩場千六百三十番の一」を「字八下地七百二番の五」に改め、同表百二十八号の項を削り、同表百三十九号の項中「富士宮市小泉字権現二百六十一番の一から同市中央町百四十四番の一、同市上井出字田通三百八番の三及び同市猪之頭字下ノ辻千八百七十四番の一を経て同市麓字朝霧四百九十九番まで並びに」を削り、同表百六十一号の項中「白銀町十一番二十三」を「樋の水町十二番一」に改め、同表二百九十八号の項中「松戸市上矢切字清水濱四百七十四番三」を「市川市高谷二千二十三番の三」に改め、同表四百六十八号の項中「埼玉県比企郡川島町大字中山字蟹田百六十二番一まで、茨城県猿島郡五霞村大字幸主字一番割甲八百四十番百四十二地先から同県」を「茨城県」に改め、同表四百七十四号の項中「上久堅三千九百五十七番八」を「山本三千六百四十三番一」に改める。

附　則

この政令は、平成八年六月七日から施行する。

建設大臣　中尾　栄一
内閣総理大臣　橋本龍太郎

12　法第三十四条の二第二項第七号に規定する政令で定める事業は、同号の沿道地区計画の区域内において行われる次に掲げる事業（当該事業が同号に規定する沿道整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）とする。

一　道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の整備に関する事業

二　都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業又は流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

三　遮音上有効な機能を有する建築物として大蔵省令で定めるもの（以下この号において「緩衝建築物」という。）の整備に関する事業で、次に掲げる要件を満たすもの

イ　その事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であること。

ロ　当該緩衝建築物の建築面積が百五十平方メートル以上であること。

ハ　当該緩衝建築物の敷地のうち日常一般に開放された空地の部分の面積の当該敷地の面積に対する割合が百分の二十以上であること。

第二十五条第六項及び第七項中「第十八号若しくは第十九号」を「第十九号若しくは第二十号」に改め、同条第二十三項中「第十七号」を「第十八号」に改め、同条第二十四項、第二十五項及び第二十七項から第二十九項までの規定中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第三十項中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第三十一項及び第四十一項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第二十五条の十九第七項中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第二十六条の十六中「規定する外国為替銀行」の下に「、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの」を加える。

第二十九条の四第三項中「及び」の下に「第十六項並びに」を加え、同条第五項中「この項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　法第四十七条第三項第七号に規定する政令で定めるものは、耐火建築物に該当する建築物（当該建築物が都市計画に定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の区域内に建築されるものである場合には、当該沿道地区整備計画に定められた事項に適合しているものに限る。）のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一　当該建築物の幹線道路の沿道の整備に関する法律第二条第二号に掲げる沿道整備道路（以下この号において「沿道整備道路」という。）に面する遮音上有効な機能を有する壁の部分として大蔵省令で定めるものの長さの合計（以下この号において「壁面の長さ」という。）の当該建築物の敷地の当該沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合が百分の七十以上であり、かつ、当該壁面の長さが二十メートル以上（当該壁面の長さが二十メートル未満の建築物で他の建築物と一体となつて遮音上有効な機能を有することとなるものとして大蔵省令で定めるものにあつては、当該壁面の長さと当該他の建築物の壁面の長さの合計が二十メートル以上）であること。

二　当該建築物の敷地の面積が五百平方メートル以上であること。

三　当該建築物の建築面積が百五十平方メートル以上であること。

四　当該建築物の敷地のうち日常一般に開放された空地の部分の面積の当該敷地の面積に対する割合が百分の二十以上であること。

第三十八条の三第十一項第五号中「（昭和四十一年法律第百十号）」を削る。

第三十八条の四第十二項に次の一号を加える。

四　幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の三第三号に掲げる業務を行う同法第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構

第三十九条の五第十二項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第二十七項中「第六十五条の四第一項第十九号」を「第六十五条の四第一項第二十号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第六十五条の四第一項第十八号」を「第六十五条の四第一項第十九号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第六十五条の四第一項第十六号」を「第六十五条の四第一項第十七号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第六十五条の四第一項第十六号」を「第六十五条の四第一項第十七号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第六十五条の四第一項第十五号」を「第六十五条の四第一項第十六号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第六十五条の四第一項第十号」を「第六十五条の四第一項第十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第六十五条の四第一項第十号」を「第六十五条の四第一項第十一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第六十五条の四第一項第九号」を「第六十五条の四第一項第十号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第六十五条の四第一項第九号」を「第六十五条の四第一項第十号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第六十五条の四第一項第八号ロ」を「第六十五条の四第一項第九号ロ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第六十五条の四第一項第八号に」を「第六十五条の四第一項第九号に」に、「第六十五条の四第一項第八号イ」を「第六十五条の四第一項第九号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第六十五条の四第一項第八号に」を「第六十五条の四第一項第九号に」に、「第六十五条の四第一項第八号イ」を「第六十五条の四第一項第九号イ」に、「第六十五条の四第一項第八号ロ」を「第六十五条の四第一項第九号ロ」に、「第十八項」を「第十九項」に、「第六十五条の四第一項第八号ハ」を「第六十五条の四第一項第九号ハ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十五条の四第一項第七号イ」を「第六十五条の四第一項第八号イ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六十五条の四第一項第七号」を「第六十五条の四第一項第八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六十五条の四第一項第七号」を「第六十五条の四第一項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　法第六十五条の四第一項第七号に規定する政令で定める事業は、同号の沿道地区計画の区域内において行われる次に掲げる事業（当該事業が同号に規定する沿道整備推進機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）とする。

一　道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の整備に関する事業

二　都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業、住宅地区改良法第二条第一項に規定する住宅地区改良事業又は流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

三　遮音上有効な機能を有する建築物として大蔵省令で定めるもの（以下この号において「緩衝建築物」という。）の整備に関する事業で、次に掲げる要件を満たすもの

イ　その事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であること。

ロ　当該緩衝建築物の建築面積が百五十平方メートル以上であること。

ハ　当該緩衝建築物の敷地のうち日常一般に開放された空地の部分の面積の当該敷地の面積に対する割合が百分の二十以上であること。

第三十九条の七第二十項中「第十八号」を「第十九号」に改め、同条第二十一項、第二十二項及び第二十四項から第二十六項までの規定中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第二十七項及び第二十八項中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同条第二十九項及び第四十項中「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同条第四十四項中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第四十三条の二の次に次の一条を加える。

（登記の税率の軽減を受ける沿道整備権利移転等促進計画における土地に係る建築物の範囲）

第四十三条の三　法第八十三条の四に規定する政令で定めるものは、防音上有効な機能を有する建築物とする。

（所得税法施行令の一部改正）

第二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項第三号中「規定する外国為替銀行」の下に「、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの」を加える。

除く。）又は昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定による遺族年金（その額が昭和六十年法律第百五号第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第九十二条の二第一項又は昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の二第一項の規定により算定されるものを除く。）の支給を受ける場合

3　旧法遺族年金受給者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十五号）附則第一項に規定する昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号。次条において「昭和四十四年改定法」という。）第五条第一項の次に二項を加える改正規定の施行の日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金を受ける者を除く。）が妻であり、かつ、第一項各号のいずれかに該当する場合において、その者が、平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第二百五号）第二条第七項各号に掲げる給付（その全額の支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、第一項の規定による加算は行わない。ただし、改定後の年金額が七十九万円に満たないときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が七十九万円を超えるときにおいては、同項の規定にかかわらず、七十九万円から改定後の年金額を控除した額とする。

5　旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定によりその遺族年金の額を改定する。

（恩給財団の年金の額の改定）

第四条　私立学校教職員共済組合が私立学校教職員共済組合法附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により旧財団法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金については、平成八年四月分以後、その額を、昭和四十四年改定法第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表の下欄に掲げる額に改定する。

（端数計算）

第五条　この政令の規定により年金額を改定する場合において、この政令の規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこの政令の規定による改定年金額とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から一二九、六〇〇円まで	一、〇九九、五〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一、一七〇、〇〇〇円

文部大臣　奥田　幹生
内閣総理大臣　橋本龍太郎

租税特別措置法施行令及び所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十九号

租税特別措置法施行令及び所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十四条第三項第七号、第三十一条の二第二項第二号、第三十四条の二第二項第七号、第四十一条の十二第八項、第四十七条第三項第七号、第六十二条の三第四項第二号、第六十五条の四第一項第七号及び第八十三条の四並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第一項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「及び」の下に「第十六項並びに」を加え、同条第五項中「この項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　法第十四条第三項第七号に規定する政令で定めるものは、耐火建築物に該当する建築物（当該建築物が都市計画に定められた幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画の区域内に建築されるものである場合には、当該沿道地区整備計画に定められた事項に適合しているものに限る。）のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一　当該建築物の幹線道路の沿道の整備に関する法律第二条第二号に掲げる沿道整備道路（以下この号において「沿道整備道路」という。）に面する壁の部分として大蔵省令で定めるものの長さの合計（以下この号において「壁面の長さ」という。）の当該建築物の敷地の当該沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合が百分の七十以上であり、かつ、当該壁面の長さが二十メートル以上（当該壁面の長さが二十メートル未満の建築物で他の建築物と一体となつて遮音上有効な機能を有することとなるものとして大蔵省令で定めるものにあつては、当該壁面の長さと当該他の建築物の壁面の長さの合計が二十メートル以上）であること。

二　当該建築物の敷地の面積が五百平方メートル以上であること。

三　当該建築物の建築面積が百五十平方メートル以上であること。

四　当該建築物の敷地のうち日常一般に開放された空地の部分の面積の当該敷地の面積に対する割合が百分の二十以上であること。

第二十条の二第二項に次の一号を加える。

四　幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の三第三号に掲げる業務を行う同法第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構

第二十二条の八第十一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条第二十六項中「第三十四条の二第二項第十九号」を「第三十四条の二第二項第二十号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第三十四条の二第二項第十八号」を「第三十四条の二第二項第十九号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第三十四条の二第二項第十六号」を「第三十四条の二第二項第十七号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十四条の二第二項第十六号」を「第三十四条の二第二項第十七号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第三十四条の二第二項第十五号」を「第三十四条の二第二項第十六号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第三十四条の二第二項第十号」を「第三十四条の二第二項第十一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三十四条の二第二項第十号」を「第三十四条の二第二項第十一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三十四条の二第二項第九号」を「第三十四条の二第二項第十号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三十四条の二第二項第九号」を「第三十四条の二第二項第十号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第三十四条の二第二項第八号ロ」を「第三十四条の二第二項第九号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三十四条の二第二項第八号に」を「第三十四条の二第二項第九号に」に、「第三十四条の二第二項第八号イ」を「第三十四条の二第二項第九号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第三十四条の二第二項第八号に」を「第三十四条の二第二項第九号に」に、「第三十四条の二第二項第八号イ」を「第三十四条の二第二項第九号イ」に、「第三十四条の二第二項第八号ロ」を「第三十四条の二第二項第九号ロ」に、「第十七項」を「第十八項」に、「第三十四条の二第二項第八号ハ」を「第三十四条の二第二項第九号ハ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十四条の二第二項第七号イ」を「第三十四条の二第二項第八号イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第三十四条の二第二項第七号」を「第三十四条の二第二項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三十四条の二第二項第七号」を「第三十四条の二第二項第八号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

二六二、一九〇円を超え三七一、六二〇円以下のもの	二五・〇割
二五〇、〇三〇円を超え二六二、一九〇円以下のもの	二五・五割
二二五、四六〇円を超え二五〇、〇三〇円以下のもの	二六・一割
一八四、二五〇円を超え二二五、四六〇円以下のもの	二六・九割
一七七、二四〇円を超え一八四、二五〇円以下のもの	二七・四割
一六五、七二〇円を超え一七七、二四〇円以下のもの	二七・八割
一六一、一三〇円を超え一六五、七二〇円以下のもの	二九・〇割
一五六、四三〇円を超え一六一、一三〇円以下のもの	二九・三割
一三七、七七〇円を超え一五六、四三〇円以下のもの	二九・八割
一二二、二〇〇円を超え一三七、七七〇円以下のもの	三〇・二割
一一七、九一〇円を超え一二二、二〇〇円以下のもの	三〇・九割
一一四、九〇〇円を超え一一七、九一〇円以下のもの	三一・九割
一一二、二三〇円を超え一一四、九〇〇円以下のもの	三二・七割
一〇九、五七〇円を超え一一二、二三〇円以下のもの	三三・〇割
一〇五、三〇〇円を超え一〇九、五七〇円以下のもの	三三・四割
一〇五、三〇〇円以下のもの	三四・五割

別表第三（第三条関係）

障害の等級	年金額
一級	五、五五五、〇〇〇円
二級	四、六二九、〇〇〇円
三級	三、八一二、〇〇〇円
四級	三、〇一六、〇〇〇円
五級	二、四四一、〇〇〇円
六級	一、九七三、〇〇〇円

備考

一　障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。

二　この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

大蔵大臣　久保　亘
内閣総理大臣　橋本龍太郎

平成八年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十八号

平成八年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令

内閣は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旧法の規定による年金の額の改定）

第一条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧法」という。）の退職（死亡を含む。）をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、平成八年四月分以後、その額を、平成七年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成七年政令第二百十九号）第一条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となった平均標準給与の月額に一・〇〇七五を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一　退職年金又は障害年金　当該年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間の年数から二十年を控除した年数（以下この条において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額

二　遺族年金　控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額

3　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

4　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳又は八十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定を適用してその額を改定する。

5　前三項の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳又は八十歳に達した日に、他の者も七十歳又は八十歳に達したものとみなす。

（旧法の規定による退職年金等の最低保障の額の改定）

第二条　前条の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、平成八年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一　退職年金　百九万九千五百円

二　障害年金　次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ　六十五歳以上の者に係る年金　次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1)　障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間（以下この号において「障害年金基礎期間」という。）が二十年に達している者に係る年金　百九万九千五百円

(2)　障害年金基礎期間が九年以上二十年未満の者に係る年金　八十二万四千六百円

(3)　障害年金基礎期間が六年以上九年未満の者に係る年金　六十五万九千七百円

(4)　障害年金基礎期間が六年未満の者に係る年金　五十四万九千八百円

ロ　六十五歳未満の者に係る年金　次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1)　障害年金基礎期間が二十年に達している者に係る年金　八十二万四千六百円

(2)　障害年金基礎期間が二十年未満の者に係る年金　五十四万九千八百円

三　遺族年金　七十六万八千八百円

2　前条の規定の適用を受ける障害年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が前項第二号イ(1)から(4)までに掲げる年金の区分に応じ当該年金につき定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該年金につき定める額に改定する。

（旧法の規定による遺族年金に係る寡婦加算）

第三条　前二条の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者（以下この条において「旧法遺族年金受給者」という。）が妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの規定により算定した額（以下この条において「改定後の年金額」という。）に当該各号に定める額を加えた額をもって遺族年金の額とする。

一　遺族である子が一人いる場合　十五万六百円

二　遺族である子が二人以上いる場合　二十六万三千六百円

三　六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）　十五万六百円

2　前項の場合において、旧法遺族年金受給者である妻が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。

一　国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の八の二第二項各号に掲げる場合

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年法律第百五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年法律第百八号」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。第九章の二及び第十一章を除く。）、昭和六十年法律第百八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十一章の三及び第十三章を

る扶養親族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあっては、同項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十九万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき二万四千円（そのうち二人までについては、一人につき六万六千円（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り十三万二千円））を加えた額を同号に定める額として、同項の規定を適用する。

7　殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあっては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に定める額として、同項の規定を適用する。

一　扶養遺族一人につき二万四千円（そのうち二人までについては、一人につき六万六千円）

二　前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額

8　前条第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第四条　第二条の規定は旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）の額の改定について、前条の規定は旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第六項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合又は旧令特別措置法の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける場合」と、前条第五項中「前条第六項第一号に掲げる場合」とあるのは「前条第六項第一号又は第二号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（日本鉄道共済組合が支給する旧法による年金の額の改定の特例）

第五条　日本鉄道共済組合（国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。次項において同じ。）が支給する年金のうち、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、前条の規定にかかわらず、平成八年四月分以後、その額を、仮定俸給に百十分の百を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　日本鉄道共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金については、前条の規定にかかわらず、平成八年四月分以後、その額を、仮定俸給に百十分の百を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（殉職年金にあっては、その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

3　前二項に規定する「仮定俸給」とは、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　第一項に規定する年金　平成七年度改定令第五条第三項第一号に定める額を第二条第一項の規定の例により引き上げることとした場合の額

二　前項に規定する年金　平成七年度改定令第五条第三項第二号に定める額を第三条第一項の規定の例により引き上げることとした場合の額

4　第二条第二項から第九項までの規定は第一項の規定の適用を受ける年金について、第三条第二項から第八項までの規定は第二項の規定の適用を受ける年金について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第六項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合又は旧令特別措置法の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける場合」と、第三条第五項中「前条第六項第一号に掲げる場合」とあるのは「前条第六項第一号又は第二号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第六条　第二条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第七条　第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。

2　第五条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本国有鉄道清算事業団が負担する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

2　この政令の施行の際、旧令特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利を併せ有するものについては、この政令は、適用しない。

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

平成七年度改定令別表第一の仮定俸給	仮定俸給
一〇四、五二〇円	一〇五、三〇〇円
一〇八、七五〇	一〇九、五七〇
一一一、三九〇	一一二、二三〇
一一四、〇四〇	一一四、九〇〇
一一七、〇三〇	一一七、九一〇
一二一、二九〇	一二二、二〇〇
一二四、九八〇	一二五、九二〇
一二八、四一〇	一二九、三八〇
一三二、五七〇	一三三、五六〇
一三六、七四〇	一三七、七七〇
一四一、二九〇	一四二、三五〇
一四五、九〇〇	一四六、九九〇
一五一、六四〇	一五二、七八〇
一五五、二七〇	一五六、四三〇
一五九、九三〇	一六一、一三〇
一六四、四八〇	一六五、七二〇
一七三、五〇〇	一七四、八〇〇
一七五、九三〇	一七七、二四〇
一八二、八八〇	一八四、二五〇
一九二、一一〇	一九三、五五〇
二〇二、三二〇	二〇三、八三〇
二〇七、五四〇	二〇九、一〇〇
一三六、七四〇	一三七、七七〇
一四一、二九〇	一四二、三五〇
一四五、九〇〇	一四六、九九〇
一五一、六四〇	一五二、七八〇
一五五、二七〇	一五六、四三〇
一五九、九三〇	一六一、一三〇
一六四、四八〇	一六五、七二〇
一七三、五〇〇	一七四、八〇〇
一七五、九三〇	一七七、二四〇
一八二、八八〇	一八四、二五〇
一九二、一一〇	一九三、五五〇
二〇二、三二〇	二〇三、八三〇
二〇七、五四〇	二〇九、一〇〇
三三一、三三〇	三三三、八一〇
三四八、六一〇	三五一、二三〇
三六五、五三〇	三六八、二七〇
三六八、八五〇	三七一、六二〇
三八二、〇〇〇	三八四、八七〇
三九八、五九〇	四〇一、五八〇
四一五、〇九〇	四一八、二一〇
四三一、四八〇	四三四、七二〇

備考　年金額の算定の基礎となっている平成七年度改定令別表第一の仮定俸給の額が四三一、四八〇円を超える場合においては、その額に一・〇〇七五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二（第三条、第五条関係）

仮定俸給	率
四三四、七二〇円以上のもの	二三・〇割
四〇一、五八〇円を超え四三四、七二〇円未満のもの	二三・八割
三八四、八七〇円を超え四〇一、五八〇円以下のもの	二四・五割
三七一、六二〇円を超え三八四、八七〇円以下のもの	二四・八割

の年数については、三百分の二）に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成八年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 百九万九千五百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) その実在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 百九万九千五百円

(2) その実在職した組合員期間が九年以上最短年金年限未満の者に係る年金 八十二万四千六百円

(3) その実在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金 六十五万九千七百円

(4) その実在職した組合員期間が六年未満の者に係る年金 五十四万九千八百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) その実在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金 八十二万四千六百円

(2) その実在職した組合員期間が最短年金年限未満の者に係る年金 五十四万九千八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 七十六万八千八百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、平成八年四月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもって、当該年金の額とする。

一 遺族である子一人を有する場合 十五万六百円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十六万三千六百円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万六百円

6 前項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻が当該遺族年金に相当する年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料又は施行法第三十一条第一項に規定する退職年金条例の規定による遺族年金の支給を受ける場合であって、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項若しくは第二項（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条の三第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定又はこれらの規定に相当する当該退職年金条例の規定により当該年金である給付に加えることとされている額が加えられる場合

二 旧令特別措置法の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する年金のうち、殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合

三 旧法の規定による殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十八条第一号又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第九十三条第一号の規定による遺族年金の支給を受ける場合

7 第五項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻で同項各号のいずれかに該当するもの（昭和五十五年十月三十一日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者を除く。）が次に掲げる年金である給付（その全額の支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第四項までの規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が七十九万円に満たないときは、この限りでない。

一 国家公務員等共済組合法による退職共済年金（その年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は同法附則第十三条第一項若しくは施行法第八条若しくは第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金

二 国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の四各号に掲げる年金

8 前項ただし書の場合において、第五項の規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額に加算されるべき額は、同項の規定にかかわらず、七十九万円から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

9 旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうちその年金の額の算定に関し一定の年齢以上の者について特別の定めをしている規定（以下「年齢特例規定」という。）に規定する年齢に達していないものが、当該年齢特例規定に規定する年齢に達したときにおいては、その者は、当該年齢特例規定に規定する一定の年齢以上の者に該当するものとして、当該年齢特例規定を適用する。この場合において、当該年齢特例規定によりその年金の額を改定すべきこととなるときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金の額を改定する。

（旧令特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第三条 旧令特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金については、平成八年四月分以後、その額を、平成七年度改定令第三条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成七年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第三項の規定により同項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、旧令特別措置法第一条に規定する共済協会又は旧令特別措置法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、公務傷病年金及び公務傷病遺族年金にあっては旧令特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあっては別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2 前条第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成八年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、当該年金額に二十一万円を加えた額とする。）

二 殉職年金 百七十六万円

三 公務傷病遺族年金 百三十六万九千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に十三万二千六百円を加えた額をもって、これらの年金の額とする。

5 前項の場合において、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について前条第六項第一号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、前項の規定による加算は行わない。

6 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条第二項に規定す

別表第二の一　大使館の長官等の項中

アルメニア	アメリカ合衆国ドル	6,573	5,071	4,319	3,756	3,380	2,817

を

アルメニア	アメリカ合衆国ドル	6,573	5,071	4,319	3,756	3,380	2,817
アンドラ	フランス・フラン	29,409	22,687	19,326	16,805	15,125	12,604

に、

ポーランド	アメリカ合衆国ドル	4,270	3,294	2,806	2,440	2,196	1,830

を

ポーランド	アメリカ合衆国ドル	4,270	3,294	2,806	2,440	2,196	1,830
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	アメリカ合衆国ドル	3,904	3,012	2,566	2,231	2,008	1,673

に改める。

附　則

この政令は、平成八年六月一日から施行する。

外務大臣　池田　行彦
内閣総理大臣　橋本龍太郎

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十五号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（平成八年法律第三十六号）の施行に伴い、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の四第一項第十九号の二及び第三百四十九条の三第二十八項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の五の三第二項第二号中「第五十二条の十の十第二号」を「第五十二条の十の十第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として自治省令で定めるものの用に供する不動産（関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域として同項の規定により告示された区域内にあるものに限る。）

第三十七条の五の三に次の一項を加える。

3　法第七十三条の四第一項第十九号の二に規定する関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者が同項第二号に掲げる事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該事業の用に供する不動産のうち前項各号に掲げるものとする。

第五十二条の十の十中「かつ」を「又は関西国際空港株式会社法第七条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　排水施設、照明施設、護岸その他前号の施設の機能を補完する施設として自治省令で定めるものの用に供する固定資産（関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定事業が行われる区域として同項の規定により告示された区域内にあるものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　久保　亘
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十六号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五百八十万円」を「五百九十万円」に、「六百七十万円」を「六百九十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

厚生大臣　菅　直人
内閣総理大臣　橋本龍太郎

平成八年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十七号

平成八年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

内閣は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第一条の二並びに国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧令特別措置法　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法をいう。

二　施行法　国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

三　旧法　施行法第二条第二号に規定する旧法をいう。

四　平成七年度改定令　平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第二百九号）をいう。

五　公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金　それぞれ公務による傷病を給付事由とする年金、公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金をいう。

（旧令特別措置法による退職年金等の額の改定）

第二条　旧令特別措置法第六条第一項第一号の規定により改正された年金又は旧令特別措置法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては、平成八年四月分以後、その額を、平成七年度改定令第二条の規定により改正された年金額の算定の基礎となっている平成七年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第四項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限をいう。以下同じ。）に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、この項の規定を適用するものとする。

一　旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金　当該年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまで

科学技術庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十二号

科学技術庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

科学技術庁組織令（昭和三十一年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十三条」に、「第三十三条—第三十九条」を「第三十四条—第四十条」に、「第四十条—第四十五条」を「第四十一条—第四十六条」に、「第四十六条」を「第四十七条」に、「第四十七条—第五十四条」を「第四十八条—第五十五条」に、「第五十五条」を「第五十六条」に改める。

第五条第三号中「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第七条第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第三十条及び第三十二条」を「第三十一条及び第三十三条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　地震に関する調査研究に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

第八条第一号中「第三十四条第二号」を「第三十五条第二号」に、「第三十五条第四号」を「第三十六条第四号」に、「第三十七条第一号」を「第三十八条第一号」に、「第三十八条第一号」を「第三十九条第一号」に、「第三十九条第一号」を「第四十条第一号」に改める。

第二十五条中「七課」を「八課」に、「企画課」を「企画課
地震調査研究課」に改める。

第二十六条第四号及び第六号中「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改め、「こと。」の下に「（地震調査研究課の所掌に属することを除く。）」を加え、同条第七号中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第三十一条及び第三十三条」に改め、「こと。」の下に「（地震調査研究課の所掌に属することを除く。）」を加え、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第五十五条を第五十六条とし、第三十三条から第五十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十二条中「企画課」の下に「及び地震調査研究課」を加え、同条を第三十三条とする。

第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十七条中「企画課」の下に「、地震調査研究課」を加え、同条を第二十八条とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（地震調査研究課）

第二十七条　地震調査研究課においては、次の事務をつかさどる。

一　地震に関する調査研究に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二　関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関する事務のうち、地震に関する調査研究に係るものに関すること。

三　試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関する事務のうち、地震に関する調査研究に係るものに関すること。

四　総合的試験研究等の助成に関する事務のうち、地震に関する調査研究に係るものに関すること。

五　地震調査研究推進本部の庶務に関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（資源調査会令の一部改正）

第二条　資源調査会令（昭和三十一年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

（航空・電子等技術審議会令の一部改正）

第三条　航空・電子等技術審議会令（昭和五十三年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

（地震調査研究推進本部令の一部改正）

第四条　地震調査研究推進本部令（平成七年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「企画課」を「地震調査研究課」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第十号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律のうち別表第一の改正規定中在アンドラ及び在ボスニア・ヘルツェゴヴィナの各日本国大使館に関する部分の施行期日は、平成八年六月一日とする。

外務大臣　池田　行彦
内閣総理大臣　橋本龍太郎

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十四号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一　大使館の表欧州の項中「
アルメニア | 1,090,000 | 1,060,000
968,900 | 906,400 | 812,500 | 714,400 | 620,600 | 549,000 | 486,500 | 446,500 | 415,200
384,000 | 352,700 | 321,400」を「
アルメニア | 1,090,000 | 1,060,000 | 968,900
アンドラ | 1,000,000 | 960,000 | 875,700
906,400 | 812,500 | 714,400 | 620,600 | 549,000 | 486,500 | 446,500 | 415,200 | 384,000
813,200 | 719,300 | 625,500 | 531,700 | 469,100 | 406,600 | 375,300 | 344,000 | 312,800
352,700 | 321,400
281,500 | 250,200」に、「
ポーランド | 1,120,000 | 970,000 | 889,000 | 829,600
740,500 | 648,700 | 559,600 | 494,700 | 435,300 | 400,100 | 370,400 | 340,700 | 311,000
281,300」を「
ポーランド | 1,120,000 | 970,000 | 889,000 | 829,600 | 740,500
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ | 1,230,000 | 1,200,000 | 1,103,900 | 1,037,000 | 936,700
648,700 | 559,600 | 494,700 | 435,300 | 400,100 | 370,400 | 340,700 | 311,000 | 281,300
828,500 | 728,200 | 645,200 | 578,300 | 529,200 | 495,700 | 462,300 | 428,900 | 395,400」に
改める。

が通算して三月以上のもの

二 次のいずれかに該当する者であつて、普通自動二輪車免許を申請した日前一年以内に法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習を終了したもの

イ 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者

ロ 普通自動二輪車免許を申請した日前に普通自動車を運転することができる免許を受けていたことがある者で、法第九十七条の二第一項第二号に該当するもの

ハ 普通自動二輪車免許を申請した日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

ニ 第一項第二号ニ又はホのいずれかに該当する者

第三十四条第二項第一号中「第八十五条第九項」を「第八十五条第十項」に改める。

第三十四条の五第一号及び第三号中「自動二輪車免許、」を削る。

第三十五条第二項第一号イ中「自動二輪車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車」に改め、同項第三号中「自動二輪車」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改める。

第三十九条の三第二号中「又は第八項」を「から第九項まで」に改める。

第四十一条中「第百八条の二第一項第八号」を「第百八条の二第一項第九号」に改める。

第四十三条の表再試験手数料の項中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許」に、「自動二輪車の」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車の」に改め、同表限定解除審査（法第百十二条第二項の審査をいう。）に係る審査手数料の項中「二千四百円」を「千六百円」を「二千六百円」に改め、同表講習手数料の項中「第八号」を「第九号」に、

法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間について三千三百円

を

法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間について四千三百円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間について四千二百円

に、「第百八条の二第一項第六号」を「第百八条の二第一項第七号」に、「第百八条の二第一項第七号」を「第百八条の二第一項第八号」に、「第百八条の二第一項第九号」を「第百八条の二第一項第十号」に、

自動二輪車免許に係る講習は、講習一時間について二千四百円

を

大型自動二輪車免許に係る講習では、講習一時間について二千六百円
普通自動二輪車免許に係る講習では、講習一時間について二千四百円

に、「第百八条の二第一項第十号」を「第百八条の二第一項第十一号」に改める。

別表第一の一の表中「、自動二輪車乗車方法違反」を「、大型自動二輪車等乗車方法違反」に改め、同表備考の二の4中「第八項」を「第九項」に改め、同表備考の二の59の4中「自動二輪車乗車方法違反」を「大型自動二輪車等乗車方法違反」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改める。

別表第三の十四の項中「自動二輪車乗車方法違反」を「大型自動二輪車等乗車方法違反」に改め、同表備考の三の3中「自動二輪車」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。

（道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

5 道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和四十年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を削る。

内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定新規事業実施円滑化臨時措置法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第百六十一号

特定新規事業実施円滑化臨時措置法施行令

内閣は、特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条の三第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別勘定における積立金の額の基準）

第一条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（以下「法」という。）第六条の三第二項の政令で定める基準により計算した額は、同項に規定する残余の額を当該事業年度の損益計算上生じた利益の額のうち同条第一項の特別勘定に属する業務上の余裕金の運用によって生じた額（以下この条において「余裕金運用額」という。）及び当該利益の額から当該余裕金運用額を控除した額に応じてあん分し、当該あん分した額のうち余裕金運用額に係る額と当該利益の額から当該余裕金運用額を控除した額に係る額の二分の一に相当する額との合計額とする。

（国庫納付金の納付期限）

第二条 法第六条の三第四項の規定による国庫納付金は、同項に規定する残余の額を生じた事業年度の翌事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第三条 産業基盤整備基金は、法第六条の三第四項に規定する残余の額を生じたときは、国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月三十日までに、これを大蔵大臣及び通商産業大臣に提出しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第四条 法第六条の三第四項の規定による国庫納付金については、同項に規定する残余の額を政府の産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 久保 亘

通商産業大臣 塚原 俊平

内閣総理大臣 橋本龍太郎

自動二輪車（」に、「自動二輪車及び」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車及び」に改め、同条第二号中「自動二輪車で」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車で」に、「自動二輪車が」を「普通自動二輪車が」に改め、同条第三号イ及びロ中「自動二輪車」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改め、同号ハ中「自動二輪車」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改め、同条第四号中「自動二輪車」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改める。

第二十六条の三の三の見出し中「自動二輪車」を「大型自動二輪車等」に改め、同条各号を次のように改める。

一　現に普通自動二輪車免許を受けており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者

二　現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたことがある者で、当該受けていたことがある大型自動二輪車免許若しくは普通自動二輪車免許を受けていた期間（これらの免許の効力が停止されていた期間を除く。以下この条において「過去の免許期間」という。）が通算して一年以上であり、又は当該過去の免許期間と当該現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）とを通算した期間が一年以上であるもの

三　現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の運転免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間（以下この条において「外国免許期間」という。）が通算して一年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）とを通算した期間が一年以上であるもの

四　次項各号に掲げる者

第二十六条の三の三に次の一項を加える。

2　法第七十一条の四第五項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたことがある者で、当該受けていたことがある大型自動二輪車免許若しくは普通自動二輪車免許に係る過去の免許期間が通算して一年以上であり、又は当該過去の免許期間と当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）とを通算した期間が一年以上であるもの

二　現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前六月以内に大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の運転免許に係る外国免許期間が通算して一年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）とを通算した期間が一年以上であるもの

第二十六条の四第三号中「有していた」を「受けていた」に改める。

第二十六条の七第一項の表二中「自動二輪車」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改める。

第三十二条の五の見出し中「二輪免許」を「大型二輪免許等」に、「自動二輪車」を「大型自動二輪車等」に改め、同条中「自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第八十五条第八項の政令で定める普通自動二輪車は、第十三条第一項に規定する自動車（法第三条の普通自動二輪車に限る。）で、当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための普通自動二輪車の運転に関し総理府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転しているもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転しているものを除く。）とする。

3　法第八十五条第九項の政令で定める普通自動二輪車は、前項に規定する普通自動二輪車とする。

第三十三条の六第一項第一号イ中「次項第一号イ及び第三十四条の二第二号において」を「以下」に改め、同号ニ中「を運転することができる」を「に相当する種類の自動車の運転に関する」に、「有していた」を「受けていた」に、「受けた後」を「受けていた期間のうち」に改め、同項第二号イ及びロ中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許」に改め、同号ハ中「自動二輪車を運転することができる」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する」に、「有していた」を「受けていた」に、「受けた後」を「受けていた期間のうち」に改め、同条第二項第一号ニ中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許」に、「自動二輪車を運転することができる」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する」に、「有していた」を「受けていた」に、「受けた後」を「受けていた期間のうち」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「自動二輪車免許を申請」を「大型自動二輪車免許を申請」に、「に自動二輪車免許」を「に大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許」に、「自動二輪車の」を「大型自動二輪車の」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　現に普通自動二輪車免許を受けている者

第三十三条の六第二項第二号中「、自動二輪車免許」を「、大型自動二輪車免許」に改め、同号ロ中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許」に改め、同号ハ中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許」に、「を運転することができる」を「に相当する種類の自動車の運転に関する」に、「有していた」を「受けていた」に、「受けた後」を「受けていた期間のうち」に改め、同条第三項中「第九十条の二第一項第三号」を「第九十条の二第一項第四号」に改め、同項第二号中「を運転することができる」を「に相当する種類の車両の運転に関する」に、「受けた後」を「受けていた期間のうち」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者

イ　普通自動二輪車の運転に関する教習に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過していないもの

ロ　普通自動二輪車免許を申請した日前一年以内に、法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所が行う普通自動二輪車の運転に関する教習の課程であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定したものを終了した者

ハ　普通自動二輪車免許を申請した日前に大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていたことがある者で、法第九十七条の二第一項第二号に該当するもの

ニ　普通自動二輪車免許を申請した日前六月以内に大型自動二輪車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間

げる業務及びこれらの業務に附帯する業務並びに」を削り、「第九条に掲げる業務」の下に「及び産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第三号に掲げる業務」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成八年五月二十九日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令第一条第八号に規定する特定出資法人事業として行われる同号に規定する特定地域（以下この項において「特定地域」という。）において各種の事業に従事する者のための研修施設その他の特定地域における経済の発展に資する施設を整備する事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

大蔵大臣　久保　亘
通商産業大臣　塚原　俊平
内閣総理大臣　橋本龍太郎

国有林野事業改善特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十六号

国有林野事業改善特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）第三条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

国有林野事業改善特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する世界遺産一覧表に記載されている自然遺産である国有林におけるその保全のための調査、施設の設置並びに植生の復元及び維持に要する経費

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　大原　一三
内閣総理大臣　橋本龍太郎

特殊法人登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十七号

特殊法人登記令の一部を改正する政令

内閣は、日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特殊法人登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表日本学術振興会の項を次のように改める。

日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）	資本金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　長尾　立子
文部大臣　奥田　幹生
内閣総理大臣　橋本龍太郎

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十八号

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条、第三条第一項及び第十五条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表水戸地域の項中「及び日立市」を「、日立市及び土浦市」に改め、同表宇都宮地域の項中「宇都宮市」の下に「及び小山市」を加え、同表前橋地域の項中「及び伊勢崎市」を「、伊勢崎市及び館林市」に改める。

第二条の表さといもの項中「八月」を「六月」に改める。

第三条中「八月から翌年」を「六月から翌年」に改める。

第五条の表冬春トマトの項中「うち、那覇地域を除く地域」を「すべて」に改め、同表夏ねぎの項中「水戸地域」を「青森地域、八戸地域、仙台・盛岡地域、秋田地域、山形地域、福島地域、水戸地域」に改め、同表夏はくさいの項を次のように改める。

夏はくさい	第一条の表に掲げる地域のすべて

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　大原　一三
内閣総理大臣　橋本龍太郎

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十九号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、平成八年九月一日とする。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
運輸大臣　亀井　善之
建設大臣　中尾　栄一

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百六十号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に改める。

第十三条第一項第一号の四中「自動二輪車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車」に改める。

第十八条第二項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に改める。

第二十二条第一号中「自動二輪車（」を「大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）、普通

（償還方法）

第七条　都道府県が法第二十五条第一項の規定により貸し付ける資金の償還期間は、二十一年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（納付金）

第八条　都道府県が法第二十六条第一項の貸付事業を廃止した場合における法第二十九条の規定による政府への納付金は、その廃止の際における当該事業に係る資金の未貸付額に係るものについてはその廃止の日から起算して三月以内に、その後において支払を受けた当該事業に係る資金の償還金に係るものについてはその支払を受けた償還金に係る歳入の所属年度の翌年度の八月三十一日までに納付しなければならない。

（延滞金）

第九条　都道府県は、法第二十九条の規定による政府への納付金を前条に規定する期限までに完納しなかったときは、当該期限の翌日からその完納の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞金を政府に納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（農林水産省組織令の一部改正）

第二条　農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の施行に関する事務で農林水産省の所掌に属するものを処理すること。

第百五十条に次の一号を加える。

五　林業労働力の確保の促進に関する法律の施行に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。

（労働省組織令の一部改正）

第三条　労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十四号に次のように加える。

ノ　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

第八条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定に関すること。

第八条第二項中「第十六号及び第十七号」を「第十七号及び第十八号」に、「同項第二十四号」を「同項第二十五号」に改める。

第四十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　林業労働力の確保の促進に関する法律の施行に関すること（業務調整課の所掌に属するものを除く。）。

農林水産大臣　大原　一三
労働大臣　永井　孝信
内閣総理大臣　橋本龍太郎

林業改善資金助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十四号

林業改善資金助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

林業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（林業生産高度化資金の種類、償還期間及び据置期間）」に改め、同条の表中第七号の項を第八号の項とし、第六号の項を第七号の項とし、第五号の項を第六号の項とし、第四号の項を第五号の項とし、第三号の項の次に次のように加える。

四	農林水産大臣が定める基準に基づき、間伐、保育その他の施業が適切に実施されていない森林について取決めを締結して立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料の全額を一時に支払うのに必要な資金	十年以内

第一条に次の一項を加える。

2　前項の表の第四号の資金に係る法第五条第二項の政令で定める期間は、三年以内とする。

第三条の表の第一号の項中「資金」の下に「（新たに林業に就業しようとする者が研修を受けるのに必要な資金を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第三条の表の第一号の資金については、なお従前の例による。

農林水産大臣　大原　一三
内閣総理大臣　橋本龍太郎

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十五号

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の廃止に伴い、並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第三条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業構造転換円滑化臨時措置法施行令の廃止）

第一条　産業構造転換円滑化臨時措置法施行令（昭和六十二年政令第百三十二号）は、廃止する。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する特定出資法人事業として行われる同法第四条第三項に規定する特定地域（以下この号において「特定地域」という。）において各種の事業に従事する者のための研修施設その他の特定地域における経済の発展に資する施設を整備する事業及び」を削り、「事業で、」を「事業で」に改める。

（通商産業省組織令の一部改正）

第三条　通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条第二号から第五号までに掲げる業務及びこれらの業務に附帯する業務」を削り、「業務並びに」を「業務、」に改め、「第十条に掲げる業務」の下に「並びに産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条第三号に掲げる業務」を加える。

第十条第四号の二中「産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第二号から第五号までに掲げる業務及びこれらの業務に附帯する業務、」を削り、「業務並びに」を「業務、」に改め、「ものに限る。）」の下に「及び産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第三号に掲げる業務」を加える。

第五十条第四号中「、産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第二号から第五号までに掲げる業務及びこれらの業務に附帯する業務」を削り、「業務並びに」を「業務、」に改め、「第十条に掲げる業務」の下に「及び産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第三号に掲げる業務」を加える。

第五十九条第十八号中「産業構造転換円滑化臨時措置法第十六条第二号から第五号までに掲

第三条　前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第四十二条の十一の規定は、この政令の施行の日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十一条の二に規定する無償又は減額した価額で取得される土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に同条に規定する無償又は減額した価額で取得された土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
内閣総理大臣　橋本龍太郎

消費経済審議会令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十二日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十二号
消費経済審議会令

内閣は、通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）
第一条　消費経済審議会（以下「審議会」という。）は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）及び訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、消費生活用製品の安全性、家庭用品の品質に関する表示の適正化並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売及び連鎖販売取引に関する重要事項を調査審議する。

（組織）
第二条　審議会は、委員三十人以内で組織する。
2　委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
3　委員の任期は、二年とする。
4　委員は、非常勤とする。

（会長）
第三条　審議会に会長を置く。
2　会長は、委員のうちから、通商産業大臣が指名する。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）
第四条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
2　臨時委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
3　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4　臨時委員は、非常勤とする。

（専門委員）
第五条　審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
4　専門委員は、非常勤とする。

（部会）
第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
3　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
5　第三条第四項の規定は、部会長に準用する。

（庶務）
第七条　審議会の庶務は、通商産業省産業政策局消費経済課において処理する。

（雑則）
第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
1　この政令は、公布の日から施行する。

（製品安全及び家庭用品品質表示審議会令の廃止）
2　製品安全及び家庭用品品質表示審議会令（昭和四十八年政令第百四十九号）は、廃止する。

（通商産業省組織令の一部改正）
3　通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。
第五十五条第五号中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会」を「消費経済審議会」に改める。

通商産業大臣臨時代理
国務大臣　倉田寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

林業労働力の確保の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十三号
林業労働力の確保の促進に関する法律施行令

内閣は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二条第二項第四号、第五条第三項第四号（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第十二条第二号及び第三号、第十五条第二項及び第三項、第十八条第一項、第二十五条第二項並びに第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事業主）
第一条　林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の政令で定める者は、造林又は育林の事業を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人とする。

（計画の認定の基準）
第二条　法第五条第三項第四号（法第六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、当該改善措置の実施が法第三十条第一項各号に掲げる事項の適切な管理及び法第三十一条の文書に係る事項の明確化に寄与するものであることとする。

（林業改善資金助成法の特例）
第三条　法第七条第一項の政令で定める種類の資金は、林業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）第二条の表第五号に掲げる資金とする。
2　前項に規定する資金に係る法第七条第一項の政令で定める期間は、十五年以内とする。

（林業就業促進資金の種類、償還期間及び据置期間）
第四条　法第十二条第二号及び第三号の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る法第十五条第二項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

林業就業促進資金の種類	償還期間	据置期間
一　新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	二十年以内	四年以内
二　新たに林業に就業しようとする者がその就業に必要な移転その他の事前の活動で農林水産大臣が定める基準に適合するものを行うのに必要な資金	二十年以内	四年以内
三　法第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対し第一号の資金を支給するのに必要な資金	十三年以内	四年以内
四　法第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対し第二号の資金を支給するのに必要な資金	十三年以内	四年以内

（事務の委託）
第五条　林業労働力確保支援センターが法第十八条第一項の規定により同項の森林組合連合会その他法第二条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるものに委託することができる事務は、林業就業促進資金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務とする。

第六条　法第十八条第一項の政令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号の事業を行う事業協同組合又は同法第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組合連合会で、造林業、育林業又は素材生産業を営む者の組織するものとする。

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第十一条中「百四十八万六千円」を「百四十九万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成八年五月以前の月分の児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生大臣　菅　直人

内閣総理大臣　橋本龍太郎

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百五十一号

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第百六号）第二条第一項、第四条及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条中「第二条」を「第二条第一項」に、

「医学部」を「保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科」に改め、「医師を会員として」を削り、「設立された法人」の下に「（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき厚生省令で定める要件を満たす法人に限る。）」を加える。

第二条を次のように改める。

（法第二条第一項に規定する政令で定める施設）

第二条　法第二条第一項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第一項に規定する訪問看護事業所の施設及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十七の二第一項に規定する事業所の施設

二　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条の規定により設置される保健所の施設及び同法第十八条に規定する市町村保健センター

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、虚弱児施設及び情緒障害児短期治療施設

四　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち、身体障害者療護施設

五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条に規定する精神保健福祉センター並びに同法第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設のうち、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉ホーム

六　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設のうち、救護施設及び更生施設

七　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する精神薄弱者援護施設のうち、精神薄弱者更生施設

八　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター

九　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する養護学校の施設及び同法第七十五条第一項に規定する特殊学級の用に供する施設

十　前各号に掲げる施設に類する施設で厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるもの

第三条中「及び第三条」を「から第三条まで」に改め、「その者の開設する医療機関」の下に「（法第二条第一項に規定する特定整備施設を含む。）」を加え、「国から譲渡を受け、引き続き当該公的医療機関の開設者等の開設する」を「当該公的医療機関の開設者等の開設する当該」に改める。

第四条を次のように改める。

（国の補助）

第四条　法第七条第一項の規定による国の補助は、公的医療機関の開設者等が法第二条から第三条までの規定により資産の譲渡を受けて開設する医療機関の施設及び設備の整備に要する費用のうち、厚生大臣が定める基準に従つて算定した額の二分の一について行う。

2　法第七条第二項の規定による国の補助は、公的医療機関の開設者等が法第二条から第二条の三までの規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設した日の属する年度から同日から起算して五年を経過する日の属する年度までの各年度につき、当該医療機関の運営に要する費用のうち、厚生大臣が定める基準に従つて算定した額に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額について行う。

一　公的医療機関の開設者等が法第二条第一項の規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設した場合　二分の一（当該医療機関が同項各号に掲げる地域（以下「特例地域」という。）にある場合は、十分の五・五）

二　公的医療機関の開設者等が法第二条の二の規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設した場合　三分の一（当該医療機関が特例地域にある場合は、十分の五・五）

三　地方公共団体が法第二条の三の規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設し、かつ、当該医療機関の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により委託した場合　次に掲げる引継職員数（法第二条の三に規定する引継職員数をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　引継職員数が法第二条の三第一号に掲げる場合に該当するとき　二分の一（当該医療機関が特例地域にある場合は、十分の五・五）

ロ　引継職員数が法第二条の三第二号に掲げる場合に該当するとき　三分の一（当該医療機関が特例地域にある場合は、十分の五・五）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十一の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条中「医学部」を「保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科」に改め、「一定の地域内の医師を会員として」を削り、「当該法人が解散した場合にその残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内のすべての医師の利用に供されることとなつており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の大蔵省令で定める要件を備える」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該法人が一定の地域内の医師を会員として設立されたものであること、当該法人が解散した場合にその残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内のすべての医師の利用に供されることとなつており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の大蔵省令で定める要件を満たすもの

二　当該法人の事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき厚生大臣が定める要件を満たすもの（前号に該当するものを除く。）

第四十二条の十一に次の一項を加える。

2　法第八十一条の二に規定する政令で定める施設は、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第二条各号（第二号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる施設とする。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

（北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部改正）

第二条　北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項及び第一条の六中「四百五十万円」を「六百万円」に改める。

附則第三項から第五項までの規定中「三千六百万円」を「三千四百万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の住宅金融公庫法施行令第七条第二項、第十一条、第十三条第五項及び第十七条の二第一項並びに北海道防寒住宅建設等促進法施行令第一条の三第二項及び第一条の六の規定は、住宅金融公庫が平成八年四月一日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、住宅金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3　改正後の住宅金融公庫法施行令第十七条の三第一項並びに附則第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項並びに北海道防寒住宅建設等促進法施行令附則第三項から第五項までの規定は、住宅金融公庫がこの政令の施行の日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、住宅金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十六号）の施行の日（平成八年五月一日）前に大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）第三条第一項の認定（以下この項において「優良宅地開発促進法の認定」という。）を受けた宅地開発事業計画に係る宅地開発事業及び同日以後に大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる優良宅地開発促進法の認定を受けた宅地開発事業計画に係る宅地開発事業に係る貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

大蔵大臣　久保　亘
郵政大臣　日野　市朗
建設大臣　中尾　栄一
内閣総理大臣　橋本龍太郎

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十六号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「資金」の下に「（区分所有に係る建築物でその大部分が住宅部分であるもの以外の建築物の共用部分の改良に必要な資金にあつては、当該共用部分の改良に必要な資金のうち、当該建築物に占める住宅部分の割合に対応するものに限る。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘

平成八年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十七号

平成八年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令

内閣は、政党助成法（平成六年法律第五号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成八年分として交付すべき政党交付金に係る政党助成法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「四月」とあるのは、「五月」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　久保　亘
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十七日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十八号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十九条ノ四ノ二第二項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一条ノ六第二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十条の二第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十二条の二第二項及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「六万三千円」を「六万三千六百円」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第七十九条第一項から第三項まで、第六項及び第七項

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三条の二の四第一項から第三項まで、第六項及び第七項

三　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の二第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項

四　国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の二第一項から第三項まで、第六項及び第七項

五　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三第一項から第三項まで、第六項及び第七項

六　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六第一項から第三項まで、第六項及び第七項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘
文部大臣　奥田　幹生
厚生大臣　菅　直人
自治大臣　倉田　寛之

日本体育・学校健康センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十七日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十九号

日本体育・学校健康センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）第二十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本体育・学校健康センター法施行令（昭和六十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「六万三千円」を「六万三千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

文部大臣　奥田　幹生
内閣総理大臣　橋本龍太郎

次に掲げる政令の規定中

一学級から十学級まで	七九七平方メートル
十一学級から二十一学級まで	九一九平方メートル
二十二学級から三十六学級まで	一、〇四九平方メートル
三十七学級以上	一、一六四平方メートル
一学級から九学級まで	八三〇平方メートル
十学級から十八学級まで	九八一平方メートル
十九学級以上	一、二二二平方メートル

を

一学級から十学級まで	八九四平方メートル
十一学級から十五学級まで	九一九平方メートル
十六学級以上	一、二一五平方メートル
一学級から十七学級まで	一、一三八平方メートル
十八学級以上	一、四七六平方メートル

に改める。

一　義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）第七条第四項の表
二　へ、き地教育振興法施行令（昭和二十九年政令第二百十号）第二条第二項の表
三　離島振興法施行令（昭和四十三年政令第二十七号）第三条第二項の表
四　公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）別表第一の五

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令、へ、き地教育振興法施行令、離島振興法施行令及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成七年度以前の年度の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金（平成七年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度に支出すべきものとされた国庫負担金及び国庫補助金を含む。）並びに平成八年度の国庫負担金で平成八年三月三十一日以前に災害を被った公立学校の施設の災害復旧に係るものについては、なお従前の例による。

大蔵大臣　久保　亘
文部大臣　奥田　幹生
内閣総理大臣　橋本龍太郎

住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十五号

住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第二項第三号及び第十項、第二十条第八項、第二十一条第六項、第二十二条の三第一項（北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十二条の四並びに附則第八項、第九項及び第十四項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項及び附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七　食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

第四条第一項に次の一号を加える。

十　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の八に規定する認定計画に定められた共同住宅がその全部又は一部をなす中高層耐火建築物

第七条第二項中「四百五十万円」を「六百万円」に改める。

第十一条中「七百四十万円」を「千十万円」に改める。

第十三条第四項中「（昭和五十年法律第六十七号）」を削り、同条第五項中「四百五十万円」を「六百万円」に改める。

第十七条第一項の表四の項ニ償還期間の欄中「及び第三条に規定する事業」を「、第三条第一号に規定する事業及び大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定を受けて行われる宅地開発事業」に改め、同条第三項を削る。

第十七条の二第一項中「四百五十万円」を「六百万円」に改める。

第十七条の三第一項の表中「四万千二百円」を「四万五千三百二十円」に、「三万九百円」を「三万三千九百九十円」に、「二十万六千円」を「二十二万六千六百円」に、「三十万九千円」を「三十三万九千九百円」に、「四十一万二千円」を「四十五万三千二百円」に、「十万三千円」を「十一万三千三百円」に改める。

第十七条の四を第十七条の五とし、第十七条の三の次に次の一条を加える。

（支払方法変更手数料）

第十七条の四　法第二十二条の四第二項の規定により公庫が徴収することができる支払方法変更手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる元利金の支払方法の変更に係る支払方法変更手数料とし、その額は、当該元利金の支払方法の変更一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区　分	金　額
一	元利金の支払方法の変更で、次に掲げる条件に該当するもの（災害その他特殊の事由による元利金の支払方法の変更で、支払方法変更手数料を徴収することが不適当なものとして公庫が認めたものを除く。） イ　貸付金の弁済期日が到来する前に貸付金額の一部を償還することにより元利金の償還期間を短縮するものであること。 ロ　割賦金の額の変更を行うものでないこと。ただし、イの償還期間の短縮に伴い必要となる割賦金の額の変更で公庫が定めるものについては、この限りでない。 ハ　イの元利金の償還期間の短縮及びロただし書の割賦金の額の変更以外の元利金の支払方法の変更を行うものでないこと。	三千九十円
二	元利金の支払方法の変更で、一の項に掲げる変更以外のもの（貸付金の弁済期日が到来する前に貸付金額の全部を償還するもの及び災害その他特殊の事由による元利金の支払方法の変更で支払方法変更手数料を徴収することが不適当なものとして公庫が認めたものを除く。）	五千百五十円

附則第六項中「三千六百万円」を「三千四百万円」に改める。

附則第七項中「五百万円」を「二百万円」に改める。

附則第八項中「三千六百万円」を「三千四百万円」に改める。

附則第九項中「五百万円」を「二百万円」に改める。

附則第十一項中「三千六百万円」を「三千四百万円」に改める。

附則第十二項中「五百万円」を「二百万円」に改める。

附則第十四項の表に次のように加える。

平成八年度	九百八十三億円

政令第百四十号

未帰還者留守家族等援護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十四万九千円」を「十六万六千円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成八年三月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生大臣　菅　直人

内閣総理大臣　橋本龍太郎

国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十一号

国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十六条の二第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「六十八万六千円」を「六十九万千円」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の表第五条の二の項中「六十八万六千円」を「六十九万千円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成八年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

厚生大臣　菅　直人

内閣総理大臣　橋本龍太郎

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十二号

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の第一表特別給付金の額の欄中「十一万九千円」を「十二万円」に、「十五万二千円」を「十五万三千円」に、「十九万六千円」を「十九万八千円」に、「二十五万七千円」を「二十五万九千円」に、「三十一万八千円」を「三十二万千円」に、「三十九万二千円」を「三十九万六千円」に、「四十六万七千円」を「四十七万千円」に、「五十四万三千円」を「五十四万八千円」に、「六十二万千円」を「六十二万七千円」に、「七十一万円」を「七十一万六千円」に、「八十万千円」を「八十万八千円」に、「八十九万二千円」を「九十万円」に、「九十九万七千円」を「百万六千円」に、「百十万三千円」を「百十一万三千円」に、「百二十一万千円」を「百二十二万二千円」に、「百三十三万二千円」を「百三十四万四千円」に、「百四十八万二千円」を「百四十九万五千円」に、「百六十三万三千円」を「百六十四万八千円」に、「百七十八万四千円」を「百八十万千円」に改め、同条の第二表特別給付金の額の欄中「十万七千円」を「十万八千円」に、「十一万八千円」を「十一万九千円」に、「十三万五千円」を「十三万六千円」に、「十五万二千円」を「十五万三千円」に、「十八万千円」を「十八万三千円」に、「二十一万千円」を「二十一万三千円」に、「二十四万二千円」を「二十四万四千円」に、「二十八万五千円」を「二十八万八千円」に、「三十三万円」を「三十三万三千円」に、「三十九万二千円」を「三十九万六千円」に、「四十五万四千円」を「四十五万九千円」に、「五十二万五千円」を「五十三万円」に、「六十万円」を「六十万五千円」に、「六十七万九千円」を「六十八万五千円」に、「七十六万六千円」を「七十七万三千円」に、「八十五万六千円」を「八十六万四千円」に、「九十四万八千円」を「九十五万七千円」に、「百四万円」を「百五万円」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第十条の規定は、平成八年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用し、同日前に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

大蔵大臣　久保　亘

都市公園法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十三号

都市公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六号中「自然生態園」の下に「、野鳥観察所」を加え、「又は野外音楽堂」を「、野外音楽堂又は体験学習施設」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

建設大臣　中尾　栄一

内閣総理大臣　橋本龍太郎

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百四十四号

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第六条第一項、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第六条第三項、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第九条第四項及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一六〇千円	二六五千円	三八〇千円	五一五千円	七〇〇千円	八九〇千円
一五〇	二五〇	三五〇	四五五	六二〇	八二〇
一四〇	二三五	三三〇	四三〇	五八〇	七六五
一三五	二二〇	三〇五	三九五	五四五	七三〇
一二五	二〇〇	二七五	三五五	四八五	六五五
一一五	一八五	二五五	三三〇	四四〇	六一〇

に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表の規定は、平成八年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

平成八年度における保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項の率を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十六号

平成八年度における保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項の率を定める政令

内閣は、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百五十五号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項に規定する政令で定める率は、平成八年度においては、百分の三十七とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生大臣　菅　直人
内閣総理大臣　橋本龍太郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「八十三万三千四百円」を「八十四万六百円」に、「五十五万五千六百円」を「五十六万四百円」に改める。

第七条第四項中「八十三万三千四百円」を「八十四万六百円」に、「五十五万五千六百円」を「五十六万四百円」に改める。

第十二条中「十四万九千円」を「十六万六千円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条、第七条及び第十二条並びに次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成八年三月以前の月分の障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生大臣　菅　直人
内閣総理大臣　橋本龍太郎

自然公園法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十八号

自然公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十六条及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「延期し、又は前項の期間を伸長する」を「延期する」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条第二項中「若しくは第二項」を削る。

第二十二条第六号中「及びさんばし」を削り、同条第八号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　植生復元施設及び動物繁殖施設

十一　砂防施設及び防火施設

第二十二条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　桟橋

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十九号

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「二百五十八万円」を「二百六十六万円」に、「三百八十七万円」を「三百九十九万円」に改め、同条第二号中「百二十九万円」を「百三十三万円」に改め、同条第七号中「九万九千円」を「十万円」に改め、同条第九号中「二十四万円」を「二十五万円」に改め、同条第十号ロ中「三十六万円」を「三十七万円」に改める。

第二十七条第一号中「二百五十八万円」を「二百六十六万円」に、「三百八十七万円」を「三百九十九万円」に改め、同条第二号中「百二十九万円」を「百三十三万円」に改め、同条第八号中「九万九千円」を「十万円」に改め、同条第十号中「二十四万円」を「二十五万円」に改め、同条第十一号ロ中「三十六万円」を「三十七万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第二十七条の規定は、平成八年四月一日から適用する。

厚生大臣　菅　直人
内閣総理大臣　橋本龍太郎

未帰還者留守家族等援護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

2　（経過措置）
改正後の第四条第二項及び第四項並びに第十七条の規定は、平成八年四月一日以後に支給原因たる事実が生じた給付並びに同日前に支給原因たる事実が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

法務大臣　長尾　立子
内閣総理大臣　橋本龍太郎

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「前年度の」を削り、同条第三項を削る。

第十八条中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の第十二条第二項の規定は、遺族補償一時金の支給に関し、平成八年四月一日以後の期間に係る遺族補償年金の額の計算について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額の計算については、なお従前の例による。

3　改正後の第十八条の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

文部大臣　奥田　幹生
内閣総理大臣　橋本龍太郎

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十三号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千七百円」を「八千八百円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に改め、同条第三項中「六十七円」を「八十三円」に改める。

第十六条中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

運輸大臣　亀井　善之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十四号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「八千七百円」を「八千八百円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に改め、同条第四項中「六十七円」を「八十三円」に改める。

第十一条中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

別表第一中「一二、二四〇」を「一二、四〇〇」に、「一三、一二〇」を「一三、三〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一〇、四七〇」を「一〇、六〇〇」に、「一一、三五〇」を「一一、五〇〇」に、「八、七〇〇」を「八、八〇〇」に、「九、五九〇」を「九、七〇〇」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第二条第二項及び第四項、第十一条並びに別表第一の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

建設大臣　中尾　栄一
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十五号

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中

一五五千円	二六〇千円	三七五千円	五一〇千円	六九五千円	八八〇千円
一四五	二四五	三四五	四五〇	六二五	八一五
一三五	二三〇	三二五	四二五	五七五	七六〇
一三〇	二一五	三〇〇	三九〇	五四〇	七二五
一二〇	一九五	二七〇	三五〇	四八〇	六五〇
一一〇	一八〇	二五〇	三二五	四三五	六〇五

を

都道府県	人数
岩手県	二、〇一二人
宮城県	三、一六二人
秋田県	一、八三二人
山形県	一、八五七人
福島県	二、九〇〇人
茨城県	三、八六一人
栃木県	二、六七九人
群馬県	二、七三三人
埼玉県	八、四七八人
東京都	四〇、六七五人
千葉県	七、四七七人
神奈川県	一二、八五四人
新潟県	三、六一二人
山梨県	一、四七〇人
長野県	二、九七八人
静岡県	五、一〇〇人
富山県	一、七九五人
石川県	一、七九九人
福井県	一、五〇二人
岐阜県	二、八九五人
愛知県	一一、一一五人
三重県	二、五六九人
滋賀県	一、八七六人
京都府	六、〇四二人
大阪府	一八、七八七人
兵庫県	一〇、三三〇人
奈良県	二、〇八八人
和歌山県	一、九三四人
鳥取県	一、一三〇人
島根県	一、四〇〇人
岡山県	三、〇〇五人
広島県	四、三二四人
山口県	二、九六七人
徳島県	一、四〇二人
香川県	一、六一〇人
愛媛県	二、一七八人
高知県	一、四七〇人
福岡県	九、二二二人
佐賀県	一、五二六人
長崎県	二、九一五人
熊本県	二、七〇八人
大分県	一、九〇一人
宮崎県	一、八一一人
鹿児島県	二、六九九人
沖縄県	二、二六五人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十九号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三人」を「四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）」に改める。

第四条の五第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　所管行政に係る犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

第八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八千七百円」を「八千八百円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に改め、同条第四項中「六十七円」を「八十三円」に改める。

第十一条中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条第二項及び第四項並びに第十一条の規定は、平成八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百三十一号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千七百円」を「八千八百円」に、「一万四千円」を「一万四千二百円」に改め、同条第四項中「六十七円」を「八十三円」に改める。

第十七条中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

政令第百二十五号

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛庁の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項及び同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三防衛大学校の項及び防衛医科大学校の項を次のように改める。

防衛大学校	(1) 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十七条第三項に規定する教育訓練の課程を担当する教授、助教授及び講師（一般職に属する国家公務員の例に準じて長官の定める者に限る。）	一
	(2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助手（一般職に属する国家公務員の例に準じて長官の定める者に限る。）	一
防衛医科大学校	(1) 防衛庁設置法第十八条第三項に規定する教育訓練（臨床に関する教育訓練を除く。）の課程を担当する教授、助教授及び講師（一般職に属する国家公務員の例に準じて長官の定める者に限る。）	二
	(2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助手（一般職に属する国家公務員の例に準じて長官の定める者に限る。）	一

別表第二飛行教育団司令部の項中「二種」を「二種（長官の定める者にあっては、一種）」に改める。

別表第三爆発物取扱等作業手当の項中「物質をいう。以下同じ。）」の下に「を製造し、特殊危険物質」を加え、同表夜間看護手当の項中「の病棟」を削り、「若しくは准看護士又は長官がこれらに準ずると認める者」を「又は准看護士」に、「深夜における勤務時間が四時間以上である場合　三千二百円（長官の定める者にあっては、二千八百五十円を超えない範囲内で、長官の定める額）」を「勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　六千八百円（自衛官である者にあっては、六千四百五十円）
勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合　三千三百円（自衛官である者にあっては、二千九百五十円）」に、「深夜における勤務時間の区分に応じて」を「次の場合の区分に応じてそれぞれ」に、「二千八百円（長官の定める者にあっては、二千四百五十円を超えない範囲内で、長官の定める額）」を「二千九百円（自衛官である者にあっては、二千五百五十円）」に、「（長官の定める者にあっては、千七百二十円）」に改め、同表除雪手当の項中「暴風雪警報若しくは大雪警報発令下」を「暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風雪等に関する警告」という。）が発せられている間」に、「暴風雪警報又は大雪警報発令下で」を「暴風雪等に関する警告が発せられている間に」に改め、同表災害派遣手当の項中「派遣された者」を「派遣された職員であって」に、「又は」を「若しくは」に、「職員」を「もの又は人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして長官の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）」に改め、「おける作業」の下に「並びに人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして長官の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）」を加え、同表航空管制手当の項中「一万五千円」を「一万六千円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成八年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十六号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「二十八万円」を「二十九万五千円」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の地方公務員災害補償法施行令（以下「新令」という。）第二条の二の規定は、平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3　平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の地方公務員災害補償法施行令（以下「旧令」という。）第二条の二の規定による金額により支給されたもの又は旧令附則第一条の二の規定による金額により支給されたもの（その額が五十九万円未満であるものに限る。）の支払は、新令第二条の二の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

自治大臣　倉田　寛之

内閣総理大臣　橋本龍太郎

地方自治法施行規程の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十七号

地方自治法施行規程の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「一万六千三百四十三人」を「一万六千四百二十二人」に改め、同条第二項中「二千二百四十人」を「二千二百三十八人」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七十条第一項及び第二項の規定並びに次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

2　改正後の第七十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する定員は、平成八年九月三十日までの間は一万六千四百八十八人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は一万六千四百五十九人とする。

自治大臣　倉田　寛之

内閣総理大臣　橋本龍太郎

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十八号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	九、一七四人
青森県	二、一〇〇人

(観測技術課)

第二百十三条　観測技術課においては、次の事務(環境気象課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一　気象(海上気象を除く。)、地象(地震及び火山現象を除く。)及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測についての技術上の基準に関すること。

二　気象測器その他の測器の規格、改良、検定及び調整に関すること(地震火山部及び気候・海洋気象部の所掌に属するものを除く。)。

三　気象測器に関する基準器に関すること(地震火山部及び気候・海洋気象部の所掌に属するものを除く。)。

四　前二号に掲げるもののほか、気象測器その他の測器に関すること(他の所掌に属するものを除く。)。

(環境気象課)

第二百十四条　環境気象課においては、次の事務をつかさどる。

一　大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の環境に著しい影響を及ぼす気象(海上気象を除く。以下この条において「環境に著しい影響を及ぼす気象」という。)並びにこれに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　環境に著しい影響を及ぼす気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四　環境に著しい影響を及ぼす気象並びにこれに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する気象測器に関すること(需給計画に関することを除く。)。

第二百十九条の見出し中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改め、同条中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に、「三課」を「四課」に、「海務課」を「海務課　気候情報課」に改める。

第二百二十条中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(気候情報課)

第二百二十条の二　気候情報課においては、次の事務をつかさどる。

一　気候の予報に関すること。

二　前号に掲げる事務に関し必要な地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報に関すること。

三　前二号に掲げる事務に関し必要な気象、地象及び水象の解析に関すること。

四　気候に関する情報の収集及び発表に関すること。

五　前号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

第二百二十一条第四号中「関すること」の下に「(気候情報課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

附　則

この政令は、平成八年七月一日から施行する。ただし、第百七十五条及び第百七十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

運輸大臣　亀井善之

内閣総理大臣　橋本龍太郎

建設省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十三号

建設省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項、第八条の二及び第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設省組織令(昭和二十七年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「六人」を「七人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)」に改める。

第三十二条第一項中「都市再開発課」を「都市再開発防災課」に改める。

第三十四条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第八号中「第三十六条第八号」を「第三十六条第七号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

第三十五条第十一号中「前条第九号」を「前条第七号」に改める。

第三十六条の見出しを「(都市再開発防災課)」に改め、同条中「都市再開発課」を「都市再開発防災課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の四号を加える。

十　所管行政に係る都市防災に関する調査及び企画に関すること。

十一　都市災害復旧事業(河川、海岸、砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路に関するものを除く。)の指導(下水道の災害復旧工事に係るものを除く。)、監督及び助成に関すること。

十二　所管行政に係る都市防災対策に関する連絡及び調整に関すること(第五十一条第八号に規定するものを除く。)。

十三　石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十三条の緑地等の設置に関する計画の承認に関すること。

第三十七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　駐車場法の施行に関すること。

第七十八条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

建設大臣　中尾栄一

内閣総理大臣　橋本龍太郎

自治省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十四号

自治省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

自治省組織令(昭和二十七年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の指定に関すること。

第四十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十六条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　消防組織法第二十四条の三第一項、第二項及び第四項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づく消防庁長官の権限の行使に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

自治大臣　倉田寛之

内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

通商産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第百二十一号

通商産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項並びに第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条中「百一人」を「百十五人」に改める。

第二百十二条に次の一号を加える。

十 中小企業に係る取引の適正化に関する中小企業者の利益の保護に関すること。（計画部の所掌に属することを除く。）

第二百二十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中小企業に係る取引の適正化に関する中小企業者の利益の保護に関すること。（下請企業課の所掌に属することを除く。）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

通商産業大臣 塚原俊平
内閣総理大臣 橋本龍太郎

運輸省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第百二十二号

運輸省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項並びに第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 大臣官房に、技術総括審議官一人を置く。

2 技術総括審議官は、命を受けて運輸省の所管行政に関する重要事項のうち技術に関するものについての企画立案及び総合調整に関する事務を総括整理する。

第五条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第百七十五条第六号中「（オメガ方式による電波標識を除く。）」を削り、「関すること」の下に「（電波標識課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百七十七条第三号中「オメガ方式による」を削り、「電波標識」の下に「（オメガ方式その他の高度の技術を要する方式によるものに限る。）」を加える。

第百八十七条中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改める。

第百八十九条を次のように改める。

第百八十九条 総務部に、参事官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて気象庁の所掌事務に関する重要事項の調査及び企画立案に参画する。

第百九十一条第一号中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改める。

第百九十二条第四号中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 気象衛星を利用して行う気象業務に関すること（予報部、地震火山部及び気候・海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

第百九十四条（見出しを含む。）中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改め、同条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、同条第四号中「海面水温」を「第二号に掲げるもののほか、海面水温」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 気候の予報に関すること。

二 前号に掲げる事務に関し必要な地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関すること。

三 気候に関する情報の収集及び発表に関すること。

第百九十五条中「五課」を「六課」に、「航空気象管理課」を「航空気象管理課 産業気象課」に改める。

第百九十六条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とする。

第百九十九条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第二百四条を削り、第二百三条を第二百四条とし、第二百二条を第二百三条とする。

第二百一条中「七課」を「五課」に、「長期予報課 数値予報課 通報課 無線通信課 有線通信課」を「数値予報課 情報システム課 通信課」に改め、同条を第二百二条とする。

第二百条の次に次の一条を加える。

（産業気象課）

第二百一条 産業気象課においては、次の事務をつかさどる。

一 産業の利用に供するための気象業務及び民間における気象業務に関する事務の取りまとめに関すること。

二 産業の利用に供するための気象、地象及び水象の調査に関すること。

三 産業に関する災害に関連する気象、地象及び水象の調査に関すること。

四 気象、地象及び水象に関する情報の利用の促進に関すること。

五 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

六 気象予報士に関すること。

七 民間気象業務支援センターに関すること。

第二百五条第一号中「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改め、同条第三号を削る。

第二百六条（見出しを含む。）中「通報課」を「情報システム課」に改め、第四号から第六号までを削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 気象情報の電子計算機による総合的な処理のためのシステムの整備及び運用に関すること。

第二百七条を次のように改める。

（通信課）

第二百七条 通信課においては、次の事務をつかさどる。

一 気象通信に関すること。

二 気象通信施設に関すること。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第八条の規定に基づく合衆国軍隊に対する気象業務の提供のための気象通信に関すること。

第二百八条及び第二百九条を次のように改める。

第二百八条及び第二百九条 削除

第二百十条中「測候課 高層課 産業気象課」を「観測課 観測技術課 環境気象課」に改める。

第二百十一条第三号を次のように改める。

三 気象衛星を利用して行う気象業務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第二百十一条第四号を削り、同条第五号中「高層課」を「観測課」に、「海洋気象部」を「気候・海洋気象部」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第二百十二条から第二百十四条までを次のように改める。

（観測課）

第二百十二条 観測課においては、次の事務をつかさどる。

一 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（観測技術課及び環境気象課の所掌に属するものを除く。）。

二 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること（環境気象課の所掌に属するものを除く。）。

三 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること（環境気象課の所掌に属するものを除く。）。

四 高層気象に関する気象測器の需給計画に関すること。

政令第百十九号

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条の三第四項並びに第四条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の表北陸先端科学技術大学院大学の項中

情報科学研究科

を

知識科学研究科
情報科学研究科

に改め、同表奈良先端科学技術大学院大学の項中

バイオサイエンス研究科

を

バイオサイエンス研究科
物質創成科学研究科

に改める。

第三条第一項の表東京工業大学の項中

工業材料研究所	工業材料に関する学理及びその応用の研究

を

応用セラミックス研究所	セラミックスに関する学理及びその応用の研究

に改め、同表京都大学の項中

原子エネルギー研究所	原子エネルギーの開発及び利用に関する学理並びにその応用の研究

を

エネルギー理工学研究所	エネルギーの生成、変換及び利用の高度化に関する研究

に、

災害に関する学理及びその応用の研究

を

災害に関する学理の研究及び防災に関する総合研究

に改め、同表大阪大学の項中

溶接工学研究所	溶接工学に関する総合研究

を

接合科学研究所	接合科学に関する学理及びその応用の研究

に改め、同条第二項の表東京外国語大学の項の次に次のように加える。

東京工業大学	応用セラミックス研究所

第三条第二項の表京都大学の項中「基礎物理学研究所」を「防災研究所、基礎物理学研究所」に改め、同表大阪大学の項中「溶接工学研究所」を「接合科学研究所」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（北陸先端科学技術大学院大学の知識科学研究科等の学生の入学）

2　北陸先端科学技術大学院大学の知識科学研究科及び奈良先端科学技術大学院大学の物質創成科学研究科は、平成十年度から学生を入学させるものとする。

文部大臣　奥田　幹生

内閣総理大臣　橋本龍太郎

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百二十号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第二十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「経営統計課
動態統計課」を「構造統計課
経営統計課」に、「流通統計課」を「流通消費統計課」に改める。

第三十四条を削る。

第三十三条第一号中「農林漁業経営及び農山漁家」を「農林業経営並びに農家及び林家」に改め、同条第三号中「農林畜水産物」を「農林畜産物」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に、「農山漁村」を「農家及び林家」に改め、同号を同条第四号とし、同条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（構造統計課）

第三十三条　構造統計課においては、次の事務をつかさどる。

一　農林畜水産業に関するセンサス調査その他の農林畜水産業の構造に関する統計調査に関すること。

二　営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計調査に関すること。

三　林産物、畜産物及び水産物の生産に関する統計調査に関すること。

四　漁業経営及び漁家の経済に関する統計調査に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、農林畜水産業に関する統計、調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。（経営統計課、生産統計課及び流通消費統計課の所掌に属することを除く。）

第三十五条第二号中「農畜産物」を「農産物」に改め、同条第五号中「農畜産物」を「農産物」に、「流通統計課」を「流通消費統計課」に改める。

第三十六条（見出しを含む。）中「流通統計課」を「流通消費統計課」に改め、同条第一号中「農畜水産物」を「農林畜水産物」に改め、「並びに林産物の生産、流通、加工及び消費」を削り、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「農畜水産物」を「農林畜水産物」に改め、「並びに林産物の生産、流通、加工及び消費」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　農林畜水産物に対する一般消費者の需要の動向に関する情報の収集及び提供に関すること。

別表第二中「北海道食糧事務所」を「札幌食糧事務所」に、「岩手食糧事務所」を「盛岡食糧事務所」に、「宮城食糧事務所」を「仙台食糧事務所」に、「茨城食糧事務所」を「水戸食糧事務所」に、「栃木食糧事務所」を「宇都宮食糧事務所」に、「群馬食糧事務所」を「前橋食糧事務所」に、「埼玉食糧事務所」を「浦和食糧事務所」に、「神奈川食糧事務所」を「横浜食糧事務所」に、「石川食糧事務所」を「金沢食糧事務所」に、「愛知食糧事務所」を「名古屋食糧事務所」に、「三重食糧事務所」を「津食糧事務所」に、「滋賀食糧事務所」を「大津食糧事務所」に、「兵庫食糧事務所」を「神戸食糧事務所」に、「島根食糧事務所」を「松江食糧事務所」に、「香川食糧事務所」を「高松食糧事務所」に、「愛媛食糧事務所」を「松山食糧事務所」に、「沖縄食糧事務所」を「那覇食糧事務所」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　大原　一三

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十七号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項並びに第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する

目次中「第八十八条」を「第八十七条」に、「第八十九条―第九十四条」を「第八十八条―第九十一条」に、「第九十五条―第九十九条」を「第九十二条―第九十五条」に、「第百条・第百一条」を「第九十六条・第九十七条」に、「第百二条―第百四条」を「第九十八条―第百条」に改める。

第八十条を次のように改める。

第八十条　総務部に、参事官一人を置く。

2　参事官は、命を受けて総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

第八十一条第八号を次のように改める。

八　所掌事務に関する一般的企画及び総合調整に関する事項

第八十一条第十一号から第十三号までを次のように改める。

十一　所掌事務を処理するため必要な情報処理システムの整備及び管理に関する事項

十二　広報に関する事項

十三　所掌事務に関する法令の解釈及び整備並びに例規に関する事項

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

（調査第一部の事務）

第八十二条　調査第一部においては、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査に関する事務（総務部及び調査第二部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（調査第二部の事務）

第八十三条　調査第二部においては、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査であつて国外との関連を有するものに関する事務（総務部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第八十四条中「四課」を「三課」に、「職員課 資料課 審理課」を「人事課 法規課」に改める。

第八十五条第四号を次のように改める。

四　所掌事務に関する一般的企画及び総合調整に関する事項

第八十五条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　所掌事務を処理するため必要な情報処理システムの整備及び管理に関する事項

第八十五条中第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十　広報に関する事項

第八十六条（見出しを含む。）中「職員課」を「人事課」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第八十七条を削る。

第八十八条（見出しを含む。）中「審理課」を「法規課」に改め、同条第二号を次のように改め、同条を第八十七条とする。

二　所掌事務に関する法令の解釈及び整備並びに例規に関する事項

第八十九条中「四課を」を「二課及び公安調査管理官三人を」に改め、「第三課 第四課」を削り、第二章第一節第二款第二目中同条を第八十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第一課）

第八十九条　第一課においては、次の事務をつかさどる。

一　調査第一部の所掌事務に関する企画及び調整に関する事項

二　その規制に関し必要な調査が主として調査第一部の所掌に属する破壊的団体に関する情報及び資料の総合的分析に関する事項

三　調査第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の統括に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、調査第一部の所掌に係る事項で他の所掌に属しないもの

第九十条及び第九十一条を次のように改める。

（第二課）

第九十条　第二課においては、次の事務をつかさどる。

一　その規制に関し必要な調査が主として調査第一部の所掌に属する破壊的団体に対する破壊活動防止法の規定による規制の手続において必要な証拠の準備に関する事項

二　破壊的団体の規制に関し必要な国内資料の収集、整理及び保管に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

（公安調査管理官）

第九十一条　調査第一部の公安調査管理官は、命を受けて、部の所掌事務（第八十九条第一号から第三号まで及び前条各号に掲げる事項を除く。）を分掌する。

第九十二条から第九十四条までを削る。

第九十五条中「三課を」を「二課及び公安調査管理官三人を」に改め、「第三課」を削り、第二章第一節第二款第三目中同条を第九十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（第一課）

第九十三条　第一課においては、次の事務をつかさどる。

一　調査第二部の所掌事務に関する企画及び調整に関する事項

二　その規制に関し必要な調査が主として調査第二部の所掌に属する破壊的団体に関する情報及び資料の総合的分析に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、調査第二部の所掌に係る事項で他の所掌に属しないもの

（第二課）

第九十四条　第二課においては、次の事務をつかさどる。

一　その規制に関し必要な調査が主として調査第二部の所掌に属する破壊的団体に対する破壊活動防止法の規定による規制の手続において必要な証拠の準備に関する事項

二　破壊的団体の規制に関し必要な国外資料の収集、整理及び保管に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　調査第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の統括に関する事項

（公安調査管理官）

第九十五条　調査第二部の公安調査管理官は、命を受けて、部の所掌事務（第九十三条第一号及び第二号並びに前条各号に掲げる事項を除く。）を分掌する。

第九十六条から第九十九条までを削る。

第二章第二節中第百条を第九十六条とし、第百一条を第九十七条とし、同章第三節中第百二条を第九十八条とし、第百三条を第九十九条とし、第百四条を第百条とする。

別表第八中「第百二条」を「第九十八条」に改める。

別表第九中「第百四条」を「第百条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　長尾　立子

内閣総理大臣　橋本龍太郎

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十八号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「十四人」を「十五人」に改める。

第十五条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第六十条第一号中「ポーランド」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

外務大臣　池田　行彦

内閣総理大臣　橋本龍太郎

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

地方分権推進委員会令及び総務庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十四号

地方分権推進委員会令及び総務庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）第十七条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方分権推進委員会令の一部改正）

第一条　地方分権推進委員会令（平成七年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

（総務庁組織令の一部改正）

第二条　総務庁組織令（昭和五十九年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五人」を「四人」に改める。

第三十八条第一号中「事業所統計調査」を「事業所・企業統計調査」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

経済企画庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十五号

経済企画庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済企画庁組織令（昭和三十二年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第三条第一項中「八人」を「九人」に改める。

第二十三条中「及び消費者被害調整官一人」を削る。

第二十五条第一号中「及び消費者被害調整官」を削る。

第二十六条第一号中「（消費者被害調整官の所掌に属する事務を除く。）」を削る。

第二十七条の二を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

科学技術庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十六号

科学技術庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項、第八条の二並びに第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

科学技術庁組織令（昭和三十一年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第四号中「海洋科学技術」の下に「、地球科学技術」を加える。

第八条第一号中「以下」を削り、「並びに第三十七条第一号及び第四号」を「、第三十七条第一号及び第四号、第三十八条第一号及び第三号並びに第三十九条第一号から第三号まで」に改める。

第十九条中「研究交流課」を「研究基盤課」に改める。

第二十条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

第二十二条第一号及び第三号中「研究交流課」を「研究基盤課」に改める。

第二十三条（見出しを含む。）中「研究交流課」を「研究基盤課」に改め、同条第一号中「研究交流」の下に「並びに試験研究の用に供される施設、設備及び資材の整備及び提供（以下「研究交流等」という。）」を加え、同条第四号中「研究交流」を「研究交流等」に改める。

第二十四条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。

七　科学技術庁の所掌事務に関する啓発に関すること。

第二十五条中「海洋開発課」を「海洋地球課」に改める。

第二十七条第一号、第三号及び第四号中「海洋開発課」を「海洋地球課」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「海洋開発課」を「海洋地球課」に改め、同条第一号、第三号及び第四号中「海洋科学技術」の下に「及び地球科学技術」を、「こと。」の下に「（企画課の所掌に属することを除く。）」を加える。

第三十三条中「五課及び原子力開発機関監理官一人」を「六課」に、「技術振興課　核燃料課」を「研究技術課　核燃料課　廃棄物政策課」に改める。

第三十四条第二号及び第三号中「こと。」の下に「（核燃料課及び廃棄物政策課の所掌に属することを除く。）」を加える。

第三十七条（見出しを含む。）中「技術振興課」を「研究技術課」に改め、同条第一号及び第三号中「核燃料課」の下に「及び廃棄物政策課」を加え、同条に次の一号を加える。

六　日本原子力研究所に関すること。

第三十八条第二号中「、核燃料物質及び放射性廃棄物」を「及び核燃料物質」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「、核燃料物質及び放射性廃棄物（核原料物質又は核燃料物質に係る放射性廃棄物に限る。次号において同じ。）」を「及び核燃料物質」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関する事務のうち、核原料物質及び核燃料物質に係るものに関すること。

第三十八条に第一号として次の一号を加える。

一　原子力利用に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関する事務のうち、核原料物質及び核燃料物質に係るものに関すること。

第三十九条を次のように改める。

（廃棄物政策課）

第三十九条　廃棄物政策課においては、次の事務をつかさどる。

一　原子力利用に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関する事務のうち、放射性廃棄物及び原子力利用に供される施設の廃止措置に係るものに関すること。

二　放射性廃棄物及び原子力利用に供される施設の廃止措置に関する試験研究の方針の企画並びに当該試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

三　関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関する事務のうち、放射性廃棄物及び原子力利用に供される施設の廃止措置に係るものに関すること。

四　放射性廃棄物及び原子力利用に供される施設の廃止措置に関する試験研究の助成に関すること。

第四十八条第一項中「航空宇宙技術研究所、金属材料技術研究所及び」及び「それぞれ」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（海洋開発審議会令の一部改正）

2　海洋開発審議会令（昭和三十六年政令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「海洋開発課」を「海洋地球課」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

区分	期間	定員	備考
宮内庁	平成八年十二月三十一日までの間	一、一三一人	うち、五八人は、特別職の職員の定員とする。
総務庁	平成八年九月三十日までの間	三、六二九人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	三、五九三人	
北海道開発庁	平成八年九月三十日までの間	七、七三四人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	七、七〇一人	
防衛庁	平成八年九月三十日までの間	二四、一八五人	うち、二四、〇九六人は、特別職の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	二四、一八二人	うち、二四、〇九三人は、特別職の職員の定員とする。
経済企画庁	平成八年九月三十日までの間	五一七人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五一五人	
科学技術庁	平成八年十二月三十一日までの間	二、一三五人	
環境庁	平成八年十二月三十一日までの間	一、〇一七人	
国土庁	平成八年九月三十日までの間	四六九人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	四六六人	

4　次の表の区分の欄に掲げる企業に係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の行政機関職員定員令第三条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号イの事業を行う企業	平成八年六月三十日までの間	三〇五、九〇八人
	平成八年七月一日から同年九月三十日までの間	三〇五、八四五人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	三〇五、九三二人
国営企業労働関係法第二条第一号ロの事業を行う企業	平成八年九月三十日までの間	一〇、五六七人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一〇、四三五人
国営企業労働関係法第二条第一号ハの事業を行う企業	平成八年九月三十日までの間	六、〇六〇人
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	六、〇四〇人

（沖縄行政機関職員定員令に定める定員の期間別の特例）

5　次の表の区分の欄に掲げる機関に係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の沖縄行政機関職員定員令第一条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
総理府	平成八年九月三十日までの間	一、九四九人	うち、八五九人は、特別職の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一、九四四人	うち、八五九人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成八年十二月三十一日までの間	九四七人	うち、一六八人は、検察庁の職員の定員とする。

6　総理府の外局のうち沖縄開発庁の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の沖縄行政機関職員定員令第一条第二項の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

期間	定員
平成八年九月三十日までの間	一、〇六八人
平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一、〇六三人

内閣総理大臣　橋本龍太郎

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十三号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　宮務主管は、命を受けて第十条から第十二条までに掲げる事務のうち皇族（内廷にある皇族を除く。以下この項において同じ。）に係るものを総括し、及び皇族の侍側奉仕のことのうち特に命ぜられたものをつかさどる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令第一条及び第三条の規定、改正後の沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（以下「沖縄行政機関職員定員令」という。）第一条の規定並びに次項から附則第六項までの規定は、平成八年四月一日から適用する。

（行政機関職員定員令に定める定員の期間別の特例）

2　次の表の区分の欄に掲げる機関に係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の行政機関職員定員令第一条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣の機関	平成八年九月三十日までの間	二五六人	
総理府	平成八年九月三十日までの間	四九、七九五人	うち、二四、一五四人は、特別職の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	四九、六八〇人	うち、二四、一五一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成八年九月三十日までの間	五〇、四三九人	うち、一一、一九二人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五〇、三〇一人	うち、一一、一五五人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	平成八年九月三十日までの間	五、〇一九人	うち、一二三人は、特別職の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五、〇一六人	うち、一二三人は、特別職の職員の定員とする。
大蔵省	平成八年九月三十日までの間	七二、三八八人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	七一、五四五人	
文部省	平成八年九月三十日までの間	一一八、九二三人	うち、一一五、八五一人は、国立学校の職員の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一一八、九二一人	うち、一一五、八五一人は、国立学校の職員の定員とする。
厚生省	平成八年九月三十日までの間	五九、四三〇人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五九、〇〇四人	
農林水産省	平成八年九月三十日までの間	三六、七五五人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	三六、七三五人	
通商産業省	平成八年九月三十日までの間	一二、五三六人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一二、四六二人	
運輸省	平成八年九月三十日までの間	三六、一七五人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	三六、一四〇人	
郵政省	平成八年六月三十日までの間	二、七四二人	
	平成八年七月一日から同年十二月三十一日までの間	二、七四〇人	
労働省	平成八年十二月三十一日までの間	二二、五七三人	
建設省	平成八年九月三十日までの間	二四、〇八九人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	二三、九六九人	
自治省	平成八年九月三十日までの間	六一五人	
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五八八人	

3　次の表の区分の欄に掲げる総理府の外局に係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の行政機関職員定員令第一条第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
公正取引委員会	平成八年十二月三十一日までの間	五四二人	事務局の職員の定員とする。
国家公安委員会	平成八年九月三十日までの間	七、七〇七人	警察庁の職員の定員とし、うち、一、三二二人は、警察官の定員とする。
	平成八年十月一日から同年十二月三十一日までの間	七、六七五人	警察庁の職員の定員とし、うち、一、三二二人は、警察官の定員とする。

法務省	五〇、一六三人	うち、一一、一三二人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、〇〇五人	うち、一二三人は、特別職の職員の定員とする。
大蔵省	七一、五三七人	
文部省	一一六、二二一人	うち、一一三、一五一人は、国立学校の職員の定員とする。
厚生省	五八、七九三人	
農林水産省	三六、六五九人	
通商産業省	一二、三九三人	
運輸省	三六、〇九四人	
郵政省	二、七三六人	
労働省	二二、五一三人	
建設省	二三、八五七人	
自治省	五八七人	
合計	四八六、四四六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
公正取引委員会	五三四人	事務局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、六七三人	警察庁の職員の定員とし、うち、一、三三二人は、警察官の定員とする。
公害等調整委員会	四〇人	事務局の職員の定員とする。
宮内庁	一、一二五人	うち、五六人は、特別職の職員の定員とする。
総務庁	三、五八七人	
北海道開発庁	七、六八七人	
防衛庁	二四、一七八人	うち、二四、〇八九人は、特別職の職員の定員とする。
経済企画庁	五一四人	
科学技術庁	二、一二四人	
環境庁	一、〇〇〇人	
沖縄開発庁	八八人	
国土庁	四六四人	

第三条の表を次のように改める。

区分	定員
国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号イの事業を行う企業	三〇三、五〇二人
国営企業労働関係法第二条第一号ロの事業を行う企業	一〇、〇三二人
国営企業労働関係法第二条第一号ハの事業を行う企業	六、〇三一人
国営企業労働関係法第二条第一号ニの事業を行う企業	一、四七二人
合計	三二一、〇三七人

（沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令（昭和四十七年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
総理府	一、九四二人	うち、八五九人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	九四六人	うち、一六八人は、検察庁の職員の定員とする。
大蔵省	六八八人	
文部省	一、九〇五人	うち、一、八八〇人は、国立学校の職員の定員とする。
厚生省	八二五人	
農林水産省	一九七人	
通商産業省	一一人	
運輸省	一、六〇二人	
郵政省	四九人	
労働省	二一八人	
合計	八、三八三人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
総務庁	二二人	
防衛庁	八五九人	特別職の職員の定員とする。
沖縄開発庁	一、〇六一人	

関税法施行令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十号

関税法施行令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九条の六第二項並びに関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第十八項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　定率法第八条第十八項（不当廉売関税）の規定により担保を提供した場合において、関税が徴収されたとき。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第二条　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等）

第十七条の二　大蔵大臣は、法第八条第十三項の調査に係る新規供給者（同条第十二項に規定する新規供給者をいう。）が輸出し、又は生産する貨物について同条第十八項の規定により担保の提供を命ずることが決定されたときは、当該決定に係る新規供給者の氏名又は名称及び提供を命ずる担保の額を税関長に通知するものとし、税関長は、当該通知に基づき、当該貨物を当該調査に係る同条第十五項に規定する調査期間内に輸入しようとする者（以下この項において「輸入者」という。）に対し、当該決定に係る担保の提供を命ずるものとする。ただし、税関長が、当該輸入者の資力を勘案して担保の提供を命ずる必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　税関長は、法第八条第十三項の調査が終了した場合において、同条第一項の規定により課される不当廉売関税を同条第十五項の規定により廃止することが決定されたときは、速やかに、前項の規定により提供された担保を解除する手続をしなければならない。

3　税関長は、法第八条第一項の規定により課される不当廉売関税を同条第十六項の規定により変更することが決定された場合において、第一項の規定により提供された担保の額が同条第十六項の規定により変更された不当廉売関税の額を超えるときは、速やかに、第一項の規定により提供された担保の額のうち当該超える部分の額に相当する額の担保を解除する手続をしなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
農林水産大臣　大原　一三
通商産業大臣　塚原　俊平
運輸大臣　亀井　善之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

内閣官房組織令及び総理府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十一号

内閣官房組織令及び総理府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十四条の二第六項及び第十七条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第一条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「二十四人」を「二十六人」に改める。

第十条第三項中「各室長は」の下に「、第三条、第四条又は第五条に規定する事務について内閣官房長官及び内閣官房副長官（以下「内閣官房長官等」という。）を助け」を加える。

第十一条第二項を削り、同条第三項中「内閣広報官は」の下に「、第六条に規定する事務について内閣官房長官等を助け」を加え、「前項の事務の」を「同条第二号に掲げる事務を処理する」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　内閣広報官室に属する内閣広報官以外の内閣審議官は、第六条第二号に掲げる事務について、内閣広報官を助ける。

第十二条第三項中「室長は」の下に「、第七条に規定する事務について内閣官房長官等を助け」を加える。

（総理府本府組織令の一部改正）

第二条　総理府本府組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「二十七人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百十二号

行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第六十一条の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、この政令を制定する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第一条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	二五三人	
総理府	四九、六〇五人	うち、二四、一四五人は、特別職の職員の定員とする。

政令

食品衛生法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第百九号

食品衛生法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条の三第一項及び第七項並びに第十八条第三項（同法第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）第十七条第一項ただし書並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項並びに第八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の六を第一条の七とし、第一条の五を第一条の六とし、第一条の四第一項第二号中「第一条第一項」を「第一条の二第一項」に改め、同条第二項中「第一条の二第五項」を「第一条の三第五項」に改め、同条を第一条の五とする。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条第一項中「食品衛生法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（法第七条の三の承認）

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第七条の三第一項の政令で定める食品は、次のとおりとする。

一 牛乳、山羊乳、脱脂乳及び加工乳

二 クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料

三 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。第四条の二において同じ。）

2 法第七条の三第七項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第七条の三第一項の承認を受けようとする者 八万九千百円

二 法第七条の三第四項の変更の承認を受けようとする者 二万八千三百円

第二条に次の一項を加える。

2 前項の食品衛生検査施設においては、厚生省令の定めるところにより、検査又は試験に関する事務を管理しなければならない。

第四条の二中「かん」を「缶」に改め、「（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）」を削る。

（栄養改善法第十二条第三項の手数料の額を定める政令の一部改正）

第二条 栄養改善法第十二条第三項の手数料の額を定める政令（昭和五十九年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栄養改善法施行令

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（手数料）」を付し、同条中「栄養改善法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「同法第十七条の二第二項」を「法第十五条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第十七条第一項ただし書の政令で定める場合）

第二条 法第十七条第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する栄養表示食品であってその容器包装及びこれに添付する文書に同項に規定する栄養表示がなされていないものを輸入する場合とする。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第三条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第二号中「第十七条」を「第十四条」に改める。

（厚生省組織令の一部改正）

第四条 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「特殊栄養食品」を「特別用途表示及び栄養表示基準」に改める。

第八条第一項第十号中「特殊栄養食品の標示及び」を「特別用途表示及び栄養表示基準並びに」に改める。

第三十四条第二号中「特殊栄養食品」を「特別用途表示及び栄養表示基準」に改める。

第四十四条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「特殊栄養食品の標示及び」を「特別用途表示及び栄養表示基準並びに」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 総合衛生管理製造過程を経て食品（乳肉その他動物性食品であって、調理されていないものを除く。）を製造し、又は加工することについての承認に関すること。

第四十五条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 総合衛生管理製造過程を経て乳肉その他動物性食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。

第百条第一項第四号中「第十七条の二の」を「第十五条の」に、「第十六条（同法第十七条の二第二項」を「第十三条（同法第十五条第二項及び第十七条の二第三項」に、「特殊栄養食品」を「食品」に改める。

附 則

この政令は、平成八年五月二十四日から施行する。ただし、第一条中食品衛生法施行令第二条の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

厚生大臣 菅 直人

内閣総理大臣 橋本龍太郎

11　（地方自治法の一部改正）
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十八号の十一中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

12　（住宅地区改良法の一部改正）
住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
第二十九条第一項中「ついては」の下に「、第三項に定めるもののほか」を加え、「第二種公営住宅とみなして、同法第十一条の三、第十二条、第十二条の三から第二十一条の二まで、第二十一条の四前段、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十四条から第二十五条まで」を「公営住宅とみなして、同法第十五条、第十八条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第四項まで、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条、第三十四条、第四十四条、第四十六条並びに第四十七条」に、「同法第十六条から第十八条まで」を「同法第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
3　第一項の改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この項及び第三十六条において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条、第二十一条の二及び第二十一条の四前段の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。
第三十六条第三号を削り、同条第四号中「第二十条」を「第二十六条」に、「同法第十七条各号」を「同法第二十三条各号及び第二十四条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。
六　第二十九条第三項の規定により旧公営住宅法第十三条の規定の例によるものとされる家賃の決定又は変更の承認
附則第十六項を削る。

13　（住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置）
この法律の施行の際現にこの法律による改正前の住宅地区改良法の規定によってした請求、手続その他の行為は、この法律による改正後の住宅地区改良法の相当規定によってしたものとみなす。

14　（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。
第二十二条の見出し中「罹災者公営住宅建設事業」を「罹災者公営住宅建設等事業」に改め、同条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二種公営住宅を建設する」を「公営住宅の建設等（公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。）をする」に、「公営住宅法」を「同法」に、「工事費」を「建設等に要する費用（同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。）」に、「戸数をこえる」を「戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える」に改め、同条第二項中「第二種公営住宅の工事費」を「公営住宅の建設等に要する費用」に改める。

15　（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
この法律による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。）について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

16　（住宅建設計画法の一部改正）
住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第五条第六項中「きき」を「聴き」に、「建設」を「整備」に、「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改め、同条第七項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に、「公営住宅法第二条第四号に規定する第二種公営住宅（同法第八条」を「公営住宅（公営住宅法第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項」に改め、同条第八項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。
第六条第四項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

17　（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）
沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
別表公営住宅の項中「第二条第二号」を「第二条第五号」に、「建設工事」を「建設等」に改める。

18　（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
附則第十九条第六項第三号ロ中「公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十二条第一項に規定する計算方法に準ずるもの」を「当該共同住宅に係る償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租公課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法」に改める。

19　（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
この法律の施行の際現にこの法律による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項第三号ロの規定に基づいてした告示は、この法律による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項第三号ロの規定に基づいてしたものとみなす。

20　（被災市街地復興特別措置法の一部改正）
被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第二十一条中「第十七条第三号」を「第二十三条第三号」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
建設大臣　中尾　栄一
自治大臣　倉田　寛之

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月三十一日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十六号
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律
港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第一条中「図り」を「図るとともに、良好な港湾環境の形成を通じて周辺の生活環境の保全に資し」に改め、「発展」の下に「と国民生活の向上」を加える。
第三条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3　前項の実施の目標及び量を定めるに当たつては、効率的な国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となるべき港湾の適正な配置等我が国の港湾整備における課題に的確に対応するため、港湾整備事業における投資の重点化を図ることができるように留意しなければならない。

附　則
1　この法律は、公布の日から施行する。
2　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
24　港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十六号）による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成七年度以前の年度のこの会計の予算で平成八年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

大蔵大臣　久保　亘
運輸大臣　亀井　善之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

（収入状況の報告の請求等）

第三十四条　事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第二十八条第二項の規定による家賃の決定、第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあっせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

附則第二項を削る。

附則第三項中「左の各号に掲げるところにより、第一種公営住宅又は第二種公営住宅」を「公営住宅」に改め、第一号及び第二号を削り、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「基く第十二条」を「基づく第十六条」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十項中「附則第六項から第八項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第六項から第八項まで」を「附則第五項から第七項まで」に、「附則第九項及び第十項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二条第二号、第十一条及び第五十二条第一号の規定の適用については、第二条第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第五項の規定による無利子の貸付け」と、第十一条の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「第七条から前条までの規定により国の補助」とあるのは「附則第五項又は第六項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付金の貸付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」と、第五十二条第一号中「第十一条第二項」とあるのは「附則第十四項の規定により読み替えて適用される第十一条第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の貸付け」とする。

附則第十五項を次のように改める。

15　当分の間、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第二十三条の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

附則に次の一項を加える。

16　当分の間、前項の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の公営住宅法（以下「新法」という。）第七条から第十条までの規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。）について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3　この法律による改正前の公営住宅法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、新法第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第四項及び第五項並びに第五十二条第二号及び第三号の規定は適用せず、旧法第十二条、第十二条の三から第十四条まで、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条の二から第二十三条の十まで及び第三十条（第一号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

4　前項の公営住宅については、新法第十七条の規定は適用せず、旧法第十二条の二の規定は、なおその効力を有する。

5　附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧法第十七条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設とみなして新法の規定（第七条から第十条まで及び第十七条の規定を除く。）を適用する。

6　新法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第三項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成十年三月三十一日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第一項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新法の例によりすることができる。

7　平成十年四月一日において現に附則第三項の公営住宅に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新法第十六条第一項本文又は第四項の規定による家賃の額が旧法第十二条又は第十三条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新法第十六条第一項本文又は第四項の規定による家賃の額から旧法第十二条又は第十三条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二条又は第十三条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新法第二十八条第二項若しくは第三項又は第二十九条第五項若しくは第八項の規定による家賃の額が旧法第十二条又は第十三条の規定による家賃の額に旧法第二十一条の二第二項又は第三項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新法第二十八条第二項若しくは第三項又は第二十九条第五項若しくは第八項の規定による家賃の額から旧法第十二条又は第十三条の規定による家賃の額及び旧法第二十一条の二第二項又は第三項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二条又は第十三条の規定による家賃の額及び旧法第二十一条の二第二項又は第三項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

8　平成十年四月一日において現に附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの家賃の額は、その者に係る新法の規定による家賃の額が同日前の最終の家賃の額を超える場合には、新法の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、当該最終の家賃の額を加えて得た額とする。

9　平成十年四月一日において、附則第三項の公営住宅又は附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に地方公共団体の承認を得て同居し、又は居住している者は、それぞれ新法第二十七条第五項又は第六項の事業主体の同居又は居住の承認を受けたものとみなす。

10　平成十年四月一日前に旧法の規定によってした請求、手続その他の行為は、新法の相当規定によってしたものとみなす。

（入居者資格の特例）
第二十四条　公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。
2　前条第二号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第二号及び第三号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。
（入居者の選考等）
第二十五条　事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。
2　事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
（家賃等の変更命令）
第二十六条　建設大臣は、公営住宅の家賃、第二十三条各号及び第二十四条第二項の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法が著しく適正を欠くと認めるときは、理由を示して、当該事業主体に対してその変更を命ずることができる。
（入居者の保管義務等）
第二十七条　公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
2　公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
3　公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。
4　公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。
5　公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。
6　公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。
（収入超過者に対する措置等）
第二十八条　公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。
2　公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。
3　第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。
第二十九条　事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。
2　前項の政令で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。
3　第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。
4　第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。
5　公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。
6　事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
7　事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病気にかかつていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。
8　第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。
第三十条　事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、かつ、第二十八条第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。
2　前項の場合において、公共賃貸住宅（地方公共団体、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六条において同じ。）の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。
第三十一条　事業主体が第二十四条第一項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。
2　事業主体が、第四十条第一項の規定により同項の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前三条の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。
（公営住宅の明渡し）
第三十二条　事業主体は、次の各号の一に該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。
一　入居者が不正の行為によつて入居したとき。
二　入居者が家賃を三月以上滞納したとき。
三　入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
四　入居者が第二十七条第一項から第五項までの規定に違反したとき。
五　入居者が第四十七条の規定に基づく条例に違反したとき。
六　公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
2　公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。
3　事業主体は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
4　前項の規定は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。
5　事業主体が第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。
6　事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十四条第一項の通知をすることができる。
（公営住宅監理員）
第三十三条　事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置かなければならない。
2　公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）

第十四条　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合においては、当該住宅又はその附帯施設が同条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第三章　公営住宅の管理

（管理義務）

第十五条　事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

（家賃の決定）

第十六条　公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2　前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3　第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、建設省令で定める。

4　事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5　前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

（公営住宅の家賃に係る国の補助）

第十七条　国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2　国は、第八条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅（第十条第一項の規定による国の補助に係るものを除く。）にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数（第八条第一項又は第十条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

3　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二（最初の五年間は、四分の三）を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

4　前三項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して建設大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定める。

（敷金）

第十八条　事業主体は、公営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2　事業主体は、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。

3　事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するように努めなければならない。

（家賃等の徴収猶予）

第十九条　事業主体は、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

（家賃等以外の金品徴収等の禁止）

第二十条　事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。

（修繕の義務）

第二十一条　事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の建設省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。

（入居者の募集方法）

第二十二条　事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

2　前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

（入居者資格）

第二十三条　公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者（次条第二項において「老人等」という。）にあつては、第二号及び第三号）の条件を具備する者でなければならない。

一　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。）があること。

二　その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ　入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合　入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ　公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合　災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額

三　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。）の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等（建設省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用（当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。）の二分の一を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等に要する費用の三分の二を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数（第十条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅（この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。）で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

3 国は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設に要する費用（当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。）、当該共同施設の建設に要する費用（当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれらの補修（以下「災害に基づく補修」という。）に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧（公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。）に要する費用の二分の一を補助することができる。

4 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費を超えるときは、標準建設費を公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用と、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

（借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助）

第九条 事業主体は、公営住宅の借上げをする場合において、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合において、共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要となる施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

3 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として建設省令で定めるものに係る費用（以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。）に対して当該事業主体が補助する額（その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の借上げをする場合において第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち建設省令で定める施設に係る費用（以下この条において「施設工事費」という。）に対して当該事業主体が補助する額（その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5 前二項の規定による国の補助金額の算定については、住宅共用部分工事費又は施設工事費が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工事費を施設工事費とみなす。

6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはその附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又は施設の建設若しくは改良に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

（災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又は改良に係る国の補助の特例）

第十条 国は、第八条第一項各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し前条第一項の規定により補助金を交付するときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅共用部分工事費に対して当該事業主体が補助する額（その額が住宅共用部分工事費の五分の四に相当する額を超える場合においては、当該五分の四に相当する額）に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数（第八条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅（この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。）で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。

（国の補助の申請及び交付の手続）

第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助を受けようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の交付を決定し、これを当該事業主体に通知しなければならない。

（都道府県の補助）

第十二条 都道府県は、公営住宅の整備、共同施設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対して補助金を交付することができる。

（地方債についての配慮）

第十三条 国は、事業主体が公営住宅を建設するための土地の取得等若しくは共同施設を建設するための土地の取得等又は公営住宅を買い取るための土地の取得若しくは共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること（以下「共同施設を買い取るための土地の取得」という。）を含むものとする。

十二 共同施設の建設等 共同施設の建設又は共同施設の買取りをいう。

十三 共同施設の借上げ 共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を賃借することをいう。

十四 共同施設の整備 共同施設の建設等又は共同施設の借上げをいう。

第二条第八号中「政令」を「建設省令」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「建設」を「整備」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 公営住宅の整備 公営住宅の建設等又は公営住宅の借上げをいう。

第三十条中「第二種公営住宅」を「公営住宅」に改め、同条第二項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第三号中「第二十条」を「第二十六条」に、「第十七条各号」を「第二十三条各号及び第二十四条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十三条の五第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第五十二条とする。

第二十九条中「基く」を「基づく」に改め、同条を第五十一条とする。

第二十八条中「建設」を「整備」に改め、同条を第五十条とする。

第二十七条を第四十九条とする。

第二十六条第一項中「建設」を「整備」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第三項中「当る」を「当たる」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十五条第一項中「外」を「ほか」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第四十七条とする。

第二十四条の二を第四十六条とする。

第二十四条第三項中「又は共同施設が」を「若しくは共同施設が」に、「又は第二十三条の五第一項」を「公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して建設大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十四条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）

第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業法第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十二条に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第十八条第二項の建設省令で定める基準に従つて管理しなければならない。

3 前二項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。

第四章を第五章とする。

第三章の二中第二十三条の十を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十三条の九中「事業主体の長」を「事業主体」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十三条の八の見出し中「建設される」を「整備される」に改め、同条第一項中「第二十三条の五第一項」を「第三十七条第一項」に、「事業主体の長」を「事業主体」に、「建設される」を「整備される」に、「第十七条」を「第二十三条及び第二十四条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「事業主体の長」を「事業主体」に改め、同条第五項を削り、同条を第四十条とする。

第二十三条の七を第三十九条とする。

第二十三条の六第一項中「事業主体の長」を「事業主体」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十三条の五第一項中「事業主体の長」を「事業主体」に改め、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

第二十三条の五第三項中「合理的な高度利用」を「適正かつ合理的な利用」に改め、同条第五項中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第六項中「事業主体の長」を「事業主体」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十三条の四中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「第二十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第三号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、「に、当該除却すべき公営住宅の構造及び階数に応じ、それぞれ一・二以上で政令で定める数値を乗じて得た戸数の合計」を削り、「定められている場合」の下に「、当該土地の区域において新たに社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合」を、「場合には、当該除却すべき公営住宅の」の下に「うち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の」を加え、同条第四号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、「高層又は中層の」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十三条の三中「建設」を「整備」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第三十五条とする。

第三章の二を第四章とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 公営住宅の整備

（整備基準）

第五条 公営住宅の整備は、建設大臣の定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、建設大臣の定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

（公営住宅の計画的な整備）

第六条 公営住宅の整備は、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画（以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。）に基づいて行わなければならない。

（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助）

第七条 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（当該公営住宅又は共同施設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設

は、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。
一　当該払込代行契約の締結の日から政令で定める期間を超えて行われるもの
二　新事業主等が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行つたとき以後に行われるもの
三　その他政令で定めるもの
第七条中「事業主は、」を「事業主にあつては」に、「をする場合には、」を「（払込代行契約により行われるものを除く。）をする場合には当該勤労者に、第十四条の二第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には」に、「当該契約」を「当該勤労者財産形成貯蓄契約等」に改める。
第八条中「受けた場合」の下に「若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合」を加える。
第八条の二に次の一号を加える。
三　その雇用する勤労者に対して、財産形成貯蓄活用給付金（その雇用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受け、当該払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の労働省令で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、労働省令で定めるところにより、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金をいう。）を支払う事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。
第九条第一項第一号中「もの（以下」の下に「この条、次条及び第十条の三において」を加える。
第十四条の次に次の二条を加える。
（事務代行団体への事務の委託）
第十四条の二　法人である事業主団体であつて、労働省令で定めるところにより、労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の事業主（その資本の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて労働省令で定めるものを行うことができる。
2　前項の中小企業の事業主が、その雇用する勤労者から委託を受けて行う当該勤労者が締結している勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、労働省令で定めるところにより、当該勤労者の同意を得なければならない。
（事業団が行う事業主団体への助成）
第十四条の三　事業団は、雇用促進事業団法第十九条並びに第八条の二、第九条及び第十条の三に規定する業務のほか、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行う法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行う。
第十七条第二項を次のように改める。
2　労働大臣は、労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項その他必要な事項について報告を求めることができる。
一　勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしている勤労者（払込代行契約を締結している勤労者を除く。）を雇用する事業主　当該契約の締結及びこれに基づく預入等の状況
二　払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体　当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況
第十八条第一項中「第八条の二」の下に「及び第十四条の三」を加える。
第二十条第一項及び第二十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。
第二十二条中「五万円」を「十万円」に改める。
附則第二条第二項中「及び第十条の三」を「、第十条の三及び第十四条の三」に改める。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定、第九条第一項第一号の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定（第十四条の三については、払込代行契約に関する業務に関する助成に係る部分を除く。）、第十七条第二項の改正規定（同項第一号については払込代行契約を締結している勤労者を除く部分及び同項第二号については払込代行契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況に係る部分を除く。）、第十八条第一項の改正規定、第二十条第一項及び第二十一条の改正規定、第二十二条の改正規定並びに附則第二条第二項の改正規定並びに次条の規定は、平成八年十月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵大臣　久保　亘
運輸大臣　亀井　善之
労働大臣　永井　孝信
内閣総理大臣　橋本龍太郎

公営住宅法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十五号
公営住宅法の一部を改正する法律
公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「建設」を「整備」に、「第十一条の二」を「第十四条」に、「第十一条の三」を「第十五条」に、「第二十三条の二」を「第三十四条」に、「第三章の二　公営住宅建替事業（第二十三条の三―第二十三条の十）」を「第四章　公営住宅建替事業（第三十五条―第四十三条）」に、「第四章　補則（第二十四条―第三十条）」を「第五章　補則（第四十四条―第五十二条）」に改める。
第一条中「建設し」を「整備し」に、「賃貸する」を「賃貸し、又は転貸する」に改める。
第二条第二号を次のように改める。
二　公営住宅　地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。
第二条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「公営住宅を建設するために」の上に「公営住宅を建設することをいい、」を、「必要な土地」の下に「の所有権、地上権若しくは土地の賃借権」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。
四　公営住宅の買取り　公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び附帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること（以下「公営住宅を買い取るための土地の取得」という。）を含むものとする。
五　公営住宅の建設等　公営住宅の建設又は公営住宅の買取りをいう。
第二条第六号を次のように改める。
六　公営住宅の借上げ　公営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。
第二条第十二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「公営住宅を除却し」を「公営住宅（第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却し」に、「共同施設を除却する」を「共同施設（第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。）を除却する」に、「新たに建設する事業」を「新たに整備する事業」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「共同施設を建設するために」の上に「共同施設を建設することをいい、」を、「必要な土地」の下に「の所有権、地上権若しくは土地の賃借権」を加え、同号を同条第十号とし、同号の次に次の四号を加える。
十一　共同施設の買取り　共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を買い取ることをいい、その施設を買い取

（所得税法の一部改正）

第三十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表蚕糸砂糖類価格安定事業団の項及び畜産振興事業団の項を削り、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）

（法人税法の一部改正）

第三十八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表蚕糸砂糖類価格安定事業団の項及び畜産振興事業団の項を削り、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）

（印紙税法の一部改正）

第三十九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三十八条第一項第五号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削り、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書	農畜産業振興事業団

（消費税法の一部改正）

第四十条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表蚕糸砂糖類価格安定事業団の項及び畜産振興事業団の項を削り、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）

（地方税法の一部改正）

第四十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第四十二条　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「、蚕糸砂糖類価格安定事業団及び畜産振興事業団」を「及び農畜産業振興事業団」に改める。

大蔵大臣　久保　亘
農林水産大臣　大原　一三
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月三十一日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十四号

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加える。

第六条第一項第一号イ中「この号、次項第一号イ及び第六項」を「この条」に改め、同条第二項第三号イ中「ロ及び」を削り、同条第六項中「限る」の下に「。以下この条及び第八条の二第三号において同じ」を、「終了（以下」の下に「この項及び第九項において」を、「事業主（以下この項」の下に「及び第九項」を、「損害保険会社（以下この項」の下に「、第八項及び第九項」を加え、同条に次の二項を加える。

8　三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条、第八条の二第三号及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。第八条の二第三号において同じ。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に関しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9　既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条の二第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当該金銭の払込みを行つているとき

規定により繰り入れた繰入金にあっては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」と、「当該資金」とあるのは「これらの資金」と、同条第二項中「場合のほか、」とあるのは「場合のほか、交付金に係る資金にあっては」と、「経費に」とあるのは「経費に、繰入金に係る資金にあっては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費にそれぞれ」と、事業団法第四十三条中「業務として交付する補助金」とあるのは「業務として交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金」と、事業団法第四十五条第二項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「、砂糖の価格安定等に関する法律又は暫定措置法」と、事業団法第四十六条第一項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「、砂糖の価格安定等に関する法律又は暫定措置法」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは暫定措置法第四条第一項」と、事業団法第五十三条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十八条第一項から第三項まで又は暫定措置法第三条第一項」とする。

第二十一条第二項中「法第四十八条第一項の特別の勘定」を「事業団法第三十一条第一項の勘定」に、「法第五十三条第二項」を「事業団法第三十五条第二項」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　旧暫定措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新暫定措置法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十一条　附則第二十九条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第三十二条　肉用子牛生産安定等特別措置法の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

「第二章　畜産振興事業団の業務の範囲の特例」を「第二章　農畜産業振興事業団の業務の範囲の特例」に改める。

第三条の見出し中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、同条第一項中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に、「畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第三十八条第一項及び第二項」を「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第二十八条第一項から第三項まで」に改める。

第十三条第一項中「法第二条第三項」を「畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第三項」に改める。

第十四条中「法第三十八条第一項第一号、第二号及び第四号」を「事業団法第二十八条第一項第一号イ、ロ及びニ」に、「同項第六号及び第七号」を「同項第三号及び第六号」に、「法第三十八条第二項に規定する」を「事業団法第二十八条第三項第一号の」に改める。

第十五条第一項中「（以下「特別措置法」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（事業団法の適用）

第十五条の二　この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八条第三項中「前二項の規定により行う業務」とあるのは「前二項の規定により行う業務及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務」と、事業団法第三十一条第一項中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、事業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、事業団法第三十七条第一項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）（食肉（当該家畜を含む。）に係るものを除く。）」と、事業団法第三十八条第一項中「交付金を第二十八条第一項第三号の業務」とあるのは「交付金にあっては第二十八条第一項第三号の業務（食肉（当該家畜を含む。）に係るものを除く。）」と、「資金として」とあるのは「資金として、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉（当該家畜を含む。）についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一条第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一項第一号イ、ロ若しくはニの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。次項において同じ。）、食肉（当該家畜を含む。）についての同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）若しくは食肉についての同条第三項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として、それぞれ」と、「当該資金の運用によって」とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた交付金に係る資金の運用によって」と、同条第二項中「第二十八条第一項第三号の業務」とあるのは「前条第一項の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあっては第二十八条第一項第三号の業務（食肉（当該家畜を含む。）に係るものを除く。）」と、「場合に限り」とあるのは「場合に限り、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉（当該家畜を含む。）についての第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第三十一条第一項の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第二十八条第一項第一号イ、ロ若しくはニの業務、食肉（当該家畜を含む。）についての同項第六号の業務若しくは食肉についての同条第三項第一号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、それぞれ」と、事業団法第四十三条中「業務として交付する補助金」とあるのは「業務として交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金若しくは生産者積立助成金」と、事業団法第四十五条第二項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「、砂糖の価格安定等に関する法律又は特別措置法」と、事業団法第四十六条第一項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「、砂糖の価格安定等に関する法律又は特別措置法」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第二十九条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と、事業団法第五十三条第六号中「第二十八条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十八条第一項から第三項まで又は特別措置法第三条第一項」とする。

第十六条第一項中「法第四十八条第一項」を「事業団法第三十一条第一項」に、「法第三十八条第一項第六号」を「事業団法第二十八条第一項第三号」に、「前条第二項」を「前条」に、「法第五十四条の三第一項」を「事業団法第三十八条第一項」に、「特別の勘定」を「勘定」に改め、同条第二項中「法第四十八条第一項」を「事業団法第三十一条第一項」に、「法第三十八条第一項第六号」を「事業団法第二十八条第一項第三号」に、「特別の勘定」を「勘定」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　旧特別措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新特別措置法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十四条　附則第三十二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第三十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、「、畜産振興事業団」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三十六条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第二号中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、同項第四号中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

別表第一第〇四・〇二項から第〇四・〇五項までの規定中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

別表第一第五〇〇二・〇〇号の二中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

別表第四第五〇〇二・〇〇号の二中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

第七条を削る。
第三章を削る。
第四章の章名、同章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに同章第四節から第六節までを削る。
第三十八条を削る。
第三十九条第一項中「第六条第二項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条第三項中「第六条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第七条とし、第四十条から第四十二条までを三十二条ずつ繰り上げる。
第四十三条中「第三十九条の」を「第七条の」に、「第四十一条」を「第九条」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十九条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第四十四条を第十二条とし、第四十五条を第十三条とし、同条の前に次の章名を付する。

　　第三章　債務の保証

第四十六条及び第四十七条を削る。
第六十三条各号を次のように改め、第五章中同条を第十四条とする。
一　第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするとき。
二　第十条の承認をしようとするとき。
第六十四条第二項を次のように改める。
2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
第六十四条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。
3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第五章を第四章とする。
第六十五条及び第六十六条を削る。
第六十七条第一項中「第六十四条第一項」を「前条第一項」に改め、第六章中同条を第十六条とする。
第六十八条中「次の各号の一に該当する場合には」を「第八条、第九条ただし書又は第十条の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったときは」に改め、各号を削り、同条を第十七条とする。
第六十九条を削る。
第六章を第五章とする。
附則第十条中「第三十九条第二項」を「第七条第二項」に、「第四十一条」を「第九条」に改める。
附則第十一条を次のように改める。
第十一条　削除

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十条　旧畜産物価格安定法（第二十七条及び第三十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は新畜産物価格安定法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
第二十一条　附則第十九条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二十二条　畜産振興事業団の役員若しくは職員又は評議員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第十九条の規定の施行後も、なお従前の例による。
2　前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（繭糸価格安定法の一部改正）
第二十三条　繭糸価格安定法の一部を次のように改正する。
第二条中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に、「蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号。以下「事業団法」という。）第五条第二号」を「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第五条第六号」に、「同条第三号」を「同条第七号」に改める。
第十二条の十一第一項中「第二十九条」を「第二十九条第一項第四号」に改める。
附則第三項及び第四項を削る。

（繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四条　改正前の繭糸価格安定法の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の繭糸価格安定法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
第二十五条　附則第二十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）
第二十六条　砂糖の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十七条　改正前の砂糖の価格安定等に関する法律の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の砂糖の価格安定等に関する法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
第二十八条　附則第二十六条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）
第二十九条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を次のように改正する。
目次中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改める。
第一条中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。
「第二章　畜産振興事業団の業務の範囲の特例」を「第二章　農畜産業振興事業団の業務の範囲の特例」に改める。
第三条の見出し中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改め、同条第一項中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に、「法第三十八条」を「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第二十八条第一項から第三項まで」に改める。
第二十条第一項中「、第三十八条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第三十九条から第四十四条まで並びに第四十六条第一項第一号」を「及び第七条から第十二条まで」に改め、同条第二項中「第六十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。
3　この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、法第十四条中「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同条第一号中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは「第六条第五項」と、法第十七条中「第八条、第九条ただし書又は第十条」とあるのは「暫定措置法第十三条第二項、第十六条ただし書、第十七条又は第二十条の三」とする。
第二十条の二中「法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項」を「事業団法第三十一条第一項の勘定において事業団法第三十五条第一項第六号」に、「法第三十八条第一項第三号」を「事業団法第二十八条第一項第三号」に、「同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定」を「事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定」に改め、同条を第二十条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業団法の適用）
第二十条の二　事業団法第二十八条第一項第一号イ及びロ並びに第二十九条第一項第一号の規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。
2　この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十八条第三項中「前二項の規定により行う業務」とあるのは「前二項の規定により行う業務及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項に規定する業務」と、事業団法第三十一条第一項中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと並びに暫定措置法第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、同項第一号中「同条第三項第一号の業務」とあるのは「同条第三項第一号の業務並びに暫定措置法第三条第一項に規定する業務であって同項第二号の業務に係る指定乳製品等以外の指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）」と、事業団法第三十六条第四項中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務に係る勘定」と、事業団法第三十八条第一項中「交付金を」とあるのは「交付金にあっては」と、「資金として」とあるのは「資金として、暫定措置法第二十条の三の

一　旧畜産物価格安定法第五十四条の三第一項の規定により資金として管理されている金額
第三十八条第一項の資金
二　旧暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた繰入金に係る資金として管理されている金額　新暫定措置法第二十条の三の規定により繰り入れた繰入金に係る資金
三　旧特別措置法第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額　新特別措置法第十六条第一項の調整資金

7　畜産振興事業団の解散については、旧畜産物価格安定法第六十二条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8　第一項の規定により畜産振興事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団の解散等）

第七条　蚕糸砂糖類価格安定事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　蚕糸砂糖類価格安定事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、蚕糸砂糖類価格安定事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3　蚕糸砂糖類価格安定事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4　第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における蚕糸砂糖類価格安定事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとする。

5　蚕糸砂糖類価格安定事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

6　第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号。以下「旧事業団法」という。）第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定及び同項第五号の業務に係る勘定において、それぞれ整理しなければならない。

7　第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧事業団法第三十六条第一項の規定により蚕糸業振興資金として置かれている金額は、第三十九条第一項の蚕糸業振興資金として置かなければならない。

8　第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧事業団法第三十七条第一項の規定により糖価安定資金として置かれている金額は、第四十条第一項の糖価安定資金として置くものとする。

9　第一項の規定により蚕糸砂糖類価格安定事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第八条　附則第六条第四項及び前条第四項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一　附則第十九条の規定による改正後の畜産物の価格安定等に関する法律（以下「新畜産物価格安定法」という。）第十三条の規定による保証契約に係る債務を負担している者

二　附則第二十三条の規定の施行後に繭糸価格安定法第二条の生糸の売渡しの申込みを行った者

三　当該請求の時において繭糸価格安定法第八条の約定により生糸の売戻しを受けられる者

2　旧畜産物価格安定法第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林水産省令で定めるところにより、相当の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3　事業団は、第一項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

4　第五十条の規定は、第二項の農林水産省令を定めようとする場合に準用する。

（非課税）

第九条　附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2　附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車の取得に対して課する自動車取得税を課することができない。

3　附則第六条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で畜産振興事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に農畜産業振興事業団という名称を使用している者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一条　事業団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成九年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（増資）

第十三条　事業団は、当分の間、第五条第一号から第四号までに掲げる者の出資する額が五億円に達するまでは、第四条第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第五条第一号から第四号までに掲げる者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

（区分経理の特例）

第十四条　事業団は、当分の間、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額の百分の八十に相当する額を超えない額を第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

2　第五十条の規定は、前項の承認をしようとする場合に準用する。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の廃止）

第十五条　蚕糸砂糖類価格安定事業団法は、廃止する。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十六条　旧事業団法（第十六条、第十七条及び第二十五条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条　附則第十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条　蚕糸砂糖類価格安定事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第十五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2　前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第十五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十九条　畜産物の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一条中「円滑にし及び畜産の振興に資するための事業に助成等のみちを開く」を「円滑にする」に改める。

「第二章　安定価格等」を「第二章　主要な畜産物の価格の安定に関する措置」に改める。

第六条第六項中「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」に改め、同条第七項中「畜産振興事業団」を「事業団」に改める。

第六章　雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十七条　事業団が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所）にあてすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十八条　事業団は、第三十四条第三項に規定する書類のほか、業務方法書及び出資者名簿を各事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、第三十一条第一項第二号の業務に係る出資及び同項第四号の業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の金額

三　その他政令で定める事項

3　出資者及び事業団の債権者（事業団が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第三十四条第三項に規定する書類及び第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十九条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第五十条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第四条第二項、第二十八条第四項、第三十条第一項、第三十三条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十八条第一項第一号ニ若しくは第三号、第三十条第二項又は第四十四条の規定により農林水産省令を定めようとするとき。

三　第三十四条第一項又は第四十二条の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十九条第一項第二号又は第四十一条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章　罰則

第五十一条　第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条　第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律により出資者に書類の送付をしなければならない場合において、その書類の送付をしなかったとき。

三　第八条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

四　第八条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第十一条第一項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

六　第二十八条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

七　第三十八条第二項の規定に違反して、同条第一項の資金を運用し、又は使用したとき。

八　第三十九条第六項の規定に違反して、蚕糸業振興資金を運用し、又は使用したとき。

九　第四十条第五項の規定に違反して、糖価安定資金を運用し、又は使用したとき。

十　第四十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

十一　第四十五条第二項の規定による農林水産大臣の命令に違反したとき。

十二　第四十八条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三　第四十八条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに同項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十四条　第十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　農林水産大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林水産大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

（畜産振興事業団の解散等）

第六条　畜産振興事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　畜産振興事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、畜産振興事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3　畜産振興事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4　第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における畜産振興事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとする。

5　第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる積立金として整理されている金額は、それぞれ当該各号に定める勘定において、第三十五条第一項の積立金として整理しなければならない。

一　附則第十九条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律（以下「旧畜産物価格安定法」という。）第三十八条第一項第五号の業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額　第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定

二　旧畜産物価格安定法第三十八条第一項第六号の業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額　第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定

三　附則第二十九条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「旧暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額　附則第二十九条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「新暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係る第三十一条第一項の勘定

四　附則第三十二条の規定による改正前の肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下「旧特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額　附則第三十二条の規定による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「新特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る第三十一条第一項の勘定

五　前各号の特別の勘定以外において積立金として整理されている金額　第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定

6　第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる資金として管理されている金額は、それぞれ当該各号に定める資金として管理しなければならない。

4　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団が第三十一条第一項第一号から第三号までの業務に係る勘定の負担においてする第一項の長期借入金又は短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（交付金の交付）

第三十七条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

2　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、砂糖の価格安定等に関する法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額（国内産糖又は国内産ぶどう糖について同法第二十四条第一項（同法附則第三条第七項において準用する場合を含む。）又は同法第二十九条第一項（同法附則第四条第七項において準用する場合を含む。）の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより同法第三条第三項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

（畜産助成資金）

第三十八条　事業団は、前条第一項の規定により交付を受けた交付金を第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。当該資金の運用によって生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2　前項の資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第一項第三号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（蚕糸業振興資金）

第三十九条　事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に、蚕糸業振興資金を置くことができる。

2　事業団は、蚕糸業振興資金に係る経理については、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3　事業団は、繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による売渡し及び同法第十二条の十三第一項の規定による売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする。

4　事業団は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余の額があるときは、同項の規定にかかわらず、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えない額を蚕糸業振興資金に充てることができる。

5　蚕糸業振興資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、蚕糸業振興資金に充てるものとする。

6　蚕糸業振興資金は、第四十一条の規定により運用する場合のほか、第二十八条第二項第一号の業務に必要な経費に充てる場合並びに繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による買入れ及び同法第十二条の十三第一項の規定による売戻しの業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（糖価安定資金）

第四十条　事業団は、第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定に、糖価安定資金を置くものとする。

2　事業団は、糖価安定資金に係る経理については、第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3　事業団は、砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡し及び同法第九条第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち同法第十条第一項第一号ロに規定する売戻しの価格（同法第三十条第一項の規定による告示が行われた場合において、同法第三十一条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しがされるときは、当該売戻しの価格）により売戻しがされるものについての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額中当該売渡しの価格（当該指定糖が混合糖である場合にあっては、当該売渡しの価格から同法第八条第二号ロに掲げる額を控除して得た額）と安定下限価格（同法第十条第一項第一号ロの安定下限価格（混合糖については、当該安定下限価格に砂糖含有率を乗じて得た額）をいう。）との差額に係る部分を糖価安定資金に充てるものとする。

4　糖価安定資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、糖価安定資金に充てるものとする。

5　糖価安定資金は、次条の規定により運用する場合のほか、次に掲げる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

一　砂糖の価格安定等に関する法律第六条第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しの業務に要する費用（同法第五条第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての同法第九条第一項の規定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。）に充てる場合

二　前項の規定により糖価安定資金に充てるものとされた収入のうち前事業年度の収入の額に相当する額の範囲内において、第二十八条第一項第六号の業務（砂糖類及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務並びに同条第二項第二号の業務に必要な経費に充てる場合

（余裕金の運用）

第四十一条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十二条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第四十三条　事業団が第二十八条第一項第三号の業務として交付する補助金については、事業団を国とみなし、当該補助金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。）を準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「農畜産業振興事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「農畜産業振興事業団の理事長」と読み替えるものとする。

（農林水産省令への委任）

第四十四条　この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第四十五条　事業団は、農林水産大臣が監督する。

2　農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、繭糸価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十六条　農林水産大臣は、この法律、畜産物の価格安定等に関する法律、繭糸価格安定法又は砂糖の価格安定等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第二十九条第一項の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

ニ　イからハまでの業務に伴う生糸又は繭の保管を行うこと。

五　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ　輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ　異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ　国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

六　主要な畜産物、繭、生糸並びに砂糖類（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第四項に規定する砂糖類をいう。以下同じ。）及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　事業団は、前項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一　第三十九条第一項に規定する蚕糸業振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うこと。

二　第四十条第一項に規定する糖価安定資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖類及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うこと。

3　事業団は、前二項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一　飲用牛乳、乳製品、食肉、鶏卵その他政令で定める主要な畜産物の需要の増進に関する業務を行うこと。

二　生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うこと。

4　事業団は、第二項各号又は前項第二号の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第二十九条　事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

一　前条第一項第一号イの業務（買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。）については、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第六号の事業を行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する者

二　前条第一項第二号の業務（債務の保証の決定を除く。）については、銀行、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関

三　前条第一項第三号の業務（補助金の交付及び出資の決定を除く。）については、都道府県その他農林水産大臣の指定する者

四　前条第一項第四号ハの生糸の輸入に関する業務については、輸入業者

2　前項第一号から第三号までに掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

（業務方法書）

第三十条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

3　事業団は、第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書を出資者に送付しなければならない。

第四章　財務及び会計

（区分経理）

第三十一条　事業団は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第二十八条第一項第一号の業務、同項第六号の業務（主要な畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項第一号の業務

二　第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務

三　第二十八条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

四　第二十八条第一項第四号の業務、同項第六号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号及び第三項第二号の業務

五　第二十八条第一項第五号の業務、同項第六号の業務（砂糖類及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項第二号の業務

2　次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一　附則第六条第四項の規定により事業団に出資があったものとされた金額（次号の金額を除く。）　前項第一号の業務に係る勘定

二　附則第六条第四項の規定により事業団に出資があったものとされた金額のうち、同条第一項の規定による承継の際附則第十九条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律第四十八条第二項の規定により同法第三十八条第一項第五号の業務に係る同法第四十八条第一項の特別の勘定において経理を行っている金額　前項第二号の業務に係る勘定

三　第五条第一号から第四号までに掲げる者が出資する金額　前項第二号の業務に係る勘定

四　附則第七条第四項の規定により事業団に出資があったものとされた金額及び第五条第五号から第七号までに掲げる者が出資する金額　前項第四号の業務に係る勘定

（事業年度）

第三十二条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十三条　事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に関し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者又は同条第五号から第七号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

（財務諸表）

第三十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出してその承認を受けるとともに、第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定又は同項第四号の業務に係る勘定に係る財務諸表を、それぞれ、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者又は同条第五号から第七号までに掲げる出資者に送付しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十六条　事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（出資証券）
第七条 事業団は、出資に対し出資証券を発行する。
2 出資証券は、記名式とする。
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。
（持分の払戻し等の禁止）
第八条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
（出資者たる地位の喪失）
第九条 政府以外の出資者（以下第四十七条までにおいて単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによってのみ出資者たる地位を失うことができる。
（持分の譲渡し）
第十条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。
2 第五条第一号から第四号までに掲げる者でなければ、同条第一号から第四号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けることができない。
3 第五条第五号から第七号までに掲げる者でなければ、同条第五号から第七号までに掲げる出資者の持分の譲渡しを受けることができない。
4 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。
（登記）
第十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
（名称の使用制限）
第十二条 事業団でない者は、農畜産業振興事業団という名称を用いてはならない。
（民法の準用）
第十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

（役員）
第十四条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事十五人以内及び監事二人以内を置く。
（役員の職務及び権限）
第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
4 監事は、事業団の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。
（役員の任命）
第十六条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。
2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
（役員の任期）
第十七条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができる。
（役員の欠格条項）
第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
（役員の解任）
第十九条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
（役員の兼職禁止）
第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあっては、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
（代表権の制限）
第二十一条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。
（代理人の選任）
第二十二条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
（職員の任命）
第二十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。
（運営審議会）
第二十四条 事業団に、運営審議会を置く。
2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。
第二十五条 運営審議会は、委員五十人以内で組織する。
2 委員は、出資者（法人にあっては、その代表者）及び事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
3 委員の任期は、二年とする。
4 第十七条第一項ただし書及び第二項並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。
（役員等の秘密保持義務）
第二十六条 事業団の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
（役員及び職員の公務員たる性質）
第二十七条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

（業務の範囲）
第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 畜産物の価格安定等に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。
イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。
ハ 生乳生産者団体の申出により、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあっせんを行うこと。
ニ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。
二 畜産物の価格安定等に関する法律第十三条の規定により、第五条第一号から第四号までに掲げる出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
三 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるもの（以下「指定助成対象事業」という。）についてその経費を補助し、又は指定助成対象事業に出資すること。
四 繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。
イ 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと（ロ又はハの業務に該当するものを除く。）。
ロ 委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。
ハ 生糸の輸入、繭糸価格安定法第十二条の七第一項に規定する輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第十二

第四十四条中「第四十条から前条まで」を「前二条」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条　第十条、第十一条第三項又は第十二条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十五条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の自動車ターミナル法（以下「旧法」という。）第三条の免許を受けている一般自動車ターミナルのうち、旧法第八条第一項（旧法第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は旧法第九条第一項の規定による検査に合格しているもの（旧法第十九条第一項の規定による認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしているものを含む。）は、この法律による改正後の自動車ターミナル法（以下「新法」という。）第三条の許可を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第三条の免許を受けている一般自動車ターミナル（前項に規定するものを除く。）は、次条の規定による確認を受けたときは、新法第三条の許可を受けたものとみなす。

3　この法律の施行の際現にされている旧法第四条第一項の免許の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第四条の許可の申請とみなす。

第三条　運輸大臣は、前条第二項の一般自動車ターミナルについて、運輸省令で定めるところにより、当該一般自動車ターミナルが新法第六条第一号の政令で定める基準に適合することについて確認を行う。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第十一条第一項の認可を受けている使用料金は、新法第七条の規定により届け出た使用料金とみなす。

2　この法律の施行の際現にされている旧法第十一条第一項の使用料金の認可の申請は、新法第七条の規定によりした届出とみなす。

第五条　この法律の施行前に旧法第二十三条第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第六条　この法律の施行の際現に旧法第二十六条の規定による検査に合格している専用バスターミナル（構造又は設備の変更に係る旧法第二十五条第二項の規定による届出（位置又は規模の変更を伴うものを除く。）をしているものを含む。）は、新法第十五条の確認を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現にされている旧法第二十六条の規定による検査の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十五条の規定による確認の申請とみなす。

第七条　旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、附則第二条から前条までに規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第二十三号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十一条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号の二中「免許」を「許可」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第十二条　道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、事業区域若しくは一般自動車ターミナル」を「若しくは事業区域」に改め、「許可の失効」の下に「（自動車ターミナル事業にあつては、事業単位に属する一般自動車ターミナルの全部についての許可の失効）」を加える。

第十八条第一項中「第五条第二項各号」を「第五条各号」に改める。

（地価税法の一部改正）

第十三条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号ヘ中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十四条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十号の三を次のように改める。

四十の三　自動車ターミナル事業に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第六条第一項中第十一号の七を削り、第十一号の八を第十一号の七とする。

法務大臣　長尾　立子
大蔵大臣　久保　亘
運輸大臣　亀井　善之
建設大臣　中尾　栄一
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

農畜産業振興事業団法をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十三号

農畜産業振興事業団法

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　農畜産業振興事業団は、主要な畜産物、繭及び生糸並びに砂糖について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における価格の安定に必要な業務を行うとともに、あわせて乳業者等の経営に要する資金の調達の円滑化、畜産の振興に資するための事業に対する助成等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、農林水産大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により出資があったものとされた金額とする。

2　事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

（出資）

第五条　次に掲げる者は、事業団に出資することができる。

一　乳業者（畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第五条第一項の乳業者をいう。次号及び第三号において同じ。）

二　乳業者が組織する中小企業等協同組合

三　乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合連合会

四　生乳生産者団体（畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）

五　養蚕業者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会

六　製糸業者（製糸業法（昭和七年法律第二十九号）第二条第一項の規定により免許を受けた者又は器械玉糸製造業を営む者に限る。次号において同じ。）

七　製糸業者が直接又は間接の構成員となっている商工組合、商工組合連合会又は中小企業等協同組合

第六条　事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもって事業団に対抗することができない。

2　この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいい、「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

3　この法律で「一般貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）をいう。

第三条の見出しを「（事業の許可）」に改め、同条中「免許」を「許可」に改める。

第四条の見出しを「（許可の申請）」に改め、同条第一項中「自動車ターミナル事業の免許」を「前条の許可」に、「次の」を「運輸省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第四条第二項中「一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他」を「事業計画書その他の」に、「添附」を「添付」に改める。

第五条の見出しを「（欠格事由）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「自動車ターミナル事業の免許」を「第三条の許可」に改め、同項第一号中「終り」を「終わり」に改め、同項第二号中「免許」を「許可」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条とする。

第六条及び第七条を次のように改める。

（許可の基準）

第六条　運輸大臣は、第三条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一　当該一般自動車ターミナルの位置、構造及び設備が政令で定める基準に適合するものであること。

二　当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三　当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

（使用料金）

第七条　第三条の許可を受けた者（以下「自動車ターミナル事業者」という。）は、使用料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

一　使用者が当該一般自動車ターミナルを使用することを著しく困難にするおそれがあるとき。

二　特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものであるとき。

第八条から第十三条までを削る。

第十四条第一項中「第六条第二項」を「第六条第一号」に改め、「技術上の」を削り、同条を第八条とする。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改め、同条を第九条とする。

第十七条の見出しを「（氏名等の変更）」に改め、同条中「一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定めるところにより」を「第四条第一項第一号の事項又は一般自動車ターミナルの名称に変更があつたときは、遅滞なく」に改め、同条を第十条とする。

第十八条を削る。

第十九条の見出しを「（位置、規模、構造又は設備の変更）」に改め、同条第一項中「一般自動車ターミナルの」の下に「位置、規模、」を加え、「認可」を「許可」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、構造又は設備の変更であつて運輸省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

第十九条第二項を次のように改める。

2　前項の許可については、第六条（構造又は設備の変更にあつては、同条第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する。

第十九条第三項中「事項に係る構造又は設備の」を削り、同条を第十一条とする。

第二十条及び第二十一条を削る。

第二十二条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に、「譲受」を「譲受け」に改め、同条第二項中「及び次条第二項」を削り、同条第三項中「第五条第一項第四号及び第二項」を「第五条及び第六条第三号」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業の休止及び廃止）

第十三条　自動車ターミナル事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十三条を削る。

第二十四条の見出しを「（許可の取消し）」に改め、同条各号列記以外の部分中「免許」を「第三条の許可」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、「免許、」を削り、「附した」を「付した」に改め、同条第二号中「第五条第二項各号」を「第五条各号」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条を第十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　専用バスターミナル

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「第十三条、第十四条及び第十六条」を「第八条及び第九条」に、「専用自動車ターミナル」を「専用バスターミナル」に、「自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条を第十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（確認）

第十五条　専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備が第六条第一号の政令で定める基準（位置に係るものを除く。）に適合するものであることについて運輸大臣の確認を受けなければ、その使用を開始してはならない。当該専用バスターミナルの構造又は設備を変更した場合（運輸省令で定める軽微な変更の場合を除く。）についても、同様とする。

第二十八条を削る。

第四章を削り、第五章の章名を削る。

第三十一条中「自動車ターミナルの設置（第三条の免許又は第二十九条第一項の規定による指示に係るものに限る。）及び第二十条第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善」を「第三条の許可に係る一般自動車ターミナルの設置」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章　雑則

第三十二条の見出しを「（許可等の条件）」に改め、同条第一項中「免許、」を削り、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「最少限度」を「最小限度」に改め、同条を第十八条とする。

第三十三条から第三十五条までを削る。

第三十六条の見出し中「意見徴取」を「意見聴取」に改め、同条第一項中「、第十八条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項」を「又は第十一条第一項（位置又は規模の変更に係る部分に限る。次項において同じ。）」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「、第十八条第一項又は第二十九条第一項」を「又は第十一条第一項」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削り、同条を第十九条とする。

第三十七条を第二十条とし、第三十八条を第二十一条とし、第三十九条を第二十二条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第五章　罰則

第二十三条　次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定に違反して自動車ターミナル事業を経営した者

二　第十一条第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

三　第十五条の規定に違反して専用バスターミナルの使用を開始した者

第六章の章名及び第四十条から第四十二条までを削る。

第四十三条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　第七条第一項の規定による届出をしないで料金を収受した者

第四十三条第二号中「第十四条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十条又は第二十一条第一項」を「第七条第二項、第八条第三項（第十六条において準用する場合を含む。）又は第九条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして自動車ターミナル事業を休止し、又は廃止した者

第四十三条第四号を削り、同条第五号中「第三十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第三十九条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第二十四条とする。

日本学術振興会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十一号

日本学術振興会法の一部を改正する法律

日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十条・第二十一条）」を「（第二十条—第二十一条）」に改める。

第一条中「日本学術振興会は」の下に「、学術の応用に関する研究を行うとともに」を加え、「行ない」を「行い」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（資本金）

第四条の二　振興会の資本金は、百十億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3　振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十条中「役員は」を「会長、理事長及び監事は」に改め、同条に次の一項を加える。

2　理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命する。

第十三条中「文部大臣は、」を「文部大臣又は会長は、それぞれその任命に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3　会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　学術の応用に関する研究を行うこと。

第二十条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第二十条の二　振興会は、文部大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第二十五条の見出しを「（財務諸表等）」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の」を削り、「決算報告書」の下に「（次項において「業務報告書等」という。）」を加え、「つけて」を「付けて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　振興会は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに業務報告書等を事務所に備えて置かなければならない。

第三十八条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十九条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十条中「一万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（役員の任命に関する経過措置）

2　この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の日本学術振興会法（以下「新法」という。）第十条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

3　前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、新法第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

（財務諸表等に関する経過措置）

4　新法第二十五条の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同条の財務諸表及び附属明細書並びに業務報告書等から適用する。

（罰則に関する経過措置）

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

6　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本芸術文化振興会」の下に「、日本学術振興会」を加える。

第七十二条の五第一項第六号中「、日本学術振興会」を削る。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

7　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する日本学術振興会の事業年度に関する地方税法の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

（法人税法の一部改正）

8　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本開発銀行の項の次に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）

別表第二第一号の表日本学術振興会の項を削る。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

9　施行日の属する日本学術振興会の事業年度に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

（登録免許税法の一部改正）

10　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本育英会の項の次に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）

大蔵大臣　久保　亘

文部大臣　奥田　幹生

自治大臣　倉田　寛之

内閣総理大臣　橋本龍太郎

自動車ターミナル法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十二号

自動車ターミナル法の一部を改正する法律

自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第十四条」に、

「第三章　専用自動車ターミナル（第二十五条—第二十八条）
第四章　バスターミナルに関する特別規定（第二十九条・第三十条）
第五章　雑則（第三十一条—第三十九条）
第六章　罰則（第四十条—第四十五条）」

を

「第三章　専用バスターミナル（第十五条・第十六条）
第四章　雑則（第十七条—第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条—第二十六条）」

に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、自動車ターミナル事業の適正な運営を確保すること等により、自動車運送事業者及び自動車ターミナルを利用する公衆の利便の増進を図り、もつて自動車運送の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条第一項中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の」、「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の」及び「（特別積合せ貨物運送をするものに限る。以下同じ。）」を削り、同条中第五項を第八項とし、第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　この法律で「専用バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該一般乗合旅客自動車運送事業の用に供することを目的として設置したバスターミナルをいう。

第二条第三項中「、専用自動車ターミナル以外の自動車ターミナルをいい、「専用自動車ターミナル」とは」を削り、「をいう」を「以外の自動車ターミナルをいう」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「積卸」を「積卸し」に改め、同項を同条第四項とする。

第二条第一項の次に次の二項を加える。

帯する業務」と、第六条の四第一項中「第六条第二号に掲げる業務」とあるのは「第六条第二号に掲げる業務、繊維法第五十八条の二第一号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九条第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号に掲げる業務及び輸入・対内投資法第八条第六号に掲げる業務」と、「第六条の二の規定により政府が出資した額」とあるのは「第六条の二の規定及び附則第五条第二項の規定により政府が出資した額」とし、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条の二の規定及び同法附則第五条第二項の規定により政府が出資した金額を除く。」とする。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第六条　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九条の見出しを「（特定新規事業実施円滑化業務）」に改め、同条中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条」に改める。

（繊維産業構造改善臨時措置法の一部改正）

第七条　繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の三第二項中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五条」に改める。

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第八条　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十八条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条の三第一項」に改める。

第十三条第一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条の五第一項」に、「第十六条第三号及び第五号」を「第六条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「産業構造転換円滑化臨時措置法附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法附則第五条」に改める。

（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）

第九条　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）附則第五条」に改める。

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第十条　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第九条」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）附則第五条」に改める。

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第十一条　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十八条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条の三第一項」に改める。

第十八条第一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六条の五第一項」に、「第十六条第三号及び第五号」を「第六条第三号及び第四号」に改める。

（特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第十二条　特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第二十条第一項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条の五第一項」に、「第十六条第三号及び第五号」を「第六条第三号及び第四号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十三条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第十六条第一号及び第四号（産業基盤整備基金の業務）の業務」を削る。

大蔵大臣　久保　亘
通商産業大臣　塚原　俊平
内閣総理大臣　橋本龍太郎

防衛庁設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第五十号

防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十八万人」を「十七万九千四百三十人」に、「四万六千八十五人」を「四万五千七百五十二人」に、「四万七千五百五十六人」を「四万七千二百七人」に、「二十七万三千八百一人」を「二十七万三千七百五十一人」に改める。

第十七条第三項中「工学」の下に「並びに社会科学」を加える。

第二十八条第三項中「所掌事務及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　事務局の所掌事務については、情報本部の所掌に属するものを除き、政令で定める。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

（情報本部）

第二十八条の二　統合幕僚会議に、情報本部を置く。

2　情報本部は、次の事務をつかさどる。

一　第二十六条第一項第六号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に関すること。

二　第二十六条第一項第一号（統合防衛計画の作成に係る部分に限る。）に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務に必要な情報に関すること。

三　第二十六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項に係る統合幕僚会議の事務のうち情報に関する部分に関すること。

四　自衛隊法第二十二条第三項の規定により統合幕僚会議の議長の行う職務に関する事務のうち情報に関する部分に関すること。

3　情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4　情報本部の内部組織については、総理府令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条第三項の改正規定は、平成八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

第三条　この法律の施行の際旧法第十八条第一項に規定する特別勘定（以下この条において「旧特別勘定」という。）に所属する権利義務は、改正後の新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定（以下この条において「新特別勘定」という。）に帰属するものとする。

2　前項の規定により旧特別勘定に所属する権利義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律の施行前に旧法第十七条の規定及び旧法附則第九条第六項の規定により政府が基金に出資した額に相当する金額は、この法律の施行に際し改正後の新規事業法第六条の二の規定により政府から基金に出資されたものとする。

3　第一項の規定により旧特別勘定に所属する権利義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律の施行の際旧法第十九条第一項の産業構造転換円滑化出資資金に充てられている金額は、改正後の新規事業法第六条の四第一項の特定新規事業実施円滑化出資資金に充てられたものとする。

4　この法律の施行の際旧法第二十条第一項の産業構造転換円滑化推進資金に充てられている金額は、改正後の新規事業法第六条の五第一項の特定新規事業実施円滑化推進資金に充てられたものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第五条　特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の四条を加える。

（政府の出資）

第六条の二　政府は、基金が前条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

（特別勘定）

第六条の三　基金は、第六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3　基金は、特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4　基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

（特定新規事業実施円滑化出資資金）

第六条の四　基金は、第六条第二号に掲げる業務に関して、特定新規事業実施円滑化出資資金を設け、第六条の二の規定により政府が出資した額に相当する金額をもってこれに充てなければならない。

2　特定新規事業実施円滑化出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額（基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあっては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額）又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

（特定新規事業実施円滑化推進資金）

第六条の五　基金は、第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務に関して、特定新規事業実施円滑化推進資金を設けるものとする。

2　基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般の勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3　基金は、特定施設整備法第四十条第二項の規定にかかわらず、特定施設整備法第四十七条第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において特定新規事業実施円滑化推進資金に充てるものとする。

4　特定新規事業実施円滑化推進資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特定新規事業実施円滑化推進資金に充てるものとする。

第七条を次のように改める。

（特定施設整備法の特例）

第七条　第六条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法（以下「新規事業法」という。）第六条の二の規定により政府が出資した金額を除く。」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び新規事業法第六条第一号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び新規事業法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は新規事業法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「当該残余財産のうち、新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定に属する額に相当する額を政府に対し、当該特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「各出資者」とあるのは「新規事業法第六条の三第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び新規事業法第六条」とする。

附則第五条を次のように改める。

（基金の行う出資業務に関する特例）

第五条　基金は、産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）附則第三条第二項の規定により第六条の二の規定により政府から出資があったものとされた金額の一部を繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号。以下「繊維法」という。）第五十八条の二第一号に掲げる業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号。以下「特定商業集積整備法」という。）第九条第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一条第一号に掲げる業務及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「輸入・対内投資法」という。）第八条第六号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

2　政府は、基金が繊維法第五十八条の二、特定商業集積整備法第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条の規定に基づきその業務を行う場合において、第六条第二号に掲げる業務、繊維法第五十八条の二第一号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九条第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一条第一号に掲げる業務及び輸入・対内投資法第八条第六号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

3　基金は、繊維法第五十八条の二、特定商業集積整備法第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条の規定に基づきその業務を行う場合には、第六条の二に規定する資本金の増加は行わないものとする。

4　基金が繊維法第五十八条の二、特定商業集積整備法第九条、伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条の規定に基づきその業務を行う場合には、第六条の三第一項中「第六条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六条第二号に掲げる業務、繊維産業構造改善臨時措置法（以下「繊維法」という。）第五十八条の二第一号に掲げる業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（以下「特定商業集積整備法」という。）第九条第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十一条第一号に掲げる業務及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（以下「輸入・対内投資法」という。）第八条第六号に掲げる業務並びにこれらの業務に附

前の幹線道路の沿道の整備に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により定められている沿道整備計画に関する都市計画は、この法律による改正後の幹線道路の沿道の整備に関する法律（以下「新法」という。）の規定により定められた沿道地区計画でその区域の全部について沿道地区整備計画が定められているものに関する都市計画とみなす。

3　旧法の規定により沿道整備計画に関する都市計画に関してした手続、処分その他の行為は、新法の規定により沿道地区計画に関する都市計画に関してした手続、処分その他の行為とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧法の規定により定められている沿道整備計画の区域は、新法の規定により定められた沿道地区計画の区域で沿道地区整備計画が定められている区域とみなす。

5　旧法第十三条第一項に規定する区域内において同項の制限が定められた際、当該制限が定められた区域内に現に存する人の居住の用に供する建築物又はその部分は、新法第十三条第一項に規定する特定住宅に該当するものとみなす。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

7　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号四十八の二中「沿道整備計画」を「沿道地区計画の」に改める。

（地方税法の一部改正）

8　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条に次の一項を加える。

16　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき同法第九条第一項に規定する沿道地区計画の区域内において行つていた事業（当該公告があつた時において行われていたものに限る。）を引き続き行うため当該事業の用に供する当該区域内にある土地を取得した場合における当該土地（住宅の用に供するものを除く。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第三十一条の二第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「附則第三十一条の二第六項」を「附則第三十一条の二第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第一項に規定する沿道地区計画の区域内において事業を行つていた者が、同法第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき、当該区域内において引き続き当該事業（当該公告があつた時に当該事業を行つていた者が行つていたものに限る。）を行うため当該事業の用に供する当該区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成十年三月三十一日までに行われたときに限り、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

附則第三十一条の三第六項中「前三項の」を「第三項から前項までの規定の適用がある」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項の沿道整備推進機構が同法第十三条の三第三号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成十年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。

（道路整備特別会計法の一部改正）

9　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第一項」の下に「若しくは第十三条の四第一項」を加える。

（都市計画法の一部改正）

10　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項第四号、第十二条の七並びに第十三条第一項第十二号及び第三項中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に改める。

第十四条第二項中「沿道整備計画の区域」を「沿道地区計画の区域（沿道地区計画の区域の一部について沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項の規定による沿道地区整備計画をいう。以下この項及び第三十三条第一項において同じ。）が定められているときは、沿道地区計画の区域及び沿道地区整備計画の区域）」に改める。

第三十三条第一項第五号中「地区計画」の下に「、沿道地区計画」を、「地区整備計画」の下に「、沿道地区整備計画」を加える。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

11　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第五号中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に、「区域」を「区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画が定められた区域」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘
建設大臣　中尾　栄一
自治大臣　倉田　寛之

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月二十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十九号

産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律

産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年五月二十九日から施行する。

（産業基盤整備基金の業務に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法（以下「旧法」という。）第十六条第三号の利子補給金が支給されている貸付けに関し行う利子補給金の支給に係る産業基盤整備基金（以下「基金」という。）の業務については、同条の規定は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条の規定により基金の業務が行われる場合には、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下この項及び次項において「特定施設整備法」という。）第四十一条第一項中「日本開発銀行その他の金融機関」とあるのは「日本開発銀行その他の金融機関（産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号。以下「なお効力を有する旧構造転換法」という。）第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。次項において同じ。）」と、同条第三項中「金融機関」とあるのは「金融機関（なお効力を有する旧構造転換法第十六条第三号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。）」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧構造転換法第十六条」とし、附則第五条の規定による改正後の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号。次条において「改正後の新規事業法」という。）第六条の五第一項中「第六条第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十六条第三号に掲げる業務」とする。

3　大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条第三号に掲げる業務に係る事項に関し、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（共用管理施設の管理に要する費用）

第五十四条の二　第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2　第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3　第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条の二第二項の規定による建設大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあってはその統轄する都道府県の、その他の道路管理者にあっては道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4　第二項において準用する第十九条の二第二項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

（高速自動車国道法の一部改正）

第五条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（共用高速自動車国道管理施設の管理）

第七条の二　道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の高速自動車国道の管理のための施設又は工作物で、当該高速自動車国道と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（以下「共用高速自動車国道管理施設」という。）の管理については、建設大臣及び当該他の道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）は、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立した場合においては、建設大臣及び当該他の道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

第二十条の次に次の一条を加える。

（共用高速自動車国道管理施設の管理に要する費用）

第二十条の二　前条第一項の規定により国の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、建設大臣及び他の道路の道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

第二十一条第一項中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十八条中「二万円」を「二十万円」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第二十九条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第三十一条中「一万円」を「十万円」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第六条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第二号中「高速自動車国道法」の下に「第七条の二第一項又は」を加え、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の規定により日本道路公団が高速自動車国道法第七条の二第一項の建設大臣の権限を代わつて行う場合において、同項の規定による協議が成立しないときは、日本道路公団又は同項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等である場合にあつては、第九条第一項に規定する公団等。以下この条において、単に「道路管理者」という。）は、当該道路管理者が建設大臣である場合を除き、建設大臣に裁定を申請することができる。

4　建設大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、日本道路公団及び道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5　前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用については、日本道路公団及び道路管理者の協議が成立したものとみなす。

第七条第一項第二号中「道路法」の下に「第十九条の二第一項又は」を加え、同項に次の一号を加える。

十六　高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

第十九条の次に次の一条を加える。

（共用管理施設等の管理に要する費用）

第十九条の二　前条の規定により公団等の負担すべき道路の管理に関する費用で、道路法第十九条の二第一項に規定する共用管理施設又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、公団等及び道路法第十九条の二第一項又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が建設大臣の管理する高速自動車国道である場合にあつては建設大臣、日本道路公団の管理する高速自動車国道である場合にあつては日本道路公団、公団等の管理する一般国道等である場合にあつては公団等。以下この条において、単に「道路管理者」という。）は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立しない場合においては、公団等又は道路管理者は、当該道路管理者が建設大臣である場合を除き、建設大臣に裁定を申請することができる。

3　第六条の二第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六条の二第四項中「日本道路公団」とあるのは「公団等」と、「都道府県の議会に諮問し」とあるのは「都道府県の」と読み替えるものとする。

4　第二項及び前項において準用する第六条の二第四項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団等及び道路管理者の協議が成立したものとみなす。

第二十条第一項中「前条」を「第十九条」に改める。

第三十条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「技術的読替」を「技術的読替え」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項に定めるものを除くほか、高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する他の道路が公団等の管理する一般国道等である場合における同法第二十条の二の規定の適用については、同条中「他の道路の道路管理者」とあるのは、「他の道路を管理する道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第九条第一項に規定する公団等」とする。

第三十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定めるものを除くほか、道路法第十九条の二第一項に規定する他の道路が日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等である場合における同法の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者」とあるのは「道路管理者及び他の道路を管理する道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第九条第一項に規定する公団等」と、同条第二項において準用する同法第十九条の二第二項中「共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県知事又は都道府県であるときは建設大臣に、その他のときは都道府県知事」とあるのは「建設大臣」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正

ならない。

（監督等）

第十三条の五　市町村長は、第十三条の三各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　市町村長は、機構が第十三条の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第十三条の二第一項の指定を取り消すことができる。

4　市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5　第三項の規定により第十三条の二第一項の指定を取り消した場合における第十一条第一項に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

（情報の提供等）

第十三条の六　国及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

2　沿道整備道路の道路管理者は、機構に対し、その業務の円滑な実施が図られるように、必要な協力を行うものとする。

第十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第二条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十八の二　沿道地区整備計画　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項に規定する沿道地区整備計画をいう。

第六十八条の二第一項中「地区計画、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画又は集落地区計画の区域にあつては、」を削り、「再開発地区整備計画」の下に「、沿道地区整備計画」を加え、同条第二項中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に改める。

第六十八条の五の次に次の一条を加える。

（沿道地区計画の区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例）

第六十八条の五の二　次に掲げる条件に該当する沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該沿道地区計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を第五十二条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

一　沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第三項の規定により、沿道地区整備計画の区域を区分して建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められているものに限る。）が定められている土地の区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ　建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度

ロ　建築物の敷地面積の最低限度

ハ　壁面の位置の制限（道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。）

二　第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号に掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

第六十八条の六中「地区計画」の下に「、沿道地区計画」を加え、「、地区整備計画」を「地区整備計画、沿道地区整備計画」に改め、「定められている区域」の下に「に限り、住宅地高度利用地区計画又は再開発地区計画の区域にあつては都市計画法第十二条の六第二項第二号に規定する施設の配置及び規模若しくは住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域又は都市再開発法第七条の八の二第二項第二号に規定する施設の配置及び規模若しくは再開発地区整備計画が定められている区域」を加える。

（都市再開発法の一部改正）

第三条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「宅地若しくは」の下に「同法第十二条の四第一項第一号の地区計画、」を、「再開発地区計画」の下に「若しくは幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画」を加え、「同条第二項第三号に規定する再開発地区整備計画が定められている区域のうち、当該再開発地区整備計画において同法第八条第二項第二号ホに規定する高度利用地区について定めるべき事項が定められており、かつ、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、これらの事項に関する制限が定められているものに限る」を「次に掲げる条件に該当するものに限る。第三条において「特定地区計画等区域」という」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都市計画法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画、第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項に規定する沿道地区整備計画（次号において「地区整備計画等」という。）が定められている区域であること。

二　地区整備計画等において都市計画法第八条第二項第二号ホに規定する高度利用地区について定めるべき事項（沿道地区整備計画において建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さに対する割合の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度を除く。）が定められていること。

三　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、前号に規定する事項に関する制限が定められていること。

第三条第一号中「第二条の二第一項に規定する再開発地区計画の区域」を「特定地区計画等区域」に改め、同条第二号ホ中「又は再開発地区計画」を「、地区計画、再開発地区計画又は沿道地区計画」に改める。

第七条の二第一項中「又は再開発地区計画」を「、地区計画、再開発地区計画又は沿道地区計画」に改める。

（道路法の一部改正）

第四条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（共用管理施設の管理）

第十九条の二　道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の道路の管理のための施設又は工作物で、当該道路と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（第五十四条の二第一項において「共用管理施設」という。）の管理については、当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者（以下この条及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立しない場合においては、共用管理施設関係道路管理者は、そのいずれかが建設大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県知事又は都道府県であるときは建設大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3　第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4　第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5　第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、共用管理施設関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

同意が得られていること。

五　前項第一号に規定する者が、権利の移転等が行われた後において、同項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

4　市町村は、第一項の規定により沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十条の七第二項において同じ。）内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、同法第二十九条又は同法第四十三条第一項の規定による許可を要する行為（次項において「特定行為」という。）が行われることとなるときは、当該沿道整備権利移転等促進計画について、建設省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

5　都道府県知事は、前項の承認の申請があった場合において、沿道整備権利移転等促進計画に定められた特定行為が市街化区域（都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。以下この項において同じ。）における市街化の状況等からみて当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるとき（第二項第二号に規定する土地の面積が同法第三十四条第十号イの政令で定める面積を下回る場合にあっては、当該特定行為が、当該土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときに限る。）は、同項の承認をするものとする。

（沿道整備権利移転等促進計画の作成の要請）

第十条の三　沿道地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となっている土地につき、沿道整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に対し要請することができる。

（沿道整備権利移転等促進計画の公告）

第十条の四　市町村は、沿道整備権利移転等促進計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2　市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、第十条の二第四項の承認を受けた沿道整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

（公告の効果）

第十条の五　前条第一項の規定による公告があったときは、その公告があった沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

（登記の特例）

第十条の六　第十条の四第一項の規定による公告があった沿道整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

（開発許可の特例）

第十条の七　第十条の四第一項の規定による公告があった沿道整備権利移転等促進計画（第十条の二第四項の承認を受けたものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従って行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十号に掲げる開発行為とみなす。

2　都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、第十条の四第一項の規定による公告があった沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従って行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

（勧告）

第十条の八　市町村は、権利の移転等を受けた者が沿道整備権利移転等促進計画に定められた土地の利用目的に従って土地を利用していないと認めるときは、当該権利の移転等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

「第四章　沿道整備促進のための施策」を「第四章　沿道整備促進のための助成等」に改める。

第十一条第一項中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に改める。

第十二条第一項中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に、「遮音」を「遮音」に改める。

第十三条の見出しを「（防音構造化の促進等）」に改め、同条第一項中「道路交通騒音が特に著しい沿道整備道路の沿道に係る沿道整備計画」を「沿道地区整備計画」に改め、「、当該」の下に「制限が定められた」を、「又はその部分」の下に「（以下この条において「特定住宅」という。）」を加え、「建築物若しくはその部分」を「特定住宅」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　沿道整備推進機構

（沿道整備推進機構の指定）

第十三条の二　市町村長は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2　市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（機構の業務）

第十三条の三　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　幹線道路の沿道の整備に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二　沿道地区計画の区域内において、第十二条第一項に規定する建築物を建築すること又は当該建築物の建築に関する事業に参加すること。

三　第十一条第一項に規定する土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。

四　幹線道路の沿道の整備の推進に関する調査研究を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、幹線道路の沿道の整備を推進するために必要な業務を行うこと。

（資金の貸付け等）

第十三条の四　国は、市町村が機構に対し第十一条第一項に規定する土地の取得に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該市町村に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の金額を無利子で貸し付けることができる。

2　前項の規定による国の貸付金の償還期間及び償還方法については、政令で定める。

3　機構は、買い入れた土地で第一項の規定による国の貸付けに係るものをこの法律の目的に従って適切に管理し、又は譲渡しなければ

一条を加える。

第七条の二　沿道整備道路の道路管理者は、前条に規定するもののほか、沿道の整備と併せて、道路交通騒音により生ずる障害の防止を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第八条前段中「道路管理者」の下に「（以下この項において「都道府県知事等」という。）」を、「沿道整備協議会」の下に「（以下この条において「協議会」という。）」を加え、同条後段中「沿道整備協議会の庶務は、当該都道府県知事が統轄する都道府県において処理する」を「都道府県知事等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に国の地方行政機関を加えることができる」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項前段の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　協議会の庶務は、都道府県知事が統轄する都道府県において処理する。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に改める。

第九条第二項中「方針及び」の下に「沿道地区整備計画（」を、「認められる事項」の下に「を定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「遮音」を「遮音」に、「敷地面積に対する割合の最低限度」を「敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」に、「及び次条」を「、次条及び第十条の二」に改め、「用途の制限」の下に「、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度」を加え、同項第二号中「除く」の下に「。第十条の二第三項第二号において「沿道地区施設」という」を加え、同条第三項第一号中「遮音」を「遮音」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　沿道地区整備計画においては、適正な配置及び規模の公共施設（都市計画法第四条第十四項に規定する公共施設をいう。第六項及び第十条の二第一項において同じ。）を備えた土地の区域において建築物の容積を適正に配分することが当該沿道地区整備計画の区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、当該沿道地区整備計画の区域を区分して前項第一号の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定めるものとする。この場合において、当該沿道地区整備計画の区域を区分して定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の数値にそれぞれの数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計は、当該沿道地区整備計画の区域内の用途地域（同法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。）において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の数値に当該数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計を超えてはならない。

第九条に次の二項を加える。

5　沿道地区計画を都市計画に定める際、当該沿道地区計画の区域の全部又は一部について沿道地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について沿道地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、沿道地区計画の区域の一部について沿道地区整備計画を定めるときは、当該沿道地区計画については、沿道地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

6　沿道地区計画の区域（沿道地区整備計画が定められている区域を除く。）のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地（国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されているものを除く。）について所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、その全員の合意により、当該沿道地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつている土地の区域につき、当該沿道地区計画に関する都市計画に沿道地区整備計画を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

第十条第一項中「区域」の下に「（沿道地区整備計画が定められている区域に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六　第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次条第一項の権利に係る土地において当該沿道整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号の建設省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　沿道整備権利移転等促進計画

（沿道整備権利移転等促進計画の作成等）

第十条の二　市町村は、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道地区計画の区域内の土地（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。）を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のためのものであることが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第十条の五において同じ。）の設定若しくは移転（以下この章において「権利の移転等」という。）を促進する事業を行おうとするときは、沿道整備権利移転等促進計画を定めるものとする。

2　沿道整備権利移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　権利の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二　前号に規定する者が権利の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三　第一号に規定する者に前号に規定する土地について権利の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四　第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五　第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権又は賃借権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに地代又は借賃及びその支払の方法

六　権利の移転等が行われた後に第二号に規定する土地において行われることとなる土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他建設省令で定める行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項

七　その他建設省令で定める事項

3　沿道整備権利移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一　沿道整備権利移転等促進計画の内容が沿道地区計画に適合するものであること。

二　沿道整備権利移転等促進計画において、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るための権利の移転等で次に掲げるもののいずれかが定められていること。

イ　遮音上有効な機能を有する建築物等の新築その他沿道における適正かつ合理的な土地利用を図るための行為で建設省令で定めるものを伴う権利の移転等（ロに該当するものを除く。）

ロ　沿道地区施設の整備を図るため行う権利の移転等又はこれと併せて行う当該権利の移転等を円滑に推進するために必要な権利の移転等

三　前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四　前項第二号に規定する土地に存する建物その他の土地に定着する物件ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者のすべての

ことを行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

（事業計画等）

第二十一条　支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（区分経理）

第二十二条　支援法人は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第二十三条　前二条に定めるもののほか、支援法人が債務保証業務を行う場合における支援法人の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（報告及び検査）

第二十四条　農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、支援法人に対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善命令）

第二十五条　農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第二十六条　農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四　第二十条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2　農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章　罰則

第二十七条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第二十五条の規定による命令に違反する行為をした者

第二十八条　第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林水産大臣　大原　一三

内閣総理大臣　橋本龍太郎

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十八号

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第一条　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　沿道整備計画（第九条・第十条）
第四章　沿道整備促進のための施策（第十一条―第十三条）」を
「第三章　沿道地区計画（第九条・第十条）
第三章の二　沿道整備権利移転等促進計画（第十条の二―第十条の八）
第四章　沿道整備促進のための助成等（第十一条―第十三条）
第四章の二　沿道整備推進機構（第十三条の二―第十三条の六）」に改める。

第一条中「沿道整備計画」を「沿道地区計画」に改める。

第五条第一項中「限る」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「並びに関係市町村に協議するとともに、これらの道路に係る交通の規制の観点からする都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない」を「、関係市町村並びに都道府県公安委員会に協議しなければならない」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　幹線道路網を構成する道路のうち第一項各号に掲げる条件に該当する道路の道路管理者又は関係市町村は、都道府県知事に対し、当該道路を沿道整備道路として指定するよう要請することができる。

第六条中「前条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条　第五条第一項の規定により沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、協議により、当該沿道整備道路における道路交通騒音の減少に関する計画（以下この条において「道路交通騒音減少計画」という。）を定めるものとする。

2　道路交通騒音減少計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　沿道整備道路における道路交通騒音を減少させるための措置の実施に関する方針

二　次に掲げる事項のうち、沿道整備道路においてその構造、交通の状況等を勘案して必要と認められるもの

イ　遮音壁、植樹帯等の設置その他の沿道における道路交通騒音を減少させるための措置に関する事項

ロ　道路の舗装の構造の改善、交差点又はその付近における道路の改築、交通の規制その他の道路交通騒音の発生を減少させるための措置に関する事項

3　沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音減少計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4　前二項の規定は、道路交通騒音減少計画の変更について準用する。

5　沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音減少計画に従って、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。

6　前項の場合において、道路交通騒音減少計画に定められた措置に関する事項に従って行う行為については、道路法第九十五条の二（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十四条の二において準用する場合を含む。）並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条の二第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第七条の前に見出しとして「（道路交通騒音の減少等のための措置）」を付し、同条の次に次の

画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（事業計画の認定の特例）

第六条　国が森林所有者として加わって事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、第四条第一項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

2　第四条第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

（伐採の届出の特例）

第七条　認定事業者が認定事業計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条第一項本文の規定は、適用しない。

（開発行為の許可の特例）

第八条　認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があったものとみなす。

（保安林における伐採の許可の特例）

第九条　認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って立木を伐採する場合には、森林法第三十四条第一項の許可があったものとみなす。

（森林施業計画の変更の特例）

第十条　森林法第十一条第五項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第三項において同じ。）又は同法第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者（同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項の認定を受けたものを含む。以下「認定森林所有者」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林施業計画（その変更につき同法第十二条第三項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する同法第十一条第五項又は同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する同法第十八条の二第三項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事（同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第三項において同じ。）に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2　前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第一項」と読み替えて、同項（同法第十八条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を適用する。

3　都道府県知事は、認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を取り消すことができる。

（森林組合等の事業の利用の特例）

第十一条　森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。

2　森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けようとする森林所有者に、前項の規定による事業を利用させることができる。

第十二条　森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林（当該森林組合の地区内にあるものに限る。）に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九条第二項第三号に掲げる事業（木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）を利用させることができる。

2　森林組合連合会は、森林組合法第百一条第七項ただし書の規定にかかわらず、所属員（同条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下この項において同じ。）のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である所属員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林（当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。）に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第百一条第一項第五号に掲げる事業（木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）を利用させることができる。

（国有林野事業における配慮）

第十三条　国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項の国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

（資金の確保）

第十四条　国及び都道府県は、認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十六条　都道府県知事は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章　木材安定供給確保支援法人

（指定）

第十七条　農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、木材安定供給確保支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十八条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定事業計画に基づく木材の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

二　木材安定供給確保事業を促進するため、木材の生産又は流通に関する情報の提供及び展示会の開催その他の木材の需要の開拓を行うこと。

三　指定地域内において木材安定供給確保事業に関する情報の提供、相談その他の援助を行う団体の業務について、連絡調整を図り、及び助言、指導その他の援助を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五　前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者その他政令で定める者による木材の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

（業務の委託）

第十九条　支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号及び第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）

第二十条　支援法人は、第十八条第一号及び第五号に掲げる業務（以下「債務保証業務」とい

別表第三第一号八十三の二

二　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の十四第六項

三　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）附則第二十八項及び第三十項

四　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十八条の四第三項第二号

五　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）附則第五条の五

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第六条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附則第四条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘
農林水産大臣　大原　一三
労働大臣　永井　孝信
自治大臣　倉田　寛之

木材の安定供給の確保に関する特別措置法をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十七号

木材の安定供給の確保に関する特別措置法

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。

（指定地域）

第二条　都道府県知事は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により定められた森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができる。

一　その地域における森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の林齢その他の森林資源の状況からみて、林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること。

二　その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）が行われることにより、素材生産の安定が図られるとともに、木材製造業の事業規模が拡大すると認められること。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（指定地域の区域の変更等）

第三条　都道府県知事は、森林資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した指定地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第二章　木材安定供給確保事業に関する計画

（事業計画）

第四条　指定地域内に事業所を有する木材製造業を営む者又はその組織する団体（以下「木材製造業者等」という。）及び当該指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、共同して、木材安定供給確保事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　事業計画には、次に掲げる者が木材製造業者等又は森林所有者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一　森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二　素材生産業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者

三　前号に掲げる者の組織する団体

3　事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　木材安定供給確保事業の目標

二　木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ　取引関係に関する事項

ロ　伐採する森林の所在場所、保安林（森林法第二十五条の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項

ハ　木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模

ニ　促進措置に関する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容（ハに掲げる事項を除く。）

三　木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四　森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。）において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

4　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二　その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三　前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四　地域森林計画の対象となっている民有林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

五　保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

5　都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

（計画の変更等）

第五条　前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計

進に関する法律」に改める。

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
農林水産大臣　大原　一三
労働大臣　永井　孝信
内閣総理大臣　橋本龍太郎

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日
内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十六号

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律

（林業改善資金助成法の一部改正）
第一条　林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「方式」の下に「を導入し、新たな林業部門の経営を開始し、」を、「林業生産高度化資金」の下に「、新林業部門導入資金」を加える。
第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　この法律において「新林業部門導入資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。
第三条第一項、第四条及び第五条第一項中「林業生産高度化資金」の下に「、新林業部門導入資金」を加える。
第八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2　新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

（林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正）
第二条　林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法
第一条中「林業経営の改善」を「育成すべき林業経営の経営基盤の強化」に改める。
第二条第一項中「林業経営の改善」を「林業経営基盤の強化」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（基本構想）
第二条の二　都道府県知事は、基本方針に即し、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。
2　基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　林業経営基盤の強化に関する目標
二　林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標
三　木材の生産及び流通の合理化に関する目標
3　都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。
4　都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第三条第一項中「林業を」を「前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を」に改め、「当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する」を削り、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「林業経営を改善するために」を「前号の目標を達成するため」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二　林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に関する目標
第三条第三項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即した」を「が基本構想に照らし適切な」に改め、同項第三号中「若しくは第二項又は第六条第一項第一号」を「、第二項若しくは第三項、第六条第一項第一号又は第九条第一項」に改める。
第四条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に「、第二条の二第四項の規定により基本構想を公表した場合には」を加え、同条第四項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即した」を「が基本構想に照らし適切な」に改める。
第五条第一項及び第二項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3　農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置（森林（森林とする土地を含む。）の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、それぞれ三十五年以内及び二十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。
第六条第一項第一号中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。
第七条第七項の表第四条第六項の項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。
第九条中「第四条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた素材生産業を営む者」を「第三条第一項の認定を受けた者であつて当該認定に係る林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大したもの」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。
（林業改善資金助成法の特例）
第九条　林業改善資金助成法第二条第二項の新林業部門導入資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。
2　前項の資金の一借主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の林業等振興資金融通暫定措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例により認定を行うことができる。
第三条　この法律の施行前に旧法第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者（前条の規定により従前の例による認定を受けた者を含む。）は、第二条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者とみなす。
（農林漁業信用基金法の一部改正）
第四条　農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改め、同条第二項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に、「林業等振興資金暫定業務」を「林業等資金暫定業務」に改める。
（地方自治法等の一部改正）
第五条　次に掲げる法律の規定中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。
一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

(監督命令)

第二十三条　都道府県知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十二条各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十四条　都道府県知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一　第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により指定を取り消した場合における資金貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(都道府県の貸付け)

第二十五条　都道府県は、センターが資金貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2　都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(政府の助成)

第二十六条　政府は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、貸付事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、貸付事業に係る資金の額が当該貸付事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2　前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(都道府県の特別会計)

第二十七条　前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(補助金の額)

第二十八条　政府が第二十六条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付事業の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第二十九条　都道府県は、貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における当該貸付事業に係る資金の未貸付額及びその後において支払を受けた当該貸付事業に係る資金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第五章　雇用管理者等

(雇用管理者)

第三十条　事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するように努めなければならない。

一　林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

二　林業労働者の教育訓練に関する事項

三　その他林業労働者の雇用管理に関する事項で労働省令で定めるもの

2　事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

(雇用に関する文書の交付)

第三十一条　事業主は、林業労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するように努めなければならない。

第六章　罰則

(罰則)

第三十二条　第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第一項の規定による届出をしないで、林業労働者の募集に従事した者

二　第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第三十四条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二条　職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)」を「、看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条　社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九の次に次の一号を加える。

二十の二十　林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。)

(林業改善資金助成法の一部改正)

第四条　林業改善資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「必要な資金」の下に「(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十五条第一項の林業就業促進資金を除く。)」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条　農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第百七号の次に次の一号を加える。

百七の二　林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(労働省設置法の一部改正)

第六条　労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の七の次に次の一号を加える。

四十三の八　林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定に関すること。

第四条第五十一号中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)」を「、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)」に改める。

第五条第五十三号の五の次に次の一号を加える。

五十三の六　林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて、基本方針を策定すること。

第十条第一項中「及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び林業労働力の確保の促

会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項の国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

（指導及び助言）

第十条　国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章　林業労働力確保支援センター

（指定等）

第十一条　都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第十二条　センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。

二　新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であって政令で定めるものの貸付けを行うこと。

三　認定事業主に対し、認定計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であって政令で定めるものの貸付けを行うこと。

四　認定事業主に対し、森林施業の効率化又は森林施業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。

五　林業労働者に対する前号の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。

六　林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七　林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。

八　前各号に掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

（委託募集の特例等）

第十三条　認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十七条第一項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

2　前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

3　職業安定法第三十八条第二項の規定は第一項の規定による届出があった場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「林業労働力確保法」という。）第十三条第一項の届出をして林業労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第十三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

第十四条　公共職業安定所は、前条第一項の規定により林業労働者の募集に従事するセンターに対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（林業就業促進資金の利率、償還期間等）

第十五条　林業就業促進資金（第十二条第二号及び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同じ。）は、無利子とする。

2　林業就業促進資金の償還期間（据置期間を含む。）は、二十年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3　林業就業促進資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4　林業就業促進資金の一借主ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

（一時償還）

第十六条　センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、林業就業促進資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一　林業就業促進資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二　償還金の支払を怠ったとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

（違約金）

第十七条　センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（事務の委託）

第十八条　センターは、政令で定めるところにより、その行う第十二条第二号及び第三号に掲げる業務（以下「資金貸付業務」という。）に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会その他第二条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるものに委託することができる。

2　前項の森林組合連合会その他第二条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

（業務規程）

第十九条　センターは、資金貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（次項において「業務規程」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

（事業計画等）

第二十条　センターは、毎事業年度、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　センターは、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十一条　センターは、資金貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（報告）

第二十二条　都道府県知事は、第十二条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

第七十五条第一項第二号中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会」を「消費経済審議会」に改める。

厚生大臣　菅　直人
農林水産大臣　大原　一三
通商産業大臣臨時代理
国務大臣　倉田　寛之
運輸大臣　亀井　善之
建設大臣　中尾　栄一
内閣総理大臣　橋本龍太郎

林業労働力の確保の促進に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十五号

林業労働力の確保の促進に関する法律

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「林業労働者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林施業」という。）に従事する労働者をいう。

2　この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体

二　造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三　前号に掲げる者の組織する団体

四　前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第二章　基本方針及び基本計画

（基本方針）

第三条　農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二　林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

三　事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

四　その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

3　農林水産大臣及び労働大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4　農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にあっては林政審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

5　農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画）

第四条　都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二　林業労働力の確保の促進に関する方針

三　事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

四　新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

五　その他林業労働力の確保の促進に関する事項

3　都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣及び労働大臣に協議しなければならない。

4　都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主の改善措置

（計画の認定）

第五条　事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　改善措置の目標

二　改善措置の内容

三　改善措置の実施時期

四　改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五　第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

三　第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。

四　その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

（計画の変更等）

第六条　前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（林業改善資金助成法の特例）

第七条　林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であって、第五条第一項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が認定計画に従って改善措置を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2　前項の資金の一認定事業主ごとの限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

（課税の特例）

第八条　他の事業主及び第十一条第一項のセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた素材生産業を営む者（森林組合を含む。）又はその組織する団体（森林組合連合会を含む。）は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

（国有林野事業における配慮）

第九条　国は、国有林野事業（国有林野事業特別

はその勧誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が第十二条第二項若しくは第三項若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその連鎖販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十五条第二号中「前号」を「前三号」に改め、「その」の下に「統括者の統括する一連の」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。）の締結について勧誘をすること。

三　その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。）を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。

第十六条第一項中「第十二条若しくは第十三条の規定に違反し、若しくは前条各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第十二条の規定に違反し、若しくは前条第二号」を「第十二条第一項若しくは第三項、第十三条若しくは第十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項の規定に違反し若しくは前条第二号から第四号まで」に、「とき、又は」を「とき若しくは」に、「、その」を「その」に改め、「対し」の下に「、勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項若しくは第十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは勧誘者が同条の規定による指示に従わないときはその勧誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が第十二条第二項若しくは第三項若しくは第十四条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは連鎖販売業を行う者が同条の規定による指示に従わないときはその連鎖販売業を行う者に対し」を加える。

第十七条第一項中「十四日」を「二十日」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（主務大臣に対する申出）

第十八条の二　何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引又は連鎖販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第十九条の見出しを「（消費経済審議会への諮問）」に改め、同条第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、「除く。）」の下に「、第九条の十二第一項（第三号を除く。）」を、「第十条第二項第二号」の下に「若しくは第三項第二号」を加え、「割賦販売審議会」を「消費経済審議会」に改め、同条第二項中「第二条第一項第二号」の下に「若しくは第三項」を、「第六条第一項第三号」の下に「、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第一号」を加え、「割賦販売審議会」を「消費経済審議会」に改める。

第二十条の二第一項中「若しくは勧誘者」を「、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者」に、「若しくは統括者」を「、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者」に改める。

第二十一条第一号から第三号までの規定中「及び勧誘者」を「、勧誘者及び連鎖販売業を行う者」に改め、同条第四号中「割賦販売審議会」を「消費経済審議会」に改める。

第二十二条第一号中「第五条の二」の下に「、第九条の九」を加え、同条第二号中「第九条の三第一項」の下に「、第九条の十一第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二　第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条第一号中「又は第十四条」を「、第九条の六又は第九条の七」に改め、同条第二号中「第九条の二」の下に「、第九条の十」を加え、同条第四号中「第九条」の下に「又は第九条の八」を加える。

第二十四条中「前三条」を「第二十二条から前条まで」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表製品安全及び家庭用品品質表示審議会の項を次のように改める。

消費経済審議会	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）及び訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）によりその権限に属させられた事項のほか、消費生活用製品の安全性、家庭用品の品質に関する表示の適正化並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売及び連鎖販売取引に関する重要事項

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中訪問販売等に関する法律第十九条及び第二十一条第四号の改正規定、第二条の規定、附則第三条中割賦販売法第三十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第九条の六及び第九条の八の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

2　新法第九条の七及び第九条の十三の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

3　新法第九条の十二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

4　この法律の施行前に連鎖販売業を行う者が締結したその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約については、新法第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第三条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第五項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第三十七条第一項中「並びに訪問販売等に関する法律第二条第一項に規定する訪問販売、同条第二項に規定する通信販売及び第十一条第一項に規定する連鎖販売取引」を削る。

（家庭用品品質表示法の一部改正）

第四条　家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会」を「消費経済審議会」に改める。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第五条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八十九条（見出しを含む。）中「製品安全及び家庭用品品質表示審議会」を「消費経済審議会」に改める。

（業務の停止等）

第九条の十一　主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第九条の四から第九条の九までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第九条の十二　販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客から指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客と指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一　申込者等が第九条の七の書面を受領した日（その日前に第九条の六の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過したとき。

二　申込者等が第九条の六又は第九条の七の書面を受領した場合において、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。

三　第九条の七第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

2　申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

3　申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4　申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。

5　役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

6　役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

7　役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

8　前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第九条の十三　販売業者又は役務提供事業者は、第九条の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一　当該商品又は当該権利が返還された場合　当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

二　当該商品又は当該権利が返還されない場合　当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額

三　当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合　提供された当該役務の対価に相当する額

四　当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合　契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2　販売業者又は役務提供事業者は、第九条の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第十一条第一項中「この章及び」を「この章並びに第二十条の二第一項及び」に改める。

第十二条第一項中「その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」を「次の事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項

二　当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

三　当該契約の解除に関する事項（第十七条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）

四　その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

第十二条第二項中「又は勧誘者は、その」を「、勧誘者又は連鎖販売業を行う者は、その統括者の統括する一連の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連鎖販売業を行う者（統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者に限る。）は、第十四条及び第十七条を除き、以下同じ。）は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十五条各号列記以外の部分を次のように改める。

主務大臣は、統括者が第十二条第一項若しくは第三項、第十二条の二若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合若しくは勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその統括者に対し、勧誘者が第十二条第一項若しくは第三項若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるとき

げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であって、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

第六条第一項中「解除（以下」の下に「この条において」を加える。

第十条第一項中「第二節及び前節」を「前三節」に、「又は通信販売」を「、通信販売又は電話勧誘販売」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「次項」を「以下この条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九条の六、第九条の七及び第九条の九から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。

一　売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者（電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。）に対して行う電話勧誘販売

二　販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売

第十条に次の一項を加える。

6　第九条の八及び前条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

第二章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　電話勧誘販売

（電話勧誘販売における氏名等の明示）

第九条の四　販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及びその勧誘を行う者の氏名並びに商品若しくは権利又は役務の種類並びにその電話が売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならない。

（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止）

第九条の五　販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（電話勧誘販売における書面の交付）

第九条の六　販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客から指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は指定役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

一　商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

二　商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

三　商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

四　第九条の十二第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

五　前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第九条の七　販売業者又は役務提供事業者は、次の各号の一に該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項（同条第四号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と指定商品若しくは指定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は指定役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。

二　電話勧誘行為により電話勧誘顧客から指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

2　販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、指定商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は指定役務を提供し、かつ、指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、前条第一号の事項及び同条第四号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

第九条の八　販売業者又は役務提供事業者は、指定商品若しくは指定権利又は指定役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

（禁止行為）

第九条の九　販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であって、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

2　販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

（指示）

第九条の十　主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第九条の四から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二　電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの。

第一条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三　労働保険審査会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会の常勤の委員」に改める。

大蔵大臣　久保　亘
労働大臣　永井　孝信
内閣総理大臣　橋本龍太郎

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十三号

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「政令で定める要件に該当する」を「引継職員比率が二分の一以上である」に改め、「開設する医療機関」の下に「（医療機関と一体として整備することが当該医療機関の機能の向上に資する保健衛生施設、社会福祉施設その他の施設であって政令で定めるもの（当該医療機関の開設と併せて整備するものに限る。以下「特定整備施設」という。）を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の引継職員比率は、国立病院等の用に供されている資産の譲渡に係る契約の締結日（以下「契約日」という。）において、当該国立病院等において常時勤務に服することを要する国家公務員（以下「常勤職員」という。）であって当該資産の譲渡を受けて経営する医療機関の職員となることが見込まれるものの数を、契約日の属する年度の前年度の末日における当該国立病院等の定員（行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項の定員をいう。）（以下「基準定員」という。）で除して得た比率とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例）

第二条の二　国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の用に供されている資産の譲渡（当該国立病院等の職員が、当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることを伴うもののうち、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることが見込まれるものの数が、基準定員の三分の一以上二分の一未満であるものに限る。）を受け、引き続きその者の開設する医療機関（特定整備施設を含む。）の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその八割（当該国立病院等が前条第一項各号に掲げる地域にある場合は、九割）を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその七割五分（当該国立病院等が同項各号に掲げる地域にある場合は、八割）を減額した価額で譲渡することができる。

（地方公共団体が医療機関の管理を委託する場合に係る資産の譲渡の特例）

第二条の三　国は、地方公共団体が国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受け、引き続きその開設する医療機関（特定整備施設を含む。）の用に供しようとする場合において、その開設する医療機関の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により委託しようとするとき（契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該管理を委託される者に当該委託に係る医療機関の職員として採用されることが見込まれるものの数（以下「引継職員数」という。）が、基準定員の三分の一以上であるときに限る。）は、当該資産を、地方公共団体に対して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める価額で譲渡することができる。

一　引継職員数が基準定員の二分の一以上である場合　無償

二　引継職員数が基準定員の三分の一以上二分の一未満である場合　時価からその八割（当該国立病院等が第二条第一項各号に掲げる地域にある場合は、九割）を減額した価額

第三条中「前条の」を「前三条の」に改め、「開設する医療機関」の下に「（特定整備施設を含む。）」を加え、「前条各号」を「第二条第一項各号」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

第四条中「前二条」を「第二条から前条まで」に改める。

第五条中「又は第三条」を「から第三条まで」に改める。

第六条中「第二条」の下に「、第二条の二」を加える。

第七条中「第二条」の下に「から第二条の三まで」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、予算の範囲内において、第二条から第三条までの規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の整備に要する費用の一部を補助することができる。

第八条中「又は第三条」を「から第三条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十三項中「）第二条」を「）第二条第一項」に、「同条」を「同項、同法第二条の二」に、「第二条又は」を「第二条第一項、第二条の二又は」に、「第二条の」を「第二条第一項の」に改める。

附則第十五条第二十一項中「第二条又は」を「第二条第一項、第二条の二又は」に、「同法第二条」を「同法第二条第一項」に改める。

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十四号

訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律

（訪問販売等に関する法律の一部改正）

第一条　訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「訪問販売及び通信販売」を「訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売」に、「第四節　雑則（第十条―第十条の七）」を「第四節　電話勧誘販売（第九条の四―第九条の十三）　第五節　雑則（第十条―第十条の七）」に改める。

第一条中「及び通信販売」を「、通信販売及び電話勧誘販売」に改める。

「第二章　訪問販売及び通信販売」を「第二章　訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売」に改める。

第二条第一項中「この章」の下に「及び第十八条の二」を加え、同条第二項中「この章」の下に「及び第十八条の二」を、「指定役務の提供」の下に「であって電話勧誘販売に該当しないもの」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この章及び第十八条の二において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。

第五条の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨

2　前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

第七十一条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき。

二　再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二に次の一項を加える。

3　労働者災害補償保険法第三十五条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

第二十五条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。

第二十六条中「六人」を「九人」に改め、同条に次の一項を加える。

2　委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

第三十二条第一項中「より」の下に「常勤の委員のうちから」を加え、同条第三項中「委員」を「常勤の委員」に改める。

第三十三条の二第三項中「委員」を「常勤の委員」に改める。

第三十三条の三第一項中「四人」を「六人」に改め、同条第三項中「の三人」を「の五人」に、「決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる」を「決する」に改める。

第三十五条中「委員」を「常勤の委員」に改め、同条に次の一項を加える。

2　非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

第三十六条中「四人」を「六人」に改める。

第三十八条第一項中「再審査請求」を「労働者災害補償保険法第三十五条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求」に改め、同条第三項中「再審査請求」を「第一項に規定する再審査請求」に改める。

第四十六条第一項第六号中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（再審査請求の取下げ）

第四十九条　再審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも、再審査請求を取り下げることができる。

2　再審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

3　労働者災害補償保険法第三十五条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる再審査請求の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一　労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の全部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合　当該再審査請求

二　労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合　その部分についての再審査請求

第五十条中「第十七条の二」を「第十八条」に改める。

第五十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年七月一日から施行する。ただし、第三条中労働保険審査官及び労働保険審査会法第五十二条及び第五十三条の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、附則第五条第一項及び第二項の規定は公布の日から施行する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた労働者災害補償保険法第三十五条第一項の審査請求のうち、施行日の前日において当該審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日までに労働者災害補償保険審査官の決定がないもの（次項において「労災保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。）に係る処分の取消しの訴えについては、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）第三十七条の規定にかかわらず、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、当該処分について、その取消しの訴えを提起する前に、新労災保険法第三十五条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。

2　労災保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されていたとき又は前項の規定により提起されたときは、当該労災保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新労災保険法第三十五条第二項の規定は適用しない。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

第三条　施行日前にされた雇用保険法第六十九条第一項の審査請求のうち、施行日の前日において当該審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日までに雇用保険審査官の決定がないもの（次項において「雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。）に係る処分の取消しの訴えについては、第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第七十一条の規定にかかわらず、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、当該処分について、その取消しの訴えを提起する前に、新雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。

2　雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分について、その取消しの訴えが施行日前に提起されていたとき又は前項の規定により提起されたときは、当該雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新雇用保険法第六十九条第二項の規定は適用しない。

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第四条　施行日前にされた労働者災害補償保険法第三十五条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の再審査請求のうち、施行日の前日までに第三条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第四十九条第二項又は第三項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に差し戻されたものについては、次項及び第三項の規定を除き、なお従前の例による。

2　前項の再審査請求のうち施行日の前日までに労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官の決定がないものに係る原処分については、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、当該原処分について、労働保険審査会に対して当該再審査請求をする前に、その取消しの訴えを提起していたときは、この限りでない。

3　前項の規定による再審査請求がされたときは、当該再審査請求に係る原処分の取消しの訴えについては、新労災保険法第三十七条及び新雇用保険法第七十一条中「再審査請求」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第四十二号）附則第四条第二項の規定による再審査請求」として、これらの規定を適用する。

第五条　この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第二十七条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

2　労審法第二十七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

3　この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、労審法第二十八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第六条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二を次のように改める。

十二の二　労働保険審査会の常勤の委員

3　第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成八年十二月一日から施行する。

（社会保障研究所法の廃止）

2　社会保障研究所法（昭和三十九年法律第百五十六号）は、廃止する。

（社会保障研究所法の廃止に伴う経過措置）

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

4　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「、社会保障研究所」を削る。

（所得税法の一部改正）

5　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表社会保障研究所の項を削る。

（法人税法の一部改正）

6　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表社会保障研究所の項を削る。

（消費税法の一部改正）

7　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表社会保障研究所の項を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

8　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第百十一号中「社会保障研究所、」を削る。

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十七日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十一号

平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成八年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成六年法律第百八号）第一条第三項の規定により発行する公債のほか、平成八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成九年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成八年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条　政府は、平成八年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十九条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から八千億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2　政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、八千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

（外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ）

第四条　政府は、平成八年度において、外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第十三条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、二千億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　久保　亘
厚生大臣　菅　直人
内閣総理大臣　橋本龍太郎

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月二十二日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第四十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は」を「及び前二項の」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

第三十六条中「審査請求及び」の下に「同条第一項又は第二項の」を加える。

第三十七条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二　再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（雇用保険法の一部改正）

第二条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項中「審査請求及び」の下に「同項又は第二項の」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は」を「及び前二項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）第三百四十九条の三の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第五百八十六条第二項第二十七号の二に規定する土地に係る平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び施行日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新地方税法第七百二条第二項の規定は、平成十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（土地収用法の一部改正）

第四十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の四を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）」を「塩事業法（平成八年法律第三十九号）」に改める。

第二条第六項中「塩専売法第二条第一項」を「塩事業法第二条第一項」に改める。

第三条を削る。

第四条中「又は塩専売法第十九条」及び「又は前条の規定により輸入された塩」を削り、同条を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第四条 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であつた者は、塩事業法第十六条第一項、第十八条第一項及び附則第三十八条の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができる。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四十九条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）」を「塩事業法（平成八年法律第三十九号）」に改める。

第六条中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第五十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十条を次のように改める。

第七十条 削除

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第五十一条 日本たばこ産業株式会社法の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「又は塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）による改正前の塩専売法第五十五条第一項」を削る。

附則第三十二条を削る。

（地価税法の一部改正）

第五十二条 地価税法の一部を次のように改正する。

別表第一第十七号を次のように改める。

十七 アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）第七条（アルコール製造者の許可）に規定するアルコール製造者の同条に規定する製造場若しくは蔵置場又は同法第二十八条第一項（売りさばき人以外の者の販売の禁止）に規定する売りさばき人（国からアルコールを買い受け、これを他の当該売りさばき人に販売する者で大蔵省令で定めるものに限る。）の同法第二十九条ノ四第二項（貯蔵設備の新設等）に規定する貯蔵設備その他同法第二条第一項（定義）に規定するアルコールの販売に直接必要な施設の用に供されている土地等

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 前条の規定による改正後の地価税法の規定は、施行日以後の各年の地価税法第二条第四号に規定する課税時期（以下この条において「課税時期」という。）において個人又は法人（同法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が有する土地等（同法第二条第一号に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）に係る地価税について適用し、施行日前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）

第五十四条 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「及びたばこ事業制度」を「並びにたばこ事業制度及び塩事業制度」に改め、同条第五号中「専売品（アルコール及びあへんを除く。）の価格及び」を削り、同条第五号の五の次に次の二号を加える。

五の六 塩事業センターの指定及び監督に関すること。

五の七 塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を営む者の登録並びにこれらの監督に関すること。

第五条中第十九号を削り、第十九号の二を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を営む者を登録し、これらを監督すること。

第三十条第一項中「第四条第五号の四」の下に「（製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。）、第五号の七（塩特定販売業を営む者に係るものに限る。）」を加え、「（同条第五号の四に掲げるものにあつては、製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。）」を削る。

大蔵大臣 久保 亘
内閣総理大臣 橋本龍太郎

社会保障研究所の解散に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第四十号

社会保障研究所の解散に関する法律

1 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 研究所の平成八年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書の作成については、厚生大臣が従前の例により行うものとする。

6　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

7　第三項の規定に違反して手続をしなかった者は、十万円以下の過料に処する。

（塩の特定販売に関する経過措置の検討）

第三十九条　政府は、この法律の施行後において、本邦通貨の外国為替相場の変動その他の塩製造業者（再製又は加工を業として行う者を除く。）の努力の限界を超えると認められる経済情勢の変化があった場合には、当該変化によってもたらされる国内産塩と外国産塩との価格競争力の状況を踏まえて、前条に規定する塩の特定販売に関する経過措置（経過措置の期限を含む。）について検討を加え、必要があると認めるときは、平成十四年三月三十一日までに所要の措置を講ずるものとする。

（塩卸売業の登録に関する経過措置）

第四十条　大蔵大臣は、平成十四年三月三十一日までは、第十九条第一項の規定による登録を受けようとする者が、第二十条第一項において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しない場合においても、その者が塩の卸売を業として行うに足る経験を有するものとして大蔵省令で定める要件を満たさないときは、その登録を拒否することができる。

2　第十九条第一項の規定による登録を受けようとする者は、平成十四年三月三十一日までは、同条第二項の規定により提出する申請書に、同条第三項に規定する書類のほか、大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（センターの供給する塩に関する経過措置）

第四十一条　センターは、第二十二条第一項第一号の規定により生活用塩の供給を行うほか、平成十四年三月三十一日までは、生活用以外の用途に使用される塩（特定化学製品用塩を除く。）の供給を行うことができる。

2　センターが前項に規定する業務を行う場合においては、第二十二条第一項第三号及び第二十三条中「生活用塩」とあるのは「生活用塩及び生活用以外の用途に使用される塩（附則第三十八条第一項に規定する特定化学製品用塩を除く。）」と、第二十四条第一項中「第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務」とあるのは「第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及び附則第四十一条第一項に規定する業務」とする。

（地価税の課税の特例）

第四十二条　地価税法（平成三年法律第六十九号）第二条第一号に規定する土地等（以下この項において「土地等」という。）で、同条第四号に規定する課税時期（以下この条において「課税時期」という。）において指定製造者若しくは附則第十七条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者（以下この項において「指定製造者等」という。）の同条第二項第四号の製造場若しくは貯蔵所（施行日において指定製造者等が当該製造場又は貯蔵所の用に供していたものに限る。以下この項において「製造場等」という。）又は指定元売人の第十九条第二項第四号の貯蔵所（施行日において当該指定元売人が当該貯蔵所の用に供していたものに限る。）の用に供されているもの（当該土地等が当該製造場等又は当該貯蔵所の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該製造場等又は当該貯蔵所の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該製造場等又は当該貯蔵所として使用されている建物その他の工作物（以下この項において「建物等」という。）が貸し付けられているものであるときは専ら当該製造場等又は当該貯蔵所として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。）については、同法第六条から第八条までの規定及び租税特別措置法第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第七十一条の七の規定に該当するものを除き、平成十年から平成十四年までの各年の課税時期に係る地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八条第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九条中「第十七条」とあるのは「塩事業法（平成八年法律第三十九号）附則第四十二条第一項（地価税の課税の特例）」と、同法第三十三条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び塩事業法附則第四十二条第一項（地価税の課税の特例）」とする。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「地価税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、地価税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十四条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第四十五条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項中第一号の二を削り、第一号の三を第一号の二とする。

第三百四十九条の三第二十一項中「第三十七項」を「第三十六項」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項から第三十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第五百八十六条第二項中第二十七号の二を削り、第二十七号の三を第二十七号の二とし、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とする。

第七百二条第二項中「第三十三項」を「第三十二項」に、「第三十六項又は第三十七項」を「第三十五項又は第三十六項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　施行日前にされた前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第七十三条の四第一項第一号の二に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（輸出前の譲渡等に関する経過措置）
第二十八条　施行日前に会社又は旧法第八条第一項に規定する製造者から輸出のため塩を買い受けた者及び当該買い受けた塩については、旧法第三十七条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「会社の承認」とあるのは「大蔵大臣の承認」と、同条第二項中「会社は、この法律の施行に必要な限度において」とあるのは「大蔵大臣は、必要があると認めるときは」とする。

（会社の売り渡した塩に関する経過措置）
第二十九条　施行日前に会社の売り渡した塩は、前二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定が適用される場合を除き、この法律の規定によりセンターが売り渡したものとみなす。

（届出等に関する経過措置）
第三十条　この法律の施行の際、旧法第十一条第一項、第十二条、第二十五条第一項若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の規定による届出がされていない場合（旧法第十九条第一項に規定する販売人については、同項に規定する元売人に係る場合に限る。）又は旧法第十四条第一項（旧法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項若しくは第十七条第三項の規定により報告をしなければならない者が報告をしていない場合については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定による届出又は報告は、大蔵大臣に対してするものとする。

（秘密保持の義務等に関する経過措置）
第三十一条　塩専売法の廃止後においても、会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員であった者又は旧法第四十三条第一項の規定による塩専売事業運営委員会の委員であった者のその職務に関して知り得た秘密については、旧法第四十八条第一項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第三十二条　旧法附則第三十五条第六項に規定する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（審査請求に関する経過措置）
第三十三条　旧法の規定に基づき会社が行った処分又は旧法の規定に基づく申請に係る会社の不作為（以下この条及び次条において「旧法の処分等」という。）について施行日前にされた行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求であって、この法律の施行の際大蔵大臣が裁決をしていないものについては、なお従前の例による。
2　この法律の施行の際旧法の処分等についてすることができる行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第三十四条　旧法の処分等について提起された行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴訟であって、この法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日に大蔵大臣（第三十三条の規定により権限の委任を受けた者を含む。次項において同じ。）が受け継ぐ。
2　この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができる行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

（販売店契約に関する経過措置）
第三十五条　センターは、この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定により販売人の指定を受けている者（以下この項において「指定販売人」という。）から販売店契約の締結の申出がされたときは、その者と販売店契約を締結しなければならない。ただし、指定販売人が、旧法第三十五条第一項各号のいずれかに該当する者である場合又は施行日から起算して三十日を経過する日後に申出をした場合には、この限りでない。
2　前項に規定する販売店契約の締結の申出の受付は、施行日前においてもすることができる。

（業務の委託に関する経過措置）
第三十六条　センターは、指定元売人から第二十三条第二項に規定する業務の委託を受けたい旨の申出がされたときは、その者に当該業務の委託をしなければならない。ただし、指定元売人が、旧法第三十五条第一項各号のいずれかに該当する者である場合又は施行日から起算して三十日を経過する日後に申出をした場合には、この限りでない。
2　前項に規定する業務の委託を受けたい旨の申出の受付は、施行日前においてもすることができる。

（塩製造業者が売渡しを行う者に関する経過措置）
第三十七条　平成十四年三月三十一日までは、塩製造業者は、政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合を除き、センター及び塩卸売業者以外の者に塩を売り渡してはならない。
2　平成十四年三月三十一日までは、塩製造業者がその登録を取り消され、又はその事業を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩に係る前項の規定の適用については、その者を引き続き塩製造業者とみなす。

（塩の特定販売に関する経過措置）
第三十八条　平成十四年三月三十一日までは、次項の規定により第十六条第一項の登録を受けて特定化学製品用塩（指定化学製品のうち政令で定めるもの（以下この条において「特定化学製品」という。）の製造の用に供するための塩をいう。以下同じ。）に係る塩の特定販売を業として行う者（以下「特例塩特定販売業者」という。）が特定化学製品用塩に係る塩の特定販売（特定化学製品の製造を行う者以外の者に販売することを除く。次項において同じ。）を行う場合を除くほか、センター以外の者は、塩の特定販売（旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入をした塩その他の塩であって大蔵省令で定めるもの及び特殊用塩に係るものを除く。）を行ってはならない。
2　平成十四年三月三十一日までは、第十六条第一項の規定は、特定化学製品用塩に係る塩の特定販売を業として行おうとする者に限り適用する。
3　平成十四年三月三十一日までは、特例塩特定販売業者及び特例塩特定販売業者の委託を受けて特定化学製品用塩の輸入をする者並びに特例塩特定販売業者の輸入に係る特定化学製品用塩を譲り受けた者は、その輸入又は譲受けに係る特定化学製品用塩に関して、政令で定める手続をしなければならない。
4　平成十四年三月三十一日までは、特例塩特定販売業者の輸入に係る特定化学製品用塩を譲り受けた者は、その輸入又は譲受けに係る特定化学製品用塩を、特定化学製品の製造以外の用に供し、又は特定化学製品の製造以外の用に供するため他人に譲り渡してはならない。
5　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第一項の規定に違反して、塩の特定販売を行った者
二　前項の規定に違反して、特定化学製品用塩を、特定化学製品の製造以外の用に供し、又は特定化学製品の製造以外の用に供するため他人に譲り渡した者

日前において締結されたものについては、第二十二条第一項第一号及び附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、当該化学製品の製造の用に供する者に売り渡すことができる。この場合において、その売渡しの価格は、この法律の施行の際現に会社が旧法第二十七条第二項の規定により大蔵大臣の認可を受けて定めている価格とし、当該価格は、附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法第二十七条第三項から第六項まで及び第六十二条（第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、これらの規定に規定する特別価格とみなす。

（輸出のための販売の特例に関する経過措置）

第二十六条　施行日前に旧法第二十条第一項又は第三項の規定による承認について会社に対しされた申請（輸出のため買い受けようとする者に対する販売に係るものに限る。）は、施行日に附則第三十七条第一項の規定による承認について大蔵大臣に対しされた申請とみなす。

2　施行日前に旧法第二十条第一項又は第三項の規定による承認（輸出のため買い受けようとする者に対する販売に係るものに限る。）を受けていた者が、施行日において当該承認に係る塩の販売を行っていない場合には、当該承認に係る塩については、その者を附則第三十七条第一項の規定により大蔵大臣の承認を受けた者とみなす。

（特別価格で売り渡された塩に関する経過措置）

第二十七条　施行日前に、旧法第二十七条第一項の規定により会社から塩の売渡しを受けた者（附則第二十五条の規定により施行日後にセンターから塩の売渡しを受けた者を含む。）及び旧法第二十七条第三項の規定による会社の承認を受けて当該売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並びに同条第五項の規定により会社の承認を受けた者については、同条第三項から第六項までの規定及び旧法第六十二条（第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法第二十七条第三項	第一項の用	政令で定める用途
	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法（平成八年法律第三十九号）附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）
	会社	大蔵大臣
旧法第二十七条第四項各号列記以外の部分	会社	塩事業法第二十一条第二項に規定するセンター
旧法第二十七条第四項第一号	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）
	第一項の用	政令で定める用途
	同項の用	政令で定める用途
	売渡価格	同法施行の際の売渡価格
旧法第二十七条第四項第二号	第一項の化学製品	政令で定める化学製品
	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）
	同項の副産物	政令で定める副産物
	同項の化学製品	政令で定める化学製品
	特別価格と	同法施行の際の特別価格と
旧法第二十七条第四項第三号	買い受けた塩	買い受けた塩（塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買い受けた塩を含む。）
	売渡価格	同法施行の際の売渡価格
旧法第二十七条第五項	第一項の用	政令で定める用途
	会社は	塩事業法第二十一条第二項に規定するセンターは
	特別価格と売渡価格	同法施行の際の特別価格と同法施行の際の売渡価格
旧法第二十七条第六項	会社	大蔵大臣
	第一項の規定により	塩事業法附則第十条の規定により廃止された塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）第二十七条第一項の規定により、又は塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから、
	この法律	同法附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第三項から第五項までの規定
	売り渡された塩	売り渡された塩（同法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから売り渡された塩を含む。）
	第一項の用	政令で定める用途
旧法第六十二条第一項	会社は	大蔵大臣は
	この法律	塩事業法附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第二十七条第三項から第六項までの規定
	第二十七条第五項	同条第五項
旧法第六十二条第二項	会社	大蔵大臣

（生活用塩供給等業務の準備行為）

第九条　センターは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、生活用塩供給等業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（塩専売法の廃止）

第十条　塩専売法は、廃止する。

（貸借対照表等に関する経過措置）

第十一条　施行日の前日を含む営業年度に係る会社の塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、なお従前の例による。ただし、前条の規定による廃止前の塩専売法（以下「旧法」という。）第四十三条第三項の規定は、適用しない。

2　会社の施行日前に終了した営業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（製造の指定を受けた者に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により製造者の指定を受けている者（以下「指定製造者」という。）は、次項に規定する者を除き、施行日に第五条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

2　指定製造者で特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を行っているものは、施行日に第十五条第一項の規定により大蔵大臣に届出をした者とみなす。

（製造の指定の申請に関する経過措置）

第十三条　施行日前に旧法第六条第一項の規定により会社に対しされた指定の申請は、次項に規定するものを除き、施行日に第五条第二項の規定により大蔵大臣に対しされた登録の申請とみなす。

2　施行日前に特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を行おうとする者が旧法第六条第一項の規定により会社に対してした指定の申請は、施行日に第十五条第一項の規定により大蔵大臣に対してした届出とみなす。

（塩製造業の登録の拒否に関する経過措置）

第十四条　施行日前に旧法第七章の規定により処罰をされた者又は旧法第十五条第一項各号のいずれかに該当して旧法第五条第一項の規定による製造者の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあった日に第八章の規定により処罰され、又は第十三条第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消された者とみなして、第七条第一項の規定を適用する。

（塩製造業者の登録の取消し等に関する経過措置）

第十五条　施行日前に旧法第十五条第一項各号のいずれかに該当するに至った指定製造者で附則第十二条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなされるものに対して、この法律の施行の際会社が旧法第十五条第一項の規定による処分を行っていない場合においては、当該登録を受けた者とみなされる者を第十三条第一項各号のいずれかに該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

（施行日前に廃業した者に関する経過措置）

第十六条　施行日前に旧法第十五条第一項の規定により指定を取り消され、又は塩の製造を廃止した者が、この法律の施行の際現に塩を所有するときは、その塩に係る附則第三十七条第一項の規定の適用については、その者を塩製造業者とみなす。

（再製又は加工の委託を受けた者に関する経過措置）

第十七条　この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項の規定により会社から塩の再製又は加工の委託を受けている者は、施行日に第五条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

2　前項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に、同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

（再製又は加工の届出に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行の際現に旧法第十七条第二項の規定により会社に届出をしている者は、施行日に第十五条第一項の規定により大蔵大臣に届出をした者とみなす。

（元売人の指定を受けた者に関する経過措置）

第十九条　この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定により元売人の指定を受けている者（以下「指定元売人」という。）は、施行日に第十九条第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

（元売人の指定の申請に関する経過措置）

第二十条　施行日前に旧法第二十一条の規定により会社に対しされた元売人の指定の申請は、施行日に第十九条第二項の規定により大蔵大臣に対しされた登録の申請とみなす。

2　前項の規定により第十九条第二項の規定による登録の申請とみなされた旧法第二十一条の規定による指定の申請をした者は、施行日から起算して三十日以内に附則第四十条第二項に規定する大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

（塩卸売業の登録の拒否に関する経過措置）

第二十一条　施行日前に旧法第七章の規定により処罰をされた者又は旧法第三十五条第一項各号のいずれかに該当して旧法第十九条第一項の規定による元売人の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのあった日に第八章の規定により処罰され、又は第二十条において準用する第十三条第一項の規定により塩卸売業者の登録を取り消された者とみなして、第二十条において準用する第七条第一項の規定を適用する。

（塩卸売業者の登録の取消し等に関する経過措置）

第二十二条　施行日前に旧法第三十五条第一項各号のいずれかに該当するに至った指定元売人で附則第十九条の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなされるものに対して、この法律の施行の際会社が旧法第三十五条第一項又は第二項の規定による処分を行っていない場合においては、当該登録を受けた者とみなされる者を第二十条において準用する第十三条第一項各号のいずれかに該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

（指定元売人の販売の停止に関する経過措置）

第二十三条　施行日前に旧法第三十五条第二項の規定により会社が指定元売人に対して施行日以後の日を終期とする期間を定めてした販売の停止の命令は、施行日に第二十条において準用する第十三条第一項の規定により大蔵大臣がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めてした事業の停止の命令とみなす。

（承認の申請に関する経過措置）

第二十四条　施行日前に旧法の規定により会社にされた承認の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定に基づき大蔵大臣に対しされた同表の下欄に定める届出とみなす。

上欄	下欄
旧法第八条第一項の規定による製造方法の変更等の承認の申請（附則第十二条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限る。）	第九条の規定による登録事項の変更の届出
旧法第八条第一項の規定による製造方法の変更等の承認の申請（附則第十二条第二項の規定により第十五条第一項の届出をした者とみなされる者がしたものに限る。）	第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出
旧法第十一条第二項の規定による製造の引継ぎの承認の申請（附則第十二条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたもので、かつ、法人の合併に係るものに限る。）	第八条第三項の規定による塩製造業の承継の届出
旧法第十三条第一項の規定による製造の廃止の承認の申請（附則第十二条第一項の規定により第五条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限る。）	第十二条第一項の規定による塩製造業の廃止の届出
旧法第十三条第一項の規定による製造の廃止の承認の申請（附則第十二条第二項の規定により第十五条第一項の届出をした者とみなされる者がしたものに限る。）	第十五条第三項の規定による事業の廃止の届出
旧法第二十四条第一項の規定による営業所の移転等の承認の申請（附則第十九条第一項の規定により第十九条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限る。）	第二十条において準用する第九条の規定による登録事項の変更の届出
旧法第二十五条第二項の規定による販売の引継ぎの承認の申請（附則第十九条第一項の規定により第十九条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたもので、かつ、法人の合併に係るものに限る。）	第二十条において準用する第八条第三項の規定による塩卸売業の承継の届出

（施行日前に輸入の委託をした塩に関する経過措置）

第二十五条　センターは、施行日前において会社が輸入を委託した旧法第二十七条第一項に規定する化学製品の製造の用に供するための塩で施

3　会社が特定拠出をした場合における会社に係る法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額から塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）附則第三十五条第二項に規定する特定拠出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額（当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額。」と、「という。）」とあるのは「という。）に当該特定拠出の額を加算した金額」とする。

4　会社が行う特定拠出に伴い特定法人が受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

5　特定法人の会社が行う特定拠出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

6　特定法人の取得した会社が行う特定拠出に係る土地で特定法人が引き続き保有するもののうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したもの及び地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（センターによる支援措置）

第三条　センターは、次項の大蔵大臣の認可を受けた日から平成十四年三月三十一日までの間、第二十二条第一項に規定する業務のほか、第五項の規定により拠出された金銭の額及びその運用によって生じた収入金の額の合計額の範囲内で、次に掲げる業務を行うものとする。

一　特定製造者（この条の規定の施行の際現に塩専売法第五条第一項の指定を受けている者をいう。次号において同じ。）又は特定元売人（この条の規定の施行の際現に塩専売法第十九条第一項の元売人の指定を受けている者をいう。次号において同じ。）が塩に係るその事業の合理化を行うために要する費用に充てるための助成金の交付を行うこと。

二　特定製造者が塩の製造を廃止し、又は特定元売人が塩に係る営業を廃止するための費用に充てるための助成金の交付を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　センターは、第二十一条第一項の指定を受けた後、前項に規定する業務（以下「助成業務」という。）の実施に関する規程を速やかに作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　センターは、助成業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に助成業務特別勘定を設けて整理しなければならない。

4　助成業務特別勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

5　助成業務特別勘定に助成業務に要する費用に充てるための基金を置き、次条第一項の規定により拠出される金銭をもってこれに充てるものとする。

6　大蔵大臣は、第二十七条の規定によるもののほか、この条の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、助成業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7　大蔵大臣は、センターが前項の規定による処分に違反したときは、第二十一条第一項の指定を取り消すことができる。

8　前項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセンターであった者の助成業務に係る財産並びに権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

9　第七項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、同項に規定する財産の管理その他の業務を行うものとする。

（助成業務特別勘定への拠出）

第四条　日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、センターが前条第二項の認可を受けた後速やかに、センターに対し、会社の塩専売事業（塩専売法第三十八条第一項に規定する塩専売事業をいう。以下同じ。）に係る財産のうち政令で定める額の金銭を、前条第一項に規定する期間に実施する助成業務に要する費用に充てるものとして拠出するものとする。

2　前項の規定による会社の拠出は、塩専売法第五十三条第三項本文の規定にかかわらず、同条第一項に規定する塩専売価格安定準備金を取り崩して行うものとする。

3　第一項の規定により会社がセンターに拠出した金銭は、政府からセンターに対し拠出されたものとみなす。

（助成業務特別勘定の残余財産の国庫納付）

第五条　センターは、助成業務を終えたときは助成業務特別勘定を廃止するものとする。

2　センターは、前項の規定により助成業務特別勘定を廃止した場合において同勘定に残余財産（基金の残高を含む。）があるときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

（塩専売事業に係る財産の処分等）

第六条　会社は、塩専売法第五十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時において、センターに対し、会社の同条に規定する塩専売事業に係る財産としてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして拠出するものとする。

2　前項の規定により拠出する財産の価額の決定の方法その他財産の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項の規定により会社がセンターに拠出した財産は、政府からセンターに対し拠出されたものとする。

4　会社の塩専売事業に係る一切の権利及び義務（この附則に別段の定めがあるもの及び政令で定めるものを除く。）は、この法律の施行の時においてセンターが承継する。

（会社による拠出に係る国税の課税の特例）

第七条　会社が前条第一項の規定による拠出をした場合において、当該拠出に係る資産のうちに土地又は土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）があるときは、当該土地等の拠出は、会社に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

2　会社が附則第四条第一項又は前条第一項の規定による拠出（以下この項において「特定拠出」という。）をした場合における会社に係る法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額から塩事業法（平成八年法律第三十九号）附則第七条第二項に規定する特定拠出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額（当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時における資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額。」と、「という。）」とあるのは「という。）に当該特定拠出の額を加算した金額」とする。

3　前条第一項の規定により会社が行う財産の拠出に伴いセンターが受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（会社による拠出に係る地方税の課税の特例）

第八条　センターの附則第六条第一項の規定により会社が行う拠出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

2　センターの取得した附則第六条第一項の規定により会社が行う拠出に係る土地でセンターが引き続き保有するもののうち、日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「公社」という。）が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したもの及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（指定の取消し等）

第二十八条　大蔵大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　生活用塩供給等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第三条第四項、第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の規定に基づく処分に違反したとき。

四　第二十四条第一項の規定により認可を受けた生活用塩供給等業務規程によらないで生活用塩供給等業務を行ったとき。

2　大蔵大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における措置）

第二十九条　前条第一項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセンターであった者の生活用塩供給等業務に係る財産並びに権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

2　前条第一項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、同項に規定する財産の管理その他の業務を行うものとする。

第七章　雑則

（報告及び検査）

第三十条　大蔵大臣は、この法律で別に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者、塩卸売業者又はセンターに対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者、塩卸売業者又はセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、塩、機械、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は分析のため必要な最小限度の分量に限り塩を収去させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（緊急時の措置）

第三十一条　大蔵大臣は、緊急時においては、センターに対し、センターの備蓄に係る塩の供給（指定化学製品の製造の用に供する塩の供給を除く。）その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2　大蔵大臣は、緊急時において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者に対し、緊急時であることを示して塩の製造予定数量その他の必要な情報の報告をさせ、当該報告に基づき、塩の製造予定数量の増加その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　大蔵大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4　大蔵大臣は、緊急時においては、国民生活の安定に資するため、塩の製造、輸入、流通又は在庫の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

（標識の掲示）

第三十二条　販売店契約者は、その店舗の見やすい場所に、生活用塩を取り扱う販売店契約者であることが容易に識別できる標識としてセンターが定める様式のものを掲示するよう努めなければならない。

（権限の委任）

第三十三条　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

（政令への委任）

第三十四条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第三十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第三十六条　第三十一条第一項の規定による大蔵大臣の命令に対する違反があった場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第一項の規定に違反して、塩の製造を業として行った者

二　第十三条第一項（第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による大蔵大臣の命令に違反した者

三　第十六条第一項の規定に違反して、塩の特定販売を業として行った者

四　第十九条第一項の規定に違反して、塩の卸売を業として行った者

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十一条（第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による大蔵大臣の命令に違反した者

二　第十五条第一項の規定に違反して、特殊用塩又は特殊製法塩の製造を業として行った者

三　第十八条第一項の規定に違反して、特殊用塩に係る塩の特定販売を業として行った者

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第四項、第三十条第一項又は第三十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十条（第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三　第三十条第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条　第八条第三項、第九条若しくは第十二条第一項（これらの規定を第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第十五条第二項若しくは第三項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定並びに附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第九条、第三十五条、第三十六条及び第五十四条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四条第五号の五の次に二号を加える改正規定中同条第五号の六に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（塩専売法の一部改正）

第二条　塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（塩専売事業に係る財産の拠出に関する経過措置）

第三十五条　会社が、塩事業法（平成八年法律第三十九号）附則第一条ただし書に規定する日から平成九年三月三十一日までの間に、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人（以下この条において「特定法人」という。）の設立に際して塩専売事業に係る財産の拠出をしようとするときは、当該財産の拠出についてあらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2　会社が前項の規定による拠出（以下この条において「特定拠出」という。）をした場合において、当該特定拠出に係る資産が土地又は土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）であるときは、当該土地等の特定拠出は、会社に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

第四章　塩特定販売業

（塩特定販売業の登録）

第十六条　塩の特定販売を業として行おうとする者（特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。）は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三　未成年者又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四　主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地

五　事業開始の予定年月日

六　その他大蔵省令で定める事項

3　前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（準用）

第十七条　第六条及び第七条の規定は前条第一項の規定による登録の申請があった場合について、第八条から第十四条までの規定は塩特定販売業者について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特殊用塩特定販売業の届出）

第十八条　特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三　主たる事務所の所在地

四　塩の特定販売を行おうとする特殊用塩の名称及び用途又は性状

五　その他大蔵省令で定める事項

2　前項の届出をした者（以下「特殊用塩特定販売業者」という。）は、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3　特殊用塩特定販売業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第五章　塩卸売業

（塩卸売業の登録）

第十九条　塩の卸売を業として行おうとする者（特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。）は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三　未成年者又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四　主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地

五　事業開始の予定年月日

六　その他大蔵省令で定める事項

3　前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（準用）

第二十条　第六条及び第七条の規定は前条第一項の規定による登録の申請があった場合について、第八条から第十四条までの規定は塩卸売業者について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章　塩事業センター

（指定等）

第二十一条　大蔵大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であって、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、塩事業センターとして指定することができる。

2　大蔵大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3　センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4　大蔵大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第二十二条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　生活用に使用される塩（以下「生活用塩」という。）の供給を行うこと。

二　塩の備蓄を行うこと。

三　生活用塩の供給を行うほか、緊急時（塩の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合において、塩の供給を緊急に増加する必要があると大蔵大臣が認めるときをいう。第三十一条において同じ。）において、同条第一項の大蔵大臣の命令に基づき、塩の供給（塩を原料とする化学製品であって政令で指定するもの（以下「指定化学製品」という。）の製造の用に供する塩の供給を除く。）を行うこと。

四　塩産業の効率化を促進するために塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うこと。

五　塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六　塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究を行うこと。

七　塩の品質に関する検査を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　センターについては、第三章から第五章までの規定は、適用しない。

（販売店契約等）

第二十三条　センターは、生活用塩の供給に係る業務を行うに当たり、生活用塩の販売について の契約（以下「販売店契約」という。）をセンターと締結した者（次項及び第三十二条において「販売店契約者」という。）に生活用塩を販売させることができる。

2　センターは、生活用塩の供給に係る業務のうち、販売店契約に係るセンターの業務（販売店契約者に対する生活用塩の売渡しを除く。）の全部又は一部を塩卸売業者に委託することができる。

3　センターは、前項に規定するもののほか、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、大蔵大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（業務規程の認可）

第二十四条　センターは、第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下「生活用塩供給等業務」という。）の開始前に、生活用塩供給等業務の実施に関する規程（以下「生活用塩供給等業務規程」という。）を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　大蔵大臣は、前項の認可をした生活用塩供給等業務規程が生活用塩供給等業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、センターに対し、その生活用塩供給等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　生活用塩供給等業務規程に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

（生活用塩供給等業務特別勘定）

第二十五条　センターは、生活用塩供給等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に生活用塩供給等業務特別勘定を設けて整理するものとし、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして附則第六条第一項の規定により拠出される財産を、同勘定に帰属させるものとする。

2　生活用塩供給等業務特別勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

（事業計画等）

第二十六条　センターは、毎事業年度開始前に（第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅やかに）、大蔵省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　センターは、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（監督命令）

第二十七条　大蔵大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第二十二条第一項に規定する業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　塩需給見通しにおいては、次に掲げる事項を示すものとする。
一　塩の用途別需要見込数量
二　前号の用途別需要見込数量に対応する塩の国内産又は外国産別供給見込数量
三　その他塩の需給に関する重要事項
3　大蔵大臣は、塩の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、塩需給見通しを変更することができる。
4　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、塩製造業者、塩特定販売業者若しくは塩卸売業者又は第二十一条第二項に規定するセンターに対し、第一項の塩需給見通しを策定するため必要な報告をさせることができる。
5　大蔵大臣は、塩需給見通しを策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の助言等）
第四条　国は、塩産業の効率化の促進を図るため、塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第三章　塩製造業

（塩製造業の登録）
第五条　塩の製造を業として行おうとする者（用途若しくは性状が特殊な塩であって大蔵省令で定めるもの（以下「特殊用塩」という。）又は製造の方法が特殊な塩であって大蔵省令で定めるもの（特殊用塩を除く。以下「特殊製法塩」という。）のみの製造を業として行おうとする者を除く。）は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。
2　前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。
一　商号、名称又は氏名及び住所
二　法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三　未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
四　主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地
五　製造場ごとの塩の製造方法、塩の製造能力及び設備の構造
六　事業開始の予定年月日
七　その他大蔵省令で定める事項
3　前項の申請書には、第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）
第六条　大蔵大臣は、前条第一項の登録の申請があった場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を塩製造業者登録簿に登録しなければならない。
一　前条第二項各号に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号
2　大蔵大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）
第七条　大蔵大臣は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
一　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
二　第十三条第一項の規定により第五条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三　破産者で復権を得ないもの
四　法人であって、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
五　未成年者又は禁治産者であって、その法定代理人が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの
2　大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（塩製造業の承継）
第八条　塩製造業者について相続又は合併があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者。以下この条において同じ。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人（以下この項において「相続人等」という。）は、その塩製造業者の地位を承継する。ただし、当該相続人等が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
2　前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続き塩の製造を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相続人を塩製造業者とみなす。
3　第一項の規定により塩製造業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により塩の製造を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（登録事項の変更の届出）
第九条　塩製造業者は、第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（帳簿の記載等）
第十条　塩製造業者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（業務改善命令）
第十一条　大蔵大臣は、塩製造業者の業務の運営に関し良質な塩の安定的な供給を確保するため改善が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該塩製造業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（塩製造業の廃止）
第十二条　塩製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
2　塩製造業者がその事業を廃止したときは、その者に係る第五条第一項の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）
第十三条　大蔵大臣は、塩製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の登録を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
二　第七条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる者に該当することとなったとき。
三　正当な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその事業を休止したとき。
四　不正の手段により第五条第一項の登録を受けたとき。
2　大蔵大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

（登録の抹消）
第十四条　大蔵大臣は、第十二条第二項の規定により塩製造業者の登録が効力を失ったとき、又は前条第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消したときは、当該塩製造業者の登録を抹消しなければならない。

（特殊用塩等製造業の届出）
第十五条　特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。
一　商号、名称又は氏名及び住所
二　法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三　主たる事務所の所在地及び製造場の所在地
四　特殊用塩の製造を行おうとする者である場合においては、当該特殊用塩の名称及び用途又は性状
五　特殊製法塩の製造を行おうとする者である場合においては、当該特殊製法塩の名称及び製造の方法
六　特殊用塩又は特殊製法塩の製造能力
七　その他大蔵省令で定める事項
2　前項の届出をした者（以下「特殊用塩等製造業者」という。）は、同項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
3　特殊用塩等製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十五日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十八号

生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律

生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条・第三十条」を「第二十九条―第三十条」に改める。

第一条第一項中「業務」の下に「及び生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究の業務」を加える。

第五条第二項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二十九条第一項第一号から第七号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）及び民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に係る同項第十一号に掲げる業務（以下「民間研究促進業務」という。）

二　第二十九条第一項第八号及び第九号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究に係る同項第十一号に掲げる業務（以下「基礎的研究業務」という。）

三　第二十九条第二項に規定する業務（以下「農業機械化促進業務」という。）

第五条第四項中「第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務又は農業機械化促進業務」に改める。

第七条第一項中「第二十九条第二項に規定する業務」を「基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十一条第三項中「第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改める。

第十三条第一項第三号中「に関する試験研究の促進」を「の高度化」に改める。

第二十九条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと。

九　前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第二十九条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第二十九条の二　機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第八号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十一条中「次の各号に掲げる業務」を「民間研究促進業務、基礎的研究業務及び農業機械化促進業務」に改め、各号を削る。

第三十四条に次の一項を加える。

3　機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第四十四条第二項中「民間研究促進業務に係る出資」の下に「、基礎的研究業務に係る出資」を加える。

第四十五条第一項中「民間研究促進業務に係る各出資者に対し」の下に「、基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する額を基礎的研究業務に係る各出資者に対し」を加え、同条第二項中「規定により」の下に「基礎的研究業務又は」を加える。

第四十六条第三項及び第四項並びに第四十七条第一項第二号から第五号までの規定中「民間研究促進業務」の下に「又は基礎的研究業務」を加える。

第四十八条及び第四十九条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第五十条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の生物系特定産業技術研究推進機構法第三十四条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法の一部改正）

第四条　農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十九条第二項に規定する業務」に、」を「及び農業機械化促進業務」に、「第二十九条第二項に規定する業務及び」を「、農業機械化促進業務及び」に、「同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「」を「同条第二項中「又は農業機械化促進業務」とあるのは「、」に改める。

大蔵大臣　久保　亘

農林水産大臣　大原　一三

内閣総理大臣　橋本龍太郎

塩事業法をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十五日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十九号

塩事業法

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、塩専売制度の廃止に伴い、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2　この法律において「塩製造業者」とは、第五条第一項の登録を受けて塩の製造（再製（塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。以下同じ。）及び加工（塩の利用価値を高めるため溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を業として行う者をいう。

3　この法律において「塩特定販売業者」とは、第十六条第一項の登録を受けて自ら又は他の者に委託して輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。）をした塩を販売し、又は自ら使用すること（以下「塩の特定販売」という。）を業として行う者をいう。

4　この法律において「塩卸売業者」とは、第十九条第一項の登録を受けて塩の卸売（塩製造業者又は塩特定販売業者から買い受けた塩（塩製造業者に委託して製造した塩を含む。）を、その性質及び形状を変更しないで、他の事業者又は消費者に販売することをいう。以下同じ。）を業として行う者をいう。

第二章　塩需給見通し等

（塩需給見通し）

第三条　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、塩需給見通しを策定しなければならない。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月十五日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　全国シルバー人材センター協会（第四十九条―第五十一条）」を「第二節　シルバー人材センター連合（第四十八条の二・第四十八条の三）　第三節　全国シルバー人材センター事業協会（第四十九条―第五十一条）」に改める。

第四十六条中「法人」の下に「（次項及び第四十八条の二第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）」を加え、「次条第一項」を「次条」に改め、「含む」の下に「。第四十八条の二において同じ」を加え、「同項第一号」を「次条第一号」に、「同項に」を「同条に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第四十八条の二第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

第四十六条に次の一項を加える。

2　前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

第四十七条中「前条の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）」を「シルバー人材センター」に、「当該指定」を「前条第一項の指定」に改め、「区域」の下に「（以下「センターの指定区域」という。）」を加える。

第四十八条中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、「、「同項」とあるのは「同条」と」を削る。

「第二節　全国シルバー人材センター協会」を「第三節　全国シルバー人材センター事業協会」に改める。

第四十九条中「シルバー人材センター」の下に「及びシルバー人材センター連合」を加える。

第五十条中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に改め、同条第一号中「の業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第二号中「の業務」を「又はシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第三号中「の業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に改め、同条第四号中「の業務」を「及びシルバー人材センター連合の業務」に、「その他」を「、シルバー人材センター連合その他」に改め、同条第五号中「の健全な発展及び」を「及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに」に改める。

第五十一条中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に、「第六章第二節」を「第六章第三節」に改める。

第六章第一節の次に次の一節を加える。

第二節　シルバー人材センター連合

（指定等）

第四十八条の二　都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十七条に規定する業務に関し第四十六条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十七条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

2　シルバー人材センターがシルバー人材センター連合の会員となつたときは、当該シルバー人材センター連合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該届出があつたときは、当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域と当該シルバー人材センターに係るセンターの指定区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とするものとする。

3　第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第四十六条第一項の指定は、その効力を失うものとする。

4　都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第一項の労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができる。ただし、当該変更をするに当たつては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

（準用）

第四十八条の三　第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の三第二項から第四項まで及び第四十七条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四条第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十八条の二第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十八条の三」と、第四十四条の三第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十八条の三において準用する同法第四十四条の三第二項」と、第四十七条中「前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）」とあるのは「第四十八条の二第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成八年十月一日から施行する。

（労働省設置法の一部改正）

第二条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十一号の二及び第五条第五十号の二中「全国シルバー人材センター協会」を「全国シルバー人材センター事業協会」に改める。

大蔵大臣　久保　亘

労働大臣　永井　孝信

内閣総理大臣　橋本龍太郎

に係る旧法第二十条第三項の基準がなお従前の例によることとされたもの

二　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けていない航空機であって、旧法第二十条の三第二項の規定によりその受けた騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされた航空機と同一の型式のもののうち、運輸省令で定める航空機

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「、第二十条の二」を削る。

（自衛隊法の一部改正）

第十三条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「、第二十条の二」を削る。

（運輸省設置法の一部改正）

第十四条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百三十七号及び第五十条第三号の二中「騒音基準適合証明」を「航行に起因する障害の防止に関する航空機の証明及び検査」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
大蔵大臣　久保　亘
運輸大臣　亀井　善之

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十六号

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（事業の実施の特例）

第七条　前条第一項第一号の事業のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したもの（以下「特定事業」という。）は、特定事業に係る空港用地の造成及び処分（以下「特定用地造成事業」という。）について次に掲げるところに従って行われなければならない。

一　運輸大臣が指定する者（以下「指定造成事業者」という。）が当該空港用地の造成を行うこと。

二　指定造成事業者は、当該空港用地を会社に貸し付け、当該貸付けの終了後会社に譲渡すること。

2　特定用地造成事業は、第三条第一項の基本計画に適合するものでなければならない。

第七条の次に次の三条を加える。

（指定造成事業者）

第七条の二　前条第一項第一号の規定による指定は、次の要件を備える法人の申請があった場合において、行うものとする。

一　申請者が会社及び地方公共団体が出資した法人であって特定用地造成事業を行うことを目的とするものであること。

二　申請者が特定用地造成事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

三　申請者が特定用地造成事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

2　指定造成事業者は、特定用地造成事業の開始前に、運輸省令で定めるところにより、会社と協議して、特定用地造成事業の実施に関する計画を定め、これを運輸大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　指定造成事業者は、毎営業年度の開始前に（前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する営業年度にあっては、その指定を受けた後速やかに）、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を運輸大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　運輸大臣は、特定用地造成事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定造成事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し）

第七条の三　運輸大臣は、指定造成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項第一号の規定による指定を取り消すことができる。

一　特定用地造成事業を適正に行うことができないと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　前条第四項の規定による命令に違反したとき。

（事業の実施の特例に係る出資等）

第七条の四　会社及び地方公共団体は、特定用地造成事業を行うことを目的とする法人に対して出資することができる。

2　政府は、予算の範囲内において、会社に対し、前項の規定による出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

第十条中「会社に対し」の下に「、第七条の四第二項の規定によるもののほか」を加える。

第二十三条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定造成事業者から特定用地造成事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定造成事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条を次のように改める。

（協議）

第二十四条　運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第三条第一項の基本計画を定めようとするとき。

二　第四条第四項、第六条第三項（同条第一項第六号の事業に係るものに限る。）、第十七条、第十八条第一項、第十九条又は第二十条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき。

三　第七条第一項の規定により告示する区域を定めようとするとき。

四　第七条第一項第一号の規定による指定又は第七条の三の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第二十七条中「第二十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、「会社」の下に「及び指定造成事業者」を加える。

第二十八条に次の一項を加える。

2　第七条の二第四項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定造成事業者の役員は、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十九号の二中「及び」を「並びに」に改め、「事業の用に供する不動産で政令で定めるもの」の下に「及び同法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者が同項第一号に掲げる事業の用に供する不動産で政令で定めるもの」を加える。

第三百四十九条の三第二十八項中「かつ」を「又は関西国際空港株式会社法第七条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち」に改める。

大蔵大臣　久保　亘
運輸大臣　亀井　善之
自治大臣　倉田　寛之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

第十九条の二第一項中「航空機の整備又は改造の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行う運輸大臣」を「次条第一項第三号の能力について同項」に、「第十条第四項」を「第十条第四項各号」に改め、同条第二項を削る。
第二十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（事業場の認定）

第二十条 運輸大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

一 航空機の製造及び完成後の検査の能力
二 航空機の整備及び整備後の検査の能力
三 航空機の整備又は改造の能力
四 装備品の製造及び完成後の検査の能力
五 装備品の修理又は改造の能力

2 前項の認定に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十条の二から第二十条の五までを削る。
第二十一条中「、型式証明書及び騒音基準適合証明書」を「及び型式証明書」に、「呈示」を「提示」に、「、予備品証明、騒音基準適合証明及び前条第一項の検査」を「及び予備品証明」に改める。
第五十九条第二項を削る。
第百三十一条中「左に」を「次に」に改め、「騒音及び」の下に「発動機の排出物並びに」を加え、「、第二十条の二第一項若しくは第二項、第二十条の三第一項」を削り、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、「、第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明、同条第四項の騒音基準適合証明書」を削る。
第百三十四条第一項中「若しくは製造」を「、製造若しくは検査」に改め、同項第一号中「又は製造」を「、製造又は検査」に改める。
第百三十五条第六号を次のように改める。

六 第二十条第一項の認定を申請する者

第百三十五条第七号及び第八号を削り、同条中第九号を第七号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「、騒音基準適合証明書」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第十五号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。
第百四十三条第三号中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「同条本文」を「同項」に改め、同条第四号及び第五号を削る。
第百四十三条の二第一号及び第二号中「技術上の」を削る。
第百四十五条第四号中「第五十九条第一項又は第二項」を「第五十九条」に改める。
別表一等航空整備士の項、二等航空整備士の項、三等航空整備士の項及び航空工場整備士の項中「第十九条第一項本文」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（耐空証明に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法（以下「旧法」という。）第十条第一項又は旧法第十条の二第一項の規定による耐空証明を受けている航空機（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、同項の規定による騒音基準適合証明を受けているものに限る。）は、この法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定による耐空証明を受けたものとみなす。この場合において、新法第十四条の耐空証明の有効期間の起算日は、旧法の規定による耐空証明の有効期間の起算日とする。

2 前項の規定により新法の規定による耐空証明を受けたものとみなされた航空機（次項及び次条第一項において「旧証明航空機」という。）について、旧法第十条第三項（旧法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）又は旧法第二十条第二項の規定により指定された事項及び旧法第十条第五項（旧法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された耐空証明書（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、当該耐空証明書及び同条第四項の規定により交付された騒音基準適合証明書）は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第十条第三項の規定により指定された事項及び同条第七項の規定により交付された耐空証明書とみなす。

3 旧証明航空機（新法第十条第四項第二号又は第三号に規定する航空機に限る。）が受けたものとみなされた新法の規定による耐空証明は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、その効力を失う。ただし、運輸大臣が、運輸省令で定めるところにより、当該航空機について新法第十条第四項第二号又は第三号の基準に適合すると認めたときは、この限りでない。

4 この法律の施行の際現にされている旧法第十条第一項若しくは旧法第十条の二第一項の規定による耐空証明の申請又は旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十条第一項又は新法第十条の二第一項の規定による耐空証明の申請とみなす。

第三条 旧証明航空機の使用者は、運輸省令で定めるところにより、当該航空機について旧法第十条第五項（旧法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された耐空証明書（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、当該耐空証明書及び同条第四項の規定により交付された騒音基準適合証明書）を新法第十条第七項の耐空証明書と引き換えることができる。

2 前項の規定により耐空証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（型式証明に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定による型式証明を受けた航空機の型式の設計のうち、新法第十条第四項第二号又は第三号に規定する航空機に係るもの以外のものは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定による型式証明を受けた航空機の型式の設計（前項に規定するものを除く。次条第一項において「特定型式設計」という。）は、次条第一項の規定による承認を受けたときは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第十二条第一項の規定による型式証明の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十二条第一項の規定による型式証明の申請とみなす。

第五条 運輸大臣は、特定型式設計について旧法の規定による型式証明を受けた者の申請により、運輸省令で定めるところにより、当該設計が運輸省令で定める新法第十条第四項第二号又は第三号の基準に相当する基準に適合することについて承認を行う。

2 前項の規定による承認を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（修理改造検査等に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現にされている旧法第十六条第一項若しくは第二項又は旧法第二十条の五第一項の規定による検査の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十六条第一項又は第二項の規定による検査の申請とみなす。

（予備品証明に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項の規定による予備品証明を受けている装備品は、新法第十七条第一項の規定による予備品証明を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十七条第三項の規定によりした確認であってこの法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第十七条第三項第三号の規定によりした確認とみなす。

（事業場の認定に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前に旧法第十七条第三項又は旧法第十九条の二第一項の規定により受けた認定は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十条第一項第五号又は第三号の能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十七条第三項又は旧法第十九条の二第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新法第二十条第一項第五号又は第三号の能力についての同項の規定による認定の申請とみなす。

（騒音基準の適用に関する経過措置）

第九条 次に掲げる航空機については、新法第十条第一項の耐空証明、新法第十六条第一項の検査又は新法第十九条の二の確認に係る新法第十条第四項第二号の基準は、当該航空機について従前の例によることとされた旧法第二十条の三第三項本文の規定によりなお旧法第二十条第三項の基準とする。ただし、当該航空機が新法第十五条第二号に規定する航空機に該当することとなった場合は、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けている航空機であって、旧法第二十条の三第二項の規定により当該騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされたもの又は同条第三項本文の規定により当該騒音基準適合証明

附則に次の二項を加える。

21 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

22 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条の規定の適用については、同条中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

大蔵大臣　久保　亘
建設大臣　中尾　栄一
内閣総理大臣　橋本龍太郎

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十四号

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律

新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「東京都」を「千葉県」に改める。

第十二条第一項本文を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第二十七条第三項中「かつ、」の下に「財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を」を加える。

附　則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に新東京国際空港公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十七条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

大蔵大臣　久保　亘
運輸大臣　亀井　善之
内閣総理大臣　橋本龍太郎

航空法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成八年五月九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十五号

航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十九条第一項本文」を「第十九条第一項」に改める。

第十条第四項中「の強度、構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上の」を「が次に掲げる」に改め、「どうかを」の下に「設計、製造過程及び現状について」を加え、「これ」を「これらの基準」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 運輸省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が運輸省令で定めるものである航空機にあつては、運輸省令で定める騒音の基準

三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が運輸省令で定めるものである航空機にあつては、運輸省令で定める発動機の排出物の基準

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、運輸大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

三 耐空証明を受けたことのある航空機

6 第四項の規定にかかわらず、運輸大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 前項第一号に掲げる航空機のうち、政令で定める輸入した航空機

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

第十条の二第二項中「第五項」を「第七項」に改める。

第十二条第二項中「その強度、構造及び性能について」を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 運輸大臣は、申請により、型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 前条第二項の規定は、運輸大臣がする第一項及び前項の承認について準用する。

第十四条の二中「航空機が」の下に「第十条第四項の基準に適合せず、又は」を加え、「第十条第四項の」を「同項の」に改める。

第十五条を次のように改める。

（耐空証明の失効）

第十五条 次の各号に掲げる航空機の耐空証明は、当該各号に定める場合には、その効力を失う。

一 登録航空機　当該航空機の抹消登録があつた場合

二 第十条第四項第二号に規定する航空機　当該航空機が航空の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して運輸省令で定めるものに該当することとなつた場合

第十六条第一項中「用いてする」の下に「運輸省令で定める範囲の」を加え、同条第四項中「第十条第四項」を「、運輸省令で定めるところにより、第十条第四項各号」に改める。

第十七条第二項中「その強度、構造及び性能について第十条第四項」を「第十条第四項第一号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一 第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、運輸省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四 運輸省令で定める輸入した装備品

第十七条第四項を削り、同条第五項中「及び第三項の確認」を「（前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第十九条第一項中「次条第一項」を「次条」に、「第十条第四項」を「第十条第四項第一号」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二十三　地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

2　地方公共団体は、事業者に対し、第十八条の二十一の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならない。

（国民の努力）

第十八条の二十四　何人も、その日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならない。

第二十三条の見出し中「等」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二十六条第一項中「ばい煙排出者、特定施設設置者」を「ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者」に、「若しくは特定粉じん排出者に」を「、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に」に改め、「特定粉じん発生施設の状況」の下に「、特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の下に「若しくは特定工事の場所」を加え、「その他の」を「、特定工事に係る建築物その他の」に改める。

第二十七条第二項中「第十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん発生施設」を「、特定粉じん発生施設若しくは特定粉じん排出等作業」に改める。

第二十九条中「又は事業場」を「若しくは事業場」に、「に伴い発生する」を「又は建築物の解体等に伴う」に、「若しくは」を「又は」に改め、「特定粉じん」の下に「の排出等」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「特定粉じんの大気中への排出又は飛散に関し」の下に「、並びに特定粉じん排出等作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じん以外の物質の大気中への排出又は飛散に関し、特定粉じん排出等作業以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業について、その作業に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんの大気中への排出又は飛散に関し」を加える。

第三十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十三条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「又は第二十三条第四項」を「、第十八条の十六、第十八条の十八又は第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「又は第十八条の六第一項若しくは第三項」を「、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項」に改める。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十七条中「第二十三条第二項」を「第十八条の十五第二項」に改める。

附則第九項から第十一項までを次のように改める。

（指定物質抑制基準）

9　環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

（勧告）

10　都道府県知事は、指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。

（報告）

11　都道府県知事は、前項の勧告をするために必要な限度において、同項に規定する者に対し、指定物質排出施設の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後三年を目途として、有害大気汚染物質が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準の確保の状況その他の大気の汚染の状況、工場又は事業場からの有害大気汚染物質の排出又は飛散の状況、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術開発の状況その他の事情を総合的に勘案して、改正後の第二章の三及び附則第九項から第十一項までに規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

（道路交通法の一部改正）

4　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十条の二第一項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第二項」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年五月九日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第三十三号

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律

本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「神戸市」に改める。

第二十一条第一項中「役員の任期は、四年とする」を「総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする」に改める。

第三十六条第三項中「かつ、」の下に「財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を」を加え、同条第四項中「及び」の下に「第二項の」を加える。

第五十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十三条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

（資金の貸付け）

第十四条　政府は、当分の間、予算の範囲内において、公団に対し、第二十九条第一項第一号の業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2　前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に本州四国連絡橋公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3　改正後の第三十六条第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（道路整備特別会計法の一部改正）

5　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

法律

外務公務員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第三十一号

外務公務員法の一部を改正する法律

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「の外」を「のほか」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又はこれを配偶者とする者」を削り、同条第二項中「、政令で定める場合を除く外」を削る。

附則

この法律は、平成八年十月一日から施行する。

外務大臣 池田 行彦
内閣総理大臣 橋本龍太郎

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成八年五月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第三十二号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 粉じんに関する規制（第十八条―第十八条の十三）」を
「第二章の二 粉じんに関する規制（第十八条―第十八条の十九）
第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の二十―第十八条の二十四）」に改める。

第一条中「に伴つて発生するばい煙」を「並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じん」に改め、「規制し」の下に「、有害大気汚染物質対策の実施を推進し」を加える。

第二条第八項中「総理府令で」の下に「定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち総理府令で」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

9 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）及び特定粉じんを除く。）をいう。

第十七条の見出し中「特定物質に関する」を削り、同条第一項中「物の」を「ばい煙発生施設を設置している者又は物の」に、「、人の健康若しくは」を「人の健康又は」に、「物質で」を「ものとして」に、「工場又は」を「工場若しくは」に改め、「（以下「特定施設設置者」という。）」を削り、「、特定施設」を「、ばい煙発生施設又は特定施設」に、「、特定物質」を「、ばい煙又は特定物質」に、「ただちに」を「直ちに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「そこなわれ、又はそこなわれる」を「損なわれ、又は損なわれる」に、「当該特定施設設置者」を「その事故に係る同項に規定する者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

第十八条の五の見出しを「（敷地境界基準）」に改め、同条中「特定粉じんに係る」を「特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における」に、「この章において単に「規制基準」」を「「敷地境界基準」」に改める。

第十八条の八、第十八条の十（見出しを含む。）及び第十八条の十一中「規制基準」を「敷地境界基準」に改める。

第二章の二中第十八条の十三の次に次の六条を加える。

（作業基準）

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、総理府令で定める。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 特定工事の場所
三 特定粉じん排出等作業の種類
四 特定粉じん排出等作業の実施の期間
五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の総理府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（計画変更命令）

第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（作業基準の遵守義務）

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

（作業基準適合命令等）

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

（注文者の配慮）

第十八条の十九 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進

（施策等の実施の指針）

第十八条の二十 有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。

（事業者の責務）

第十八条の二十一 事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

（国の施策）

第十八条の二十二 国は、地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならない。

2 国は、前項の調査の実施状況及び同項の科学的知見の充実の程度に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならない。

3 国は、事業者が前条の措置を講ずることを促進し、及び次条の地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、及びその成果の普及を図るように努めなければならない。

げることとした。(第一条関係)

(二) 旧法の規定による退職年金等の最低保障額を、平成八年四月分以後引き上げることとした。(第二条関係)

(三) 私立学校教職員共済組合が支給する旧財団法人私学恩給財団の年金について、その額を、平成八年四月分以後、退職年金の額の改定措置に準じて引き上げることとした。(第四条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令及び所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一六九号)(大蔵省)

1　特定再開発建築物等の割増償却制度について、適用対象となる遮音上有効な機能を有する建築物の範囲を定めることとした。(租税特別措置法施行令（以下「令」という。)第七条及び第二九条の四関係)

2　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象及び法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率制度の適用除外の範囲に、土地の先行取得の業務を行う沿道整備推進機構に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡を加えることとした。(令第二〇条の二及び第三八条の四関係)

3　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除制度について、適用対象となる沿道整備道路の沿道の整備事業の範囲を定めることとした。(令第二二条の八及び第三九条の五関係)

4　この政令は、別段の定めがあるものを除き、幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。

◇本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七〇号)(建設省)

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律（平成八年法律第三三号）の施行期日は、平成八年六月八日とすることとした。

◇本州四国連絡橋公団法施行令の一部を改正する政令（政令第一七一号)(建設省)

1　本州四国連絡橋公団に業務を委託することができる者として日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方道路公社及び関西国際空港株式会社を追加することとした。(第一条関係)

2　本州四国連絡橋公団に対する政府の無利子貸付金の償還期間は、二〇年（五年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとすることとした。(附則第三条関係)

3　この政令は、本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年六月八日）から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一七二号)(建設省)

1　一般国道について、建設大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う区間として、三路線の一部の区間を追加して指定することとした。(別表関係)

2　この政令は、平成八年六月七日から施行することとした。

る場合において、当該委託の事業に対する委託料の全額を一時に支払うのに必要な資金を追加することとした。(第一条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一五五号）(通商産業省)

1　産業構造転換円滑化臨時措置法施行令を廃止することとした。(第一条関係)

2　産業構造転換円滑化臨時措置法の廃止に伴い、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令及び通商産業省組織令について所要の改正を行うこととした。(第二条及び第三条関係)

3　この政令は、平成八年五月二九日から施行することとした。

◇国有林野事業改善特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一五六号）(農林水産省)

1　一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れの対象となる森林保全に要する経費として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第一一条2に規定する世界遺産一覧表に記載されている自然遺産である国有林におけるその保全のための調査、施設の設置並びに植生の復元及び維持に要する経費を定めることとした。(第三条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特殊法人登記令の一部を改正する政令（政令第一五七号）(法務省)

1　別表日本学術振興会の項に登記事項として資本金を加えることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（政令第一五八号）(農林水産省)

1　指定消費地域の水戸地域、宇都宮地域及び前橋地域の区域を拡大することとした。(第一条関係)

2　指定野菜となるさといもの出荷時期を変更することとした。(第二条関係)

3　さといもの需要見通しの期間を変更することとした。(第三条関係)

4　野菜供給安定基金が行う生産者補給金の交付の業務に係る指定野菜の種別ごとの指定消費地域を追加することとした。(第五条関係)

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五九号）(警察庁)

道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七四号）の施行期日は、平成八年九月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）(警察庁)

1　大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許（以下「大型二輪免許等」という。）を受けていた期間が一年に達しない者のうち、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができるものを定めることとした。(第二六条の三の三関係)

2　大型二輪免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者を定めることとした。(第三三条の六関係)

3　大型二輪免許等を受けている者が他の種類の第一種運転免許又は仮免許を受けようとする場合には、運転免許試験の一部を免除することとした。(第三四条の五関係)

4　限定解除審査等に関する手数料の額を改定することとした。(第四三条関係)

5　この政令は、平成八年九月一日から施行することとした。

◇特定新規事業実施円滑化臨時措置法施行令（政令第一六一号）(通商産業省)

1　産業基盤整備基金の特別勘定における積立金の積立ての基準により計算した額及び国庫納付金の納付期限等について定めることとした。(第一条〜第四条関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇科学技術庁組織令の一部を改正する政令（政令第一六二号）(科学技術庁)

1　研究開発局企画課の所掌事務を変更するとともに、同局に地震調査研究課を置くこととした。(第二五条〜第二七条関係)

2　この政令は、平成八年六月一日から施行することとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一六三号）(外務省)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第一〇号）のうち別表第一の改正規定中在アンドラ及び在ボスニア・ヘルツェゴヴィナの各日本国大使館に関する部分を平成八年六月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一六四号）(外務省)

1　在アンドラ及び在ボスニア・ヘルツェゴヴィナの各日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

2　この政令は、平成八年六月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一六五号）(自治省)

1　不動産取得税

(一)　関西国際空港株式会社の事業用不動産に係る非課税措置について、その対象範囲に排水施設、照明施設、護岸その他滑走路等の機能を補充する一定の施設の用に供する不動産（関西国際空港株式会社法に規定する特定事業が行われる区域として告示された区域内にあるものに限る。）を追加することとした。(第三七条の五の三関係)

(二)　関西国際空港株式会社法に規定する指定造成事業者の事業用不動産に係る非課税措置について、その対象範囲を関西国際空港株式会社の一定の事業用不動産とすることとした。(第三七条の五の三関係)

2　固定資産税及び都市計画税

関西国際空港株式会社が直接その本来の事業の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象範囲に排水施設、照明施設、護岸その他滑走路等の機能を補充する一定の施設の用に供する固定資産（関西国際空港株式会社法に規定する特定事業が行われる区域として告示された区域内にあるものに限る。）を追加することとした。(第五二条の一〇の一〇関係)

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六六号）(厚生省)

1　災害援護資金の貸付けの対象となる世帯に係る所得の基準額を引き上げることとした。

2　この政令は、平成八年六月一日から施行することとした。

◇平成八年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（政令第一六七号）(大蔵省)

1　年金の額の算定の基礎となっている仮定俸給を平成八年四月から〇・七五パーセント引き上げることとした。(第二条〜第五条関係)

2　退職年金等の最低保障額を平成八年四月から〇・七五パーセント引き上げることとした。(第二条〜第五条関係)

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成八年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令（政令第一六八号）(文部省)

1　私立学校教職員共済組合が支給する私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三六年法律第一四〇号）による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金等について、旧国家公務員共済組合法（昭和二三年法律第六九号）による年金の額の改定の措置を参酌し、次の措置を講じることとした。

(一)　旧法の規定による退職年金等の額を、平成八年四月分以後、〇・七五パーセント引き上

宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する認定計画に定められた共同住宅がその全部又は一部をなす中高層耐火建築物を追加することとした。（住宅金融公庫法施行令第四条関係）

3　特定住宅宅地債券引受者以外の住宅宅地債券引受者に対する貸付金に係る加算金額について、四五〇万円から六〇〇万円に引き上げることとした。（住宅金融公庫法施行令第七条、第一三条及び第一七条の二並びに北海道防寒住宅建設等促進法施行令第一条の六関係）

4　宅地防災工事の貸付金の限度について、七四〇万円から一、〇一〇万円に引き上げることとした。（住宅金融公庫法施行令第一一条関係）

5　貸付手数料の額を引き上げることとした。（住宅金融公庫法施行令第一七条の三関係）

6　支払方法変更手数料の導入に伴い、同手数料の額等を定めることとした。（住宅金融公庫法施行令第一七条の四関係）

7　特別割増貸付制度に係る貸付金の加算金額を改定することとした。（住宅金融公庫法施行令附則第六項～第九項、第一一項及び第一二項並びに北海道防寒住宅建設等促進法施行令附則第三項～第五項関係）

8　平成八年度の住宅金融公庫の特別損失は、九八三億円とすることとした。（住宅金融公庫法施行令附則第一四項関係）

9　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（沖縄開発庁）

1　大部分が住宅部分である区分所有建築物について、共用部分全体の改良に要する費用を融資対象とすることができることとした。（第一条第一項第四号関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成八年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令（政令第一四七号）（自治省）

1　平成八年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を、四月に代えて、五月に交付することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四八号）（厚生省）

1　健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の高額療養費の自己負担限度額を六万三、〇〇〇円から六万三、六〇〇円に改定することとした。

2　この政令は平成八年六月一日から施行することとした。

◇日本体育・学校健康センター法施行令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（文部省）

1　災害共済給付の給付基準のうち、医療費の支給に係る限度額を引き上げることとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成八年六月一日から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（厚生省）

1　児童手当の受給資格者の所得により支給を制限する場合の限度額を引き上げることとした。（第一条及び第一一条関係）

2　この政令は、平成八年六月一日から施行することとした。

◇国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（厚生省）

1　国立病院等の用に供されている資産の譲渡に関する特別措置を講ずることができる医療法第三一条に規定する者その他の者（以下「公的医療機関の開設者等」という。）の範囲について、医学部を置く大学を設置する学校法人を保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する学校法人に改めるとともに、その事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき厚生省令で定める要件を満たす民法第三四条の規定により設立された法人を加えることとした。（第一条関係）

2　国立病院等の用に供されている資産の譲渡に関する特別措置の対象となる医療機関と一体として整備することが当該医療機関の機能の向上に資する保健衛生施設、社会福祉施設その他の施設（以下「特定整備施設」という。）の範囲を定めることとした。（第二条関係）

3　無償又は減額した価額で譲渡することができる資産について、特定整備施設の用に供しようとする資産であって厚生大臣が必要と認めたものを加えるとともに、土地については、当該公的医療機関の開設者等の開設する当該医療機関の用に供しようとする建物の規模等を勘案して厚生省令で定めるところにより算定される面積を限度とすることとした。（第三条関係）

4　公的医療機関の開設者等が資産の譲渡を受けて開設する医療機関の施設及び設備の整備に要する費用に対する国の補助は、当該費用のうち、厚生大臣が定める基準に従って算定した額の二分の一について行うこととした。（第四条第一項関係）

5　公的医療機関の開設者等が資産の譲渡を受けて医療機関を開設した日の属する年度から同日から起算して五年を経過する日の属する年度までの各年度につき、当該医療機関の運営に要する費用に対する国の補助は、当該費用のうち、厚生大臣が定める基準に従って算定した額に次に掲げる区分に応じそれぞれ㈠から㈢までに定める割合を乗じて得た額について行うこととした。（第四条第二項関係）

㈠　公的医療機関の開設者等が資産の譲渡を受けて医療機関を開設し、引継職員率が二分の一以上である場合　二分の一（当該医療機関が過疎地域活性化特別措置法に規定する過疎地域等（以下「特例地域」という。）にある場合は、一〇分の五・五）

㈡　公的医療機関の開設者等が資産の譲渡を受けて医療機関を開設し、引継職員率が三分の一以上二分の一未満である場合　三分の一（当該医療機関が特例地域にある場合は、一〇分の五・五）

㈢　地方公共団体が資産の譲渡を受けて医療機関を開設し、かつ、当該医療機関の管理を地方自治法の規定により委託した場合　次に掲げる引継職員数の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(1)　引継職員数が基準定員の二分の一以上である場合に該当するとき　二分の一（当該医療機関が特例地域にある場合は、一〇分の五・五）

(2)　引継職員数が基準定員の三分の一以上二分の一未満である場合に該当するとき　三分の一（当該医療機関が特例地域にある場合は、一〇分の五・五）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消費経済審議会令（政令第一五二号）（通商産業省）

1　消費経済審議会（以下「審議会」という。）は、消費生活用製品の安全性、家庭用品の品質に関する表示の適正化並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売及び連鎖販売取引に関する重要事項を調査審議することとした。（第一条関係）

2　審議会は、委員三〇人以内で組織すること等必要な事項を定めることとした。（第二条～第八条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（政令第一五三号）（農林水産省）

1　林業労働福祉施設資金の種類及び償還期間を定めることとした。（第三条関係）

2　林業就業促進資金の種類、償還期間及び据置期間を定めることとした。（第四条関係）

3　林業労働力確保支援センターが委託することができる事務の範囲等を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇林業改善資金助成法施行令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（農林水産省）

1　林業生産高度化資金の種類として、農林水産大臣が定める基準に基づき、間伐、保育その他の施業が適切に実施されていない森林について取決めを締結して立木の管理を継続して委託す

係）

4　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（自治省）

1　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げ、最高額を一万四、二〇〇円、最低額を八、八〇〇円とすることとした。（第二条第二項第二号及び別表第一関係）

2　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最高額を一万四、二〇〇円に、最低額を八、八〇〇円に引き上げることとした。（第二条第二項第二号関係）

3　扶養親族たる子のうちに満一五歳に達する日後の最初の四月一日から満二二歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある子の加算額を八三円に引き上げることとした。（第二条第四項関係）

4　非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を二九万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一一条関係）

5　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（自治省）

1　消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を引き上げることとした。（第三条及び別表関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用することとした。

◇平成八年度における保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法第二条第一項の率を定める政令（政令第一三六号）（厚生省）

1　保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法に規定する負担金及び補助金の率を、平成八年度においては、[illegible]定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一三七号）（厚生省）

1　障害児養育年金に係る介護加算額を、障害の程度に応じ、八三万三、四〇〇円から八四万六、〇〇〇円に、五五万五、六〇〇円から五六万四、〇〇〇円に引き上げることとした。（第六条第四項関係）

2　障害年金に係る介護加算額を、障害の程度に応じ、八三万三、四〇〇円から八四万六、〇〇〇円に、五五万五、六〇〇円から五六万四、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第四項関係）

3　葬祭料の額を、一四万九、〇〇〇円から一六万六、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一二条関係）

4　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇自然公園法施行令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（環境庁）

1　公園事業の執行として行われる工事の着手の期間及び完了の期日に関する規制を廃止することとした。（第八条及び第一八条関係）

2　都道府県が行う公園事業の執行に要する費用に係る国の補助の対象となる施設に植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設及び防火施設を追加することとした。（第二二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一三九号）（厚生省）

1　母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付金額の限度を次のとおり引き上げることとした。

㈠　事業開始資金の貸付金額の限度を二六六万円（母子福祉団体に対して貸し付けるものについては、三九九万円）に引き上げることとした。（第六条第一号及び第二七条第一号関係）

㈡　事業継続資金の貸付金額の限度を一三三万円に引き上げることとした。（第六条第二号及び第二七条第二号関係）

㈢　生活資金の貸付金額の限度を一〇万円に引き上げることとした。（第六条第七号及び第二七条第八号関係）

㈣　転宅資金の貸付金額の限度を二五万円に引き上げることとした。（第六条第九号及び第二七条第一〇号関係）

㈤　国公立の大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学する児童に係る就学支度資金の貸付金額の限度を三七万円に引き上げることとした。（第六条第一〇号ロ及び第二七条第一一号ロ関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇未帰還者留守家族等援護法施行令の一部を改正する政令（政令第一四〇号）（厚生省）

1　未帰還者の死亡の事実が判明するに至った場合にその遺族に支給する葬祭料の額を、一四万九、〇〇〇円から一六万六、〇〇〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇国民年金法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四一号）（厚生省）

1　二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であった者に係る遺族基礎年金及び老齢福祉年金と他の公的年金との併給限度額を引き上げることとした。（国民年金法施行令第五条の二及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一四二号）（防衛庁）

1　特別給付金の額を、第一表（アメリカ合衆国の軍隊の撤退等に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した者に対する特別給付金の額を定めた表）にあっては現行一一万九、〇〇〇円から一七八万四、〇〇〇円までであるものを一二万円から一八〇万一、〇〇〇円までに、第二表（定年による退職の日以後再雇用された者でアメリカ合衆国の軍隊の撤退等（業務上の傷病を除く。）に伴い離職を余儀なくされたもの及び防衛施設庁長官が指定する理由の発生に伴い離職を余儀なくされた者に対する特別給付金の額を定めた表）にあっては現行一〇万七、〇〇〇円から一〇四万円までであるものを一〇万八、〇〇〇円から一〇五万円までにそれぞれ引き上げることとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の額は、平成八年四月一日以後に離職し、又は死亡した者に係る特別給付金について適用することとした。

◇都市公園法施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（建設省）

1　公園施設の新設、増設又は改築に要する費用について、地方公共団体に対する国の補助の対象となる施設に、野鳥観察所及び体験学習施設を加えることとした。（第二五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四四号）（文部省）

1　公立の小学校及び中学校の屋内運動場に係る学級数に応ずる必要面積等を引き上げることとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令、へき地教育振興法施行令、離島振興法施行令及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令（政令第一四五号）（建設省）

1　関連利便施設として、食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を追加することとした。（住宅金融公庫法施行令第二条関係）

2　施設建築物等として、大都市地域における住

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通商産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（通商産業省）

1　特許庁審判部に置かれる審判長を一四人増員することとした。（第一九六条関係）

2　中小企業庁取引流通課の所掌事務を変更することとした。（第二一二条及び第二二六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇運輸省組織令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（運輸省）

1　大臣官房に、技術総括審議官一人を置くとともに、大臣官房技術参事官一人を廃止することとした。（第四条の二及び第五条関係）

2　海上保安庁灯台部監理課及び同部電波標識課の所掌事務を変更することとした。（第一七五条及び第一七七条関係）

3　気象庁に気候・海洋気象部を置くとともに、同庁海洋気象部を廃止することとした。（第一八七条関係）

4　気象庁総務部に参事官一人及び産業気象課を、同庁予報部に情報システム課及び通信課を、同庁観測部に観測課、観測技術課及び環境気象課を、同庁気候・海洋気象部に気候情報課を置き、同庁予報部通信参事官一人、長期予報課、通報課、無線通信課及び有線通信課並びに同庁観測部測候課、高層課及び産業気象課を廃止することとした。（第一八九条、第一九五条、第二〇一条、第二一〇条及び第二一九条等関係）

5　この政令は、平成八年七月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇建設省組織令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（建設省）

1　大臣官房におく審議官を一人増員することとした。（第三条関係）

2　都市局都市政策課、都市再開発課及び街路課の所掌事務を再編成するとともに、都市再開発課の名称を都市再開発防災課に改めることとした。（第三二条、第三四条、第三六条及び第三七条関係）

3　建設大学校の所掌事務から産業開発青年隊の訓練に関するものを削除することとした。（第七八条第一項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自治省組織令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（自治省）

1　中核市の指定に関する事務を行政局振興課に所掌させることとした。（第一六条関係）

2　災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援についての消防庁長官の権限の行使に関する事務を消防庁救急救助課に所掌させることとした。（第四五条及び第四六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（防衛庁）

1　俸給の調整を行う事務官等の官職の範囲を拡大することとした。（別表第一の三関係）

2　飛行教育団司令の俸給の特別調整額の支給割合を改めることとした。（別表第二関係）

3　特殊勤務手当に関し、爆発物取扱等作業手当の支給される職員の範囲を拡大することとし、夜間看護手当及び航空管制手当の支給額を引き上げ、除雪手当の支給される要件を改め、特に生命に著しい危険を伴う人命の救助の作業に従事した場合において災害派遣手当の額を加算等することとした。（別表第三関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（自治省）

1　職員が公務上又は通勤により死亡した場合における葬祭補償の額を、二九万五、〇〇〇円に平均給与額の三〇日分に相当する金額を加えた金額とすることとした。（第二条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用することとした。

◇地方自治法施行規程の一部を改正する政令（政令第一二七号）（自治省）

1　地方自治法附則第八条に規定する地方事務官等について、健康保険法等の施行に関する事務の増加等に伴い、その定員を改めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第一二八号）（警察庁）

1　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとすることとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる審議官の数を四人に改めることとし、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとすることとした。（第二条関係）

2　長官官房給与厚生課及び生活安全局少年課の所掌事務を改めることとした。（第四条の五及び第八条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（警察庁）

1　給付基礎額の最低額を八、八〇〇円に、最高額を一万四、二〇〇円に引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　満一五歳に達する日後の最初の四月一日から満二二歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある扶養親族たる子に係る給付基礎額の加算額を一人につき八三円に引き上げることとした。（第五条第四項関係）

3　葬祭給付の金額を、二九万五、〇〇〇円に給付基礎額の三〇倍に相当する額を加えた額とすることとした。（第一一条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（法務省）

1　給付基礎額の最低額を八、八〇〇円に、最高額を一万四、二〇〇円に引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　一五歳に達する日後の最初の四月一日から二二歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を一人につき八三円に引き上げることとした。（第四条第四項関係）

3　葬祭給付の金額を、二九万五、〇〇〇円に給付基礎額の三〇倍に相当する額を加えた額とすることとした。（第一七条関係）

4　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（文部省）

1　葬祭補償の金額を二九万五、〇〇〇円に補償基礎額の三〇倍に相当する金額を加えた金額とすることとした。（第一八条関係）

2　遺族補償一時金の額の算定に係る既に支給された遺族補償年金の額の計算の方法に係る規定の整備を行うこととした。（第一二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（運輸省）

1　給付基礎額の基本額を八、七〇〇円から八、八〇〇円に、給付基礎額の最高限度額を一万四、〇〇〇円から一万四、二〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　一五歳に達する日後の最初の四月一日から二二歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある扶養親族たる子に係る給付基礎額の加算額を六七円から八三円に引き上げることとした。（第三条第三項関係）

3　葬祭給付の金額を、二八万円に給付基礎額の三〇倍に相当する額を加えた額から二九万五、〇〇〇円に給付基礎額の三〇倍に相当する額を加えた額に引き上げることとした。（第一六条関

◇食品衛生法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二九号）（厚生省）

一　食品衛生法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　食品衛生法第七条の三第一項の総合衛生管理製造過程に係る承認の対象とする食品及び手数料を定めることとした。

2　都道府県等が設置する食品衛生検査施設について、その検査又は試験に関する事務を管理しなければならないこととした。

二　栄養改善法第十二条第三項の手数料の額を定める政令の一部改正関係（第二条関係）

1　政令の題名を「栄養改善法施行令」に改めることとした。

2　栄養改善法第一七条第一項の栄養表示基準に従った表示をすることを要しない場合として、同項に規定する栄養表示食品であってその容器包装及びこれに添付する文書に同項に規定する栄養表示がなされていないものを輸入する場合とすることとした。

三　この政令は、平成八年五月二四日から施行することとした。ただし、一の2については平成九年四月一日から施行することとした。

◇関税法施行令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（大蔵省）

1　新規供給者に係る不当廉売関税の調査が開始された場合における当該新規供給者に係る貨物を調査期間内に輸入しようとする者に対し担保の提供を命ずる手続等を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣官房組織令及び総理府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（内閣官房）

一　内閣官房組織令の一部改正関係

1　内閣審議官を二人増員することとした。（第八条関係）

2　内閣内政審議室長、内閣外政審議室長、内閣安全保障室長、内閣広報官及び内閣情報調査室長の職務に、それぞれの室の事務について内閣官房長官及び内閣官房副長官を助けるものとすることを規定することとした。（第一〇条～第一二条関係）

二　総理府本府組織令の一部改正関係

内閣総理大臣官房参事官を二人減員することとした。（第三条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（総務庁）

1　平成八年度における事業予定計画にかんがみ、総理府及び各省等の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令第一条及び第三条の規定、改正後の沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令第一条の規定並びに附則第二項から第六項までの規定は、平成八年四月一日から適用することとした。

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第一一三号）（宮内庁）

1　長官官房に置かれる宮務主管の所掌事務を改めることとした。（第二条第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方分権推進委員会令及び総務庁組織令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（総理府本府）

一　地方分権推進委員会令の一部改正関係

地方分権推進委員会事務局の事務局長を専任とすることとした。（第三条関係）

二　総務庁組織令の一部改正関係

1　長官官房審議官を一人減員することとした。（第三条関係）

2　事業所統計調査の名称変更に伴い、統計局統計調査部経済統計課の所掌事務を改めることとした。（第三八条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済企画庁組織令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（経済企画庁）

1　長官官房に置かれる経済企画参事官を一人増員することとした。（第三条関係）

2　国民生活局に置かれる消費者被害調査官を廃止し、同局消費者行政第一課及び消費者行政第二課の所掌事務を改めることとした。（第二三条、第二五条、第二六条及び第二七条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇科学技術庁組織令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（科学技術庁）

1　科学技術振興局企画課及び科学技術情報課の所掌事務を変更するとともに、同局に置かれている研究交流課を廃止し、研究基盤課を置くこととした。（第一九条、第二〇条、第二三条及び第二四条関係）

2　研究開発局に置かれている海洋開発課を廃止し、海洋地球課を置くこととした。（第二五条及び第三二条関係）

3　原子力局政策課及び核燃料課の所掌事務を変更するとともに、同局に置かれている技術振興課及び原子力開発機関監理官を廃止し、研究技術課及び廃棄物政策課を置くこととした。（第三三条、第三四条、第三七条～第三九条関係）

4　航空宇宙技術研究所及び金属材料技術研究所に置かれている科学研究官を廃止することとした。（第四八条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（法務省）

1　公安調査庁の内部部局の組織を改めることとした。

㈠　総務部の所掌事務を改めることとした。（第八一条関係）

㈡　調査第一部の所掌事務を改めることとした。（第八二条関係）

㈢　調査第二部の所掌事務を改めることとした。（第八三条関係）

㈣　総務部に新たに人事課及び法規課を置き、その所掌事務を定めるとともに、総務部職員課、資料課及び審理課を廃止するほか、総務部総務課の所掌事務を改めることとした。（第八四条～第八八条関係）

㈤　調査第一部に新たに公安調査管理官を置き、その所掌事務を定めるとともに、調査第一部第三課、第四課及び参事官を廃止するほか、調査第一部第一課及び第二課の所掌事務を改めることとした。（第八〇条、第八九条～第九四条関係）

㈥　調査第二部に新たに公安調査管理官を置き、その所掌事務を定めるとともに、調査第二部第三課及び参事官を廃止するほか、調査第二部第一課及び第二課の所掌事務を改めることとした。（第八〇条、第九五条～第九九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（外務省）

1　大臣官房に審議官一人を増置することとした。（第三条第三項関係）

2　大臣官房の儀典官一人を廃止することとした。（第一五条第一項関係）

3　ボスニア・ヘルツェゴヴィナに関する事務を欧亜局東欧課の事務として整理することとした。（第六〇条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一九号）（文部省）

1　北陸先端科学技術大学院大学等二大学の大学院に二研究科を置くこととし、これらの名称及び課程を定めることとした。（第二条の三関係）

2　東京工業大学等三大学に附置する三研究所を改組することとした。

3　京都大学に附置する防災研究所の目的を変更することとした。

4　東京工業大学等二大学に附置する二研究所を共同利用の研究所とすることとした。（第三条関係）

5　この政令は、公布の日から施行すること。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（農林水産省）

1　経済局統計情報部に置かれている動態統計課及び流通統計課を廃止し、構造統計課及び流通消費統計課を置くこととした。（第三三条及び第三六条関係）

2　食糧事務所の名称を所在地名を付したものに統一することとした。（別表第二関係）

講ずるものとすることとした。（第四三条関係）

20　事業主体は、公営住宅等が耐用年限を勘案して建設大臣の定める期間を経過した場合には、当該公営住宅等の用途の廃止をすることができることとした。（第四四条第三項関係）

21　事業主体は、公営住宅の用途の廃止により、他の公営住宅に入居した者の家賃が、従前の公営住宅の最終の家賃を超える場合には、所要の負担調整措置を講ずるものとすることとした。（第四四条第四項及び第五項関係）

22　事業主体は、公営住宅を社会福祉事業を運営する社会福祉法人等に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができることとした。（第四五条第一項関係）

23　事業主体は、公営住宅を特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める入居者資格を具備する者に公営住宅を使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができることとした。（第四五条第二項関係）

24　家賃、敷金、入居者資格又は入居者選考方法を定め、又は変更したときの建設大臣への報告義務を廃止することとした。（旧第一九条関係）

25　管理に関する条例が制定され、又は改廃されたときの建設大臣への報告義務は廃止することとした。（旧第二五条第二項及び第三項関係）

26　当分の間、過疎地域等の公営住宅については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、入居者資格を具備する者とみなす等の特例を設けることとした。（附則第一五項及び第一六項関係）

27　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律（法律第五六号）（運輸省）

1　港湾整備緊急措置法の目的に、良好な港湾環境の形成を通じて周辺の生活環境の保全に資すること及び国民生活の向上に寄与することを追加することとした。（第一条関係）

2　港湾整備五箇年計画の初年度を平成三年度から平成八年度に改めることとした。（第三条第一項関係）

3　港湾整備事業の実施の目標及び量を定めるに当たっては、効率的な国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となるべき港湾の適正な配置等我が国の港湾整備における課題に的確に対応するため、投資の重点化を図ることができるように留意しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

、助成金を支給することとした。（第八条の二関係）

2　勤労者が1の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税について特別の措置を講ずることとした。（第八条関係）

3　法人である事業主団体であって労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、その構成員である中小企業の事業主の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている一定の財形事務を行うことができることとした。（第一四条の二第一項関係）

4　3の中小企業の事業主が、その雇用する勤労者から委託を受けて行う勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、一定の方法により、当該勤労者の同意を得なければならないこととした。（第一四条の二第二項関係）

5　雇用促進事業団は、3及び4の委託並びに7の払込代行契約に関する業務に関して、当該業務を行う事業主団体に対し、必要な助成を行うこととした。（第一四条の三関係）

6　労働大臣は、事務代行団体に対し、3及び4の委託に係る事務並びに7の払込代行契約に係る事務の処理状況その他必要な事項について報告を求めることができることとした。（第一七条第二項関係）

7　勤労者が転職等をした場合で、転職先の新事業主が当該勤労者に代わって勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結できないとき等には、勤労者は、5の事務代行団体との間で払込代行契約を締結することにより、一定期間に限り、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを定期に行うことができるものとする等、転職等をした場合の勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みに係る特例制度を創設することとした。（第六条第九項関係）

8　三年以上の一定の期間を通じて勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等を有している勤労者が、当該勤労者財産形成貯蓄契約を解約して、他の財形貯蓄取扱機関との間で新たに勤労者財産形成貯蓄契約を締結する場合には、一定の要件のもとに、既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等により新たに締結した勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等を行うことができるものとする等、勤労者財産形成貯蓄契約に係る預替え制度を創設することとした。（第六条第八項）

9　3の事務代行団体は、7の勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には、当該勤労者に対し、必要な協力等をするように努めなければならないこととした。（第七条関係）

10　この法律は、平成九年一月一日から施行することとした。ただし、3～6については、平成八年一〇月一日から施行することとした。

◇公営住宅法の一部を改正する法律（法律第五五号）（建設省）

1　第一種公営住宅と第二種公営住宅の種別区分を廃止することとし、国は、事業主体に対して、予算の範囲内で、当該公営住宅の建設に要する費用の二分の一を補助するものとするとともに、事業主体は、公営住宅等として必要な住宅等を買い取ることができることとし、国は、事業主体に対して、予算の範囲内で、当該住宅等の買取りに要する費用の二分の一を補助するものとすることとした。（第七条関係）

2　事業主体は、公営住宅等として必要な住宅等を借り上げることができることとし、事業主体は、当該住宅等の建設等を行う者に対し、その費用の一部を補助することができることとするとともに、国は、事業主体が補助金を交付するときは、予算の範囲内で、その費用の一部を事業主体に対して補助するものとすることとした。（第九条関係）

3　公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体が定めることとし、入居者からの収入の申告がない場合において、入居者が事業主体の報告の求めに応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とすることとした。（第一六条第一項関係）

4　近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して、毎年度、事業主体が定めることとした。（第一六条第二項関係）

5　国は、事業主体が、3及び4により公営住宅の家賃を定める場合には、予算の範囲内で、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二〇年以内の期間、当該事業主体に対し、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の二分の一を補助するものとすることとした。（第一七条第一項関係）

6　事業主体は、入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものである場合には、入居者又は同居者の居住の安定を図るために、一定の範囲内で、一般の入居者よりも高い入居収入基準を定めることができることとした。（第二三条第二号イ関係）

7　事業主体は、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸するため整備した公営住宅については、当該低額所得者の居住の安定を図るために、一定の範囲内で、一般の入居者よりも高い入居収入基準を定めることができることとした。（第二三条第二号ロ関係）

8　公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により、当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、他の公営住宅に入居の申込みをした場合には、その者については入居者資格を具備する者とみなすこととした。（第二四条第一項関係）

9　公営住宅の入居者は、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、事業主体の承認を得なければならないこととした。（第二七条第五項関係）

10　公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、当該入居者と同居していた者は、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができることとした。（第二七条第六項関係）

11　収入超過者の毎月の家賃は、当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、毎年度、事業主体が定めることとした。（第二八条第二項関係）

12　収入超過者のうち収入が高額である等一定の要件を満たす者の毎月の家賃は、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃とすることとした。（第二九条第五項関係）

13　事業主体は、12に規定する者が明渡しの期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができることとした。（第二九条第六項関係）

14　事業主体は、収入超過者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするよう特別の配慮をしなければならないこととし、公共賃貸住宅の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならないこととした。（第三〇条関係）

15　8の入居者が、公営住宅の明渡しに伴い他の公営住宅に入居したときは、明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、新たに入居した他の公営住宅の入居期間に通算して、収入超過者に係る規定を適用することとした。（第三一条関係）

16　事業主体は、不正の行為によって公営住宅に入居した者に対して、公営住宅に入居した日から明渡しの請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができることとした。（第三二条第三項関係）

17　事業主体は、公営住宅の借上げの期間が満了するときは、入居者に対して明渡しを請求することができるものとし、事業主体が当該請求を行う場合には、六月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならないこととした。（第三二条第五項関係）

18　公営住宅建替事業の戸数要件については、新たに整備する戸数が除却すべき戸数以上であることとし、当該事業の際、社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する等の特別の事情がある場合には、入居者の存する戸数を超えれば足りるものとする等当該事業の施行の要件を緩和することとした。（第三六条関係）

19　事業主体は、公営住宅建替事業に伴って公営住宅を明け渡し、新たに整備された公営住宅に入居する者の家賃が、従前の公営住宅の最終の家賃を超える場合には、所要の負担調整措置を

止することとした。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**農畜産業振興事業団法**（法律第五三号）（農林水産省）

1 農畜産業振興事業団は、主要な畜産物、繭及び生糸並びに砂糖について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における価格の安定に必要な業務を行うとともに、あわせて乳業者等の経営に要する資金の融通の円滑化、畜産の振興に資するための事業に対する助成等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民生活の安定に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とすることとした。（第二条関係）

3 事業団の資本金は、18により出資があったものとされた金額とし、事業団は、必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

4 次に掲げる者は、事業団に出資することができることとした。（第五条関係）

㈠ 乳業者、乳業者が組織する中小企業等協同組合、乳業者たる農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が直接若しくは間接の構成員となっている農業協同組合連合会又は生乳生産者団体

㈡ 養蚕業者が直接若しくは間接の構成員となっている農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、製糸業者又は製糸業者が直接若しくは間接の構成員となっている商工組合、商工組合連合会若しくは中小企業等協同組合

5 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事一五人以内及び監事二人以内を置くこととした。（第一四条関係）

6 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命し、副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命することとした。（第一六条関係）

7 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とすることとした。（第一七条第一項関係）

8 事業団に、委員五〇人以内で組織する運営審議会を置くものとし、運営審議会は、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議し、及び理事長に意見を述べることができることとした。（第二四条及び二五条第一項関係）

9 委員は、出資者及び事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命することとし、その任期は二年とすることとした。（第二五条第二項及び第三項関係）

10 事業団は、次の業務を行うこととした。（第二八条第一項関係）

㈠ 畜産物の価格安定等に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

(1) 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

(2) イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

(3) 生乳生産者団体の申出により、畜産物の価格安定等に関する法律第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあっせんを行うこと。

(4) 畜産物の価格安定等に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。

㈡ 畜産物の価格安定等に関する法律第一三条の規定により、4㈠に掲げる出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

㈢ 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び主要な畜産物の流通の合理化のための処理若しくは保管の事業、畜産の経営若しくは技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるもの（以下「指定助成対象事業」という。）についてその経費を補助し、又は指定助成対象事業に出資すること。

㈣ 繭糸価格安定法の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

(1) 生糸の買入れ、売戻し及び売渡しを行うこと（(2)又は(3)の業務に該当するものを除く。）。

(2) 委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること及びその加工又は交換に係る生糸を当該委託をした者からの委託を受けて売り渡すこと。

(3) 生糸の輸入、繭糸価格安定法第一二条の七第一項に規定する輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第一二条の一一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

(4) (1)から(3)までの業務に伴う生糸又は繭の保管を行うこと。

㈤ 砂糖の価格安定等に関する法律の規定により次の業務を行うこと。

(1) 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

(2) 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

(3) 国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

㈥ 主要な畜産物、繭、生糸並びに砂糖類及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

㈦ ㈠から㈥までの業務に附帯する業務を行うこと。

11 事業団は、10により行う業務のほか、次の業務を行うことができることとした。（第二八条第二項関係）

㈠ 蚕糸業振興資金を財源として、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うこと。

㈡ 糖価安定資金を財源として、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他砂糖類及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助し又は当該事業に出資する業務及びこれに附帯する業務を行うこと。

12 事業団は、10及び11により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができることとした。（第二八条第三項関係）

㈠ 飲用牛乳、乳製品、食肉、鶏卵その他政令で定める主要な畜産物の需要の増進に関する業務を行うこと。

㈡ 生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務並びにこれに附帯する業務を行うこと。

13 事業団は、11及び12㈡の業務を行おうとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととした。（第二八条第四項関係）

14 事業団は、一定の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととした。（第三一条第一項関係）

15 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととし、これを変更しようとするときも同様とすることとした。（第三三条第一項関係）

16 事業団は、農林水産大臣が監督することとし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第四五条関係）

17 畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継することとした。（附則第六条第一項及び第七条第一項関係）

18 17により、事業団は畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとすることとした。（附則第六条第四項及び第七条第四項関係）

19 この法律は、一部の規定を除き公布の日から施行することとした。

◇**勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律**（法律第五四号）（労働省）

1 雇用促進事業団は、財産形成貯蓄活用給付金（勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等の払出し等をし、当該払出し等に係る金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の一定の事由のために必要な資金に充てた場合に、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金をいう。）を支払う事業主に対

推進することを目的として設立された民法第三四条の法人を、その申請により、全国に一を限って、木材安定供給確保支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができることとした。（第一七条第一項関係）

9　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第一八条関係）

㈠　認定事業計画に基づく木材の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

㈡　木材安定供給確保事業を促進するため、木材の生産又は流通に関する情報の提供及び展示会の開催その他の木材の需要の開拓を行うこと。

㈢　指定地域内において木材安定供給確保事業に関する情報の提供、相談その他の援助を行う団体の業務について、連絡調整を図り、及び助言、指導その他の援助を行うこと。

㈣　㈠から㈢までの業務の遂行に支障のない範囲内で、素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者等による木材の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

10　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四八号）（建設省）

1　都道府県知事は、沿道整備道路の指定をするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならないものとし、幹線道路網を構成する一定の道路の道路管理者又は関係市町村は、都道府県知事に対し、当該道路を沿道整備道路として指定するよう要請することができることとした。（第五条関係）

2　沿道整備道路が指定された場合には、当該沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音減少計画を定めるものとし、計画に従って、それぞれ必要な措置を講ずるものとすることとした。（第七条関係）

3　沿道整備協議会に国の地方行政機関を加えることができることとし、沿道整備協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その総意を尊重しなければならないこととした。（第八条関係）

4　沿道整備計画を沿道地区計画に改めることとし、沿道地区計画については、沿道の整備に関する方針及び沿道地区整備計画を都市計画に定めるものとするとともに、沿道地区整備計画においては、区域内において建築物の容積を適正に配分することが当該沿道地区整備計画の区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、当該沿道地区整備計画の区域を区分して沿道整備道路に面する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定めるものとすることとした。（第九条関係）

5　市町村は、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道地区計画の区域内の土地を対象として、所有権等の権利の移転等を促進する事業を行おうとするときは、沿道整備権利移転等促進計画を定めるものとすることとした。（第一〇条の二関係）

6　沿道地区計画の区域内の土地について所有権等を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により沿道整備権利移転等促進計画において定める事項を内容とする協定を締結した場合においては、当該土地について沿道整備権利移転等促進計画を定めるべきことを要請することができることとした。（第一〇条の三関係）

7　市町村は、沿道整備権利移転等促進計画を定めたときは、あらかじめ都道府県知事に通知した上で、その旨を公告しなければならないこととし、公告があったときは、公告された沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転することとした。（第一〇条の四及び第一〇条の五関係）

8　市町村は、権利の移転等を受けた者に対し、沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第一〇条の八関係）

9　土地の買入れに関する資金の貸付け及び当該建築物の建築等に要する費用の負担の対象となる区域を沿道地区計画に拡充することとした。（第一一条及び第一二条関係）

10　沿道地区整備計画の区域内に存する特定住宅について、防音上有効な構造とするために行う工事に関する助成の対象を拡充するとともに、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を移転し、又は除却する場合には、道路管理者が必要な助成措置を講ずることができることとした。（第一三条関係）

11　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（法律第四九号）（通商産業省）

1　産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六二年法律第二四号）を廃止することとした。（本則関係）

2　この法律は、平成八年五月二九日から施行することとした。

◇防衛庁設置法の一部を改正する法律（法律第五〇号）（防衛庁）

1　自衛官の定数を改めることとした。（第八条関係）

2　防衛大学校の所掌事務を改めることとした。（第一七条第三項関係）

3　統合幕僚会議に情報本部を新設することとした。（第二八条の二関係）

4　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、第一七条第三項の改正規定は、平成八年一〇月一日から施行することとした。

◇日本学術振興会法の一部を改正する法律（法律第五一号）（文部省）

1　日本学術振興会（以下「振興会」という。）の目的に、学術の応用に関する研究を行うことを追加することとした。（第一条関係）

2　資本金に関する規定を新設することとした。（第四条の二関係）

3　理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命するものとすることとした。（第一〇条及び第一三条関係）

4　振興会の業務に、学術の応用に関する研究を行うことを追加することとした。（第二〇条関係）

5　振興会は、文部大臣の認可を受けて定める基準に従って、4に掲げる業務の一部を委託することができることとした。（第二〇条の二関係）

6　振興会の財務諸表等の公開に関する規定を整備することとした。（第二五条関係）

7　罰金及び過料の額の引き上げを行うこととした。（第三八条～第四〇条関係）

8　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇自動車ターミナル法の一部を改正する法律（法律第五二号）（運輸省）

1　自動車ターミナル事業の参入を免許制から許可制に改めることとした。（第三条関係）

2　運輸大臣は、許可の申請が安全性を含めた自動車ターミナルの最低限の機能の確保の観点から定めた一定の基準に適合していれば自動車ターミナル事業の許可をするものとし、当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであるか否か、規模が当該地区における輸送量に対して適切なものであるか否か等についての審査を廃止することとした。（第六条関係）

3　自動車ターミナル事業の使用料金の設定又は変更についての認可を事前届出に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた使用料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができることとした。（第七条関係）

4　工事施行の認可、完成検査、供用開始義務、供用約款の認可、利用規程の認可及び供用義務に関する規定を廃止することとした。

5　事業改善命令及び使用命令に関する規定を廃止することとした。

6　事業の休止及び廃止についての許可を事前届出に改めることとした。（第一三条関係）

7　専用自動車ターミナルの設置等の届出及び検査に関する規定を廃止し、専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備が一定の基準に適合していることについて運輸大臣の確認を受ければ、その使用を開始できることとした。（第一五条関係）

8　バスターミナル設置の指示に関する規定を廃

(五) 林業労働者に対する(四)の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。
(六) 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
(七) 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。
(八) その他林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

11 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき5の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働省令で定める事項を労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができるものとし、この場合には、職業安定法第三七条第一項の規定は、当該認定事業主については、適用しないこととした。（第一三条第一項関係）

12 公共職業安定所は、11により林業労働者の募集に従事するセンターに対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならないこととした。（第一四条関係）

13 林業就業促進資金（10(二)及び(三)の貸付けに係る資金をいう。以下同じ。）は、無利子とし、その償還期間は、二〇年を超えない範囲内で、その据置期間は、四年を超えない範囲内で、その種類ごとに政令で定める期間とすることとした。（第一五条関係）

14 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律（法律第四六号）（農林水産省）

一 林業改善資金助成法の一部改正関係

1 林業改善資金の貸付金の種類として、新林業部門導入資金を加えることとした。（第一条関係）

2 新林業部門導入資金は、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものとすることとした。（第二条第二項関係）

3 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもって森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとすることとした。（第八条第二項関係）

二 林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正関係

1 法律の題名を、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改めることとした。（題名関係）

2 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とすることとした（第一条関係）

3 農林水産大臣は、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第二条第一項関係）

4 都道府県知事は、基本方針に即し、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想（以下「基本構想」という。）を定めることができることとした。（第二条の二第一項関係）

5 基本構想においては、林業経営基盤の強化に関する目標及び林業経営の類型ごとの指標並びに木材の生産及び流通の合理化に関する目標を定めるものとすることとした。（第二条の二第二項関係）

6 林業経営改善計画の記載事項に、林業経営の改善に関する目標を追加することとした。（第三条第二項関係）

7 都道府県知事は、林業経営改善計画の認定の申請があったときは、基本構想に照らし適切であること等の要件を満たす場合に限り、その認定をするものとすることとした。（第三条第三項関係）

8 都道府県知事による合理化計画の認定は、基本構想に照らし適切なものであること等の要件を満たす場合に限り、するものとすることとした。（第四条第四項関係）

9 農林漁業金融公庫が林業経営改善計画の認定を受けた者に対し当該認定に係る措置（森林（森林とする土地を含む。）の取得についての措置であって林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、農林漁業金融公庫法の規定にかかわらず、それぞれ三五年以内及び二五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとすることとした。（第五条第三項関係）

10 1の新林業部門導入資金のうち、林業経営改善計画の認定を受けた者が当該認定に係る措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、林業改善資金助成法の規定にかかわらず、一二年以内で政令で定める期間とするとともに、貸付限度額の特例を設けることとした。（第九条第一項及び第二項関係）

11 林業経営改善計画の認定を受けた者であって当該認定に係る林業経営改善計画に従って林業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができることとした。（第一〇条関係）

三 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇木材の安定供給の確保に関する特別措置法（法律第四七号）（農林水産省）

1 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 都道府県知事は、森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができることとした。（第二条第一項関係）
(一) その地域における森林の林齢その他の森林資源の状況からみて、林業的利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること。
(二) その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）が行われることにより、素材生産の安定が図られるとともに、木材製造業の事業規模が拡大すると認められること。

3 指定地域内に事業所を有する木材製造業を営む者又はその組織する団体（以下「木材製造業者等」という。）及び当該指定地域内の森林の森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、共同して、木材安定供給確保事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第四条第一項関係）

4 事業計画には、森林組合等が木材製造業者等又は森林所有者等との安定的な取引関係に基づき行う木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができることとした。（第四条第二項関係）

5 事業計画の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る第三の二の森林組合等を含む。以下「認定事業者」という。）が当該認定に係る事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って行う立木の伐採については、森林法第一〇条第一項本文の規定は、適用しないこととした。（第七条関係）

6 認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第一〇条の二第一項の許可があったものとみなすこととした。（第八条関係）

7 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って立木を伐採する場合には、森林法第三四条第一項の許可があったものとみなすこととした。（第九条関係）

8 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支

[illegible]行為により電話勧誘顧客と指定商品等につき当該売買契約等を郵便等により締結した場合におけるその購入者等は、4の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合等を除き、書面によりその売買契約等の申込みの撤回又はその売買契約等の解除を行うことができることとするとともに、所要の規定を設けることとした。（第九条の一二関係）

10　販売業者等は、電話勧誘行為により電話勧誘顧客と指定商品等につき当該売買契約等を郵便等により締結した場合等において、その売買契約等が解除されたときは、損害賠償額の予定等があるときにおいても、一定額を超える額の金銭の支払いを購入者等に対して請求することができないこととした。（第九条の一三関係）

11　連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする場合等における禁止行為の対象者に、連鎖販売業を行う者（統括者又は勧誘者以外の者であって、連鎖販売業を行う者に限る。以下同じ。）を加えることとした。（第一二条関係）

12　主務大臣は、勧誘者が禁止行為に係る規定に違反した場合等において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその勧誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が禁止行為に係る規定に違反した場合等において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときはその連鎖販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができることとした。（第一五条関係）

13　主務大臣は、勧誘者が禁止行為に係る規定に違反した場合等において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき若しくは勧誘者が12の規定による指示に従わないときはその勧誘者に対し、又は連鎖販売業を行う者が禁止行為に係る規定に違反した場合等において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の[illegible]害されるおそれがあると認めるとき若しくは[illegible]が12の規定による指示に従わないときはその連鎖販売業を行う者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができることとした。（第一六条関係）

14　主務大臣は、訪問販売等に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、連鎖販売業を行う者に対し報告をさせ、又はその職員に、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の事業所に立ち入り、物件を検査させることができることとした。（第二〇条の二関係）

15　連鎖販売取引における契約の解除を行うことができる期間を、二〇日に延長することとした。（第一七条関係）

16　何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引又は連鎖販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができることとするとともに、主務大臣は、申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置をとらなければならないこととした。（第一八条の二関係）

17　訪問販売等に関する法律に係る諮問審議会を消費経済審議会に変更することとした。（第一九条関係）

二　通商産業省設置法の一部改正関係

製品安全及び家庭用品品質表示審議会を廃止し、消費経済審議会を新設するとともに、その調査審議する事項を定めることとした。（第七条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇林業労働力の確保の促進に関する法律（法律第四五号）（農林水産省）

1　この法律は、林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第三条関係）

3　都道府県知事は、基本方針に即して、農林水産大臣及び労働大臣に協議して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができることとした。（第四条第一項関係）

4　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすることとした。（第四条第二項関係）

㈠　林業における経営及び雇用の動向に関する事項

㈡　林業労働力の確保の促進に関する方針

㈢　事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

㈣　新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

㈤　その他林業労働力の確保の促進に関する事項

5　事業主は、単独で又は他の事業主若しくは9のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとした。（第五条第一項関係）

6　5の計画には、改善措置の目標、内容及び実施時期、改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法並びに9のセンターが11により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該募集に係る労働条件その他の募集の内容を記載しなければならないこととした。（第五条第二項関係）

7　林業改善資金助成法第一条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であって、5の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が当該認定に係る計画（以下「認定計画」という。）に従って改善措置を行うのに必要なものの償還期間は、同法の規定にかかわらず、一五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とすることとした。（第七条関係）

8　他の事業主及び9のセンターとの共同の申請に基づき5の認定を受けた素材生産業を営む者又はその組織する団体は、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができることとした。（第八条関係）

9　都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法第三四条の法人であって、10の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）として指定することができることとした。（第一一条関係）

10　センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第一二条関係）

㈠　認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。

㈡　新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であって政令で定めるものの貸付けを行うこと。

㈢　認定事業主に対し、認定計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対する㈡の資金の支給に必要な資金であって政令で定めるものの貸付けを行うこと。

㈣　認定事業主に対し、森林施業の効率化又は森林施業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。

会による裁決がない場合に限り提起することができることとした。（第七一条関係）

三　労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正関係

1　一の1又は二の1により労働保険審査会に対して再審査請求がされたときは、その決定を経ないで当該再審査請求がされた労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に対する審査請求は取り下げられたものとみなす等の措置を講ずることとした。（第一七条の二第三項及び第四九条関係）

2　労働保険審査会は委員九人をもって組織するものとし、委員のうち三人は非常勤とすることができることとした。（第二六条関係）

四　施行期日

この法律は、平成八年七月一日から施行することとした。

◇国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第四三号）（厚生省）

1　国立病院等の用に供されている資産の譲渡に関する特別措置を講ずることができる医療法第三一条に規定する者等（以下「公的医療機関の開設者等」という。）が国立病院等として経営されている医療機関の移譲（医療機関の用に供されている資産の譲渡で、引継職員比率が二分の一以上であるものをいう。）を受け引き続き開設する医療機関に、これと一体として整備することが当該医療機関の機能の向上に資する保健衛生施設、社会福祉施設等であって、当該医療機関の開設と併せて整備するもの（以下「特定整備施設」という。）を含むこととした。（第二条第一項関係）

2　1の引継職員比率は、国立病院等の用に供されている資産の譲渡に係る契約の締結日（以下「契約日」という。）において、当該国立病院等において常時勤務に服することを要する国家公務員（以下「常勤職員」という。）であって当該資産の譲渡を受けて経営する医療機関の職員となることが見込まれるものの数を、契約日の属する年度の前年度の末日における当該国立病院等の定員（行政機関の職員の定員に関する法律第一条第一項の定員をいう。）（以下「基準定員」という。）で除して得た比率とすることとした。（第二条第二項関係）

3　国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の用に供されている資産の譲渡（当該国立病院等の用に供されている資産の譲渡で、国立病院等の職員が、当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることを伴うもののうち、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることが見込まれるものの数が、基準定員の三分の一以上二分の一未満であるものに限る。）を受け、引き続きその者の開設する医療機関（特定整備施設を含む。）の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその八割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその七割五分を減額した価額で譲渡することができることとした。ただし、国立病院等が離島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、辺地、振興山村又は過疎地域（以下「特例地域」という。）にある場合は、地方公共団体に対しては時価からその九割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその八割を減額した価額で譲渡することができることとした。（第二条の二関係）

4　国は、地方公共団体が国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受け、引き続きその開設する医療機関（特定整備施設を含む。）の用に供し、かつ、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により委託しようとする場合であって、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であって同条第四項の管理受託者に当該委託に係る医療機関の職員として採用されることが見込まれるものの数（以下「引継職員数」という。）が基準定員の三分の一以上であるときは、当該資産を、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める価額で譲渡することができることとした。（第二条の三関係）

㈠　引継職員数が基準定員数の二分の一以上であるとき　無償

㈡　引継職員数が基準定員数の三分の一以上二分の一未満であるとき　時価からその八割（当該国立病院等が特例地域にある場合は、九割）を減額した価額

5　国は、予算の範囲内において、国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、当該医療機関の整備に関する費用の一部を補助することができることとした。（第七条第一項関係）

6　国は、予算の範囲内において、第二条の二に規定する譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等又は第二条の三に規定する資産の譲渡を受け管理委託をする地方公共団体に対し、当該医療機関の運営に要する費用を補助することができることとした。（第七条第二項関係）

7　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律（法律第四四号）（通商産業省）

一　訪問販売等に関する法律の一部改正関係

1　「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいうこととした。（第二条第三項関係）

2　販売業者等は、電話勧誘販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者等の氏名又は名称及びその勧誘を行う者の氏名並びに商品等の種類並びにその電話が売買契約等の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならないこととした。（第九条の四関係）

3　販売業者等は、電話勧誘販売に係る売買契約等を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約等の締結について勧誘をしてはならないこととした。（第九条の五関係）

4　販売業者等は、電話勧誘行為により電話勧誘顧客から指定商品等につき当該売買契約等の申込みを郵便等により受けたとき又は電話勧誘行為により電話勧誘顧客と指定商品等につき当該売買契約等を郵便等により締結したとき等は、遅滞なく、一定の事項についてその申込みの内容を記載した書面又はその売買契約等の内容を明らかにする書面を交付しなければならないこととした。（第九条の六及び第九条の七関係）

5　販売業者等は、前払式の電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該指定商品等につき売買契約等の申込みを受け、かつ、その代金等の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、その申込みに係る諾否等を書面により通知しなければならないこととした。（第九条の八関係）

6　販売業者等は、電話勧誘販売に係る売買契約等の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約等の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約等に関する事項であって、電話勧誘顧客又は購入者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならないこととするとともに、電話勧誘販売に係る売買契約等を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約等の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならないこととした。（第九条の九関係）

7　主務大臣は、販売業者等が2～6の規定に違反した場合等において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者等に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができることとした。（第九条の一〇関係）

8　主務大臣は、販売業者等が2～6の規定に違反した場合等において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者等が7の規定による指示に従わないときは、その販売業者等に対し、一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができることとした。（第九条の一一関係）

9　販売業者等が電話勧誘行為により電話勧誘

三条関係）

3　塩の製造を業として行おうとする者（再製造若しくは性状が特殊な塩（以下「特殊用塩」という。）又は製造の方法が特殊な塩（以下「特殊製法塩」という。）のみの製造を業として行おうとする者を除く。）は、大蔵大臣の登録を受けなければならないこととするとともに、当該登録及び登録を受けた者に関し、必要な規定を設けることとした。（第五条～第一四条関係）

4　特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を業として行おうとする者は、大蔵大臣に届け出なければならないこととした。（第一五条関係）

5　塩の特定販売（自ら又は他の者に委託して輸入をした塩を販売し、又は自ら使用することをいう。）を業として行おうとする者（特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。）は、大蔵大臣の登録を受けなければならないこととするとともに、当該登録及び登録を受けた者に関し、必要な規定を設けることとした。（第一六条及び第一七条関係）

6　特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者は、大蔵大臣に届け出なければならないこととした。（第一八条関係）

7　塩の卸売を業として行おうとする者（特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。）は、大蔵大臣の登録を受けなければならないこととするとともに、当該登録及び登録を受けた者に関し、必要な規定を設けることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

8　大蔵大臣は、民法第三四条の規定による法人であって、生活用塩の供給、塩の備蓄、緊急時の塩の供給等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限って、塩事業センター（以下「センター」という。）として指定することができることとした。（第二一条及び第二二条関係）

9　センターは、生活用塩の供給に係る業務を行うに当たり、生活用塩の販売についての契約（以下「販売店契約」という。）をセンターと締結した者に生活用塩を販売させることができることとするとともに、販売店契約に係るセンターの業務（販売店契約者に対する生活用塩の売渡しを除く。）の全部又は一部を塩卸売業者に委託することができることとした。（第二三条関係）

10　その他、センターの業務規程、区分経理、事業計画等について必要な規定を設けることとした。（第二四条～第二九条関係）

11　大蔵大臣は、緊急時においては、センターに対し、センターの業務に係る塩の供給その他の措置をとるべきことを命ずることができることとするとともに、特に必要があると認めるときは、塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者に対し、塩の製造予定数量の増加その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。（第三一条関係）

12　この法律は、平成九年四月一日から施行することとした。ただし、センターの指定等及び塩専売事業に係る財産の承継並びに助成業務に関する規定等は、公布の日から施行することとした。

13　センターは、助成業務の業務規程の認可を受けた日から平成一四年三月三一日までの間、製造者又は元売人が塩に係るその事業の合理化を促進するために要する費用及びその塩に係る営業を廃止するための費用に充てるための助成金の交付を行う業務（助成業務）を行うこととするとともに、当該業務に係る特別勘定への繰出、区分経理等の必要な規定を設けることとした。（附則第三条及び第四条関係）

14　塩専売法は廃止することとした。（附則第一〇条関係）

15　平成一四年三月三一日までは、塩製造業者は、センター及び塩卸売業者以外の者に塩を売り渡してはならないこととした。（附則第三七条関係）

16　平成一四年三月三一日までは、センター以外の者は、特定の化学製品の製造の用に供するための塩以外の塩の特定販売（旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入をした塩等及び特殊用塩に係るものを除く。）を行ってはならないこととするとともに、特定の化学製品の製造の用に供するための塩の特定販売に関し、必要な規定を設けることとした。

政府は、本邦通貨の外国為替相場の変動その他の塩製造業者の努力の限界を超えると認められる経済情勢の変化があった場合には、前記の特定販売に関する経過措置（経過措置の期限を含む。）について検討を加え、必要があると認めるときは、平成一四年三月三一日までに所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第三八条及び第三九条関係）

17　大蔵大臣は、平成一四年三月三一日までは、塩の卸売業者の登録を受けようとする者が、塩の卸売を業として行うに足る経験を有するものとして定める要件を満たさないときは、その登録を拒否することができることとした。（附則第四〇条関係）

18　センターは、平成一四年三月三一日までは、生活用塩の供給を行うほか、生活用以外の用途に使用される塩の供給を行うことができることとした。（附則第四一条関係）

◇社会保障研究所の解散に関する法律（法律第四〇号）（厚生省）

1　社会保障研究所は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属することとした。（第一項関係）

2　社会保障研究所法は、廃止することとした。

3　この法律は、平成八年一二月一日から施行することとした。

◇平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（法律第四一号）（大蔵省）

1　平成八年度における公債の発行の特例に関する措置、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　財政法第四条第一項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第二条第一項関係）

3　2による公債の発行は、平成九年六月三〇日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る収入は、平成八年度所属の歳入とすることとした。（第二条第二項関係）

4　2の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととした。（第二条第三項関係）

5　2により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとすることとした。（第二条第四項関係）

6　平成八年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）附則第七九条に規定する国庫負担に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から八、〇〇〇億円を控除した額を、繰り入れるものとすることとした。（第三条第一項関係）

7　政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、八、〇〇〇億円及び繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとすることとした。（第三条第二項関係）

8　平成八年度において、外国為替資金特別会計法第一三条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、二、〇〇〇億円を限り、一般会計へ繰り入れることができることとした。（第四条関係）

9　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（法律第四二号）（労働省）

一　労働者災害補償保険法の一部改正関係

1　審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても労働者災害補償保険審査官による決定がないときは、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとした。（第三五条第二項関係）

2　不服申立て中の処分の取消しの訴えは、再審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査会による裁決がない場合に限り提起することができることとした。（第三七条関係）

二　雇用保険法の一部改正関係

1　審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても雇用保険審査官による決定がないときは、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることとした。（第六九条第二項関係）

2　不服申立て中の処分の取消しの訴えは、再審査請求後三箇月を経過しても労働保険審査

係）
4　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、主たる事務所の所在地に係る規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇航空法の一部を改正する法律（法律第三五号）（運輸省）

1　騒音基準適合証明制度を廃止し、耐空証明に当たっての検査の基準に航空機の騒音の基準及び航空機の発動機の排出物の基準を加えることとした。（第一〇条第四項及び第二〇条関係）
2　耐空証明に当たっての検査について、次に掲げる航空機については、現状についても検査の一部を省略できることとした。（第一〇条第六項関係）
㈠　型式証明を受けた型式の航空機のうち、航空機の製造及び完成後の検査の能力について運輸大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、航空法第一〇条第四項の基準に適合することを確認した航空機
㈡　型式証明を受けた型式の航空機のうち、政令で定める輸入した航空機
㈢　耐空証明を受けたことのある航空機のうち、航空機の整備及び整備後の検査の能力について運輸大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、航空法第一〇条第四項の基準に適合することを確認した航空機
3　運輸大臣は、型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更について、承認を行うこととした。（第一三条の二関係）
4　発動機、プロペラその他運輸省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品であって、次に掲げるいずれかに該当するものは、予備品証明を受けたものとみなすこととした。（第一七条第三項関係）
㈠　装備品の製造及び完成後の検査の能力について運輸大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、航空法第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品
㈡　航空機の製造及び完成後の検査の能力について運輸大臣の認定を受けた者が、航空法第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品
㈢　装備品の修理又は改造の能力について運輸大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、航空法第一〇条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品
㈣　運輸省令で定める輸入した装備品
5　予備品証明及び装備品の修理又は改造について運輸大臣の認定を受けた者の確認に付していた有効期間及び航空機の型式の限定を廃止することとした。（第一七条関係）
6　運輸大臣が航空機又は装備品に関する業務の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行う認定の制度を一元化することとした。（第二〇条関係）
7　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、改正前の航空法の規定により型式証明を受けた航空機の型式の設計について運輸大臣が行う承認についての附則の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律（法律第三六号）（運輸省）

1　関西国際空港の設置及び管理のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めるものに係る空港用地の造成及び処分（以下「特定用地造成事業」という。）は、運輸大臣が指定する者（以下「指定造成事業者」という。）が当該空港用地を関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）に貸し付け、当該貸付けの終了後会社に譲渡することとした。（第七条第一項関係）
2　特定用地造成事業は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならないこととした。（第七条第二項関係）
3　指定造成事業者の指定は、一定の要件を備える法人の申請があった場合において、行うものとすることとした。（第七条の二第一項関係）
4　指定造成事業者は、特定用地造成事業の開始前に、会社と協議して、特定用地造成事業の実施に関する計画を定め、運輸大臣に提出しなければならないこととした。（第七条の二第二項関係）
5　指定造成事業者は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の事業計画を運輸大臣に提出しなければならないこととした。（第七条の二第三項関係）
6　運輸大臣は、指定造成事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第七条の二第四項関係）
7　運輸大臣は、一定の場合、指定造成事業者の指定を取り消すことができることとした。（第七条の三関係）
8　会社及び地方公共団体は、特定用地造成事業を目的とする法人に対して出資することができることとした。（第七条の四第一項関係）
9　政府は、予算の範囲内において、会社に対し、8の出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとした。（第七条の四第二項関係）
10　報告及び検査、罰則等に関し所要の規定の整備を行うこととした。（第二三条、第二七条及び第二八条関係）
11　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三七号）（労働省）

1　都道府県知事は、二以上のシルバー人材センターを会員とし、2の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、一定の区域ごとに一を限り、シルバー人材センター連合として指定することができることとした。（第四八条の二関係）
2　シルバー人材センター連合は、指定区域において、高年齢退職者のために臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、及び提供する等のほか、労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができることとした。（第四八条の三関係）
3　労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について連絡調整を図ること等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、全国を通じて一に限り、全国シルバー人材センター事業協会として指定することができることとした。（第四九条関係）
4　この法律は、平成八年一〇月一日から施行することとした。

◇生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律（法律第三八号）（農林水産省）

1　生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）の目的に、生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究の業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを追加することとした。（第一条第一項関係）
2　機構は、3に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとした。（第五条第二項関係）
3　機構は、1に規定する目的を達成するため、次の業務を行うこととした。（第二九条第一項関係）
㈠　生物系特定産業技術に関する基礎的試験研究を行うこと。
㈡　㈠の業務に係る成果を普及すること。
㈢　㈠及び㈡の業務に附帯する業務を行うこと。
㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、1に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
4　機構は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従って、3㈠に掲げる業務の一部を委託することができることとした。（第二九条の二関係）
5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇塩事業法（法律第三九号）（大蔵省）

1　この法律は、塩専売制度の廃止に伴い、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資することを目的とすることとした。（第一条関係）
2　大蔵大臣は、毎年度、塩需給見通しを策定し、これを公表しなければならないこととした。（第

法令のあらまし

◇外務公務員法の一部を改正する法律（法律第三一号）（外務省）

1　国籍を有しない又は外国の国籍を有する者を配偶者とする者が外務公務員となることができるようにすることとした。（第七条関係）

2　この法律は、平成八年一〇月一日から施行することとした。

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第三二号）（環境庁）

1　目的規定に建築物の解体等に伴う特定粉じんの排出等の規制及び有害大気汚染物質対策の実施の推進を追加することとした。（第一条関係）

2　この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものが使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいうこととした。（第二条第八項関係）

3　この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（硫黄酸化物及び有害物質に限る。）及び特定粉じんを除く。）をいうこととした。（第二条第九項関係）

4　自動車排出ガスに係る許容限度の対象となる自動車に道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を加えることとした。（第二条第一〇項関係）

5　事故により大気の汚染が生じた場合における応急措置義務及び都道府県知事による措置命令等の対象となる施設及び物質にばい煙発生施設及びばい煙を加えることとした。（第一七条第一項及び第三項関係）

6　事故発生時における都道府県知事への通報を事業者に義務付けることとした。（第一七条第二項関係）

7　特定粉じん排出等作業に係る作業基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業の[illegible]に関する基準[illegible]定めることとした。（第一八条の一四関係）

8　特定粉じん排出等作業の実施の届出及び当該届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときの計画変更命令について規定することとした。（第一八条の一五及び第一八条の一六関係）

9　特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する者は、作業基準を遵守しなければならないこととした。（第一八条の一七関係）

10　都道府県知事は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する者が作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができることとした。（第一八条の一八関係）

11　特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の注文者は、当該建設工事を施工する者に対し、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこととした。（第一八条の一九関係）

12　第二章の三として有害大気汚染物質対策の推進に関する章を加えることとした。

13　有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならないこととした。（第一八条の二〇関係）

14　事業者は、その事業活動に伴う有害大気汚染物質の排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととした。（第一八条の二一関係）

15　有害大気汚染物質に係る国の施策として、次の事項を規定することとした。（第一八条の二二関係）

(一)　地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気の汚染の状況の把握のための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならないこととした。

(二)　(一)の調査の実施状況及び科学的知見の充実の程度に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならないこととした。

(三)　事業者が14の措置を講ずることを促進し、又は16の地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、及びその成果の普及を図るように努めなければならないこととした。

16　有害大気汚染物質に係る地方公共団体の施策として、次の事項を規定した。（第一八条の二三関係）

(一)　その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならないこととした。

(二)　事業者に対し、14の措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努めるとともに、住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならないこととした。

17　何人も、その日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならないこととした。（第一八条の二四関係）

18　大気の汚染に係る緊急時における硫黄酸化物に係るばい煙量の減少のための措置に関する計画の届出及び勧告に関する規定を削除することとした。（第二三条関係）

19　罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

20　環境庁長官は、当分の間、有害大気汚染物質のうちその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令に定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表することとした。（附則第九項関係）

21　都道府県知事は、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質抑制基準を勘案して、指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告を行うとともに、当該勧告に必要な限度において、報告を求めることができることとした。（附則第一〇項及び第一一項関係）

22　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

23　政府は、この法律の施行後三年を目途として、各種の事情を総合的に勘案して、この法律に規定する有害大気汚染物質対策の推進に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを未然に防止するため、所要の措置を講ずることとした。

24　罰則の適用に関する経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。

◇本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律（法律第三三号）（建設省）

1　本州四国連絡橋公団の主たる事務所の所在地を神戸市とすることとした。（第三条関係）

2　本州四国連絡橋公団の理事及び監事の任期は、二年とすることとした。（第二一条関係）

3　本州四国連絡橋公団の事業報告書等の公開に関する規定の整備を行うこととした。（第三六条関係）

4　政府は、当分の間、本州四国連絡橋公団に対し、無利子貸付けを行うことができることとした。（附則関係）

5　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成九年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇新東京国際空港公団法の一部を改正する法律（法律第三四号）（運輸省）

1　新東京国際空港公団の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県に変更することとした。（第四条第一項関係）

2　理事及び監事の任期を四年から二年に変更することとした。（第一二条第一項関係）

3　附属明細書、事業報告書及び決算報告書を事務所に備え置くこととした。（第二七条第三項関

●通商産業省

●大　蔵　省

目録